歷朝詔詞解
寶鏡祕考
神璽三辯
神器考證
大嘗會儀式具釋
神異例
螢蠅抄

PL
753
M6
v.7

Mozume, Takami (ed.)
Shinchū kōgaku sōsho

East
Asiatic
Studies

PLEASE DO NOT REMOVE
CARDS OR SLIPS FROM THIS POCKET

UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY

文學博士 物集高見編

新註

皇學叢書

第七巻

廣文庫刊行會

PL
753
M6
V. 7

LIBRARY
SEP 26 1966
UNIVERSITY OF TORONTO

1126371

新註皇學叢書第七卷題辭

衆議院議員 床次竹二郎先生

大阪每日新聞社社長 本山彥一先生

頭山滿先生

皇國之精華

李山松陰書

参政一致億兆一心

湛山書

例　言

一、本卷は皇學叢書第七卷として、續紀歷朝詔詞解、寶鏡祕考、神璽三辨、神器考證、大甞會儀式具釋、歷朝神異例、螢蠅抄を收錄した。

一、續紀歷朝詔詞解は、享和三年九月刊行の板本を底本とし、諸書を參照して校訂頭註を施した。

一、寶鏡祕考、神璽三辨は、伴信友全集所收のものを底本とし、所引文は一々原本につき對校し、諸書を參照して頭註を施した。

一、神器考證は、明治三十一年國學院刊行本をもとゝし、諸書を參照して頭註を施した。

一、大甞會儀式具釋は左の諸書を參照して校訂頭註を施した。

貞觀儀式　　延喜式　　江次第抄

大嘗會儀式便蒙　　大甞祭儀通覽

一、歷朝神異例は、傳寫本をもとゝし、所引文は一々原本につき對校し、其他誤字脫字等他本と比校し、つとめて校訂補修を了した。

一、螢蠅抄は、文政八年刊行の板本を底本とし、諸書を參照して校訂頭註を施した。

新註 皇學叢書第七卷目次

解題……一—三〇
續紀歷朝詔詞解……一—二四八
序……一—二
第一卷……三—四〇
第二卷……四一—九五
第三卷……九八—一三三
第四卷……一三四—一五七
第五卷……一五八—二一二
第六卷……二一三—二四八
寶鏡秘考……二四九—二八〇
神璽三辨……二八一—二九〇
神器考證……二九一—三五〇
大嘗會儀式具釋……三五一—四九二

第一巻……三五一—三六七
第二巻……三六八—三七三
第三巻……三七四—三七八
第四巻……三七九—三八六
第五巻……三八七—四〇五
第六巻……四〇六—四三五
第七巻……四三六—四六六
第八巻……四六七—四七七
第九巻……四七八—四九二

歴朝神異例……四九三—七一四

第一巻
天照大御神ノ靈異……四九七—五三六
第二巻
内侍所神鏡靈異……五三七—五六九
第三巻
熱田大御神ノ靈異……五七〇—五八六
八坂瓊曲玉靈異（附倉稻魂之神 神璽靈異）……五八七—五九四
第四巻
天皇皇祖神ノ靈異……五九五—六一七
八幡大神ノ靈異……六一七—六二九
第五巻
罰ニ夷賊ヲ玉フ神ノ靈異……六三〇—六五六
第六巻
修ニ理テ國土ヲ玉フ神ノ靈異……六五七—六六八
臨テ事ニ護助玉フ神ノ靈異……六六八—六八二
令レ知ニ兵革凶災ヲ神ノ靈異……六八二—六八七
第七巻
諸神ノ雜靈異……六八八—六九五
祟咎玉フ天神地祇ノ靈異……六九五—七〇九
忿罰玉フ諸神ノ靈異……七〇九—七一四

螢蠅抄……七一九—八五四

序……七一五
引用書目……七一五—七一八

第一卷……七一九―七三三
第二卷……七三三―七五二
第三卷……七五三―七七五

第四卷……七七六―八〇九
第五卷……八一〇―八四三
附錄……八四四―八五四

新註皇學叢書第七卷目次終

解題

歴朝詔詞解

一　內容と著作年代

本書を正しく呼ぶならば、續紀歴朝詔詞解であり、鈴屋翁晩年の撰著である。「文政十二年巳丑八月二十三日　本居大平」と卷尾に記された略年譜の說によると、寬政十二年（卽ち翁は旣に七十一歲である）の條に、

歴朝詔詞解旣に成、（今年みづから彫したを書おき給ふ……。）

とあつて、刊行されたのは享和年中で、全部六卷とし、首に大神安守の序を添へてある。それに漢佛思想の影響による諸現象を痛擊したところを特徵として高調し、本書の永久に殘さるべき寶典なることを明言してゐる。本書の內容を表示すると次のやうになる。續日本紀所載の詔すべて六十二を六卷に分說したから、

第一卷　一——四
第二卷　五——十三

第　三　卷　　十四――廿三

第　四　卷　　廿四――卅一

第　五　卷　　卅二――四十七

第　六　卷　　四十八――六十二

かういふ風になつてゐる。さうして最初に「宣命」の解や、その制度儀式等を述べ、その使用文字にまで及んで懇切に說き示された。

續紀のつぎ〳〵、後紀よりこなたの史どもなる宣命詞を、つぎ〳〵見もてゆくに、御世々々を經るまに〳〵、古言はやうやうに少くなりつゝ、たゞ漢意漢詞のみ、いよ〳〵ます〳〵おほく……文字の書ざまのみ、いにしへの宣命書にて、すべてたゞ漢文ぶりにて、むげに見どころなく、いと拙き物にぞなりきにける……（卷一）

これが歷朝の「詔詞」を通觀された翁の感想である。要するに本書はたゞ國語國文のためにする釋義ではなくて、それ以上の思想的產物であることを忘れてはならぬ。そこに本書の眞價があり、同時にまた純科學的な冷靜から、本書をよみかへす者の不滿があるに違ひない。同じ古代日本の硏究者中からも、甚しく反鈴屋系な鬪士を出すに至つた理由の一面も、よく知られると思ふ。

二　封建制讚美論

翁は「漢意」の排斥者であり、同時に封建制度の謳歌者であつた。前半の事實は萬人悉知のことゝ考へられるけれども、後半の郡縣制度否定論は、知らぬ人も多からうと思ふから、次に明證をあげる。

第三詔の解にいふ。

周の代までの封建の制といひしは皇國の上代よりのさまにをさ〳〵異なることもなかりしを、今ならひとりたまへるは秦よりこなたの郡縣の制といふものにて……うはべこそめでたくとゝのひ備はれるが如くなれ、まことにはこれぞ中々に朝廷の大御稜威の衰へ坐べき基本をはじめ給へる物なりける。此後やう〳〵に臣等の威權つよく盛になりて……天皇をもなほざりに思ひ奉るやうになりぬるはもと人の心此漢國ぶりにうつりて皇國の意を忘れたるより起れるものを、世々の物しり人たちも……此ことわりをえさとらず、世に此天皇を中興の君としも心得ためり（卷一）

翁の見解は種々な意味に於て我等の興味をひくものがある。その封建承認論と尊皇主義の調和してゐること、――これは幕末に於ける所謂「佐幕」系人物に對する一部人士の誣言（卽ち彼等を佐幕或は公武合體論なるが故に討幕論者に比し反皇室的なりと說く類）を痛快に突破し去るべき衝角である。――それから他の一つは更に重大なものと信ぜられる。「皇室」「皇國」のためには聖天子の御行動をも自由に批判すべしとする態度である。この點が恐らく維新前に於ける尊皇論者の特色であり、彼等がどこまでも純情な「憂君」「憂國」の徒なりしことを告げる事實であらう。勿論、天智帝に對する翁の批判が正當か否かは我等の問題とするところでないけれども、その「心」君と國とのためには「君」

の御態度でもすべてを承認し迎合すべきでないとする思想は尊皇思想史の上に於て閑却を許さぬものがあらう。維新後の國學が思想的に不振を極めてゐる理由の一端は、古國學の尊皇憂國思想を誤解或は曲解したためではなからうか。

三　時代思想論（上）

更に留意すべき事實は高野天皇の御態度である。卷四に載せた第廿九詔の中に、聖武帝の遺詔として次の句がある。

天先帝乃御命……天下方朕子伊末之仁授給……王乎奴止成止毛奴乎王止云止毛汝乃爲牟末仁末仁

翁は本詔について詳說を避けて居られるやうであるが、これは奈良朝史上に大きな波紋を畫かしめるものとしか考へられない。假に聖武帝にこの御詞があつたとする。廢帝や「弓削法王」問題で女帝を論じ奉ることは出來ないわけである。それは何等の不思議もなしに行はれ得べきことだつたといはなければならない。それから他の一面から右の一節をよむとき、また多くの興味がある。

奈良朝が古代生活史の上に於て最も著しく民衆勢力の史上に投影せるときである。しかも、さういふ時代に此種の極端な思想が貴人の一部に流れてゐたとするならば、かなり危險な狀態であつたと見なければなるまい。山上憶良の貧窮問答歌には（萬葉集卷五）一歩を轉じたら社會主義的思想の成

立する素地を示してゐるし、遷都問題については、庶民に讃否を投票せしめた事實まである。それは天平十六年閏正月のことであつて、その時代に於ける民衆的色彩を明證する。續日本紀卷十五、同月戊辰條に、

遣二從三位巨勢朝臣奈氏麻呂一……就レ市問二定京之事一。市人皆願下以二恭仁京一爲上レ都。但有願難波者一人。願平城者一人。

遷都問題と民衆投票――無限の興味と暗示とがあるではないか。維新初年の定都問題がかういふ文化的（？）方法で行はれたら「東京市」は永久に生れなかつたかも知れない。所謂「民衆主義」の實價もよくうかゞはれる。

四　時代思想論（下）

前にあげた女帝の御宣言について何等の批評をも試みられなかつた翁は、「三寶の奴」問題については決して默過されなかつた。卷二に收めた第十二詔、それは天平勝寶元年四月東大寺行幸に臨んで發せられた次の宣命である。――要點だけあげる――

三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命、盧舍那像乃大前仁奏賜部止奏……

本居翁は冒頭に、この句について次の一節を殘された。

そもそも此の天皇の、殊に佛法を深く信じ尊み給ひし御事は、申すもさらなる中に　これらの御言は、天神の御子尊の、かけても詔給ふべき御言とはおぼえず、あまりにあさましくかなしくて、讀擧るも、いとゆゝしく畏ければ……心あらむ人は、此はじめの八字をば、目をふたぎて過すべくなむ。

翁一流の排佛的氣慨があふれてゐる。しかし、かういふ風な思想上の態度には當時から一部の反感もあつたらうと考へる。敬神の念に厚く憂國の至誠が殆んど宗教的信念のやうに出來あがつてゐた翁のことであるから、少なくも他の信仰を有するものに對しても、信仰心理――假にかく稱す――の諒解があるべき筈と想はれるけれども、全然さうでなかつたのかも知れない。本書卷六第四十七詔の解に、

すべて此高野天皇の御世のほどは、禍津日神の心の、いかにあらびにあらびたりけむ、たぐひなきまが事ども多く、殊に道鏡が事は、神代よりたぐひなく、いはむかたもなき大禍事にぞ有ける、かゝるいみじき亂は、まことに三寶の驗……四大天王の不可思議威神の力の守護にこそは有けめと、いともくゆゝしくあさましくなむ。

これも甚しき排佛的曲解の一であらう。前文にあげた聖武帝の女帝への御詞（王を奴とするとも奴を王とするとも自由であるとのそれ）に對して、何等の見解を殘されなかつた翁がこゝでかういはれてゐるのは少しく意外である。これが翁の眞意と見られるならば、前の詔の重大な意義を輕々に觀過されたことゝなる。そのいづれにしても本書にあらはれた翁の至純な殉道的精神を少しなりともくもら

せるものがあるやうにも思へる。それは甚だしく遺憾なことである。道鏡一件などについても佛教過信の罪を責める――これは正しいとしても――それと同等に「王を奴とし奴を王とする」自由を許されたことが批評されなければならぬ筈であつた。しかし、一歩を退ていふならば、聖武帝の御詞なるものの實否は疑ひ得られる。廢帝の不祥事件を幾分なりとも合理化しやうとしたゝめの「宣言」かも知れない。

右にあげた諸例の他にも傳へらるべきことは多い。藤原光明子立后のときの詔詞などは後宮制度史の上から重大な意味を持つてゐるし、第五十一詔の評に、

> 此詔漢文めきたること雜らず、すべての文、殊に古ざまにしていと〳〵めでたきは、古き此狀の詔詞の有しに依て書るにやあらむ……もし然らずして新に作れる文ならば、此作者は、やまと魂つよく、古言古意をうまく得たる人にぞありけむかし(卷六)。

などとあるのも本書の初めの卷にいはれた所説と參照して興味がある。

寶鏡祕考

本書は伴信友の撰であり、三種神器の一なる寶鏡のことを考へたものである。卷尾に「日矛考」が附錄となつてゐる。幾度か稿を改められたらしく見え、その間に所説の變化のあつたことがわかる。

けれども、翁の作としてはどちらかといへば、失敗に近いものと想はれる。それは內容について次に說くところを讀まれたならば、何人も諒とせられるであらう。

一 神鏡有柄說とその否定

我等が先進の著作をよむとき、さうしてその價値を考へるとき、決して忘れることを許されぬものは「時代」である。本書の價値も、これを神器硏究史上の一著としてみるならば、前文に述べたやうな遺憾な點も影が薄らいでしまふのである。翁の考へによるときは「神鏡」は圓形であつたといふ。

「圓き御形におはせる事なり」

この點だけを見るならば、最近の考古學界に行はれるところの定說と均しいやうに思はれる。しかしさうではなかつた。八稜形でないとする點に於て著しい進境を示した翁の卓見も「時代」の波を完全に突破してゆくことは出來なかつた。小右記寬弘二年十一月十七日の條に

定申神鏡燒損事云々……鏡僅有レ蔕…… 自餘燒損無圓規失鏡形

かういふ一節がある。翁は右の文を解していふ、

畏み〳〵謹てひそかにかむがへて神鏡の御形を想像奉るに、今も尋常あるが如き圓規して柄……ある御鏡なるべし、

これでみると、圓形鏡とは認められたけれども、有柄式なものと信ぜられたのである。こゝにも明白

な「時代」の魅力が見られる。しかし、非凡の學人であつた信友は、いつまでも柄鏡説を主張することはなかつた。「追考」の冒頭に、

靈鏡柄あらむとの考は誤なり、改むべしあなかしこ。

と明言してある。眞摯敬虔な態度がよく窺はれるではないか。次に神鏡の大さについては御樋代の形態大小から推測して、

内徑八寸三分なり。（樋代のことをいふ）……其中に黄金の御樋代あれば、それを三分と見て内徑八寸となるべし……考へ奉ればば御正體八寸に足らず。

これがその結論であつた。

二　神鏡形態論

神鏡の有柄説は放棄されたのであるから、殘されたものは圓鏡説となる。從て近時の所説に符合するやうに思ふ人があらう。けれども、そこにもまた「時代」の色彩がないでもなかつた。翁のこの所説に對しても多くの古典研究者が種々な見解を立て、當時の定説とはならずにしまつたし、(1)翁自らも多少の疑惑を殘されたとしか想はれない。無紐説が有柄説の放棄と共に運命を均しくしたかどうかも明白でない。しかし、とにかく

八花形なるは今やうにて水銀をもてきらめかし、古鏡はみがきたるまゝにて……また圓かりつる事もおのづから知られたり。

といふのがその斷案である。

註

(1) 本書の付箋に本居太平が奇恠な補考を述べてゐる。それはむしろ翁の卓見を誤るものといひたい。彼は八花形が自然の圓鏡であるとし、「そは鐵を湯にわかして板或は石などの平なる所へ鑄流したらむに、圓くせむとかまへたるものゝ……流れかゝりて七ツ八ツ九ツ……にも花形に丸ろくなれるなるべし、是自然の圓形なり」と主張してゐる。勿論これ等は「寶鏡秘考」の關するところではないけれども、時代の潮流がどんなものであり、それに對して本書の持つ意義がどこに存するかを知るの料として附記したのである。

神璽三辨

本書は伴信友の撰する處である。末尾に次の識語があつて、その著作された時日を明示してゐる。

弘化三丙午年二月十三日草稿再訂畢、今日依二大行天皇遺詔一今天皇被レ行二踐祚儀一云、偶辨二三神璽之事一竊有レ感矣。

伴信友

これで見るときは、その日が恰も新帝——孝明天皇を申す、「大行天皇」は仁孝帝のこと——御嘉禮の日であつたのである。右のやうなときに完成された本書の内容は次に概述する。

一　神器の順位

先づ本居翁の記傳を引いてその所説を承認した。卽ち神器の順位は、

鏡第一なることは更なり、次には劍、其次には玉なるべし。

しかし記紀の文中に、右のやうな序列になつて居らぬところのあることは、次のやうな事情からであらう。

此御鏡劍をば他處に齋祭り給てより、天皇の御許に坐は神代の舊物には坐さず、たゞ玉のみぞ……大御神の授賜へるまゝの物にて……彼御世（水垣宮の朝を指す）より後は常に玉を第一とぞせられけむ。

後世まで傳國の大儀に際して、鏡劍だけを献する風があつたのも同じ理由から解釋される。

上代又大寶の定めの頃とても……鏡劍をのみ云々璽を云はざるは本鏡劍は重くして璽は一きは輕き故なるべし。

けれども、それは神寶本來の順位をいふものであつて、親しく至尊の傍に奉安せられるそれのみについていふならば、玉を至上のものと見るべきである。

天皇の御許にしては、此玉のみぞ今に至るまで大御神の授賜へりしまゝの物に坐……三種の御璽の中には殊に貴き

御寶なりけり。

かういふのが本居翁の所說であり、また本書に於て信友の支持せんとする見解であつた。從て翁の學說に不利らしく見えるやうな文献上の所見については、明快にその疑惑を除くことにつとめた。繼體天皇の登極に際して、

大伴金村大連乃上二天子鏡劍璽符一

かういふ史の記載があり、また孝德天皇の條にも、

天皇授二璽綬一禪レ位。

などの句があるけれども、それらの璽符璽綬などいふ文字は、みな玉のことでなく、前者は、

慥に鏡劍の事なり……漢文の潤飾なる事明なり。

といひ、後者についても、それは璽の字が印の義にも使用し得られるところから、

漢制に印綬といふものゝある、綬字を加へたるにて、これも潤飾文なり……。

とし、「ことにいみじき物そこなひなる書ざまなり」と斷定してゐる。

二 神璽は勾玉か

しかしながら、時代の推移は、右のやうな解釋を永久不變のものたらしめなかつた。「璽」を神器の一

なる「玉」と認めなければならぬ時代が來たのである。その時期について、本書の說くところは、仁明帝崩御の際に於ける國史の記載を最古とする。かくして「玉を神璽と申す事とはなりしなり」と考へた。けれどもそれは學者の推定した結論であつて、宮闈の貴顯や當局吏員などの間には後世まで「璽」は玉(卽ち「八坂瓊曲玉」)か「印」かの疑惑を離れ得なかつたことは事實である。よつて本書にはそれにも論及し、花園院御記を引いて「玉」と認むべしとせられた叡慮を讃仰し奉つてゐる。また扶桑略記の一節――陽成帝の條――に「卽受神璽(天子印也)寶劍」云々の句があることを難じて、

記者の私注か又後人の傍書を混へて注に寫し入たるにてもあるべし……あなかしこあなかしこ。

と述べた。

三　公式令の神璽

右のやうな見解、璽を印と見る考を、どこまでも否定するためには、更に一言を要する事が殘つて居る。本書の卷末には、その考說を載せて、

また公式令、に天子神璽とあるものを、三種の中の神璽と同物のごといひおもふ人もありときこゆれば……辨ふべし。

と明言して「神代のもとよりの御物にはあらず――この神璽は――令條に載せられたるをおきては、

いまだ書どもに見及ぼす」となし、
はやく廢たれたりしにぞあるべき。

と說いて筆をとめたのである。本論の正否を確定するのは重大な問題で、將來更に多くの考究が重ねられなければなるまい。右に記述したところで、本書の主張と、その要旨とは、ほゞ傳へ得たならうと考へる。

神器考證

一　著撰者と內容

本書は故文學博士栗田寛氏の撰である。卷尾に、

元治元年乙丑春二月廿八日稿　明治三十年夏五月補訂了。

とあつて、明治三十一年に一度刊行されたこともある。――そのとき內藤正直氏が漢文の序を書いた。――著者は水戶藩士で、至誠の士であつたから、內容の性質もほゞ推すべきである。

本書は神器の傳來史を述べることが主旨のやうに考へられる。勿論、神代から幕末に涉つて、その所在地――卽ち奉安地點――の變遷、兩朝互爭期に於ける模造神器のことなどが詳說されてゐる。け

れども、神器個々についての考證を主とするものではない。附錄に神器關係の衆說をあげて一々所見を附してある。本書の論點の中に留意すべきことは少なくない。

（イ）神璽なる語の意義

これに三種の別があるとする。卽ち

鏡劍をのみ指て云ふと、曲玉を云ふと、印璽を云ふ……。（三〇四頁）

例へば神祇令に「忌部上神璽之鏡劔」などとあるのは第一種の用法であり、「歷代皇紀、禁秘抄、盛衰記など、其他後世の記錄どもに神璽とあるは、みな曲玉をいへりと聞ゆ」（三〇四頁）從て第二種の用法と見られる。第三種の用法も往々あつて、しかも、それは第一種の用法と極めて混らはしいのである。（三〇五頁）後宮職員令藏司條、尙藏の職務を注したところに、

掌神璽關契供御衣服……。

かうある。文にいふ神璽などは混れやすきものゝ一例で、古來學者を惱したものであるが、本書は「神代のもとよりの御物にはあらず」といひ、伴信友の說を承認されて居る。

（ロ）模造神器論

本書著者の見解は次のやうに示されてゐる。

いかなる禍津日の神の相交こり口會ましけむ、神鏡は天德寛弘長久三度の災に罹りて亡失給ひ、寶劍は文治の亂に

西海に沈みてみえずなり給ひき。(三一一頁)

また、

> 崇神天皇の御世の御擬造の鏡は、全く絶果て玉ひ、是より凡百五十年餘の後、後鳥羽天皇の御世に、又御擬造の寶劍の終に西海に沈み給へるは、いと／＼忌々しく歎息しき事なるは申すも更なり。(三一七頁)。

かういふ事實から考へて、神璽(曲玉のこと)が特に著者の留意を値したことは當然な結果であらう。

本書——三三五頁以下——に次の記載がある。

> 神璽之御箱は……長サ一尺三四寸位、御幅は七八寸位、厚サ四寸程も可有之、其御箱を緒にて、江戸下しの荷物之如く綿密にからげ置候由、是は五十年に一度づゝからげ候處、前年にからげたる上を又からげ、幾重にもからげに相成居候由。

貴重なる一節である。右は鷹司關白の實話であるから、信憑を値するに違ひない。文にいふ神璽の裹改のことは多く記錄に散見し、「御搦」の語を以て現はされてゐる作法である。

(六)鏡劍模造論

それから本書には神器に對する一種の希望が述べられて居る。卽ち、適當な時代に聖明の帝の御發意によつて、失はれた模造の鏡劍を再現せらるべきであるとの說で、恐らく憂國至誠な心から洩れ出でたものであらう。

遠くは崇神天皇の御所爲に傚ひ、近くは後光明天皇の御行を學びまして、かけ卷もかしこき伊勢大御神、尾張熱田宮に特に勅使さして、よく神世のまゝの御形を模し取らしめ、此大八洲國内にあらゆる良工（鏡作、鍛師）をよく選みて、其の如く愼み作らしめ給ふべき事にこそ。

右の如くにして、その考說を結んである。

二　神器平等論

更に附錄があつて、それには神器に關係ある諸家の所見を列擧して、一々批評を加へてある。その中で最も重要な論點は、神器輕重論の絕對的否定である。上の文に述べたやうな「三種神器」に對する博士の研究を知る者は、それだけの知識と抱負を有しながらも、輕重論を一蹴されたところに、水戸派の學者であり、明治の新國學界に於ける重鎭としての思想的色彩が溢れてゐる。

三種の神寶は、本自三種の貴の寶と、かしこみ敬ひ奉らむほかには、又さらに道なければ、その尊卑輕重など、かにかくに論ふは、いと〳〵あるまじきわざなり。……己も得默あるべきにあらねば、如此言擧するなりけり。（三五〇頁）。

これで本書は畢つてゐる。因みにいふ、この「考證」が初めて刊行されたのは、明治三十一年七月である。

大嘗會儀式具釋

一　大嘗の復興

大嘗會は登極の禮に伴ふ大典として、萬人の知るところである。しかし、南北朝以降、朝威武力に壓せられて振はざる傾向、逐年甚しきを加へるやうになつてから、一度は中絶してしまつた。その最後に行はれた大嘗會は、文正元年（即ち寛正七年）である。(1) 織田豐臣氏の勃興から、次で德川氏の霸業を見ることゝなつたけれども、大祀は依然として復興されなかつた。かくして貞享四年（二三四七）が來たのである。近代日本の史上に殘された初度の大嘗會がこれであつた。(2) けれども、それは極めて簡略なものであつた。のみならず、甚しく省略された擧式などは、神を欺くに近いとの非難まで出た位である。(3) 仙院の御希望と攝政一條兼輝の努力と相俟つて、とにかく復興はされたけれども、表面は「新嘗會」として行はれしものと傳へられてゐる。御禊行幸がなく——これは關東の異議があつたからといふ(4)——標山巡行の儀とか、(5) 淸暑堂御神樂や、悠紀主基の屛風歌詠進(6)などは皆なかつた。のみならず、國郡卜定式のとき龜卜の法を誤り、生きたる龜をそのまゝ燒くが如き失態まであつたさうである。かういふ風にして行はれた再興初度の大嘗會は、

次で元文三年のそれになつてから、漸やく形式を備へることゝなつた。(7) 大嘗會儀式具釋は、實に當時の式を傳へたものである。

註

(1) 典禮史要三〇八頁以下に、諸史料書を引いて當時の狀態を盡くしてある。

(2) 同書三一三頁以下に委しい。

(3) 堯恕法親王の日記にある。

(4) 基凞公記による。そのため御禊の型だけが、清涼殿で行はれたのである。

(5) これは、このときばかりでなく、元文にも復活されない。今日もそのまゝである。

(6) 續史愚抄による。

(7) 本書（具釋）に「中間五十一年ニテ復再興セラル、抑貞観延喜ノ頃ニ行ハレタル大嘗會ハ、其儀式廣大ニシテ今ノ世模スベカラズ。……今度ノ儀ハ江次第ヨリ略ニシテ、貞享ヨリハ少シク嚴也」と評して居る。これで大嘗史上に於ける元文大嘗會の地位が知れやうと思ふ。それを知る事が「儀式具釋」をよむためにも極めて必要な事である。

二　内容の一班（上）

これから進んで本書内容の解説を試みる。

本書は荷田在満大人の撰であり、全部で九卷に分たれ、詳に大嘗會御式の次第を註解說述されたもの

である。その大概を示すならば、先づ國郡卜定次第を說き、その條に龜卜の方法をも解說してゐる。卽ち先づ、

龜甲ノ至リテ薄キ長サ八寸ナルガ頭ヲ三角、尾ヲ二角ニ、象棋ノ駒ノ形ノ如ク切成シタルヲ……權大副……一ツ取上テ筆ヲ以テ先中央ニ下ノ端ヨリ上ノ端ヘ竪條ヲ畫ス。次ニ……竪條ノ中央ヨリ一寸三四分下ニ當リテ、中央ヨリ右ノ端マデ横條ヲ畫ス。次ニ……初メ畫セシ横條ヨリハ二寸六七分上ニ當リテ中央ヨリ左ノ端マデ横條ヲ畫ス。

かういふ作法が行はれる。ついで次の如くする。

ハヾカヲ燃テ龜甲一枚ヲ挾竹ニ挾ミテ之ヲ灼ク、灼了リテ龜甲ニ水ヲ引ク。

かくして龜甲面にあらはれた變化が當否のわかれになるのであつた。(1)國郡卜定についで大嘗會事務官の撰任がある。それには檢校及行事——これを悠紀行事と主基行事に別つ——の二階級があつた。以上卷一「荒見河祓次第」は第二卷に說かれ、御禊のことは第三卷に見えてゐる。(2)

註

(1) 貞享大嘗會のやうな失態のなかつたことが、これで知れやうと思ふ。

(2) 御禊は貞享のときと同じく淸凉殿で行はれた。これは對幕關係から餘儀ない事情があつたのであらう。しかし元文の復興に將軍吉宗の盡力は尠なからぬものがあつて、本書の著作もその特命によつて陪觀記錄したものである。

三　内容の一斑（下）

それから忌火御飯の儀がある。これは第四卷に見えて、

忌火ハ齋火ニテ、是ハ十一月朔、今日ヨリ大嘗會ノ散齋ナルガ故ニ、昨日マデノ火ヲ棄テ、改メテ清キ火ニテ御飯ヲ供ス。

と書き始めて、その委細を盡してある。「由奉幣次第」の解説は第五卷に收められ、初めに、

今年今月下卯日ニ、大嘗會ヲ行ハルベキ由ヲ、伊勢・石淸水・賀茂ノ三社ヘ勅使ヲ以テ告ゲラル、ナリ。此儀ハ十一月上旬ノ中ニテ、日ヲ撰ミテ行ハル。今度ハ三日ヲ用ヰラル。

とみえ、次の卷からは神事の次第に說き及んでゐる。卷六は卯日次第、卷七は辰日次第で、最も詳細を極めてある。巳日節會。卷八豐明節會。卷九についても詳記して卷を畢つてゐる。要するに、本書は元文三年に行はれた大嘗會の最も忠實な記載として推さるべき價値を持つものである。世に傳へるところによると、神事の日悠紀主基の神殿に奇瑞があつたとまでいはれてゐる。(1)神の靈威を値したと考へられたのであらう。その位まで努力された儀式ではあるけれども、造酒兒の制度や(2)久米舞(3)などは、まだ復興されない。悠紀主基御屏風和歌の奉献も、遙に遲れて復興された。(4)――小忌衣は此度復興されたのである――

註

(1) 典禮史要三二二頁參照。

(2) 造酒兒制度の復活は明和八年である。(同書三二四頁所引俊名記)

(3) これは文政の大嘗會からである。(同頁所引文政大祀申沙汰備忘)

(4) これは天明からである。まだあぐべき例は極めて多いけれども、一々は述べない。

歷朝神異例

本書は橘守部が、その精神を傾注した著作の一である。天保十四年七月の序があつて、稜威道別の姉妹編ともいふべきものである。即ち序文の一節に、

八十言の葉は盡すとも、一の驗をしめすにしかず。八十の心はいざなふとも、一の眞を得るにしかず。まろうれたむ事ありて、稜威道別ちふ書はつくりたれど……人の信もとりがたけなり。さりとて現しくそのしるしも見せがたきわざなれば、……御代々々の書の中に、時として顯はれ給ひし神の靈異を、いさゝかかき出して示すにぞある。

かう明言してある。全部七卷に分たれて、次のやうな内容となつてゐる。

天照大神御靈異　(一)

神器の靈異（二―三）
皇祖神及八幡靈異（四）
東賊討罰の神異（五）
國土修理及臨期神助（六）
諸神の雜靈異等（七）

以下その一々について概說しやうと思ふ。便宜終の方から述べてゆく。

一　神々の御心意

本書の最尾に「怒罰神靈異」の項があつて、神罰の例を列擧して居る。その中には臥木の自ら起立した事實まであげて次の解釋を加へた。

今按に、臥れたる木の自ら起立ばかり、神は木を惜み給ふものなり。凡て大御靈は生木の茂みに留らせたまふ故なるべし。

これは留意すべき所說の一端である。「祟咎天神地祇靈異」といふ項があつて、上述した項目の前に置れてゐる。神の不淨を忌みたまふことや、佛を嫌ひ給ふ例などをあげて、敬神崇佛の倂行すべきものでないことを極言した。彼の排佛家としての態度がよく知られる。欽明帝のとき、物部蘇我兩氏の論

爭があつたことについて、

此時疫病行はれて、人多く死たるは、尾輿鎌子の奏せりし如く、佛の穢によつて也。又此時風もなきに、其火の大殿につきて燒けるも、その穢を神の攘ひ給ひしなり。

と斷定し去つた。また「諸神雜靈異」――これが卷七の初めである――には種々な神異を年代的に序列し、一々それに私見を添へてゐる。

二　凶變の暗示

卷六には、兵革凶災を暗示される例が最後に說かれて居る。その中に、東鏡四十一建長三年三月十四日の條に載せられた、諏訪湖上の神異を解釋したところなどは興味が深い。同書に、

去頃信濃國諏訪社頭湖、大島幷唐船等出現、片時之間如レ消而失云々。

右の事實を解していふ。

蒙古が使を奉りけるは、此方の書には文永三年をはじめとも、五年を始とも記したれど、……此年などが其伺ひそめし初めなりけん故、此恠をなして驚かしめ給ひしなるべし。

卽ち、蒙古來の暗示だといふのである。此種の神秘的な態度は、一般の學者は敢てし得ないところであらうけれども、守部の特色として見なければならぬと思ふ。次に「國土修理神靈異」としてあげら

れたものは、今日いふ地變のことである。噴火とか、海が沽涸して俄に大地にかはつたとかいふ類は、みなこの條に收めてある。しかし、彼もさういふことの全部を神異と考へたわけではない。

三　神國と外夷

卷五は「罰夷賊諸神靈異」でみたされてゐる。古く仲哀帝熊襲御征討のときに於ける神託から、幕末外船の渡來に關する神異にまで及んでゐる。上古――近古のそれは他書にも多く說かれてゐるけれども、幕末の事例は興味をひくものといへやう。「樺島風浪記」を引いて、蘭船が日本の兵器を積載し去らんとして暴風にあひ、その志を果さなかつたことを記して居る。守部は右の事實を解して、

此時の阿蘭陀の船は既に漕出たるが、大洋より更に吹もどされたるにぞある。……其風の吹そめし夕さりつかたより津々浦々にて、心あるも心なきもおしなべて、神風といひながせしなり。……司人たちもあやしみて、その船を改め見しに、右の制禁の品々あまた顯はれ出たるにぞありける。さても神の御國のあやしきかな、たふときかな、たのもしきかな。……

と書いて神國の德を讃仰した。彼の思想がよくこの一節に投影してゐると思ふ。卷四「天皇皇祖神靈異」は、皇祖諸帝の神と接近したまへる多くの例證や、諸帝に特異の神德あらせられしことなどを說いて、終に八幡神異に及んでゐる。その一々はあげることが出來ないけれども、皇室に對する一般の

信仰を窺ふに便宜である。これまで多く知られて居らぬ一例をあげるならば、萬葉集代匠記を引いて雄略帝陵の神罰を傳へた一節に、

河内國丹比高鷲陵にをさめ奉る。今多治比村の西黒山村の東にあたりて陵あり、……五十餘年のさきにや、小澤氏の何がし、彼陵をあばきて、大きなる巖のかまへありけるを……故郷の庭にすゑおけるが、ほどなく何のゆゑもなくて自殺しけるとぞ、かのあたりの土民かたりし。

種々な意味から留意さるべき物語である。

四　排佛論と神璽論

以上で神異の大觀を盡して居る。かくて最初の第一卷から三卷までは、天照大神及神器關係の事實だけを傳へたものである。

皇祖太神は、本來佛道を好み給ふことなしとするのが著者の見解で、反覆その證明につとめてゐる。台記天養二年三月七日の條に、

左大將(雅定)伊勢勅使精進之間……衣裳雜具等猶在二中院第一、仍佛經等不レ置二家中一。而聞中院寢殿有レ煙……存二放火由一驚放二天井一見之。有二繪像佛五躰一。色旗等二出二件物等於門外一之後。煙散盡。

かういふ一節がある。これは從來多くの學者によつて留意されたものであるけれども、守部も本條を

引いて、

凡天照大御神の佛を嫌はせ給ふ事、上にをさ／＼引るが如く也。……最精進おごそかに愼むべき職にして、然か佛事を行へるばかりおもひ惑へりし、此程の世のならはしこそすべなかりしか。

と痛論した。（卷一）のみならず、平安中世から季世にかけての諸帝が、御短命なりしことをあげて。（卷一）

此間凡三十代計の中に、六十歳までおはしたるは、白河院と後白河法皇のみなりき。猶是より後々の天皇は大方皆御短命に坐て、其僅なる御在位も、御心に任せ給はざるばかり、帝位の衰へさせ賜ひしも、其本は皆彼佛の穢れによりて、皇祖神達の御守護に漏れ給へる故とぞおぼしき。

こんな解釋を下して居る。

賢所の靈異は卷二にある。その中にも、天徳以降內裏の炎上が絶えなかつたことを辯じて、

神代よりの傳來の神寶、皇祖の重寶、おひ／＼に燒失せ、遂に天皇の御壽の守護神にまします……神達の御正體まで、悉く燒亡給ひて、やう／＼世の禍事逆事の起り來つる、皆佛の穢れに因てなりけり。

とある。前卷の所說と照應すべきものであらう。

卷三には熱田神鏡の神異と神璽（勾玉のことである）の靈威が說かれてゐる。この卷にも、神が決して佛道を悅びたまはぬことを反覆詳說した。信長の排佛なども、神の御心であるとし、「此公の然し給はずは御世も治りがたかりけん……」といひ、神璽の條には、その性質について、それを印と考へる俗見を強く

排撃してゐる。

近世文字に泥む輩は、璽字は天子の御印なりければ、神皇と云ふ王にはあらじ……といひ、儒者の徒は封倭王の印ならんなど、誣ても漢土の奴とせまほしかるこそ物狂へる妖言なりけれ。

これ等は伴信友の所見と結論を均しくするもので、國學者間に多く行はれた共通的な見解と認められるし、またこれが正當な決論であることも動くまいと思ふ。

螢蠅抄

一　著撰の由來

本書は思想史の上からも、また幕末史の上からも意義の深い著作である。内容を説くに先つて、まづ撰者の思想と著作年代を窺はうと思ふ。著者保己一檢校は序文の一節に、

わがおほやまとの國は、細戈の千たる國にて、人の心いさをしく、たけきみちなむこと國にはまさりたりける。さればよろづのくによりきて犯さむこと、かなひがたきわざなめり。……かゝればこそすぐれたりとはいふなりけれ。

かう述べて居る。これは文化八年二月五日のことである。邊境漸く夷舶西人の警を傳へるときに當て、本書の著はされたことは、極めて留意すべき事實といはなければならぬ。檢校はいふ、

えみしらの此國にあだすることありとも、やがて神風に吹やぶられて、遂にうれひなからむ理を、世人にしらせむとてなむ。

これがその使命であり、また當局――大學頭林氏――の特に彼をしてこの撰あらしめた所以であらう。勿論、表面は、

今やよつの海しづかにして、やしまの浪立さはぐことなしといへども、のどけき花のあしたに、雨風をおそれ、さやけき月の夕に、くも霞をいとはざる事なし。これこのふみをつくるゆへむにして……ものゝふのやまとだましゐをうしなはざらむことをおもふになむありける。

靜寛堂主人の序文――文化八年に書いたもの――にかう述べて居る通り、たゞ外難の史實を省みて、武人精神の頽廢を防がうといふ、當局の意見に基いた著作に過ぎなかつた。

二　內　容

次に本書の內容について見る。卷數は五卷で引用書目が百三十部に及んでゐる。第一卷から三卷までを上古――平安朝に於ける外夷來襲の史料集とし、第四卷はすべて文永弘安兩役のことに費されて居る。また附錄の中でも、本文の遺漏を補ふことを忘れなかつた。第五卷は弘安五年以降幾度か元軍の再擧に心を惱ましめた上下の戒嚴狀態とか、信仰的方面からする對抗的努力とかがよく窺はれるや

うに作られてある。さうして最後には應永廿六年の外難がよく傳へられてゐる。勿論、それ等多くの事件についても、今日からいへば、補はるべきものは少なくないけれども、上に述べたやうな本書著作の特殊な背景を考へるとき、此種の缺點などは殆ど問題とするに足らぬのである。

三　文化史的興味

それから、本書に引かれた多くの文獻の中には、たゞ内外攻防對抗の事實を知らしめるだけでなく、種々な文化史的興味を値するものがある。寛仁三年九州の地を犯した刀夷賊の變を記した資料の一に、小野宮右大臣實資の日錄がある。――即ち小右記、野府記のこと、――それに本邦人の使用した鏑矢が、襲來した夷人を恐怖せしめた記載なども見えてゐる。その一例を示すならば、

件刀人爲レ躰、多食又多飲水、……以二加不良一射留仁有二恐怖氣一者。

とあり、他にも同じ記載を見出し得られる。彼等はまた「食レ人」と考へられたやうである。これも同書によつてわかる。それから、これはすべての場合に共通したことであるが、我等の祖先にはかなり強く「神國」の思想信仰があり、國難に臨んでは何等かの形式で、必ず神秘的な威力の救助があるものと信じてゐたらしい。しかもそれが決して、努力獻身の回避などを來すことはなく、神祐天助を認めることによつて、更に強く努力精進せしめるのみであつたことを觀過してはならぬと思ふ。（終）

歷朝詔詞解

歴朝詔詞解序

掛久者雖畏。神之大御代爾。皇御孫之命之天降坐而。安國登平久所知食志、與理始弖。人之代登那理弖母。彌繼々爾生坐流日之御子之。現御神登神隨所知。此御食國能大政事者皆。於高天原而。遠津神皇祖之神量々賜祁牟。天津法之麻々爾々許曾波有那米。如此有者事、登有毎爾。天下爾令賜比志。太古之詔詞之旨波志。即其神隨治賜比志政事爾斯弖。其詞母亦。神隨之麗美久妙有詞爾波阿理祁牟乎。其遠津太古能波世爾不遺、此平城之朝庭爾至而之。御々代々之詔詞能美許曾。今之現爾傳波理弖波有祁禮。其本與理太古之狀乎傳徹。太古之詞乎云續來而有者。大形者同伎狀爾阿流倍久斯弖。最尊美重美可爲物爾志有乎。唯不良加母、由々志伎加母。當昔既久言痛伎漢國之教。伊那志許米佛國之道等。富毘許理被行而。專其風爾學比。其詞爾習比。彼神代之隨有、大御風母可美詞母、漸爾被失弖、甚母慨久懷悒伎枉事。多爾那母麻自禮理祁流。然爾世々能物知人母、不見識哉有祁牟。諾而哉有祁牟。其麗美登解有書。此不良登論有書者。都而母阿良受弖。千萬歲月。可惜古言廢來爾志乎。靈幸比坐神之御心加。本居平大人。生涯乎古學爾心盡佐志。許多之書卷書著志。萬世爾教喩登爲而、此詔詞乎母。

如此那母解明論置賜徹理祁流。故混亂有異國風之枉事等者、委曲爾見別禮、癈來志皇國之正久麗美伎弖夫理許登婆波、眞清明爾顯而、音達有八紘之琴乎。調正有事能如久。塵居曇有眞十見之鏡乎、磨成有事能如久爾那母成出多流、阿那意牟加志。底寶寶之書登。遠久長久都多波理由加牟。是能六卷之此解說書

享和三年三月

大神安守

〔西宮記〕廿五巻あり、禁裏年中の恒例並に臨時の作法等を記したるものにして、書名は、著者源高明が「西宮左大臣」と稱するよりいへり。高明は醍醐天皇の皇子にして、冷泉天皇の朝に左大臣正二位となり、西宮左大臣と稱す、天元五年六十九にて薨ず。

〔北山抄〕七巻、藤原公任の著、一條天皇以後の儀式を記したるものなり漢文にて記す。

〔續紀〕續日本紀の略稱、四十巻、日本書紀に續ける正史也、文武天皇の元年より桓武天皇の延暦十年に至る九十五年間の國家大小の事實を記せり。

續紀歷朝詔詞解 一卷

まづとりすべていふ事ども

世にいはゆる宣命は、すなはち古の詔勅にして、上代の詔勅は、此外なかりしを、萬の事漢さまにならひ給ふ御世御世となりては、詔勅も、漢文のを用ひらるゝこと多くなりて、後の世にいたりては、つひにその漢文なる方を、詔書勅書とはいひて、もとよりの皇國言のをば、分て宣命とぞいひならへる、西宮記に、詔書事、改元改錢、幷赦令等類也、臨時大事爲レ詔、尋常小事爲レ勅、勅書事、攝政關白賜二隨身一、皇子賜二源氏姓一、内親王准二三宮一、宛二封戶一等類、可二尋詔、宣命事、神社山陵告文、立后太子、任大臣節會任僧綱天台座主、及喪家告文等類也、奏覽儀同二詔書一と見えたるが如し、北山抄にもかく有り、されど此續紀のころは、なほ然にはあらず、皇國言のをも、もろ／＼の事にも、おほく用ひられて、これをも共に、詔といひ勅といへりき、さて宣命といふ目は、此續紀の十の巻に、始めて見えて、そは命を宣よしにて、宣とは命を受傳へて、告聞するをいふ也、神祇令に、中臣宣二祝詞一とありて、義解に、宣布也、言下以二告レ神祝詞一、宣中聞百官上とあるごとく、宣命の宣もそのこと也、繼體紀に、宣勅使とあるも、勅を宣る使也、其外つねにいふ宣旨宣下などもみな、宣字は、告聞する人に係れり、さればかの續紀に見えたる宣命も、其義にて、古語のにまれ、漢文のにまれ、勅命をうけ給はりて、宣聞する事をさしていへる目にこそあれ、その文をさしていふ名にはあらざりしを、後世には、直に其文をさして、宣命といひ、さるから宣字をも、詔勅のことゝぞ心得ためる、西宮記の、上件の文のつゞきにまた、別無二宣命一、或詔書之可二宣命一、謂二之宣命一云々とある、こは又一説を擧られたるにて、これぞ古の意なりける、可二宣命一とは、その儀式をとゝのへて、宣聞するをいふ也。

○上代の詔勅は、みな此宣命といふさまの文にて有けむを、古事記にも書紀にも、しるされたることなければ、持統

〔あたらしく〕惜む意也。

〔こちたく〕事甚(イタク)の約、甚だしきをいふ。

〔こゝら〕許多即ちあまたをいふ。

〔延喜式〕五十卷朝延年中の儀式、百官臨時の作法其他各國の定例などを詳記せるもの、醍醐天皇、藤原時平に命じて撰せしめられしに業を終へずして薨じたるにより、弟忠平代りて撰進せり。

〔後紀〕日本後紀の略稱、四十卷、續日本紀に續ける正史、桓武帝の延曆十一年より淳和帝の天長十年に至る四十二年間の事實を錄したるもの、藤原冬嗣等勅を奉じて撰進す。

天皇よりあなたの御世御世は、一つだに世につたはらずなりぬ、書紀に多く載せられたる詔ども、上代のはみな、撰者の心もて、新に造りて、かざりに添へられたる漢文のなれば、意も詞も、古にあらざること論なし、推古天皇の御卷などよりこなたのは、實の當時々の文にも有べけれど、それはたみな漢文のゝみなれば、いにしへまなびのためには、さらにやうなきを、あはれ古の皇國言のは、いかに麗美く雅たる、たふとき文なりけむ、いとも〳〵ゆかしきを、書紀撰ばれたりし時、いと上代のこそ、世にのこらざることもありけめ、やゝ近き御世〳〵のは、多く傳はりてぞ在べきを、みな弃て載せられず、こと〴〵くに消亡て、世にのこらずなりぬるは、いとも〳〵あたらしくくちをしく、うれたきわざになむ有ける、宣長書紀を讀ごとに、かの上代のからざまの造詔の、こちたくうるさきにつけても、古語のまことの詔詞の、いとしぬばしき歎きぞ、たへがたかりける、然るを續紀には、これをすてずして、御世〳〵のを、こゝら載せられたるは、いとも〳〵めでたくたふときこと、申すもさら也、おほかた奈良朝よりあなたの、古言の文詞の、世につたはれるは、延喜式にのれる、もろ〳〵のふるき祝詞と、此續紀の詔詞とのみこそ有けれ、これらをはなちてはあることとなし、然るにこの續紀の詔詞といへども、まれには漢文言のまじり、又詞のみにもあらず、意さへに漢なることもおほかるこそ、なほいとあかぬわざなりけれ、かく皇國言の詔詞にしも、漢意をまじへらるゝことも、推古天皇孝德天皇天智天皇などの御世〳〵よりぞ始まりけむ、又聖武天皇高野天皇の御世のには、佛事のいとこちたくおほかるは、殊にうるさく、ふさはしからぬわざなりかし、おほかたかくのみ、からごゝろ佛ごとの多くまじりて、詞はた漢ざまなるも、まれ〳〵にはまじらぬにしもあらざれども、猶大かたの文詞のいとめでたく、古く雅たることはしも、後の世の人の、かけても及ばざるさまにぞありける。

○續紀のつぎ〳〵、後紀よりこなたの史どもなる宣命詞を、つぎつぎに見もてゆくに、御世〳〵を經るまに〳〵、古言はやう〳〵に少くなりつゝ、たゞ漢意漢詞のみ、いよ〳〵ます〳〵おほく、語のつゞきさまなどはた、からぶみぶりがちになれる、其中に、たゞふるき例のある事をいへる所々のみは、その古き文によれる故に、なほ宣命めきて聞ゆれども、さきに例なき事を、新につゞれるふしは、たゞ文字の書ざまのみ、いにしへの宣命書にて、すべてたゞ漢文

〔內記〕「ウチノシルスツカサ」と稱し、また音讀して「ナイキ」ともいふ文墨を以て職とするもの、詔勅を作り禁中の動靜を錄する事を掌る、中務省の官人にして太政官の外記に對する名稱也。

〔職原抄〕二卷、北畠親房の著、我が邦歷代の官位の沿革、補任の次第等を記したる書也。

〔書紀の私記〕日本書紀私記をいふ、三卷、書紀中の難讀の文句を摘出して、其古訓讀方を示したる書也。

ぶりにて、むげに見どころなく、いと拙き物になりきにける、そもいかなれば、かくつたなくはなれるぞといふに、まづすべて詔勅を作るは、內記の職にて、職員令に、大內記二人、掌造詔勅、凡御所記錄事、中內記二人、掌同大內記、少內記二人、掌同中內記と見え、貞觀儀式讓國儀に、大臣召內記、令作讓位宣命詔、先以草案就內侍奏覽、若有可損益返賜、大臣復本所、令書黃紙、挾於書杖祇候、また延喜內記式に、凡神社山陵宣命、者操勅處分、大臣奉勅、命內記作之、內記作了、進大臣、大臣給使、など見えたるが如し、さて內記には、學才ある人を任ぜらるゝことにて、後世までも然にて、職原抄にも、儒門之中、堪文筆者任之、草詔勅宣命也、とあるがごとし、然るに昔は、すべて學問といへば、たゞ漢學のみにて、皇朝の古の事を、つとに學ぶわざはなかりしかば、物しれる人といふも、たゞ漢籍のすぢの事を、よく知れるのみこそあれ、皇國の古のすぢには、うとく昧かりし故に、年月にそへて、古言古意は漸にうせゆきつゝ、世にこれをしれる人もなくなれる也、そは書紀の私記の說どもの、稚くつたなきを見ても知べし、弘仁などのころすら、はやく然りければ、ましてそれより後々のものしり人たちは、おしはかるべし、されば宣命詞の、やう〱に拙く、もはら漢さへづりのさまになれるは、必しも作者の、漢ざまを好みてのみにもあらざめれども、古意古言をえしらざる故に、せむかたなく止事得ずて、おのづから然流れゆきたるなめりかし。

○いにしへは、片假名平假名といふ物なかりしかば、物をしるすに、皇國語のまゝにはものしがたければ、から國のしるしざまにならひて、萬の事みな、漢文もてしるしけるを、歌のみは、いはゆる萬葉假字をもてしるし、又祝詞宣命も、古語のまゝに書て、一もじもたがへず、てにをはの假字をさへに、細書に添たる、是を世に宣命書といへり、そも〱これらのみは、漢文にはしるさで、然語のまゝにしるしける故は、歌はさらにもいはず、祝詞も、神に申し、宣命も、百官天下公民に、宣聞しむる物にしあれば、神又人の聞て、心にしめて感くべく、其詞に文をなして、美麗く作れるものにして、一もじも、讀たがへては有べからざるが故に、尋常の事のごとく、漢文さまには書がたけ

〔三代實錄〕五十卷清和陽成光孝三代に於ける三十年間の實錄にして、一卷より二十九卷までは清和天皇の實錄、三十卷より四十四卷迄は陽成天皇、四十五卷より五十卷迄は光孝天皇の實錄也。

〔稱唯〕逆に「ゐしやう」と讀むを故實とす、宮人の應答するをいふ、於々の聲を長く引くは尊者に應答するの禮、尾頭を同聲にするは、下臈に對する聲なりといふ。

れば也、かゝれば宣命といふものは、聞人の心に染めて感くべく作れる物なれば、その文詞の作りざまは、さらにもいはず、これを讀擧る事をさへに、古はいと重く嚴にせられて、其法正しく、くさ〴〵ならひども有しことなり、三代實錄に、貞觀九年正月十七日、二品仲野親王薨、親王者桓武天皇之第十二皇子也云々、幼辨慧、性寛裕云々、親王能用奏壽宣命之道、音儀詞語、足爲模範、當時王公、罕識其儀、勅參議藤原朝臣基經、大江朝臣音人等、就親王六條亭、受習其音詞曲折焉、故致仕左大臣藤原朝臣緒嗣、授此義於親王、親王襲持、不失師法焉、と見えたるにて、いとたやすからざりしほどをしるべし、ふるき書籍目錄に、宣命譜といふ物出たり、今は傳はらぬ書なれば、いかさまなるものにか、しられねど、譜と名づけたるをもて思ふに、その讀揚ざま、音聲の巨細長短昂低曲節などをしるべしたる物にてぞありけめ、そも〳〵かくまでやむごとなきわざにしあれば、今此紀なるをよむにも、そのこゝろばへ有べし、訓を附ること、いと〳〵大事也、一もじといへども、なほざりにすべきにあらず、よく〳〵古語の例格を尋ね考へ、語のしらべをうるはしく物すべきわざなり、すべて何事をいふにも、その詞の文によりて人も神も、こよなく感け給ふことなれば、祝詞宣命のたぐひは、誠に言詞の文を主とすべきわざ也、神代紀天石屋戸段に、天兒屋命云々、而廣厚稱辭祈啓焉、于時日神聞之、曰頃者人雖多請、未有若此言之麗美者也、乃細開磐戸而窺之とあるをもて、神も、殊に言詞のうるはしきを感給ふことをしるべし、近き世のものしり人共のごとく、たゞ空理をのみ說て、言詞をなほざりに思ひすつるは、例の漢意にして、古の意にあらず。

○宣命の儀式は、貞觀儀式の條々に、多く見えたる中に、大嘗祭巳日のところに、内記以宣命文進大臣、大臣執奏之、訖大臣喚堪宣命參議以上一人、授宣命文、受訖復本座云々、皇太子立座東西面、次親王以下、共降之立、宣命大夫下殿、進就版宣制、其詞云、云々諸聞食止宣、　皇太子先稱唯、次親王以下共稱唯、更宣云々、衆聞食止宣、　皇太子先再拜、次親王以下共再拜、皇太子先稱唯、次親王以下稱唯、訖皇太子先再拜、次親王以下齋小再拜、　宣命大夫復本座、親王以下亦復本座と見ゆ、何れのをりの宣命の儀も、大

かたかくのごときもの也、宣命大夬といふは、宣命文を讀人にて、宣命使ともいへり、上に堪二宣命一參議以上一人とある是也、就レ版とは、宣命版とて、かねて設置る、それに就をいふ、宣制とは、制は卽命にて、これも宣命といふと同じ意なれども、宣命といふは、其事の儀式を、ひろくいひならへる名なる故に、其中につきて、正しく其文を讀擧る事をば、宣制といひて、事を分てる也。

○內記式にいはく、凡宣命文者、皆以二黃紙一書レ之、但奉二伊勢大神宮一文、以二縹紙一書、賀茂社、以二紅紙一書。

○今此解は、續紀に出たる詔書のかぎりを擧て、その詞を解たり、つぎ〳〵第一詔第二詔とやうに標すは、もとより然定まれることの有にはあらず、今たゞ私に、假にまうけて定めたる也、然定めまうけたる故は、解の中に、しばしば他詔を引出る、そのたび每に、某年の某月日の某詔と書出むは、言多く煩はしければ、言少なにものむせため、又此解を見む人の、かれこれ尋ね合すにも、便よからむため也。

○今此書に擧たる本文は、世にひろまれる印本の外に、寫本どもをも、三つ四つよみ合せて、中によしとおぼゆるをえりとりてものしつ、さてその本どものよきあしきことは、その所々の解にことわれり。

○解の中に、書の名をあげずして、引る文は、續紀なり、又たゞ紀とのみいふも、續紀なり。

○すべてもろ〳〵の書に、宣命文をしるせるやう、てにをはの假字を、細出にして添たる、其例、大かたは定まれる如くにて、たとへば勅波久とあるがごとき、波久は活く辭なるが故に、添たり、いづれの詞もかくのごとし、然れどもまた、勅久とやうに、波字は省きて、書ざるたぐひも常のこと也、必同じさまに定まれることはあらず、又細書にすべきを、大書にし、大書にすべきを、細書にしたるたぐひも多く、かならず細書の假字を添べきところに、省きて添ざるもおほし、すべてかゝるたぐひ、もとより然るも有べく、又後に寫すとて、變れるも有べく、くさ〴〵正しからざる書ざま、つねおほかるを、宣長今これを書に、大書細書のけぢめの例をば、正しく定めて、物せむとすれども、なほこと〴〵くこまかには定めがたきこともあり、されど又ひたぶるに本のまゝにてあらむは、あまりにみだり

〔宣命版〕宣命使の着座して、宣命を讀む版をいふ、版とは、木を以て造り、群臣並に百官の列位を定むるものなり、皇太子以下各方七寸、厚五寸にて、其品位を漆字にてかくよし儀制令に見ゆ。

〔內記式〕延喜式中の內記式をいふ。

〔文武天皇〕御名は珂瑠(一に輕に作る)、諡して天眞宗豐祖父尊と申す。天武天皇の皇孫にして、草壁皇子の第一皇子にましまず。御母は元明天皇にして、第四十二代の天皇也。

〔高天原廣野姫天皇〕第四十一代の天皇持統天皇を申す。御名は鸕野讃良、天智天皇の第二皇女、母は蘇我遠智娘、初め天武天皇の皇后也。

なることの多かれば、今は此大書細書ばかりは、本にかゝはらず、大かたには例をさだめてものしつ。

○いづれの詔も、おの〳〵其を作れる人の、心々とおぼしくて文字づかひなどかはれること有、たとへば仕奉を、供奉或は奉侍とのみ書き、所念をみな所思、大命をみな御命とも書るたぐひ也、假字も然にて、とほりて定まれることはなし、にをみな爾を用ひたる詔も有、又みな仁を用ひたるもあり、てに皆弖を書るもあり、又みな天を書るもあるたぐひ也、これはたおの〳〵、作者の心々にぞ有けむ、又まれには、つねにはなき〳〵用ひぬ、めずらしきもじを用ひたることあり、又假字の清濁は、分て用ひたりと見ゆるもあれども、また白字夫字などを、多く清音にも用ひたるたぐひ、分れざるも多し、又すべて細書の假字は、今の本、全くもとのまゝともおぼえぬこと有り、弖と天、爾と仁などのたぐひ、此本と彼本と、異なることも多かるを見れば、中には後につぎ〳〵寫せるときに、何心もなく、書たがへたるたぐひもあるにやあらむ。

第一詔

一の卷の始めに、天之眞宗豐祖父天皇、文武天皇云々、高天原廣野姫天皇十一年、立爲皇太子、八月甲子朔、受禪卽位、庚辰詔曰とあり、持統天皇紀には、八月乙丑朔、天皇定策禁中、禪天皇位於皇太子と有、八月朔の、乙丑と甲子と、たがひたるは、七月を、大としたると、小としたると、暦法の異なりけむ故なり、庚辰は十七日なり。

現御神止大八嶋國所知天皇大命良麻止詔大命乎集侍皇子等王臣百官人等天下公民諸聞食止詔。高天原爾事始而遠天皇祖御世中今至麻弖爾。天皇御子之阿禮坐牟彌繼繼爾大八嶋國將知次止。天都神乃御子隨母。天坐神之依之奉之隨。聞

〔出雲國造神壽後釋〕二卷、本居宣長の著、出雲國造神賀詞の註釋なり、初めに賀茂眞淵の「祝詞考」の說をあげ、次に著者の解釋を出せり。

〔古事記傳〕四十八卷、本居宣長の著、古事記註釋書中隨一の書也、三十五歲の時起稿し、六十九歲の時完結す

看來此天津日嗣高御座之業止。現御神止大八嶋國所知倭根子天皇命。授賜比負賜布貴支高支廣支厚支大命乎受賜利恐坐弖。此乃食國天下乎調賜比平賜比。天下乃公民乎惠賜比撫賜牟止奈母。隨神所思行佐久止詔天皇大命乎諸聞食止詔。是以百官人等。四方食國乎治奉止任賜幣留國國宰等爾至麻弖爾。天皇朝庭敷賜行賜幣留國法乎過犯事無久。明支淨支直支誠之心以而。御稱稱而緩怠事無久。務結而仕奉止詔大命乎諸聞食止詔。故爾如此之狀乎聞食悟而。欵將仕奉人者。其仕奉禮良牟狀隨。品品讃賜上賜治將賜物曾止詔天皇大命乎諸聞食止詔。

現御神止は、阿伎都美加微登と訓べし、此訓の事、出雲國造神壽後釋にいへり、明御神明津神なども書り、止は、爾弖といはむがごとし、第五詔には、現御神止座而とも有、皇止坐父止坐なども、皇にて坐父にて坐也、此言は、天皇は、世に現しく坐ます御神にして、天の下をしろしめすよし也、景行紀雄略紀に、現人神とあるも、同じ意也、又萬葉に、遠神吾大王と申し、又天皇の御うへの事には、神ながら云々と申すも、神にてましますまゝにといふ意也、そも〱後世に至りて、天皇を畏れ奉らざる者も、出來たりしは、世人の心、漢意にうつりて、現御神にまします御事を、わすれたるが故也、あなかしこ〱。

○大八島國の事、古事記傳にいへり。○所知は、志呂志賣須と訓、食字を省きて書る也、萬葉十八廿には、之良志賣之とも有、又六には、所知座とも有。○天皇大命は、須賣良我意富美許登と訓べし、十二詔に、天皇我羅命、卅二

〔大祓詞後釋〕二卷　本居宣長の著、大祓の詞を解釋したるもの也、主として賀茂眞淵の「祝詞考」の中なる大祓考の誤謬を論じたり。

〔續後紀〕續日本後紀の略稱也、續日本紀の後を繼げる國史にして二十卷なり。淳和天皇の天長十年より起り仁明天皇の嘉祥三年に終る、凡て十八年間の記述也。藤原良房春澄善繩主として事に當り、貞觀十一年功を奏して進獻す。

詔に、天皇何大御命良麻止、四十二詔に、天皇我御命良麻止、四十四詔に、天皇我良御命、四十八詔に、天皇我勅命、など有をもて知べし、四十詔に、天皇我御世爾ともあり。○良麻止は、附ていふ辭と聞えたり、武烈紀に、臣をヤッコラマ、顯宗紀に、御裔僕をミナスエヤッコラマ、など訓るに同じ、現御神云々の大命ぞと、たしかにいひ聞する意に添たる辭なるべし、師は、詔らまにて、詔むといふこと也といはれたれど、わろし、大命のらむと詔ふとは、いふべくもあらぬうへに、詔旨良麻などゝ多く書たるは、のらまとは訓がたきをや。○集侍の事、大祓詞後釋に云り。○皇子等云々、此事もかの後釋に、親王諸王諸臣百官人等とある所にいへり、皇子等は、親王とあると同じ、王臣は、諸王諸臣とあると同じ、すべてかくさまの、常に定まれることは、其字はさま〴〵に、具にも省きても書たれど、讀はみな同じこと也、たとへばおほみことを、大御命とも、大命とも、御命とも、勅命とも、命とも書るが如し、此類、其所の字によりて、訓を異るはひがこと也、等字も、王の下臣の下にも有べきを、こゝは略きて書る也、みな多知と讀付べし、十三詔に、王多知、また臣多知、卅八詔に、親王多知臣多知、百官人等、四十二詔に、諸王多知臣多知、などあるをもて定むべし、○天下は、萬葉五また廿などに、阿米能志多とあるに依て訓べし、つねにあめがしたといふは、俗なり。○公民は、意富美多加良と訓べし、委くは古事記傳廿四の巻にいへり。○諸は皇子等云々諸にて、上に屬る言なり、古事記に、天神諸などあるが如し。○聞食は、伎許志賣佐閇と訓べし、卅三詔に、諸聞食止倍詔、卅五五十三五十四詔などにも、かく倍字を總て書れば也、佐閇は世を延たる也、又つねのごとく、賣世と訓むもあしからず、三代實錄廿二卷詔には、諸聞止世とある也。○詔、これは宣なり、能流と訓べし、宣命使のみづからいふ也、詔とは書たれども、天皇の詔ふといふにはあらず、此詔には、宣をもみな詔と書たり、古は凡て、言だに同じければ、字にはかゝはらず、いかにも〳〵通はし書たり、なほ此宣の事、大祓詞後釋に委くいへり、續後紀三代實錄などには、此宣に、詔布と、布字を添て書る所もあれども、そはそのかみはやく、心得誤れるか、但しみづからの事にも、給ふといふ古言の例あれば、これものりたまふともいへるか、そはいかにまれ、

〔道饗祭祝詞〕延喜式第八卷中にある祝詞、此の祭は疫神の祭也、此の式は卜部の人、京城の四隅の道にて鬼魅の他より入り來るを京路へ入らざらしめん爲めに路上に供物を備へて祭る也、每年六月、十二月の晦日申の時に行はる。

〔遷却祟神祝詞〕延喜式第八卷中の祝詞、道饗祭を行ひしにも拘はらず、何時しか宮城若くは畿內に侵入して荒び健ぶ惡靈妖魔に對して之を饗し其心を和めて、邊地へ遷し却ふ爲の祭也。

たとひ然訓ても、意はみづから宣也、決て天皇の詔ふよしには非ず、思ひ混ふべからず、さてすべてもろ〳〵の詔に、かく諸聞食止宣といふ處、一段にて、此一段終る每に、集侍れる諸々、共に稱唯例なり。○高天原爾、爾字、本どもに、乎と作るは誤也、第五詔に、高天原爾事波自米而とあるによりて、今改つ。○事始而、道饗祭祝詞に、高天原爾事始弖、皇御孫之命云々、遷却祟神祝詞に、高天之原爾神留坐弖、事始給志、神漏伎神漏美能命以弖云々、さて此語は、下の天坐神之依之奉之隨、といふへ係りて、天津日嗣の御事を、始め給ふをいふ也。○遠天皇祖は、登本須賣漏岐と訓べし、十三詔に、遠天皇御世始弖、今朕御世爾當弖、十七詔に、自遠天皇御世、五十七詔に、遠天皇御世御世、また第三詔に、遠皇祖御世乎始而、天皇御々世々、第五詔に、遠皇祖御世始而、中今爾至麻弖、十四詔廿三詔にも、同じさまに見えたり、孝德紀に、又詔於百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨、始我遠皇祖之世云々、これをトホツミオヤと訓るはわろし、持統紀にも、新羅元來奏云、我國、自日本遠皇祖代云々、また自我國家遠皇祖代云々、萬葉にも、皇祖皇祖神皇神祖などみな、スメロギと訓、假字書にも、十五十七十八廿などに、須賣呂伎と有、又十九に、皇祖神之遠御代三世波、三は借字にて御なり、廿に、ひさかたの天の戸ひらき、高千穗のたけにあもりし、須賣呂伎の神の御世より云々、さてすめろぎとは、上件の書どもに書る字のごとく、古の御世〳〵の天皇を申し、又今の天皇までをかけても申せること有り、故天皇とのみも書る處も有也、さて上に引る第三第五第十三などの詔によれば、こゝにも此下に、始而と有しが、脫たるかとも思へど、こゝは上に事始而とあれば、重ねてはいふまじく、こゝは御世御世と有べきところ也、されば御世一つ脫たるなるべし。○中今とは、今をいふ也、後世の言には、當時のことを、降れる世後の世などいふは、よろしくもあらぬいひざまなるを、中といへるは、當時を盛なる眞中の世と、ほめたる心ばへ有て、おもしろき詞也、此言第四第五第十三詔にも有り、さて此言は、下の天都神乃御子隨母云々聞看來、といふへ係れり、次の天皇御子之云々はつゞかず。○阿禮坐は生坐也、古事記神武段に、阿禮坐御子、神功段に、其御子者阿禮坐など、なほ多し。○彌繼々爾は、又繼又繼繼ゆく也。○次止、都藝弖と訓べ

〔出雲國造神賀詞〕神賀事、神吉事、神賀辭、神壽詞とも書く、出雲國造が新任せる時、朝廷にて奏聞する天皇の大御世を祝する壽詞(一)なり。其の詞、延喜式第八卷に見ゆ。

〔古事記〕三卷、吾が國開闢より推古天皇までの事を記せるもの、天武天皇博覽强記なる稗田阿禮に、豫て親ら撰び給へる舊事を誦み習はしめしを元明天皇和銅四年博士太朝臣安麻呂が阿禮より聞取り筆記して成る。

し、ついでといふは、やゝ後の音便言也、四十五詔には、天都日嗣高御座乃繼天とも書たり、さてこは天津日嗣しろしめす次第といふこと也、出雲國造神賀詞に、天穗日命波云々登、仰賜志次乃隨爾とあるも、天穗日命より、國造の繼々に仕奉るを、次といへり、又顯宗紀に、陛下正統當レ奉ニ鴻緒一と有、さて此言、下の依之奉へ係れり、此次字を、一本には須と誤れり。○天都神乃御子とは、天照大御神の御子のよしにて、天忍穗耳命邇々藝命より始奉りて、御世〳〵の天皇を申す御稱にして、古事記書紀に、神武天皇をもかく申し、神代紀に、天孫をも、アメノミマノミコとよめる所あり、さてこゝに、天都神と書れたるを以て、すべて天神は、かくよむべきことを知べし、あめのかみとよむはひがこと也。○隨母は、神隨のながらと同くて、天照大御神の御子に坐ますまゝにといふ也、母字、印本には、爾と有、そはマニ〳〵と訓べし、同意ながらこれは、まに〳〵といひては、次なる隨と重なりて、語煩はし、故今は一本に依れり、母は、第五第九詔十三五十四詔などに、隨神母と有ごとく、添へたる辭也、萬葉二に皇子隨任賜者云々　○天坐神は、他の詔に、天坐神國坐神など廣くいへるとは心ばへ異也、こゝは諸祝詞に、高天原に神留坐云々とある天神にて、もはら天照大御神高御産巣日神をさして申せる也、たゞ天神といはずして、天坐といへるは、上の天都神と、同言の重なる故に、少しかへて申せる也。○依之奉之隨は、古事記に、天照大御神之命以、豐葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國、言因賜而、天降也云々、爾天照大御神高木神之命以、詔太子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命云々、是以隨白之、科詔日子番能邇々藝命、此豐葦原水穗國者、汝所知國、言依賜、故隨命以可天降、とある是也、猶書紀神代下卷にも見ゆ、隨は、こゝは麻爾麻爾と訓つ、下に爾字なければ也、假字書に麻爾麻爾とも有、されど又まに〳〵とも訓べし。○聞看來、此三字は、諸本にみな脫たるを、十四詔に、高天原神積坐、皇親神魯伎神魯美命以、吾孫乃命乃將知食國天下止、言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御々世々聞看來、食國天日嗣高御座乃業止奈母云々、廿三詔に、云々止事依奉乃任、遠皇祖御世始弖、天皇御々世々、聞看來、食國高御座乃業止奈母云々、などある例によりて、今補つ、

〔大殿祭〕オホトノホガヒと訓む、神今食、新嘗祭、大嘗祭等の前後、若しくは皇居の遷移、齋宮、齋院卜定の後等に、屋船久久遲命、屋船豐宇氣姬命、及び大宮賣命を祭り、宮殿の災變なきを祈る祭を云ふ。此の祝詞は延喜式第八巻にあり。

こゝに此語なく、本のまゝにては、上の中今爾至麻弖といへる語を承るところなく、又次の語へもつゞかざればなり。○天津日嗣の事、古事記傳にいへり。○高御座之業、高御座は、天の御座といはむが如し、高とは天をいふ、たゞ高きよしにはあらず、天皇の御座は、即高天原にして、天照大御神のましますを御座を、受傳へますよしをもて高御座とは申す也、さて高御座之業とは、天皇の此御座に坐まして、天下を治めさせ給ふ御業を申す也、大殿祭詞に、高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以弖、皇御孫之命乎、天津高御座爾坐世弖、天津璽乃、劒鏡乎、捧持賜天、言壽宣志久、皇我宇都御子、皇御孫之命、此乃天津高御座爾坐弖、天津日嗣乎、萬千秋乃長秋爾、大八洲豐葦原瑞穗之國乎、安國止平久所知食、言寄奉賜比弖云々、さて上の高天原爾事始而といふより、是までの文、事のつゞきの趣、まぎらはしきが如くなれど、よくせずば心得たがへなむ、文の條理をこまかに尋ね正して看べし、高天原爾事始而、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國將知次止、天坐神之依之奉之隨、遠天皇祖御世、中今至麻弖爾、天都神乃御子隨母、聞看來云々といふ次第也、○現御神止云々天皇命は、こゝは持統天皇をさして申給ふ也、倭根子と申す御稱の事、古事記傳廿一の巻にいへり、御世〳〵の天皇の通へる御號なり、天皇に命字を添て書る例、古事記又出雲國造神賀詞などにも見ゆ、○授賜比は、持統天皇の、今文武天皇に授奉給ふ也、此高御座の御業は、高天原に事始て云々の御業をとして授給ふといふ文のつゞき也、○負賜布は、負持しめ給ふよし也、常に仰せらるといふ言も、もと其事を負持しむるよしにて、これと同言也、假字は四十五詔に、勅比於保世給布と有、○貴支高支廣支厚支、印本には、廣支の二字脫たり、他の本どもみな此二字有、第六詔に、太上天皇厚支廣支德乎蒙而、高支貴支行爾依而、五十一詔に、公民之上乎、廣厚慈而、また仕奉志事廣美厚美などもあり、又明支淨支直支誠之心以而などやうに、かく同じたぐひの言を、いくつも重ねいふは、宣命の語の文にして、其事をねもごろにする古の文なり、かゝる格、祝詞又歌には、をさ〳〵見えず、さてかく言を重ぬる例、後世なれば、終の一つを支といひて、上はみな久といひてつゞくるを、かくみな支と云て重ぬるは、古の格也、さて又支字は、しの音なるに、きの假字に用ひたるは、伎

〔文德實錄〕正しくは日本文德天皇實錄といふ、十卷あり、第五十五代文德天皇御一代の實錄にして、嘉祥三年三月より天安二年八月に至るまでの史實を漢文にて記載せる編年史也、貞觀十三年、藤原基經、南淵年名、大江音人、善淵愛成、都言道、島田良臣等、清和天皇の勅を奉じて編纂に從ひしが、故ありて暫く中止したり、尋で元慶二年に至り、更に藤原基經、菅原是善、都良香、島田良臣等陽成天皇の勅を奉じて續集し、同年十二月十三日上進せり。

字の偏を省ける也、古は偏を省きて書る例多きこと、古事記傳に委くいへり。〇受賜ハ利は、持統天皇の授給ひ負せ給ふ大命を、文武天皇の受被レ賜給ふ也、常に、人のいふを聞ことを、うけたまはるといふも、もと此字の意にて、こゝも又聽給ふ意にも轉りて聞ゆる也、又物を請ふを聽といふも通へり。〇恐坐旦は、もとは字のごとく、恐畏るゝ意なるを、それ卽承諾ふ意になりて、萬葉に多く、天皇の命畏みといひ、古事記に、須佐之男命い、櫛名田比賣を、吾に奉むやと詔へる御答に、足名椎の、恐奉むといへるなど、みな然り、俗言に、奉レ畏といふこれ也、さて天皇は、御自の御事なるも、尊みて詔ふ例にて、こゝも坐旦とはいたまふなり、此たぐひ皆然り。〇食國は、古事記に、夜食國とある處に、訓レ食云二袁須一と注せり、萬葉に假字書は、十七に、須賣呂伎能乎須久爾奈禮婆、また於保伎美乃美許登可之古美、乎須久爾能許等登里毛知弖、十八に、須賣呂伎能可未能美許登能、伎己之乎須久爾能麻保良爾など見ゆ、しろしめす國といふこと也、さて食國天下とつゞきたるところ、續後紀文德實錄三代實錄などには、食國乃と乃字あれども、書紀には、いとあまた見えたる中に、一つも乃字あるはなければ、今は乃とは訓す。〇調賜比、第三詔に、此天下乎治賜比諧賜岐、第九詔に、上下乎齊倍和氣、四十五詔に、汝等乃心乎等々能倍直之、萬葉二に、御軍士乎安騰毛比賜齊流、三に、網引爲跡網子調流、海人之呼聲、十に、左男牡鹿之妻整登鳴音之、十九に、物乃布能八十友之雄乎、撫賜等々能倍賜、廿に、安佐奈藝爾可故等登能倍、など見ゆ、これらを合せて思ふに、此言は、よそにあらけ居る者を、呼集めて、みだれなく治むる意也、其中に呼來す方を主といへると、亂れなく治むる方をむねとしていへるとの異ある也、〇平賜比、第九詔にも、天下乎治賜比平賜比と有、こは必しも不服者ありて、討平ぐるにはあらず、平らかにするをいふ也。〇惠賜比は、第十三詔に、天下乎撫惠備賜とあるによりて、賣具備と訓つ、凡て備とも美とも通はしいふ言、例多し。〇撫賜奈牟比、すべて撫るは、愛み憐むしわざなるが故に、必しも撫されども、愛み憐むをかくいふ也、萬葉六に、天皇朕、宇頭乃御手以、搔撫曾、禰宜賜、打撫曾、禰宜賜なども有、さて奈牟は、後の文に、なむといふ辭也、なむは、此奈牟を、音便にいふ也。〇隨神は

〔大祓詞〕大祓は贖物を出して祓を修め、犯す所の罪、及び觸穢を解除するをいふ、後ち年中行事となりて、毎年六月十二月の兩度に行へり、なほ臨時に行ふ事もあり。詞は延喜式第八卷にあり、この大祓詞は中臣が勅命を奉じて讀上ぐるより、一に中臣祓詞ともいふ。

〔鎭御魂齋戸祭〕御魂を齋戸に鎭むる祭也、略して齋戸祭ともいふ。此の祝詞は毎年十一月の鎭魂祭の時に結び奉つりし御魂緒を十二月になりて神祇官の齋院に鎭め祭る時に、中臣之を讀む。

萬葉に假字書に、可武奈何良と有、此言、諸の詔に多く有、下に母を添ていへる所々もあり、天皇の御事には、何事にも、神ながら云々と申すことにて、萬葉の歌にもいと多し、天皇は、現御神と申て、まことに神にましますが故に、神にて坐ますまゝに物し給ふよし也、○所思行止、於母本志賣佐久止と訓、行字を書は、もと於母本志於許那波須といへるより出て、其字を、おもほしめす、しろしめす、きこしめすなどの賣須にも、通はして書ける也、其事委くは古事記傳廿七の卷、看行の解にいへり、みそなはすは、見しおこなはすを切めたる言也、佐久は須を延たる也。○諸は、始に出たる、皇子等云々諸也。○聞食止詔、この詔字も宣也、此所又一段なり。○四方食國乎云々宰等爾至麻爾、これは諸國の司をいふ、天皇の御爲に、その國々を治奉れとして、任給へる宰といふ也、任は麻氣と訓べし、麻氣は、令罷を切めたる言にて、其國々へ罷らせ給ふよし也、されば任をまけと訓は、京外の官に限れること也、京官の任は、めし又よさしなど訓べし、宰は、守介掾目などを總いふ、これを美許登母知といふは、命持にて、天皇の大命を受賜はり負持て、其國の政を申すよしの名也、さてこゝの文、此宰も、百官人の内にて、上は大臣より、下國々の宰に至るまでの意也、國司は、その一國の民を治むる官にて、その任、重きによりて、是をとり分て擧らるゝなるべし、孝德紀に、大化元年八月、同二年三月など、百官の中に、殊に國司の事のみ、とり分て、くはしくさだせられたるなどをも思ふべし。○天皇朝庭は、須賣良美加度と訓べし、大祓詞に、天皇我朝廷、鎭御魂齋戸祭祝詞に、皇我朝廷、など有をもて定むべし、さてこの、天皇朝庭敷賜行賜留幣といふ十字、諸本共に、百官人等の上にあるは、次第の亂れたるもの也、此語は、かならず下の國法といふへ係れる語なるに、百官人云々とつゞきては、語の條理とゝのはず、故今改めて、至麻豆の下にうつしつ。○過犯事無久、大祓詞に、官々爾仕奉留人等乃、過犯家牟雜々罪乎云々、さて犯の假字は、古書どもに見えたることなきを、言の意を考るに、大かす也、故於の假字と定む、大かすは、大凡になほざりにする意也。○明支淨支直支誠之心以而、第二詔に、以明淨心而、第五詔に、清支明支正支直支心以、第七詔に淨伎明心乎持而、廿詔に、以明直心、廿九詔に、貞久淨岐

〔出雲風土記〕二冊　元明天皇和銅六年五月畿内七道諸國に制して、郡郷の名好字をつけ、其郡内に生ずる所の銀銅彩色草木禽獸鳥魚蟲等の物具に色目を錄し、及び土地の沃堉山川原野の名號等の由る所、又古老の相傳ふる舊聞異事、史籍に載せて言上せしめよとあるによりて撰進せしもの也。

〔類聚國史〕二百巻　別に目錄二巻、帝王系圖三巻あり、いま散佚して六十一巻を存す、六國史所載の記事を、神祇、帝王、後宮等部を分ち類を聚め編纂したるもの菅原道眞、宇多天皇の勅を奉じて撰す。

心手以天、卅一詔に、明く貞き心手以天、卅三詔に、貞仁能久淨伎心手以天、四十四詔に、已何心手明爾淨久貞爾謹天、五十九詔に、清直心手毛知、などさま〴〵、長くも短くもみゆる、みな意は同じ。○御稱々而は、決く誤字也、いと心得がたし、されど試にいはゞ、彌辨々而にやあらむ、御と彌とは、草書はよく似たり、こゝは必彌といふべき處也、辨字は、人をすゝむるにて、みづからすゝむ意にはあらざれども、古は、向と迎とを通はし書るごとく、自他を相通はして書ること常なれば、これもみづからすゝむことにも用ふべし、さて大殿祭祝詞に、百官人等云々、邪意穢心無久、宮進米進、宮勤勤之米、咎過在乎波、見直志聞直坐弖とあると、上下の文のつゞきも似たり、考合すべし、但しかれは、大宮賣神の百官人等を、令ノ進給ふをいふ故に、進米とあるを、こゝはみづからの事なれば、須々美と訓べき也、しばらく此考を用ふ、なほよく考ふべし、印本にこれを、ミハカリノ〵テと訓たるを、師も、稱讃の意以て書たる也、みはかり〳〵てと訓べし、出雲國風土記、大殿祭祝詞などにも有といはれたれど、出雲風土記に稱量とあるは、宮を造る事につきていひ、大殿祭祝詞なるは、事をはかるをいひて、神議き向といふと同く、事の有に就ていへるなれば、皆こゝにはよしなし、そのうへ稱字、秤の意はあれども、はかりといふに、此字を書べきにもあらず。○緩怠事無久、十三詔又五十一詔に、無二怠緩事一久、卅二詔に、今由久前仁、緩怠事無之天、四十一詔に、晝毛夜毛倦怠止已無久など有。○務結而、結字、諸本に給に誤れるを、今例に依て改めつ、志麻理と訓べし、第三詔に、淨明心以而、彌務爾彌結爾云々、卅二詔に、常毛與利益須益須勤結理奉侍など見え、類聚國史、弘仁十四年十一月詔に、日夜忘事無久、務志麻理、伊佐乎久志麻理仕奉流爾依止、文德實錄三に、日夜無二怠事一久、務結利、勤之久仕奉爾依止、三代實錄卅二に、務志萬利、伊佐乎久之など有、同書三にも此語あるを、それもこゝの如く、結を給に誤れり、さて志麻理は、志婆理と同くて、鋤の手上とりしばりなどいふ如く、堅くすきまなく執持て、弛緩ぬ意也、俗言に、放逸たる者の、行ひの直りて、忠實になるを、しまるといふも、同言なり、古事記清寧天皇段歌に、意富岐美能美古能志婆加岐、夜布士麻理斯麻理母登本斯とあるも、大君の御子

〔玉勝間〕玉籠ともかく、間きかたまにて、かたまは蓋と身とあふものなればこあふこにかけていふ。また島熊山にかけていへるは、かたまは籠にて、隙間あるものなればその「ま」にかけたるならんといふ。

の柴垣、八節結々廻しにて、柴垣を結堅め廻らしたるをいふ也、夜布は、八段に結へる也、とふの菅薦の十節と同じ、萬葉十二に、玉勝間島熊山、玉勝間安倍島山といへるも、共に玉勝間は、島にかゝれる枕詞にて、籠の目を堅く結へるよしのつゞきなり ○故爾、故は古文に常に多く有て、みな加禮と訓ことにて、かるがゆゑにといへる例はなければ、こゝの爾字は、後人の、ふとさかしらに書加へたるにや、削去てよろし。○如此之狀は、加久乃佐麻と訓べし、然いひては、之てふ言いかゞなるやうなれども、つねにかくのごとくといふも、之の格同じことなり、廿七詔には、加久能狀と書り、五十九詔に、如此時とあるを、かくのときと訓べく、五十五詔六十詔に、此之狀とあるも、かくのと訓べし。○款は、此字の注に、志純一也とも、忠誠也ともいへれば、まめにと訓べくおもはるれども、五十一詔に、款美明美とあるは、美字あれば、さは訓がたし、故伊蘇志久と訓べし、第七詔に、其人乃宇武何志伎事、款事乎、遂不レ得レ忘とあると、十三詔に、伊蘇之美宇牟賀斯美、忘不レ給止自とあるとを合せて、然訓べきことを知べし、五十二詔に、累レ世而仕奉麻佐部流事乎、加多自氣奈美伊蘇志美思坐とも有、伊蘇志は、常には勤字を書て、古書に多き言也、伊蘇は、伊佐乎の切れるにて、いそしはいさをしと同じ。○品々とは、その讃賜ひ上賜ふ差等あるをいふ。○讃賜は、褒美なり。○上賜は、諸詔に、冠位上賜とあるごとく、位階を昇せ給ふ也、廿八詔に冠位阿氣賜治賜とあるに依て阿氣と訓べし。○治將レ賜　凡て治賜と云は、廣き言にて、吉凶き何事にまれ、處分り行ひ給ふをいふ也、官に任を、其官に治賜といひ、或は刑罰をも、其刑に治賜などいふがごとし、かくてこゝは、讃賜上賜[illegible]治賜なるを、詔の文にかく重ねいへる也、第四詔に、冠位上可レ賜人々治賜なども有り、さて將字は、賜字の上に在る意也。

第二詔

〔慶雲四年〕第四十二代文武天皇御宇の年號也。

〔八色姓〕書紀天武紀十三年の條に「冬十月己卯朔、詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、一曰眞人、二曰朝臣、三曰宿禰、四曰忌寸、五曰道師、六曰臣、七曰連、八曰稻置」とあり。猶朝臣のことについては、本叢書第四卷五三〇頁參照すべし。

三の卷に、慶雲四年夏四月壬午、詔曰、とあり、藤原不比等朝臣に、食封を賜ふ詔なり。

天皇詔旨勅久。汝藤原朝臣乃仕奉狀者、今乃未爾不在、掛母畏支天皇御世御世仕奉而、今母又朕卿止爲而、以明淨心而朕乎助奉仕奉事乃、重支勞支事乎所念坐御意坐爾依而、多利麻比旦夜夜彌明爾美忘忍事爾似事乎志奈母。當勞彌重彌所念坐久止宣。又難波大宮御宇掛母畏支天皇命乃、汝父藤原大臣乃仕奉流賈狀乎婆、建內宿禰命乃仕奉流賈事止同事止勅而、治賜慈賜賈利。是以令文所載多流乎跡止爲而、隨令長遠久。始今而次次被賜將往物叙止、食封五千戸賜久止勅命聞宣。

天皇詔旨勅久は、旨の下に、第一詔の如く、良麻止といふ言を添て、スメラガオホミコトラマトノリタマハクと訓べし、すべてかやうの、いつも定まれることは、かくもじを多く省きても書る、常の事也、然るをたゞそこの文字のまゝに訓は、古言をしらざるもののしわざ也、省きたる所をも、具に書る所の例によりて、定まれる語のごとくに訓べきこと、大かた此類みな准へて然り。○汝は、第五詔に、美麻斯親王、また美麻斯乃父、五十一詔五十二詔などに、美麻之大臣、などあるに依て、美麻斯と訓べし。○藤原朝臣、朝臣は、阿曾美と訓べし、あそんといふは、後の音便言也、此紀卅二に、阿曾美朝臣云々とあるは、阿曾美の字を、朝臣と書事をいへるなり、書紀天武卷、八色姓の處の朝臣をも、アソミと訓り、さて此藤原朝臣は、不比等公也。○今爾乃未不在は、今の御世に仕奉るのみに非ず也。○掛母畏支とは、言に掛て申すも、恐れ多きといふこと也。○天皇御世々々云々、不比等公は、天武天皇の御世よりぞ、仕奉り初め給ひけむ、書紀には、持統天皇の三年に、此卿始めて見えて、同十年に、位は

〔資人〕京官の諸臣に賜へる舎人を云ふ、令制によれば位に對して賜ふ資人(位分資人)は一位一百人、正四位まで順次廿人を減じ、從四位卅五人、正五位廿五人、從五位廿人、職に對して賜ふ資人(職分資人)は太政大臣三百人、左右大臣二百人、大納言一百人也。

〔公卿補任〕大臣攝關以下公卿の補任年月日等を記せる書、百卷也、もと公卿傳と稱し、神武の朝より村上天皇康保四年までを收めしが、其後屢撰次あり、今あるは明治元年に至る

直廣貳にて、資人五十人を賜ふよし見えたり、續紀にては、初中納言にて、大寶元年三月、大納言となり、和銅元年三月、右大臣になり給へり、鎌足公の第二子也とあり、かくて養老四年八月癸未、正二位右大臣にて薨給ひき、年六十二と有、同年十月、太政大臣正一位を贈らる、天平寶字四年八月、勅曰云々、其先朝太政大臣藤原朝臣者、云々、追以近江國十二郡、封爲淡海公、餘官如故云々、叙位は、公卿補任に、大寶元年三月正三位、同四年正月從二位、慶雲五年正月正二位と見ゆ。○卿は、麻閇都岐美と訓べし、景行紀歌に、麻幣菟者棄とある是也、天皇の御前に侍ふ君といふ意也、書紀に、卿又群卿などを、マチギミ又マヘツギミなど訓、和名抄にも、大臣を於保伊萬宇智岐美とあるなどは、みな後に頽れたる唱にて、正しからず。○重支は、伊加志伎と訓べし、書紀に、皇極天皇の大御名の重日を、此云伊柯之比、また舒明紀に、嚴矛此云伊箇之保虛、また祝詞等に、茂槍伊賀志御世茂御世、また春日祭祝詞に、王卿等乎平久、天皇我朝廷爾、伊加志夜久波叡能如久、仕奉利佐加叡志米賜、下野祭祝詞にも、伊夜高爾伊夜廣爾、伊賀志夜具波江如久、立榮之米、などあるを合せて、此言の意を知べし、重日嚴矛などは重くおごそかにして畏き意、茂御世いかしやくはえなどは、廣く繁く榮えて大きなる意也、いかしやくはえは、師の茂槍木榮にて、樹のいやがうへにしげり榮ゆるをいふといはれたるが如し、又俗言に、物の大きなるを、いかいと云、多なるを、いかいことといふなど、又いかめしといふなど、みな此詞にて、意通へり、されば此の重支も、やむことなく重く大きなる意也。○勞支は、廿七詔に、愧自彌伊等保自彌念須、と有に依て、伊登保志伎と訓べし、此言はいたつくいたはるなどゝ同言にて、本はみづから其事に勞苦むをいふを、又他より然思ふにも通はしいへり、勞字も然也、たとへば、かしこしといふ言なども、直に其人の事にもいひ、又他より然思ひて、かしこむことにもいふがごとし、かくてこゝの重支勞支は、藤原大臣のうへを、直に詔ふともすべし、廿三詔に、天下政乎開看事者、勞支重支事爾在家利、とあるが如し、俗言に、苦勞なる事、大義なる事といふ意也、然れども此言、他の詔にもあまたある多くは他のうへを然思召をいへれば、こゝも此大臣のうへを、天皇の然思召かたともすべし、五十

〔意乃何身云々〕筑前國守山上憶良救和下爲二熊凝一述中其志上歌とある長歌なり。

〔誰之言矣云々〕備國神島濱調使首見レ屍作歌とある歌也。

〔大夫之云々〕追二和處女墓歌一と題する大伴家持の長歌也。

〔伊勢物語歌〕同書第六十六段に出づ

〔元慶八年云々〕光孝天皇の詔也。

〔藤原朝臣〕藤原基經也。

〔源氏物語云々〕同書浮舟卷に、物おそろしうやゝましけれども云々、御法卷に、願はん道にも入がたくとややましきをとあり

二詔に、朕臣乃仕奉狀祥、勞美重美とあるも、こゝと同じ、こは俗言に、人の勞を謝て、御骨折御大義御苦勞と云ふに當りて、大義なる事、苦勞なる事と、おぼしめすよし也、第三第四詔などに、天地之心乎勞美重美畏坐とあるは、天地の、いかゞにおぼしめして、心を勞苦め給はむと、天皇の畏み坐也、さていたはるといふ言も、病するなどをいふは、みづから苦む方にて、萬葉五に、意乃何身志伊多波斯計禮婆といへる類也、又人のうへを他よりあはれむをもいふ、又物語書などに、いとほしといへるは、人の勞苦むを、あはれむよりいひて、俗言に、案じるといひ、氣之毒などいふ意に多く用ひたり、五十八詔に、勞久奈母念志曾とあるは、其意也、萬葉十三に、誰心勞跡鴨直渡異六、また誰之言矣勞鳴云々、十九に、大夫之語勞美、父母爾啓別而などあるも同じ、又俗言にいとしといふも、此言の訛れるにて、あはれむを悲むといふごとく、是もいたはるに同じ。○多利麻比尼夜々彌賜閇婆、此所誤字あるか、すべて心得がたきを、强て試にいはゞ、多利麻比は、利字は、草書似たれば、知の誤にて、立廻なるべし、伊勢物語歌にも、昨日けふ雲のたちまひかくろふはと有、立まはり也、此大臣を、いかにもして、なほ高く褒賞ばやと、御心をつけて、立まはりつゝ、うかゞひ給ふよし也、夜々彌は、漸看にて、速にはえ物せずして、事のさたを考へうかゞひ看つゝ、やすらひ給ふよしなり、俗言に、速にものせずして、まち猶豫ふを、見合すといふにあたれり、三代實錄四十六、元慶八年六月の詔に、太政大臣藤原朝臣、先御世々々與利、天下乎濟助介、朝政乎總攝奉仕豐利、云々、朕將レ讓二其賞一爾、大臣素懷二謙挹心一以、必固辭退天、政事若壅滯世无加止、也々美思保之天云々とある、印本には、也々美三字を脱せるを、今は古き寫本に依て引り、件の詔、すべての趣も、こゝの詔と全同じ事也、考合せてこゝの語の意をもさとるべし、又五六百年ばかりさきの書に、やゝ見あふるまもなく、といふこと有しやうにおぼゆるは、漸看敢間も無にて、それも件の意と合へり、又思ふに、源氏物語などに、やゝましといふ言あるも、此やゝみと、同言の活用と聞ゆるを、それは心やましき意と注したる、まことに其意と聞えたるを、もし然らば、こゝもおぼしめしわづらひて、御心をやましめ給ふよしにもやあらむ、三代實錄に、也々美思ほしとつゞきたるを思

〔難波の長柄の豐崎宮〕孝德紀白雉二年十二月の條に於是天皇從ニ於大郡一遷ニ居新宮一號曰ニ難波長柄豐碕宮一とあり、攝津國西成郡本莊村の地也。

〔輕皇子〕茅渟王の第二皇子、孝德天皇也。

〔阿陪氏〕詳かならず、孝德紀大化元年の條に、元妃阿陪倉梯麻呂女小足媛とある人か。

〔大錦冠〕日本紀集解に、按大化三年制ニ七色冠一大錦冠在ニ第四品一、日以ニ大伯山錦一爲レ之、以レ織裁ニ冠之緣一、是也、此時未レ建ニ第品一以ニ此冠一賜ニ爲ニ内臣一而已とあり。

へば、此方やまさりたるらむ、こは何れにしても、すべての意は同じこと也、さて上件の如く心得る時に、何とかや言のたらはぬこゝちすれども、一重行越て見れば聞ゆる也、かく行越たる語も古書に例あること也、行越とは、いかにもして、猶褒賞むとおぼして、立まはりつゝうかゞひ給ふ也、然れども速には然え物し給はで、やゝみ給へばの意なるを、その然れどもといふ言を略きて、行越る也。○忌忍事爾　似事乎志奈母、これも心得がたし、誤字など有にや、されど姑く上の考へに就て、例の强ていはゞ、忌忍事とは、何事にまれ、云々せまほしと思ふ事のあるに、然しては、宜しからぬよしあるによりて、忌憚りて、さもえせず、忍びて默止居るなりといふ也、さて今此大臣を、褒賞まほしゝは、早くよりおぼしめせども、事のさまをうかゞひて、今まで猶豫ひおはしますが、かの宜しからぬよしある事を、忌憚りて、忍び過すに似たらむことを、いとほしくおぼしめすといへる也、乎志の志は、助辭也。○常は、常に也、爾といはざるは古言也。○宣は、詔なり。○又は、又一つには也。○難波大宮云々は、孝德天皇也、難波の長柄の豐崎宮と申すに、宮敷坐りき。○御宇は、當代の御事に申す時は、天の下しろしめすと訓、古の御事を申すには、天の下しろしめしゝと訓也、下のしは、過去し事をいふし也。○藤原大臣は、鎌足公也、大臣は、すべて意富淤美と訓むぞ古言なる、おほまうちぎみなど訓は、後のこと也。○仕奉流貫、貫は、決く誤字也、もし貫字ならば、氣の假字なるべけれど、此處はけるといふべき所にあらざるうへに、此字を假字に用ひたること、此詔より外に例なし、一本には、賣とあれども、めるといふべき所にもあらざれば其も誤字也、故考るに、第三詔に、敷賜覇留、また立賜覇留などあれば、こゝの貫も、覇を寫誤れるにて、つかへまつらへる也、れるを延て、られるといへる也、かくさまに延云例多し、書紀にも、への假字に、覇を用ひられたるところ有。○延内宿禰命の事は、古事記傳廿二の巻に委云り。○同は、萬葉に多く於夜自とあれば、然訓べし。○勅而は、孝德天皇の詔へる也、書紀にかく詔へることは見えざれども、皇極紀に、三年云々、輕皇子深識ニ中臣鎌子連之、意氣高逸、容止難レ犯、乃使ニ寵妃阿陪氏、淨ニ掃別殿一、高鋪ニ新蓐一、靡レ不ニ具給一、敬重特異云々、孝德紀首に、以ニ大錦冠一授ニ中臣鎌子連一、爲ニ内臣一、增レ封

〔紫冠〕大化三年制定の七色十三階の冠位の第三也、孝德紀に、三曰紫冠、有大小二階、以紫爲之、以織裁冠之緣、服色用淺紫、とあり。

〔子代之民〕上代天皇、皇后、皇子等の御子座さぬ時、御名を後世に傳へむ爲め、其御名又は御居所の名を負せて定置せる部民を云ふ、古事記垂仁天皇段に、次伊登志和氣王者、因無子而、爲子代定伊登志部、とあるを初見とす

〔中男〕戶令に、凡男女、云々、十六以下爲小、廿以下爲中とあり、即ち十七歲以上にて正丁に至らざる男子なり。

若干戶云々、中臣鎌子連、懷至忠之誠、據宰臣之勢、處官司之上云々、白雉五年正月、以紫冠授中臣鎌足連、增封若干戶、などあるを以思へば、かゝる詔も有けむかし。○令文は、乃理乃布美と訓べし、文は書の意也。○跡は例也、かゝる例はいまだあらざれども、令に見えたるを例として也、○隨令と有ていへる、これに、先に例はなけれどもといふ意なり。○長遠久に、被賜の上へ係て心得べし、第三詔にも、長遠不改、十一詔にも、長久遠久仕奉禮等と有り、萬葉歌には、彌遠長爾とよめり。○始今而は、今より始めて也。○次々は子孫の嗣々なり。○被賜、すべて賜ふとは、與ふる方をいひ、賜はるとは、受る方をいひて、彼此したがひあり、四十五詔に、此賜布帶乎多麻波利と、有にて知べし、故古書どもには、賜はるには多く被字を添ても書る也、こゝは此大臣の子孫の受る方をいへり、後世に至りては、此けじめをしらず、賜ふをも、常に賜はるといふは、ひがことなり。○食封は、孝德紀天武紀持統紀などに、へヒトと訓り、皇極紀持統紀などには、封一字も然訓り、幣比登は、戶人なり、凡て封に、賜幾戶といひて、民戶を賜ふなるを、そは其戶の内の人の出す、調庸などを賜ふことなる故に、戶人を賜ふといふ也。食字は、食喫の意を以て書る也、そもそも食封を賜ふことは、上代の制にはあらず、孝德天皇の御世より始まれり、書紀孝德卷に、大化二年正月甲子朔、賀正禮畢、即宣改新之詔曰、其一曰、罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣連伴造國造村首所有部曲之民、處々田莊、仍賜食封大夫以上各有差降、とある是也、此時、上代よりの御制を改めて、始めて食封を賜へる也、かくて賦役令に、凡封戶者、皆以課戶充、謂戶有中男一人以上者、即爲課戶、其封戶仕丁、亦給其主也、謂庸全給、其田租、爲二分、一分入官、一分給主と見えたり、封戶とは、人に食封に賜ふ民戶をいふ、全給とは、其戶を賜はれる人に、みながら給ふ也、主とは、其戶を給はれる人をいふ、調の事庸の事、みな同令に見えたり、庸は、役のかはりに出す物をいふ、さて民部省式に、凡封戶、以正丁四人中男一人爲一戶率、租、每戶以四十束爲限云々とあるは、現戶の數にはかゝはらず、正丁中男又租稻の數を以て計りて、幾戶と定めたるものなり、こはやゝ後の制にぞありけむ、さて親王一品より、臣太政大臣

〔藤原朝臣豐成〕武智麿の長子也、天平廿一年右大臣に任じ、天平寶字元年讒によりて太宰權帥に貶せられしが、同八年再任、天平神護元年薨ず

〔藤原朝臣園人〕房前の孫、參議楓麿の長子也、弘仁三年右大臣となり、同九年薨す。

〔右大臣内麻呂〕眞楯の長子也、大同元年内大臣を經て右大臣となり、弘仁三年薨す。

〔功田〕國家に勳功ある者に賜はる田を云ふ、令制によれば愛の二功の外中功、下功あり、中功は二世に、下功は子のみに傳へしむ。

以下從三位までの常の定まれる封戸の數は、祿令に見えたり、正四位以下は、食封を賜ふ限にあらず。○五千戸は、伊知幣と訓べし、常には五十を伊とはいひて、五は伊都といへども、今は五百の例に依て、然訓り、さてかの祿令に見えたる、定まれる食封は、太政大臣三千戸、左右大臣二千戸なるを、こゝは殊に賞て、かく五千戸を賜へる也、同令に、凡令條之外、若有特封及增者、並依別勅とある、是也、さて此給へる食封の事、天平十三年正月、故太政大臣藤原朝臣家、返上食封五千戸、二千戸依舊返賜其家、三千戸施入諸國國分寺、以充造丈六佛像之料と有り、また天平神護元年四月、右大臣藤原朝臣豐成等上表言、臣等曾祖大織冠内大臣、踏義懷忠、許身奉國、皇朝稱其不世之勲、錫以無窮之賞、胤子正一位太政大臣、確陳丹誠、抗表固辭、天朝即割賜二千戸、傳及子孫云々、伏願奉納先代所賜功封云々、詔許之、また後紀に、弘仁六年六月、右大臣藤原朝臣園人等、上表乞還先祖功封曰、臣等高祖大織冠内大臣鎌子云々、錫封一萬五千戸、胤子正一位太政大臣、堂構相承、門風是存、由茲慶雲四年、勅賜封五千戸、大臣固辭、天恩允請、即減定二千戸、傳及子孫、天平神護元年、從一位右大臣、抗表奉返、寶龜元年、勅更還賜、大同三年、正三位守右大臣内麻呂、又抗表奉返、不蒙允許、臣等云々、伏願奉納所傳功封、云々以聞、不許、とあり、件の神護元年の文は、太政大臣の下に脱文有、後紀の方と相照して知べし、これらの文の事、猶下にいふべし。○聞宣、聞の下に、食字を略て書る也、此例も多く有、訓は、食字有ところと同じ、さてこゝは、不比等公に宣詔なる故に、諸とはいはざる也。○此詔の下につゞきて、辭而不受、減三千戸、賜二千戸、一千戸傳子子孫とあり、然るに右に引る天平十三年の紀に、返上五千戸とあるはいかゞ、もしそれより先に、又更に五千戸を給へる事有しが、紀に漏たるにや、されどさては、神護元年弘仁六年の文と合はず、猶いかゞ、又かの神護元年弘仁六年の文に、即減定二千戸、傳及子孫とあるも、こゝに一千戸傳子子孫とあると、合ざるが如くなれど、これは違へるにはあらず、二千戸の内一千戸にまれ、傳へむには、傳及といひつべければ也、さて又こゝの詔に、令文所載乎多流跡止爲而云々、とあること、心得がたし、其故は、功田は、田令に、凡功田、大功世々不絶、上功傳三世云々、と見えたれども、食封は、祿令に、

凡五位以上、謂一品以下也以レ功食レ封者、其身亡者、大功減レ半傳二三世一、上功云々、下功不レ傳、とこそ見えたれ、永く子孫世々に傳ふる事は、見えざればなり、もしくは、祿令の件の文の次に、凡令條之外、若有二特封及増一者、並依二別勅一とあれば、此文を例とするよしにや、又は天智紀十年、天武紀十一年、持統紀三年などにも、律令法令の事見えたれば、大寶より前の、それらの令條に見えたる事にや、猶よく考ふべし、これより後には、天平寶字二年八月、藤原仲麻呂を、大保とせられし時の詔に、更給二功封三千戸、功田一百町一、永爲二傳世之賜一、以表二不常之勲一、また弘仁十一年正月詔に、藤氏先祖云々、是以褒賞封戸、歷代不レ絶、總一萬五千戸云々、なども見えたり。

第三詔

四の卷のはじめに、慶雲三年十一月、豐祖父天皇不豫、始有二禪レ位之志一、天皇謙讓、固辭不レ受、四年六月、豐祖父天皇崩、庚寅、天皇御二東樓一、詔召二八省卿及五衞督率等一、告以下依二遺詔一攝中萬機上之狀上、秋七月壬子、天皇卽二位於大極殿一、詔曰とあり、元明天皇の卽位のなりなり。

現神八洲御宇倭根子天皇詔旨勅命。親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞宣。關母威岐藤原宮御宇倭根子天皇丁酉八月爾。此食國天下之業乎日並知皇太子之嫡子。今御宇留豆天皇爾授賜而。並坐而此天下乎治賜比諧賜岐。是者關母威岐近江大津宮御宇大倭根子天皇乃。與天地共長。與日月共遠。不改常典止立賜比敷賜留法乎。受被賜坐而。行賜事止衆受被賜而。恐美仕奉利豆羅久止詔

〔大保〕右大臣に當る官名也、天平寶字二年太政官を乾政官、太政大臣を大師、左大臣を大傅、右大臣を大保と改めしが、同八年舊名に復す。

〔八省〕中務、式部、治部、民部、兵部、刑部、大藏及宮內の諸省を云ふ。

〔五衞〕大寶元年の制定による左右兵衞、左右衞士及び衞門の五衞府也、聖武天皇神龜五年更に中衞を置き合せて六衞府となす

〔藤原宮〕大和國高市郡鴨公村大字高殿に在り、持統天皇朱鳥七年この宮地に幸し、翌年十二月都と定めらる

〔近江大津宮〕近江國滋賀郡南滋賀錦織二村の間に在り

天智天皇六年三月爰に都を定めらる

〔十一月〕傍訓「シモツキ」の義につき奥儀抄は霜降月の意となし、東雅倭訓栞等此説に従ひ、十二月の名の解は、此月は草木皆凋むを以て「シボミヅキ」の義なりとせり。

〔六月〕「ミナヅキ」の訓は、農事も皆爲し盡したる故にみなし月と云ふ意となし（奥儀抄、古今要覧）、又は此月暑氣烈しく水涸るゝ故水なし月の意と云ひ（奥儀抄一説、東雅等）、或は鳴雷月の義なりと云へり。

命乎。衆聞宣。如是仕奉侍尓。去年十一月尓。威加母我王朕子天皇乃詔豆羅久。朕御身勞坐。故。暇間得而御病欲治。此乃天豆日嗣之位者。大命尓坐世大坐坐而治可賜止讓賜命乎受被賜坐而。答曰豆羅久。朕者不堪止辭白而受不坐在間尓。遍多久日重而讓賜婆。勞美威美。今年六月十五日尓詔命者受賜止白賀羅。此重位尓繼坐事乎奈母。天地心乎勞美重美。畏坐止詔命衆聞宣。故是以親王始而。王臣百官人等乃淨明心以而。彌務尓彌結尓阿奈奈比奉。輔佐奉事尓依而志。此食國天下之政事者平長將在止奈母所念坐。又天地之共長遠不改常典止立賜留食國法母。傾事無久動事无久渡將去止奈母所念行止詔命衆聞宣。遠皇祖御世乎始而。天皇御世御世。天豆日嗣止高御座尓坐而。此食國天下乎撫賜比慈賜事者。辭立不在。人祖乃意能賀弱兒乎養治事乃如久。治賜比慈賜來業止奈母。隨神所念行須。是以先豆先豆。天下公民之上乎慈賜久。〔漢文賜久止詔天皇大命乎衆聞宣

八洲御宇、第四詔にたゞ、御宇、また公式令第十詔などに、御大八洲などあるは、こともなきを、こゝは宇字いかゞなる書ざま也、さてはじめより、聞宣まで、第一詔の初と、同じ語なるを、字は略きも易もして書たれども、み

〔開之宜朝妻之〕柿本人麿の歌也、萬葉集古義に、開之宜、開は闕の誤なるべし、闕は懸の借字也、云々、子等が名に係ていふも宜しき且妻（アサツマ）といひかけたる序なりとあり。

〔草壁皇子〕天武天皇第一皇子也。

〔柿本朝臣人麻呂〕天足彥國押人命の裔にて、持統文武二朝に歷仕せるも官位詳かならず、尤も和歌に秀で世に歌聖と稱す、晩年石見に居して終る。

〔字鏡〕新撰字鏡の略稱、漢字の訓義を示したる字書にて、僧昌住の撰、十二卷也。

な具に書る方にならひて訓べき也。〇闕母、闕字を、印本などには、開に誤れり、今は一本に依れり、次なるも同じ、闕字を書るは、闕係の意也、萬葉六には、缺卷毛とも書れば、こゝも闕の誤かとも思へど、然にはあらじ、萬葉十の卷に、開之宜朝妻之とある開字も、闕乃誤也と、師もいはれき。〇藤原宮云々は、持統天皇也。〇丁酉は、持統天皇の十一年にて、卽文武天皇の元年也。〇日並知皇太子、一本には、知の上に、所字あり、それもさること也、さて此御名は、比那賣斯乃美古能美許登と訓奉る也、此太子は、天武天皇の御子、草壁皇子と申せしにて、御母は持統天皇に坐り、天武紀に、十年二月、立二草壁皇子尊一爲二皇太子一、因以令レ攝二萬機一、持統紀に、三年夏四月癸未朔乙未、皇太子草壁皇子尊薨と見えたり、日並知は、御謚なるべし、萬葉二に日並皇子尊殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作長歌あり、又皇子尊宮舍人等慟傷作歌廿三首あり、かくて天平寶字二年八月に、岡宮御宇天皇と、尊號を奉られたり、さてかく御名の下につけて申す皇太子は、みこのみことゝ訓例也、推古紀に、廐戸豐聰耳皇子命、天武紀に、高市皇子命、萬葉一に、日雙斯皇子命、此紀一に、日並知皇子尊、など有を以て知べし。〇嫡子の訓、物に見えたることなし、繼體紀に、ヒツギノミコと訓たることあれども、あたらぬ訓なり、殊にこゝは、天皇の御子にもあらざれば、然訓べきよしなし、故今新に、牟加比賣良乃美古と訓つ、正妃をムカヒメと訓、字鏡にも、嫡牟加比女とあれば也、凡て嫡子とは、正妻の腹の子をいへり、今世に長子をいふとは異也。〇今御宇豆留天皇は、文武天皇也、此天皇は、日並知皇子尊之第二子也、母天命開別天皇之第四女、平城宮御宇日本根子天津御代豐國成姬天皇是也、と一の卷のはじめに見え、元明紀の始にも、適二日並知皇子尊一、生二天之眞宗豐祖父天皇一と有、そも〳〵持統天皇の御世、皇太子草壁皇子尊薨坐て後、高市皇子を皇太子に立奉給ひしを、十年七月に、それも又薨坐ぬ後皇子尊とある是也、此高市皇子の、皇太子に立給へる事書紀に記されず、もれたり、かくて後、文武天皇の太子に立給へる事も、書紀には漏たり、そは、十一年春正月云々、各有レ差とある、此時に太子に立給ひし也、次に二月に、東宮傅春宮大夫などを任ぜられたる事有をもて知べし、此紀一の卷に、十一年、立爲二皇太子一と見えたり、さて同年八月朔に、受禪卽位なり、此天皇は、持統天皇の御ためには、御父方の御孫、御母方の御甥にましませ

〔仁德紀大御歌〕同紀三十年の條に、十一月甲寅朔庚申天皇浮江幸山背、時桑枝沿水而流之、天皇視桑枝歌之曰云々とある御歌也、豫慶麻志枳は思ひよらずと云はむが如し。

〔齊明紀大御歌〕同紀四年の條に、冬十月庚戌朔甲子、幸紀溫湯、天皇憶皇孫建王、愴爾悲泣、乃口號曰云々とある御歌也。

〔顯宗紀云々〕同紀五年十二月の條に出づ。

〔路上往還之間〕中大兄皇子、鎌足と南淵先生の許に經書を學びに通ひ給へる往還也。

〔古人大兄〕舒明天皇第一皇子也。

り。〇並坐而云々は、文武天皇に授給ひながら、持統天皇も、太上天皇とましまして、なほ相並ばして、共に政きこしめしゝよし也。〇近江大津宮云々は、天智天皇也。〇大倭根子、大字の添れること、殊なる意なし。〇不改常典は、加波流麻自伎都禰乃能理と訓べし、まじきといふ言は、ふるくも仁德紀大御歌に、豫慶麻志枳、齊明紀大御歌に、倭須羅庾麻自珥など有り、又とこしへなるべき、など訓べきかとも思へど、云々共遠、又下にも長遠、第五詔に、萬世などある、上よりのつゞきを思ふに、猶かはるまじきと訓べき也、常も不易の意也、顯宗紀に、不易之典ともあり、又十四詔には、不改自常典とある、自は乃の誤ならむか、然らばいづれをも、字音に讀べきにや、いかにも此言は、もとよりの古言にはあらず、此文字を本にて出來たる言なれば、音に讀むもあしからじ、さて此典法を立給へる事は、天智紀にも、十年春正月、東宮皇太弟、奉宣施行冠位法度之事、とあれども、そは又いさゝかづゝ改め給へることは有りもしけめども、全く始めて新に立給へるは、既く孝德天皇の御世にて、其事彼御卷、大化元年より次々見えたるが如し、然るにこれを、孝德天皇といはずして、天智天皇の立給へりとするよしは、此事孝德天皇の御世ながらも、皇太子中大兄皇子の御心より出て、物し給へる御しわざなるが故也、然いふ故は、まづ皇極紀に、三年春正月云々、中臣鎌子連、曾善於輕皇子、故詣彼宮、而將侍宿、輕皇子深識中臣鎌子連之意氣高逸、容止難犯、乃云々敬重、中臣鎌子連、便感所遇、語舍人曰、殊奉恩澤、過前所望、誰能不使王天下耶、舍人便以所語、陳於皇子、皇子大悦、中臣鎌子連、爲人忠誠、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿云々、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主、便附心於中大兄、云々、自茲相善、俱述所懷、既無所匿、云々、路上往還之間、並肩潛圖、無不相協と見えて、これより中大兄皇子、此鎌子連と御心を合せ給ひ、蘇我蝦夷入鹿を誅し給ひしよりして、天下の權、此皇子と鎌子連とに歸れり、輕皇子は孝德天皇、中大兄は天智天皇の御名也、さて孝德紀の首に、天豐財重日足姬天皇四年六月、思欲傳位於中大兄、而詔曰云々、中大兄退語於中臣鎌子連、中臣鎌子連議曰、古人大兄殿下之兄也、輕皇子殿下之舅也、方今古人大兄在、而殿下陟天皇位、便違人弟恭遜之心、且立舅、以答民望、不亦可乎、於是中大兄、深嘉厥議、密以奏聞、天豐財重日足姬天皇、授璽綬

禪位、策曰、咨爾輕皇子云々、由是輕皇子、不得固辭、升壇卽祚、以中大兄爲皇太子とあり、さて此孝德天皇は、爲人柔仁とあると、大化元年、古人皇子謀反、吉備笠臣垂、自首於中大兄曰、云々、中大兄卽討古人大市皇子、また同二年、皇太子使使奏請曰云々、などあるとを合せて思ふに、天下の政は、いよ〳〵中大兄の御心にぞ有けむ、かくて此時、鎌子連をば、內臣といふになし給ひて、中臣鎌子連、懷至忠之誠、據宰臣之勢、處官司之上、故進退廢置、計從事立とあるを見れば、なほ上に左大臣阿倍內麻呂臣、右大臣蘇我倉山田石川麻呂臣など在りといへども、大權は鎌足連に在し也、されば孝德天皇の御世に立給へる、此新典法は、みな中大兄の、鎌足連と議給ひての御しわざなりけること、上件の趣どもを、よく考へて、おしはかり知べし、同孝德紀に、白雉四年、皇太子奏請曰、冀欲遷于倭京、天皇不許焉、皇太子乃奉皇祖母尊、間人皇后、並率皇弟等、往居于倭飛鳥河邊行宮、于時公卿大夫百官人等、皆隨而遷、由是天皇恨、欲捨於國位云々、とあるを以て、此御世のすべてのやうを、おしはかるべし、公卿百官人もみな、天皇には從ひ奉らずして、中大兄に從ひ奉れるをや、さて此天智天皇の、はじめよりの御しわざを、つら〳〵考へ奉るに、まづ皇極天皇、御位を傳へ給はむと有しを、辭び給ひて、孝德天皇を御位に卽奉給ひて、御みづからは皇太子にて坐し、孝德天皇崩坐ても、なほ卽位し給はず、ふたゝび皇極天皇を卽位せしめ奉りて、御みづからはなほ皇太子にてまし〳〵、皇極天皇崩坐て、つひに御みづからの御世になりても、六年といふまでは、なほ皇太子と申て、卽位の禮をも行はれず、又已命の御子たちもおはしますをばおきて、御弟の大海人皇子を、皇太弟と立て給へるなど、すべて初よりみな、强て謙遜を以て、世人を感しめむためにて、から國の聖人風の御しわざ也けり、かくのみよろづにもてつけて行ひ給ひしかど、十年冬十月、大御病し給へりしほどに、つひに實の御心ぞ顯れ坐る、そは御病重らせ給へる時に、東宮大海人皇子を、大御許に召入て、詔曰、朕疾甚、以後事屬汝云々、於是再拜稱疾固辭、不受曰、請奉洪業、付屬大后、令大友王、奉宣諸政、臣請願奉爲天皇、出家修道、天皇許焉、東宮云々、爲沙門云々、東宮見天皇、請之吉野、修行佛道、天皇許焉、東宮卽入於吉野とある、此時に至りて、已命の御子大友皇子に、位を授けまほしくおぼし

〔古人皇子謀反〕孝德天皇御卽位ありしより、皇子は御志を得ず吉野に隱れ給ひしが、此年九月蘇我田口臣川堀等と叛せらる。

〔內臣〕扶桑略記抄本に、內臣准大臣位也とあり、內は親みの辭也。

〔阿陪內麻呂〕大彥命の裔にて又た倉梯麿とも云ふ、大化五年薨ず。

〔蘇我倉山田石川麻呂臣〕馬子の孫倉麿の長子也、大化五年讒によりて誅せらる。

〔間人皇后〕舒明天皇第三皇女、大化二年孝德天皇の皇后に立たる。

〔倭飛鳥河邊行宮〕大和志に、古蹟在飛鳥村南、とあり。

〔蘇我臣安麻呂〕倉麿の孫、連子の子にて少納言也。

〔左大臣蘇我赤兄〕倉麿の第四子也、天智天皇十年左大臣に任命、壬申亂後近江朝廷の重臣たる故を以て配流せらる。

〔五人の重臣〕赤兄の外、右大臣中臣金連、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣等也。

〔秦より云々〕始皇帝二十六年天下を三十六郡に分ちて守、尉、監を置く。

めす下の御心の、え忍びあへ給はで、ほころび出たるなりけり、然れども、大海人皇子はじめより皇太弟にてましませば、やむことをえず、以後事属汝とは詔ひつれども、そは御心にはあらざりしことは、天武紀のはじめにも、密此事を記して、天皇臥病、以痛之甚矣、於是遣蘇我臣安麻侶、召東宮、引入大殿、時安麻侶素東宮所好、密顧東宮曰、有意而言矣、東宮於茲疑有隱謀、而愼之、天皇勅東宮授鴻業、乃辭讓之曰云々、とあるごとくにて、實は大友皇子に授け給はむとおぼして、その御謀有るけむほど、いちじるし、もしさる御隱謀なくは、東宮の出家せむことを請給ふを、たやすく許給ふべきにあらず、さて又かの遺詔の後に、大友皇子、左大臣蘇我赤兄臣をはじめて、五人の重臣と誓盟て、六人同心、奉天皇詔、若有違者、必被天罰と見え、また五臣奉大友皇子、盟天皇前、など有をも思ふべし、かの陰謀は、天皇の御心にぞ有ける、されば大海人皇子、かの安麻侶が告申せるに依て、その御心しらひして、出家し給はむことを、請申給ひつればこそ、難をまぬかれ給ひしか、もし何の御心もなく、遺詔を受給はり給ひてあらましかば、ほと／＼危かりなまし、そも／＼天智天皇の此御しわざよ、始より、おもほしめす御心のまゝに、大友皇子を東宮に立給ひてあらましかば、壬申のいみしき亂は出來ましやは、此皇子ぞ、めでたく平に御世はしろしめしてまし物を、よろづに聖人ぶりを好み給ひて、中々のうはべのつくろひの、遜讓だての御しわざによりてぞ、御終をもてそこなひ給ひける、かくて此不改常典といふも、よろづの事、改新をたけきことにする、漢國ぶりの御しわざにして、神代より有來しさまを、停廢て、悉く漢國の制にならひて、新に定め給へる也、さるはかの國のも、周の代までの、封建の制といひしは、皇國の上代よりのさまに、をさ異なることもなかりしを、今ならひとり給へるは、秦よりこなたの、郡縣の制といふものにて、古とはいたくさま變れり、そも／＼かく漢國風をまなび行ひ給へるは、うはべこそめでたくとゝのひ備はれるが如くなれ、まことには、これぞ中々に、朝廷の大御稜威の衰へ坐てき、基本をはじめ給へる物なりける、此後やう／＼に臣等の威權つよく盛になりて、いとも畏く、天皇をもなほざりに思ひ奉るやうになりぬるは、もと人の心、此漢國ぶりにうつりて、皇國の意を忘れたるより起れるものを、世々の物しり人たちも、たゞから國意をのみ思ひて、此ことわりをえさ

〔佛足石歌〕佛足石は大和國生駒郡都跡村に在る碑にて磐石に長一尺五寸七分、廣さ五寸三分の足跡を刻し、碑に佛足石由來の文等及び釋教の和歌廿一首を掲ぐ、佛跡はもと天竺丘慈國の佛堂中に在りしを、唐の貞觀中王玄策中天竺に使せし時轉寫して歸り、更に天智天武兩朝の頃黃文連本實、遣唐の際寫して我國に齎す、その寫本もと京の禪院に在りしが、天平勝寶年中文室智努眞人更にこれを書寫し石に刻して且つ其來由を勒せるもの也、爰は第七首の和歌に、麻須良乎乃、布美於都留阿止波、伊波乃宇閇爾、伊麻毛乃古禮利、美都

とらず、世に此天皇を、中興の君としも心得ためり、さて此不改常典といふことを、かく重く嚴に詔たまふことは、はじめ此御制を立給へりし時よりの事にぞ有べき、さるは神代より有來し御制を、いたく變改給ふ御しわざなれば、王臣百官人、天下の公民までも、たやすく信服ざらむこと、又後に舊きに復すこともやと、よろづにあやぶみおぼしめせるからなるべし、かくて其例となりて、次々の御世〳〵までも、必かく詔給ふことゝはなれるなるべし、そも〳〵かく天地と共に長く遠く、かはるまじくとは、定め給へれども、わづかに五百年ばかりがほどに、やう〳〵に頽れもてゆきて、保元平治元暦文治のほどより、天下諸國の有さまは、又ふるきに立かへりて、此常典は、たゞ名のみのこりて、おのづから又上代の形になりかへりにたる、皇神の御心を思ふべし、あなかしこ〳〵。○敷賜覇留、覇の字は、呉音へなるを、取用ひたる也、書紀又佛足石哥の中にも、此字をへの假字に用ひられたり、そも〳〵此字、他の詔には、一つも用ひたることなきに、第二詔と此詔とにのみ、重ねて用ひたるは、同じ作者にて、其人の心なりけむ、敷賜とは、敷ほどこらし給ふ也、○受被賜坐は、持統天皇文武天皇つぎ〳〵、此常典を受賜はり坐て、其典のまゝに、天下の政を行ひ給へりと也 ○衆被賜云々、衆は、親王諸王諸臣百官人天下公民もろ〳〵也、此典は、天智天皇、新に立給へる制なる故に、當初すみやかに普くは行はれがたく、やゝもすれば頽れやすかりけむ故に、かくのごとく取分て、これもこゝには詔給へる、そははじめよりの例にて、御世〳〵の詔にも、かならずかくは詔給ふなるべし、もし然らざらむには、此事かくこちたきまで、勅給はずともあるべきわざ也。○仕奉利豆羅久止は、衆の仕奉る也、豆羅久は、都流を延たる意にて、いふをいはくといふ類也。○詔命は、元明天皇のなり、○仕奉侍衞は、上を承て、衆の仕奉るをいふ内に、元明天皇の御みづからの御事をもこめ給へる也、故侍とは其意也、衆とは、親王以下をいふなれば、其中に、御みづからの御事もこもれり、さて侍は、波閇流と訓て、閇は清音也、はんべるといふは、後の音便に、んを添、んに依て、へを濁る也、猶此言の意、古事記傳十四に委云り、三代實錄貞觀十二年の詔に、起居失便、波部利と有。○去年十一月、元明紀の首に、慶雲三年十一月、豐祖父天皇不豫、

都志乃覇止、奈賀久志乃覇止とあるを引ける也。

〔春日祭〕奈良春日神社の祭にて、毎年二月、十一月の上申日に行ふ。

〔平野祭〕山城國葛野郡大北山村に在る平野神社の祭也毎年四月十一月の上申日に行ふ。

始有二禪レ位之志一、天皇謙讓、固辭不レ受、とある是也。○威加母、加字、印本には久と有、今は一本又一本などに依れり、いづれにてもよし、此讓り給ふ大命の段きよし也。○我王朕子天皇とは、文武天皇を申給ふ也、我王とは、殊に親み尊みて申給ふ也、他の詔にも多し、孝德紀に、皇太子の天皇に奏給ふ御言にも、天皇我皇と有、歌にも多し、朕子とは、元明天皇は、文武天皇の大御母命に坐ば也。○詔豆羅久は、元明天皇に也。○勞は、都加良志久と訓べし、四十五詔に、朕波御身都可良之久於保麻之麻須爾依天、太子爾天都日嗣高御座乃繼天方、授麻都流止命天、五十八詔に、此月頃間、身勞須止聞食乎、など有、みな御病の事也、後の言にも、いたはりといひ、所勞といふ、同じ意也。○欲治は、乎佐米賜牟登須と訓べし、欲字は將の意也。○大命爾坐世大坐々而、此語、もろもろの詔、又祝詞などにも、多くあるを、その訓ざまもまぎらはしく、意もいと心得がたきを、まづ訓は、大命爾の爾は、いづれもかくあれば決し、坐世の世は、こゝは本共には、母と作れども、他の例をあまねく考へわたすに、第九詔には、大命爾坐而奏賜久とあるを、一本に、而を西と作り、十四詔には、御命爾坐止、伊夜嗣爾云々、廿五詔には、御命坐世宣久と有、又類聚國史、天長二年十月詔には、大命爾坐世、石作乃山陵爾申給久、春日祭祝詞にも、天皇我大命爾坐世云々、廣前仁白久、平野祭祝詞にも、天皇我御命爾坐世云々とあり、これらを合せて考るに、多く坐世とありて、第九詔なる而も、一本には西なれば、坐世とあるぞ正しくて、こゝの母も、十四詔の止も、寫誤なりけり、故今は坐世と定めて、共に然改めつ、さてかくさまの世は、なべては令する辭なれども、これは然にはあらず、めづらしきいひざまにて、聞なれねども、かくいふべき古言なるべし、かくて大命爾坐世といふ言の意、第五詔をはじめて、多く大命爾坐詔久とあるは、坐世といふ言のみこそ、いさゝか聞えにくけれ、大命爾は、事もなく聞えたるが如くなれども、こゝなると、第六詔十四詔なるなどに依れば、大命爾といふこと、たゞに其時に詔給ふ命をいへるにはあらず、いと〳〵心得がたきを、例のしひて試にいはゞ、坐は借字にて、令レ在の

〔遊仙窟〕唐の張文成と云ふ者、則天武后の宮闈の中に入りて、神仙に託して自から其奇遇を誌したるものなりと云ふ、その訓は嵯峨天皇の御宇文章生伊時、仙翁の敎によりて附せりと傳へらる。

〔古今集〕萬葉集撰定後より延喜五年五月まで凡そ百五十年間の和歌を集めし書、二十卷也、醍醐天皇の勅により、紀貫之、紀友則、凡河内躬恒、壬生忠岑等撰す。

意ならむか、まづ坐を借字ならむといふ故は、こゝに次に大坐々而とつゞきたればなり、さて令ㇾ隨とは、もと麻とのみいふが、卽隨の意にて、それより麻々爾とも、麻爾々々とも、麻加世ともいふなるべし、さて大命爾令隨とは、まづ萬葉の歌につねに、天皇の命かしこみとよめるは、天皇の大命は、いかなることにても、背きがたく、其命のまに〳〵、畏まりて仕奉るよしにて、それは臣民の方よりいふ言なるを、此大命にませば、そを天皇の方よりいへる詞にて、天皇は、天の下の萬の事を、大命の隨に令ㇾ爲給ふよし也、されば神ながらと申すたぐひにて、天下萬の事、大命のまゝなる天皇と申す意にて、此詞やがて天皇の御事となれるにて、かの大命爾坐詔久といふ類は、天皇の詔はくといふ意、又こゝの如くいへるは、天皇となりて大坐々て也、されば大命とは、たゞに其詔をさしていへるにはあらざること、此詔第六詔十四詔などの語のつゞきを以てさとるべし、よくせずは混るべし、さて又今一つの考も有、萬葉九に、命乎志麻勢久可願とあると、遊仙窟に、安穩をマセと訓るとを合せて思へば、坐世は、其意にて、安見しゝといふ類か、されど萬葉歌は、久可願といへること、言も字も穩ならざれば、師の、麻狹伎久母賀願を誤れる也、といはれたるや然るべからむ、そのうへ件の意としては、大命爾といふこと、聞えがたし、されば此考は、立がたかるべし、猶よく考ふべきこと也、大坐坐は、おほしまし也、おほしましといふは、卽おほまし〳〵の、ほまをほと切ていふ也、古今集の詞書には、おまし〳〵とも有り、四十一詔に、別好久大末之末世波、四十五詔に、於保麻之麻須、また古事記仁德段に、令ニ大坐一など有、一本に、坐字一つなるは、一つ落たる也。〇治可ㇾ賜止、上の天つ日嗣の位者とあるは、こゝへ係れり、汝命天皇となり坐て、天下を大命に令隨おはしまして、天つ日嗣の位をば治給ふべしと也、是まで文武天皇の詔給へるよし也。〇答曰豆羅久は、元明天皇の也。〇不ㇾ堪は、天皇と爲て、天下を治むるにえ堪じ也、天皇謙讓固辭不ㇾ受とある是也。〇遍多久は、多毘麻禰久と訓べし、しげく度々の意なり、五十四詔に、一二遍能味に不在、遍麻年久、萬葉十九に、多婢末禰久、また廿三詔に、年長久日多久、五十九詔に、麻禰久在、萬葉二に、眞根久往者、人應知見、四に、君之

〔龍田風神祭〕大和國生駒郡三鄕村立野に在る龍田神社の祭神、風神級長津彦命、級長戸邊命を祭りて、風災の鎭弭、年穀の豐饒を祈る儀也、毎年四月及び七月の四日、廣瀬祭と同日に行ふ。

〔和名抄〕和名類聚抄の略、事物の和名を分類し、文字の出處を明にせる書、源順の撰にて二十卷也。

〔竹取物語〕赫哉姫を主人公とせる我國最古の物語也、源順の作と云ふ説あるも、詳かならず。

使乃、麻禰久通者など、猶多し、數多と書たるにも、まねくと訓べき、これかれあり、龍田風神祭祝詞にも、歳眞尼久と有。○日重、日字、本どもに、曰に誤れり、今改めつ。○詔命者は、度々讓給へる、右の詔命也○受賜此賜は、御みづから尊みてのたまふ辭也、被レ賜にはあらず、さて文武天皇は、六月丁卯朔辛巳に崩とあるを、十五日は、即其日なれば、こゝに至りて、やむことえず、受申給へるなるべし。○白奈賀羅、白は、文武天皇に申給ふ也、奈賀羅は、隨にの意也、俗にいふながらの意にはあらず、第十詔に、教賜比趣賜比奈何良受被賜持弖、十五詔に、云々勅賜奈我良成奴禮婆、五十二詔に、思富之坐奈何良、これらも皆、まゝにの意也、さてこゝの奈賀羅は、繼坐といふまでにのみ係りて、其下へはかゝらず。○重位爾繼坐、こは位乎とあるべくおぼゆるに、爾とあるは、第七詔にも、天都位爾嗣坐倍伎次と有、すべて乎といひても、爾といひてもよきところのある也。○天地心乎云々、卅三詔に、此位方、天地乃置賜比授賜布位仁在、とあるたぐひ、すべてかく天地に心有て、世中の吉凶事みな、天のなすわざのごとくいふは、皇國の意にあらず、漢意也、書紀の卷々の詔などに、此類の語の多かるは、上代の卷々なるは、みな撰者の潤色の文なれば、論ふべき限にあらざるを、末々の卷のところに至りては、やう〳〵に漢意のうつりて、實にさる語も有し也、殊に孝徳天皇天智天皇の御世になりては、萬に漢をまねび給へれば、さらなること也、この天地心乎云々といふことを、御世〳〵の詔に、いつも〳〵詔給ふも、かの御代よりぞ始まりけむ、すべて此紀のもろもろの詔ども、言は古へながらに、その意は、漢なることの多くまじれるは、おほくは天智天皇よりぞ始まりつらむ。○彌結爾、既に第一詔に出たり。○阿奈々比奉、これも輔佐奉と同意の言と聞えたり、かくて言の然いふ本の意を考るに、足荷なるべし、凡て足は、人にも器にも下に在て、掲支持物也、荷は、物を掲持をいふ、俗に、朸の兩端に物を着て擔をのみ、になふとはいへども、それには限らざること也、かゝれば此言は、物の足の、掲支持が如く、臣の下に在て、君を輔持をいふ也、和名抄造作具に、麻柱阿奈々比、竹取物語にあなゝひをゆひて、

〔小右記〕大元五年より長元四年に至る小野宮右大臣實資の日記也。

〔伊勢物語云々〕同書八十四段に出づ

〔武烈紀歌云々〕同紀前紀に出づ、影媛が其夫鮪の誅されしを聞きて詠める歌にて、思寐能和俱吾は鮪若子にて眞鳥大臣の男也

〔繼體紀歌〕同紀廿四年の條に、是歲毛野臣被レ召、到ニ于對馬ニ逢レ疾而死、送葬尋レ河而入ニ近江ニ、其妻歌曰云々とある歌也、愷那能倭俱吾は毛野若子也。

小右記、長和四年造内裏の事を記されたる所にも、安奈々比結と有、これらは、今の世に足代といふ物と聞えたり、麻柱と書る字は、いかならむしられども、足代は、扶揭て下を支持物なる故にぞ、阿奈々比てふ名は負つらむ、さて此言、第五詔廿四詔四十八詔六十一詔などにも有、いづれも扶と重ねいへり、同意の言を重ねていふは、つねのことも也、改賜比、換賜比、或は惠賜比、撫賜比などのたぐひなり。○依而志、志は助辭也、此字、本どもに者に誤れり、今は廿四詔四十八詔の例によりて改めつ。○平長、第九詔に、平久長久可レ有登、第十詔の次なる大御歌に、多比良氣久那何久伊末之弖。○不改常典止立賜覇留云々、上に既に、天下之政事者平長將レ在と詔給へるに、引つゞけて又しも、此事をかくくりかへし詔給ふは、上に申せる如く天智天皇の此新法を立給へりし時に、人の信服ざらむことを、あやぶみ思ひて、かへす〴〵詔給へりしよりの例なるべし。○傾事無久、傾も動も、變易るをいふなり。○渡將レ去は、御世〳〵を經行也、萬葉十七に、立山にふりおける雪のとこなつに消ずて和多流波神ながらとぞ、又ふまこつゝ和多流あひだに云々、これらも月日を經行を、わたるといへり。○遠皇祖云々此上に又字あるべくおぼゆ。○辭立、辭は借字にて、事の意なるべし、第七詔に、此者事立爾不有、天爾日月在如、地爾山川有如、十五詔にも見ゆ、古事記仁德段に、言立者足母阿賀迦邇嫉妬、伊勢物語に、正月なればことだつとて、など有、平常に異りて、殊なることをするをいふ也。○人祖、祖は父母也、古書には、於夜には、父母をいへるにも、おほく祖と書たり、さておやを人のおや、子を人の子といふは、古の常也。○弱兒は、和久碁と訓べし、武烈紀歌に、思寐能和俱吾、繼體紀歌に、愷那能倭俱吾、萬葉十四に、等能乃和久胡など有、これらはみな、少壯士をいへるなれど、小兒をいふも、言は同じ、古は幼稚きをも、共にわかしとぞいへる。○養治は、夜志那比比多須と訓べし、又ひたしをさむるとも訓べし、神代紀に、養又長養又持養などを、ヒタスと訓、古事記垂仁段に、日足奉と有て、此字の意にて、兒を育るを云。○事乃如久凡て物の譬をいふに、たゞに云々のごとくとはいはで、事といふことを入て、云々の事の如くといふぞ、古文のつれなる。○慈賜來、來は、遠皇祖の御世を始て御世〳〵也。○先豆先豆云々、上件の如く、天皇と坐ては、天下の民を、己が弱兒を養育ごとく、慈賜來るわざなるが故に、即位の

〔大辟罪〕令義解に謂、辟者罪也、死刑爲大辟也と見えたり。

〔八虐〕謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八重罪を云ふ。

〔緣坐〕犯罪者に連帶して親戚故舊がその罪の責任を分つを云ふ、謀反及び大逆を犯せる者の父子を沒官し、兄弟を配流し、謀叛を犯せる者の子を中流に處する如き是れ也。

〔鰥寡惸獨〕鰥は老いて妻なきもの、寡は老いて夫なきもの、惸獨は老いて子なきものを云ふ、惸は獨の義也。

〔正月乙巳〕正月十一月也。

始に先第一に、此慈を行ひ給ふと也、豆字を添たるは、さき〴〵といふに、紛はむことを思ひてなるべし。○慈賜久の下、漢文と記したるところは、大赦天下、自慶雲四年七月十七日昧爽以前、大辟罪以下、罪無輕重、已發覺未發覺、咸赦除之、其八虐之內、已殺訖、及強盜竊盜、常赦不免者、並不在赦例、前後諸人、非反逆緣坐、及移鄕者、並宜放還、亡命山澤、挾藏軍器、百日不首、復罪如初、給侍高年、百歲以上、賜籾二斛、九十以上、一斛五斗、八十以上一斛、八位以上、級別加布一端、五位以上、不在此例、僧尼、准八位以上、各施籾布、賑恤、鰥寡惸獨、不能自存者、人別賜籾一斛、京師畿內、及太宰所部諸國今年調、天下諸國今年田租復、とある是也、これその慈給ふ件々にて、そは皆、事も文も、定まれる漢籍のまゝなれば、今は用なく、煩はしさに、省ける也、これも一わたりは、解むもよかるべけれど、おのれもとよりたど〴〵しき漢事を、今さら考へ索むも、暇入て、古學びに益なければ、ひたぶるに默止ぬ、餘の詔なるも、此筋の文は准へて皆然り、いづれも、令律などを考ふれば、大かたみな聞えたる事どもぞかし。

第四詔

和銅元年春正月乙巳、武藏國秩父郡獻和銅、詔曰と在。

現神御宇倭根子天皇詔旨勅命乎。親王諸王諸臣百官人等、天下公民衆聞宣。高天原與利天降坐志天皇御世爾始而中今爾至麻弖爾、天皇御世御世、天豆日嗣高御座爾坐而治賜慈賜來食國天下之業止奈母。隨神所念行佐久止詔命乎衆聞宣。如是治賜慈賜來留天豆日嗣之業、今皇朕御世爾當而坐者、

〔和銅元年云々〕白石建議に、これよりさきにも本朝にて銅を用ひられし事共見えたり、それらは皆外國より來れる所なるべし倭國の銅、これを始めとすれば、年號を和銅とは改めらる、倭和相通して用ふとあり、本居氏の說は次頁に出づ。

〔萬葉六云々〕天皇賜酒節度使卿等御歌とある聖武天皇の御製也。

天地之心乎勞彌重彌辱彌恐彌坐爾。聞看食國中乃東方武藏國爾自然作成和銅出在止奏而獻焉。此物者。天坐神地坐祇乃相于豆奈比奉福波倍奉事爾依而。顯久出多留寶爾在羅之止奈母神隨所念行須。是以天地之神乃顯奉瑞寶爾依而。御世年號改賜換賜波久止詔命乎衆聞宣。故改慶雲五年而和銅元年爲而御世年號止定賜。是以天下爾慶命詔久。冠位上可賜人人治賜〔漢文〕免武藏國今年庸當郡調詔天皇命乎衆聞宣。

高天原與利・與字、一本に由とあり、第七詔にも、由利又由理とあり、萬葉廿にも然あり、古よりともゆりとも、通はしいへる也、歌には、りを略きて、よともゆともいへり。○天降は、阿母理と訓べし、萬葉に見ゆ、あまおりの切りたる也、此天降坐し天皇は、邇々藝命を申せる也．すべて神代にても、天皇と申し又人の代にても、天皇をば神と申て、神代人代異なることなし。○中今、第一詔に出。○天豆日嗣の下に、止と讀付べし、第三詔第五詔などに、天豆日嗣止高御座爾坐而、とある例也。○高御座爾坐而、爾字一本に止と作るは誤也。○慈賜來は、末に出たる御慈の件々を詔給はむために、まづかくは詔給ふ也。○食國天下之業とは、食國天下を治賜ふ御業といふ意にて、天皇の御業といはむがごとし。○天豆日嗣之業、此下にも、止と讀付べし、第十三詔に、云々惠賜來流、天日嗣乃業止、今皇朕云々、とあると同じ例なれば也、止は、としての意なり。○皇朕は、天皇の御みづから詔ふ言也、他の詔にも多く見ゆ、萬葉六にも、天皇朕宇頭乃御手以云々。○辱彌、四十一詔に、可多自氣奈毛彌奈念須、五十二詔に、加多自氣奈美、伊蘇志美思坐須、五十四詔に、恥志賀多自氣奈志など、猶多し、此言は、恐れ憚る意に

て、恥る意をも帶たり、俗言に、恐れおほい、物體ない、などいふにあたれり、今俗にかたじけないといふは、意の轉れるにて、雅言と異也、但し廿六詔に、云々乎字牟我自辱彌、又右に引る四十一詔五十二詔なる、又五十七詔に、辱奈美歡美之などあるは、俗言の意にも、おのづから通ひたるところありて聞ゆる也。○和銅は、爾伎阿加賀禰と訓べし、伎清音也、こはいはゆる熟銅なるべし、熟字も、にきと訓り、さてこれは、自然とあれば、はじめより熟銅にて出たるにて、それがめづらしきなり。○出在、多理に在字を書事、古事記にも見え萬葉に多し、すべて多理は、止阿理と弖阿理との切まれる言なれは也。○獻焉、すべてかゝる所に、焉などの助字を添て書ること萬葉歌には多かるを紀中宣命にはこれをおきて外には例なしめつらし。○相宇豆奈比は、俗言に、神の納受し給ふといふに當れり、宇豆は、珍御子、宇豆乃幣帛、宇頭乃御手、などある宇頭にてうるはしくめでたきをいふ、奈比は、活かぬ言を活用かすに、添へいふ辭にて、商をするをあきなふ、いざといひてさそふをいざなふ、諾なりとするをうべなふ、といふ類にて、うづなひは、御世の政を、神のめでゝ、美好とし給ふ意也、相は、必しも互にせねども、彼と此との間の事には、添ていふ言也、又思ふに、仁徳紀に、納二八田皇女一將レ爲レ妃、時皇后不レ聽、とある不聽を、ウナヅルサズと訓るはうなづきゆるさずといふことゝ聞ゆ、うなづくは、物語書などにも見えて、人のいふことを、聽入ゆるす意にて、俗言に合點するといふことなり、されはうづなひも、うなづきなひにもあらむか、件の二つ、いづれにても、つひには同意にて、納受給ふよし也、此言、第六詔、十三詔、廿三詔、四十八詔などにも有、萬葉十八にも、天地乃神安比宇豆奈比、皇御祖乃御靈多須氣弖と見ゆ、同十三に、現をウツナヒと訓るは、ひがこと也、こはウツシクとぞ訓べき。○福波倍　凡てさきはひといふと、さきはへといふとは、自他の差あり、集ひと集へとの如し、さきはへは、他を福はゝしむるをいひて、さきはゝせのはせを切めてへといふ也、さきはひと混ふべからず。○顯久出多留、久を、一本に支と作るは誤也、第五詔に、宇都斯久母皇朕御世當、顯見留物者不在、第六詔にも見ゆ、古事記に、宇都志伎青人草とあるを、書紀に、顯見蒼生と書れたり。〇瑞寶、瑞は、他の詔に

〔仁德紀に云々〕同紀二十二年正月の條に出づ。

〔萬葉十八云々〕賀三陸奧國出レ金詔書一歌と題せる大伴家持の長歌也。

〔宇都志伎〕古事記傳に、宇都は現、志伎は嬉（ウレシキ）悲（カナシキ）の類の志伎にて辭也、さて人草のことを如此詔ふは、神代下卷に幽神事に對へて顯露事と云るが如く目に見えず顯ならぬ神に對へて、顯れたる世人と云事ぞとあり。

〔青人草〕古事記傳に、青人草と云所以は、一日必千人死、一日必千五百人生也とある意にて草の彌益々に生茂りはびこるに譬へたる稱也とあり

〔仁德紀に云々〕同紀元年の條に、爰天皇(應神)曰、今朕之子與二大臣之子一、同日共產、兼有レ瑞云々とあり。

〔瑞蓮瑞稻瑞鷄〕舒明紀七年七月の條に、是月瑞(アヤシキ)蓮生二於劍池一、一莖二花とあり、瑞稻は天武紀七年九月の條及九年十二月の條に、瑞鷄は同紀五年四月の條に出づ。

〔齊衡元年云々〕同年十二月の詔に、御世乃名乎改齊衡元年止爲留とあり

〔天安元年の詔〕同年二月の詔也。

〔元慶元年の詔〕同年七月松尾大明神に改元を奉告の詔なり。

も、たゞ瑞とのみも、又大瑞とも、貴瑞ともある、いつれも志流斯と訓べし、欽明紀に徵表、仁德紀に、有レ瑞、是天之表焉、これら瑞をさしてしるしといへり、然るに同じ書紀に、瑞蓮瑞稻瑞鷄などある瑞をば、アヤシキと訓るは、さも有べけれども、大瑞又たゞ瑞とのみあるなどは、アヤシキとは訓がたし、又書紀に、鷄瑞天瑞など、凡てミヅと訓るは、いみしきひがこと也、祥瑞の瑞を、然訓べきよしなし、萬葉十九に、從古昔無利之瑞多婢末禰久申多麻比奴、この瑞をも、ミヅモと訓るはひがこと也、然訓ては一もじ足ざるを、○モと讀付たるも、いと穩ならず、是もシルシとぞ訓べき、又書紀に、祥をサガと訓るもわろし、孝德紀に、休祥などあるは、卽瑞も同じければ、それらをもシルシと訓べし、祥字は、徵也と注し、瑞も、信の意なれば、共にしるしにて宜きをや、御世の政のめでたきに依て、其徵表の顯はれたる物なれば也、さてこゝの瑞寶は、出たる和銅をいふ、○御世年號、此四字を美余乃那と訓べし、文德實錄、齊衡元年の詔に、御世乃名、天安元年の詔にも、御代乃名、三代實錄、元慶元年の詔にも、皆かく有、これらぞ古の讀のまゝなるべき、第五詔に、御世名とあるも、年號の事也、其外は此紀には、みな年號とのみあれど、こはたゞ漢國の目によりて、そのまゝに書たるにこそあれ、としの、なとは訓べきにあらず、ことわりを思ふにも、御世の名とこそいふべけれ、年每にかふるにあらずは、年の名とはいふべきにあらざるをや、○慶雲、すべて年號は、みな字音なるべし、もとより然定められたる物と聞えたり、天武天皇の御世の朱鳥に、阿訶美苔利といふ訓注あれども、そはたゞかれ一つのみ也、其餘訓にはよみがたきもの多し、かの朱鳥は、いかなるよしにて、しか唱へけむ、もしくはそのかみ天皇の大御心に、年號をも、皇國言もて命まほしくおもほして、殊に然唱ふべしとの詔もや有けむ、されどそは、かの時のみにて、止ぬるなるべし、さて又いづれの年號も、吳音漢音の間、定まれることはなかりしにや、此慶字も、いかに唱へけむしらねど、姑く世に唱へ來しまゝに、今もケイと讀つ。○和銅は、かの朱鳥の例によりて、ニキアカヾネと訓べきにやとも思へど、なほ年號にては、これも音讀にぞすべき。○慶命詔久、此次、冠位云々の文、卽此命也。○冠位、冠は加賀布理と訓べし、賀濁音、布淸音也、萬葉五に、麻被引可賀布利、又廿に、美許登加我布理などある、冠は、此かゞふるといふ用言を、體言

〔十二階〕大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智これ也。

〔七色十三階〕織冠、繡冠、紫冠、錦冠、青冠、黑冠、建冠、にて、黑冠以上は大小二階あり、大化三年制定す。

〔十九階〕大化五年の制也、紫冠以上六階は同前、其他大華、小華、大山、小山、大乙、小乙、立身あり、小乙以上何れも上下二階に分つ。

〔二十六階〕天智天皇三年の制也、紫冠以上同前、華を錦と改稱、大錦以下小乙以上を上中下三階となし、立身を大建小建の二に改む。

にしたる名也、字鏡には、加々保利とあり、和名抄に、加宇布利とあるは、後の音便に頽れたる唱也、さて位階のことを、冠位といふ故は、推古天皇の御世に、始行冠位、また始賜冠位於諸臣と有て、此御時に、始めて十二階の冠を制給ひて、其冠のさまによりて、尊卑き級をわかたる、かくて後孝徳天皇の御世に、これを七色十三階とし給ひ、又十九階とし給ひ、天智天皇の御世に二十六階とし給ひ、天武天皇十四年に、更改爵位之號と有て、四十八階とし給へり、かくのごとく位階はもとは、冠を以て、その尊卑さしなとせられし故に、冠位とはいふなり、さて文武天皇大寶元年に、又官名位號を制られて、これより停賜冠、易以位記と有て、此時より冠を賜ふことは、止ぬれども、其後も猶宣命などには、もとの名目のまゝに、かく冠位と詔給ふ也。○治賜は、すなはち冠位を上給ふをいふ也。○漢文としるしたる所は、大赦天下、自和銅元年正月十一日昧爽以前大辟罪已下罪无輕重、已發覺未發覺、繫囚見徒、咸赦除之、其犯八虐、故殺人、謀殺人已殺、賊盜、常赦所不免者、不在赦限、亡命山澤、挾藏軍器、百日不首、復罪如初、高年百姓、百歳以上、賜穀一斛、九十以上二斛、八十以上一斛、孝子順孫、義夫節婦、表其門閭、優復三年、鰥寡惸獨、不能自存者、賜穀一斛、賜百官人等祿、各有差、諸國之郡司、加位一階、其正六位上以上、不在進限、とある是也。○庸は、知加良志呂と訓べし、孝徳紀に、庸布をチカラシロノヌノと訓り、力代の義也、賦役令に、凡正丁、歳役十日、若須收庸者、布二丈六尺、一日二尺六寸、義解に、其收庸者、須隨郷土所出、不可以布爲例也、と見えたり、唐書食貨志に、用民之力、歳二十日、不役者、日爲絹三尺、謂之庸と見えたる如く、役のかはりに收物也、故力代といへり、不役者とは、或は役はるべくして、役はれざる者、或は役ふべき事少くて、役はざる者などにて、其日數をはかりて、庸を收也、そはまづは多くは布を收ことなれども、義解に見えたることく、必布に限れるにもあらず、何にまれ、其郷土より出る物をも、布に准へて收なり。○當郡は、曾乃許保理と訓べし、書紀にも、當は、當縣當里など、曾乃と訓り、こゝは和銅の出たる秩父郡をさしていへり。○調は都岐と訓べし、みつぎ物也、調の事、賦役令に委く見え

たり、さてこゝは、武藏國中おしなべて、庸を免し給ひ、又殊に秩父郡は、調をも免し給ふなり。

續紀歷朝詔詞解一卷　終

(二月甲午)二月四日也。

(神魯岐神魯美命)古語拾遺に、高皇產靈神(古語、云云、是皇親神留伎命)次神皇產靈神(是皇親神留彌命)とあり、普通祝詞などに云ふは以上二柱の外諾册二尊天照大神等なも籠めて申せるなるべし、名義は古事記傳に、神生祖君(カムアレオヤギミ)神生祖女君(カムアレオヤメギミ)の約とせり。

第五詔

九の巻に、神龜元年二月甲午、受レ禪卽ニ位於大極殿一、大ニ赦天下一、詔曰とあり、聖武天皇の、御位に卽せ給へるなりの詔也。

現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止勅大命乎。諸王諸臣百官人等。天下公民衆聞食宣。高天原爾神留坐皇親神魯岐神魯美命。吾孫將知食國天下止與佐斯奉志麻爾麻爾。高天原爾事波自米而。四方食國天下乃政乎彌高彌廣爾。天日嗣止高御座爾坐而。大八嶋國所知倭根子天皇乃大命爾坐。詔久。此食國天下者。掛畏岐藤原宮爾天下所知美麻斯乃父止坐天皇乃。美麻斯爾賜志天下之業止詔大命乎聞食。恐美受賜。懼理坐事乎衆聞食宣。可久賜時爾。美麻斯親王乃齡乃弱爾。荷重波不堪止自加所念坐而。皇祖母坐志。掛畏岐我皇天皇爾授奉岐。依行而是平城大宮爾現御神止坐而。大八嶋國所知而。靈龜元年爾此乃天日嗣高御

〔九月〕傍訓「ナガツキ」の義につき奥義抄に、夜やうやう長き故に、よながが月と云ふをあやまれりとあり、其他賀茂眞淵は、稻刈(イナカリ)月の略となし、本居宣長は稻熟(イネアガリ)月の略となし、跡部光海は穗長月の略ならむと云へり。

〔天地貺云々〕貺は説文に、賜也とあり、廣韻に、與也と見えたり。

座之業。食國天下之政乎。朕爾授賜讓賜而。敎賜詔賜都良久。掛畏淡海大津宮御宇倭根子天皇乃。萬世爾不改常典止立賜敷賜閇留隨法。後遂者我子爾。佐太加爾牟倶佐加爾。無過事授賜止負賜詔賜比志爾依弖今授賜止牟所念坐間爾。去年九月天地貺大瑞物顯來理。又四方食國乃年實豐爾牟倶佐加爾得在止見賜而。隨神母所念行爾。于都斯久母皇朕賀御世當。顯見留物爾者不在。今將嗣坐御世名乎記而應來。顯來留物爾在良之止所念坐而。今神龜二字御世乃年名止定弖。改養老八年爲神龜元年而。天日嗣高御座食國天下之業乎。吾子美麻斯王爾授賜讓賜止詔天皇大命乎。頂受賜恐美持而。辭啓者天皇大命恐。被賜仕奉者拙久劣而無所知。進母不知退母不知。天地之心母勞久重。百官之情母辱愧美奈母。隨神所念坐。故親王等始而王臣汝等。淸支明支正支直支心以。皇朝乎穴比奈扶奉而。天下公民乎奏賜止詔命。衆聞食宣。辭別詔久。遠皇祖御世始而中今爾至麻弖。天日嗣止高御座爾坐而。此食國天下乎撫賜慈賜久。時時狀狀爾從而。治賜慈賜來

〔大御歌に云々〕七〇頁を参照すべし

〔垂仁紀にも云々〕同紀二十五年の條倭大神の神託に、皇御孫尊專治ニ葦原中國之八十魂神ヽ云々、是以今汝御孫尊云々と見えたり。

〔諸の祝詞云々〕祈年祭祝詞に、皇御孫命能宇豆能幣帛乎、廣瀨大忌祭祝詞に皇御孫命能長御膳能遠御膳止、大殿祭祝詞に、皇御孫命乃朝御食夕御食乃云々など、其他例多し。

〔此山乃云々〕幸ニ于吉野宮ニ之時柿本朝臣人麿作と題せる長歌也。

業止。隨神所念行須。是以宜天下乎慈賜治賜久。〔漢文〕又官官仕奉韓人部一二人爾。其負而可仕奉姓名賜。又百官官人及京下僧尼。大御手物取賜治賜久止詔天皇御命衆聞食宣。

諸王、これに親王もこもれり、王臣といふ時も、王に親王はこもれり、おほきみといふは、天皇を始奉りて、親王諸王にわたれる號なれば也。〇神留坐、此事、大祓後釋に委云り。〇皇親神魯岐云々、これもかの後釋に委くいへり、さて十四詔又諸の祝詞などに、命以とあるごとく、こゝも命の下に、以字有しが、脱たりげにおぼゆるに、十九詔廿三詔にも、以字はなければ、脱たるにはあらざるにこそ、然れどもこゝも廿三詔も、正しくは、命以と有べき文也。以字ある時は、命は其詔命也、以字無きときは、たゞ尊みて申す命也。〇吾孫、孫は美麻と訓、十五の卷の大御歌に、美麻乃彌己止とある、これ美麻と申す言の、正しく見えたる也。さて廿三詔にも吾孫、十四詔に吾孫乃命、垂仁紀にも、御孫尊又皇御孫尊、諸の祝詞などにも、つねに皇御孫命とあり、さて美麻と申す意は、いまだ考へ得ず、中昔よりこなた、子の子をむまごといひ今はまごといふによりて、麻はむまごの略きか、と思ふ人有べけれど、古は子の子をば、比古とこそいへれ、むまごといへることなし。〇與佐斯は、十四詔廿三詔などに、事依とある是也、神代紀に勅任と書り。〇高天原爾事波自米而、第一詔に見ゆ、天神の依し奉り給ひしより始まれるよしなり、本に米字を未に誤れり。〇彌高彌廣爾、高も隆盛なるをいふ、萬葉一に、此山乃彌高良之とよめるも、吉野宮の御榮えを壽て、此山のごとく高くといへる也、五十九詔に、祖乃門不レ滅、彌高爾仕奉とも有。〇倭根子天皇、はじめなるは聖武天皇、こゝは元正天皇を申せり、思ひ混へ奉ることなかれ、さて上の高天原爾神留坐云々よりして、此元正天皇の御世へ係て、いひくだしたる文也。〇大命爾坐、此事第三詔にいへり。〇此食國云々、これより、元正天皇の、聖武天皇に詔給へるよし也。〇藤原宮爾云々、父止坐天皇は、文武天皇なり、美麻斯は汝也、他の詔にも多く見ゆ、こゝは聖武天皇をさして詔給ふ也、次なるも同じ、父止坐とは、父たるといふことにて、その

〔七歲に云々〕聖武天皇は大寶元年御降誕あり、同四年慶雲と改元、その四年に文武天皇崩御ありき。

〔下鴨〕山城國愛宕郡下賀茂糺森に在りて賀茂下社と云ふ、別雷神の御母玉依姬及び外祖父賀茂建角見命を祭る。

〔上鴨別雷神〕山城國愛宕郡上賀茂鴨山の麓に鎭座し、賀茂上社と稱す。

〔吉備姬王〕欽明天皇の皇孫、櫻井皇子の御女にて、皇極、孝德二帝の母后也、皇極天皇二年薨す。

多流は、止阿流の切りたるなれば、尊みて申すには、止坐といふ也。○美麻斯爾賜志云々、此事、紀には見えざれども、さる御事有しにや、又文武天皇の御子は、聖武天皇一柱ならでは、おはしまさゞりしかば、御位は、必此御子に授給ふべきことわりなるを以て、かくは詔給へるにや。○詔大命乎云々、元正天皇の詔給ふ大命を、聖武天皇の聞食て也、さて下文の、可久賜時爾云々も、なほ上よりつゞきたる、元正天皇の詔にて、こゝは其中間なるに、かく詔給ふは、汝に賜ひし天下の業ぞとある御言を、聞給ひて、まづいたく恐み懼り給へるよしを、中間に挾みて詔給ふ也、此所よくせずは紛ひぬべし。○可久賜時爾云々、これもなほ元正天皇の大命のつゞきにて、上に美麻斯爾賜志とあるをうけて、如此賜へる時と詔給ふ也。○美麻斯親王乃齡乃弱爾云々とは、弱は幼き也、文武天皇の崩坐し年は、聖武天皇は、わづかに七歲におはしましき、應神天皇は異なる御事にて、此時いまだ、幼王の天下しろしめしゝ例は、おはしまさゞりし也。○荷重波とは、天下を治め給ふ御業の、重く大きなることを、荷の重きにたとへたるなり、廿三詔にも、年長久日多久、此座坐波、荷重力弱之、不堪負荷と有。○所念坐而は、文武天皇の也。○皇祖母は、淤保美淤夜と訓べし、文武天皇の大御母命のよしにて、元明天皇を申せる也、そもそも御母を、皇祖母と申ては、祖字いかゞなれば、是は聖武天皇の御祖母のよしならむ、と思ふ人あるべかめれど、然にはあらず、まづ古は凡て、母を御祖といへること、古事記などに多く見え、近くは下鴨を御祖神と申すなども、上鴨別雷神の御母に坐が故也、又此紀の此卷の詔に、天皇の大御母藤原夫人を、宜文則皇大夫人、語則大御祖云々とある、これにて大御祖と申すは、大御母なること、いよいよ明らけし、さてそれに母字を添て書事は、皇祖とのみにては、皇神祖と混ふ故に、御母なることを知らさむため也、その例は、皇極紀に、吉備島皇祖母命とあるも、天皇の御母吉備姬王の御事也、又孝德紀にところどころ、皇祖母尊と有は、皇極天皇の御事にて、皇太子中大兄の御母にて、天皇の御姉に坐を、大御母と崇奉り給へる也、これら皆御祖母にはましまさず、御母也、此事は、玉勝間の山菅の卷にもいへり、すべてよのつねの文字づかひにのみなれて、古書にうときは、思ひまがへて誤ること、此類多きぞかし。○我皇天皇爾授奉岐、聖武天皇いま幼稚くましましゝによりて、しばらく元明天皇に授奉給へる也。○依行

〔石乍自云々〕草壁皇子薨去の時舍人の作れる挽歌也。

〔枝葉扶疏〕彥火々出見尊海宮御遊行の章に出づ。

〔芳草薈蔚〕二十二年九月淡路行幸の條に出づ。

〔顯宗記云々〕同紀元年四月の條に出つ。

〔治部省式云々〕同式に大瑞景星以下六十、上瑞三角獸以下三十八、中瑞白鳩以下三十三、下瑞稆秠以下十五を列記せり、大瑞中神龜の細註に黑神之精也、五色鮮明、知二存亡一明二吉凶一也とあり。

而は、行字は、此字の誤なるべし、草書は行此形近し、依レ此而といふこと、他の詔に多く有り。○是平城大宮爾云々は、元明天皇の御事也、此御世和銅三年に、藤原宮より、平城宮に都をうつし給へり。○朕爾授賜、は朕は元正天皇也、此天皇は、元明天皇の御子にて、文武天皇の御姉に坐り、六の卷の終に、靈龜元年九月庚辰、天皇禪二位于氷高內親王一と有て、漢文の詔に、因以二此神器一、欲レ讓二皇太子一、而年齒幼稚云々と見ゆ、皇太子は聖武天皇也、和銅七年六月に、十四歲にて、太子に立せ給ひて、靈龜元年は、十五歲の御時也。○敎賜詔賜久都良久は、其時に、元明天皇の、元正天皇に詔給ふ也。○我子爾は、皇太子に也、聖武天皇は、元明天皇の御孫にて、皇太子に坐ば、かくは詔給ふ也、又思ふに、これは御子の元正天皇に對ひて、御孫の御事を詔ふなれば、阿恭と訓て、たゞ弱き人を親みて詔へる稱にも有べし。○牟俱佐加爾は、茂榮の意と聞ゆ、下文にも、年實豐爾牟俱佐加爾と有、萬葉二に、石乍自木工開道乎とある、木工は茂く也、又神代紀に、枝葉扶疏、應神紀に、芳草薈蔚、顯宗紀に厥功茂焉などあり、牟久と母久と同じ言也、又森といふ名も、木の生茂りたるよし也、萬葉六に、百樹盛、山者木高之、これも盛はしげりといふこと也、今本、成とあるは誤也、さてこゝは、壽祝て詔へるにて、今俗言に、めでたう賑々敷などいふこゝろばへ也。○無過事は、俗言に相違なくといふにあたれり。○負賜、負の假字は、四十五詔に、於保世給布と有、さてこは元明天皇の、元正天皇に、かく仰せ給ひしよし也。○依而今授賜牟止所念坐間爾、諸本共に、依より念まで、大小九字なし、今事の意を考へて、私に補へり、此所、かならずかくさまの文有しが脫たること、決ければ也、今は、俗言にいふやがての意にて、遠からぬほどにといふこと也。○天地現、瑞の顯はれたるを、天地の賜へるとは、例の漢意也。○大瑞物顯、養老七年十月詔に、今年九月七日、得二左京人紀家所レ獻白龜一、仍下二所司一、勘二撿圖諜一、奏稱云々、是知二天地靈貺、國家大瑞一云々、とある是也、大瑞とは、漢籍に、大瑞上瑞中瑞下瑞といふ品あるに依て、此方にても、其品々を立られて、其種々の物、治部省式に載られたり、其中に、白龜は見えず、大瑞の中に、神龜といふ有を、四十八詔にも、白龜の出たることを、合二大瑞一とあれば、白龜を神龜に取て、大瑞とはせ

らるゝ也、故此瑞に依て、改められたる年號も、神龜といへり。○來理は、祁理と訓べし、但し是は、つれにいふ辭のけりにはあらず、來而在といふことを、古言にけりといふ、それ也、書紀に、詣至來歸などを、マウケリと訓る、參來而在の意也、萬葉に辭のけりに、常に來と書るも、これを借たる字也。○年實、二字を登志と訓べし、凡てとしといふは、もと年穀の名也、書紀に、豐年をトシウ、凶年をトシエズと訓り。○于都斯久母は、第四詔に出、本ども、都字を脱けるを、今補。○今將嗣坐御世名乎、皇太子の御世を詔給ふ也、御世名は年號也、嗣字、諸本副に誤れり、今改。○記而とは、年號とすべき瑞物の現れたるをいふ也、萬葉十七に、新年のはじめに豐の年思流須とならし雪のふれるはとあるも、豐年のしるしの現はれたるを、しるすといへり、凡てしるしは、しるすを體言になしたるにて、本一つ言也。○應は、許多閉と訓べし、皇極紀に、時人說前謠之應曰云々、齊明紀に、爲敵所滅之應也と見ゆ、歌に山彦のこたふといふごとく、此處にある事の、彼處にひゞくやうのことを、應といふ、こゝは皇太子の德に應へて、出來つるよし也、二つの來字、上の來理と同じけれど、こゝはきたりきたると訓てある也。○所念坐は、元正天皇の也。○二字は、布多母白と訓べし、もじといふは、もと文字二字の音をとりて、字の訓に設けたる言なり、僧をほうしといふ類也、古今集序に、みそもじあまりひともじと有。○止詔天皇大命、上の此食國天下者といふより、こゝの讓賜といふまで、聖武天皇に、元正天皇の詔給へる大命也。○頂受賜、頂字、本どもに順に誤れり、今例によりて改つ、十四詔に、頂爾受賜理恐末里、廿四詔に、頂爾受賜利恐美、廿五詔、四十二詔、四十五詔、四十八詔、六十一詔などにも見えたる、皆同じ、第九詔なる頂字を、一本に順に誤れり、さて頂は、萬葉三に、伊奈太吉とあるに依て訓べし、和名抄字鏡などには、いたゞきと有、さてこれよりは聖武天皇の也。○恐美持而にて、姑く語を切て心得べし、次へつゞけては心得べからず。○辭啓者云々、これより所念看るやう也、上件天皇の大命なれば、辭申さむは畏し也。○被賜、此上に、受字有しが、脱たるなるべし、うけたまはりとあるべき所也。○仕奉者、天皇と坐て、天下をしろしめす事を、仕奉とは、いかゞなるやうなれども、是は前の天皇の御讓を、敬ひ尊み謙りて、かくは申給ふ也。○劣而は、乎遲那久弖と訓べし、四十五詔に、謀乎遲奈之、古事

〔思流須云々〕萬葉集古義にも、思流須登奈良思は表すとに有らしと云ふなり、表（シルス）は表瑞（シルシアラハス）と云意なりとあり。

〔皇極紀に云々〕同紀二年の條に出づ、謠は童謠（ワザウタ）也。

〔齊明紀に云々〕同紀四年の條に出づ

〔萬葉三云々〕市原王の譬喩歌也。

〔和名抄云々〕和名抄に、陸詞曰、顚頂也、顛頭上也、天反訓伊太々岐とあり、字鏡に、髻髮鬟三同、結髮、伊太々支、顚頂、頂也額也伊太々支と見ゆ。

〔遠祁命御歌〕古事記清寧天皇の段に於レ是志毘臣歌曰、云々、如レ此歌而、乞ニ其歌末一之時、遠祁命歌曰云々とある御歌也、遠祁命は磐坂押羽皇子の第二王子、顯宗天皇也。

〔佛足石歌云々〕恭佛跡十七首の内の第十三首也。

〔土左日記〕承平四年紀貫之土佐より歸京せる折の紀行文也。

記、袁祁命御歌に、意富多久美、袁遲那美許曾、佛足石歌に、乎遲奈佊夜、和禮爾於止禮留、竹取物語に、なぢなきことする船人にもあるかな、雄略紀に、懦弱又怯、欽明紀に、微弱などあり、廿四詔に、朕雖ニ拙弱一、廿六詔に、知所毛無久怯久劣岐、卅二詔に諸能劣家牟人等乎毛教伊佐奈比。○無所知は、志禮流許止那志と訓べし、凡てかくさまの所字を、ところと訓は、皇國言にあらず、漢籍讀の言也、然るを此紀の詔どもの中にも、必ところとよまでは、えあらぬ所々もあるは、既くからぶみよみの言のうつれる也、さればこゝなども、もとよりしるところなしと訓べくて、書るにもあるべけれど、皇國言に讀るゝかぎりは、からぶみよみをば、省むぞ、古書よむ法なるべき、さてかく詔給へる意は、拙く劣くて、知れる事もなき我なれば、大命を受賜はりて、天下治めむことは、いと畏しと也。○進毋不知、退毋不知、不知は、志良爾と訓べし、萬葉歌に常多き言也、十四詔四十八詔などには、不知爾と、爾字を添ても書り、退は志叙久と訓べし、凡てしりなどいふ類の、りを省きていふも、古言に例多し、しぞくといへるは、土左日記に、しりへしぞきにしぞきてと見え、猶物語書に多し、さて此進毋云々てふ語は、いたく恐みて、せむすべしられぬさまを詔給ふ也、他詔にも多く有て、進毋不知、退毋不知、夜日畏恐麻利なども有、かく詔給ふことは、もとは漢籍によれることなるべし、上代の意とは聞えぬこと也かし。○勞久重、重の下にも、久字あらまほし。○王臣汝等は、汝王臣等といふこと也。○皇朝、又天皇朝、天皇朝廷などある、いづれも須賣良賀美加度と訓べきこと、大祓後釋にいへるが如し、第七詔にも、皇我朝と有。○穴奈比、本に奈字を落せり、今は、廿四詔四十八詔六十一詔などの例に依て、補へり、穴は借字なれば、奈を讀付べきにあらざれば也。○天下公民乎奏は、天下申すといふと同じくて、天下の公民の事を執て、政申す也。○辭別詔久、他詔にも多く見え、祝詞にも多きこと也、聞えたるまゝの意にて、ことなることなし。○高御座爾坐而、本ども、爾坐二字を脱せるを、今は、第三詔第四詔第五詔十三詔などの例に依て補つ。○慈賜波久、久の下に、今一つ波字有けむを、寫す時に、衍と心得て、除きたるなるべし、慈賜波波久と有べきところ也、かくいはではたらはず。○宜は、決く寫誤也、例を考ふるに、第三詔に、云

〔内外文武職事〕内外は内官卽ち在朝の官、外官卽ち京職、攝津職、國郡司、太宰府、鎭守府等の地方官也、職事は散位に對し有位にて官職ある者を云ふ。

〔孝德紀に云々〕同紀大化二年正月の詔に出づ。

〔玄蕃寮〕治部省の被官にて、その職掌は職員令に、頭一人、掌佛寺僧尼名籍、供濟、蕃客辭見讌饗送迎、及在京夷狄、監當館舍事、とあり。

云隨神所念行須、是以先豆先豆天下公民之上乎慈賜久、とあると同じければ、先字を誤れるなるべし、故麻豆と訓り、先と官と、草書は似たり、又は麻豆の二字を誤れるにも有べし。○漢文としるせる所は、大赦天下、内外文武職事、及五位已上、爲父後者、授勳一級、賜高年百歳已上、穀一石五斗、九十已上、一石、八十已上、幷惸獨不能自存者、五斗、孝子順孫義夫節婦、咸表門閭、終身勿事、天下兵士、減今年調半、京畿悉免之とあり。○官々仕奉は、官に任れて、其職を仕奉也。○韓人部は、三韓及漢國などより歸化て、皇國人となれる部也、部は杼母と訓べし、十三詔に、伊勢大鹿首部とある部と同じ、又廿一詔に、秦等とあるも同じ。○一二人は、これかれといはむがごとし、必しも一二人に限れるにはあらず。○負而可仕奉姓名、負とは、姓を賜はりて、其を己が姓とするをいふ也、姓名は、氏々名々などありて、名も姓の事也、姓と名とにはあらず、つねにいふ姓名とは異也、さて韓人に姓を賜へる事は、此次の文には見えず、漏たるか、但し此年五月辛未、從五位上薩妙觀、賜姓河上忌寸といふより、正八位上答本陽春麻田連といふまで、廿四人に、おの〳〵姓を賜へること見えたり、これか、又天平寶字五年三月などにも、韓人に姓を賜へること、多く見えたり。○百官官人は、百官人といふとは異にして、諸司に屬たる、下々の官人也、萬葉八の詞書に、太宰諸卿大夫幷官人等、とある官人のごとし。○及、すべてかくさまに、菜及菜といふ及を、於余毘と訓は、皇國言にあらず、からぶみ讀也、故古事記などなるは、已はみな麻多と訓り、然れども奈良のころになりては、おのづから漢籍讀の言のうつれるも、これかれ有て、此紀の詔どもの中にも、其類見えたれば、これらも、もとよりおよびと讀べくて、書れたりとおぼゆれば、今も然訓つ。○京下は、美佐斗と訓べし、みやこといふは、廣くわたれる名なれども其中に、皇大宮に關らで、たゞ京の内の事をいふには、みさとゝいへり、和名抄に、左右京職、美佐止豆加佐と見え、書紀にも、京をミサトと訓る、所々あり、孝德紀に、凡京、毎坊置長、などあるを以て、みやこといふとのけぢめを知べし、萬葉十に、山遠京爾之有者、これもミサトと訓べし、同十六に、京兆爾出而將訴、これも京兆を本に、ミヤコと訓るはわろし。○僧尼、僧をほうしといふは、法師の字音をとりて、訓としたる也、和名抄に、玄蕃寮の訓、保宇之萬良比止乃豆加佐とあるは、僧

〔もと女の梵語也〕名義集に、阿摩、此云ニ女母一とあり、又た三藏法數に、梵語尼、華言女と見ゆ。

〔大御手ニ云々〕高市皇子の薨去を悼める長歌也。

〔八月癸亥〕八月五日也。

と蒂客とい司のよし也、阿摩といふは、もと女の梵語也といへども、此方にては古より、女僧をいへること、さら也。○大御手物は天皇の、大御手づから賜ふよしの名也 ○取賜、萬葉十三に、大御手ニ所取賜而とあるは、賜は、たゞ尊みて添へたる詞なるを、こゝは然らず、御手に取し給ひて、賜ふよしと聞ゆ、然らざれば言たらず、他詔には、僧尼には、布施賜とのみ有て、取賜といへる例はなければ、もしくは取字は、施などを誤れるにはあらじか、又思ふに、人に物を與ふるを、とらすといふは、受る人の手に取しむるよしか、又はそれももとは、取して給ふよしか、然らば取賜といふことも有やしけむ。

第六詔

十の卷に、神龜六年八月癸亥、天皇御ニ大極殿一、詔曰と有、年號を天平と改め給ふよしの大命也。

現神御宇倭根子天皇詔旨勅命乎。親王等諸王等諸臣等百官人等、天下公民衆聞宣。高天原由天降坐之天皇御世始而、許能天官御座坐而、天地八方調賜事者。聖君止坐而。賢臣供奉。天下平久百官安久爲而之天地大瑞者顯來止奈母。隨神所念行佐久止詔命乎衆聞宣。如是詔者。大命坐、皇朕御世當而者。皇止坐朕母聞持流事乏久。見持留行少美。朕臣爲供奉人等母。一二乎漏落事母在牟加止。辱美愧美所思坐而。我皇太上天皇大前爾。恐古士物進退匍匐廻保理。白賜比受被賜久者。卿等乃問來政乎者。加久耶答賜。加久耶答賜止白賜比白賜官爾耶

〔天平元年云々〕天平は龜背の文の二字を採れる也（五四頁負圖龜云々の條參照）

〔大赦〕常赦に加へて八虐、故殺、謀殺、私鑄錢等の罪人をも免すを云ひ即位、改元、立后、立太子、崩御、災禍、符瑞、祈禱の時に行ふ、改元の大赦は文武天皇大寶四年五月、慶雲と改元せし時に始まる。

治賜止白賜倍婁。教賜於毛夫氣賜答賜宜賜隨爾。此乃食國天下之政乎行賜敷賜作供奉賜間爾。京職大夫從三位藤原朝臣麻呂等伊負圖龜一頭獻止奏賜不爾。所聞行驚賜怪賜所見行歡賜嘉賜且所思行久者。于都斯久母皇朕政乃所致物爾在米耶。此者太上天皇厚支廣支德乎蒙而。高支貴支行爾依而顯來大瑞物曾止詔命乎衆聞宣觧別〔詔久〕。此大瑞物者。天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉福奉事爾依而顯〔久出〕〔多留〕瑞爾在〔羅之止〕〔奈母〕神隨所思行須。是以天地之神乃顯奉留貴瑞以而御世年號改賜換賜。是以改神龜六年爲天平元年而。大赦天下。百官主典已上人等冠位一階上賜事乎始。一二乃慶命〔詔賜〕惠賜行賜止詔天皇命乎衆聞食宣。

高天原由、自を由といへる、書紀萬葉など歌には、常のことなれども、文には例なし、第四詔第七詔などにみな由利とあれば、こゝも利字脫たるか、但し第十三詔に、爾とあるは、余もしくは由を誤れるか、猶かの詔のところにいふべし。○天官御座は、決く高御座なれば、高を、天官の二字に誤れるか、はた官字、高の誤にて天高御座か、天高御座といへることは、例見えざれども、天都位ともあれば、此御世のころになりては、さもいひしにや。○天地八方調賜事者、一本に、方の下にも、賜字あるは、治賜と有しが、治字の落たるにこそ、第三詔に、天下乎治賜比諧賜岐と有り、さて又一本には、調字を落せり、さて天下といはずして、天地八方といへるは、天地の大瑞の出たる事を詔

〔燮二理陰陽一〕書經周官篇に、立二太師太傅太保一、玆惟三公、論レ道經レ邦、燮二理陰陽一、官不二必備一、惟其人とあり、燮は和ぐる意、理は治むる也。

〔橿原乃云々〕柿本朝臣人麿過二近江荒都一時作歌と題せる長歌也。

〔繼體紀に云々〕同七年の條に、十二月辛巳朔戊子、詔曰、云々、助レ朕施レ仁、翼レ吾補レ闕(アヤマチ)とあり、又た二十四年二月の詔に、不レ非二其所レ失(アヤマチ)一、と見ゆ。

給ふ大命なる故に、廣くいへるなり、されど天地を調といふこと、からぶみに燮二理陰陽一といへる意に似て、ふさはしからずこそ、事者とは、云々事を考へ見ればの意也。〇聖君止坐、止字、本共に乎に誤れり、今改む、第九詔に、聖乃天皇命、廿五詔に、聖天皇、四十二詔に、聖皇、萬葉一に、橿原乃日知之御世從など有り、そも〳〵比自理と申すことは、もとよりの皇國言にはあらで、聖字の訓に、日知の意を以て、設けたる名なるべし、古事記仁德天皇段に稱二其御世一、謂二聖帝世一也とあり、彼御時などよりぞ始まりけむ、そのよし委くは、彼傳卅五の卷にいへり、さてこの意は、聖たる人、君にてましまし、といふ意にも聞ゆれども、なほ然にはあらで、天皇、聖君にて坐の意なるべし。〇百官は、こゝには穩ならず聞ゆ、もしくは百姓を誤れるには非るか、〇爲而之、爲は輕し、たゞ辭のして也、之は助辭也、諸の詔に、すべて此助辭は、力を入れて、強くいふところに置れて、曾又許曾といふ意の處にあり、さて此段の凡ての意は、大かた天地の大瑞の顯はるゝ事は、神代より御世〳〵、天下を治調へ給ふやうを、考へ見るに、天皇聖君にまし〳〵、臣下も賢人にして、政よろしく、天下平らけく、百官平安き御世にこそ、あることなれとおぼしめすと也、まづかく詔ふよしは、次に御みづからの御事を謙損りて、もはら太上天皇の聖德によれるよしを詔給はむとて也。〇大命坐、此事、第三詔の處に、委云ふがごとし、こは定まりて天皇の御事を申す言にて、大命坐皇といへる、卽たゞ天皇と申すこと也。〇當而者は、朕御世に當りては、大瑞の出べきよしなしといふことを、御心にもちて詔ふ御言也。〇聞持流事云々少美、持とは、手に持たる物を、放置す捨ざる如く、聞たる事見たる事を、忘れず失はぬをいふ、事は、次なる行と對ひたれば、重し、たゞ添ていふ辭のことには非ず、善事を聞給ひ見給ひて、其を捨忘れ給はず、持て、その如く行ひ給ふ事行の少く乏きと也、少美の美は、少きによりての意にて、少さにといふこと也。〇一二乎漏落、一二とは、多くの中に、まれにはといふ意也、漏に志字、落に須字の添ざるによらば、モレオツルとも訓べけれど、もし然らば、上の乎は、者と有べきに今は乎とあるまゝに、モラシオトスと訓つ、大殿祭祝詞に、漏落事波云々、漏落は、過失のいひにて、おぼえずあやまつをいふ也、十四詔に誤落言無ともあり、繼體紀に、闕また失を、アヤマチと訓り、さて此段、御みづからの御事は、全く謙損て、

詔給ひ、臣たちの事をば、たゞおぼめかしく、一二といひ、漏落といひ、又在止乎加と疑ひて、すべて輕く詔給ひ、それも御みづからの不德によりてと、すべて御みづからの不德に詔給ひなしたる御しらひ也。○太上天皇は、元正天皇也、そも〳〵太上天皇は、持統天皇その始にて、それより前には、例ましまさず、諸の書に、その調見えたることなし、持統天皇の御時には、いかに申しけむ、思ふにたゞ字音のまゝにぞ申けむ、然れども宣命などには、同じくは皇國言に讀奉らまほしければ、今新に意富伎須賣羅命と訓奉りつ。○大前は、御前なり、古事記雄略天皇御歌に、意富麻幣爾麻袁須とあり、古はすべて、神の御前をも大前と申て、古き祝詞には皆然あるを、フトマヘと訓は、ひがこと也、又後の祝詞などには、みな廣前とあれども、そは古くは見えざること也○恐古士物、十四詔にも、云々勅夫御命乎、畏自物受賜理と見ゆ、凡て自物といふ言、武烈紀歌に、斯々武募能とあるを始めて、萬葉に、鹿子自物鳥自物鴨自物馬自物犬自物鵜自物などあるは、いづれも、それがやうにといふ意と聞え、又同二に男自物、三に雄自毛能、十一に男士物などあるは、男のすまじきわざをする意にいへりと聞ゆるを、こゝと十四詔なるとは、件の二つとは、又意異りて、たゞ恐まりてといふやうに聞え、又用言の下に付たるも、件の例どもと異なり、こゝに稻掛大平が、萬葉に就て考へたるは、自物は、狀之なるべし、ざまとじもと、晉通へり、鹿自物は、鹿狀之にて、此類みな同じ、男自物は、男の狀としてといふ意にて聞ゆといへり、此考へさも有べし、さてこれによりて思ふに、恐士物も、恐狀之にて、進退匍匐郎其恐狀也、十四詔なるも、其狀は詔給はねども、こゝのごとく、進退匍匐ひ、恐狀にて、受賜はり給ふよしなるべし。○進退は垂仁紀に一則以懼一則以悲噓仰喉咽進退而血泣と見え、神武紀には棲遑不ㇾ知ㇾ其所ㇾ跋涉、景行紀にもかくあり、これらに依て斯々麻比と訓べし。○匍匐は古事記に乃匍ㇾ匐御枕方ㇾ匍ㇾ匐御足方、而哭、書紀にもかく有、萬葉十九に赤駒之腹婆布○廻保理、古事記倭建命段に、匍匐廻其地之那豆岐田ㇾ而哭、又上卷に、匍匐委蛇とも有、萬葉二に、鶉成伊波比廻、なほ多し、もとほるは、めぐるの古言也、さて進退よりこれまではいたく恐懼み惑ひ給へる狀也。○白賜比受被賜久者は、次なる事共を、問申給ひて、その御答をうけ給は

〔雄略天皇御歌〕同記に、卽幸ㇾ阿岐豆野ㇾ而、御獵之時、云々、於ㇾ是作ㇾ御歌、云々とある御歌也。

〔稻掛大平〕本居宣長の門人にて後に其養子となり本居氏を冒す、玉鉾百首解、古學要、姓氏錄考其他數著あり、天保四年歿す。

〔垂仁紀云々〕五年十月の條に出づ。

〔神武紀云々〕前紀熊野より吉野へ越え給ふ條に出づ。

〔倭建命段云々〕命薨去せられし條也其地之那豆岐田とは御陵の周圍に添ひたる田地を云ふ

〔鶉成〕鶉の如く這ひ廻る意にて伊波比の序に用ふ。

〔可久由既婆云々〕哀ニ世間難ヲ住歌と題せる山上憶良の長歌也。

〔京職大夫〕京職の長官にて其職掌は職員令に、掌ニ左(右)京戸口名籍、字ニ養百姓一、糺ニ察所部一、貢擧、孝義、田宅、雜徭、良賤、訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、橋道、過所、闌遺雜物、僧尼名籍事上とあり、相當は官位令によれば正五位上弘仁十二年從四位下に改む。

り給ふ也、物語書などにとひきくといへるに同じ、とひきくは、人に物を問て、其答をきく也、こゝも白といふに、請問給ふ意あり、古書どもに、請字を、まをすと訓其意也。○卿等乃、これより、答賜といふまで、請申給ふ御意也。○問來政は、云々の事は、いかさまに仕奉むと、天皇へうかゞひ問奉る也。○加久耶答賜ハム、此言を二つ重ねて申給ふは、かやう〳〵にや答へ侍らむ、將かやう〳〵にや答侍らむと、その卿等に答へ給はむ趣を、くさ〴〵申試みて、問奉給ふ也、一本に、下の加久耶の久字なきは、同じ言の重なれるを疑ひて、此や彼やなるべしと思ひてさかしらに削たるなるべけれど、かくや云々かくや云々と、同じ此を重ねいふは、萬葉五にも、可久由既婆、比等爾伊等波延、可久由既波、比等爾邇久麻延とあるなど、同じ格也、さて答賜は、二つ共に、答賜波牟と有べきに、波牟の字なきは、疑はしけれど、必賜はむと訓べき語也、そも〳〵こゝは、卿等の問來る政を、御みづからは定め始はず、みな太上天皇に、請うかゞひ、問奉給ふよし也。○白賜比は、太上天皇に問申給ひ也、諸本に、此三字なきは、次なる白賜と、重なれる故に、衍と心得て、さかしらに削去れるなるべけれど、此三字なくては、上の答賜止の止字を受る言なくて、語とゝのはず、故今補へり。○白賜官耶爾云々は、卿等の、人を擧て、某を某官に任てよく侍らむと白すをば、白すまゝに、其官に任侍らむか、いかゞとやうに、任官などの事をも、太上天皇にうかゞひ問奉給ふよし也、此白賜は、卿等の、天皇へ申すよしにて、上の白賜とは異なり。○白賜婆倍は、天皇の、太上天皇に、かくのごとく問申給へば也。○教賜云々は、其事は、かくのごとくし給へ、其事は、かくのごとくし給へと、太上天皇の、天皇に、ねもころに教へ答給ふと也、於毛夫氣は、令レ趣にて、加世を切て、氣といふ也、かくのごとくし給へと教へ給ふが、卽其方へ趣かしむる也、第十詔に、教賜比趣賜比奈何良、十三詔に、於母夫氣教部牟事不レ過などあり。○答賜、答字、本に荅に誤れり、今は一本に依。○年は、年月を經る意也。○供奉賜、天皇と坐て、天下を治め給ふを、供奉と詔給ふは、それをも、太上天皇に仕奉給ふわざとして詔ふ也。○京職大夫は、和名抄に、左京職、比多利乃美佐止豆加佐、右京職、美岐乃美佐止豆加佐、同書に、長官云々、職曰ニ大夫一、云々巳上皆加美。○從三位、和名抄に位

階の、正は於保伊、從は比呂伊と有り、こは天武天皇の十四年に、定め給へりし位階に、每レ階有二大廣一この大廣の訓を取て、正從の訓とせられたる也、おふきひろきといふべきを、きを共にいといふは、後の音便なれば、今は正しきにつきて、ひろきと訓べし。○藤原麻呂等伊　此卿は、不比等公の四男也、天平九年七月に、參議從三位兵部卿にて薨られたり、京職大夫になられたりしは、養老五年六月辛丑、從四位下藤原朝臣麻呂、爲二左京大夫一と有、此時は、左京右京併せての大夫たりし也、此卿、萬葉四にも、京職大夫とあり、紀卅四に、藤原惠美朝臣訓儒麻呂をも、左右京尹とあり、さて藤原氏四族の內、此麻呂卿の末を、京家といふ、そは此卿、久しく京職大夫にて有し故也、等とは、一人の事にも附ていへど、こゝは、京職の亮進などをも、こめていへるなるべし、伊は、多く人名の下に、附ていふ助辭也、繼體紀歌に慍那能倭俱吾伊、韓曳府枳能朋樓、毛野若子伊、笛吹上也、萬葉三に、志斐伊波奏、こは志斐嫗が、みづから志斐伊といへる也、强にはあらず、十二詔に、百濟王敬福伊、十九詔に、奈良麻呂古麻呂等伊など、猶諸の詔に殊に多し、又人名下ならでも、萬葉四に、木乃關守伊、將留鴨、九に、菟原壯士伊、仰天、十二に、家有妹伊、將欝悒、など見え、又用言の下にも、十三詔に、治賜伊自、また祖乃心成伊自、子波彌可在、四十五詔に、此乎持伊自、稱乎致之、抬自伊、誘乎招都、萬葉三に、玉緒乃不絕射妹跡、七に、花待伊間爾、十に、不亂伊間爾などあり、そもそも此助辭を置たる所は、賀といひても、波といひても、曾といひても、よろしからざるところにて、まづは余といふに近けれども、余にてもなほ穩ならず、必伊といふべき所のある也、其味は、例どもを考へわたして知べし。○負圖龜云々、此年六月己卯、左京職獻レ龜、長五寸三分、闊四寸五分、其背有レ文、云二天王貴平知百年一とあるこれなり、かくて此詔の次に、其獲レ龜人、河內國古市郡人、无位賀茂子蟲、授二從六位上一、賜レ物、絁二十疋、綿四十屯、布八十端、大稅二千束と見えたり、萬葉一に、圖負留神龜毛、新代登泉乃河爾とあるは、出と、泉の序にまうけていへる、壽詞也。○驚賜怪賜は、不德なる朕が御世に、さるめでたき祥瑞の出べきにあらざるをと、怪み給ふよしなり。○歡賜嘉賜、嘉は、米傳と訓べし、たゞ聞しめしては、怪み給ひしかども、正しく見そなはして、歡嘉さ

〔藤原氏四族〕南家（不比等長子武智麿の裔）、北家（同二子房前の裔）、式家（同三子宇合の裔）及び本文京家を云ふ。

〔笛吹上〕喪船の笛吹き上るが悲しとの意也（三四頁繼體紀歌參照）。

〔志斐伊波奏〕志斐嫗奏レ和歌とある短歌也。

〔木乃關守云々〕笠朝臣金村の歌也。

〔菟原壯士云々〕見二菟原處女墓一歌とある高橋連蟲麻呂の長歌にて、菟原は地名也。

〔圖負留云々〕藤原宮之役民作歌と題せる長歌也。

〔曲赦〕一地方に限りて罪人を宥免するを云ふ、續紀元明紀和銅六年の條に、十二月乙巳近江國言、慶雲見、丹波國獻二白雉一、仍曲二赦二國一、とあり又た聖武紀天平六年の條に、十月辛卯、曲二赦京中犯罪一、と見えたり。

〔神祇官〕神祇の祭祀、諸國官社の總管、祝部神戸の名籍等を掌る官也。

〔丞〕八省にて輔（次官）に次ぐ職員大少あり、大丞は式部、治部、民部にては二人、其他は一人、相當正六位下、少丞は二人相當從六位上也。

せ給ふよし也。○所致、すべていたすは、令レ至にて、令レ渡をわたす、令レ返をかへすといふ類の格也、大瑞を至らしむるをいふ、此處に来るをも、至るといふ也。○在米耶 はあらずといふことを、つよくいふ言也。○高支貴支行も、太上天皇の御行也。○依而は、其御蔭に頼る意也、常に云よりてよりは重し、さて上の蒙も頼も、天皇の蒙給ひ賴給ふよし也。○辭別詔久、諸本に、詔久二字を脱せり、今は例に依て補へり、辭別とのみいへる例はなければ也、祝詞に辭別云々白、また辭別云々宣など、中に語を隔たることはあれども、こゝは其とは異なり。○顯久出多留云々、此處、諸本共に、顯の下の廿六字なき故に、上の此大瑞物者、といへるを承たる言なく、語とゝのはずして、聞えがたし、故考るに此段、第四詔に、此物者、天坐神地坐祇乃、相子豆奈比奉、福波倍奉事爾依而、顯久出多留寶爾在羅之止奈母、神隨所念行須、是以天地之神乃顯奉、瑞寶爾依而、御世年號改賜とあると、全同じ趣なれば、今彼詔に依て久より顯まで、大小廿六字を補つ、こは顯字の二つあるによりて、紛ひて、其間の文を落したる也、さる例よくあることぞかし。○貴瑞以而、以字は、これも件の第四詔の如く、依なりけむを、寫誤れるなるべし、以にても聞ゆれども、なほ然にはあらじ。○大赦天下は、阿米乃志多比呂久都美由流須と訓べし、持統紀などに、大二赦天下一と訓たれども、大赦を音によまばこそ、天下にとはいふべけれ、訓によまむには、爾といふべきにあらず、又大に爾と付たるも、皇國言にうとし、大赦は、曲赦に對ひたる目なれば、ひろくとこそいふべけれ。○主典は、孝德紀持統紀などに、フムヒトと訓り、職員令神祇官條に、大史一人、掌下受レ事上抄、勘二署文案一、檢二出稽失一、讀中申公文上、餘主典准レ此、少史一人、掌同二大史一とあり、大史少史は、神祇官の主典也、餘主典とは、諸官の主典をいふ、和名抄には、主典を佐官とあげて、訓をばしるさず、諸司皆佐官といふよししるせり、これをさうくわんといふは、佐を音便にさうと呼也、さてもろ〳〵の官に、おの〳〵長官次官判官主典とある也、此中に判官をば、後世にはなべて、じようと呼ふは、八省の判官の丞の字音よりうつれる也、又主典を佐官といふは、いかなるよしにか、いぶかし。○云々事乎始は、此事をはじめとして也。○慶命詔賜云々、諸本に詔賜二字なし、そは賜字の重なれるより紛ひて、

〔藤原夫人〕不比等の第二女安宿媛也（五八頁注釋參照）

〔舍人親王〕天武天皇第三皇子也、文武天皇の御宇親王となり、養老二年一品に進み、天平七年薨す、淳仁天皇の御宇崇道盡敬皇帝と追尊す。

〔皇太子〕基王と申す。

寫し落せし也、故命惠賜といふつゞき、穩ならず、これによりて今、件の二字を補へり、第四詔にも、慶命詔久とあり、さきには、宣を惠に誤れるかとも思ひしかども、然にはあらず。

第七詔

同月戊辰、詔立正三位藤原夫人爲皇后、壬午、喚入五位及諸司長官于內裏、而知太政官事一品舍人親王宣勅曰とあり。

天皇大命良麻止親王等又汝王臣等語賜止勅久、皇朕高御座爾坐初由利今年爾至麻弖六年爾成奴。此乃間爾天都位爾嗣坐倍伎次止爲弖皇太子侍豆。由是其婆婆止在須藤原夫人乎皇后止定賜。加久定賜者皇朕御身毛年月積奴。天下君坐而年緒長久皇后不坐事母。一豆乃善有良努行爾在。又於天下政置而獨知倍伎物不有必母斯理幣能政有倍之。此者事立爾不有、天爾日月在如、地爾山川有如、並坐而可有止言事者、汝等王臣等明見所知在。然此位乎遲定米豆良久波、刀比止麻爾母己我夜氣授留人乎波。一日二日止擇比。十日二十日止試定斯止伊波婆。許貴太斯伎意保伎天下乃事夜。多夜須久行無止所念坐而、此乃六年乃內乎擇賜試賜而。今日今時眼當

〔難波高津宮〕攝津國東成郡安國寺坂の北に在り、仁德紀元年の條に、都難波、是謂高津宮、とあり、同八十七年天皇崩御に至るまでの皇居也。

〔伊波乃比賣命〕仁德紀に、二年春三月辛未朔戊寅、立磐之媛命爲皇后、とあり、又三十五年夏六月、皇后磐之媛命薨於筒城宮、と見えたり。

衆乎喚賜而。細事乃狀語賜止布詔勅聞宣。賀久詔者。挂畏支於此宮坐豆現神大八洲國所知倭根子天皇我王祖母天皇乃。始斯皇后乎朕賜日爾勅豆良久。女止云波婆等美夜我加久云。其父侍大臣乃皇我朝乎助奉輔奉豆。頂伎恐美供奉乍。夜半曉時止休息無久。淨伎明心乎持豆。波波刀比供奉乎所見賜者。其人乃宇武何志伎事欵事乎遂不得忘。我兒我王過无罪無有者。捨麻須奈忘麻須奈止負賜宣賜志大命依而。加爾加久爾年乃六年乎試賜使賜豆。此皇后位乎授賜。然毛朕時乃未爾波不有。難波高津宮御宇大鷦鷯天皇。葛城曾豆比古女子伊波乃比賣命皇后止御相坐而。食國天下之政治賜行賜家利。今米豆良可爾新伎政者不有。本由理行來迹事曾止詔勅聞宣。

語賜幣止、語字、一本に、詔と作るは誤也、下文にも、細事乃狀語賜止布詔と有、廿七詔にも、卿等諸語部止宣久。○由利は、自なり、萬葉廿にも、阿須由利也と有、明日よりや也。○此乃間は、上の六年の間なり。○天都位は、もとよりの皇國言とは聞えず、漢文訓なるべし、但し書紀に、天業天基天朝天緒天勅などある類も、漢文ながら、ことわりは、皇國の古意にかなへり、孝德紀には、天位をタカミクラと訓り。○皇太子、此御子は、藤原夫人の御腹にて、神龜四年閏九月に生坐て、同年十一月に、皇太子に立給ひ、同五年九月に、二歲にて薨坐ぬ。○侍豆は、坐豆

とあるべきに、かくあるは、天皇に對奉りて也。○婆々は母也。○藤原夫人、夫人は、伎佐伎と訓べし、反正紀に、皇夫人又夫人とある、これ古にかなへる訓也、さて此藤原夫人は、不比等公の御女にて、光明子と申せし也、天平寶字四年六月に薨坐て、そこに傳あり、其中に、神龜元年、聖武皇帝卽位、授正一位、爲大夫人とあるは、誤也、正一位は、こゝになほ正三位なると合はず、又當御世の夫人を、大夫人とし給ふといふこと、大字かなはず、神龜元年に、正一位にて大夫人とし給へるは、天皇の御母の藤原夫人、宮子と申せしにて、其事九の卷に見えたり、然るに其を光明子皇后の傳にしるされたるは、紛ひたるもの也。○皇后は、意富伎佐伎と訓べし、古は妃夫人などの列なるを、みな伎佐伎と申し、其中の第一の伎佐伎を、大后と申て、これ皇后也、此事委くは、古事記傳卄の卷にいへるがごとし、かの記などには、皇后をみな大后と記せり、後世に、皇后をきさき、皇太后を大きさきと申すとは、古は異也。○年月積奴とは、天皇今年、卄九歲にならせ給へれば、よきほどの御齡にならせ給へるよしなるべし。○年緒長久、緒字、本に諸に誤れり、今は一本に依れり、年緒は、たゞ年のこと也、五十七詔にも、年緒不落と有、萬葉三に、年緒長久住乍、四にも、荒玉年之緒長など、猶卷々に多し。○善有良行爾在、よからぬは、よくあらぬの切りたる也、故有字を書り、行は、こゝは和邪と訓べし、爾在は、那理也、すべてなりといふ辭は、此爾在の切りたる也、古文には、多くは本語のまゝに、にありといへり。○於天下政置而、置字、本に宜に誤れり、今は一本に依れり、さて常には於字をオイテとよめども、こゝは古書の例にて於字をば爾といふ辭に用ひて別に置と書るにて意は於の意なり。○獨知、知は行ふ也。○必母、必に母を添たること、めづらし。○斯理幣能政、は後方の政にて、後宮の事也、神代紀に、背揮此云志理幣提爾布倶、齊明紀に、後方羊蹄此云斯梨蔽之、これらはしりへてふことの例也、さて後紀、弘仁六年七月、橘皇后を立給ふ詔にも、食國天下政波、獨知倍物爾不有、必母斯理幣乃政有倍之、自古行來流事云々と見え、貞觀儀式、立皇后儀に見えたる宣命にも、かく有。○事立、第三詔に出づ。○山川は、山と川と也、山の川にはあらず。○並坐は、天皇と皇后と也。○言事者は、言も事も、たゞ

〔宮子〕不比等の女にて、文武天皇の夫人也。

〔荒玉〕年月など云ふ語の枕詞也。

〔背揮〕神代紀に、故伊弉諾尊拔劍背揮以逃矣とあり古事記には、於後手布伎都々と見え、傳に、逃ながら防ぎ坐故に、後手に物し給ふなりとあり。

〔齊明紀云々〕同紀五年の條に出づ。

〔橘皇后〕橘淸友の女、御名嘉智子、嵯峨天皇の皇后にして、仁明天皇の御母也、嘉祥三年崩す。

〔仁德天皇段云々〕同段に、吉備國兒島之仕丁、是退二己國一、於二難波之大渡一、遇二所レ後倉人女之船一、云々とあり。

〔十二司〕內侍司、藏司、書司、藥司、兵司、闈司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司等也。

〔藏司〕後宮職員令に、藏司、尙藏一人、掌二神璽、關契、供御、衣服、巾櫛、服翫及珍寶、綵帛、賞賜之事一、典藏二人、掌同二尙藏一、掌藏四人、掌二出納、綵帛、賞賜之事一、女孺十人とあり。

〔門部〕門を守衞する職員也。

辭にて、たゞに可レ有者といはむも同じこと也、すべて止云事といふ辭を添ていふこと、今も古も同じこと也、然るを今の人は、文を書に、かくさまの辭を、煩はしとして略くは、中々に漢ざま也。○此位は、皇后の位也。○遲定米豆良久波、印本には、定字なし、今は一本によれり、早くするを、早めといへば、遲くするをも、遲めといひつべければ、定字なくても有べけれど、猶此字あるかたまされり、豆良久はつる也、遲く定めつる故は、といふ意に見べし。○刀比止麻爾母、こはいと〳〵心得がたきを、下のつゞきの語によりて考るに、かりそめにもなどいふ意の古言なるが、こゝより外には傳はらぬにやあらむ、さるたぐひも、古事記書紀萬葉などにも、まれにはあること也、又誤字脫字などの有か、又思ふに、賤き官職の名にもやあらむ、然いふ故は、次にいふべし、もし然もあらば、久良比止賣なるを、久を刀に誤り、良を落し、賣を麻に誤れるか、古事記仁德天皇段に、倉人女といふもの見ゆ、後宮職員令十二司の中に、藏司あり、それに藏人女といふも有しか、たとひ當時はなくとも、古にありし名なれば、かく詔給ふまじきにあらず、さてこゝは、皇后を立給ふことにつきて詔給ふなれば、女官の賤き者を詔給はむも、よしある也、又は加刀比止部なるを、加を落し、部を麻に誤れるか、職員令、衛門府の下に、門部二百人とある、是を語には、門人部といひしか、上の件の考ども、よろしとにはあられども、せめて思ひよれるまゝに、姑しるせる也、猶よく考ふべし。○己我は、天皇の御自詔給ふ也、そは太上天皇の大命、或は卿等の申すなどにはあらで、己命の御心もて、物し給ふよしにて、分てかく詔給ふ也。○夜氣、夜字は、安を誤れるにて、上也、卅八詔にも、阿氣賜治賜久と有り、又卅六詔に、上奉止授賜、五十二詔に、上賜比授賜、これらのつゞきと同じ、麻氣の謂にて、任ならむと思ふ人有べけれど、麻氣といふは、京外の官ならではいはぬこと也。○十日二十日止、これも上の一日二日といへると同意にて、程の短く速なる意にいへる也、次の六年乃內乎と對へて心得べし。○試定止斯伊波婆、伊波婆は、たゞ輕き辭にて、試定めなばといふ意也、斯は助辭也、さて此伊波婆の下に、應たる語有べし、そは容易く輕々しかるべし、などやうの語の有べきなり、さて刀比止麻爾母といふより、これまでの、すべての意は、いかに

〔神武天皇大御歌〕神武天皇兄宇迦斯(兄猾)御征討の後弟宇迦斯の饗宴を受け給へる時の名高き御歌にて、神代卷にも出づ、許紀陀は神代卷、居氣儀に作る。

〔萬葉二に云々〕同卷に、三笠山、野邊從遊久道、己伎太雲、荒爾計類鴨、久爾有名國とあり。

賤き官庶にても、たゞ己が心もて、上授る人をば、わづかに一二日十日廿日ばかりの間、試み擇て、定めなば、速にて、たやすく輕々しきしわざなるべしといへるにて、さてまして皇后を定めむことは、と次にいふ也。○許貴太斯伎は、古事記神武天皇大御歌に、許紀陀、萬葉二に、己伎太雲、などある言にて、十八詔に、己己太久とあるも同じ、又こきばくとも、こゝばくとも、こゝたくとも、なほさま〲にいふ皆同言也、此言の事、猶古事記傳十九に委云り、萬葉に幾許と書て、もとは物の數の多きよりいひて、いかばかりかといふ意也、故萬葉の内に、同じ幾許を、いかばかりと訓處も有也。さていへばかりの意にて、おのづから甚しき意重き意大なる意になる也、こゝは重く大なる意也。○意富伎は大き也。○天下乃事夜は、天下に關る事也、又天下の事の中に、重く大きなる事とも聞ゆ、夜は下へうつして、多夜須久夜波行無の意也、皇后は、天皇に並坐位なれば、其を定むることは、いたく大きなる重き事なるを、たやすくやは行ふべきと也。○六年乃內乎、內字は、閒の誤にはあらざるか。○試賜而、本どもに而字なし、今は一本に依る。○眼當は、前に同じ、まへは目方なれば也、中昔の言に、目路といひ、今の言に目通りといふも、眼當と同意也。○衆は、はじめに親王等云々とある是也。○細事乃狀、細は、久波志伎と訓べし、古書には、くはしに、此字を多く書り。○語賜布止、印本には、此四字脫たり、今は一本によれり。○宜久詔者は、如此詔故はといふ意にて、そは即此藤原夫人を、如此皇后に定むる故はといふこと也。○此宮は平城宮也。○祖母は、御母のよし也、挂畏支よりこれまで、一つゞきにて、元正天皇を申給ふ也、祖母の文字に就ては、元明天皇の如くなれども、然にはあらず、祖母と書て、美於夜と訓こと、第五詔の下にいへるが如し、元正天皇は、實の大御母命にはましまさゞれども、其御禪を受嗣坐れば、御母とは申給ふなり。○斯皇后、皇后と定め給へるよし、既に上に詔給へる故に、今はたゞに皇后と詔給ふ也。○朕賜、廿二の卷、此皇后の傳に、聖武皇帝儲貳之日、納以爲妃、時年十六とあり、天平寶字四年薨坐し時、春秋六十とあれば、十六歲は、靈龜二年にて、元正天皇の御世なれば、彼天皇の詔命にて、納給へるなるべし、故朕賜とは詔給ふ也、朕の下に、彌字あらまほし。○勅豆良久に、元正天皇

〔後拾遺集〕應德三年九月中納言通俊白河天皇の勅によりて撰進せる歌集にして、古今、後撰、拾遺に次ぎて成れる勅撰集也。

〔大中臣輔親〕常磐十三代の孫にて、能宣の子也。

〔書紀竟宴〕禁中にて日本書紀進講の終りし時行ふ祝宴をいふ、尙竟宴は新古今集以來、勅撰集の撰修れる時に行はるゝ例となり、萬葉竟宴は行はれざりき。

〔神功紀に云々〕欣感は同紀四十九年、深德は四十六年の條に出づ。

の也。〇女止云波婆云々は、女といへば、何れの女も、なべて等き物と思ひてやは、朕がかく此女を納て、汝命の妃とし給へとはいはむ、此女に、尋常の女と等なみの女にはあらねばこそ、かくいへと也、加久云は、如此汝命の妃とし給へと云て、納しむるよし也。〇其父侍大臣は、不比等公也、其時は、此大臣いまた存在しほとなりき。〇皇我朝、本に、我字を大書にしたるは非也、すめらわがにはあらず。〇助奉、此助は、阿奈々比と訓べし、他の詔に、輔奉といられていへるは、みな阿奈々比奉なれば也、第三第五廿四四十八六十一等詔を見て知べし。〇頂使は戴也、十一詔に、頭名手戴持而、十二詔に、恐理戴持、十三詔に、頂受賜利など有、後拾遺集に、大中臣輔親、おほぢ父うまご輔親三世までにいたゞきまつるすめら大神。〇晩時、晩を、萬葉にはみな阿加時伎とよめり、あかつきといふは、後のこと也。〇休息無久は、五十一詔に、暫之間母、罷出而休息安布母事無、とあるに依て書し、又同詔に、天下公民之息安麻流倍伎事などもあり。〇波波刀比は、いとく心得がたし、これも古言なるが、外には傳はらざるにや、又は誤字か、もし誤字ならば、鶯夜萬比などを誤れるにや、鶯夜と波波とやゝ似たり、四十一詔に、晝毛夜毛倦怠止已無久、謹美禮比末仕奉都と有、上下のいとき似たり、廿八詔に、鶯夜備利末都ともあり、あやまひは、禮々しくといはむも同じこと也、廿七詔に、宇也宇也自久とも有、鶯夜宇夜同じこと也、此考へも、必よろしにはあらず、たゞせめて思ひよれることをいふ也、さて下の波字、一本には婆と作り。〇所見賜者、所見に、美志と訓べし、萬葉一に、見之賜者、六に、見之賜而など、なほ多し、見を美志といふは、聞をきこし、知をしらしなどいふ格の古言也。〇其人は、不比等公也。〇宇武何志伎は、十三詔に、云々事伊蘇之美宇牟賀斯美、忘不得給由自奈牟、孫等一二治賜、廿六詔に、云々事乎、宇牟我自彌弥念行且、など見ゆ、於牟何志といふも同じ、書紀竟宴の歌に、伊佐裏志久多陀斯枳濔知乃倍迩邇斯佐、神功紀に、相見欣感、厚遇逆逆、また我王必深德君など有、萬葉十八には、牟賀思久母安流香、これは於を省ける也、字鏡には、偉慶、悦也奇也賀也幸也福也、於モ我忘又宇禮志

〔年之八歳云々〕萬葉集古義に、年之八歳乎は、數多の歳をといふほどの意なり、云々、こゝは必八年に限るにあらず、幾年の義にとりても違はざるなりとあり、竊は欺くの意也。

〔石長比賣〕大山祇神の女也。

〔木花之佐久夜毘賣〕石長姫の妹也。

〔二女王〕丹波比古多多須美智能宇斯王の女、兄比賣、弟比賣也。

〔九人の子〕波多八代宿禰、許勢小柄宿禰、蘇賀石河宿禰、平群都久宿禰、木角宿禰、久米能摩伊刀比賣、怒能伊呂比賣、葛城長江曾都毘古、若子宿禰也。

と有、みな同言也。○或本、第二字に作。○不得忘、注字を、上を見れるはまとし、命のかしこりて忘れこ也、一本に、忘の字にも不得二字あるは、何か、又次の文によるに、不得忘とあれど、注字は誤れるにもあるべし。○其見貴ニは、天皇をさして詔給ふ也、こゝにかく詔給ふは、殊更に呼出せる御言にて、此詔給ふ事を、懇切に詔ふ也。○是遣忘せば、此皇后の御事也、上よりの詞のつゞきにて、おのづから然聞ゆ。○忘寐須は、彼父大臣の功勞を忘給ふなにて、それ即此皇后をなほざりになおぼしめしそといふ意也、これまで、元正天皇の、かく詔給ひ賜しよし也。○負賜、すべて云々せよと仰するは、其事を負持しむるにて、荷を負持しむると同じき故に、仰せ負せ同言也、言といふも、仰せ給ふ命を受て、負持意の名也。○加爾加久爾は、彼に此にゝて、萬葉には左右と書き、遠江にはこれを、とにかくにといふ。○年乃六年乎、萬葉十一に、年之八歳乎吾竊舞師、十六に、年之八歳乎待騰不來、○使賜、古事記上卷に、使石長比賣一者云々、又使木花之佐久夜毘賣一者云々、垂仁天皇段に、此二女王、淨公民、隨官、使也、これらの外、應神天皇仁德天皇段などにも見えて、傳に委云り、今俗言にいふ、人をつかふと、同じこと也、仕は、使へ使のはれを持てへといふにて、使はるゝ方よりいふ言、使は、其を使ふ方よりいふにて、同言也。○無毛は、無けむと同じくし、然有し也、こは臣にあたりさして、臣の女を、皇后とし給ふこと也、次の文にて知べし。○高津宮、諸本に、津字を落せるを、今補へり、此津は、古事記にあらず、略きて書る例なければ也。○大鷦鷯、一本に、大黒と作るは、鷦を焦に誤れるなるべし、此大御名古事記には、みな大雀と書き、攷證ふに、こゝも本は然有しを、後人さかしらに書紀によりて、鷦鷯とは改め書るにや。○葛城曾豆比古は、古事記に、建内宿禰の九人の子の中の、第八にあたる子にて、葛城長江曾都毘古と有。○伊波乃比賣命皇后、乃字、印本に久に誤れり、今は一本に依れり、さて此御名、命の下に皇后といふことを添たるは、こゝに此事を詔給ふは、皇后に坐しことを詔給ふが主なる故に、そをたしかにせむため也。○御祖坐而、古事記に、伊邪那岐命伊邪那美命の二柱命なも、御祖と申し、又讃々其命の御事なも、御祖命高木神之女萬幡豐秋津師比賣命と有、猶中卷にも見えたり。○治賜行賜家、印本には、行賜二字なし、今は一本に依。○有伎政者不有とは、臣の

〔荒木田久老〕度會正身の子、荒木田久世の養子にて、伊勢內宮權禰宜也、賀茂眞淵の門に入りて古典を究め著書多し、文化元年歿す。

〔比婆須比賣命〕丹波道主王の御女也

〔息長帶比賣命〕氣長宿禰王の御女、神功皇后也。

〔忍坂之大中津比賣命〕稚渟毛二派皇子の御女也。

〔長田大郎女〕履中天皇の皇女也。

〔若日下部王〕仁德天皇の皇女也。

〔手白香命〕仁賢天皇の皇女也。

〔妃二員云々〕後宮職員令に、妃二員、右四品以上、夫人三員、右三位以上、嬪四員、右五位以上とあり。

女を、皇后とし給ふこと也、政は、たゞ事といふと同じ、天皇の行給ふ事なる故に、政とはいへる也、さて荒木田久老神主の云、すべて新は、萬葉などにても、みなアラタと訓べし、廿の卷なる、年月波安多良安多良爾云々といふ歌も、一本に、安良多安良多爾とあるぞよき、すべて古に、新をあたらしといへることなし、あらたし也、そを後にあたらしといふは、可惜と混ひたる訛也といへる、此說も有べく、おぼゆる故に、こゝもアラタシキと訓つ。○本理由は、舊くより也、○法事とは、舊くより有し例によれる事といふ意也、そもそも皇后を立給ふことは、上つ代より御世々々、常の事なるに、殊に仁德天皇の例をしも引て、かくくはしく詔給ふ故は、いかにといふに、まづ古事記を考るに、御世々々の間に、大后と記せるは、神武天皇の伊須氣余理比賣命、垂仁天皇の比婆須比賣命、仲哀天皇の息長帶比賣命、仁德天皇の石之比賣命、允恭天皇の忍坂之大中津比賣命、安康天皇の長田大郎女、雄略天皇の若日下部王、繼體天皇の手白香命など也、件の條の御世々々のうちにも、有つらめとも、大后と記せる文の、たまたまに無きなるべし、さて件の大后とあるかぎりを考るに、神武天皇のは、大三輪神の御女なれば、殊事はり、その餘は、石之比賣命を除き奉りては、皆々王にして、臣の女なるはましますことなし、されば件の外に有けむも、皆王なりけむこと、おしはかりてしるべし、然るを書紀には、安寧天皇、懿德天皇、孝昭天皇、孝靈天皇、孝元天皇、開化天皇などの御世々々に、立某爲皇后とあるは、みな臣の女なるに、すべて書紀は、かゝる事にも、漢ざまのかざり多くして、事實にたがへるたぐひあれば、これらも、爲皇后とあるは、例の潤色の文也、崇神天皇よりこなたの御世々々の皇后に、臣の女なるは坐ことなきをもて、かの御世々々の、臣の女なりしは、實に皇后には坐ざりしことをさとるべし、さればこそ件の御世々々、古事記には、大后と記せるは、一も見えざりけれ、凡て古は、王にあらざれば、皇后には立給ふことなし、これ皇風の重くせられし也、かの漢國の、たゞに同姓を嫌ひて、たゞ心にまかせて、卑賤の者の女をも、皇后といふにする俗とは、いみじき異にて有ける、大寶の令には、多く漢國の制によられたれども、后すらなほ、皇王ならでは、皇后には立ぬ制にて、妃は、四品以上と有て、臣の女は、夫人以下にて、品といはず、位とあり、是らにても、古のやうを知べし、然るに仁德天皇の石之比賣命のみは、いかなる

ことなけれども、臣の女にして、皇后に立給へりしは、これより外には、例あることなし、故今聖武天皇の、藤原氏を皇后とし給ふこと、うちまかせては、世の人のうけ引がたかるべき事なるが故に、此石之比賣命の例を引て、かく詔給ふ也、されば今米宜良可なる事にはあらぬ事と、ことさらに詔給ふも、實にはいとめづらかなる事なるが故也、さてこゝにかく、此石之比賣命の例をしも引給へるを思ふにも、かの書紀の、上つ御世〳〵に、臣の女を爲皇后と、あるは、みな潤色なること、いよ〳〵決し、

第八詔

上なる詔の次につゞきて、既而中納言從三位阿倍朝臣廣庭、更宣レ勅曰と有り、こは上なるとつゞきたる詔なれども、更宣と有て、はなれたる故に、今別に擧、此たぐひ、餘も然り。

天皇詔旨今勅御事法者常事爾波不有。武都事止思坐故。猶在倍伎物爾有止禮夜思行之大御物賜久止宣。

御事法は、上件の詔のこと也、事法と書るは、借字にて御言詔の意也、さてみことのりといふことゝ、これに正しく見えたり。○常事爾波不有は、尋常の詔とは、異なるよし也。○武都事は、親しく語る言也、今皇后を立給ふにつきて、かく細き事の状を、詔聞せ給ふは、よのつねの例の事にはあらず、殊に汝等を親しみて、語り聞せ給ふぞと也、そも〳〵此言は、古今集俳諧に、むつごともまだつきなくに明ぬめり、といへるを始めて、後の歌に、男女閨内にて語ふことをいふを思へば、こゝも、臣の女を皇后にし給ふことは、尋常ならざる事なる故に、親王諸王諸臣の思はむことを、憚りおぼしめして、件の詔は、ひそかに内々に告語るべき事ぞ、との意かとも思へど、然にはあらず。○猶在倍伎、猶

〔石之比賣命の例〕日本紀通釋に、按るに襲津彦は時未だ臣列にあらず、孝元天皇の曾孫に坐して其女を以皇后と立給ふことは猶開化天皇の曾孫とます氣長宿禰王の女神功皇后の仲哀帝に配坐るゝと同じ事なり、云々、强て襲津彦を臣の列なりとし其女を以皇后に立ち給ひし例なりとせしは藤原氏の當時の史臣等と相謀りて其說を作爲しゝものなりとあり。

〔阿倍朝臣廣庭〕右大臣御主人の子也、養老六年參議、神龜四年中納言に任ぜられ、天平四年薨す。

〔河海抄〕和漢の諸書を引證して源氏物語を註釋せる書四辻善成の著にて廿卷也。

〔淨御原天皇〕天武天皇也、天皇即位元年大和國高市郡上居村の島淨御原宮に都し給ひしによる。

〔故謂之五節〕蒼梧隨筆に、左傳昭公元年に、先王之樂所㆓以節㆒百事㆒也、故有㆓五節㆒、遲速本末相及、中聲云々とあるを引きて、遲速本末中聲を五節と云ひしより、舞の名となりしものとせり。

〔爲度綿左備須茂〕少女の如きふりすと也、左備は然振（シカブリ）の約也

は借字にて、默止也、十五詔にも、猶止事不得爲天と有、又廿五詔に、默在牟爲毛、止事不得、四十二詔に默在止去之不得天、これらの默も、こゝに效ひて、奈保と訓べく、又こゝの猶も、默の意なることをも、相照して知べし、伊勢物語に宮づかへのはじめに、たゞなほやは有べき、源氏物語花宴卷に、なほあらじに云々、又萬葉に、默然といふこと、卷々に多かる中に、七の卷に、默然不有跡云々といふ歌を、かの花宴卷の河海抄に引れたるには、なほあらじとゝ有り、昔は然訓たりけむ、默然は、十七に、母太毛安良牟と、假字書あれば、母太と訓べきことは、論なけれど、那保と訓むも、意はたがはず、なほあるも、もだあるも、何ともせずて、たゞにある也、○有禮夜止は、あらめやといふと同意也、本に、禮夜止を、禮止夜と作るは、横に讀行例を以て書るにて、此格ところ〴〵に有り、誤にはあらず、然れども、さてはまぎらはしければ、今は皆上の一ツのごと改め書つ。○大御物は、他の詔に、御物ともあるを、同じことにて、祿を給ふ也、即此次に、賜㆓親王絁二百疋、大納言一百疋、云々、五位一十疋㆒、とあるを是なり、四十六詔に、御物給波久止宣と有て、次に、賜レ祿有レ差としるせり。

第九詔

十五の卷に、天平十五年五月癸卯、宴㆓群臣於内裏㆒、皇太子親儛㆓五節㆒、右大臣橘宿禰諸兄、奉レ詔奏㆓太上天皇㆒曰と有、皇太子は、孝謙天皇也、天平十年正月、立㆓阿倍内親王㆒爲㆓皇太子㆒、とある是也、同十五年は、廿六歳の御時也、太上天皇は、元正天皇也、五節舞の始めは、即此詔に見えたるを以て、正說とすべし、然るに政事要略に、五節舞者、淨御原天皇之所レ制也、相傳曰、天皇御㆓吉野宮㆒、日暮彈レ琴、有レ興、俄爾之間、前岫之下、雲氣忽起、疑如㆓高唐神女㆒、髣髴應レ曲而舞、獨入㆓天覽㆒、他人無レ見、擧レ袖五變、故謂㆓之五節㆒、其歌曰、乎度綿度茂、乎度綿左備須茂、可良多萬乎、多茂度邇麻岐底、乎度綿左備須茂と見え、河海抄、江次第裏書などにも、本朝月令云

〔三善清行〕氏吉の子、延喜十七年參議兼宮内卿に進み翌年薨ず。

〔意見封事〕醍醐天皇詔して直言を求め給へるに對し時弊十二條を言ぜる奏文にて、五節舞妓員云々は其第五條也。

〔呉床〕胡床と同じく椅子の類也、倚は古へ云ふアグラは床子臺の類にて胡床とは別物なりとの說もあり。

〔登許余爾母加母〕何時までも樂しく舞ひてあれよと也

〔十一月の節會〕十一月新嘗祭の翌日卽ち辰の日(大嘗會には午の日)行はるゝ豐明節會也

とて、件の文を引れたり、三善清行の、延喜十四年に奉れる意見封事、請レ減二五節舞妓員一文の中にも、按二舊記一、昔者神女來舞、未三必有二定數一といふことあれば、これも古き傳說なりけり、然れども此神女の說は、古事記雄略天皇段に、天皇幸二行吉野宮一之時、吉野川之濱、有二童女一、其形姿美麗云々、坐二其御呉床一、彈二御琴一、令レ爲レ儛二其孃子一、爾因二其孃子之好儛一、作二御歌一、其歌曰、阿具良韋能、加微能美弖母知、比久許登爾、麻比須流遠美那、登許余爾母加母、とあるを取て、造りかへたる物にして、かの乎度綿度茂云々の歌も、四の句まで、萬葉五なる長歌の中の句と、全同じければ、其をとりて、結の句を造りそへたる也、さて又公事根源に、天平五年五月に、まさしく內裏にて、五節の舞は有けるとぞ、としるされたるは、こゝの事にて、天平十五年の、十の字の落たるなるべし、されどこれより前、天平十四年正月にも、天皇御二大安殿一宴二群臣一とありて、五節舞有しこと見えたり、又此後も、天平勝寶元年十二月、同四年四月など、東大寺行幸の時も、彼寺にて、此舞も有しこと見ゆ、さて此舞、後世には、十一月の節會に限りたる事なれども、もとは然らざりしこと、上件のごとし。

天皇大命爾坐西奏賜久、掛母畏伎飛鳥淨御原宮爾大八洲所知志聖乃天皇命、天下乎治賜比平賜比所思坐久、上下乎齊倍和氣无動久靜加爾令有爾波、禮等樂等二都並弖平久長久可有等、隨神母所思坐弖、此乃舞乎始賜比造賜比伎等聞食弖、與天地共爾絕事無久、彌繼爾受賜利波行牟物等之、皇太子斯王爾學志頂令荷弖、我皇天皇大前爾貢事乎奏。

大命爾坐西、西字、印本には而と作れども、餘の本どもには、西と有り、此言の事、第三詔に委くいへるが如し。○奏賜久は、太上天皇に申給ふ也。○淨御原宮、印本に淨の下に見字あるは衍也、今は無き本に依つ。○上下は君臣也。○齊

〔貫川歌〕催馬樂律の歌にて、三段、拍子九、合拍子廿七也、貫川は三河の地名による。
〔雅樂寮〕治部省の被官にて、雅樂及び樂人等の名帳、課試、節會、祭祀、饗饌、饗宴、佛會等の事を掌る。
〔移ㇾ風易ㇾ俗云々〕孝經廣要道章に見えたり。
〔書紀卷々に云々〕推古紀三十一年七月の條に、大唐學問者を、「モロコシモノナラフヒト」と訓める其例也。
〔阿倍仲まろ〕中務大輔船守の子、靈龜二年遣唐留學生となりて渡唐、後朝に仕へて光祿大夫に至り、寶龜元年唐土に卒す。

本に齋に誤れり。○和氣弖、すべてやはらかやはらぐといふは、物の一つに和合すること也、俗言にいふ意にはおらす、催馬樂貫川歌に、也波良加爾奴留與波名久天とあるも、男女一つに合て寢る夜はなくてといへる也、やはらげは、和合せしむる也、やはすともいへり。○合有爾波、波字、本共に八と作れども、今は一本に依つ。○禮等樂等、こはもはら漢國の趣によれることなれば、二つともに、字音に讀べし、もし訓ならば、禮は宇夜、樂は宇多麻比と訓べし、和名抄に、雅樂寮宇多末比乃豆加佐とあるこれ樂の訓也、さるは正しくは、阿曾備といふぞ、樂の名なれども、禮樂と竝べいふ時などに、あそびとてはいかゞ也、さて禮も樂も、世中の萬の事の中の一つにこそあれ、かくとりわきて此二つをならべて、國を治むるわざの第一として、言痛くさだするは、漢國のこと也、みだれやすく治まりがたき國を治むる、戎國の王どもこそ、かゝるわざをも頼みて、治むるやうもあらめ、天照大御神の天つ日嗣を受繼して、神ながらしろしめす、天皇の御政に、かゝるわざなしも、むれと頼み給ふことは、有べくもおぼえぬを、何事もたゞ、漢をならひ給へる御世の御しわざとてぞかくは有ける、移ㇾ風易ㇾ俗莫ㇾ善二於樂一などいふことも、皇國にしては、さらに用なく、おぢきなきわざ也、樂はたゞあそびの外なきものをや。○聞食止は、聖武天皇の也。○與ㇾ天地ㇾ共爾云々は、此五節舞を也。○受賜波利行牟云々は、天武天皇の造給へるを、受被賜て、御世〳〵永く傳へ行べき物として也、牟字、印本に宇に誤り、一本には乎に誤れり、今は又一本に依り。○斯王、皇太子、此時太上天皇の大前にして舞給へるなれば、此王とさして申給ふ也。○學志は、那良波志と訓べし、書紀卷々に皆、モノナラフと訓り、古今集に、阿倍仲まろを、もろこしに物ならひにつかはしとある、古意也。○頂令荷止とは、學取て、有たしむる意也、天武天皇の、重くして造り給へる舞なるが故に、尊みてかく詔給ふ也、十一詔に、戴持而、十四詔に食國乃政乎戴持而、續後紀一の詔に、戴荷知などあり、一本に、頂字を順に、令字を命に誤れり。○我皇、天皇は、太上天皇を申給ふ也。○大前、大字、本に太と作るは、非也、今改。○貢とは、大前にて舞しめて、御覽ぜさするをいふ。

〔可之故佞也云々〕菅原大人□と題する短歌也、可氣都禮婆は言葉にかけて云ひつればにの意なり

〔後紀〕日本後紀の略、續日本紀に續きて、桓武天皇延暦十年より淳和天皇天長十年二月まで、凡四十二年間の史實を述べたる編年史也、藤原冬嗣等勅を奉じて撰す

〔柏原大朝廷〕桓武天皇を申す、山城國紀伊郡堀内村柏原陵に葬り奉れるによる。

上件の詔につゞきて、於是太上天皇詔報曰とあり。

第十詔

現神御大八洲我子天皇乃掛母畏伎大皇朝廷乃始賜比造賜幣留寶國寶等之此王乎令供奉賜波。天下爾立賜比行賜志法波可絶伎事波無久有止家利見聞喜侍止奏賜等詔大命乎奏。又今日行賜布態乎見行波。直遊爾波止乃味不在之天下人爾君臣祖子乃理乎教賜比趣賜爾有止有良志止奈母所思須。是以教賜比越賜比奈何良受被賜持弖。不忘不失可有伎表止等之一二人乎治賜波奈止所思行須奏賜止詔大命乎奏賜止波久奏。

我子天皇とは、聖武天皇を申給ふ也。○天皇朝廷とは、こゝは天武天皇を申給ふ也、そもそも直に天皇を指奉て、みかどゝ申すは、後のことのやうなれども、はやく奈良のほどより有しこと也、こゝも始賜とつゞきたれば、朝廷とは、即天皇をさして申給へる也、廿六詔に、聖天皇朝云々、四十五詔に、天乃御門帝皇我云々など見え、萬葉廿に、可之故佞也安米乃美加度乎可氣都禮婆、とよめるなども、皆然也、されば書紀に、天子皇帝王などあるを、ミカドと訓るも、わろしとはいひがたし、今京となりては、後紀、弘仁元年九月詔に、柏原大朝廷爾申賜止申閇久、こ

れば大は、天を寫誤れるか、續後紀一の詔に、柏原御門乃天朝、とあるはいかゞ也、同八に、掛畏支天朝乃護賜比云々、三代實錄八に、天皇我朝廷乃、天日嗣乃位爾平安爾御座之、又御冠加賜比、人止成利賜布事波云々など、みな天皇をみかどゝ申せり。○寶國寶、上の寶字は寫誤なるべし、此舞乎、もしくは舞乎、などすべき所也、故姑まひをと訓つ。○此王乎は、皇太子也、乎は、をしての意也。○令供奉は、舞しめ給ふをいふ、これも此舞を尊みて、かくは詔給ふ也。○天下爾立賜比行賜部流天下乃法波、といふ意也。○無久有家利は、なかりけり也、天武天皇の、上下を齊へ和げて、長く平にあるべくとおぼしめして、造給へるこの舞を、國の寶とおぼしめして、令皇太子に舞しめ給ふを以て見れば、すべて立給ひ行給ふ、天下の法は、永く絶ることなく、行はるべしとおぼしめすよしなり。○見聞は、舞を見給ひ、其歌を聞給ひ也。○侍とは、天皇へ申給ふ詔なる故に、かなたへ對ひて、尊みての意也、此侍などは、後の文に、言の下に付ていふ侍に、いと近し。○奏賜は、太上天皇の、天皇に申給ふ也。○詔大命乎奏とは、傳ふる人の詞にて、太上天皇の、云々と申給ふ大命を、天皇へ奏といふなり。○又今日といふより、又太上天皇の詔也。○見行波は太上天皇の御みづから詔給ふ也。○直遊止乃味爾波不在、古はすべて樂を遊びといひ、樂をするを、遊ぶといへり、然るに今日五節を舞はしめ給ふを見れば、たゞ遊びいためのみにはあらずと也、直字、一本に宜に誤り、遊字、印本に進に誤れり、今は皆別本に依れり。○君臣は、伎美夜都古と訓べし、凡て君に對へていふ臣は、みなやつこと訓べき也、書紀にも、皆然訓たり、やつこといふは、賤き者のみの稱にはあらず、君に對へては、凡人をば、貴きをも皆やつこといへり、國造伴造なども、國御臣伴御臣也、但し天皇に對へても、王をばやつことはいはず、されどこゝは、さるけぢめまでをいふべきにはあらず、たゞ漢國にいふ君臣也、皇太子視王諸王などの文に、みづから臣と書給ふなれども、漢やう也、さて臣をおみといふは、朝廷に仕奉る人を、尊みていふ稱也。○祖子は、親子也、親を祖と書は、古の常也、こゝは君臣父子と、漢籍に常にいへる言に依て、詔給へる也、そもそも樂を以て、君臣父子の義を教るなどいふことも、漢意のさた也、皇國の古には、さることか

〔書紀にも云々〕神武紀、安康紀、雄略紀、繼體紀、皇極紀、孝德紀に臣字を、雄略紀に人臣を「ヤツコ」と訓み、欽明紀に臣子之道を「ヤツコラガミチ」と訓める如き其例也。

〔國造〕上古一國を統治支配する職名にて、轉じて支配者に附せる尸の名ともなれり、又た書紀に、臣連伴造國造などあるは、前述の國造以外廣く別、直、縣主、稲置等をも合せて稱せる也。

〔伴造〕造の別稱也又た前項の國造などゝ列記せる場合の伴造は、造の外、首、直、史等をも合せて云へり。

〔佛足石歌に云々〕同碑恭佛跡の歌第四首に、已乃美阿止、夜具呂豆比賀利乎、波奈知伊太志、毛呂毛呂須久比、和多志多麻波奈、須久比多麻波奈と見えたり。

〔蘇良美都〕倭と云はむ料の枕詞也、南京遺響に、虛見津は、虛御津なり、云々、かくいふ所由は、まづかの饒速日命の天磐船に乘して、大虛を翔廻らしゝとき、遂にこの夜麻登國を見し給ひて天降りまし、其磐船を泊給ひし津なる謂にて、虛御津やまとの國とは云なりけりとあり。

〔伊可〕伊末の誤、齋清めて獻る意と鹿持氏云へり。

つてなし。○趣賜布止爾、一本に、趣字を起に、布字を而に誤れり、止字、一本には等と作り。○趣賜比奈何良は、趣け給ふまゝになり。○受被賜持弖云々は、王臣百官公民もろ〳〵、君臣祖子のことはりを也。○治賜波奈、萬葉十七に、米具美多麻波奈、佛足石歌に、和多志多麻波奈、また須久比多麻波奈などある、これ萬葉五に、咩佐宜多麻波禰とあると同じくて、禰と奈と通はしいふ也、されば此奈は、禰と同じくて、願ふ辭也、然るを奈を牟の略と心得るは、あらず、牟を略くべきよしなし、又牟を奈といふこと有、行むなゆかなといふ類也、されどこれはそれにもあらず、思ひまがふることなかれ、さて治め給はなとおもほしめすとは、治め給へかしと、願ひおぼしめすよし也、さて然おぼしめし願ふことを、今の天皇に告申給ふ也。○此詔につゞきて、因御製歌曰とて、大御歌三首あり、みな太上天皇の御也、その御歌、

蘇良美都夜麻止乃久爾波可未可良斯多布度久安流羅之許能末比美例波。

御歌の意、今此舞を見れば、倭の國の、かくたふときは、神からにて有けらしと也、倭は、皇國の大名の倭也、神からとは昔の天皇を申給へるにて、天武天皇をさし奉り給へるなるべし、かゝるめでたき舞を、はじめ造り給ふばかりの、大德まします天皇の、しろしめせるによりてこそ、倭の國は、かくたふときならめと也。

阿麻豆可未美麻乃彌己止乃登理母知弖許能等與美岐遠伊可多弖末都流。

此御歌の意は、さま〴〵に聞えて、思ひさだめがたければ、いづれをもあぐ、其一つは、初二の御句は、天神之御孫命にて、天皇をさして申給ひ、二の御句の下の乃字は、爾の誤り、結御句の可字は、諸本に寸と作るを、今は政事要略、又年中行事秘抄などに、可と作るに依れるを、それもなほ聞えがたければ、末を誤れるにて、今歟、はた伊字、阿の誤にて、吾歟、かくて一歌の意は、此豐御酒を、吾がとりもちて、天皇に獻るとよみ給へるにや、一つは、たてまつるとは、きこしめすをのたまへるにて、天皇の今此豐御酒をとりもたして、きこしめすとよみ給へる

〔神功皇后云々〕古事記仲哀天皇段に、於レ是還上坐時、其御祖息長帶日賣命釀二待酒一以獻、爾其御祖御歌曰云々とある御歌也。

〔くしの神〕造酒の神也。

〔岩たゝす〕常磐に坐すの意也。

〔あさずをせさゝ〕酒す飲せさゝ也、盃を酒さず、いで召し給へと也。

〔冠辭考〕古事記、日本紀其他諸書に出でし枕詞を註釋せる書、賀茂眞淵の著にて十卷也

〔國看之勢志且〕萬葉集古義に、國見爲陽而といはむが如し、國見にはかの矜踞にて大虛を傍廻らしつゝこゝかしこ窺ひ見給ふよしなりとあり。

か、中昔の物語書などに、貴人の御衣を着給へることを、甚を奉れりと常にいへれば、御酒などをきこしめすをも、たてまつるといふべき也、次なる御歌の麻都流も、きこしめすことゝ聞えたり、一つは、古事記、神功皇后の大御歌に、此御酒は、わが御酒ならず、くしの神、とこよにいます、岩たゝす、少名御神の、云々、奉り來し御酒ぞ、あさずをせさゝ、とよみ給へると同意にて、天神及昔の御世〳〵の天皇たちの、此豐御酒をとりもちて、今天皇に獻り給ふ也と、甞祝申給へる歟、此意なれば、天神と御孫命とは、二つにて、御孫命とは、御世〳〵の天皇を申給へる也、件の三つの中、いづれの意ならむ、後のかしこき人のえらびを待也、さて凡て御孫命ならば、みまのみことゝ申奉るべきこと、此御歌に正しく見えたり、さて又三四の御句は、何れの意にても四三とつゞいでゝ心得べし、彌字、本に爾に誤れり、今は一本に依。

夜須美斯志、和己於保支美波、多比良氣久、那何久伊末之弖、等與美岐麻都流。

夜須美斯志は、師の冠辭考の說の如く、安見爲也、見を美斯といふは、知をしろし、聞をきこしといふ類の格也、下の志は爲也、萬葉十九に、國看之勢志且とも、豐宴見爲とも有、さて爲の意ならば、やすみしすといふべきに、すといはずして、しといふは、枕詞の格にて、霰ふり遠江、いさなとり海などの例也、これらも、ふるとるとはいはず、さて冠辭考に、斯志を知しと解れたるは、たがへり、印本に、志字を留と作るは、後人のさかしら也、今は一本又年中行事秘抄に引るに依れり、此言の例皆しゝにて、しるといへるは、例なければ也、○和己は、吾也、此吾、古事記書紀の歌には、みな和賀とのみ有て、和ごといへることはなきを、萬葉歌には、多く和期と有、こは吾大とつゞく便に、賀於の切りて、おのづから期となれる也、故これは、吾大王とつゞく時にのみ限れる事にて、外に吾某といふに、わごといへることはなし、さてこゝの吾大王は、聖武天皇を申給ふなり。○麻都流は、奉にて、きこしめすことゝ聞えたり、もと奉は、他より獻るをいふ言なれども、それ即きこしめす事にもなれるなるべし、さてこゝは結の流、徒ならず聞えて、禮と有べくおぼゆ、流にては、四の御句と、かけ合いかゞなるやうなるを、なほ

かくもいふべきにや。

第十一詔

上件の御歌につゞきて、右大臣橘宿禰諸兄、宣レ詔曰とあり、こは聖武天皇の詔なり。

天皇大命良麻等宣布勅久、今日行賜比供奉賜態爾依而、御世御世當弖供奉禮留親王等大臣等乃子等乎始而、可治賜伎一二人等選給比治給布。是以汝等母今日詔大命乃期君臣祖子乃理遠忘事無久繼坐牟天皇御世御世爾。明淨心乎以而祖名乎戴持而、天地與共爾長久遠久仕奉禮等之止冠位上賜比治賜布等勅大命衆聞食宣。

又皇太子宮乃官人爾冠一階上賜布。此中學士等仕賜留部下道朝臣眞備波冠二階上賜比治賜波等勅天皇大命衆聞食宣。

今日行賜比云々、印本に、今日二字脫たり、今は一本に依れり、供奉賜態とは、皇太子の、五節舞を、太上天皇の大前にして、仕奉り給へるをいふ。○子等は、直の子いみならず、末孫までにわたれり。○一二人云々、上件の太上天皇の詔に、一二人乎治賜波奈母止所思行須とあるを、受賜はり坐て、治給ふ也。○汝等とは、今日の宴に預り侍ふ人々をさして詔給ふ也、上に宴二群臣一と有。○今日詔大命は、上なる太上天皇の詔也。○繼坐牟云々は、今よりゆ

〔橘宿禰諸兄〕美努王の王子にて初名葛城王、天平八年臣籍に降りて橘朝臣姓を賜はり名を諸兄と改む、同十年右大臣、十五年左大臣兼大宰帥となり、天平勝寶中正一位に進み、天平寶字元年薨す。

〔下道朝臣〕姓氏錄左京皇別の條に、吉備朝臣同祖、稚武彥命之男、吉備武彥命之後也と見えたり。

〔萬葉十八に云々〕爲ㇾ幸ニ行芳野離宮ニ之時ノ儲作歌と題する長歌也。

〔麻氣能麻爾麻爾〕任(マケ)のまに〳〵なり

〔政事要略〕年中行事、交替雜事(民政)糺彈雜事(刑法)至要雜事(學校)等の部類に分ち古來の法制に關せることを錄せる書、明法博士惟宗允亮の撰也、もと百三十卷ありしが、後ち逸損して今二十五卷を存するのみ。

〔司召〕在京諸司を任補する除目、後世主として秋に行ひ一に秋除目と云ふ。

〔縣召〕地方官任命の除目也、正月十一日より三日間に行ふ例にて、一に春除目と云へり。

くさきの也。○祖名は、氏々の、各先祖より仕奉來たる職業(ワザ)也、十三詔に、男能末父名負氐、女波伊波禮奴物爾阿禮夜、廿八詔に、先祖乃大臣止天仕奉之位名乎、繼止思天云々、先祖乃名乎、興繼比呂米武止云々、萬葉十八に、祖名不絕、また毛能乃敷能、夜蘇等母能乎、於能我於餓流、於能我名々負、大王乃、麻氣能麻爾麻爾、廿に、於夜乃名多都奈など、みな家の職業を名といへり、猶委くは、古事記傳、允恭天皇段、廿九の卷、氏々名々とある處にいへり。○戴持は、先祖より承繼來たる職業を、重みし、つゝしみて、たもつをいふ、右に引る中に、名を負といへる、即戴持と同じ、戴字、本に載に誤れり、今は一本又政事要略に引るなどに依ル。○天地與共爾云々は、子孫の末末に至るまで、家門を絕ず、咎過なく仕奉れと也。○仕奉之表等之止、上なる太上天皇の詔に、云々不ㇾ忘不ㇾ失可ㇾ有表等之云々、とある意にて、仕奉れといふ表としてといふ意也。○皇太子宮乃官人は、東宮職員令に見えたるが如し、和名抄に、職員令云、春宮坊、美古乃美夜乃豆加佐と有、さて東宮職員令に、傅と學士とを擧て、次に東宮坊官とて、大夫以下を擧られたり、これによりて、傅と學士となば、東宮官といひて、東宮坊官とはせず、かくて令には、坊官をも、東宮坊と作れたるを、當には、傅と學士とには東宮と書、坊官には春宮と書て分て、こは後の事かと思へば、はやく持統紀にも、十一年の所に、東宮大傅春宮大夫と見え、此紀にも、かく書分られたり、又古の和名抄にも、職員令云とて、春宮坊とあれば、令ももとは然有けむを、後の人さかしらに、東字には書なせるにこそ。○博士は、波加世といふ、書紀にも然訓り、こは此字の音を、やがて訓にしたるにて、蘭ならに、錢なせに、芭蕉をはせを、紅梅をこをばいといふ類也。さて下道朝臣眞備は、天平十三年七月に、爲東宮學士とあるを、こゝに博士とあるは、學士をも、はかせといへりしなるべし、東宮職員令に、傅一人、掌ㇾ以道德輔導、東宮學士二人、掌ㇾ執ㇾ經奉ㇾ說と有。○任は、麻氣と訓べし、顯宗紀に、拜ニ山官ニ、推古紀に、任ニ僧正僧都ニなど有、除目を、司召縣召(メシアガタメシ)といひ、任大臣を、大臣めしといふ類にても知べし、同じき任字にても、ナサス、マクなど訓は、趣異なるを、今世人の、官に任するをばみな、マケと訓なるのみ古言と心得たるは、ひがこと也。○下道朝臣眞備に、寶龜六

〔前右大臣〕天平神護二年右大臣に任ぜらる。

〔朝衡〕阿倍仲麻呂の唐にて用ひし名也、唐書に、仲滿慕華不肯去、易姓名曰朝衡、とあり、一說に唐朝の賜ふところと云ふ。

〔三寶とは云々〕報恩經に、無師大智及無學法名佛寶、盡諸無爲名法寶、聲聞無學功德智慧名僧寶、とあり、又た寶性論に、佛法僧何以名三寶、曰、具六義故、一希有如珍寶等、二離垢不染、三勢力除貪去毒、四莊嚴、五最勝、六改變と見ゆ。

年十月二日、前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備薨とありて、そこに傳あり、右衞士少尉下道朝臣國勝之子也、靈龜二年、年廿二、從使入唐、留學、受業、研覽經史、該涉衆藝、我朝學生、播名唐國者、唯大臣朝衡二人而已云々、姓を吉備朝臣と賜へるは、天平十八年十月なり、薨時年八十三とあり、眞備は、マキビと訓べし、此名の事、玉勝間からあゐの卷にいへり。○冠二階上賜、此次に除位を記せる中に、此人は、正五位下なりしに、從四位下を授給ふと見えたり。

第十二詔

十七の卷に、天平勝寶元年夏四月甲午朔、天皇幸東大寺、御盧舍那佛像前殿、北面對像、皇后太子並侍焉、群臣百寮、及士庶、分頭行列殿後、勅遣左大臣橘宿禰諸兄、白佛とあり。

三寶乃奴止仕奉流天皇羅大命盧舍那像能大前仁奏賜部止奏久、此大倭國者天地開闢以來爾。黃金波人國用理獻言波有登毛。斯地者無物止念部流仁。聞看食國中能東方陸奧國守從五位上百濟王敬福伊。部內少田郡仁黃金出在奏弖獻。此遠聞食驚伎悅備貴備念久波。盧舍那佛乃慈賜比福波倍賜物爾有止念閉受賜里恐理戴持。百官乃人等率天禮拜仕奉事乎。挂畏三寶乃大前爾恐美恐美毛奏賜波久止奏。

三寶とは、佛書に、佛と法と僧との三をいへり、然れどもこゝはたゞ佛也、下文に、三寶乃大前爾とも、三寶乃勝神

〔菅野豐持〕百濟國王都慕王十世の孫貴須王の後也、もと蕃良朝臣姓、淸和天皇の御宇菅野姓を賜はる。

〔元亨釋書〕推古天皇以來元亨年中に至る七百餘年間の我が國佛敎の略史にして、僧侶の實傳槪評及び外敎傳來始末等を記す、僧師錬の撰にて三十卷也。

〔大日佛〕密敎の本尊たる如來也。

〔開眼〕佛像の竣工せる時始めて安置する祭を云ふ。

桙大御言とも見え、又卅八詔に、三寶仁供奉、四十二詔に、三寶毛、諸天毛、などあるも同じ、推古紀にも、三寶をホトケと訓たり、又天武紀に、云々天皇御寺南門而禮三寶、また奉珍寶於三寶などあるも、たゞ佛を三寶といへり。○奴止仕奉流、そも〳〵此天皇の、誠に佛法を深く信じ尊み給ひし御事は、申すもさらなる中に、これらの御言は、天神の御子尊の、かけても詔給ふべき御言とはおぼえず、あまりにあさましくかなしくて、讀擧るもいとゆゝしく畏ければ、今は訓を闕ぬ、心あらむ人は、此はじめの八字をば、目をふたぎて過すべくなむ。○盧舍那は梵語にて、漢國にては、光明遍照とも、淨滿とも飜譯せり、また毘盧遮那は、徧一切處と譯して、此二つ共に、なべての佛のうへにいふこと也、又摩訶毘盧遮那は、大日と飜譯せり、然るに皇國にて古盧舍那といひしは、件の義どもにはあらず、いかなる故にか、たゞ大きなる佛像をいへりと聞えたり、十五詔に見えたる、河内國の智識寺の盧舍那佛といふも、大像と聞えて、三代實錄十二に、河内守菅野豐持を、智識寺の佛像を修理する別當とせられし事見えたり、大像にあらずは、さる事あらじ、そも〳〵大佛像をしも、わきて盧舍那といへるは、心得がたきこと也、又盧舍那と毘盧遮那とは、別事と聞えたるに、此東大寺の大佛を、文德實錄三代實錄などは、大毘盧遮那佛とも毘盧舍那大佛とも記されたり、これによりて思へば、此大佛は、大日かと思へば、さも見えぬさま也、そのかみいまだ密敎は渡りまうで來ざりし御世なれば、大日なるべきにあらず、元亨釋書などに、日輪を附會して、大日佛のごとくいへるは、いと心得ぬこと也、或は釋迦なりといふは、さも有べし、然れども盧舍那といふは、釋迦一佛の名にはあらず、又釋迦の名としていへるにもあらず、かにかくに大きなる佛像の名としていへりとこそ聞ゆれ、さて此東大寺の大像、長十六丈、殿高廿五丈六尺、東西廿九丈、南北十七丈と、或書にいへる、此書みな疑ひ有、さて又此像は、此時既に成訖たるさまなるに、此後天平勝寶四年四月、盧舍那大佛像成、始開眼、是日行幸東大寺云々、とあるはいかゞ、かれは此十二詔の時の事なるが、記のまがひたるにはあらざるか、月も共に同じ四月也、此元年に既に成れるさまなるに、四年まで開眼なかるべきにあらず。○奏賜部止奏久は、天皇の申給ふと申す也、天皇の詔給ふを、奏賜とのたまふは、佛を尊み給ひて也、さて部字は、多くはへの假字に用ひて、此下文に用ひたる

も、へなれば、こゝもへ歟とも思へど、なほこゝはふの假字也、此字、十三詔にも、ふに用ひたる例ある也、ふとへとにて、こゝの言の意、うらうへの異あり、ふなれば、奏賜は天皇の申給ふにて、下の奏久は、傳ふる人の申さくなるを、部をへとする時は、奏賜は、申給へと、傳ふる人に詔ふ御言となりて、下の奏久が、天皇の申給ふになる也、さては事たがへり、結の、奏賜止波久奏も、同例にて、天皇の奏賜ふと、傳ふる人の奏すよしなるをや。○開闢は、はじめと訓べし。○黄金は、萬葉十八に久我禰とあるに依て訓つ、和名抄には、古加禰と有て、常にも然いふを、古へはくがねといへりしにこそ。○人國は、異國なり、萬葉十五に比等久爾。○献言波、言は、借字にて、たゞ添たる辭なり。○從五位上、和名抄に、正四位上、於保伊與豆乃久良井乃加美豆之奈、從八位下、比呂伊夜豆乃久良井乃之毛豆之奈と有、すべての位階、これにならひて訓べし、但し於保伊比呂伊の伊は、後の音便に頽れたる訓也、共に伎と訓べし、古今集序に、おほきみつの位とあるぞ正しき。○百濟王敬福、百濟は姓、王は尸、敬福は名也、天平神護二年六月、刑部卿從三位百濟王敬福薨と有て、そこに傳あり、云々、天平年中、仕至二從五位上陸奥守一、時聖武皇帝、造二盧舍那銅像一、冶鑄云畢、塗金不レ足、而陸奥國馳レ驛、貢二小田郡所レ出、黄金九百兩一、我國家黄金、從レ此始出焉、聖武皇帝甚以嘉尚、授二從三位一、云々、神護初、任二刑部卿一、薨時年六十八と有り、陸奥守になれるは、天平十八年九月也、然るをそれより先、十五年六月の處にも、爲二陸奥守一とあるは、紀の誤也、二度なれるにはあらず、さて此百濟氏は、敬福卿の曾祖父禪廣、參來て皇朝に仕奉て、百濟王といふ言號を賜ひてより、それ卽姓尸となれる也、王は、許爾伎志又許伎志と訓べし、これをしもオホキミと訓は、いみじきひがこと也、又敬福は音讀也、異國人の子孫には、字音の名多し。○部内は孝德紀には、クニと訓れども、天武紀に、所部百姓とあるに依て、くにのうちと訓つ、敬福の治むる國の内也。○黄金出在、諸本に出字脱たり、今補へり、十三詔にも、小田郡爾黄金出在止奏弖と有、出たりのたりは、てありの切りたる辭なるが故に、在字を書也、さて此黄金の出たる事は、天平廿一年二月、陸奥國始貢二黄金一、於是奉レ幣以告二畿内七道諸社一、とある是也、かくて同四月丁未に、天平感寶と改元有しも、此黄金の出たるによりて也、さて同月乙卯、陸奥守從三位百濟王敬福、貢二黄金金九百兩一とあるは、始めて貢

〔小田郡〕今陸前國遠田郡の內也。

〔禪廣〕續日本紀天平神護二年の條に、百濟王敬福薨、其先義慈王、遣二其子豐璋及禪廣一入侍、洎二後岡本朝廷一、義慈王兵敗降レ唐、云、禪廣因不レ歸レ國、藤原朝廷、賜レ號曰二百濟王一、卒贈二正廣參一、と見えたり。

〔許爾伎志〕杜佑通典に、百濟王號二於羅瑕一、百姓呼爲二鞬吉支(コニキシ)一、夏言並王也とあり鞬は大の義、吉支は尊稱の詞也。

〔大伴家持〕大納言旅人の子也、延暦二年中納言、三年持節征東將軍となり、四年薨す。

〔鷄鳴〕東の枕詞也、倭訓栞に、雞は夜の明る時になく故に明といひかけたる也といへりとあり、又た萬葉集古義には、今按に、こは、さは鷄が鳴ぞ、やよ起よ、吾夫(セコ)と云意につゞくなるべしと見えたり。

〔齋内親王〕略して齋王とも申す、天皇歴代毎に、伊勢大神宮に差遣して奉仕の任に當らしめ給ふ皇女或は女王を申す、愛の祝詞は伊勢齋宮に入り給へる時神嘗幣を進むる詞也。

りたる後に、又貢りたるにや、これは此詔より後の事也、萬葉十八に、大伴家持の、賀下陸奥國出レ金詔書上長歌あり、此度の事也、其歌に、鷄鳴東國能美知能久乃小田在山爾金有等麻宇之多麻敝禮云々、同反歌に、須賣呂伎能御代佐可延牟等阿頭麻奈流美知能久夜麻爾金花佐久、そも〳〵黄金の事、これよりさき文武天皇の御世、大寶元年にも、陸奥國に人を遣はして、冶レ金しむる事見えたれども、成らざりしなるべし、又同年、對馬より出せる事も見えたれど、そは詐欺なりしよし見えたり、さて此天平廿一年の後は、つゞきて出たりと見えて、勝寶四年二月、陸奥國調庸者、多賀以北諸郡、令レ輸二黄金一、其法、正丁四人一兩と有、○物爾有は、ものなり也。○念閇は、念閇婆といふべきを、婆を省きていはざる古語の一の格也、十四詔に、不敢賜有婆云々、また負賜閇云々、廿六詔に、所念坐世云々、などあるも、みな同格にてあれば、賜へはませばの意也、此格、萬葉卷々の長歌にも多かり。○受賜里は、盧舍那佛の授賜へる此黄金を、受て被レ賜給ふよし也。○恐理は、恐入といふと同じくて、美より少し重く聞ゆ、他詔にも、恐麻利と多く有、すべて美とも麻理ともいふ言、屈みかゞまり、縮みしゞまりなど、猶有。○轉升仕奉は、今日かく參詣坐てなり。○恐美恐美は、諸本、字を誤り或は脱せり、印本には、恐毛无毛と作、一本には恐毛恐毛と作る、皆誤也、まづ恐毛の毛は、誤なること論なし、次に无久と作、无毛と作るは、恐字を脱して、細書の无を、大字に誤りたる也、また恐毛无毛と作るは、今京となりてこなたの宣命には、恐无恐毛ともある、そは美を、例の音便に无といひなせるにて、後の正しからざる辭なるを、その音便辭になれたる後の人の、こゝをも、无毛とは寫誤れる物なるべし、十五詔に、恐美恐美申賜久とあるをも、類聚國史には、二の美を、共に无と作るを以ても、その誤れる例を准へ知べし、此紀の詔には、无毛といへる例なし、恐美恐美といふことは、出雲國造神賀詞、齋内親王奉入時祝詞など始め、其外も多く見えて、定まれる語なる故に、今は改め正しつ。

第十三詔

上件の詔につゞきて、從三位中務卿石上朝臣乙麻呂宣と有り、上なるは、佛像に詔給へる也、此詔は、此時に、群臣百寮及士庶、分頭行列殿後、とあるもろ〳〵の人に、宣聞しむる詔也。

現神御宇倭根子天皇詔旨宣大命親王諸王諸臣百官人等。天下公民衆聞食宣。高天原爾天降坐之天皇御世乎始天中今爾至麻弖天皇御世御世。天日嗣高御座爾坐弖治賜比惠賜來流食國天下乃業止奈母神奈我良母所念行久止宣大命衆聞食宣。加久治賜比惠賜來流天日嗣乃業止今皇朕御世爾當弖坐者。天地乃心遠勞美重美辱美恐美坐爾聞食食國乃東方陸奥國乃小田郡爾金出在止奏弖進禮此遠所念波種種法中爾波佛大御言之國家護我多仁波勝在止聞召。食國天下乃諸國爾最勝王經乎坐盧舍那佛化奉止爲弖天坐神地坐祇乎祈禱奉。挂畏遠我皇天皇御世治弖拜仕奉利。衆人乎伊謝奈比率弖仕奉心波禍息弖善成危變弖全平牟等念弖仕奉間爾。衆人波不成牟登疑朕波金少牟止念憂都都在爾。三寶乃勝神枳大御言驗乎蒙利天坐神地坐神乃相宇豆奈比奉佐枳波倍奉利。又天皇

〔石上朝臣乙麻呂〕左大臣麻呂の子、天平廿年式部卿、天平勝寶元年中納言に任ぜられ、同二年薨す。

〔最勝王經〕金光明經四卷、合部金光明經八卷、金光明最勝王經の三譯あり、爰なるは金光明最勝王經也（八二頁註釋參照）

〔墾田〕開墾したる田地の意、官より百姓に命じて其功食を與へ開墾せしめ、以て官朝の田とするを公墾田と云ひ、百姓に空閑の地、荒廢の地を賜ひ、自らこれを開墾して私有の田たらしめしを私墾田と云ふ。

〔官寺〕官府の寺にして封戸供養を附し、造營修繕及び止住の僧尼の費用を支ふるものを云ふ、後世武家起るに及び幕府の寺を俗に官寺と云ふは其義の遷れる也。

御靈乃多知惠賜比撫賜夫事依弖。顯自示給夫物在等自念召波。受賜利歡受賜利貴。進母不知退母不知。夜日畏恐利麻所念波。天下遠撫惠備賜事理爾坐君乃御代爾當弖可在物乎。拙久多豆何奈伎朕時爾顯自示給禮波。辱美愧美奈母念須。是以朕一人夜波貴大瑞乎受賜牟、天下共頂受賜利歡流自理可在等。神奈我良母念坐弖奈母衆乎惠賜比治賜比。御代年號爾字加賜久止宣天皇大命衆聞食宣。辭別弖宣久。大神宮乎始弖諸神多知爾御戸代奉利。諸祝部治賜夫。又寺寺爾墾田地許奉利、僧綱乎始弖衆僧尼敬問比治賜比。新造寺乃官寺止可成波官寺止成賜夫。大御陵守仕奉人等一二治賜夫。又御世御世爾當天天下奏賜比。國家護仕奉流事乃勝在臣多知乃侍所爾波。置長弖與天地共人爾不令侮不令穢。治賜部止宣大命衆聞食宣。又天日嗣高御座乃業止坐事波。進波挂畏天皇大御名乎受賜利。退弖波婆婆大御祖乃御名乎蒙弖之。食國天下乎婆撫賜惠賜夫止奈母。神奈我良母念坐須。是以王多知大臣乃子等治賜自伊天皇朝爾仕奉利。婆婆爾仕奉爾波可在加以挂畏近江大津宮大八嶋國所

〔大八洲國〕我國の汎稱也、古事記に伊邪那岐命、伊邪那美命御合、生二子淡道之穗之狹別島一、次生二伊豫之二名島一、次生二隱岐之三子島一、次生二筑紫島一、故因二此八島先所生一、謂二大八島國一とあり、島は周に界限ありて一區域なる所を云ひ、八は彌の意にて島の數多き意の號なりしを、後に其意を取り、其數を八にして唱へ傳へしなるべし。

知之天皇大命止之弖。奈良宮大八洲國所知自我皇天皇止。御世重弖朕。宣自久。大臣乃御世重天明淨心以弖仕奉事爾依弖奈母。天日嗣波平安久聞召來流。此辭忘給奈棄給止奈宣比之大命乎受賜利恐利。汝多知惠賜比治賜止久宣大命衆聞食宣。又三國眞人石川朝臣鴨朝臣伊勢大鹿首部波可治賜人止自弖奈母簡賜比治賜夫。又縣犬養橘夫人乃天皇御世重弖明淨心以弖仕奉利。皇朕御世當弖母無怠緩事久助仕奉利。加以祖父大臣乃殿門荒穢須事无久。守川在自之事伊蘇美之宇牟賀斯美。忘不給止自弖奈母。孫等一二治賜夫。又爲大臣弖仕奉留部臣乃多知子等。男波隨仕奉狀弖。種種治賜比川禮等母。女不治賜。是以所念波。男能未父名負弖。女波伊婆奴禮物爾阿禮夜。立雙仕奉自理在止奈母念須。父我加久斯麻爾在止念弖於母夫氣教部事不過不失。家門不荒弖。天皇朝爾仕奉止自弖奈母。汝多知乎治賜夫。又大伴佐伯宿禰波。常母云如久。天皇朝守仕奉事。顧奈伎人等爾阿禮波。汝多知乃祖乃止母云來久。海行波美豆久屍。山行波草牟須屍。王乃幣爾去曾死米。能杼爾波不死止云來流人等止奈母聞召須。是以遠天

〔東大寺〕奈良の雜司に在る七大寺の一、もと八宗兼學今は華嚴宗の總本山也、その本尊盧舍那佛は天平十七年起工、天平勝寶元年竣成、大佛殿は天平十九年起工天平勝寶四年成る本願聖武天皇、開基良辨、勸進行基、導師菩提仙那なる故、世に四聖建立の伽藍と稱す。

皇御世始豆。今朕御世爾當豆母。內兵止心中古止波遣須。故是以子波祖乃心成伊自子爾波可在。此心不失自豆。明淨心以豆仕奉止自奈母。男女并豆一二治賜夫。又五位已上子等治賜夫。六位已下爾冠一階上給比。東大寺造人等二階加賜比。正六位上爾波子一人治賜夫。又五位已上及皇親年十三已上无位大舍人等。至于諸司仕丁爾麻豆大御手物賜夫。又高年人等治賜比。困乏人惠賜比。孝義有人其事免賜比。力田治賜夫。罪人赦賜夫。又王生治賜比。知物人等治賜夫。又見出金人。及陸奧國國司郡司百姓至爾麻豆治賜比。天下乃百姓衆乎撫賜比惠賜久止宣天皇大命衆聞食宣。

高天原爾、爾字は誤也、第四詔に、高天原與利と有て、こゝと語のつゞき同じことなるを、一本には由利と有、第七詔にも、自を由利といへり、又第六詔には、高天原由と有、これは利字の脫たるか、こゝもかの例にて、爾字は、由を誤れりとして有べきか、されど利を略きて、由とのみいへること、文には例なければ、いかゞ也、なほ由利もしくは余利なりけむを、利字を落し、爾に誤れる也。○中今、上に出。○高御座爾坐豆、爾字、諸本に止に誤れり、今改む、第三詔第四詔第五詔などの例を見て知べし。○天日嗣乃業止、止は、としての意也、此同じ語、第四詔にも有。○此遺所念波は、此事をおもほしめすにといふ意也、此御詞は、はるかに下の、示給夫物在自等念召波、とい

處まで〳〵係れり、○種々法中波𬼀云々は、もろ〳〵の道の中に、國家を護るためには、佛の說勝れたりといふ也、種々法中といふは、何とかや、佛の諸の法の中にと聞えて、其中に、國家を護るには、最勝王經すぐれたり、といふ意のごと聞ゆれども、語のやう、其意にはとりがたく、又こは盧舍那佛作奉へも係りたれば、其意にはあらず、さて印本には、佛御言と有て、大字はなし、今は一本に依れり、下にも、三寶乃勝神枳大御言とあれば也、之字、印本に久に誤ル、今は一本に依ル。○國家は、アメノシタとも、ミカドとも訓る中に、こゝはミカドと訓べし、下文に、天下、奏賜比、國家護仕奉とも有。○多仁波ハ、爲には也、萬葉五に、奈良乃美夜古爾、許牟比等乃多仁、佛足石歌に、乃利乃多能、與須加止奈禮利と有、多能はための也。○最勝王經は、金光明最勝王經とて、十卷卅一品あり、唐の三藏義淨譯也、國を護る事を、むねと說たる經にて、此經のことは、天武紀、五年に、遣使於四方國、說金光明經仁王經、九年に、說金光明經于宮中及諸寺、朱鳥元年に、請一百僧、讀金光明經於宮中、持統紀、六年に、詔令京師及四畿內、講說金光明經、八年に、以金光明經一百部、送置諸國、必取每年正月上玄讀之、十年に、勅旨講讀金光明經、など見えて、文武天皇よりこなたの御世〳〵にも、此類の事たえず、此聖武天皇の御世には、神龜五年十二月、金光明經、六十四帙、六百四十卷、頒於諸國、國別十卷、先是諸國所有金光明經、或國八卷、或國四卷、至是寫備頒下、隨經到日、卽令轉讀、爲令國家平安也、また天平十三年三月、詔曰云々、經云、若有國王、講宣讀誦、恭敬供養、流通此經王者、我等四王常來擁護云々、宜令天下諸國、各敬造七重塔一區、幷寫金光明最勝王經、妙法蓮華經各十部、朕又別擬寫金字金光明最勝王經、每塔各令置一部云々、又每國、僧寺必令有二十僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名爲法華滅罪之寺云々、其僧尼、每月八日、必應轉讀最勝王經云々、また同十九年十一月乃詔にも、件の事のいまだ成ざるにつきて、諸國司の怠緩を告めて、催し仰せられたり、四天王の事は、かの經に、四天王護國品といふ有て、國を護る事を說たればなり、仁王經金光明經法華經、これを鎮護守護三部經とも、鎮護國家三部經ともいふ也。○坐は、麻世と訓べし。麻世は、令坐の切りたる言にて、こゝは置をいへり、欽明紀に、安置小墾田家、敏達紀に、安置彌勒石像など見え、

〔三藏義淨〕姓は張氏、字は文明、三藏は戒律論の三藏を修め、意にて高僧の尊稱也、唐の咸亨二年、則天永昌元年の二度西域に到り、佛典を傳へて五十六部二百六十卷を譯出す、先天二年寂す。

〔四王〕帝釋天の外將東方持國天、南方增長天、西方廣目天、北方多聞天を云ふ。

〔妙法蓮華經〕一乘の理を說きし經典にて略して法華經と云ふ、七卷本八卷本ありしも後世專ら八卷本流布す

〔仁王經〕仁王護國般若經の略、佛諸王に對して國土安穩の爲め般若波羅蜜多の深法を說きし經典也。

〔紫香樂に云々〕これより先天平十二年恭仁京の御造營あり、同十四年八月近江國甲賀郡紫香樂村（信樂）に宮を營ましめ、次で難波遷都の議もありしが、十六年五月の衆議により遂に平城を都と定む

〔朝野群載〕文筆朝儀佛事諸國雜事諸國公文等に關せる宣旨記錄を集めし書、三善爲康の撰にて卅三卷也。

〔錬金云々〕同書十六卷に、金銅盧舍那佛像一軀、結跏趺坐高五丈三尺五寸云々、用熟銅七十三萬九千百六十斤、白鑞一萬二千六百十八斤、錬金一萬四百卅六兩、水銀五萬八千六百廿兩云々とあり。

此外にも、人を坐しむるをも、マセと訓ること多し。○化奉、化字は、作を誤れる也、そも〳〵此盧舍那佛を造り給ふ事のはじめは、天平十五年十月の、漢文の詔に見えたり、其時は、近江國の紫香樂に、都を遷さむとおぼしめしこゝろにて、此大佛をも、かしこの山に、造り始め給ひしを、京うつりの事止にし故に、平城に造られたる也。○遠我皇天皇御世治弖、此所聞えず、誤あるべし、遠天皇と申すことは、第一詔の解にいへる如く、例多かるを、遠我皇といふことは、例もことわりもなし、又我皇天皇と詔給へる例は多かれど、それもこゝにはよしなし、かにかくに我皇二字は、衍なるべし、治字は、始の誤なるべし、さて考るに、下の文に、天坐神地坐神乃、相宇豆奈比奉り、佐枳波倍奉利、又天皇御靈乃多知恵賜比云々、とあると照して思へば、こゝは、遠天皇始弖御世御世天皇御靈乎多知拜、など有けむが、亂れ脱誤れるなるべし、故姑くかく訓て、後の考をまつ也、また世治弖の三字、靈乎多知の誤にて、遠天皇の御靈たちを拜、ならむかとも思ひしかど、さては遠天皇の御靈のみを拜給ひて、近き御世〳〵の御靈、あづかり給はねば、いかゞ也。○仕奉心波、仕字は、作を誤れるなるべし、たとひ仕奉にても、作奉意也、心波は、此大佛を造り給ふ意趣は也 ○善成、成は借字也、ヨクナリと訓べし、禍の止て、なほるをいふ也、ヨキコトナリとも訓べけれども、次の全平の對なれば、これも用言なるべき也。○危は、體言にて、危事也。○不成登偁は、此事いたく大造なれば、成がたからむかと疑ふ也。○金少牟止、少は、スクナケムと訓べし、すくなからむの意也、金は、皇國には出ず、異國より渡來るばかりなれば、足じとなり、朝野群載に、此大佛の大きさなど記せる處に、用ひたる錬金、一萬四百三十六兩とあり。○愛都都、都々、一本には門々、一本には川々と作たり。○大御言靈乎尊と は、此度黄金の出にること也、佛の說に、國家を護り、福をあたふることを說たる、其驗を得給へるよし也 ○撫賜夫、夫字、本どもに、天に誤ル、今改む、さて夫字は、古事記萬葉などには、必濁音にのみ用ひたるを、此紀には、清音にも多く用ひたり。○事依弖、依字、印本又一本には、從と作り、今は一本に依。○顯自示給夫物在自は、黃

〔神田〕神社の用途に充つる田地にして、仲哀天皇九年定めしを初めとす後世は多く神領と稱せり。

〔神戶〕租調庸を其社司に納むる神社領の民戶、又は神田を耕す民を云ふ

〔檀越〕施主を云ふ南海寄歸傳注に、梵云陀那鉢底、譯爲施主、陀那是施鉢底是主、而云檀越者、本非正譯、略去那字、取上陀音、轉名爲檀更加越字、とあり。

〔絁〕「アシギヌ」と訓む、麁絹の義、太き糸にて麁く織りたる絹を云ふ。

金の事也、物げ辭也、其黃金をさしていふにはあらず。〔〕念召波、印本、波字を脫せり、今は本に依る。○受賜歡利は、此賜へる黃金を受て也、歡字、一本に觀と作るは誤也。○所念波は、思召にといふ意也、上の畏恐利にて、語を切べし、云々恐まりて、此事を思ふに、といふ意なり。○天下遠、遠字、一本裳に誤れり。○理爾坐君は、理のごとくにかなひ給へる君也。○可在物乎は、かゝる貴き寶の始めて出る事は也。○多豆何奈伎は、こゝより外には見えぬ言也、拙し劣しなどゝ、同意の言と聞ゆ、たどりなきといふことならむか、物をよく思ひめぐらすを、たどるといひて、物語書などに、たどりあり、たどり深し、たどりなしなど、多くいへり、たづきをも、たどきともいへば、どとづと通ふべし、源氏物語須磨卷歌に、たづがなき雲ゐにひとりねをぞなくとよめるは、たづきなき意によめりと聞ゆれば、こゝとは意異也。○給禮波、禮字、一本に爾と作るは誤也。○朕一人夜波云々は、朕一人のみ、これを受べきにはあらずの意也、さて夜波といふ辭、萬葉には、夜母とのみ有て、夜波とはいはざるを、これはめづらし、今一つ、十六詔にも見えたり。○大瑞、黃金の出たるをも、御世の祥瑞とする也。○歡自流は、上に令字有しが、脫たるなるべし、然らざれば流字讀がたく、又ことわりも令とあるべき也、故コロコバシムルシと訓つ、自は助辭也。○字加賜は、同月丁未、天皇幸東大寺云々、改天平二十一年爲天平感寶元年、とある是也、もとよりの天平に、感寶二字を加へ給ふ也。○御戶代は、或人の、御年代也といへる、よろし、年とは稻をいふ、神の御稻をつくる料の田也、代は、苗代などいふ代にて、卽田のこと也、書紀に、神田、神戶田地とある、神戶を訓るはあたらず。○祝部は、こゝは神社に仕奉る、神主禰宜祝部の類を、ひろくいへるなるべし、一本に祝字を、兄と作るは誤也、兄部といふこともあれど、こゝにはよしなし。○墾田地許奉とは、墾闢て田とすべき地を占ることを、許し給ふなり、許とは、公より捨賜ふにはあらで、私に、或は買得、或は檀越の施入を受入などして、其寺の墾田の地とすることをゆるさるゝ也、此年七月乙巳の日、定諸寺墾田地限、と有て、各其限の量を擧られたり、其中に、必擧べきが、もれたる寺々もあるは、此限を定められざりしなるべし、又それより前、閏五月癸丑の日、寺々に絁綿布稻、墾田、

〔推古紀云々〕同年四月の條に、戊午詔曰、夫道人尙犯レ法、何以誨二俗人一、故自今已後、任二僧正僧都一、仍應レ撿二挍僧尼一、壬戌、以二觀勒僧一爲二僧正一、以二鞍部德積一爲二僧都一、卽日以二阿曇連一爲二法頭一、と見えたり。

〔上座〕梵名悉替那也、寺中の僧を統轄し庶務を辨理する僧職にて三綱の第一なり。

〔寺主〕法會の時執齋の役を勤むる僧職也。

〔都維那〕衆僧に法義を說示することを掌る、又た維那とも云へり。

〔飛鳥寺〕大和國高市郡飛鳥村に在る元興寺也。

地一百町づゝを捨とあるは、公より賜へるにて、許とあるは別也、故其量、これは皆一百町なるを、かの限を定められたるは、四千町二千町一千町など見えて、こよなく多きは、公より賜ふにはあらざるが故也、萬葉十八に、天平感寶元年五月五日、饗下東大寺之占二墾地一使僧平榮等上云々とあるは、此墾田地を占ることを許されたるにつきての使なるべし。〇僧綱は、保宇志乃都加佐と訓べし、そもそも僧官を任されたることは、推古紀、卅二年より始めて見えたり、其時の僧官は、僧正僧都法頭也、天武紀、十二年三月、任二僧正僧都律師一、因以勅曰、統二領僧尼一云々と見えて、朱鳥元年の處に、三綱律師とある、三綱これ僧綱にて、僧正僧都小僧都をいへるなるべし、小僧都といふも、同紀かの十二年より先に見えたれば也、かの法頭といふ官も、孝德紀にも見えたれども、そは白衣なれは、三綱には入べからず、さて後には、僧正僧都律師を僧綱といふ、大寶二年にも、僧正大僧都少僧都律師と任されたる事見ゆ、僧尼令に、僧綱、謂二律師以上一と見え、義解にも、謂二僧綱一者、僧正僧都律師也と有、延喜治部省式にいへる僧綱も、僧正大小僧都律師也、さて又續紀よりこなたに、諸寺三綱といふ物有、それは天武紀に、僧綱を三綱といへるとは別にして、此三綱といふは、諸寺に有て、おのおの其寺の僧尼の事を掌るものにして、僧尼令の義解に、三綱者、上座寺主都維那也、とある是なり、玄蕃式に見えたるも同じ、同式に、凡諸寺、以二別當一爲二長官一、以二三綱一爲二任用一と有、諸寺の三綱の事は、こゝに用なけれども、物のついでに、いさゝかいへる也。〇徵問、問は訪ふ也、さて上に許奉とある奉、こゝに敬とあるなどを以て、佛法を尊み給ひしことの甚しきを知べし。〇新造寺、出雲國風土記に、新造院といふ物、多く見えたり、皆寺の事也、これと同じかるべし。〇官寺止可レ成波、諸本官字を脫せり、今補ふ、本のまゝにては、聞えざれば也。〇官寺、官字、本に宮に誤る、今改む、官は、つねにはツカサと訓めども、私に對へて、官業といふ類は、オホヤケと訓べき也、天武紀に、司をも然訓る處有、官寺とは、官の治めにあづかる寺をいふ、天武紀に、九年四月、勅、凡諸寺者、自レ今以後、除下爲二國大寺一二三上以外、官司莫レ治云々、且以爲二飛鳥寺一、不レ可レ關二于司治一、然元爲二大寺一、而官司恒治、復嘗有レ功、是以猶入二官治之例一、などあるこゝろばへ也。〇大御陵守、大字、天と作る本はわろし、今は一本に依れり、こは陵戸の人をいふな

るべし。○當天、天字、本に久に誤、今改、天下奏賜は、天下の政を執申す也、本に、奏字を、春に誤、今改。○侍所とは、其墓をいふ也、凡臣等は、死りて、墓に葬られて後も、なほ朝廷を護り伺候ふ意もて、侍といへる、おもしろきこと也、古事記に、大國主神の、於百不足八十坰手隱而侍、と申給へる侍の意也、持統紀五年に、詔十八氏、上進其祖等墓記、といふことも有、但し釋には、墓字、纂と作り、いづれよけむ。○置表、置字、本に量に誤、今改む、萬葉十八の、上に引る長歌の反歌に、大伴能等保追可牟於夜能於久都奇波、之流久之米多底、比等能之流倍久と有、之米多底は、標を建る也、此歌は、即この詔によりて、よまれたるなるべし、下文に、大伴氏のことも有也。○與天地共は、天地のあらむかぎり、永き世までに也。○不令侮云々は、その墓を也。○高御座乃業止坐事波、坐とは、此業を尊みたる言にて、止在の意にて、業たることは也、たるは、とあるの切りたる辭也。○進退波、こは事を二ついふ時にいふ、漢籍語也、皇國語にあらず。○挂畏天皇、こゝはむれとは、大御父文武天皇、又元明天皇、元正天皇をさして申給ひ、なほ廣く、御世々々の皇祖天皇にもわたるべし。○大御名、十一詔に、祖名とある處にいへる如く、名とは、職業をいひて、天皇の大御名は、即天下を治め給ふ御業也。○婆々大御祖、すべて母を御祖といふこと、第五詔にいへるがごとし、此天皇の大御母命は、不比等大臣の御女、文武天皇の夫人、藤原宮子と申せし也、後に大皇大后と申して、天平勝寶六年七月に甍坐ぬ、光明皇后の御姉命に坐り。○御名乎蒙とは、子を養育し成長す、これ母の職業なれば、其を蒙り給へるよし也、そもそもこゝは、王たちと、大臣の子孫とを、治給ふにつきて詔ふ故に、先己命の御父母の御事を詔給ふ也。○念坐須、須字、本に流と作るは誤也、今改む、オモホシマセルといふべき處に非れば也。○大臣乃子等、等字、一本に弟、一本に第と作り、みなわろし、子等は子孫にて、こはたゞ大臣の子孫也、上の王たちよりつられての子孫にはあらず、又十一詔に、親王等大臣等乃子等とあれば、こゝの王は、ミコと訓て、親王のことにて、親王の子等、人臣の子等歟とも思へど、然にはあらじ、さて大臣は、御世御世の大臣たりし人々也。○治賜伊自、伊といふ助辭の事、第六詔にいへり、自も

〔百不足〕五十、八十など云ふ語の枕詞也。

〔八十坰手〕坰手は隈路(クマヂ)の義人目に觸れざる道即ち幽冥界の意也

〔十八氏〕書紀本文の細註に、大三輪、雀部、石上、藤原、石川、巨勢、膳部、春日、上毛野、大伴、紀伊、阿倍、佐伯、采女、穗積、阿曇、平群、羽田とあり。

〔釋〕釋日本紀の略卜部懷賢の日本紀註釋書にて、二十八卷也、尙ほ本書の外、京極本にも纂記とあり。

〔奈良宮〕元明以降光仁に至る迄七朝の皇居にて、平城京の中央北部に位す、今生駒郡都跡村大字佐紀に、二條垣内、大宮、東大宮、内裏宮等の地名あるは其舊址たるを示すもの也

〔太子〕大鷦鷯皇子なり。

〔泥斯久貴斯叙母〕寝しく惜しぞも也

助辭也、伊自とつられたる例、下文に、祖乃心成伊自とも有り、又四十五詔には、持伊波云々捨伊波云々ともあり、さてこゝの類の自てふ助辭は、いづれも曾といふことに近くして、重く聞ゆ。○天皇朝は上の挂畏天皇とある天皇也、婆々も上なるを申給ふ也。○仕奉爾波可レ在、かく詔ふすべての意は、朕が御父も、かく天下の大なる御業を、朕に授給ひ、御母も、朕を養育成長し給ひて、朕其御父母の御蔭を受蒙てあれば、朕も又、其御心の如く、御世〳〵の御後たる王たち、又大臣の子どもを、治め惠まむぞ、朕御父母の御靈に、報い仕奉るには有べきと也。○加以は、卅三詔に、然乃味仁不レ在、とあるに依て訓り、常には切めて、シカノミナラズと訓なり。○大命止之、こゝにて語を切べし、此言は、下の朕宣自久へ係れり。○奈良宮云々天皇は、元正天皇也、洲字、本に州と作るは誤也、今改む○御世重弖は、天智天皇より、元正天皇まで次々に也。○朕宣自久、朕の下に、爾字あらまほし、元正天皇の朕に詔給ひし也、さてこゝの語のすべての意は、天智天皇の大命を、天武持統文武元明元正と、御世を重ねて、次々に受賜はり傳來坐て、元正天皇の、これは天智天皇の詔給へるを、御世〳〵傳へ坐る大命ぞとて、朕に詔給ひしといふこと也、そを約やかに短くよくいひとれるは、古文の勝れたる也、さて宣自久といふこと他の詔にも多きを、考へわたすに、いづれも皆、當時に詔給ふにはあらで、過し方の事にいへり、能理多麻比志久と訓べし、志は、過し事をいふ志也、こゝもはやく詔給ひしよし也、タマハシクと訓べきが如くなれど、そはわろし、卅八詔には、奏之久ともある、それも過し方の事也、仁徳紀に、先皇謂とある謂を、ノタウビシクと訓る、ノタウビは、のたまひを、音便言にいへるなるを、シクは古言を失はぬ訓也、さて萬葉四に、吾妹子之、念有四九四、面影二三湯、七に、玉拾之久、常不所忘、また背向爾宿之久、今思悔裳、八に、來之久毛知久、古事記應神段、太子の御歌に、泥斯久貴斯叙母、これら志久といへる例にて、志は皆過し方をいへり、萬葉十に、戀敷者氣長物乎、廿に、故非之久能於保加流和禮波、こ

〔椀子王〕繼體天皇第五皇子也。

〔彥太忍信命〕孝元天皇第三皇子也。

〔蘇賀石川宿禰〕武內宿禰の第二子也三代實錄に、始祖武內宿禰男、宗我石川、生二於河內國石川別業一、故以二石川一爲レ名とあり。

〔神魂命八世孫〕姓氏錄一本六世に作る。

〔美奴王〕栗隈王の御子にて、攝津大夫、治部卿、大宰帥等に任ぜり。

〔葛城王〕美奴王の長子、橘諸兄公也（七二頁參照）。

〔內命婦〕五位以上を帶したる婦人を云ふ、これに對し五位以上の人の妻を外命婦と云へり

の志久は、たゞ添たる辭のこと聞えて、別也。〇大臣乃御世重天は、一人の大臣の、御世を重ねて、仕奉るよしにはあらず、御世〳〵を重ね來るあひだ、いづれの御世とても、其時々の大臣の、明淨心を以て、仕奉るに依ての意也。〇平安久は、多く見えたる中に、十四詔に、天下者平久安久、廿四詔に、天下波平久安久、など有に依て訓べし。〇宣比之大命は、元正天皇の也。〇恐自利、今世の言に、人のいひつくることを、承諾て畏まりましたといふと、おのづから通ひて聞ゆるは、本末の合へる也。〇三國眞人は、姓氏錄に、諡繼體皇子、椀子王之後也。〇石川朝臣は、同書に、孝元天皇皇子、彥太忍信命之後也とあり、建內宿禰の子、蘇賀石川宿禰の末也。〇鴨朝臣は、同書に、賀茂朝臣ハ大神朝臣同祖、大國主神之後也云々。〇伊勢大鹿首、此姓、古事記敏達段に見ゆ、姓氏錄に、大鹿首ハ津速魂命三世孫、天兒屋根命之後也と有、なほ件の氏々の事、委くは、皆古事記傳にいへり。〇部は、第五詔に、韓人部とある處にいへるが如し。〇可二治賜一人止、件の氏々の人を、殊に治給ふ事は、いかなる故由ならむ、知がたし、もしくは御乳母などのたぐひにもやあらむ。〇爾賜比は、諸の氏人の中より、件の氏々の人を擇出て也、又件の氏々の中にて、人を擇てにもあらむか。〇縣犬養橘夫人、姓氏錄に、縣犬養宿禰、神魂命八世孫、阿居太都命之後也と見ゆ、此夫人は、從四位下縣犬養宿禰東人の女にて、名を三千代と申せり、敏達天皇の御曾孫、美奴王に嫁て、葛城王佐爲王牟漏女王などを生給へり、又後に藤原不比等公の繼室となりて、光明皇后を生奉り給ひ、和銅元年に、縣犬養橘宿禰といふ姓を賜はり、天平五年正月に薨給へる、そこに內命婦正二位と有、天平寶字四年八月、贈二正一位一、以爲二大夫人一とあり、天平八年に、葛城王佐爲王に、橘宿禰姓を賜へるは、此母の賜はり給へる姓を繼よしにて、請申されし故也、さて此夫人は、宮づかへはし給へれども、たゞ內命婦にて、夫人にはあらざるを、夫人といふは、不比等大臣の室なるを以て也、されば此夫人をば、於保刀自と訓べき也、凡て人の家の女主を、刀自といへば、貴人の夫人をば、尊みて大刀自とぞいへりけむ、書紀に、天皇の夫人をば、キサキと訓るはよろしきを、又其をオホトジとも多く訓るは、臣家の夫人を然云より、紛ひつるものとおぼしければ、これ臣家の夫人をば、

〔五百重娘〕藤原鎌足の第二女也、天武紀二年の條に、夫人藤原大臣女氷上娘、生但馬皇女、次夫人氷上娘弟五百重娘、生新田部皇子、とあり。

〔氷上娘〕藤原鎌足の長女也、天武天皇十一年薨す。

〔佐爲宿禰〕美奴王の第二子也、左兵衛督、正四位下に至る。

〔橘奈良麻呂〕橘諸兄の長子也。

然訓べき據とすべし、又萬葉八に、天武天皇の藤原夫人五百重娘を注して、字曰大原大刀自といひ、同廿に、同天皇の藤原夫人氷上娘を、字曰氷上大刀自といへるなども、尊みてかく申せし也、これらはたゞ字をかく申せしよしにて、夫人の號に關れることにはあらず、思ひまがふべからず、天皇の夫人をばキサキと訓べきこと、第七詔にいへるが如し、さてこゝの夫人を、オホトジと訓むには、右に引る文に、爲大夫人とあるをば、いかに訓べきぞといふに、大夫人といふは、たゞ文書のうへの號なれば、字音に讀べし、オホオホトジなどは訓べきにあらず。○御世重は、天武天皇より、元正天皇まで、五御世也。○助仕奉、本に、仕の下に、細書の夫字あるは、衍也、今削去、もし夫は夫の誤にて、ツカフマツリ歟、と思ふ人もあらむか、そは後世の音便言也、古には然云ることなし、たとひ然いはむにても、そは音便なれば、宇の假字也、夫と書べきに非ず。○祖父大臣は、天皇の御外祖父にて、不比等大臣也。○殿門は、家門といふも同じ、家を門といふこと、今の世も同じこと也、十六詔に、己家々己門々、廿八詔に、氏々門、卅一詔に、先祖乃門、四十五詔に、門不レ絶など有。○守川在自川在之、印本には、川々二字なし、一本にはツヽと有、一本には川と有、今は彼此を合せて取つ、さてつの假字に、川を用ひたる例、他の詔にも多し、萬葉にも十八に、安我末川君我といふ一有、神樂催馬樂歌古本には、多く用ひたり、こは水門に湖字を用ひたる類にて、津に此字を用ひたりし事の有しより、假字にも用ひたるにや、詳ならぬこと也、門字也とするは、中々にわろし、在自之は、阿理を延て阿良志といへるにて、立をたゝしなどいふ格也、下の之は、過し事をいふ辭也、さてこは、養老四年に、不比等大臣薨給ひしより後、此夫人の、其家をよく守りつゝ、おはせし事也、在といふは、年月日を經わたる意なれば、川々とはいふ也。○伊蘇美之は、勤しみにて、勤しとするをいふ、すべて此伊蘇は、功の切りたる言にて、功しきことゝする意也。○宇牟賀斯、第七詔に出。○孫等は、比古杼母と訓べし、凡て孫をば、古へは比古といへり、さてこゝは、不比等公の孫にはあらず、此夫人の先の夫の子、橘諸兄公同佐爲宿禰牟漏女王などの子どもをいふなるべし、次の叙位の中に、橘奈良麻呂見えたり。○仕奉部留、まつれるのれを延て、らへといへる

〔天忍日命〕高皇產靈尊五世の孫也、神代卷一書に、高皇產靈尊云々、裹天津彥國光彥火瓊々杵尊、則引開天磐戶、排分天八重雲、以奉降之、于時大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天槵津大來目、云々、而立天孫之前、遊行降行と見えたり。

〔大伴室屋大連〕天忍日命十一世の孫にて、武持の子也雄略天皇の御宇大連となる。

也。○子等は、子孫なり。○種々は、しなぐ\ざまぐ\也。○治賜（北川禮等母、）印本、川字を脱せり、今は一本に依れり、又一本にはツと作り。○女は、こゝは賣乃古と訓べし、書紀に、女又女人又婦など、然訓る處多し、皇極紀に、男子女子をいへる男女を、チノコメノコと訓り。○所念波は、おもほすにの意也。○父名、十一詔に、祖名とある處に、いへるがごとし。○伊婆禮奴物爾（阿禮夜、）いはれぬとは、然らずとして取らざるをいふ言にて、こゝは、女子は父の名を負べき物にあらずとして、棄る意也、奴字、一本に女に誤れり、阿禮夜は、あらめやといふと同意にて、あらずといふ意也、女とても、父の名を負ざるべきにはあらずと也。○立雙は、男も女も也。○父我加久斯麻爾云々、かくしまは、如此狀也、佐麻を斯麻といへるは、横さまを、よこしまといふ例の如し、今の俗言に、ゆくさまかへるさまなどを、いきしな、かへりしな、などいふも、しなは、しまを訛れる也、さてこゝのすべての語の意は、其父の、子を、かくのごときさまにあれかしと思ひて、然教へ趣けたる、おきてをあやまたずといふ也、麻字、本に麻に誤れり、今は一本に依れり、教部牟の部字は、祁を誤れるなるべし、必けむと有べき處也、失字、諸本告に誤れり、今改めつ、第十詔に、趣賜（比奈何良、）受被賜持（弖、）不レ忘不レ失とも有。○大伴佐伯宿禰、大伴宿禰は、天忍日命の後にて、古事記書紀姓氏錄などに見えたるが如し、佐伯宿禰は、雄略天皇の御代、大伴室屋大連の世に、別れて、其子談連の末也、姓氏錄に見ゆ、なほ此二氏の事、委くは、古事記傳十五の卷にいへり。○常母云如久、諸本に、如字なくて、語とゝのはず、聞えがたし、故今補へり、天皇の、常々詔給ふよし也、又常に世中にて云ごとくの意にもあるべし。○顧奈伎とは、己が身命をかへり見ずして、勤しく仕奉るをいふ、萬葉廿、防守の歌に、祁布與利波、可敝里見奈久弖、意富伎美乃、之許乃美多弖等、伊涅多都和例波、次に引十八の長歌に、可弊里見波、勢自等許等太弖などあり、顧字、一本に餘に誤れり、伎字、波に誤、今は一本に依。○汝多知とは、此二氏の現在人々をさして詔給ふなり。○祖止母は、世々の祖也。○云來久は、先祖より世々、云傳へ來る也。○海行波云々、美豆久は、萬葉廿に、

〔家持主の長歌〕賀陸奥國出金詔書と題せる歌也。

〔大來目主登云々〕大來目部を帥ふる主と云ふ名を世々に負持つと也。大來目部の事前頁に揭げし天忍日命の時の外、神武紀に大伴氏之遠祖日臣命、帥大來目、督將元戎、蹈啓行とあり、又た古語拾遺に、日臣命帥來目部、衛護宮門、と見えたり。

〔内人〕伊勢神宮にて禰宜の下に屬し物忌父及び小内人等を率ひて宿直し或は神饌を調ふる等を掌る神職也、名義は大神宮に殊に親しく仕奉るよしの稱なるべしと玉勝間に云へり。

美豆久白玉とも有て、水に漬る也、豆字、本に内に誤る、一本に、門と作るは、さかしらなるべし、門字を用ひたる例なし、もしは川字にてもあらむか、今は萬葉に依て、豆と定めつ。○草牟須屍は、屍の上に、草の生るをいふ、そも〳〵海にも山にも死なむといふことを、かくいへるは、めでたき古言也、まことにいとふるく、先祖よりいひ來つることなるべし。○王乃邊は、天皇の方にて、邊の意也、俗に御馬前といふが如し、さてこゝの語のすべての意は、天皇の御從に仕奉て、もし海を行時に事あらば、天皇の御爲に命をすてゝ、海中にも沈みてむ、山を行時ならば即其山にて、命をすてむといふ也。○能杼波不死は、事なく安らかには死なじにて、いたづらには死なじ、此身命をば、天皇の御爲にこそ捨めの意也、萬葉十三に、吹風母、和者不吹、また立浪裳、箆跡丹者不起、さて同十八、家持主の長歌に、大伴能遠都神祖乃、其名乎婆、大來目主登、於比母知弖、都加倍之官、海行者、美都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敝爾許曾死米、可弊里見波、勢自等許等太弖、大夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敝欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流、於夜能子等毛會、大伴等、佐伯氏者、人祖乃、立流辭立、人子者、祖名不絕、大君爾、麻都呂布物能等、伊比都雅流、許等能都可佐會云々。○御世始而、始字、印本に治に誤、今は一本に依る

○内兵は、宇知乃伊久佐と訓べし、十七詔にも、又大伴佐伯宿禰等波、自遠天皇御世内乃兵止爲而、仕奉來とあり、兵は、雄略紀欽明紀に、兵士、天智紀に兵、など有、いくさとは、もと其人をいふ名也、つはものといふは、兵器のことにて、其人をいふ名にはあらざるを、漢國にては、其人をも兵といへるにならひて、後には皇國にても、もはら其人をいふ名となれり、さて又戰の時ならでも、いくさとはいふ也、萬葉廿に、伊佐美多流、多家吉軍士等、禰疑多麻比、云々また須米良美久佐、などあるも、事ある時にはあらず、防人をいくさといへり、さて大伴佐伯は、神代より、殊に武事をもて、仕奉る氏なるが故に、兵とはいふ也、内といふは、殊に親み給ふ稱也、内臣、又伊勢大神宮に、内人といふあるなど、皆然也。○心中奈母古止波は、むげに聞えず、誤字也、そは念名母なるを、誤れるにや、姑くかく訓て、後の考へをまつ也、奈字、一本に大に誤れり、母字、一本に无と作るもわろし。○遣須は、

〔牛養〕吹負の子也天平十一年參議、天平勝寶元年中納言に任ぜられ、同年薨す。

〔百濟大寺〕もと熊凝寺と云ひ、推古天皇二十五年聖德太子の創建に係る舒明天皇十一年これを大和國十市郡百濟河の側に移し百濟大寺と改む。

〔高市大寺〕天武天皇二年造高市寺司を置き、百濟大寺を高市郡夜信村に移してかく改稱す

〔大官大寺〕天武天皇六年高市大寺を改稱す、其後和銅三年に至りこれを平城に遷し、養老十七年大安寺と改む。

使ひ給ふ也、遣字にかゝはるべからず、人を使ふといふこと、第七詔に出。○威伊、伊は助辭、上はいへり、自は助辭ながら、骨といふ勢に近し、祖乃心を成すとは、父の欲思へりし心の如く、其を成就果すをいふ、上の、父我加久斯麻爾云々とある語と、思ひ合すべし。○子爾波可レ在けに、まことの子といふ物なるべしの意也。○此心不レ失は、祖の心を成すべき義を失はず也、これかの、世々の祖の、海行者云々、といひ来れる志を成すべしとの意也。○并は、男女并て也、并て一二とつゞくにはあらず、本に、兼と作るは誤也、今改む、さてこれまでは、大伴佐伯氏の事也、次の叙位の中に、大伴氏、男には、牛養稲君家持など、女には、三原、佐伯氏に　男には、淨麻呂常人毛人獣輔など、女には美努麻女見えたり、そもそもこゝらの氏々の中に、大伴宿祢を、かくとり分て治給ふことは上代よりの例なることし。○五位已上子等、これよりは、諸氏なべての事也、こゝの子等は、直の子なり、子孫にはあらず。○六位已下爾云々、六位以下は、位を一階上給ふに、五位以上は然らざる故は、五位以上は、やゝ貴くして、一階といへども、たやすからざれば也、さる故に、いつとても、六位以下に一階を給ふ時も、五位以上は、其かはりに、物を給ひなどする例也。○東大寺造人等、諸本、造字を脱せり、今補ふ、十五詔の次に、預レ造二東大寺一人、隨レ勞叙レ位、有レ差、また十八の卷の始めつかたにも、造二東大寺一官人已下、優婆塞已上、一等三十三人、叙二位三階一、二等二百四人二階、三等四百三十四人一階、などあるをもて知べし、さて東大寺といふ名は、音に讀ても有べけれど、書紀に、百濟大寺高市大寺大官大寺國大寺など見えたれば、これも其例に、ヒムカシノオホデラと訓べき也、寺號は別にある也。○子一人云々、上に五位以上には、子等とあるは、子ども皆なるを、これは、たゞ一人づゝ也、さて又上に六位以下には、子をいはず、其身の位を上給ふを、其中に正六位上のみには、其身を上げずして、子一人治給ふことは、上にいへる如く、五位はやゝ貴くして、たやすからざるに、正六位上を、一階上せば五位になるを、五位までは、たやすく上すまじきが故に、其かはりに、子一人を上給ふ也、いつとても然る例也、其身をも上せたらうへに、又其子をも上すにはあらず、上の六位已下云々の事は闕たれども、

正六位上爾波といへる爾波は、六位已下云々を承たる節にて、其六位已下の中に、正六位上の人にはといへる也。○皇親、此訓、古書に見あらず、美宇賀良と訓べし、天武紀に親、萬葉五に親族など、ウカラと訓り、神代紀に、族の訓注にも宇我邏と有、さて皇親とは、五世までの諸王をいひて、天皇の御親族のよし也、天皇の御子を、一世と申し、御孫を二世、御曾孫を三世、御玄孫を四世、御來孫を五世といふ也、繼嗣令に凡皇兄弟皇子、皆爲二親王一、以外並爲二諸王一、自二親王一五世、雖レ得二王名一、不レ在二皇親之限一と有、然るに慶雲三年二月、制二七條事一中に、准レ令、五世之王、雖レ得二王名一、不レ在二皇親之限一、今五世之王、雖レ有二王名一、已絶二皇親之籍一、遂入二諸臣之例一、顧二念親々之恩一、不レ勝二絶レ籍之痛一、自レ今以後、五世王在二皇親限一、其承レ嫡者、相承爲レ王、自餘如レ令。○年十三已上、祿令にも、凡皇親年十三以上、皆給二時服料一云々と見ゆ。○无位大舍人、まづ舍人といふ物は、上代より有て、天皇及王たちの、親しく使ひ給ふ物也、その委き事は、古事記傳卅三の巻にいへり、かくて大舍人といふ稱は、雄略紀に始めて見えたり、これ天皇の使ひ給ふ舍人を、分て大とはいふ也、天武紀二年に、詔二公卿大夫、及諸臣連、并伴造等一曰、夫初出身者、先令レ仕二大舍人一、然後選二簡才能一、以充二當職一と見え、職員令に、大舍人八百人とあり、又文武天皇大寶元年より、別に内舍人といふ物をも置れて、職員令に、其員九十人と有て、掌二帶レ刀宿衞、供奉雜使、若駕行、分二衞前後一と有、こは思ふに、大舍人は數もいと多くして、いつとなく外さまになりて、親しからざる故に、別に又武勇き人をえりて、此職を置て、近く衞護り奉る物とせられたるなるべし、内といふは、親しみ給ふよし也、中昔までも、内舍人には、武勇の人をえりて、なされし也、さて大舍人も内舍人も、賤き者にはあらず、良家の子弟これに補せられし多し、さてこゝに无位とあるは、大舍人の中にも、位あるは、上の六位已下云々の内にて、位祿を賜へば、これは其餘也。○諸司仕丁、仕丁は、都加閇與保呂と訓、賦役令に、凡仕丁者、毎二五十戸一二人、以二一人一充二廝丁一、三年一替云々と見えて、諸國の民。五十戸毎に、其内より二人づゝ京に上りて、諸の官司に役はるゝ者也。職員令に、もろ〳〵の官司に、直丁駈使丁とあるもの是也、猶委きことは、古事記傳卅六にいへり、さて右の賦役

〔來孫〕玄孫の子を云ふ、釋名釋親屬に、玄孫之子曰二來孫一、此在二無服之外一、其意疎遠、呼レ之乃來也とあり。

〔時服〕王朝時代皇親以下諸臣に、春秋或は冬夏の二季服料を賜ふを云ふ

〔大舍人八百人〕令によれば、中務省の被官に左右大舍人寮を置き、各八百人を屬せしめしが、弘仁三年左右を合せて一寮となし、同十年定員を半減して四百人とせり。

〔戸令に見ゆ〕同令に、凡年八十、及篤疾給侍一人、九十、二人、百歳、五人、皆先盡子孫、若無子孫、聽取近親、無近親、外取白丁、云々とあり

〔表其門閭〕令集解に、釋云、築堆立榜、題云、其門假如、孝家義門之類也とあり、

〔大領〕郡司の長官にて、相當外從八位上也。

令の本注に、以二一人一云々とあるは、以の上に、十人の二字落たる也と、或人のいへる、然るべし、十人の中にて、一人を以て也、廝丁は、義解に、給使於波炊也と有て、其十人の中の波炊などに役ふ也。○大御手物賜、此下に、同月戊申、大臣以下、諸司仕丁以上、賜祿、各有差と見ゆ。○高年人は、八十歳以上なるべし、續後紀一の詔にも、天下給侍留高年爾給御物布と有り、給侍は、八十歳以上なれば也、戸令に見ゆ○困乏人、四十八詔にも見えたり。五十詔五十五詔六十一詔などには、窮乏とあり、同じこと也、マヅシキヒトと訓べし、持統紀に困乏と有り、又此下に、五月庚寅、鰥寡孤獨、及疾疹之徒、不能自存者、給穀五斗、孝子順孫云々とあれば、右のたぐひの、不能自存者をいへるならば、マシナメルヒトと訓べし、書紀に、辛苦飢勞困苦などを、然訓り、又タヅキナキヒトとも訓べし。○孝義、凡て漢國の名目を、取用ひられたる中に、此方の言には讀がたきもあるを、強て讀めば、中々にことわり明らかならざること有、此孝義など然也、德字孝字など、正しく當れる訓なし、さればこゝなども、たゞ音讀にすべき也、孝義有人とは、戸令に、孝子順孫義夫節婦、とある類をいふ。○其事とは、課役をいふ、そもそも孝子順孫義夫節婦は、賦役令に、表其門閭、同籍悉免課役とあれば、免されたるは、本よりのことなるべきに、かく更に分て擧らるゝは、既に門閭に表て、それと定まれるをいふにはあらで、又新にさるたぐひの聞えある者をえり出て、免さるゝなるべし○力田、これも字音に讀べし、漢國より取れる名目也、力は勤也、田の事に勤功ある者をいふ、此下に、五月庚寅云々、孝子順孫云々、力田人者、无位叙位一階。とある是也、天平十九年五月、力田外從五位下前部寶公、授外從五位上、其妻久米舍人妹女外少初位上、續後紀一の訓に、力田之雅乃、其業超衆者爾、賜爵一階布、同二に、安藝國言、力田佐伯部人、伊福部五百足、同姓豐公、若櫻部繼常等、所耕作田、各卅町已上、貯積之稻、亦各四萬束已上、並立性寬厚、周施困乏、往還粮絕、風雨寄宿之類、皆得賴焉、詔各叙一階、同十三に、下野國那須郡大領、外從六位下勳十等、丈部益野、勤課農田、一千五百七十一町、增益戸口二千四十一人、國司褒擧、借外從五位下、文德實錄二に、伊豫國力田、物部連道吉、鴨部首福主等、叙位一階、道吉等、傾盡私産、賑贍窮民、故有此賞、三代實錄六に、和泉國和泉郡人、白丁川枯首吉守、叙位一階、

〔壬生部〕こゝは壬生部の名を負はしめし御名代也。

〔大學寮〕式部省の被官にて、紀傳、明經、明法、音、書、算等の諸道を教授し、學生を簡試し、兼ねて釋典のことを掌る。

〔博士〕經書を教授する職員にして、相當正六位下、後世明經博士又は大博士とも云ふ。

〔助教〕字博士に同じ、相當正七位下なり。

〔出金山神主〕神名式に、小田郡黄金山神社とある社の神主也。

辨力田也。○罪人赦賜は、次の文に、乙未、大赦天下云々、これ也。○王生、王字は、決く寫誤なり、故今二の考有、一には、壬生歟、凡て壬生といふは、御産部にて、御産殿に仕奉る諸部也、さればもとみうぶべなるを、略きてみぶとはいふ也、其よし委くは、古事記傳卅五、仁徳段、定壬生部とある處に、證どもを引ていへり、考見べし、かくてこゝは、當時の天皇の生坐るをりの、御産部なるべし、二には、書の草書書を、王に誤れるにて、書生歟、書生は學生也、推古紀に、云々選書生三四人以俾學習と有、訓は、書紀に、學生を、フムヤワラハとも、モノナラフヒトとも訓る中に、ものならふひとゝは、廣くいふべし、ふむやわらはとは、大學寮の學生をいふべし、天智紀に、學職頭を、フムヤツカサノカミと訓れば也、かくてこゝは、學問する人を、廣くいふにはあらで、大學寮の學生に限るべければ、布美夜和良波と訓べきなり、職員令に、大學寮に、學生四百人と有、わらはといふは、年十三以上十六以下より、入學する故也、さて物知人を後に擧て、學生を先に擧たるは、人數の多き故なるべし、さて件の二つの考の内、いづれよけむ、え思ひ定めぬを、今はしばらく、物知人とつられ擧られたるによりて、書生の方につきて訓つ、なほよき考をまつものぞ。○知物人等、龍田風神祭祝詞に、百能物知人等と有、さてこゝは、これも世の物知人を廣くいふにはあらで、大學寮の諸博士をいふなるべし、職員令に、大學寮に、博士一人、助教二人、音博士二人、算博士二人などある類也。○見出金人及云々は、次の文に、從五位上百濟王敬福、從三位を授られ、五月庚寅、陸奧國者、免三年調庸、小田郡者、永免、其年限者、待後勅、また閏五月甲辰、陸奧國介從五位下、佐伯宿禰全成、鎭守判官從五位下、大野朝臣横刀、並授從五位上、大掾正六位上、余足人、獲金人、上總國人、丈部大麻呂、並從五位下云々、出金山神主、小田郡、日下部深淵、外少初位下とあり、郡司の事は見えず、郡司の訓は、西宮記に、大領、古保乃見ヤツ古、北山抄には、古木乃ミヤツコ、又大古木乃ミヤツコ、領、古木乃ミヤツ古。○天下乃百姓云々は、上件の五月庚寅、小田郡者云々の次に、自餘諸國者、國別、一年免二郡調庸、毎年相替、周盡諸郡、又咸免天下今年田租とある是也。

續紀歷朝詔詞解 二卷 終

續紀歷朝詔詞解三卷

十七の卷に、天平勝寶元年秋七月甲午、皇太子受レ禪卽ニ位於大極殿一、詔曰と有、皇太子は、孝謙天皇也、これよりさき閏五月丙辰、天皇遷ニ御藥師寺宮一爲ニ御在所一と有、又同月それよりさき、癸丑日の御願文にはやく、太上天皇沙彌勝滿、とあるはいぶかし、御讓位はそれよりさきに有けるにや。

第十四詔

現神止御宇倭根子天皇可御命良麻止宣御命乎衆聞食宣。高天原神積坐皇親神魯伎神魯美命以。吾孫乃命乃將知食國天下止言依奉乃隨、遠皇祖御世始而、天皇御世御世聞看來食國天津日嗣高御座乃業止奈母、隨神所念行佐久止勅天皇我御命乎衆聞食勅。平城乃宮爾御宇之天皇乃詔之久。挂畏近江大津乃宮爾御宇之天皇乃不改常典等初賜比定賜部流法隨、斯天日嗣高御座乃業者。御命爾坐世。伊夜嗣爾奈賀御命聞看止勅御命乎。畏自物受賜理坐天。食國天下乎惠賜比治賜布間爾。萬機密久多久天。御身不敢賜有禮。隨法天日嗣高御座乃業者

〔七月甲午〕七月二日也。

〔沙彌〕梵語室利摩拏路迦の訛、勤策男、息慈などゝ譯す、もと佛門に入りて剃髮したる人の稱なるが、後には俗家に在りて妻帶せる僧をも云ひ或は具足戒を受けし比丘をも云へり。

〔神積坐〕神集りますの義也。

〔公民〕「オホミタカラ」の訓につき古事記傳に、人民は意富美多訶羅と訓むべし、書紀に、民、人民、萬民、兆民、黎民、民庶、云々など皆然訓めり、大御寶と云ふ義なり、又王民、公民、良人などをも、然訓むことなり、是れ等は賤奴に對へて云ふ稱なり、然れば意富美多訶羅とは、もと良人に限れる稱にて、奴婢までにはわたらざるか、はた本より良賤をえらばず云ふ稱か、此のけぢめは詳かならず、其はいかにまれ、常に云ふはたゞ諸の民と云ふことにて云々とあり。

朕子王爾授賜止勅天皇御命乎。親王等王臣等百官人等、天下乃公民衆聞食宣。又天皇御命止良末勅命乎衆聞食宣。挂畏我皇天皇斯天日嗣高御座乃業乎受賜且仕奉止負賜閇頂傳受賜理恐里末進毛不知退毛不知爾。恐美坐止久宣天皇御命乎衆聞食勅。故是以御命坐勅久。朕者拙劣雖在。親王等乎始而王等臣等諸天皇朝庭立賜留食國乃政乎戴持而明淨心以誤落言無助仕奉爾依之。天下者平久安久治賜比惠賜布閇物爾有止奈毛。神隨所念坐止久勅天皇御命乎衆聞食宣。

此詔は、聖武天皇の御讓位の詔と、孝謙天皇の御即位の詔とを、つらねて宣れるにて、はじめのほとは、聖武天皇の詔也。○天皇可一本には可字なし。○衛督伎、印本に、督の下に美字あるは、衍也、又一本には、伎字を棄と作り。○吾孫乃命乃、下の乃字、印本に天に誤る、今は一本に依。○在乃隨、かく用言の下に、乃云々といふこと、例有、廿三詔にも、事依奉乃任爾、廿九詔に、立乃後仁、卅一詔に、教賜乃末仁々々、三代の紀第二の詔に、其仕奉乃隨なくど有り、さて云々隨聞有來、とつゞく語也。○天川日嗣、川字、印本などにはなし、今は一本に依れり、又一本には、ツと作り、次々なるにも皆川字はなけれどもこゝはあるに依れり。○所念行止佐久、佐字、本どもに波に誤れり、今例によりて改む。○平城乃宮爾云々は、元正天皇也。○詔久之は、皆聖武天皇に詔給ひし也、此之久の事、上にいへり。
○不改自、自字は、乃の誤歟といふこと、第三詔の處にいへるがごとし、又思ふに、自伎の伎の落たるにも有べし。

○定賜部流、部字、本どもに都と作るは誤也、都流とはいふまじき語なれば也、故今第三第五などの詔なる例に依て改めつ。○御命爾坐世、世字本に止に誤、今改む、此語の事、第三詔の下に委く云り。○伊夜嗣爾、嗣字、印本副に誤、今は一本に依。○奈賀御命は、汝命也、古事記に多く見ゆ、御字は、添て書るのみ也、建内宿禰の歌に、汝が王とも有り、さてこゝは、聖武天皇をさして詔給ひし也。○勅大御命は、元正天皇の也。○其白物は、第六詔に出たり。○受賜理は、聖武天皇の也。○萬機は、用明紀に、ヨロヅノマツリゴトと訓り。○不敢弖有禮、不敢は不堪に同じ、卅六詔に、太政大臣乃官乎授末都流仁方、敢多比奈卒可等奈毛念、四十一詔に、今方身毛不敢阿流良物乎など、敢は皆堪也、さて有禮の禮字、本に良に誤、今は一本に依、有禮婆の意にて、婆を省きていはざる格也、此例、十二詔に、念閉とある處にいへり。○朕子王とは、孝謙天皇をさして詔給ふ也。○天皇大命、はじめよりこれまで、聖武天皇の詔也。○又天皇御命、これよりは、孝謙天皇の詔にて、上とは別なるを、引つゞけて宣れる也、又とは、上件の聖武天皇の詔に對へて、又新天皇の大命といへる也。○我皇天皇とは、聖武天皇をさして申給ふ也。○高御座乃業乎、こゝにて姑く語を切べし、受賜へはつゞかず。○受賜波云々は、孝謙天皇に、受被賜て仕奉れとて、斯業を負せ給へりと也。○負賜閇は、負賜へばの意也。○拙劣は、第五詔に、拙久劣而、廿六詔に、怯久劣岐。○天皇朝廷、これも直に天皇をさして、朝庭とは申給へる也。○戴持而は、たふとみ重みして、持つ也、戴字、本に載に誤、今改。○御命乎衆、本には乎字なし、今は一本に依れり。

第十五詔

同年十一月辛卯朔己酉、八幡大神託宣向京、甲寅、遣参議從四位上石川朝臣年足、侍從從五位下藤原朝臣魚名等、以為迎神使、路次諸國、差發兵士一百人以上、前後駈除、又所歴之國、禁斷殺生、其從人供給、不用

〔用明紀に云々〕同紀元年の條に出づ

〔石川朝臣年足〕左大辨石足の長子也、天平廿年參議、天平寶字二年大納言、同四年御史大夫となり、六年薨ず。

〔藤原朝臣魚名〕房前の三子也、神護景雲二年參議、寶龜二年大納言、同九年内大臣、天應元年左大臣に任ぜられ、延暦二年薨ず。

〔散位〕位ありて職掌なきを云ふ。
〔呉樂〕又た伎樂に作る、推古天皇の御宇百濟より傳はれる呉國の音樂也
〔田儛〕豐稔を祝する意の舞にして其歌を田歌と云ふ、天智紀十年五月の條に、「奏二田舞一」とあるを初見とす。
〔久米儛〕歌詞は神武天皇の御歌（六頁參照）を宗とし、大來目部これを歌ひしより久米の名出ず、上代は天皇の御遊讌其他にも用ひしが、中古以後は大嘗會にのみ用ひらる、明治十一年始めて紀元節に此儛を奏せられしより恒例となる。
〔大神田麻呂〕宇佐八幡の社家比義の裔也。

酒宍、道路清掃、不レ令ニ汚穢一、十二月戊寅、遣ニ五位十人、散位二十人、六衞府舍人各二十人一、迎ニ八幡神於平群郡一、是日入レ京、即於ニ宮南梨原宮一、造ニ新殿一以爲ニ神宮一、請ニ僧四十口一、悔過七日、と有て、さて同月丁亥、大神禰宜、尼大神朝臣社女其輿紫色一同シ乘輿ニ一拜ニ東大寺一、天皇太上天皇太后、同亦行幸、是日、百官及諸氏人等、咸會ニ於寺一、請ニ僧五千一、禮レ佛讀レ經、作ニ大唐渤海呉樂、五節田儛久米儛一、因奉ニ大神一品、比咩神二品一、左大臣橘宿禰諸兄、奉レ詔白レ神曰、とて此詔あり、八幡大神は、豐前國宇佐大神也、託宣は、京に上給はむとの託宣也、此詔の中に見えたる託宣のことにはあらず、大神禰宜は、此八幡大神の禰宜也、尼大神朝臣社女は、本に神字を脱せるを、今は一本に依て引り、尼字、本に左に誤れり、こゝの詔の次の文に、尼社女とあるに依て、今改めつ、尼にして禰宜に仕奉らむことは、かけても有まじきわざなれども、此御世のころは、さるたぐひのまがこと、めづらしからず、此社女は、これよりさき十一月朔、八幡大神禰宜、外從五位下、大神社女、主神司從八位下、大神田麻呂二人、賜ニ大神朝臣之姓一と有り、さて社女は、モリメと訓べし、廿七の卷に、毛理賣と書れたり、白レ神は、八幡大神に白也、神の上に、大字脱たる歟、さて上件の文の趣を思ふに、此日、此大神なも東大寺に幸さしめ奉り給へりけむを、其事は、紀の文にもれたり。

天皇我御命爾坐申賜止申久。去辰年河內國大縣郡乃智識寺爾坐盧舍那佛遠禮奉天。則朕毛欲奉造止思登毛得不爲之間爾、豐前國宇佐郡爾坐廣幡乃八幡大神爾申賜閇止勅久。神我天神地祇乎率伊左奈比天必成奉无。事立不有銅湯乎水止成。我身遠草木土爾交天障事無久奈佐牟止勅賜奈我良成奴禮波歡美貴美毛奈念食須然猶止事不得爲天。恐家禮登毛御冠獻事乎恐美恐美毛申賜止久申。

〔大縣郡〕今中河内郡の内也。

〔名神大〕名神とは鎮座の年代古く神統正しき社に附せる社格、大とあるも一種の社格也、もと大中小の三別ありしが、延喜式に至りて中社を除く、名神は凡て大社也。

〔大菩薩〕延暦の頃宇佐八幡大神を大自在菩薩と號したること、三代格大同三年七月十六日の官符及び扶桑略記に見ゆ、これより神に菩薩號を附すること多くなれり。

申賜止申久、すべて神に白給ふ詔は、尊みて、申と詔給ふ也、さて此詔は、太上天皇の詔也。○去辰年は、天平十二年也。○大縣郡は、和名抄、河內國の郡名に、大縣於保加多。○智識寺、天平勝寶元年十月、行幸河內國智識寺、同八歲二月戊申、行幸難波、是日至河內國、御智識寺南行宮云々、天平神護元年閏十月、捨弓削寺食封二百戶、智識寺五十戶など見ゆ、又三代實錄に、貞觀八年閏三月、以河內守從五位下菅野朝臣豐持、爲修理知識寺佛像別當。○禮奉天、禮は、ヰロガミと訓べし、佛書には、拜むことを、禮拜頂禮などいふ故に、此字を書る也、さてかの辰年には、智識寺に幸の事は、紀に見えざれども、其年二月に、難波宮に幸の事見えたれば、その路次に、幸しゝなるべし、かの勝寶八歲に、難波に幸の度も、此寺に幸しゝこと、上に引る文の如くなれば也。○欲奉造止、欲字は、字書に、將也と注したる意にて用ひたり、其例は、五十九詔に、御體欲養止奈所念須、又三代實錄卅九に、彌高爾仕奉利欲繼止、思慎天など有り、此字をば、必ホリスとのみ訓ことゝ心得たるは、ひがこと也。○思毛登は、思ひしかどもといふべきが如く、なれども、次の不爲之の之までつゞけて、思ひしかどもの意となるなり、さて上の則は、其時に即速に、造奉むと思召し意也、こは禮奉天の次にいふべかりしを、忘れてこゝにはいへる也。○豐前は國字あれば音にも讀べけれど、なほ古言に訓べし、和名抄に豐前止與久爾乃美知乃久知。○廣幡乃八幡大神は、神名帳に、豐前國宇佐郡、八幡大菩薩宇佐宮名神大と有、そも〳〵此聖武天皇孝謙天皇の御世には、さばかりいみしく佛を尊み給ひて、神をば、佛の奴のことおぼせしが如くなれども、なほ此大神を、大菩薩と申せることは、なかりしとおぼしくて、此紀には見えたることなきを、いつの御世よりかは、さるまが〳〵しき御號は、負せ奉り給ひけむ、いと〳〵ゆゝしき御事なり、さて此大神を、廣幡乃と申すは、いとめでたくみやびたる御稱なるに、後には、此御號はかくれて、世にしれる人もなきが如し、又八幡と申すも、たゞ字音にのみ唱奉りて、やはたといふは、たゞ此大神を祭れる社のある地名にのみ、こゝかしこにのこれる、それはた皆、はを音便にまかせて、わと唱ふること、木幡などの如し、これは幡によれる御號なれば、はを正しく、葉などの如く唱奉りて、さてかの

〔廣幡乃八幡大神〕欽明天皇の御宇旣峯菱形池に神顯はれ、我は譽田天皇廣幡八幡麻呂なりと託宣せらる、後ち聖武天皇神龜四年神宮を菱形山に作り、因て廣幡八幡大神宮と名づく、今宇佐郡宇佐町南宇佐に在り。

〔託宣〕神の、人或は夢に憑り又は物に託して吉凶を示し神意を宣するを云ふ、時に自から出顯して宣するあり、又た託宣と云へり。

まが／＼しき號をやめて、古のごとく、廣幡の八はたの大神と、正しく申し奉らまほしきわざなりかし。○爾閇申賜止、此五字、こゝにはさらにかなはず、文の亂れたる物と見えたり、かく有ては、上よりのつゞきも聞えず、次の神我にもかなはず、又申賜閇止といはど、其下も必申久と有べき例なるに、勅久とあるは、申と勅とたがひて、語ととのはず、さればこゝは、此五字を除きて、八幡大神勅久とつゞけば、こともなく聞ゆる也、故今は然定めて訓つ、即チ但し猶いはゞ、豐前國云々といふことは、はじめにこそ有べきに、初にはなくして、こゝにあるは、穩ならず、其大神に對ひて、申給ふ御言には、よそげに聞ゆる也、故もろ／＼の祝詞、又他紀どもに見えたる、此類の詔どもの例に依て、今こゝろみにいはゞ、天皇我御命爾坐、豐前國宇佐郡爾坐、廣幡乃八幡大神爾申賜閇止申久、去辰年云々、得不爲之間爾、大神乃勅久、神我云々、とあるべき文也。○神我は、天皇の皇朕と詔給 同じことにて、神の御みづからの御事を、かくのたまふ也、天平勝寶七年三月、八幡大神託宣曰、神吾不レ願二矯託一、神命一云々。○必成奉 先は天皇の御造給ふ大佛像を、必成就せしめ奉む也。○事立不レ有は、第三詔の下にいへるが如し、但しこゝは、異なることもなしといふ意に聞ゆ。○銅湯乎云々は、本文など有歟、そはいまだ考へざれども、意に聞えたり、銅をとらかしわかしたる湯は、殊に熱さのすぐれたる物なるを、それをも忽に、冷水になさむといへるにて、いかに難き事なりとも、たやすく成し得むとのたとへ也。○我身遠云々は、いかなる艱難をしてなりともの意也、交は、草木土と等くなす也、交天の下に、毛字脱たるか、なくても其意とは聞ゆる也。○障事無久は、たゞ久の成さむへ係りたるのみ也、上をうけたる言にはあらず。○勅賜奈我良は、かく勅諭し給へるまゝに也。○成浚奴禮は、大佛像成就せしをいふ。○歡美は、ウレシミと訓べし、凡てよろこぶとうれしとは、一つ事なるを、たゞいさゝかのかはれるのみ也、其歡は、うれしとは、よろこぶ心を、たゞにいふ言、よろこぶとは、うれしく思ふよしをいふ言也。○念食須、須字、本に流に誤、今改。○然は、佐弖と訓べし、佐は、志加の切りたる言にて、佐弖は、然して然ありてといふ意也、此外然を佐といふ類、常に多し、そも／＼佐弖といふ言は、古言めかざるが如くなれども、

〔藥師寺〕大和國生駒郡都跡村大字六條砂村に在る法相宗の大本山にして七大寺の一也，天武天皇九年の草創にてもと藤原宮の地に在りしが、元正の朝平城京に遷す、卽ち今の地也。

〔下野藥師寺〕下野國河內郡藥師寺村に在りし寺也。

〔位田〕品階及び位階五位以上を有する者に給與する田地也，一品及び正一位各八十町，以下順次減じ，四品は四十町，從五位は八町，女子は男子の三分一なるも內親王は親王に同じ。

奈良のころより有けむかし、此紀の詔どもに、然字多くある中に、佐牟と訓むより外は、訓べきやうなきぞ多かる。○猶は、字は借字にて、猶也、此言の事、第八詔にいへり、なほやむに、たゞに止也、廿五詔にも、猶在牟ス禮止止爲毛、此事不レ得と見ゆ。○恐家禮登毛とは、此大神は、なべての神社とは異にして、天皇祖の御靈に坐が故也、故獻り給ふ御冠も、一位にはあらで、一品也。○御冠獻は、はじめに引る文に見えたるがごとし。○恐美恐美毛、上の美字、本に毛に誤、今改、又類聚國史に、美字二ともに、兇と作るは、正しからず。○此詔につゞきて、尼社女授二從四位下一、主神大神朝臣田麻呂外從五位下、施二東大寺封四千戶、奴百人、婢百人一、又預レ造二東大寺一人、隨レ勞敍レ位、有レ差と有、そもそも此詔の、有ける事のよしを考るに、まづ天平二十年八月、八幡大神祝部、從八位上、大神宅女、從八位上、大神社女、並授二外從五位下一と見え、今年十一月朔に、大神朝臣姓を賜へるなど、皆此詔に見えたる託宣を奏せし故の賞なるべし、然るに天平勝寶六年十一月甲申藥師寺僧行信、與二八幡神宮主神大神多麻呂等一、同レ意厭魅、下二所司一推勘、罪合二遠流一、於是云々、以二行信一配二下野藥師寺一、丁亥、從四位下大神朝臣社女、外從五位下大神朝臣多麻呂、並除名、從二本姓一、社女配二於日向國一、多麻呂於多褹島一、因更擇二他人一、補二神宮禰宜祝一、其封戶位田、并雜物一事已上、令二太宰撿智一焉、さて天平神護二年十月、授二無位大神朝臣田麻呂、外從五位下一、爲二豐後員外掾一、田麻呂者、本是八幡大神宮この間に、主神也叙二の四字有しが、脫たるなるべし、禰宜大神朝臣毛理賣詐レ託豐一、倶遷二日向一、至レ是復二本姓一、とあるを見れば、かの厭魅の事、田麻呂は寃にて、たゞ行信と社女がしわざにぞ有ける、かゝれば社女は、いといと穢き奴也けり、これによりて思へば、此詔に見えたる、八幡大神の託宣も、又京に向はむと有し託宣も、共に此社女が、詐僞て造りしことにぞ有けらし、なほ又尼にして禰宜になれりしも例の託宣などにこそありけめ、すべて此ころの御世には、かの行信僧が、伊勢大御神の託宣を僞造りて、朝廷を詐欺奉りて、まがことを行ひたりしたぐひの事多かりしぞかし、あなかしこ。

〔山背王〕高市皇子の御子長屋王の第四王子也、延暦九年永原姓を賜はる

〔大伴宿禰古麻呂〕旅人の甥と云ふ。

〔右大臣相樂別業〕山城國相樂郡井手に在る橘諸兄の別業也、世に諸兄を井手大臣と呼ぶはこれによる、山城名勝志に、橘諸兄公別館、在二井手里東觀音寺南三町許一云々と見ゆ

第十六詔

二十の卷に、天平寶字元年六月甲辰、先レ是去勝寶七歲冬十一月、太上天皇不豫時、左大臣橘朝臣諸兄祇承人、佐味宮守告云、大臣飮酒之庭、言辭无禮、稍有二反狀一云々、天皇優容不レ咎、大臣知レ之、後歲致仕、旣而勅召二越前守從五位下佐伯宿禰美濃麻呂一、問下識二此語一耶上、美濃麻呂言曰、臣未二曾聞一、但慮佐伯全成應レ知、於是將レ勘二問全成一、大后慇懃固請、由レ是事遂寢焉、語具二田村記一、至レ是從四位上山背王、復告下橘奈良麻呂備二兵器一謀レ圍二田村宮一、正四位下大伴宿禰古麻呂、亦知中其情上、秋七月戊申、詔曰とて、此詔あり、戊申は二日也、橘諸兄大臣は、大后の異父同母の御兄なるが故に、固請給ひて、勘問事寢て有し也、奈良麻呂は、諸兄公の第一男にて、母は藤原氏、不比等大臣の女、從三位多比能なり、天平十二年五月、天皇幸二右大臣相樂別業一、宴飮酣暢、授二大臣男无位奈良麻呂從五位下一、天平勝寶元年七月、爲二參議一、寶字元年六月、爲二左大辨一、この時位は、正四位下也、大伴古麻呂は、父祖いまだ考得ず、天平十七年正月、從五位下、勝寶二年、遣唐副使、そのゝち官、左大辨、陸奥鎭守將軍、陸奥國按察使、位、正四位下に至る、此度謀反の事によりて、拷問せられて、みまかれり、萬葉四又十九に、胡麻呂とある、此人也。

今宣久。頃者王等臣等乃中爾。無禮久逆在流人止在而計久。家良大宮乎將圍止云而私兵備布止聞看而加遍須加遍須所念止母。誰奴加朕朝乎背而然爲流人乃一人母將在止所念波。隨法不治賜。雖然一事乎數人重奏賜倍波。可問賜物爾波夜將在止所念止。茲政者行爾布安爲止。此事者天下難事爾在者。狂迷流遍頑奈留奴心乎波慈悟志正賜母。

〔皇極紀に云々〕同年元年の條に出づ。蘇我臣は蘇我蝦夷なり。

〔仁德紀皇后御歌〕同紀二十二年正月の條に出づ、皇后は磐之媛命也。

〔繼體紀歌〕同紀七年九月の條に出でし春日皇女の歌也。尙ほ武烈紀平群鮪の歌に、陀黎耶始比弩謀（ヒトモ）とあり。

倍物在止所念看波奈如此宣布此狀悟而。人乃見可咎事和射會奈世如此宣大命

役爾不從將在人波。朕一人極而慈賜比圍法不得已成奈己家家己門門祖名不失

勤仕奉禮止宣天皇大命乎衆聞食止宣。

今宣久、はじめにかくある例、廿一詔、廿六詔、廿八詔、四十詔、四十一詔、四十六詔、四十七詔など也。又はじめならぬ所には、五十六詔に有。○無禮久、古事記景行段に、不伏无禮人等、又無禮段にも見え、他の詔にも多かり、多くは、朝廷を恐奉らず、あしきわざするをいへり、皇極紀に、蘇我臣、專擅國政、多行無禮、とあるがごとし、又不敬無敬などをも、ヰヤナシと訓り、萬葉十二には、無禮を、ナメシと訓たれども、廿九詔に、无禮之不從、奈賣久在平とあれば、さは讀べからず。○逆在流、これも朝廷に背奉るをいへり、十九詔に、惡逆在奴、廿八詔に、逆穢奴など有り。○計家良久、宮字、本に奈に誤れり、今例に依て改、卅詔又四十三詔に、謀家良久、と有。○大宮は、皇宮也、こゝは當時の御在所、田村宮をいへり、上文に、時田村宮とあるは是也、いにし五月、天皇移御田村宮、爲改修大宮也とあり、田村は、奈良の内なる地名に、此宮は、藤原仲麻呂の家也、これより先にも、勝寶四年四月にも、御大納言藤原朝臣仲麻呂田村第、以爲御在所といふこと有き。○圍は、加久牟といふ古言なる、仁德紀皇后御歌に、箇句瀰、萬葉廿に、可久美などあり。○加遍須加遍須云々は、いく度も、うちかへしく、さまぐと思ひ見給へども也。○誰奴加は、多禮志乃夜都古加と讀べし、萬葉十一に、誰之能人毛と有、又孰云人毛ともあり、繼體紀歌には、陀例夜矢比等母ともあり、廿二詔に誰人可、さてこは、朝廷を背奉る者は、かけてもあるべきことにあらずとして、つよく詔給へる御言也。○隨法云々は、法のまゝに勘問て、罰ひ玉ふべきなれども、さる逆なる事は、かけても有べきにあらず、實にては有まじとおもほす故に、勘問給ふこ

〔權僧正遍照〕良岑安世の子、俗名を宗貞と云ひ、仁明天皇に仕へて藏人頭たりしが、嘉祥三年天皇崩するに及び哀悼の餘叡山に登りて出家し、後ち天台法務となり、尋で元慶寺を創めて座主となり元慶三年權僧正、仁和元年僧正に進み、寬和二年寂す。

〔齊明紀に云々〕同紀二年の條に出づ

となしと也。○一事乎は、同じ事を也。○可間賜、間字は、閣を誤れるなるべし、佐志於伎と訓べし。さるは閣字に、その義はなけれども、皇國にては、然用ひならへり、食物を置所を、閣といふことあれば、置といふ意より、借用ひたるにや、それも後世のことめきたれども、三代實錄四十七に、權僧正遍照、辭レ職上表勅答に、自レ今閣レ筆、勿レ傷二朕懷一と有、なほこれより古くも有しやうにおぼゆれども、さだかにおぼえず。○茲政者、茲字は、慈を誤れるなるべし、次なる慈悟の慈をも、茲に誤れり、慈政にては、次なる此事者とかけ合ず。○行布安爲旦とは、人を惡むわざは、人の歡ぶことなれば、たとひ誤りても、害なければ、行ひ易きよし也。○此事者は、上反の人を罰ふ事也。○難事は、上の安爲旦の反にて、大事といはむがごとし。○狂迷遍流、狂は、多夫禮と訓こし、十九詔に、惡逆在奴、久奈多夫禮麻度比、奈良麻呂古麻呂、萬葉十七に、多天禮多流、之許都於吉奈乃など見ゆ、齊明紀に、狂心、三代實錄十三の詔に、若狂人乃國家乎亡止謀留事奈良波などあり、謀反する者を、狂といふ也、迷も同じ、すべて朝廷を傾奉むと謀るは、正しき現心にはあらず、狂れ惑へるものとする也、頑奈奴、四十五詔に、頑無禮伎心乎念且、横乃謀乎構と有、皇極紀に愚癡、天智紀に癡奴など見ゆ、奴といふこゝ、謀反する人を、惡み賤しめていへる也。右に引る十九詔の詞、又廿八詔にも、逆仁穢岐奴仲麻呂と有。○慈悟志は、かへりてあはれみおぼしめして、諭し正して、直さしめむ物ぞと也、慈字、印本、茲に誤、今は一本に依る。○如花宜布とは、上に、云々隨レ法不レ治賜、と詔給へること也。○此狀悟同は、上件の趣をよく心得て也、此狀は、カタノサマと訓べきこと、第一詔の處にいへるが如し。○人乃見可レ咎事和射、卅五詔に、無禮止見咎牟流不レ知止之とも有、事も和射も一つ也、五十六詔に、驚呂之事行會奈世とある行も、こゝにならひて、和射と訓べし、古今集序に、人の世にある、ことわざしげき物なれば、とあるも同じ、奈世會は、勿レ爲也。○極而は、至りて深くにて、いかばかりめぐみおぼしめすとも、といはむがごとし。

〔紫微内相〕天平寶字元年五月設けし官にして内外の諸兵事を掌る、其官位祿賜、職分雜物等皆大臣に准ず。

〔房前公〕不比等の第二子也。

〔周禮〕一に周官と云ふ、天地四季によりて六官を立て其職掌を細記せる書にて、周公旦の作と傳ふ。

〔正月三日云々〕此日丙子に當れるより、初子の宴を行へる也

第十七詔

上件の詔につゞきて、詔畢、更召ニ入右大臣以下群臣ヲ一、皇大后詔日とあり、皇大后は、天皇の大御母命、光明皇后也。

汝多知諸者吾近姪奈利。又竪子卿等者天皇大命以汝乎多知召而屢詔志久。朕後爾大后爾能仕奉利助奉禮止詔伎。又大伴佐伯宿禰等波自遠天皇御世内乃兵止爲而仕奉來。又大伴宿禰等波吾族爾母在。諸同心爾爲而皇朝乎助仕奉牟時爾如是醜事者聞自。汝多知不能爾依弖如是在良志。諸以明淸心皇朝乎助仕奉禮止宣。

近姪とは、甥をいふ、姪字は、めひなれども、又甥をも姪といふこと有り、さてこゝは、近とあるを味ふに、必しも甥のみにも限らず、甥の列なる人々を、廣く詔給ふと聞えたり、此時、右大臣豐成公、紫微内相仲麻呂、共に武智麻呂公の子也、中納言永手卿も、房前公の子なれば、皆此大后の御甥たちなり、又その外にも御甥のつらなる人々、諸臣の中に多ければかく詔給ふ也。○竪子卿、竪字本に豎に誤る、今改む、からふみ周禮に、内竪といふ官名有て、注に、豎未ㇾ冠者之官名とあり、故皇朝にても、童にて仕奉る人を、豎子といひて、ワラハと訓り、安閑紀に僮豎なども有、和名抄に、内豎三百人、俗云知比佐和良波と有、本に、豎を監に、和を利に誤れゝ、萬葉二十に、二年春正月三日、召ニ侍從豎子王臣等一、令ㇾ侍ニ於内裏之東屋垣下一、即賜ニ玉箒一肆宴云々など見ゆ、大御許近く仕奉る者也、卿とは、即豎子を詔給へる也、良家の子弟もあれば也、さるは此豎子といふものは、必しも童子のみにもあらず、

成長たる人の、なほ童の形にて仕奉るもある歟、はた大御前近く仕奉る人々を、豎子になずらへて、豎子卿といふにもあるべし。○天皇、これは聖武天皇を申給ふ也。○汝多知、これは豎子卿等をさして詔給ふ也。○詔之久は、先に聖武天皇の詔給ひしよし也。○朕後爾は、崩坐なむ後に也。○大后とは、其時の御言のまゝにて、皇后のよし也、古へは皇后を大后と申せしこと、上にいへるが如し、奈良の御世のころまでも、日記には、皇后を大后と申せしなり、御母后を申す、漢文ごとの太后にはあらず、字も大也、太にはあらず、さてこゝは、皇太后みづからの御事也。○詔伎、これまで、聖武天皇の、豎子卿等に詔給ひしよし也。○吾族母爾在、卅四の巻に、大和守從三位大伴宿禰古慈斐薨、そこに傳有て、贈太政大臣藤原朝臣不比等、以女妻之と見えたれば、此御族なるべし、此外にも御緣あるか、そはいまだ考へ得ず、さて此古慈斐卿も、此度事にかゝりて、土左守たりしを、任國に流されたりき。○諸同心爾爲而は、大伴佐伯の氏人諸、一ツに心を合せてなり。○助仕奉牟時爾は、諸同心にして、助仕奉むには然る時にはの意也。○醜事は、謀反をいふ。○聞曳自、此下に、然るにかゝる醜事の聞えあるは、といふ語を添て心得べし。○汝多知とは、大伴佐伯の氏人等也。○不能爾依志旦とは、此氏人の中に醜事の聞ゆるは、同じの人々もろ〳〵、心を一ツに合さず、わろきに依てぞと也、此度大伴古麻呂い、謀へせしによりて、かく詔給ふ也、なほ古麻呂の外にも、大伴佐伯氏の人々、此謀反にくみせし、これかれ下文に見えたり。○宣、止詔に、太后の詔へるが故に、はじめと終りさま、他詔とは異にして、此宣は、太后の詔給ふよし也、故ノリタマフと訓べし、次の詔も然也。

〔卅四の巻に云々〕寶龜八年八月の條に出づ、古慈斐薨とあるに續きて、飛鳥朝常道頭大錦下吹負之孫、平城朝越前按察使從四位下祖父麻呂之子也云々、勝寶年中、累遷從四位上衛門督、俄遷出雲守、自見疎外、意常鬱々、紫微內相藤原仲滿、誣以誹謗朝廷、左降土左守、促令之任、未幾勝寶八歲之亂、便流土左、天皇宥罪入京、以其焦老、授從三位、薨時年八十三とあり

〔未時〕今の午前十時也。

第十八詔

上件の詔につゞきて、是日夕、中衛舍人從八位上、上道臣斐太都、告內相云、今日未時、備前國前守小野東人、喚斐太都謂云、有王臣謀殺皇子及內相、汝能從乎、斐太都問云、王臣者、爲誰等耶、東人答云、黃文

王、安宿王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂等、徒衆甚多、斐太都又問云、衆所謀者、將若爲耶、東人答云、所謀有二、一者、駈率精兵四百、將圍田村宮、二者、陸奥將軍大伴古麻呂、今向任所、行至美濃關、詐稱病、請欲相見一二親情、家蒙官許、仍即塞關、斐太都良久答云、不敢違命、先是去六月、右大辨巨勢朝臣堺麻呂密奏、爲問藥方、詣答本忠節宅、忠節曰語云、大伴古麻呂、告小野東人云、有人欲劫內相、汝從乎、東人答云、從命、忠節聞斯語、以告右大臣、大臣答云、大納言年少也、吾加教誨、宜莫殺之、是日、內相藤原朝臣仲麻呂、具奏其事、警衛內外諸門、乃遣高麗朝臣福信等、率兵追捕小野東人答本忠節等、皆捉獲、禁著左衛士府、又遣兵、圍道祖王於右京宅、己酉、勅右大臣藤原朝臣豐成、中納言藤原朝臣永手等八人、就左衛士府、勘問東人等、東人確導無之、即日夕、內相仲麻呂、侍御在所、召鹽燒王、安宿王、黃文王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂五人、傳太后詔、宣曰とあり。

鹽燒等五人乎人告謀反。汝等爲吾近人一毛吾乎可怨事者不所念。汝等乎皇朝者已己太久高治賜乎。何乎怨志所止志然將爲。不有加止所念。是以汝等罪者免賜、今往前然莫爲止宣。

五人は、上に引る文に出たる五人也、此内奈良麻呂古麻呂の事は、既に十六詔の處にいへり、三人の王の事は、十九詔に、四王とある所にいふべし。○謀反は、古言どもに、ミカドカタブケムトスと訓り。○吾近人とは、吾が近き族の人也、鹽燒王は、其室、不破內親王にて、聖武天皇の御女也、此御ゆかり歟、又藤原氏にも緣あるか、そはいまだ考へず、安宿王黃文王は、其母、不比等公の女なれば、御甥也、奈良麻呂も御甥なること、上にいへるがごとし、古麻呂は、いかなる御族にか、いまだ考へず、古慈斐卿につきたる御族歟、もし古慈斐卿の兄弟かと思へど、萬

〔美濃關〕美濃國不破郡關藤川の東岸に在る不破關を云ふ、一代要記に、白鳳元年初置二不破關一とあり、されど當時既に常置せられしかば詳かならず、桓武天皇延曆八年に至りて是れを廢す。

〔高麗朝臣福信〕高麗朝臣は高麗國王家成七世の孫延興王より出で、其裔福德天智の朝我國に歸化す、福信は福德の孫にて、造宮卿、彈正尹等を歷任し、從三位に至り、延曆八年薨す。

〔不破內親王〕聖武天皇第二皇女也。

〔旅人卿〕大納言大伴安麻呂の長子也、養老二年中納言、天平二年大納言となり、同三年薨す。

〔中納言永手卿〕房前の第二子也、天平勝寶八年中納言、天平寶字八年大納言となり、天平神護二年右大臣を經て左大臣に進む、寶龜二年薨す。

葉四に、旅人卿の姪のよし見えたれば、然にはあらじ、又五人の内、此人一人は、御族ならずとも有なむ。○一毛は、一事も也、もし一人毛乃人字の脱たるかとも思へど、然にはあらじ。○不所念こゝはオモホエズと訓べし、俗言に、おぼえぬといふにあたれり、近き人々なれば、殊にめぐみ給へば、怨みられむ事は、さらにおぼえずと也、○己々太久は、第七詔に、許貴太斯伎とあると、同言にて、彼處にいへるが如し、いかばかりかといはむが如し。○然將爲は、然る醜事はせむ也。○不有加止奈母とは、謀反すと、人は告つれども、よもさる事は有べきにあらざれば、然にはあらじかと思召と也。○罪者免賜、それとはなけれど、太后の御族なるによりて、まづ免されたる也。○今往前は、今より後也、廿詔に、自今往前、卅二詔に、今由久前、卅五詔に、從今往前。○然莫爲は、然る醜事することなかれ也。○此詔の次に、詔訖、五人退出、南門外、稽首謝恩とあり

第十九詔

同月庚戌、詔更遣二中納言藤原朝臣永手等一、窮二問東人等一、欵云、每レ事實也、無レ異二斐太都語一、去六月中、期會謀レ事三度、始於二奈良麻呂家一、次於二圖書藏邊庭一、後於二太政官院庭一、其衆者、安宿王、黃文王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂、多治比犢養、多治比禮麻呂、大伴池主、多治比鷹主、大伴兄人、自餘衆者、闇裏不レ見二其面一、庭中禮二拜天地四方一、共飮二鹽汁一、誓曰、將下以二七月二日一、闇頭發レ兵、圍二內相宅一、殺劫、卽圍二大殿一、退二皇太子一、次傾二皇太后宮一、而取二鈴璽一、卽召二右大臣一、將上使二號令一、然後廢レ帝、簡二四王中一、立以爲レ君、於レ是追二被レ告人等一、隨レ來悉禁著、各置二別處一、一一勘問、始問二安宿一、欵云、云々、又問二黃文奈良麻呂古麻呂多治比犢養等一、辭雖二頗異一、略皆大同、勅使又問二奈良麻呂一云、逆謀緣レ何而起、欵云、內相行レ政、甚多二無道一、故先發レ兵、請得二其人一後、將レ陳レ狀、又問云々、於レ是奈良麻呂辭屈而服、又問二佐伯古比奈一、欵云、云々、於レ是一皆下レ獄、又分二遣諸衞一、掩二捕逆黨一、更遣二出雲守從三位百濟王敬福、太宰帥正四位下船王等五人一、率二諸衞人等一、防二衞獄囚一、拷掠窮問、黃文改レ名多夫禮

〔大漸〕病の危篤なるを云ふ、書經顧命篇に、疾大漸惟幾、病日臻、既彌留とあり、これは王の事を云へるより、後世は專ら天子の御違例に用ふ

〔夜臺〕墳墓を云ふ、李周翰注に、墳墓一閉無復見明、故云長夜臺と見えたり。

〔橘太后〕橘嘉智子也（五八頁橘皇后を參照すべし）。

〔清友公〕奈良麻呂の二子、內舍人也

道祖（改名麻度比）、大伴古麻呂、多治比犢養、小野東人、賀茂角足（改姓乃呂志）等、並杖下死、安宿王及妻子、配流佐度、信濃國守佐伯大成、土左國守大伴古慈斐二人、並便流任國、其與黨人、或死獄中、自外悉依法配流、云々、又勅陸奧國、令勘問守佐伯全成、欵云、去天平十七年、先帝陛下行幸難波、寢膳乖宜、于時奈良麻呂謂全成曰、陛下枕席不安、殆至大漸、然猶無立皇嗣、恐有變乎、願率多治比國人多治比犢養小野東人、立黃文而爲君、以答百姓之望、大伴佐伯之族、隨此擧、前將無敵、方今天下憂苦、居宅無定、乘路哭叫、怨歎實多、緣是議謀、事可必成、相隨以否、全成答曰、云々、又去年四月、全成貢金入京、是時奈良麻呂云、願與汝欲相見古麻呂、共至辨官曹司、相見語話良久、奈良麻呂云、聖體乖宜、多經歲序、闚看消息、不過一日、今天下亂、人心無定、若有他氏立王者、吾族徒將滅亡、願率大伴佐伯宿禰、立黃文而爲君、以先他氏、爲萬世基、古麻呂曰云々、全成曰云々、言畢歸去、奈良麻呂古麻呂、便留彼曹、不問後語、勘問畢而自經と見えたる、此七月は、朔丁未にて、十六詔十七詔は、戊申日なれば、二日也、十八詔は、己酉の日なれば、三日也、かくて此庚戌は、四日なれば、件の太后の、五人の人々の罪を免し給へる詔の、翌日なるに、忽變りて、更に又件の人々を、勘問れしは、小野東人の欵せるところ、明らかにして、疑なければ、かの五人も、猶ゆるしがたき趣になれるにやあらむ、並杖下死とは、痛く拷掠窮問せられて、件の六人は、命え堪ずなりぬる也、杖を以て打て、せめ問事なるが故に、杖下とはいへり、さて奈良麻呂は、いかになられけむ、其終の見えざるは、漏たる歟、はたよし有て、記されざる歟、いぶかし、公卿補任に、天平勝寶九年七月二日、謀反伏誅、（或說遠流者如何、）と有り、まことに配流とはおぼえず、續後紀に、承和十年八月、詔曰、无位橘朝臣奈良麻呂、倚伏難明、既掩夜臺、悼福祿之不長、悲忠貞之未遂、宜寬典式賁幽壤、可贈從三位、同十四年十月、詔贈大納言從三位橘朝臣奈良麻呂、更贈太政大臣正一位、崇帝戚也と見ゆ、これは、天皇（仁明）の大御母橘太后は、此奈良麻呂公の男、贈太政大臣清友公の女におはしまして、奈良麻呂公は、天皇の御外曾祖父なりしが故に、かくのごとし、悲忠貞之未遂

〔坂上忌寸犬養〕坂上、漢主例宏、子延王より出で、その孫阿智使主、神の朝來りて歸化す。犬養は阿智使主第六代の孫にして大國の子也。

〔乙繩〕寶龜十年參議となり、天應元年薨ず。

〔左降太宰員外帥〕この時豐成病と稱して難波別業に留り赴任せず、居る事八年、仲麻呂伏誅の後復官せり。

〔七月〕「フミヅキ」の訓につき說多し。古事記傳、語意、古今要覽等に、穗含月の略にて、其月稻、穗を含む故に名づくと云へるは從ふべきに似たり、此他秋見ル、文披月などの義となす說あり。

遂とは、此度の謀反は、內相仲麻呂がほしきまゝなるを、憤りてのしわざなりしに、其事遂ざりしを、悲しみ給ふよし也、さて同月甲寅云々、勅曰、比者頑奴潜圖反逆云々、又勅曰云々、乙卯、遣中納言藤原朝臣永手、左衛士督坂上忌寸犬養等、就右大臣藤原朝臣豐成第、宣勅曰、汝男乙繩、關兇逆之謀、宜禁進者、即加監禁、寄勅使進、戊午云々、勅曰、右大臣豐成者、事君不忠、爲臣不義、私附賊黨、潜忌內相、知搆大亂、無敢奏上、及事發覺、亦不肯究、若怠延日、殆滅天宗、嗚乎宰輔之任、豈合如此、宜停右大臣任、左降太宰員外帥、是日、御南院、追集諸司、并京畿內百姓、村長以上、而詔曰とあり。

明神大八洲所知倭根子天皇大命良麻止宣大命乎。親王王臣百官人等。天下公民衆聞食宣。高天原神積坐須皇親神魯岐神魯彌命乃定賜來流天日嗣高御座次乎加蘇毘奪將盜止爲而。惡逆在奴久奈多夫禮麻度比奈良麻呂古麻呂等伊。逆黨乎伊射奈比率而。先內相家乎圍而。其乎殺而。即大殿乎圍而。皇太子乎退而。次者皇太后朝乎傾。鈴印契乎取而。召右大臣而天下爾號令使爲牟。然後廢帝。四王之中乎簡而爲君止牟謀而。六月二十九日乃夜。入太政官坊而。飲鹽汁而誓。禮天地四方而。七月二日發兵止牟謀定而。二日未時。小野東人喚中衛舍人備前國上道郡人上道朝臣斐太都而誂云久。此事倶佐西止伊射奈布爾依而。倶佐

〔觀世音菩薩〕梵語婆婁吉低稅の譯、又た觀世自在（阿婆盧吉低舍婆羅の譯）とも云ふ、南海普陀洛島に安住する菩薩にして、常に大慈大悲を以て一切衆生を利し十方の國土に身を現ずと云ふ、菩薩は梵語菩提薩埵の略、佛の次に位するものゝ稱號也。

〔繼體紀に云々〕同紀二十四年九月の條に、百濟則捉ニ奴須久利一、杻械枷鎖云々とあり。

〔持統紀に云々〕同紀三年七月の條に出づ。

〔近江群臣〕近江朝廷にて弘文天皇に仕ふる群臣也。

西止今事者許而。其日亥時具奏賜都。由此勘問賜爾。每事實止申而皆罪爾伏奴。是以勘法爾。皆當死罪。如此雖在。慈賜止爲而一等輕賜而。姓名易而。遠流罪爾治賜都。此誠天地神乃慈賜比護賜比。挂畏開闢已來。御宇天皇大御靈多知乃穢奴等乎伎良比賜弃賜布爾依而。又盧舍那如來觀世音菩薩護法梵王帝釋四大天王乃不可思議威神之力爾依志。此逆在惡奴等者顯出而。悉罪爾伏奴良志止奈母。神奈賀良毛所念行須止宣天皇大命乎衆聞食宣。事別宣久。久奈多夫禮良爾所詿誤百姓波。京土履乎事穢彌出羽國小勝村乃柵戶爾移賜止宣天皇大命乎衆聞宣

定賜來流、天照大御神高御產集日命の命以て、豐葦原中國は、吾御孫命のしらさむ國也と、事依し給へる、これ天津日嗣を定め給へる也、來流は、祁流と訓べし、これは辭也、來るにはあらず。〇次は、第一詔に、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國將知次止云々、とあるに同じ。〇加蘇毘は、掠と同意也、廿八詔に、皇位乎掠天とあるも、こゝにてカソヒテと訓べし、繼體紀に、捉とあるも、同言と聞ゆ、但しかれば、人を捕ていへるなれど、とる意は一也、又持統紀に、僞兵とある訓は、いかなる言か、いまだ考へず。〇惡逆在は、キタナクサカシマナルと訓べし、下の文に、穢奴、また逆在惡奴、廿八詔に、逆仁穢岐奴、四十三詔に、岐多奈久惡奴、などある例どもを合せて、訓を定むべし、さてさかしまはさかさま也、よこしまよこさま同じきが如し、さまとしまと通へること、十三詔、加久賍麻とある處にいへるがごとし、天武紀に、近江群臣、亦有ニ謀心一必害ニ天

〔奏宣小事〕令集解に、謂公式令所謂請進鈴印、及賜衣服、如此少事之類是也とあり。

〔驛鈴〕官使の諸國へ向ふ折賜はる鈴にて、これを振りて驛馬を徵發する證となす也。

〔顯宗天皇云々〕顯宗紀元年二月の條に、天皇遙聞鐸聲、歌曰、云々とあり。

〔三關國〕三關即ち鈴鹿、不破、愛發諸關の所在國伊勢美濃越前を云ふ。

〔留守官〕令集解に留守官者、皇太子、若不在者、餘官留守者亦是也とあり。

〔江家次第〕年中の政事、儀式等を詳記せる書、大江匡房の撰也。

下。○久奈多夫禮麻度比、久奈は、かたくなのくなにて、即頑の意也、多夫禮は、狂にて、十六詔にいへるがごとし、合せ考ふべし、さてこゝは、久奈多夫禮も、麻度比も、體言にて、頑狂たる人、惑へる人といふ意也、此上に引たる文に、黃文王の名を多夫禮、道祖王の名を麻度比とつけられたるも、此意也。○等伊、伊字、印本に伴に誤る、今は一本に依。○逆黨、黨はトモガラと訓べし、書紀に、徒黨黨類屬類など、皆然訓り。○大殿は、皇太子の坐宮なるべし。○皇太子は、大炊王也、今年天平寶字元年四月辛巳云々、迎大炊王、立爲皇太子と見ゆ、後に廢られ給へる帝也。○皇太后は、於保美於夜と訓べし、天皇の大御母命を、おほみおやと申奉ること、第五詔の下に、委くいへり、考ふべし、かの皇太夫人を、語には大御祖と申せとあれば、皇太后をも、然申奉るべきこと、准へて知べし、皇太后皇太夫人など別つは、漢文のうへのことにこそあれ、常の語には、共に大御祖とぞ申けむ、かの皇極天皇は、天皇に坐をすら、皇祖母尊と申せしをや。○鈴は、驛鈴なり。○印は、天武紀にオシテと訓り、押手の意也、古は、印といふ物はなくて、みな手掌を押て、信とせる、そをやがて印の訓としたる也、今の世に、手形といふ名の殘れるも、此よし也、さて公式令に、內印方三寸、五位以上位記、及下諸國公文則印、外印方二寸半、六位以下位記、及太政官文案則印、諸司印云々、諸國印云々、職員令、太政官少納言の處に、掌奏宣小事、請進鈴印傳符、進付飛驛函鈴、兼監官印、また公式令に、凡給驛傳馬、皆依鈴傳符剋數云々。○契は、孝德紀に、シルシと訓り、同紀に、大化二年正月、宣改新之詔曰云々、其二曰、初云々、造鈴契云々、凡諸國及關給鈴契云々と見ゆ、鈴契、此時よりぞ始まりけむ、但し鈴の事は、はやく顯宗天皇の大御歌にも見えたり、公式令に、三關國、各給關契二枚、義解に、謂其作契之形制者、須有別式、また同令に、凡車駕巡幸京師、留守官給鈴契、など有、江家次第、固關使儀に、云々木契三枚、長三寸方一寸函三合、以上木工寮以檜木作、進之內記、云々、大臣執筆、各書木契一面云、賜伊勢國、賜近江國、賜美濃國、書畢、即給內記、令割之、內記各自字中央割之、惣六片、如故相合、進之於上卿云々、なほ委し、此事貞觀儀式にも見えたり、さてこは、その二に割たる

（固關使）朝廷の大儀、又は兵亂ある場合朝命により特に關を警備する爲め派遣せらるゝ使を云ふ。

（節刀にて云々）禁秘抄階梯も、中右記、信經紀等を引きて節刀は太刀契に外ならざるを說けり。

（新田部親王）天武天皇第六皇子也、一品親王に御座し天平七年薨ず。

（高市皇子尊）天武天皇第八皇子也、持統天皇十年薨ず

（長屋王）高市皇子の第一王子也、養老五年右大臣、神龜元年左大臣に進み給ひしが、天平元年漆部君等の讒により自盡を賜ふ

一片をば、まづ其國司に給ひ、一片を固關使に給ひて、其國に到りて、相合せてしるしとする物にて、俗にいはゆる剖符也、契の事、まづ件の如くなれども、なほ疑はしきよし有、そは事長ければ、こゝにははぶきぬ、さて又後世に、内侍所に、御寶物として安置るゝ、大刀契といふ物あり、そはたゞ大刀にして、契にはあらず、此物の事、大刀と契とは別也とも、一なりともいひて、さま〴〵説有て、さだかならざれども、今思ふに、なほ一物也、禁秘御抄に、節刀可在此外と記させ給へども、これ節刀にて、節刀といふは、出征に給ふ時の名にて、そを常には、大刀契といふなるべし、これぞ信として給ふ物なるが故に、大刀なれども、契といふなゝむ、さればいづれの説にも、たゞ刀の事のみ見えて、別に契といふ物の事は、見えたることなし、これ同物にあらざるが故也、此大刀契の事は、たゞついでにいへる也。○取而は、信取也、此物にもあれとらむとはかるは、もろ〳〵の號令を出すに、信なくてはかなはざる故也。○右大臣は、藤原豐成公也。○號令使爲卒は、ノリコトセシメムと訓べし、天武紀に、命高市皇子、號令軍衆。○帝は、美加度と訓べし、此字は、昔より世にも然訓來れり、上にいへるがごとく、直に天皇を、朝廷と申せし事、これかれ見えたり。○廢は、志叙氣旦と訓べし。○四王は、鹽燒王、道祖王、安宿王、黄文王なり、鹽燒王は、天武天皇の御孫、新田部親王の御子なり、道祖王の兄のよし、廿八詔に見ゆ、聖武天皇の御女、不破内親王を室とせられたり、天平五年三月に、无位より、從四位下に叙、其後官、中務卿大藏卿などを經、天平寶字元年八月に、氷上眞人と姓を賜、同二年八月、從三位に叙し、同六年十二月、中納言に任、同八年九月、惠美押勝謀反の時、近江國にして、此人を僞立て、今帝とす、同月十八日、湖邊にして、押勝と共に斬殺されぬ、道祖王は、鹽燒王の弟也、天平九年九月、无位より從四位下に叙、天平勝寳八年五月、聖武天皇崩坐時、遺詔、以中務卿從四位上道祖王立皇太子、天平寶字元年三月、廢皇太子、同年七月この度、奈良麻呂謀反の事によりて、拷問せられて薨、上に見えたるが如し、萬葉十九に、此王の歌中、安宿王は、天武天皇の御曾孫、高市皇子尊の御孫、左大臣從二位長屋王の子也、母は藤原氏、不比等大臣の女也と、廿四の卷、藤原弟貞卿の傳に見えたり、天平元年、御父長屋王謀反のよしにて、殺され給へりし時、此王又黄文王などは、不比等公の女の所生なりし

〔散位頭〕式部省の被官散位寮の長官にて、相當從五位下也。

〔鯽魚戸直〕孝德紀四年六月の條に出づ。

〔飛鳥戸造〕百濟國昆有王の後也。

〔飛鳥部〕百濟國人木吉志の後也。

〔安宿郡〕今南河内郡の内也。

〔黄人連〕高麗國久斯那王の後にて、もと臣姓、天武天皇十二年連姓を賜はる。

〔南淵河上〕大和志に、高市郡男淵女淵在二一村一、南淵卽此とあり。

をもて、命ゆるされたりき、同九年九月、无位より從五位下に叙、官は玄蕃頭治部卿中務大輔内匠頭、位は正四位下に至る、天平寶字元年七月、此度の事によりて、佐渡國に配流、上に引る文に見えたるがごとし、かくて其後、京にめしかへされたることは見えずして、寶龜四年十月、賜二姓高階眞人一と見えたり、黄文王は、安宿王の同母弟也、天平九年九月、无位より從五位下に叙、官は散位頭、位は從四位上に至る、此度の事によりて、拷問せられて、卒られし事、上の文の如し、さてそのかみ凡て親王諸王たちの御名は、みなその乳母の姓を取れる例にて、此四王の名も然也、鹽燒といふ姓は、物に見あたらざれども、此姓も有しなるべし、道祖は、道祖史といふ姓有、こは布那斗と訓こと也、孝德紀に、鯽魚戸直といふ姓も見ゆ、安宿は、飛鳥戸造、飛鳥部などいふ姓あり、和名抄に、河内國安宿郡〈安須加倍〉、これを雄略紀には、飛鳥戸郡と書り、此地によれる姓也、萬葉廿に、安宿王等、集二於安宿奈杼麻呂之家一宴歌とあるは、奈杼麻呂は、此王の乳母の族にやありけむ、黄文は、黄文連といふ姓有。○太政官坊、上に引る文には、太政官院とも、院内とも有、廿一の卷廿六の卷にも、太政官院といふこと見ゆ、又宮衛令に、兵庫大藏院内ともあり、院内とは、その搆の内をいへる也、さればこゝに坊とあるも、其意にて、たゞ太政官の搆の内といふこと也、故ウチと訓つ、さて此時、奈良麻呂左大辨也、古麻呂も、今年六月まで、左大辨なりしかば、太政官の内は、手附ありし所也、和名抄に、太政官、於保伊萬豆利古止乃官。○飮二鹽汁一而は、そのかみ世中に、誓盟にせしわざなるべし。○禮二天地四方一も同じ、天地を拜み、四方を拜むこと、古意にはあらず、からぶり也、皇極紀に、元年八月朔、天皇幸二南淵河上一、跪拜二四方一、仰レ天而祈 云々、雨を祈玉へる也。○謀定而、先内相家乎圍而、といふより、これまでの事とも、上に引、庚戌日、小野東人を窮問せしに、欵云云々、同じ、又同時、安宿王欵云、去六月廿九日黄昏云々、庚戌は七月四日也。○二日未時云々は、十七詔の次に、是日夕、中衛舍人云々、とある是也、其文上に引り、今日といへる、二日のこと也、かくて其日に卽小野東人等捕へられたり、かれては、七月二日の夜、兵を發さむと約しつれども、其日に事發はれたる也。○小野東人、小野朝臣は、姓氏錄に孝昭天皇皇子、天足彦國押人命之後也と見ゆ、東人は、誰子ならむ、いまだ考得ず、天平九年九月、正六位上より、外從五位下に

〔内匠寮〕中務省の被官にて、巧匠技巧の事を掌り、公事の鋪設等を兼ね行ふ。

〔授刀舍人〕春宮坊舍人監の舍人の内帶刀せる者を云ふ

〔紀略〕日本紀略の略、神代より後一條天皇までの編年史也。

〔大吉備津日子命〕孝靈天皇第三皇子彦五十狹芹彦ハ御亦名也、崇神天皇十年山陽道に遣され其地を治め給ふ子孫世々吉備國造たり。

叙、其後從五位上に至る、官は、兵衞佐治部少輔備前守などに任、此度拷問せられて卒、上に引る文に見ゆ。○中衞舍人、中衞は、神龜五年八月、勅始置内匠寮云々、又置中衞府、大將一人、從四位上少將一人、正五位上將監四人、六位將曹四人、從七位上府生六人、番長六人、中衞三百人、號日來舍人、使部已下亦有數、其職掌、常在大内以備周衞事並在格と見えたる、これ中衞府の始也、中衞三百人とある、これその舍人なるべし、號日來舍人とある、日來は誤字と見ゆ、さて中衞の訓は、物に見えざれども、ナカノマモリノツカサと訓べし、天平勝寶八歳七月、勅、授刀舍人云々、其中衞舍人、亦以四百為限、さて紀略に大同二年四月、詔、近衞府者、為左近衞、中衞府者、為右近衞と見ゆ、これより中衞の名は停て、左右近衞府となれり。○備前國、和名抄に、備前、岐比乃美知乃久知。○上道は、同書に、上道、加無豆美知。○上道朝臣斐太都、古事記に、孝靈天皇の御子、大吉備津日子命を、吉備上道臣之祖也と有、斐太都は、此月辛亥五日に、從八位上より、從四位下に叙し、姓朝臣を賜へり、同月乙卯九日に、為中衞少將、閏八月、為吉備國造、かくのごとく、俄になりのぼりしは、此度の事を告申せるによりて也、天平神護元年八月に、飛驒守となる、其後の事は見えず。○誂は、アトラヘと訓べし。○伊佐西止、佐字、本どもに倍と作、一本には位と作るを、今は又の一本に依れり、次なるも同じ、倶字は、諸本みな同じきを、これも伊を誤れるにて、伊佐西止なるべし、次なるも同じ、いざせは、人を誘ふ詞也、萬葉十四に、安左乎良乎、遠家爾布須左爾、宇麻受登毛、安須伎西佐米也、伊射西乎騰許爾、此歌、むかしより皆解誤れり、四の句は、明日來せざらめやにて、明日の日の無きにあらず、明日も有をといへる也、結句は、小床に早く入て寢むといざなふ也、中昔の詞にも、人をいざなふに、いざさせ給へといへること有、一首の意は、女の夜のわざに、麻をうみ居るを、男の來て、早くねむと、催せるにて、今夜さのみ多く麻笥に麻をうまずとも有べし。明日の日のたからむにこそ、明日の日もあれば、麻は明日又いくらもうみ給へこよひは早く小床に入て寢む、いざさせ給へ、といへる也、今もこれに依て、いざせと訓つ、さきには、倶に西なるべし、西はせよの意也、と思へりしかども、倶にせよといふ言いかゞ也、猶

〔謀反〕國家を危くせむと謀るをいふ

〔大逆〕山陵及び宮闕を毀つを云ふ。

〔輕太子〕允恭天皇の第一皇子也、同帝二十三年皇太子に立たれしが、天皇の崩後皇弟穴穗皇子(安康天皇)と御爭あり、遂に伊豫國に配せらる、但書紀の傳はこれと異る點多し。

〔伊余湯〕伊豫國溫泉郡の地也。

倶は伊の誤なるべし、此事、上文妻太都が告たる處には、汝能從乎と有。○倶佐西止、これも倶字は、伊の誤なるべきこと、上に同じ、さてこは、彼方よりいざせといへるを承て、やがて其言を以て許諾たるにて、いへるごとくせむの意也。○事者云々、事は借字にて、言也、言には許諾て、實は然らざるよし也、上文に、不敢違命といへる是也、萬葉七に、事聽屋毛打橋渡。○其日亥時は、上文には、是日夕とあり。○具奏は、上文には、告内相云と有、○實止申而は、奈良麻呂古麻呂等の申せる也。○罪爾伏奴、すべて罪に伏といふは、もと漢文訓にて、もとよりの皇國言にはあらじ、されど既くさるたぐひ、つれのことなれば、字のまゝに訓つべし。○勘法、法は律をいふ。○死罪は、コロスツミと訓べし、允恭紀に、死刑とある訓よろし、其外、極刑大辟罪など、シヌルツミと訓るはいかゞ、これらもコロスツミとぞ訓べき、律に、謀反は八虐の第一也、さて死罪に、絞と斬との二有て、絞は輕く、斬は重し、賊盜律に、凡謀反及大逆者皆斬と見ゆ。○姓名易而は、上の文に、黄文改名多夫禮云々のたぐひ、又姓を易戸をおとさるゝ類也。○遠流罪、凡そ罪有て流す事は、古事記允恭段に、輕太子者、流於伊余湯と有、此流字は、ハナツと訓べし、然云ぞ古言なるべき、そのよしは傳卅九の卷にいへり、然れども奈良のころは、既く漢國の名目のまゝに、流罪は、ナガスとぞ訓けむ、天武紀にも然訓り、さて遠流は、神龜元年三月定諸流配之程、伊豆安房常陸佐渡隱岐土左六國、爲遠、諏方伊豫、爲中、越前安藝、爲近と見ゆ、諏方は、信濃の諏方也、そのかみ國に建られて有しほど也、刑部式に見えたる遠中近流の定めも、右のごとし、獄令に、凡流人應配者、依罪輕重、各配三流、謂近中遠處、○天地神乃、一本に、乃の上に、多知の二字あり、四十二詔四十三詔などにも、然あれば、それもよろし。○開闢已來は、たゞ神代よりこなたの意なり。○伎良比賜、神代紀に、棄物とある棄に、此云岐羅毘と、訓注ある、此意にて、弃賜と同じこと也、廿八詔に、先仁捨岐良比賜之天、廿五詔に、罪奈比給岐良比給、四十三詔に、法末爾々々岐良比倍久在、などなほ有。○護法は、佛法を護るよしにて四大天王までに係れり。○梵王は、色界の初禪天の主を、大梵天王といふ、是也、これ娑婆世界の主なりといへり、色界とは、世界を三に分

て、欲界色界無色界といふ、これいはゆる三界也、欲界は下に在、其上色界、其上無色界也、初禪天とは、色界を四に分て、初禪二禪三禪四禪といへり。〇帝釋は、釋提桓因といひて、忉利天の主也、忉利天は、三十三天と譯して、須彌山の頂上に在、帝釋の天は、欲界の最上也、印本には釋字を脱せり、今は一本に依れり。〇四大天王は、須彌山の半腹の四方に居て、東方なるを、持國天王、南方なるを、增長天王、西方なるを、廣目天王、北方なるを、多聞天王といふ、多聞天王は、世人のよく知れる、毘沙門也、毘沙門は梵語、多聞は、漢國の譯の名也、右梵王よりこなたのことども、佛ぶみどもにいへるさまを、一わたり注せる也、そもそも聖武天皇高野天皇の御世のほどは、宣命にさへ、かゝる佛ごとどもの、多くまじれるは、いともうるさく、ふさはぬわざになむ、天照大御神を始め奉りて、もろもろの天神國神の御護に、何のあかぬこと有てかは、かゝるよしなき戎國の神どもをば、賴み給ひけむ。〇不可思議威神之力は、佛菩薩どもにつねにいへる言也。〇顯出は、謀反のあらはれたること也。〇神奈賀良母　印本には、此五字なし、今は一本又の一本などに依。〇所詿誤は、持統紀に、爲皇子大津所詿誤とある訓に依て訓べし。〇穢彌、彌字、本に爾に誤、今は一本に依、きたなみは、きたなさにといはむがごとし。〇出羽は、和名抄に、以天波とあり、其外も昔の物には、皆然あるを、今いたく省きて、ではといふは、鄙言也。〇小勝、印本に、小字を脱し、勝字を縢に誤り、一本にも、小縢と有、今は又の一本に依れり、和名抄に、雄勝郡乎加知、有城謂之答合と見え、雄勝柵も有、答合は、誤字なるべし。〇柵戸は、紀閉と訓べし、柵は城也、城柵と、分て記せる處もあれども、此雄勝柵も、城ともあり、皇極紀に、城柵とつらねてもいへり、さて此雄勝柵は、和銅二年七月、令諸國運送兵器於出羽柵、爲征蝦狄也とある、これ其なるべし、天平五年十二月、出羽柵遷置於秋田村高清水岡、又於雄勝村建郡居民焉、天平寶字二年十二月、徵發坂東騎兵鎭兵役夫、及夷俘等、造桃生城小勝柵、五月俱入、並赴功役、同三年九月、始置陸奧國桃生城、出羽國雄勝城所役云々、同四年正月、勅曰云々、昔先帝數降明詔、造雄勝城、其事難成、前將已困、然今云々、造成既畢云々、紀略に、延曆廿一年正月、越後國米、一萬六百斛、佐渡國鹽、一百二十斛、毎年運送出羽國雄勝城、爲鎭兵糧、三代實錄廿四に、其雄勝城、承十道之大

〔須彌山〕梵語蘇迷盧の略、妙高と譯す、佛説に三千世界の中心に在りとなす山にして高さ八百四千由旬、我等の世界は其南方に當ると云ふ。

〔持國天王〕梵名を提多羅吒と云ふ、增長は毘留勒叉、廣目は毘留博叉の譯也。

〔毘沙門〕梵語吠室羅摩拏の後轉也。

〔皇子大津〕天武天皇第二皇子也、朱鳥元年天皇崩後謀反のこと覺はれ、十月捕へられて死を賜はる。

〔秋田村〕今羽後國南秋田郡寺內村大字寺內の地也。

衝也、國之要害、尤在此地、など見えたり、すべて陸奧出羽越後などにある、所々の城柵は、みな蝦夷の背叛む時の備也。さて柵戸といふは、柵に屬たる民戸也、孝德紀に、大化三年、造淳足柵、置柵戸、同四年、治磐舟柵、以備蝦夷、遂選越與信濃之民、始置柵戸などある、磐舟淳足は、共に越後國也、和銅七年、勅割尾張上野信濃越後等國民二百戸、配出羽柵戸、養老元年、以信濃上野越前越後四國百姓、各一百戸配出羽柵戸焉、同三年、遷東海東山北陸三道民二百戸、配出羽柵焉、天平寶字二年、發陸奧國浮浪人、造桃生城、既而復其調庸、便即占著、又浮宕之徒、貫爲柵戸、同三年九月、遷坂東八國、並越前能登越後等四國浮浪人二千人、以爲雄勝柵戸、同四年三月、沒官奴二百卅三人、婢二百七十七人、配雄勝柵、並從良人、同七年九月、河内國人、尋來津公關麻呂、坐殺母、配出羽國小勝柵戸、など見えたり、近く造れる柵にて、其戸足らざる故に、かくさまざま、外より遷して其とせられしなり。

第二十詔

同月、癸酉詔曰とあり。

鹽燒王者唯預四王之列。然不會謀庭。亦不被告。而緣道祖王者。應配遠流罪。然其父新田部親王。以清明心仕奉親王也。可絕其家門止夜奈爲毋。此般罪免給。自今往前者以明直心仕奉朝廷止詔。

四王、上に出たり、その列に預るとは、四王の中なへむと謀りし、其中なるないふ。〕不會謀庭は、書きま漢文ぶりなれば、字のまゝには訓べからず、コトハカレルトコロニマジラズと訓べし、かの太子官の院内にて、謀れりしところ也。〇不被告は、此度此王の事は、告たることなき也、十八詔に、鹽燒等五人乎、人ニ告謀反とあるは、

〔淳足柵〕越後國中蒲原郡に在り、柵址詳かならざるも信濃河の右岸なる沼垂濱附近なるべしといふ。

〔磐舟柵〕越後國岩船郡に在り。

〔雄勝柵戸〕後ちの羽後國雄勝郡なる湯澤城はその跡なりと云ひ、或は同郡大澤村字天下屋敷その舊址なりと云へり。

〔沒官奴〕謀反謀大逆に緣坐し、或は家人奴が主人と通ぜし爲め官奴となれるものを云ふ。

〔岐神〕神代卷に、伊弉諾尊乃報之曰、愛也吾妹、言ニ如此一者、吾則當產ニ生日將千五百頭一、因曰、自レ此莫過、卽投ニ其杖一、是謂ニ岐神一也とあり。

〔口訣〕日本書紀口訣の略、日本紀に口訣を加へ、卜部兼倶の鈔、大外記環翠の講義を附せる書、忌部正道の撰、十二卷也。

〔纂疏〕日本書紀纂疏の略、一條兼良の日本紀の釋書也

〔繼體紀云々〕同紀二十一年八月の條に出づ、葛子は此年反せる筑紫の國造磐井の子也

此王のことを告たるにはあらざれども、四王の列なる故に、五人の內に入れて、召れたるを、此王、五人の中の上首なるを以て、此名をば擧られたるのみ也、さて告字の下なる而字も、シカレドモと訓べし、近く上にも次にも、然と有て、あまり同じ言の重なれるは、いかゞなれども、必然訓べき語の意也。○道祖王は、鹽燒王の弟にて、上に出、さて此名、布那斗と訓べき事を、なほいはゞ、まづ古事記に、船戸神とあるを、書紀には岐神と有て、口決纂疏などに、これを道祖神也と注せられたり、道祖の字は、漢國の名を以て、當たるにて、まことに船戸神にあたれり、されば古より、此神名の布那斗を、道祖とも書たりし也、和名抄には、岐神とは別に擧て、道祖神をば、さへのかみとしるされども、岐神と同じこと也、かくて上にいへる道祖史といふ姓は、いかなるよしにて負けるかしられども、もしくは地名ならむか、そはいかにもあれ、かならずふなとゝ訓べきことは、かの孝德紀の鯽魚戸直に准へてもしるべき也。○緣に、加々流と訓べし、親族などの罪に坐るにて、これを緣坐といふ、俗にいはゆるかゝりあひの罪也、繼體紀に、筑紫君葛子、恐レ坐ニ父誅一、孝德紀に、坐ニ蘇我山田大臣一而被レ戮者云々等、九十四人、被レ絞者九人、被レ流者十五人、持統紀に、從者當レ坐ニ皇子大津一者、皆赦レ之、などある是也。○遠流、賊盜律に、凡謀反及大逆者、皆斬云々、祖孫兄弟、皆配ニ遠流一と見ゆ。○配は、乎佐牟と訓べし、十九詔に、遠流罪爾治賜都と有。○新田部親王は、天武天皇の御子にて、御母は、藤原氏、鎌足大臣の女、五百重娘也、一品にて、天平七年九月薨坐ぬ。

第廿一詔

同年、八月庚辰詔曰とあり。

今宣久。奈良麻呂我兵起爾被雇多利志秦等乎婆遠流賜都。今遣秦等者。惡心無而清明心乎持而仕奉止宣。

秦等、應神天皇の御世に、から國の秦始皇が後なる、弓月君といへる人、百廿七縣の秦民を率て、歸化たりしを、仁德天皇の御世に、波陀といふ姓を賜ひて、國々に分ち置給ふ、即秦字を書て、波陀と訓り、かくて雄略天皇の御世に、諸國に在る秦等、合せて一萬八千六百七十人有けるを、秦君酒をして、これを領しめ給へり、酒は、弓月君の子孫也、さて天平廿年、秦氏の京畿内に在者は、みな伊美吉の尸を給へり、件の趣は、書紀姓氏錄に依て、要を摘ていへり、委き事は、古事記傳、應神段、卅三の卷にいへり、こゝに見えたるは、京に在秦等なるべし。○遺秦等云々、此度の謀反に雇はれたるが、多く有し故に、其餘の秦等をも、かくとりわきて詔給へる也。○惡心はキタナキコヽロと訓べし、古事記に穢邪心、神代紀に、黑心濁心、天武紀に謀心、みな然訓り、卅四詔四十三詔に、逆心、卅五詔に、逆穢心などあるも、同じ訓なるべし、なほ十九詔に、惡逆在奴とある下をも、考へ合すべし。

第廿二詔

件の詔につゞきて、又詔曰とあり。

此遍乃政。明淨久仕奉禮留依而。治賜人母在。又愛盛爾一二人等爾冠位上賜治賜止久宣。

此遍乃政とは、奈良麻呂等の謀反の事につきての、とりはからひをいふ。○明淨久仕奉とは、朝廷に忠義なりしよし也。○愛盛は、米傳乃佐加利と訓べし、萬葉五に、神奈我良、愛盛爾、天下、奏多麻比志、家子等、撰多麻比云々、とあるも同じ、メグミノサカリと訓るはわろし、又此萬葉なる愛盛は、撰たまひへ係れり、天下云々へ係ていへるにはあらず、さて此詞、類聚國史、天長四年の詔にも、御意乃愛盛爾治賜人毛亦在、文德實錄三にも、又御意乃愛盛爾治賜人毛一二在と見え、貞觀儀式、踐祚大嘗祭儀、また正月七日儀、などの條の宣命にも見えたり、

〔弓月君〕秦始皇帝十四世の孫にて功滿王の子也、又た融通に作る、應神紀十四年の條に、是歳弓月君自百濟來歸、因以奏之曰、臣領己國之人夫百二十七縣而歸化云々とあり。

〔秦君酒云々〕雄略紀に、十五年秦民分散、臣連等各隨欲駈使、勿委秦造、由是秦造酒甚以爲憂、而仕於天皇、天皇愛寵之、詔聚秦民、賜於秦酒公、とあり、酒は弓月王の孫にて普洞王の子也。

〔正月七日儀〕白馬節會也。

又三代實錄八の詔に、又御意爾感治賜人毛一二在とあるは、例に依に、感の下に盛字脱、爾字は、乃を誤れるか、そはいかにもあれ、これも愛盛とあると、同意の語なるに、感字を書るを以ても、愛をめでと訓べきことをしるべし。

（高野天皇）孝謙天皇を申す、大和國添下郡佐貴郷（今生駒郡平城村）高野陵に葬り奉れる故也。

第廿三詔

廿一の巻に、天平寶字二年八月庚子朔、高野天皇禪二位於皇太子一詔曰と有。

現神御宇天皇詔旨良麻止宣勅乎親王諸王諸臣百官人等。衆聞食宣。高天原神積坐皇親神魯弃神魯美命。吾孫知食國天下止事依奉乃任爾遠皇祖御世始亙。天皇御世御世聞看來天日嗣高御座乃業止奈母随神所念行久止宣天皇勅衆聞食宣。加久聞看來天日嗣高御座乃業波。天坐神地坐祇乃相宇豆奈比奉。相扶奉事爾依亙之。此座平安御坐亙。天下者所知物爾在良自止奈母随神所念行須。然皇止坐亙。天下政乎聞看事者。労岐重弃事爾在家利。年長久日多久此座坐波。荷重力弱之。不堪負荷。加以。掛畏朕婆婆皇太后朝爾母。人子之理爾不得定省波。朕情母日夜不安。是以此位避亙。間乃人爾在亙之。如理婆婆爾波仕奉止倍之所念行亙奈母。日嗣止定賜弊流皇太子爾授賜久止宣天皇御命衆聞食宣。

（皇親）祝詞考に、皇は統（スベ）ちふ事にて、尊みの言也、云々、睦（ムツ）は天皇の皇祖神たちなれば御親みのよし也とあり。

〔禮記〕古人論禮の遺言と其儀節の書を集録せる書、孔子門人及び後儒の撰と云ふ、十三經に列するは鄭玄の注にして六十三卷あり、五經に列するは陳澔の注にして十卷あり。

〔昏定晨省〕禮記曲禮上篇に、凡爲二人子一之禮、冬溫而夏清、昏定而晨省とあり。

〔衽席〕寢具也。

神魯美命、命の下に、以字なきこと、第五詔の處にいへり。○事依奉乃任爾、此乃の例、十四詔に有。○天日嗣高御座、この天日嗣の三字を、諸本に食國と作り、そは十四詔に、食國天日嗣高御座乃業止とあるによらば、下に天日嗣の三字を脱せるか、とも思へども、第一詔十三詔廿四詔四十八詔六十一詔などの例によるに、食國は、天日嗣を誤れるなり、故今は然定めて改めつ、かにかくに食國高御座とつゞくことは、例もことわりもなければ也、又座字も、印本に原に誤、今は一本に依。○加久聞看來、看字、一本には者に誤れり、來字、印本に事に誤る、今は一本に依○相宇豆奈比は、第四詔に出。○此座の下に、爾波と讀付べし、四十八詔に、者字ある例に依。○御坐は、オホマシ〳〵テと訓べし、大坐々とも、御坐々とも、於保麻志麻須とも書る、皆同じ例也。○然は、佐良と訓べし、此訓の事、十五詔にいへり。○日多久は、比麻禰久と訓べし、まねくの事、第三詔にいへり、久字、本に天に誤、今は一本に依れり。○皇太后は、オホミオヤと訓べし、そのよしは、十九詔にいへるがごとし、十三詔に、婆々大御祖と有、さてこは光明皇后也。○人子之理爾は、人子の、父母につかふることわりのごとくにもの意也。○不得定省波は、エツカヘマツラネバと訓べし、次の文に、如レ理婆々爾仕奉自倍とあると照して知べし、定省の字は、からぶみ禮記に、昏定晨省といへる、これ親に事ふるさま也、注に、定二其衽席一省二其安否一と有、そのかみ物知人、宣命にさへ、かゝる漢文字を好みてつかひたる、いとあぢきなく、こゝろづきなきわざ也、さてかく詔給ふは、天皇の御位に坐ましては、萬機の政しげく、御身も重くおはしませば、ことわりのごとくにも、え仕奉給はぬよしなり。○間乃人爾在旦は、間ある人にて在て也、間は、伊登麻と訓べし、さていとまといふ言の意は、いとなみの隙をいふ。○皇太子は、こゝはたゞ美古と訓べし、上に日嗣止云々とあれば、ヒツギノミコとは訓べきにあらず。

續紀歷朝詔詞解三卷終

續紀歷朝詔詞解四卷

〔廢帝〕舍人皇子の第一王子也、藤原仲麻呂擁立せるところなるより、仲麻呂敗死後自から御地位安らかなる能はず、天平寶字元年十月遂に廢位、淡路に謫せられ給ふ〔第廿九詔參照〕、同二十二日御潜幸を計りて成らず、翌日遽に崩す、明治三年淳仁天皇と諡す。

廿一の卷　廿三詔につゞきて、是日、皇太子、受ノ禪ヲ卽ニ天皇位於太極殿ニ、詔曰と有り、廢帝の、御位に卽給へるなりの詔也。

第廿四詔

明神大八洲所知天皇詔旨乎良麻宣勅。親王諸王諸臣百官人等。天下公民衆聞食宣。掛畏現神坐倭根子天皇我皇。此天日嗣高御座之業乎拙劣朕爾被賜弖。仕奉止仰賜比授賜閇。頂爾受賜利恐美受賜利懼。進母不知爾。退母不知爾。恐美坐止久宣天皇勅衆聞食宣。然皇坐弖。天下治賜君者。賢人乃能臣乎得弖之。天下乎平久安久治物爾在奈母良之止聞行須。故是以大命坐。宣久。朕雖拙弱。親王始弖。王臣等乃相穴奈比奉利。相扶奉牟事依之弖。此之仰賜比授賜夫食國天下之政者。平久安久仕奉倍奈母之止念行須。是以無諂欺之心。以忠赤之誠。食國天下之政者衆助仕奉止宣天皇勅衆聞食宣。辭別弖宣久。仕奉人等中爾。自

【禰宜】神主の下に在りて新年、月次新嘗等の祭祀に預り、幣帛を献する等の事を掌る神職也、「ネギ」は願ひの義なりと云ふ。

〔祝〕禰宜の下に屬する神職也、名義は、「はらふ」の義にて、禰宜祝は共に祈禱攘災を掌るものなれば、各その掌の一つを以て分ちて名づけしものなるべし。

〔祝詞に云々〕祈年祭の祝詞に出づ、八束穗云々は彌握穗の嚴穗にて、長き勢よき稻穗也。

何仕奉狀隨比。一二人等冠位上賜比治賜夫。百官職事已上及大神宮乎始弖諸社禰宜祝爾大御物賜夫。僧綱始弖。諸寺師位僧尼等爾物布施賜布。又百官司乃人等諸國兵士鎮兵傳驛戶等。今年田租免賜久止宣天皇勅衆聞食宣

掛畏云々我皇とは、孝謙天皇を申給ふ也。○高御座、諸本には、御字を脱せり、今は一本に依る、此御字を略きて書る例なければ也、萬葉歌の枕詞には、高座ともよめれど、詔などには、さることなし。○朕爾被賜弖云々は、朕爾と讀切べし、こは仰賜比へ係れり、朕に賜といふにはあらず、被賜弖仕奉礼止、朕爾仰賜の意也 ○授賜閇、諸本に、閇の下に波字あり、今は一本に無きに依れり、十四詔に、云々負賜閇、頂爾云々とあると、上下も同じ語なるに、波字はなし、こは賜へといひて、賜へばの意なること、十二詔に、云々有止念閇、とある處にいへるがごとし、さればこゝも、波字あるは、後の人の、さかしらに加へたるなるべし。○頂爾、頂字、一本に項と作るは、誤也、○進母云々、第五詔に出つ。○恐美坐止久、久字、本に之に誤、今改む ○治賜者、治字、本に詔に誤、今は一本に依れり。○賢人乃能臣とは、賢く能人なる臣といふことにて、一つなるを、かく二に分ていふは、古言にて、其例萬葉六に、丹管士乃、將薫時能、櫻花、將開時爾とあるなども、丹つゝじのにほひ、櫻花の咲なむ時といへる也、祝詞に、八束穗能伊加志穗、安幣能足幣などいふ類も、同じ格也、第六詔には、賢臣とばかりも見え、四十八詔には、賢臣能人とも有、六十一詔には、こゝのごとく有り。○天下乎婆云々、婆字、多くの本波と作り、今は一本に依、安久の久字、之に誤、今は是も一本に依。○治物爾在、こは治の下に、賜字脱たるかと思へど、四十八詔六十一詔など、こゝと同じつゞきの語にて、みな賜字はなし。○相穴奈比、第三詔に出つ。○授賜夫一本に、夫字を天に誤れり、又一本には、此三字を脱せり。○諂欺之心、六十一詔にも見ゆ、廿八詔には、詐奸流心乎以天、また奸美諂天、四

〔伯〕神祇官の長官にて、相當從四位下也。

〔神部〕官內の雜事に驅使する下司にて定員三十人也。

〔卜部〕龜卜のことを掌る職員にて、定員二十人也。

〔天武紀に云々〕同紀朱鳥元年六月の條に出づ、四寺は詳かならず、和上は和尙に同じ、僧位の一也。

〔滿位法師位云々〕日本逸史延曆十七年九月の條に引用せる治部省解に、滿位僧當五位、法師位僧當四位、大法師位僧當三位、とあり。

十四詔には、新備利直御流心無天之などゝ有り、こゝには之字を添て書るは、漢文ざま也。○忠赤之誠、六十一詔に、以忠明之誠とあり、續紀孝德紀持統紀に、忠誠をマメゴヽロと訓り。○衆助、衆は、はじめに、親王云々百官人等とある衆なり。○辭別尼宣久、印本に、辭久別宣之と誤れり、一本には、辭別宣久と作り、印本の辭の下の久は、別の下に夫と有しを、誤りて上に書るなるべし、但し此詔、テにはみな尼字をのみ用ひたるに從ひて、今改つ。○自何は、其之なり、六十一詔にも、こゝのつゞきのごとく有り、廿八詔に、先仁之我奏之事がとも有り、此意、古事記の歌、萬葉歌などに多し、委きことは、古事記傳卅六卷、御歌の所にいへり。○職事は、訓は物に見あたらず、字音に讀て有べし、公式令に、凡內外諸司、有執掌者、爲職事官、無執掌者、爲散官と見えたり、有執掌者とは、職員令もろ〳〵の官司に、各長官をはじめ次々、掌云々事、といふ文ある者をいふ、其例を神祇官にていはゞ、伯より次々、皆件の文有て、少史一人、掌同大史といふまで、これ職事官也、其次、神部卜部使部直丁などは、件の文なし、これ散官也、餘の官司も、これに准ふべし、後宮職員令に、十二司を擧て、右諸司、掌以上、皆爲職事、自餘爲散事、とあるにても知べし、掌以上とは、內侍司にては、掌侍これ掌也、藏司にては掌藏これ掌也、さて各掌より下に擧たる者は、散事也、散事散官同じ。○大御物賜夫、一本に夫字なし。○僧綱、十三詔に出。○諸寺師等、天武紀に、三綱律師、及四寺和上知事、并現有師位僧等、施御衣御被各一具、三代實錄八に、僧位之制、本有三等、滿位法師位大法師位是也、と見えたり、師位とは、法師位大法師位をいふなり、紀十七の卷に、私度沙彌、丸子連宮麻呂、授法名應寶、入師位、さて僧尼とあれば、尼にも、師位なるがあるなるべし、僧尼令集解に、養老四年二月四日格問、大學明法博士越知直廣江等答、凡僧尼給公驗、其數有三、初度給一、受戒給二、入師位給三とある、これにも凡僧尼といひて、入師位とあれば也、尼に位階を賜へる、たしかなる例は見えざれども、紀廿九に、法戒法均二人の尼を、大尼と記されたるは、これ大法師位を賜へる尼を、然云るにやあらむ、なほ尋ぬべし。○百官司乃人等は、もろ〳〵の詔につねに、百官人等とあるとは異にして、これは諸の官司に屬たる人等といふことにて、其色は、くさ〳〵有べし、賦役令に、凡舍人史生伴部兵衞衞士仕丁云々、並免課役とある

〔軍團〕諸國に配置し非常を警備せる軍營にて大寶元年始めてこれを制す其兵數一千以上なるを大軍團、六百人以上を中軍團、五百人以下を小軍團と云ふ。

〔大毅〕部内の散位勳位ある者又は庶人の武藝稱すべき者を採る、尙ほ小軍團には大毅を置かず、爾餘の職員も令文に記せるは大軍團のものにて、他なるは是れより少し。

〔口分田〕國民一般等分に給與せる田地にて大寶令の制定也、六歲に至りて給し、租の殘餘を料とせしむ、男女につき等差あり、家人奴婢は良人の三分一を供す

これらの類也、此類、課役はつれに免されてあれども、田租はつれには輸すを、今年は殊に免さるゝ也。○諸國兵士、諸國に軍團といふもの有、其職員は、大毅一人、少毅二人、主帳二人、校尉五人、旅帥十人、隊正二十人、かくのごとく有て、その隊正一人ごとに、兵士五十人づゝ屬て、一國に合せて千人づゝの兵士有、軍防令に、凡軍團大毅領一千人とある是也、但し國によりて、人數は多少ある也、かくてその兵士は、百姓の中より簡び定めて、常に置るゝものにて、衞士防人などにも、此兵士の中より、上番とて差遣こと也、又征討の事あれば、從ひ行也、なほ軍防令に委し、雄略紀に、物部兵士といふも見えたり、訓は此雄略紀のに依べし。○鎭兵は、陸奥出羽などの、邊城の備にまうけ置るゝ兵也、紀廿九に、陸奥國言、兵士之設云々、而比年諸國、差入鎭兵云々、今撿舊例、前守從五位百濟王敬福之時、停止他國鎭兵、點加當國兵士、望請、依此舊例、點加兵士四千人、以停他國鎭兵二千五百人、また陸奥國言、他國鎭兵、今現在戍者、三千餘人、就中二千五百人、被官符解却已訖、其所遺五百餘人、伏乞、暫留鎭所、以守諸寨、卅三に、出羽國言、蝦夷餘燼、猶未平殄、三年之間、請鎭兵九百九十六人、且鎭要害、且遷國府、勅差相模武藏上野下野四國兵士發遣、など見えたるによりて見れば、鎭兵も、兵士の內より差遣る物也、兵部式には、凡鎭兵、陸奥國五百人、出羽國六百五十人と有。これは事なく靜なるをりの定めなるべし、人數は、その時々のさまによるべき也、さて訓は、物に見えざれども、於佐閇乃伊久佐と訓てよろしかるべし、萬葉廿に、之良奴比、筑紫國波、安多麻毛流、於佐倍乃城曾等云々、これ正しく鎭之城の意と聞ゆればなり、但し兵士もこれも、字音に讀ても有べし、○傳驛戶は、驛の民戶也、諸國驛傳馬の事、兵部式に見ゆ、賦役令に、驛長は、課役を免す中に出、驛子は、徭役を免す中に出たり、いづれも田租は、常には免されざる也。○田租は、書紀に、租をタチカラと訓り、田令に、段租二束二把、町租二十二束と見えて、田一町より、稻廿二束づゝ出すなり、さて口分田とて、男は二段づゝ賜ひ、女は男の三分の一を減じて賜ふなれば、男一人の口分田の租、四束四把づゝ也、かくて義解に、段地、得稻五十束、束稻、舂得米五升とあれば、男一人の口分田より、米五斗を得る、其內より、一斗一升づゝ、租を納る也、さて租と稅とは、一物にして、名くるところに差別ある、其差別は、神祇

令義解に、新輸曰レ租、經貯曰レ税と見えて、民より納るところを、租といひ、既に納めたるを、貯へ置ところにては、そを税といふなり。

〔義解〕元正天皇の養老二年に改修せる令を解釋せる書十卷也、淳和天皇の頃律令の解釋統一を缺きしより、天長三年額田今足諸説を取捨して一書を編成せむことを奏請す、朝廷これを納れ、依て清原夏野以下十二人にその撰を命じ、天長十年に至りて成る。

〔先考〕亡父を云ふ　禮記曲禮下篇に、生曰レ父曰レ母、死曰レ考曰レ妣とあり

第廿五詔

廿二の卷に、同（天平寶字）三年六月庚戌、帝御二内安殿一、喚二諸司主典已上一、詔曰とあり。

現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止宣詔乎。親王王臣百官人等、天下公民衆聞食宣。比來太皇太后御命以弖、朕爾語宣久。太政之始波人心未定在波、可吾子爲弖皇太子止定弖先奉昇於君位畢弖。諸意靜了奈牟後爾、傍上乎宣牟止爲弖、天奈抑閇弖在流。然今波君坐弖、御宇事日月重奴。是以先考追皇止爲、親母大夫人止爲。兄弟姉妹親王止爲與仰給夫。貴岐御命乎頂受給利歡備貴美懼知恐利弖。掛畏我皇聖太上天皇御所爾奏給倍波、奏世教宣久。朕一人乎昇賜比治賜部流厚恩乎母。朕世波爾酬盡奉事難之。生子乃八十都岐爾自。仕奉報倍久在良之止。夜晝恐麻里侍乎、伊夜益須益爾。朕私父母波良何良爾至麻弖可在狀任止上賜比治賜夫事甚恐自。受賜

〔追尊〕帝位を踐み給はざる親王を追尊して天皇と稱するは、天平寶字二年天武天皇皇子草壁皇子を追尊して岡宮御宇天皇と申せるに始まり、次で此時舍人親王の追尊あり、其後は寶龜二年天智天皇皇子施基皇子を田原天皇と追尊し、延暦十九年光仁天皇皇子早良親王を崇道天皇と追尊せる二例あるのみ也

事不得止奏世止宣夫。朕又念久。前聖武天皇乃皇太子定賜比弖。天日嗣高御座乃坐爾昇賜物乎。伊何爾可恐久。私父母兄弟爾及事得牟。甚恐自。進母不知。退母不知止。伊奈備奏。雖然多比重弖宣久。吾加久不申成奈波。敢弖申人者不在。凡人子乃去禍蒙福麻久欲爲流事波。爲親爾止奈利。此大福乎取取總持弖。親王爾送奉止教部宣夫御命乎受給利弖奈母加久爲流。故是以自今以後。追皇舍人親王宜稱崇道盡敬皇帝。當麻夫人稱大夫人。兄弟姉妹悉稱親王止宣天皇御命衆聞食宣。辭別宣久。朕一人也乃末慶岐之貴岐御命受賜牟。卿等庶母共喜牟止爲弖奈母。一二治賜倍岐家家門人等爾。冠位上賜比治賜久止宣天皇御命衆聞食宣。又御命坐世。宣久。大保乎波多他仁卿止能味波不念。朕父止。復藤原伊良豆賣乎波婆婆止母奈念。是以治賜武等勅倍止。遍重天辭備申仁依天。默在牟止爲禮毛止止事不得。然此家乃子止毛波。朕波良何良仁在物乎夜。親王多知治賜夫日仁治不賜在牟止爲弖母奈汝仁冠位上賜治賜夫。又此家自久母藤原乃卿等乎波掛畏聖天皇御世重弖。於母自岐人乃自門波慈賜比上賜來流家奈利。今

〔道祖王を廢云々〕此時、王諒闇未レ終、陵草未レ乾、私通ニ侍童一、無レ恭ニ先帝一、居レ喪之禮、曾不レ合レ憂、機密之事、皆漏ニ民間一、雖ニ屢致ニ勅一、猶無ニ悔情一、云々の勅あり、仲麻呂の造言に出でしものなるべきか

〔同四月に云々〕此時右大臣豐成、中務卿藤原永手は鹽燒王を立てむとし、攝津大夫文室珍努、左大辨大伴古麻呂等は舍人親王の御子池田王を立てむとし、仲麻呂は唯天意に從ふべき旨を奉答せり。

又無過仕奉人波乎慈賜比治賜比不忘賜止之宣天皇御命衆聞食宣。

太皇太后は、オホキオホミオヤと訓べし、天皇の御母を、皇太后と申し、御祖母を、太皇太后と申す、こゝは光明皇后にて、孝謙天皇の御母に坐が故に、廢帝には御祖母也。○御命以、以字、一本に天と作り。○語宣久、久字、一本に之に誤れり。○太政之始とは、此廢帝の御世の始を詔給へる也。當代の御事なば、かくいふ例にぞ有けむ。○人心云々、去天平寶字元年三月、皇太子道祖王を廢給ひて後、同四月に、諸王を立て、皇嗣とせむと、卿たちに議り給へるに、鹽燒王を立むといふ人もあり、池田王をといふ人も有、群臣の心、とり〲なりしを、つひに大炊王廢帝と定まりしに、同六月、さらに橘奈良麻呂など、ひそかに謀りて、鹽燒王など四王の内を立むとせられしなど、これ人の心の定まらざりし也、さて件の事どもは、いまだ此廢帝の御世にはあらざるを、太政之始波と詔給へるは、下に諸意静了奈牟後爾といふに對へて、先詔給へるにて、既に此御世になりても、始のほどは、件の事どものなごりにて、なほいまだ人の心定まり了ざりしよしなり、さればこは、太政の始まではといふ意也、不定といはずして、未定といへるも、其こゝろばへ也。○吾子は、阿苦と訓べし、帝をさして詔給へる也。○爲弖は、其をして云々せしと常にいふこと也、是を人みな漢文よみの詞とのみ心得ためれど、然らず、古語にもなり〳〵ある詞也。○皇太子止在之間、上に太政之始波とあると、事の次第、たがひたる如くなれども、然らず、上の太政の始波云々は、はやく道祖王の廢られ給ひし程より、此廢帝の御世の始つかたまでの事なるを、これはその始の事より詔給ふ也。○間とは、次の文に、後爾傍上波、といふに對へて也。○畢弖とは、人の心定まらざりしなりなれば、皇太子に立給ひても、なほたしかならざりしを、卽位ありては、たしかに事定まるよし也。○諸意は衆人の心也。○静了、静は、定まりに同じ、後に此にと思ふ心の止をいふ、了は波弖と訓べし、凡てはてといふ言は、たとへば、花の一も殘れる如く、こと〴〵く散たるを、散はてたりといふ、それにならひて知べし、こゝは君位に昇奉りて、人の心も、大かた定まりつれども、なほよく静まり了なむ後にと、しばしやすらひ給ひしよし也。○傍上は、

〔神代紀に云々〕同紀海宮遊行章なる火酢芹命の御誓言に、若活レ我者、吾生兒八十連屬不レ離ニ汝之垣邊一、當レ爲ニ俳優之民一也、云々とあり。

〔敏達紀に云々〕同紀十年二月なる蝦夷の魁帥綾糟等の誓言に見ゆ。

〔雄略紀にも見ゆ〕同紀十四年四月の條に、詔曰、根使主自レ今以後、子子孫孫八十聯綿、莫レ預ニ群臣之例一、云とあり。

先天皇の御位を定めて、それに付たる其餘のうへ也。○抑閇流在川は、留めてにて、此追皇等の事今まで延めおき給へりしよし也、抑字、一本に柳に誤り、川字、一本に津とあり、津は例なき故に、例多きにつきて、今は川とある本に依。○月日重奴、去年の八月、受禪有しより、十箇月を經たり。○先考は、知々美古と訓べし、天皇の大御父命、舍人親王也。○追、すべてかくさまの追といふ言は、漢文によれる言なり。○親母は、波々と訓べし、六十一詔にもかく書り、其外も古書には、母を親母と書ること多し、さて母をば、みおやと申せる例なれども、こゝなどは、御考とならべて申せる處なれば、然は訓べからず、さてこは、天皇の大御母命にて、當麻氏、上總守從五位上老の女、御名は山背と申せり、帝受禪之日、授ニ正三位一、後尊曰ニ大夫人一と有。○大夫人は於保美於夜と訓べし、其由は、第五詔にいへるがごとし。○兄弟姉妹、兄は阿爾と訓べし、このかみといふは、はじめの子一人をいふ名也、弟は於登、妹は伊毛と訓べし、和名抄に、おとうといもうとゝあれども、そは弟人妹人にて、後のこと也。○貴岐御命は、太皇太皇后の也。○頂受給利、こは十四詔に、頂衛受賜理とあると、同じ例なれば、頂衛と訓べし、第五詔にも、彌を略て書り。○我皇聖太上天皇は、孝謙天皇を申給ふ也。○奏給倍波は、件の太皇太后の御命の趣を、天皇の申給へば也。○奏世止教宣久は、太皇太后へかく奏せと、太上天皇の、天皇に敎へ給へるよし也。○朕一人は、天皇の朕也、一人とは、次に出る御父母兄弟に對へて也。○昇賜比云々は、天皇になり給へること也。○生子乃云々、神代紀に、子孫八十連屬、八十連屬、此云ニ野素豆々企一、敏達紀に、子々孫々、古語云ニ生兒八十綿連一、雄略紀にも見ゆ。○夜盡、盡字、一本に盡に誤。○伊夜益須益彌は、朕一人だにあるに、又それがうへにの意なり。○私とは、今は聖武天皇太皇太后太上天皇を、御父母と頂き給ふに對へて詔給ふ也。○可在狀任とは、天皇の、御父は天皇、御母は大御祖、御兄弟は親王と申す、定まりのまゝにといふ也。○奏世宣夫は、上件のごとく、太皇太后へ申せと、太上天皇の、天皇に敎へ給へるよし也。○念久、久字、印本に之に誤りて、大書にせり、一本には、そを細書にせり、今は又の一本に依れり。○前聖武天皇乃云々、前とは、故といふと同じくて、既に崩坐りし故にいふ

（桓武天皇云々）日本紀に神武以下漢風の諡號を小字にて載せたり、依て追諡のことは紀の撰進前に係るとなすもの少からず、新長記には不比等の撰とせり、又た釋日本紀の私記に神武等諡淡海三船奉レ勅所レ撰也とあるを引きて、紀の諡號は後人の追記となし、古事記傳には、御船が桓武御宇に定めしものとし、澹泊齋文集には、則追二諡諸帝一蓋在二光仁桓武之朝一とあり、大日本史には、蓋孝謙以後所二追奉一也と見ゆ、但し天平勝寶三年三船の撰懷風藻に文武天皇の御名あれば桓武朝とせるは非ならむ

か、はた太上天皇に對へて歟、さて神武天皇よりはじめ奉りて、御世〳〵の漢樣の御諡は皆、桓武天皇の御時に、追て著奉り給へるを、此聖武天皇と申す御名のみは、去年（天平寶字二年）八月に、勝寶感神聖武皇帝と奉り給へり、是漢さまの御諡の始也、又同月それより先に、高野天皇を、寶字稱德孝謙皇帝、皇太后を、天平應眞仁正皇太后と稱し奉る、これは二柱共に、世に坐ませるほどにて、御追諡にはあらず、さてこゝの文の意は、孝謙天皇は姫尊に坐が故に、此廢帝を以て、聖武天皇の皇太子として、立給へりしよし也、さるは聖武天皇は、はやく崩坐て後の事なれば、聖武天皇の立給へりといふにはあらず、讀まがふことなかれ、さてかく分て御名を擧て詔給ふは、聖武天皇の御子として、立給へる朕なれば、伊何爾加云々也。○及は、榮福の往及ぶ也。○甚恐白、甚字、本に其に誤、今は一本に依。○止伊奈備奏は、太上天皇の敎へ給へること、又御みづからの所念せる趣を以て、太皇太后へ辭び申給へる也、そも〳〵上件の文はたゞ、太上天皇の敎へ給へる御言、又御みづからの御心におもほせることのみなるに、其をやがて、辭奏し給へる御語となして、かくいへるは、言たらず、おもほせる御心と、奏給へる御語と、一に混て、いかゞなるやうなれども、同じことのやゝ長きを、二たびいひては、煩はしき故に、かく行越していふこと、古文の例とおぼしくて、古事記などにも、かゝるさまのこと、なり〳〵見えたり。○吾加久云々、これより又太皇太后の詔給へる也、加久とは、先に詔給へることをさして也、久字、一本には之に誤れり。○不申成奈波は、終に申さずして止なばの意也、すべてかくさまのなりは、皆其意也。○敢は、堪てにて、人は得申さじの意也、敢てといふ言、廿六詔四十二詔四十四詔などにも有、皆同意也。○爲レ親、凡て人子の禍福は、卽その親の禍福也、されば禍を去り、福を得むと願ふも、たゞに己がためのみにはあらず、親のためなれば、福を得ては、いたづらに己のみ受べきにはあらず、かならず親に及ぼすべきものぞと也、此語の例、六十一詔の處に引べし。○此大福とは、天皇となり坐て、天下をしろしめすをいふ。○取々、二字のうち一は衍なるべし、取總持とは、天皇は、天下の萬の福を、包總て持給ふをいふ、それにとりて、此や彼やの意にて、取々とはいへるかとも思へど、猶然にはあらじ。○親王は、

御父舍人親王也。○送奉は、人に物を贈遣のおくる也、贈官位の贈の意にはあらず、取總持給へる大福の內を分て、贈遣まゐらせ給へ也。○敎部、部字、諸本江に誤れるは、ゑ江草書似たる故なるべし、故今部として改めつ、江にては、假字違ひ、叉例もなき字なれば也、さて上件の趣は、太上天皇の敎へ給ふべき事なるに、太皇太后の敎へ給へるは、聖武天皇の御子として、立給へる故にやあらむ、吾加久不レ申成なば云々と詔給へるも、さる故にこそ。○加久爲流は、追皇云々の事也。○追皇はこゝは、タヽヘマツリテと訓べし。○當麻夫人は、大御母命也、當麻は、古事記に、當岐麻とあるに依て訓べし、たいまといふは、後の音便言也、さてこは舍人親王の御室なるをもて、夫人とは申せるなれば、此夫人は、オホトジと訓べし、其よしは、十三詔縣犬養橘夫人の處にいへるが如し。○悉稱二親王一、此詔のつゞきに、從三位船王、池田王、並授二三品一云々、從四位下室王飛鳥田王、並四品と見ゆ、船池田二王は、天皇の御兄也、此二王の御事、三十詔に見ゆ、件の四王みな、親王になり給へるを以て、三位四位を改めて、三品四品になし給へる也、室王飛鳥田王は女王也、同年十一月、四品室內親王薨、一品舍人親王之女也と見え、寶龜四年三月、復二無位飛鳥田女王、本位從四位下一とあるは、天皇の廢られ給ひし時此內親王も、貶され給へりしなるべし、それより先、天平寶字五年の紀には、四品飛鳥田內親王と見えたり、かくて延暦元年六月、從四位下飛鳥田女王卒と有、さて此天皇の御兄弟は、猶あまたおはしけるに、たゞ此四王の事のみ見えたるは、餘の王たちは、旣くかくれ給へりしなるべし。○喜、一本には嘉と作り。○大保は、藤原仲麻呂が此時の官也、天平寶字二年八月、以二紫微內相藤原朝臣仲麻呂一、任二大保一、勅曰云々、自レ今以後、宜下姓中加二惠美二字一云々、名曰二押勝一云々、字稱中尙舅上云々、是日云々、奉レ勅改二易官號一、太政官改爲二乾政官一、太政大臣曰二大師一、左大臣曰二大傅一、右大臣曰二大保一、大納言曰二御史大夫一云々と見ゆ、そもそも此天皇を皇太子に定め奉りしより始めて、すべて此ほどの政は、何事もみな、此仲麻呂奴が、心のまゝに申行へりし也、此奴は、殊に漢學を好みたるまゝに、此ほどは、よろづからめきたる事ことに多く、官名をさへに、かくひたぶるにからにはなせるなり、故此後、同八年九月、此穢奴誅されて、同月に、勅、逆人仲麻呂執レ政、奏改二官名一、宜レ復レ舊焉と有、大師大傅大保といふは、もろこしの國の周の代の三

〔惠美二字云々〕水鏡に、ゑみといふ姓の御らんずるたびに、ゑましく思すとて賜はするとぞ申しあひたりしとあり、押勝は、押二勝萬人一之義也と職原鈔に見ゆ。

〔御史大夫〕天智紀十年正月癸卯の條に此名出で、扶桑略記同日の條には同日始置二大納言一、とあり、卽ち寶字二年にはこの舊稱に復せし也。

〔三公〕周の後變遷あり、前漢にてはもと丞相、大尉、御史大夫、後ちには大司徒、大司馬、大司空を云ひ、後漢以後は大尉、司徒、司空を云ふ、但し後周のみは周の舊制による。

〔三公の上に云々〕古今事類に、哀平間以二大司馬大司徒大司空一爲二三公一、復置二大師大傅大保一、位在二三公上一、謂二之上公一、とあり卽ち三公の上に大師等を置くは漢代に始まれる也

〔眞光〕仲麿の第二子也、天平寶字六年參議に任ぜられ正四位上に叙す、同久須麻呂（訓儒麻呂）朝狩も同年參議となれり。

〔物語書に云々〕源氏物語橋姫卷に、よのつねの女しくなよびたるは遠くやとあり、其他女し、女しき、女しうなどの詞同書に散見す。

公也、又唐の代には、是を三師といひて、三公の上にたてたりき。○朕父止、此下に、おもほしといふ言を添て心得べし、大なる念に、これをも承たり（後、一本に後と作るは誤也。○藤原伊良豆賣とは、仲麻呂の妻を詔給へる也、仲麻呂が妻は、房前公の女也、伊良豆賣は、其名にはあらず、郎女と云て、女人をほめたる稱也。○默在牟、

此言の事、第八詔にいへり。○此家乃子止毛に、仲麻呂が子ども也、此詔の次に藤原惠美朝臣眞光、同久須麻呂、同朝狩、同小弓麻呂、同薩雄、同兒從など、叙位の事見えたる、皆此子ども也。○朕波良何良、仲麻呂を父とおもほせば、其子等は兄弟ぞと也、はらからといふは、もと同母の兄弟に局れる名なれども、こゝなどは、たゞひろく兄弟を詔給ふ也。○親王多知治賜夫とは、御兄弟たちを、親王になし給へること也、知字、本に加に誤、今は一本に依、夫字、一本に天に誤。○治不レ賜在牟は、上の物乎夜の夜を、こゝへ受て見べし、治給はずやはあらむ、必治給ふべきことゝして也、仲麻呂夫婦を治賜はむとすれども、かたく辭申すを、さて止事得ず、故子等を治賜ふよし也。○汝とは、仲麻呂が子等を詔給ふ也、汝等と有けむ、等字脱したるにや。○此家自久母、此家は、上なると同じく、仲麻呂が家也、こゝは殊に、藤原氏の凡てと、對へて見べし、自久母は、萬葉十九に、立わかれ君がいまさば、しきしまの人は我自久いはひて待む、とある自久と同じ、中昔の物語書に、女めきたるを、女しくといへるは、今の俗言に、女らしくといふにあたりて、すべて某らしくといふは、めくといふにいと近き意也、されば右の萬葉のわれじくも、我らしくの意にて、大和國の人は、たれも〳〵、君を、我身のことらしく、祝ひて待む也、こゝも其意にて、藤原氏をば、なべてみな、仲麻呂が家らしく、同じことにおぼしめさるゝよしの言也、下の今又といふへ係て心得べし。○藤原乃卿等は、仲まろが家に對へて、藤原氏の總てをいへり。○御世重弖は、慈賜へ係れり、於母自岐へはつゞかず、弖字を一本には之に誤れり。○於母自岐人は、重しき人なるべし、鎌足公不比等公を詔給へる也、此大臣たちを、重みし給ふことは、いはむもさらなり、さて常には重きといふを、古はかくおもしきともいへりしなるべし、淡きをあはしき、嚴きをいかしきともいふ類なるべし、又この自岐の自、上の自岐の自などの類、常には清ども、

これも古へは濁れるも有しなるべし、萬葉にも自字を書れば也。○自門波、自字は、氏を誤れるなるべし、氏門といふこと、五十九詔に見え、廿八詔に、氏々門とも有、なほ家を門といふこと、十二詔に殿門と有處にいへり、波字は、止を誤れるなるべし、必止とあるべきところ也、重しき人の氏門として、慈賜也。○家利奈は、藤原氏をいふ。○無過云々は、藤原氏の人々也。

第廿六詔

同四年正月癸亥朔丙寅、高野天皇及帝、御内安殿、授大保從二位藤原惠美朝臣押勝從一位、云々、事畢、高野天皇口勅曰と有、口勅とは、此詔詞を、大御口づから讀聞せ給ふ也。

乾政官大臣仁方敢天仕奉倍岐人無時波。空久置弖在官爾阿利。然今大保方必可仕奉止所念坐世。多能遍重天勅止毛敢末之時止爲弖辭備申豆良久。可受賜物奈利世波祖父仕奉之天麻自。然有物乎知所毛無久怯久劣岐押勝我得仕奉倍岐官爾波不在恐止申。可久申須乎皆人仁之毛辭止申仁依弖。此官乎婆授不給止令知流事不得。又祖父大臣乃明久淨岐心以弖。御世累弖天下申給比。朝廷助仕奉利多夫事乎宇牟我自彌辱彌念行弖。掛久毛畏岐聖天皇朝太政大臣止之弖仕奉止勅部禮止。數數辭備申多夫仁依弖受賜多婆受

(内安殿)其名、外安殿と共に天武紀十年正月の條に見ゆ、又た萬葉集二十卷には内南安殿とあり、安とは古歌に、やすみしし我大君とある如く、安けく天下を治め給ふ義、天皇の御座す殿を皆安殿といふ、その第一の正殿を大安殿(大極殿)と云ひ、其他の安殿には内外等の名を附せしなるべし、されど其所在等は詳かならず。

(太政大臣)太政官の長官にて、定まれる職掌なし、天智天皇十年大友皇子を任ぜしを始めとなす。

〔一人〕天子を云ふ

〔儀刑〕儀は象、刑は法也、象り法るを云ふ、詩經大雅文王篇に出づ。

〔藤原基經公〕長良の子、叔父良房の家を嗣ぐ、貞觀十二年大納言、同十四年右大臣となり同十八年清和天皇の讓位せらるゝに及び政を攝す、次で元慶四年太政大臣に進み、宇多天皇仁和三年關白となる、これ關白職の權輿也、寛平三年薨ず、正一位を贈られ、昭宣公と勅謚す。

成志備事毛悔止念賀故仁今此藤原惠美朝臣能大保乎大師乃官仁上奉止授賜夫
天皇御命衆聞食宣。

乾政官大臣は、卅六詔に、太政官能大臣とあると同くて、太政大臣なり、去二年官名改まりて、太政官を乾政官、太政大臣を大師とせられたること、卅五詔に引たる文のごとし。○敢天仕奉倍岐は、其任に堪べき也、岐字、一本には伎也。○空久置止在官とは、職員令に、太政大臣云々、無其人則闕、とある是也、こは唐開元令に、太師太傅太保、右三師、師範一人、儀刑四海、太尉司徒司空、右三公、經邦論道、燮理陰陽、自三師以下、無其人則闕、といへるを合せて取られたる文也。○必可仕奉之止とは、乾政官大臣となるべきに堪たる也、止字、一本に上に誤れり、三代實錄卅八に、藤原基經公を、太政大臣とせらるゝ時の詔に、太上天皇乃詔旨爾毛云々、太政官乃其人止波、最此卿乎可謂止、勅御命母安利支。○所念坐世　坐世は、坐婆の意也、此格の事、十二詔にいへり。○勅止毛は、乾政官大臣になさむと、詔給へども也、止字、一本上に誤。○敢末之爲止は、堪べからずとて也、敢は、常にはアヘテとのみ訓めば、こゝもアヘマジと訓べく思ふ人も有べけれど、そは俗言の格也、こは閇は、下へのつゞきによりて、布と活くことゝ、堪と同格の言なれば、こゝは阿布と訓べき也、又麻自といふ辭は、麻自伎とは活けども、麻自志とは活かず、凡てあしゝかなしゝくやしゝなどいふ類、志々といふは皆俗言也　さればこゝに末之時とあるは、雅言の格に違へるがごとく聞ゆれども、然らず、五十八詔に例有、なほ彼處に論ふべし。○申豆良久、本どもに、豆良久を、復に誤て、大書にせり、一本には又、後にも誤れり、こは豆良久を、大書の復の一字と見誤れる也、必つらくと有べき處なる故に、今改めつ、其辭の例は、第三詔に、答曰豆羅久、第五詔に、詔賜都良久、また勅豆良久など、猶多し。○可受賜、乾政官大臣に任給ふ大命を承諾ひ奉るべき物ならば也。○祖父は、不比等公也。○仕奉天麻自は、不比等公

〔雄略紀云々〕同紀九年二月の條に出づ。

〔萬豆岐美〕マヘツギミの約、マヘツギミは君前に侍從する公の義、孝德紀に上臣を「タカキマヘツキミ」と訓せり。

こそ、太政大臣に任ずべかりけれ、彼大臣すら、いなび申せし物を也。○劣岐、岐字、一本波に誤る。○得仕奉倍岐 岐字一本に伎と作り。○恐止申、可ニ受賜ニ云々より恐まで、押勝が申せしよしの語也。○皆人毛仁之は、下の令レ知流事不レ得へ係れり。○申仁依弖此官乎婆、一本に、弖字を天、婆字を波と作り、此官は、乾政官大臣をいふ。○令レ知流事不レ得とは、皆人にさやうに知らしめて、授けずてはえあらずといふ也。○又は、又一つにはの意也。○明久、印本に、今一明久とあるは衍也、餘本にはなし。○心以弖、弖字一本に之に誤る。○御世累弖、不比等公は、天武天皇の御世より仕へて、元明天皇の和銅元年に、右大臣になり給ひ、元正天皇の養老四年まで、五御世に仕奉たまへり。○助仕奉利多夫、多夫は、賜也、雄略紀に、人名香賜といふに、此云ニ舸拕夫ーと見え、萬葉廿に、のたまはくを、乃多婆久と有り、此活用は、たまひをたび、たまはむをたばむ、たまへをたべ、たまはるをたばるといふ也、さて此詔に、たまふといはずして、かくたぶといへるは、作者の心也、卌六詔四十一詔にも例有り、其他にはなし。○宇牟我自彌、第七詔に見ゆ。○辱彌、彌字、諸本止に誤る、今例に依て改む、此言第四詔に出づ。○聖天皇朝は、元正天皇を申給ふなるべし、さて是も天皇を御朝と申給へる也。○太政大臣は、於保伎麻都理碁登乃於保於美と訓べし、和名抄には、於保萬豆利古止乃於保萬豆岐美としるし、物語書などには、おほきおとゞといへれども、それらはやゝ後のことにて、凡て大臣は、おほおみといふぞ古なる。○勅部禮止、部字、本どもに郎と作り、今は一本に依る。○數々辭備、此事紀には見えず、公卿補任藤原氏系圖などに、養老二年月日、雖レ被レ任ニ太政大臣一、固辭不レ受と有り。○受賜多婆受成爾志は、終に太政大臣には任ぜられずしてやみにし也、多婆受は、賜はず也、婆字、一本には波と作り。○惠美朝臣、一本に、朝臣二字なし、○大師は、太政大臣をかく改められしこと、上にいへるがごとし。○上奉止授賜夫、授字は、詔もしくは敕字を誤れるなるべし、詔又勅などに、賜字を添て書る例、第五詔其外にも有り、授賜にては、語のつゞき、例もなく、ことわりも穩ならざる也、夫字も、一本には、天に誤れり。

廿四の巻に、同六年五月辛丑、高野天皇與帝有隙、於是車駕還平城宮、帝御于中宮院、高野天皇御于法華寺、六月庚戌、喚集五位已上於朝堂、詔曰とあり、此詔は、高野天皇の詔なれば、朝堂は法華寺宮の朝堂か、はたつれのごとく、大極殿なといへるか。

第廿七詔

太上天皇御命以弖。卿等諸語部止宣久。朕御祖大皇后乃御命以弖朕爾告之久。岡宮御宇天皇乃日繼波加久弖絶奈牟止為。女子能繼爾波在止母欲令嗣止宣弖此政行給岐。加久為弖今帝止立弖須麻比久流間爾。宇夜宇夜自久相從事波無之弖斗卑等乃仇能在言久期等。不言岐辭母言奴。不為岐行母為奴。凡加久伊波流倍枳朕爾波不在。別宮爾御坐坐牟時自加得言也。此波朕劣爾依之弖加久言良之止念召波。愧自伊等保自彌奈母念須。又一爾波朕應發菩提心緣爾在良之止奈母念須。是以出家弖佛弟子止成奴。但政事波常禮利小事波今帝行給部。國家大事賞罰二柄波朕行牟。加久能狀聞食悟止宣御命衆聞食宣。

太上天皇は、高野天皇也。○御宇、印本に御に誤る、今は一本に依れり。○朕御祖は、光明皇后也、御母を御祖といひ

〔法華寺〕大和國添上郡佐保村大字法華寺に在る總國分尼寺也、寺傳に、初め聖武天皇東大寺を建立し、其内陣に女人の入るを禁じ給ひしを以て皇后も此寺を建立して男子の入るを禁じ給ふと云ひ、又た榮華物語は不比等の造立とせり

〔出家弖云々〕皇代略記に、六年（天平寶字）癸卯六月日出家、四十五、落花簪入佛道、稱法基尼、とあり。

しこと、上にいへるが如し。○大皇后は、漢文ざまの皇太后とは異にして、古宮御世の皇后を、大后と申せし、その意にて、大字を添て書る也、前には、皇大后と有しを、下上に寫し誤れるかと思ひしかど、然にはあらず、四十五詔にも、こゝの如く書り。○告之久は、告の下に給字脱たるか、又此告は、乃流とも訓字なる故に、詔字などの例に、給字をば添ざるにて、ノリタマヒと訓べきかとも思へど、猶ツゲタマヒなるべし、之久のことは、十三詔に、宣自久とある處にいへり、久字を、本に爾に誤、今改めつ、さてこは、昔聖武天皇の詔給ひしことを、光明皇后の、高野天皇に告申給ひしよし也。○岡宮云々は、天武天皇の皇太子、草壁皇子尊也、天平寶字二年八月、勅、日並知皇子命、天下未レ稱二天皇一、追二崇尊號一、古今恒典、自レ今以後、宜レ奉レ稱二岡宮御宇天皇一と有っ。○日嗣波加久止、一本に、波字止字を落せり、御後を日嗣とは、天皇と稱奉らるゝからなるべし、此皇子尊の御子文武天皇、其御子聖武天皇にて、御後の絶ぬべきよし也、文武天皇を擧奉らずして、此皇子をしも擧給へるは、此皇子尊よりこなたの御後の絶給ふべき故也。○女子能繼、聖武天皇、男皇子おはしまさずなりぬれば、高野天皇は、姫御子にはましませども也。○欲令嗣、令字、一本に命に誤る、嗣字、諸本副に誤る、今改。○止宣弖、即本此字を脱せり、今は一本に依れり、さて岡宮云々よりこゝまで、むかし聖武天皇のかく詔給ひて、孝謙天皇を立給へりしよしなれば、此宣弖は、聖武天皇の詔給へる也、さて其を孝謙天皇に告給へりしは、大皇后なれば、大皇后の、かくのごとく告給へりしよしの、結びの言も有べきに、其言なければ、宣弖といふこと、大皇后の宣給へるに混ひて聞ゆるを、こは例の行越ていへる文也、其よしは猶次にいはむ。○此政行給岐は、孝謙天皇の、御みづからの御事にて、朕天皇と立て、此天下の政を行ひ給ひきと詔給へる也、上文宣弖よりのつゞきを以て見れば、聖武天皇の、孝謙天皇を立て、天皇となし給へる事を、かくいへる如く聞ゆれども、然らず、さては此政といふ言、穏ならず、何事をさして詔給へりとも辨へがたし、そも〳〵此ところの語は、いふべき言を多く省きて、前へ行越たる文にて、そを今具にいはゞ、はやく大皇后の、朕に告聞せ給へるやう、むかし聖武天皇の、云々と宣弖、汝命を立て、位を授給へりしぞと、

〔十三詔に云々〕八七頁を參照すべし

〔日並知皇子命〕日並知の訓につき萬葉集古義に、さて日並知とあるはヒナミシラスと訓申すべし、そは日並知所とも書たるにて知べし（ヒナメシと訓はいとわろしさては所知と書るに叶はざるなり）云々とあり、尚二六頁を參照すべし。

〔御子文武天皇〕文武天皇は草壁皇子の第一王子也。

〔男皇子云々〕先に神龜四年第一皇子基王當歳にて太子に立たれしも、翌五年薨ぜられし也

〔第七詔に云々〕五六頁を參照すべし

〔十九詔に云々〕一一三頁を參照すべし。

〔保良宮〕倭謌栞に保良宮は近江にあり、續紀に見ゆ、甲賀郡勅使村也、今鑿洞と呼、又邏逅が洞と呼りとあり、此時平城京改造の爲め其地に遷幸せられし也、

告閇せ給へり、朕は、件のゆゑよしを以て、天皇となりて、年ごろ此天下の政を行給ひしぞと詔へる也。○加久爲弖は、件のごとくにて在て也。○今帝止立弖は、今帝乎帝止立弖と有しを、帝乎の二字を脱せるか、さかしらに削れるか、はた止字は、乎を誤れる歟、いづれにまれ、本のまゝにては、止字聞えず。○須麻比久流は、住ひ來るにて、年月を經來るをいふ、住ひは、在といふに同じ。○字夜字夜自久は、常に恭字を訓て、禮々しく也、敬をも、ゐやまふともいふ、皆もとは同言也。○相從事波云々は、今帝の、太上天皇に從ひ給はぬ也、相は、たゞ輕く附たる言也。○斗卑等乃仇能在言聞等久、卑字、印本には畢と作るを、今は條の本共にみな卑と作るに依、聞字、一本に斷に誤、久字、印本に之に誤、今は一本に依、さて此處の文、斗卑等は、第七詔に、刀比止麻といふことあると、似たる故に、相照して考ふれども、かれと同じかるべきよしも、思ひ得ず、此處すべていと〳〵意得がたきを、ふくもやと、いさゝか思ひよれることを、例のこゝろみにいはゞ、上に麻字の落たるにて、麻斗卑等か、麻斗卑とは、謀反せる人を、賤しめ罵ていふことにて、十九詔に、久奈多夫禮麻度比とある處にいへるがごとし、仇は賊の意にし、卽麻斗卑等をいへる也、在言は、言在を下上に誤れる歟、凡ての意は、謀反するものどもの、朝廷天皇の御うへを、あしざまに申す如くといふ也、さてもし然らば、言ごとくと有べきに、言在ごとくとあるは、有し事を指たるいひざまなれば、往年謀反せし、かの橘奈良麻呂の黨の、さることゝ申せることの有しをさして、詔給へるにもあるべし、此考へいかゞあらむ、猶よき考へを待ものぞ。○不言岐は、イフマジキと訓べし。○不爲伎は、スマジキと訓べし、今の帝の、孝謙天皇に對ひ奉て、言まじき无饉きことをいひ、爲まじき无饉きわざをなし給へりと也。○加久伊波流倍云々は、然光饉きことを、彼レ言被レ爲べき朕にはあらずとなり、根字、本に具に誤れり、今は一本に依。○別根宮𤏁御坐々朮時云々、こはいかなる事なりけむ、詳ならざるを、つら〳〵考るに、これよりさきに、去年十月より、太上天皇今帝共に、近江國の保良宮に坐まして、今年五月、車駕還二平城宮一云々、上に引るがごとし、かくて卅二の卷に、道鏡僧が死たることを記せる處に、寶字五年、從下幸二保良一時、侍中看病上稍被二寵幸一、廢帝常以レ爲レ言、與二

（菩提心）菩提は梵語阿耨多羅三藐三菩提の略、無上正眞道と譯し、佛教修行の結果を云ふ菩提心はこの無上正眞道を得むとの志也。

（雄略記に云々）同紀九年五月の條に於是百濟王聞下日本諸將緣ニ小（イササケノ）事一有上レ隙云々とあり、其他推古紀十二年の條に、少（サイ）事、天武紀十一年の條に少故（イササケキコト）とあり。

天皇ニ不ニ相中得一、天皇乃還ニ平城別宮一而居焉とある、此文、廢帝常以云々の處、いさゝか詳ならざるを、こゝの詔の語と、件の文どもとを合せて、考るに、かの保良宮にしばらく坐ましゝ間は、高野天皇今帝、一宮におはし坐しけむ、其時高野天皇の、道鏡を寵愛し給ふさまを、今帝のいかゞとおぼしめして、諫申給ひしことなど有し歟、或はよそながら譏り申給ひしことなど有しを、高野天皇怒らせ給ひ、道鏡も怒りて、高野天皇に、今帝を讒申せしことなども有けむかし、されば言まじき辭、爲まじき行とは、道鏡を寵愛し給ふことを、申給へりしことなどなるべし、さて別宮爾云々は、かの保良宮にては、一宮におはしましつるからに、馴々しくて、たやすくおぼし侮りて、さる无禮きことをもいひつらむ、各別なる宮に、離れておはしまさむ時には、よも然る无禮きことは得いはじといふなるべし、さてかの卅二の卷に、還ニ平城別宮一とある別宮は、法華寺宮をいへるにて、こゝの別宮は、彼とは異也、思ひ混ふことなけれ。○自加は、然にて、上の不言岐辭也。○朕劣爾依之云々は、然馴侮りて、无禮きことをいふも、朕がをぢなき故ぞと也。○念召波、召字、一本に古に誤る。○愧自彌伊等保自彌、伊字、一本に保に誤り、上の彌字、印本に禰に誤り、下の彌字も、一本に禰に誤れり。○朕應レ發ニ菩提心一縁爾云々、是以云々、此御言のきても、かの不言岐辭をいへりと詔給へるは、道鏡を寵愛し給ふことを、物し給へりと聞ゆる也。○在良之止奈毋、一本に止の下にも毋字あるは、衍也、今は餘の本どもになきに依て刪る。○常禮利、禮字は、祀を誤れるなるべし。○小事は、雄略紀にイサヽケキコトとも、イサヽカナルコトとも訓り、推古紀に、無ニ大少一とあるは、大の訓の脱たる也。○二柄は、フタツノモトと訓べし、廿八詔に、政乃柄乎執天とも有り、柄といふは、柄を執持て、その器物を、心のまゝにつかふにたとへたる、漢文也、二は、賞と罰と二也。○加久能狀、第一詔に、如此之狀乎、聞食悟而。

第廿八詔

〔逆謀頓泄云々〕押勝は擧兵の準備として管內の兵士を都督衙に集め更番に武藝を簡閲するの裁可を得、私に其數を增して官印を用ひ事を行ひしが、此陰謀早く世に洩るゝや大外記高丘比良麻呂は從難を恐れて密奏し、又た事の吉凶を問はれし陰陽家大津大浦もこれを密告し謀議發覺せし也

〔官軍追討云々〕此時山背守日下部子麻呂、衞門少尉佐伯伊多智等は直ちに近江に入り、當時同國に在りし造池使淡海三船、同判官佐伯三野と協力して勢多橋を燒く、押勝依て其子辛加知の任國越前に入らむとせしが

廿五の卷に、同八年九月乙巳、太師藤原惠美朝臣押勝、逆謀頗泄云々、勅曰、太師正一位藤原惠美朝臣押勝、幷子孫、起兵作逆、仍解免官位、幷除藤原姓字已畢、其職分功封等雜物、宜悉收之、云々、是夜、押勝走于近江、官軍追討、云々、丙午、高野天皇詔云々、壬子、軍士石村村主石楯、斬押勝、傳首京師、押勝者、近江朝內大臣藤原朝臣鎌足曾孫、平城朝贈太政大臣武智麻呂之第二子也、云々、擅權之政、獨出掌握、由是豪宗右族、皆妬其勢、寶字元年、橘奈良麻呂等、謀欲除之、事渉廢立、反爲所滅、云々、遂起兵反、其夜相招黨與、遁自宇治、奔據近江、云々、不比等大臣の、追て淡海公と號し、近江國を以て封じたるは、かつて例なきこと也、これ押勝已に此國に據むための、かねてのはかりごとにてありけむ、官軍攻擊之、押勝衆潰、獨與妻子三四人、乘船浮江、石楯獲而斬之、及其妻子從黨四十四人、皆斬之於江頭、云々、甲寅云々、是日、討賊將軍從五位下藤原朝臣藏下麻呂等、凱旋獻捷、詔曰とあり。

逆仁穢岐奴仲末呂伊。詐姧流心乎以天兵乎發。朝庭乎傾動武止之天。鈴印乎奪。復皇位乎掠天先仁捨岐良比賜之天道祖我兄鹽燒乎皇位方仁定止云天。官印乎押天天下乃諸國仁書乎散天告知米之。復云久。今乃勅乎承用與。先仁詐天勅止稱天在事乎承用流己止不得止云天。諸人乃心乎惑亂。三關仁使乎遣天竊仁關乎閉。一二乃國仁軍丁乎乞兵發之武。此乎見流仁仲末呂可心乃逆仁惡狀方知奴。然先仁之我奏之事方每事仁姧美諂天存家利。此乎念方唯己獨乃朝庭乃勢力乎得天。賞罰事乎一仁己可欲末仁行

物部廣成・伊多智等これを防ぎて愛發關を越ゆる能はず、還りて高島郡三尾崎に至り佐伯三野、大野眞本等と戰ふこと數刻、既にして藏下麻呂到るに及び漸く勢を失ひ、船に乘じて逃亡し、官軍の諸將水陸兩道よりこれを攻め激戰ありしが、遂に混亂大敗して斬らる。

止念天。兄豊成朝臣乎詐天讒治奏賜爾流依天。位乎退比多末天是乃年乃年己呂在都。然今方明仁仲末呂可詐仁在止家利知天。本乃大臣乃位仁仕奉流之武事乎。諸聞食止宣。復勅久。惡久奸岐奴乃政乃柄乎執天奏不多末事乎以天。諸氏氏人等毛乎進都可方己須止理乃如毛不在阿利都。是以天今與利後方仕奉良武相末乃末仁進用賜武。然之我奏之久。此禪師乃晝夜朝庭乎護仕奉乎見仁流先祖乃大臣天止之仕奉之位名乎繼止念天在人奈利止云天退賜止奏之可毛。此禪師乃行乎見爾至天淨久佛乃御法乎繼隆止武念行之末朕毛乎導護末須己師乎夜多夜須久退末都良武止念天在都。然朕方髮乎曾利天佛乃御袈裟乎服天在止毛國家乃政乎不行阿流己止不得。佛毛經仁勅久。國王伊王位仁坐時方菩薩乃淨戒乎受與止勅天在。此仁依天念方倍出家天毛政乎行仁豈障倍岐物仁方不在。故是以天帝乃出家天之伊末須世仁方出家天之在大臣毛在倍之止念天。樂末須位仁方阿良禰止毛。此道鏡禪師乎大臣禪師止位乎授末都流事乎諸聞食止宣。復勅久。天下乃人誰曾君乃臣仁不在安良武。

〔癸亥日の勅〕續日本紀に、逆賊惠美仲麻呂、爲性凶悖、威福日久、然猶含容冀其自悛、而寵極勢凌、遂窺非望、乃以今月十一日、起兵作逆、掠奪鈴印、竊立氷上鹽燒爲今皇、造偽乾政官符、發兵三關諸國、奔據近江國、亡入越前國、官軍賁赫分道追討、同月十八日既斬仲麻呂幷子孫、同惡相從氷上鹽燒、惠美巨勢麻呂、仲石伴、石川氏人、大伴古薩、阿倍小路等、翦除逆賊、天人同慶、宜布告遐邇咸令聞知、とある是れ也。

〔繼體紀に云々〕同二十三年の條に出づ。

心淨久之天仕奉良武此之實能朕臣方仁在武。夫人止之天己我先祖乃名乎興繼比呂米武不念阿流方不在是以天明久淨岐心以天仕奉方氏氏門方絕多末方須治賜止勅御命乎諸聞食止勅。又宣。仕奉狀爾隨天冠位阿氣賜治賜久止宣。

仲末呂伊、伊字、一本に可と作るは、此伊といふ助辭をしらず、いぶかりて、さかしらに改めたるひがこと也、可にては、中々に穩ならず、此伊の事、第六詔にいへり。○姧は、加陀米流と訓べし、欽明紀に、姧佞、又姧心、推古紀に、姧また佞、孝德紀に、姧など有、下文に、姧美流天、また惡久姧岐奴など見ゆ。○傾動武止之天、卅三詔にも、朝廷乎動之傾無止謀天、卅四詔にも、朝廷乎動傾止之天など有、卅三詔には、動字を別て讀たれど、なほ二字をカタブケと訓て有べし。○鈴印乎奪は、上に引る文に、逆謀頗泄とある次に、高野天皇、遣少納言山村王收中宮院鈴印、押勝聞之、令其男訓儒麻呂等、邀而奪之云々、また同月癸亥日の勅にも、乃今月十一日、起兵作逆、掠奪鈴印、とある是也、鈴印の事は、十九詔の處にいへり。○掠は、加蘇比と訓べし、十九詔に、高御座次乎加蘇比奪。○捨岐良比、十九詔に、伎良比賜弃賜布依。○道祖、天平寶字元年三月丁丑、皇太子道祖王云々、是日、廢皇太子、以王歸第、とある是也、此王の事、十九詔の處にいへり。○鹽燒乎云々は、上に引る、押勝が近江國に走りたるとある文のつゞきに、偽立鹽燒爲今帝と有、又同月癸亥日の勅にも、竊立氷上鹽燒、爲今皇と見ゆ、此王の事も、十九詔にいへり。○官印乎押天、乾政官の印也、此月丙午日、高野天皇の勅に、今聞、逆臣惠美仲麻呂、盜取官印、已逃去者と有て、此印を、近江に賚下りて在し也。○書乎散天、散は、阿加知と訓べし、繼體紀に、散置諸縣と有、書は官符也、これを偽造て、頒ちたる也、癸亥日の勅に、造偽乾政官符、發兵三關諸國、奔據近江國と見ゆ、天字、本どもに乎に誤、今改む。○告知米之は、鹽燒王を立て、帝としたるよしを也 ○復云久、印本には、

〔伊勢鈴鹿〕伊勢國鈴鹿郡關驛に在り五鈴遺響に、大化二年の詔に關塞防人とあるより此時置かれたりと云へど詳かならず。

〔逢坂〕近江國大津の南方なる逢坂山に在り、孝德天皇大化二年詔して畿内の四至を定め、北は合坂山を以て限とせらる、或は此時設置せるものなるべきも詳かならず。

〔藤原内麻呂公〕眞楯の長子也、大同元年大納言を經て右大臣に任じ、弘仁三年薨ず、世に後長岡右大臣と稱せり。

久字なし、今は一本に依。○今乃勅乎云々は、此度立たる今帝の勅を也。○先仁詐天云々は、詐ならざれども、强ていはゞ、押勝、逆謀いまだ顯はれざりし程に、國々へ勅有し事どもゝ、皆己が心にはありしかども、其中に、今は己がために利からざる事どもゝ有故に、それなば、詐なりしぞと合しなるべし。○不レ得、此不レ得は、漢文言にて、制令に常に多し、そは云々すること勿れといふとは、いさゝか心ばへ異にして、今世俗言に、云々することならぬといひ、命令の文書にも、不二相成一といふに當れり。○三關、軍防令に、凡置レ關應二守固一者、並置二配兵士一分番上下、其三關者、設二鼓吹軍器一、國司分當守固、所レ配兵士之數、依二別式一と見えて、三關は、義解に、伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發是也と有、本に、愛字を受に誤れり、天平神護元年三月勅に、伊勢美濃越前者、是守レ關之國也と見え、固レ關使は、件の三國に遣はしたること、紀中に見えたり、越前の愛發を除きて、近江の逢坂を加へて、三關とせられしは、後の事也、さて愛發は、阿良知と訓べし、萬葉十に、有乳山峰の沫雪寒くふるらし、とよめる所にて、敦賀郡也、類聚國史に、天長九年に、越前國荒道山道を作といふこと見えたるは、修理せしをいふなるべし、始めて開けるよしにはあらず、さて藤原内麻呂公の子に、愛發卿といふが有しも、此地名也、然るをチカナリヨシアキラなど訓るは、みだりごと也、さて此三關は、思ふに、天智天皇の大津宮の御時の定めにぞ有けむ、三處みな、近江國の堺なれば也、もし大倭の京の時、定められむには、伊賀を經て、伊勢へ下る堺などのも、入べきことなるに、彼道などのは入ざれば也、さて近江の堺にとりて、西方なるは、此數に入らずして、三關みな東方なるは、東方の國々なば、殊に嚴に警らるゝよしぞ有けむ、かくて延暦八年七月、勅二伊勢美濃越前等國一曰、置レ關之設、本備二非常一、今正朔所レ施、區宇無レ外云々、宜下其三國之關、一切停廢、所レ有兵器粮糒、運二收於國府一、自外館舍、移中建於便郡上さて後紀に同二十五年三月、遣レ使、固二守伊勢美濃越前三國故關一とあるは、非常の時に臨みては、なほ使を遣して、故關を守らしめ給ひし也、又同紀に、弘仁元年九月云々、仍遣レ使、鎭二固伊勢近江美濃等三國府幷故關一とあるは、此ほど越前の故關をば除きて、かゝる非常のなりも、近江の逢坂の故關を加へて、守らしめ給へる也、さるはいかなるよしにて、然改められけむ、しられども、思ふに、越前はほど遠くして、使を遣すに煩ある故に、

〔持統紀に云々〕同紀四年十月の條に出づ。

〔上陽咩郡〕今八女郡の內也。

〔天豐財重日足姫〕皇極天皇也。

〔孝德紀に云々〕同紀大化五年三月の條に出づ、日向は倉麻呂の第二子、即ち倉山田大臣の弟なり。

〔乙繩〕寶龜十年參議となり、天應元年卒す。

ちかき逢坂にかへて、古の三關の例を遺されたるにや、此ほどにはやく、故關を守るといふも、たゞ古い例によらるゝ、儀式のみの如くにて、實に守らしむるにはあらざりけむ故に、かくはなれるなるべし、もし然らずば、山城の京よりは、逢坂は、鈴鹿不破の關と、二關に重なりて、いたづらなるをや。○一二乃國とは、何れの國ならむ、詳ならず。○軍丁は、兵士を軍にたゝするをいふ、持統紀に、軍丁筑紫國上陽咩郡大伴部博麻呂云々、還至筑紫云々、詔博麻呂曰、於天豐財重日足姫天皇七年、救百濟之役、汝爲唐軍見虜云々、汝獨淹滯他界、於今三十年矣云々、これにて其やうを知べし。○之我には、其が也、上に見ゆ、本に、之字を脫せり、今は一本に依。○一仁は、ヒタブルニと訓べし。○欲末仁は、常にいふほしいまゝに也、まに〳〵を、まにとのみいへる例、萬葉四に、天皇之行幸乃隨意、六にも、天皇之行幸之隨と有、此處一本又一本には、末仁末仁と作れど、件の例有故に、今は印本又一本などのまゝに採つ。○豐成朝臣は、天平神護元年十一月戊午朔甲申、右大臣從一位藤原朝臣豐成薨と見えて、そこに傳あり、武智麻呂公の長子也、薨時六十二歲なりき。○譖は、志許遲と訓べし、字鏡に、譖讒也、志己豆、また讒、與己須と見え、書紀にも、ヨコスと訓り、こゝは譖字あれば、さは訓がたし、孝德紀に、蘇我臣日向、譖倉山田大臣於皇太子曰云々、將反其不久、位乎遲、古は官をも位といひしは、常の事也、こはかの天平寶字元年、橘奈良麻呂謀叛の事の時、七月乙卯、遣中納言藤原朝臣永手、左衞士督坂上忌寸犬養等、就右大臣藤原朝臣豐成第、宣勅曰、汝男乙繩、關預逆之事、宜禁進者、即加臥禁、寄勅使進云々、勅曰、右大臣豐成者、事君不忠、爲臣不義、私附賊黨、潛忌內相、知構大亂、無敢奏上、及事發覺、亦不肯究、若怠延日、殆滅天宗、嗚乎宰輔之任、豈合知此、宜停右大臣任、左降太宰員外帥と見えたり、これ押勝が譖によりて也。○本乃大臣乃位仁云々、此月寶字八年九月戊申、以太宰員外帥正二位藤原臣豐成、復爲右大臣、賜帶刀四十人、甲寅、授從一位、また廿六卷、かの傳に其弟大納言仲滿、執政專權、勢傾大臣、大臣天資弘厚、時望攸歸、仲滿每欲中傷、未得其隙、大臣第三子乙繩、平生與橘奈良麻呂相善、由是奈良麻呂等事覺之日、仲滿誣以黨逆、左遷日向掾、促令之官、而左降大臣、爲

〔復ニ本官一〕此時の勅に、道臣仲麻呂奏ニ右大臣藤原豊成不忠、故既左降、今既知ニ讒詐一復ニ其官位、宜下先日所レ下勅書官符等類悉皆燒却上とあり。

〔内道場〕宮内に置かれし佛道修業場也、聖武天皇の朝始めて是れを設く

〔同卷に云々〕寶龜三年三月の條に出づ、十人は秀南、廣達、延秀、延惠、首勇、清淨、法義、尊敬、永興、光信也

〔内供奉〕内道場に供奉する義也。

〔神饒速日命〕御父祖詳かならず、舊事紀には、天忍穂耳命の御子天火明命の御事とせるも疑はし。

〔守屋大連〕物部尾輿の子也。

太宰員外一、大臣到ニ難波別業一、稱レ病不レ去、居八歳仲滿謀反伏レ誅ニ、即日復ニ本官一と見えたり。○惡久奸岐奴は、仲麻呂をいふ。○奏多末不事は、仲麻呂が奏せる言也。○進は、官位を進め昇す也。○都可方須は使ひ給ふなり。○仕奉良武相乃末仁云々、今までは、仲麻呂が政を執行へること、邪曲にありし故に、何事も理のごとくならざりしを、今よりは、その人々の、仕奉らむ狀にしたがひて、ことわりの如く、進めつかひ給はむと也、相字も、サマと訓べけれども、なほ狀を誤れるならむか、ねと狀と、草書はやゝ似たり、卅二詔に、其仕奉隨狀治賜人毛在など有、印本に、上の仁字を落せり、今は餘の本どもに依る。○奏之我は、其がにて、仲麻呂をいへり。○奏之久は、マサシシクと訓べし、此之久の事、十三詔にいへり、一本に久字を、天と作るはひがことなり。○此禪師とは、道鏡をいへり、此僧が事は、四十一詔の處に、委くいふべし、さて禪師とは、ひろく僧のことをいへるにはあらず、そのかみかくいふ職有し也、卅二の卷、此道鏡が傳に、入ニ内道場一列爲ニ禪師一と見えたり、又同卷に、禪師某々と、十人を擧て、當時稱爲ニ十禪師一、其後有レ闕、擇ニ清行者一補レ之と有、後に内供奉十禪師といふもの是也 ○先祖乃大臣止之天、道鏡は、弓削連氏也、姓氏錄に、弓削宿禰四腹見えたる中に、左京神別上に出たるは、石上同祖とある、此同姓なるべし、石上は、古の物部氏也、三代實錄卅二にも、弓削連、神饒速日命之後也、といふ見えたり、さて先祖乃大臣とは、守屋大連をいへるなるべし、かの大連を、物部弓削大連といへればなり、石上同祖とある弓削氏は、此大連の末にぞありけむ、さて大連を大臣といへるは、古の大連も、今の大臣にあたれる職なれば也、古物部氏の人の、大臣になれりしことはなし、もとより弓削氏に大臣あることなし。○位名、　名は職業也、上にいへるがごとし。○繼念止天は、先祖の大臣の位名を繼て、大臣にならむと欲する人也となり。○退賜止奏之、　上文、押勝が傳を記されたる中に、獨擅ニ權威一、猜忌日甚、時道鏡常侍ニ禁掖一甚被ニ寵愛一、押勝患レ之、懷不ニ自安一云々、とある如くなれば、これを退け給ふべきよしを、奏せしなるべし。○至天淨久、　かくさまにいふ至ては、もと皇國言にあらず、漢文言也、久字、本に之に誤れり。○繼隆止武、　隆は、比呂米と訓べし、下文に、繼比呂米武止とあると同意也。○己師夜乎は、朕師をや

〔轉輪王〕佛說に天より輪寶を感得し、これを轉じて四方を征服すとなす王を云ふ。

〔十善〕貪慾、瞋恚、邪見、殺生、偸盗、邪婬、妄語、綺語、惡口、兩舌等の十惡を犯さゞる也。

〔五戒〕不殺、不偸盗、不邪見、不妄語、不飮酒を云ふ。

〔菩薩戒〕菩薩の行を修する人の一般に受持すべき戒律にして、梵網經所說の十重禁、四十八輕戒、善戒經所說の三聚淨戒等也

〔太皇大后藤原氏〕仁明天皇の夫人、藤原冬嗣の女順子なり。

〔三昧耶戒〕傳法灌頂傳授に先ち授くる戒法にして、密教修行の初門也。

也、夜は、夜波の意也。○多夜須久は、憚るべき事を、はゞからず、輕々しく物するをいふ、古今集序に、位高き人は、たやすきやうなればいれず、といへるたやすきと同じ、夜字、印本に衣に誤、今は一本に依れり。○念天在都は、押勝は、退け給へと申つれども、朕は然思ひて、退けずして在つと也　○髮乎曾利天云々、廿七詔にも、是以出レ家佛弟子止成奴と見えたり、或書に、天平寶字六年六月、出家、法諱法基尼と有り、此事紀にはもれたり。○國家乃政乎云々、廿七詔に、但政事波、云々、國家大事、賞罰二柄波、朕行牟と有き。○國王伊云々は、梵網經に、若佛子、欲レ受二國王位一時、受二轉輪王位一時、百官受レ位時、應三先受二菩薩戒一、一切鬼神、救二護王身、百官之身一、諸佛歡喜云々、といへるを、少し文をかへて、引れたるなるべし、王字、一本に主と作るはわろし。○菩薩乃淨戒、廿八詔にも、朕方佛能御弟子等之菩薩能戒乎受賜天在、と見えたり、法苑珠林一百七、受戒篇、三聚部に、夫十善五戒必須二形受一、菩薩淨戒可二以レ心成一、故戒法理曠事深、在家出家、平等而受云々、また、云々、受二得菩薩三聚淨戒一、其三是何、一者攝律儀戒、二者攝善法戒、三者攝衆生戒云々と云り、これ菩薩戒は、大乘の戒なれば、殊に受行ふ行はなくして、たゞ心のうへの戒也、可二以レ心成一といへる是也、續後紀廿に、是日天皇落餝入レ道、誓受二淸戒一、三代實錄八、圓仁僧傳に、天安二年云々、明年、天皇屈二圓仁於內裏一、受二菩薩戒一、また貞觀二年、淳和太后云々、請留二圓仁一受二菩薩大戒一、三年、太皇大后藤原氏云々、受二菩薩大戒三昧耶戒及壇灌頂一。○此仁依天、すべて語の頭に、仍因などいふこと、漢文には常のことなれども、皇國言には、さることなし、語の頭なれば、必こゝのごとく、これによりてといへり、然るを續後紀三代實錄などの宣命に、頭に因といへることあるは、漢文にうつりて、古語の格を失へり、今世の人、文をかくに、これによりてといはむは、煩はしと思ひて、たゞよりてといふを、簡にして雅たりと心得て書は、此わきためをしらざるひがこと也。○豈云々、廿八詔に、豈障事波不レ在止、四十二詔に、豈敢云々、事波無止、仁德紀大后の御歌に、阿珥豫區望阿羅儒、萬葉四に、豈不絲歟など有り、古言の豈は、漢文のいひざまとは、いさゝかかはれり、萬葉十六に、豈藻不在ともあるは、何の論もあらず也と、師のいはれし、其意也、さてこゝにかく詔給へる意は、菩薩戒を受ても、王位に在べきこと、かの經の文のごとくなれば、今朕出家の身ながらも、政

（職分封戸）職に對して賜ふ封戸（課戸）をいふ。位階に對して賜ふものを位封、功勞に對して賜ふものを功封と云ふ、職封は太政大臣三千戸より大納言八百戸に至り、もし理を以て解官致仕する者は半減す。（二一頁本文參照）

（色葉歌）いろは歌也。

（淺水歌）催馬樂律の歌、一段、拍子廿一也、その一節に、ふりにしわれを、たれぞこんとあり。

を行はむに、なでふことかあらむ、さはることあらじと也。○帝字、一本に常に誤れり。○出家天之在、印本に此下に、細書の天字あるは、誤也、今は一本又一本などに、無きに依れり、天は、もしくは无を誤れるにもあらむか。○樂は、五教反音ゲウにて、願ふこと也、佛書に多くつかへる字也、四十一にも、世間乃位乎波、樂求多布事波都天無、また世間乃位冠乎不樂などあり。○大臣禪師止、此詔につゞきて、又勅、以道鏡禪師、爲大臣禪師、所司宜知此狀、職分封戸、准大臣施行と有り。○誰曾、曾字、本に河と作るは、何を誤れるなるべし、されど今は、一本又一本などに、曾とあるに依れり、凡てたれかといふことを、古語には、たれぞといへる多し、古事記雄略天皇の大御歌に、多禮會意富麻幣爾麻袁須、色葉歌に、わが世たれぞつねならむ、此外萬葉又さいばらの淺水歌などにも有り。○君乃臣、この臣は、夜都古と訓べし、書紀にも、君に對へていふ意の臣は、みな然訓り、おみといふは、朝廷に仕奉る人を、敬ひていふ稱也。○仕奉良武此之此所、かくても聞えぬにはあらざれども、穩ならず、此字は衍にて、仕奉良武之なり、之字印本などには、曾と作り、其もあしからざれども、今は例多きに依て、一本又一本などに從へり。○朕臣この臣は、おみと訓べし。○夫、すべてかくさまに、語のはじめに夫といひ出るは、皇國言にあらず、漢文言也、然るに四十四詔四十五詔などにも、此言有、又五十四詔に、其高御座云々とあるも、字は其と書たれども、夫の意也、此ほどは、やう〳〵に漢文讀のうつりて、かゝるたぐひ、及所など、これかれまじれり。○名乎は、職業を也。○仕奉狀爾隨天云々、上は、ひろくゆくさきまでをかけて詔給ひ、これは、此度行ひ給ふことを詔給ふ也、故別て又宣といへり、さて此詔は、今帝の御にはあらず、高野天皇の詔也。

第廿九詔

同年十月壬申、高野天皇、遣兵部卿和氣王、左兵衞督山村王、外衞大將百濟王敬福等、率兵數百、圍中宮院、

時帝遠而不レ及ニ衣履一、使者促レ之、數罷侍衛奔散、無ニ人可レ從、僅與ニ母家三兩人一、步到ニ圖書寮西北一、立レ地、山村王宣レ詔曰とあり。

〔圖書寮〕中務省の被官にて、官の圖書、經籍、佛像經典、國史修撰、宮内禮佛、校寫、裝潢、功程、紙筆墨等の事を掌る役所也、文武天皇大寶元年設置す。

〔山村王〕此年九月從三位に叙し、參議に任じ給へり。

掛末久毛畏朕我天先帝乃御命以天。朕仁勅之久。天下方朕子伊末之仁授給。事之乎云方。王乎奴止成止毛。奴乎王止云止毛。汝乃爲牟末仁。假令後仁帝止立天在人伊。立乃後仁汝乃多米仁無禮且之不從奈賣久在牟人方帝乃位仁置許止方不得。又君臣乃理仁從天。貞久淨岐心乎以天助奉侍牟之。帝止在方己止得止勅岐。可久在御命乎。朕又一二乃豎子等止侍天聞食天在然今帝止之天侍人乎此年己呂見仁。其位仁毛不堪。是乃味仁不在。今聞仁仲麻呂止同心之天竊朕乎掃止謀家利。又竊六千乃兵乎發之等等乃比。又七人乃味之天關仁入牟毛止謀家利。精兵乎之天押之天。非壞亂天罰滅止云家利。故是以帝位乎方退賜天。親王乃位賜天。淡路國乃公止退賜止勅御命乎聞食止宣。

天先帝とは、聖武天皇を申給へる也、四十五詔にも、天乃御門帝皇我とあるも同じ、猶天のみかどと申奉ること、彼處に云べし。○伊末之は、汝にて、高野天皇をさして詔給ふ也、本に、伊之末仁と、細書にせるはわろし、字の次第は、横に讀例に書る也　○授給にて、語絶たり。○事之乎云方、乎字は、止を誤れる也、事あらむにはといはむが如

し、萬葉四に、事之有者、火爾毛水爾毛、吾莫七國。〇王乎奴止云々、此奴は、臣也、臣に對へる奴婢にはあらず、字にかゝはるべからず、古は王臣と分云て、諸王と臣下とは、尊卑きけぢめ、こよなかりき、此御世のころになりては、さもあらざりしかども、猶古の定まりの意はのこりて、王は尊く、臣は卑き物として、かくは詔給へるなり。〇王止云止毛、王は、降して臣にもなすべきものなるが故に、成止といへるを、臣は、王になることは、かけてもかなはぬ物なる故に、成止とはいはで、云止といへり、心をつくべし。〇末仁末仁は、こゝにて語絶たり、汝の心のまにせよの意なり、下の仁字、おほくの本に、爾と作り、今は一本に依し。〇後仁は、今より後に也。〇立乃後仁、かく用言の下を、之と承る例、十四詔にいへるが如し、立て後にといふに同じ。〇奈賣久、賣字、本に壹に誤、今改めつ、一本に米と作るは、米を誤れる歟、なめくも、ゐやなくと同意にして、無禮と書り、かく同意の言を重ねいふは、古の常也、萬葉十二に、妹登曰者、無禮恐、繼體紀に輕、安閑紀に輕、中昔の物語書にも、なめげと有て〇君臣乃理仁從天とは、帝と立てありとも、汝天皇高野ノなど、君のごとく尊み、みづからは臣の如く仕奉れと也、君臣の義により從ふ也。〇助奉侍之、高野天皇を助奉也、奉の下に、人といふことを加へて心得べし、さてつかへまつるを奉侍と書る例、卅一詔卅二詔四十詔などにもあり。〇得止は、上の不得に對へては、延與と訓にけれど、なほ延弖止と訓むぞ穩ならむ。〇勅岐、件のごとく聖武天皇の詔給ひしよし也、〇可久在、本どもに、在字脱たり、今は一本に依れり。〇豎子は、十七詔に出たり、止は與也。〇侍天は、聖武天皇の大御前に也。〇聞食大在は、御みづから詔給ふ也。〇今帝は、今と讀て、帝と讀べし、又卅七詔にも、今帝とあれば、こゝも然訓むも、あしからじ、帝字、一本に命に誤れり。〇是仁乃味不在は、加以とあると同じ、乃字、印本に可に誤る、今一本に依る。〇同心之天は、コヽロナカハシテと訓べし、卅三詔に、仲末呂止同心之天とあるも同じ、又十七詔に、諸同心爲而、四十一詔に、同心乎以天などあるは、字のまゝに訓べし。〇掃は、退け除く意也、古事記書紀萬葉に、退

〔萬葉四云々〕安倍女郎の短歌也。

〔繼體紀に云々〕同紀二十三年四月の條に出づ。

〔安閑紀に云々〕同紀元年の條に出づ。尚ほ繼體紀二十一年六月の條に、亂語(コトナメ)、萬葉集六卷に、無禮登母布奈(ナメシトモフナ)、枕草子に、文詞なめき人こそ云々などあり

〔十七詔に云々〕一〇六頁を參照すべし。

〔闕門〕宮衛令の義解に、兵衛所レ守謂二之闕門一也とあり、爰は宮門を廣く云へる也。

〔肥君〕肥前風土記に、肥君等祖健緒組とあり、欽明紀十七年の條に、筑紫火君、古事記に神八井耳命者火君元祖とある火君はこれに同じ。

〔上毛野君云々〕崇神紀四十八年四月の條に、以二豊城命一令レ治二東國一、是上毛野君、下毛野君等之始祖也とあり、其子孫ともに天武天皇十三年朝臣姓を賜はれり。

撥駈除掃平などあるは、不服人をはらひ除くにて、言は一也。○又竊、竊は、下の謀家利へ係れり。○發之、之字、諸本に止に誤、今改。○等々乃比、こは兵乎とゝのふるなれば、等々乃倍と有べきに、比字は、倍誤なるべし、四十五詔に、心乎等々能倍とあるぞ正しき、此言は、集ひ集へ、幸ひ幸へなどゝ、同じ格の言にて、比と倍と、自他の差別あれば也、さてとゝのへは、呼集めてそろふること也、萬葉二に、御軍士乎、守勝毛比賜、齊流、鼓之音者、三に、網子調流、海人之呼聲、十に、左男牡鹿之、妻整登、鳴音之、廿に、安佐奈藝爾、可故等々能倍など有。○又七人乃味之天闕仁入牟止毛、此處の文、心得がたきを、強てこゝろ見にいはゞ、七字は、土の誤、味字は、狀の誤にて、土人乃狀之天歟、然云意は、發さむと謀る兵は、闕より彼方の國の兵なるを、闕を入るに、そのあたり近き郷民の狀に詐りて、越しめむといへるにや、あらむ、いづれにまれ入牟は、イレムと訓べし、さて件の意としては、又字いかゞなるやうなれども、兵を發さむと謀り、又其兵の、闕を入べきやうをも謀れるよし也、又思ふには、闕字、閤などの誤歟、舒明紀に、闕門をウチツミカドと訓れば、高野天皇のまします宮の、內つ御門をいへるにて、發したる兵の內、其闕にはたゞ七人のみをして、ひそかに入しめむといへる歟、さるにては、七人と數を限れること、いかゞなれば、なほ七字は誤か、かにかくに思ひ定めがたし、なほ後のよき考をこそまため。○精兵は、トキイクサと訓べし、仲哀紀に、ミラケツハモノと訓るは、ひがこと也、また、トキツハモノとも訓る、トキはよろし。○云○押天之非、之非は、強には有べからざれば、誤字なるべし、其字いまだ考得ず。○謂字は、討を誤れるなるべし。家利、上の竊謀乎云々よりこれまで、云々止謀家利、云々止謀家利、云々止云家利と、いくつにも別て擧たるは、數人の告奏したる事どもを、おの／＼別に擧たるなるべし、其中に、謀けりといふは、然謀給ひしよしを聞食て也、云家利は、然云給ひしよしを聞食て也。○淡路國乃公とは、古の肥君上毛野君下毛野君などの類とは、異にして、皇國に例なき號なれば、漢國の諸侯の中の、公といふ爵の例と聞えたり、藤原不比等大臣を、追以近江國十二郡封爲淡海

〔藏下麻呂〕字合の子也、天平寶字八年從三位に叙せられ、寶龜二年太宰帥、同五年參議に任ず。

〔出擧官稻〕出擧とは公私の財物を貸與して利息を取るを云ひ、公出擧私出擧の別あり、公出擧とは官稻等を出擧する也、大寶令によれば、出擧は一年を限とし、春耕に貸與して秋收の時返還せしむ而て利稻は官稻は半倍、私稻は一倍を越ゆること得ざりしが、その率高きに過ぎしを以て其後屢々減率の制ありき。

公、あると同じ。○退賜は、淡路國に退去やり給ふ意也、位號を退け給ふことは、上に退賜夫とあれば也。○此詔につゞきて、率兵將公及其母、到小子門、庸道路鞍馬騎之、右兵衞督藤原朝臣藏下麻呂、衞送配所、幽于一院、勅曰、以淡路國、賜大炊親王、國内所有、官物調庸等類、任其所用、但出擧官稻、一依常例、と見えたり。

第三十詔

上件の文の次に、又詔曰とあり。

船親王波九月五日爾仲麻呂止二人謀家良久。書作弖朝庭乃咎計弖將進等謀家利。又仲麻呂何家物計爾夫流書中爾仲麻呂等通流謀乃文有。是以親王乃名波下弖諸王等成弖。隱岐國爾流賜布。又池田親王波。此夏馬多集天事謀止所聞支。如是在事阿麻多太比所奏。是以親王乃名波下賜天諸王等志弖。土左國爾流賜布等詔大命乎聞食止宣。

船親王、次なる池田親王と共に、廢帝の御兄王にて、天平寶字三年六月、親王になり給へりしこと、廿五詔の處に見えたるがごとし。○九月五日は、仲麻呂が謀反の、いまだ顯れざりしほど也、かの顯れたるは、同月乙巳にて、十一日也。○書作弖云々は、朝廷の政道の、よろしからざることゞもを、かぞへたてゝ、條々して、その書をたてまつらむと謀る也、咎は、失といはむが如し、さてこは、廢帝の御世なれども、政は、高野天皇の行はせ給へば、

朝廷の告といふも、かの天皇の御事也。○家物計爾、夫流は、仲麻呂滅びたる時、それが家のあらゆる物を、撿へて計へ擧たる中に也、今の俗言に、帳につけたてたるといふこと也。印本には、流爾二字を脱せり、一本には、流字を留と作り、今は又の一本に依れり、次にも流字を用ひたれば也。○書中爾は、かの家に有し文書どもの中に也。○通家流は、船親王の也。○所奏は、人の告奏せる也。○下賜天、下字、一本に不に誤れり。

〔同月丁丑詔曰〕一代要記に、天平寶字八年甲辰、十月九日壬申重祚とあり、卽ち重祚後六日なる十月十四日の稱德天皇の御詔也、尙ほ此月恩赦の勅を下し給へり

第卅一詔

同月丁丑、詔曰とあり。

諸奉侍上中下乃人等乃念良久。國乃鎭止方皇太子乎置定之天心毛安久於多比仁在止常人乃念云所仁在。然今乃間此太子乎定不賜在故方。人乃能家武止念天定流毛必能之毛不在。天乃不授所乎得天在人方受天毛全久坐物仁毛不在。後仁壞故。是以天念方。人乃授流爾依毛不得力乎以天競倍伎物仁毛不在。猶天乃由流之天授倍伎人方在良牟止念天定不賜奴仁己曾阿禮。此天津日嗣位乎朕一利貪天。後乃繼乎不定止方仁不在。今乃之紀間方念見定牟仁。天乃授賜方牟所方。漸漸現奈武止念天奈毛定不賜。勅御命乎諸聞食止勅。復勅久。人人己比岐比岐此人乎立天。我功成止念天君位乎謀。竊仁心乎通天人乎伊佐奈比須

〔漢意により云々〕支那にては德ある人に、天が命を下して君たらしむと云へり。

〔添たる辭云々〕萬葉古義に、今按に、歟はたゞ添たるのみの辭とするときは此辭あるもなきも同じごときこえて無用の長物なるべし、此はその事をつよくたしかにいふ時添る辭にて云々とあり、更に此詔を引きてこれ初には今乃間後には今之紀乃間と同じ詔の中にかく分て詔へるは徒に之紀の辭をそへたるに非ず、再詔ふには、その事をつよくたしかに詔はむとて、之紀の辭をそへたるものなりと云へり。

須牟(止)己莫己(之)可衣不成事乎謀止會。先祖乃門毛滅繼毛絕。自今以後方。仁明仁貞岐心乎以天。可仁可久(止)仁念(多久)佐末事奈(天。)久之教賜乃末仁(末仁)奉侍止勅御命乎諸聞食止宣。

念良末久、五十四詔にも、云々能念へ良麻志久母恥志と有、末久は、牟を延たる言也。○國乃鎭、萬葉三に、不盡山をよめる歌に、日本之、山跡國乃、鎭十方、座神可聞と有。○置定、置字、一本に莫に誤。○於多比仁は、穩に也、此言、卅八詔四十五詔五十一詔などにも出。○常人乃は、常に人の也、常の人にはあらず。○今乃間は、俗言に當分といふ意也。○人乃は、次に出たる天乃に對へていへる人也。○定流毛、流字、一本に漏に誤れり。○能之毛、之字は、久の誤にても有べし。○天乃不授所乎、所字は、作者は、漢文のごとく、トコロと訓べき心にて書たらめども猶意を得て、三字をサヅケザルと訓べし、さて世中の萬事は、もとより神の御しわざなる中にも、殊に天津日嗣の御位の御事などは、天照大御神の御心なるべきは、論なきに、其をば忘れて、たゞ漢意によりて、かく天のしわざにいひなせる、物知人の心は、いかなる心ぞや、これらは道の大本に關りて、いみしき禍言なり、なほざりにな思ひ過しそ。○後仁は始に對へていへるのみにて、輕し、さて天乃云々より、壞までは、廢帝の御事を、御心に持て詔給へる也。○不得とは、全く持つことあたはずして、壞るゝは、まことに得たるには非る故にいふ。○力乎以天云々は、己が力を以て、あらそひて得べきにもあらず也。○定不賜奴、印本には、不賜の二字なきを、今は一本に依れり、前後の例みな、此二字あれば也、但しさては、奴字あまれるが如くなれども、かゝる例多し、不知爾など書る爾字のたぐひ也。○今乃之紀間方、之紀は、添たる辭と聞ゆ、今之ともいへり、さればこれも、上に今乃間とあると同じこと也、萬葉七に、今敷者、見目屋跡念之、これもたゞ今者の意也、本に此敷を、シクと訓たれど、こゝと照して、シキと訓べし。○念見定仁牟、考へてよく見定めむ、その間にといふ也。○所方、これもトコロハと訓べき心にて書るには有

〔漸々〕藤原雅澄はこれを「ヤウヤクニ」と訓み、夜々はもと彌を重ねて彌々と云るなればそを再び重ねて彌彌彌々とまでは云ふべからずとなし本居氏の訓を非とせり。

〔髮長奴〕僧を云ふ。倭訓栞に、僧を髮長と稱する事は齋宮の忌詞也、延喜式に見えたり、反語也とあり、又た式に尼を女髮長と云へり。

ごけれど、なほ意を得て、ヒトハと訓べし。○漸々は、夜々夜々爾と訓べし、俗言に、そろ〳〵と次第にといふ意也、萬葉五に、漸々、可多知都久保里、これをヤウヤクニと訓るはわろし、又七に、奥津梶、漸々志夫乎、これもシバ〳〵と訓るはひがこと也、又志夫乎は、爾水手を誤れる也、さてつれに漸をやう〳〵といふは、やゝ〳〵の、音便に頽れたる也、又やうやくといふは、やうやういの下のうを、よくあしくなどの類のくを、うといふ格と心得て、そは正しからずとし、くと云を正しと思ひて、さかしらにいひ出たるにて、いよ〳〵わろし。○現奈武は、俗言に、知れて來う出て來うといふにあたれり。○已比岐々々、卅三詔にも、已可心乃比岐々々、四十五詔にも、已我比伎婢企、萬葉十四に、已許呂能吉、十九に、あらたまの年のを長くあひ見てし彼心引將忘也毛。○此人乎は、菜人乎の意なるを、然思ふ者の志すところにつきて、此人とはいへる也。○須々牟已止莫、こはみづから進むをいふにはあらず、人を勸むるをいふ言なれば、牟の下に、流字おちたるかとおぼゆれど、萬葉に、流るゝ菜といふべきを、流る菜といへる類、これかれあれば、古言には、かくもいひしにこそ。○已可衣之不成事、衣之、心得がたし、誤字歟、又は之は助辭にて、衣は得歟、もし然らば、得成すまじき事也、なほよく考ふべし。○謀止會は、謀るとてぞ也。○繼毛絕、繼は、世繼にて、子孫をいふ、さて人々といふより、これまでは、かの橘奈良麻呂等の謀反の事、又仲麻呂が事などを、御心に持て、詔給へる也。故次に、自今以後仁方と有、仁方は、倫別る辭也。○可仁可久仁は、萬葉に左右と書り、彼に此に也。○念佐末多久は、心得がたきを、例の强ていはゞ、念妨ぐる歟、然らば佐末多久流と有べきに流字なきは、上の須々牟已止と同格也、さて念妨くとは次の教賜乃末仁とあるに、逆ひたる心にて、此御教の趣を心の内に思ひ妨げて、受從はざる意也。○教賜乃末仁は、今此詔に教給ふまゝに從ひ奉りて也、印本に、上の仁字を脫せり、今は一本に依。○藤原仲麻呂滅びてより後は、萬の政、又道鏡が申すまゝに、行ひ給へりとおぼしくて、廢帝を退給ひしも、皇太子を立給はぬも、此天皇の再御位につかせ給へるも、みな此髮長奴が、下心に、時を候て

つひに己位を得てむと、窺へるからにぞ有けむ、されば此詔も、此奴が、よさまに奏しすゝめ奉れるまゝに、かくは詔給へるなるべし。

續紀歴朝詔詞解四卷 終

〔改元天平神護〕此時の詔に、朕以ニ眇身ヿ忝ニ承寶祚ヿ、無レ聞ニ德化ヿ屢見ニ姦回ヿ、云々、其賊臣仲麻呂外戚近臣、先朝所レ用得レ堪ニ委寄ヿ、更不ニ猜嫌ヿ、何期包ニ藏禍逆之意ヿ、云々、幸頼ニ神靈護レ國助ヿ戢、不レ盈ニ旬日ヿ咸伏ニ誅戮ヿ、今元惡已除、同歸ニ遷善ヿ、洗ニ滌舊穢ヿ、與レ物更新、宜下改ニ年號ヿ以ニ天平寶字九年ヿ爲中天平神護元年上、云々とあり、神護は此勅の神靈護國よりとれる名なるべし。
〔番上〕令制にて、交替して或る事務を勤仕する者を云ふ、官位相當あるものは皆毎日勤仕するも其他のものは皆番上たる也。

續紀歷朝詔詞解五卷

第卅二詔

二十六の卷に、天平神護元年正月癸巳朔己亥、改ニ元天平神護ヿ、勅曰云々、又詔曰とあり。

天皇我大御命良麻止勅大御命乎衆聞食止宣。仕奉人等中爾。其仕奉隨狀治給人毛在。又御軍爾仕奉禮留依弖治給人毛在。然此多比賜位冠方常方與利異仁在。可久賜故方平伎時仁奉侍方己止誰人可不奉侍在牟。如此久宇治方夜伎時仁身命乎不惜之天貞久淨心乎以天朝庭乎護奉侍流人等乎己治賜比哀賜倍物爾在止毛念故。是以今由久前仁毛緩怠事無之天諸能劣牟家人等毛乎教伊佐奈比進常毛與利益須益須勤結理奉侍奈毛止之天冠位上給治給久止宣御命乎諸聞食止宣。

其仕奉、本ども、仕字を脱せり、今補ふ。○御軍爾云々は、去年九月、藤原仲麻呂を討給ひし時の事也、此上なる漢文の勅に、其從ニ去九月十一日ヿ至ニ十八日ヿ、職事及諸司番上、六位已下、供レ事者、宜ニ亦加ニ一階ヿ、唯正六位上、

依レ例賜レ物とあるは、御軍士の外なるべし。○位冠、常に冠位といふを、又かくうちかへしてもいへる例、卅七詔四十一詔などにも有り。○異には、氣衝と訓べし、異なるを、氣といへること多し、萬葉十三に、常衝異鳴。○誰人可云々は、易ければ、誰とても、みなよく仕奉ることぞと也。○宇治方夜伎、宇字、印本に牟に誤れ、今は一本に依れり、此言の意、師の冠辭考、ちはやぶるの條に見えたり、但し此宇治と稜威とを、一つにいはれたるは然らず、稜威はもとより別也、うぢはやきは、いちはやきともいひ、頭のいを省きて、ちはやぶるともいへり、源氏物語榊卷に、后の御心いちはやくて、といへるなども、同言にて、意も同じ、こゝは仲麻呂が反逆によりて、亂有し事をいふ也。○貞久淨心、貞詔、一本に眞と作るは、誤なり、又一本には、久の下に、明久の二字有。○勤結理、第一詔に出たり。

第卅三詔

同年三月丙申、勅云々、復詔曰と有。

天下政方君乃勅仁在乎、己可心乃比岐比岐、太子乎立止念天欲須流物仁方不在。然此位方、天地乃置賜比授賜布位仁在。故是以朕毛天地乃明伎奇岐徵乃授賜人方出奈牟止念天在。猶今乃間方明仁淨岐心乎以天、人仁毛伊佐奈方禮須。人乎毛止毛奈方須之天。於乃毛於乃毛貞仁能久淨伎心乎以天奉仕止詔乎已止諸聞食止宣。詔、復有人方淡路仁侍坐流人乎率來天佐良仁帝止立天。天下乎治之米無等念天在人毛在良之奈毛止念。然其人

〔宇治と稜威云々〕萬葉集古義にも、冠辭考に、宇治は稜威と同音にて通へば、ちはやぶる宇治といひ下したりと云るはわろし、宇治は治濁音、稜威は都清音にて本より通ふ言にあらず、又その用へる趣も宇治と伊都とは大く差別あるなりと思ふべしとあり

〔源氏物語〕源氏君と云へる貴公子を主とせる物語にて、紫式部の作、五十四帖也。

方天地乃宇倍奈彌由流之天授賜流人仁毛不在。何乎以天可知止奈良方、志愚仁心不善之天天下乎治仁不足。然仁乃味不在。逆惡伎仲末呂止同心之天朝廷乎動之傾無止謀天在人仁在。何曾此人乎復立無止念無。自今以後仁方。加此久念天謀已止等詔大命乎聞食止倍宣。

〔謀已止〕同年二月淡路國守佐伯助に下せる勅に、風聞、配流彼國罪人、稍致逃亡事如有實、何以不奏、汝簡朕心、往監於彼、事之動靜必須早奏、又聞、諸人等詐稱商人、多向彼部、國司不察、遂以成群、自今以後一切禁斷とあり、以て當時廢帝に心を寄せ奉る者多かりしを知るべし。

〔釋名〕爾雅の體に倣ひ、釋天、釋地等の二十七類に分ちて、名物の訓詁を載せし書、後漢の劉熙の撰也。

比岐比岐、本どもに、比岐二字を落せり、今は一本に依れり、此言、卅一詔に出。○欲流須は、念天と重なりて、穩ならず聞ゆ、もしくは誤字にはあらざる歟。○天地乃置賜比云々、此ほどの物しり人は、皇國の書とては、神代紀をだに讀ざりしにや、神代紀よみたらば、よもかくまで、古傳にそむけることはいはじをや。○故是以、こは本どもに、故是依方と作り、それも聞えたれど、今は一本にかく有がまされるに依れり、依方は上文より紛れつるものなるべし。○於毛は、下の念天在へ係れり。○天地乃明伎云々、明かに奇き徴端を現はして、天地の授け賜ふ人といふことなれと也。○今乃問方、此言、下に承るところなけれども、太子を立むと思ふ心なくてあれといふ意を、次々の言にこめていへる也。○人仁毛云々は、たとひ心のひき〴〵、太子を立むとして、いざなひすゝむる人有とも、いざなはるゝことなかれと也。○比毛奈須方ともなふは、いざ共にせむと、誘ふ意にて、いざなふと同じことなるを、言をかへていへる也。○於乃毛於乃毛、つれにいふ各は、己己なるを、それに毛を添ていへるにて、各誰も〳〵皆といはむが如し。○貞仁能久、貞は、貞久貞岐などあるをば、タヾシクタヾシキと訓るを、こゝには仁字あれば、さは訓がたければ、同字を異に訓むは、いかゞなれども、佐陀加爾と訓べし、さだかは、釋名に、貞定也、精定不動惑也、と注せる如き意也、能字は、明を誤れる也、かゝる處に、能久といへる例はなし、卅一詔に、明仁貞岐心乎以天、卅七詔に、貞仁明伎心乎以天、四十四詔に、淨久貞仁明心乎以天、などある例を以て知べし。○淡路仁侍坐流人は、廢帝

也、流字は、須を誤れる也。今の人は、凡て此類を、ますといふも、ませるといふも、同じこと心得て、違あることをしらず、みづからの文にも、用誤ることつねなるを、古は此けぢめさだかにして、混ふことなかりき、こゝはませるといふべき處にあらず、必ますといふべき處也。○佐良仁は、更にて、復再也。○宇倍奈彌は、諾也、此を、古は彌ともいひしなるべし。○授賜流は帝位を也。○治仁不是、すべて云々するにたらずといふは、或書言也 ○朝廷乎云々、そも〳〵仲麻呂が專逆し時は、此廢帝の御世なれば、其朝廷をこそ、朝廷とはいふべきに、其をおきて、別に高野天皇を、朝廷とは、いふなり、意は仲麻呂が方に係ていへるにも有べけれど、語のつゞき、廢帝にかゝれるをや。○何會云々は、此人を復立むとは、念ふべきことにあらずの意也。○謀は、廢帝を再立むと、念謀る也。○此は、夜米と訓て、やめよの意也。○開食、此上に、諸字脱たる歟。

第卅四詔

同年八月庚申朔、從三位和氣王、坐謀反誅、詔曰とあり、さて此詔の次に、和氣者、一品舍人親王之孫、正三位御原王之子也、勝寶七歲、賜姓岡眞人、任因幡掾、寶字二年、(二は三の誤也、)追崇舍人親王、曰崇道盡敬皇帝、至是復屬籍、授從四位下、八年、至參議從三位兵部卿、于時皇統無嗣、未有其人、紀朝臣益女、以巫鬼著、得幸和氣、心挾窺窬、厚賂幣物、參議從四位下近衞員外中將兼勅旨員外大輔式部大輔因幡守粟田朝臣道麻呂、兵部大輔兼美作守從四位上大津宿禰大浦、式部員外少輔從五位下石川朝臣永年等、與和氣善、數飲其宅、道麻呂、時與和氣密語、而道麻呂佩刀、觸門屏折、和氣卽遺以裝刀、於是人等心疑、頗泄其事、和氣知之、其夜逃竄、索獲於率河社中、流伊豆國、到于山背國相樂郡、絞之、埋于狛野、又絞益女於綴喜郡松井村、とあり、復屬籍とは、岡眞人の姓を停て、諸王に復されしをいふ、以巫より、賂幣物までの文、いさゝか心得がたし。

〔御原王〕天平勝寶元年中務卿となり正三位に叙せられ同四年薨す。

〔紀朝臣益〕武內宿禰の子紀角宿禰の後也。

〔裝刀〕飾太刀也。

〔率河社〕大和國添上郡率川阿波神社なり。

〔狛野〕和名抄に、大狛鄕とある地の野也。

〔藤原永手大臣〕房前の第二子也、天平寶字八年大納言となり、天平神護二年右大臣を經て左大臣に進む、寶龜二年薨す。

落字など有歟、さて卅一の卷、藤原永手大臣薨に、道鏡因播籍恩私勢振內外、自廢帝、黜宗室有重望者、多羅非辜、日嗣之位、遂且傾矣、道鏡自以寵愛隆渥、日夜僥倖非望、とあると、寶龜二年九月、和氣王男女、大伴王長岡王名草王山階王采女王、並復屬籍、とあるとを、合せて思へば、この和氣王を、謀反といひなして、かく罪におとせしも、道鏡奴が、謀たるしわざにぞ有けらし。

今和氣仁勅久。先爾奈良麻呂等我謀反乃事起天在之時仁、仲麻呂伊忠臣止之天侍都。然後仁逆心乎以天朝庭乎動傾止之天兵乎備流時仁。和氣伊申天在。此爾依天官位乎昇賜治賜都。可久方阿禮止毛。仲麻呂毛和氣毛後方仁猶逆心以天在利。家復己毛先靈仁祈願流幣書乎見流仁。云天在久。己我心仁念求流事乎之成給波。天尊靈乃子孫乃遠流天在方乎京都仁召上天臣止成牟止云利。復己怨男女二人在。此乎殺賜幣止云天在。是書乎見流仁。謀反乃心止方阿利明仁見都。是以天法乃末仁治賜止宣。

謀反乃、こゝは乃字あれば、音に讀べし、此謀反の事は、十六詔より、廿二詔までに出。○仲麻呂伊、伊字、一本に可と作るは、ひがこと也、可にては、語とゝのはず。○傾天止之、一本に、之字なし、ひがこと也。○和氣伊云々、伊字、一本に何と作るは、例のさかしらのひがこと也、何にては叶はず、さて仲麻呂が謀反を、此王の告奏されし事、紀には見えざれども、仲麻呂誅されたりし時の詔の次に、此王從四位上より、從三位に叙せられ、又此年神護元年三月

（參議）太政官中の政事を參議する官にして、大寶二年大伴安麻呂等五人をして朝政を參議せしめしを初めとす、正官に非す、定まれる執掌の職なく、相當位なし。

（斯麻爾云々）島にはふらば也、伊豫に流されなばと也（一一七頁輕太子參照）。

（萬葉十九云々）大伴家持の長歌也、安夫佐波受の夫字本には天とあり、本居氏は夫の誤となし、斯く訓めるにて、賀茂眞淵は末の誤にて餘さずなりと云へり。

に、功田五十町を賜へる事などあるは、告奏されし故と聞ゆ。〇官位乎云々、位の事は、右のごとく、其時從三位になされたるよし見えて、任官の事は、もれたるを、此はじめに引る文に、寶字八年、至二參議從三位兵部卿一と見えたり。〇仲麻呂毛和氣毛云々、仲麻呂が逆心の事は、既に上に見えたるに、又かくあるは、事重なりて、いかゞなるを、こは思ふに、此和氣も、かの仲麻呂と同じやうに後には、といふ意なるべし。〇後方仁猶、猶は、はじめは善かりしかども猶也、又これも仲麻呂と同じく、といふ意も、おのづから含みて聞ゆ。〇復已毛　毛字は、可を誤れるか、又は之にて大書歟、いづれにまれ、必がと有べき所也。〇先靈は、於夜乃美多麻と訓べし、祖父舍人親王、又父御原王などの御靈也。〇見流仁、一本、仁字を脱せり。〇云天在良久、其祈の書に、書て有しやうはと也、あらくは、あるを延たるにて、いふないはくといふと、同格也。〇己我心は吾心也〇成給天波　天波は、たらばの意也、波字濁りて讀べし。〇尊靈は、其靈に對ひて、申す言なる故に、尊といへり。〇子孫は、こゝは古杼母と訓べし、子といへば、子孫にもわたるなり、こゝはウミノコなど訓むはわろし。〇遠流天在乎方、流天は、波夫理弖と訓べし、古事記に、輕太子の、伊豫國に流たれ給ふ時の御歌に、意富岐美袁、斯麻爾波夫良婆と有、放溢ば也、放竄遣る意也、萬葉十九に、四方之人乎母、安夫左波受、はふるとあふると同じ、五十一詔に、彌麻之大臣之家内子等母、波布理不レ賜、失不レ賜、慈賜牟波などあり、舍人親王の御子たち、船王は隱岐國に、池田王は、土左國に流され給ひしこと、此詔に見えたるがごとし、此二王の子たちもあらば、それらをも包たるべし、廢帝は、下文に依に、此内には入べからず、さて在乎毛とあるべき語の勢ひに聞ゆれば、乎方の方字は、毛を誤れるか、但し吾は天皇となり、云々乎方云々せむと、對へていへる意に見れば、乎方にてもよろし。〇召上、萬葉五に奈良能美夜故爾、咩佐宜多麻波爾。〇臣止成止、本に、无止二字なし、一本には、无字ありて、止字なし、今は又の一本に依れり、さて此臣といへるは、上代に、八十伴緒の中に、京に侍て、殊にしたしく仕奉るを、臣連といへる、その臣の心ばへにて、朝

延に近く仕奉る人となさむといふことなるべし、下臣と王に對へいふ臣にはあらじ、かの船王池田王など、親王をばおとされ給へれど、諸王になされしかば、猶王なるを、臣になさむは、いよ〳〵おとすしわざ也、臣は、王より卑しければ也。〇己怨男女二人とは、高野天皇と道鏡となるべし、怨は、ウラメシキとも訓べけれども、假字添ざれば、阿多なるべし、こはあたと申すべきよしはなけれども、己天皇とならむと望むには、妨なればいふ也。〇殺賜止、これまで祈の書にいへるよし也、一本に、此下に今一つ殺賜二字あるは衍也。〇謀反乃心阿利止波、阿利二字、一本に在と作り。

第卅五詔

上に引たる文につゞきて、是日又下レ詔曰とあり。

粟田道麻呂。大津大浦。石川長年等爾勅久。朕師大臣禪師乃宣久。愚癡仁在奴方。思和久事毛無之天。人乃不當無禮止見咎牟流毛不知之天。惡友爾所引率流物在。是以此奴等毛加是久逆穢心乎發天在止方計利。既明仁知奴。由此天理波法末乃末爾治給倍久在。然此遍方猶道鏡伊所賜天。彼等我惑心乎方教導天。貞久淨伎心乎以天朝庭乃御奴止奉仕之无米止宣爾依天。汝等我罪方免給。但官方解給不。散位天止之奉仕止勅御命乎聞食倍止宣。又勅久。從今往前仁。小過毛在人仁所率之流止所聞波。必法末乃末爾罪

〔禪師〕禪定の宗師の義也、佛教三學戒定慧の內定（禪定）は殊に肝要なる故、以て高僧の稱號とせる也、善住意天子所問經に天子問、何等比丘得レ言二禪師一、文殊師利答言、天子此禪師者、於二一切法一行思量、所謂不生、若如レ是知得レ言二禪師一、云々とあり、釋門事始考に本國弘安元年、勅諡二道隆一爲二大覺禪師一、云々とあるは後世禪宗の高僧に賜へる禪師號の濫觴にて、爰に云ふ禪師とは異れり。

〔姓氏錄〕新撰姓氏錄の略稱也。

〔孝昭天皇〕懿德天皇の第一皇子にして、御諱を觀松彥香殖稻尊と申す、第五代の天皇也。

〔陰陽頭〕中務省の被官陰陽寮の長官にして、相當從五位下也。

〔孝元天皇〕孝靈天皇の第一皇子、御諱を大日本根子彥國牽尊と申す、第八年の天皇也。

〔建內宿禰〕古事記は彥太忍信命の子となし、日本紀はその孫とせり、景行天皇以後五朝に歷仕し、成務天皇以來大臣たり。

奈比給岐良比給止勅御命乎聞食倍止宣。

粟田道麻呂、粟田朝臣は、姓氏錄に、天足彥國押人命三世孫、彥國葺命之後也と見ゆ、國押人命は、孝昭天皇の第一の御子なり、道麻呂は誰が子にかあらむ、詳ならず、官位は、卅四詔のはじめに引る文に見えたるがごとし。○大津大浦、大津宿禰姓氏錄に見えず、此姓いまだ考得ず、もと連なりしを、天平寶字八年九月、此大浦に、宿禰の姓を賜へり、大浦は、誰が子にか詳ならず、寶龜六年五月、從四位上陰陽頭兼安藝守大津連大浦卒、大浦者、世習陰陽、仲滿甚信之、問以事之吉凶、大浦知其指意渉於逆謀、恐禍及己、密告其事、居未幾、仲滿果反、其年授從四位上、賜姓宿禰、拜兵部大輔兼美作守、神護元年、以黨和氣王、除宿禰姓、左遷日向守、尋解見任、即留彼國、寶龜初、原罪入京、任陰陽頭、俄兼安藝守、卒於官。○石川長年、石川朝臣は、姓氏錄に、孝元天皇皇子、彥太忍信命之後也と見ゆ、建內宿禰の末也、長年は、誰が子にか、詳ならず、天平寶字八年十月、從五位下に叙し、同月、式部大輔に任ず、そこに年字を誤りて、手と作り、さて件の三人、和氣王に同心せしとの事、卅四詔のはじめに引る文のごとし。○大臣禪師乃宣久は、道鏡なり、卅八詔に見ゆ、さて此奴がいへることなしも、かく天皇皇后などいふ大命と同じさまに詔給へるは、甚しきこと也。○愚癡はカタクナと訓べし、天智紀に、癡奴()人乃、本どもに此二字なし、今は一本に依。○不當は、卅九詔に、無禮之不從、奈賣久在牟人波、とあるつゞきを思ふに、那賣久と訓べき也、萬葉十二に、妹登曰者無禮恐、といへるなども、不當の意あり。○見告、十六詔に、人乃可見告事和射奈世○所引率は、イザナハルと訓べし、いざなふといふこと、詔どもに多かる中に、卅三詔に、人仁伊佐奈方須禮と、假字書有。○此奴等は、上件の三人をいへり。○逆穢心乎發は、人にいざなはれて也 ○道鏡伊所賜天は、俗言に、もらひてといふに全同じ。○朝庭乃御奴、御奴は御臣也、官奴といふ物にはあらず、散位としてとあるにて知べし、さて御臣ならば、分て朝庭乃とはいふに及ぶまじきことなれども、こゝは道鏡伊所賜天とあれば、道鏡が領た

る私の人なる意なもて、分てかくはいふ也。○奉仕无止之米、无字、本に天に誤、今は一本に依。○宣爾依天は、道鏡がかくいふによりて也。○解は、登理と訓べし、六十二詔に、解官取冠倍久云々、官冠乎乃取賜比云々、取冠罪波免賜比、官乎乃御賜比云々、天武紀に、官位盡追、追字は、遥斥の意也。○散位、此訓おぼえず、刀禰と訓る歟とおぼゆれど、たしかにはおぼえざれば、姑く音に讀り、さて散位とは、官なくして、位のみなるをいへり。○從今往前、一本に、今の下に、波の細字あるは衍也。○必法乃、本どもに必字なし、今は一本に依。○岐良比給、十九詔に出。○件の如く詔は有つれども次の文に、居十餘日、以道麻呂爲飛驒員外、以其怨家從四位下上道朝臣斐太都爲守、斐太都到任、即幽道麻呂夫婦於一院、不通往來、積月餘日、並死院中、從四位上大津連大浦、爲日向守、奪其位封、從五位下石川朝臣永年、爲隱岐員外介、到任數年、自縊而死と有。

〔飛驒員外〕飛驒國の員外國司也、員外とは令制以外に定置せる官にて、國司にては、天平寶字元年七月日向員外掾藤原朝臣乙繩とあるを初見とす、凡て員外國司は公廨の配分を受くことを得れども、國務に携はるを得ざるものとす。

〔上道朝臣斐太都〕もと中衞舍人にて從八位上なりしが奈良麻呂の陰謀を密告せし功により、從四位下に叙し朝臣姓を賜はる

〔若江郡〕今中河內郡の內也。

〔弓削行宮〕今曙川村大字東弓削村にその址あり。

第卅六詔

同年閏十月庚寅、詔曰とあり、これよりさき十月に、紀伊國に幸の御かへるさ、弓削行宮に到坐し、弓削寺にも幸て、佛を禮給ふと有、此詔は、弓削行宮におはします間の事也、弓削は、河內國若江郡にて、道鏡が鄕也。

今勅久。太政官能大臣方。奉仕倍伎人乃侍坐時仁方。必其官乎授賜物仁在。是以朕師大臣禪師能朕乎守多比助賜乎見禮方。內外二種乃人等仁置天其理仁慈哀天過無久毛奉仕之米天志可止念保之米之天。可多良比能利多布言乎聞久仁。是能太政大臣乃官乎授末都流仁

方敢多比奈牟可等奈毛念故是以太政大臣禪師乃位乎授末都留止勅御命乎諸聞食止宣。

復勅久。是位乎授末都良牟等申佐方。必不敢伊奈等宣多方牟止念之天奈毛不申之天是能太政大臣禪師乃御位授末都流等勅御命乎諸聞食等宣。

奉仕伎倍人乃云々は、無其人則闕とあるにつきて、かくは詔給へる也、其人有ときは任といふ文はなし。○守多比は、守賜ひ也、次々なる多比多布みな同じ。○見禮力は、其狀を見れば也。○内外二種乃人等とは出家と在家との人をいふ、すべて佛法にては、佛書を内典といひ、其餘の書を外典といふごとく、僧を内とし白衣を外としたる也、こは皆佛家の私事なるが廣まりて、常の人も然いふは、いと有まじきこと也、但し此天皇などは、いたくかの法を尊み給ひて、出家し給へれば、此御言、あやしむべきにあらず。○置天は、於なり。○其理仁は、僧は僧、白衣は白衣と、各其ことわりにしたがひて也、一本に其字を、甚に誤れり。○奉仕之米天志可等、天志可は、てしがなにて、願ふ辭也、萬葉九に、見而師香跡、悒憤時之など、猶多し、印本に、天志可を志可天と誤れり、今は一本に依。○念保之米之天、米字、多くの本に末と作り、それも例多ければ、あしからず、されど今は一本に依。○能利多布は、宣賜也、道鏡が也。○敢多比奈等可等は、堪賜ひなむ歟と也、多比奈牟可を、一本に多可比奈牟と誤れり。○伊奈は、否にて、辭む言也。○念之天奈毛、一本に、天字を脫せり。○御位、御字、道鏡を尊み給へる也、めづらし。○此詔につきて、詔文武百官、令拜賀太政大臣禪師、事畢幸弓削寺禮佛、奏唐高麗樂、及黑山東師部儛、施太政大臣綿一千屯、僧綱及百官番上已上、至直丁擔夫、各有差、内竪衞府、特賜新錢、亦有差と有、擔夫の下、脫文あるべし、また同月丙申、

〔在家〕出家に對して在俗の人を云ふ

〔内典云々〕釋氏要覽に、智論云、習外典如以刀割泥、泥無所成、而刀自損、言内外典者、二教論云、救形之教稱爲外、濟廣之典號爲内とあり。

〔一千屯〕屯は綿二斤の重さ也。

〔新錢〕續日本紀天平神護元年九月の條に、丁酉、更鑄新錢、文曰、神功開寶、與前新錢、幷行於世、とあるこれ也。

留守百官、拜二賀太政大臣禪師一、賜二五位已上緇人三十屯一と有、これは京にかへらせ給ひての事也。

第卅七詔

同年十一月癸酉、先レ是廢帝既遷二淡路一、天皇重臨二萬機一、於レ是更行二大嘗之事一、以二美濃國一爲二由機一、越前國爲二須伎一、庚辰詔曰云々、又詔曰とあり。

由紀須伎二國守等仁命久。汝方多知貞仁明伎心乎以天。朝庭能護天等之關仁奉供禮方之官。國方多久在止毛美濃止越前止御古仁合天。大嘗乃政事乎取以天奉供良止之念行天毛奈位冠賜久止宣。

關仁奉供禮方之官、此度由紀の美濃國に不破關、須伎の越前國に愛發關あり、そのかみ三關の國は、關國とて重くせられしこと也、三關はもとより國司分當守固、と軍防令に見えたる如くなれば、關に奉仕るとは詔給へる也、なほ三關の事、廿八詔にいへり、之字、一本に已と作り、それもあしからず、されど、今は多くの本に依つ、之は助辭也。○美濃は、正しくは美怒と訓べきなれども、此紀の詔、古怒といへる言、みな後世のごとく、乃とあれば、今も然訓つ。○越前は、和名抄に、古之乃三知乃久知と有　○御古仁合天は由紀須伎の國郡を定めらるゝ事、先神祇官に仰せて、御卜ありて、合へる國郡を以て、定めらるゝこと也。○大嘗の事は、古事記傳八の卷に委く云り。○取以天奉供良之止、神祇令に、凡大嘗者、每レ世一度、國司行レ事と有て、由紀須伎にあたれる國司、京に參上りて、此事に奉仕る、そのこまかなる事は、貞觀儀式などに見えたり、上件すべての意は、國はしも多かるに、美濃と越前と、由紀須伎

（由機須伎）天武紀齋忌、次に作る、その通釋に、按に、齋忌は此にあるが正字にて、齋忌み清まはり仕奉る御膳の名なるべし、次も字は借たるものにて、清々しく清まはれる名義にて、齋忌にかはることなしとあり、其他說頗る多し。

（御古仁云々）後には郡をのみ卜し、國を卜せず、每に近江を悠紀とし、丹波備中を以て交番に主基と定む、御占は龜卜也。

〔藤原朝臣繼縄〕豐成の第二子也、天平神護元年參議、寶龜十一年中納言、延暦二年大納言、同九年右大臣となり同十五年薨す。

〔大新嘗〕大嘗祭は新穀を以て天照大神及び天神地祇を奉祭し給ふ儀にして、其本義は新嘗祭と全く同一なるより、太古は此の二稱を混同して用ひたりしが、天武天皇の頃より漸く別れて、御卽位後の新嘗祭を特に大嘗會と申すことゝなれり、されば此の一世一度の新嘗を一に大新嘗とも稱する也。

にあたれるは、汝たちの明き心をもちて、關を守り仕奉るが故にぞあるらしの意也、本どもに、天字なし、今は一本に依。○念行天奈毛、毛字、一本に牟と作るはわろし。○位冠賜、賜の上に、上字など落たるにはあらざる歟、此詔の次に、授美濃守正五位下小野朝臣竹良、從四位下、介正六位上藤原朝臣家依、從五位下、越前守從五位上藤原朝臣繼縄、從四位下、介從五位下弓削宿禰牛養、從五位上とあり。

第卅八詔

件の文につゞきて、又詔曰と有。

今勅久。今日方大新嘗乃猶良比能豐明聞行日仁在。然此遍能常與利別仁在故方。朕方佛能御弟子等[之]天菩薩能戒乎受賜天在。此仁依天。上都方波三寶仁供奉。次仁方天社國社乃神等乎毛爲夜備末都利。次仁方供奉留親王多知臣多知百官能人等。天下能人民諸乎愍賜慈賜牟等念弖奈毛。還天復天下乎治賜。故汝等毛安久於多比仁侍天。由紀須伎二國乃獻禮留黑紀白紀能御酒乎。赤丹乃保仁多末倍惠良伎。常毛賜酒幣乃物乎賜方利以弖退止爲天奈毛。御物賜方久止宣。復勅久。神等乎方三寶余利離天不觸物曾止奈毛人能念天在。

〔致齋〕祭事に預る人の致齋の前後に行ふ齋戒也、令制には大祀には一月、中祀は三日、小祀には此事なし、此間諸司は常の如く事を理するも、不レ得ニ弔レ喪問レ病等六事を禁ぜらる、致齋は唯祭祀を行ふのみにて自餘の事に携はるを得ず

〔大嘗宮〕大嘗宮の正殿にして、悠紀院(東)主基院(西)の二院より、祭に先つ七日始めて工を起し五日内に造了す、其地は一定せざるも多くは大極殿龍尾道の前に設く。

〔解齋御粥〕解齋の時に聞食さるゝ堅粥なり。

然經乎見末都禮方。佛能御法乎護末都利尊末都流方。諸乃神多知仁伊末志家利。故是以。出家人毛白衣毛相雜天供奉仁豈障事波不在止念天奈毛。本忌之如久方不忌之天。此乃大嘗方聞行止宣御命乎諸聞食止宣。

大新嘗、大嘗と同じこと也。○猶良比、猶は借字にて直會にて、奈保理阿比の切れる也、直るとは、齋をゆるべて、平常に復る意也、そも〳〵大嘗の齋、神祇令に、散齋一月、致齋三日と有て、義解に、散齋、謂仲冬之月、自レ朔至レ晦、致齋、謂自レ丑至レ卯、其辰日以後、即爲ニ散齋一と見え、大嘗祭式にもかく見ゆ、儀式にも、致齋三日、從レ丑至レ卯と見えたり、卯日に、大嘗宮に御て、神にも祭給ひ、天皇御みづからも聞食て、大嘗の事畢るに依て、辰日よりは、豐樂院に御て、致齋をゆるべうちとけて、讌ひ集會意の名也、解齋の舞、又廢ニ齋服一復レ常、などいふことは、午日の儀式畢てあることなれども、卯日の儀式の終るも、致齋の解るなれば、同じ心ばへ也、江次第には、辰日朝、主水司、供ニ解齋御粥一とも見えたり、さて諸社の神事にいふ直會も、神祭畢て後に行ふわざにて、同じ意也。○豐明、豐は、ゆたかなる意、明は、酒を飮て、顏の赤らむ意にて、酒宴をいふ也、豐明爾明坐などいひ、又此次の文に、赤丹乃保仁云々、ともあるにて知べし、猶くはしくは、古事記傳廿二の卷にいへり。○常與利別仁在とは、例の大嘗會の時とは、異なるをいふ。○御弟子天等之、諸本に、之字なし、今例に依て補へり、凡て古言に、とてといへることなし、さて此天皇は、廿七詔に、出レ家弖佛弟子止成奴と有、そも〳〵御髮をおろし給ひて、天津日嗣の御位に昇坐ること、神世より今に至るまで、たぐひなく、いとも〳〵ゆゝしくかしこき御事也。○菩薩能戒、廿八詔に、菩薩乃淨戒とあり。○三寶は、ホトケと訓べし。○次方仁云々、三寶を上都方と詔給ひて、神等を、次仁と詔給へるは、佛書のみだり說にのみ惑ひ給へる、いともゆゝしきまがごと也。○爲夜備は、禮びにて、敬と同じ、四十一詔に謹

〔拔穗田云々〕大嘗祭の年八月下旬宮主卜部より拔穗使を卜定し齋國に發遣す、依て齋郡に到り國司と共に薦享酒醴の料稻を拔取り九月下旬歸京してこれを齋場に納む。

〔齋場院〕神御の供物、祭祀の調度等を調理設備する所にて、宮城の北野を卜定して設く。

〔內院〕齋場院の內院也。

〔大多米院〕齋場院の一院也。

〔中原康富記〕應永八年五月より康正元年十二月に至る當時の有職家中原康富の日記也。

〔醴酒〕米、麴、酒を料として釀せる酒、今云ふ甘酒の類也。

美禮比末仕奉りともあり。○還天は再御位に復り卽給へるよし也。○安久於多比仁侍天は、今日の宴會の御席に也。於多比仁は、今世の俗言に、ゆるりといふにあたれり。○二國乃獻禮留、二國の齋郡の內に、拔穗田とて、卜定めたる、其田の稻を、拔穗といふ、其を持上りて、京の齋場院に於て、黑紀白紀に釀造て、獻る也、其間くさぐさの行事有、委き事は、貞觀儀式、延喜大嘗祭式などに見えたり、さて辰日の儀に、辨大夫就版讀、奏兩國所獻多米都物色目、其詞云、悠紀國供奉留、其國官姓名等加進禮留雜物、合若干荷、就中獻物、黑木御酒若干缶、白木御酒若干缶、云々、主基國供奉留、其國云々、進禮留事乎、申賜止波久奏。○黑紀白紀、萬葉十九、新嘗會肆宴の歌、天地與、久萬氏爾、萬代爾、都可倍麻都良牟、黑酒白酒乎、こは色の黑きと白きと、二種の酒也、上代の酒の名にぞ有けむ、其造法を考るに、儀式に、以藥灰和御酒、五斗和內院白黑二酒、五斗和大多米院白黑二酒と見えたる、藥灰といふ物は、灰燒とて、此灰を燒く役人有て、山に入て、燒得ること也、さて件文に依に、此藥灰、白酒にすると、黑酒にするとの、二種有て、各其を和すに依て、其色白と黑とになることゝ聞えたり、然るを造酒式には、新嘗會白黑二酒料云々、其造酒者云々、熟後、以久佐木灰三升和合一甕、是稱黑貴、其一甕、不和、是稱白貴とあるは、かの儀式の、黑白共に、灰を和すと異也、式の如きは、白酒は、灰を和さゞる、尋常の酒と聞えたり、世々を經るまゝに、變りぬるにや、又中原康富記には、二酒共に醴酒也として、白者、白其色也、黑者、上卿振烏麻粉といへるは、又後の事にて、いさゝか其色を見せたるのみ也。○赤丹乃保仁は、酒を飮て、顏色の榮えて、赤くなるをいへり、豐明といふ明り是也、中臣壽詞に、悠紀主基乃黑木白木乃大御酒遠云々、赤丹乃穗仁所聞食、豐明仁明御坐止有、又事は異なれど、萬葉歌に多く、丹穗又狹丹つらふなどいへるも、顏の紅なるをいへるは同じ。○多末伝は、たゞにて、酒をのむをいへり、四十六詔に、こゝと同じつゞきの語を、食倍と書り、今世の言にも、物を食ふこと、酒をのむことを、たべるといふ是也。○惠良伎は、古事記石屋戶段に、咲樂とある字の意也、これを書紀には、嘘樂、また歡喜盈懷など書れたり、なほ記の傳八の卷にいへるがごとし。○常毛賜とは、大嘗會

〔みてぐら〕古事記傳に、美豆具良は何物にまれ神に獻る物の總名なり、云々、名義はまづ古神に獻る物及人に贈りなどする物を、凡て久良と云へり、云々、さて美豆は御手なり、云々、手に取持ちて獻る意にて云へり、又豆は多牟氣の切（ツマ）りたるにて、御手向久良の意にてもあるべしとあり。

〔午日儀〕即ち豐明節會の儀也、此日悠紀主基の兩國司及び群臣を豐樂殿に會して宴を賜ひ國栖歌笛、久米舞、吉志舞、五節舞、宣制及び賜祿の事あり。

〔拜舞〕叙位任官又は賜祿の時これを

の豐明には、いつも例にて賜ふよし也。〇酒幣は、佐加麻比と訓べし、サカミテグラと訓は非也、みてぐらとは、神に奉る物をこそいへ、君の臣に賜ふ物を、いかでか然はいはむ、字に依て、言を誤ることなかれ、麻比はすべて神に奉る物にても、人に贈る物にても、下たる者に賜ふ物にても、通はしいふ言也、まひなひといふも、まひと同じ、然るを後世には、まひなひといふは、正しからぬ賄賂するに限れる言のごとくなれり、書紀に、神に奉る幣物をも、まひ又まひなひといへり、萬葉に末比波世武、幣者將爲とあるも、たゞ物を贈らむといふことなり、酒幣は宴の時に贈る物也、さて豐明に賜ふも、其物は、つねの幣にかはれることなし。〇爲天奈毛、奈字、印本には利に誤り、一本には、那と作り、今は又の一本に依れり、此詔の假字の例に依れば也。〇御物は、即酒幣之物とある是也、貞觀儀式、午日儀に、宣制云、天皇我詔旨止良末宣不大命乎、衆聞食止閇宣、皇太子以下、稱唯再拜、更宣云、今日波、大嘗乃直會乃豐樂聞食日仁在、故是以、黑伎白伎乃御酒、赤丹乃穗仁食惠良伎罷止爲天奈毛、常毛賜御物賜止久宣、以次稱唯、俱拜舞、三代實錄四十六にも、宣詔曰、天皇我大命良万止勅大命乎、諸衆聞食止宣、今日波、大嘗會乃直會乃豐樂畢日爾在、故是以、黑支白支乃御酒、赤丹穗爾食惠良支罷止爲天奈毛、常毛賜酒乃幣乃御物賜止久宣とあり、豐樂畢日とは、午日の事也〇三寶余利離天、余利は、上に常與利別仁、とある與利と同くて、止波といふ意也、三寶とは遠離てといふなり。〇不觸は、三寶は、神事には觸ぬものと也。〇物曾止奈毛、毛字、一本に牟と作るは、例のわろし。〇人能は、世の人の也。〇經は、佛經也。〇佛能御法乎云々伊末志家利、此語は、うちかへして、諸の神たちは、佛の御法を、護奉り、尊み奉るものにいましけり、といふ意に見べし、そもそも佛書には、佛を上なく尊き物とし、佛法を上なき道と立るから、もろもろの神たちも、佛を尊み、佛法を護り賜ふ物とせり、かゝるたぶれ言を、いひひろめて、いともゆゝしく、神國の人の心を、欺き惑はして、つひに佛國のやうになしたるは、あなかしこあなゆゝし、〇白衣とは、出家の人の、墨染衣なるに對へて、たゞの人をいへり、推古紀天武紀に、俗人、天智紀に、緇素

拜謝する禮法にて一に舞踏とも云ふ手にて舞ひ、足にて踏み、一度は立ち一度は坐し、左右を顧みて忻悦の狀を表す也、顧みるに坐立ともに左右左又は右左右の次序あり。

〔天武紀に云々〕同紀九年八月の條に出づ、此外同紀七月の條に、道俗を「オコナヒヒトトシロキヌ」と訓み、持統紀七年五月の條に、還レ俗を「シロキヌニカヘス」と訓めり。

天武紀に、僧尼沙彌及白衣、など見えたり。○不忘可之如久方不レ忘とは、大嘗會に、僧尼は舊より忌しかども、此度は忌ずと也、そも〳〵大嘗にほうしの仕奉ること、古今ためしなき大まが事、申すもさらなり。

第卅九詔

上件の詔につゞきて辛巳詔曰と有り。

必人方父我可多母我可多能親在天成物仁在。然王止多知藤原朝臣等方止朕親仁在我故仁。黑紀白紀乃御酒賜。御手物賜止方久宣。

成とは、生るゝをいへるか、もし然らば、親在天は、たゞ父と母と在てといふことなるを、これは其親族の事につきての詔なるが故に、親とは詔給へるなるべし、もし又成は、成長るをいへるか、然らば親在天は、父方母方の親族、相助けて養育する意にや、又なほ上の意にても有べし。○王多知は、大御父方の御親なり。○藤原朝臣等は、大御母命の御親也○御手物、第五詔に出、手字、印本に手に誤、今は一本に依、さてこは、大嘗會にあづからざる人々も、御親のゆゑを以て、別にかく賜ふ也。

第四十詔

廿七の卷に、同二年春正月甲子、詔曰とあり。

〔推古紀に云々〕同紀廿年二月に出づ

〔堅鹽媛〕蘇我稻目の女にて、欽明天皇の妃、用明推古兩帝の御母也。

〔檜隈大陵〕大和國高市郡阪合村に在る欽明天皇御陵也

〔大臣〕蘇我馬子也

〔境部臣摩理勢〕稻目の子也。

〔皇極紀に云々〕同紀元年十一月の條に出づ。

〔大派皇子〕敏達天皇也。

〔天武紀に云々〕同五朱鳥元年九月の條に出づ。

〔布勢朝臣御主人〕古臣の子也、後ちに安倍を氏とす、大寶元年右大臣となり、同三年薨す。

〔石上朝臣麻呂〕宇麻呂の子、和銅元年左大臣となる。

今勅久。掛畏岐淡海乃大津宮仁天下所知行之天皇我御世爾奉侍末之藤原大臣、復後乃藤原大臣爾賜天在留志乃比己止乃書爾勅天在久。子孫乃淨久明伎心乎以天朝庭爾奉侍牟乎波必治賜牟。其繼方絕不賜止勅天在我故爾。今藤原永手朝臣爾右大臣之官授賜止勅天皇御命乎諸聞食止宣。

淡海乃、一本に、淡の上に近字あり。○奉侍末之、下の之字、本どもに氐に誤、今改。○藤原大臣は鎌足公也。○後乃藤原大臣は不比等公也。○志乃比己止乃書は、書紀敏達卷より末の卷々に、誄をシノビコトタテマツルと訓る是也、此字累擧其平生實行爲誄、而定其諡、以稱之也、また哀死而述其行之辭也、など注したる、皇國のしのび詞も、其意也、推古紀に、改葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵、是日誄於輕街、第一阿倍内臣鳥、誄天皇之命、則奠靈明器明衣之類、萬五千種也、第二諸皇子等、以次第各誄之、第三中臣宮地連烏摩侶、誄大臣之辭、第四大臣、引率八腹臣等、便以境部臣摩理勢、令誄氏姓之本矣、時人云、摩理勢烏摩侶二人、能誄、唯鳥臣不能誄也、皇極紀に、初發息長足日廣額天皇喪、是日小德巨勢臣德太、代大派皇子而誄、次小德粟田臣細目、代輕皇子而誄、次小德大伴連馬飼、代大臣而誄、乙未、息長山田公、奉誄日嗣、天武紀に、天皇病遂不差、崩于正宮云々、是日肇進奠、即誄之、第一大海宿禰蒭蒲、誄壬生事、次淨大肆伊勢王、誄諸王事、次直大參縣犬養宿禰大伴、摠誄宮内事、次淨廣肆河内王、誄左右大舍人事、次直大參當摩眞人國見、誄左右兵衞事、次直大肆采女朝臣筑羅、誄内命婦事、次直廣肆紀朝臣眞人、誄膳職事、乙丑諸僧尼亦哭於殯庭、是日、直大參布勢朝臣御主人、誄太政官事、次直廣參石上朝臣麻呂、誄法官事、次直大肆大三輪朝臣高市麻呂、誄理官事、次直廣參大伴宿禰安麻呂、誄大藏事、次直大肆藤原朝臣大島、誄兵政官事、丙寅、僧尼亦發哀、是日、直廣肆阿倍久努朝臣麻呂、誄刑官事、次直廣肆紀朝臣

弓張、誄民官事、次直廣肆穗積朝臣虫麻呂、誄諸國司事、次大隅阿多隼人、及倭河內馬飼部造、各誄之、丁卯、僧尼發哀之、是日百濟王良虞、代百濟王善光而誄之、次國々造等、隨參赴各誄之、仍奏種々歌舞、持統紀に、皇太子率公卿百寮人等、與諸蕃賓客、適殯宮而慟哭焉、於是奉奠、奏楯節儛、諸臣各擧己先祖等所仕狀、遞進誄焉、己未、蝦夷百九十餘人、負荷調賦而誄焉、乙丑、布勢朝臣御主人、大伴宿禰御行、遞進誄、直廣肆當麻眞人智德、奉誄皇祖等之騰極次第、禮也、古云日嗣也、畢葬于大內陵、これも天武天皇の御時のなり、此紀二に、左大臣正二位多治比眞人島薨云々、正五位下路眞人大人、爲公卿之誄、從七位下下毛野朝臣石代、爲百官之誄、三に、從四位上當麻眞人智德、率誄人奉誄、謚曰倭根子豐祖父天皇、卽日火葬於飛鳥岡、これは文武天皇の崩の時也、七に、左大臣正二位石上朝臣麻呂薨云々、右少辨從五位上上毛野朝臣廣人、爲太政官之誄、式部少輔正五位下穗積朝臣老、爲五位已上之誄、兵部大丞正六位上當麻眞人東人、爲六位已下之誄、十九に、正四位下安宿王、率誄人奉誄、謚曰千尋葛藤高知天宮姬之尊、是日、火葬於佐保山陵、これは太皇太后藤原宮子の薨の時なり、卅六に、正三位藤原朝臣小黑麻呂、率誄人奉誄、上尊謚、曰天宗高紹天皇、庚申、葬於廣岡山陵、これは光仁天皇なり、四十に、中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂、率誄人奉誄、上謚曰天高知日之子姬尊、これは桓武天皇の大御母命高野氏なり、また參議左大辨正四位上紀朝臣古佐美、率誄人奉誄、謚曰天之高藤廣宗照姬之尊、これは桓武天皇の皇后藤原乙牟漏也、そも／＼上件書紀に、誄の事を記されたるさまを見れば、其儀式又其詞、さまざまの事有しとおぼゆ、誄某事誄某事とある、其詞ども、いかなるさまのことゞもなりけむ、其文いとゆかし、能不能とあるを思へば、其詞を造るも讀もたやすからざりしほどしられて、いかにめでたくあはれなりけむ、其儀式も詞も、絕て世に傳はらず、いと／＼あたらしきこと也、誄とて記されたるはたゞ、延曆廿五年、桓武天皇崩の時、夏四月甲午朔、中納言正三位藤原朝臣雄友、率後誄人、左方、中納言從三位藤原朝臣內麻呂、參議從三位坂上大宿禰田村麻呂、侍從從四位下中臣王、侍從從四位下大庭王、參議從四位下藤原朝臣緒嗣、右方、權中納言從三位藤原朝臣乙叡、參議從三位紀朝臣勝長、散位從四位上五百枝王、參議正四位下藤原朝臣繩主、從四位下秋篠朝臣安人等、奉誄曰、畏

〔持統紀に云々〕同紀二年十一月の條に出づ。

〔殯宮〕天武天皇の殯宮也、

〔楯節儛〕釋日本紀私記に、師説、今之吉士職也、手以楯爲節儛、故名と見えたり。

〔大伴宿禰御行〕長德の子、大納言に至り大寶元年薨ず

〔大內陵〕大和國高市郡高市村に在り

〔多治比眞人島〕多治比王の子也。

〔廣岡山陵〕大和國添上郡に在り、其後同郡田原村田原東陵に改葬し奉る

〔高野氏〕光仁天皇夫人高野新笠（乙繼女）也。

〔藤原乙牟漏〕藤原良繼の女也、延曆六年立后、同九年崩ず。

〔平安宮〕京都宮城也、桓武天皇延暦十三年長岡の京より遷幸せらる、日本紀略延暦十三年十一月の詔に、子來之民、謳歌之輩、異口同辭、號曰二平安京一、今宜レ從レ之とあり。

〔孝德紀に云々〕大化二年三月葬制を定め、殉死其他の弊風を禁じ給へる詔に出づ。

哉、平安宮御坐志天皇乃、天都日嗣乃御名事遠、恐母恐母、誄白、臣末、畏哉、日本根子天皇乃、天地乃共長久、日月乃共遠久、所白將去御謚止、稱白久、日本根子皇統彌照尊止、稱白止恐母恐母誄白、臣末、また天長元年、平城天皇崩の時の、此二つ、類聚國史に見え、さては續後紀に、承和七年、淳和天皇崩の時の一つ見えたると、合せて三のみなるを、其文、みな件の延暦の度のと全同しことにて、これらは、かのくさ〴〵の事を申せし古のとは、こよなくことそぎて、たゞ形ばかりとこそ聞えたれ、さて件の誄に、天都日嗣乃御名事遠誄白とあれば、誄はすべて、後の御謚につきての事か、説文に、誄謚也とも注、たり、又は件の誄は、たま〳〵御謚の事を申せる故に、分て御名事とは申せる歟、さて又件の誄、いづれにも中と結とに、臣末とあるは、いかなるよしにか、詳ならず、他には見えぬこと也、末字、等と作るところあるによらば、ヤツコラマにて、末は、まの假字歟、はた等は寫誤歟、又末とも來とも作る處あるは、みな誤なるべし、さて又孝德紀に、凡人死亡時云々、或爲二亡人一斷レ髮刺レ股而誄、如レ此舊俗、一皆悉斷、とあるを見れば、貴人のみならず、古は下ざまゝでも、誄はせしことゝ見えたり、さて又しのびといふ言、萬葉にはみな、志奴比志奴布とのみありて、志乃備志乃夫といへることなし、たゞ十七に志乃備、廿に之乃布とある、二つのみ也、すべて古は、野篠角菜などいへる奴を、後世には乃といふを、萬葉歌には、大かた皆古によりて、奴とよめるを、此紀の詔には、此類皆、後世のごとく乃とあるは、萬葉と大かた同じ時代なるに、いかなることにかと考るに、そのかみ既く平生にはみな乃と呼るを、歌には、心して古によりて正して、奴とよめるを、詔には、たゞ平言のまゝに書るにこそ、又しのびしのぶの布比の清濁も、古と變れり、古書には、清音の字をのみ用ひて、濁音を用ひたるは、右の萬葉の十七の備一つのみ也、これら事のついでに、驚かしおく也。○在久、久字、本に之に誤、今は一本によれり。○繼は、世嗣の子孫にて其家門をいふ○絶は、俗にいふたやすなり。○勅天在我故爾、かの賜へる誄に也、我字、一本に利と作るはわろし。○永手朝臣の事は、五十一詔の處にいふべし。○右大臣之官授賜、此詔の次に、以二大納言從二位藤原朝臣永手一、爲二右大臣一とあり。○御命乎、乎字、一本には遠と作り。

〔隅寺〕法華寺（一三八頁參照）の東北に在る律宗の寺にして、今海龍王寺と云ふ、天平三年光明皇后の御建立と傳へらる。

〔國分寺國分尼寺〕天平十三年三月聖武天皇の詔に、宜レ令下天下諸國各敬造ニ七重塔一區一、幷寫中金光明最勝王經、妙法蓮華經各十部上云々、僧寺必令レ有ニ二十僧一、其寺名爲ニ金光明四天王護國寺一、尼寺一十尼、其名爲ニ法華滅罪之寺一、兩寺相共、宜レ受ニ教戒一、云々（續日本紀）とあり、この聖旨に基き諸國に分置せる僧寺尼寺を云ふ

第四十一詔

同年冬十月壬寅、奉レ請ニ隅寺毘沙門像所レ現舍利於法華一、簡ニ點氏々年高然有ニ容貌一者、五位已上二十三人、六位已下一百七十七人上、捧ニ持種々幡蓋一、行ニ列前後一、其所レ着衣服、金銀朱紫者、恣聽レ之、詔ニ百官主典已上一、禮拜、詔曰と有、隅寺、本に脇寺とあり、今は一本又一本に依れり、元亨釋書にも、隅寺と記したり、此寺、今も奈良の法華寺近き所に、隅寺とてある、それなるべし、法華寺のかたはらなる故に、隅寺とも脇寺ともいへるにや、法華寺は、奈良に在、聖武天皇、天平の間、諸國に、國分寺國分尼寺を造らる、その尼寺をば、いづれをも法華滅罪之寺と號け給へる、此奈良のは、京師の法華滅罪寺也。

今勅久。無上岐佛乃御法波。至誠心乎以天拜尊備獻禮波。必異奇驗乎阿良波之授賜物爾伊末志家利。然今示現賜流如來乃尊岐大御舍利波。常奉見余利波大御色毛光照天甚美久。大御形毛圓滿天別好久大末之末世波。特爾久須之久奇事乎思議許止極難之。是以意中爾晝毛夜毛倦怠己止無久。謹美禮末比仕奉都都侍利。是實爾化能大御身波。縁爾隨天度導賜爾波。時乎不過行爾相應天慈備救賜止云言爾在良之止奈毛念須。猶之法乎興隆之牟流爾波人爾依天繼比呂牟流物爾在。故諸乃大法師等乎比岐爲天上

〔法王〕後ち光仁天皇即位し道鏡貶けらるゝに及び、この號を廢す、法臣法參議また同じ、尙ほ此稱佛經には法華經に、我爲ニ法王ニ於レ法自在、同經に如來是諸法之王とあり、又た釋迦方誌に、凡人極位名曰ニ輪王ニ、聖人極位名曰ニ法王ニと見ゆ（一八〇頁本文參照）。

〔師止之天云々〕七三頁を參照すべし

止伊麻須太政大臣禪師乃。如理久勸米行波之教導賜爾依天之。加此久奇久尊岐驗波顯賜利。然此乃尊久宇禮志岐事乎朕獨乃味夜喜止念天奈毛。太政大臣朕大師爾法王乃位授末都良久止勅天皇御命乎諸聞食止宣。復勅久、此乃世間乃位乎波樂求多布事波都天無。一道爾志天菩薩乃行乎修比。人乎度導牟止云爾心波定天伊末須。可久波阿禮毛止猶朕我敬報末川流和佐奈毛止之天此乃位冠乎授末川良久止勅天皇我御命乎諸聞食止宣。次爾諸大法師可中仁毛。此二禪師等伊同心乎以天相從道乎志天。世間乃位冠乎波不樂伊末佐倍止毛奈毛。猶不得止天圓興禪師爾法臣位授末都流。基眞禪師爾法參議大律師止之天。冠波正四位上乎授氣。復物部淨乃之朝臣止云姓乎授末川流止勅天皇我御命乎諸聞食止宣。復勅久。此寺方朕外祖父先乃太政大臣藤原大臣之家仁在。今其家之名乎繼天。明可仁淨伎心乎以天朝廷乎奉助理仕奉流右大臣藤原朝臣遠婆左大臣乃位授賜比治賜。復吉備朝臣波。朕我太子等坐之時余利師止之天教

〔或佛書に云々〕釋氏要覽に此文見ゆ。

〔戒定慧〕戒とは身の悪を妨ぐを云ひ、定とは心の散亂を靜むるを云ひ、慧とは惑を去り理を證るを云ふ、この三を佛教の三學又は三覺と稱す。

〔佛舍利〕釋迦の遺骨也、釋迦入滅の後八大王國にこれを分配祭祀す、我國にては敏達紀十三年の條に出でしを初見とし、翌年蘇我馬子塔を築きてこれを安置す、これ舍利塔の初めなり。

〔面足尊〕所謂天神七代に列し給ふ男神也。

悟留家多乃年歷奴。今方身毛不敢阿流良牟物乎夜晝不退之天護助奉侍乎見禮波可多自氣奈彌奈毛念須然人天止之恩乎不知恩乎不報波奴乎聖乃御法仁毛禁給流幣物仁在是以天。吉備朝臣仁右大臣之位授賜止勅布天皇我御命乎諸聞食止宣。

無上に、佛書の常言也。○至誠は、推古紀には、ネムコロと訓たれど、佛書のつねの言なれば、音に讀つ、もし訓ならば、フカキマコトなどいふべし。○獻禮波、尊みて添ていふまつるに、獻字はめづらし。○必、本に心に誤る。今は一本に依る。○異奇 四十二部に、甚奇久異爾麗岐、また美異、また奇異など見え、此下文に、久須之久奇事とも有り。○如來乃尊岐大御舍利、岐字、一本に波に誤れり、此翌日癸卯日の漢文詔にも、因有ニ靈示緘器、候逡則舍利三粒、見ニ於緘器一とあるは、こゝとは又別の事のごとくにも聞ゆれども、猶一つ事なるべし、さて舍利といふ物は、或佛書に、此物乃是戒定慧忍行功德薫成也、梵語設利羅、今訛略稱ニ舍利一華言骨身、所ニ以不レ譯者、恐レ濫ニ凡夫骨身一故也、又云駄都、此日ニ不壞義一、有ニ二種舍利一、一全身ニ碎身、碎身有レ三、一骨舍利、白色、二肉舍利、紅色、三髮舍利、黑色、惟佛舍利、五色有ニ神變一、一切物不レ能レ壞焉といへり。○甚美久 久字、本に之に誤り、一本にはミに誤る、今改む。○圓滿は、佛書の常言也、タラハシと訓べし、萬葉二に、滿將行神乃御面跡、九に、望月之滿有面輪二、これらをミチミテルと訓るは非也、面足尊など申す御名を思ふに、タルと訓べしと、師のいはれたるがごとし。○大末之波末世、世字、印本に波と作るはいかゞ、今は一本又一本に依る。○久須之久、此言くすしとも、くすはしともいへり、奇字をよめり。○思議止許極難之、佛書に、不可思議不思議など、つれにいへり、極は、かやうの處は、常にはキハメテと訓ども、萬葉三に、極貴物者酒西有良之、この訓よろし、さて此言は至りてといふと同じさまにて、もと皇國言にはあらじ。○化能は、加理乃と訓べし、佛書に權化といふ物にして、佛

〔濟度〕衆生を濟ひ生死の此岸より涅槃の彼岸に度す義なり、

〔爲二兼大夫一〕其他高丘比良麿ゐ亮に高非ゐ依を大進となし、外に少進一人、大屬一人、少屬二人の職員を置けり。

〔摺衣〕草木花鳥等の形を摺り染めたる衣を云ふ、信夫摺などは此例也。

〔袍〕束帶の表に着る衣、文武官によりて其制同じからず、文官の着くるを縫腋と云ひ武官の用ふるを襖（闕腋）と云ふ。

の權に世に現れたるをいふ、いはゆる化身也。〇度は、ワタシと訓べし、佛書に、濟度と常にいふこと也、佛足石歌に、毛呂毛呂須久比、和多志多麻波奈　〇度レ天は、カナヘテと訓べし、又コタヘテとも訓べし。〇云言は、いふ物といはむが如し、言は借字也。〇猶レ之、　之は、助辭也、萬葉廿に奈保之弖可比都、ふるき漢籍訓にも、かく訓ること有。〇人爾依天は、人々繼弘むるに依て、興隆ゆるよし也。〇大法師は、廿四詔に、師位とあるところにいへるが如し。〇上止伊麻須は、長たる也、諸司の長官をみな加美といひ、長子をこのかみといふなども同じ。〇教導、教字一本に敬と作るは誤也。〇依レ天之、本どもに、之字なし、今は一本に依る。〇猶乃夜、夜は、やはの意なり。〇法王、佛經に、正法を以て國を治むる王を、法王といふといへることあり、今此號は、それにより給へるか、又たゞ法師なる王といふ意か、いづれにまれ、皇胤にあらざる人に、王といふ號を授け給へること、神代よりためしなく、理にそむきたる、いみじき大まがこと也、同月乙巳、詔、法王月料、准二供御一云々、神護景雲元年三月置二法王宮職一以二造宮卿但馬守從三位高麗朝臣福信一爲二兼大夫一云々、同三年正月庚午朔壬申、法王道鏡居二西宮前殿一大臣已下賀拜、道鏡自告二壽詞一丙子、御二法王宮一宴二五位已上一道鏡與二五位已上摺衣人一領、蝦夷緋袍人一領一云々。〇都天は、カツテと訓べし、萬葉四に、花勝見、都毛不知、戀裳摺可聞、十三に、戀云物者、都不止來。〇一道爾志天萬葉十一に、かにかくに物は思はず、ひだ人の打墨繩之直一道二、六帖には、これをも、ひたみちにとして入たり、一本には、志天の二字なし。〇修比、比字、本に此に誤、今は一本に依る。〇敬報末川流、本に川字、津と作り、今は一本又一本に依、上に太政大臣禪師乃如理久云々とある、それに報給ふよし也。〇授末川良久止、川字、本に津と作り、今は一本又一本に依。〇此二禪師とは、次に出たる二人をさしていへり、禪師といふ號の事、廿八詔にいへり、伊字一本に何と作るは、例のさかしらのひがこと也　〇勸行波之米、勸字は、勤を誤れるなるべし、此事、上にいふべかりしを、漏せる故にこゝにいふ。〇同心は、道鏡と也。〇伊末佐倍止毛奈毛は、坐せとも也、世を延て、佐倍といへり、さ

〔應神紀云々〕同紀十五年八月の條に出づ。

〔阿直岐〕百濟國の人にして、應神天皇十五年我國に歸化す、阿直岐史の始祖也。

〔山階寺〕奈良登大路に在る法相宗大本山興福寺也、天智天皇の御宇鎌足の夫人鏡女王、公の遺志により山城國山階に造營せし寺にてもと山階寺と云ひしが、天武天皇元年大和國飛鳥の廐坂に移して廐坂寺と號し、和銅三年不比等更にこれを平城に遷して興福寺と稱せるにて、爰は猶舊稱によれる也。

て止毛奈毛といへる辭は、めづらし。○授流末都　都字、本一には川と作り。○法參議、和名抄に、參議、於保萬豆利古止比止、とあるに依て訓り、又音に讀ても有べし。○正四位上云々、これより先九月に、授二修行進守大禪師基眞正五位上一とありき、そも〳〵僧に位階を賜ひ、姓を賜へる事、いとも〳〵めづらしく、いはむかたなきことども也、さて此基眞より上に立る圓興には、位をも姓をも賜ふことなくして、基眞にのみ給へるは、故有べし、猶此二人のほうしが事、下にいふべし。○授流止、　川字、本に津と作り、今は一本又一本に依る。○此寺は、法華寺也。○外祖父、和名抄に、母方於保知と有り、於保知は、大父のいひ也。○先太政大臣は、不比等公也、先には、故といはむがごとし。○家に在は、家なり也、家の內に在りといふにはあらず。○家之名、上なる家は、家宅をいひ、此家は、氏門をいへり、名は職業也。○右大臣は、永手公也。○吉備朝臣は、眞吉備公也、此公の事、十一詔にいへり。○坐之、　一本には、坐之と作り。○師は、美有美與美と訓べし、應神紀に、阿直岐亦能讀二經典一、卽太子菟道稚郎子師焉。○敎悟　敎字、一本に敬に誤る。○今方身毛云々、寶龜六年、薨坐る時、八十三とあれば、此年は、七十四歲の時也。○奉侍乎、　乎字、一本に遠と作り。○可多自氣奈彌、　彌字、一本に弘に誤る。○理乃御法は、佛法をいへり。○圓興基眞二人のほうしが事は天平寶字八年十一月、法臣圓興、其弟中衞將監從五位下賀茂朝臣田守等云々とあれば、圓興は、賀茂朝臣氏也、法臣とあるは、後に賜はれる位を、前へもめぐらして記せる物にや、さて天平神護二年七月、以二中律師圓興一爲二大僧都一、同年九月、授二修行進守大禪師基眞、正五位上一、十月、此詔の次に、詔法王月料准二供御一、法臣大僧都第一修行進守大禪師圓興、准二大納言一、法參議大律師修行進守大禪師正四位上基眞、准二參議一と見ゆ、准は、月料の事也、かくて神護景雲二年十二月、先レ是山階寺僧基眞、心性無レ常、好學二左道一、詐呪二縛其童子一、敎說人之陰事一、至下乃作二毘沙門天像一、密置二數粒珠子於其前一、稱爲中現二佛舍利一、道鏡仍欲下眩二耀時人一、以爲上二己瑞一、乃諷二天皇一、赦二天下一賜二人爵一、基眞賜二姓物部淨志朝臣一、拜二法參議一、隨レ身兵八人、基眞所レ作レ怒者、雖二卿大夫一、不レ顧二皇法一、道路畏レ之避、如レ逃レ虎、至レ是陵二突其師主法臣圓興一、擯二飛驒國一と見えたり、擯二飛驒國一とは、基眞がしわ

ざにて、圓興を擯けたる如くに聞えて、まぎらはしけれども、然にはあらず、圓興を凌突たるによりて、基眞を擯けたる也、擯字の上に、仍字などあらまほし、さて件の文によれば、此度現れたる舍利も、此基眞が詐造れる事にぞ有ける、あさましき事とも也、さて寶龜元年九月、基眞親族、近江國人、從八位下物部宿禰伊賀麻呂等三人、復二本姓物部一とあるは、基眞が由て、宿禰尸を賜へるを、基眞惡行顯はれて、擯けられたるによりて、宿禰姓を取られたる也、同九年正月、以二大法師圓興一爲二少僧都一とある、圓興は、さきに既に大僧都なりしに、又かくあるは、高野天皇の御世に、あまりに昇進の過て、みだりなりし故に、彼天皇崩の後、おとされて在しを、今又さらに少僧都になし給へるにや、これを見れば、此圓興は、基眞が如く惡僧にはあらざりしにこそ。

第四十二詔

廿八の卷に、天平神護三年八月癸巳、改二元一護景雲一、詔曰と有。

日本國爾坐天。大八洲國照給比治給布倭根子天皇我御命良麻止勅布御命乎衆諸聞食止宣。今年乃六月十六日申時仁。東南之角爾當天。甚奇久異爾麗岐雲七色相交天立登天在。此乎朕自毛見行之。又侍諸人等毛共見天怪備喜備都在間仁。伊勢國守從五位下阿倍朝臣東人等我奏久。六月十七日爾。度會郡乃等由氣乃宮乃上仁當天。五色瑞雲起覆天在。依此天。彼形乎畫寫以進止奏利。復陰陽寮毛七月十五日爾。西北角爾美異雲立天在。同月二十三日仁。東南角仁有雲。本朱末黃稍具五色止奏利。如是久奇異雲乃顯在流所由乎令勘爾。式部省等我

〔八月癸巳〕八月十六日也。

〔申時〕今の午後四時也。

〔等由氣乃宮〕伊勢國度會郡沼本鄕山田原村に在る豐受大神宮也、天孫降臨の時、天神の詔を以て御饌都神豐受大神の御靈を副降し、丹波國與謝眞名井に鎭座あり雄略天皇の朝に至り、皇大神の託宣に由り此地に遷し奉る、其後天慶五年に至り始めて外宮の稱起り、內宮と併稱することゝなれり。

〔正月〕「ムツキ」の義は、此月親族朋友等睦しく會して樂む故に、むつび月の略なりと云ひ（奥儀抄、下學集、日本歲事記、和訓栞等）、或は此月より草木の萠えきざすより、もゆ月の略なりと云ひ（平田篤胤說）、或は一年は此月を以て初めとなす故、もとつ月の略なりとも云へり（語意）。

奏久瑞書爾細勘爾。是卽景雲爾在。實合大瑞止奏世利。然朕念行久。如是久大仁貴久奇異爾在大瑞波。聖皇之御世爾至德爾感天。天地乃示現之賜物止奈毛常毛聞行須。是豈敢朕德伊天地乃御心乎令感動末都流倍岐事波無止奈毛念行須。然此方大御神宮上爾示顯給。故尙是方大神乃慈備示給幣流物奈李。又掛毛畏岐御世御世乃先乃皇我御靈乃助給比慈給幣流物奈李。復去正月爾二七日之間諸大寺乃大法師等乎奉請良倍天。最勝王經乎令講讀末都利。又吉祥天乃悔過乎令仕奉流爾。諸大法師等我如理久勤天坐佐比。又諸臣等乃。天下乃政事乎合理天奉仕爾依天之。三寶毛諸天毛天地乃神多知毛。共爾示現賜幣流奇久貴伎大瑞乃雲爾在良之止奈毛念行須。故是以奇久喜之支大瑞遠頂爾受給天。忍天默在去止不得之天奈毛。諸王多知臣多知乎召天共爾歡備尊比。天地乃御恩乎奉報倍之止奈毛念行止詔布天皇我御命遠諸聞食止宣。然夫天方萬物乎能覆養賜比。慈備愍美賜物仁坐須。〔此間脫文〕又大神宮乃禰宜大物忌內人等爾波叙二級。但御

〔祟神紀に云々〕同紀四年十月の條に出づ。

〔大彦命〕孝元天皇の第一皇子也。

〔大神宮雜事記〕垂仁天皇二十五年より、延久元年に至る伊勢太神宮に關する雜事を輯錄せる書、二卷也。

〔未二點〕今の午後三時頃也、未は今の午後二時、點は刻と同じく一時を四分せし稱也。

巫以下人等叙一級、又伊勢國神郡二郡司及諸國祝部有位無位等賜一級、又六位以下及左右京男女年六十以上賜一級、但正六位上依例賜物、其正六位下重三選以上者賜上者正六位上。又孝子順孫義夫孝婦節婦力田者賜二級。表旗其門。至于終身田租免給。又五位以上人等賜御手物。又天下諸國今年田租半免。又八十以上老人及鰥寡孤獨不能自存者賜籾。又示顯賜流瑞末仁。乃末衛年號波改賜布。是以改天平神護三年爲神護景雲元年止宣。宣布天皇我大命遠諸聞食止宣。

日本國とは、畿内の大和國をいへる也。〇照給此、神代紀に、須佐之男命の、天照大御神に申給へる御言に、請姉、照臨天國、自可平安、崇神紀に、詔曰、惟我皇祖諸天皇、光臨宸極、三代實錄卌八の詔に、朕我食國乎平久安久天照之治聞食須故波云々。〇東南之角、すべて東南の間の方を辰巳、西北の間を戌亥などいふことは、もと漢事なることは、論なけれど、古きことゝ聞えたり。歌にさへみやこのたつみなどよめり、さて隅を角と書るは、事違へれども、萬葉にも角田川と書り、但し彼はツヌダか、さだかならず、角はかどにて、隅とは異也。〇阿倍朝臣は、姓氏錄に、孝元天皇皇子、大彦命之後也。〇東人は、誰が子にか、考へなし、天平寶字八年に、從五位下に叙し、其後中務大輔宮内大輔大藏大輔豐後守刑部大輔刑部卿などに任じ、位は從四位上まで見えて、其後は見えず。〇等由氣乃宮乃上仁、伊勢の、大神宮雜事記といふ書に、天平神護三年丙午七月七日、自午時迄于未二點仁、五色雲立天、天照坐皇大神宮鎭坐須、卽宇治五十鈴河上乃宇治山之峯頂仁懸連利、卽禰宜内人等、注具狀申於宮司、卽宮司赤道、錄子細言上神祇官、隨卽官奏、仍神祇官陰陽寮等勘申云、奉爲公家、又爲天下、甚最嘉之瑞想也者云々、といへ

〔景星に云々〕景星は史記天官書に、天晴而見二景星一、景星者德星也とあり又た晉書天文志に瑞星一曰二景星一、と見ゆ、されど景雲の稱は支那にて光りて大なる雲を云へるにて、楚辭七陳哀命に、龍擧而景雲往とあり、晉書天文志に、景雲言、太平之應と見ゆ、これ等の本文に因れるにや。

〔眞字序〕紀貫之の古今集序の漢文譯にして、紀淑望の作也。

〔高鴨神〕大和國南葛城郡葛城村高鴨神社の祭神にて、大國主神の御子阿遲鉏高日子根神也

るは、月日も地も違へり、いかゞ。○陰陽寮、和名抄に、於牟夜宇乃豆加佐とありて、訓はなし、職員令に、陰陽寮頭一人、掌二天文暦數風雲氣色奏聞事一云々。○七月十五日、印本又一本には、五字なし、今は又の一本、類聚國史などに依る。○本朱云々、本とは見えたる所の下の方をいひ、末とは、上の方をいへる也、かくてその朱と黄とのうちに、やゝ青きところ、白きところ、黒き所なども、まじりたるなるべし。○式部省等、職員令を考るに、式部省はかゝる事を掌るよしは見えず、治部省、卿一人、掌二云々祥瑞云々事一と見え、延喜式にも、祥瑞の事は、治部省式に出たり。されば こゝは、式字は治を誤れる也、故今は和名抄に、治部省は、乎佐牟留都加佐と有に依て訓つ、さて等とは、卿また大輔少輔などをかねていふなるべし。○景雲、治部省式、祥瑞の大瑞の中に、慶雲といふ有て、狀若レ烟非レ烟、若レ雲非レ雲と注せり、さて慶雲を、景雲といへることは、物に見えざれども、慶雲といふ年號は、既に先に有故に、此度のは字を易て、景星にならひて、景字をば用ひられたるなるべし、故こゝにも其字を書るなり、○合二大瑞一、瑞書に、大瑞上瑞中瑞下瑞と、しな〴〵ある、その大瑞の中の慶雲に合へるよし也、合字、本に令に誤る、今は一本に依る。○感は、加麻氣と訓べし、皇極紀にもかくよめり、萬葉十六に、はしきやし老人の歌に、おほほしき九見らや蛟間毛而ならむ。○常毛　凡て今までといふことを、常といへること、古語にこれかれ見えたり、古事記傳十七卷、海宮段にいへり、こゝも其意也、類聚國史には、毛字なし。○是豈敢、かくつゞきたるは漢文ぶり也、されど豈といひて、無と結めたるは、古語のさま也。○令感勵は、ウゴカシと訓べし、古今集序に、力をもいれずして、天地をうごかしといへる是也、そを眞字序には、動二天地一といへり、凡て物に感るは、心の動く也、故感しむるを、令レ動とはいふ也　○大御神宮は、こゝは等由氣宮をいへる也、これに二の意有べし、一には、外宮も、天照大御神の外宮なるに、等由氣大神を祀り給へるなれば、なほ天照大御神の宮の意歟、二には、古事記に、高鴨神をも、迦毛大御神と記し、萬葉に、諸能大御神等とも、墨吉乃吾大御神ともよみたれば、直に等由氣大御神の宮の意歟。○慈給幣物奈流物梨、梨字、一本に利と作り、梨はあやしけれども上の物梨奈も、諸本皆此字なれば、今も姑く諸本に依れり。○二七日は、此事の例どもを考るに、みな一七日にて、二七日なる例は見えざれば、二の字は、一を誤れるなるべ

〔敏達紀に云々〕同紀十三年二月の條に出づ。

〔推古紀に云々〕同紀廿九年二月の條に出づ。

〔皇極紀に云々〕同紀元年六月の條に出づ。

〔御齋會〕最勝王經を宮中にて講ずるは天武の朝に始まり（八二頁參照）、正月八日より行ふは年中行事祕抄に稱德天皇天平神護二年正月八日、於二大極殿一始修二御齋會一、とあれ、然れども續紀に見えざれば確ならず。

〔安居〕僧徒が四月十六日より七月十六日に至る九十日間安居禁足して業を修するを云ふ、我國にては天武の朝より此事あり。

し、故たゞサヌカと訓り。○本請天、良倍請は、麻世と訓べし、令レ坐を切めたる古言也、敏達紀に、請二其佛像二軀一、推古紀に、請レ僧而設レ齋、皇極紀に、屈二請衆僧一讀二大乘經等一など有、さてこゝは、宮内に請じ給へる也、さて奉りを延ては、マツラヒなるに、良倍とあるは、かくもいへりしなるべし、中昔の物語書に奉りを、たてまつれと多くいへるも、此格也。○最勝王經は、十三詔に出。○講讀、本に請讀と作るはわろし、今は一本又類聚國史などに依、玄蕃寮式に、凡毎年起二正月八日一迄二十四日一、於二大極殿一設レ齋、講二說金光明最勝王經一云々、後に御齋會といふ是也、其儀、貞觀儀式江次第などに見えたり。○吉祥天は、帝釋の女にて、端嚴美麗の天女也と、最勝王經に見えたり、かの經に、大吉祥天女品、また大吉祥天女增長財物品などいふ篇あり。○悔過は、いはゆる懺悔也、梵語には懺摩といふを、譯して悔過といふ、懺悔は、其梵語と漢語と重ね合せたる也とぞ、さて吉祥天悔過の修法のさまは、かの增長財物品といふに見えたり、さて此年正月に、宮内にて、此事を行はれたることは、紀に見えず、たゞ正月己未、勅二畿内七道諸國一、一七日間、各於二國分金光明寺一、行二吉祥天悔過之法一云々、とのみ有、この時に、大宮にても行はれしなるべし、然るにこれより後、神護景雲三年に、正月御二東内一、始行二吉祥悔過一とあるに、始字誤歟、はた天平神護三年か、誤て神護景雲三年に記されたる歟、かくて寶龜二年正月、停二天下諸國吉祥悔過一、同三年十一月、詔曰云々、宜下於二天下諸國國分寺一、毎年正月、一七日之間、行二吉祥悔過一、以爲中恒例上と見え、玄蕃寮式に、凡諸國國分二寺、依二僧尼見數一、毎寺起二正月八日一、迄二十四日一、轉二讀金光明最勝王經一、また凡諸國、起二正月八日一、迄二十四日一、請二部內諸寺僧於國廳一、修二吉祥悔過一など見えたり。○坐比佐は、いましを延ていへる也、さて勤とのみにても有べきに此言を添たるは、凡て佛家に、僧の、日數を限りて、他へ出ず、こもり居るを、安居といふこと有に依て、七日の間、此悔過にこもり居たるよしなるべし。○令レ理レ天、令字、本に命に誤、今は一本又類聚國史に依。○然夫天方云々、然夫といふこと、いかゞなる文なり、故今は二字をサテと訓つ、さて又此處の文、坐須といふまでの語、上よりのつゞきも穩ならず、下へもつゞかず、上にも脫たる言ある歟、下には、脫文あること決し、そを

〔物忌〕神社に仕へて祭祀に預る童男少女を云ふ

〔物忌父〕物忌の父にして、物忌を助けて宮守并祭酒造鹽焼等の事を勤む

〔生島巫〕生島神、足島神二座に仕ふる巫也。

〔座摩巫〕生井神、福井神、綱長井神、波比祇神、阿須波神五座奉仕の巫也

〔八柱神〕神產日神、高御產日神、玉積產日神、生產日神、足產日神、大宮賣神、御食津神、事代主神也、神祇官西院八神殿に祭る

今こゝろみにいはゞ、又地方云々物に坐須、是以云々、といふこと有べし、然らざれば、こゝの文いひ終ず、又次なる、又大神宮云々の上に屬たる語も有べし、然らざれば、又といふ言聞えざる也、義字、本に奏に誤、今は一本又類聚國史に依る。〇禰宜大物忌内人、延暦儀式帳に、大神宮に、職掌雜人卅三人、禰宜一人、大内人三人、物忌十三人、物忌父十三人、小内人十三人と見え、外宮には、職掌禰宜内人等物忌事、合式十壹人、禰宜一人、大内人三人、物忌六人、物忌父六人、小内人五人と有て、二宮共に、物忌の中に大物忌といふ一人づゝ有、こゝは大神宮といひて、二宮をかねたる也。〇叙は、多麻布と訓べし、即このつゞきの下文に、賜二一級一とも書り、又四十八品に、大神宮始レ自、諸社之禰宜等給二位一階一と見え、六十一品にもかく有り。〇御巫は、儀式帳に見えず、小内人の中に、御巫内人といふあれど、それにはあらじ、思ふに、上に脱文有ければ、但とあるは、上に承ること有て、此御巫は、朝廷のにて、大神宮に屬たることにはあらざるか、朝廷の御巫は、臨時祭式に、凡御巫御門巫生島巫、各一人、其中宮東宮唯有御巫各一人、取二庶女堪レ事充レ之、但考選、准二散事宮人一、凡座摩巫、取二都下國造氏童女七歳已上者一充レ之、若及二嫁時一、申二辨官一充替、凡諸御巫者云々とある是也、さて古書どもに、大御巫と御巫とを、多くは御巫　巫と分て書るは、御巫は大御巫にて、神祇官に坐八柱神を祭る御巫也、たゞ巫とあるは、其餘の御巫也、然るに其をまた、大御巫御巫と書ることも有て、同く御巫とあるに、大御巫なると、たゞ御巫なるとの差あるを、そはその所のさまによりて、見分べき也、思ひ紛ふべからず、こゝの御巫は、諸の御巫也、大御巫のみにはあらず。

〇神郡二郡司は、多氣度會二郡の郡司也、此二郡は、大神宮の御料なるを以て、神郡といへり、後には又これに、飯野郡も加はりて、神三郡といへり。〇祝部、宮司神主禰宜などの色々も、これにこめたり。〇但正六位上、此下に文脱たり、其文は例に依ていはゞ依レ例賜レ物其正六位下といふ九字有べし、かやうの時に、正六位上の人には一階は給はずして、そのかはりに物を賜こと、いつもの例也、さて正六位下重二三選一云々とつゞくべし、右の如くならでは此所聞えず、正六位といふことの重なれるによりて、文を脱せる也、故今件の九字を補つ。〇重二三選一とは、選は考選なり、考とは、年毎に一度づゝ、年中の功と過とを考按て、等を定むるをいふ、故一年を一考といへり、さて選は、よき

を選出る事にて、三考を重ねて、選せられたるを、三選を重ぬとはいへる也、これらの事、考課令選叙令に見えたり。○叙二上者正六位上一、上者とは、上考三等の者をいふ、そはその功過を考ふるに、上々上中上下、中上中中中下、下上下中下々と、九等に分定むる、その上考三等上々上中上下なり、さてこゝに、叙二正六位上一とあるを以て、上に正六位下といふことなくては叶はざることを知べし、本に若字を脱せり、今は一本に依、○孝子云々、力田まで漢文のまゝ也、十三詔の末考合すべし、孝婦は、夫の父母に孝なる婦也、○表二旌其門一、此事も十三詔にいへり、但しかしこに引たる如く、賦役令には、同籍悉免二課役一と有て、終身田租を免し給ふよしは見えず。○御手物、手字、本に平に誤、今は一本に依、○糧、本ともに粮と作り、今は類聚國史に依、例みな糧なれば也。

〔上々上中云々〕考課令に、一最以上有二四善一、爲二上上一、一最以上有二三善一、或無最而有二四善一、爲二上中一、一最以上有二二善一、或無最而有二三善一、爲二上下一、云々とあり、最は同令に、神祇祭祀不レ違二常典一、爲二神祇官之最一、とある如く諸官につきて定めあり、善は德義有聞、清愼顯著、公平可稱、恪勤匪懈の四を云ふ。

第四十三詔

廿九の卷に、同三年五月丙申、縣犬養姉女等、坐二巫蠱一配流、詔曰とあり。

現神止大八洲國所知倭根子天皇大命乎親王王臣百官人等天下公民衆聞食止宣。犬部姉女波、内都奴止爲弖冠位擧給比根可婆禰改給比治給伎。然流物乎反天逆心乎抱藏弖己爲首弖忍坂女王石田女王等乎率弖掛畏先朝乃依過弖棄給弖之厨眞人厨女許爾竊往弖岐多奈久惡奴止母相結弖謀家良久、傾奉朝庭亂國家弖。岐良比給弖之冰上鹽燒我兒志計志麻呂乎天日嗣止爲牟止謀弖。掛畏天皇大御髮乎盗給波利弖。岐多奈伎佐保川乃髑髏爾入弖。大宮内爾持參

入來弖壓魅爲流己止三度世利、然毋盧舍那如來最勝王經觀世音菩薩護法善神梵王帝釋四大天王乃不可思議威神力掛畏開闢已來御宇天皇御靈天地乃神多知乃護助奉流力爾依弖其等我穢久謀弖爲留壓魅事皆悉發覺奴。是以檢法爾、皆當死刑罪爾由此弖理波法末爾末爾岐良比給倍久在利、然毛慈賜止爲弖。一等降弖其等我根可婆禰替弖遠流罪爾治賜布止宣天皇大命乎衆聞食止宣。

〔如來〕梵語多陀阿迦度の譯、佛と云ふに同じ、如は多陀の譯にして眞理の義、眞理より來生せる意にて如來と云へる也。

〔護法善神〕佛法を護持する諸神也、

〔天足彦國押人命〕孝昭天皇第一皇子也。

〔鴨建津之身命〕神魂命の御孫也。

現神止云々宣久、此文、他の文の例と異なり、まづ倭根子掛畏とつゞける事、又大命良麻止詔、といふことを略きて直に大命乎といひて、宣久と、宣をやがて、詔のことにして、久といへる、これらの文めづらしく、初の詞のくはしきにあはせては、いとことそぎて、いかゞなるいひざま也、作者の心なるべし。○丈部は、姓氏錄に、天足彦國押人命孫、比古意祁豆命後也、また杖部造、孝元天皇皇子大彦命之後也、また丈部、鴨建津身命之後也、などある內、いづれならむ、此外に杖部造丈部首なども續有、丈と杖とは同じこと也、さて波世豆加倍といふよみは、和名抄に、伊勢國朝明郡杖部、(波世都加倍)、安房國長狹郡丈部、(波世豆加倍)など有、言の意は、走使なるべし。○姉女、父祖詳ならず、天平寶字七年正月に、從五位下、天平神護元年正月に、從五位上を授らる。○內都奴は、內兵などの類也、奴は臣也、但し鎌足公を內臣とせられし類にはあらず、これはたゞ親く給ひての稱なるべし。○根可婆禰改給、凡て根とは、人を崇めていふ稱にて、可婆禰といふと同じきを、更ていへる也、改給は、もとたゞ丈部にて有しを、上給へるをいふ、かの從五位下に敍したる處に、縣犬養宿禰と有て、從五位上になれる處には、縣犬養大宿禰と有、然るをこゝに丈部とあるは、その賜へる姓尸を取て、もとの姓にかへされしなるべし。

〔ヒトゴノカミ〕神武紀前紀に、遼邈之地、猶未霑於王澤、遂使邑有君村有長とあるを、通釋に、さて長をヒトコノカミと云は、人子(コヒト)の長(ミカ)なり、子とは一人二人に限らざるを云詞なり、氏上を紀中ウヂコノカミと訓るも同じ、今も氏子或は寺子と云ひ、人の事を人子と云るはまゝ聞けりとあり

○抱蔵は、イダクと訓べし、凡て云々の心を懐といふは、もと懐字に就ての漢文訓めきて、皇國言にはあらざることに聞ゆれども、こゝは抱字をしも書たれば、必然訓べき也。○首は、ヒトゴノカミと訓べし、神武紀に、魁帥此云比登誤廼伽瀰と有、首渠又長などをも、然訓り、さてこゝの首を、本に直に誤、今は一本に依て正しつ。○忍坂女王は詳ならず、延曆五年正月授從五位下忍坂女王從五位上。○石田女王も、詳ならず、さて凡て某女王と、名の下に着たる女王は、ヒメミコとは訓べからず、さては內親王と別なし、又ヒメオホキミとはいふべくもあらず、さればたゞオホキミと訓べし、古事記などには、男女共に、某王と記して、某女王といへることはなし、これ古也、然るを女ならば、女王と書は、たゞ字面のうへの別にこそあれ、奈良のころとてもなほ、口語には女王をも、たゞ某のおほきみとぞいひけむ。○厨眞人厨女とは、不破內親王の御事也、聖武天皇の皇女にて、御母は、夫人正三位縣犬養宿禰廣刀自と申て、讃岐守從五位下唐の女也、今月神護景雲元年壬辰、詔曰、不破內親王者、先朝有勅、削親王名、而積惡不止、重爲不敬、論其所犯罪、合八虐、但緣有所思、特宥其罪、仍賜厨眞人厨女姓名、莫令在京中、又氷上志計志麻呂者、弃其父鹽燒之日、俱應相從、而依母不坐、今亦其母、惡行彌彰、是以處遠流、配土左國、とあり、此內親王は、鹽燒王の室にて、志許志麻呂の母也、親王名を削られ給へるは、鹽燒王の、藤原仲麻呂と共に誅せられしをりの事なるべし、さて右の文に、厨眞人の三字を脫せるを、今はこゝの詔と、かの文に姓名とあるとに依て、補て引り、さて此後、今年七月、賜厨眞人厨女、封四十戶、田十町、寶龜三年十二月、復厨眞人厨女屬籍、これ親王に復されし也、同四年正月、授無位不破內親王、本位四品、このころはいまだ無品といふ目はなくして、親王にても、無位といひし也、天應元年十一月、授三品不破內親王二品、しかるに延曆元年閏正月、氷上川繼謀反の事發れて、此內親王は、その母に坐故に、又淡路國に流され給へり、川繼は、鹽燒王の子にて、志計志麻呂の弟也、同十四年十二月、淡路より和泉國に移し奉給ふこと見えて、其後の事は見えず。○竊往乍、乍字、本に爾に誤、一本企に誤、今は類聚國史に依し。○相結、萬葉九に、加吉結常代爾至、欽明紀に、始約和親、また自古以來約爲兄弟。○氷上鹽燒、氷上眞人といふ姓を賜ひしこと、上にいへるがごとし。○志計志麻呂、母は不破內親王

〔佐保川〕春日山に發し、平城京の左京を北より南に流るゝ川也。

〔大祓詞の蠱物〕同祝詞に、畜仆志、蠱物爲罪とあり、延喜式にも見ゆ、新撰字鏡には蠱の一字を訓めり、蠱は通志六書略に、造蠱之法、以百蟲置皿中、俾相啖食、其存者爲蠱とあり、この生き殘れるは其の毒最も激しく、これを祭りて人を毒する也、我國にては其義を取り蠱字を當てしにて、固より漢土に云ふ蠱術の法には非ず。

なること上にいへり。○盜給波利取てを、挈みて、賜はりとはいへる也。○岐多奈伎は、髑髏へ係れり。○佐保川は、奈良に在り。○髑髏は、和名抄に、頭骨也、俗云比止加之良。○壓魅、壓字、一本に厭と作、五十四詔には魘と作り、いづれにても同じこと也、此二字麻自母乃と訓べし、大祓詞の蠱物と、字は異なれども、同じ事也、こゝも端の文には、巫蠱と有、まじ物には、種々の爲方ある故に、字はさま〴〵に書り、律の八虐の第五、不道に、造畜蠱毒厭魅と有て、義解に、云々厭魅者、其事多端、不可具述、皆謂邪俗陰行不軌、欲令前人疾苦及死者也と見え、又賊盜律に、凡有所憎惡、而造厭魅、及造符書、咒詛、欲以殺人者、各以謀殺論、減二等云々、義解に云々と有、前人とは、俗にも前の人といふ是也、前は對ふ意也。○盧舎那云々威神力、みな十九詔に出、但し彼處には最勝王經また善神の二字は無し。○奉都流、都字いかゞなれども、なほマツルと訓べし、マツリツルとはいふまじき所也、又都は部の誤にて、マツラヘル歟とも思へど、然にはあらじ、一本に流の下に加字あるは衍也。○穢久は、穢奴などある穢きにて、惡きこと也、上文の岐多奈伎とは意異也。○發覺は、罪のあらはるゝこと也。○死刑罪、類聚國史には、罪字なし、こはあるもなきもよし、賊盜律に、凡謀反及大逆者、皆斬と有、謀反は、謂謀危國家と有て、義解に、不敢指斥尊號、故託云國家と有、天皇を壓魅し奉るは、これに當れり。○降且は、カロメテと訓べし、十九詔に、一等輕賜而と有。○其等は、不破內親王をはじめ、忍坂女王石田女王縣犬養宿禰姉女など、其外岐多奈久悪奴止止母相結とあれば、猶有べし、然るに、不破內親王をくだして、厨眞人厨女とし給へる事のみ、上に記して、其餘の人々の事は、たゞ此詔にかくあるのみにて、いかなる姓尸になし給へりとも、記されず、又姉女も、丈部とあるは、本の姓歟あらぬか、その事も詳ならず、すべていとおろそか也、すべて此紀のやう、必記すべき事の、漏たるが多く、又記しざましどけなくて、事の趣のわかりがたき類も多きぞかし。○遠流罪爾、これも志計志麻呂を土左國に流すことのみ、上に見えて、姉女其餘の人々、何れの國に流すといふこと、記されざるはいかゞ、かくて寶龜二年八月、毀外從五位下丹比宿禰乙女位記、初乙女誣告忍坂女王縣犬養宿禰姉女等、厭魅乘輿、至是姉

女罪寧。故賜乙女位記、同九月、復丈部内麻呂姉女等本姓縣犬養宿禰、同三年正月、授無位縣犬養宿禰姉女、從五位下」と見ゆ、又同年十二月云々、景雲三年、縣犬養宿禰姉女配流、至是畏厚、罪降、授從五位下」とあるは、重複なるべし、景雲三年云々は、上の正月の處にいふべきこと也、又畏厚罪降も、誤字有べし、厚は原の誤歟。

第四十四詔

廿の卷に、同年九月己丑、詔曰とあり、さて詔の次に、初太宰主神習宜阿曾麻呂、希旨方媚事道鏡、因矯八幡神教言、令道鏡即皇位、天下太平、道鏡聞之、深喜自負、天皇召清麻呂於床下、勅曰、昨夜夢、八幡神使來云、大神爲令奏事、請尼法均、宜汝清麻呂相代而往聽彼神命、臨發、道鏡語清麻呂曰、大神所以請使者、蓋爲告我即位之事、因重募以官爵、清麻呂行詣神宮、大神託宣曰、我國家開闢以來、君臣定矣、以臣爲君、未之有也、天之日嗣、必立皇緒、無道之人、宜早掃除、清麻呂來歸、奏如神教、於是道鏡大怒、解清麻呂本官、出爲因幡員外介、未之任所、尋有詔、除名配於大隅、其姉法均、還俗配於備後」と見えたり。

天皇良我御命良止宣詔久。夫臣下等云物波、君仁隨天淨久貞仁明心乎以天君乎助護奉對天方無禮岐面幣利無久、後波仁謗言無久、姧僞利諂曲流心無之天奉侍岐倍物仁在。然物乎從五位下因幡國員外介輔治能眞人清麻呂、其我姉法均止甚大爾惡久姧流妄語乎作弖。朕仁對天法均伊物奏利。此乎見流仁。面乃色形口爾云言猶明爾己何作

〔太宰主神〕太宰府の管内即ち九州三島諸社の祭祀を掌る職員にして相當正七位下也、延喜式に載れるも、職原抄に見えざれば延喜以後廢せるなるべし。

〔習宜阿曾麻呂〕後ち道鏡左遷せらるるに及び、多褹島守に轉し、更に大隅守となる。

〔天神地祇〕高天原に座せし諸神を天神と申し、これに對して古くより日本の地に居給へる諸神を地祇と稱す神祇令に、凡天神地祇者云々とある集解に、謂天神者、伊勢、山城鴨、住吉、出雲國造齋神等類是也、地祇者、大神、大倭、葛木鴨、出雲大汝神等類是也とあり。

天云言乎大神乃御命止借天言止所知奴。問求仁。朕所念之天在何如久。大神乃御命爾波不在止聞行定都。故是以法乃麻爾麻退給止詔布御命乎衆諸聞食止宣。復詔久。此事方人乃奏天在仁毛不在。雖言其理爾不在。逆爾云利。面毛帝利無禮之天己事乎納用與止念天在。是天地乃逆止云爾此與利增波無。然此方諸聖等天神地祇現給比悟給爾曾己在禮。誰可敢弖朕爾奏給牟。猶人方不奏在毛。心中惡久垢久濁天在人波。必天地現之示給都留物曾。是以人人己何心乎明爾清久貞爾謹天奉侍止詔布御命乎衆諸聞食止宣。復此事乎知天。清麻呂等止相謀家牟人在止方所知天在止毛。君波慈乎以天天下乃政波行給物爾伊麻世波奈毛。慈爾愍美給天免給布。然行事乃重在牟人乎波。法乃麻爾麻收給牟物曾。如是狀悟天先爾清麻呂等止同心之天。一二乃事毛相謀家牟人等波。心改天明仁貞爾在心乎以天奉侍止詔布御命乎衆諸聞食止宣。復清麻呂等波奉侍留奴止所念天己。姓毛賜弖治給之可。今波穢奴止之弖退給爾依奈毛。賜弊利之姓方取弖。別部止成給弖其

〔源氏物語云々〕同書明石卷に出づ。

〔鐸石別命〕垂仁天皇第五皇子也。

〔弟彦王〕和氣氏系圖によれば、鐸石別命の子稚鐸石別命、同命の子田守別王、同王の子弟彦王也。

〔造ㇾ關防ㇾ之〕神功皇后紀にいはく、仲哀天皇第二皇子忍熊別皇子、竊兄麛坂王と共に謀反、麛坂王は事半ばにして薨去、皇子は武內宿禰と戰ひて討たれ給へり、此時の防戰也。

我名波穢麻呂止給比。法均我名毛廣虫賣止還給止詔布御命乎衆諸聞食止宣。復明基波廣虫賣止身波二爾在止毛、心波一爾在止所知弖奈毛、其我名毛取給弖同久退給等詔布御命乎衆諸聞食止宣。

隨天は、君の御心のまに〳〵物して、違ひ奉らざるをいふ、これ此詔の、裏におぼしめす限也、○助護、此下に、かならず奉字有べし、故今補へり、奉侍二字にても有べし、四十一詔に護助奉侍。○對天方、君に也。○面幣利は、面のけしきにて、俗にいふ顏ふり顏色也、應神紀に、有ニ不悅之色一、武烈紀に、忍不ㇾ發ㇾ顏、天武紀に、若有ニ不服色一など有。○後仁波は、俗に陰ではといふこと也、凡て目の前に見えぬところを、うしろといへり、必しも後方のみならず。○員外は、カズヨリホカノと訓べし、源氏物語に、かずよりほかの權大納言など有。○輔治能眞人は、もとは磐梨別公也、後に藤野眞人姓を賜ひ、又後に和氣朝臣となれり、もと備前國より出て、かの國の地名也、和名抄に、備前國和氣郡藤野郷、また磐梨郡和氣郷石生郷、伊波奈須など有、和氣郡も、舊名は藤野郡なりき、姓氏錄に和氣朝臣、垂仁天皇皇子、鐸石別命之後也、神功皇后云々、遣ニ弟彦王於針間吉備堺一造ㇾ關防ㇾ之、所ㇾ謂和氣關是也、太平後錄ㇾ從ㇾ駕勳一、因以ニ其遣一、仍被ニ吉備若梨縣一、始家ㇾ之云々。○清麻呂は、天平神護元年正月、從六位上藤野眞人清麻呂、授ニ勳六等一、同年三月、備前國藤野郡人、正六位下藤野別眞人廣虫女、右兵衞少尉從六位上藤野別眞人清麻呂等三人、賜ニ姓吉備藤野和氣眞人一、同二年十一月、輔治能眞人清麻呂、授ニ從五位下一、神護景雲三年五月、從五位下吉備藤野和氣眞人清麻呂等、賜ニ姓輔治能眞人一、同年八月甲寅、從五位下輔治能眞人清麻呂、爲ニ因幡員外介一と見ゆ、此人のこれより末の事は、奥にいふべし、さて件の文の內、神護二年十一月の處に、輔治能眞人とあるは誤也、かしこには、吉備藤野和氣眞人と有べきこと也。○法均、均字、吳音クム也、古今集の作者承均

〔允恭紀に云々〕同紀四十二年十一月の條に、皇子則悉禁二固新羅使者一、而推問、云々、則知二虚言一、皆原之とあり、以下諸例の外、齊明紀に陽狂を「ウツハリクルフ」と訓めり。

法師を、假字にはそうくと書り、此尼もと俗名、廣虫女也、尼になりて、大尼といふ位階を賜へるにこそ、そは僧の大法師の如き位階なるべし、神護景雲二年十月、大尼法戒、准二従三位一、賜二封戸一、大尼法均、准二従四位下一と見えたり、此人のこれより末の事も、奥にいふべし。○大爾、凡てかくさまに、大に云々といふは、もと漢文よみ也。皇國言には、いたくといふ處也。○妄語は、イツハリゴトと訓べし、允恭紀に虚言、繼體紀に虚、欽明紀に虚妄虚誕、敏達紀に矯詐、天智紀に虚説など有、こは清麻呂宇佐よりかへりのぼりて、大神の託宣を、有のまに奏せしを、道鏡がいたく怒て、かく妄語也ととりなせるもの也。○法均伊物奏利は、清麻呂のうけ給はり來つる、かの託宣を、此尼がとり傳へて、奏せしなるべし。○面乃色形云々、造りていふ言とは、面の色形、詞のいひさまにて、明くしろしめしつと也、明爾は、所知奴へ係れり。○借天は、託て也。○問求は、此事を知たるべき人々に問て、虚實をたゞせるに也。○聞行定都は、問求め給へる人々の申す言を聞食て、妄語なることの決まれるよし也。○法乃麻爾麻爾、一本に、下の麻の下に、爾字有、然れども麻爾麻爾といへる例もこれかれ有也。○此事とは、法均が奏せる託宣の、妄語なること也。○人乃奏天云々は、人の奏せるに依て、然おもほすには非ず、もとより御みづからさとり給へるよし也、さて人にも問求め給へるは、なほたしかにせむためのみ也。○唯とは、人の奏せるにはあらず、唯御自知給へるよし也。○言其理爾不レ在、言は、法均が奏せる言也、其字、類聚國史に甚とあるはわろし、さてかの託宣は、全あるべき理のまゝにて、とかく論ふべき限にあらざれば、よもかくはえ詔給ふまじければ、これは其時に、別に奏せる事も有しなかゝ、詔給ふなるべし。○已事、事は言也。○天地乃云々は、天地の間にあらゆる、逆といふ逆の中に、これにまさる逆はあらずと也。○諸聖等は、四十三詔に、盧舍那如來云々、四大天王とある類也。○現給比は、清麻呂法均が僞を也、上の人乃奏天在仁毛不レ在を、こゝまでへ係て見べし、其僞なることを御自しろしめし知たるは、これ諸聖たち神たちの現はし悟し給へる也と也。○誰可敢云々、此事をかくかへすがへす詔給ふは、道鏡がかく詔給へと、奏せるならむと、必疑ふべき故に、然にはあらずといふことを、たしかにせむため也、

〔匪躬之節〕君の爲めに忠節を盡して一身を顧みざるを云ふ。易經蹇卦に、六二、王臣蹇々、匪二躬之故一、とあり又た韓愈の諍臣論に、皆二無用之地一、而致二匪躬之節一、と見えたり。

〔笄年〕笄を挿す年の義、女子廿歳なるを云ふ。

これも又道鏡が、己が惡を覆はむために、かく詔給へと、敎任れることなるべし。○猪人方、猪といふ意、下の必といふへ係て見べし。○不レ奏在等毛、一本には、奏の下に、天の細字有り。○示給都留、こは示給に有べき處也、都留穩ならず、もしくは都は都の誤歟、一本には豆と作り。○此事ヲ知天は、此事に預り知ての意也○悪備、備字、一本に比と作り。○然行事乃、乃字、諸本爾と作り、今改ム、但し上の言、なほいさゝか穩ならず聞ゆ。○法衞麻乃流、一本には、下の麻の下にも、衞字有こと、上なるが如し。○貞衞、衞字、本に止に誤り、今は一本に依。○奈侍留奴、奈の上に、字脱たりげにおぼゆ、能など有けむか、奴は臣也。○姓毛賜ふは、此年五月に、帶治能眞人になし給へること也、藤野を、かく字を易給へるは、好字のかぎりをえらびたるにて、褒給へる也、すべて此ころは、かゝることにも、字のきゝに有し也○治給可之、一本に、之上に天字有り、それもあしきにもあらず、さて上にこそとかゝれる結の之可の可は、皆清音也、濁るは非也○依奈毛、一本に、毛字を牟と作るはわろし、さてよりなむといへる例、物語書に多ければ、こゝも天字なければ、ヨリナモとも訓べし。○其我、一本に我を栞と作るはわろし。○廣蟲賣、蟲字、印本に虫と作るを、今は一本又類聚國史などに依れり、次なるも同じ、印本、此名の外にも、蟲字を、虫と書るところ多かるは、いかなるよしにかあらむ。○還給は、はじめの名にかへし給ふ也。○明基は、こゝより外に見えたることなし、すべて詳ならず、法均がたぐひに仕奉れる尼にぞ有けらし○清麻呂又法均の、これより後の事は、寶龜元年九月、徵二和氣清麻呂廣蟲於備後大隅一、詣二京師一、同二年三月、復二和氣公清麻呂、本位從五位下一、同五年九月、從五位下和氣宿禰清麻呂廣蟲、賜二姓朝臣一、これより先に、宿禰姓を賜ひし事は、紀に漏たり、天應元年十一月、授二從五位下和氣朝臣清麻呂、從四位下一、延曆二年三月、爲二攝津大夫一、同七年二月、爲二中宮大夫一、民部大輔攝津大夫如レ故、と見ゆ、さて後紀に延曆十八年二月乙亥朔乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、本姓磐梨別公、右京人也、後改二姓藤野和氣眞人一、清麻呂爲レ人高直、匪躬之節、與二姉廣蟲一共事二高野天皇一、並蒙二寵信一、任二右兵衞少尉一、神護初、授二從五位下一、遷二近衞將監一、特賜二封五十戸一、姉廣蟲、及二笄年一、許二嫁從五位下葛木宿禰戸主一、旣

〔位祿〕官人五位以上に賜ふ祿を云ふ

〔路眞人豐永〕敏達天皇第七皇子難波王の後也。

〔藤原朝臣百川〕宇合の第四子也、本名雄田麻呂と云ふ、寶龜二年參議に任ぜられ、桓武の御宇に至りて從三位式部卿兼中衛大將となり、内外の機務を掌す、寶龜十年薨ず、後ち太政大臣正一位を贈らる。

〔典藏〕後宮藏司の次官也。

而天皇落餝、隨出家、爲二御弟子一、法名法均、授二進守大夫尼位一、委以二腹心一、賜二四位封并位祿位田一、寶字八年大保惠美忍勝、叛逆伏レ誅、連及當レ斬者、三百七十五人、法均切諫、天皇納レ之、減二死刑一以處二流徒一、亂止之後、民苦二飢疫一、弃二子草間一、遣レ人收養、得二八十三兒一、同名二養子一、賜二葛木首一、此時會道鏡、得レ幸二於天皇一、出入警蹕、一擬二乘輿一、號曰二法王一、太宰主神習宜阿蘇麻呂、媚二事道鏡一、矯二八幡神敎一言、令三道鏡即二帝位一、天下太平、道鏡聞レ之、情喜自負、天皇召二清麻呂於牀下一曰、夢有レ人來、稱二八幡神使一云、爲レ奏レ事、請二尼法均一、朕答曰、法均軟弱、難レ堪二遠路一、其代遣二清麻呂一、汝宜三早參聽二神之敎一、道鏡復喚二清麻呂一、募以二大臣之位一、先レ是路眞人豐永、爲二道鏡之師一、語二清麻呂一云、道鏡若登二天位一、吾以二何面目一、可レ爲二其臣一、吾與二二三子一共爲二今日之伯夷一耳、清麻呂深然二其言一、常懷二致レ命之志一、往詣二神宮一、神託宣云々、清麻呂祈曰、今大神所レ敎、是國家之大事也、託宣難レ信、願示二神異一、神即忽然現レ形、其長三丈許、色如二滿月一、清麻呂消レ魂失レ度、不レ能二仰見一、於レ是神託宣、我國家君臣分定、而道鏡悖逆無道、輙望二神器一、是以神靈震怒、不レ聽二其祈一、汝歸如二吾言一奏レ之、天之日嗣、必續二皇緒一、汝勿レ懼二道鏡之怒一、吾必相濟、清麻呂歸來、奏如二神敎一、天皇不レ忍レ誅、爲二因幡員外介一、尋改二姓名一爲二別部穢麻呂一、流二于大隅國一、尼法均、還レ俗爲二別部狹蟲一、流二于備後國一、道鏡又追將レ殺二清麻呂於道一、雷雨晦暝、未レ即レ行、俄而勅使來、僅得レ免、于時參議右大辨藤原朝臣百川、愍二其忠烈一、便割二備後國封郷廿戸一、送充二於配處一、寶龜元年、聖帝踐祚、有レ勅入レ京、賜二姓和氣朝臣一、復二本位名一、姉廣蟲、又掌二吐納一、叙二從四位下一、任二典藏一、果至二正四位下一、常從審勅、諸侍從臣、毀譽紛紜、未三嘗聞二法均語二他過一、友于天至、姉弟同レ財、孔懷之義、見レ稱二當時一、延暦十七年正月十九日卒、與二弟卿一約則云、諸七及服闋之日、勿レ勞二追福一、唯與二二三行者一、坐二靜室一、共二修懺一耳、後世子孫、仰二吾二人一、以爲二法則一、天長二年、天皇追思二舊績一、贈二正三位之告身一、弟清麻呂、攣躄不レ能二起立一、爲レ拜二八幡神一、輿レ病即レ路、及レ至二豐前國宇佐郡楉田村一、有二野猪三百許一、挾レ路而列、徐歩前駈、十許里、走二入山中一、見人共異レ之、拜レ社之日、始得二起歩一、神託宣、賜二神封綿八萬餘屯一、卽頒二給宮司以下國中百姓一、始乘レ輿而往、後則策レ馬而還、果時見人莫レ不二歎異一、清麻呂之先、出レ自二垂仁天皇皇子鐸石別命一云々、高祖父佐波良、曾祖父波伎豆、祖宿奈、父乎麻呂墳墓、在二本郷一者、

〔長岡新都〕山城國乙訓郡長岡村に在り、續日本紀桓武紀に、延曆三年五月丙戌、相二山背國乙訓郡長岡村之地一、爲レ遷レ都也、云々、十一月甲子、天皇移二幸長岡宮一、とあり、爾來延曆十三年平安京遷都に至るまでの皇都也。

〔廣世〕和氣氏系圖に、弘仁嵯峨承和仁明二代宇佐使、式部少、正五下、左中辨とあり、醫術に達し、醫書の著あり、後世業官和氣氏の祖也。

〔宇佐の御使〕聖武天皇天平三年官幣を獻りて異國降伏を祈りしを始めとし、爾來天皇即位及び國家の大事災變等ある時は此の使を遣はし、幣帛

拱省成レ林、清麻呂披覽之日、爲二人所一從除、歸來上疏陳レ狀、詔以二佐波良等四人、并清麻呂一、爲二美作備前兩國國造一、天應元年、授二從四位下一、拜二民部大輔一、爲二攝津大夫一、累遷二中宮大夫民部卿一、授二從三位一、延曆十七年、上表請二骸骨一、優詔不レ許、賜二功田廿町一、以傳二子孫一、清麻呂練二於庶務一、尤明二古事一、撰二民部省例廿卷一、于レ今傳焉、奉二中宮教一、撰二和氏譜一奏レ之、帝甚善レ之、長岡新都、經二十載一未レ成レ功、費不レ可二勝計一、清麻呂、潛奏、令下上託二遊獵一、相二葛野地一、更遷中上都上、清麻呂爲二攝津大夫一、鑿二河内川一、直通二西海一、擬レ除二水害一、所レ費巨多、功遂不レ成、私墾田一百町、在二備前國一、永爲二振給田一、郷民惠レ之、薨時贈二正三位一、年六十七、有二六男二女一、長子廣世云々、と見えたり、そもそも此卿、道鏡がさばかりの威權に媚ふことなく、その怒をおそれず、身をすてゝ、神の御教のまゝに、かへりこと奏されし功の、世にすぐれて、後の御世御世、即位のはじめの宇佐の御使には、必此和氣氏の人を遣す例とさへなれる、かゝるいみしき功のたふときに、此卿の事、今かく殊につばらかに擧つるなり、父名乎麻呂、家の系圖又清麻呂傳といふ物などには、平麻呂と有、いづれか正しからむ、又姉の廣蟲も、件の文に見えたる如くにては、いといとよき人にぞ有ける、なほ紀に見えたるは、寶龜元年十月、授二無位和氣公廣蟲、從五位下一、同八年正月、從五位上、天應元年三月、正五位上、同年十一月、從四位下、延曆四年正月、從四位上と見え、同十二年にも、此人の事見えたり、さて後紀に、同十八年正月丙午朔乙丑、典侍正四位上和氣朝臣廣蟲卒、從三位行民部卿兼攝津大夫清麻呂姉也、少而出レ家爲レ尼、供二奉高野天皇一、爲レ人貞順、節操無レ虧、事見二清麻呂語中一、皇統彌照天皇甚信重焉、今上思二勞舊一、追贈二正三位一、薨時年七十と見えたり、清麻呂卿の語中に、延曆十七年正月十九日薨と有、こゝと年も一年たがひ、日も一日たがへり、そもそもかゝるよき人々をしも、罪におとし給ひしは、いはむかたなく、ゆゝしくあさましかりしまがこと也き。

第四十五詔

を献じ、事件を告げ奉るを例とせしが、醍醐天皇昌泰元年藤原如道を宇佐宮に遣せしより以來、三年ごとに一度恒例の使を發する例となれり、此内卽位を奉告する時の奉幣使は必ず和氣氏五位の人を以て充つ、宇佐和氣使と云ふは是れ也。

同年冬十月乙未朔詔曰とあり。

天皇我御命良麻止詔久。掛麻久毛畏岐新城乃大宮爾天下治給之中都天皇能。臣等乎召天後乃御命仁勅之久。汝等乎召都留事方朝庭爾奉侍良牟狀教詔曾牟止召都留。於太比爾侍豆諸聞食。貞久明爾淨伎心乎以天朕子天皇仁奉侍利護助麻都禮。繼天方是太子乎助奉侍禮。朕我教給布御命爾不順之天。王等波己我得麻之岐帝乃尊岐寶位乎望求米人乎伊射奈比惡久穢心乎以天逆爾在謀乎起臣等方己我比伎婢企是爾託彼爾依都都。頑爾無禮伎心乎念天横乃謀乎構。如是在牟人等乎波朕必天翔給天見行之退給比捨給比岐良比給牟物曾。天地乃福毛不蒙自是狀知天明仁淨伎心乎以天奉侍牟人乎波。慈給比愍給天治給牟物曾。復天乃福毛蒙利。永世爾門不絶奉侍利昌牟。許己知天謹麻利淨心乎以天奉侍止將命止奈毛召都流止。勅比於保世給布御命乎衆諸聞食止宣。復詔久。掛毛畏伎朕我天乃御門帝皇我御命以天勅之久。朕爾奉侍牟諸臣等。朕乎君止念牟人方大皇后仁能奉侍禮。朕乎念天在我如久異奈念、繼天方朕乎太子爾

明仁淨伎二心無之天奉侍禮朕方子二利止云言波無。唯太子一人乃味曾朕我子波在此心知天諸護助奉侍禮。然朕波御身都可良久之於保麻之麻須爾依天。太子爾天都日嗣高御座乃繼天方授麻都流止命天。朕爾勅之久。天下乃政事波慈乎以天治與。復上波三寶乃御法乎隆米之出家道人乎治[illegible]利[illegible]都次波諸天神地祇乃祭禮乎不絕、下波天下乃諸人民乎慈給業。復勅之久。此帝乃位止云物波天乃授不給奴人爾授天方保己止毛不得、亦變天身毛滅奴流物曾。朕我立天在人止云止毛。汝我心爾不能止知。目爾見天牟人乎波改天立牟事方心乃[illegible]爾麻世與止命伎。復勅之久。朕我東人爾授刀天侍之牟留事波。汝乃近護止之天護近與止念天奈毛在。是東人波常爾云久。額爾方箭波立止毛背波箭方不立止云天。君乎一心乎以天護物曾此心知天汝都可[illegible]止勅比之。御命乎不忘。此狀悟天諸東國乃人等謹之麻利奉侍禮。然掛毛畏岐二所乃天皇我御命乎朕我頂爾受賜天。晝毛夜毛念持天在止毛。由無之豆人爾云聞之牟留事不得猶。此爾依天諸乃人爾令聞止奈毛召都留。故是以今朕我

〔東國〕東を「アヅマ」と訓む義につき、景行紀に、於是日本武尊云々、西逮于碓日坂時、日本武尊毎有顧弟橘媛之情、故登碓日嶺、而東南望之、三歎曰、吾嬬者耶（アヅマハヤ）、故因號山東諸國、曰吾嬬國也とあり、一說に、「アノツマ」の約にて、東國は京都より遠く離るゝ故呼びしものならむと云ひ、或は「ア」は大、「ツマ」は端の義、東國は我國の一端にて、其地廣大なるより呼びしならむとも云へり。

〔天乃不覆云々〕南史に、超宗曰、有二天道一焉、天所レ不レ容、地所レ不レ載、投二畀河伯一、河伯不レ受とあり、これ等と同義なり。

〔善惡業〕業とは佛教にて、善惡無記の諸所作を總稱して云ふ、而て佛教にては因果の說により、業には必ずこれに應ずる果ありとなす、依てまた業因とも云へり

汝等乎教給幸御命乎衆諸聞食止宣。夫君乃位波願求乎以天得事方甚難止云言乎波皆知天在毛。先乃人波謀乎遅奈之。我方能久都與久謀天必得止天念天種種爾願禱止毛。猶諸聖天神地祇御靈乃不免給不授給物爾在波。自然爾人毛申顯。己我口乎以天毛云都。變天身乎滅災乎蒙天。終爾罪乎己毛他毛同久致都。因茲天天地乎恨君臣乎毛怨奴。猶心乎改天直久淨久在波。天地毛憎多麻波受君毛捨不給之天。福乎蒙身毛安家牟。生天方官位乎賜利昌。死弖波善名乎遠世爾流傳天牟、是故先乃賢人云天在久。體方灰止共爾地仁埋利奴禮止名波烟止共爾天爾昇止云利。又云久。過乎知天方必改與。能乎得天方莫忘止伊布。然物乎口爾我方淨之止云天心仁穢乎波。天乃不覆地乃不載奴所止成奴。此乎持伊波稱乎致之捨伊波謗乎招都。猶朕我尊備拜美讀誦之奉留最勝王經乃王法正論品爾命久。若造善惡業。令於現在中諸天共護持示其善惡報。國人造惡業王者不禁制。此非順正理。治擯當如法止命天在。是乎以天汝等乎教導久。今世方爾世間乃榮福乎蒙利忠淨名乎顯之。後世方爾人天乃勝樂乎受天終爾佛止成止所念天毛。奈諸爾

〔將レ都二新城一〕新城は今生駒郡郡山町大字新木の地也

〔十一年云々〕同年三月の條に、遣二于新城一、令レ見二其地形一、仍將レ都矣とあり

〔飛鳥藤原の古京〕飛鳥の地は顯宗、舒明、皇極（及齊明）、天武諸帝の古京たるが、爰にては、天武天皇の皇居を飛鳥淨御原宮（今大和國高市郡上居村の地）に定め給へるを云へる也、藤原は持統文武兩帝の京也（二四頁藤原宮參照）。

〔或書に云々〕易經繫辭下傳に出づ。

是事乎敎給止詔布御命乎衆諸聞食止宣。復詔久、此賜布帶乎多麻波利汝等乃心乎等等能倍直之。朕我敎事爾不違之天東爾治牟表毛止奈此帶乎賜止久詔布御命乎衆諸聞食止宣。

掛麻久、麻字、一本万と作り。○新城乃大宮爾云々、新城といふところは、天武紀五年に、將レ都二新城一、また十一年云々、持統紀三年云々、五年、鎭二祭新益京一、六年、天皇觀二新益京路一など有て、新益と書るも、にひきにて、新城と一也、大和國添下郡にて、此紀に、寶龜五年八月、幸二新城宮一とある地也、然れどもこゝに今詔給へるは、件の新城にては、由なし、こゝは必平城大宮と有べきこと也、もしは平字を、新に寫誤れるか、されど平とは、字の形も遠く、誤るべきよしもおぼえねば、新の下に、平字を落せるか、飛鳥藤原の古京に對へて、新平城大宮とはいへるにやあらむ、猶よく尋ぬべし　○中都天皇は、元正天皇也、平城は、元明天皇より宮敷坐て、元正天皇は、第二世に坐ますが故に、中都とは申給へる也、中昔に、人の女子あまたある中にも、第二にあたるを、中の君といへると同じ。○後乃御命は遺詔也、此天皇、天平廿年四月に崩坐り、雄略紀推古紀などに遺詔、舒明紀に天皇遺言。○召都、都字、一本豆と作り、次なるも同じ。○於太比爾は、廿一詔に出○朕子天皇は、聖武天皇を申給へる也、實は御甥命に坐ませども、太子とし給へれば、朕子とは詔給へる也、十四詔に、朕子王、また第五詔に、此天皇の、聖武天皇を、吾子美麻斯王とも詔給へり。○助麻都、麻都を、一本に万豆と作り。○繼天は、次にはの意也。○太子は、孝謙天皇也、天平十年正月、皇太子に立給へり。○得麻之岐、一本に、之の下に宇字あり、そは衍と見ゆれども、五十八詔にも、忘得末之自美奈毛とある自字と、同じ格に聞ゆれば、衍とも決めがたし、なほ彼詔の處にいふべし。○寶位は、或書に、聖人大寶曰レ位、といへるより出たる名目也、字音にも讀べし、訓はたゞミクラヰなるべし、タ

〔物名歌〕同集巻二十に列記せる藤原勝臣の歌也、「なか靈の來」は、「をかたまの木」に云ひ掛けたり。

〔萬葉五に云々〕好去好來歌と題せる山上憶良の長歌也

〔元正天皇〕草壁皇子の第一皇女、御諱を氷高と申す、第四十四代の天皇なり。

カラノクラキと訓むは、こちなし、此日、此紀の詔には、こゝと五十九詔とにあるのみなるを、後々は、かならず寶位といはではかなはぬごとく、詔といふ詔に、此日なきはなし。○逆爾在、在字、本に左に誤、今は一本に依れり、爾在はなる也、もし左は、左道の意にて、モトレルなど訓べきかとも思へど、猶在を誤れる也。○是爾託云々、託は屬也、此王彼王に屬依て、其を立て、己が功をなさむと謀る也。○依都都、都々、一本に豆々と作り。○如是在牟人等は、王等臣等の中に、上件の如き人等也。○天翔、翔字、本に朔に誤、今は一本に依、天翔とは、亡人の靈の、此世に往來來る事にいへり、物語書などに多し、古今集物名歌に、かけりても何をか靈の來ても見む、とよめるも是也、こゝは遺詔なる故に、崩坐たらむ後のことをかく詔給へる也、萬葉五に、久堅能阿麻能見虛喩阿麻賀氣利、見渡多麻比とあるは、同事ながら、神の御事也、亡人の靈にはあらず。○岐良比給、十九詔に出、岐字、一本に波に誤。○天地乃福は、天地の與ふる福也、さてこゝの文、此語の下に、今一是に對ぶ言の有べきが、足はぬこゝちするは、後に脫たる歟、次の文の例に依ていはゞ、家門毛絕牟奈など有べき也。○天乃福、上の例に、こゝも天地乃とこそ有べけれ。○許己知天は、これを知て也、古言には、是をこゝ、其をそこといへること多し。○謹麻利、下文にも、謹之麻利と有、恐みかしこまりともいふごとく、これも麻利ともいひしなるべし。○召都流止、これまで元正天皇の遺詔のよし也、然るに諸本に止字なき故に、次への語のつゞきも穩ならず、又元正天皇の遺詔と、今の詔との堺なくて、語とゝのはず、故今止字を補つ、召つるは、上に、臣等乎召天と有也。○勅比云々聞食止宣、こは御命といふまでは、元正天皇の云々と勅給ひおほせ給ふ御命をといへるにて、さてその御命を、衆聞食せと、今の天皇の詔給ふよしの語のつゞきざまなれば、宣は、これはノリタマフと訓べきが如し、然れども衆聞食といふ言は、いづれの詔にても、宣命使のいふ詞なる例なれば、こゝも然也、宣は例のごとくノルと訓べし、さては御命といふ言を、今の天皇の御命とせざれば、語足らざれども、同じ語の重なるところは、略きて行越ていふ、古語の例なること、上にもいへるがごとくなれば、其意を得て見べし、元正天皇の勅給ひし御命は、かくのごとくぞと、その御

〔藤原夫人〕鎌足の女五百重娘也。

〔漢文に天朝云々〕萬葉集古義には、安米乃美加度は、天之朝廷（ミカド）なり、天とは皇朝を高天原に比へて稱す名にて、十三に久堅之王都（ヒサカタノミヤコ）とよめると同意なりとあり。

〔續後紀一の詔〕同紀天長十年三月、柏原長岡の山陵に即位奉告の詔に、又申久、掛畏支柏原御門乃天朝矜賜波牟厚慈乎蒙載天之天之日嗣者平久、云々とあり、

命を、今天皇のまにまに詔給ふ御命を、衆聞食せと宣といふ意也。○復詔久は、今の天皇の也。○天乃御門帝皇は、ここは聖武天皇を申給へる也、朕我とは、大御父尊に坐が故也、廿九詔に、朕我天先帝とあるも、同じ天皇也、すべてあめのみかどとは、いづれの天皇をも申奉る御稱也、一御世の御名と心得たるは、ひがこと也、萬葉廿に、かしこきや安米乃美加度をかけつれば、ねのみしなかゆ朝よひにしてとあるは、天武天皇の藤原夫人の歌なれば、彼天皇を申せる也、そもそも此御稱は、もと漢文に天朝といへることを取て、申そめたるなるべし、ふるくは聞えぬこと也、續後紀一の詔には、柏原御門乃天朝ともあるは、天朝は、皆に讀べきにや、又八の巻には、たゞ天朝とも有、古今集に、天のみかどの近江の采女にたまへるとあるは、一御世の御名と心得たるにて、誤也、さて天皇を帝皇と書ること、古事記書紀などにも、ところどころ有。○大皇后は、皇后のよしにて、光明皇后を詔給へる也、大御母命を申す皇太后のよしにはあらず。○異奈思は、朕とひとしく思ひ奉れ也、一本に、思の下に細書の會字あるは、さかしらに添たるものか、上に莫といひて、下には會といはぬ例も、萬葉に多ければ、今は多本に依れり。○太子は、孝謙天皇也。○云言波、言は借字にて、たゞかろき詞のこと也。○都可良之久は、勞疲しくにて、病をいふ、五十八詔に、身勞須とあるも、病也、さてつかるをかくいふは、わづらふをわづらはしく、穢るをけがらはしくといふと同じ活用也。○繼天は、次第序と同じ、此言こゝにかく、繼天と書るを以て、もと都岐氐といひしことを知べし、ついでといふは、後の音便也。○授麻都流、麻都を一本には万豆と作り。○朕爾勅之久、これも同じく聖武天皇の詔給へる也、これより上の文は、臣たちに詔給ひしよしなるを、是より下は、孝謙天皇に詔給ひしよし也、故分て朕爾云々と、さらに詔給ふ也。○上都方波は、カミツカタハと訓べし、卅八詔に、上都方波三寶仁云々と有。○愍給弊、一本に、弊字を脱せり。○復勅之久、聖武天皇の、孝謙天皇に也。○變天は、却て也、下なるも同じ。○朕我立天在人とは、ひろく詔給へる御言ながら、今は道祖王の御事に就て詔給ふにて、是に廢帝の御事をふくめたり、天平勝寶八年、聖武天皇崩坐る、遺詔に、以中務卿從四位上道祖王爲皇太子と有是也。○云止毛は、雖なり。○目爾見牟天は、不能と見る也、

さて上に、心爾といふに對へて、目爾とはいへり。○爾宜世與、一本には、下の麻の下にも、爾字有。○復勅之久、聖武天皇の也、一本に、之字を志と作たり。○東人は、東國の人也。○授レ刀天は、まづ慶雲四年七月、始置二授刀舍人寮一、とあるより始まりて。授刀といふ官あり、養老四年三月、加二右大臣正二位藤原朝臣不比等、授刀資人三十人一、同五年十二月、授刀寮及五衛府云々、同六年閏四月、陸奥按察使管内百姓云々、其國授刀兵衛衛士云々、如レ此之類、皆悉放還、各從二本色一、神龜三年三月云々、及大舍人授刀舍人兵衛等云々、天平十八年二月、改二騎舍人一、爲二授刀舍人一、天平勝寶八歲五月、左衛士督坂上忌寸犬養、右衛士率鴨朝臣蟲麻呂云々．其所レ從授刀舍人二十人、增二位四等一、同年秋七月、勅、授刀舍人考選賜祿名籍者、悉屬二中衛府一、其人數者、以二四百一爲レ限、闕卽簡補、但名二授刀舍人一、勿レ爲二中衛舍人一、其中衛舍人、亦以二四百一爲レ限、天平寶字三年十二月、置二授刀衛一、其官員、督一人、從四位上官、佐一人云々、少志二人、正八位下官、同四年十一月、遣二授刀舍人、春日部三關、中衛舍人、土師宿禰關成等六人於太宰府一、就二大貳吉備朝臣眞備一、令レ習二諸葛亮八陣、孫子九地、及結營向背一、天平神護元年二月、改二授刀衛一爲二近衛府一、其官員、大將一人、爲二正三位官一、中將一人云々と見えたり、件のごとくなれば、東人爾授レ刀天とあるは、授刀舍人なるべし、さてその授刀舍人には、凡て東國の人のみな補せられたる歟、はた授刀舍人の中に、東國の人なるをえりて、侍はしめ給へるか、さるこまかなることは知がたし。○近護止之天、授刀衛を改めて、近衛府とせられしも、此官もとより、近き護なりしが故也。○護近止與、近字は誤也、一本に、細書にて、延と作れど、それも聞えず、もしは之米を下上に米之と誤て、つひに延とはせる歟、姑くマモラシメヨと訓て、後の考をまつ也。○額爾波云々は、敵にむかひて、手を負とも、後は見せじの意也、萬葉廿に、聞食、四方國爾波、比等佐波爾、美知豆波安禮杼、登利我奈久．安豆麻乎能故波、伊田牟可比、加弊里見世受豆、伊佐美多流、多家吉軍卒等、禰疑多麻比、麻氣乃麻爾麻爾云々、とあると同じ。○都可弊は、使へなり、これまで、聖武天皇の詔給ひしよし也。○不忘は、孝謙天皇の御自也。○東國乃人等とは、凡てを詔給へるうちに、分て京に參上り居て、仕奉る人どもを、むねとは詔給ふなり。

〔土師宿禰關成〕野見宿禰の裔也。

〔諸葛亮八陣〕群書拾唾に、孔明八陣、洞當陣、中黃陣、龍騰陣、鳥翔陣、連衡陣、握機陣、虎翼陣、折衡陣とあり。

〔孫子九地〕孫子の述べし九種の戰地也、孫子九地篇に、九地、用レ兵之法、有二散地一、有二輕地一、有二爭地一、有二交地一、有二衢地一、有二重地一、有二圮地一、有二圍地一、有二死地一、とあり。

〔萬葉廿に云々〕追二痛防人悲レ別之心一と題せる大伴家持の長歌也。

〔大同五年の詔〕同年(弘仁元年)九月藥子仲成を退くる嵯峨天皇の詔に、如此惡事種々在止毛太上天皇爾親仕奉爾依氏思忍都々御座、然猶不飽足止之氏、二所朝庭乎母言隔氏、遂爾波大亂可起、云々とあり。

○謹之麻利、上にも謹麻利とあるに同じ、但しこゝに之字あるを思へば、謹結にて、ツヽシミシマリと訓べきか、又ここをもツヽシマリと訓て、上なるも共に、意は謹結なるを、彼は美を略けるものか、はた之字の脱たる歟、決めがたし、結の事は、第一詔にいへり。○二所乃天皇は、はじめの元正天皇と、聖武天皇と也、類聚國史、大同五年の詔にも、二所朝廷と有、物語書などにも、凡て貴人をば、一人二人といはず、一ところ二ところといへり。○由無之は、人に云聞しむべき、故由ついでのなくして也。○猶、此辭いかゞ、思ふに、此下に、在とありしが、脱たるなるべし、猶は借字にて、默止の意なるべし、もし然らずつれの猶ならば、上の不得の下に、細書の伎字有て、エザリキなるべきに、伎字なきをも思ふべし、故此考によりて訓つ。○此爾依天は、二所の天皇の、上件の御命をうけ給はりながら、いひ聞せず、さて止べきにあらざるによりて也。○令聞止奈召都留毛字、一本に牟と作るは、例のわろし、都字、一本に豆と作り。○敎給牟御命は、次の夫君乃位波、といふより下の文是也。○先乃人波云々、これより、皇位を求めて、得むと謀る人の、思ふ心をいへるにて、先々に此事を謀りし人どもの、得ることあたはずなりにしは、其謀の拙劣かりし故也、我はよく剛く謀りて、必得むと思ふよし也。○御靈乃、此上に、天皇乃などいふことの有しが、脱たるなるべし、十三詔四十三詔などの例を以て知べし、天神地祇御靈といふことは、例なし。○物爾在波、波字、一本に岐に誤れり。○己我口乎以毛天云都は、詞のはしに、おぼえずいひ出るやうのことなるべし、都字一本に豆と作り、さてこはかならず都々とあるべき處なれば、都字今一落たるなるべし、但し五十八詔五十九詔にも、必都々と有べき處に、三ところまで都とのみ有。○他毛は、いざなはれて、同心したる人も也。○致は、令至にて、來らしむる也。○君臣毛乎は、君をも臣をもにて、君と臣とを對へいふにはあらず、臣はオミと訓べし、其罪を議し、刑をとり行ふ臣たちなどをいふ也。○心乎改天、改といふは、心得がたし、今現にさる事を謀る人のある如く聞ゆれば也、但し強ていはば、今たとひさる事を謀らむと、ひそかに思ひたつ人ありとも、といふことを、心にもちて見れば、聞ゆる也。○憎多麻波受、麻字、一本に万と作り。○流傳天牟は、ナガサヒテムと訓べ

し、ながしを延て、ながさひといふ也、萬葉十八に、丈夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敝欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敝流、これも流せるを延て、ながさへるといへり、ながすは、長くするにて、久しく傳ふるをいふ。○先乃は、昔のといはむがごとし。○體方灰止共爾云々は、漢人の語には有べからず、皇國人の語なるべし、さて灰と烟とをもていへるを思へば、いたく古き人のいへるにもあらで、火葬といふ事の、ひろくなりての世の人の語也。○過乎知天云々、千字文に、知過必改、得能莫忘。○持伊波、伊波とつゞける助辭めづらし、十三詔には、治賜伊自、また方成伊自とも有。○稱は、保麻禮と訓べし、次の諦の反也、ほまれは、被稱の切りたる意也。○招都、都字、一本に豆と作り。○王法正論品は彼經三十一品に分たる中の、第二十也。○若造善惡云々、此文かの經には、若造諸惡業、令於現世中、諸天不護持、示其諸惡報、國人造惡業、王捨不禁制、斯非順正理、治擯當如法とあるを、こゝに引れたるは、初四句異也、こは件の文の上に、云々令捨惡修善、諸天共護持、示其諸善報、とあるを一に合せて文を加へて引れたるものと見えたり、然れども造惡業ものを、諸天共護持といひては、ことわり背きてうらうへ也、いかゞ、作者の失なるべし、さて今字は、令を誤れる歟、又諸本に、禁の上の不字を脱せるを、今は一本に依れり、又王者の者字は、捨なるを、同音なる故に、誤れるなるべし。○人天乃勝求乎受天云々、同經の僧眞爾耶藥叉大將品といふに、當受無量倶胝那庾多劫、不可思量人天勝樂、常與諸佛共相値遇速證無上正等菩提といへり、終爾佛止成は、この速證無上云々にあたれり。○此賜布帶乎云々、賜布は、與ふる方をいふ言、多麻波利は、受る方をいふ言にて、彼此のけじめあること、第二詔にいへるが如し、さて此時帶を賜へること、此詔の次に、其帶、皆以紫綾爲之、長各八尺、其二端、以金泥書恕字、賜五位已上、其以才伎貢獻、叙位者、不在賜限、但藤原氏者、雖未成人皆賜之、とある是也。○東爾治牟表止、帶は、衣を治めて、結ひ固むる物なれば也。○賜久止、一本に、久の上に、細書の八字あるは、賜の下の傍に、片假字のハの字を付たるを、見誤れるなるべし。○此詔は、文のやうを以て考ふるに、もしくは、去し天平神護元年、和氣王を、謀反せりとして誅され、又粟田道麻呂など

〔萬葉十八云々〕大伴家持の賀陸奧國出金詔書歌也、古義に、奈我佐敝流は、所流なり、所傳有と云はむが如しとあり。

〔千字文〕梁武帝の撰と傳ふ、鈕雨亭隨筆に、玉溪淸治、梁武帝得鍾繇破碑愛其書命周興嗣次韻成文、或又云、武帝欲學書、命殷鐵石選二王千文、召周興嗣次韻、二說不同、然皆武帝時事也とあり。

〔値遇〕我れを値する者に遇ふ義、又た稀に遇ふをも云へり。

ミ人なり、罪なひ給ひし時、それにつきての詔にて、卅五詔の次に在べきが、史の紛ひて、此處に入れるには非る歟。

第四十六詔

同年十一月壬辰賜二宴於五位已上一詔曰と有。

今勅久、今日方新嘗乃猶良比乃豐乃明聞許之（賣須）日仁在。然昨日能冬至日仁天雨天地毛潤萬物毛萠毛延始天好阿流良牟止念仁、伊豫國與利白祥鹿乎獻奉天在方有禮志與呂許保志止奈毛見流。復三乃善事乃同時仁集天在止之甚希有止念畏利末都利。諸臣等止共仁異奇久麗白伎形乎奈毛見喜流。故是以黑記白記乃御酒食倍惠良伎常毛賜酒幣乃物賜止之天御物給止波久宣。

新嘗は、爾比那閇と訓べし、閇は清音也、嘗と濁るはわろし、又ニヒナメと訓も、ひがことなり、其委きよしは古事記傳にいへり。○猶良比乃云々、卅八詔に出づ。○冬至は、布由乃伎波美と訓べし。○天雨は、アメフリと訓べし。○萠は、メグミと訓べし、めぐむは、芽ぐむにて、ぐむは、角ぐむ涙ぐむなどのぐむ也。○好は、雨の降たるに依て也。○白祥鹿は、シロキシルシノシカと訓べし、祥は、書紀にはサガと訓、休祥祥物、又祥瑞などあれど、これらの訓いかゞ也、又鹿をカセギと訓たれど、此名、古書にたしかに見えたることなし、さて治部省式に、白鹿は、上瑞の中に出せり、此明年神護景雲四年五月の漢文詔に、先レ是伊豫國員外掾從六位上笠朝臣雄宗獻二白鹿一、勅曰云々、去歲、

〔豐乃明〕新嘗祭の翌日卽ち辰の日に天皇其年の新穀を聞食し太子以下群臣に饗饌を賜ふ儀をいふ、高橋氏文に、六雁命が新嘗會の御饌を料仕せる事見えたれば其の濫觴は古きにあるを知るべし、聖武天皇以後の國史には、辰の日の節會のこと多く見えたれば、此頃よりして恆例となりしものなるべし。

〔新嘗は云々〕古事記傳に、爾閇は新饗（ニヘ）を約めたるにて新稻を以て饗（アヘ）するを云名なり、云々、又新嘗とも書る新字は本の新饗の意を取て加へつるなりとあり。

〔神功紀に云々〕同紀に、因以擧竿乃獲細鱗魚、時皇后曰、都見（メヅラシ）物也（都見、此云々）故時人號其處曰梅豆羅國、今謂松浦訛也とあり。

〔爲皇太子云々〕。當時右大臣眞備は長親王の御子文室淨三を立てむとし、藤原百川は、左大臣永手、内大臣良繼と共にこれに反せしが、眞備肯せず、既にして淨三立太子を固辭せるより又其弟大市を立てむとして再びその辭するところとなる、爰に於て百川竊に永手良繼と策し白壁王を皇太子に立て直ちに諸仗に命じて朝廷を護衛せしむ、眞備憂憤遂に致仕す

得伊豫國守從五位上高圓朝臣廣世等、進白鹿一頭云々と見えたる、こゝの詔なるは、去歳云々の方也、先是云々の方は、明年の事と聞ゆれば、別事也、同年改元寶龜十月、授伊豫守從五位上高圓朝臣廣世、正五位下、掾云々、並是貢瑞國郡司、去五月、有勅進位二階、至是授焉。○與呂許保志止奈毛 一本に、保字を脱し、此字を仁に誤れり。○三乃善事、善事は、與基登と訓べし、萬葉廿に、新年のはじめの初春の、けふふる雪のいやしけ餘其騰、とあるよごとゝ同じ、壽詞とは、事と言との異有、さて三とは、冬至の日の雨の潤と、白鹿と、今一つは、新嘗をいふなるべし、復とあるは、これらの外に、又別に有しやうに聞ゆれど、然にはあらず、此三の吉事の、同時に集ひたるを、復とはいへる也。○集天在止之は、アルシモと訓べし、此字は、決く毛の誤也、之は助辭也、又アラシモとも訓べし、その時は、之は過しことをいふ詞也、然れども猶アルシモといふ方まさるべし。○甚希有、甚字、本どもに其に誤る、今改む、希有は、メヅラシと訓べし、履中紀に然訓り、又神功紀に、希見此云梅豆邏志、敏達紀に未曾有、崇峻紀に所希聞、萬葉に希將見。○尊備、備字、一本には美と作り。○麗白伎形乎云々、かの白鹿を、今日御覽はし王臣たちにも、見せ給へるなるべし。○食倍は、タマヘと訓べし、卅八詔に、多末倍惠良伎とあると、同事也。○賜禮は、俗言に、いたゞけといふことにて、卅八詔に、賜利方以天退と有に同じ。

第四十七詔

同四年八月庚寅朔癸巳、天皇崩于西宮寢殿、春秋五十三、左大臣從一位藤原朝臣永手、右大臣正二位吉備朝臣眞備、云々等、定策禁中、立諱爲皇太子、左大臣從一位藤原朝臣永手、受遺宣曰とあり。

今詔久。事卒爾爾有依天。諸臣等議天白壁王波諸王乃中爾年齒毛長奈利。又先帝

〔由義宮〕河内郡中河内郡曙川村大字八尾木村にその址あり、卽ち弓削行宮と同村也、神護景雲三年十月稱德天皇こゝに幸して勅して西京と定められ、次で寶龜元年二月再び行幸あり、爰は二月の折の行幸を申す。

〔贈太政大臣〕延曆四年二月の贈官也この時又從一位を贈る。

〔四十四詔〕天慶八年二月の陽成天皇讓位の詔也。

乃功毛在故爾太子止定天奏波奏流麻爾麻宣給止布勅止久宣。

事卒爾爾云々、上の爾字、一本に然と作り、そも／＼高野天皇は、自レ幸ニ由義宮ニ之後、不豫經レ月と有て、大御病俄なるにはあらざれども、いまだ皇嗣を定め給はずして、崩坐なむとすること、いま／＼となりぬるよし也、萬葉十六に、病める婦のよめる歌に、將死命、爾波可爾成奴、とあると同じ、さてかく終に皇太子を定め給はずしてやみぬるは、道鏡が望をかけて有しが故也けり。○白壁王は、天智天皇の大御孫、施基皇子の第六の御子に坐まして、大御母は、贈太政大臣紀朝臣諸人の女、橡姫と申しき、此王此時御年は六十二、御位は、正三位の大納言にぞおはしましける。○年齒毛長利奈、こはヒト、ナリとより外に、訓べきやうなし、されど六十にもあまり給へるを、然申すべきにはあらざれば、奈字は、多を誤れるものか、又太歟、姑く多氣多理と訓つ、多氣とは、高くなるをいふ、五十八詔に、年毛高久成流多朕乎置豆と有、又奈字本のまゝにて、オトナナリと訓べきかとも思へど、おとなといふは古くは見あたらず、次に引る、三代實錄なるも、さは訓がたし、三代實錄四十四詔に、光孝天皇を御位に卽奉ることを、一品行式部卿親王波、諸親王中爾、貫首毛御坐、又前代爾、無ニ太子ニ時波爾如此老德乎立奉之例在、必以御齡母長給比、御心母正直久、慈厚愼深御坐天云々と見ゆ、前代爾云々は、此光仁天皇の御例をいへる也。○先帝は、大御祖父天智天皇也、功は、もろ／＼の御制を改めて、かの不改常典を立給へる御事也。○太子止定天、上の諸臣等議天は、此處へ係れり。○奏波は、いまだ皇太子を定め給はずして、事にはかになりぬる故に、止事えず、諸臣議りて、定め奉れるよしを、高野天皇に申せば也。○奏流麻爾麻爾宣給止布勅、下の麻の下にも、一本には爾字有、さて宣字は、定を誤れる也、定給布は、天皇の定め給ふよし也、そも／＼此事、實には天皇は既に崩坐て後に、定めつるなれども、そは極めてやむことを得ざる故にこそあれ、天津日嗣を、臣として定奉るべきに非るを以て、端の文にも、受レ遺といひ、こゝにもかくは宣れる也、されば勅久も、天皇の勅ふよし也、そのかみ猶かく、古の意を失は

〔禍津日神〕神代卷伊弉諾尊御祓除の條に、逐將レ盪二滌身之所汚一、云々、便濯二之中瀨一也、因以生神號曰二八十枉津日神一、とあり、古今記傳に、さて世間にあらゆる凶惡事邪曲事などはみな元は此禍津日神の御靈より起れるなりとあり。

〔苅田麻呂〕犬養の子也、押勝の亂に功あり、從四位に敍し姓大忌寸を賜はる、後ち鎭守將軍、諸國守、右衞士督、京大夫を歷任し、位從三位に至り、延曆五年薨す。

ざりしを、後世に至りては、臣下として、何の畏れもなげに、たやすく御位を定奉るは、いとも〳〵かしこき、まが事なりかし。〇すべて此高野天皇の御世のほどは、禍津日神の心の、いかにあらびにあらびたりけむ、たぐひなきまが事ども多く、殊に道鏡が事は、神代よりたぐひなく、いはむかたもなき大禍事にぞ有ける、かゝるいみしき亂はまことに三寶の驗、最勝王經梵天帝釋四大天王の、不可思議威神の力の守護にこそは有けめと、いとも〳〵ゆゝしく、あさましくなむ、さてかの道鏡が事は、天平寶字七年九月、以二道鏡法師一爲二少僧都一と見えてより、いやすゝみに進昇りし事、廿八詔廿六詔四十一詔に見えたるがごとし、かくて高野天皇崩坐て、葬奉りて、道鏡法師奉二梓宮一、便留二廬於陵下一とあるは、皇太子又臣のはからひにて、然爲しめ給へりしなるべし、さて其次の文に、天皇尤崇二佛道一、務恤二刑獄一、勝寶之際、政稱二儉約一、自二太師被一レ誅、道鏡擅レ權、輕興二力役一、務繕二伽藍一、公私彫喪、國用不レ足、政刑日峻、殺戮妄加、故後之言レ事者、頗稱二其冤一焉と見え、又皇太子令旨、如レ聞道鏡法師、竊挾二舐粳之心一、爲レ日久矣、陵土未レ乾、姦謀發覺、是則神祇所レ護、社稷攸レ祐、今顧二先聖厚恩一、不レ得二依レ法入一レ刑、故任二造下野國藥師寺一別當上發遣、宜レ知レ之、即日、遣二左大辨正四位下佐伯宿禰今毛人彈正尹從四位下藤原朝臣楓麻呂一、促令二上道一と見え、また流二道鏡弟弓削淨人、淨人男廣方廣田廣津於土左國一と見えたり、淨人は、是よりさきには、從二位大納言まで昇りたりき、抑此道鏡は、古今にたぐひもなき、おふけなき、惡き穢き奴にしあれば、極刑に行ひて、その屍を寸々に屠散しても、なほあきたるまじきに、高野天皇世に坐ましゝほどは、いさゝかも下より議らふことなく、天皇の御心に從ひ奉りて、崩坐て後に至りてすら、宥めて、かくいと輕く行ひ給へるは、ひとへに先天皇を重みし奉り給ひて、深く顧みおぼしめしたる大御心にて、かにもかくにも天皇の御しわざを、傍よりはかり奉ることなく、かしこみ從ひ奉り、崩坐ての後までも、猶かく有けるは、古の正しき道の、さすがにのこれる御しわざにて、いとも〳〵有がたく、たふとき御事なりかし、同月授二從四位上坂上大忌寸苅田麻呂正四位下一、以レ告二道鏡法師姧計一也、寶龜三年四月下野國言、造藥師寺別當道鏡死、道鏡、俗姓弓削連、河内人也、略涉二梵文一、以二禪行一聞、由レ是入二内道場一、列爲二禪師一、寶字五年、從レ幸二保良一時、侍二看病一、稍被二寵幸一、廢帝常以レ爲レ言、與二天皇一不二相中得一、天皇乃

〔布衣〕庶民を云ふ
〔晏駕〕崩御を云ふ
前漢書に、宮車晏駕とある韋昭注に凡初崩爲晏駕者臣子之心猶謂宮車當駕而晩出耳とあり。
〔山陵〕大和國生駒郡平城村高野陵也

還平城、別宮而居焉、寶字八年、太師惠美仲麻呂、謀反伏誅、以道鏡爲太政大臣禪師、居頃之、崇以法王、載以鑾輿、衣服飲食、一擬供御、政之巨細、莫不取決、其弟淨人、自布衣八年中、至從二位大納言、一門五位者、男女十人、時太宰主神習宜阿曾麻呂詐稱八幡神教、誑耀道鏡、々々信之、有覬覦神器之意、語在高野天皇紀、洎于宮車晏駕、猶以威福由己、竊懷僥倖、御葬禮畢、奉守山陵、以先帝所寵、不忍致法、因爲造下野國藥師寺別當、遞送之、死以庶人葬之、と見え、卅一の卷、藤原永手大臣の傳に、寶龜元年、高野天皇不悆時、道鏡因播籠恩、私勢振內外、自廢帝、黜宗室有重望者、多羅非辜、日嗣之位、遂且絕矣、道鏡自以寵愛隆渥、日夜僥倖非望、至宮車晏駕、定策遂安社稷者、大臣之力居多焉と見えたり。

續紀歷朝詔詞解五卷終

〔大極殿〕倭名抄に大極殿朝堂正殿名也とあり、拾芥抄に、八省院、天子臨朝卽位諸司告朔所、或號朝堂院、とあり、其稱もと秦漢に起りて、魏明帝の時に始めて大極殿の號あり、魏志梁書六典等に見えたるを、皇極天皇の御宇取りて大安殿の稱とせられし也。

第四十八詔

卅一の卷に、寶龜元年八月四日癸巳、高野天皇崩、群臣受遺、卽日立諱、爲皇太子、冬十月己丑朔、卽天皇位於大極殿、改元寶龜、詔曰とあり、光仁天皇の御位に卽給へるなりの詔也。

天皇我詔旨勅命乎親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食宣。掛母恐伎奈良宮御宇倭根子天皇去八月爾。此食國天下之業乎拙劣朕爾被賜而。仕奉止負賜授賜止伎勅天皇詔旨乎。頂爾受被賜恐美受被賜懼。進母不知爾。退不知爾。恐美坐久止勅命乎衆聞食宣。然此乃天日嗣高御座之業者。天坐神地坐祇乃相宇豆奈比奉。相扶奉事爾依志。此座者平安御坐天下者所知物爾在良之止奈母所念行須。又皇坐而天下治賜君者。賢臣能人乎得而志。天下乎波平安治物爾在良志止奈母聞看行須。故是以大命坐。勅久。朕雖拙弱。親王始而王臣等乃相穴奈比奉相扶奉牟事爾依而志。此之負賜授賜食國天下之政者。平安仕奉倍之止奈母所念

〔八月〕「ハツキ」の訓につき、奥儀抄は、葉落月の轉なりと云ひ、下學集日本歳事記等これに從ひ、語意には稻は八月皆穗を張る故、穗張月の略なるべしと云ひ、又古事記傳、古今要覽これに從ふ、又た類聚名物考は、此月雁始めて來る故、初來月の略なるべしと云へり。

行須。故是以衆淨明心正直言以而、食國政奏比。天下公民乎惠治(奈母)倍之止所念行止須勅天皇命衆聞食宣。辭別詔。今年八月五日。肥後國葦北郡人。日奉部廣主賣獻白龜。又同月十七日、同國益城郡人。山稻主獻白龜。此則並合大瑞、故天地貺大瑞者受被賜歡受被賜可貴物爾在。是以改神護景雲四年爲寶龜元年、又仕奉人等中爾。志何仕奉狀隨弖一二人等冠位上賜比治賜布。又大赦天下、又天下六位已下、有位人等給位一階、大神宮始弖諸社之禰宜等給位一階、又僧綱始弖諸寺師位僧尼等爾御物布施賜布。又高年人等養賜。又困乏人等惠賜布、又孝義有人等其事免賜又今年天下田租免賜久止宣天皇勅衆聞食宣。

天皇我詔旨、本ども詔旨二字を脫せり、今は一本に依る ○聞食、印本には食字なし、今は一本又一本に依れり、下なるも皆同じ ○奈良宮云々は、高野天皇を申給ふ也、○去六月爾云々、高野天皇は、此天皇を、皇太子に定給へるのみにて、御位を授給へる事は、前に見えざれども、既に皇太子と定おきて、崩坐ぬれば、御位を授給へるも同じ事なる故に、かく詔給ふなるべし ○被賜而、上の貺爾は、負賜へ係りて、受賜はりて仕奉れと負せ給ふ也、貺に賜ひてといふにはあらず、而字、印本に首に誤り、今は一本に依る ○授賜伎止勅、伎止勅の三字、こゝに叶はず衍也、削去べし、もしは伎字は、布の誤歟とも思へども、さても猶いかゞ也、此三字は、後にさかしらに加へたるものか、**はたもとより作者の失錯か、とまれかくまれ、除かでは言とゝのはず、一本には止字なし。○天皇詔旨は、即件の**

〔天社國社〕天神を祭れを社を天社と云ひ、國神を祭れる社を國社と云ふ崇神元年七年十一月天社國社を定められ、神地神戸を寄せ給へり。

〔國府〕この事詳かならず、或は飽託郡白坪村大字田崎の地を國府の所在地とも云ふ。

高野天皇の詔なり。○進母云々、第五詔に出。○勅命乎衆、本ども、勅命乎の三字を、宣勅二字に作、又印本、衆字を落せり、今は並に別本に依。○天坐神地坐祇乃、おほくの本に、乃字なし、今は一本に依れり、一本には、地坐の坐字を脱せり、さて高野天皇の御世のほどは、大かたのみだれ多かりしことは、さらにも申さず、さかりに佛法を尊み給ひて、大嘗に僧のまじりて、仕奉れりしなど、古今たぐひなく、まが事のきはみなりき、さてなり〳〵の詔にも上都方波三寶仁供奉、次仁天社國社乃神等毛乎爲夜備末都利、また三寶毛諸天毛、天地乃神毛多知など、ひたぶるに佛を上にたてゝ、先あげて、神をば、佛より次に下して詔給ひ、やゝもすれば三寶諸天諸聖など、うるさきことのみにて、かにかくに佛法を主として詔給へりしは、神國にかけてもあるべきことにあらず、みな佛書のみだり說に欺かれ給ひ、惑ひ給へる、まがことなりき、然るに今此天皇の、天つ日嗣しろしめしての此詔には、かのまが〳〵しき佛ざたをば、清くすてゝ、かくもはら天神國神を擧給へる、定まれる事とは申しながら、いと〳〵たふとく、常夜行せる天下の、立かへりて照明れることゝちして、かへす〳〵たふとし。○相扶奉、天坐神地坐祇には、第四詔第六詔十三詔などみな、相宇豆奈比奉福波倍奉事爾依而、とある例なれども、福波倍を加へて、相扶といへるも、廿三詔に例有、前後の語も、かの詔の例に同じ。○所知物、物字、一本に拗に誤れり、次なる治物爾の物字も同じ。○賢臣云牟事云、廿四詔六十一詔などにも見ゆ。○大命坐、此事、第三詔の處にいへり。○相穴奈比、第三詔に出。○相扶奉牟事爾依而、印本に事字を脱せり、一本には牟字なし、今は共に一本に依れり、此語、廿四詔六十一詔などにも見ゆ。○仕奉倍之止奈母、諸本に、倍之の二字を脱せり、今は廿四詔六十一詔の例に依て補。○奏比は、マヲサヒと訓べし、しを延て、さひといへる也、五十一詔にもかく有。○聞食宣、本に食字なし、今は一本に依れり、終なるも同じ。○肥後は、和名抄に比乃美知乃之利。○葦北は、同書に阿之木多。○日奉部廣主賣、部字、下文には公とあり、姓氏錄に、日奉連ありて、高魂命之後也、と見えたるとは、異姓か同じきかしらず。○益城は、和名抄に、萬志岐、國府と有。○山稻主、山は、山部氏なるべし、延曆四年の詔に、山部氏、天皇の御諱にふるゝに依て、山と改めら

〔山公〕孝元天皇の皇子彥太忍信命の後也。

〔山直〕天穗日命十七世の孫日古曾乃已呂命の後也。

〔山首〕火明命十一世の孫尾張屋主都久代命の後也。

〔一千束〕農夫の鎌を以て禾を刈揚ぐる時、掌の中の一握の三倍を一握と云ひ、十把を以て一束となす。

れしこと見ゆ、故こゝも、前の事ながら、遭てかくは記されたるなるべし、姓氏錄に、山公山直山首など有り、又山部宿禰も有しを、姓氏錄に宿禰なるは見えず、こゝは右の內いづれとも知がたし、さて此白龜の出たる事、二つ共に、八月の紀には見えず、此下に、同月丁酉、賜下獲二白龜一者、山稻主日本公廣主女、爵人十六級、絁十四、綿廿屯、布四十端、正稅一千束上と有。○並は、トモニと訓べし、又ミナと訓てよろしき處も有り、ナラビニと訓は、漢文よみ也。○合二大瑞一、白龜を大瑞とせらるゝ事、第五詔の處にいへり。○受被賜は、天地の現へるを、受て被レ賜と訓て也。○志何は、其之也、上にも出つ。○然隨止、止字は、爾を誤れるか、マニ〳〵といへる例也、シタガヒテと訓ても、意は同じけれど、猶古言の例に訓べき也。○大赦天下、第六詔に出たり。○僧綱、十三詔に出。○諸寺師位、廿四詔に出。○高年人より、其事免賜まで、皆十三詔に出。○田租、租字、本に稻に誤れり、今は一本に依る。

第四十九詔

同年十一月己未朔甲子、詔曰と有。

現神大八洲所知倭根子天皇詔旨止宣詔旨乎。親王王臣百官人等天下公民衆聞食宣。朕以幼弱身忝鴻業乃恐利畏進毛不知爾退毛不知爾所念波、貴久慶伎御命自獨夜能味受賜武止所念毛。奈法能麻爾追皇掛恐御春日宮皇子奉稱天皇、又兄弟姉妹諸王子等悉作親王乃冠位上給治給。又以井上內親王定皇后止宣天皇御命衆聞食宣。

以幼弱身、全く漢文ぶりのまゝに書る語也、幼弱も、拙弱拙劣などあると同じこと也、幼は、書紀に、不賢不敏

〔田原西陵〕大和國添上郡田原村に在り。

〔國忌例〕國忌とは皇考皇祖及び母后等の御忌日を云ふ當日は至急を要する事の外は廢務し所司を其定むる寺に遣して佛事を修しまた此日音樂を止めしむ、持統紀に出でしを初見とし、爾來蹟を除き親を加へて代々沿革あり、光仁天皇の御宇には天智、田原、紀氏、聖武、光明皇后の御忌日を以て國忌となす村上天皇以後は天皇の國忌は天智、光仁、桓武、文德、光孝、醍醐の六帝にのみ限れり。

などを、ヰサナシと訓る意也。○忝鴻業、これも全く漢文也、此處の語の例を考るに、卅四詔に、此天日嗣高御座之業乎、拙劣朕爾被賜而云々、四十八詔に、此食國天下之業乎、拙劣朕爾被賜而云々、などあるにあたれば、こゝも、アレツタナクヂヂナキニ、アマツヒツギタカミクラノワザヲウケタマハリテと訓べし、書紀に、鴻業鴻基鴻緒帝業大業など、みなアマツヒツギと訓り。○恐利畏は、カシコマリヂヂと訓べし、卅四詔に、受賜利恐美、受賜利懼、進母云々、卅五詔に、頂受給利、歡備貴美、懼知恐利など、猶多し。○所念波貴久慶伎、印本、貴久の二字を脱し、波字を伎に、慶字を度に誤れり、今はみな他本どもに依れり。○御命は、高野天皇の、御位を授給へる御命なり。○獨能味夜、夜は、夜波の意也。○法能麻爾繼嗣令に凡皇兄弟皇子皆爲親王云々。○御春日宮皇子、御は、オホマシ〳〵シと訓べし、天皇の大御父施基皇子也、世に坐ましゝほど、春日の地に住居坐けむ、御名をば諱て、尊みてかく申給ふ也、さてやがてこれを、追尊の號とし給へり、靈龜二年八月甲寅、二品志貴親王薨、天智天皇第七之皇子也、寶龜元年、追尊稱御春日宮天皇と有、御母は、道君伊羅都賣と、書紀に見ゆ、諸陵式に、田原西陵、春日宮御宇天皇と有、御陵に依て、田原天皇と申す也。○追皇は、タヽヘマツリテと訓べし、例卅五詔に在。○奉稱は、マヲシと訓べし、マヲシマツルといふは、古言に非ず、さて此時に、大御母命をも、追尊し奉り給ふべきに、漏給へるは、いかなるよしにか有けむ、此明年に至りて、十二月癸丑朔丁卯、勅、先妣紀氏、未追尊號、自今以後、宜奉稱皇太后、御墓者、稱山陵、其忌日者、亦入國忌例、設齋如式と有。○諸王子等は、此天皇の御子たちなり。○作親王、此詔の次に、從四位下諱に四品、酒人内親王に三品、從四位下衣縫女王難波女王坂合部女王能登女王彌努摩女王に並四品を授給ふとある、これ皆親王になし給へるよし也、いづれも是より後は、内親王とあり、右の内に、諱とあるは山部王桓武天皇なり、衣縫難波坂合部三王は、天皇の御姉妹也、酒人能登彌努摩三王は、皇女也、かくて此中に、酒人のみ、三品になし給ひ、こゝにも内親王と記されたるは、いかなるよしにか、もしくは此一柱のみ、井上内親王の御腹にやおはしましけむ。○井上内親主は、聖武天皇の皇女にて、御母は、讃岐守從

五位下縣犬養宿禰唐が女、夫人正三位廣刀自と申す、安積親王不破内親王などゝ、同御腹に坐き、此御名は、韋乃閇と訓べし、和名抄に、河内國志紀郡井於井乃倍、甲斐國山梨郡井上井乃倍とあり、神名帳に、大和國平群郡猪上神社も有、萬葉七に、春霞井上從直爾道者雖有云々、これらの内の地名に依れる、井上といふ姓有て、それに依れる御名也、そのかみ皇子皇女の御名は、皆御乳母の姓なれば也。

第五十詔

同二年春正月己未朔辛巳、立二他戸親王一、爲二皇太子一、詔曰とあり。

明神御八洲養德根子天皇詔旨勅命乎。親王諸王諸臣百官人等。天下公民衆聞食宜隨法爾皇后御子他戸親王立爲皇太子。故此狀悟且。百官人等仕奉詔天皇御命諸聞食止宣。故是以大赦天下罪人。又一二人等冠位上賜治賜。又官人等大御手物賜。高年窮乏孝義人等養給治賜止久勅天皇命乎衆聞食宣。

養德は倭なり、天平九年に、改二大倭國一、爲二大養德國一とありて、同十九年に、改二大養德國一、依レ舊爲二大倭國一と有、かゝれば天平のころ、しばらく此字を用ひられしこと有しによりて、後にもかゝる文には、なりなり書れたる也。○聞食宣、本に食字なし、今は一本に依、終なるも同じ。○皇后御子とは、皇后の御腹のよし也。○他戸親王、此御名、ヲサベと訓る宜し、他は譯語也、敏達天皇の都の譯語田宮をも、古事記には、他田宮と書り、和名抄、駿河

〔猪上神社〕平群郡信貴山に在る小社也、祭神猪甘首の祖かと云ふ。

〔皇后御子〕皇胤紹運錄には、母不レ詳井上皇后爲レ子と見えたり。

〔譯語田宮〕大和國城上郡太田村に在り、敏達紀四年の條に、是歲、命二卜者一、占二海部王家地、與二絲井王家地一、卜便襲吉、遂營二宮於譯語田一、是謂二幸玉宮一、とあり。

〔二月己酉〕二月二十二日也。

〔贈太政大臣〕天平寶字四年の贈官也

〔文室眞人大市〕天武天皇第二皇子長王の子淨三の弟也、天平神護元年參議、寶龜二年中納言を經て大納言となり、同十一年薨す。

〔石川朝臣豊成〕從二位石足の子也、天平寶字六年參議寶龜二年中納言となり、同三年薨す。

國有度郡の郷名にも、他田手佐多とあり、さて此御名の他戸は、御乳母の姓なるべし。〇立爲は、サダメタマフと訓べし、立爲と書るは、漢文ざまなり、第七詔に、藤原夫人乎皇后止定賜、廿三詔に、日嗣止定賜幣流皇太子、四十七詔に、太子止定天、五十四詔に、皇太子止定賜部流、六十詔に、皇太子止定賜布、などある如く、皇后も太子も、定賜といふぞ古なる。〇高年窮乏は、年の下乏の下、ともに人といふべきを、孝義人の人に兼て、略ける也、十三詔四十八詔などの例に依て、みな人と讀付べし、此詔などは、すべて漢文ざまの字面を思ひて、字を略けること多し。〇孝義人、これも十三詔四十八詔の例のごとく、有と讀付べし。〇治賜久止、久字、本どもに牟に誤れり、布にても有べし、今は、もろ／＼の詔どもの結の例によりて改めつ、一本には、止字を脱せり。

第五十一詔

同年二月己酉、左大臣正一位藤原朝臣永手薨、時年五十八、奈良朝贈太政大臣房前之第二子也、母曰正二位牟漏女王云々、神護二年、拜右大臣、授從一位、居一歳、轉左大臣云々、及薨天皇甚痛惜之、詔遣正三位中納言兼中務卿文室眞人大市、正三位員外中納言兼宮内卿右京大夫石川朝臣豊成、弔賻之、曰と有。

藤原左大臣爾詔大命乎宣大命坐詔久。大臣明日者參出來仕止待比賜間爾。休息安麻利參出末須事波無之天皇朝乎置而罷退止聞看而於母富佐久。於與豆禮加母多波許止乎加云。信爾有者。仕奉之大政官之政乎波誰任之加罷伊麻須。孰授加母罷

〔美麻之大臣〕藤原永手をさす。

伊麻須恨加母悲加母朕大臣誰爾加母我語比佐氣牟。孰爾加母我問比佐氣牟止悔彌惜彌痛彌酸彌大御泣哭之坐止詔大命乎宣、加悔加母惜加母自今日者大臣之奏之政者不聞看夜成牟。自明日者大臣之仕奉儀者不看行夜成牟。日月累往麻爾麻爾悲事之乃未彌可起加母。歲時積往麻爾麻爾佐夫之岐事之乃未彌可益加母。朕大臣春秋麗色波誰倶加母見行弄賜牟。山川淨所者孰倶加母見行阿加良閇賜牟止歎賜比憂賜比大坐坐止詔大命乎宣。美麻之大臣乃萬政總以無怠緩事無曲傾事久。王臣等乎母彼此別心無。普平奏比。公民之上乎母廣厚慈而奏事。此耳不在天皇朝乎暫之間母罷出而休息安母布事無食國之政乃平善可在狀。天下公民之息安麻流倍伎事乎旦夕夜日不云思議奏比仕奉者。歎美明美意太比之美多能母志美思保之川川大坐坐間爾。忽朕朝乎離而罷麻之奴禮婆。言牟須部母無為牟須部母不知爾。悔備賜比和備賜比大坐坐止詔大命乎宣。又事別詔久。仕奉志事廣美厚美。彌麻之大臣之家內子等乎母波布理不賜

失不賜慈賜牟波起賜牟波溫賜牟波人目賜牟波美麻之大臣乃罷道母宇之呂輕久。心母意太比爾念而。平久幸久罷止富良須倍之止詔大命乎宣。

明日者云々は、此大臣の病の間に、天皇のおぼしめしたるやう也、明日は病癒て、參出來むと、待給ひしよし也、待は、マタヒと訓べし、チを延てタヒといへり。○休息安麻利は、ヤスマリテと訓べし、病の治るをいふ、此言又第七詔に、夜半曉時止休息無、此下文に、休息安母事無などあるは、休息こと也、又下文に、公民之息安倍伎事乎とあるは、民を安からしむること也、又忠詞に、病を夜須美といふは、苦のうらをいへるか、はた事業を止て、休息居る意にもあるべし、さてこゝは、上文に、癸卯、左大臣暴病とある、癸卯は、今月十六日にて、此詔は、己酉廿二日、薨の日の事也。○天皇朝乎、一本に朝の下に、臣字あるは衍也。○罷退は、身罷也、次の文に、罷伊麻須ともあれば、これもマカリマシヌと訓べし。○於母富佐久は、所思久にて、天皇の也。○於與豆禮加云々、天智紀に、妖僞、天武紀に、妖言、萬葉三に、於餘頭禮可吾聞都流、狂言加我聞都流母、また逆言之狂言等可聞、高山之石穗乃上爾、君之臥有、また逆言之狂言登加聞、七に、狂言香逆言哉、十三に、狂言哉人之言釣、十七に、於餘豆禮能、多婆許登等可毛、十九に、狂言哉人之云都流、逆言乎人之告都流など有、これらも皆、人の死たるを聞て驚きて、よも實にはあらじと思ひて、いへる意也、さて件の萬葉なる逆言を、いづれもサカゴトと訓、狂言をばみな、枉言と作て、マガコトと訓るは、みな今本のひがこと也、十七の巻、又此詔などの、假字書の例をもて、其誤りを知べし、狂をタハと訓べきことは、書紀に狂心、此紀の詔どもに、くなたぶれ、萬葉廿に、多波和射とあるなど是也、これら頑狂狂態也、さてこゝは大臣の薨れりといふは、妖僞歟、狂言を人のいへるかと、おもほせるよし也。○信備之有者は、薨れりといふが、もし實ならば也。○任之加母、此任しは、寄せ讓る意也、一本に、之字を丑

〔天智記に云々〕同紀九年正月の條に復禁ニ斷誣妄妖僞（タハコトオヨヅレ）ニと見えたり。

〔天武紀に云々〕同紀四年十月の條に出づ。

〔於餘頭禮可云々〕石田王卒之時、丹生王作歌と題せる長歌也、逆言之狂言等可聞云々は右の反歌也。

〔萬葉三に云々〕七年(天平)乙亥、大伴坂上郎女、悲二嘆理願死去一作歌と題せる長歌也、問放流は、萬葉集古義に、問は言問すること、放流は見放(サク)るの放にて、物言やるといふに同じとあり。

〔持統紀に云々〕同紀元年七月の條に出づ。

と作り、されど次なる授加母にも、已字はなし、かゝるところ、弖といはざるも、例多し。〇龍伊麻須、伊麻須は、往こと也、但し言は、坐と一つにて、其を往ことにもいふは、中昔の言に、おはしますといふも、御坐にも行給ふにも、通はしいふと同じ、然るを往をいますといふは、いにますの略と心得るは、ひがこと也、もし然らば、おはしますといふをば、いかにとかせむ。〇語比佐氣牟云々、萬葉三に、問放流、視放兄弟無國爾、渡來座而、五に、石木可母、刀比佐氣斯良受、十九に、語左氣、見佐久流人眼、乏等、など有、放は、情を遣ると云、遣と同じくて、人と語らひて、思ひむすぼゝるゝ心を、放遣る也、問は言也、物いふを、古言に、ことゝふといへり。〇酸彌は、イタミと訓べきなれども、上に痛とあれば、これはカナシミと訓べし、身に觸る事の痛きよりうつりて、心にふるゝ事にも、痛しといふごとく、酸は、口にふるゝ味の、酸きよりうつりて、心にふるゝ事のかなしきをもいふ字也、持統紀に、云々詔詞酸刻、不レ可二具陳一とある訓は、いかゞ也、イタクカナシなど訓べし。〇大御泣哭之坐、泣字、諸本に坐に誤れるを、今は五十八詔に、大御泣哭川大坐須事とある例に依て改つ。〇宣加、加字は、後にさかしらに加へたるか、或は次の惜加母の加のまがひて、こゝにも入たるか、いづれにまれひがこと也、削り去べし、其故は、宣云々とては、是より下の語も、宣告人のみづからの言となる也、もし又宣字を、ノリタマフと訓て、大命の内の詞とするときは、上の詔とあると重なりて、語とゝのはず、されば必、ノルと讀切るべき處なれば也、下にも、大坐坐止詔大命乎宣、とあると同じ例也。〇惜加母、本に母字を落せり、今は一本に依。〇惜は、アタラシと訓べし。〇自今日云々、自明日云々、今日と明日とは、たゞ言をかへて、對にいへるのみにて、これ古文古歌のつね也。〇儀は、スガタと訓べし、雄略紀に、容儀形容、萬葉に、光儀、容儀、儀など有、又ヨソヒとも訓べし。〇成牟、こゝの二の成牟は、見ずなりぬ、知らずなりぬなど、つねにいふ那理にて、つひに然て止むをいふ辭也。〇哉時は、字のまゝに訓べし、としときとつらねいふ言は、聞つかねども、こゝは上の日月の對言なれば、さもいひつべし。〇佐夫之岐は、萬葉に、不樂不怜など書り、又三の卷に、吾者左夫思惠、また佐夫之家牟可聞など有、さ

（萬葉一の端詞）同巻に、天皇（天智）詔ニ內大臣藤原朝臣ー競ニ憐春山萬花之艶秋山千葉之彩ー時額田王以レ歌判レ之歌とあり。

（用明紀に云々）同紀元年の條に出づ

（推古紀に云々）同紀元年の條に夏四月庚午朔己卯立ニ厩戸豐聰耳皇子ー爲ニ皇太子ー仍錄攝政、以ニ萬機ー悉委焉とあり。

（應神天皇の御歌）天皇近江國行幸の折詠じ給へる御歌也。

びしといふは、後の言也。○春秋麗色は、花と紅葉と也、萬葉一の端詞に、春山萬花之艶、秋山千葉之彩、などあるがごとし。○山川淨所は、山と川と也、山の川にはあらず、上の春秋の對也、萬葉一に、山川之清河內跡、御心乎吉野乃國之、六に、山川乎清々、七に、みな人の戀るみよし野けふ見れば、うべもこひけり山川清見、など猶多し、みな山と川と也、山なも清しといふ。○阿加良閇は、明らめ也。すべて阿加と明とは通ひて、同じことぞ、萬葉三に、御心乎見爲明米之活道山、十七に、加久之許曾、美母安吉良米米、十九に、見明良米情也良牟等、布勢乃海尓、また秋時花種々有等、色別爾見之明良牟流、今日之貴左、あきらむるは、物を見て心をはらす也。○大坐々止、

本に坐字一つ無し、今は一本に依れり、下なるもみな、大坐々とあれば也。○美麻之は、汝也、上にも出たり。

○總は、フサネと訓べし、用明紀に、摠ニ攝萬機ー、推古紀に、錄攝政、○曲傾は、怠緩の對なれば、マゲカタブクルと訓べし、不傾は、嚴矛の中執持て、本末傾けずといへる如く、直く平にする意也。○普平は、偏頗ることなく、平等にまつりごつ也。○奏比、凡て政を執行ふな、奏すといふは、其事を天皇に奏して、執行ふ故也。○廣厚、厚字、本に原に誤、今は一本に依。○奏事、奏字は、仕奉なりしを、仕を脫し、奉を誤れるにもあらむか、さてこの事は、ことよと、歎息たる辭にて、物語書などに、例多くあること也、尋常の輕く用ひたることゝは、いさゝか異也、故に事にて語絕る也、次の言へはつゞかず。○此耳不在は、然のみならずの意也。○暫之間母、暫は、シマラクと訓べし、五十八詔にも、暫乃間毛と有、萬葉十四に、思麻良久波、十五に、思末志久母、十八に、之麻志など有、間字、一本に門に誤れり。○平善は、ヨクと訓べし。○歎美、第一詔に出。○明美は、アキラケミと訓つ、又アカラケミとも訓べし、古事記應神天皇の御歌に、波陀阿可良氣美と有、かれは埴土の色の赤きにて、事は異なれども、言は通はしいふべし、廿四詔に、以ニ忠赤之誠ー、六十一詔に、以ニ忠明之誠ーとある意也。○意太比之美は穩しみ也、他詔に、於多比備とあるに同じ言也、印本に、意の上に、多字あるは、美の下なるが、錯れて入れる也、又太字を大に誤れり、みな今は一本に依。○多能母志美、印本に、多字なきは、上の意の上に亂入れる也、今は一本に依。○思保之川々、川々、本どもにツヽと作り、今は例に依て改む。○謂禮婆麻之奴、印本には、

〔阿保親王云々〕親王は平城天皇の第一皇子にて、三品彈正尹に御坐せり、爰は仁明天皇承和九年十月薨ぜられし時、一品を贈られし詔也。

〔萬葉十九に云々〕向レ京路上依レ興預作、侍レ宴應レ詔歌とある大伴家持の長歌也、

〔續後記十二の詔〕右に在る阿保親王贈位の詔也、

〔齊明紀御歌〕同紀四年の條に、冬十月庚戌朔甲子、幸二紀温湯一、天皇憶二皇孫建王一、愴爾悲泣、乃口號曰、云々とある御歌也。

罷止富良之母禮波女、一本には、罷止母富良之禮波女、一本には、罷止富良之奴留禮婆・一本には、罷止富良之奴禮婆、と作り、皆誤也、止富良之といふこと、此處には由なし、こは思ふに、はじめに、麻之を良之と誤れるに就て、又後の人、下文に罷止富良須倍之といふことあるを思ひて、さかしらに止富二字をば加へたるなるべく、又母は奴を誤り、波女は婆を誤り、留は衍也、故今は、五十八詔に、朕乎置止、罷富之奴止聞食母天奈云々、また續後紀十二、阿保親王薨まして、位を贈給ふ詔に、朕我朝廷乎置天、罷坐奴止聞食天奈毛、驚賜比悔賜比都都大坐などあると、かの誤れる本どもの中に、奴禮婆とも有とに依て、改めつ。○言牟須部母無云々、一本に、部字を牟に誤れり、萬葉に、將言爲便將爲爲便不知爾といへること多し、又無爲便とも多くあり、又欽明紀に、不知所圖、皇極紀に、不知所爲。○廣美厚美は、仕奉し勤功の、大きなるよし也。○家内は家門也。○波布理不賜は、はふらかし給はぬ也、はふるは、流離ること也、あふると同言にて、水の溢るゝも同じ、萬葉十九に、食國之四方之人乎母、安夫佐波受、愍賜者とある、夫字を、今本に天に誤れり、源氏物語玉鬘卷に、落しあぶさず、とりしたゝめ給ふ。○温は、から書に温レ故而知レ新といへる字也。○人目は、省字の誤れるなるべし、敢ヘリミと訓つ。○罷道は、死て往道也、萬葉二に、さゝなみのしがつのこらが、罷道之、川瀨道を見れば不怜も、川瀨道は、葬り送りし道也○宇之呂輕久、後は、俗にいふ跡也、輕久は、思ひおく事なくして、心の安き也、五十八詔に、宇志呂毛輕久、安久通止良世、又かの續後紀十二の詔にも、罷坐留道間波、平久幸久、宇志呂毛輕久、罷坐止詔不と有、これらに依れば、こゝも呂の下に、母字落たるかとも思へど、上に罷道母といへれば、こゝは母とはいはざるなるべし、さて齊明紀御歌に、于之廬母俱例尼、飫岐底舸庚舸武とあるは、輕くの反にて、跡に思ふことの有て、心ひかれて安からざる也、俱例尼は闇にゝて、心のくるゝよし也。○平久幸久は、俗語に隨分無事にてといふことにて、よのつねの旅行に送給ふ如く詔給へる也。○罷止富良須倍之止、とほらすは、とほるを延たる言、とほるとは、往べき處まで行達るを云。○此詔、漢文めきたること雜らず、すべての文、殊に古ざまに

〔太政大臣云々〕凡そ贈官は大寶元年正月大納言正廣參大伴宿禰御行薨ぜし時、正廣貳右大臣を贈りしに起り、養老四年十月右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣に對する贈官となすに至れり。

して、いと〳〵めでたきは、古き此狀の詔詞の有しに依て、書るにやあらむ、もしくは不比等大臣などの、薨給ひしなりの詔詞などの、遺りて有しに依れる歟、もし然らずして、新に作れる文ならば、此作者は、やまと魂つよく、古言古意を、うまく得たる人にぞありけむかし。

第五十二詔

上件の詔につゞきて、石川朝臣豐成宣曰とあり、此卿も、此御使にゆきむかへる人にて、上に見えたり。

大命坐詔久。美麻志大臣乃仕奉來狀波不今耳。掛母畏近江大津宮御宇天皇御世爾八。大臣之曾祖藤原朝臣內大臣明淨心以。天皇朝乎助奉仕奉伎。藤原宮御宇天皇御世爾八。祖父太政大臣又明淨心以天皇朝乎助奉仕奉岐。今大臣者鈍朕乎扶奉仕奉都。麻之賢臣等乃累世而仕奉麻佐部流事乎奈母加多自氣奈美伊蘇志美思坐須。故是以。祖等乃仕奉之次仁母有。又朕[大]臣乃仕奉狀母勞美重美。太政大臣之位爾上賜比授賜時爾。固辭申而不受賜成爾岐。然後母將賜止思富之坐之奈何良。太政大臣之位爾上賜比治賜止久詔大命乎宣。

大命、印本に、本の一字に誤り、一本には、大を本に誤れり、今は又の一本に依る。○仕奉來、來字、本に事に誤る、

〔内大臣云々〕天智紀八年十月の條に庚申、天皇遣東宮太皇弟於藤原内大臣家、授大織冠與大臣位、仍賜姓爲藤原氏、自此以後、通曰藤原内大臣、とあり、當時の内大臣は其位左右大臣の上に在り、後ちの内大臣とは其位置異れり

〔坐巫蠱〕久しき以前より八人の坐覡を語ひて魘魅のことを行ひ、天皇を失ひ奉らむとして蟲物を井に入れ給ひしなりと云ふ

今は餘諸本に依。○不今耳は、今大臣一世のみならずの意也、今字、本に令に誤、今は一本に依。○曾祖、和名抄に、曾祖父和名於保於保知。○内大臣は、鎌足公也。○助奉仕奉伎、本に、仕奉二字を脱せり、今は一本に依。○太政大臣は、不比等公也。○藤原宮云々は、持統天皇文武天皇也。○鉾は、チヂナキと訓べし、卅四詔に、拙劣朕衛、四十八詔に、拙劣朕衛など、其外にも多かる例によりて也。○賢臣等乃云々は、鎌足公より永手公まで、世々を累ねて也。○麻佐部流は、坐るを延たる也、サヘはセと切まる也。○祖等は、鎌足公より世々也。○仕奉之次仁母有とは、鎌足公より世々、忠誠に仕奉來つるよし也、又思ふにこは、太政大臣に任することにも有べし、さるは鎌足公は、太政大臣にあらざれども、不比等公房前公ともに、贈太政大臣也、これら贈官にはあれども、上にも祖父太政大臣とあるごとく、太政大臣に任ぜられたる例にとりて、詔給ふにも有べし。○朕大臣、諸本に大字なきは、脱たるなるべし、上にみな大臣とのみ有て、たゞ臣といへる所はなし、故今補へり。○勞美重美、此言第二詔に出、本どもに、下なる美字を落せり、今は一本に依。○太政大臣之位衛云々は、何れの年の事にか有けむ、紀には見えず。○授賜時衛、一本に衛字なし。○成岐衛は、上にもいへるごとく、終にさて已ないふ辭也、一本岐字を脱せり。○後母は、在世には受給はずなりにしかども、薨給ひて後にだにもの意なり。○思富之坐良奈何は、思食すまゝになり。○大命乎、大字、一本に本に誤。

第五十三詔

卅二の卷に、同三年三月癸未、皇后井上内親王、坐巫蠱廢、詔曰とあり。

天皇御命良麻止宣御命乎。百官人等天下百姓衆聞食止倍宣。今裳咋足嶋謀反事

自首之申世利。勘問爾申事波度年經月爾計利。法勘流爾足嶋毛罪在倍之。然度年經月乎毛。臣良奈何自首之申乎良久勸賜比。冠位上賜比治賜止波久宣天皇御命乎衆聞食止倍宣。辭別宣久。謀反事爾預氐隱而申佐奴奴等粟田廣上安都堅石女波隨法斬乃罪爾行賜倍之。然思保須大御心坐爾依而。免賜比奈太毎賜比氐。遠流罪爾治賜止波久宣天皇御命乎衆聞食止倍宣。

〔孝德紀に云々〕同紀大化元年九月の條に、戊辰、古人皇子・與㆓蘇我田口臣川堀、物部朴井連椎子、吉備笠臣垂、倭漢文直麻呂、朴市秦造田來津㆒謀反、丁丑、吉備笠臣垂、自㆓首於中大兄㆒曰、吉野古人皇子、與㆓蘇我田口臣川堀等㆒謀反、臣預㆓其徒㆒、中大兄卽使㆘菟田朴室古、高麗宮知、將㆓兵若干㆒、討㆗古人大市皇子等㆖とあり。

裳咋足島は、考へなし、卅六の卷に、尾張國中島郡人、裳咋臣船主言、己等與㆓伊賀國敢朝臣㆒同祖也云々、この同氏なるべし、敢朝臣は、大彥命の後也。○謀反事、こは皇后の謀反にて、かの巫蠱の事是なり、五十四詔に、此皇后を謀反大逆人とあり、かゝれば、こゝの文は、足島謀反とつゞけては讀べからず、皇后の謀反事、今足島自首といふ意なり、謀反の主は皇后にて、足島は、其に預かれるなれば也、自といへるは、此謀反事に預れるよし、己が事をみづから顯はせる也、そもそも此詔、端の文には、皇后云々詔曰、としるしながら、その皇后の御事の見えざるはいかゞ、もしは皇后を廢給ふよしの詔は、此前に今一つ別に有しが、紀に漏たるにやあらむ、さて皇后の謀反して、御夫尊に坐天皇をしも、蠱奉給ひしは、いかなるよしなりけむ、おぼつかなし、思ふに此皇后は、聖武天皇の姬御子にましませば、高野天皇の例のごと、又御みづから御位に昇坐まほしく思召ける御心などにやおはしましけむ。○自首、首は、アラハシと訓り、孝德紀に、古人皇子云々、謀反、吉備笠臣垂自首と有り、みづからの罪、又人の罪にても、顯はし申すを、首といふ也。○勘問は、足島に、猶くはしく勘問也。○申事は、足島が申す皇后謀反の事也。○法は、律也。○足島毛、毛といふは、謀反の主は皇后なれば、それに預かれる足島もの意也。○

罪在之倍は、刑有べし也。〇度年經月弖毛は、久しく匿し居て、今遲く首はせるは、いかゞなれどもの意にて、弖毛とはいへる也。〇臣良奈何は、臣たるまゝに也、すべて臣たる者は、もとより君には忠誠なるべき物なる、其あるべき職のまゝに也。〇勸賜比、勸字、一本に勤と作るはいかゞ、又歡の誤ならむかとも思へど、もし然らば、歡賜弖比と、弖字有べきに其字なければ、猶スヽメなるべし、賞て進め給ふ也。〇冠位上云々、下に、授従七位上裳咋臣足島外従五位下と有、これにても、謀反は皇后の御事なるを知べし、もしたゞ自の謀反を顯はしたるのみならむには、刑を輕めらるゝことはあらめども、いかでか賞給ふことはあらむ。〇治賜波久、久字、一本に之に誤、今は一本に依〇粟田廣上、廣上、印本には廱士とあり、一本には廣士と有、今は又の一本に依れり、こはいづれが正しからむ、知べきにあらざれども、廱士廣士などいふ名は、聞つかぬこゝちすれば也、さて此名、萬葉八に、角朝臣廣辨といふある例に依てヒロベと訓べし、辨は上の假字書也。〇安都堅石女、石字、印本には左とあり、一本又類聚國史には右とあり、今は又の一本に依れり、安都は姓也、姓氏錄に、阿刀宿禰阿刀連などあり、此紀此卷に安都宿禰眞足、萬葉四に、安都宿禰年足などいふ人見ゆ、さて此名は、雄略紀に、堅磐此云柯陀之波とあるに依て、カタシハメと訓べし、人名の例は、此紀十六に、粟田朝臣堅石あり、こは男也、女には同卷に、箭集宿禰堅石といふ見ゆ。〇斬は、コロスツミと訓べけれども、こゝは乃字あれば、音讀也、律に、死罪に斬と絞と二有て、斬は重し、賊盜律に、凡謀反及大逆者皆斬とあり。〇遠流も、こゝは上の斬に準へて、音に讀べし。

第五十四詔

同年五月丁未、廢皇太子他戸王為庶人、詔曰とあり。

天皇御命良麻止宣御命乎。百官人等天下百姓衆聞食倍止宣。今皇太子止定賜部流

〔角朝臣廣辨〕武内宿禰の子紀角宿禰角の裔小鹿火宿禰角國に居て角臣の姓を賜はれること雄略紀に見え、角臣に朝臣姓を賜はれること天武紀に見ゆ、廣辨は其裔なるも傳詳かならず

〔阿刀宿禰〕石上朝臣と同祖にて、神饒速日命の後也。阿刀連も同じ。

〔安都宿禰眞足〕續紀寶龜二年の條に外從五位下を授けられしこと見え、同三年の條に大學助に任ぜられしこと見ゆ。

〔安都宿禰年足〕傳詳かならず、契沖は、眞足が父などにやと云へり。

〔雄略紀云々〕同紀七年の條に出づ。

他戸王。其母井上内親王乃魘魅大逆之事。一二遍能味仁不在。遍麻年久發覺奴。其高御座天之日嗣座波非吾一人之私座止奈母所思行須。故是以。天之日嗣止定賜比儲賜部流皇太子位仁謀反大逆人之子乎治賜部例婆。卿等百官人等天下百姓能念久良麻久母恥志賀多自氣奈志。加以後世乃平久安長久全久可在伎政仁不在止。神奈賀良母所念行須仁依而奈母。他戸王乎皇太子之位停賜比却賜布止宣天皇御命乎衆聞食倍止宣。

〔律〕文武天皇四年刑部親王、藤原不比等等に勅して令と共に撰せしめ大寶元年成れるを大寶律と云ひ六卷あり、次て養老二年更に不比等の諸人に勅して前律を刊修せしむ、これを養老律と云ひて十卷十二編あり、後世傳はるはこの新律也。

今は、俗に當時といふ意也。○他戸王、親王といはずして、王といへるも、貶してなり。○魘魅、厭魘魘同じこと也、四十三詔に出たり、こゝは大逆と書つゞけたれば、音にエムミと讀べし。○大逆は、律に、八虐、一曰謀反云々、二曰謀大逆と有て、本注に、謂レ謀レ毀二山陵及宮闕一と見ゆ、今此皇后の罪は、これに准へて、大逆とはいへるにや、四曰惡逆と有て、本注に、謂下毆二及謀一殺祖父母父母一、殺中伯叔父姑兄姉外祖父母夫夫之父母上とあれば、御夫尊を殺奉らむと謀給ひし罪は、惡逆なるべし、但し夫を殺とあるは、既に殺したるをいふなれば、惡逆にもあたりがたからむか、猶よく尋ぬべし、又魘魅は、第五の不道の中にいれり、四十三詔の處に引るがごとし。○遍麻年久、年字、諸本に牟に誤れるを、今改めつ、まねくの事、第三詔にいへり、さてこは魘魅大逆の事の、今までに幾度も有しよし也、まねく發覺るといふにはあらず、發覺は、此度始めてあらはれたる也、まねくしてといふ意に見るべし。○其は漢文言にて、夫と書意也、ソレと訓べし。○天之日嗣、こは古くはみな天津日嗣といひて、この紀の詔ど

〔伊勢齋宮〕天皇歷代ごとに伊勢大神宮に差遣して奉侍の任に當らしむる皇女又は女王を申す、崇神天皇六年皇女豐鍬入姬命をして天照大神を倭笠縫邑に祭らしめ給ひしを初めとし井上内親王は第十六代に當る。

〔壹志濃王〕施基皇子の御孫、湯原親王の御子也、延暦六年參議、十三年中納言、十七年大納言となり、二十四年薨す。

〔皇后陵〕宇智郡阪合部村に在り。

もにも、上なるは皆然有を、此詔に至て、かく天之とあるは、奈良の末つかたよりは、然もいへりしなるべし、萬葉にも家持卿の歌には、安麻能日嗣とのみよめり。○故是以云々、此處の凡ての文の意は、天皇の御位を繼給ふべき皇太子の位は神代より天之日嗣と名づけて、定め儲給へる位にて、吾一人の私の位にはあらず、然るに今謀反大逆の人の生る子を、其位に定めて在、故是以卿等云々の意也、定賜此儲賜流部は、神代より皇太子の位のことを、ひろくいふ也、他戸親王のことの如く聞ゆれとも、然にはあらず、他戸親王のことゝしては次の語にかなはず。○念良麻久母、麻久は、年を延たる辭にて、將患有も也。○賀多白氣奈志、此言第四詔に出づ。○後世乃云々に、謀反大逆の人の子を、皇太子として、位を嗣しめむことは、後の世までの例として、平く安く長く行ふべき政にあらずと也、平久の久字、本に之に誤、今は一本に依、安の下にも、細書の久字有しが、脱たる歟。○井上内親王他戸親王の御事、此内親王、初神龜四年に、伊勢齋宮となり給ひ、天平十九年正月、无位より二品になり給へり、さて皇后に立給ひ廢られ給ひしこと、四十九詔五十三詔此詔のごとし、同寶龜四年十月辛酉、初井上内親王、坐巫蠱廢、復厭魅難波内親王、是日、詔幽内親王及他戸王、于大和國宇智郡沒官之宅、同六年四月己丑、井上内親王他戸王並卒、同八年十二月、改葬井上内親王、其墳稱御墓、置守冢一烟、同九年正月、遣從四位下壹志濃王、石川朝臣垣守等、改葬故二品井上内親王、これは去年の改葬の紛れて、重ないたるなるべし、類聚國史に、延暦十九年七月に、詔して、故廢皇后井上内親王、追復稱皇后、其墓稱山陵、以大和國宇智郡戸一烟、奉守皇后陵、遣散位從五位下葛井王等、以復位事、告于皇后陵、また、同廿二年、榎本奈氐麻呂、授從五位上、弟豐人豐成從五位下、並賜姓宿禰、奈氐麻呂父、故右兵衞佐老、天宗高紹天皇之舊臣也、初庶人居東宮、暴虐尤甚、與帝不穆、遇之无禮、老竭心奉帝、陰有補翼之志、庶人及母廢后、聞老篤帝所、甚怒嘆之、切責者數矣、及后有巫蠱之事、老按驗其獄、多發姦狀、以此母子共廢、社稷以寧、帝追思其情、故有此授と見えたり、庶人とは他戸親王をいへり、帝は、山部親王にて桓武天皇の御事也。

〔爲皇太子〕當時藤原百川、山部親王立太子のことに力を盡し、參議濱成の議を排して光仁帝に勸め奉れる事、水鏡に詳しく見えたり。

〔遣唐使〕佛教傳授其他文政の改革等に資すべき制度文物輸入の爲め唐に遣はす使也、孝德天皇白雉四年始めてこの事あり、仁明天皇承和元年派遣以後廢絕す。

第五十五詔

同四年正月丁丑朔戊寅、立中務卿四品諱、爲皇太子、詔曰とあり。

明神大八洲所知須和根子天皇詔旨勅命乎。親王諸王諸臣百官人等。天下公民衆聞食止宣。隨法爾可有伎政止志弖。山部親王立而皇太子止定賜布。故此之狀悟天百官人等仕奉禮止詔天皇勅命乎衆聞食宣。〔漢文〕又一二人等仁冠位上賜。高年窮乏孝義人等養給久止勅天皇命乎衆聞食宣。

山部親王は、桓武天皇也。〇此之狀は、カクノサマと訓べし、第一詔に、如此之狀乎聞食悟而、廿七詔に、加久能狀聞食悟止、四十四詔に、如是狀悟天、などある例也、こゝは上に如字有しが、落たるかとも思へど、六十詔にも、如字なくてあり。〇漢文としるしたるところは、大赦天下、但謀殺故殺、私鑄錢強竊二盜、及常赦所不免者、並不在赦限と有。〇高年云々等、みな既に上に出。〇養給久、久止二字、諸本に牟一字に誤、今は例に依て改。〇聞食宣、諸本に食字なし、今は一本に依、上にも二處みな此字あれば也。

第五十六詔

卌四の卷に、同七年夏四月壬申、御前殿、賜遣唐使節刀、詔曰とあり、此遣唐使は、去年寶龜六年六月、以正四位

下佐伯宿禰今毛人、爲遣唐大使、正五位上大伴宿禰益立、從五位下藤原朝臣鷹取、爲副、判官錄事各四人、造使船四艘於安藝國、と見えたるこれなり。

天皇我大命良麻等。遣唐國使人爾詔大命乎聞食止宣。今詔。佐伯今毛人宿禰、大伴宿禰益立二人。今汝等二人乎遣唐國者。今始弖遣物波不在。本與利「自」朝使其國爾遣之。其國與利進渡祁里。依此弖使次止遣物會。悟此意弖。其人等乃和美安美應爲久相言部。驚呂岐之事行奈世會。亦所遣使人判官已下死罪已下有犯者。順罪弖行止之節刀給久止詔大命乎聞食止宣。

聞食止宣、これに衆といはざるは、これはたゞ遣唐使に宣る詔なるが故なり、さて續後紀五に載せられたる、遣唐使に節刀を賜ふ詔に、此宣の下に、大使共稱唯とあり、凡ていづれの詔にても、聞食止宣といふ處毎に、其なうけ給はる人、稱唯す例也。○今詔、こは次の二人より返りて讀べきが如くなれども、かの續後紀の詔に、今詔久波とあれば、まづ讀べき也。○佐伯今毛人宿禰、印本に、人字を脱せり、今補、一本には、佐伯宿禰今毛人と作るは、次の益立の例に、さかしらに改めたるなるべし、中々にひがこと也、益立は五位なる故に、尸を名の上にいへり、此今毛人は四位なれば、尸を名の下にいへるものなり、かの續後紀の詔は、もはらこゝの詔によりて作れりと見ゆるに、かれにも、藤原常嗣朝臣、小野朝臣篁と有、これも四位と五位との差なるなや、さて今毛人は、右衞士督

〔節刀を賜ふ詔〕承和三年四月の詔也

〔かれにも云々〕右の承和三年の詔に今詔久波、藤原常嗣朝臣小野朝臣篁今汝等二人乎遣唐國者云々とあり。

〔藤原常嗣朝臣〕中納言葛野麻呂の子也、天長八年參議となり、承和元年遣唐大使に任じ正四位下に叙せらる

〔小野朝臣篁〕參議岑守の子也、副使拜任渡唐の途次常嗣と爭ひ、病と稱し乘船せず、承和五年依て隱岐に流さる、此地中條村字都萬目の「アゴナシ地藏尊」は彼の作と傳へらる。七年召還、十四年參議となり後從三位に至る、仁壽二年薨ず。

〔伴宿禰益立〕伴は大伴に同じ、淳和天皇の御諱を大伴と申せしより、いみて大字を除きし也。

〔續後紀十九云々〕嘉承二年四月の詔なり。

〔また國乃王云々〕嘉承二年五月渤海國使叙位の詔也。

〔三代實錄廿一〕貞觀十四年五月渤海國使に位階を授くるの詔也。

從五位下人足の子也、天平勝寶元年に、從五位下に敍し、其後官は、攝津大夫肥前守左大辨などを經たり、此度の遣唐使は、病に依て、え罷らで止ぬ、其後太宰大貳皇后宮大夫民部卿參議太宰帥になり、位は正三位にて、延暦九年十月薨らる、年七十二。○大伴宿禰益立は、誰子ともしられず、天平寶字四年、從五位下に敍し、其後官は、兵部大輔式部大輔肥後守太宰少貳などを經たり、此度の遣唐副使は、十二月に停られて、他人にかへらる、同九年、寶龜右兵衛督征東副使陸奧守になり、從四位下に至る、云々に依て、從四位下を奪らる、天應元年の事也、かくて續後紀に、承和四年五月、贈正五位上伴宿禰益立、本位從四位下、益立云々、遣讒奪爵、其男越後大掾野繼、上書寃訴、久矣、逢明得雪父恥と見ゆ、さて此名は、いかに訓べきにか、益はイヤ歟しられども、姑くマシタチと訓つ、後世の名の例にては、マスタツと訓べけれど、古の例はおほく、足成守行持などのごとし、さて益字、印本に盖に誤れり。○今始而云々、此事をわきてかく詔給ふは、いかなるよしにか、もしくは、彼國に御使を遣はすことは、あぢきなく、然らでも有べき事なる故に、こは古よりあり來し事なるによりて、遣すものぞと、ことわり給ふにやあらむ、これらの語もすべて舊き遣唐使の時の詔の例によれることなるべし。○本與利は、舊くより也。○朝使は、皇朝の御使也、諸本に此上に、自字あるは、衍なるべし、かの續後紀の詔にはなし、除去べし。○其國與利、與利毛と有べき語のはこびなるに、毛といはざるは、彼國王より使を奉る方を、主と強くいふなるべし。○進渡は、麻陀志和多志と訓べし、使を奉るをいふ、續後紀十九に、渤海國王の使に詔給ふ詔に、彼國乃王、一紀乎爲期天、朝拜乃使進度志、然乎云々、また國乃王、差王文矩等進度之、天皇我朝廷乎拜奉留事乎云々、三代實錄廿一に、同國の使に詔給ふ詔に、國乃王、楊成規等乎差天、進度志天云々、同廿一に、同國の使に賜ふ、太政官の宣に、云々彼國王、此制爾違天、使乎奉出世利などあり、すべてまだしといふ言は、尊所へ使を奉り、或は物を進獻るをいふ也、書紀に、奉遣を、マダスとも、タテマダスとも訓り、奉遣使とも有。○使次止は、使の次としての意也、次は、古より遣し來つる次

〔續後紀詔〕前々頁承和三年の詔也。

〔大使副使云々〕もと大使副使は各一人又は二人あり、押使その上にありき、文武天皇の時には大使副使各一人、判官錄事あり聖武天皇に及びて判官錄事各四人と定む、其後副使は二人三の人時ありしが、大使は常に一人たり。

〔旄牛〕長き毛ある牛也。

第也、止字、諸本に爾と作るは、誤也、今はかの續後紀五の詔一本に、止とあるに依て改めつ。○其人等は、唐國の人ども也。○和美安美應レ爲久云々は、外國の通好なれば、かの國王をはじめて、臣下どもまでも、和順に平穩に思ひて、受賜はるべきさまに、何事も言語らへと也、本に爲字を脱せり、今は一本又續後紀詔に依る。○驚呂岐は、人の驚くべきさまなるをいふ、一本に此上に、今一ッ驚呂の二字有り、物語書どもにも、おどろ〱しといへる多ければ、さも有べくおぼゆれど、諸本又かの續後紀詔ともに、さはあらざれば、本のまゝに從ひつ。○事行は、十六詔に、人乃見可レ咎事和射奈世賀とあるに依て、コトワザと訓べし。○判官は、和名抄に、萬豆利古止比止と有り、凡て遣唐使に、大使副使判官主典あり、判官已下といふは、副使はあづからざる也、貞觀儀式、賜二將軍節刀一儀の宣命の細注に、副將軍有レ犯二死刑一禁レ身奏レ之、不レ在二殺限一とあるがごとし。○死罪已下は、コロスツミチハジメテと訓べし、死罪よりして、輕き罪に至るまで也。○行は、刑罰を也、判官をはじめ、すべて下々の人どもまでも、罪を犯す者あらば、大使副使これをことわりて、刑へとなり、遣唐使に節刀を授けらるゝことは、これがためのしるし也、貞觀儀式、賜二將軍節刀一儀に、大臣宣命にも、有下犯二軍法一者上、隨レ法行止爲天奈毛、勅書亦節刀賜止宣と有り。○節刀は、斯流志乃多知と訓べし、常には音にて、セツトといふ也、軍防令に、凡大將出征、皆授節刀、と見えたり、遣唐使もこれに准へて、いつも授けらるゝ例也、さて件の令の義解に、謂凡節者、以二旄牛尾一爲レ之、使者所レ持也、今以二刀劔一代レ之、故曰二節刀一と有り、節は信の意也、漢國にて節といふ物は、旄牛の尾をもて造りて、そを持て指麾をなす物なるを、皇朝にては、其代に刀を賜ひて、節とせられし也。

第五十七詔

同八年夏四月癸卯、渤海使、史都蒙等、貢二方物一、奏曰、渤海國王、始レ自二遠世一、供奉不レ絶、又國使壹萬福歸來、

承聞聖皇新臨天下、不勝歡慶、登時遣獻可大夫司賓少令開國男史都蒙、入朝、幷載荷國信、拜奉天闕、詔曰とあり、此使は、去年十二月、渤海國遣獻可大夫司賓少令開國男史都蒙等、一百八十七人、賀我即位、幷云云、便於越前國加賀郡、安置供給、今年二月、召渤海使史都蒙等三十人、入朝、時都蒙言曰云々、四月、渤海使史都蒙等入京、とある是也、そも〳〵此渤海國といふは、古の高麗の地にて、高麗ほろびて後に、王にて有しものなり、姓は大氏といふ、はじめ乞々仲象といひし人の子に、祚榮といひしを、もろこしの睿宗といひし王が時に、渤海郡王といふになせり、祚榮諡を高王といふ、唐書五代史などに、渤海傳有て、委くしるせり、かくて祚榮が子武藝といひし王、はじめて皇朝に使を奉遣せり、聖武天皇の御世にて、神龜四年九月、渤海郡使首領高齊德等八人、來着出羽國、遣使存問、兼賜時服、十二月云々、渤海郡者、舊高麗國也、淡海朝廷七年冬十月、唐將李勣、伐滅高麗、其後朝貢久絶矣、至是渤海郡王、遣寧遠將軍高仁義等廿四人朝聘、而着蝦夷境、仁義以下十六人、並被殺害、首領齊德等八人、僅免死而來、五年春正月云々、天皇御大極殿、王臣百寮及渤海使等朝賀云々、天皇御中宮、高齊德等、上其王書并方物、其詞曰、武藝啓云々、とある是也、武藝諡は武王といふ、其子欽茂が時、唐肅宗、命じて郡といひしを改めて、渤海國とせり、かくてかの神龜の後は、延喜のころまでも、御世〳〵に絶ず、使を奉れりき、そのころ高麗人といひしは、此渤海のこと也。

現神止大八洲國所知須天皇大命良麻止詔大命乎聞食止宣。遠天皇御世御世。年緒不落。間牟事無久仕奉來流業止奈毛所念行須。又天津日嗣受賜流禮事乎。左右歡奉出禮奈。辱美歡之美奈毛所聞行須。故是以今毛今毛遠長久平久惠賜比安賜比牟止。彼國乃王爾波。語部止詔天皇大命乎聞食止宣。

〔古の高麗の地〕大氏は早く長白山の北に於て震國を建てしが、高麗の唐に滅さるゝに及び大氏餘衆を率ひて北に奔り、挹婁の東牟山を保ちて爰に城を築く、文武天皇の頃祚榮に至りて諸部を併呑し次で唐王封じて渤海郡王となす。

〔唐書〕新舊二書あり、舊唐書は五代の石晉の時の官撰にして二百卷、新唐書は宋の歐陽修宋祁の共撰にて二百二十五卷也。

〔五代史〕梁唐晉漢周五代の歷史にして宋太宗の時の勅撰、百五十卷也。

〔李勣〕字は懋功、唐太宗の功臣也。

〔唐肅宗〕唐第七代の帝也。

〔文德實錄九〕天安元年二月改元奉告の詔に出づ。

〔三代實錄十三〕貞觀八年七月南海道の諸神に班幣の詔に出づ。

〔今毛今毛風雨〕同年同月松尾大神に奉幣の詔に出づ。

〔十七に云々〕貞觀十二年二月廿南備神社奉幣の詔に出づ。

〔卅三に云々〕元慶二年三月平野神社に告げ奉るの詔に出づ、尙は貞觀八年七月伊勢太神宮に告げ奉るの詔に今毛今毛如此等乃灾波未然之外爾消滅賜天とあり。

現神止云々、他詔の例に依るに此詔はかく詔給ふばかりの、大事にはあらざれども、異國の使に詔給ふ詔なるを以て、かくはあるなるべし。○聞食は、渤海の使に、うけ給はれといふ也。○遠天皇云々、トホスメロギと訓べし、上にも所々見えたり、こゝは神功皇后の御世より、高麗國の朝貢しよりこなたの事なるべし、又件の聖武天皇の御世よりの事かとも聞ゆれど、遠天皇とあるに、猶然にはあらじ。○年緒不落、年緒は、第七詔にも見えたり、不ㇾ落とは、年久しきとだえをおかざるよし也、萬葉に、一夜もおちずなど、其外にも多き言也、年字、一本には事に誤れり。○聞年は、聞看を誤れるか、綏來かとも思へど然にはあらじ。○仕奉來流業は、朝貢の事也、來流は遠天皇の御世より也。○天津日嗣云々は、端の文に、賀二襲御位一と見え、又使の奏せる言にも、聞三聖皇新臨二天下一、不ㇾ勝二歡慶一、ともある是也。○奉出波は、タテマツレバと訓べし、奉出の字は、古事記上卷にも見え、後紀より御世〱の詔に多くして、奉出須、奉出世利など書れば、タテマダスと訓べき言也、然れどもこゝは、禮波とあれば、然は訓がたく、タテマダセレバと訓べき歟とも思へど、猶然にはあらじ、三代實錄廿一の詔に、奉出流ともある、これタテマツルとも訓べき例也、さて此たてまつるは、つねにたゞ獻みて贈ていふ辭とは異也、使を奉るをいふ也。○歡之美、四十六詔に、貝呂許保志毛止奈見賜、○今毛今毛、本に、今毛の二字を落せり、今は一本に依れり、文德實錄九に、今毛今毛、彌益々爾、常磐爾堅磐爾、三代實錄十三に、今毛今毛、御體乎、天地日月共衞、また今毛今毛、風雨調和米給比云々、十七に、今毛今毛、國家乎、驚懲衞助守座天、卅三に、今毛今毛、常磐堅磐衞などあり、今よりゆくさきも、遠く久しくといふ意也、めづらしきいひざまなる言なり。○遠長久、萬葉に、彌遠長久など、多く見ゆ、他詔には、長久遠久とあり。○惠賜比安賜止、印本には、賜比安の三字を脫せり、又一本には、安の下に今一つ、賜比安の三字あるは衍也、今は又の一本に依れり、安は、ヤスメと訓べし、漢ぶみに、安ㇾ民などある安の意也。○彼國は、渤海國なり。○王は、コギシ或はコニキシと訓べし、そはもと百濟の王の號なるを、すべて韓の國々の王をば、皆然訓り。

第五十八詔

卅六の巻に、天應元年二月庚寅朔丙午、三品能登内親王薨云々、遣二参議左大辨正四位下大伴宿禰伯麻呂一、就レ第宣レ詔曰とあり、詔の次の文に、内親王、天皇之女也、適二正五位下市原王一、生二五百井女王、五百枝王一、薨時年四十九とあり、御母は、桓武天皇に同じ、市原王は、光仁天皇の御兄の、春日親王の御孫にて、安貴王の子なり。

天皇大命良麻止能登内親王爾告與止詔大命乎宣。此月頃間身勞須止聞食弖。伊都之可病止弖參入岐。朕心毛慰米麻佐牟止。今日加有牟明日加有牟止所念食都都待比賜間爾。安加良米佐須如事久。於與豆禮加毛年毛高久成多流朕乎置弖罷麻之奴止聞食弖奈毛驚賜比悔備賜比大坐須。如此在牟止知末世婆。心置弖毛談比賜比相見弖末之物乎。悔加毛哀加毛。云部不知。然毛在加之毛、朕波汝乃志乎波暫久乃間毛忘得末之自美奈毛。悲備賜比之乃比賜比大御泣哭川川大坐麻須。然毛治賜牟止所念之位止毛奈一品贈賜不。子等乎婆二世王爾上賜比治賜不。勞久奈思曾。麻之罷麻佐牟道波平幸久。都都牟事無久。宇志呂毛輕久安久通良世止告與止詔天皇大

〔大伴宿禰伯麻呂〕参議道足の子也、従三位参議に至りしが、延暦元年事に坐して解官、同年卒す。

〔五百井女王〕尚侍従二位に至り、弘仁八年薨す。

〔五百枝王〕春原を氏とす、弘仁十年参議となり、天長六年薨す。

〔神武紀に云々〕神武天皇兄磯城御征討の條に出づ。

〔雄略紀に云々〕同紀五年二月の條に出づ、又遽(アカラサマニ)、夭折(アカラサマニシナシム)など紀中に見ゆ。

〔萬葉五に云々〕少令史田氏肥人の歌也、此外齊明紀七年十月の條に、於是皇太子泊ニ於一所一、哀ニ慕天皇一、乃口號曰、枳瀰我梅能、姑裒之枳舸羅儞(コホシキカラニ)、云々などあり。

命乎宣。

身勞須は、四十五詔に、朕波御身都可良久之於保麻之麻須爾依天、とあるに同じ、御病也。○伊都之可は、何時歟也、之は助辭也。○參入岐、岐字は心得ず、直を誤れるなるべし、もし來の意ならば、たゞに來とこそ書べけれ、岐とは書べきにあらず、一本には、波と作り、それも誤也。○今日加有牟云々は、參入坐ことは、今日かあらむ云々の意也。○待比は、まちのちを延て、たびといへるなり。○安加良米佐須如事久、景行紀に、倭建命の崩坐し時、天皇の哀坐ることを記せる處に、不意之間、倏亡ニ我子一とある、こゝも此意にて、思ひかけず、俄なる意也、神武紀に、倏忽之間、出ニ其不意一、雄略紀に、嗔猪從草中一暴出、また取急歸レ家、また取假歸レ國、皇極紀に、急などあり、中昔の物語書などに、あからさまに罷出などあるも、にはかにふといさゝか物すること也、さてしばしも目をはなたぬことを、あからめもせずといふも、俄にふといさゝか他へ目をうつすを、あからめすといふ也、こゝにさすとあるも、爲といふに同じ、目をさすは、物を見やること也、されば此言は、物を目をつけてまもり居るほど、俄にふと他へ目をうつす如くといふこと也、如字、本に加に誤、今に一本に依れり。○於與豆禮、五十一詔に出。○年毛高久云々、此時天皇御年七十三におはしませり。○悔備賜比、本どもに、賜比の二字を脱せり、今例に依て補ふ、五十一詔に、歎賜比憂賜比大坐、また悔備賜比和備賜比大坐坐、などあれば也。○知麻世婆は、かねて知てあらば也、ませばは、ましせばの切まりたる辭にて、歌に多くよめり。○心置毛己は、其人に心を着留むる也。○云部は、脱字もしは誤字なるべし、こゝろみにいはゞ、云牟須部などぞ有けむ、五十一詔に、言牟須部母無、爲牟須部母不知。○然毛之これも誤字脱字なるべし、例のいはゞ、戀毛之久ならむか、萬葉五に、毛々等利能、己惠能古保志枳、また伊加婆加利、故保斯苦阿利家武、廿に、防人の歌に、苦不志久米阿流可、戀しくもあるか也、なほよき考へをこそまて、一本に、然字を脱せり。○志乎波、これも穩ならず誤字もしくは脱字歟いかにともいまだ考へ得ず、故姑く本のまゝにて訓つ、

〔十八の卷に云々〕大伴家持の長歌に安我末川君我（アガマツキミガ）云々とあり。

〔門字也云々〕賀茂眞淵の說也、尙は仲哀紀四十六年及四十九年の條等に州たゞ「ツ」の假字に用ひ、釋紀祕訓にも、州音都と見えたれば、川は州字の省文なりとの說あり。

猶よく考ふべきなり。○忘得末之自美奈毛、これも末之自といふ辭は、心得がたけれども、例はあるなり、四十五詔に、己我得麻之岐、これを一本に、麻之字岐と作るに依るときは、こゝと全く同言にて、意も同じく聞えたり、然れば、爲まじき云まじきなどの類の麻自を、古言に麻志自ともいへるにこそあらめ、又廿六詔に、敢末之爲時止豆とある、これも堪まじとしての意にて同格也、考へ合すべし。○大御泣哭川、本に、川字一を脫せり、今は一本に依り、オホミネナカシツヽと訓べし、五十一詔にも、大御泣哭之坐と有、書紀に、擧哀哀哭發哀發哭慟哭奉哀などをみな、ミネタテマツルと訓、哭泣をネヅカヘと訓り、ねは、ねになく、ねをのみなくなどいふね也、さてつの假字に、川字を用ひたる事萬葉にも、十八の卷に一あり、五十一詔に、ッヽとあるも、川々なり、片假字のッ乎假字のつも、皆此字也、こはみなとに湖字を用ひたる類にて、もと津の意に用ひたる物なるべし、門字也などいふ說は、中々にわろし。○然毛、毛は、輕く添たる辭也。○治賜牟止云々は、はやく世にまし〳〵しほどより、一品になし給はむと、おぼしめして有しよし也。○位止奈毛は位としてなも也。○一品は、ヒトツノシナと訓べし、和名抄に、一品二品三品四品、品讀之奈とあり。○子等乎婆、本どもに等字なし、今は一本に依れり、此内親王の御子たち也、五百井女王五百枝王と男女二ところましき。○二世王、訓はいまだ考得ざれども、フタツギノオホキミと訓べし、又音讀にても有べし、凡て天皇の御子を、一世と申し、御孫を二世と申す也、此内親王の御子たちは、父は市原王なれば、田原天皇施基皇子の四世の御孫なれども、天皇の御外孫なる方をとりて、御母方につきて、今殊に二世王の列になし給ふ也。○勞久思麻之奈曾、は、跡にのこし給ふ、御子たちの事を也。○罷麻佐牟道は、五十一詔に、罷道母云々とあるに同じ、本に、佐字を化に誤、今は一本に依る。○都々牟事無久は、萬葉廿に、あをうなばら、風浪なびき、ゆくさくさ、都々牟許等奈久ふねははやけむ、此外つゝみなくとも、つゝまはすとも、多くよめり、六の卷に、草管見とあるも、草字は、莫を誤れる

にてつゝみなく也。〇字志呂毛輕久云々、五十一詔に見ゆ。

第五十九詔

同年三月甲申、詔曰、朕枕席不レ安、稍移二晦朔一云々、夏四月己丑朔云々、以レ聞レ闇焉、以二天皇不豫一也、辛卯、詔云とあり、詔の次に、是日、皇太子受レ禪即レ位と有。

天皇我御命等良麻止詔大命乎。親王等王等臣等百官乃人等。天下公民衆聞食止宣。朕以寡薄寶位乎受賜弖年久重奴。而爾嘉政頻闕弖天下不得治成。加以元來風病爾苦都身體不安。復年毛彌高成弖餘命不幾。今所念久。此位波避天暫間毛御體欲養止奈毛所念須。故是以皇太子止定賜留山部親王爾天下政波授賜布。古人有言。知子者親止云止奈毛聞食。此王波弱時余利朝夕止朕爾從天。至今麻天怠事無久仕奉乎見波。仁孝厚王爾在止奈毛神奈我良所知食。其仁孝者百行之基奈利。曾毛曾毛百足之虫乃至死不顚事波。輔乎多美止奈毛聞食。衆諸如此乃狀悟弖。清直心乎毛知。此王乎輔導天。天下百姓乎可令撫育止宣。又詔久。如此時爾當都人人

〔詔曰云々〕朕枕席不レ安、稍移二晦朔一、雖レ加二醫療一未レ有二效驗一、可レ大二赦天下一、自二天應元年三月二十五日昧爽一以前大辟以下、云云、咸赦二除之一、但云々とある恩赦の詔也。

〔辛卯〕四月三日也

〔管子〕周の管仲の著書也。〔鮑叔〕敬叔の子、齊の桓公の臣也。〔左傳〕孔子の春秋の傳にして、魯の史官左丘明の撰、具さには春秋左氏傳と云ふ。爰は同書昭公十一年の條に出づ。〔鄭玄〕字は康成、漢靈帝頃の學者也、遂に仕へず、詩書易禮記儀禮論語孝經に註するもの凡そ百餘萬言に及ぶ〔邢昺〕字は叔明、鄭の人、宋の太宗、眞宗に歷仕し、刑部尚書に至る。〔孝經正義〕唐玄宗皇帝の今文孝經に註し、邢昺のこれに疏を加へしもの三卷也、十三經に列する孝經はこれなり。

不好謀乎懷弖。天下乎毛亂。己我氏門乎毛滅人等麻爾久在。若如此有牟人乎婆己我教諭訓直弖。各各己我祖乃門不滅。彌高爾仕奉〔彌繼爾〕將繼止思愼天。清直岐心乎持弖仕奉倍之止奈毛所念須。天高止毛聽卑物止曾詔天皇我御命乎衆聞食止宣。

以寡薄は、いみじき漢文也、ツタナクヂナクシテと訓べし。○寶位乎、こゝは、アマツヒツギタカミクラノワザチと訓べし、そのよしは、四十九詔の、忝鴻業とある處にいへるがごとし。○嘉政頻闕、漢文なり。○菩都、都の下に、今一つ都字有しが、落たるなるべし。○餘命は、ノコリノイノチと訓べし。○有レ言、かくいふは、漢文ざまなり。○知レ子者云々は、戎書管子の大匡篇といふに、鮑叔曰、先人有レ言曰、知レ子莫レ若レ父、知レ臣莫レ若レ君、といへる語也、左傳に、擇レ子莫レ如レ父云々ともいへり、さて此紀廿の卷に、藤原仲麻呂が言に、知レ臣者莫レ若レ君、知レ子者莫レ若レ父とあるも、件の語を引る也。○云止奈毛、云は、即上の古人の云るよし也、上に有レ言といひて、又かくいふこと、古語の常也。○此王は、山部親王也。○弱時余利は、稚き時より也、今年四十五歳におはします。○其は夫にて、漢文ぶり也。○從天は、孝順の意にて、書紀に孝を、オヤニシタガフと訓、不孝を、オヤニシタガハズとよめる是也。○仁孝者百行之基利奈、仁とは、たゞ孝に附ていへるのみにて、輕し、仁と孝と二ないへるにはあらず、上なるも同じ、さて此語は、鄭玄が論語注に、孝爲二百行之本一とあるよし、邢昺が孝經正義に引たり、鄭玄は、後漢といひし世の人也、かくて唐代よりこなたの書どもには、これに似たる語も、又同語も多く見えたり、又後漢書江革といふ人の傳に、夫孝百行之冠、衆善之始也ともあり。○曾毛々々は、抑なり。○百足之虫乃云々は、文選曹冏六代論に、故語曰、百足之蟲、至レ死不レ僵、扶レ之者衆也と有、此語もと魯仲連子といふ書に見えて、それには、百足之蟲、三斷不レ蹶と有とぞ、百足といふは、戎書には、馬陸又馬蚿といふ蟲なるを、此方にて

は、蜈蚣を然云来れり、和名抄に、倭名苑云、蜈蚣一名百足、和名無加天とあり、又本草云、馬陸、一名百足、和名阿未比古ともあり、こは世になきむしといふ蟲也。○輔乎多美止奈毛とは、輔の多きが故にといふ意也、もろ〳〵の鳥獣魚蟲は、死ぬれば顚るものなるを、此蟲は、足多く有て、輔支ふる故に、僵れざるよし也、さて此語をこゝに引出たるは、次に此王乎輔導天といふに係て也。○可ㇾ令二撫育一とは、此王をして、天下の百姓を、よく撫育給ふべく、輔導き奉れといへる也、育はメグムと訓べし、第三詔に、撫賜比慈賜、十三詔に、撫賜恵賜。○當都、都は都々なるべし、續後紀一、譲位の詔に、これより下、同じ語多きを、照按るに、如此時爾當都都と有。○不好謀乎、印本に、好字を、姧に誤れり、一本には、不字なくして、姧謀と作るは、誤れる本に就て、さかしらに不字を削れるなるべし、今は續後紀のかの詔に、人々不ㇾ好留謀懐天とあるに依て、正しつ。○亂、續後紀に、亂利と有によりて訓べし。○麻禰久は多く也、續後紀には、人等毛前々有とあり。○如此有牟人乎婆は、然ることあらむ人をば也。○己我、此言穏ならず聞ゆ、續後紀にも有。○教諭、諸本、敎卜と書り、卜字は、いかなる字を誤りけむ、しられども、今は續後紀に依て改めつ。○祖乃門、續後紀には、祖々門と有、各々といふにあたりて、宜しく聞ゆ。○彌継爾、諸本、此三字を脱せり、今續後紀に依て補。○持旦、一本に、持々と誤れり。○天高止毛云々、タカケドモと訓べし、けれどもを、れを省きていふぞ、古言の格なる、さて此語は、呂氏春秋制樂篇に、宋景公之時云々、召二子韋一而問焉、曰云々、天之處ㇾ高、而聽ㇾ卑云々と見ゆ、史記宋世家にも有、また劉向列女傳、孫叔敖母傳、其母の語にも有、後には、文選曹植責ㇾ躬詩、また蜀志秦宓語中などにも、これを引たり、天は高く遠くさかりてあれども、人のよきあしきをば、よく知わきまふる物なれば、あしき事を謀るときは、人はしられども、天はよく見聞て、知るよし也、そも〳〵此詔にかぎりてかくから書の語どもを、あまた重ねて引出たるは、いかにぞや、作者の心なりけむかし。○御命乎、諸本に乎字なし、今は一本に依る。

〔後漢書〕後漢の歴史にして、宋（南北朝）の人范曄の撰百二十卷也。

〔六大論〕夏殷周秦漢魏の六代の興亡を論ぜし文也。

〔馬蚿〕孔子家語六本篇に、孔子曰、依ㇾ賢者固不ㇾ困、依ㇾ富者固不ㇾ窮、馬蚿斬ㇾ足而復行、何也、以三其輔ㇾ之者衆二とあり。

〔呂氏春秋〕秦の相呂不韋の撰、二十六卷也。

〔宋景公〕名は頭曼孔子時代の宋の君なり。

〔孫叔敖〕楚の莊王の相也。

〔曹植〕字は子建、操の子也、詩に長じ、所謂七歩の才を以て知らる、後ち陳王に封ぜらる

〔責躬詩〕同詩の終

に、天高聽レ卑、皇背レ照レ微とあり。

〔秦宓〕字は子勅、綿竹の子、才學ありて孔明に重ぜられき。

〔藤原朝臣種繼〕字合の孫にて清成の男也、天應元年參議、延曆三年中納言に至る、既にして早良太子佐伯今毛人を參議となせしに種繼奏請してこれを貶く、太子これを恨み種繼を誅せむことを奏して聽されず、遂に今年天皇平城京行幸の留守に乘じ、射殺せしめられしなり。

〔同月癸卯〕四月十

第六十詔

同月壬辰、立二皇弟早良親王一爲二皇太子一、詔曰と有り、此御名、早良は、例の御乳母の姓なるべし、姓氏錄に早良臣見ゆ、假字は古事記に、佐和良臣と有て、此紀にもかく有、然るに和名抄、筑前國の鄕名、早良は佐波良とあるは、假字たがへりいかゞ、さて此親王は、光仁天皇の第二の皇子、天皇桓武の御同腹の御弟におはしましき、然るに延曆四年九月云々、大伴繼人同竹良等殺二中納言藤原朝臣種繼一云々の事によりて、廢二皇太子一流二淡路國一、途中にして薨、葬二淡路國一、此時の事、紀に記し漏されたること多し、かくて同十九年七月、詔曰朕有レ所レ思、宜下故皇太子早良親王、追二稱崇道天皇一、其墓稱中山陵上、鎭下謝在二淡路國一崇道天皇山陵上、分二淡路國津名郡戶二烟一以奉レ守二崇道天皇陵一。

天皇勅命乎。親王諸王諸臣百官人等。天下公民衆聞食止宣。隨法爾可有伎政止志。早良親王立而皇太子止定賜布。故此之狀悟天。百官人等仕奉止詔天皇勅旨乎衆聞食宣。

第六十一詔

同月癸卯、天皇御二大極殿一詔曰とあり。

明神止大八洲所知天皇詔旨止良麻宣勅。親王諸王諸臣百官人等。天下公民

五日也、此日大極殿にて卽位の儀あり、此詔は卽ち卽位の詔也。

衆聞食宣。掛畏現神坐倭根子天皇我皇。此天日嗣高座之業乎。掛畏近江大津乃宮爾御宇之天皇乃初賜比定賜流法隨爾。被賜弖仕奉止仰賜比授賜閇頂爾受賜利恐美受賜利懼。進母不知爾退母不知爾。恐美坐久止宣天皇勅衆聞食宣。然皇坐弖天下治賜君者。賢人乃能臣乎得弖之。天下乎平久安久治物爾在良之止奈母聞行須。故是以大命坐宣久。朕雖拙劣。親王始弖王臣等乃相穴奈比奉相扶奉牟事依弖之。此之仰賜比授賜夫食國天下之政者。平久安久仕奉倍之止奈母所念行。是以無諂欺之心。以忠明之誠。天皇朝廷乃立賜部流食國天下之政者。衆助仕奉止宣天皇勅衆聞食宣。辭別宣久。朕一人乃未也慶岐貴岐御命受賜牟。凡人子乃蒙福麻久[欲]爲流事波於夜乃多米爾止奈母聞行須。故是以朕親母高野夫人乎稱皇太夫人弖。冠位上奉利治奉流。又仕奉人等中爾。自何仕奉狀隨弖。一二人等冠位上賜比治賜夫。又大神宮乎始弖。諸社禰宜祝等爾給位一階。又僧綱乎始弖。諸寺智行人及年八十已上僧尼等爾物布施賜夫。又高年窮乏孝義人等治

賜養賜夫。又天下今年田租免賜止久宣天皇勅衆聞食宣。

現神坐云々我皇は、光仁天皇を申給ふ也。○掛畏近江云々より、仕奉までは、光仁天皇の、桓武天皇に仰せ給へるよし也。○賢人乃云々衆助仕奉止宣までの文、廿四詔に出。○相穴奈比、比字、本に乃に誤る、今は一本に依。○忠明之誠、廿四詔には、忠赤之誠と有。○蒙褊久欲爲流、本どもに、欲字を落せり、今は例に依て補へり、廿五詔に、凡人子乃、去禍蒙福久欲爲流事波、爲親爾止奈利、文德實錄一にも、凡人子乃蒙福万久欲爲留事波、於夜乃多米爾止奈毋聞行須、三代實錄卅にも、かくの如くあり。○親母、廿五詔に見えたるなば、美波々と訓たり、こゝは美於夜と訓べし、御母なみおやと申す事、第五詔に、皇祖母とある處にいへるが如し。○高野夫人は、延曆八年十二月乙未、皇太后崩、壬子葬於大枝山陵、皇太后、姓和氏、諱新笠、贈正一位乙繼之女也、母贈正一位大枝朝臣眞妹、后先出自百濟武寧王之子、純陀太子、皇后云々、生今上早良親王能登內親王、寶龜中、改姓爲高野朝臣、今上卽位、尊爲皇太夫人、九年、追上尊號、曰皇太后云々。○冠位上奉、本に位字を脫せり、今は一本に依、是月天應元年四月乙卯、皇太夫人從三位高野朝臣、加正三位、とある是也○人等中爾、本に爾字を等に誤、今は一本に依、さてこれより下の文、廿四詔に多く出。○一二人等、本に一二を三に誤れり、今は廿四詔の例に依て改。○智行人は、才智學問ある僧、行ひのよろしき僧也。○高年云々、十三詔に出。

第六十二詔

四十の卷に、同八年九月戊午、勅遣大納言從二位藤原朝臣繼繩、中納言正三位藤原朝臣小黑麻呂、從三位

〔文德實錄一云々〕嘉祚三年四月文德天皇卽位の詔に出づ。

〔三代實錄卅云々〕元慶八年二月光孝天皇卽位の詔に、辭別宣久、凡人子乃欲蒙福事波、於夜乃多米止奈毛聞行須とあり。

〔大枝山陵〕諸陵式に、贈太皇大后高野氏、在山城國乙訓郡、云々とあり今大枝村大字沓掛の地也。

〔武寧王〕百濟二十四代の王也。

〔紀朝臣船守〕諸人の子也、延曆四年中納言、同十年大納言となり、十一年薨ず、贈右大臣正二位也。

〔津連眞道〕百濟王都慕十世の孫貴須王の後也、桓武天皇の御宇菅野姓を賜はり、從三位宮内卿に至る。

〔秋篠宿禰安人〕土居宇庭の子、秋篠姓を賜はり、勘解由長官、左大辨、參議等を歷任す。

紀朝臣船守、左兵衞佐從五位上津連眞道、大外記外從五位下秋篠宿禰安人等、於太政官曹司、勘問征東將軍等、逗留敗軍之狀、大將軍正四位下紀朝臣古佐美、副將軍外從五位下入間宿禰廣成、鎭守副將軍從五位下池田朝臣眞枚、外從五位下安倍猨島臣墨繩等、各申其由、並皆承伏、於是詔曰とあり。

陸奧國荒備流蝦夷等乎討治爾任賜志大將軍正四位下紀古佐美朝臣等伊。任賜之元謀波不合順。進入支奧地毛不究盡弖。敗軍費粮弖還參來。是乎任法爾問賜比支多米賜久倍在止母。承前爾仕奉祁留事乎所念行弖奈母不勘賜免賜布。又鎭守副將軍從五位下池田朝臣眞枚。外從五位下安倍猨嶋臣墨繩等。愚頑畏拙弖之進退失度。軍期毛闕怠利。今法乎撿爾。墨繩者斬刑爾當里。眞枚者解官取冠倍久在。然墨繩者久歷邊戍弖仕奉留勞在爾緣弖奈母。斬刑乎波免賜弖官冠乎乃取賜比。眞枚者日上乃湊弖溺軍乎扶拯留勞爾緣弖奈母。取冠罪波免賜弖官乎乃解賜比。又有小功人波隨其重輕弖治賜比。有小罪人波不勘賜免賜止宣御命乎衆聞食止宣。

荒備流、こは荒夫流といふべき、言の格にして、古書にみな然あるを、こゝに備流とあるは、後世の俗言の格なれども、古よりかくもいへりしにや、古事記に、哭伊佐知流とあるも、伊佐都流といふべき格なるに、知流とあるに同

〔大納言麻呂〕御史大夫紀大人臣の子也、大寶元年大納言となる。

〔征夷大將軍〕征夷使卽ち蝦夷鎭撫官の長官也、事あるに臨み補せる官職にて相當位なし、

〔皇極紀に云々〕同紀三年七月の條に出づ。

〔常世神〕常世ならぬ幽界の神の義、常ならず秀れし神なりと稱せる也、

〔禹都麻佐〕太秦にて、河勝の姓也、雄略紀十五年の條に、秦酒公に禹豆麻佐の姓を賜へること見ゆ。

〔鎭守府〕陸奥出羽兩國の蝦夷を鎭撫する職にして、其長官を鎭守將軍と云ふ。

じ。○蝦夷の事は古事記傳廿七、荒夫琉蝦夷とある處に委く云り。○任は麻氣と訓べし、まけは、令罷の切まりたる言にて、凡て他國の官に遣はすこと也、されば京官の任をマケと訓はひがこと也。○大將軍は、オホキイクサノキミと、書紀に訓たれども、こゝは音に讀べし。○紀古佐美朝臣は、日本紀略に、延暦十六年四月、大納言正三位紀朝臣古佐美薨、年六十五、遣從四位下百濟王英孫等、贈從一位、古佐美者、大納言麻呂之孫、正六位上宿奈麻呂之子、天平寶字八年十月十日、叙從五位下云々、延暦六年五月壬寅、加正四位下、七年七月三日、爲征夷大將軍云々、十三年十月、拜中納言、叙正三位、十五年七月、任大納言と見ゆ、さて此度の任の事は、此紀に、七年延暦七月、以參議左大辨正四位下兼春宮大夫中衞中將紀朝臣古佐美、爲征東大使、十二月、征東大將軍紀朝臣古佐美辭見、詔召昇殿上、賜節刀、因賜勅書曰云々、八年九月丁未、持節征東大將軍紀朝臣古佐美、自陸奥進節刀、とある是也、この自陸奥といふところに、還字或は至字の脱たる也。○元謀、元字、一本に无に誤れり。○粮、和名抄に、考聲切韻云、糧、行所賚米也、又儲食也、和名加天と有、糧粮同じ、萬葉五には、可利弖とよめり、加弖は加利弖の略歟。○支多米は、罰字の意に當れる言也、皇極紀に、東國不盡河邊人、大生部多、勸祭蟲於村里之人曰、此者常世神也、祭此神者、致富與壽、巫覡等遂詐託於神語曰、云々、於是葛野秦造河勝、惡民所惑、打大生部多、云々、時人便作歌曰、禹都麻佐波、柯微騰母柯微騰、枳擧曳倶屢、騰擧預能柯微乎、宇智岐多麻須母、この岐多麻須にて、此言の意をしるべし。○承前爾云々は、此度の罪はあれども、前に仕奉れる功勞を以て也、そは寶龜十一年三月、紀朝臣古佐美、爲征東副使、天應元年五月、爲陸奥守、九月、詔授從五位上紀朝臣古佐美、從四位下勳四等云々、並賞征夷之勞とあれば、其時に功有しなるべし。○鎭守副將軍、訓あるべけれど、いまだ考得ず、鎭守府は、エミシノマモリノツカサ、副將軍は、スケノイクサノキミ、などや訓べき、されど今は音讀にてある也、副字、つねにフクと讀めども、フの音也。○池田朝臣眞枚、姓氏錄に、池田朝臣、上毛野朝臣同祖、豐城入彦命十一世孫、佐太公之後也と有、眞枚は父祖知られず、天平寶字八年十月、從五位下、

〔鎮守副將軍〕將軍を介けて軍務を行ふ職、定員二人也、天平寶字三年始めてこれを置き、弘仁三年廢す。
〔鎮守權副將軍〕定員一人、寶龜七年佐伯久良麿を任ぜしを初めとし、弘仁三年廢せらる。
〔衣川〕陸中國膽澤郡に在る北上川の支流也。

寶龜元年十月、上野介、同五年三月、少納言、延曆六年二月、鎮守副將軍となれり。○安倍猨島臣墨繩、寶龜四年二月、下總國猨島郡人、從八位上日下部淨人、賜ニ姓安倍猨島臣一と見ゆ、墨繩は、此人の子などにや有けむ、和名抄に、下總國猨島郡佐之萬と在、天應元年九月、詔授ニ云々正六位上阿倍猨島臣墨繩、外從五位下勳五等一云々、並賞ニ征レ夷之勞一、延曆元年六月、外從五位下安倍猨島臣墨繩、爲ニ鎮守權副將軍一、同三年二月、爲ニ征東軍監一、同七年二月、爲ニ鎮守副將軍一。○遲逕失レ時云々は、今年五月癸丑、勅ニ征東將軍一曰云々、六月甲戌、征東將軍奏云々、庚辰、征東將軍奏偁云々、七月丁巳、勅ニ持節征東大將軍紀朝臣古佐美等一曰云々とある、件の所々の文を考へて、此時の戰のやうを知べし。○久歷ニ歲戍一、國の四方のはし〴〵を邊といひ、邊を守るを戍といふ、こゝは蝦夷を守るをいへり、されば、こゝは、エミシノマモリなど訓べけれど、なほ音に讀て有べし、さて墨繩が、久しく此守を經たることは、上に引る文の如し、又去ニ六月甲戌云々の奏の詞にも、墨繩久在ニ賊地一、兼經ニ戰場一云々とも見ゆ。○官冠手乃末、乃末は、官冠を取給ふのみなるよし也、冠は位なり、上下なるも然也。○日上乃湊は、衣川の川下なるべし、今の世に湊といふ所ある是歟、一本に、日上を是の一字に誤れり。○共換將留、換字、本に操に誤れるを、今改めつ、去し六月甲戌、征東將軍の奏せる文の中に、投レ河溺死、一千三十六人、裸身游來、一千二百五十七人、とある時の事也、河とは衣川をいふ也、かの上文に見ゆ。○又有ニ小功一、又字、本に久に誤れり、今は一本又一本に依れり。

續紀歷朝詔詞解六卷終

寶鏡祕考

寶鏡秘考

〔藤原實資公〕參議齊敏の子、治安元年右大臣に任す。

〔温明殿〕大内裏綾綺殿の東、宣陽門の内に在る殿舍にして、其南部神鏡奉安の所を賢所又は内侍所と云ふ。

〔釋記〕釋日本紀の略、卜部懷賢の日本紀註釋書にて廿八卷あり。

〔縫殿寮〕中務省の被官にして、女王及び内外命婦、宮人の名帳考課及び裁縫の事を掌る、其廳舍は大内裏朝平門の北に在り。

小右記（寛弘二年十一月十五日内裏燒亡の下）に曰、村上御記云。天徳四年九月廿日。燒亡云々。（このとき賢所も燒亡なり、このときの事は、下に引きし、さてこの小右記は、小野宮右大臣藤原實資公の記なり、公は寛徳二年正月十八日、九十二にて薨給へるを推のぼせて數ふれば、天徳四年は七ッになり給ひたる時なりけり、とほからぬ世の事なり。）廿四日。重光朝臣來申云。火氣頗消。雖レ到二温明殿一所レ求二瓦上一在二鏡一面一（其鏡徑八許寸、頭雖レ有二一瑕一、專無レ損二圓規并帶等一、甚以分明、露二出緣破瓦上一、見レ之者莫レ不二）驚感。（○異本に驚を鎮に、感を歳に作れり。）云々。廿五日。清遠伊渉等令（令字異本に含に作り。）レ申。又求二得燒鏡一面一云々。

〔注〕以上は御記の文なり。謹按に、賢所に神鏡三面坐せるなり。しかるにこの御文には、二面を求得奉れる趣に記し給へるは、後に又一面求得たる事のありし狀をば、記し給はざりしなり。そは釋紀に引たる此御記の下の文に、外記云、日威所三所云々とて、三面の御鏡の御有狀を記され、日本紀略にも正しく三面の御鏡の御有狀を記し、縫殿寮に遷御し奉れる事をも記し、また此小右記に、故殿の日記とて記されたるものにも、鏡三面云々と記されたれば、神鏡の三面坐しゝ事は明らかなり、下に記すを見て辨ふべし。此村上御記の文、釋紀に引たる文と聊異なり、下に引くを見るべし。亦著聞集にも御記の文を引たり。其はことに文を省き、又字の脱誤もありと見ゆるが中に、來の字、火氣云々の四字あるは、舊文の遺れるものと見えて、今圖を作りて書加へつ。又一瑕を一鐶とあり、アヤマリなり、こは下に引く釋紀に、一瑕とあるによるべし。又同書緣の字を、脩とあるは文をなさず、決て寫

誤なり。古へ大宮の瓦には緑色なるがありて、今平安の都、大内裏の舊地より、をりをり掘出せり、予も得たり。神皇正統記に、天德年中にや、はじめて内裏に炎上ありて、内侍所も燒にしが、神鏡は灰の中より出し奉る。圓規損することなく、分明にあらはれ出給ふ。見奉る人、驚感せずといふことなしとぞ。御記に見え侍る。此時に神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣、袖に請られたりと申事あれど、ひが事をなお云傳侍るなり。禁秘抄に、天德燒亡飛ニ懸南殿櫻一、小野宮左大臣請レ袖也と記し給ひ、江次第に、小野宮大臣稱レ警、神鏡下ニ入袖一と記し給ひ、此外の書にもあれど、誤れる傳へなり。實頼公は小右記を錄し給へる實資公の祖父にまし、上に引たる小右記に故殿の御日記云とあるは、實頼公の日記なるべきに證して、其あやまりを思ひわきまふべし。

故殿御日記云、恐所雖レ在ニ火灰燼之中一、曾不ニ燒損一云々。鏡三面、伊勢大神、紀伊國日前國懸云々。○異本に面の下に中字あり。如ニ件説一、似ニ三面一こは上に論へる御記の下文までをば見わたし給はで、求得たる神鏡の二面と通ゆるについて、故殿御日記に三面とあるを見て、如ニ件説一似ニ三面一といさゝかうたがひをのこされたるなり。さて御鏡の三面なる事は上にもいへるごとく、下に引ける文どもを見て辨ふべし。とあるを、釋日本紀には、御記曰。御記とは小右記に村上御記とあるものなり、釋紀の下文には、天德御記とも記せり、いま此考には御記とのみ謂く。天德四年九月廿四日。鑿ニ求溫明殿所レ納之神靈鏡幷大刀契〔頭書〕太刀契の事、通證孝德十丁オ十一丁ウにも、等一、申時重光朝臣來申云。瓦上在ニ鏡一面一。其徑八寸許。頭雖レ有ニ小瑕一、專（フンセウす）無レ損ニ圓規幷蔕等一、甚分明。見者無レ不ニ驚感一春記にも天德燒亡時、雖レ在ニ燒火中一不ニ燒損給一とあり。廿五日。又求ニ得燒損鏡一面一こは二面とあるべきを決て二を一にあやまり寫たるものなり、次にわきまふるを見て知るべし。外記記云。日威所立所。一所鏡件御鏡雖レ有ニ猛火中一、而不ニ偏損一、卽云伊勢大神。○異本に中を上に、偏を遍に作る。一所負形。

〔注〕眞形無ニ破損一長六寸許、異本に破字なし、許の下に也字あり。立所の立は三の誤、不偏の偏は涌の誤、負形は眞形の誤にて二字ともに小字なるが、大字の行に混れ入たるものなり。是等の誤は、其

〔南殿の櫻〕紫宸殿の殿前にある左近の櫻也。

〔小野宮實頼〕藤原忠平の第一子也、天慶元年左大臣、康保四年關白、安和二年攝政となり天祿元年薨す。

〔江次第〕江家次第の略、年中恒例臨時の政事、大小儀式の次第を詳記せる書にて、大江匡房の撰也。

〔恐所〕賢所也、もと神鏡奉安所を賢所又は内侍所と申せるより轉じ、神鏡を直ちに斯く稱するに至れる也。

〔日本紀略〕神代より後一條天皇までの編年略史也、撰者詳かならず。

〔小右記〕天元五年より長元五年（其間連續せず）に至る日錄也、野府記ともいふ、小野宮右大臣藤原實資の著也。

〔百鍊抄〕大治の頃より正元元年頃に至る雜事を集めし記錄、十七卷也。

〔濫觴抄〕古書の原文を引きて事物の起原を明かにせる書、二卷也。

〔年中行事秘抄〕禁中の年中行事を注說せる書、一卷也。

に下に引る日本紀略に照し合せて改めつ。又前後の例によるに、一所とある下に、鏡字の脫たるにや。されど日本紀略にもなければ、はやくよりこの事記せる本おちたりしなるべし。

〔押紙〕按に員形、負形、眞形とあるは、共に圓形の誤なるべし。圓字を古書に（員）又員ともかきたるものあり。さて一所負形、眞形云々とある中、一ツの｜形の二字は、もとイ本を按て傍に書たるが、本文のつらに入たるなり。下に引く日本紀略に圓とあるに據り、照して辨ふべし。

一所鏡

〔注〕已涌訖破損、紀伊國御神云々、異本に訖を亂と作り、紀伊國御神とは、二所をかけて云へり。下に引く紀略の文もこれと同く□□べし。小右記と此釋紀に引たる御記の文、互に文字の異なる處と、また錄しざまの精きと疎きあるは、ともに御記の全文のまゝにはあらで、要とある處を抄き、亦は取直して記されたるなるべし。百鍊抄裏書に、天德四年九月廿三日庚申。夜内裏初燒亡。内侍所幷大刀契燒了。但靈鏡不レ損從二灰中一求出也。見二御記一とあるは、たゞ其大槩を畢記されたるものなり。但し廿三日とある日次の違ひはいかゞ、此次に引たる日本紀略にも廿三日とあり。日取の違ひの事はそこにあげつらふ。

また日本紀略には、天德四年九月廿三日庚申。今夜亥三刻内裏燒亡云々。丑刻火止。御記には廿四日とあり、錄されざまの日取の異なるにて、別日の事にはあらず、濫觴抄にも廿三日庚申燒失と記せり。廿四日辛酉の條に、昨夜鏡三和名郎之吉比吉呂、○鏡三を二と作る本あり、誤なり、末の文とてらし見るべし。幷大刀契不レ能二取出一今日依レ勅令レ捜二求餘燼之上一已得二其實一但兩度燒損其眞猶猶一字なき本もあり、おちたるなり、年中行事秘抄にもあり。存二形質一不レ缺。甚爲二神異一即大藏省韓櫃。令レ奉二納之一十月三日己巳の條に、縫殿大允藤文紀參同。申云。向云の二

〔内記〕中務省の職員にして、詔勅の起草、禁中諸事の記錄を掌る。令制によれば、大内記二人（相當正六位上）、中内記二人（相當正七位上）少内記二人（相當正八位上）あり、大同元年中内記を廢す。

〔橘經亮〕氏は橘本梅宮の祠官也、高橋圖南の門に入りて有職故實を究め又た深く和歌に通ず、文化三年卒す。

〔春記〕長暦二年より永承七年に至る參議、東宮權大夫藤原資房の日錄也

字、年中行事、五月廿四日、依二宣旨一御二覽内裏一、賢所三所並御辛櫃數等之間。内記奉レ納二賢所一三
抄に依て補ふ。
所一所鏡、件鏡雖レ在二猛火上一、而不二涌損一、圓（圓イ）云伊勢御神云々。一所眞（圓イ）形無二破損一、長六寸許。

〔注〕眞形の圓、異本共に眞無眞損共などあるは共に寫誤なり。又禮記に引たる御記の文、此三所の鏡の事を記させ給へる處に、印本には負形、寫本には異形とある、いづれも寫誤なる事上にいへるがごとし。この圓形なるをも、上古の圓鏡なる一説とすべし。

一所鏡、已涌損、紀伊國御神云々。

〔注〕撰秘抄に寛弘（印本長徳とあるは誤なり）燒亡、始雖レ燒（給とあるは寫への誤なる事、上にわきまふるがごとし。）無二關損一とあり。橘經亮が香果遺忘といふ抄本に、醍醐理趣院所レ傳故紙裏古記神鏡圖一帖、其故紙に曰、天徳燒亡記云、内侍所神鏡、徑八寸、二柱尊御形を鑄現す、還主の二神鏡の體に似たりとぞ、崇神天皇の御世に鑄寫し奉りし御鏡なれば、天照大神の皇孫へ傳へ給ひし御鏡も、かくこそはおはしましけれ。二柱の神はいづれの神の御形にやとあり、と記せり。是もひとつの古書なるべし。さてその二柱の神の事は、いかにもいぶかしきを、しひて考へたる説はあり、そは下にいふべし。さて神宮雜例集、寛平燒亡。始燒給。雖レ在二圓規不レ闕とあり、こは天徳の度の事を誤り傳へたるにや。

とあるに、小右記、寛弘二年十一月十五日、（子）剋内裏燒亡の事を錄されたる下に、火起二溫明殿一、神鏡（所謂恐所）大刀并契等不レ能二取出一云々。十七日云々、定申神鏡燒損事云々。神鏡大刀并契燒亡。鏡雖レ有レ帶。（これまでは大御神の御靈鏡の模を申すなり。）自餘燒損無二圓規一失二鏡形一。（こは紀伊國の二大神の靈鏡の模を申す文なり。○百錬抄裏書に、此時の事を、内侍所燒亡損レ半とあり、また春記に、一條院御時、圓規損とあるも、此と見え、此度の事なり。）の時の御事なり。日本紀略には、十一月十五日己未云々。子時宮中火。殿上皆燒亡云

〔東三條院〕京都二條南町の西に在り、もと重明親王の第にて、藤原氏これを傳領す。

〔法性寺攝政記〕性は成に作るべし、寛弘二年より寛仁二年に至る朝儀に關する日錄にて、藤原道長の撰也。

〔里內〕里內裏の略也、大內裏以外京中に特に設けし皇居を云ふ。

〔一條院〕京都一條の南、大宮の東二町に在り、もと藤原伊尹の造りし第宅也、一條天皇長和三年十一月內裏火災の後一日此院に遷御、本文寛弘六年燒亡の折まで里內裏たり、同七年新造成りて遷幸、同院にて讓位、崩御せらる。

々。神鏡同燒損。(此神鏡とあるは、大御神の御なり。)則十六日庚申云々。左近衞少將重尹奉二宣旨一奉レ求二賢所一之間。炭中神鏡二面奉レ求二出之一。

〔注〕此二面とは、いはゆる紀伊國日前國懸とある二神の御なり。さて同年十二月九日の條に、左頭中將來年レ立云。今日酉刻。神鏡自二太政官一奉レ移二東三條院一。可レ供二奉其事一者云々。十日の條に、頭中將示送云。神鏡昨奉レ移。但開二舊御韓櫃一持奉レ納二新辛櫃一之間。忽然有レ如二日光照耀一。內侍女官等同見。神鏡猶存。最足二恐驚一者。この事を法性寺攝政記、寛弘二年十一月十七日。(去十五日內裏燒亡)曰。入レ夜奉二神鏡裹一。下錦次錦次絹。敷二辛櫃絹一奉レ白、(白は內か。)以二女官小長谷等一令レ奉。右中將定成。右近中將賴通擧レ燭。十九日。奉レ置二官司一尊所以中奉レ入二新辛櫃一間。奉レ置二戸屋內一。明光如レ燿。鏡日景在二溫館內一奉レ遷二掌一。藤原義子進。左近中將賴定等見二奇怪一如レ此。瑞相未レ曾有。此度大災御體不レ全。面有二此門一衆人所レ感只在レ之。紀略に云。同三年七月三日の下に、召二公卿於御前一。定下申二諸道勘中神鏡事一。不レ可二鑄改一之由。群議了。今日御前籬中小蛇出來。とあり、あなかしこ因にしるす。

とあるに據て、畏み〳〵謹てひそかにかむがへて、神鏡の御形を想像奉るに、今も尋常あるが如き圓規して柄(帶とあるもの即柄なるべし、俗にエともテともいふものなり。)ある御鏡なるべし。其は彼御記に、頭雖レ有二一破一(普聞集に引たるには一缺とあり、缺は瑕の誤、標組には小瑕、異本に一疵。)專無レ損二圓規幷帶等一甚以分明也とみえたるに、小右記に寛弘二年の御災の度には、鏡僅有レ帶。自餘燒損無二圓規一。失二鏡形一とあり。さて此無二圓規一とは燒損はれて、隨圓の形に成り給へる由なり。其は帝王編年記に、寛弘六年十月四日。里內(時二一條院一。)燒亡云々。內侍所燒給。雖二陀圓一規不レ闕。(闕は異なり、陀は隨の誤か、又音を通はして書るにも有べし。)諸道進二勘文一被レ立二伊勢公卿勅使一。成二行宸筆宣命一始也とあり。

〔編年記〕帝王編年記の略、神武天皇より後伏見院正安三年に至る編年史にして、僧永祐の撰、廿卷也。

〔和名抄〕和名類聚抄の略、事名の和名を類聚し、文字の出所等を考記註釋せる書、源順の撰にて廿卷也。

雖二陀圓一陀圓は隋圓にて、俗に云假橢形（イビツナリ）なり。さる形には坐せど、なほ規（マロ）きさまは、闕給はざりつる由なり。さて去（サキ）に、二年の御災の時、無二圓規一と記されたるは、捕損て全く圓く御坐まさゞりつる趣にて實は隋圓になりて坐し、此六年の御災の度も、なほかの二年の度損はれ給ひしまゝにて、いたく損はれず坐しなり。されど陀圓とのみいひて、蔕の事をいはざるをおもへば、此時彼僅に殘れる蔕は、損ねはて給へるにやあらむ。

〔注〕此燒亡の日を百練抄には五日とあり、四日の夜半の事を、四日とも五日とも記たるものなるべし。さて神鏡奉二取出一了とあれど、編年記に、此御事につきて、宸筆宣命をもて、伊勢勅使の事まで見えたれば、其傳正しかるべし。百練抄には、燒亡の時の風聞をまづ記されて、後の正說を書もらされたるなるべし。日記にはさる例多事なり。

これら考合て、圓き御形におはせる事明らかなり。さて蔕とある處は卽柄なるべし。（石屋戸の招禱事の料に、始て鏡を作れるにはあらず、既くより鏡を臨し見むために、此器はありぞしけむ、そは神代紀一書に、○此間闕文。）字書に蔕瓜當也。當底也。華當也。など見えて、艸木の實のホゾ（俗にヘタ）といふものなるが、實を摘取とては、蔕の著たる枝をもかけて俗に（チク）いふめれば、すなはち鏡の柄の義に假借かなへて、蔕字を書せ給へるものなるべし。

〔注〕小右記にも蔕と書給へるは、御記の文字に傚ひ給へるなるべし。○和名抄、四聲字苑云。皿云々器惣名也。柄云々。器物莖柯也。和名衣。一云加良。ともあり。柄を器物莖、柯といへるも、上に論へると、意ばへ似たり、おもひ合すべし。

〔押紙〕蔕、名義抄の訓、ホソ、ホソツラ、雜字記（一名天台音義）の訓、ハナフサ。○伊勢桑名郡多

〔禮儀類典〕古今朝廷の禮法儀式に關する事を類聚せる書にして、德川光圀の撰、五百十卷なり。

〔類聚名義抄〕種々の名義を類聚して音訓義を略注せる書、菅原是善の撰、十冊也。

〔舊事紀〕開闢より推古天皇までの歷史也、聖德太子の撰と傳へらるゝも後世の僞作となす說頗る多し。

度寺延暦五年資財帳に、唐鏡壹面。徑六寸三分、着紫帶とあるは紐の事ときこゆ。○和名抄に、鏡臺。魏武疏云。純銀參帶鏡臺辨色立成云加々美加介。こは純銀にして帶ヒモを參ツケたる云々と云へるなり、帶の事にはあらじ、まぎらはしければ云ふ。さて上に引たる書どもに見えたる恐所に坐三面の神鏡、大御神のを除奉りて、殘二面は、日前國懸の靈鏡の御模にして、共に神代紀に所謂日矛鏡の摸しにて、其は長き柄ある鏡なるべくおぼゆ。こは下に辨ふべし。こゝの考とあはせ見るべし。また御記に、頭とある所は、彼神鏡の柄を下として、其上方を詔へる文なるべし。〔注〕今も鏡作などの詞に、頭とも上とも云なれたり。又柄を古くは、下ともいへりとおもはれて、禮儀類典に引れたる、大成錄の樂人裝束の內、鉾の製ざまを圖したる下に、柄長七尺三寸計黑二漆之一徑一寸三分計。下有二石突一。長二寸許。如二鏡下一とありて、其石突の處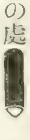如レ此圖せり。如二鏡下一とは、如二鏡柄一といはむがごとけむ。○釋紀に問、天德御記文、鏡頭云々、此をカシラ止讀者、其義不レ叶如何。答、此紀第五卷に領巾頭ヒレノハシ止訓レ之。鏡頭はカヾミノハシ止可レ讀也。是先師談耳、先師申云、御記文頭之瑕者、端之義歟、且頭字讀二波志一者、當紀之說也。印本にはハシをハタ、波志を波多と有、今古寫本に從て引り、領巾頭をヒレノハシと訓るを證としてしかり。とあるは、叶へりとも聞えず。〔押紙〕頭、類聚名義抄に頭の字にホトリと假字付あり、ホトリと訓べし。また釋記に、大仰云。御記文。神鏡小瑕如何。先師申云。如二舊事紀一者。以レ鏡入二其石窟一者。觸レ戸小瑕。其瑕今猶存云々。此文卽載二當紀之一書一。就レ之思レ之。崇神御宇被レ奉レ寫二此神鏡一之時。不レ違二本鏡一鑄二付作小瑕一之條。於レ焉明白者歟。とあるはいはれあり、決て然るべし。柄を持て石窟に入らるゝ時、頭に瑕つく事の有べきなり。觸レ戸とある戸は、正に石屋の戸なり、この戸の事は、別に考たるものあり、そこにいふべし。しかるを御記の文に、雖レ有二一破一とも小瑕と記させ給へる雖レ有の文勢コトノサマは、當度ソノトキの火に罹りて損はれ給へる由に通ゆれど、其は素よ

〔古事記傳〕古事記を注釋せる書にして、本居宣長の著、四十八卷也。

〔神宮雜例集〕伊勢神宮の神封、神田、御衣、神宮四至、神鏡、心御柱、天平賀、政印、年中行事等のことを錄せる書也。

〔手之廣也云々〕公望私記にこの文を受けて、一手之廣四寸、兩手相加、正是八寸也、故書傳皆以咫爲二八寸一也とあり。

りの御形を詳に知らで、當時の火に損なはれ給ひつる瑕なりと思へる人の告奏しけるまゝに、錄させ給ひつるものとこそおもはるれ。

かくて天德の度は、素よりの圓規形并帶も損なはれ給ふことなく、甚分明に坐けるを、寛弘の度には、僅に帶は有(ナガラ)存給へれど、自餘は燒損はれて、圓規も闕れ亡て、鏡と申べきばかりの御形には見えさせ給はざりつるよしなり、よく考合て像奉るべし。さて八咫鏡と稱す御事は、古事記傳に八咫の言の本は、ヤアタなるを連ねて唱ふには、夜多加賀美とよむべきよしいはれしはさる事なり。さて其八咫の義は、上に引たる書どもに〔押紙〕上ニ引タル建久ノ古記ニモ徑八寸トアリ、又神宮雜例集ニ引タル神宮記ニ、方尺トアリ、方ハ徑ノ義ニテ、一尺バカリト申セル文ナリ、スベテ古ノ度量ノ器ドモ今ノ御令トハコトナルドモ、甚タカサ、ハナニ事ハナシ、中ニモ此事ナドハ、大凡ニ拜ミ見奉ル上ニテ申セル事ナレバ、コマカニサダメハアラジ、神鏡の徑を八寸計とあるによりて考ふるに、八は七ツ八ツなどいふ數の八ツなり。神代紀に、猿田彦神の鼻長七咫ともあり、いく咫と數へたる證とすべし。〔押紙〕八をいふは、彌なり、かゝる八を彌とのみ定むるはかたくななり。アタはアヒタの約。間なりといふ言と同じ義にて、手指を啓きたまゝの開きたる闊もて、人指と中指となのべて、そのひらきたる闊もては物のほどを度量る古の名目なるべし。かれば便りよからむ。

〔[illegible]〕俗言にいはゞ、いく闊(アヒダ)といはむがごとし。釋紀に公望私記に、戸部藤々進曰。嘗聞或說云々。凡讀レ咫爲二阿多一者手之廣也云々。とある說に由ありて聞ゆれど、其餘の說は信がたし。人に物を與ふるといふアタも、此方の掌より人の掌へ渡すより出たる言と聞ゆ。或人の說に、今の俗に人より物を請取を落手といふは、貴きより賤きに物を與ふるには、此方の手よりあなたの手へ落しあたふる古の禮儀のあるをいへる文字詞にて、からくにゝ出來たる言にはあらずといへるも、今此考に似てきこゆるをも思ひ合て猶考ふべし。これにつきて思ふに、賤きより貴きに物を捧るといふも、さしあぐるに

〔阿多御手犬養〕姓氏錄に、火闌降命六世孫、薩摩若相樂後也とあり。

〔阿多某云々〕姓氏錄山城國神別に、阿多隼人、神代卷に吾田君、續日本後紀に、阿多忌寸の名見ゆ。

〔薩摩國郡鄉云々〕和名抄に、阿多郡阿多鄉あり、古は吾田國とも云ひて此邊の廣き名なりき。

て、是も古の禮儀なるべし。又姓氏錄右京神別に、阿多御手犬養といふ氏あり。その外阿多某、吾田某とかばねもて別ちたる氏々、古書に多く見えたり。さてその阿多御手と複(カサネ)たるは、こゝの考に由ありげに聞ゆ。但し阿多は今薩摩國郡鄉の名にありて古地名なり、右の氏々の出自(モト)を考るに、皆彼地より出たりと聞ゆ。されど姓氏に因て地名となれるも例多し、阿多とふ地の名、氏の名の起れる本末は知がたし、猶考ふべし。

〔押紙〕アヒダノアハ開(ア)キ、開(ア)クナド云アトキコユ、アタハ其アヒダノヒノハブカリタル言カ、マタ俣ノマモ間(マ)ノ義ニテアタト云フモ同言カ、手俣(タナマタ)又アタマタ通音ニテ同言カ、アヒタト云フモ、アヒト云フモ、マト云フモ事ノサマニヨリテハ、同義ナルヲモオモフベシ。

すべて古は物のほどを度量(ハカル)に、(くさぐさの度量の器どもは、悉後にから國より傳へまゐらせたるなり。)手もていく尋いくつか(つかに束と掬との差別あり、そは別に考おけるものあり。)などいひて、物する事の、今もなほ遺りて然り。

〔注〕又木などの太きを量るに、いく抱といひ、小さきをば、親指と人指或は中指もてまはして、左右(マテ)手片手、其物の大小のほどにしたがひて、幾まはりといひ、又件のごとく指をひらきて、竪ざまに渡して、長さを量るには、いく俣といふ事あり、古もしかありけらし。又矢の尺を量るに何束何つ伏、又何束何ツガケといへる事、中昔の記錄どもに見えたり。伏もかけも、指を伏せ雙べかけたる指の數もて、いくつ伏と定る事にて、人みなのよくしれることなり。

これらの定めのごとく、小さき物を量るには、上にいへるごとく、指を開けたる間もて量りて、いくあたと云たるなるべし。(おのれ既に山家人の然して物を量るを見たりし事のありき。)さてその指間、凡度量(ハカリ)尺の一寸許あるものなれば、

〔大神宮儀式帳〕延暦二十三年伊勢内外兩宮より朝廷へ奉れる注進書也。

〔神宮諸雑事記〕垂仁天皇二十五年より延元元年に至る伊勢大神宮に關する雑事を輯録せる書也。

〔姓氏錄にも云々〕同書第十六卷山城國神別鴨縣主の條に出づ、鴨建津身之命は神魂命の御孫也。

〔元亨釋書〕推古天皇以來元亨年中に至る我國佛教の略史にて、卽ち僧侶の實傳及び概評より外教傳來の有樣等を記す、僧師錬の撰、三十卷也。

御記などに徑八寸とあるに符合(カナヘ)り。

〔注〕延暦の大神宮儀式帳、延喜の大神宮式等に記されたる、大御神の御正體納れ奉る御樋代、深一尺四寸、內徑一尺六寸三分。四方ときこゆ。とあり。さて御樋代の內の御形容を、既に由縁ありて秘(ヒソカ)に聞傳へたるやう、御樋代の中に黃金の函の今は二ツありて、御正體は往古より袋に納安置奉れるを、遷宮の度ごとに新き袋を調(ツク)りて舊の袋のまゝにて納れ奉る例なり。されどあまりに重の高くなりたまへば、今より已前の一つと取代へ奉る事とぞ、是をも想像奉るべきなり。神宮雜例集、また神宮諸雜事記に寬弘二年十一月十五日、內裏燒亡、內侍所神鏡燒亡の事を記て、神鏡の量を皆以₂方尺₁也云々、とあるは、凡徑一尺ばかりある由なるべし。

古事記神武段等に、八咫烏とあるを、日本書紀同條には頭八咫烏とあるに合せ考るに、頭八ツあるにはあらず。のいと大きくて八咫則八寸ばかりに所見(ミエ)たるよしの名なるべし。古事記序に、大烏と作(カ)き、姓氏錄にもそのときの事を、鴨建津身之命。化レ如₂大烏₁翔飛云々。八咫烏之號從レ此始也。元亨釋書に、藤原道憲公の智證大師傳記の和讃に、熊野山乎攀志時、道路迷比天不レ知樫登、八尺乃烏飛來利、道乎示曾奇特奈留、とあるは、智證の事をいへるなるが、そは彼神武の段の八咫烏の古事をとりて作るものと見ゆ、八咫を八尺と書り。とあるをも思ひ證すべし。頭の八ツありといへる說はあたらず。また神代紀に猿田彥大神の容貌、鼻長七咫、背長七尺餘云々、眼如₂八咫鏡₁而云云、今本七尺の下に、當レ言₂七尋₁とあるは、後人の加筆の、本文に混入たるなり、古本にはなし。〔押紙〕紀の文に七咫、七尺、八咫と書連ね給へるをおもふべし。但眼如₂八咫鏡₁とは、所謂ヤタカヾミと云ふものゝ事をおもひて語り傳へたる詞なり、その大きさなりといへるにはあらず。とあるも、鼻の徑りの七寸ばかり、背の長さの七尺ばかりに所見給へりしよしなるをも思ひ合すべし。此神の容貌の事は古事記傳卷十五にいはれたり。さて咫字は、漢ぶみにさまざま說ありて、中婦人手長八寸、謂₂之咫₁、周尺也、〔頭書〕周世ニ咫トイヘルハ、後ノ尺ノ事ニテ、ソノ八寸ニアタル由也。またたゞに八寸曰レ咫ともいへるなど、

〔水咫衝石〕萬葉集古義には、咫は尾字の誤寫なるべし（集中に、水脈を水尾と書る處多し）云々とあり。

〔倭姫世紀〕伊勢齋王第二世倭姫命の御一代記也。

〔類聚雜要抄〕宮中節會等の攙饌、調度、裝束等のことを圖説せる書、四卷也。

〔黃帝〕支那太古の帝王にして、三皇の一、名は軒轅、少典の子、炎帝神農氏に次ぎて帝位に即く。

古く聞ゆれど、それもやゝ後の説にて、諸度量皆以二人之體一爲レ法とも見えたる定にて、舊は手指間をもて量る名目と通えたり。

〔注〕八寸にのみ咫といふ一名の有て、其餘の寸ごとには名のきこえぬをもおもふべし。説文に、中婦人手長八寸、謂二之咫一と見え、醫書どもには、兩乳の間を八寸と定む。其人の手の長さのほどに應り、これを咫といへり。また咫尺といへるは、俗諺に一寸先きといへる語意に似て通ゆ。

そはともあれ、こなたにては、往昔物を度量稱のアタといふに、咫字をあてゝ借用たる事は決し。又萬葉十二三十五丁に、水咫衝石と作るは漂滯にて、水脈つは助辭に建る串の義なり。其水脈に水咫と作る咫は、水の深さ量をはかる義に借り、轉じて作るものなるべし。或説に咫は越の誤なりといへれどさにはあらず。これかれ考合て、全き神鏡の御形容を想像奉るべきなり。

古事記傳八三十六丁に、御鎭座傳記寶基本紀にもに、八咫古語。八頭也。八頭花崎八葉形也。鏡イ中臺圓形座也。信友云、此下につゞきて圓外日天八座とあり、又倭姫世記にも、御靈御形八咫鏡坐謂二八咫一者八頭也、とあるは、八頭は八の頭なるべし。まことに古鏡にさる形したるがあり。たゞ圓鏡ならば頭といふべからず、又はしならば端とあるべきなり。天德御記に、圓規幷蒂等甚分明とある圓規は、かの中臺圓形とある處を云るなるべし。なほ説あり、ことごとくは引ず。といはれたるは、いまだ熟も考得られざる説とこそ思はるれ。按に八頭花崎といへるは、もと、から國の鏡の模圖なり。今類聚雜要抄に見えたる圖を左に抄し出して、からぶみに考合て證しわきまふ。からもやまとも、舊よりおのづからひとしきことも多けれど、神代の太古にかゝることく〳〵しき形のものゝあるべくもおもはれず、決てからざまなり、古意を得たらむ人は、おもひ辨ふべし。

からぶみ三才圖會に、昔黃帝氏液レ金以作二神物一。於レ是爲レ鑑。凡十有五採。陰陽以取二乾坤五五之數一云

〔博古圖〕宋の大觀年間王黼等勅を奉じて撰せる考證の圖書、三十卷也。

〔五雜俎〕天地人物事の五類に分ち諸種の人物を記述せる書、明の謝肇淛の撰也。

〔大安寺〕大和國添上郡大安寺村に在る寺也、推古天皇二十五年の創建に係り、もと熊凝村に在りて熊凝寺と云ひしが、其後慶寺基を移して改稱し、和銅三年に至り平城京（即ち今の地）に遷し養老十七年大安寺と改稱す。

八花崎鏡圖　崎を前とも作り八花咲の義とて號たるべし。

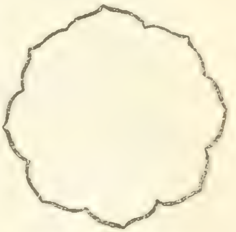

同裏　緒付様

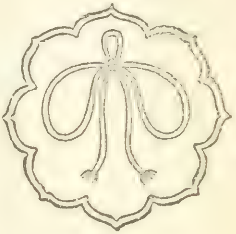

鏡總記　徑一尺裏文鸞鴦唐草　海馬狻猊鑑

五雜俎に、秦鏡背無二花紋一、漢有二四釘海馬蒲桃一、唐製鼻紐頗大、及六角菱花、宋以來不レ足レ貴、是も一の八花崎鏡の背の圖を總て圖したるものなり。

から書に七子鏡と云ふもみえたり。

云。世有下得二其一一者上輒載二其制度一。則以二四靈一位二四方一。以二八封一定二八極一云々。又其象を畫くに、異花、奇草、海獸、天馬、龍鳳比目などをつくる由見えたり。また博古圖に、漢唐の世の古鑑の圖あまたありて、八花六花なるが多し。また方圓なるもあれど、柄ある鏡は一面もあることなし。さて上に寫したる海馬狻猊鑑と大むね同じ文なるがあり、また八花なるに八花浮水鑑と號たるもあり。任奉古詩に、萍帶泛二江上一菱花倒二鏡前一とあるも、花鏡を詠たるなり。（此萍帶とあるは、萍の帶をいへるにて、天德御記などに、鏡に帶といへるものと思ひ合すべしとおもひしが、よくおもへば、こは萍のすぢのごとき枝をいへるにて、萍帶菱花對へたる詞なりけり、上にも下にもいへる説を、よく見ておもひまどふことなかれ。）あるものに鏡の事をりやうくわといへるは菱花にて八花崎なるをいへるなるべし。又大安寺天平の資財帳に花鏡とあるも花崎なるべし。

〔大鏡〕文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年までの歴史也、公の世繼と夏山の繁樹と云へる二人の老翁の相語へる様に記せり、下に「おほいぬまろ」とあるは繁樹の翁也。

〔おきならが云々〕已れは我が女共の許にある曇りたる鏡の如くにて、何と見分かぬ愚物なるに、今世繼の翁の明鏡に對して何となく我身の恥しく、且つ打聞くところいと珍らかに覺ゆと繁樹の翁が世繼の翁を褒めしなり。

〔あきらけき云々〕以下二首の歌に因み大鏡の書名出づ。

〔らでん〕螺鈿也。

〔押紙〕豊前國小倉足立山堀地所得鏡
表安立妙見大井御寶前
云々
承安四年二月卅日
宇佐氏敬白

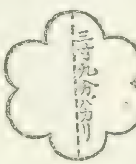

六花なり

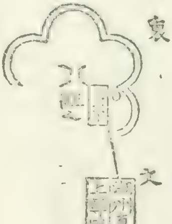

とあり正しく唐の鏡なり、按に神鏡にすら正しく唐のものを用たり、予が神鏡考の徵とすべし、上の長田神鏡の形をもおもふべし。（以上押紙）

〔押紙〕大鏡ハ萬壽三年ノコロ著作也、別ニ考アリ）後一條天皇條に、此書に記せる物語どもを、鏡にたとへていへる詞の中に、おきならが家の女どものもとなる、くしげの鏡のかげみえがたく、とぐわざもしらずうちはさめておきたるにならひて、あかくみがけるかゞみにむかひて、わが身のかたちをみるに、かつはかげはづかしく云々、おほいぬまろが詞云々、「あきらけきかゞみにあへば過にしもいまゆくすゑのこともみえけり」といふめれば、世繼いたくかむじてあまたゝび誦してうめきて返し、「すべらぎのあともつぎ〳〵かくれなくあらたにみゆるふるかゞみかも」、今やうのあふひやつはながたのかゞみ、らでんのはこに入れたるにむかひたる心ちし給ふや、いでやそれはさきらめけど、くもりやすきところあるや、いかにいにしへのこだいのかゞみはかねしろくて人手ふれねどかくぞあかきなど、したりがほにわらふ」とみえたるをおもふに、そのかみあふひ八花形のかゞみを今やうといひて、きらめけどくもりやすきといひ、あふひといへる形はいまだ聞えず。またいにしへのこだい鏡はかねしろくて人手ふれねど、かくぞあかきといへるにて、

〔大平考〕宣長の養子本居大平の考也

〔御鎭座傳記〕伊勢内外二宮御鎭座の次第を記せる書にして、一に太田命傳記と云ふ、皇太神宮太神主彦和志理命の著也。

〔大神宮式云々〕同條に、鏡形木覆金廿四枚（徑各一寸五分、別足三立）とあり。

八花形なるは今やうにて、水銀をもてきらめかし、古鏡はみがきたるまゝにて明(アカ)りつること知られ、また圓かりつる事もおのづから•たり。（•知られ脱カ）

〔押紙〕大平考、八咫鏡の事、ヤタと云名の意いまだ思ひ得ず、八葉の花形なる事は、これ自然の圓形なり。そは鐵を湯にわかして、坂或は石などの平なる所へ鑄流したらむに、圓くせむとかまへたるものの、めぐり四方八方へ流れかゝりて、左の如く七ッ八ッ九ッ十二三にも花形に丸ろくなれるなるべし、是自

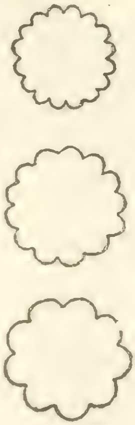

然の圓形なり。背面に繪樣あるも、もと或は粒々或は波のうねく\、布目雲形などの如き文自然と出來たるを、後にはアラレ地、ナヽコ地、又さまぐ\繪やう抔を文(アヤ)なす事にはなれるなり。

按ふに、御鎭座傳記に、中臺圓形といへるは、上に圖せるごとき鏡の背面の中の、圓き處をいへるものなり。（臺とは華臺ともいひて、惣て花の蘂をいふ稱なり、俗に花のウテナといふこれなり。）又八頭花崎八葉形也といへるは、またく無き事をいへるにはあらで、神財の中に八花崎なるが有を見て、御靈鏡もさぞ坐らむと推量言せるなるべし。

また延喜の大神宮式（修飾神宮調度の條）に鏡形木とあるものを、延暦の儀式帳（其外神宮の文書ども）などに

私ニ云、コハ裏チ圖セル也。

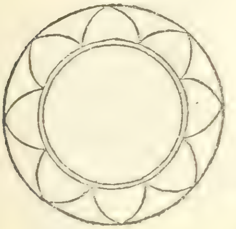

外宮神寶の御鏡裏如レ此、御鎭座傳記に所謂八頭花崎八葉鏡（形イ）也、中臺圓形座也とあるもの、決てこの御鏡をもておもひ奉りたるものなり、これをもて見れば鼻鈕といへるものもなし、但櫃に收おかるゝなり。

裏有二八花崎紋一、

外宮のは徑一尺、四所別宮のは徑六寸。

は、御形といへり。さてそを元々集（古本の八の巻）に、御形者正殿梁上宇に立レ之云々。內御形者橫竪（ヨコ）板上各有二四華臺形一。其上又各有二一面之銀鏡一。以二銀薄一塗レ之也。云々。とある華臺形などいへるをおもふに、かの神寶の花崎の鏡の裏の圓き形をいふなるべくおほゆ。（大神宮式修飾神宮調度に、花形金花形釘などあるもの、たぐひなり、さて一面の銀鏡といへるは圓きのなるべし。）そを鏡形御形としもいへるは、御靈鏡の形に似たるよしにはあらず、大神宮にして鏡形といふ詞を憚りて御形と稱なれたるなるべし。

〔注〕此大神宮の書にのみ、御形といへりときこゆ。元應二年度會家行が著せる、類聚神祇本源形文篇に引たる天口事書曰。天照珍圖（ウヅノミカタ）者。心神華臺之中。天地八尊圓鏡坐。寶基御靈形文圖曰。大和姬皇女。承二皇天嚴命一。移二高天原之梵宮一。而造二神風伊勢內外兩宮社一。顯二御形於棟梁一。また空海が天地麗氣府錄を引て、令レ開二敷八葉蓮葉一。故大空無相月輪座。其中有二實相眞如日輪一。是爲二如々安樂地一云々。亦名二法性心殿一。亦名二伊勢二所兩宮心殿一。自性大三昧耶形大梵宮殿表也。天地靈覺秘書曰。大日本國者大八洲也。惟大日靈貴治國也。亦八葉花臺也。即金剛胎藏諸會大日宮世界土也。「凡世界自レ本本覺也。自レ本無明也。本又法界也。本是衆生本佛也。本者本然道理也。など云へる事あり。いと忌々しき說どもなり。この外行基が大和葛城寶山記、圓仁が伊勢大神宮端相仙宮秘文などいへる書、其外にもさる類の古書を多く引たるをみるに、みなさる意ばへに、神の事を佛說に牽合たる僞說多し、古書といへども心してみるべき事なり。

是につきて御靈鏡の御形を想像（オモヒ）誤れる人のありげなれば、おどろかしおくなり。

おのれ既におもへりしは、かの帶といへるものは、紐著くべき設（タメ）の鼻鈕にて、いはゆる紐鏡ならむかと

〔元々集〕我國開闢說より伊勢大神宮の由來、地祇の出生、神器傳受の事等を記せる書、北畠親房の著也。

〔度會家行〕伊勢外宮の禰宜也。

〔類聚神祇本源〕伊勢の神道說を述べし書、十五卷也。

〔天口事書〕我國神代の歷史也。

〔大和姬皇女〕垂仁天皇第二皇女也。

〔大和葛城寶山記〕大和國葛城山神祇の緣起也。

〔圓仁〕姓は壬生氏下野の人也、大同三年叡山に至り最澄に就きて學び、承和五年入唐、同十四年歸朝、齊衡元年天台座主となり、貞觀六年寂す、天長八年慈覺大師の謚號を賜ふ。

〔枕詞にのみ云々〕萬葉集古義に、契沖云る如く、その裏に着たる紐は、常に解まじきものなるによりて、勿解（ナトキ）そと之意に云かけたる枕詞なるべしとあり。

〔明宮段云々〕同段（應神）に、亦百濟國王照古王、以二牡馬壹疋牝馬壹疋一付二阿知吉師一以貢上、亦貢二上橫刀及大鏡一云々とあり。

〔神功卷云々〕同卷に、五十二年秋九月丁卯朔丙子、久氐等從二千熊長彥一詣之、則獻二七枝刀一口、七子鏡一面及種々重寶一、と見えたり。

〔天日槍〕新羅國主の子也。

〔押紙〕攝津國廣田大神神鏡

八花也

〔押紙〕九條殿法守神鏡

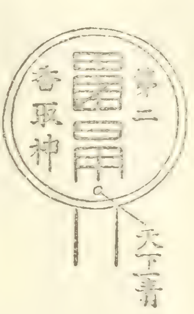

大國主神　天下泰平五
大物主神　穀成就国家
大己貴神　安穩□壽一
志□男神　切□□勧□
八千戈神　弘仁庚寅天
大國玉神　九月十一日
顯國玉神・
淳□王
御□首事宣海七月
宣旨無社司從五位
中將中臣奉之
（以上押紙）

右之通五面　中央文字
五面同樣
第一鹿島神第二香取神
第三平岡神第四姬太神
第五若宮
御鏡司
森氏所藏圖
（以上押紙）

思ひしかど非らず。萬葉の歌などに、鏡をばたゞに鏡といひ、まそ鏡などいへるは常にて、〈勿解などかなり〉といふ枕詞にのみ紐鏡と詠るは、紐なきが常なるからわきてひもつくるを然いへるなるべし。

〔注〕八咫鏡〇景行九年紀十二月戊辰、雄略九年紀、といへるはいともたふとくめでたき御寶なるがゆゑに、其量（ホド）をもて稱ひつたへて、つひにめでたき鏡の一の稱のごとくになれるにやとおもはるゝなり、猶別に說ふべし。

さて其紐鏡も、古くよりもてはやしたるものにて、もとはから國のものゝかたを摸せしものなり。からぶみ博古圖などにある、かの國の古鏡の圖考見るべし。〔押紙〕異國より鏡を献りたる事のものにみえたるは、はやく古事記明宮段、百濟國主より大鏡を貢上りたる事あり、この事を書紀神功卷に、五十二年九月の事として、七子鏡一面献りし由記給へり、七子鏡といへるは、から籍にもみえたり、こは二典を合て考るに、大なる七頭ある鏡なるべし、又古事記同御世に、天日槍が奧津鏡邊津鏡といふものを奉りたる事もあり、（こは海上にして用ふべき德用あるものにやといはれたり）、この鏡は二面なるを、書紀には日鏡一面とあり、この事は下にいへり。さて紐鏡の古く物に見えたるは、肥前風土記に、鏡渡の故事を記していはく、檜隈廬入野宮御宇〈宣化天皇なり〉之世云々。武彥〈武彥は廣國押楯天皇の誠。〉鏡緒絕沈レ川云々。と

〔あさゝれば云々〕屬レ物發レ思歌と題せる長歌の一節也

〔五百津之御須麻流之玉〕神代卷に五百箇御統とあり釋日本紀に、問、御統何物哉、答、是聯ニ綴美玉ー而爲也其玉穿レ穴綴集所レ成也、云々、統者總也、言聯ニ綴五百箇之玉一、以總ニ纒其頸一之義也、神代之風以レ玉爲ニ身餝一、云々」とあり。

〔白丹寸手〕木綿を云ふ。

〔奥山の云々〕大伴坂上郎女祭レ神歌と題する長歌の一節也。

〔しらがつく〕白紙付の義、木綿の枕詞也。

あるは紐鏡なりけむ。されど田舎人など夜道行に、鏡の柄を緒もて結ひかため、領(エリ)にかけて鬼(モノ)をおそれしむる料に物するは、いと／＼ふるき由あるならはしならむとおもはるゝにつけては、かの鏡緒絶云々も、必紐鏡ならむとおもひさだめがたし。さてそをおきては、萬葉に見えたる歌をおきて、ふるく紐鏡の事物に見あたらず。

〔押紙〕萬十五十二丁ウ あさゝれば、いもが手にまく、かゞみなす、みつの濱びに、大船に、云々、

妹が手にまくハ鏡に紐アリテ、ソレヲ手ニ纒ヘル也、ナホ□ケニ說アリ。

右ひも鏡なり、鏡の如く□□ノつく□ナルヲホギイフナルベシ、今モイフ詞ナリ。

〔注〕神代紀一書の伊弉諾尊日神月神を生成し給ふ條に、左手持ニ白銅鏡ー云々。右手持ニ白銅鏡ー云々。また皇孫天降の下に、天照大神手持ニ寶鏡ー云々と見ゆ。また古事記石屋戸閉の段、招事の文に、於ニ上枝ー取ニ著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉ー於ニ中枝ー取ニ繫八尺咫(の誤)鏡ー於ニ下枝ー取ニ垂白丹寸手青丹寸手ー」と見ゆれば、鏡は紐鏡にて、その紐を木の枝にかけたるにやともおもはるれど、紐鏡ならずとも糸もて木にはかくべし。記に璁には取著、鏡には取繫、丹寸手には取垂とあるは、たゞその賢木に取つけたるさまを語り傳へたる詞なり。萬葉三に、「奥山の、賢木の枝に、しらがつく、木綿取付て」ともあり、著も繫るも其狀にしたがひて、さのみなづむべきにあらず。故神代紀には、此事を鏡玉和幣ともに懸とあり。又書紀に、此三種を同じさまに物せる事、三種をともにかくるとあり。景行紀には挂、仲哀紀には挂又懸と作り。さてかくるといふ詞は、下には居安置ずて、物に據りて高く置るやうの事を云り、鏡臺を鏡かけといへるもこれなり。また鏡にたつるといふは、かの柄を下になして立て置をいふ

べし。古今集に、近江のや鏡の山をたてたれば云々、今も鏡臺をかゞみたてといへり、必しもかくるといふ詞になづみまどふ事なかれ。猶いはまほしき事の多かれど、あまりにわづらはしければしばらくいはず。

〔書入〕萬十七四十六丁家持卿長歌、ちはやぶる神ノ社にてる鏡（ニ）倭文（シヅ）にとりそへ（幣帛ヲソヘテ奉納也）こひ祈（イノ）て云々、十二二十五丁作者未詳、はふりらが齋（イハ）ふみむろのまそかゞみかけて」（コレマデ序）しぬびつあふ人なしに。

阿岐留神鏡ノ一證トスベシ。神司ノ神社ニ鏡ヲカケテ齋フ由也。（ナベテ例トキコユルヨミザマ也）

神體ノ故ニハアラズ、後世トモスレバ鏡ヲ神體トスルハ、コノ齋鏡ニイセ大神ノ御ヲオモヒヨセタルモノナルベシ。

古き宮寺などに持傳ふる古鏡に柄のあるはまれにて、多くは花形と圓形にて、背には唐草花鳥などの紋を鑄つけて、鼻紐のあるもなきもあり。又古の器好（コノミ）する人々に問聞けるに、その答へたる趣も皆同じ。ふるくよりさるからざまなるを、世には多く用ひたりけむ。

〔注〕古物語に、からの鏡といひて、もてはやせりけにきこゆるも、さるさまのものなるべし。宮寺などの、什物の目錄にも、唐鏡、六花、八花、圓形、方鏡など目錄を記せり。さて、漢ざまの鏡の、もはら世に弘まりし事は、もはら、奈良の朝廷の比よりとおもはるゝよしあり。事長ければ、こゝにいはず。

されど今も古き家には、徑六寸七寸八寸ばかりの圓鏡の、兩面にて柄のつきたるがたまく〳〵ありて、そ

〔古今集〕萬葉集撰定の後より延喜五年までの歌を撰びしもの、紀貫之、紀友則、凡河内躬恒、壬生忠岑等醍醐天皇の勅を奉じ延喜五年撰す、

〔近江のや云々〕同書卷二十、大伴黒主の歌也、同書に此れは今上の御べの近江の歌と注す鏡山は近江國蒲生郡鏡山村に在り、鏡にかけて古來多く歌に詠まる。

〔家持卿〕大伴旅人の子也、諸官を歴任し、延暦元年陸奥按察使鎭守府將軍、二年中納言、三年持節征東將軍となり、四年薨ず、尤も和歌をよくし名吟頗る多し、萬葉集は其撰と傳ふ。

〔吉備津彦命明神〕備中國賀陽郡眞金村に在り、孝靈天皇の皇子吉備津彦命を祭る

〔東大寺〕奈良の雜司に在る華嚴宗の總本山（もと八宗兼學）也。

〔春記〕後朱雀天皇長曆二年より、後冷泉天皇永承七年に至る日記也。

〔資房卿〕大納言藤原資平の子也、參議兼東宮權大夫となり、天喜五年薨ず。

〔源平盛衰記〕二條天皇應保中より安德天皇壽永中まで凡そ廿餘年間に於ける源平兩氏の盛衰を詳記せる書、葉室大納言時長の著と傳ふるも詳かならず。

は柄の長さ今の鏡のよりはいたく短し、これ古ざまのものゝたま〳〵遺りつたはれるなり。しかるに今の世は、復いと古に立かへりて、彼圓く柄あるをのみ專と用ゆるは、高天原にして作り初たるいともかしこく、いともたふとき御靈鏡の御形なれば、あるが中にも尊くめでたき由緣ある器としぞおもふ。九條殿の鎭守の神鏡、鹿島香取平岡姫大神若宮四柱の御共に柄付の御鏡なりと云へり、故實により給へるなるべし。大かた後の世の神鏡は、多くはからぶりのつかなしとみゆ。

文武紀慶雲元年條 鳳凰鏡窠子錦を伊勢大神宮に奉られし事見えたり。これ漢國のをめづらしみて奉られたるなり、文德紀齊衡二年 備中國言、吉備津彦命明神庫內鈴鏡一夜三鳴とあり。世記の子鈴鏡も小鈴鏡にて鈴と鏡と別にはあらぬか。しからば大倭本紀に、鏡三面子鈴一合、又一鏡及子鈴者云々とあるも、子鈴鏡にて子鈴は鏡に付る鈴なるを、鏡と鈴とを別に云へる文とすべし。此大倭本紀の事は下に文を引り。〈東大寺什物ニ鈴鏡アリ、穗井田氏ノ圖ヲカリエテ可二吟味一〉

因に記す、上文神鏡の御形の證に引出たる記どもの後に、神鏡の火に罹り給ふことは、春記に、春宮大夫資房卿 長曆四年云々。此時の事を百練抄に、長久元年九月九日 長曆四年の十一月十日改元也、九月の比は長曆と號し也。皇居上東門院燒亡。見二資房卿記一 資房卿は上に引たる春記の作者也 とあり。あなかしこ、此後事なく安置坐也。中右記寬治八年十月廿四日内裏燒亡の下に、後聞。又作夜內侍所鈴大鳴成レ奇。〔押紙〕源平盛衰記四十四ノ卷、神鏡神璽都入ノ條ニ、崇神天皇御宇恐二神威一御座同殿不レ輒トテ、更ニ劍ヲ改メ鏡ヲ鑄移、古ヲバ大神宮ニ奉二返送一、新鏡新劍ヲ御守トス。靈驗全ク減ラセ給ハズ、景行天皇四十年夏六月ニ、東夷背二朝家一關ヨリ東不レ靜、天皇日本武尊ニ命ジテ數萬ノ官兵差副テ東國へ發向ス云々。又錦袋ヲ披テ異賊ヲ平ゲコトテ、叢雲劍ニ錦袋ヲ被レ付タリ云々。彼燧ト申ハ、天照大神百王ノ末ノ帝マデ、我御貌ヲ見奉ラムトテ、自御鏡ニ移サ

セ給ケルニ、初ノ鑄損ノ鏡ハ、紀伊國日前宮ニ御座。第二度ノ御鏡ヲ取上御覽ジケルニ、取弛シテ打落シ、三ニ破タルヲ燧ニナシ給ヘリ。彼燧ヲ錦袋ニ入、劍ニ被レ付タリケル也。今ノ世マデニ、人腰刀ニ錦ノ赤皮ヲ下テ、燧袋ト云事ハ此故也。

○河内名所圖繪、十六山ニ古鏡二面、日ノ御像ノ眞形トオボシキアリ、トヤウニアリシトオボユ。三日丸云

〔押紙〕此稿帶ヲツカト考タルハ誤ナリキ、追考ニイヘリ、本文正スベシ。釋紀文傳ニモ頭ヲハタトヨメルヨシ、ソノ外誤アリ、ヨク正シテトルベシ。

追考

左の證據によりて考奉れば、靈鏡柄あらむとの考は誤なり、改むべしあなかしこ。

大神宮儀式帳曰、御樋代。深一尺四寸。內八寸三分。徑二尺。內一尺六寸三分。經雅神主の解に、是は、御樋代の大きさをいふ。木を雕て作れば、外深一尺四寸あれば、內は八寸三分あるべし。○徑は、和多利とよむべし。圓器なれば、指渡にて大さをはかるなり。徑外にて二尺あれば、內は一尺六寸三分あるべし。但こゝには誤字あるべし、恐あれば委いはず。大神宮式、樋代一具。正宮料高二尺一寸。深一尺四寸。內徑一尺六寸三分。外徑二尺。文永遷宮記、御樋代一口。號ニ樋代。高一尺七寸八分。口徑一尺。彫端一寸。端牙七分。蓋一口。口徑九寸とあり。新宮を造り奉る時、此樋代を作り替奉るは、代々の遷宮記に見え、今の世も違はず、此の外、黃金の御樋代有云々といへり。信友按に、文永遷宮記の徑をもて考れば、

〔燧袋〕燧、火口、薬品などを入るゝ袋にして、中古太刀の一の足の根に結び付けたり、軍器考に、火打袋、着ることは云々、寛正のころの記に足利殿の御贈物にも此物つけられしこゝ見えたり、云々、織田殿のころまでも、なほ此物の事見えたれど、今はかゝる物つくることは見えずとあり。

〔河内名所圖會〕河内國の名所舊蹟山川社寺等を記載圖示せる書、秋里舜福の文、丹波元國の繪也。

〔帳〕大神宮儀式帳の略也。

〔式〕大神宮式の略なり。

〔文〕文永遷宮記の略也。

〔野府記〕小右記の別稱也、小野宮右府(右大臣)の義にとれる稱也。

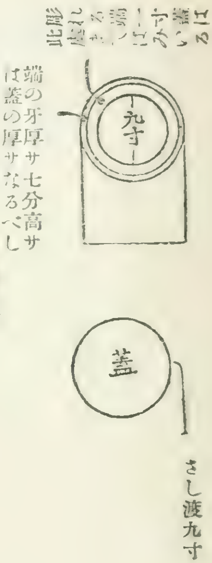

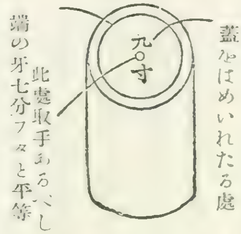

〔押紙〕
- 高(帳)不見(式)二尺一寸(文)一尺七寸八分(六寸八分低)
- 深(帳)一尺四寸(内八寸三分)(式)同
- 外徑(帳)徑二尺(式)外徑同
- 内徑(帳)一尺六寸三分(式)内徑同

内徑チモテ並ルニ木ノアツサ二寸七分 文口徑一尺 影端一寸 端牙七分 ―此三條ハ圖ニ―イヘリ(以上押紙)

影端端牙を除けば、内徑八寸三分なり。其中に黄金の御樋代あれば、これを三分と見て、内徑八寸となるべし。御正體嚢に入れられたるべければ、そのほどをあまして考奉れば、御正體八寸に足らず、いはゆる八咫の考に叶へり。

日矛考

日本紀略に天徳の度威所三所一所鏡云々。即云伊勢大神云々。一所眞形無二破損一長六寸許一所鏡已涌亂破損。紀伊國御神云々。〔釋紀に引〕れたる御記の文も、全同じけれど、そは誤字多き事上に正せるがごとし、故こゝには紀略の方を擧ぐ。さて紀伊國御神とは、二所をかけて申せるなり。小右記には、故殿御日記云。〔是も天徳の度〕恐所云々。曾不二燒損一云々。

〔注〕鏡三面中、伊勢大神、紀伊國日前國懸云々、さて中字異本にあり。この後の事を、紀略に寛弘二年十一月十五日燒亡の下に、神鏡同燒損、十六日の下に、炭中神鏡二面奉レ求二出之一とある、一面は伊勢大神に坐し、今一面は天德の度に眞形無二破損一とある方の神鏡なるべし。さて已上の文は、上文に引たるにゆづりて、すべて省きて擧たり。野府記にも鏡三面中二伊勢大神。紀伊國日前國懸一また孝標

〔名神大〕名神とは鎭座の年代古く神徳正しき社に附せる社格、大とあるも一種の社格也、もと大中小社の別見えしが、延喜式に至りて中社を除く、名神は凡て大社也。

〔月次〕毎年六月十二月の二季十一日に、神祇官に於て三百四座の神に奉幣して國家の靜謐聖體の福運を祈る祭を云ふ。

〔相嘗〕毎年十一月上卯日に新穀を神祇に供する儀也、延喜式によれば其の祭に預る社七十一座あり。

〔眞名鹿之皮〕眞名は美稱、鹿皮也。

女日記に、あまてる神をねむじ申せといふ人あり云々、人に問へば、神におはします、伊勢におはします、紀伊のくにゝきのこくさうと申すは、この御神なり、さては内侍所にすべら神となんおはしますといふとあり。神におはしますとは、高天原に坐す大顯身を申し、紀伊の國に云々とは、そのころいつきまつれる國造の名高くて、俗にさも唱ひけむかし。

先此三面の御鏡の事を考るに、一面は大御神のに坐す事は、素より辨ふるまでも非ず。（上に記せるを見て知べし。）さて其を除て二面の御鏡は、神代紀の一書曰とて、記されたる日矛てふ鏡にて、後に紀伊國名草郡日前國懸の二神の（延喜神名式に載られて、名神大月次相嘗新嘗にあづかり給へり、なほ下に申べし。）御正體と崇れ給ひたる御模圖の御鏡なるべし。そは神代紀一書（石窟幽居の條）に、宜圖造彼神之象而奉招禱也。故以石凝姥爲冶工採天香山金以作日矛。又全剝眞名鹿之皮以作天羽鞴。用此奉造之神。是即紀伊國所坐日前神也。とあるを、鈴屋主の（髻華山蔭の）說に、紀伊國の日前宮に、既に日前大神と國懸大神と並坐て、國懸大神は此日矛に坐すよしなれば、此時日矛と日象の御鏡と二ッ造り奉れる事は違ひあるまじきなり。（日矛日象の事は、信友考へあり、下にいふべし。）然るを二ッ造り奉れる事のよしをもいはず、又奉造之神といふが、日神の御象なるよしをもいはず、すべて起しざまあしき故に聞えがたきなり。これも古傳說の趣は、よく聞えたる事にてありけむを、撰者の例の漢文の改にて、かく聞えぬやうにはなれるにこそ、といはれたり。

〔注〕此日矛の矛字を、象の字の誤ならむと云ひ、又矛の下の又の字を、矛の字と合て舊象の一字なりけむを、矛又と二字になれるならむとも云へる說あれど、さても全文とゝのへりとも通えず。既く弘仁の私記にも日矛として、くさ〴〵論ひあり、但其論はこと〴〵くあたらず。

〔大御光の貞〕神代卷に、於是共生二日神一、號二大日孁貴一、此子光華明彩、照二徹於六合之内一、云々とあり。

〔前御靈〕幸魂也、その身を守りて幸あらしむる靈魂を云ふ、古事記傳、幸魂、奇魂の注に、此は共に和魂の名にて、幸魂とは其德用を云ふなり、二魂にはあらずとあり。

今なほ按ふに、古語拾遺に、鑄日像之鏡一初度所レ鑄。少不レ合レ意。是紀伊國日前神也。次度所レ鑄。其形美麗」是伊勢大神也。

〔注〕舊事紀には、令レ鑄二造日矛一此鏡少不レ合レ意」則紀伊國所レ坐日前神是也と書り。圖二造彼神之象一とは、日大御神の御象を圖（ウツ）し造り奉らむと議れる由なり。この神之象と書せ給へるは、日大御神の御形容（カタチ）の事にはあらで、大御光の貞（サマ）を圖造たる由なり。書紀に大御神の御光の事を、（此處闕文）又汝にまさりて尊き神ます云々と云へるをも、おもひ合せて、旨と大御光をうつせる由を知るべし。又古語拾遺に、次所レ鑄其形美麗。是伊勢大神也。とある美麗は、大きさのほども、又鏡の光照もうるはしく滿足らひたる義なるべし。

とある初度に所レ鑄とあるは一面にて、共に日矛と稱せる鏡にして、（神代紀に、圖二造彼神之象一而云々、古語拾遺に鑄二日像之鏡一とある日像は、日神の御像の美麗き光彩（ミヒカリ）を、模圖（ウツシ）たるものを作り奉らむと議定（ハカリ）たる地の文にて、いへるは、初度に鑄たる二面の鏡とこそ聞ゆれ、日矛といふ由の考は下にいふべし。）日矛とその二面は、ともに少不レ合レ意とある御鏡にて、後に日前國懸の二神として、いつき祭り給へるを、惣ては日前宮と稱せるから、國懸をも倂（トモ）におしこめて日前神と稱し、（上に引たる小右記には、日前國懸と分ち記されたり、さて名草郡宮鄕秋月村の西北半町ばかりに、日前國懸の二宮同域に坐り、總ては日前宮と申すとぞ。）又紀伊國御神とも稱せるなり。持統六年紀に、伊勢、大倭、住吉、紀伊大神とあるも、二社を惣て申せるなるべし、また大倭本紀に、（釋紀所引）一書曰。天皇之始（邇々藝命をさして申上る文。）天降來之時。共副二護齋鏡三面子鈴一合一也。（天降來之時共とは、皇孫命の御事は素よりにて、大御神の授給へる御靈實の八咫神鏡に、共に相副て申、その天降來坐ときの御護として、齋ひて副下し給へるなるべし、子鈴の考は別にいふべし。）注曰、一鏡者。天照大御神之御靈也。名二天懸神一。一鏡者。天照大御神之前御靈。名二國懸神一。今紀伊國名草宮崇敬致二解祭一大神也。

〔押紙〕天懸國懸のカヽスに赫すにて、天照國照云々と申ごとく、天にも國にもカヾヤクよしを、二鏡にたゝへわけたるものなるべし。

〔注〕大御神の御靈とは、すべての魂を申し、前御靈とは幸魂にて、そを御天降の時の護齋に副へ給へるなるべし。さて八咫の神鏡は、總ての大御神の御靈實なり。さて國懸神は今も然稱して坐せば、天懸神は決く日前神に當り坐せり。此文の繼に、一鏡及子鈴者。天皇御食津神。朝夕御食。夜護日護齋奉大神。今卷向穴師社宮所レ坐解祭大神也とあり。一鏡は決く豐受大神の御靈にて、神名式、大和國城上郡に、卷向坐若御魂神社とある御事にて、今穴師山南檜原に豐受大神御鎭座跡と云る處ありとぞ、其處なるべし。さてこの穴師社宮の事は、傳十五の四十四丁に論はれたり。それにつきて、なほ考よれる事あり、別に云べし。この本紀の傳は一の正しき傳なるべし。

〔押紙〕卷向穴師ヨリ、ヒヌノマナヰヘウツリオハシタルニテ、其舊ノコ社ニモマツリタルナルベシ、御所ノ八咫鏡頭付ハコノウツシナルベシ。

とある名草宮は、（二宮の在所の事、上に注せるがごとし。）決く日前國懸二大神の宮をいへるものにして、又二鏡の御事蹟もすべて相證し辨ふべし。さればすべて彼三鏡は、皇孫命また大御神の御靈實の八咫鏡に副て御護の齋鏡として授け天降し給ひけるを、天懸國懸の二鏡は、八咫鏡とともに御代々の天皇の同宮に坐せ給ひ、後に崇神天皇の御時に、彼八咫鏡を豐鋤入姬命に託て離（ハナチ）奉り給ひて、鎭り坐べき地を求めありき給ひける。その時の事を、大同元年大神宮本紀に、木乃國奈久佐濱宮積三年齋奉。其時紀國造進二地口御田一と見ゆ。

〔注〕倭姬世記にも此事をしるして、國造の名舍人紀萬呂とあり。或書に崇神天皇の時、天道根命に課

〔カヽスは云々〕平田篤胤翁も、さて天懸と申す義は、懸借字にて炫（カヾ）すなり、其は大御神石屋に幽居坐し時は、天も國も常闇となれるに、彼御鏡を造りて、招出し奉りしかば、天も國も炫き徹れる故に、然稱ふべきものなり、と云へり。

〔豐受大神〕伊弉諾尊の御子和久産巢日神の御子也。

〔傳〕古事記傳也。

〔木乃國〕紀伊國也

〔國造本紀〕舊事紀第十卷也。

〔神位〕神に授くる位にして、また神階と稱し、位階(五位以上十四階正六位上一階)、品位(四品以上四階)、勳位の別あり凡て十九階に分つ、位階は續日本紀天平十八年の條に、八幡神に三位を、品位は同書天平勝寶元年十二月の條に八幡大神に一品比咩神に二品を、授けしを初めとし、勳位は同書寶龜二年十月の條に、越前國從四位下勳五等劔神とあるを初見とす。

〔上卿〕公事奉行の上首を云ふ。

て、日前國懸神を齋祭らせ給ふ、今も其裔紀氏にて國造といひて、二宮の神官なりといへり。按に國造本紀に、橿原朝御世。神皇産靈命五世孫。天道根命定二賜紀國造一姓氏錄にも、神魂命五世孫。天道根命とあれば、祟神の時、道根命に二宮を齋らせ給へるといへるは、已か考とは時世いたく違り。こは世記に記せる紀萬呂、天道根命の裔にて、代々國造となされしが、祟神の御代に、二宮の齋祀に關りしを、然は誤傳へたるなるべし。さてこれも或書に、日前大神は日像鏡、國懸大神は日矛なりといへるは、後に書紀と古語拾遺とによりて、いひ出たる說とこそ聞ゆれ、そは上にいへると合考べし。此時にや、かの二面をば、共名草の同地に鎭り坐しめ給ひて、日前（所謂天懸神といへる）國懸の二大神と齋き祭らせ給へるなるべし。神名式に名草郡日前神社、國懸神社、共に名神大、月次相甞新嘗とあり。然るに史どもに、此二大神に位を授上られし事見えず。當國の國帳（名草郡）にも、此二神のみは神位を記さずして、共に大神宮と記せり、殊に尊び給へるが故なり。

〔注〕天武紀朱鳥元年の下に、七月癸卯、奉下幣於坐二（今本居）紀伊國一國懸神上云々、といふ事見えたり。日前をおきて國懸にのみ然ありしは、いかなる事にか、今測りがたし。もしくは大御神のサキミタマを殊に祭らせ給ふ由緣ありしにか、又そのかみ國懸神と稱して、天懸をこめて稱したるにもあるべし。

又上に引たるごとく、持統紀に、伊勢云々、紀伊大神ともあがまへ記されたれど、いまだ延喜式には宮號の御事はきこえず。されば大神宮の尊稱は、延喜の後に授奉らせ給へるなるべし、中右記に、寛治五年十二月七日。今日上卿參陣。擇二申日前國懸社遷宮日時一とあり。そのかみ遷宮の御事も、朝廷より嚴重にものせさせ給ひしなり。上にいへるごとく、此二大神には、ことに位の階を奉られざるなど、すべ

〔風雅集〕花園天皇の撰び給へる和歌集、廿卷也。

〔令集解〕令義解を始め、古來令を註釋せる古記類を集めし書、惟宗直本の撰にて、三十卷なる。

〔神戶〕租調庸を其社司に納むる神社領の民戶を云ふ、崇神天皇七年始めてこれを定め、平城天皇の朝に至りては、全國の數七千有餘に及べり。

てを考合るに、諸ふかく尊び給へるにて、嚴重の御あへしらひにこそありけれ。

〔註〕日前國懸の二宮の御在所の事、又總ては日前宮と稱す事は上にいへり。さて日前はヒノクマと唱ふべし。風雅集に、當宮の神職紀俊文の歌に、「名草山とるや榊のつきもせす神わさしけきひのくまの宮」と見え。神名式にもヒノクマと訓をつけたり。然るを神代紀の訓にヒノマヘとあるは非じ。今はヒサキの宮といひ、又字音にニチゼングウともいへりとぞ。是らは字に付てさかしらに唱へなれたるなるべし、そは地名に例多き事なり。國懸は天武紀にクニカヽスと訓、又クニノカヽス、クニカヽリとも訓を添たれど、神名式の古訓にもクニカヽスとあり、令集解に、釋云云々。紀伊國坐日前國懸須ともありて、今も然稱ふといへば、クニカヽスと唱ふべし。日前大神は大倭本紀に見えたる天懸神なるに、さは申さで既くより日前としも申すは地名にやあらむ。故日前神と申す時は、國懸を總ても申せるなり。國懸は地名にはあらず、大倭本紀に國懸神とあるを以て、素より神の御名なる事決し。和名抄名草郡に日前神戶ありて、又國懸とある次に、異地の例に引はなして、島神戶といふが見えたるは、書ざまの誤れるにて、こは國懸島神戶と引接て見るべし。島は式にある當郡志摩神社の、今も島地といふにありといへば、其島といふ所にある國懸宮の神戶なる由なるべし。此抄の例、なべてはたゞ神戶とのみ記せるに、當郡には日前神戶、須佐神戶、津麻神戶、伊太祁曾神戶（本とも互に亂れたりしを今正して引つ）などある例とすべし。又國懸を鄉名とせば、日前國懸神社同域にませど、後に國懸宮のかたざまの地を界ひて、神名をやがて鄉名にも唱たるなるべし、これも地名に例ある事なり。

此二大神の御鏡は、そのかみ天皇の御許を離奉らるゝ時に、御靈の八咫鏡と同じさまに、彼二面をも鑄

〔水鏡〕神武天皇より仁明天皇までの事實を記せる書、大鏡、今鏡と合せて三鏡と云ふ、中山忠親の著と傳へらる。

〔扶桑略記〕神武天皇より堀河天皇までの史實を漢文にて記述せる編年史也、延暦寺の僧阿闍梨皇圓の撰に係る。

〔神宮雜例集〕伊勢太神宮に關する雜記也、卷一に御事神封事附神田薗御領を掲げ、卷二に神宮四至事、内侍所事、心御柱事、天平賀事、政印事、年中行事事を載せたり。

うつし留させ給へるなるべし。

〔注〕然るを水鏡に、云々、又鏡三ッあり、一つは大神宮に坐ます、一つは日前におはします、一つは内裏におはします、内侍所にこそおはしますめれと見え、扶桑略記神武天皇の條に、又自㆓神代㆒有㆓三鏡㆒一鏡在㆓伊勢大神宮㆒一鏡在㆓紀伊國日前社㆒一鏡在㆓内裏内侍所㆒とあるは古傳說ながら、此中の一鏡を、内侍所の神鏡とせるは謬なり。伊勢大神の御靈實の鏡を摸し鑄させ給へるが、すなはち内侍所なり。

〔押紙〕神宮雜例集に、神宮記を引て云、寬弘二年――内侍所神鏡燒亡の條に、――一面者伊勢國坐須。一面者紀伊國坐須。一面者内侍所坐須。是此鏡也。――加㆑之鑽㆓置於本所㆒と内侍所に坐す御事はみだりなり。こは日前國懸の二宮をおしこめて紀伊國大神と申し、又日前宮とも申して、一宮のごとく聞るにつきて、はやくもかゝる誤傳の出來たる事決し。

さて日矛といふ稱の義を按ふに、御記また紀略に、一所眞(圓イ)形無㆓破損㆒長六寸許。とあるは、即紀伊國御神とある御鏡なるに、大御神の御靈鏡には、御記に徑八寸許とありて、紀伊國御神とある御鏡には、長六寸とあるを對へ考るに、此長とあるは、徑にはあらず。柄のほどを云るにて、其はことに日に立ばかり柄の長かりけむから、しか見とめたる人の告(マヽ)すを、やがてしるされたるものなるべし。紀略右に引たる文の次に、契七十四枚皆魚形也云々、長各二寸餘許とあると同文體なる事をも思ふべし。さて柄の六寸ばかりならむは、さのみ長きとは云まじきがごとくなれど、上想像考にいへるごとく、古鏡は柄の短かゝりしともきこゆるにも打合せておもふに、そは鏡面の小さくて、上に引たる古語拾遺に、初度所㆑鑄少不㆑合㆑意とあるをおもひ合すべし。

〔日像幢〕金漆塗の丸き板に、三足の烏を畫き、圓像の端に金漆の細き串十七本を挿す、幢は黑塗にて、金漆塗の丸き輪九つを以て柄を貫けり、卽位式等の時紫宸殿の南庭中央に烏形幢を樹て、其東に日像幢、朱雀幢青龍幢を列ぬ。

〔月形幢〕銀漆塗の丸き板に、銀の兎蟾蜍、月桂樹及び瑠璃色の目を畫き圓形の端に銀塗の細串十七本を挿す幢の柄は日像幢に同じ、前項に記せる儀式の時烏形幢の西に、月像(形)幢白虎幢、玄武幢を列ぬ。

〔押紙〕仙臺藩士松根氏 字彦輔 藏古鏡

ワタリ大凡三寸餘

兩面也　柄大凡四寸餘

右文政十三秋、衣關貫、仙臺ニテ見タル由ノ話ナリ、ナホ打摸ヲ乞テ予ヘント約ス。

此鏡、下野ナル藤房ノ鏡ト云ヘルモノ、形ニ似タリ、可レ考。

柄の殊に目に立たるなるべし。されば日矛てふ名の義は、上にいへるごとく、日神の美麗き御光彩の御像を、ホコにさゝげたるさまもていへるなるべし。

〔注〕ホコは記傳二十七四十丁に、上代の矛は、鋒刃(ハサキ)あるものゝみにあらず、木のかぎりなるもあり云々、古の木矛は、今の世の棒といふものゝ類にぞありけむ。又二十五五十五丁に、記に縵八縵矛八矛とある矛は、延喜内膳式にも見えたる桙橘子といへるものなるよし證(アカ)されて、そは橘の枝をやゝ長く折て、葉をみな除きさりて、實の著たるを云なるべしとやうにいはれたり。なほ按ふに、今蒲の穂を蒲棒といひ、また神祭に山桙盖(カサ)桙などいふホコもおもひ合すべし。長くも短くも物を高くさし上るを、何ホコホコ何といへるなるべし。さてかの桙たちばなといへるは、橘の蔕(ホゾ)ながら枝に著たるを、矛たちばなといふにおもひ合するにつけては、御記に蔕とあるが柄ならむといへる、己が考の似かよひて聞ゆるけなり。されどそはあまりの心すさみにやあらむ、さらでもありなまし。是等思ひ合せて、いにしへホコといひけむさまをおもひわきまふべし。さて延喜式に、元日及御卽位の時に建らるゝ日像幢月形幢といへるは、漢風にいはゆる四神の旗の類にて、證とはなしがたし。さて初度所レ鑄少不レ合レ意とは、かの日矛といへるかたちの意に合はざりしにもやあらむ。さて百練抄に、長寛元年正月廿八日。

〔紀伊國日前國懸神社〕紀伊國海草郡宮村秋月にあり。古來日前神宮と併稱し、日前宮又は國懸宮といひ、或は日前國懸宮ともいふ、本國の一宮にして、現今官幣大社也。祭神國懸大神、即ち天照大神の前御魂の鏡を齋き祀る。

〔奥津鏡邊津鏡〕古事記に「故其天之日矛持來物者、玉津寶云而、珠二貫。又振レ浪比禮、切レ浪比禮、振レ風比禮、切レ風比禮、又奥津鏡、邊津鏡、幷八種也（此者伊豆志之八前大神也）」とあり。伊豆志は今の但馬國出石神社、國幣中社也。

紀伊國日前國懸神社燒亡。於二御正體一者奉レ出事とあり。

〔押紙〕又書紀の日矛を日象と改めて日前の神とし、古語拾遺に、於レ是大己貴神云々。仍以二平國矛一授二二神一曰。吾以二此矛一卒有二治功一天孫若用二此矛一治レ國者。必當二平安一云々。とあるを、國懸神ならむ（國懸の神矛にますと云へる說もあるによりて）といへる國平の事によりたる矛なれば、國懸と申も據ありといへる、一わたりきこえたれども、上に引たる小右記などの實錄にも叶はず、すべて押あての考なり。日矛と云へるをおしはかりに矛なりと世に云はむもさる事なり。釋紀の私記に、廣矛云々。雖レ爲二三種寶物之外一此矛有二治國之名一已奉二天孫一定傳之後棄歟。所在不レ詳。ともいへり。いかにも此矛は何れの宮にか鎭りますべき事なるに、所在のきこえ給はぬは、あたらしき事なり、なほ考奉るべき事にこそ。

また按に、垂仁紀に新羅王子（新良の國主は、姓氏錄に、彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊男稻飯命の後なるよし見ゆ。）天日槍が來歸ける時、種々の神物を將來れる中に、日鏡一面（古事記には奥津鏡邊津鏡といふ二面とせり、異なる傳にや、またそれも別なる鏡にて、書紀にはもらされたるにや。）とあり。そも〳〵この日槍は、本國にして或女の陰上を、日ノ光のさしたるより、娠みて生みたりける美玉の、女に化れるが、皇國を吾祖の國なりとて、參渡りけるを（祖とは日神を申すにあたれり。）慕ひて、追渡來歸たりけるも、深きよしありげなるに、その將來れる神物に、日鏡といふがあり。（もしくは稻飯命の持給ひたりしものにもやあらむ。）天日槍（古事記には日矛、筑前風土記には日桙とかけり。）といふ名稱も、皇國にて稱へたると聞ゆるに、併せておもひ巡らすに、もしくはかの日ノ鏡といへるは、深き幽契あるものにして、是も別に一ッの日矛の形の鏡にやありてけむかし。さらば、やがて其持參渡し鏡を、名稱に負ひしものなるにや。（日矛が事蹟は記傳の三十四の四丁、また十四丁に委しくいはれたり。）今因に、いさゝか考そめつるを書付つ。また筑前風土記に、高麗國意呂山自レ天降來日桙とあるもいと神々しきさまなり、なほよく考ふべし。

〔伊呂波字類抄〕三卷、橘忠兼の著、いろは四十八字に分類して、種々の詞を集めたる辭書なり。集めたる辭は凡て漢字にて、片假名を付したり。また各字を更に天象、地儀、人倫其他に分類せり。卷數も四卷、十卷のものありといへども、漸次内容の增補に隨つて增したるものなるべしといふ。

〔大神宮諸雜記〕二卷垂仁天皇の卽位二十五年より、延久元年に至る伊勢大神宮に關する雜件を輯錄したるもの、群書類從卷三、神祇部第三に收めらる。

神宮雜例集に、神宮記と云ふを引て、内侍所の神鏡の事を云る文あり。上に引出たる古傳に違へる事多し、こは傳の錯り違ひたるものなるべし。故其文を下に擧て其違へる由を辨ふべし。神宮諸雜事記にも此文を省略して記せり、この文と考合すべき事は各條下に注す　雜例集内侍所の條に、神宮記云。寛弘二年乙巳十一月十五日。内裏燒亡云云。内侍所神鏡今度燒亡爾被二燒損一給。因レ玆件神鏡改而可レ被レ奉二鑄替一之由。且被レ行二陣定一、且可レ被レ卜二筮吉凶於神祇官陰陽寮一之由。公卿僉議之間。各勘奏云。件神鏡者。是非二人間之所一レ爲。既天地開闢之初當。於二高天原一呂鏡作神乃遠祖。天香山命乃八百萬皇神達共爾以レ銅呂鑄造之神鏡也。或云天香山命以二古鑄作之一、この五字神宮諸雜事記には、云鑄作鏡也者の六字とす、伊呂波字類抄、鏡字の下に、手晝作之鏡事云々とある手は、丹の誤にてからの事なり。　件神鏡元二面也。廣皆諸雜事記には此二字皆以と作り。方尺向一面坐二伊勢國一須　一面坐紀伊國一須。一面坐二内侍所一、是件鏡也。其見二于日本紀一、この六字諸雜事記には子細具不記の五字とす　以レ之謂レ之。件神鏡改而被レ奉二鑄替一之事未二分明一也。縱件御鏡雖下被二燒損一給上、尤可レ被レ奉二鎭安一置於本所一也者。仍元神鏡御座也。とあり。内侍所の神鏡を、於二高天原一云々。鑄造之神鏡也。と云るは、すべて古傳に證なし。

○禁秘抄賢所の條、自二神代一神鏡如二神宮一奉レ仰。爲二伊勢御代宮一。古本。被二留置一也。神事次第同二伊勢一。今本宮の字宮と作り。

○崇神の時被二鑄改一事、古語拾遺に見ゆ。

○大神宮諸雜記、寛弘二年云々。燒亡の事一面者伊勢國坐須。一面者紀伊國坐須。一面者内侍所坐須。是此鏡也。

○日前神、釋紀七の九丁私記曰。問云々。今代傳云。紀國大御神是亦鏡也云々。この外の問答取る處なきゆゑ不レ引。

〔大宋御屏風〕唐人打毬の圖をゑがきたる由、江次第抄、代始和抄に見ゆ。

〔刀自〕御厨子所、臺盤所、内侍所等にありて雜役を務むる下級の女官なり、内侍所の刀自は、女房官品にとじこれも侍の娘などまゐる。とじは内侍所のまぼりなり」と見えたり。

〔多度寺〕多度大神宮に付屬せし寺にして、天平寶字七年滿願上人の創立也、

〔神宮寺〕神社に付屬せる寺院をいふ又神宮院、宮寺、神願寺、神護寺、神供寺等とも云へり、多くは神社の境内に建立す。

○世記、天慶元年七月十三日記曰、上略齋幸櫃一合件幸櫃自往昔時號神明、、、、、、、、○或記引通平公記二條殿、右大臣關白、建武三、二、四薨、四十九。曰。内侍所渡御之幸櫃一合、安勝与駕与輿也丁舁也、又一合アリ、元ノ御幸櫃ナリト云々。信友云、天慶元の記に二合とあるも、通平公記に合へり、今も二合なりとぞ。

○御搦の事、江次第御神條曰。上略温明殿南第一間神座前。立廻大宋御屏風四帖。中略神御唐櫃上有錦覆其上本引緋綱懸鈴。今夜割色々紙懸之。●天文五年十一月八日記曰。亥刻御搦錦覆布奉設候役人大典侍勾當内侍。伯三位雅業。刀自三人。奉行兼康朝臣。辨資時。●古記内侍所御搦事曰。一御唐絹一帖。表赤地錦裏生絹 一御からみ緋絹四十八筋。一晒布二端。一御覆絹表赤地錦裏生絹。一帖。一御座錦端一帖。一御鈴十八口。一同大綱紅二筋。一同小綱紅二十八筋。

○建内記、嘉吉元年四、二、後聞。今夜風雨之時分盜人參昇。○奥殿也内侍所神前取御鈴付御幸櫃御鈴奉之。取御錦在何所事難可尋知打滅御燈亦奪取刀自著用之小袖等了。刀自雖叫喚依風雨人不聽之歟。東門大番衆修不出逢也。翌日見付御鈴落道月花門唐居敷云々。

○紀氏系圖孝安天皇より出。に、長谷雄の子淑光の長子文煥也、紀伊國日前宮國造始從五位下肥後守、とありて、九代の孫に宣宗國造その弟宣保國造、正五位下、上北面。とあり、いと心得がたき事なり。

○伊勢桑名郡多度寺神宮寺とも稱。資財帳、延暦廿年に書たてたるものなり。帶の事、唐鏡一面、徑六寸三分、著紫帶在。○在字は云々在とかきたる文例なり。鏡貳拾壹面、五寸以下二寸以上。

○大安寺資財帳天平廿年奏上。合鏡壹阡貳佰漆拾五面、佛物一千二百七十面の中、花鏡二百五十九面、圓鏡二百八十四面、方鏡六面、鐵鏡七十一面、菩薩物二面、並圓鏡、雜小鏡六百五十面、通物三面。

○法隆寺資財帳

白銅鏡六々貳面、一徑一尺五寸六分、一徑一尺五寸五分、並奥海礒形。

右天平八年……納賜平城宮皇后者

壹面　花形徑九寸八分裏葛獸形

右天平八年……納無漏王者

壹面徑九寸七分　裏禽獸形

右納圓方王者　なほあり。

○鏡の菱花の事、遊仙窟六十丁ォにあり。

天保三年二月十五日翁の初稿の本をかりてかしこみ〳〵もうつしをへぬ。

竹内建男

寶鏡秘考 終

〔法隆寺〕大和國生駒郡法隆寺村に在り、法隆學問寺、鵤寺、鵤大寺、鵤本寺ともいふ、古今目錄抄によれば七名あり、法隆寺學問寺（南門）來立寺（中門）鳥路寺（經藏）七德寺（金堂）寶藏寺（鎮守）聖國寺（講堂）伴生所寺（五重塔）の七名是也。もと三論宗にて法相宗を兼ねしが、今は法相宗の大本山也。推古天皇の御宇、天皇及び聖德太子、用明天皇の遺願を果さんが爲めに創建せらる。

神璽三辨

神璽三辨（草稿）

三種神寶の中に、神璽と申に、鏡劍の二種を申すと、後に玉を申す事となりたるとの差別あり。又別に令律に神璽といふが在て混らはしきをも、ともに辨へむとす。まづ其神寶の事は、古事記・御孫命天降段に、於是副二賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劍一、亦常世思金神、手力男神、天石門別神一而詔者、此之鏡者、專爲二我御魂一而如レ拜二吾前一伊都岐奉云々、とある條の傳の中（十五巻廿一丁）に○八尺勾璁鏡は、彼石屋戸の段に、科二玉祖命一令レ作て眞賢木の上枝に取着し玉と、科二伊斯許理度賣命一令レ作て、中枝に取繋し八咫鏡となり。當時是等物を用ひて、大御神を招禱奉りし故に、遠岐し璁鏡とは云り。然るに此の勾璁を、或は伊邪那岐命の天照大御神に賜へる御頸玉なりとし、或は須佐之男命と、誓約たまひし時の曲玉なりとし、或は大己貴命事代主命の獻りし曲玉なりとするは、皆此レ遠岐斯てふ言を、得心得ぬ故の推當のひがことなり。○草那藝劍は、かの須佐之男命の、八俣遠呂智を切給ひし時に、其尾中より得給ひて異物なりし故に、天照大御神に獻り給ひし太刀なり。さて鏡と劍との間に及と云るは、上の遠岐斯の言、璁鏡へのみ係りて、劍は異時の物なる故に、其を隔むためなり。書紀に、天照大神乃賜二天津彦彦火瓊々杵尊、八坂瓊曲玉、及八咫鏡、草薙劍三種寶物一、とあり。さて此三種を連擧る次第は、鏡劍玉とか、鏡玉劍とか有べき理りなるに、（其由は次に云）此記にも書紀にも玉を先にし、書紀には、殊に玉及鏡と、鏡の上に及の字をさへ置れたるは如何と云に、水垣朝御代に至りて、此御鏡劍をば、他處に齋祭り給てより、天皇の御許に坐は、神代の舊物

〔常世思金神〕神代巻一書に、高皇産靈尊之息とあり、下記二神及び五部神と共に瓊々杵尊の降臨に奉侍す、古事記傳に、此三柱神は其現御身を天降し給ふには非ず、皆其靈實を降し給ふなり、故上の五伴緒神と同列にはあげずして、今此に三種御寶の次に連ねたり、云々とあり。

〔玉祖命〕書紀玉屋命に作る、高皇産靈尊の御孫也。

〔水垣朝〕崇神天皇の御宇也、天皇即位三年大和國磯城郡金屋村磯城瑞籬宮に皇居を定め給ひしによる。

〔祝詞考に云々〕同書下卷御鎭魂齋戸祭の條に出づ。

〔石屋戸段の勾玉〕古事記に、科ニ玉祖命一令レ作ニ八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠一、而云々天香山之五百津眞賢木矣、根許士爾許士而、於ニ上枝一、取ニ著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉一、とあり。

には坐さず、たゞ玉のみぞ今大御神の授賜へるまゝの物にて坐故に、彼御世よりしては、三種の中に玉を第一とぞせられけむ、然れば其御代より後は、常に玉を先に申しならひたる其次第のまゝに、此記も書紀も記せるものにして、神代より然るには非ずなむ。

〔注〕然るを或説に、本來玉を鏡よりも殊に重き物の如く説成し、又師の祝詞考に、伊邪那岐命の御頸珠を天照大御神に賜ひて、所知高天原と詔へれば、彼御頸玉は大御神の天を知し食す御しるしなり。さて今天孫に賜ふ勾玉は、天岩戸前にして招禱せし時、彼天照大御神御頸玉に准へて作りしを、今天孫天降て國の主となりたまふ御しるしに、天照大御神これを賜はせしなりと云れたるも、皆かなはず。其故は石屋戸段の勾玉は、彼御頸玉に准へて作りしと云こと徵據なし。彼段を考るに、此玉さる意にて作れるには非ず。凡て玉は古殊に賞で、世に尊み欲する物なる故に、御幣に獻りしのみなり。さるは殊にたぐひなく重事招禱に用る故に、心をつくして作れるから、あるが中にもめでたく美麗き玉なりける。故に大御神の殊に珍しみ賜ひて、比なき御寶物にて有けるを、此度御孫命には賜はせるにてぞありけめ、異なる意あるべくも非ず。故此次の文にも書紀にも、此時詔命には、たゞ御鏡の事のみありて、此玉の事は見えず。若此玉御國知食す御しるしとならば、必其事も詔ふべき理ならずや。然るを彼御頸玉に准へて、是をも天孫の國知食す御しるしとして賜ひしと云るゝは、此記にも、書紀にも、三種の中の第一に擧られたるゆゑに、强て其意をかなへむとてなり。たとひ實に御國知食む御しるしとして賜へりとも、大御神の御魂とある御鏡の上に立むことは、かたくなむあるべき。然れども其鏡に並べて賜はせし一種の御寶物にしあれば、おのづから御國知食御璽となれるは、もとより然あ

〔繼體卷云々〕同元年二月の條に出づ

〔大伴金村大連〕談の子也、仁賢以降六朝に歴仕し、繼體天皇の朝以後大連たり。

〔大殿祭〕神今食、新嘗祭、大嘗祭等の前後、若くは皇居の遷移、齋宮、齋院卜定の後等に屋船久久遲命、屋船豐宇氣姫命及び大宮賣命を祭り、宮殿の災變なきを祈る祭也。

〔新帝の御所云々〕讓位の時は先帝の内侍（掌侍）一兩人留りて、劔璽を受け近衛次將に渡す所謂送内侍これ也

るべき理なり。さて右の余に此三種には、なほくさぐさの理をこちたく說ク說どもおほかれど、皆古ノ意にあらずなむ。

今此に大御神の授賜ふ時を以テ云はゞ、鏡第一なることは更なり、次には劔、其次に玉なるべし。其故は書紀繼體卷に、大伴金村大連、乃跪上ニ天子鏡劔璽符ヲ再拜。神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏ニ天神之壽詞ヲ、忌部上ニ神璽之鏡劔ヲ、（義解に、此即以ニ鏡劔ヲ稱レ璽。）大殿祭祝詞に、高天原爾神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以氐、皇御孫之命乎、天津高座爾坐氐、天津璽乃鏡劔乎捧持賜天、言壽宣志久云々。（此神祇令又祝詞の文を以て見れば、繼體卷なる璽符も、即鏡劔を指して云へるか、たとひ玉なりとも鏡劔の次にあるをや。）これら鏡劔のみを云て玉を云はず。

〔注〕師の祝詞考に、璁は御身に着坐賓にて、人の手觸る物ならざる故に、右ヘより鏡劔二ツを以て、大儀の時のしるしとは成來るなり。されど此祝詞には、勾璁を專擧グべき理なるを、既に大寶のころの儀式の表に依て、二ツをのみ云つる物にて、是レも上代の文ならぬを知る一ツなりと云れつるは心得ず。璁は御身に着坐賓にて、人の手觸る物ならずとは、常にこそさもあらめ、踐祚の時いかでか、本より御身には着坐む。そもそも彼令に踐祚之日とあるは、義解に、即位を云と云る如く、古は踐祚すなはち即位なりしを、後には踐祚と即位と別になりて、即位の儀式には、忌部上ニ鏡劔ヲことは見えず、大嘗會に此事あるなり。然れども是本は始めて御位を嗣たまふ時の儀式と聞ゆるなり。さて後世には踐祚の時、舊主の御許より新帝の御所へ劔璽を渡さるゝ儀あり、又其餘の儀式にも内侍二人劔と璽とを執て供奉す。此を以ておしはかるに、上代又大寶の定めの頃とても、舊主より新主へ寶物を渡さるゝ時、璽も必渡されずばあるべからず、然るに鏡劔をのみ云て、璽を云ハざるは、本鏡劔は重くして、璽は一きは

輕き故なるべし。然れば此はかの水垣朝よりして璽を先とせらるゝ定めにかゝはらずして、神代の本よりの定めにつきて云るものにて、返て古意をこそおもはれる、さて後世に劍璽といひて鏡を云ぬは、鏡は内侍所に坐て動きたまはぬがゆゑなり。

古語拾遺には、卽以二八咫鏡及草薙劍一二種神寶一、授二賜皇孫一、永爲二天璽一、所謂神璽劍鏡是也、矛玉自從。とあるを以テ知べし。此拾遺の文は、世に玉を第一と思ふが古意に非ることを慨みて、ことさらに玉を然して、鏡劍には比ひがたきことを知らせたる文なり、自從とは鏡劍の如く正しく御璽として賜へるには非ず、矛と玉とはたゞ何となくそれに添へて賜へる由なり、さて此矛は書紀に所謂日矛なるべきか、又大己貴神の經津主神に授けし廣矛か、何れともさだかならず。これら三種の中には、玉は本は輕きが故なり。然はあれども、天皇の大御許にしては、此玉のみぞ今に至るまで、大御神の授賜へりしまゝの物に坐坐ば、傳持給ふ三種の御璽の中には、殊に貴き御寶なりけり。後の世に神璽と申すは此玉の御事なり。云々と證考注されて、まことにいはれたる考なり、今其說に據りて猶は考ふるに、くだりの考の證文の餘にも、古語拾遺、神武天皇卽位の條に、天富命率二諸齋部一、奉レ持二天璽之鏡劍一、奉レ安二正殿一、幷懸二瓊玉一、陳二其幣物一、殿祭祝詞云々、至二磯城瑞垣朝一云々、更鑄レ鏡造レ劍、以爲二護身御璽一、是今踐祚之日、所レ獻神璽之鏡劍也。儀式、踐祚大嘗祭儀にも、忌部奉二神璽之鏡劍一と見えたり。延喜式同祭條にも如レ此あり、また大殿祭祝詞をも考合すべし。また宣化紀に、群臣奏二上劍鏡一、持統紀に、奉二上神璽劍鏡於皇后一なども見えたり。また禁秘御抄に、寶劍の御事を、壽永入レ海紛失之後、院御時以後廿四年、被レ用二清涼殿御劍一、仍以レ璽爲レ先、而承元讓位時、有二夢想一自二伊勢一進之、已來又准二寶劍一以レ劍爲レ先。と記させたまへるも、もとより劍璽に輕重の定あることを推はかり奉るべし。但し此御抄に璽と記させたまへるは玉にて、後の御世におよびて神璽とも璽とも申すうへの璽なり。しか申す差別は、下に辨べし。さて又傳の考の中に、繼體紀に、大伴金

〔内侍所〕禁中溫明殿内神鏡を奉安せる賢所の別稱也。

〔書紀に所謂日矛〕神代卷に、故卽以二石凝姥一爲二冶工一、採二天香山之金一、以作二日矛一、とあり。

〔廣矛〕大己貴神の之を以て國内を平げ給ひし矛也、書紀通釋に、廣矛は廣刄の矛にはあらじ、云々、此も八廣矛にて、槍の長きを云なるべしとあり。

〔院御時〕院は後鳥羽天皇を申す。

〔清涼殿御劍〕清涼殿母屋晝御座に安置せる晝御座御劍なり。

（大中姫命）允恭天皇の皇后也、古事記に、品陀天皇之御子、若野毛二俣王、娶其母弟百師木伊呂辨、亦名弟日賣眞若比賣命、生子大郎子、云々次忍坂之大中津比賣命とあり。

（日本紀略）神代より後一條天皇までの編年略史也、撰者詳かならず。

（崇神紀に云々）同紀十年の條に、九月丙戌朔甲午、以大彦命遣北陸、武渟川別遣東海、吉備津彦遣西道、丹波道主命遣丹波、云々とあり。

村大連、乃跪上天子鏡劍璽符、とある璽符をたゞよはしていはれつれど、これも慥に鏡劍の事なり。其は史記漢孝文帝紀に、大尉跪上天子璽符とある文にて、符は字書に、驗也、證也など見えたり。允恭紀に、跪上天皇之璽雄朝津間稚子宿禰皇子、謝曰云々、大中姫命仰歡。則謂群臣曰、皇子將聽群臣之語、今當上天皇璽符、於是群臣大喜、卽日捧天皇之璽符、と上には天皇之璽といひ、下には天皇之璽符とあるにても、符はたゞ漢文の潤飾なる事明なり。また其ほかにも論ふべきは、まづ舒明紀に、天皇之璽印、推古紀に、天皇璽印とあるは、印は字書に、印信也、印謂之璽など見えて、字義の通用まゝに、たゞ璽字に加へたる潤飾文なり。其は允恭紀、顯宗紀に、天皇之璽とみえ、清寧紀また後記桓武卷に、天皇崩たまへる時、以璽幷劍櫃奉東宮、劍櫃は大刀契なり、此事は別に考記せるものあり、東宮は平城天皇なり。とたゞに璽とも記されたるを、璽印と印字を加へたるは、天皇の御印のごときこえて殊に混らはしき書ざまなり。さて其璽と書れたるは、天津璽乃劍鏡、神璽之鏡劍などいへる璽なり。日本紀略に、嵯峨天皇讓位の詔に、奉還神璽とあるは、後紀の文なるべけれど、いま缺て傳はらず。神璽之鏡劍などいへる例の神璽なればこともなし。然るに書紀孝德卷に、天皇授璽綬禪位とある璽は、踐祚の時に奉る天皇の璽にて、すなはち鏡劍の一種なるを、こゝに璽綬とかけるは、上に論へる舒明紀、推古紀に、璽印と書れたるがごとく、璽字の印に通用かたにつきて、漢制に印綬といふものゝある、綬字を加へたるにて、これも潤飾文なり、應劭漢官儀に、綬長一丈二尺法十二月、廣三寸法天地人、此佩印之祖也。などみえたるに據れるものにして、ことにいみじき物ぞこなひたる書ざまなり。崇神紀に、四道を治に遣す四人に、共授印綬爲將軍。と記されたる印綬も、潤飾文なり、そのかみ印綬などいふものゝあるべくも非ず、景行紀に、天皇持斧鉞以授日本武尊曰云々、と作るも古事記に、給比々羅木之八尋矛、とあるがごとく、實は矛をやたまひたりけむ。さて上に擧たるごとく、日本紀略に、嵯峨天

皇、淳和天皇に讓位の時の詔に神璽とあるは、其御世までは、上古よりの例のまゝに、鏡劍一種の神寶もて、踐祚の天璽として奉り、玉はそれに添て奉りたりけむを、此後の踐祚の時より、鏡は御在所に坐て動きたまはず、玉を神璽と稱して、劍と比て奉る事となりしなり。其は續後記に、仁明天皇崩たまへる時に、賚二天子神璽寶劍符節鈴印等一奉二皇太子直曹一符節鈴印は大刀契なり、此事の考も別にあり、皇太子は文德天皇なり。と見えたるを始にて、文德實錄天皇踐祚の處に、獻二天子神璽寶劍符節鈴印等一、三代實錄淸和卷天皇踐祚の處に、奉二天子神璽寶劍符節鈴印等一、また皇太子陽成受二天子神璽寶劍一、陽成卷に、天皇皇太子光孝に讓位したまはむとして、二條院に遷幸の時に、神璽寶劍印本一本に寶鏡とあり、今前後の例に依りて、二本に寶劍とあるによりて訂せり。等依レ例相從。また其時の詔詞に、天皇璽綬乎奉天、天日繼位爾定奉良久、親王等云々、衆聞給部止宣璽綬の事は、下にあげつらふべし。云々、於レ是以二神璽寶劍この寶劍も、印本寶鏡とあり、一本に寶劍とあるによりて、これも訂して採れり。又一等一付二王公一、卽日親王公卿步行、奉二天子神璽寶劍等今皇帝於東二條宮一、光孝卷に、天皇皇太子宇多に讓位のため、二條院に遷幸したまへる時に、親王公卿奉二天子璽綬印本諸本此間に神鏡二字あり、たゞ一本に無きを、前後の例によりて、その無きに隨ふ。寶劍等一と見え、六國史此御代にて止れり。この後日本紀略に、この書今在る本ども缺卷あり、また本に誤脫あり、なべて記事に精粗あり、今己がみて訂せるかぎりを採りていふ。冷泉院の條に、奉二璽劍於皇太子直曹一、花山院、後一條院の條に、劍璽。六條院の條に、上皇新羅神社祭文に、謝二璽劍一天云々。後三條院、堀川院の條に、神璽寶劍と見え、其より後の諸書みな此定に見えて、玉を神璽と申す事とはなりしなり。禁秘御抄に、神璽自二神代一不レ變、中略宮中鏡一程物動、返々不レ可レ傾。と記させたまへる御事これなり。但し上に擧たる陽成卷なる詔詞に、天皇璽綬乎奉天云々。この上文に、神璽寶劍等依レ例相從、下文にも神璽寶劍。光孝卷に、奉二天子璽綬寶劍一とある、璽綬の璽は、玉を神璽と申す事となりし上の事なるを、孝德紀に、璽綬と書るに傚ひて、ふと陽成天皇の詔詞に

〔二條院〕拾芥抄に二條北、堀川東と見ゆ。

〔六國史〕日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄を云ふ。

〔新羅神社〕園城寺(三井寺)五社鎭守の一にして、北院總門の內に在り、新羅國神を祭る、神社考詳節に、新羅明神者、三井寺鎭守也、僧圓珍自レ唐還時、老翁現二于舟中一曰、我是新羅國之神也、珍歸朝、以爲二三井寺鎭守一、とあり。

用ひられたりしを、又それに傚ひて光孝天皇卷の文にも、用ひられたるものなるべし。されど孝德紀なるは上に論へるごとく、天璽の璽字の印に通用ゆかたにつきて、漢制に印綬といふものゝあるに依りて、潤飾たる文にて、實は鏡劍二種にあたり、こゝなるは玉を神璽と申す事となりたる上なれば、玉劍二種に當りて、さすところの物、もはや同じからず。さてその神璽をたゞに璽とも申し、（江次第卽位の條に、天皇御ニ高御座一云々、內侍二人（劍在ニ御前左一、璽在ニ御前右一）前行（縫服）以ニ劍璽一置ニ御座邊一云々。）また璽字をしるしとよみて、しるしの箱など申す事ともなりしなり。（續古事談に、冷泉院うつし心なくおはしましければにや、しるしの筥のからげ緒を解きて、明けむとし給ひければ、筥より白雲立のぼりけり、恐れてすてたまひたりければ、紀氏の內侍もとのごとくからげたり云々、此事江談抄にも見えたり、古事談に、此事を陽成天皇の御態として記せるは謬說ときこゆ、其は三寶考說の中に論へり。）さてまた慶長二年正月花園院御記に、その神璽の御事どもを記させたまへる中に、璽筥姿を摹寫し載て、其處に、御璽筥者自ニ神代一未レ變、若納レ印歟、是關白說也。と注させ給ひ、（此時の關白は冬平公なり。）次に、追勘ニ日本紀古事記等一爲レ玉歟、（今謹て案るに、爲レ玉歟の歟字、うちまかせては疑の言ながら、中世の普通の文には、云々とおもひ定たる事をも、其事を重じていふ時、また對へる人を敬ふ意の時などに、言きらずして云々歟といふ例あり、此に爲レ玉歟と記させたまへるも、其例としてこゝろえたるべきなり、下にしかし不レ可レ疑歟と記したまへるもおなじ。）但此事尋ニ冬平公一之處、於ニ異朝一傳國璽者爲レ玉之由分明、於ニ神璽一不レ同レ彼、爲ニ靈物一不レ知之由稱レ之、爲ニ吉說一之由稱レ之、（冬平公前にも、若納印歟、と奏したまへるに、再尋させたまへるによりて、さらに云々之由稱レ之と、或人の說を舉て、よき說なりと奏したまへる趣なり。）但慈鎭和尙記等、分明之趣有レ之、八坂勾玉本文不レ可レ疑歟。と注させたまへり。（天皇には、日本紀古事記の本文を勘へたまひ、又慈鎭和尙記にも分明に記せるによりて、ますます八坂勾玉なる事とおもほし決めさせたまへる由なり、御讓位の後、元應二年正月廿一日御記にも、朕日頃璽箱中所レ納之物、不審未ニ分明一之處、見ニ日本紀一之次爲レ玉之由有ニ所見一、而近代人不レ知歟之間、分明之口傳、不ニ重々一之處、今慈鎭和尙記符合、と記させたまへり。）さてまた冬平公の前の說に、若納レ印歟と奏したまへるも、上に論へる如く、踐祚日上る鏡劍二種の神寶の事を、天皇之璽印、また璽綬など稱し、又たゞに璽とも稱せる事のきこえ、又後の御世に鏡は御在所を動きたまはず、玉を神璽と稱して上る事とな

〔江次第〕年中恒例臨時の政事、大小の儀式を詳記せる書、大江匡房の撰なり。

〔續古事談〕古事談に傚ひて古來の傳說を記せる也、三卷也。

〔江談抄〕公事、攝關家事、佛神事、雜事、詩事等に關する、大江家の人々の談を錄せる書にて、大江匡房の撰、五卷也。

〔花園院御記〕延慶より元應三年に至る花園天皇の御記にて、一に宸筆曆記と云ふ。

〔冬平公〕藤原基忠の子也、正和四年關白となり、嘉曆二年薨ず。

〔染殿〕京都正親町の南、京極の西に在りし藤原氏の第宅也。

〔三代實錄〕清和、陽成、光孝三代三十年間の實錄也、宇多醍醐兩帝の勅により源能有、藤原時平、菅原道眞、大藏善行、三統理平等撰す。

〔小右記〕天元五年より長元五年に至る小野宮右大臣藤原實資の日錄也。

〔鈴屋翁〕本居宣長なり。

れる事の由を、よくも辨へたまはずして、なほざりに奏したまへるものなるを、天皇あまりにつきなくおもほして、さばかりも正史を勘へて決めさせたまへるは、いとまめやかなる叡慮にこそおはしましけれ。但しそのかみ、さしも上なき重き神寶をしも、受傳はらせたまへる、天津璽の由來を、關白とおはする人だに辨へたまはぬばかり、おほほしかりつるは、いとあるまじく畏き御事にこそはありしか。さて又扶桑略記の陽成天皇の卷に、天皇爲二皇太子一駕二牛車一行二啓染殿一先帝讓レ位、卽受二神璽（天子印也）寶劍一、御二於鳳輦一歸二東宮坊一と記せる神璽の下の注は、記者の私注か、又後人の旁書を混へて、注に寫し入たるにてもあるべし。いづれにも、上に論へると同じ謾說なり、あなゆゝし、あなかしこ。（本文の讓位受禪の趣の記しざまも調はず、三代實錄に合せ見て知るべし）因にいふ、近頃或人の作れる漢文の書に、三種神寶の御事を傳國璽と見せるが見えたるは、字義は然しも難なかるめれど、古實を稽れば、いともかしこき失誤なり。其は長和五年正月廿二日小右記に、御讓位式從二大納言許一被二見送一傳國璽不レ知二何物一、仍被レ尋二其事一、天長十年記見二大刀契一、仍二作記一、昨日送レ之、卽被レ載二式文一了、廿九日大臣以下則左仗前、相二傳寶劍神璽及傳國璽一、とみえ、儀式注次第等の讓國儀、また家記どもにも見えて、其は大刀契の事なるものをや。（その委しき事は大刀契考に論へり）そも〳〵天皇の受傳ます、天璽の神寶は、天地と共に彊无き踐祚の大儀なるを、書紀を始め國史どもに、御世々々の中に、或は記し或は記されざりつるは、その史撰ばるゝ時、在來し記錄のまゝに採載られしにてもあらぬべけれど、その神寶の名唱ざまを、とり〴〵漢籍ざまにとりなして、然ばかり紛らはしく記されたるは、いかにぞや。故傍をおほかたに讀見て誤りおもひて、しのびしのびに、いとあるまじきかたに、云なせる說さへもありときこゆれば、今鈴屋翁の考說にとり添て、かくまでは論ひ辨へつ。

〔釋名〕名物の訓詁を記せる書、後漢劉熙の撰也。

〔金玉掌中抄〕罪條事、加罪法事、減罪法事、八虐罪事、六議事等刑律に關する事凡そ七十一條を記せる律書、中原章任の著也。

〔大不敬十三色〕毀ニ大社一、盜ニ大祀神御物一、盜ニ乘輿服御物一、盜ニ神璽一、盜ニ內印一、僞ニ造神璽一、僞ニ造內印一、合ニ和御藥一誤不レ如ニ本方一、合ニ和御藥一封題誤、造ニ御膳一誤犯ニ食禁一、御幸舟誤不ニ牢固一、指ニ斥乘輿一情理切害、對ニ捍詔使一、これ也。

〇また公式令に、天子神璽とあるものを、三種の中の神璽と同物のごと、いひおもふ人もありときこゆれば、それをもこゝに辨ふべし。まづその公式令の本文は、天子神璽、〔本注に、謂踐祚之日寿璽也、寶而不レ用、〇この寶而不レ用の四字は、上の天子神璽に連續たる本文にて、此本注の下に大書すべき文と聞ゆれど、諸本然書たるを見ざれば、しばらく本のまゝに擧たり、意をつけて讀見べし。〕內印方三寸、五位以上位記及下ニ諸國ニ公文則印、〔內印は御印なり、文は天皇御璽。〕外印方二寸半、六位以上位記、及太政官文案則印、諸司印、〔義解に、謂者臺寮司等各皆有レ印也。〕方二寸二分、上レ官公文及案移牒則印、〔義解に、謂太政官及諸司與僧綱若三綱相牒之類也。〕諸國印方二寸、上レ京公文及案調物則印と見えたり。さて其神璽の本注に、踐祚之日寿璽寶而不レ用とは、唐車服志に、天子有ニ傳國璽及八璽一、皆玉爲レ之神璽、以鎭ニ中國一藏而不レ用。又唐詐僞律に、皇帝八寶。疏議に、皇帝有ニ傳國神寶、有ニ受命寶、皇帝三寶天子三寶、是名ニ八寶一、依ニ公式令一神寶寶而不レ用、受命寶封禪則用レ之、皇帝行寶報ニ王公以下一書則用レ之、皇帝之寶慰ニ勞王公以下一書則用レ之、皇帝信寶徵ニ召王公以下一書則用レ之、天子行寶報ニ蕃國一書則用レ之、天子之寶慰ニ勞蕃國一書則用レ之、天子信寶徵ニ召蕃國兵馬一書則用レ之。またその八寶の事を、皆以ニ白玉一爲レ之、寶者印也、印文信也、以ニ其供御故ニ不レ與レ印同レ名。また釋名に、印信也、古者尊卑共レ之、秦漢以來天子曰レ璽、など見えたる制を、擬ひたまへるにて、〔彼國風の玉璽なるべし、文にも知るべき由なし。〕其後宮の職員令に、藏司尙藏一人、本注に、掌ニ神璽關契供御衣服巾櫛服翫及珍寶綵帛賞賜之事一、とある中の神璽も是にて、神代のもとよりの御物にはあらず。また賊盜律に、凡盜ニ神璽一者絞、注に、謂踐祚之日寿璽、次に〔盜ニ關契內印驛鈴一者遠流云々、又次條に、凡盜ニ外印及傳符一者徒二年、餘印者杖一百云々、金玉掌中抄に、八虐罪の第六條、大不敬十三色の中に、盜ニ神璽一、賊盜律云、盜ニ神璽一者絞、盜ニ內印一、同律云、盜ニ內印一者遠流、僞ニ造神璽一、詐僞律云、僞ニ造神璽一者斬、僞ニ造內印一、同律云、僞ニ造內印一者絞、律の罪條の中に、盜ニ關契一とあるも、尙藏の神璽と共に掌る關契なるべし、〕とある神璽も、其公式令の神璽の事なるを知るべし。然るに律疏に、八虐の六大不敬の科條に、僞ニ造神璽內印一、〔神璽者、謂依レ令踐祚之日中臣奏ニ天神之壽詞一、忌部上ニ神璽之鏡劍一、〕

〔傳國璽〕太平御覽に、傳國璽是秦始皇所レ刻、云々、其文曰、受ニ命于天ー、既壽永昌、漢高祖定ニ三秦ー、秦王子嬰獻ニ此璽ー、及ニ漢高卽ニ位佩レ之、因以相傳、故號曰ニ傳國璽ーとあり。

云々といへり。依令とは神祇令の文にて。義解に、此卽以ニ鏡劍ー稱レ靈也とあるを、こゝの神璽の注とせるは、賊盜律の注をだに考合せざる法家の甚しき失誤なり。但し令に、鏡劍をも踐祚日の壽璽をも神璽と稱して記されたるはいと混らはし、また寶而不レ用とある、重き寶璽を盜まむ者のあらむ儲に、盜ニ神璽ー者絞とその罪を定られたるは、皇國の御政にはことにつきなし。さてこの神璽は右に擧たる令律に載られたるをおきては、いまだ書どもに見およばず、はやく廢れたりしにぞあるべき。

〔頭書〕清矩云、公式令、後宮職員令、律ナドニイヘル神璽ハ、猶八尺瓊ノ勾玉ヲイヘルナルベシ、コレハ唐制ノ傳國璽ヲ爲ニ之神璽ー以鎭ニ中國ー藏而不レ用トアルニ倣ハセ玉ヒテ、直ニ勾玉ヲ以コレニ當テ玉ヒテ、令律ノ文ヲ立サセ玉ヘルナルベシ、サレバ賊盜律ノ盜神璽ノ條ヲ、唐律ト比校シミレバ、彼ニハ盜ニ御寶ートアルニテモ知ラルヽナリ。作翁ハ別ニ唐制ニ倣ヒテ寶而不レ用モノヲ、一種御製造有シコトト思ハレシハ違ヘリ。

弘化三丙午年二月十三日草稿、再訂畢、今日依ニ大行天皇遺詔ー今天皇、被レ行ニ踐祚儀ー云、偶辨ニ三神璽之事ー竊有レ感矣。

伴　信　友

神璽三辨　終

神器考證

神器考證序

日出之國。屹立海東。神器之重。與寶祚之隆。天壤無窮。亙千萬世而弗墜者。是其故何也耶。曰國體之嚴。與民心之正。有以致之也。尙古天祖之傳位于天孫也。詔曰豐葦原瑞穗國。是我子孫可王之地也。寶祚之隆。當與天壤無窮也。乃併授以神器。以爲天位之信。是其所以嚴國體正民心者。洪謨遠略。無復餘蘊矣。於是乎。神器之重。與寶祚之隆。併立儼然。互相濟資。以至于今日。豈其偶然之故也耶。夫自天地剖判。君臣之分素定。國也者。祖宗之所開。民也者。祖宗之所育。親授之於聖子神孫。以爲萬世億兆之主焉。徵以神器之重。所以明授受之義也。誓以寶祚之隆。所以達覆載之仁也。又且申以當猶視吾之懿訓。以發追遠之感。致紹述之誠。親切著明。何其至也耶。凡其愼祭祀。重民食者。亦莫非所以嚴國體正民心也。中古以來相臣專權。武人仍起焉。國土人民之政。殆委臣手而不省焉。國體之嚴或玷焉。民心之正隨圮焉。晦蒙否塞殆七百年矣。然祖宗之靈。赫々在天。逮于今日。終復聖明獨運之大權。以致寶祚之極隆者。亦未嘗不由於國體之嚴。與民心之正也。顧我先君義公。在武人執政之日。乃心皇室。明倫正名以正民心。烈公亦善繼遺緒。致尊上之誠。陳攘夷之策。以嚴國體。其鼓舞振勵。以爲今日恢復之地者。二公之忠。蓋與有力焉。豈不亦偉也乎。我友栗田叔栗奉藩侯之命。訂正國史。修緈之暇。編神器考證。以授之子弟。今也將刊行問于世。其意亦

在嚴國體正民心。所以修二公之遺德也。嗚呼方今之時。使一二從政者善讀此書。因以體祖宗立極之意。不敢犯大權。億兆奉上者。亦謹守臣子之禮。不敢踰大分。則不獨以嚴國體正民心。所以致太平於萬世。而振神威於八紘者。實亦存于此矣。抑國體與民心。神器輕重之所關。寶祚汚隆之所由也。爲臣子者。豈可不日夕惕勵。戒愼恐懼。以思所以致之之故也耶。叔粟又甞有言。曰古者崇神天皇。畏憚神威。摸造鏡劍。以安之宸極。爾後數千年之久。上古之神物。雖儼然永存乎。摸造之器。恐非前世之舊也。儻其聖明軫念。再摸造神物。果克如崇神畏敬之爲。則幾乎神靈烜燿。照徹六合也。正直聞之聳然。有所深感焉。臨序此書。併叙此言。弁之卷端。以致區々之誠云爾。

明治三十稔六月

前大學教授兼陸軍教授從六位內藤正直謹序

上神器考證表

臣寛言ス、伏惟三神造化ノ首ヲ作テ、乾坤爰ニ位シ、二靈群品ノ祖ト爲テ、萬物爰ニ育ハル、聖祖ノ慶ヲ積ミ暉ヲ重ルノ久キ、山河淸淑ノ氣、自ラ穀粟ニ著レテ、瑞穗ノ稻アリ、天下爲メニ飢歉ノ患无ク、皇宗ノ德ヲ明ニシ業ヲ盛ニスルノ厚キ、國土精英ノ秀、時ニ金鐵ニ發シテ、細戈ノ利アリ、邊要爲メニ侵凌ノ禍ヲ免ル、是レ天險自然ノ固ニ據ルト雖、豈天神眷佑ノ故ニ非ザランヤ、且夫天祖ノ諸祖天神ヲ祀ルヤ、齋庭ノ穗ト織殿ノ布ヲ以テ、民ニ孝敬ノ義ヲ教ヘ、其不虞ニ備ルヤ、千箭ノ靫ト稜威ノ高鞆ヲ負テ、大ニ奸宄ノ警ヲ爲シ、皇孫ノ葦原中國ニ降ルニ及デ、授ルニ三種ノ神器ヲ以テシテ、國家治平ノ要ヲ示シ給ヘリ、鏡ハ明也、劍ハ武也、玉ハ仁也、而鏡ヲ賜フノ詔曰、斯ヲ視コト猶我ヲ視ガ如クセヨト、其意義ノ深遠、萬世ト雖亦磨ス可ラズ、神武ノ都ヲ橿原ニ建ル、三器ヲ同殿ニ奉安シ、親祭懈ラズ、特ニ大孝ヲ申ベ、以テ皇祖ノ神トシ、以テ天下ヲ馭ルノ具トシ玉ヒ、崇神ノ政ヲ瑞籬ニ施ス、神威ノ褻慢ヲ是畏レ、恭敬安ゼズ、別ニ鏡劍ヲ摸シ、以テ天位ノ信トシ、以テ護身ノ璽トシ給ヘリ、橿原尙武ノ義ハ、列祖遵奉シ、瑞籬敬神ノ禮ハ、列宗恪守シ、世々相承テ、之ヲ或ハ違フコト莫シ、嗚呼古ヘ神祇ヲ敬祭スルニ、鏡劍ト玉トヲ以テシ、鑾駕ヲ奉迎スルニモ、必此器ヲ奉ルハ、何ノ故

ゾヤ、當時大道不言ノ中ニ行ハレ、天下ノ民、曉然トシテ天祖寶訓ノ在ル所ヲ知レバ也。五十迹手ガ言ニ、八坂瓊ノ曲妙ナルガ如ク、白銅鏡ノ明靈ナルガ如ク、且神劍ヲ提テ、天下ヲ平治ケ玉ヘト云ル、亦唯天祖ノ寶訓ヲ擧テ、天皇ヲ祝シ奉ル辭耳。臣寛是ニ由テ深ク鄙懷ニ感アリ、三冬ノ餘暇、事ノ神器ニ關スル者ヲ輯錄シ、嘗テ謂ラク、神洲ノ宇內ニ超絕スル所以ハ、獨リ山河淸淑ノ氣ト、國土精英ノ秀トニ由ルノミニ非ズ、實ニ天祖授ル所ノ神物、無窮ニ傳ハルヲ以テ也。夫天祖ノ寶訓ハ、忠孝仁義ト、敬神尙武ノ道ヲ明ニスルニ在リ、神武ノ盛德、崇神ノ偉業、皆是ニ由ザルハナシ、天下國家、此ニ由テ寧靖、天神地祇、是ニ由テ和享シ、盜賊奸宄、此ニ由テ平定、夷蠻戎狄、此ニ由テ率服スル者、未ダ嘗テ焉ニ本ヅカザルハ有ザル也。唯憾ムラクハ、崇神摸造ノ器、鏡ハ天德ニ炫彥ノ災ニ罹リ、劍ハ壽永ニ海若ノ宮ニ沒セリ、自是而後、聖子神孫、嚴威嚴恪、敢テ改造ナキハ、敬ノ至也ト云ト雖、此明治維新ノ隆運ニ當テ、古ニ復スル事アラズハ、臣恐クハ、天祖光訓ヲ垂ルノ深意ニ適ハザラン、恭惟天皇陛下、恩ハ春雨ノ萬物ヲ潤スガ如ク、八洲ノ民遍ク難波仁德聖帝ノ惠ヲ謳ヒ、威ハ烈日ノ金石ヲ爍スガ如ク、海表ノ邦、遙ニ日本可畏天皇ノ義ニ服ス、臣天皇陛下ノ皇都ヲ東京ニ奠メテ、天業ヲ恢弘スルヲ見ルニ、是レ陛下ハ卽今日ノ神武天皇ニマシ、又天皇陛下ノ威烈ヲ海外ニ宣テ、異俗ノ歸化スルヲ見ルニ、是レ陛下ハ卽今日ノ崇神天皇ニマス事ヲ知ル、然ラ

バ則陛下既ニ神武タリ、文崇神タリ、宜ク崇神ノ偉業ニ倣テ、鏡劒ヲ摸造シ、文宜ク神武ノ盛德ニ從テ、武勇ヲ奬勵シ、進テ天祖ノ光華明靈六合ニ照徹スルノ德ヲ輝シ、神器授受ノ寶訓ニ遵ヒ、明ハ靈鏡ノ如ク、仁ハ曲玉ノ如ク、時有テ乎以テ神劒ノ勇ヲ奮ヒ給ハヾ、八洲ノ民、曉然トシテ聖意ノ在ル所ヲ知リ、忠孝仁義ト、敬神尙武ノ敎ト相並テ、神聖ノ大道、不言ノ中ニ行ハレン、是レ臣ガ斯書ヲ闕下ニ獻テ、敢テ尊嚴ヲ冒瀆スル所以ナリ、戰兢屛營ノ至ニ堪ズ、臣寬誠惶誠恐頓首謹言。

明治三十一年七月

東京帝國文科大學敎授正五位臣栗田　寬上表

神器考證

〔萬國の王等〕王の訓「コニキシ」は北史、杜佑通典等に百濟王號於羅瑕百姓呼爲鞬吉支（コニキシ）、夏言並王也と見えたり。

〔常世之長鳴鳥〕日本紀口訣に、常世之長鳴鳥鷄也とあり、常世は常夜の義、世は借字也。

〔天兒屋根命〕津速魂命三世の孫也。

得叢雲劍

〔太玉命〕高皇産靈尊の御子也。

〔五百箇眞坂樹〕五百箇は枝の繁きを云ふ、坂樹は榊也。

皇大御國は、六合の間に照徹せる、いとも畏き光華明彩之德まします、天照大神の御生坐る本つ御國にして、卽其御裔の天日嗣と大坐ます天皇命の、天地と共に動きなく無窮に傳はり坐て、千萬御代までも統御す御國なれば、懸まくも可畏き天皇の尊く坐ます事、天地の間に二つとある事なき萬國の大君に坐ませば、異國々の王等は、悉く御奴として、順服まつるべき理なることは、言まくも更なり。如斯尊く萬國に上たる御國なるが故に、萬の物も事も、皆勝れて美はしき中に、殊に御世々々受傳ませる神寶は、亦遙に萬國の王等が持てる寶に勝りて、最も尊く、甚も奇妙なる御たからにな も坐ける。南北之亂とある條の末段に云る、支那傳國璽の論を、此にめぐらして心得べし。

さて其神寶の成れる事の源根を詳に考るに、書紀神代卷に大御神、素戔鳴尊の悪行を咎ましまして、石窟に隱り給へる事を云ひて、天照大御神云々。乃入于天石窟、閉磐戸而幽居焉。故六合之內常闇而不知晝夜之相代。于時八百萬神會合於天安河邊、計其可祈之方。故思兼神深謀遠慮、遂聚常世之長鳴鳥、使互長鳴。亦以手力雄神立磐戸之側、而中臣連遠祖天兒屋根命、忌部遠祖太玉命、掘天香山之五百箇眞坂樹、而上枝懸八坂瓊之五百箇御統、中枝懸八咫鏡一云眞經津鏡、下枝懸

〔青和幣〕古事記傳に、青とは、拾遺に令下長白羽神種麻以爲中青和幣上とあり、麻は木綿にくらぶれば、稍青き故に青和幣と云ふなりとあり、白和幣は木綿（ユフ）也

作八咫鏡

〔十握劔〕劔身の長さの十握ほどなるを云ふ。

〔眞名鹿之皮〕眞名は美稱、鹿皮也。

作八坂瓊之曲玉

青和幣白和幣、相與致其祈禱焉。云々、然後諸神歸罪過於素盞嗚尊云々、已而竟逐降焉。是時素盞嗚尊自天而降致於出雲國簸之川上云々、至期果有大蛇、頭尾各有八岐、眼如赤酸醬、松柏生於背上、而蔓延於八丘八谷之間。及至得酒、頭各一槽飲醉而睡。時素盞嗚尊乃拔所帶十握劍寸斬其蛇、至尾劍刄少缺、故割裂其尾視之、中有一劍、此所謂草薙劍也。一書曰、本名天叢雲劍、蓋大蛇所居之上、常有雲氣、以名歟、至日本武皇子、改名曰草薙劍。素盞嗚尊曰、是神劍也、吾何敢私以安乎、乃上獻於天神也、とある

御統玉、また八咫鏡、また叢雲劍を合せて、三種神寶とは云ふなり。件の中、劍の來由は明らかなれど、鏡と玉との原を本書に言はざるは疎漏なり。故同條一書に依るに、時有高皇産靈之息思兼神云者。有思慮之智。乃思而白曰。宜圖造彼神之象而奉招禱也。故即以石凝姥爲冶工。採天香山之金。以作日矛。又全剝眞名鹿之皮。以作天羽鞴。用此奉造之神。是紀伊國所坐大神也。紀伊國坐大神の事は、下に云ふ。また一書に、於是日神開磐戸而出焉。是時以鏡入其窟者、觸戸小瑕。於今猶存。此即伊勢崇秘之大神也。この小瑕の事も、下に云ふべし。さて此書には鏡作部遠祖天糠戸者造鏡、とみえ、また一書には、鏡作遠祖天拔戸兒石凝戸邊所作八咫鏡、とありて、違へるが如くなれど、石凝戸邊と云は、即石凝姥と聞ゆれば、此神の父を拔戸神と云けむ故に、糠戸とある方は、子の事を父にかけて云へるにて、其實は違へるにはあらじ　また一書に、中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒天明玉所作八坂瓊之曲玉。また一書には、玉作部遠祖豐玉者造玉とありしとみえ、古事記に、科伊斯許理度賣命令作鏡。科玉祖命令作八尺勾瓊之五百津之御須麻流之珠。とあるにて、甚著明なり。件の三種の神寶の中に、曲玉の御事は、いかにとも書に見えざれば、知りがたけれど、御鏡は大御神の御象をう

つし奉りて、太玉命の稱詞にも、寶鏡明麗恰如汝命と奏せる如くなるに、況て御光をさへに移させ給へる御物なれば、其尊さ云ふべくもあらず。神劍は素戔嗚尊の雄々しき神性に座ながらも、神さ劍なり、私に用ふべからずと詔給へる御言にても、其尊き事、想像奉るべし。

かくて此後、神寶いづれの所におはしましけむ、書に見えざれば知るべき由なけれど、大御神、武甕槌神、經津主神二柱を遣て、葦原の中國を平治しめたまへる後、皇孫命に、この寶物を授賜へるを思ふに、大御神の御殿內に置き奉りしものなるべし。さて此を授賜ひし事は、書紀一書、天照大神。乃賜天津彥火々瓊々杵尊八坂瓊曲玉。及八咫鏡。草薙劍三種寶物（三種と云事、此に始めて見えたり。）云々、因勅皇孫曰。葦原千五百秋之瑞穗國。是吾子孫可王之地也。宜爾皇孫。就而治焉。行矣。寶祚之隆。當與天壤無窮者矣。また一書に、是時天照大神手持寶鏡。授天忍穗耳尊而祝之曰。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。可與同床共殿。以為齋鏡。復勅天兒屋命太玉命。惟爾二神亦同侍殿內。善為防護。又勅曰以吾高天原所御齋庭之穗。亦當御於吾兒（こは忍穗耳命に詔へる御言なれど、此さし次に、則以高皇產靈尊之女號萬幡姬。配天忍穗耳尊為妃降之、故時居於虛天而生兒、號天津彥火瓊々杵尊。因欲以此皇孫代親而降。故以天兒屋命、太玉命、及諸部神等皆相授、且服御之物、一依前授と見え、次に引る古事記にも、云々とあるなれば、即瓊々杵尊にも、御父命の如く詔ひしこと、甚明らけし。）また古事記、科詔日子番能邇々藝命。此豐葦原水穗國者。汝將知國言依賜。故隨命以可降。（中略）爾天兒屋命。布刀玉命。天宇受賣命。伊斯許理度賣命。玉祖命。并五伴緒矣支加而天降也。於是副賜其遠岐斯八尺勾璁。鏡。及草薙劍。亦常世思金神。手力男神。天石門別神而詔者。此之鏡者。專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉。次思金神者。取持前事

〔武甕槌神〕神代卷に、天石窟所住神稜威雄走神之子甕速日神、甕速日神之子熯速日神、熯速日神之子武甕槌神とあり。

天孫降臨以前神寶所在

天祖授神寶於天孫

〔經津主神〕神代卷に、根裂神之子、磐筒男磐筒女所生之子、經津主神とあり。

〔玉祖命〕高皇產靈尊の御孫也。

〔五伴緒〕古事記傳に、凡て伴とは官職にまれ何にまれ一部ともなふを云々、緒は長なり云々、然れば伴緒は其部屬の長を云稱なりとあり。

〔佐久久斯侶〕伊須受(五十鈴)の枕詞也、久斯侶は釧にて、鈴を多く緒に貫き臂に纏ふ飾也依て數々の鈴と云ふ意にて五十鈴にかく、佐久は拆の義、鈴の口拆けたるより云へり。

〔大八洲國〕神代卷八洲起原章に、於是陰陽云々、先以二淡路洲一爲レ胞、迺生二大日本豐秋津洲一、次生二伊豫二名洲一、次生筑紫洲一、次雙二生億岐洲與二佐渡洲一、云々、次生二越洲一、次生二大洲一、次生二吉備子洲一、由レ是始起二大八洲國之號一焉とあり。

敬祭祖神是政治之大本

爲レ政。此二柱神者。拜二祭佐久久斯侶伊須受能宮一。とみえたり。可畏ど、この詔のおもむきを熟思ひ奉るに、まづ三種寶物を授賜へる時に、葦原之千五百秋の瑞穗國云々とある御言は、神寶を授け給ふが、卽此皇國を授給ふに同じく、この天下を知食し給ふには、卽神寶坐さでは、天日嗣と坐べからずと詔る大詔なる事明らかなり。

如此奇しき神寶、尊き大詔ますが上に、皇國の方位、東方に居て、萬國の元首の如く、人心春日の和融なるに似て、自ら勇み武く、人に屈み撓めらるゝを、殊に耻らふ風俗なれば、かならず皇威を外國に輝かし給ふべき國風なり。かゝれば是の大八洲國所治天皇命は、誠に彼賤しき國々の王等に至る迄、大君と仰ぎ奉るべき理なる事をも知らるめり。又此の鏡者專爲二吾御魂一而。如レ拜二吾御前一伊都岐奉れとは、まづ天照大御神の御靈は、常に六合に照徹せる光華明麗の德大坐々て、下が下なる諸民までも仰ぎ畏み奉る大御神に坐ば、御孫命も直にその御魂をこそ拜祭り給ふべきに、別に此御鏡を御靈として、祭り給へと詔ふは、如何にと云ふに、大御神の神靈と、御孫命と、遙に隔り給ふ御別れなる故に、今まで吾御前に侍坐て、親近く拜奉り給ひし如くに、今よりは、此鏡を祭り給へと詔へるにて、上にも云る如く、大御神の御光を移し給ひ、殊に御靈を留め給へる御鏡に坐せば、天地の共、無窮に、天皇命等の御祖神と齋き奉るべき理なり。大凡御祖神を敬ひ齋祭り給ふは、卽御政の大本なる故に、思金神者。執二持御前事一爲レ政と詔ひしものなるべし。本居宣長云、爲レ政は、天皇の御政を、關白大臣などの、取り申し賜ふ如くに、此思金神は、天照大御神の御靈の御政を、取り行ひ賜ふ神なりと云り、かゝれば、神朝廷の御政にて、天皇の御政には關係ぬ事のごとく思ふべけれど、同人の說に、此詔伊都岐奉まで、皇御孫命に詔ふ御命なり、以下は思金神の御靈に仰せ給ふ事にて、それも御孫命へ詔ふなり、と云る如く、天皇の御

〔蘇我石川麿大臣〕馬子の孫、倉麿の子也。

〔朝野群載〕三善爲康が其當時に於ける詩文、官符、宣旨、移牒、解、奏狀、申文等公私の文書を拾輯せる書なり。

〔台記の別記〕藤原賴長の日錄台記に書するに文の長きに過ぐるもの、又は儀節に關する重要事件を別に分類輯錄せる書也。

〔手置帆負〕紀伊國の忌部の祖也、神皇產靈尊の御子御食持命の御亦名なるべし。

〔彥狹知〕手置帆負神の御子也。

模造鏡劍

政の上にかゝれる事なるを、推わたして思ひ辨ふべし、さて祭は、政の本なりと云由は、孝德卷に、大化元年七月、天皇群臣に、以レ悅使レ民之路を問し給ふ時に、蘇我石川麿大臣奏曰、先以祭二鎭神祇一、然後應レ議二政事一、また朝野群載、延喜十年の宣に、可レ勤二仕恒例神事一、右國中之政、神事爲レ先、專致二如在之嚴典一、須レ期二部內之豐穩一。また北畠親房卿の言に、上古は神と皇と一にまし〳〵しかば、祭をつかさどるは、即政なとれる也、政の字の訓にてもしるべし、とあるなど、思ひ合されてなり、漢籍どもに、政字の訓義を、祭事とすること、なさ〳〵見えざるを、皇國にて如此訓さしたるは、自ら古意にかなへり。

かくて瓊々杵尊、彥火々出見尊、鸕鷀草葺不合尊の三御代の間は、神勅のまゝに、神器と同殿共床に坐せ奉りし事、台記の別記にのするが如く、その代々の大嘗には、悠紀主基の國を卜定めさせ給ひて、中臣壽詞を奏し、忌部鏡劍を捧けし事明らかなれば、橿原の大御代にも、其例によりて、行はひ給ひけむと聞えたり。さるは古語拾遺に、神武天皇の御世の事を、建二都橿原一。經二營帝宅一。仍令下天富命〈太玉命之孫。〉率二手置帆負。彥狹知二神之孫一。以二齋斧齋鉏一。始採二山林一。構中立正殿上。〈中略〉又令下天富命率二齋部諸氏一作中種々神寶鏡玉盾木綿麻等上。〈中略〉饒速日命率二內物部一。造二備矛盾一。其物既備。天富命率二諸齋部一捧二持天璽之鏡劍一。〈之字一本に依て補ふ。〉奉レ安二正殿一。幷懸二瓊玉一。陳二其幣物一。殿祭祝詞。〈其祝詞文、在二於別卷一。〉次祭二宮門一。〈其祝詞、亦在二於別卷一。〉然後物部乃立二矛盾一。大伴來目建レ仗開レ門。令レ朝二四方之國一。以觀二天位之貴一。當二此之時一。帝之與レ神。其際未レ遠。同殿共牀。以レ此爲レ常。云々。とあるにてしるければなり。〈廿二社本緣に、神代三代、人皇十代崇神乃御宇なほ始免麻天波同殿仁坐給、と云ふ事もあり。〉かくて次々に、大御神の神勅のまゝに齋き祭らしめ給ひしかど、神代を去ること、世は十繼、年は六百年餘になりぬれは、崇神天皇漸く神威を畏み、同殿に坐ことを安からず思して、鏡劍を改め造らしめ給ひき。

さるは、崇神卷に、六年。〈中略〉先レ是天照大神和大國魂二神。並祭於天皇大殿之內。然畏二其神勢一。

（豐鍬入姬命）崇神天皇の第一皇女也

（渟名城入姬命）崇神天皇第二皇女也

（蔭子）五位以上の人の子を云ふ。

曲玉仍舊

（朝餉大床子）朝餉は淸涼殿の西廂、台盤所の北隣にあり、主上御膳を聞食す所也、大床子は朝餉の北の間に在る机の如き臺也

（平絹）文なき絹布を云ふ。

（打物）砧にて擣つ艷を出したる布を云ふ。

共住不安。故以天照大神、託豐鍬入姬命、祭於倭笠縫邑、仍立磯堅城神籬。亦以日本大國魂神、託渟名城入姬命祭。古語拾遺に、至于磯城瑞垣朝、漸畏神威、同殿不安。故更令齋部氏率石凝姥神裔、天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劍。以爲護身御璽。是今踐祚之日所獻。神璽之鏡劍也。仍就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令皇女豐鍬入姬命奉齋焉。とみえたるにて、鏡劍の二種は摸し造られたることは著るきを、曲玉はいかなりけむ、詳かならざるに就て、熟考ふるに、順德天皇の御抄禁秘抄に、神璽。自神代于今不替。壽永自海底求出。以青色絹裹之以紫絲結之如組。內侍持。間。下緒指入程綴。とあるにて、曲玉はなほ神代の隨々にて、此御代にも造り給はざる事明かに知られたり。神璽の神代のまゝなる事は、御抄にて明らかなれど、尙いはゞ、續古事談に、神璽は神の代より傳はりて、御門の御まもりにて、さらにあけぬる事なりとも、或卷に、凡神璽と申ては、神代より傳て、代々帝の御守にて、唯の筥に納めけり、此筥無開事、見る人もなし、とあるをも證とすべし、この筥を開かざる事は、花園院宸記應長元年正月一日、關白申云、先日所相牽神璽裹物、朽損之間、被裹改例事、（大治元曆）□也、又永仁院御在位之時、被改云々、是院仰也、然者今度任彼例可被裹改歟之由申之、卽中納言典侍取出之、關白見之緒絕切之所、少結續之、二月十八日甲申、今日裹改璽筥、申刻關白參朝、餉典侍（中納言）蔭子奉裹之、先取出璽筥置朝餉大床子之上、元結緒等撤之、絹不撤之、只本之絹乍置之、二重裹也、古絹依破損、筥形不隱、件筥之蓋、只打覆也、蓋（四方凡帳面）件筥後方（前後雖不知其體可謂後也）蓋有鐙二、筥有二壺、以蓋之鐙指入件壺、只如辛櫃、後前方有三壺、（一者有崩、一者有蓋）此三壺以一緒結之、（件緒紫圓組也）本裹樣分明不見、推而裹之、關白取計申也、只如常押合之、（以緒端當角）裹之所除前後折之、其上以緒結之、筥上塵埃多積、然而不及拂而裹之、關白有計申行也、本緒二重有之、一者古弊、其體不見、一者其形相殘、是永仁所結歟、此緒有双、仍今度用五相並結之畢、又以古緒如元結上、是等皆關白所計也、大概以大治雅兼卿記爲指南者也、裹衣青色綾文等小葵、裹平絹表絹、共打物也、緒紫組、此等內藏寮調進也、抑璽筥者、自神代未變若納印歟、是關白說也（以上は彰考館本を本として、異本により其よ

花園院宸記所載
璽筥圖

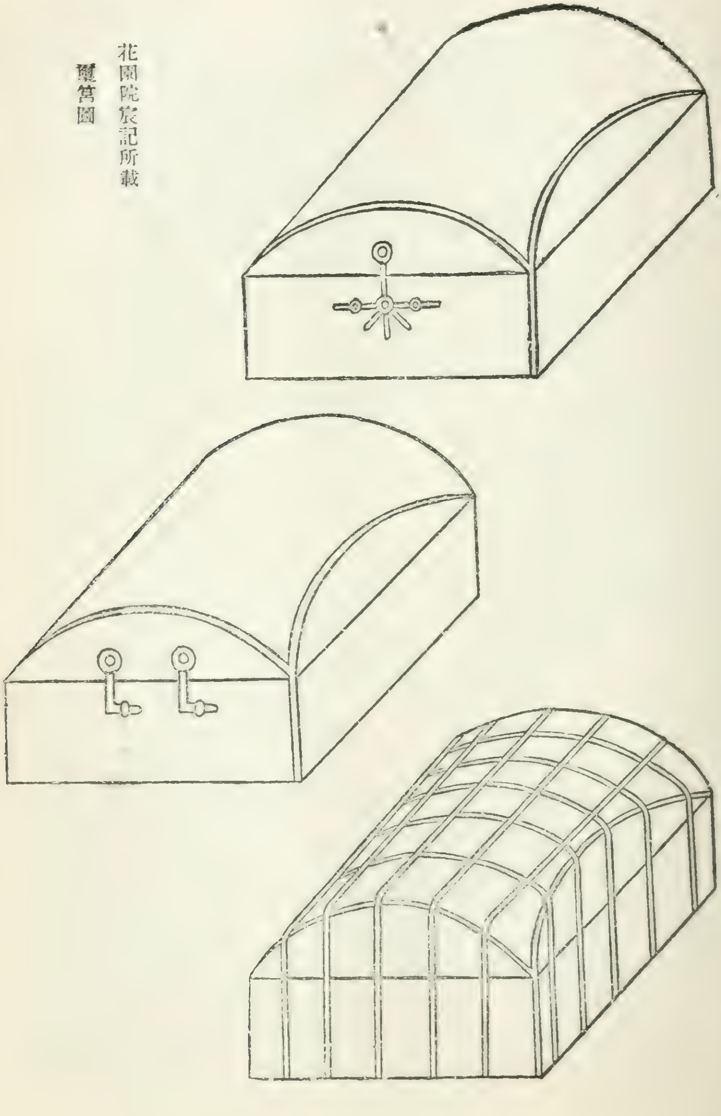

〔歷代皇紀〕一に皇代曆と云ふ、神武天皇より後土御門天皇文明九年に至る御歷代記にて、洞院公賢の撰也。

〔受命于天云々〕太平御覽に、傳國璽是秦始皇所刻、云々、其文曰、受命于天、既壽永昌、漢高祖定三秦、秦王子嬰獻此璽、及漢高即位仍佩之、因以相傳、故號曰傳國璽と見えたり。

〔小右記〕天元より長元に至る間の小野宮實資の日錄也

〔人車記〕久安五年より嘉應元年に至る平信範の日錄也一に兵範記と云ふ

―神璽之辨―

きに從ふ)

因に云、神璽と云に、鏡劍をのみ指て云ふと、曲玉を云ふと、印璽を云ふとの差別あるを、聊か此に辨ふべし。まづ神祇令に、忌部上神璽之鏡劍、義解に、此即以鏡劍稱璽。また後宮職員令に、藏司。尙侍一人。掌神璽云々之事。集解に、古記曰、神璽謂踐祚之日、忌部上神璽之鏡劍也。上に引る拾遺にも、神璽之鏡劍、また天璽の鏡劍、大殿祭祝詞に、天津璽乃鏡劍とあるは、二種を指て云るなり。持統卷に、神璽鏡劍、三代實錄、元慶八年二月四日乙未の條に、神璽寶劍。神璽寶鏡等依例相從。また同卷於是以神璽寶鏡(一本鏡作劍)等付於王公、即日親王公卿步行奉天子神璽寶鏡(一本無寶鏡下有劍字)等。と三處にあるは何もみしるしの璽綬にはあらず、扶桑略記同條に天子璽鏡劍等とある璽も玉なること合せて知るべし。また歷代皇紀、禁秘抄、盛衰記など、其他後世の記錄どもに、神璽とあるは、みな曲玉を云へりと聞ゆ。又公式令に、天子神璽。本注に、謂踐祚之壽璽。寶而不用。又賊盗律に、盗神璽者絞、注に、謂踐祚之日壽璽。また詐僞律に、僞神璽者斬。とあるは、上の二種を云へると同じ樣に聞ゆれど、熟按ふに、彼唐王の世々に傳國璽とか云ひて、受命于天有德者昌など云文字を彫れる事のあるを、皇國にも其如く作れる印章を、彼に倣ひて御璽、また神璽と云る事の有けむが、自らまぎらはしく聞ゆるなり、これらようせずばまがひぬべし。皇國にて傳國璽といふ文字の見えしは小右記長和五年正月二十二日條に、寶劍神璽及傳國璽、人車記保元三年八月十一日條に以大刀櫃稱傳國璽。などや始ならむ。抑上に引る公式令の全文は、天子神璽。(注に謂踐祚之日。壽璽。寶而不用。)內印方三寸。五位以上位記。及下其諸國公文則印。(內印は御印なり、文は天皇

御璽。)外印方二寸半。六位以下位記。及太政官文案則印。諸司印。(義解に謂省臺寮司等各皆有印也。)方二寸二分。上官公文。及案移牒則印。(義解に謂太政官及諸司與僧綱若三綱相牒之類也。)諸國印方二寸。上京公文。及案調物則印。とみえたり。さて其神璽の本法に、踐祚之日。壽璽寶而不用とは、唐車服志に、天子有傳國璽。及八璽。皆玉爲之。神璽以鎭中國。藏而不用。又唐詐僞律に、皇帝八寶。疏議に、皇帝有傳國神寶。有受命寶。皇帝三寶。天子三寶。是名八寶。依公式令神寶寶而不用。受命寶封禪則用之。皇帝行寶報王公以下書則用之。皇帝之寶慰勞三公以下書則用之。皇帝信寶徵召王公以下書則用之。天子行寶。報蕃國書則用之。天子之寶。慰勞蕃國書則用之。天子信寶。徵召蕃國兵馬書則用之。またその八寶の事を、皆以白玉爲之。寶者印也。印又信也。以其供御故。不與印同名。また釋名に、印信也。古者尊卑共之。秦漢以來。天子曰璽。など見えたる制を擬び給へるにて、(彼國風の玉璽なるべし、其文は考知るべき由なし。)後宮職員令に、藏司。尙藏一人。本注に、掌神璽。關契。供御衣服巾櫛服翫。及珍寶絲帛賞賜之事。とある由の神璽も、是にて、神代のもとよりの御物にはあらず、また賊盜律に、凡盜神璽者絞。注に謂踐祚之日壽璽とある神璽も、其公式令の神璽の事なるを知るべし。然るに律疏に、八虐の六、大不敬の科條に、僞造神璽內印。(神璽者謂依令踐祚之日中臣奏天神之壽詞忌部上神璽之鏡劍)依令とは神祇令の文にて、義解に、此卽以鏡劍稱璽也とあるを、こゝの神璽の注とせるは、賊盜律の注をだに考合せざる法家の甚しき失誤なり。但し令に鏡劍をも、踐祚日の壽璽をも、神璽と稱して記されたるは、いと混らはし。また寶而不用、とある重き壽璽を、盜む者のあらむ儲に、盜神璽者絞。とその罪を

〔三公〕周官太師、太傅、太保を三公と稱せしが、秦より漢初に至り三公を立てず、丞相、太尉、御史大夫を以て政を總べしむ後漢に至り大尉、司徒、司空を三公と稱し、隋唐またこれによる。

〔尙藏〕藏司の長官にて、准從三位也。

〔八虐〕謀反、謀大逆、謀叛、惡逆、不道、大不敬、不孝、不義の八重罪を云ふ。

〔倭姫命〕垂仁天皇第二皇女也。

〔菟田筱幡〕大和國風土記に、宇陀郡篠幡庄、御杖神宮、所祭非正魂靈、倭比賣命戴天照大神、爲託倭姫命奉遷鏡劍御杖、至此地、仍爲御宮地、經三月、結爲神戸、とあり。

〔神風〕伊勢の枕詞なり。

〔常世之浪云々〕常世は海外の國を廣く指して云ふ、伊勢國は大海に面したれば遠き海外の方よりも重々に浪の寄する國ぞと也

〔倭姫世紀〕倭姫命の御一代記にて、天武天皇頃の撰と傳ふ。

定められたるは、皇國の御政にはことにつきなし。さて此神璽は右に擧たる令律に載られたるをおきては、いまだ書どもに見およばず、はやく廢てられたりしにてもあるべき。（以上は伴氏の考に據れり。）

かくて寶鏡靈劍は、共に大宮を離れて、笠縫邑にあがめ奉られけるが、垂仁天皇の御世に、大御神を五十鈴川上に齋ひ給ふ時に、靈劍も亦同じく移し奉りし也。さるは垂仁紀に、二十五年三月丙申。離天照大神於豐鍬姫命託于倭姫命。爰倭姫命求鎭坐大神之處而詣菟田筱幡。更還之入近江國。東廻美濃。到伊勢國。時天照大神誨倭姫命曰、是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也。欲居是國。故隨大神教。其祠立於伊勢國。因興齋宮于五十鈴川上。また上に引ける拾遺に、奉遷天照大神及草薙劍。とみえたり。若此時に寶劍を移し奉らざらむには、日本武尊東征の時、倭姫命の授坐すべき由縁なきを思ふべし。倭姫世紀に、御間城入彥五十瓊殖天皇即位六年己丑、秋九月、就於倭笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令皇女豐鍬入姫奉齋焉、云々、卅九年、壬戌、遷幸但波乃吉佐宮、積四年奉齋云々、卅三年丙寅、遷倭國伊豆加志本宮、八年奉齋、五十一年甲戌、遷木乃國奈久佐濱宮、積三年之間、奉齋云々、五十四年丁丑、遷吉備國名方濱宮、四年奉齋云々、五十八年辛巳、遷倭彌和乃御室嶺上宮、二年奉齋、是時豐鍬入姫命、吾日足止白支、爾時姪倭比賣命事依志奉利、御杖代止定氏、從是倭姫命奉戴天照大神、而行事、とある但波、木乃之國、吉備國に奉坐し事、他書に見えざれど、疑ふべき事にあらず、又延暦儀式に、垂仁天皇御世の事を、彼時宇太乃阿貴宮坐支、次佐々波多宮坐支云々、次伊賀穴穗宮坐只、次阿閉柘植宮坐只、云々、次淡海坂田宮坐只、次美濃伊久良賀宮坐只、次伊勢桑名野代宮坐只、云々、而飯野高宮坐支云々、次多氣佐々牟延宮、次玉岐波流礒宮、次伊須々乃太宮定奉るよし見えたり、是にて國々處々に、大宮を求めありき給へる事、また書紀の記しざまのいと事略たる事をも思ふべし、さて帳に、大和國宇陀郡阿紀神社とあるは、宇太乃阿貴宮の遺址にはあらじか、畿內志に、迫間村

にありて、神戸明神と云由見え、又同郡山邊村の屬邑に、篠畑と云處ありて、篠畑神祠ありと云るは、即佐々波多宮の遺址ならむとぞ思はる、なほよく考ふべし。さてその神劍をもて、蝦夷を平治給ひ、即其を尾張國にまつりしなり。景行卷四十年の冬十月癸丑。日本武尊發路之。戊午、枉道拜伊勢神宮。仍辭于倭姫命曰。今被天皇之命而東征。將誅諸叛者。故辭之。於是倭姫命取草薙劍。授日本武尊曰。愼之莫怠也。是歲。日本武尊初至駿河。其處賊陽從之欺曰。是野也麋鹿甚多。云々。臨而應狩。日本武尊信其言。入野中而覓獸。賊有殺王情。放火燒其野。王知被欺。則以燧出火之。向燒而得免。一云、王所佩劍叢雲、自抽之薙攘王之傍草。因是得免。故號其劍曰草薙云々。云々。爰日本武尊。則從上總轉入陸奧國。時大鏡懸於王船。從海路廻於葦浦。橫渡玉浦。至蝦夷境。云々。於是蝦夷等悉慄。中略 仍面縛服罪。云々。蝦夷既平。中略 日本武尊更還於尾張。即娶尾張氏之女宮簀媛而淹留踰月。於是聞近江膽吹山有荒神。即解劍置宮簀媛家而徒行之。下略 また古事記同段に、倭比賣命賜草那藝劍。亦賜御囊而詔。若有急事。解茲囊口。中略 故爾到相武國之時。其國造詐白於此野中有大沼。住是沼中之神。甚道速振神也。於是看行其神入坐其野。爾其國造火著其野。故知見欺。而解開其姨倭比賣命之所給囊口。而見者火打有其裏。於是先以其御刀苅撥草。以其火打而打出火。著向火而燒退還出。皆切滅其國造等。即著火燒。中略 自其入幸悉言向荒夫琉蝦夷等。亦平和山河荒神等而。中略 還來尾張國。入坐先日所期美夜受比賣之許。中略 故爾御合而以其御刀之草那藝劍置其美夜受比賣之許而。取伊服岐能山之神幸行。於是詔茲山神者徒手直取而。騰其山之時白猪逢于山邊。中略 於是零大氷雨打惑倭建命。此化白猪者、非其神之使者、當其神之正身、因言擧見惑也。故還下坐之到玉倉部之清水。中略 自其處到當藝野上之時。詔者。吾心恒念自虛翔行。然今吾足不得步成多藝斯形。中略

〔玉浦〕仙臺封内名蹟志に、名取郡（日本武尊奉神劍征東夷）玉浦、在下野郷村岩沼以東、曰之藤曾根、往時之玉浦也、云々とあり、秀堅の考に、玉浦者蓋房總邊海古時之總稱也とある説は非なるべし。

〔宮簀媛〕熱田大神緣起に、稻種公之妹とあり、神皇正統記に、稻種宿禰の妹と見ゆ、稻種は舊事記によれば饒速日命十一世の孫小止與命の子也

〔玉倉部〕美濃國不破郡伊吹山の麓なるべし。

〔當藝野〕美濃國多藝郡の野也。

〔袁登賣〕乙女也、宮簀姫を指す。

〔吾湯市〕愛知也、下に年魚市とあるも同じ。

〔古語拾遺〕紀記等に漏れし古代の歴史を述べ、忌部氏代々の功績を顯はせる書、齋部廣成の著也。

〔大伴建日臣〕道臣命六世の孫にて、豐日命の子也。

到三重村之時。云々。此時御病甚急。爾御歌曰。袁登賣能。登許能辨爾。和賀淤岐斯。都流岐能多智。曾能多智波夜。歌竟即崩とある、日本武尊の御言に、平生は虚空よりも翔り行むと念ひつるをと詔ひしは、即甚武く雄々しく勇みたる御心なればなるべし。如此雄々しき御心なるが上に、草薙劍を副持して、皇威稜を輝し給ひしかば、蝦夷の國も荒振神も、順服まつりしにこそは、ありけめ。然らば日本武尊の丈夫の武き御心は、御劍に依て益々顯赫れ、草薙劍の神しき太刀なる事は、日本武尊に因て、いよ／＼光り輝きつとも謂つべし。かゝれば、御病今々となり坐る際にも、なほ此御太刀の事をしも忘れ賜はず、詠告し給へるなるべく、又如此まで深く所念入たる御心、勇御氣のたのみ坐さるほど、此御子の御心の永世迄に、此御太刀に留まり坐ほど知られて、いともいとも、あはれに難有貴き事なりかし。

○御病云々以下、本居氏の言を取れり。

鎭齋神劍于尾張

斯くて此の御劍、尾張國に鎭り坐事は、神代卷一書に、上略是號草薙劍。此今在尾張國吾湯市村。即熱田祝部所掌之神是也。また一書に、此劍昔在素盞嗚尊許。今在於尾張國也。また景行紀五十一年に、初日本武尊所佩草薙横刀、是今在尾張國年魚市郡熱田社也。古語拾遺に、其草薙劍。今在尾張國熱田社。未叙禮典也。などあるのみにて、何ばかりの程に祀られたりと云事は、正史に見えざれど、寛平縁起に、還著於宮酢媛之宅。云々。淹爲之閑夜中入厠。厠邊有一桑樹。解所帶劍。掛桑樹。出厠忘劍。還入寢殿。到曉驚寤。欲取掛桑之劍。滿樹照輝。光彩射人。然不憚神光。取劍持歸。告媛以桑樹光之狀。答曰。此樹舊無怪異。自知劍光。默然寢息。其後語宮酢媛。曰我歸京華。必迎汝身。即解劍授曰。寶持此劍。爲我床守。時近習之人。大伴建日臣。諫曰。此不可留。何者承聞前程氣

〔釋紀〕釋日本紀の略稱也、卜部懷賢の著、日本書紀註釋書にて廿八卷あり。

〔尾張風土記〕日本總國風土記の殘闕也、風土記はもと和銅六年の詔により諸國の撰せるものなるも、今傳はれるは常陸、播磨、出雲、肥前、豐後の五風土記に過ぎず、總國風土記と稱するは東山天皇の頃の作と云ふ。

神劍靈威

外賊處斬

〔天命開別天皇〕天智天皇を申す。

吹山有暴惡神。若非劍氣何除毒害。日本武尊高言曰、縱有彼暴神、擧足蹴殺。遂留劍上道。到氣吹山。また日本武尊奄忽仙化之後。宮酢媛不違平日之約。獨守御床、安置神劍。光彩亞日。靈驗著聞。若有禱請之人。則感應同於影響。於是宮酢媛會集親舊。相議曰、我身衰老。昏曉難期。事須未瞑之前。占社奉遷神劍。衆議感之。定其社之地、有楓樹一株。自然炎燒。到水田中。光焰不銷。水田尙熱。仍號熱田社。又釋紀に引る尾張國風土記に、熱田社者。日本武尊巡歷東國還時。娶尾張連等遠祖宮酢媛命。宿於其家。夜頭向厠以隨身劍掛於桑木。遺之入殿。乃驚更往取之。劍有光如神。不把得之。卽謂宮酢媛曰、此劍神氣宜奉齋之爲吾形影。因之立社。由鄕爲名也。由本書田と作るは誤れり、いま伊澤本に因て訂しつ。とみゆ。こは正しき古傳說と聞ゆるに就て、宮酢媛の世に坐せしほど思ふに、その祭りを始めたる時も、大抵推量るべきなり。猶神驗ありし事は、天智卷に、七年是歲沙門道行。逃盜草薙劍。向新羅。而中路風雨芒迷歸。古語拾遺に、況復草薙神劍者、尤是天璽、自日本武尊凱旋之年、留在尾張國熱田社、外賊偸逃、不能出境、神物靈驗、以此可觀とあり。また緣起に、天命開別天皇七年。新羅沙門道行、盜此劍神。爲移本國竊祈神社。取劍裹袈裟。逃去伊勢國。一宿之間。脫自袈裟。還着本社。道行更亦還到。練禪禱請。又裹袈裟。逃到攝津國。自難波津解纜歸國。海中失度。更亦漂着難波津。乃或人託宣云。吾熱田劍神也。而被欺野僧。殆着新羅。云々。于時吏民驚怪。東西認求。道行中心作念。若棄此劍。將免捉搦之責。則拋棄神劍。劍不能離身。道行盡力窮。拜手自首。遂當斬刑。とみえて、御劍をば、當時朝廷に納置給ひけむを、天武天皇御世に、御祟ありしかば、卽熱田宮還し奉りしより、長く此宮に鎭坐と見えたり。故天武卷朱鳥元年六月に、戊寅。卜天皇病。祟草薙劍。卽日送置于尾張國熱田社。とある是なり。いとも神しく、甚も奇妙

神劔現狀

〔玉籤集〕神道に關して垂加の説を錄せる書、天神唯一の傳、四化の傳、土金の傳等凡て百二十八項より成る、玉木正英の著にて八卷也。

なる御劔にしも坐ける。この御劔の制作寸尺などは、是まで世人の云ふらのも、書記しつるものも無りしを、吉田家に藏る玉籤集と云ふ書の裏書に、（この裏書をかける年月詳かならず。）八十年許前、熱田大宮司社家四五人と志を合せ、密々に御神體を竊奉る、土用殿に御劔御鎭座、渡殿は劔宮にも同樣なる御璽の箱在坐すと也、御璽の箱、御戸口の方に副て、在坐けると也、扨內陣に入るに、雲霧立塞りて、物の文も不レ見、故各扇にて雲霧を拂ひ出し、隱し火にて竊奉るに、御璽は長五尺許の木の御箱也、其內に石の御箱あり、箱と箱との間を、赤土にて能つめたり、石の御箱の內に、樟木の丸木を、箱の如く、內をくりて、內に黄金を延敷、其上に御神體御鎭座也、石の御箱と、樟木の箱との間も、赤土にこめたり、御箱毎に鎖あり、皆一鎰にて開、開樣は大宮司の秘傳と云ふ、御神體は長さ二尺七八寸許り、刃先は菖蒲の葉なりにして、中程はムクリと厚みあり、本の方六寸許りは、節立て魚等の脊骨の如し、色は全體白しと云ふ、大宮司竊奉る事、神慮に不レ叶にや、不慮のことにて、流罪せらる、其餘も重病惡病にて亡び、其內一人幸に免れて此の事を相傳せり、云々、右の傳松岡正直より予に傳ふる所也、とあるはいと珍しければ、此に書加へつ、此正直と云人は、上文に幸に一人免れたりと云人なるべければ、此の人の事を正さば、其年暦も知らるべきものぞ。

崇神天皇以後三種神器所在

〔大宮司〕伊勢、熱田、宇佐、宗像、香椎、香取、鹿島、氣比、阿蘇等諸社の神職也、伊勢にては其上に祭主あり、その他の社にては長官也。

かゝれば、八咫鏡は伊勢度遇五十鈴の川上大宮におはし坐し、草薙劔は、尾張國年魚市郡熱田宮に鎭り坐、八坂曲玉は大宮內に留り給へり。故北畠親房卿の言に、天地もむかしにかはらず、日月も光を改めず。いはんや三種の神器、世に現在給へり、窮あるべからざるは、我國を傳ふる寶祚也。仰ぎて尊み奉るべきは、日嗣をうけ給ふ皇にをはします。といはれたるを思ふべし。抑崇神天皇、神を畏み恭ひ給ひて、神代の鏡劔をば、異處に齋き奉り、即其御形を摸して、別に二種を改め造りて、護身の御璽とし給へる事は、決めて天皇命の八心に深かく遠く思ほし食ての御行にして、千萬御代の後までも、動くまじき神智妙算と可畏くも思ひ奉らるゝなり。さて神威を畏みたまふことならば、曲玉をも同じく、異處に齋き給ふべき理由なれど、此は御世々々の天皇命の大御躬に取着おはしまして、暫くも御身を離たせまじき深き御理の有し故に、御擬造なかりしなるべし。其理はいかなる由とも、書に見えざれば、今考へ奉りがたし。さて崇神

〔北山抄〕一條天皇以後の大嘗祭忌儀式を一部奉鏡劍記せる書、大納言藤原公任の著なり。

天長中停奉鏡劍之儀

〔内侍所〕もと温明殿内神鏡を奉安せる賢所の別稱なるが、轉じて直ちに神鏡を指して云ふに至れる也。

天德之火災

〔年中行事秘抄〕禁中の年中行事を註說せる書、一卷也。

天皇より以降、いはゆる護身之御璽を受繼せ給ふ事、猶大御神の大御手づから神寶を捧げて、皇孫命に授奉れる御儀のまに／＼、行ひ給ひし者と聞えたり。故御世々々の初に、必ず大嘗祭をせさせ給ふも、先天皇命より神璽を受給ひて、新に天日嗣治食事を、天神地祇に告給ふ御祭なる故に、中臣天神の壽詞を奏し、忌部神璽の鏡劍を奉る禮儀もあるにて、其即兒屋命太玉命の二神に、同殿に侍てよと詔ひし隨なるをも思ふべし。然して次々凡八百餘年が間、如此のさまなりしを　淳和天皇の御世に至りて、鏡劍を奉る儀を停められたるは、北山抄大嘗會條に、忌部奉神璽鏡劍。と云る條の注に、寛平式云、天長以來、此事停止。清涼抄云。近代不給此神寶、只奏其詞者。こは神璽鏡劍を奉る由を、其の物は無くて、只詞にのみ申せる義なるべし。而寛平以後記文。忌部惣不參入。忌部の仕奉る事なくなりし故に、自ら如此なり來しなり。天慶記に云。頼基申云。件鏡劍自御所下給奉之。而天長式之疑或訛奏輙給重物、非無事危者。其後忌部雖申不給。とあるが如く、此時より上古の禮儀の絶たるは、誠に惜しき事なりかし。かゝる重き大禮儀の絶たるなどは、國々の大名とあらむ程の人は、必ず朝廷に奏して、古に復さむと思ふべき理なるを、如此何事も古に立復るべきめでたき時運に逢ながら、さる人の世に聞えざるはいかなる事にか、甚も歎かしく口惜しき事なるべし。しかはあれど、三種の御寶は昔に代らふ事なく、後には曲玉を神璽と稱し、御鏡を内侍所、また賢所など白して、恙なくおはしけるを、いかなる禍津日の神の相交こり口會ましけむ、神鏡は天德寛弘長久三度の災に罹りて亡失給ひ、寶劍は、文治の亂に、西海に沈みて見えずなり給ひき。其はまづ日本紀畧村上天皇天德四年の下に、九月廿三日庚申、今夜亥之剋。内裏燒亡。中略累代珍寶、多以燒失。參議重信朝臣仰焔之間。一竪光其體如龍燗々。廿四日辛酉の下に、又昨夜、鏡三、和名加之古止古呂井太刀契不能取出。今日依勅令搜求餘燼之上。已得其實。但調度燒損、其眞猶存、形質不變、甚爲神異、即大藏省韓櫃に、此下、年中行事秘抄に、三合の二字あり。令奉納之。又十月三

〔縫殿寮〕中務省の被官にて、女王及び內外命婦、宮人の名帳考課及び裁縫の事を掌る、其舍は大內裏朔平門の北に在り。

內侍所三鏡及子鈴之辨

〔溫明殿〕大內裏綾綺殿の東、宣陽門の內に在り、その南部は卽ち賢所也

〔廣矛〕日本紀通釋に、廣矛は廣刄の矛にはあらじ、記に比々羅木之八尋矛と云もあれば、此も八廣矛にて、槍の長さを云なるべしとあり。

日己巳の下に、縫殿大允藤文紀參申云。去月廿四日。依宣旨御坐內裏賢所三所。奉遷縫殿寮之間。內記奉納威所三所一所。鏡。件鏡雖在猛火上而不涌損。卽云伊勢御神。云々。一所。眞形無破損。長六寸許。一所。鏡。已涌亂破損。紀伊國御神云々。下略釋紀に、村上天皇御記曰。天德四年九月廿四日。爲求溫明殿所納之神靈鏡幷大刀契等。申時。重光朝臣來申云。瓦上在鏡一面。其鏡徑八寸許。頭雖有小瑕。專無損圓規蔕等。甚以分明。露出緣破瓦上。見之者無不驚感。小右記、寬弘二年十一月十五日の條にも、此文を引るが、此と異なる事なし、但し甚字の下に、以字、また露出以下六字あるぞ宜しければ、今此に因て補へり。廿五日。求得燒損鏡一面。外記記曰。威所三所。一所。齋鏡。件御鏡雖在猛火上而不偏損。卽云伊勢御神。一所。魚形。無破損。長六寸許。一所鏡。已湧訖破損。紀伊國御神云々。○此に威所三所とある一所は、伊勢大御神に坐ば、こともなきを、其餘二所坐すを案ふに、三種の神寶の如く、大御神の正しく授け給へるにはあらずとも、天孫御天降の時に、三種に副て降し給へる御物なりし故に、此二面の御鏡なも、同じく造りて坐させ奉りしなるべし、さてしか思ふ由は、釋紀に、大倭本紀一書曰、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、子鈴一合也、との本註に、一鏡者、天照大神之御靈、名天懸大神、今伊勢國礒宮崇敬拜崇大神也、一鏡者天照大神之前御靈、名國懸大神、今紀伊國名草宮崇敬拜祭大神也、一鏡及子鈴者、天皇御食津神、朝夕御食之食向、夜護日護齋奉大神、今卷向穴師社宮所坐拜祭大神也、といへる三面にあたりて、聞ゆればなり、又此に天照大神之前御靈は、上に引る書紀に、紀伊國所坐大神也、古語拾遺に、令石凝姥神鑄日像之鏡、初度所鑄少不合意、(是紀伊國日前神也、)とあるにあたり、卷向穴師宮大神といへるは、物に見えざれば、知るべき由なけれど、紀略に、一所無破損、釋紀に引ける外記記に、一所魚形無破損、とある鏡にあたりて聞え、又拾遺に、矛玉自從と云る矛は神代卷に大己貴命、天神の詔に順ひ奉りし時、乃以平國時所杖之廣矛、授二神、(經津主神武甕槌神)曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安、とある廣矛にて、天孫いま此國に天降坐際に臨みて、卽此矛をも副て賜ひしなるべし、其故は、崇神卷六年、先是天照大神、和大國魂、二神並祭於天皇大殿之內、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姬命、祭倭笠縫邑、云

云、亦以二日本ノ大國魂神一託二倭名城入姫命一祭、と見たる大國魂神は、延喜神名帳に、大和國山邊郡、大和坐大國魂神社三座、並名神大、月次相嘗新嘗、と云是にて、今も新泉村と云に坐りと云り、大倭神社注進狀に、相殿神一座、八千戈神御歳神、傳曰、八戈神者、大己貴命、以二貴矛一爲レ杖、令レ撥二平豐葦原中國之邪鬼一云々、此矛亦上古在二天皇大殿之內一、其藏齋爲二八千戈神之神體一、とあるは、正しき古傳なるべし、かくて思ふに、二所の御鏡も、矛も、共に三種の神寶に添へて、皇御孫命へ授け賜ひしを、御々代々天皇の同殿にまし〳〵し、水垣朝に至りて、天照大御神の御靈八咫鏡、草薙劒など、笠縫邑に祭り給ふ時に、かの同殿に座し一鏡、及子鈴とある子鈴なば、大和の卷向穴師宮に、矛なば卽大和大國魂神社に齋ひつれど、日前神靈と伴の一鏡卽御食津神靈とは、なほ鏡劒に副て坐つるにや、思ふに豐鍬入姫命鎭坐べき地を求めありきたまふ時に、遷二木乃國奈久佐濱宮一、積二三年一之間奉レ齋、（崇神天皇五十一年）と倭姫命世記に見ゆ、此時に日前神靈は紀伊に留め奉りて、永く彼地に鎭り坐しめ給ひ、又御食津神の御鏡も、これと同時に丹波國與佐宮にませ奉りしなるべし、さて日本紀略と、釋紀古寫本とに、魚形とある魚は、釋紀印本に貝とあり、貝は圓の略字にて、圓形なるべし、然思はるゝ由は、懸卷も畏かれど、豐受大御神の御靈の物實は、現に今も拜祭る御鏡なる事は云ふも更にて、明文抄に引る大倭本記に、天皇之始天降來之時、共副護齋鏡三面、とある數にも合ひ、天德御記及其餘の古書にも、賢所三所と記せるにも叶ひて、倭姫世記に、豐受大神、元丹波國與謝郡比沼山頂、麻奈井原坐御饌都神、靈形眞經津鏡、坐二圓形一也、神代三面內也、とあるを證として、魚は貝にて、卽圓なる事しるければ、貝形とある貝も貝にて、圓なる事を辨ふべし、さて眞經津鏡とは、圓形なれば、圓縁形の由なるべし。

帝王編年記同にも、遣二左右中將一鑿二求神鏡大刀等一、重光奏云、溫明殿所レ破瓦上有二鏡一面一。徑八寸許。頭雖レ有二小瑕一。專無レ損二圓規幷帶等一。以分明云々。さて此に溫明殿云々、上に引る御記にも、溫明殿所レ納之神靈鏡、とあるを考ふるに禁秘抄に、自二神代一神鏡如二神宮一奉レ仰、爲二伊勢御代官一被二留置一也、神事同二伊勢一、世始同殿御坐之間、主上朝夕不レ放二御本鳥一、仍冠巾子融レ緒被レ結、御冠穴、此故也、垂仁天皇御宇、始爲二別殿一、御二溫明殿一、白河院御宇仰曰、內侍神鏡飛出欲レ上レ天、而女官懸二唐衣袖一奉二引留一、依二此因緣一、女官奉レ守護、また年中行事祕抄にも、垂仁天皇始御二別殿一、など同じさまに見えたれども、垂仁は崇神の誤には非じか、其はとまれ是より數百年の後、溫明殿と云名ありし頃、やがて古へ別殿に坐し例に因て、

〔帝王編年記〕神武天皇より後伏見天皇正安三年までの編年史、僧永祐の撰にて二十卷也。

〔御代官〕一本御代宮に作れるをよしとす。

〔不レ放二御本鳥一〕冠を着けられ御髻を顯し給はずとの意也。

〔巾子〕冠の後方上部に高く突出せる處を云ふ、髻を納るゝ爲め設く。

〔唐衣〕又た背子に作る、錦にて作りたる女官の禮服の表衣也、唐の服制を模したるより此名あり。

〔神代卷に云々〕同卷に、凡此諸物皆來聚集、時中臣遠祖天兒屋命、則以神祝祝之、於是日神方開磐戸而出焉、是時以鏡入其石窟者、觸戸小瑕、其瑕於今猶存、此即伊勢崇祕之大神也とあり。

〔禮儀類典〕古今朝廷の禮法儀式に關する事を類聚せる書、德川光圀の撰にて五百十卷也。

〔大神宮儀式帳〕延曆二十三年三月外宮、同八月内宮より朝廷へ奉りたる注進書也。

〔一代要記〕允恭天皇より花園天皇に至る御事蹟の大要を各代毎に、上皇、皇后、皇子、大臣以下重職の經歷を列記す。

温明殿に坐させたまひなるべし、温明殿の名は、漢書霍光傳に、光が喪の事を云て、東園温明、とある注に、服虔曰、東園處此器、形如方漆桶、開一面、漆畫之、以鏡置其中、以懸屍上、大斂并蓋之、とあるを取れる名と聞ゆれど、いとふさはしからぬ名なるべし、さて村上天皇御記、頭雖有小瑕、専無損圓規并蔕等、甚以分明、これ有小瑕と云るは、神代卷に、觸戸小瑕、其瑕於今猶存、とある舊物の事にて、崇神天皇のもの給ふときも、敬しみてしか造り給ひしと見ゆ、かくて上に引ける紀略釋記に引天徳御記、小右記などに據りて、伴信友云、此時の神鏡の御形を想像奉るに、今も尋常にあるが如く、圓規して柄蔕とあるもの即柄なるべし、俗に手と云ふものなり」とある御説なるべし、其は彼の村上御記に、頭雖有一瑕云々、小右記にも云々とあるを考合せて、しか想像奉らるゝなり、さて蔕とある處は、即柄なるべし、字書に蔕爪當也、當底也、華當也」など見えて、草木の實のほぞと云物なるが、實を摘取ては蔕からやゝ着たる枝をもかけて云めれど、即鏡の柄の義に假借かなへて、蔕字を書せ給へるなるべし、また御記に頭とある處は、彼神鏡の柄を下として、其上方を詔へる文なるべし、今も鏡作などの詞に、頭とも上とも云なり、また柄を古くは下とも云へりと思はれて、禮儀類典に引ける大嘗錄の樂人の裝束のうち、鉾の製さまを圖したる下に、柄長七尺三寸許、黑漆之、徑一寸三分許、下有石突。長二寸許、如鏡丁、とありて、其石突の處如此 圖せり、如鏡丁とは、如鏡柄と云むが如けむと云るは、非説なる事、延曆の大神宮儀式帳に、神鏡を納奉る御樋代の寸尺を擧て、御樋代一具、深一尺四寸、内八寸三分、徑二尺、内一尺六寸三分、とあるにて明なり、蔕とは長き柄の事にはあらずして、古鏡の背に緒を貫く柄と云ものゝ是なり。　小右記同段に、故殿御日記云、恐所雖在灰燼之中、曾不燒損云々。とあるが如く、天徳の度は、素よりの圓規形并蔕も損れ給ふことなく、甚分明に坐けるなり。

かくて一代要記に、此度の事を、内裏燒亡、遷都已後、歷百六十七年、始有此災、内侍所飛出温明殿、懸御南殿櫻木、小野宮移神、奉入太政官朝所、源平盛衰記にも、南殿の櫻の梢に飛かゝらせ給たりけるが、光明赫奕として、朝日の山端を出づるが如し、代猶不失けりと悅の涙せき敢給はず、右の膝を突、左の袖を擴て、昔天照大神、爲奉守百王、移留玉へる御鏡也、御誓未改給者、神鏡實頼が袖に宿入らせ給へと被仰ける御言の未終に、高梢より飛下らせ給ひて、御袖に入らせ給へり、即つゝみ奉て、御前に進て、主上の御在所、太政官の朝所へぞ被渡進ける、猛火の中にして無損失けるこそ、靈驗掲焉と覺ゆ、云々

〔小野宮實賴〕藤原忠平の長子也、天慶元年左大臣、康保四年關白、安和二年攝政となり、天祿元年薨ず。

寛弘之災　神鏡改鑄

〔小野宮實資公〕實賴の孫にて、齊敏の子也、治安元年右大臣に任ぜられ、寛德三年薨ず。

〔春記〕長曆二年より永承七年に至る藤原資房の日錄也。

〔東三條院〕京都二條南町の西に在り、もと重明親王の第宅なりしが、後ち藤原氏これを傳領せり。

〔權記〕久安四年七月より同六年三月までの藤原賴長の日錄也。

とみえ、編年記、年中行事秘抄、禁秘抄などにも、此事を記せれど、當時記し給へる御記に見えざるは疑はし、故神皇正統記には、此時に神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮實賴の大臣袖にうけられたりと申事あれど、ひが事をなむ書傳へ侍る也、とあるは、誠にいはれたり。

また寛弘の度の事は小右記（小野宮實資公の記なり）に、寛弘二年十一月十五日。人々申云。火出自溫明殿。（出字なきは脱たるなるべし、故今私に補ふ。）神鏡（所謂恐所）大刀並契不能取出。云々。十六日庚申。依內裡燒亡、諸司廢務。左近少將重尹奏宣旨。求賢所之間、灰中（灰字、本書炭に作るは誤れり、今之を訂しぬ。）神鏡二面奉求出之。十七日辛酉。定申神鏡燒損事。其定趣者可改鑄歟如何者。諸卿定申旨一同也。云々。若可改鑄者。以俗銅不可混神物。以所燒遺神物等可奉齋歟。猶可被安置鏡體。新以銅奉鑄、相制奉安置如何。抑先令道々進勘文。又令祈申伊勢太神宮。兼依御占可被鑄造歟云々。神鏡大刀幷契盡燒亡。僅有帶自餘燒損無圓規。失鏡形云々。法成寺攝政道長公記にも、左近少將重尹右近少將濟世等、率一員、尊所仰可奉十八日壬戌。左大臣仰外記曰。神鏡燒損、可被改鑄歟。將作燒可奉安置歟、抑者道可勘申者。十二月癸未酉刻、神鏡自太政官奉移東三條院。十日。中將示送云、神鏡昨奉移、但開舊御韓櫃、將奉納新辛櫃之間、忽然有如日光照耀、內侍女官等同見。神驗猶新。最是足恐驚者。（また道長公記にも、十一月九日癸未、奉置官司、尊所所以申（三字難讀）奉入新辛櫃間、奉置廳內、明光如耀、鏡景在塗籠內、奉遷宇侍藤原義子、近左近中將賴定等、見奇怪如此瑞相、未曾有此度火災御體不全、而有此、衆人有感歎在之、とみえ、百錬抄、權記、春記などにも、この光耀のことあり。）とみえ、道長公記（同三年の下）に、七月三日癸卯、午時參內、諸卿參會、中略、于時召余賜諸勘文被仰云、去年燒亡次、御內侍所神鏡燒損、可改鑄歟。令申其由、可左

〔南殿〕大內裏の正殿紫宸殿の別稱也

〔百錬抄〕大治の頃より正元元年頃に至る雜記錄、十七卷也。

〔上東門院〕京都土御門の南、京極の西に在りし藤原道長の弟にて、京極土御門殿、京極殿又は御堂殿とも云へり。

〔資房〕大納言藤原資平の子也、長曆二年藏人頭、長久三年參議となり天喜五年薨す。

長久之災

〔資房卿記〕春記の別名也

〔江家次第〕年中恒例臨時の政事、大小儀式の次第を記せる書、大江匡房の撰也。

右定、申者云々、內大臣、右大將、尹中納言、權中納言、新中納言、勘解由長官、左大辨等申云、非可改鑄。雖不全本形。神代物也。（この神代は、崇神天皇御世を、おほらかに指て云る詞なり。）尊之可奉安置。又有燒於官司。可入辛櫃之日、放光耀給、是其靈也云々。（此文義明了ならざるを、下文の趣きに因て考ふるに、燒損たる御鏡は神代の物なれば、全形にあらずとも、尊みて其隨に安置して、別に一鏡を模造奉るべきとの由と聞ゆ。）余申、件事歎思。若可奉鑄本金有其恐。又以他金奉鑄。本金爲之如何哉。損像與全像二像御禁中。如何。尊名二像御事猶歎思。本像加鑄。請可奉安置歟。（此れも詳かならされど、損像と全像と、禁中に御坐すこと如何なれば、猶燒給へる御像の隨にて有りなむと、云る義なるべし。）定間從御殿上蛇降在庭前。從南殿北階上行西方。是內侍所方槃鬱恐無極。定了一々立座。また百錬抄にも、定間三尺餘蛇自御在所庇落庭中。登自南殿北階赴西不見。可謂神受兆。また紀略に、諸道勘申。神鏡事。不可改鑄之由、群議了。などあるを合せ思ふに、此の時の災には御形も悉失給ひて、唯いはゆる帯と云所のみ存りては、在つれども、神しき御光の殿內に照耀ける事の甚奇びに在しかば、その帯を秘藏め奉りて、改造り給ふことは無りしなり。

しかるに、後朱雀天皇長久元年に、復災あり。其は百錬抄（長久元年）九月九日、皇居上東門院燒亡（中略）內侍所、神鏡在灰燼中燒損。遣藏人頭左中將資房云々等令求之。僅奉得御體。（燒殘六寸）五郎奉裏入折櫃。又得一切。二三寸許。其體燒損不分明云々。次々得二三寸許。各々段々也。又如金玉之物、數粒得之。隨又奉加入彼櫃也。十日內侍所、女官二人夢想云。一人夢云、彼本所有小蛇。頗有腦氣。又一人夢云、彼本所有人云、吾相離獨身在此所云々。仍女官等向彼所奉鑿求之所。如玉金求得二粒。即奉入畢。有靈驗可感歎云々。已上見資房卿記。また江家次第十一卷十二丁に、長久燒亡云々。後

〔藤原兼實〕忠通の第三子、九條家の祖也、仁安元年右大臣、文治二年攝政、同五年太政大臣、建久二年關白となり、承元元年薨ず。

〔玉海〕長寛二年以後四十餘年間の記錄にて、もと玉葉と云ひしが、關白藤原良基これを新寫して玉海と改む。

〔東鑑〕治承四年より文永三年七月に至る凡そ八十七年間の鎌倉幕府の日記也。

〔愚管抄〕神武天皇より順德天皇までの歷代御事蹟その他雜事を錄せる書七卷也、慈鎭和尙の作と傳ふるも詳かならず。

模造神劍沒于海底

朝灰有光集之入唐櫃また正統記に、長久のころ、内裏に火ありて、神鏡やけ給ふ。猶靈光を現し給ひければ、其灰をあつめて安置せられき、とあるが如く、此時に至りては、後蒂と云ふ所も何も皆燒失て、只その灰ありつるをかき集めて、辛櫃に納め奉りつと聞ゆれば、崇神天皇の御世の御擬造の鏡は、全く絶果て玉ひ、是より凡百五十年餘の後、後鳥羽天皇の御世に、又御擬造の寶劍の終に西海に沈み給へるは、いと／＼忌々しく歎息しき事なるは、申すも更なり。」抑いと上世に、大御神の神寶を御傳へ坐るまに／＼、其御寶を傳へ給ふが、天津日繼を治しめす、天皇命にして、天の下を治し給ふ君といふとも、神寶を受傳へおはし坐ざるをば、大君と仰ぎ奉らざる神代よりの御制度なるを、源平の亂に平氏の一族、天皇を擁奉りて、長門國に座せ奉りし事は、この天皇三種の神寶を保座ば、天下の人ども悉く仕へ奉るべき理ぞと云思へる權謀にて、しか爲つるを、京都にては更に後鳥羽天皇を位に即まつりしかば、神器を傳へずて踐祚の禮を行ひ給へる事は例なしとて、關白藤原兼實公の諫めまつりしは、實に理たり。この公の著せる玉海に、元暦元年六月二十四日、云々、我朝之習、以劍璽爲主、爲國王不持劍璽踐祚之例、書契以來、未曾聞、然而依無止事、有立王事、天子位不空一日之故也、然而至于即位者、待劍璽可被遂行、神鏡劍璽、當時在賊徒之手、大都紛失歟、而可被待歸來之由、令申之條、殆爲嘲哢之甚、又可謂背時議、然而中心胸襟鬱陶未散、所以何者、去年七月以後、劍璽歸來事、無籌策、無祈禱、已必無沙汰、日月不墮地、神明不守國、云々、若又紛失期至、沈海底、往灰燼歟、見定其左右之後、其時實可及議定也、未及如此之沙汰、暗不帶劍璽、被行即位之條、不重彼三神歟、國上之亂逆、及今不休、偏以由此、と見えたるが如し。しかれども其を用ひ賜はで、踐祚の禮を行ひし故に、平氏の族はます／＼憤り深く、東鑑元暦二年三月二十四日丁未に、及午刻平氏終敗傾、二品禪尼持寶劍、按察局奉抱先帝、春秋八歲共以沒海底。云々。愚管抄、長門の門司關だんの浦と云ふ所にて、船師して主上を

〔國造を罷て云々〕孝德紀に、二年春正月甲子朔、賀正禮畢、卽宣ニ改レ新之詔一曰、罷ニ昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣連伴造國造村首所有部曲之民處々田莊一云々、其二曰、初修ニ京師一置ニ畿内國司郡司、關塞斥候防人、驛馬傳馬一、及造ニ鈴契一、定ニ山河一とあり。

〔忌部〕高魂尊の御子天太玉命の裔也

〔猿女〕天鈿女命の裔也。

〔鏡作〕天香山命の裔也。

〔久米〕高魂尊八世の孫味耳命の裔也

片岡經春得神璽于海中

ばうぼの二位宗盛母いだき參らせて、神璽寶劍とりぐして、海に入りにけり。また寶劍の沙汰やうやう有しかど、終に得あへもかつぎし兼て、出て來ず。北事百錄抄、盛衰記などあるが如く、遂に失玉ひしなり。嗚呼(アナ)かしこ、嗚呼畏々し。かく沿革れる事由を、竊に考るに、いと上世には、神隨なる道の自然に化行れて、皇神を深く尊み敬ひ、武く雄々しきを尊らとして、御世は穩に美く治り來つるを、さへづるや韓招きし玉ひ、漢韓御心と外國々の人等の多に參來しより、彼佛像佛籍などの渡り來つるに合せて、聖德太子蘇我氏と共に、甚く其を崇み玉ひ、太子命薄棧の政を擅行しゝ時、大御使を漢國に遣し、其漢風の貴德を學び取らしめ玉ひき、其後蘇我氏己が權威を恣にして、昔ごろへるより國造と云類も、其に倣ひて其勢大きく强くなりて、猥雜(ミダリガハ)はしかりしかば、孝德天皇の御世に其弊を直し給はむとてなも、中大兄皇子、中臣鎌子連をして、殊更に嚴しく制度させ玉へる故に、卽當(ソノトキ)昔傲り高ぶる蘇我氏を伐誅め滅し、上代よりの國造を罷て、唐土のいはゆる郡縣の制をさへに用ひ玉ひて、天下を一時治めたる事は、比類なき功烈なることにし、しかありて後には、漢風の文飾を餘りなるまで學び玉ひ、終に李唐の制に因て、令をも定め給ひ、文を貴み武を賤しめ、又其が上に穢き(ケガラハシキ)佛法の因果應報の意を、御政の上に施し玉ひ、惟神(カムナガラ)に神を崇む人心を佛を崇む心とし、漢風の吉備女々しきのみ、崇み玉ひしかば、古への武く雄々しき御行風は廢れ、殊に鎌足連の裔なる藤原氏、世々天皇命の外戚(ミウチ)の權柄を恣にせしをもて、大御稜威は甚く衰へ、いはゆる忌部、猿女、鏡作などの神に仕奉る氏々、大伴、久米、物部などの武き氏をもて仕奉る人どもに、或は稍々に絶亡、或は下位に沈み居て、數を積りつゝ有しが、卽ち國々に僭れ荒ぶる者の出來るまにまに、彼女々しき文官の得治むべき業ならねば、朝廷にも武き武士をなも召さげ玉ひける、故源平の氏々競ひ出て、或は驕り或は逆ひつゝ、自ら武きを專とする風俗の御國柄なるを以て、卽武き在君の天皇命に代り奉りて、大命のまにまに天下を治る事とはなりしものにて、それ卽朝廷の大御稜威の衰へ座べき時運の大御なるに合せて、又御鏡の寶劍の失玉ふ大じき禍のありしならむとぞ思ひ奉らる、さて鎌倉の制やゝに衰へ鎌倉管領の頃より封建の勢をなし、大君と云ふらん姿にて、何事もその心にまかせ置給へれば、皇大神のみいりに、さてあるべきにあらねば、開らけき今の大御世に立返り、天皇が朝廷の大御稜威は、彌高に照耀きまして、再び大一統の天下となりぬるも、卽大神たちの御めぐみによれるものなるべし。

かゝりしかど、曲玉も寶鏡も、遂に都に還入せ給ひき。さるは源平盛衰記に、元暦の亂に、神璽は海上に浮けるを、常陸國住人片岡太郎經春が奉取(リ)上けるとぞ聞えし、神璽をば、注(シルシ)御箱と申云々。正統記に

〔續古事談〕古事談に續きて古來の傳說を錄せる書、撰者詳かならず。
〔江談抄〕大江家の人々の談話を錄せる書、匡房の撰也。
〔時忠〕時信の子也正二位權大納言に至りしが、平家沒落後能登に謫せられ文治五年薨ず。
〔八幡を云々〕正平七年二月後村上天皇八幡に行幸あり同年官軍一度京を回復せしが、三月に入り賊徒勢を復して八幡を圍み、五月十一日遂に大和に遷幸せらる。
〔東條〕河內に在り
〔長生〕名和長年の弟也。
〔賀名生〕大和國吉野郡に在り、正平三年以後こゝを皇居とせらる。

神璽は、八坂瓊の曲玉と申。神代より今にかはらず、代々の御身をはなれぬ御まもりなれば、海中よりうかび出給へるも理なり。この御事を順德天皇の御抄に、神璽自神代至今不替、寶劍自海底求出云々、內侍近衞外更不觸手、自神代如見我被書置、尤可敬事也、筥中鏡一ツノ程動、返々不可傾、と記させ玉へり。又奇しき事の座せりしは、續古事談に、冷泉院うつし心なくおはしましければにや、しるしのはこのからげなときて、あけんとしたまひければ、はこより白雲たちのぼりけり、おそれて紀氏の內侍もとの如くからげゝり、（江談抄、古事談、劔卷などにも載せたり。）と云へる事もみえたり。また東鑑に、壇浦合戰の條、上に引るさし次の文に、其後軍士亂入御船。或者欲奉開賢所。于時兩眼忽暗。神心惘然。平大納言時忠加制止之間。彼等退去訖。是尊神別體朝家惣持也。神武天皇第十代崇神天皇御宇。恐神威同殿不安。被奉改鑄云々。朱雀院御宇長久年中。內裏燒亡之時。圓規雖虧平治逆亂之時者。令移師仲卿之袖。注器澆季之今。猶顯神變。可仰可恃焉、また盛衰記に、兵共先帝の御船へ亂入し、大なる唐櫃の鎖ねち破、中なる箱を取出し、箱のからげ緒切解て、蓋をあけん〳〵としければ、忽に目眩き鼻血たる。平大納言時忠卿見給ひて、內侍所の御箱也狼籍也、と宣へば、判官是を聞て、制止を加ふ。武士共御船を罷出ぬ。卽平大納言に申て、如元唐櫃に奉納入。末代といへ共、靈驗の御座こそ目出たけれ。また太平記、後村上天皇八幡を立退給ふ條に、主上ハ玉體無恙シテ、東條へ落サセ給ニケリ。內侍所櫃ヲバ、初給テ持タリケル人ガ、田ノ中ニ捨テタリケルヲ、伯耆太郎左衞門長生、着タル鎧ヲ脫捨テ、白荷擔シタリケル。跡ヨリ追敵共、蒔捨ル樣ニ射ケル矢ナレバ、御櫃蓋ニ當ル音、板屋ヲ過ル村雨ノ如シ。サレ共身ニハ一筋モ不立ケレバ、長生兎角カヽグリ付テ、賀名生ノ御所ヘゾ參ケル。多ノ矢共、御櫃ニ當リツレバ、內侍所モ矢ヤ立セ給ヒタルラント、淺猿クテ、御櫃ヲ見參ラセタレバ、矢跡ハ十三マデ有ケルヲ、纔薄キ檜木板ヲ、射徹ス矢ノ一筋

（晝御座御劍）清涼殿の身舍第二［以晝御座劍代神劍］間なる平敷の南端に安置せる御劍也

（院御時）院は後鳥羽上皇を申す。

（承元讓位）承元四年十一月廿五日土御門天皇より順德天皇に讓位せられしを云ふ。

（普通蒔繪也）吉記には蒔虎（虎の蒔繪）とあり、百錬抄には、蒔鹿と見えたり。

モ無リケルコソ、不思議ナレ。とあるが如く、御鏡曲玉は終に、天皇命の大御許に還り玉ひしかども、寶劍は長く見へをはし坐ざりけり。故この御世より、廿餘年が間は晝御座御劍を寶劍に擬へ玉ひしが、土御門天皇御世の初に、神宮の御諭ありて、神劍を奉られしより後は、永く其を朝廷の御守とし給へる也。其は順德天皇の御抄に、御劍者神代有三劍其一也、予細雖多不能注、其後爲寶物傳來、而壽永入海紛失之後、院御時以后廿餘年被用清涼殿御劍、仍以璽爲先、而承元讓位時、有夢想自伊勢進之以來、又准寶劍以劍爲先也、此劍普通蒔繪也。また正統記に、平氏亡て後、內侍所神璽はかへりいらせ給ふ。寶劍はつひに海にしづみて見えず。其ころほひは、晝御座の御劍を寶劍に擬せられたりしが、神宮の御告にて、神劍を奉らせ給ひしによりて、近頃までの御守りなりき。三種の神器の事は所々に申侍りしかども、先內侍所は神鏡なり。八咫の鏡と申正體は、皇太神宮にいはひ奉る、內侍所にましますは、崇神の御代にいかへられたりし御鏡なり。村上の御時天德年中に火事にあひ給ふ。それまでは圓規かけましまさず。後朱雀の御時、長久年中かさねて火ありしに、灰燼の中より光をさゝせ給ひけるを、をさめてぞあがめ奉られける。然れど、正體つゝがなくて、萬代の宗廟にます。寶劍も正體は天の叢雲の劍（後に草薙と云。）と申、熱田の神宮にいはひ奉る。西海にしづみしは崇神の御代におなじくつくりかへられし劍なり。うせぬる事は、末世のしるしにや、とうらめしけれど、熱田の神あらたなる御事なり。中略かの神璽は、正體むかしにかはりましまさず、代々の天皇のとほき御まもりとして、國土のあまねき光となり給へり。失にし寶劍はもとより如在の事とぞ申侍るべき。神璽は八坂瓊の曲玉と申、神代より今にかはらず、代々の御身をはなれぬ御まもりなれば、海中よりうかび出給へるも理なり。三種の御事

は、よく心得奉べきなり。なべて物しらぬたぐひは、上古の神鏡は、天德長久の災にあひ、草薙の寶劍は、海にしづみたり、と申傳ふる事侍るにや、かへすがへすひが事なり。此國は三種の正體をもちて、眼もくとする事なれば、日月の天をめぐらん程は、一ツもかけ玉ふまじきなり。天照大神の勅に、寶祚のさかへまさむ事、天地ときはまりなかるべし、と侍れば、いかでかうたがひ奉るべき。今よりゆくさきも、いとたのもしくこそ思ひ玉へれ。など見え、なほ晝御座御劍を用ひ玉ひし事は、玉海に、文治六年正月三日。天皇御元服云々。今日始被レ相ニ具晝御座御劍一。又三長記にも、寶劍沈ニ海底一後。被レ用ニ晝御座御劍一也。ともみえたり。かくて文治より百五十年許の後、延元元年十二月廿一日、後醍醐天皇、武臣足利尊氏が暴逆を避玉ひ、神器を奉て花山院より吉野の行宮に遷幸坐々しより、世に南朝と稱し奉り。

寛云、此御世に僞神寶を造りて、其を北朝の方に授け玉ひ、大御躬に眞神寶を離ち給ふことなく、捧持おはし坐しなり。故何となく双方に、眞の神寶あるが如く混らはしく聞ゆるを、太平記によりて聊辨ふべし。其は元弘元年八月廿四日、北條高時が權威に任かせて、天皇を推廢し奉らむとせる時の事を、卷二天下怪異云々事の條に、大塔宮ヨリ竊カニ御使ヲ以テ、主上へ申サセ給ヒケルハ、今度東使上洛ノ事、内々承候ヘバ、皇居ヲ遠國ニ遷シ奉リ、尊雲ヲ死罪ニ行ハン爲ニテ候ナル。中略國家ノ安危、只此一擧ニ在ベク候ナリ、ト申サレタリケル間、主上只アキレサセ給ヘル計ニテ何ノ御沙汰ニモ及給ハズ。云々、藤房卿進デ申サレケルハ、逆臣君ヲ犯シ奉ラントスル時、暫ク其難ヲ避テ、還テ國家ヲ保ハ、前蹤皆佳例ニテ候。中略兎角ノ御思案ニ候ハヾ、夜モ深候ナン、早御忍候ヘトテ、御車ヲ差寄、三種ノ神器ヲ乘奉リ、下簾ヨリ出絹ヲ出シテ、女房車ノ體ニ見セ、主上ヲ扶乘進ラセテ、陽明門ヨリナシ奉

〔三長記〕建久六年十月乃至十二月同七年十一、十二月、建仁元年二月四月建永元年五月乃至九月間の三條長兼の日錄也。

〔花山院〕京都近衛の南、東洞院の東一町に在りし藤原氏傳領の第也。

〔下簾〕牛車の簾の内に懸くる絹の帳を云ふ。

神器在芳野
僞器之辯

〔出絹〕古昔、女の車に乘りし時、簾の下より衣の袖裾など出せる裝を云ふ。

〔陽明門〕大内裏外廓東面の門にして待賢門の北に當る

ル。御門守護ノ武士共、御車ヲ押ヘテ、誰ニテ御渡リ候ゾト問申ケレバ、藤房、季房二人、御車ニ從テ供奉シタリケルガ、是ハ中宮ノ夜ニ紛テ北山殿ヘ行啓ナラセ給フゾ、ト宣ヒタリケレバ、サテハ仔細候ハジトテ、御車ヲゾ通シケル。云々。同二十七日、潛幸ノ儀式ヲ引ツクロヒ、南都ノ衆徒少々召具セラレテ、笠置ノ石室ヘ臨幸ナル。九月廿八日に、高時大軍を差遣して、笠置の行在所を攻落しゝかば、天皇御徒歩にて、逃出させ玉ひけるを、六波羅の兵圍み奉りて、平等院へ坐せ奉りしなり。故に卷三後醍醐天皇御沒落笠置の條に、十月二日、云々、其日關東ノ兩大將、（大佛貞直、金澤貞將を云なり）京ヘハ入ズシテ、直ニ宇治ヘ參向テ、龍顏ニ謁シ奉リ、先ヅ三種ノ神器ヲ渡シ給ヒテ、持明院新帝ヘ進ラスベキ由ヲ奏聞ス。主上藤房ヲ以テ、仰出サレケルハ、三種ノ神器ハ、古ヨリ繼體ノ君、位ヲ天ニ受サセ給フ時、自ラ是ヲ授ケ奉ル者ナリ。四海ニ威ヲ振フ逆臣有テ、暫天下ヲ掌ニ握ル者アリトイヘ共、イマダ此三種ノ重器ヲ、自ラ擅ニシテ、新帝ニ渡シ奉ル例ヲ聞カズ。其上内侍所ヲバ、笠置本堂ニ捨置奉リシカバ、定テ戰場ノ灰塵ニコソ、墮サセ給ヒヌラメ。神璽ハ山中ニ迷シ時、木ノ枝ニ懸置シカバ、遂ニハヨモ吾國ノ守ト成セ給ハヌ事アラジ。寶劍ハ武家ノ輩モシ天罰ヲ顧ズシテ、玉體ニ近ヅキ奉ル事アラバ、自ラ其及ノ上ニ伏セ給ハン爲ニ、暫モ御身ヲ放タル事アルマジキナリ、ト仰ラレケレバ、東使兩人モ六波羅モ、言ナクシテ退出ス。翌日龍駕ヲ廻シテ、六波羅ヘナシ進ラセントシケルヲ、前ニ臨幸ノ儀式ナラデハ、還幸成マジキ由ヲ強テ仰出サレケル間、力ナク鳳輦ヲ用意シ、袞衣ヲ調進シケル間、三日迄平等院ニ御逗留有テゾ、六波羅ヘハ入ラセ給ヒケル。同九日三種ノ神器ヲ持明院新帝光嚴ノ御方ヘ渡サル。此内侍所は云々、神璽は云々、と詔へるは、只一時の御欺き詞なるをもて、

〔季房〕藤原宣房の子、藤原の弟也、

〔同二十七年云々〕八月二十四日南都へ潛幸、東大寺東南院に入御、次で山城國和束の鷲峯山を經て同日笠置へ行幸せらる。

〔平等院へ云々〕九月三十日山城國綴喜郡有王山麓にて賊手に執へられ給ひ、次で宇治平等院に入らる。

〔大佛貞直〕陸奧守宗宣の孫、民部少輔宗泰の子也。

〔金澤貞將〕貞顯の子也。

彼方にも其を容易くは、うけ奉らで、強て申しゝ故に、劍璽をば渡し給ひつれど、其に眞器にてはなかりしなり。皇年代畧記に、光嚴院の事を、元弘元年九月廿日踐祚。十月六日渡劍璽。とある文の注に、自六波羅奉渡土御門東洞院皇居。或說神璽聊有子細。と見え、また此時二種なりし事は、光嚴院天皇御別記にも、元弘元年十月六日。晴。今日神璽寶劍等。自六波羅渡之。任元暦之例。上卿參議參向。中略戌半許隆蔭朝臣歸參。申云、秉燭之後。面々向六波羅。先職事等撿知。云々。但其體先々劍璽役勤仕之人。可見知之間。實繼朝臣同可撿之之由。隆蔭申之。仍隆蔭。實繼等卿。定親三人撿知之。劍璽各納新櫃。置御[]筥臺上。櫃加封印。職事等切解見之。其體無相違。更無破損。但御劍石突落了。璽筥緘緒少々切。云々。其外無破壞之事。即實繼朝臣取劍。季隆取璽。於砌下納大藏省幸櫃（兼日内々長光朝臣仰省令用意）。此間上卿以下。列立砌邊。警衛武士濟濟焉。上卿以下步行供奉。中略既無爲奉取之。[]喜悅之至。元暦之亂。經三ヶ年之後。寶劍遂失了。今度踐祚之後。不及廿日。乍兩種無爲。宗廟之冥助。尤足感悅者也。とあるが如し。また增鏡卷十、天皇隱岐より還御の條に、此度内裏へ入らせたまふべき儀重祚などにてあるべけれども、璽の筥を御身にそへられたれば、たゞ遠き行幸の還御の式にてあるべきよしさだめらる、とあるにていと明らかなり。さて二年三月七日に、六波羅より隱岐國に、天皇を遷し奉れり。卷四、一宮幷妙法院宮遠流御事の條に、先皇ヲハ承久ノ例ニマカセ、隱岐國へ流シ進ラスベキニ定リケリ。臣トシテ君ヲ蔑ニシ奉ル事、關東モサスガ恐有トヤ思ヒケン、此爲ニ偽伏見院第一御子（光嚴）ヲ御位ニツケ奉リテ、先帝遷幸ノ宣旨ヲ成サルルベシトゾ計ヒ申ケル。天下ノ事ニ於テハ、重祚ノ御望有ベキニモアラザレバ、

〔皇年代略記〕神代より後陽成天皇慶長年間に至る皇年代記也。

〔土御門東洞院皇居〕京都土御門の北、東洞院の東に在り、もと二條中宮藤原育子の御所なりしが、後深草天皇以後再三里内裏又は仙洞となれり。

〔上卿〕公事を奉行する人の上首を云ふ。

〔一宮〕中務卿尊良親王也。

〔妙法院宮〕天台座主二品尊澄法親王也、後ち還俗せられ宗良親王と申す

〔石灰ノ壇〕清涼殿身舍の東南隅に在り、板敷と同じ高さに土を築き上げ石灰を塗固めたる所也、主上毎朝ここにて伊勢神宮御遙拜の儀あり。

〔記錄所〕後三條天皇延久元年の創設に係り、もと莊園劵契の理非を勘決記錄せしが、後には諸司、諸國並に諸人の訴訟をも裁斷し、年中式日の公事用途の式數をも勘申するに至れり。

〔保曆間記〕後白河天皇保元元年より光明天皇曆應元年に至る間の歷史也

遷幸以前ニ、先帝ヲバ法皇ニナシ奉ルベシトテ、香染ノ御衣ヲ武家ヨリ調進シタリケレドモ、御法體ノ御事ハ、暫有マジキ由ヲ仰ラレテ、袞龍ノ御衣ヲモ脱セ給ハズ、毎朝ノ御行水ヲメシテ、假ノ皇居ヲ淨メテ、石灰ノ壇ニ准ヘテ、大神宮ヲ御拜有ケレバ、天ニ二ツノ日無ケレドモ、國ニ二ツノ王オハシマス心地シテ、武家モ持アツカヒテゾ覺ケル。是モ叡慮ニ憑思召事有ケル故ナリ。とあるは、神璽を御身にそへさせ賜へれば、皇位は御身にありと思しての、御行と聞へたり。如レ此神璽を懇切にし賜ひし事は、神代よりの舊物は、この一種にて、二種はみな後世の御擬造なれば、假令失たりとも、大御神の授け坐る御寶さへおはし坐さば、と深く憑み思したる御事を知るべし。さらば劍は眞の神劍を渡し給へる如くに聞ゆれども、是も僞器なりし事は、增鏡に、元弘元年八月廿四日、記錄所の事を云る條に、人々まかで什も本殿に暫し打休ませ給へるに今夜既に武士ども競ひ參るべしと忍びて奏する人ありければ云々、內侍所神璽寶劍ばかりをぞ、忍びていでわたらせ給ふ。保曆間記、建武二年（延元元年）十一月、顯家卿舍弟顯信朝臣伊勢國ニテ義兵ヲ擧、內々申通スル事有、ヒソカニ先帝都ヲ出サセ給、同十二月ニ、三種神器ヲ具シ奉リ、吉野山ヘ入セ給ノ。とみえて、天皇の御許に、三種ともましける事明らかなるに、園太曆文和元年七月二日、（南朝正平七年）後光嚴卽位の事を云へる條に、若宮踐祚條々。何樣可レ有二沙汰一哉事傳國禮以二舊主宣命一普告二天下一之上、被レ渡二神璽鏡劍一。是爲二奕代流例一哉。但有二別故一之時。蓋以被レ渡二神璽神鏡一不レ及二宣命宣制一歟。而壽永舊主、不レ御二帝都一、神器等在二西海一。仍被レ經二再往之沙汰一候太上天皇詔宣被二施行一乎。爾降元弘建武同任二被先蹤一有二其沙汰一乎。而今上（後光嚴）御座二外都一壽永以來、猶被二遵行一歟。とあるは、當時の事を云る文なれど、元弘とは元弘二年四月二十八

〔續神皇正統記〕神皇正統記に續き、光嚴院より後花園に至る北朝の帝十代の史實を記せる書、小槻晴富の著なり。

〔佐女牛若宮〕京都下京區五條橋東に在り、應神天皇、神功皇后、仲哀天皇外一柱を祭る、天喜元年の創建也

〔北條高時を云々〕元弘三年五月二十二日也。

〔北條仲時〕基時の男、六波羅北方の探題也。

〔番馬〕近江國坂田郡に在り。

日、光嚴帝踐祚の事を云ひ、建武とは建武三年八月十五日、光明帝踐祚を云るなれば、此二御代の踐祚に、正しき神器のおはしまさゞる事を辨ふべし。又續神皇正統記にも、後光嚴踐祚日、三種靈寶渡御なき事、繼體天皇の佳躅を尋て、被准擬侍とかや。當日の儀は、壽永仁治等の例を摸せられ侍り、寶劍不御座事は、壽永初例にや。彼度太上天皇の詔宣にて、其儀を被行、元弘建武兩度も、彼例を被守侍り。このたびは、上皇外都にましますによりて、宣命制作に不及、仍上古渺焉の蹤跡を追て被遂行侍り。内侍所御辛櫃、佐女牛若宮寶殿に置れけるを、今夜密々に内裏に渡入奉らる。如在の禮典に擬せられ侍るにや。とあるにて、太上天皇詔宣の事のみならず、劍璽のなかりしを、想ひやるべきなり。されどこの後光嚴の事をしも、北朝にて記せる右少史重綱記、匡遠記にも、劍璽内侍所の渡御の儀ありし如くに記せるを以て、光嚴光明二御代の事を推考へなば、明らかに知らるべきものならずや。かくて同三年正月、天皇隱岐の行宮を逃れて、伯耆國に幸し、名和長年に依て、船上山に御坐しが、山陽山陰南海西海の者共、兵を起して朝廷を助け奉り、關東には新田義貞軍を興して北條高時を伐亡し、六月四日に還幸し玉ひき。是より先五月八日、天皇近江に坐し時、北條仲時等守良親王の兵に伐れし事を、卷九越後守仲時以下於番馬自害の事の條に、去程ニ兩六波羅京都ノ合戰ニ打負テ、關東ヘ落ラルヽ由披露有ケレバ、云々、其外伊吹山ノ麓、鈴鹿河ノ邊ノ山立強盜溢者共、二三千人一夜ノ程ニ馳集テ、先帝第五ノ宮（卽守良親王ノ御事）、御遁世ノ體ニテ、伊吹ノ麓ニ忍テ御坐在ケルヲ、大將ニ取奉リテ、錦ノ御旗ヲ差揚、東山道第一ノ難所、番馬ノ宿ノ東ナル、小山ノ峰ニ取上リ、岸ノ下ナル細路ヲ中ニ夾ミテ待懸タリ。云々。又持明院殿爲五宮被囚云々事の條に、去

程ニ五宮ノ官軍共、主上上皇ヲ取進ラセテ、其日先長光寺へ入奉リ、三種ノ神器並玄象下濃二間ノ御本尊ニ至マデ、自ラ五ノ宮ノ御方ヘゾ渡サレケル。云々。この神器は即平等院にて、渡し給へる御物なる事、上に見えたるが如し。斯て神器の大御許にましゝ事は、卷十四後醍醐天皇臨幸山門事の條に、足利尊氏叛き奉りて、京都に攻上りしことを、山崎大渡ノ陣破レヌト聞エケレバ、云々、主上ハ山門へ落サセ給ハントテ、三種ノ神器ヲ玉體ニ副テ、鳳輦ニ召レタレドモ、駕輿丁一人モナカリケレバ、四門ヲ固テ侍フ武士共、鎧着ナガラ、徒立ニ成テ、御輿ノ前後ニゾ仕リケル。此年延元元年正月、官軍尊氏の兵を打破りつるに依て、天皇右大臣藤原家定が華山院の第におはし玉ひ、その五月、官軍又敗れしかば、復び延暦寺に行幸し給き。卷十六後醍醐天皇重臨幸山門事の條にも、五月十九日、主上三種ノ神器ヲ先ニ立テ、龍馬ヲ廻サレケル。とあるにて知るべし。さて尊氏の欺を信(ウケ)玉ひて、延暦寺より十月十日に、華山院へ還らせ給ふ事を、卷十七還幸供奉人々被禁殺事の條に、還幸既ニ法勝寺マデ近ヅキケレバ、左馬頭直義五百餘騎ニテ參向シ、先三種ノ神器ヲ當ノ御方へ、渡サルベキ由ヲ申サレケレバ、主上兼テヨリ御用意アリケル似セ物ヲ取易テ、內侍ノ方へゾ渡サレケル。云々。又瓜生保が足利尾張守の方より、前帝より成されたりとて、義貞が一類を追罰すべき由の、綸旨を送れるに惑て、心變りしたる條に、三種ノ神器ヲ春宮ニ渡シ進ラセラレシ上ハ、縱先帝ノ綸旨トテ、尊氏申成タリトモ、思慮アラン人ハ用ルニ足ラス所ナリト思フベシ。然レドモ判官此是非ニ迷ヘル上ハ、重テ仔細ヲ盡スニ及バズ、云々。とあるは僞なるゆゑに、十二月廿一日華山院を出て、吉野へ幸す事の條に、刑部大輔景繁、武家ノ許ヲ得テ、只一人伺候シタリケルガ、勾當內侍ヲ以テ、潛ニ奏聞申

〔玄象〕帝室累代の寶物なる琵琶の名也、又玄上に作る

〔下濃〕帝室の什寶琵琶の名也、玄象牧馬等と共に十名物に列す。

〔二間ノ御本尊〕禁中御講などの時清涼殿二間に掛くる觀音像也。

〔藤原家定〕家教の子、花山院氏第九代也、文保二年右大臣となり、康永元年薨す。

〔法勝寺〕山城國愛宕郡東三條森の北に在りし寺、白河法皇の御創建也。

〔爪生保〕杣山城主也、後ち高師泰と戰ひて死す。

〔足利尾張守〕越前の守護高經也。

〔春宮〕恒良親王也

ケルハ、云々、急ギ近日ノ内ニ、夜ニ紛レテ大和ノ方ヘ臨幸成候テ、吉野十津川ノ邊ニ皇居ヲ定ラレ皇統ノ聖化ヲ耀シ候ヘカシ、ト委細ニゾ申入タリケル。主上事ノ樣ヲ具ニ聞召シ、云々、明夜必寮ノ御馬ヲ用意シテ、東ノ小門ノ邊ニ相待ベシトゾ仰出サレケル。相圖ノ刻限ニモ成ケレバ、三種ノ神器ヲバ、新勾當ノ内侍ニ持セラレテ、童部ノ蹈アケタル、築地ノ崩レヨリ、女房ノ姿ニテ、忍出サセ給フ。景繁兼テヨリ用意シタル事ナレバ、主上ヲバ寮ノ御馬ニカキノセ進ラセ、三種ノ神器ヲ自荷擔シテ、イマダ夜ノ中ニ、大和路ニ懸リテ、梨間宿迄ゾ落シ進ラセケル。云々。とありて是より後、神器は吉野に渡らせ給ひしなり。さて、後村上天皇正平三年、北朝崇光院受禪の事を、卷廿五に天正本云、同十月二十七日、興仁王南面ノ位ヲ踐セ給ヒシカバ、卽三種ノ神器ヲ渡サレケリ。抑此靈寶ト申ハ、神代ヨリ傳レル重器ニ非ズ、只其納物等ヲ是ニ擬セラレテ、天子ノ守ニ用ラル。此内寶劍ハ、安德天皇西海ノ波ニ沒シ給フ時沈失ケル、後鳥羽院御座御劍是ニ准シ用ラル。賢所寶璽ニ於テハ、後醍醐院元弘逆亂ノ始ヨリ、玉體ニ從ヘテ、今迄隱シ置マシ〳〵シカバ、眞實ノ靈物ハ徒ニ邊鄙ノ寶トゾ成ニケル。此故ニ建武踐祚ノ後ハ、元曆ノ佳躅ニ任テ、讓國ノ禮ヲ行ハルベシトゾ聞ヘシ。云々。また正平六年、崇光院を廢し奉りし事を云る持明院兩院主上遷幸吉野云々事の條に、廿二日、(十一月也)中ノ院中將具忠ヲ勅使ニテ、都ノ内裏ニオハシマス、三種神器ヲ吉野主上ヘ渡シ奉ル。是ハ先帝山門ヨリ武家ヘ御出シ有シ時、アリモアラヌ物ヲ取替テ、持明院殿ヘ渡サレタリシ物ナレバトテ、璽ノ御箱ヲバ棄ラレ、寶劍ト内侍所トヲバ、近侍ノ雲客ニ下サレテ、衞府ノ大刀裝束ノ鏡ニゾ成サレケル。ゲニモ誠ノ三種神器ニハナケレドモ、已ニ三度大嘗會ニ逢テ、毎月御神拜淸暑堂御神樂、十餘年ニ成ヌレバ、

〔興仁王〕光嚴天皇第一皇子也。

〔持明院兩院〕光嚴上皇及び光明上皇なり。

〔雲客〕殿上人也。

〔衞府ノ大刀〕衞府の官人の帶する大刀を云ふ、目貫の形毛拔を二つ合せし如きより、一に毛拔形の太刀とも云へり。

〔三度大嘗會云々〕此時まで北朝は光嚴、光明の大嘗會は行ひしも、崇光の時は天下騷亂の爲め停められたり三度は二度の誤なるべし。

〔淸暑堂御神樂〕淸暑堂は大内裏豐樂院九堂の一也、毎年こゝにて神樂を行ふ、時々大嘗會五節等を此所にて行ひしことあり。

〔園太暦〕太政大臣中園公賢の記錄にて三十三卷あり、南朝の時朝家衰微の有樣、盜賊濫行の等事を記せり。

〔具忠朝臣〕具平親王八代の裔中院宰相通淸の子也。

〔新葉集〕元弘以後弘和に至る南朝君臣の歌を宗良親王の撰ばれしものにて、弘和元年奏上。後龜山天皇勅して勅撰集に准ぜしめ給へり。

神靈モナドカ無カルベキニ、餘無恐凡俗ノ器物ニ被成タル事、如何アルベカラント、中族モ多カリケリ。また園太暦、觀應二年十二月大。御卽位事、九日朝間微雨。云々。三種神寶事、被下勅書。云々。又三種事、所存同載折紙。頗爲新儀。爲之如何。以虛器被准正體。神慮匪測。先資繼卿可預置候條。可爲折中之儀乎。後日資繼卿持參などは不可有子細歟。下略 また三種事。爲虛器之上。雖不能左右。人非可卿爾者歟。可被便宜所。神祇伯資繼卿可預置之條可宜乎。また廿二日天晴。伯卿入來。內侍所劍璽間事。談之。今日遣消息於具忠朝臣。仙洞御返事之趣也。隨而三種重器以下事。今日卽可奉渡。云々。今日伯卿來對面。三種神器渡御間事談之。神官奉仕此事。先規不覺悟。迷惑可爲何樣哉。若次將可宜歟者。予云。此條誠不審。但具忠朝臣先日抑伺者。件三種於正物者。皆南方御所御所帶也。京都御座。虛器之條勿論也。然而先皇擬神器。被渡給之上。一兩代爲被用了。不被改其儀之條。不可然候間。今可被渡之旨被申之。但不可爲先先渡御體。伯卿參申賜之。渡申候。下略 御劍璽可奉加入內侍所御辛櫃歟旨。有問題。其器虛實者不知。內侍所御辛櫃。奉開之條。爭可然哉。用意新長櫃。奉納之可宜哉。尤可然。可被用意之旨。具忠示之。其用意事。又兩人談之。云々。と見えたるは、前に後醍醐天皇の渡し給ひし、神器の眞物ならぬ事を知しめせる故に、吉野にはもとより、眞の尊き神器おはしまして、先つ御世より受傳て、しばらくも御身を放ち玉はぬとの御心にて、近習に賜はりなど、いみじくものし賜へり、と知られたり。かゝれば天皇の御歌に、四の海浪もをさまるしるしとて、三のたからを身にぞつたふる、と詠ませ玉へるも、卽其の御心ばへなるべし。弘和元年に奏上れる、新葉集の卷末に、この御歌を擧た

るも、正しき神器の芳野におはす由を、後世にしらせんとの、心しらびなる事をも思ふべし。既に足利が私の謀にて、京に取立奉りつる、北朝の御筋におはし坐、後小松院と御和睦あらば、此後は大覺寺殿御宇多天皇の御別號と、持明院殿光嚴院の御別號との御流、かはるがはる御世を知食るべし。故北朝の今のみかどに、御讓位の義をもて、神器を御讓渡し給はむには、卽ち先皇の禮をもて、尊號を奉らるべし、など奏しければ、後龜山天皇の御心には、あかず思しめしつらめど、南朝の皇威、漸に衰へさせ給へるをりからなれば、其の契約の如く、神器を御讓りありし後は、其沙汰もなきのみならず、武家はますます威權を恣に振ひて、上皇を始め奉り、南方の宮々を蔑如にしまゐらせしかば、吉野の前朝より、父祖代々、大義を重みし忠心なりつる武士等は、みな其憤りはれがたく、いかにもして足利の逆を亡し、南方の宮を取立奉り、先天皇後醍醐天皇の叡念を徹し奉らむと思ひ起して、嘉吉三年と云に、楠次郎、大和の越智某等をはじめ、吉野十津川、河內紀伊國の者共を語らひて、後龜山天皇の皇子小倉宮の御子、尊義王を太上天皇と稱し、其御子尊秀王を南方宮と申し奉り、軍兵三百人ばかり、九月廿三日の夜半に、內裡に襲よせ、思ふまゝにふるまひて、卽典侍の持る神璽を奪り奉り、比叡山にたて籠り、夫より大和國へ引退き、尊秀王に神璽を奉り、私に天子と稱して、吉野の山奥なる北山庄大河內と云處に、御在所を構仕奉る。また尊秀王の御弟忠義王とておはし坐けるを、阿野宮と稱して、守護しまゐらせけり。また文安元年、後村上天皇の皇孫天皇の第六皇子上野大守說成親王の御子義有王も、尊秀王を助て、大和河內和泉わたりの浪人等をかたらひて、吉野の山奥に接きたる紀伊國牟婁郡北山と云處に坐ましけるが、八幡城にたてこもり給ひけるを、武家より兵

〔大覺寺殿〕大覺寺は山城國葛野郡嵯峨村に有る眞言宗の寺也、後宇多法皇こゝを仙洞となし給へるより天皇の御別號となれり

〔持明院殿〕後深草天皇御讓位の後、京都上立賣なる持明院を仙洞となし御子伏見院またこれに倣ひ給へり、依て其御子孫たる北朝の主を申す。

〔小倉宮〕御名詳かならざるも、起立系譜、南朝紹運圖、南山小譜、南山巡狩錄等は、後龜山天皇皇子良泰親王の御事とせり、正長元年北畠滿雅に奉ぜられ伊勢に擧兵せしも敗れ、京に還りて勸修寺に入室せらる、晚年の御傳詳かならず

を聚めて、四年十二月うしなはれ給ひける。その後長祿元年十二月二日の夜、赤松滿祐が家人等打入て、尊秀王を害し奉り、やがて神璽を取奉りて、引退く所を、宮の伺候の大井口太郎左衛門と云者、心はやく計らひて、再神璽を奪り返し奉りぬ。同じ夜半ばかりに、忠義王もそこなはれ給ひしかど、猶も思ひよはる事なく、楠正理等尊義王の第三の御子尊雅王を取立奉り、神璽を上りて、二年六月また吉野の山奥に御在所を構へて、遷しまゐらせしが、その八月廿七日、小寺性説の爲に攻破られ、王は痛手負て高野上の高福寺にて薨給へりとぞ。さて神璽はもとより御事なく坐ましけるを、此時小寺藤兵衛入道性説等が手に守返し奉りて、同三十日に歸入らせたまひぬ。そも〳〵御讓位の後、南方の宮方軍を起し、内裏に亂入て、畏くも天皇を驚し奉り、はた神璽を犯し奪り奉れるは、まことに上もなき御大事なるが上に、其罪惡いと重ければ、速に官軍を差むけて、神璽を守り返し奉り、宮々をも捕りまゐらせ、其方ざまの武士どもをば、こと〴〵く誅亡すべき事なるを、十六年の年月を然てありしは、ひたすら神璽に御あやまちあらむ事を畏れて、かにかくに、時を待伺ひしにもあむめれど、痛く危き御事なりけり。然はあれども、亂世の極みのたぶれ足利がともがらの心にも、神寶を神寶として、しかすがに其尊き御事をわすれはてざりつるは、いとも尊きいとも畏き皇國がらになむありける。延元元年と云より已下は、伴信友が殘櫻記に云る趣を甚く約めて、其大凡を記せるなれば、委しき事は、彼書に就きて見るべし。大凡壽永の戰には、神器西海の上にさまよひ、嘉吉の亂には、南山の奥に止り給ひしかども、眞の天日嗣しろし食べき天皇命の大御許に、自ら歸りて備りおはし坐事は、即大御神の御事依しのまに〳〵、堅石常石に天地の共動なく鎭り坐べき、深き理のはやく定まり給へる御事を、よく心に占て、思ひ奉るべきなり。かゝれば、漢土の王等が印をのみ璽と云法として制てたるを、其次の王が受傳へて、傳國璽と云て貴ぶ類とは、こよなく立勝り

〔長祿元年十二月〕櫻雲記長祿三年六月廿七日、南方紀傳長祿二年六月に作る

〔滿祐〕赤松義則の長子、備播作三州の守護也、事を以て將軍義教を恨み嘉吉元年これを弑して歸國せしが、幾ならずして幕軍の爲めに破られて自刄す、赤松家爰に於て一旦滅ぶ。

〔家人等〕滿祐の遺臣石見亦太郎等幕府の爲めに盡して主家の恢復を計りし也、爰に於て赤松家再興す。

〔殘櫻記〕南山巡狩錄附錄に載せたる南北朝講和の際に於ける神璽の記事に就き、諸書を考證して其説の誤謬を正せる書也。

て、卽萬國にすぐれて、いとも尊き神寶におはし坐事を思ひ奉るべき事也かし、抑我皇國の萬國に超絕たる事は、今更言擧すべきにもあらねど、近來漢洋の學をのみ講ずる人の中には、殊に大義名分など云事は、夢にも知らず、國體を辱しむるをも顧みず、自國を稱して野蠻蒙昧の俗といふを、猛き事の如く思ふも多しとかや、さる類の人々、我大朝廷のいともく尊く畏き三種の神器をさへ、又支那の傳國璽また西洋の王等が寶玉とするダイヤモンドと、同等の物なりと非言するも、はかり難ければ、聊此に傳國璽を尊き物と思ふは、笑に堪たりと云支那人の議論と、皇國固有の神器は、萬國の宗國となるに足れりと云へる與國人の說とを擧げて、萬國に比類なき神器なる由を言はむ、其は明の丘瓊山が說に、周禮、地官司市、凡通貨賄、以璽節出入之、掌節、貨賄用璽節、按璽之名始見于此、然專以出入貨賄、蓋上下通用也、左傳襄二十九年、使公治問璽書、追而與之、林堯叟曰、璽印、追公治而與之、按用璽於文書、謂之璽書、璽書二字、始見於此、然此乃季武子書、而用璽記之者、是時上下印章、皆璽玫也、自秦以來、惟天子印得稱璽、故其制詔謂之璽書、臣下不得用也、漢高祖元年、高祖至覇上、秦子嬰封皇帝璽符節降、胡寅曰、官符百司之印章、一代而受之君者也、不可以失、失之則不敬、天子之璽非一代所用、而非受之於天者也、必隨世而改、不改則不新、故漢有天下、當刻漢璽、而不必襲之秦、所以正位凝命、革去故而鼎取新也、苟以爲不然、曷不於二帝三王監之、後世之璽、以亂亡喪逸者固多矣、必以祖傳爲貴、又豈得初璽如此之久哉、按傳國璽圖說謂、其方四寸、秦始皇併六國、命李斯篆其文、孫壽刻之、子嬰奉其璽降漢、漢高祖卽位服之、世因謂之傳國璽、厥後平帝崩、孺子未立、藏於長樂宮、王莽簒位、使王舜迫太后求之、出璽投地、刻璃角微玷、其後歸光武、至獻帝時、董卓亂、掌璽者投於井中、孫堅於井中得之、後徐璆得以進獻帝、帝以歸魏、魏以歸晉、五胡亂華、爲劉石所得、後歸之東晉、是後宋齊梁陳以至於隋、隋滅陳、蕭后攜之入突厥、唐太宗求之不得、乃自刻玉曰皇帝景命有德者昌、貞觀四年、蕭后始自突厥奉璽歸於唐、朱温簒唐、璽入於梁、梁亡入後唐、廢帝自焚、自是璽不知所在、宋嘗考之、其璽之文曰受命于天、旣壽永昌、自秦以後、相傳以爲受命璽、得其璽也、遂傳以爲眞有受命之符、無是符也、乃至目之爲白板天子、一何愚且惑哉、且命出于天、必有德者然後足以受之、受命者不于其德、而顧區々於一物之用、命果在是乎、三代有道之長享國皆至數百年、初未聞有此璽也、秦自作璽之後、僅七八年、遺其子沙丘、肉祖負倶道、烏在其爲壽且昌哉、繇是觀之、是一亡國不祥之物耳、有無何足爲國重輕哉、といへるが如く、其國の輕重をするにも足らぬ亡國不祥の器を、幾千年となく、其有無を爭ふはいとも果敢なきわざと謂ふべし、又丸山作樂氏が與國の須多因と語れる事に、須多因が曰く、貴國は萬世一系の皇統にて、世界に珍しき御國柄なる事は、兼て聞及びたるが、何か他に異なる千古絕世の遺風遺物はなきやと云ふ、丸山氏答て、千古絕世の遺風は、君臣の大義、終古變らぬが第一にて、其遺跡とすべき遺物は、三種の神寶なり、と云ひ

〔胡寅〕字は明仲、宋の高宗時代の學者也、論語詳說、讀史管見の著あり

漢土人傳國璽論

〔六國〕齊、楚、燕、韓、魏、趙等戰國時代割據せる諸侯を云ふ。

〔獻帝〕後漢十二世卽最後の帝也。

〔董卓〕字は仲潁、隴西臨洮の人、靈帝の崩後少帝辨を廢して獻帝を立て自から相國となり權勢を擅にせしが、後ち王允等の爲めに討たる。

〔五胡〕西晉の末より江北の地に相攻爭せし匈奴、羯、鮮卑、氐、羌の胡族也。

須多因宗國說

〔朱温〕梁第一世太祖皇帝也。

けれど、僧曰く其三種の神寶とは、後世の作りにはあらざるかと云ふ、丸山氏少し怒氣を帶びて、我國人民いかに愚なればとて、後世の僞器に、數千年來歸崇せらるべきにあらず、現に靈鏡は伊勢神宮にまし、寶劍は熱田神宮に祟めて、誰知らぬ者もなき事なり、且神璽の如きは、天皇の大御許に在て、歷代御卽位の時に、授受の大禮あり、上古以來變る事なしと云ひしかば、須多因暫くありて感歎して曰く、世界萬國いづれの民たりとも、各其身の幸福を欣ばぬはあるべからず、然るに人世不幸中の最不幸は戰爭なり、故に我獨學術政治に志す者、常に世界に戰爭の起らぬ事を企望するなり、それには世界萬國を統御すべき宗國を立て、志ある各國之を輔佐し、互に國境人民を相侵さゞる一大憲法を制し、若し之に背く國あらば、他諸國擧て之を征する事に至らざれば、其事行はれざる也、これに因て西洋各國を通觀するに、何れも開闢以來の寶器ある事なし、さる同等の國柄を立て、宗國としたればとて、他國人民の服從すべきにあらず、東洋諸國を顧るに、印度は古國なれども、今の形勢にて論に絕たり、支那は大國なれども、今の清朝の祖は韃靼より出て、掠奪したるなれば、自國の人民すら心服せずと聞けば 他國人民の伏從すべきにあらず、唯日本は國小なれども、天子は天神の裔にて、開闢以來の神器を有ちたまひ、千古一系の皇統を奉戴して、全國人民が君臣の大義を紊さぬとは、いかにも珍らしき御國柄なれば、必證跡となる事あらむと、貴國より航海せらるゝ人に遇ふ毎に、尋問せぬは無りしかど、孰れの人も、我國は未開野蠻の風俗のみ多くして、さる物ある事なし、唯萬古一系の皇統あるのみ、其他は語るも恥しき事のみなり、と答ふるによりて、甚だ失望し居つるに、今日始て詳說を聞て大に從來の望に叶へり、此事を歐米各國の人民が聞傳へて知る事となりたらむには、必ず貴國に伏從する事とならん、と云へりとぞ、是にて世界萬國にも、皇國の如く大古以來の寶器と云物なき事を知り、また外國人のかく云るにても、皇國は萬國の宗國と仰ぐべき貴き御國柄なる事を、辨ふべきものぞ、件の丘濬が說と、須多因の談話とは、近頃見聞に及びたる事なれど、共に神器に由緣あれば、今此に書き加へつる也。かく記し置つるを見て、或人の論ひけらくは、神鏡は天德寬弘長久の災に罹りて、終に眞形は失賜へるを、改め造らむと百官の人々議ひ申しゝかど、或はあやしき御光あり、或は蛇のしるましあるに恐れて、其事やみ玉ひ、又神劍は壽永の亂に沈みたるを、蜑夫どもにあなぐり求めさせ給ひしが、潜ぎ出ることなく止にけり。抑この二種は、崇神天皇の御世に、御摸造の御寶なれば、其失給ひたらんには、卽改め造らるべき理なるを、靈驗のとありとて、其世の公卿の女々しき事にのみ拘はりて、ありつるは、いかにと云に、おのれ對て云く、神鏡の長久の災にかゝりし時には、燼中より光りさし添ひ玉ひ、壽永には御筥のからけを明

〔清朝の祖云々〕金の滅亡後滿洲族の勢久しく振はざりしが、明末に至り長白山下に居りし酋長努爾哈赤起りて滿洲諸部を平げ次で明軍を破りて滿洲全土を統一す清の太祖これ也、其子太宗國を清と號し大に封土を擴め、太宗の子世祖皇帝立つに及びて遂に明を滅して支那全土を統一す。

〔しるまし〕前兆也倭訓栞に、しるまし、日本紀に怪字相字などをよめり驗欲(マシル)の義にやとあり。

〔正保遺事〕正保の帝即ち後光明天皇の聖德逸美を謹錄せる書、矢野玄道の著一卷也。

〔佛舍利〕釋迦の身骨也、舍利は梵語設利羅の訛略にして、骨身又は靈骨と譯す。

——後光明帝啓親神鏡之櫃

〔非藏人〕もと良家の子息六位の中より撰補して昇殿を許し、殿上驅使の役を勤めしめし者の稱なりしが、江戶時代には諸社社司等の藏人の袍を着して宮中に伺候し、古の女嬬代を勤めし者を云へり

——源齊昭獻鍛刀

けむとせし男の目眩き鼻血たり、正平には御匱に矢の徹らざりしなど云を、よく思奉て。たゞ灰を掻集めたる物なりなど、かしこくも思ひ輕しめ奉るべきにあらず。また寶劍の西海に沈みてより、晝御座の御劍を寶劍に比擬(ヨソ)へ、其後は伊勢の大御神の神宣にて、奉りし御劍を用ひさせ給へる、いと〳〵常ならぬあやしき御事なるを、深く思ひ奉るべし。如此奇(ク)しびに貴き御寶にし坐せばこそ、上にも云る如く、大御神の御心として、即天日嗣しろし食、天皇命の大御許に、自ら備り坐事を、徒に思ひ奉るべきにあらず。

因云、後光明天皇の御あらましを記せる正保遺事に、内侍所御辛櫃の内は、代々の帝にも叡覽せさせ給はざる御事にぞ有ける。しかはあれど、此帝御辛櫃を開かせ、つばらに叡覽ありしに、いつの頃、何者がおさめけむ、御櫃の内よりあやしの佛舍利ぞ出來にける。帝あないまはしとて、庭上に捨させ給ひけるとなん。或云、其時の女房ひそかに沙汰して、非藏人赤塚なにがしをもて、彼、佛舍利をとりあげて、泉涌寺へ送り納められしとかや、と云ことみえたり。抑内侍所の御事は、禁秘抄にも、載せ給へる如く、伊勢神宮并に内侍所の御方をば、かりそめにも御後になさずして、旦暮に崇敬し給ふ事にて、伊勢の御代りの宮とも、神宮の御分神(ワケミタマ)とも申すなるを、いつの世何人のしわざにてかゝる物を入れ置けん、天皇の英明におはしまさずは、庭上に投捨させ給ふ事はせざらましを、いと貴く畏く快き御ふるまひなりけり。實に後世帝王の御規摸とも仰ぎ奉るべき御事とぞ思はる。また我舊藩主贈大納言源齊昭卿の忠誠は、天下の知る所なれば、言擧すべきにもあらねど、特に孝明天皇の知遇を受けさせられし一端を見るべく、又神器の事にかゝれる書狀を得たれば、此に擧て參照に供へむ。其は

〔聚落行幸〕聚落は聚樂に作るべし、京都に在りし秀吉の邸宅也、天正十六年奏請して後陽成天皇の行幸を仰ぎ、四月十四日より五日間御駐蹕あり、儀衞鹵簿の盛なる古來稀に見るところなりと云ふ。

〔御當代〕孝明天皇を申す。

〔治保卿〕水戶家第六代の主也

鷹司關白政熙之事

〔政通〕政熙の子、鷹司第二十二代也、文政三年左大臣、同六年關白、天保十三年太政大臣となる。

安政元年四月、大內炎上ありし次の年十一月、皇居御造營なりて、御遷幸ありけるが、其十二月に家臣某より齊昭卿へ差出したる狀に、遷幸御行列眞寫幷御作御刀之儀、御意之趣、委細奉ㇾ畏、去八日罷出、右二條ヲ奉ㇾ伺候趣、左之通に御座候。古來行幸夥敷御座候得共、御慶事にて市中行幸と申儀・御見合絕而無ㇾ之、天明寬政之度は、臨時之御了簡にて、御組立に相成候事故、不落付儀も有ㇾ之、御見合に相成兼、扨野外行幸なれば、百官供奉に候處、此度は市中行幸之事故、延喜式を本と被ㇾ遊、六部之行幸（六部と申樣に相伺候處、六部とは右近衛左近衛、右兵衛左兵衛、左右大將にも可ㇾ有ㇾ之候也、）に御組立に罷成候由、公卿供連之儀は、大閤之節、聚落行幸、御當代二條行幸等之御見合にて、御調に相成候事に候、云々。一御作御劍之儀、云々、依而は御作之二振、被ㇾ遣に相成候へば、關白樣にて可ㇾ然御取斗、御進獻被ㇾ遊趣に御座候。扨關白樣御意被ㇾ爲ㇾ在候には、此度御進獻被ㇾ成可ㇾ然と申儀、深き御意味有ㇾ之事也。當時諸大名之內、前中納言殿程勝れたる御方は無ㇾ之、其上兼々御精忠被ㇾ爲ㇾ盡候に付、御滿足に被ㇾ思召、前中納言殿御精心乘移りたる御劍を、御側に被ㇾ指置、玉體守護被ㇾ遊度叡慮、兼々有ㇾ之、尙更是迄薄霞と唱候御劍、御側に被ㇾ指置候處、右御劍は文公樣（權中納言治保卿）より御進獻に相成候正宗作にて、光格天皇厚く叡慮に被ㇾ爲ㇾ叶、御側不ㇾ被ㇾ爲ㇾ離、被ㇾ指置候處、此度御燒失に相成候得共、右御金物は御用ひに相成候事故、幸前中納言殿御作を右之御金物御用被ㇾ遊候にて、御拵ひに罷成、玉體守護之御劍と被ㇾ遊度御事に被ㇾ爲ㇾ在候間、政通（鷹司關白家）方へ被ㇾ遣候はゞ、能々斗ひ進獻可ㇾ致間、右之段申上候樣、右は御意之（儘相認申候）尙又ためしは不ㇾ致方宜敷、御所にては物に逢けがれたる御劍は、御用ひ不ㇾ被ㇾ遊、夫といふも、主上御自身御手を被ㇾ爲ㇾ下候御儀無ㇾ之故也。政通方へ被ㇾ遣候御分・矢張ためし無ㇾ之

〔職事〕藏人頭、五位藏人、六位藏人等を云ふ、職原抄に、四位侍臣中、殊撰其人爲頭、五位中又撰補三人、六位中又撰補四人、謂之職事、とあり。

〔篳篥〕竹にて作れる九孔の笛、羌胡龜茲國の樂器也、我國傳來の時代詳かならず。

〔和琴〕我國固有の琴を唐琴に對して云ふ、六絃、七絃或は八絃也。

方宜敷候との事、御意に御坐候。既に文公様より御進獻に相成候薄霞之御劍、正宗にて、年代舊く候得共、打下しにて長く差置たる御品にて、物に逢ぬ御劍ゆゑ、御進獻に罷成候趣に御座候。扨又此度遷幸供奉之公卿達、帶せられ候劍、御慶事に付、古身にて物に逢候品は、用ひに不相成候趣にて、皆々新刀を爲御打に罷成候趣に御座候、云々。又言上仕候、過る十日之夜より十三日之夜迄、遷幸無滯被爲濟候に付、於内侍所三ヶ夜之御神樂被爲在候に付、高松大膳大夫殿之御扱にて、御内々拜聽に罷出候所、酉の半刻頃、主上内侍所へ爲御拜高廊下渡御被爲在候。御前之手燭、六位三人、四位三人、何れも中腰にて、横に歩行、職事御裾を持、内侍御所へ入御、暫在て御拍手聞ゆ。御鈴の鳴事三十二度ヅヽ三遍、九十六度也。而後に還幸、御神樂始る。神樂歌、奏笛篳篥和琴琵琶添、至極感に堪候様に奉存候、云々。別紙奉申上候、去月廿五日、四郎大夫一同關白様に被爲召、御遷幸之儀奉伺候處、主上御滿悅に被思召候との關白様御意之趣云々、其節之御意に、寶劍と神璽は、御鳳輦之内に被爲入、遷幸被爲成趣、寶劍之御拵は、皆鐵之御金物にて、帶取候處は、御金物許殘り、革は損し候事と相見え無之、御柄はさめ許之御つかに候得ども、壽永の亂に海底へ沈し故、（寛按、壽永云々は、恐らくは傳說の誤ならむ。）さめはむけて取れ候由、御鞘の木は、樫の木の様成木理にて、色直黑に相見え、塗は黑色にて、矢張黑之蒔繪有之、其繪は畜に日本武尊韃靼御征伐之御模様を繪かき候由、黑に黑の蒔繪なれ共、鮮明に相分り候由、云々。御さやわれ候て、五厘許もすき居候處より、中を御覽被遊候へば、御中身は銀の如く光りかゞやきて見え候趣、御鞘をはらひ候事は、不仕事故、御拭ひ抔申事絕て無之候得共、右之通り光りかゞやき候趣、誠に神妙不思議は、此事との御意に御座候。又神璽之

〔長橋局〕もと勾當内侍（掌侍の第一）の詰所の名、轉じて勾當内侍を云ふ又た長橋殿とも云へり。

〔夜之御殿〕主上の御寢所を申す。

〔唐櫃〕横二對、縱一對都合六閤を開けし櫃を云ふ。

〔齊昭卿〕德川治紀の第三子、水戸家第九代也、烈公と私諡す。

御箱は、大圖長サ一尺三四寸位、御幅は七八寸位、厚サ四寸程も、可有之、其御箱を緒にて、江戸下しの荷物之如く綿密にからげ置候由、是は五十年に、一度つゝからげ候處、前年にからげたる上を、又からげ、幾重にもからげに相成居候由、右之からげは、長橋局と何の局名は忘却両人の職掌にて、取扱候由、寶劍は夜之御殿之天井へつりて、被指置、神璽は御床脇之御棚之上へ御服紗を懸て、被差置候由、又遷幸之夜、内侍所渡御を奉拜候處、御箱二ッ何れも同じ様に白き絹様の切にて包、御臺へ乘せ參らせ、御輿の如くかき候て、淺御被爲成候間、一ッの御箱は、何御品に被爲在候哉と伺候へば、内侍所之次之御箱は、神武天皇所々御征伐之節、被爲召候御甲冑之由、内侍所御鏡を入給ふ御唐櫃は、御金物も無之、只御錠前のみ付候にて、朱塗に有之候處、其朱之色、誠に美敷、今時には無之、至て好き色に有之、又度々之亂にて所々へ御遷座被爲在候へども、更に破れたる所少しも無之、誠に恐入たる御事と被仰候、誠に神秘之御意、關白様に無御座候ては、ケ様御委敷御承知は被在間敷と奉存候。」とあり。この神器の事をかく細密に質問さしめ給ひしも、きはめて齊昭卿の御心におぼし給ふ事ありての事なるべけれど、其由を傳へたる人もあらねば、いかにかはせん、穴かしこ。

しかはあれど、何事もめでたく古へに立復るべき世のありさまなるに合せて、武く雄々しく正しき天皇命の生出おはし坐て、眞實の大道をよく思し明らめ、神々を尊み奉り玉はんには、必ず古にかゝはり給ふべからず。昔崇神天皇の鏡劍を御擬造せる神智妙算、また後光明天皇の、世々の帝も開かせ給ふ事なき内侍所の辛櫃を開き、御覽し給ひしに、忌はしき物ありとて、直に庭上に投させ給へるなど、古

へに拘泥給はぬ御所爲なり。かゝれば、さる正しき君の世に出給ひて、其御大御神の御心に稱ひおはし坐さば、その御時には遠くは崇神天皇の御所爲に倣ひ、近くは後光明天皇の御行を學びまして、かけ卷もかしこき伊勢大御神、尾張熱田宮に、特に勅使さして、よく神世のまゝの御形を模し取らしめ、此大八洲國内にあらゆる良工（鏡作鍛師）をよく選みて、其の如く愼み作らしめ給ふべき事にこそ。然らば天下を治し食給ふ事は、八尺瓊の勾れるが如く曲妙に、山川海原を看行し給ふ事は、眞澄鏡の分明なるが如く、荒振ものを平治給ふ事は、十握劍の鋭なるが如くおはし坐て、つひに古にもまれなるまで、めでたき御世に立歸りなむものぞ、と天地の神にかけて、然思はるゝを、その善惡は自らも知りがたかれど、熟々神代の眞實の道理に本づきて、むかしの事蹟をよく稽へ合せたらん人は、此趣を忽に辨へさとるべきものぞ。さはいへど、今かくうちいでつる論ひは、いはまくもゆゝしく、畏しともかしこきわざなりかし。

元治二年乙丑春二月廿八日稿（明治三十年夏五月補訂了）

〔十握劔〕この稱神代卷に多く出づ、日本紀通釋に、十握劔、記に十拳劔とあり、云々、拳〔 〕は掬〔 〕にて四指を並たる長を云、云々、上代に手して掬て、幾掬と物の長を量れるなり、云々、さて十拳とは劔身の長を云ふなりとあり

神器考證終

附錄

〔皇親〕下の神魯企神魯美に冠し、天皇の親しき皇祖神の意に用ふ。〔神魯企神魯美〕古語拾遺に、次高皇產靈神(古語多賀美武須比、是皇親神留伎命)、次神皇產靈神(是皇親神留彌命云々)とあり、但し祝詞に云ふは以上二柱の外諾冊二尊、天照大神等の皇祖をもこめて申せるなるべし、名義につき祝詞考は、神すべら男君、神すべら女君の義となし、古事記傳は、神生祖君(カムアレオヤギミ)、神生祖女君の約とせり〔母由良〕玉と玉と相觸るゝ音也。

神寶の事に附て、種々の說ども出來て、學者等の互みに言擧つらふことのあるを、條々に試して、因みに辨へみむとてするなり。

○大殿祭祝詞に、高天原爾、神留坐須、皇親神魯企神魯美之命以氐、皇御孫之命乎、天津高御座爾坐氐、天津璽　鏡劍乎捧持賜天、言壽宣志久、　この條を加茂眞淵が考に、是に八尺勾璁を擧いはず、儀制令にも鏡劍とのみ有につけて、神代紀の一書に、三種の寶といふを疑ふ人あるは、顯はれたることにのみ依りて、ものを限る也。そも〳〵古事記に、伊邪那岐命の天照大御神を生まして、其御頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而。賜天照大御神而詔　曰汝命者所知高天原矣。また神代紀一書に、大汝貴命の天御孫命に、この國を讓り奉りて退給ふ時に、卽躬被瑞之八坂瓊而長隱者矣。と有。また天孫天降り給ふ時、天照大御神の詔まさく、於是副賜遠伎斯八尺勾璁鏡及艸那藝劍云々。と古事記にしるされたり。是を以て彼一書に、曲玉鏡劍を三種神寶とは有なれば、何かいぶかしきや、且その勾瓊天しろしめす主なるしるしの神寶、それに准て國知給ふ大名持命も、是を御頸にかけ給ひつ。さて天孫天降給ふときにも、國の主なる御しるしに、天照大御神是を賜せし也。然れども此璁は御身に著ます寶にて、人の手觸る物ならず、故にいにしへより劍鏡ふたつを以て、大儀の時のしるしとなし來れる也。既に大寶の頃の儀式のおもてによりて、二つをのみいひつるものにて、是もいと上つ代の文ならぬを知ひとつなり。

又この頭注に、天岩戸の前にて招禱せし時、彼天照大御神の御頸玉になぞらへて作りしを、今賜ふ故に、

乎岐斯云々と云なり。

寛云、伊邪那岐命の御頸玉は、大御神の天を知食す御しるし、又勾玉は御頸玉に准へて作りしを、國の主となり玉ふ御しるしに賜はせしなりと云るは、古事記傳に辨へたるが如く、據なければ取がたし。傳文はドに引けり。璁は、御身に着ます寶にて、人の手觸る物ならず云々は、實にいはれたり。まづ古は男女共に、玉を緒に連貫て、頭にも頸にも手足にも衣にも、すべて飾りしこと云も更なり、かゝれば、天皇命たちは、殊に貫く美しき玉をぞ裝束給ひけむ事、おし測りつべし。さて三種の神寶を、授け坐る時のことを、想像奉るに、曲玉は殊に、大御身に取着おはし坐て、御身を暫くも離たせ給ふまじき、深き御理の坐々しなるべし。故御世々々にも、神世の例の隨々、さきの天皇命の御手づから、日嗣の太子の御手に、神寶を傳へ坐るが中に、曲玉をば即日嗣の太子の大御身に取着給ひ、餘の二種をば、忌部の上る禮儀なりし故に、拾遺また神祇令また祝詞大殿祭などに、鏡劍をのみ云て、曲玉の事の見えざるは、みな忌部氏の事に、事とかゝれる故なること著明し。大殿祭に、忌部氏の預る事は、拾遺にも見えたり、さて曲玉を天皇命の大御身に取着け給ふと云は、さる說ながら、其證ものに見えずなども云ふべけれど、其は記すべき由なくて、たま〳〵に洩れたるものなるべし、かつ大御身に取着坐さずとせば、二種三種の差別あるを、何とか說かむとする、抑伊弉諾尊の御頸玉、また天照大御神の左右の御鬘に纏せる八尺勾璁の五百津の美須麻流珠、また左右の御手に纏せる珠、又素戔嗚尊の八坂瓊之曲玉、火遠理命の御頸之璵、などあるは神寶とは別物なれど、皇祖神たちの如レ此裝束給へるを、天皇命たちの御上にも、曲玉を裝束まつりし事、准へしるべきなり。されば二種を上るは、甚上代よりの儀なるを、大寶の頃の儀式に因て云りとあるは、違へり。

古事記傳十五ノ二十三丁云、師の祝詞考に、伊邪那伎命の御頸珠を、天照大神に賜ひしは、大御神の天を知食

〔大殿祭〕神今食、新嘗祭、大嘗祭等の前後又は皇居の遷移、齋宮齋院卜定の後等に、屋船久久遅命、屋船豐宇氣姫命及び大宮賣命を祭り、宮殿の災變なきを祈る祭を云ふ。

〔火遠理命〕彦火々出見尊の又の御名也。

〔御頸之璵〕古事記に、爾火遠理命見ニ其婢一、乞レ欲ニ得水一、婢乃酌レ水、入ニ玉器一貢進、爾不レ飲レ水、解ニ御頸之璵一、含レ口、唾ニ入其玉器一云々とあり。

す御しるしなり。さて天孫に賜ふ勾玉は、天岩戸前にして招禱せし時、大御神の御頸玉に准へて作りしを、國の主となり給ふ御しるしに賜はせしなり、と云れたる、皆かなはず。其故は、石屋の段の勾玉は、彼御頸玉に准へて作りしと云こと、徴據なし。彼段を考ふるに、此玉さる意にて作れるには非ず、凡て玉は古殊に賞て、世に尊み欲する物なる故に、御幣に獻りしのみなり。さるは殊にたぐひなく重事招禱に用ふる故に、心をつくして作れるから、あるが中にもめでたく美麗き玉なりける故に、大御神の殊に珍らしみ賜ひて、比なき御寶物にて有けるを、此度御孫命には賜はせるにこそありけめ、異なる意あるべうも非ず。故此次の文にも、書紀にも、此時詔命にはたゞ御鏡の事のみありて、此玉の事はみえず、若此玉御國知食す御しるしとならば、必其事も詔ふべき理ならずや。然るを彼御頸玉に准へて、是をも天孫の國知食す御しるしとして、賜ひしと云るは、此記にも書紀にも、三種の中乃第一に擧げられたるゆゑに、强て其意にかなへむとてなり。たとひ實に御國知し食む御しるしとして賜へりとも、大御神の御魂とある御鏡の上に、立むことはかたくなむあるべき。然れども、其鏡に並べて賜はせし一種の御寶物にしあれば、おのづから御國知食御璽となれるは、もとより然あるべき理なり。

○又同廿四丁師の祝詞考に、璁は御身に着坐寶にて、人の手觸る物ならざる故に、云々と云はれつるは、心得ず。璁は御身に着坐寶にて、人の手觸る物ならずとは、常にこそさもあらめ、踐祚の時いかでか本より御身には着坐む。抑かの令に踐祚之日とあるは、義解に、卽位を云ふと云へる如く、古は踐祚すなはち卽位なりしを、後には踐祚と卽位と別になりて、卽位の儀式には、忌部上鏡劔ことは見えず、大嘗會に此事あるなり。然れども是本は始て御位を嗣給ふ時の儀式と聞ゆるなり。さて後世には踐祚の時、

〔義解〕養老令の解釋書、十卷也、淸原夏野等勅を奉じて撰し、天長十年十二月成る。

〔卽位を云ふ〕神祇令の義解に、謂、天皇卽位謂ニ之踐祚一、祚位也とあり。

〔後には踐祚云々〕桓武天皇天應元年四月三日受禪踐祚あり、同十五日卽位式を行はれしより、始めて踐祚と卽位と相異る端を開けり。

舊主の御許より新帝の御所へ劍璽を渡さるゝ儀あり。又其餘の儀式にも、內侍二人劍と璽とを執て供奉す。寛云、江次第讓位幼主儀の條に、若御二別所一者、大臣以下、令レ賫二劔璽一於近衛次將、就二新帝御所一進レ之、また御讓位の條に、天皇御二南殿一云々、內侍二人執二神璽寶劔一候、太子昇後、候二東階下一、(典侍一人、掌侍一人、)云々、宣命使就レ版、(太子起、)宣制、群臣退出、云々、新帝下拜舞、內侍等以二神璽等一相二從新帝一、就二御在所一奉レ留、また御卽位條に、天皇御二高御座一云々、內侍二人劔在二御前左一、璽在二御前右一、などあることなり。　此を以ておしはかるに、上代又大寶の定めの頃とても、舊主より新主へ寶物を渡さる
る時、璽も必渡されずはあるべからず。然るに鏡劍をのみ云て、璽を云ざるは、かの水垣朝よりして璽を先とせらるゝ定めにかゝはらずして、神代の木よりの定めにつきて云るものにて、返りて古意とこそおもはるれ。さて後世に劍璽をいひて、鏡を云ぬは、鏡は內侍所に坐て動きたまはぬがゆゑなり。

寛云、璁を受傳給ひて、卽御身に取着給ふ事、上に云る如く、上代玉を身の裝束とせし御世のほどは、必古へのまゝなりけむを、世降りては、さる事もなく、終に大朝廷にも玉を裝給ふ事は、やみつるより、神璽をば筥に納め奉る如なりしものなるべければ、寶物を受傳へおはし坐時、天皇命の御手つから、その御筥を持せ給ふべくもあらねば、內侍の供奉(ツカヘマツル)こととなりしにやあらむ。故後世の儀式書等に、內侍供奉の事を記せしものとこそ聞えたれ。しかるを、其後世の書に據て、璽も必渡されずばあるべからず。其を渡し奉るには、內侍の執持つ例なれば、踐祚の時いかでか本より御身には、着け坐さむと、おしはかられたるは、古意に稱はざるが如し。

○また古事記に、於是副二賜其遠岐斯八尺勾璁、鏡、及草薙劔一、云々ノ條、鏡と劍との間に、及と云るは、上の遠岐斯の言、璁鏡(タマカヾミ)へのみ係りて、劍は異時の物なる故に、其を隔てむ爲なり。書紀に、天照大神乃賜二天津彦火々瓊々杵尊

〔近衞次將〕近衞中將及び少將を云ふ。和名抄に、中少將を共に、須介と訓み、また源氏物語に中少將を、すけ達と云へり。

〔典侍〕內侍司にて尙侍に次ぐ女官也

〔掌侍〕典侍に次ぐ女官也。

〔版〕朝廷公事の時群臣百官の列位を定むる標木を云ふ令義解に、謂、朝賀及祭祀定二群臣並百官列位一之版とあり、また令集解に、刻レ木曰レ版、列立曰レ位と見ゆ、爰は宣命版とて宣命使の著座して宣命を讀上ぐる版也

〔水垣朝〕崇神天皇の御宇を申す、天皇即位三年九月大和國磯城郡金屋村磯城瑞籬（水垣）宮に皇居を定め給ひしによる。

〔大伴金村大連〕淡の子也、仁賢、武烈、繼體、安閑、宣化、欽明の六朝に歷仕し、武烈天皇以降大連たり。

〔皇御孫之命〕瓊々杵尊を申す。

八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物。とあり。さて此三種を連擧る次第は、鏡劍玉とか、鏡玉劍とか有るべき理なるに、此記にも、書紀にも玉を先にし、書紀には殊に玉及鏡と、鏡の上に、及字をさへ置れたるは、如何と云に、水垣朝御代に至りて、此御鏡劍をば、他處に齋祭り給ひてより、天皇の御許に坐は、神代の舊物には坐さず、たゞ玉のみぞ、今大御神の授賜へるまゝの物にて坐す故に、彼御世よりしては、三種の中に玉を第一とぞせられけむ。然れば、其御代より後は、常に玉を先に申しならひたる、其次第のまゝに、此記も書紀も記せるものにして、神代より然るには非ずなむ。今此に大御神の授け給ふ時を以云はゞ、鏡第一なることは更なり。次には劍、其次に玉なるべし。其故は、書紀繼體卷に、大伴金村大連乃跪上天子鏡劍璽符。再拜。神祇令には、凡踐祚之日。中臣奏天神之壽詞。忌部上神璽之鏡劍。（義解に此即以鏡劍稱璽）大殿祭祝詞に、高天原爾神留坐須皇親神魯企神魯美之命以氐皇御孫之命乎、天津高御座爾坐氐、天津璽乃劍鏡乎捧持賜天、言壽宣志久云々。これら鏡劍のみを云ひて、玉を云ず。古語拾遺には、即以八咫鏡及草薙劍二種神寶授賜皇孫。永爲天璽。所謂神璽之鏡劍是也。矛玉自從。とあるを以て知るべし。（此拾遺の文は、世に玉を第一と思ふが古意に非ることを慨たみて、ことさらに玉を貶して、鏡劍には比びがたきことを知らせたる文なり、自從とは、鏡劍の如く正しく御璽として賜へるには非ず、矛と玉とは、たゞ何となくそれに添へて賜へる由なり、さて此矛は、書紀に所謂日矛なるべきか、又大己貴神の經津主神に授けし廣矛か、何れにもさだかならず　○宣云、日矛にはあらず。廣矛なるべく思ふよしありて、已にいへるがごとし。）これら三種の中には、玉は輕きが故なり。然はあれども、天皇の大御許にしては、此玉のみぞ今に至るまで、大御神の授け賜へりしまゝの物に坐々ば、傳へ持ち給ふ三種の御璽の中には、殊に貴き御寶なりけり。

〔鴨朝臣祐之〕本姓梨木、京都下加茂神社の祠官也、國史に通じ、神代卷、日本紀、日本逸史、大八洲記等を校定版刻す、又祭事記の著あり、正三位に至り、享保八年卒す。

〔西田直養〕字は浩然、通稱は庄三郎、筱舍と號す、豐前小倉の藩士にして本居大平の門に遊び和學を究む。

寛云、令また祝詞また拾遺に、鏡劍とのみ云ひて、玉を云ざる事は、已にも云る如く、この二種は專と忌部氏の職掌として、大甞また大殿祭等に上る故に、其氏人は殊更に二種は貴く坐す由云傳へけむ、故曲玉をば云貶して、よそ〳〵しく矛玉自從など記されしものと聞えたり。矛玉自從の四字、鴨朝臣祐之が官庫本に依て、校べたる本には見えず、さて文の語路は、なき方まさりて聞ゆるを思ふに、この四字は旁注の攙入れるにかとも思はるゝなり。されば三種ながら貴くおはし坐事は、云も更なるを、玉は輕く鏡劍は重きなど、偏に言論ふなるは、いと〳〵無禮げに、畏きいたづら言なりかし。

○西田直養が神璽考と云ものに云、神祇令なる神璽之鏡劍といへる之字は、彼大殿祭に、天津璽乃鏡劍云々とある乃字を、漢文様に之字に譯されしより、義解は勿論、書紀にも誤を傳へ、古語拾遺に至りては、矛玉自從などゝいふ事をさへ、しるせるなり。そも〳〵踐祚と申すは、御世はじめの第一の大禮なるに、大御世しろしめすべき御璽の大御寶をおきて、たゞ鏡劍のふたつをのみ、儀式に用ひさせたまふべき理やはある。是までおほくの物識人たちの、此處に疑をおこさゞるは、いかにぞや。考るに彼大殿祭に出たる天津璽乃鏡劍とある乃字は及字の誤寫にて、もと大字にて及とありしなり。そをいかにといふに、天孫降臨の御事は、神典第一義なるを、記紀共に同じ傳にて、記には璁鏡及草那藝劍といで、紀には、曲玉及八咫鏡、草薙劍といでたるを、たゞ大殿祭のみに、璽の御事の無き理あるべくもなし、杢く及字の一畫をおとしたるものなり。さて記和銅五年になる紀養老五年ともに、令の出て來し時よりは、後なれど、神代の事實は、上古の古傳說にて、令よりもふるし。さて大殿祭の祝詞は、なにゝよりて作りしぞといふに、記紀によらざれば外になし、及字の誤とみれば、マタとよみて、記紀大殿祭一様に三種をおもち下りたまへりといふ事になるべし。かく見る時は、天璽といふぞ、やがて神璽の御事なる。委しくおもふに

令を撰ばせ給ふ時に、ふと大殿祭の乃字を誤て、之字にうつされしを、書紀また古語拾遺などに、これをあやまり、遂に朝廷の大禮に、璽をはぶきて、鏡劍の二のみにて、儀をおこなはるゝにいたれるは、口惜しき御事ならずや。

寬云、三種をもち下り給へる事は、記紀にて明かなれば、今さら云べくもなし。二種のみ云るは、專と忌部氏にかゝれる事、已に辨へたるが如くなれば、曲玉を除きて、大儀を行はるゝにあらず。さて神璽大璽といふは、曲玉なりと云るは誤れり。故前田夏蔭が疑（神璽考疑と云なかきて直義が說を難したる也。）に、此考は勾玉を專ら神璽と申ならへるより、劍璽また璽箱などもいひて、璽は神寶の勾玉の別稱となれるを見來りて、古書の例證をおもはず、彼祝詞の天津璽とあるを、やがて勾玉の名ぞとおもひひがめつるなるべし。古書に、阿麻津斯留志といふは、一種に定めいふ名にはあらず、勾玉一種を天津璽といへる例、古書には見ゆる所なし。書紀神武天皇紀曰、以所御天羽々矢及步靫賜示長髓彥。長髓彥見其天表益懷踧踖、と見えたる天表を、阿麻津斯留志と訓るは、古訓にて、天羽々矢、步靫の二を指ていへり。又允恭天皇元年の紀曰、上天皇之璽。云々。今當上天皇璽符。とみえたる、又淸寧天皇元年前紀曰、奉璽於皇太子。又繼體天皇紀曰、上天子之鏡劍璽符。又宣化天皇元年前紀曰、奏上劍鏡。（舊訓に劒鏡二字合て美志留志とよみてあり。）又推古天皇元年前紀曰、奉天皇璽印。又舒明天皇元年紀同文あり。又孝德天皇紀曰、授璽綬禪位。と見えたるなど、璽と云、璽符と云、璽印と云、璽綬と云文字は、皆漢樣なる虛文にて、更に當らされども、その美斯留志とよめるは、神寶一種ならず、すべていへる語にて、勾玉のみをさしていへるにはあらず。天津斯留志とは、三種神寶をすべ云べき汎稱なり。さるを勾玉に限り

〔前田夏蔭〕江戶の產、健助と稱し、鶯園と號す、淸水濱臣に從ひて和學を學び最も考證の學に長ぜり、晚年幕府に仕へて蝦夷地取調掛を命ぜられ開墾の事に與かる、元治元年歿す。

〔天羽々矢〕古事記傳に、波々矢は羽張矢にて羽の廣く大なるを云ふなるべしとあり。

〔步靫〕矢を納むる具の一種なるも其製詳かならず。

〔養老の令條〕養老二年不比等等に勅して大寶令を刊修せしめしもの也、大寶令を古令、前令と云ふに對し、新令又は今令と云ふ。

〔大寶令〕文武天皇四年刑部親王、藤原不比等に勅して撰定せしめし法令にて、大寶元年成る。

〔近江朝廷の令〕天智天皇の御宇藤原鎌足が勅を奉じて撰せる令二十二卷ありしを云ふ。

〔中臣大島朝臣〕糠手子大連の孫也。

〔忌部宿禰色夫知〕子首の弟也。

〔大盾〕盾は儀式の時威儀を縟ふ爲めの料也。

て、璽と云るやうになれるは、漸後世の意なり。然改めたるは、寧樂朝より後に云始めたる事ぞとおもはる。又直養が說に、彼祝詞に、天津璽及鏡劍と有けを及を、乃と誤れるを受て、神祇令に、神璽之鏡劍と記されたる故に、即位の大儀行はるゝにも、鏡劍の二種をのみ用ひられて、勾玉を殘さるゝ事になれるは、甚口をしき事なるよし云るは、いといみじき僻心得の妄說なり。彼養老の令條は、大寶令を刊脩られつるにて、其大寶令は、近江朝廷の令を改定られつるなるべし。近江朝の令は、今傳はらされば、考知べからねども、令條の制奈何でか、祝詞によりて建らるべき、と云るはみなあたれる說なり。しかるに、直養またその辨をかきて云、書紀持統天皇四年紀に、春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹大盾。神祇伯中臣大島朝臣讀天神壽詞。畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劍鏡於皇后。皇后則卽天皇位。云々とあり。此文には、璽字上に神字を加へられたれば、まぎらはしき事なく、勾玉をさして神璽といふこと明なり。しかれば後世に勾玉を專ら神璽と申ならへるによりて、おのがあながち思ひ僻めたりとも、定めがたきにや。疑說に、神武天皇より下、孝德天皇迄の間、おつる事なくあつめられたるものゝ、此持統天皇紀なる神璽といふ事をば、など引もらされけむ。また賊盜律第七に、凡盜神璽者絞。謂踐祚之日壽璽 云々と見えたる、此神璽といふものは、疑說にいはれし總稱の如くにもあらず、なほ勾玉一物をさしたりと聞ゆ。この注に踐祚之日壽璽とある、之字は及字の誤りか、又は之字は攙入なるか、いづれにしても、義解に以鏡劍稱璽、としるされしはひかごとなり。已上とあるは、皆非說なり。いかにとなれば、まづ令、祝詞、拾遺などに、神璽之鏡劍といへる、之また乃字實に誤りなりとも、神璽を曲玉に充たる正しき證、古書に見えたる事なく、また件の三書、孰も誤

りにあらざる事著明ければ、諸ひがたし。故持統紀を證據に引出つれど、是も神璽之鏡劍とある神璽に同じく、美斯留志の義と聞えたり。其は夏蔭の璽を玉にのみ充たる例なし、と云るが如くなれど、なほいはゞ、持統天皇より百三十年許の後日本紀畧弘仁十四年嵯峨天皇御位を淳和天皇に讓り給條の下に、令右大臣藤原朝臣園人奉遷神璽とみえたる神璽は、曲玉一種にはあらで、三種を云る事、なほ此御世頃までは遺れりしにても、玉ならぬ事いよ〳〵明らかなり。また律なる神璽は、公式令內外印の條に、天子神璽とある同物にて、印の事なる由、本篇に云るが如し。しかるに此神璽を證として、勾玉なりと云ひ、義解をひが言なりと云るも、誤れり。義解に、以鏡劍稱璽と云る義は、天皇命の大御神より御傳へ坐る天璽は、記紀に載る如く三種なれども、大嘗祭に忌部氏の上る神璽は、曲玉一種を除きて、鏡劍二種なりと云よしなるを、熟見得ざる故に、鏡劍は眞の神璽にして、曲玉は正しく賜へるにはあらず、また神璽は曲玉一種に限れるを、鏡劍を璽と云はひがごと也、など云說の起れるなり。さて神璽を曲玉に充て、正しく云始めし事の書に見えたるは、何頃よりの事にやと思ふに、未だよく考へたるものを見ず。三代實錄陽成天皇元慶八年二月四日乙未、御讓位の條下に、神璽鏡劒とあるを、扶桑畧記同條に、璽鏡劍と載せれば、曲玉を正しく神璽と云は、もしこれや始ならむかとも思はるれど、なほ詳かならずなむ。元慶八年より前にも、續後記仁明天皇嘉祥三年三月己亥條に、神璽寶劔符節鈴、文德實錄同段に、神璽寶劔符節鈴印、三代實錄清和天皇前紀に、神璽寶劔符節鈴印、など見えたれど、正しく玉なる證を得ざれば、決めては云ひがたし、されど日本後紀桓武天皇延曆二十五年三月己卯に、璽幷劔櫃と云事みゆ、この璽もし曲玉を云るならむには、曲玉をたゞ璽とのみ云事の證とすべきか、よく識者に尋ぬべきなり。と記し置ける後に、伴信友が神璽三辨の內に、繼體紀に、大伴金村大連。乃跪上天子鏡劍璽符。また允恭紀に、跪上天皇之璽。雄朝津間稚子

〔藤原朝臣園人〕房前公の孫、參議楓麿の長子也、弘仁三年右大臣に任ぜられ、同九年薨す。

〔續後紀〕續日本後紀の略、淳和天皇天長十年より、仁明天皇嘉祥三年三月に至る歷史也、藤原良房、春澄善繩等勅を奉じて撰し、貞觀十一年成る。

〔雄朝津間稚子宿禰皇子〕仁德天皇の第四皇子、允恭天皇也。

〔大中姫命〕稚渟毛二派皇子の皇女、雄朝津間稚子宿禰皇子の妃也、允恭天皇二年皇后に立たる。

〔漢制の印綬〕綬は組也、官人の帶ぶる印の環を承け繫ぐ紐を云ふ、漢官儀に、綬長一尺二寸、法十二月、廣三寸、法天地人とあり。

〔淳和天皇に讓位〕弘仁十二年四月十六日也。

〔仁明天皇崩云々〕嘉祥三年三月二十一日也。

〔淸和卷に云々〕天安二年八月二十七日也。

宿禰皇子謝曰。云々。大中姫命仰歎則謂群卿曰。皇子將聽群臣之語。今當上天皇璽符。於是群臣大喜。卽日捧天皇之璽符。また舒明紀に、天皇之璽印、推古紀に、天皇璽印とある印は、唯璽字に加へたる潤飾文なる事、允恭顯宗の紀に、天皇之璽とみえ、淸寧紀また後紀桓武卷に、時以璽幷劔櫃奉東宮。とたゞに璽とも記されたるを、璽印と印字を加へたるは、天皇の御印の如きこえて殊に混はしき書ざまなり。さて某璽と書れたるは、天津璽の劔鏡、神璽之鏡劔など云る璽なり。日本紀略、嵯峨天皇讓位の時の詔に、奉還神璽。とあるは、神璽之鏡劔などいへる例の神璽なれば、こともなし。然るに孝德紀に、璽綬とある璽は、踐祚の時に奉る天皇の璽にて、鏡劔の二種なるを、たゞ璽綬とかけるは、漢制の印綬と云ふものゝある綬字を加へたるにて、これも潤飾文なり。さて上に擧たる如く、紀略に、嵯峨天皇、淳和天皇に讓位の時の詔に、神璽とあるは、其御世までは上古よりの例のまゝに、鏡劔二種の神璽もて、踐祚の天璽として奉り、玉はそれに添て奉りたりけむを、此後の踐祚の時より、鏡は御在所に坐て、動きたまはず、玉を神璽と稱して、劔と比べて奉る事になりしなり。其は續後紀に、仁明天皇崩給へる時に、賚天子神璽寶劔符節鈴印等。奉皇太子直曹。と見えたるを始めにて、文德實錄に、天皇踐祚のところに、獻天子神璽寶劔符節鈴印等。三代實錄淸和卷に、天皇踐祚の處に、奉天子神璽寶劔符節鈴印等。また皇太子(陽成)受天子神璽寶劔。陽成卷に、天皇皇太子(光孝)に讓位したまはむとして、二條院に遷幸の時、神璽寶劔等依例相從。また其時の詔詞に、天皇璽綬乎奉天。天日繼位衛定奉良久乎。親王等云々。衆聞給部止宣云々。於是以神璽寶劔等。付王公。卽日親王公卿步行奉天子神璽寶劔等今皇帝於東二條。光孝卷に天皇皇太子(宇多)に讓位のた

〔新羅神社〕園城寺の鎭守神にして同寺北院總門の內に在り、新羅國神を祭る、僧圓珍、唐より歸朝の途次新羅國神船中に顯出す依て歸朝の後これを祭ると傳ふ。

〔黒川春村〕通稱治郎左衞門、薄齋又は芳蘭と號す、夙に狂歌の才を以て知られしが、後ち國學和歌を究め、著書數十種に至る慶應二年歿す。

〔豐樂院〕大嘗會、節會、賜宴、饗宴等に用ふる所にして大內裏朝堂院の西に在り、其正殿を豐樂殿と云ふ。

〔於保登能保加比〕保加比は「ホギ」と同じく祝の義也。

め二條院に遷幸し給へる時に、親王公卿奉天子璽綬寶劍等。とみえ、日本紀略冷泉院の條に、奉璽鏡於皇太子直曹花山院後一條院の條に、劍璽、扶桑略紀六條院の條に、上皇新羅神社祭文に、謝劍璽天云々、後三條院堀河院の條に、神璽寶劍とみえ、其より後の諸書、みな此定に見えて玉を神璽と申す事とはなりしなり、といはれたるは、いと委しき考證なれば、此に記しつけて、余が說の不足所を補ふになもありける。なほ又つぎ〳〵に考ふべき事なり。

○神璽便蒙（黒川春村著）にいはく、掛卷もかしこき三種の神寶は、古事記、日本書紀等に見えたる如く、本白三種の貴の寶とかしこみ敬ひ奉らむほかには、又さらに何をか云べき、さるをたゞ神祇令に云々、大殿祭祝詞に云々、とおほつかなく見えたるどもより、後世或は二種かと疑ひ、古事記傳及び此神璽考に、何くれと論へるは、何れも令と祝詞の見さまの疎かなるよりして、起れるにこそあれ。彼令文の趣は、延喜式儀式等に、今少し委しく見ゆれば、まづ其文を示すべし。延喜踐祚大嘗祭式（辰日條）云、辰二點。車駕臨豐樂院。御悠紀帳。（中略）神祇官中臣執賢木。副笏入自南門。就版位。跪奏天神之壽詞。忌部入奏神璽之鏡劍。訖。退出。（儀式同條には、南門を儀鸞門ノ東ノ戶とし、壽詞の下に、群臣共跪と見え、又神璽の上の奏を、奉に作れる、よろし、江家次第には近代無此事、長元忌部爲賀奉仕之とみゆ。）云々とあるを見るべし。こは神代の古事に擬へて、新調の鏡劍を捧け奉る儀とし られけり。宮內省式大殿祭條に、大殿祭此云於保登能保加比。仕奉登、神祇官姓名率忌部侯登申、とあるを見るにも、忌部は官の下﨟なれば、眞の神器に手觸れ奉るばかりの輩にはあらじ物をや、此分限に心を止めて、よく推量考へたらむには、忌部の奉る鏡劍は、新調のといふ事明かなるべし。猶いはゞ江家次第に、辰日の卯刻に、廻立殿（浴殿なり。）より御輿に駕せられ、豐樂院の淸著堂に御し給ふ。此間に大殿祭あり。さて時刻に、出御あ

〔儀鸞門〕大内裏豐樂院十九門の一、同院南面の内門也

〔齋玉作〕太玉命の孫裔の率ひし齋部の玉作部を指す。

〔仁壽殿〕紫宸殿の北、清涼殿の東に在り、もと天皇の御在所なりしが、清涼殿御在所となりし後は、内宴、相撲、蹴鞠、觀音供などを行はるゝ所となれり。

〔式どもに云々〕貞觀儀式にも、中臣忌部御巫等、以レ次入ニ仁壽殿一、忌部執レ玉懸ニ殿四角一、云々、至ニ浴殿一懸ニ玉四角一云々とあり。

れば、内侍璽劍を護持して、御體に從ひ、其後神祇官の中臣忌部は、儀鸞門より參入すと見えたり。かく忌部等が參入以前に、眞の璽劍は御前に安せり。かゝれば、令には璽の見えぬも、かの三種の神器ならねば、さらに妨げなき事ぞかし。さるを神璽の鏡劍とあるより、先達とかくおもひまどひて、璽の見えぬを不審したるは、令文をよく解し得ざりしなり。神璽之云々とあればとて、三種神器に限るものかは、既に公式令に神璽とあるは、御印章の稱なるにても、了知すべし。借又大殿祭の祝詞は、大寶頃の作文ならむと、祝詞考にいはれたる、さる事なれば、此鏡劍も、令のと同じく忌部が捧ぐる鏡劍にして、眞のには非れば、とまれかくまれ妨げなく、又其祝詞の末の文に、齋玉作等我持齋麻波利持淨麻波利造仕禮留、瑞八尺瓊能、御吹支乃五百都御統乃玉爾、云々とある玉も、かの三種のには非ずして、同じ忌部が捧げ持來て、仁壽殿と浴殿との四隅に懸け奉るよし、式どもに見ゆれば、是はた新調の玉にぞ有ける。されば又古語拾遺に、神武天皇の御世の古事をいふとて、天富命率ニ諸齋部一捧ニ持天璽鏡劍一奉レ安ニ正殿一并懸ニ瓊玉一陳ニ其幣物一殿祭祝詞。と見ゆるも、異なる古傳をしるされしにはあらで、只彼祝詞の文のまゝを移されたる物と見えたり。（同書御天降の段に、二種神寶、授ニ賜皇孫一永爲ニ天璽一（所謂神璽之劍鏡是也、）矛玉自從、としるされたるも、令と祝詞とを斟酌して書れたる事、よく筆勢に顯れたり、さるを後人いおもひなしにて、異なる古傳説とおもへるからに、記紀をさへすら疑ふめり、心を止てよく讀味ふべし。）かゝれば三種の神器のみうへに、令と祝詞と古語拾遺とを引いで、かにかくにいひしらふは、さらに所詮なきいたづら事なりかし。

寛云、神璽之鏡劍を、此に神代の古事に擬へて、新調の鏡劍を捧け奉る儀としられたり。忌部は宮の下﨟なれば、眞の神器に手觸奉るばかりの輩にはあらじものをや、と云るは謬れり。其は本篇に引て云る、北山抄の注に、天慶記に天長或奏。輒給ニ重物一非レ無ニ事危一者。この文によく心を止めて、考へたらむ

〔御吹支玉〕祝詞考に、御吹は、右に富岐(ホキ)と書しにて、吹は借字なるを知べし、云々、かゝる祭に奉る故に、御壽の玉とはいふ也、火を吹て作る故に非ずとあり、但し今日にては火を吹きて作る玉の義となす說多し。

には、鏡劍は眞の神寶（崇神の朝に摸造の御品を云）にして、新調ならぬ事明らかなるべし。若し實に新調の物ならば、重物また非レ無レ事危など云べきよしあらめや。また令文に神璽之云々とあればとて、三種神器に限るものかは、既に公式令にも云々と云れど、此も印章を神璽と云し證とこそなれ、新調のをも神璽と云し證據とは爲がたし。又曲玉は、大御身に取着させ給ふ理なる事、已に辨へたるが如くなるを、江次第に云々とあれば、忌部等が參入以前に、眞の璽劍は御前に安ぜりと云へど、こは天長以後の儀式なれば、もとよりしかあるべき理なり。また祝詞に云々とある玉も、かの三種のには非ず、新調の玉なりといへども、御吹支玉と神寶の曲玉とは、もとより別物なれば、御吹支玉は新調なりとも、曲玉も新調にして上れりと云證には立がたければ、更に要なきいたづら言なり。されど古語拾遺に云々、と云るより已下は、すべていはれたり。さて春村の云る如く、三種の神寶は、本自三種の貴の寶とかしこみ敬ひ奉らむほかには、又さらに道なければ、その尊卑輕重など、かにかくに言論ふは、いとゝあるまじきわざなり。さはいへど、已に種々の議論どもの世に起りて、五月蠅(サバヘ)如(ナス)邪說(ヨコサマゴト)の聞ゆるに就ては、已も得默(エモダ)あるべきにあらねば、如此(カク)言擧するなりけり。

大嘗會儀式具釋

大嘗會儀式具釋　卷第一

〔元文三年大嘗會〕人皇第百十六代櫻町天皇の踐祚大嘗會にして、此年十一月十九日に行はせらる。

〔天稚彦云々〕神代卷高皇産靈尊の反矢を投下し給へる條に、其矢落下則中天稚彦之胸上。于時天稚彦新嘗休臥之時也、中レ矢立死とあり。

〔宇羅宜〕心消(ウラゲ)の義、いたく醉ひ給へる也。

〔大寶元年云々〕神祇令に、仲冬上卯相嘗祭、下卯大嘗祭とあり、又た凡そ大嘗者、毎世一年國司行レ事、以外毎年所司行レ事と見ゆ、依て新嘗をも共に大嘗と云へるを知るべし。

元文三年大嘗會。

大嘗會と云ふは、其年の新穀を、天子みづから、天神地祇へ供し、天子も亦、きこしめしたまふ儀なり。大は大小の義には非ず、尊稱なり。大嘗と云ふ御嘗の義なり、訓じては、オホンベと云ふ。又新穀を供するが故に、新嘗とも云ふ。抑、大嘗の字は、古事記に、天照大御神。聞二看大嘗一とある、是初なり。即ち、是を日本紀には、新嘗と記せり。されど、是は、みづからきこしめすのみにて、祭には非ず。其後、日本紀に、天稚彦が新嘗とあるも、亦、同じ。人代に至りては、日本紀仁德天皇四十年に、當二新嘗之月一以二宴會日一賜レ酒と見え、古事記履中天皇の條に、坐二大嘗一而爲二豐明一之時。於二大御酒一宇羅宜而。大御寢也。などとも見えたれども、何樣に行はれたるや、知る可からず。日本紀清寧天皇二年十一月に至りて、依二大嘗供奉之料一遣二於播磨國司一山部連先祖伊豫來目部小楯と見えたる其播磨國は、則ち齋國なりと見えたれば、大嘗の儀は、此比より初まるとや云ふべからん。如レ此く、昔は大嘗とも云ひ、又、新嘗とも云ひて、差別なし。其より後、大寶元年の令に至りては、惣て大嘗と云ひて、其中に、毎年行はるゝは事小にして、御一世に一度つゝ行はるゝは事大なるを、共に新嘗とは云へる事見えず。令より後の國史、貞觀・延喜等の書に至りては、御一世に一度つゝの事大なるばかりを、大

嘗と云ひて、毎年のは新嘗と云ひ別くる事に成りて、今の世までも、如レ此し。而して、新帝の御卽位、七月以前なれば、其年に大嘗會を行はれ、八月以後なれば、明年に行はるゝ例にて、後花園院永享二年庚戌までは行はれ來りしを、後土御門院の御宇の初、兵革の半なりしに依りてにや、行はれず。爾來、中絶して、中間二百五十六年を經て、東山院貞享四年丁卯に至りて再興せらる。然るに、先帝中御門院の御宇の初め、又故ありて行はれず。當今も、享保二十年乙卯十一月に卽位したまひたれば、翌元文元年丙辰に行はるべき例なれども、行はれ難き事ありて、延べられたる內、二年丁巳は諒闇たりしに依りて、三年戊午、貞享より中間五十一年にて、復再興せらる。抑、貞觀・延喜の比に行はれたる大嘗會は、其儀宏大にして、今の世摸す可からず。江次第などに載せたる所と、貞享に行はれしと、今度の儀式とは、大略同じ。但、今度の儀は、江次第よりは略にして、貞享よりは少しき嚴なり。

國郡卜定次第。

是は悠紀・主基の國郡を、何の國、何の郡と、卜ひ定むる儀なり。悠紀とは、日本紀私記に、イハヒキヨマハルの辭といへり。されど、日本紀に、齋忌の二字を充てたれば、イツキと云ふ詞にも有らんか。主基とは、次と云ふ義にて、悠紀に次ぎて齋する意なり。卽ち日本紀にも、次の一字を用ゐたり。其悠紀・主基に當りたる兩國の國司、其年の大嘗の事を奉行し、且、大嘗の時に奉らるゝ御飯、白黑の御酒等も、悠紀に當りたる國の悠紀に當りたる郡、主基に當りたる國の主基に當りたる郡、兩郡の稻を用ゐらるゝなり。故に、あらかじめ、卜ひ定めらる。是は二月より九月までの內にて行はる。定まれる月なし。其中に、多分は、四月を用ゐらる。今度は、八月廿八日に行はる。

〔七月以前云々〕踐祚大嘗祭式に、凡踐祚大嘗、七月以前卽位者、當年行レ事、八月以後者明年行レ事（此據レ受讓卽位、非レ謂二諒闇登極一）とあり。

〔諒闇〕元文二年四月十一日中御門上皇崩御せられしに因る。

〔次と云ふ義云々〕玉勝間に、主基は禊の會岐と同言にして、濯といふことなり、みそぎも身濯（ミソキ）にてそゝぐとすゝぐと同じきを、共につゞめて會岐とも須岐ともいへるなり、さればこれも齋忌と同じさまの名にして、濯ぎ清めたるよしなるぞかしとあり、天武紀の次字を借字とせり

諸卿着ク二仗座ニ一。

諸卿とは、當日出仕の公卿なり。仗座とは、陣座と云ふも同じ。是は、紫宸殿の南階の左右に、近衛の官人、警衛の爲に、兵仗を帶して陣列する所あり。東は左近の陣、左仗とも云ふ。西は右近の陣、右仗とも云ふ。其兩陣の後に當りて、廊の座に着くを陣座に着くと云ふ。儀式に依るに、或は左仗に着き、或は右仗に着く。國郡卜定の陣座は、本義左仗なるが、江次第には、大臣以下着ク二左仗ニ一とあり。然れども、今の禁中には、西廊ばかり有りて、東廊なし。仍て、右近陣座のみなれば、陣座の儀、皆、右仗にて行はるゝなり。然して、元は、參議以上、悉く着座すべき事なれども、中古以來は、諸事あらかじめ定まりて、只、儀式ばかりに着座する事なれば、集會して益なく、且、座も狹きに依りて、六七許人も出仕するなり。今度着座の公卿は、內大臣（花山院常雅公）權大納言（大炊御門經秀卿）三條大納言（利季卿）萬里小路中納言（植房卿）式部權大輔（菅橋宰相在廉卿）兼胤朝臣（廣橋左大辨宰相）以上六人なり。着座の樣は、中納言以上は陣座の西邊に、東面北上、參議は陣座の南邊に、北面東上。

職事來リ仰ス二仰詞ヲ一。

職事とは、昔は諸官の當官の事を云ひしを、中古以來は藏人の事を云ふ事になれり。藏人にも、藏人頭・五位藏人・六位藏人などあり。此所は五位の藏人なり。來るとは陣座に來るなり。仰詞は、すなはち勅にて、其詞は、大嘗會の國郡をトひ申さしむべしと云ふなり。職事出來りて、內大臣の右の方の後より、內大臣に之を申す。

上卿移リ着ク二端座ニ一。

〔花山院常雅公〕持實の子也、享保二十一年內大臣、寬延二年右大臣となり、明和八年薨ず。

〔大炊御門經秀卿〕經音の子也、寬延二年內大臣に進み寶曆二年薨す。

〔植房卿〕尙房の子萬里小路第十八代なり。

〔諸官の當官云々〕公式令に、凡內外諸司、有レ執二掌一者爲二職事官一、無二執掌一者爲二散官一、とあり。

〔中古以來は云々〕職原抄藏人所の條に、四位侍臣中、殊撰二補其人一爲レ頭、五位中又撰二補三人一、六位中又撰二四人一、謂二之職事一とあり。

〔宜仁門〕紫宸殿北廂の東階より内裏門を經て宜陽殿の北方に出づる口に在り、一に仙仁に作り、又た陣戸とも云ふ。

〔一上〕左大臣を云ふ、宮中の事は悉く左大臣これを統領する故也、但し左大臣たる人關白を兼ぬる場合は右大臣これに代りて一切の事を統轄する故、この際は右大臣を一の上と云へり。

上卿とは、上は上下の義には非ず、つかふる義なり。公卿若干の中にて、一人專に、其日の事を掌る人を上卿と云ふ。俗にいはゞ、其日の當番の公卿と云ふが如し。今日の上卿は、すなはち内大臣なり。端座は又外座とも云ふ、陣座の東北の端なり。内大臣も、初は西邊の最北の座に在りて、大中納言と一列に着座せられ、仰詞を承りてより、座を起ち、陣座の西へ下りて、大中納言の後を經て、南に行き、宜仁門を入りて、參議の後を經て、東に行き、左に折れて北に行き、陣座の最北に當りて、東方より西面して座に着き、膝を直す時、左へ捻りて、南面に着座せらる。すなはち、初着座せられし座の向なり。是は一ノ上の座なる故、一ノ上なる人は、初より北座に着す。一ノ上に非ざる人は、仰詞を承りて後に、北座に移り着くなり。大臣たる人上卿なれば、其移り着くとて座を起れしより、端座に着座せられて、座定まるまでの間は、參議平伏す。大中納言は拘らず。今度も上卿内大臣なる故、此儀の如し。

次ニ上卿令ム官人ヲシテ敷カ膝突ヲ。

官人は陣官人なり、下皆同じ。今度出仕せるは、左近將監源元陳富島右近將曹紀長昌鈴木伊賀守兩人なり。但、長昌は御隨身なり、陣官人代として出仕す。膝突は半疊の薄縁なり、白縁あり、黃縁あり、大嘗會に用ゐられし膝突は、皆、白縁なり。左に見えたる職事・辨・外記・中臣等の敷くために、上卿の座の左の方の前に之を敷くなり。勿論、陣の座の中には非ず。

次ニ上卿令メ官人ヲシテ召サ大外記ヲ、大外記參ル膝突ニ。

外記は恒例・臨時の公事奉行の官なる故に、上卿、之を召して、左の事を仰するなり。今の大外記師守

〔大外記〕少外記と共に太政官の主典にして、詔勅奏文の勘造、公文の勘署、朗讀、文案の稽失の檢出を掌り、恒例臨時公事、除目、叙位等を奉行す、定員二人、相當正七位上也。

〔少外記〕令制による定員二人、後世三人となる、相當從七位上也。

〔悠紀は必ず云々〕古へより京を中心とし其東より悠紀西より主基をトせし例也、今日の制は登極令第八條に大嘗祭の齋田は京都以東以南を悠紀の地方とし京都以西以北を主基の地方とし其の地方は之を勅定すとあり。

次上卿問神祇官參否。押小路掃部頭出仕す。

神祇の官人參入せるや否と、大外記に問はるゝなり。

外記申候由。

次上卿仰可持參硯由。

神祇の官人參入して候ふ由を申すなり。其詞、佐牟良不。

左に見えたる國郡の名、封の字等を書かん料に、外記に仰せて、硯を取寄するなり。

次少外記置硯紙於上卿座前。

硯を持參すべき由を仰するは大外記に仰す。大外記承りて退き、少外記に持參せしむ。少外記は反俊

山口兵部少丞出仕す。硯は硯筥にて、筆・墨・水入等を具す。紙は合紙なり、四枚あり。

上卿書國郡名。

此事、蓋し、昔は數國數郡の名を書きたるなる可けれど、延喜以後に至りては、既に定まり有りて、悠紀は必ず近江國、主基は丹波國と備中國とを、更に充てゝ、一枚に一郡つゝ、一ヶ國にて二郡つゝを書くなり。假令へば、一枚は近江國滋賀郡、一枚は近江國栗太郡、又一枚は丹波國桑田郡、一枚は丹波國船井郡などゝ、合紙四枚に書くなり。今度の主基には丹波國を充つ。但、此硯紙を進め令むる事、及び、國郡の名を書くの事等、江次第には神祇官の座を敷くの後にあり。

次上卿召外記。仰可持參筥由。外記持參置上卿座前。

〔軾〕膝突也。

〔賴要〕賴胤の子、葉室氏第廿五代也

〔神祇官〕天神地祇の祭祀、諸國官社の總管、祝部神戶の名籍等を掌る官なり。

〔掃部寮〕大藏省の被官にして、薦席牀簀、蒲藺葦、簾苫の事を掌る。

〔主水司〕宮內省の被官、漿水饘粥及び氷室の事を掌る

〔ハヽカ〕延喜式に凡年中御卜料婆々加木皮者、仰大和國有封社、令採進之とあり、今云ふ白樺なる由倭訓栞頭書に見ゆ。

筥は葛筥なり。左に見えたる卜串を入れん料に、筥を取寄するなり。

次上卿入卜串於筥仰外記令封之外記封畢進上卿。

卜串とはいへども、串には非ず。國郡の名を書きたる紙を云ふなり。外記小刀を具し來りて、軾にて切紙にし、筥に入れて上卿に進つるなり。

次上卿書封字入筥。

上卿、筥より取出して、封目に封の字を書きて、又、筥に入るゝなり。

次上卿令官人召辨辨參膝突。

辨は賴要（葉室權右中辨）出仕す。

次上卿仰可敷神祇官座由。

上卿より辨に仰せ、辨より掃部寮に仰するなり。

次掃部寮敷座於軒廊。（南面東上）主殿・主水儲水火大膳奉坏。

掃部寮は敷座設席の職なる故に、之を敷く。助藤原利音（清水）少允藤原俊方（平岡右兵衛少尉）出仕す。軒廊は、今のは紫宸殿の西階の下より、西廊陣座までの間に、東西に亘れる廊なり。殿の軒下にある故に、軒廊と云ふ。今度、此座は軒廊の北邊、東第一の柱の外より、東第三の柱の內までに、白緣の軾五枚を敷く。左に見えたる神祇官人の着く料なり。主殿寮は薪炭の事を掌る故に、八角の火鉢一つに、炭火并にハヽカとて庭櫻の材を添へて、今度五枚の軾の內、東より第四第五の軾の前に、中央より少し右の方へ寄せて之を置く。是は龜を灼く料なり。今度出仕せるは、權助重威（小野常陸介）少允職秀（小野民部少丞）兩人なり。

〔日蔭心葉〕日蔭とは冠の巾子に結ぶ飾紐にして、古へ蘿（ヒカゲ）と云ふ蔓草を用ひしも、中世以後は細き圓組又は分組の絲を代用す、長さ一丈二尺餘也、心葉は此紐の下る處に立つる挿頭にて、其種類天皇は櫻にて銀、大臣は藤、大中納言は山吹、參議は梅にて滅金也。

〔日華門〕紫宸殿前大庭の東向の門にして西向の門月華門と相對す。

〔中臣氏〕天兒屋命の裔にして、世々祭祀を掌る、後世大中臣氏と云ふ。

主水司は水を掌る故に、水器二つに水を入れて、東より第四門第五の軾の前、火器の左の方に是を置く。是は灼きたる龜に水を引くわざあり、其料なり。今度出仕せるは、佐原井友鑑橋本なり。大膳職は官人の膳を掌る故、神祇官人に食を給ふ料の坏を奉つるなり。今度出仕せるは小野久定德岡伊豆守なり。

次上卿令官人召外記。仰可召神祇官由。

是は神祇官人を陣座へ召すには非ず。神祇官人軒廊に着座すべき由を、外記に仰するなり。故に、貞享の次第には、仰神祇官可着座由とあり。

次神祇官着座。

今度は權大副吉田三位兼雄卿 少副長矩伊勢大宮司 權少副兼成吉田淡路守 權少副敬芳鈴鹿周防守 權大祐章茂鈴鹿豐後守 以上五人、東帶日蔭心葉を懸け、當日巳刻、吉田より行列參内、清和門より下乘して入り、宣仁門の外に留まり着座すべき由の仰を承けて、宣仁門より入り、軒廊と陣座との間を、斜に北の方へ行きて、軒廊の北の方より着座す。南面東上、但、江次第に見えたるは、國郡卜定、軒廊御卜共に、日華門より入る、東廊なればなり。今は西廊なれども、是に准せば、月華門より入るべし。宣仁門より入る事、所見あるにや。

次上卿召中臣、賜筥仰可卜申由。中臣授筥於卜部。

中臣は神祇官の伴部にて、祝詞を讀み、其外の神事にも關かり勤むる者なり。必ず中臣氏なる故に、今にては、其職の沙汰に及ばず。只、中臣氏の人なれば、中臣の役に充用ゆるなり。今度は長矩出仕す。大中臣氏なればなり。卜部も同じく神祇官の伴部にて、龜を灼きて事を卜し、又は解除、其外の

神事に與り勤むる者なり。必ず卜部氏なる故に、今にては、其儀の沙汰に及ばず。只、卜部氏なれば、卜部の役に充用ゐるなり。今度は權大副及び兼成・敬芳・章茂勤む、並に卜部氏なり。長矩上卿の召に應じて、軒廊の座より起ちて、陣座に向ひ、上卿の前に至る。上卿卜串の入りたる筥を授けて、卜ひ申すべき由を仰す。長矩、筥を受けて退き、軒廊に至り、權大副に授けて、本の座に復す。但、江次第に見えたるは、召二神祇官第一人名一其人稱唯進就二膝突一とあり。又、軒廊御卜にも、上卿召二神祇官第一人名一ヲ四位召二官朝臣一五位召二名朝臣一但至二伊勢事一不レ依二位階一可レ召二中臣名一云々とあり。則ち齋王卜定には、召二中臣一ヲとあり。今、此國郡卜定は伊勢の事に非ず。然れば、第一の人を召たまふべけれど、權大副は殿上の三位なれば、第二の座にある中臣を召たまふにや。

次ニ卜部卜訖書二卜合一授二中臣一中臣返二進卜串筥一

今度、此龜卜の態は、敬芳・章茂兩人にて之を勤む。預めしやれたる龜甲の、至りて薄き、長さ八寸なるが、頭を三角、尻を二角に、象棋の駒の形の如く切成したるを、四枚、錦の切に包み、葛筥に入れて之を具す。而して、權大副、其龜甲を一つ取上げて、筆を以て、先つ中央に、下の端より上の端へ、竪條を畫す。次に、墨を點じて、竪條の中央より、一寸三四分下に當りて、中央より右の端まで、横條を畫す。次に、墨を點ぜずして、竪條の中央より、一寸三四分上、初め畫せし横條よりは、二寸六七分上に當りて、中央より左の端まで横條を畫す。如此く四枚ながらに墨を畫して、錦の切に包み、筥に入れて右の方へ押遣る。長矩取りて、又、右の方へ押遣る。兼成取りて、之を又右の方へ押遣る。敬芳、其龜甲二枚を取出して、我前に置き、一枚は筥に殘して、右の方へ押遣る。章茂二枚

〔卜部氏〕天兒屋命十二世の孫大雷臣命の裔也、後世吉田氏と稱す。

〔軒廊御卜〕同書卷十八に見えたり。

〔齋王〕齋内親王の略也、天皇歷代ごとに伊勢大神宮に差遣して、奉侍の任に當らしむる皇女又は女王を云ふ其卜定は先づ未だ嫁し給はざる皇女につきて行ひ、もし卜食せざるか或は皇女御座さぬ時は世次により女王を簡び卜する也。

〔權大副〕大副は相當從五位下、中臣忌部卜部三姓の人よりこれに任じ多くは四位五位也、權官は後世設けし員外官也。

〔貞享〕東山天皇御宇の年號也、此年十一月十六日大嘗會を行はせらる。

を取出して、我前に置く。而して、敬芳も章茂も、同時に、ハヽカを燃して、龜甲一枚を挾竹に挾みて、之を灼く。灼了りて、龜甲に水を引く。次に又、敬芳・章茂、一枚つゝ之を灼きて、水を引くこと初の如し。而して、章茂、灼きたる龜甲二枚を筥に入れ、左の方へ押遣る。敬芳も亦、灼きたる龜甲二枚を加入れて、左の方へ押遣る。次に、兼成、次に長矩、初の如く、次第に左へ押遣りて、權大副の前の右の方に至る。權大副、先づ敬芳が灼きたる龜甲一枚を取出して、我前の少し左へ寄せて、之を置く。之を左一と云ふ。次に同人が灼きたる一枚を、左一の左に並べ置く。之を左二と云ふ。次に、章茂が灼きたる龜甲一枚を、左一の右に並べ置く。之を右一と云ふ。次に、同人が灼きたる一枚を右一の右に並べ置く。之を右二と云ふ。筥は右二の右にあり。是より前に、權大副卜串の封を開き見て、更に封じ置き、龜甲を並べて後に、卜串を取りて、左の手に持ち、右の手に筆を取りて、左一を委しく見て、卜串の封の下に、卜合を書く。其書き樣は、卜串の國郡の名四通を、甲乙丙丁と定置きて、假令へば、甲合、乙不合、丙合、丁不合などゝ書くなり。書畢りて筥に入れ、長矩に授く。長矩、上卿の前に持參して、之を返進す。今度、悠紀は近江國滋賀郡、主基は丹波國桑田郡卜に合ふ。

次上卿令官人召外記賜筥仰可開封由。

卜串の筥ながら賜はり、卜串の封を開くべき由を仰するなり。

外記開之。

外記、卜串の封を開き、上卿に進つる故に、貞享の次第には、外記開之進上卿とあり。

〔大膳職〕宮内省の被官にして、諸國の調進物及び膳羞を調進することを掌る。

〔參議〕太政官にて朝政を參議する職員にて其地位納言に次ぐ、大寶二年大伴安麻呂以下五人をして朝政を參議せしめしを濫觴となし、天平の頃より官名の如く稱せらるゝも、執掌の職なく、相當の位なし、弘仁以來八人を置く例也。

次上卿一々披見畢仰神祇官可退出由。

上卿、卜串を一々披見したまひ畢りて、前に留め置き、神祇の官人退出すべき由を、外記に仰するなり。

次神祇官退出。

權大副以下、韋茂以上、本路を經て退出す。

次上卿令官人召辨仰可撤座由。

陣の官人を以て、辨を召す。辨、膝突に參る。神祇の官人の座を撤すべき由を、辨に仰す。辨より掃部寮、其外の諸司にも仰するなり。初の座を敷き器を儲けし時に准じて知るべし。

次諸司官人撤所初設座并雜具。

諸司官人は、上に見えたる掃部寮・主殿寮・主水司・大膳職等の官人なり。所初設座は、權大副以下、韋茂以上、神祇の官人の座なり。雜具は、水器・火器、坏等なり。掃部は座を撤し、主殿は火器を撤し、主水は水器を撤し、大膳は坏を撤す。

次上卿召外記賜硯。外記取之置參議座前。

參議座前とは、參議の執筆する座の前なり。今日出仕せる參議兩人、此座東上なれば、式部權大輔は東にあり、兼胤朝臣は西にあり。但、兼胤朝臣卜串を受けてより、今日の執筆たるに依りて、式部權大副よりも、東に着きて上卿に對す。外記、硯を置く時は、いまだ執筆の座に人なしといへども、是執筆の人の料に硯を置くなれば、直に執筆する座の前に置くなり。

〔辨〕太政官の判官也、職員令に、左大辨一人、掌管中務式部治部民部、受付庶事、糺判官内、署文案、勾稽失、知諸司宿直、諸國朝集、若右辨官不在則併行之、右大辨一人、掌管兵部刑部大藏宮内、餘同左大辨、左中辨一人、云々、右中辨一人、云々、左少辨一人、云々、右少辨一人、云々とあり、後世中少辨の中に權官一人を置き是れを七辨と稱す。

次上卿目參議、參議參進。

參議は執筆の參議兼胤朝臣なり。是より下に參議とあるは、皆然り。陣座の執筆の役は、大かた、參議大辨の勤むる態なれば、兼胤朝臣之を勤む。目とは目を以て事を示すを云ふ。此所は上卿の前に參れとの事を、口を以て云はずして、目を以て視るなり。あらかじめ知れたる事なれば、相圖ばかりの儀なり。則ち參議進みて、上卿の前に來る。

次上卿賜卜串、參議取之復座。書卜合之國郡、畢進上卿。

卜合の國郡とは、先に神祇官の卜せる國郡の卜に合ひたる分を云ふ。則ち大嘗の悠紀・主基の國郡にして、今度は近江國滋賀郡と丹波國桑田郡となり。復座とは上卿の前より、南邊の座に復る、故に復座といふ。但、上に云へるが如く、兼胤朝臣、初の座には復らずして、式部權大輔よりも東、執筆の座に着くなり。上卿奏覽せんが爲に、參議に清書せしむ。參議上卿の前にて、卜串を受取り、執筆の座に着きて、清書し畢りて、又、上卿の前に持參して、之を進つるなり。

次上卿見畢入筥。

參議の清書せるを披見し畢りて、葛筥に入るゝなり。但、江次第などには、初め上卿より筥に入れて參議に賜ひ、參議書畢りて、筥に入れて返上すと見ゆ。今の儀と同じからず。

次上卿令官人召職事。職事參膝突。

是卜合を持せ奏せんが爲に、職事を召すなり。職事は、至りて親近の職なれば、御所に奏する事は、大かた、職事を以て奏するなり。

〔小忌〕小忌衣卽ち小忌の官人の著する祭服也、白布を張り、山藍にて種々の形を摺る、其體闕腋の袍の如し小忌は大忌に對する稱、大忌とは大方に潔齋したる人人、小忌は嚴密に齋戒したる人々を云ふ。

〔挿頭〕大嘗會の時は天皇は藤花、親王は紅梅、大臣は藤花、納言は櫻花參議は山吹、その挿様は天皇は御冠の左也、その他禮典及び官位により挿頭の種類挿様一ならず、〔御挿頭を獻ずる儀は四五九頁參照〕。

〔史生〕下の官掌と共に太政官の下役人也。

次上卿賜笏令奏之。先内覽奏聞畢返賜。

賜笏は、卜合を入れたる笏を、職事に渡し賜ふなり。內覽とは、凡そ何にても、皇帝に奏する文は、內覽とて、先づ關白に覽せしむ。其上にて奏覽する事なり。此所も、職事、先づ卜合の入たる笏を殿上の間に持參し、關白に進つる。關白內覽畢りて、職事に返し賜ふ。職事、卽ち又、御前に持參して奏覽す。御覽畢りて、職事に返し賜ふ。職事卽ち陣座に持參して、上卿に進つるなり。

此序。職事仰檢校及行事等。註折紙賜之。

檢校は、其本、蓋し大嘗一會の違例違式あるを、檢校して正す名なるべし。本より、一會の事に預かり勤むる事、貞觀儀式以下に見えたり。但し、今にては、定めらるゝばかりにて、さして勤むる事見えず。大嘗の當日には、出仕もせず、辰巳兩日の節會には、出仕の公卿の一列にあれども、本より小忌をも着ず、唯挿頭を獻つる時と、行酒の時、事に關かるのみ。其人は、大納言の中にて一人、中納言の中にて一人、參議の中にて一人、定むる例なり。行事は、字の如く、大嘗一會の事を專に奉はり行ふ職なり。其人は、昔は悠紀・主基、各四位一人、五位三人、辨、此中にあり。諸司判官以上四人、史、此中にあり。主典以下五人、左右史生各一人づゝ、此中にあり。官掌一人、使部・直丁各一人、合十五人を定むるよし見えたり。中古以後は、悠紀・主基、各八人づゝ、其中に、必ず辨・史あり。此序とは、職事卜合の國郡を奏聞せる序に、檢校・行事等を定むべきのよし、仰せ出さる。其仰を折紙に注して之を賜ひ、職事より之を大臣に進つるなり。

次上卿披見。

〔除目〕内外諸官任命の儀を云ふ、この際申文を結ぬることあり、江次第に、大臣卷二大間一、次結二固成文一、結レ之上引レ墨云々と見えたり。

〔結政〕毎年正月外記廳の結政にて行ふ外記政始の儀也、古くは九日に行ひ、後世は吉日を擇ぶ「カタナシ」は結(タカ)ねなすにて、數通の文書を一つに束ねて結ひ固むる義也。

検校・行事の折紙を披見して、之を懐中せらる。故に、貞享の次第には、上卿披見畢懐二中折紙一とあり。

次上卿令三官人召二辨。賜二卜合文一辨結申。

此辨も賴要なり。上卿、陣の官人を以て賴要を召す。賴要參る。上卿、先に奏聞せる卜合の文を賴要に賜ふ。賴要、之を受けて結申す。結申はカタネマウスと讀む。除目結政などの時、數通ある文を一つに束ねて、之を結固むるを結ぬると云ふ。今、此卜合の文は一通のみなれば、賴要、受けて之を帖み固むるのみ。故に、古き儀式には、此所を結申と云ふ事、いまだ見及ばず。

上卿仰二仰詞一。

仰詞は催廻らすべきよしを仰するなり。先に奏聞せる卜合の如く、悠紀・主基の國郡へ、下知せよとの義なり。

次上卿令三官人召二外記。仰下可レ進二例文一由上。

例文は検校・行事の例文なり。故に、貞享の次第には、仰下可レ進二検校行事例文一由上とあり。江次第に、往代例文とある、是にて、先跡の検校・行事に定められたる人名を書きたる文なり。其例に准じて、今度の検校・行事を定むるが故に、外記に仰せて進つらしむ。如レ此き舊例は、何にても、外記、之を勘へ知る官なればなり。

次外記。持二參例文一入レ筥置二上卿前一。

外記、あらかじめ例文を調べ置きて、之を莒筥に入れて、上卿の前に進つり置くなり。

次上卿目二參議一參議參進。

上卿賜檢校・行事、折紙及例文、令書定文。

折紙は上より賜ふ所、例文は外記より進つる所、並に、上卿より參議に賜ふ、定文は今度の檢校・行事に定むる人々の名を書きたる文なり。

參議書訖進上卿。

書訖りは、定文を書くなり。其體、左の如き歟。

檢校

權大納言藤原朝臣。私云、三條利秀卿。

權中納言藤原朝臣。私云、萬里小路侍房卿。

參議藤原朝臣。私云、飛鳥井雅香卿。

悠紀行事

左大史從四位上小槻宿禰盈春。

權右中辨正五位上藤原朝臣賴要。

兵庫頭從五位上源朝臣賢兼。

右大史從五位上高橋朝臣景春。

木工頭從五位下賀茂縣主應顯。

少監物正六位下和氣朝臣員倫。

治部少丞正六位下宗岡宿禰重行。

〔萬里小路侍房卿〕淳房の子、萬里小路第十七代也。

〔飛鳥井雅香卿〕雅豐の子、飛鳥井第二十代也。

〔小槻宿禰盈春〕小槻氏は垂仁皇子池速別命より出で、其裔奉親、圓融帝に仕へ左大史となりしより子孫その職を繼ぐ、盈春は奉親廿六代の裔にして、章弘の子也。

〔大炊頭〕大炊寮の長官をいふ、大炊寮は宮內省の被官にして、宮城郁芳門の西、神祇官に北にあり、諸國の舂米雜穀及び諸司の食料分給の事を掌る、頭一人從五位下、五位諸大夫之に任ず、助一人從六位上、允一人從七位上、其他大屬、少屬、史生、大炊部、使部、直丁、驅使等の職員を置く。

民部少丞正六位下小槻宿禰方教。

主基行事

掃部頭正五位上中原朝臣師守。

左少辨正五位上藤原朝臣淸胤。

大炊頭正五位下藤原朝臣庸德。

主稅頭從五位上藤原朝臣光祐。

右大史從五位下安倍朝臣盛行。

式部少丞正六位下卜部宿禰兼矩。

宮內大丞正六位下中原朝臣成壽。

大藏少丞從六位下藤原朝臣利平。

右の如く書記りて、上卿に進つる。昔の檢校は、卜を以て定めらるゝ歟、今は其儀見えず。行事は江次第に見えたるは、今度行事すべき人々の交名一紙を、外記より參議に進つり、參議之に從ふて書くなり。今は其儀も見えず。檢校・行事、共に、此陣座にて初めて定むる分なれども、本より、あらかじめ定め置きて、今日は、唯、儀式までなれば、參議も、初より、今度の檢校・行事の人を知れるが故に、自分の風記、又は、記憶等を以て直に書くなるべし。其折紙・例文等も同じく之を返進す。

次上卿悉披見畢。召職事奏聞。先內覽。畢返賜。

參議の書きて進つれる檢校・行事の定文を、上卿、其座にて悉く披見し畢りて、職事を召して之を賜は

り、奏聞せしむ。職事、先づ殿上に持參して、關白に內覽せしむる事、下合文の時の如し。內覽畢りて、職事、之を奏聞す。叡覽畢りて、又、職事を以て上卿に返し賜ふなり。

次上卿召外記賜之仰可催廻由。

上卿、外記を召して、定文を筥に入れて之を賜ふ。故に貞享の次第には、賜之の下に、乍入筥賜之とあり。催廻らすとは、檢校・行事に定められし人の許へ、此由を申廻らすを云ふ。惣て、如此き事を催しと云ふ。外記は恒例・臨時の公事奉行の官なれば、凡の儀式の催は、外記より之を廻らす例なり。但し事に依つて、官務藏人より廻らすもあり。

外記稱唯退下。

外記、定文を受けて催廻らす可きの仰に、稱唯して退く故に、貞享の次第には、外記賜之稱唯退下とあり。稱唯の二字、引連ねて、ゐしようと讀む。稱唯の事、世俗淺深秘抄に、稱唯時寒口、警蹕時開口也とあれば、稱唯する音ウヽと云ふべし。但今に、警蹕にヲヽと云ふべきを誤りて、直に警蹕と唱ふ。仍て、稱唯にも、ウヽと云ふべきを、ヲヽと唱ふる歟。

次上卿召外記仰可撤硯例文由。外記撤之。

執筆、參議の座にある硯、并に、上卿の許にある例文を撤するなり。友俊之を撤す。

次諸卿退出。

上卿以下、陣座にある公卿、上臈より次第に退出するなり。

〔官務〕太政官の左大史を云ふ、職原抄に、中古以來小槻宿禰爲二一史一、行二官中事一、謂二之官務一とあり、一史は左大史也。

〔世俗淺深祕抄〕朝廷に於ける諸格式及び御裝束其の他の故實有職を記せる書、一條兼良の著にて二卷也。

大嘗會儀式具釋卷第一終

大嘗會儀式具釋　卷第二

荒見河祓次第

是は大嘗會に奉仕する行事の辨・史等、是まで、思はずも汙穢に觸れて、自ら知らざる事もあるべければ、其を祓ひ棄てゝ、是より清淨にする儀なり。大嘗會の散齋は、十一月朔日よりなれども、行事の辨・史は先づ是までの汙穢を除かんが爲に、九月晦に河祓をなすなり。凡そ祓は水邊にてする物にて、贖物に我罪咎にても、汙穢にても、移して河水に流し捨て、跡の殘らぬ樣にする事なり。昔は荒見河と云へるは、いづれの流やらん、知らず。今の祓は、京の西北に、紙屋川といふあり。今の人、カイ川とよぶ。此川の高橋と云ふもとにて、祓を行はるれども、名目には、荒見河祓と云ふなり。

刻限。兩方行事・辨・史着座。悠紀方自レ北著。主基方自レ南著。

兩方は悠紀と主基となり。悠紀方の行事、辨は賴要（葉室權右中辨）史は右大史景春（村田西市正）主基方の行事、辨は清胤（烏丸左少辨）史は右大史盛行（山口中務少丞）なり。あらかじめ、紙屋川の流の東岸に、西面の幄を立て、其幄の東極に白緣の膝突を敷く事、中央より北に三枚、南に三枚、其幄の後（東）に五幅の青白の斑幔を南北の行に引く。幔の柱五株あり。而して定め置きたる刻限に至りて、賴要、幔の北より進みて、幄中の座に着く。賴要は北より第一の膝突、景春は北より第二の膝突、並に西面して之に着く。又清胤・盛行、幔の南より進みて、幄中の座に着く。清胤は南第三の膝突、（北より第四）盛行は南より第二の膝突、並に

〔散齋〕致齋の前後祭に預る人の行ふ齋戒にて、大祀は一月、中祀は三日也（小祀は散齋なし）、神祇令に凡散齋之内、諸司理事如レ舊、不レ得ニ弔喪問病食肉一、亦不レ判ニ刑殺一、不レ決ニ罰罪人一、不レ作ニ音樂一、不レ預ニ穢惡之事一とあり、

〔荒見河〕倭訓栞に洗ひ川の義なるべしとあり。

〔紙屋川〕河海抄に紙屋川とは北野と平野の中を南へ流れたる川也とあり

〔高橋〕山城名勝志に、北野宮北、架ニ紙屋川一とあり。

〔神祇少祐〕神祇官の職員にして、定員一人、相當從六位下也。

〔平野〕山城國葛野郡大北山村に在る社にして、今木、久度、古開、比咩神の四神を祭る。

〔神部云々〕職員令に、神部三十人、卜部廿人とあり。

〔刀禰〕神職の名也倭訓栞に、とね、伊勢神宮にもありし事内宮年中行事に見えて今も遺れり、山城の賀茂にには今猶存せりとぞとあり。

西面して之に着く。

次中臣進出執贖物、神部授之、居悠紀辨前。

悠紀方の中臣は、神祇少祐𨨞親朝臣 鈴鹿左京大夫 之を勤む。是は平野祠官中臣氏なるが故に、之に充つ。贖物は人形なり、陶器を以て之を作る。神部は神祇官の伴部にて、官中の雜事に供する者、昔は中臣・忌部等も、神部の中に約して、職員令の如きも、神部は卜部より上にあり。近世、吉田家の昇殿せしより、何となく、卜部は卑しからぬ者に成り、神部は廢絶して臨時に取充る故、無下に卑しき者に成下りぬ。今度、悠紀方の神部には、賀茂社の刀禰仁兵衛と云ふ者を以て之に充つ。𨨞親朝臣、幔の北より進みて、幄中に出づ。仁兵衛、贖物を𨨞親朝臣に授く。𨨞親朝臣、之を執りて、賴要が前に居う。但し贖物ばかりには非ず、惣て三の土器あり。其一つには贖物、一つには散米、一つには解繩を載せて、三つ共に、之を賴要が前に居う。

主基方同之。

主基方の中臣は神祇權少祐光知 富田内藏頭 之を勤む。是は春日の祠官中臣氏なるが故に、之に充つ。主基方の神部には、賀茂の社の刀禰孫左衛門と云ふ者を以て之に充つ。光知、幔の南より進みて、幔中に出づ。孫左衛門贖物を光知に授く。光知、之を執りて清胤が前に居う。散米・解繩等もある事、悠紀方に同じ。

次居贖物於史前。悠紀史前神祇官史生置之、主基史前鎮取置之。史生依爲一人也。

贖物に辨の前に居うると異なる事なし。亦、其、悠紀・主基、各三の土器に載す。神祇官史生は、當時

〔拔穗使〕齋國に遣し薦享酒醴の料稻を拔取らしむる使にして、宮主卜部を以て充つ、八月下旬卜定し、九月下旬歸京し料稻を齋場に納めしむ。

〔稻實卜部云々〕踐祚大嘗祭式に、八月上旬、申官差宮主一人卜部三人發遣、兩國各二人、其一人號稻實卜部、一人號禰宜卜部云々とあり。

なきが故に、左官掌紀氏眞（公文職崎帶刀）を以て、史生代とす。鑰取は、諸司の下にある卑賤の者なり。今度悠紀方の鑰取は、賀茂社の神人兵右衞門と云ふ者を以て之に充て、主基方の鑰取は、同社の神人與左衞門と云ふ者を以て之に充つ。辨の前の贖物居ゑ畢りて後、氏直悠紀方の贖物を執りて、景春が前に置く。與左衞門、主基方の贖物を執りて、盛行が前に置く。主基方の贖物も、神祇官史生の執るべきなれども、史生代一人ならでは充てざる故に、則ち鑰取よりかけて之を勤むるなり。

次兩方卜部進出着膝突。或辨・史着座之後着之。

兩方は悠紀と主基となり。悠紀方の卜部は佐渡守種重（鈴鹿）主基方は神祇權大祐雄賢（鈴鹿筑前守）之を勤む。並に卜部氏なるが故に、之に充つ。其悠紀方をば稻實卜部と云ひ、主基方をば禰宜卜部と云ふ。但し昔は、拔穗使に、悠紀にも、主基にも、各、稻實卜部・禰宜卜部とて、兩人づゝあり。貞觀儀式以下に見ゆ。今、荒見河祓に悠紀方を稻實、主基方を禰宜と分ち稱すること、據どころ有りや知らず。膝突は、あらかじめ、悠紀主基、各、史の座の前西、河邊に薦を敷きて、其上に白緣の膝突を敷く。卜部の是も、種重は幔の北より進みて、幄中に出で、北方の膝突に西面して、之に着く。雄賢は幔の南より進みて、幄中に出で、南方の膝突に西面して、之に着く。此卜部の着座する事、或は、辨・史着座の次、中臣進出の以前にあり。則ち今度の次第も、中臣進出よりは以前なり。然れば、今度の次第を注さんには、直に、辨・史着座の次に、卜部の着座を注すべし。何が故に、通式のまゝに、之を次第し、或を以て今度の次第を注せる、作進の人の差失なり。

次悠紀方卜部取太麻授中臣。中臣取之進辨前。

此太麻は、當時用ゆる幣にて、紙しでを幣串に着たる物なり。あらかじめ悠紀・主基、各卜部の座の前に、八脚の小案を置き、其上に俵の形せる藁を置く。其藁の中には、物ありや知らず。幣串の本を藁に突立て置く。而して、種重、其突立てある太麻を取りて、益親朝臣に授く。益親朝臣之を取りて頼要が前に進む。

主基方同之。

雄賢、太麻を取りて光知に授け、光知、之を取りて清胤が前に進むなり。

次辨令持太麻於中臣取太麻末一撫一吻。或辨取太麻一撫一吻返授之。其儀畢。中臣授太麻於神部。神部引史又返中臣。

一撫は、一たび撫づるを云ふ。但し太麻の末の所に、手を苟且に着くるばかりなり。一吻は、一たび息をしかけるを云ふ。撫づるは、是、我身の表にある汙穢を移さんがため、吻するは、是、我身の裏にある汙穢を移さんがための態なり。引史とは史に屆かしむると云ふ義なり。上の如く、悠紀・主基、各中臣、太麻を取りて、辨の前に進む。頼要、太麻を取らずして、益親朝臣に持たしめながら、太麻の末の所を撫でゝ、一吻す。清胤も亦、光知に持たしめながら、如此くす。或は、此所、辨、太麻を取りて、一撫一吻して中臣に返し授くる事もあり。但し、今度も、辨は取らずして、中臣に持たしめたれば、此或以下の十二字、今度の次第に書加ふるは、是ならず。右の如く、辨、一撫一吻し畢りて、益親朝臣、太麻を仁兵衛に授く。光知も孫左衛門に授く。仁兵衛・孫右衛門、太麻を取りて、史の前に進む。景春、太麻を取らずして、仁兵衛に持たしめながら、辨の態の如くす。盛行も亦、孫左衛門に

〔紙しで〕紙を切りて用ふる四手也、四手とは玉串、注連などに垂るゝもの、古へは多く木綿にて作り、木綿四手などゝ云へり。倭訓栞に、しで、日本紀古事記に垂をよめり、だれ反で也とあり。

〔史〕太政官の佐官にして、官の文書勘例を掌り諸司諸國の庶務を取扱ふ左右大史各二人、左右少史各二人、併せて八人あり、依て八史の名あり。

〔散米〕祓の時散ずる米を云ふ、枉津日神の入り来らむとするを饗和して去らす爲め也、天孫降臨の時雲霧冥晦にして物色を辨ぜず、依て天孫稲穂を抜き、これを四方に散せしに忽ち開晴せり、散米のことこれより起る由、日向風土記に見ゆ。

〔解繩〕江次第、東廊の大祓に、祝師着座臨禊詞及八張解繩了禊了とあり、後世紙捻を用ふ、大祓詞に天津菅曾を八針に取り割くとある言に據りて後世作り出したるものなるべし。

持たしめながら、如此くす。畢りて、仁兵衛、太麻を益親朝臣に返す。孫左衛門も光知に返す。

次中臣返太麻於卜部退着座。

益親朝臣、種重が座邊に進み、太麻を返し授け、退いて膝突に西面に着く。即ち上に云へる景春が左にある幄中、北より第二の膝突なり。光知も雄賢が座邊に進み、太麻を返し、退いて膝突に西面に着く。即ち上に云へる盛行が左にある幄中、南より第一の膝突なり。

次卜部立太麻於軾前讀祝詞。

種重・雄賢、各、太麻を我座前の地上に突立てゝ、祝詞を讀むなり。

又取太麻修祓其儀畢退入。

祝詞を讀畢りて、又、地に突立てある太麻を取り、祓除の態をなし、其儀畢りて、種重・雄賢、共に退入す。

次中臣起座進辨前撤贖物史前贖物輪取撤之。

益親朝臣、座を起ちて賴要が前に進み、贖物など、凡そ三の土器を撤す。光知も淸胤が前に進みて、之を撤す。景春が前は兵右衛門、盛行が前は孫左衛門、之を撤す。但し、此土器、辨・史の前にある間に、兩辨兩史、各、贖物を撫で、散米を散き、解繩を、口にて嚙解く等の態あり。今度も、同じく然り。次第に載せざるは畧なり。

以上。各。主基方同之。

以上とは一撫一吻の態以下を指す。各、其所に注せるが如し。

〔頼要〕頼胤の子、葉室氏第廿五代也

次ニ兩方行事・辨・史起ッ座。下﨟ト爲ス先。

先ヅ盛行起座、次に、景春、次に清胤、次に頼要なり。着座の次第と反對す。

大嘗會儀式具釋 卷第二終

〔三后〕太皇太后、皇太后、皇后也。
〔河邊に行幸云々〕初め葛野川、近江大津、松崎川、佐比河等にて行ひしが、仁明天皇以後は鴨河にて行へり
〔菊燈臺〕上下ともに菊花の形を成せる燈臺を云ふ、燈臺とは油火を點す道具にて形ち燭臺の如く、上に油盞を置き、下の臺は木爪形に作る、切燈臺、結燈臺、高燈臺、菊燈臺などあり。
〔高坏〕土器の下に捲物の輪を添へしもの、後には木にて全體造付けにし漆塗などにせるもあり。

御禊次第。

禊もハラヘと訓じて、祓と同義なれども、皇帝・三后・東宮・斎王などには禊と云ひ、常の人には祓と云ふ。是も、荒見河祓と同意にて、皇帝、是より清淨にしたまはんが爲に、是までの汙穢を、祓除したまはんとて、御禊を爲したまふなり。十一月朔より大嘗會の散齋なるが故に、十月の末に行はる。今度は、廿九日にあり。中古までは、河邊に行幸ありて行はる。其鹵簿・儀式、頗大なりき。後世は略せられて、清涼殿の晝御座に出御ありて行はる。

刻限出御晝御座。

晝御座は、清涼殿にあり。東面なり。あらかじめ、御座の前左右に、菊燈臺を立て置き、刻限、酉刻に至りて、御座に出御。御座の後の御簾垂置く。

豫神祇官人居御贖物於案上置庭中。

此御贖物は、荒見河祓の贖物とは同じからず。木を以て之を作り、藁を以て結ぶ。必ずしも、人の形に模せるとも見えず。是は、行事官神祇大祐紀春清和泉守行事官調進す。あらかじめ、清涼殿の東庭東階の巡に當りて、葉薦を敷き、其上に八脚の案を置き、案の上に、土の高坏に、贖物二本を供し、其上に薄

〔立明〕松明也、

〔長橋〕清涼殿東南隅落板敷より紫宸殿北廂へ通ずる廊なり。

〔兼香公〕兼輝の子一條家第十七代也享保七年内大臣、同十一年右大臣、元文二年關白、延享三年太政大臣となり、寶暦八年薨す、後圓成寺關白と稱す。

〔簀子敷〕寢殿造の家屋の外に在りて細き板を横に列べ竹簀の如く間を少しづゝ透して打付けたる縁を云ふ、間を透し而をとるは雨露などの溜らぬ爲なりと云ふ。

絹の掩を懸く。其葉薦より掩まで、皆、西面、少し南へひづみて斜に向ふ。正しく御座の方には向はず。又、東階の下、左右に立明あり。左は北主殿權助重威小野常陸介右は南主殿少允職秀小野氏部少丞之を勤む。

如此くに設くるといへども、今度、雨に依りて、皆、今少し南の方、長橋廊下の中間の絶間に之を移す。

關白着孫廂圓座

今關白は、一條殿兼香公なり。孫廂とは、凡そ殿舍の中央を母屋とし、其廻を廂とす。又、其外、簀子敷との間を孫廂と云ふ。圓座は、其形、今、民間に用ゆる圓座の如し。但し、絹綾等にて作り、裏をも着く。關白の圓座は御座の前、右の方の菊燈臺の東にあり、關白、北面に之に着せらる。其關白の東にも、御座の左右の巡に、各掌燈を供す。

中臣女候便所

中臣の女は、字の如く中臣氏の女なり。中臣は、神事に關り勤むる者なれば、之を用ゆ。今度は、大御乳人之を勤む。是、春日祠官中三位の女にして、中臣氏なればなり。便所は便宜の所にて、俗にいふ勝手能き所なり。即ち御座の左の巡、北方の掌燈の東に南面して候す。

次供御贖物

二本共に、御前に供献す。其樣、左の文に見ゆ。

神祇官人。取之授御巫御巫授中臣女。中臣女供之。

神祇官人は、春满出仕す。御巫は、神を齋き祭る女にて、男の祝に同じ。今の神子の類には非ず。

昔は、大御巫・生島御巫・坐摩御巫・御門御巫などゝて有りて、各〻祭る所の神あり。今は、御巫絶えたるが故に、今度は、讃岐守利盛朝臣（齋藤左衛門大尉）の女と、右大史盛行（山口中務少丞）の女とを御巫に定む。あらかじめ、兩人の御巫、御座の前の簀子敷の東の端、東階の上り口の所に、御座の左右の巡に當りて候す。利盛朝臣の女は、北方に在りて南面、盛行の女は、南方に在りて北面、兩人對座す。神祇官人、案上の二本の御贖物を取りて、兩人の御巫に、一本づゝ之を授く。御巫、之を受けて中臣女の前に至り、之を授く。中臣女、之を受けて御前に至り、之を供獻す。

次獻二御麻一。

此御麻も、荒見河祓の太麻に同じく、常の幣なり。其獻ずる樣、左の文に見ゆ。

宮主授二太麻於祭主一。祭主取レ之授二中臣女一。中臣女獻レ之。

宮主は神祇官の流外の職にして、長上の官の例に准ずる者なり。今は常には宮主なし。御禊の當日に至りて、奉行の職事を以て、宮主たるべき由を、其人に宣下せらる。是例なり。今度は、神祇權少副兼成（吉田淡路守）を以て之に補せらる。兼成、初の名は、兼林、貞享の御禊の時も、宮主に補せられて之を勤む。今度も、更に補せらる。重濕朝臣（庭田頭中將）を以て、當日宣下せらる。祭主は、伊勢太神宮の祭主にして、藤波家、世々之に補す。今は、神祇大副なり。（藤波三位和志卿）祭主、あらかじめ、長橋の中間の絕間の西の廊上に候して、太麻を受く。貞享には、庭上にて之を受くと云へり。御贖物の供獻畢りたる時、宮主進みて、廊の下より、太麻を祭主に授く。祭主、廊の上にて之を取り、中臣女の前に往きて、之を授く。中臣女、之を受けて、之を獻つる。

（大御巫）神祇官八神殿の祭神に奉仕する巫也。

（生島御巫）神祇官西院に奉安せる生島神足島神二座に仕ふる巫也。

（坐摩御巫）同上生井、福井、綱長井、波比祇、阿須波五神に奉仕する巫也

（御門御巫）同上櫛石窓神（四座）豐石窓神（四座）に奉仕する巫也。

（重濕朝臣）重孝の子、庭田家第十八代也。

（祭主）伊勢大神宮神官の長也、多くは神祇大副を以てこれを兼ぬ。

（藤波家）後世中臣氏の嫡家を稱す。

〔衡重〕三方、四方、供饗等の總名也、三方とは足の三面に孔あるもの、四方とは其の四面に孔あるものを云ひ、供饗とは足に孔なきものを云ふ、名義は倭訓栞に、上の臺と下の足とをつきかさねたる物なる故、ついかさねと云也とあり。

〔顯道〕高顯の子、勸修寺第十六代也

次一撫一吻後返賜。

是も、荒見河祓の辨・史の一撫一吻に同じ。但し、是は中臣女に持たしめながらには非ず。天子、自ら取賜ひて、一撫一吻したまひ、畢りて、中臣女に返し授け賜ふ。

中臣女取之授祭主。祭主授宮主。

獻つる時の儀の如し。

次居關白贖物。

あらかじめ、御贖物の案の東南に、小さき薦を敷き、其上に、八脚の小案を置き、案の上に衡重に贖物を供し、其上に、薄絹の掩を懸く。其薦より掩まで、皆、西面にして、少し斜に南に向ふ事、御贖物の案の如し。是も、雨に依りて、長橋廊下の中間に移せる事、亦上に同じ。御贖物・御麻等、供獻の事畢りて、關白にも供す。其樣、左の如し。又、江次第などに見えたる河原の御禊には、此次に公卿以下にも、祓物太麻を引く。晝御座の御禊には、略せられて、關白のみなる歟。

五位藏人役之。

五位藏人は、顯道（勸修寺右中辨）出仕す。是も、春清、贖物を取りて、顯道に授け、顯道、關白に供す。

次宮主就膝突奏解除詞。

あらかじめ、御贖物の案の東北に、薦を敷き、其上に、白縁の膝突を敷きて、宮主の座と爲す。是も西面にして、少し斜に、南に向ふ事、並に、雨に依りて、長橋廊下の中間に移せる事、並に、上の如し。宮主、此座に就きて祓詞を讀むなり。御前に參りて奏するには非ず。

〔五位藏人〕藏人所にて頭に次ぐ職員也、五位殿上人中名家譜第殊に俊器ある者を撰任す、職事補任に、仁和四十一廿七始置五位藏人二人とあり、後ち定員三人となる。

次宮主授太麻於五位藏人。五位藏人取之進關白。關白取之返賜藏人。藏人授宮主。

關白の一撫一吻を書かざるは、文の略なり。宮主、祓詞を讀み畢りて、進みて廊の下より、太麻を顯道に授く、顯道、庭の上にて、之を取り、關白の前に往きて、之を進つる。關白、之を取りて、一撫一吻して、顯道に返し賜ふ、顯道、之を宮主に授くる事、獻つる時の儀の如し。

次宮主退出。

次撤御贖物。

是まで、御前に供し置きて之を撤す。

次撤關白贖物。

次入御。

次關白退出。

是にて、御禊の儀、畢る。

大嘗會儀式具釋　卷第三　終

大嘗會儀式具釋　巻第四

〔格別の御神事〕六月十二月は神今食十一月は新嘗祭ある故也。

〔内膳司〕宮内省の被官にして、天皇の御膳を總監す。

〔奉膳〕内膳司の長也、職員令に、奉膳二人掌レ惣ニ知御膳一、とあり、高橋、安曇二氏を以て任ぜしが、神護二年布勢王を内膳正に任ぜしより、高橋安曇兩氏以外の者を長官となす時にはこれを内膳正と稱せり。

〔濱島〕後世高橋氏を稱す。

供忌火御飯次第

忌火は齋火にて、是は十一月朔、今日より大嘗會の散齋なるが故に、昨日までの火を棄て、改めて清き火にて、御飯を供す。其火の改りたる初日の御膳故に、陪膳のしよう以下、常の如く、略儀ならずして、本式にするなり。但し、是は、大嘗會の前に限りたる事には非ず。中古までは、毎年六月・十一月・十二月の朔に、必ず之を供す。是皆、其月に格別の御神事あるに依りて、其月の朔に、火を改むるが故なり。則ち内膳司より奉れる御膳を、大床子の御座にて供するなり。今の内膳奉膳は濱島なり。今度此次第は、陪膳重熈朝臣庭田頭中將作進す。

刻限陪膳着殿上。

殿上とは、昔は字の如く、凡そ殿舍の上を指して云へる目にて、殿下に反對せる名なれば、一所の名には非ず。中古以來は、通じ稱する時は、廣く殿舍の上を指し、專稱する時は、一所の名にして、清涼殿の中にあり。禁秘抄に、殿上六間とある是なり。此に殿上と云へるも、清涼殿の殿上の間なり。定め置きたる刻限に至りて、陪膳重熈朝臣、殿上の間に着座す。

手長同着薄疊。

薄疊は、俗にいふ薄緣に同じ。手長の人も、同じく、殿上の薄疊に着座するなり。

藏人來告㆓召於毛乃之由㆒。

於毛乃は、御物にて、御膳の和訓なり。オモノメスとは、俗にいふ、御膳めし上られんと宣ふなり。

藏人、御前より殿上に出來りて、おものめすの由を、陪膳の人に告ぐ。

陪膳起㆑座、於㆓南障子邊㆒洗㆑手。

陪膳の人、藏人の告を聞きて、座を起ち、殿上の南の方の障子の下にて、手を洗ひて潔くす。

次陪膳入㆓鬼間㆒、與㆓手長㆒舁㆓御臺盤㆒參進。不㆓警蹕㆒。

鬼間も亦、清凉殿の間の名、是を鬼間と名づくる事說々あり。一には禁秘抄に見えたる、鬼間の南の壁に、白澤王、鬼を切る繪あるが故と云ひ、一つには、禁秘抄一本に見えたる白澤王、鬼の如き、繪あるが故と云ひ、一つには、帝王編年記に見えたる、寬平四年巨勢金岡が、武德院の東の松原の鬼神の繪を畫きたる故と云ふ。但し、編年記の書たる、最も信じ難ければ、取るべからず。一つには、日中行事に見えたる、鬼間の鳥障子を入るほど、陪膳警蹕す、ヲヽと云ふとあるが故に、ヲヽをはねて、ヲンと云へば、ヲンの間と云ふ義なりと云ふ。是も、ヲンとはぬると云ふ事快からず。右の中にては、禁秘抄に從ふべき歟。其白澤は、獸の名なれども、白澤王と云へるを、必ず獸と見る可きにも非ず。古くより、白澤を鍾馗に混じたる說も見ゆれば、鬼の如きとある本、鬼を切とある本、優りぬべし。昔より、鬼間には、御膳の具を置くこと、禁秘抄にも見えたり。今も、御臺盤、鬼間にあると見えて、陪膳手長、鬼間に入りて之を舁く。御臺盤は、御膳を供する臺なり。御膳に限らず、諸臣と

〔鬼間〕清凉殿の母屋より西南角にて、殿上間の北に當れる間也。

〔白澤王〕夏山雜談に、白澤王は李將軍の事なりとあり又た禁腋秘抄は百澤王に作る。

〔帝王編年記〕神武天皇より後伏見天皇正安三年までの編年史にして、僧永祐の撰、廿卷也。

〔鳥障子〕日中行事鳥居障子に作る、臺盤所より鬼間まで立て渡せる障子也、鳥居形せるより名づけしものなるべしといふ。

〔鍾馗に云々〕禁秘抄階梯に、按、白澤王、守覺法親王被㆑稱㆓勇士㆒、可㆑爲㆓鍾馗像㆒也とあり。

〔臺盤〕食物を盛りたる盤を載する臺也、四脚にして今日の食卓の如し、長臺盤、切臺盤、小臺盤等あり。

〔大床子〕長さ四尺五寸、弘さ二尺四寸、高さ一尺三寸にして机の如き臺也、これを三脚さし合す。

〔北第三の間〕清涼殿母屋五間の内、北より第三の間也、間とは柱と柱との間を云ふ。

〔豆油〕和漢三才圖會に、造法用大豆三斗水煮糜、以麪二十四斤拌罨成黃、每十斤入鹽八斤井水四十斤攪晒成油、收取之、とあり。

ても、飯を食ふには、皆臺盤を用ゆ。今、寺院に用ゆる飯臺の如き物なり。警蹕はサキヲオフと訓じて、出御又は御膳を供する時など、人々愼めよとの戒に、聲を上げて、ヲヽヲヽと喚ぶ事なり。猶、國郡卜定の稱唯の下に注せるが如し。常の時の御膳供献には警蹕すれども、今日より散齋の內なれば、肅敬するが故に、萬の事音なく、寂ならんが爲に、警蹕せざるなり。陪膳の人、手長と鬼間に入り、御臺盤を舁きて、大床子間に參進す。

立大床子前跪候臺盤前。

大床子は、字の如く大なる床子なり。清涼殿の北第三の間にあり。故に、其間を大床子の間と云ふ。其床子の上に、圓座を敷き、天子、此床子に御して、供御に着きたまふ。故に、御臺盤を舁き來りて大床子の前に立て、陪膳の人、跪いて、御臺盤の前に候するなり。

次役送持參一御盤四種手長取傳之。皆同。

役送は、今いふ給仕人なり。陪膳は、御膳の前に候し、役送は、膳羞を持運び、手長は、役送より受取りて、陪膳に授く。御盤は、俗にいふ盆の類なり。一御盤とは、其持運ぶに次第あるが故に、一二三四の名あるのみ。盤ながら供するには非ず。四種とは、酢・鹽・酒・醬なり。昔より、四種物とて、必ず之を供す。是れ御菜に鹽氣なきが故と見えたり。其醬は、勿論、豆油にして、今俗にいふ、ヒシホには非ず。四種共に、各、土器に入れ、盤に載せて、役送之を持參す。手長取傳へて、陪膳に授く。是より下の二三四の盤も、皆、手長、取傳ふる事、之に同じ。

陪膳取之居馬頭盤左方。

〔馬頭盤〕䔥及び七を据うる盤にて四脚あり、厨事類記に、馬頭盤一枚、記云、長八寸、首尾弘三寸八分、中三寸五分、足高一寸七分、或記云、長八寸四分、弘端四寸四分、中三寸六分、四角有レ足、一說長八寸四分とあり。

〔蓋擎子〕「カイケイシ」又は「フタシリズヘ」と訓む蓋は形盃を伏せし如く、擎子は圓形にて下に臺あり。

馬頭盤は、土器、俗にいふ耳皿なり。細長きが故に、馬頭盤といふ歟。此馬頭盤は、御臺盤の中央に東西の行にあり。其上に、御箸を東西の行に置く。左方は天子の御左にて、北方なり。陪膳、四種の物を取りて、臺盤の中央にある馬頭盤より北の方に置く。但し、四種の內、鹽は西北にあり、醬は東北にあり、酢は鹽の南にあり、酒は醬の南にあり。

次役送持參二御盤一。（御飯有二蓋供一）

御飯は、今の神社の御供の如く、上を、下より、やゝ大に束ねたるを、土器に盛る。蓋・盤共に土器、蓋は、御飯の頂に伏せて之を載せ、盤は、御飯を載せたる土器の下に、之を敷く。是をば、古くより擎子といふ。此に盤と云へるは、甘心せず。役送の人、蓋擎子ある御飯を、盤に載せて、之を持參す。

四種の盤の次に、運ぶが故に、一御盤と云ふ。

陪膳取レ之、當二四種中央一居二御臺盤西緣一。（蓋ナ盤ノ上ニ仰ケ返ス之。）

當四種中央とは、盤の中央より、北の方、鹽・醬と酢・酒との中央の巡なり。西緣とは、臺盤の四方に緣あり、緣の所も、中央と高下はあらざれども、一面に、一枚の板を用ふるに非ざるが故に、中央と緣との境に、木のはぎめあり。はぎめより西を西緣と云ふ。すなはち、御前の方なり。蓋を盤の上に仰けてと云へる盤も、右に云へる擎子なり。陪膳、蓋擎子ながら受取り、擎子を去りて、御飯を御臺盤の北の方の西の緣に居ゑ、其頂にある蓋を取りて、擎子の上に仰けて、手長の人に返し授く。

次役送持參二三御盤一。（御菜）

御菜は、古くより薄蚫・干鯛・鰯・鯵なり。各、土器の上に、高く盛上げたるを、盤に載せて持參す。御飯

〔臺盤所〕淸涼殿の西廂にて、鬼間の北、朝餉の南に在り、其の第二間卽ち中央の間に臺盤を置く。

〔禁祕抄云々〕同抄に、臺盤所、三間云々、中間臺盤東黑漆厨子、云々、其南立二馬形障子一、鬼間方奥一間出也とあり。

の盤の次に運ぶが故に、三御盤と云ふ。

陪膳取レ之ヲ居二馬頭盤ノ右方一。

右方は、天子の御右にて、南の方なり。陪膳、四器の御菜を取りて、馬頭盤より、南の方に置く。但し、四器の内、薄蚫は、西南にあり、干鯛は、東南にあり、鰯は薄蚫の北にあり、鯵は干鯛の北にあり。

次ニ役送持二參ス四ノ御盤一ヲ。御汁物。

御汁物は、古くより和布汁なり。亦、土器に入れたるを、盤に載せて持參す。御菜の盤の次に運ぶが故に、四ノ御盤と云ふ。

陪膳取レ之ヲ居二ウ御臺盤ノ西緣一ニ。御飯之南。

上にも見えたる御飯を居ゑたる所の南の方に居う。是亦、盤の中央より南の方、薄蚫・干鯛と、鰯・鯵との間の中央の巡なり。

居畢リテ陪膳退キ二着ス孫庇ノ圓座一ニ。目ス二役送一ニ。役送附テ二臺盤所ノ妻戶一ニ奏ス二供シ畢ル由一ヲ。

臺盤所も、亦、淸涼殿の間の名、臺盤、此所にある事、禁祕抄などにも見ゆ。故に、臺盤所と云ふ。妻戶は開戶なり。開戶は、其妻あるが故に、妻戶と云ふ。供し畢るは、そなへ畢るなり。陪膳の人、御汁物までを居畢りて、孫庇に退き、圓座に着きて、役送の人に目示す。役送の人、進みて、臺盤所の妻戶の下に就きて、御膳、そなへ畢る由を奏聞す。

出御、着二御ス大床子ノ圓座一ニ。

〔直衣〕貴人の着する略服にて、形袍と殆んど差なし、只後方に「はこえ」なく、又た同地の織物を腰帶にするの別あり、着用は衣冠に同じ、只直衣には衣冠の如く石帶、平緒、表袴、魚帶等を着用するを要せず。

〔散飯〕また生飯、祭飯、三把に作る、食前に飯を取分けて食物の祖神を祭る儀也。

〔乳母沙汰云々〕禁秘抄に、凡御膳、大床子御膳、朝餉御膳皆一度供レ之、此御膳等近代主上不レ着、云々、只内々、稱ニ小供御一御乳母沙汰供御、三度所レ着也とあり。

〔禁秘抄日中行事云々〕禁秘抄に、

御冠・直衣にて出御、是、供御までの事にて、嚴儀に非ざれば、御束帶に及ばず。

陪膳已下平伏。不レ稱ニ警蹕一。

出御に依りて、平伏はすれども、常の出御の時の如く、警蹕を稱する事なし。其警蹕せざる儀は、上に注すが如し。

次取ニ御箸一令レ立ニ御飯一給。

馬頭盤にある御箸を取りたまひて、御手づから、御飯の上に、竪に突立させたまふ。是儀式までなれば、めし上らるゝ分なり。凡そ中古までは、燈火の時に限らず、時々、大床子の御膳に着きたまふといへども、散飯を取り給ふて、御箸を立させたまふばかりにて、正しく、めし上らるゝは、別に乳母沙汰の供御とてある事、禁秘抄に見えたり。

次入御。

陪膳已下。如レ初。

如レ初とは、平伏するなり。其警蹕をば稱せざる事、亦、出御の時の如し。

次陪膳起レ座進ニ御臺盤前一折ニ御箸末一。

折ニ御箸末一は、供御畢りたるとのしるしに、之を折るなり。是亦、中古大床子の御膳に着給ふ時の通例なり。禁秘抄・日中行事等に見ゆ。入御の後、陪膳の人、孫庇の間座より起ちて、御臺盤の前に進み、御箸を御飯に箸立たまひしまゝにて、之を折る。但し、折懸るばかりにて、折放つには非ず。

次役送持ニ參空盤一。陪膳不レ召ニ男共一。役送鏡見持ニ參之一。

陪膳取其御箸又立御箸折出也とあり、又た日中行事に、匙盤持ちて參れば、御盤出す、立てられたる御箸を取代へて、あらぬ御箸を立て、先を折りて出すと見えたり。

〔江次第〕江家次第の略也、年中恒例臨時の政事、大小の儀式を詳記せる事、大江匡房の撰にて廿一卷あり。

〔蓋盤〕三八二頁蓋拳子の條參看すべし。

空盤は、何も載せざる盤にて、即ち初め四種以下を載せ來りし盤なり。撤せんが爲に持來る故に、罷盤とも云ふ。男共とは、藏人を云ふ。藏人は、近侍の職、且、役送をも藏人勤むるなれば、罷盤を持參せよとの事、陪膳の人、召仰す可きなれども、其事なし。仍て、役送の人、鬼間の障子の外より窺ひ、陪膳、御箸を折り畢るを見て、即ち罷盤を持參す。是古例なり。江次第に見ゆ。

手長取傳之。

役送の手より取りて、陪膳の手に附す。是より下、皆同じ。

陪膳撤四種居空盤返手長。

臺盤より撤し、罷盤に居ゑて、手長に返し授く。

次役送持參蓋盤。

蓋盤は、上の御飯を供する所に云へるが如く、蓋と拳子となり。是も、罷盤に載せて持參す。

陪膳取御飯居盤返之。

盤中の拳子の上に載せて、之を返す。但し、御飯に箸立てある故に、蓋はせず。

次役送持參空盤。

陪膳取御菜・御汁物等居盤返。

右に見えたる四種の物と、御飯とは、供する時の如く、兩度に之を撤す。御菜と御汁物とは、撤するに至りては、一度に之を撤す。先つ御菜四器を取りて、盤の四邊に居ゑ、次に、御汁物を取りて、其中央に居ゑて、之を返し授く。

次ニ陪膳與二手長一舁キ二御臺盤一ヲ案ク二初ノ在ル所一ニ。

大床子の前に立てたる御盤を舁きて、鬼間に往き、初め在りし所に返し案くなり。

大嘗會儀式具釋　卷第四　終

大嘗會儀式具釋　巻第五

〔伊勢石清水賀茂〕由奉幣はもと伊勢大神宮のみなりしが、後ち石清水、賀茂を加ふるに至れる也、これを三社の奉幣と稱す。

〔九條植基卿〕幸教の子、九條家第二十三代也、元文四年内大臣に至り、正二位に進む、寛和三年薨す。

〔定俊朝臣〕定基の子、野宮家第四代なり。

大嘗會由奉幣次第。

由とは、大嘗會を行はるべき由なり。奉幣とは、幣を神に奉らせたまふ義にて、是は、今年今月下卯日に、大嘗會を行はるべき由を、伊勢・石清水・賀茂の三社へ、勅使を以て告げらるゝなり。此儀は十一月上旬の中にて、日を撰みて行はる。今度は三日を用ゐらる。是には、陣座の儀、神祇官代儀とて、同日に、兩所にての儀式あり。初めに見ゆるは、陣座の儀なり。今度、此兩所の儀の次第は、右大將（九條植基卿）作進せらる。

（イ）陣座儀

上卿著仗座。

今日の上卿は、右大將なり。着仗座は、國郡卜定に云へるが如し。是も、一上に非るが故に、先づ陣座の西邊に東面して、着座せらる。時に、卯の一點。

次參議着横切座。

參議は、定俊朝臣（野宮左宰相中將）出仕す。横切座とは、陣座は南北に亘れる廊なれば、南邊の座を横切座と云ふ。參議は、いつとても、此所に、北面して着座する例なり。

職事來仰日時使等事。

日時の事とは、奉幣使を發遣せらるゝ日時、使の事とは、使に差さるゝ人、並に定め申すべき由を仰す。職事、仰を受けて、御前より陣座に來りて、上卿に申す事、國郡卜定の儀に同じ。

次上卿移着端座。

右大將、仰を承けてより、陣座の東北の端の座に移り着きて、南面せらる。詳に、國郡卜定の所に注す。

次上卿令官人敷膝突。

官人は、陣官の人なり。下、皆、同じ。左近將監源元陳（富島）右近將曹紀長昌（鈴木伊賀守）出仕す。猶、詳に國郡卜定の所に注す。

次上卿以官人召辨。辨參膝突。

辨は顯道（勸修寺右中辨）出仕す。

上卿仰日時事。

日時の勘文を進つるべき由を、顯道に仰す。

次辨進日時勘文。上卿披見。辨退出。

日時の勘文は、奉幣使を發遣するに、吉なる日時を勘へて、書記し上る文なり。即ち陰陽寮より勘進す。古諸司百官の具せる時、陰陽寮は、中務省に管せられ、中務省は、左辨官に管せらる。仍て、日時勘文の如きは、陰陽寮より中務省に進つり、中務省より左辨官に進つり、左辨官より大臣・納言等に進つる。若し、左辨官、在合せざる時は、右辨官より進つる、故に今も如此き諸司百官の公文は、辨より之を進つるなり。下、之に准ず。其日時は、本より、あらかじめ、内々勘定め置きて、今日定めた

〔陰陽寮〕天文を觀曆數を稽へ、日月星辰の變、風雲氣色の祥を知るを掌る役所也。

〔中務省〕至尊に侍して其儀禮を相け詔勅文案の審署、宣旨、勞問、上表の受納、五位以上の位記、諸國の戶籍租調帳、僧尼の名籍等を掌る役所にして、其被官に中宮職、左右大舍人、圖書、內藏、縫殿、陰陽の諸寮、畫工、內藥、內記等の諸司あり。

〔左辨官に云々〕八省の內、中務、式部、治部、民部の四省は左辨官局に、兵部、刑部、大藏、宮內の四省は右辨官局に管せらる。

〔勘文〕古例、日時方角を勘へ、其他凡て故實等を調査して朝に奉る文を云ふ、大外記、陰陽寮の勘文、大勘文、文殿奉分所勘文等あり、又臨時に諸道の勘定を召すことあり。

〔折紙〕奉書紙、鳥子紙、檀紙、杉原紙等の二つに折りたるを云ふ。

る分の儀式までなり。顯道の進つれる日時勘文を、上卿披見せられ、顯道は退出す。

次ニ上卿以テ官人ヲ召シ外記ヲ。仰ス可キ持參ス例文硯ヲ由ヲ。

外記は大外記師守、押小路掃部頭 權少外記中原秀昌 山口 日出仕す。例文は使人の例文にて、先跡の使に充てられたる人名を書きたる文なり。是を外記に進つらしむる事、國郡卜定の檢校行事例文を進つらしむる儀に同じ。

次ニ外記持參シ例文ノ筥ヲ 歷名帳一卷。舊定文一卷。使交名二通。折紙一枚等入ル之ニ。 置ク上卿ノ前ニ。

筥は、葛筥なり。其筥に入れたる物は、細注に見えたるが如く、數あれども、其中に、舊定文を專とする故に、例文の筥と稱す。歷名は、名をかぞふと云ふ義にて、人名を殘らず書立てたる物、此は五位以上の歷名帳なり。舊定文は、先跡の此使を充てたる定文にて、すなはち、例文と云ふに同じ。交名も名を書立てたるものなれども、撰出して、少々書擧げたる物にて、歷名とは、同じからず。今度、使に充てらるべき、人々の名を書擧げたる、是を使交名と稱す。如レ此き事も、皆、先づ、外記、之を勘へ錄して、上卿に覽する例なり。而して、是を紙二枚に調す。折紙は、下にある參議の定文を書く料紙なり。歷名帳・舊定文・使交名・折紙等を入れたる葛筥を、秀昌持參して、右大將の前に置く。

次ニ外記持參シ硯ヲ置ク參議ノ座上ニ。

座上は、東の方なり。參議、執筆する時に至りては、今までの座より、やゝ東へ移り上り、上卿の向に着きて執筆するが故に、此時いまだ移着かざる已前なれども、秀昌、硯を持參して、直に執筆すべき座の前に、之を置く。國郡卜定の所に准じて、知るべし。

〔職事〕藏人を云ふ職原抄に、四位侍臣中、殊撰補其人為頭、五位中又撰補三人、六位中又撰補四人、謂之職事、とあり。

〔交名〕數多の人名を連れ書きしものを云ふ、倭訓栞に、けうみやう、交名をよめり、云々、今連名といへり、されど歴名といふ事ありて、名をかぞふといふ義にて人の名を殘らずかきたてたる物也、其の内にて撰み出して少々書き擧げたる物也といへりとあり、尙ほ前頁本文を參照すべし

次上卿披見例文等訖目參議。

例文等とは、例文・使交名等なり。其歴名帳などは、披見するに及ばず。是、外記の進つれる使交名の中に、若し上卿の意に應ぜざるある歟、又は、奏聞せる時、叡慮に合はざるなど有りて、改め定むる時の爲に、歴名帳を進つるなり。今は、諸事、あらかじめ、定め置きて、當日には、儀式までに行はるゝ故、此使交名の面も、初めより定め置きたるまゝなれば、當日に至りて、改め定むる事なし。仍て、歴名帳は云ふに及ばず、例文とても、實は用なし。唯、例に從ひて、之を進つるのみ。右大將、例文等を披見せられ畢りて、向の座にある定俊朝臣に、執筆座に移り着くべき由を、目を以て示さる。

次參議移着座上。

座上は、上に注すが如し。定俊朝臣、上卿の目を受けて、やゝ東の方に移り着く。

次上卿見合例文・交名等令書定文。

定文は、今度の使に定めたる人名を書きたる文なり。卽ち外記の進つれる交名のまゝなり。但し、其本は必ず交名のまゝにすべきに非ず。故に、例文に見合すの所作あるなり。右大將見合せ畢りて、定俊朝臣に書かしむ。

次參議書定文畢進上卿。

是則ち、外記の進れる筥の中なる折紙に、是を書く。定俊朝臣書き畢りて、右大將に進つる。此定文を書く時に、墨を摺ること三百三十三遍、是、中古以來の流例なり。

次上卿披見定文取出例文等。入日時勘文・定文於筥。令職事奏之。奏聞畢返賜。

〔內覽〕太政官並に殿上よりの奏文を叡覽に先ち內見するを云ふ、攝政關白は必ず內覽するを以て攝關ある時は別に內覽の人を置かざるも、時に右大臣、內大臣又は大納言をして內覽せしめし異例あり、又た後世關白を辭して後、內覽如レ元の宣下を蒙り、或は前關白を以て當職の關白以外に內覽となしゝことあり。

例文等とは、例文と歷名帳なり。其使交名は、此時、既に筥の內に在らず。筥とは、先に、外記の持參せる葛筥なり。右大將、定文を披見して、筥の中にある、例文と歷名帳をば取出し、日時の勘文と定文とを入れ、職事を召して、之を授け奏せしむ。職事、御前に持參して、之を奏覽す。叡覽畢りて返し賜ふ。職事持參して、右大將に返し進つる。但し、其奏覽する前に、職事、先づ、殿上に持參して關白に進覽す。關白、內覽畢りて、御前に持參する事、例の如し。次第に載せざるは、文の略なり。

次上卿披二見シ日時ノ勘文・定文等ヲ一結ネ申ス。

結ね申すは、國郡卜定の所に注すが如し。奏覽畢りて返し賜ふ。後、右大將又其筥の日時の勘文・定文共に披見し、二通を一つに束ねて、筥に入れ置く。

職事仰ス二仰詞ヲ一。

是は、日時、使人、共に、奏しのまゝにすべき由を、上卿に仰するなり。若し、叡慮に合はざる所あらば、本より仰出さるべし。但し、上に云へる如く、あらかじめ、定め置きたる事なれば、今の世、奏しのまゝならずと云ふ事なし。然れども、日時・使人、共に、此に至りて、初めて定まれる分なり。其日は、すなはち、今日と勘進す。其時は、何の刻と勘進せるや知らず。實に、發遣せしは日暮に及べり。但し、是は神祇官代にて、不慮の故障ありし故なり。其伊勢使は、王定通王、但今の世、用ゆべき王氏なきが故に、阿波守光枝小佐治を以て王代とす。定通と云ふ者なけれども、宣命には、定通王と之を載す。中臣神祇少副長矩伊勢大宮司、忌部親門、但今の世、用ゆべき齋部氏なきが故に、右衛門少尉中原武任高屋を以て、忌部代とす。親門と云ふ者なく、又、武任從六位上なれども、忌部も中臣と同じ

く、五位を用ふる例なる故に、宣命には、從五位下齋部宿禰親門と之を載す。此外に、卜部も一人參向す。是延喜式以下に見えて、今も然り。但し使の限に非ず。又、宣命にも載せず。石清水使は、新源大納言廣橋長忠卿　次官尙秀錦小路圖書頭　加茂使は、右衛門督中山中納言榮親卿　次官光香北小路左兵衛權佐　に定まる。此中、伊勢使の王代は、兵庫頭賢兼川越を充つべき其家の例なり。然るを、今度、光枝を充てられし事、一會傳奏庭田前大納言重孝卿の失錯にして、一會畢りし已後、其沙汰に及べり。

次上卿以官人召外記。外記參膝突。

次上卿加入例文等於筥賜之。

例文等とは、例文と歷名帳・使交名なり。日時の勘文と定文とは、先に、既に結ねて筥に入る。此時、又、例文等をも、同じく加へ入れて其筥を、外記に返し賜ふ。

外記披見日時勘文・定文結申。

外記、筥を受けて、日時の勘文と定文とを取出し、上卿の前にて之を披見し、畢りて、又、初の如く之を束ぬ。其例文等は、披見する事なし。

上卿仰詞。

是亦、日時・使人、共に奏しのまゝにすべき由を、上卿より、外記に仰せ傳ふるなり。

此序仰伊勢使事。外記稱唯退出。

伊勢使の事とは、伊勢使に定められたる人々へ、催し廻らすべき由を仰するなり。本より、あらかじめ定められて、三社共に、其使々、各承得し在る事なれども、中にも、伊勢は專なれば、儀式にも、

〔廣橋長忠卿〕豐忠の子、廣橋家第三代也。

〔尙秀〕賴庸の子、錦小路第二代也。

〔榮親卿〕兼親の子、中山氏二十代也。

〔傳奏〕親王、攝家、諸社寺及び武家の奏請を天皇に傳奏する職にて、寺社傳奏、神宮傳奏等十數種あり、院政時代院傳奏を置きしに起り、後醍醐天皇建武中興に至り、始めて宮中にこれを置く。

〔重孝卿〕重條の子、庭田家第十七代也

〔內藏寮は云々〕職員令に、內藏寮、頭一人、掌金銀珠玉、寶器、錦綾、雜綵、氈褥、諸蕃貢獻奇瑋之物、年料供進御服、及別勅用物事、とあり。

〔三社宣命〕伊勢、石清水、賀茂三社の宣命也。

之を仰するなるべし。是を外記に仰する事は、國郡卜定の催し廻らすと云ふ下に、注せるが如し。稱唯の事も、國郡卜定の所に注す。

次參議還着本座。

定俊朝臣、執筆せる座を起ちて、西に還り、初め着座せし南邊の座に着く。

此間外記撤硯。

秀昌之を撤す。

次職事就膝突仰宣命事。

宣命は、字の如く、詔命を宣ぶるなり。昔は、其詔を指しては、宣命といはず、其詔を宣ぶる態を宣命と云ふ。中古已後は、直に其詔を指して宣命と云ふ。抑、宣命の事とは、三社宣命を作進せしむべき由を仰するなり。職事、又、御前より出來り、上卿の前の膝突に就いて、仰の詞を上卿に申す。

次職事下內藏寮請奏。

內藏寮は、錦綾を掌るに依つて、今より後は、幣帛をも掌る官となれり。請奏は、何にても請申す奏文を云ふ。此所は、三社の幣帛を申請ふ請奏なり。此奏は既に奏せるを、宣命の事を仰する時、職事に附けて、上卿に下し賜ふなり。

上卿披見、職事退出。

次上卿以官人召辨下之。辨結申。

此辨も亦、顯道なり。右大將陣官人を以て辨を召す。顯道參る。右大將內藏寮の請奏を顯道に下し授

（官符）太政官より八省又は諸國に下す公文を云ふ。

（內記）詔勅を作り、禁中の動靜を錄する中務省の職員也、令制によれば、大內記二人（相當正六位上）、中內記二人（相當正七位上）、少內記二人（相當正八位上）ありしが、大同元年中內記を廢し、少內記を正七位上の官とせり。

（在秀朝臣）在康の子、唐橋氏（菅原姓）第十六代也。

く。顯道、受取りて、之を結ぬ。凡そ辨官は、諸司百官の事を受附くる官なれば、此請奏の旨を、官符に作りて、大藏省に下し、幣帛の料を、內藏寮に割送らしむる法なり。今は、それまでの事は無けれども、此故を以て、辨に下し授くるなり。下、之に准ず。

次辨進神祇官請奏上卿披見令辨奏之奏聞畢返賜下之辨結申。

請奏は、上に云へるが如し。是、奉幣使發遣に依りて、幣帛の類の所用の物を、請ふ請奏なり。是を辨より進つる事は、日時の勘文の所に注すが如し。令辨奏之とは、すなはち、上卿に進つりし辨にて、顯道なり。其御前に就きて、直に事を奏するは、辨官の職掌に非ず。但し、顯道は、藏人を帶せるに依りて、之を奏す。其上卿まで進つれるは、辨官なるを以ての故にして、又、直に奏覽せるは、藏人なるを以ての故なり。一人を用ゐて便あるが故に、兩人を用ゐず。此所、令辨奏之と記せる事、聊、義に違ひたるが如く聞こゆ。されど、令藏人と書きたらば、辨と兩人の如くに見ゆべければ、如此記せる歟。顯道、神祇官の請奏を、右大將に進覽す。右大將披見せられて、直に顯道に授けて、奏覽せしむ。奏覽畢りて返し賜ふ。卽ち又、顯道に返下す。顯道、之を結ぬ。其奏覽已前に、顯道、殿上に持參して、關白に內覽する事、亦、例の如し。

次上卿以官人召內記仰宣命事。

內記は、在秀朝臣（唐橋大內記）なり。右大將、陣の官人を以て、內記を召す。在秀朝臣參る。右大將、宣命を作進すべき由を仰す。

次外記參小庭申使王御馬事。

〔小庭〕淸涼殿殿上間東三間の南に在り、東に靑瑣門、无名門、西に神仙門あり。

〔毎年の例幣云々〕例幣とは九月十七日神嘗祭を行はるるにつき、同月十一日幣帛を奉らしめ給ふ奉幣使發遣の儀也、此時御馬を申すは、江家次第に、令藏人申使王申御馬之由(或行幸以前、於內裏令申之)とあり、又た公事根源に、使の王御馬申す事など常の奉幣の如しとあるにて知るべし。

〔校書殿〕紫宸殿の西、淸涼殿の南に在り、其母屋を納殿と稱し累代の御物を納む。

小庭は、殿上の南庭、使王御馬事とは、伊勢は行程、石淸水・賀茂の類に非ざれば、御馬を賜はらん事を、使人より請申すなり。秀昌、小庭に參りて、其由を申す。其伊勢使には、中臣・忌部等もあれども、正しく勅使たるは王なれば、其外は、御馬を申す儀なし。毎年の例幣にも、如此し。

次内記持參宣命草。上卿披見畢賜內記。

宣命は、三社の宣命、草は草案なり。今世、宣命は、あらじめ、内々修しおくといへども、今日作進の分にて奏覽するなり。在秀朝臣、宣命の草案を持參して、右大將に進つる。右大將披見し畢り、在秀朝臣に賜ひて持たしむ。

次上卿參弓場代。令職事奏聞之

弓場代とは、弓場殿代なり。往代淸涼殿の南殿上の前に、校書殿とてあり。之を弓場殿とも云ふ。今は弓場殿なし。仍て、殿上の前を弓場代と稱す。右大將、在秀朝臣を率ゐて、弓場代に參り、在秀朝臣に持しめたる宣命書を藏人に附けて、之を奏覽せしむ。但し、其前に、關白に內覽せしむる事、例の如し。

此序奏使王御馬事。

宣命草を奏覽する便に、同じく、職事を以て、之を奏す。

次職事奏聞畢返賜。仰可令淸書由。

宣命草を叡覽畢りて、即ち職事を以て返賜ひ、淸書せしむべき由を、右大將に仰す。

次。上卿還着仗座。仰可淸書由於內記。

右大將、弓場殿にて仰を承け、陣座に還り着きて、宣命を淸書すべき由を、在秀朝臣に仰す。

次。内記進淸書。

是も亦、内々調しおくといへども、淸書すべき由の仰を承りて、調せる分にて、之を進つる。其料紙、伊勢は縹紙、石淸水は黄紙、賀茂は紅紙、いづれも、紙屋紙を用ゆ。是、いつとても定まれる例なり。

伊勢宣命之躰

天皇我詔旨良萬止掛畏岐伊勢乃度會乃下津磐根爾大宮柱廣敷立氐高天原爾千木高知氐稱辭竟奉留天照坐須皇太神乃廣前爾恐美恐美毛申給者久申久朕寡昧乎以氐天日嗣高座乃業乎承傳倍去享保二十年十一月三日爾卽位氐食國乃御宇須始爾依氐先奉給邊幾禮止毛奈連有雜行事天兩箇乃春秋乎延多利由是二氐今年乃今月乃下乃卯日爾大嘗祭乎式乃隨乃政止之天被行倍岐奈利此狀乎告申久吉日良辰乎擇定氐王從五位上定通王中臣正五位下行神祇少副大中臣朝臣長矩等乎差使氐忌部從五位下齋部宿禰親門加弱肩爾太手襁取懸氐禮代乃大幣乎持齋利令捧持氐内外乃宮爾奉出給布掛畏岐皇太神平久安久聞食氐天下皇豐爾海内靜寧爾天皇朝廷乎寶位無動愈增爾護賜比天地日月止共爾常磐堅磐爾夜守晝守爾惠幸賜止倍恐美恐美毛申賜者久申。

元文三年十一月三日

石淸水宣命之躰

天皇我詔旨止掛麻久畏岐石淸水爾御坐勢留八幡宮乃廣前爾恐美恐美毛申給者久申久朕菲薄乃德乎以氐聖哲乃祚乎受計去享保二十年十一月三日爾卽位氐食國乃御宇須始爾依氐先奉給邊幾禮止毛奈連有雜行事天兩箇

〔伊勢は縹紙云々〕延喜内記式に、凡宣命文者、皆以黄紙書之、但奉伊勢太神宮以縹紙書、賀茂社以紅紙書とあり。

〔紙屋紙〕公家の料紙たる薄墨色の紙也、又た宿紙、綸旨紙とも云ふ、もと藏人所の反古を漉返せるものなる由錦所談に見えたり、紙屋紙の名は北野の紙屋院にて漉けるより出でしものなりと云ふ。

乃春秋乎延多利由是氏今年今月乃下乃卯日爾大嘗祭乎式乃隨乃政止之天被行倍支奈利此狀乎告申久吉日良辰乎擇定氏從二位行權大納言源朝臣長忠正五位下行圖書頭丹波朝臣尙秀等乎差使氏禮代御幣乎令捧持氏奉出給布掛畏岐八幡宮平久安久聞食氏遐邇無事久上下有序氏天皇朝廷乎寶位無動久常磐堅磐爾夜護日護爾護幸給比萬邦豐饒兆民安穩爾惠助賜止倍恐美恐美毛申賜止者久申。

元文三年十一月三日

賀茂宣命之躰

天皇我詔旨止羅麻掛畏岐賀茂乃御祖乃皇太神別雷乃皇太神乃廣前爾恐美恐美毛申賜止者久申久朕神鑒乃祐乎得氏帝業乃緒乎承計去享保廿歲十一月三日爾即位氏食國乃御宇須始爾依氏先奉給邊幾禮奈止毛連有難行事天兩箇乃春秋乎延多利由是氏今年乃今月乃下乃卯日爾大嘗祭乎式乃隨乃政止之天被行倍支奈利此狀乎告申久吉日良辰乎擇定氏正三位行權中納言兼右衛門督藤原朝臣榮親左兵衛權佐從五位下藤原朝臣光香等乎差使氏禮代乃御幣乎令捧持氏奉出給布掛畏岐皇太神平久安久聞食氏天皇朝廷乎寶位無動久常磐堅磐爾夜守日守爾護幸賜比四海八紘毛萬天無事久今毛往前毛世寧久氏穩爾恤助護給止倍恐美恐美毛申賜止者久申。

元文三年十一月三日

右、今度の宣命如此し。昔の宣命は、年號官位等の外は、止む事なきに非ざれば、字音を用ふる事なし。近世、妄に、西土の熟語を取りて、字音を用ゆる者、古躰に合はず。

上卿披見畢賜内記。

在秀朝臣に賜ひて持しむる事、草案の時の如し。

〔御祖乃皇太神〕賀茂下社の祭神にして、賀茂別雷神の外祖父賀茂建角見命也。

〔別雷乃皇太神〕賀茂上社の祭神也。

〔禮代〕禮物とも書き、「キヤジリ」と訓む、「シリ」は「シルシ」の約、禮のしるしの意也。また「キヤジロ」とも訓む。

次上卿參弓場代、令職事奏之。奏聞畢返賜。

右大將在秀朝臣を率ゐて、弓場代に參り、在秀朝臣に持しめたる、宣命の淸書を藏人に附けて、之を奏覽せしむる事、並に、其前に關白に內覽せしむること等、草案の時の如し。但し其內覽せしむるには、則ち在秀朝臣を以て內覽せしむ。

此序。仰使王御馬事聞食由。

是草案を奏せし便に奏せし敕答にて、御馬を賜ふ事を可したまふ義なり。

上卿不還着仗座。自弓場代直參神祇官代。

神祇官は神祇の祭祀の事を行ふ官舍にて、昔、左京堀川の西、大炊御門の北にありしが、中古より諸の官舍絕えたるが故に、今は、東山神樂岡の八神殿の邊を以て、神祇官代に用ゆ。八神殿は、本より神祇官に在る物にて、神祇官の官舍絕えて後も、八神殿は存して殘れりしを、天正十八年四月十八日、卜部兼右卿、私に、之を神樂岡の今の所に遷せり。或は命を蒙りて、遷せりとも云ふ。其八神殿あるが故に、此所を神祇官代に用ゐ、此奉幣も、是より發遣す。今日、陣座の儀は、是までにて畢りたる故に、右大將陣座に還着せずして、弓場代より、直に神祇官代に向はる。自餘の人も、皆、朝廷を退出するなり。

（ロ）　神祇官代儀

辨・史以下。着北廳代座。有幣裹事。

辨は顯道、史は左大史盈春宿禰〔壬生主殿頭〕出仕す。以下とは、召使、又は、內藏官人等なり。北廳代座と

〔大炊御門〕宮城外廓東面なる郁芳門の別稱也。

〔八神殿〕神祇官齋院の西方に在り、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮賣神、御食津神、事代主神を祭る。

〔幄屋〕又た幄舍、幄座とも云ふ、幕を張りて作れる假屋也、儀式節會などの時臨時に設く

〔官次にて云々〕顯道の官右中辨は相當正五位上、盈春宿禰の官左大史は相當正六位上なる故也。

〔南邊〕一本北邊に作る。

は、廳は政所、昔、官舍には、皆、廳あり。今は官舍なきが故に、八神殿の西北の方に幄座を構へて、神祇官の廳代とす。又、神祇官代の南門の内にも、幄の屋を構へ、其中にも座あり。是を南門座と云ふ。是に反對して、北廳代座と云ふ。其辨の座は、幄の南邊、中央より東に在りて、北面、史の座は幄の東邊、中央より北に在りて、西面、並に、薦の上に、黄緣の帖を敷く。幣は、三社の幣物なり。上卿の參向せざる已前に、辨・史以下、此所にて、之を裹み畢る。

上卿參ル二神祇官代ニ一。

辨・外記・史。出テ立ツ二南門外ニ一。

辨・史は、右に同じ。外記は、秀昌なり。右大將の參向せられしに依りて、顯道・秀昌・盈春宿禰、共に神祇官代の南門の外に出立りて、之を迎ふるなり。

上卿向ヒ二上首ニ一揖ス。

上首は、一列の中にて、最上の人を云ふ。此三人の中にては、盈春宿禰一人、四位たりといへども、此所は、官次にて上下を立つるなれば、顯道を上首とす。右大將顯道に向ひて揖せらる。是、其迎ふるを謝してなり。此時、顯道以下三人皆大將を拜す。

次ニ上卿入リテ二南門ニ一着ス座。西方東面。

是、即ち上に云へる南門の座なり。幄中の西邊、南邊の中央に當りて、薦の上に、緣端の帖を敷きて、上卿の座とす。右大將、南門を入り、此座に東面して着せらる。

次ニ使々入リ二南門ヨリ一着座ス。東方南北對座。

使々とは、伊勢使光枝、石淸水使新源大納言、賀茂使右衞門督、此三人、南門を入る。但し、南門の座に着くは、新源大納言と、右衞門督と兩人にて、光枝は着かず、石淸水使の座は、幄中の北邊、中央より東に、葉薦の上に緣端の帖を敷き、新源大納言、此座に南面して着く。賀茂使の座は、幄中の南邊、中央より東に同じ如く、同じ帖を敷き、右衞門督、此座に北面して着く。仍て、兩人對座となる。

次上卿以召使召辨、辨參膝突。

召使は、左兵衞少尉宗岡行孝 青木 中務大丞宗岡行周 青木 兩人、今日出仕す。膝突は、上卿の座の前の右近南に之を敷く。右大將召使を以て、辨を召す。顯道參りて膝突に着く。

上卿問幣物具否、辨申具由。

幣物は、是より先に、顯道以下の裹ましむる處、故に、其具し畢るや否やを顯道に問はる。顯道、其し畢れる由を答へ申す。

次上卿以召使召外記、外記參膝突。

顯道、膝突を起ちて、後、右大將、召使を以て、外記を召す。秀昌參りて其膝突に着く。

上卿問使々參否。

三社の使、皆來り具せるやを問はるゝなり。其石淸水・賀茂の使は、上卿の目前にあれども、是は神祇官代に、幄の屋を構へたる故に、如此し。眞の官舍ならば、目前なるべからず。且、外に伊勢使もあれば、此問あるなり。

外記申參由。

〔石淸水〕山城國綴喜郡男山鳩嶺に在り、八幡大神、大帶姬命、比咩大神を祀る、貞觀元年大安寺の僧行教の奏請により、宇佐宮に准じて六宇の神殿を造り、翌年御體を奉遷す。

〔賀茂〕上下二社あり、上社は賀茂別雷神社と稱し、山城國愛宕郡上賀茂村鴨山の麓に在りて賀茂別雷神を祭り、下社は同郡下賀茂糺の森に在りて別雷神の母玉依姬及び外祖父賀茂建角見命を祭る、古來祭祀行幸凡て同日に行ひ、殆んど一社の如し。

〔南門の座〕神祇官齋院南面の門名によれる也。

〔北廳代〕北廳は神祇官齋院の正廳にて、また神嘉殿、神祇官曹司、齋院北屋とも云ひて、諸祭の時諸司事を行ふ處也、因て其名に准じたる也。

秀吉、使々、皆参り共せる由を答へ申す。

此序仰可賜使王御馬由。

是、陣座儀の時、宣命の清書を奏聞して返し賜ふ序に、上卿まで勅ありしを、此に至りて、上卿より外記に仰するなり。

次上卿以召使仰可持参宣命於内記由。内記持筥進立。

此内記は、少内記一人出仕す。其人は、永清平田式部権少輔 友俊山口兵部少丞 両人の間忘失す。右大將、宣命を持參すべき由を、内記の許に、召使を以て仰す。少内記、伊勢の宣命を筥に入れ持ちて進み立つ。但し、右大將是より座を替らるゝ故に、少内記、南門の座の前へは來らず。此所の文、仰可持參宣命之由、於内記と書くべきを、作進の顛倒なり。

次上卿着北廳代座。

北廳代座は、上に注すが如し。上卿の座は、幄中の南邊、中央より西に、薬薦の上に、縁縁の帖を敷く。右大將、此座に北面して着せらる。則ち上に見えたる辨の座の左なり。

辨以下着座。

以下とは、外記・史なり。並に、同じく北廳代の座に着く。左の文の如し。

上卿・辨西上北面 **外記・史**南上西面 **召使蹲踞便所。**

上卿右大將の座は、右に云へるが如し。辨顯道の座は、上に注すが如し。右大將は、辨の西にあり。顯道は上卿の東にありて、並に、北面、外記の座は、幄中の東邊、中央より南に、薬薦の上に、黄縁

の帖を敷き、秀昌之に着く、史盈春宿禰の座は、上に注すが如し。秀昌は、史の南にあり。盈春宿禰は、北にありて、並に西面、是官次にして、位次に拘らず。但し、傍例を考ふるに、官務は、大外記には並坐す。いまだ少外記・權少外記等と並坐するを見ず。今日、神祇官代儀に、盈春宿禰出仕せると云ふ事、若くは、傳聞の差誤か、他日勘正すべし。蹲踞は、ウヅクマルと訓ず。召使は、其座なき故に、便所の地上につくばふて、正座せざるなり。今日は、八神殿の後の西の角、秀昌が座の巡に當りて、北面に蹲踞す。

内記持宣命筥置上卿前退着座。

右の數輩、着座畢りて、少内記進み立てる所より、北廳代の幄中に入り、宣命の筥を右大將の前に置き、退きて着座す。其座は、幄中の東邊、最北に薬薦の上に黄縁の帖を敷き、此座に西面して着く。則ち盈春宿禰の右に並坐するなり。

次上卿仰辨令催發遣。辨仰史。史以召使催之。

發遣は、御幣の發遣なり。あらかじめ、八神殿の東北の方には、亦幄の屋を搆へ作り、其幄中の西邊に、八脚案三脚を並べ立て、先に裹み畢りたる三社の御幣を、其案上に載せ置き、内藏官人等其所にあり、右大將顯道に仰せて、今は御幣發遣すべきの旨を催し仰せしむ。顯道、之を盈春宿禰に仰す。盈春宿禰、召使を召して之を仰す。

御幣發遣。

伊勢の御幣、神祇官代の外に出づ。但し、いまだ、使は内にあれば、妄に進發せず。

〔八脚案〕左右に各四脚を附したる白木の机にして、略して八足とも云ふ大小あり、小なるは特に小机といへり、机案中最も古き形にして、神祭の具に用ひられ、また皇室にては元服の時酒饌を置き或は祭に預る官人の饗をも置くことあり。

〔下臈〕臈はまた臘に作る、風俗通に臘者獵也、言獵取獸以祭其先祖也とありて、もと歳末の祭を云ひしが、轉じて年末の稱となり、佛家これを取り入れて法歳を數ふる稱呼に用ひ、更に朝廷に移りて、上臈、中臈、下臈、極臈、一臈等の目を生ずるに至れる也。

〔便所〕便宜の場所の意也。

次上卿以召使召使王。使王參膝突上卿賜宣命。

使王は、伊勢使光枝なり。膝突は、上卿の座の前の右邊に之を敷く。右大將、召使を以て、光枝を召す。光枝參りて膝突に着く。右大將、伊勢の宣命を取りて、光枝に授け賜ふ。

使王取之退出。

光枝、宣命を受取りて退出し、尋いで發遣す。凡て使の人、宣命を受けて、之を披見する禮なし。今度、光枝、其座にて、披見熟讀す。是失錯なり。

次自下臈起座內記取筥退列立便所。

自下臈とは、是亦、官次にして、先づ、史盛春宿禰、次に、外記秀昌、次に、辨顯道、皆、座を起ちて、三人便所に列立す。內記は、此一列に非ず、盛春宿禰の起座以前に、座を起ち、右大將の前に進みて、空筥を取りて退出す。

上卿向上首揖。

顯道の起座せる次に、右大將起座し、三人列立の前に到りて、顯道に向ふて揖せらる。是、南門の座に進まんとて謝するなり、顯道以下、右大將を拜する事、門外の儀に同じ。

次上卿還着南門座。

伊勢の宣命は、北廳代座にて授け、石清水・賀茂の宣命は、南門の座にて授くる例なるが故に、還着くなり。

次上卿以召使仰可持參宣命於內記由。內記置宣命於上卿前。

〔膝突〕薦なもて作りたるものにて、半帖のうすべり也、また軾ともいふ、名目抄に、膝突、或軾、陣軾之外、有所司軾、とありて、延喜式掃部式に、軾一枚、長二尺五寸、廣一尺、料編薦一枚、生絲一兩、苧二兩、長功一人、中功一人少半、短功一人大半と見えたり。

宣命は、石清水・賀茂兩社の宣命なり。事は、伊勢の宣命の時に同じ。

次上卿目石清水使。使參進膝突。

石清水使新源大納言、賀茂使右衛門督、並に、右大將の目前に坐せる事、上に見えたるが如し。仍て、右大將、先づ新源大納言に目せらる。新源大納言、右大將の前に進みて、膝突に着く。

上卿授宣命。使取之還。於南門外授宣命於次官。

右大將、石清水の宣命を取りて、新源大納言に授けらる。新源大納言、之を受取りて退き、南門の外に出づ。次官尚秀、南門の外にあり。新源大納言、宣命を尚秀に授けて、之を持たしめ、尋いで發遣す。

次上卿目賀茂使。使參進膝突。

右大將、右衛門督に目せらる。右衛門督、右大將の前に進みて、膝突に着く。

上卿授宣命。其儀如石清水。

右大將、賀茂の宣命を取りて、右衛門督に授けらる。右衛門督、之を受取りて退き、南門の外に出づ。次官光香、南門の外にあり。右衛門督、宣命を光香に授けて、之を持たしめ、尋いで發遣す。

次上卿退出。

辨以下出立南門。儀如初。

顯道・秀昌・盛春宿禰、右大將の退出以前に、南門の外に出て、列立す、是上卿を送る儀なり。右大將、其前に到りて、顯道を揖せらる。是、其送るを謝してなり。顯道以下、右大將を拜する事、迎ふる時

の儀に同じ。上卿退出の後、辨以下も、亦、退出す。時に、日暮。

大嘗會儀式具釋 巻第五 終

大嘗會儀式具釋　卷第六

〔義解〕養老令の解釋書にて十卷也、天長三年額田今足令の解釋一定せざるを憂ひ、博士に命じて諸說を取捨し一書を成さむことを奏請す、朝この議を納れ、清原夏野等十二人に命じて本書を撰せしめ、天長十年に至りて成る。

〔公事根源〕朝廷年中行事の根源を略述せる書、一條兼良の撰、一卷也。

大嘗會卯日次第。無行幸儀。

大嘗會の義は、最首に注すが如し。其國郡卜定より、午日節會まで、皆、大嘗に付いての儀式なりといへども、眞に大嘗の儀と云ふは、卯・辰・巳の三日にして、其中にも、卯日を最要とす。上世は、卯日一日の儀にして、すなはち、職員令義解に、朝者。諸神之相嘗祭。夕者。供新穀於至尊。と云へる是なり。故に、國史にも、卯日の事ならでは見えず、今にも、仲冬下卯大嘗會とのみありて、御一世に一度の大嘗とても、辰巳の日の事はなし。其致齋は三日とあれども、是は丑・寅・卯の三日にして、辰日よりの已後は、すなはち、散齋の中に入る。貞觀儀式より、卯・辰・巳三日に亘れる儀式見えたり。是れ一日に畢へがたきに依つて、如此くなるか、其の卯日は、專ら神祇へ供したまふ祭にして、辰巳兩日は、天子、聞食たまひ、諸臣にも賜ひ給ふ會なり。其跡にて、午日にも、亦節會あり。是は竟宴（トヨノアカリ）なり。貞觀より後の諸次第抄、諸家記錄等、近世の三箇重事抄、公事根源ごときに至るまで、皆、之に同じ。但し貞享四年の儀に至りては、卯日に神祇を祭られ、翌辰日に豐明節會行はれたるのみにて、巳日已後には儀式なし。夫の中古の諸次第、諸記錄等に見えたるは、毎年の新嘗會には、豐明、辰日にあり。但し内裏式、貞觀儀式等には、豐明、新嘗の當日にあり。御一世に一度の大嘗會には、辰巳に、悠紀・主基節會あるが故に

豐明、午日にあり。貞享の如きは、中古の毎年の新嘗に似て、只、其辰の豐明に、中臣壽詞奏など加はれるのみ。是れ其の先例有るや知らざれども、至りての略儀なり。今度は、大嘗の儀、卯・辰・巳の三日に亘りて、午日に豐明あり。貞觀儀式以下の諸次第の如し。卯日は、是れ下卯にして、令にも見えたるが如し。若し、十一月に、卯日三つあれば、中卯を用ゐらる。今度も、十九日丁卯に行はる。

無行幸儀とは、當日、廻立殿まで御せらるゝに、中古までは、鸞輿・腰輿等にて御せらる。是れ、本殿より遠ければなり。今は渡御の間に、地上なきが故に、歩御せらる。故に、無行幸儀と云ふ。又、大嘗の式をば、前行の大臣作進する物なりと、三箇重事抄に見えたり。其本は、大嘗の度ごとに、必ずしも更に作進すべき事に非ず、中古以後の例なるべし。但し、今度は出納職事（出納右近將監）が、父、高年なるに依りて、之に仰せて作進すと云へり。頗る貞享の次第に從ふて之を作り、聞書を加減せる所あり。其加減せる所、貞享に比すれば却つて劣れり。

平明、中臣祭、大嘗宮殿及門、

平明に卯の刻を用ゐらる。中臣は神祇大副（藤波三位和忠卿）之を勤む。大中臣氏なればなり。大嘗宮殿及び門等は、當日の四五日以前までに、修理職の役人、之を造り畢る。其造り樣、先つ、紫宸殿の南庭に、東西十六間、南北十間の柴垣を造り廻らす。（昔の垣は、東西二十一丈四尺、南北十五丈なり。）垣の高さは六尺ばかり、柴は、内の方は北山柴、外の方は萩の柴、いづれも二だけなり。竹にて押縁をし、繩にて横に五所ゆふ。四方の角に、皮付の松の副柱あり。其柱を柴にて太く包み、上の方開き、すそ細に作る。前日に成りては、椎の枝を、垣一面にさし廻らす。是を椎の和惠といふ。垣の四方に、歷木（クヌギ）の皮付の鳥居を立つる。但

〔大嘗宮殿〕大嘗祭の正殿也、其の地は古來一定せず、初めは豐樂殿、太政官廳を用ひしこともあるも、多くは大極殿前にこれを作り、治承元年大極殿燒失の後數朝の間は紫宸殿、太政官廳等を用ひ、四條天皇以後後土御門天皇に至る間は大極殿前の舊址にこれを作り、東山天皇貞享以後は凡て紫宸殿の前庭に設くることゝなれり。

〔和忠卿〕德忠の子中臣常磐第三十七代の孫也。

〔椎の和惠〕和惠は弱木の義ならむと云ふ。

〔御菅蓋云々〕四二五頁本文を參照すべし。

〔屏籬〕大嘗祭式に宮垣正南開二一門一、內樹二屏籬一、東開二一門一、外樹二屏籬一、〔悠紀國作〕、正北亦開二一門一、內樹二屏籬一、西開二一門一、外樹二屏籬一、〔主基國作〕とあり。

〔あつか草〕大嘗祭式に、地敷二束草一、〔所謂阿都加〕とあり、「アツカ」は倭訓栞に、あなゝ束ねたる義なるべしと見えたり。

し、南北の鳥居は、垣の中央にあり。東西の鳥居は、中央より少し南へ寄する。鳥居の幅は、四つ共に八尺づゝ、高さは南西東の三方は、一の冠木の下ばより九尺、北の方ばかりは、二の冠木の下ばより九尺、然らざれば渡御の時、御菅蓋、つかゆる故に、跡より改めらる。〔貞観の北の門は、高さ一丈二尺、廣さ一丈二尺なり。延喜に至りて、四つ共に高さ九尺、廣さ八尺となる。〕又、西東の鳥居の外、一間ほど置きて、南北一間の袖垣を立つる。〔是を屏籬といふ。昔は、長さ二丈五尺あり。〕垣の作り樣は、四方の垣に同じ。垣の南北の端に副柱あり。是も、柴にて太く包む。四方の垣の角に同じ。又、四方の鳥居に開戸あり。是も同じく柴にて作り、割竹にて緣を四方に廻し、表裏よりも、筋違に綾杉の如くにあて、くわんぬきは松の皮付、藤にてからくり、さし込む。〔昔の扉は楉にて作る。〕いづれも外じめなり。又、柴垣の內、東西南北の中央に當りて、東西へくゞるべき鳥居を一つ立つる。是も黑木にて作る。高さ幅、共に南西東の鳥居に同じ。只、此鳥居には開戸なし。此鳥居の南の柱より南の方、北の柱より北の方へ、各一間半餘づゝ柴垣を立つる。〔昔は柴垣、長さ南北十丈の內、南の端には小門を置き、門より北に九丈、南に一丈おいて、中央には門なし。〕其垣の南北のはづれに、各一間ほどづゝの柴垣を、東西の行に立つる。〔是も屏籬といふ。昔は二丈あり。〕其東西のはづれの柱は柴にて包む。惣じて垣の作り樣、四方の柴垣に同じ。而して東の鳥居の內に一間退けて悠紀の御殿を立て、此內にて天神を祭り給ふ。立て樣は南北五間、東西三間、〔昔は長さ四丈、廣さ一丈六尺。〕先づあつか草とて青草を地に敷き、其上に竹簀子をかき、其上に近江表を敷く。〔昔、大嘗會に用ゐられしは、惣て草野席、小細席、伊勢斑席などなり。今用ゐらるゝは、惣て近江表なり。〕南北五間の內、北の方三間を內陣とし、南の方二間を外陣とす。內外陣の堺には、東西より四尺五寸づゝの張出しあり。中の一間半が間は、筵にぬきをあてたる開戸四枚、二枚づゝ蝶つがひにて兩開きなり。柱はいづれも松の皮付、立樣は南の方、北の方は一間半づゝの間にて、

〔花鬘結〕和訓栞に「けまん、花鬘と書けり、梵書に出でたり、或は生花を用ひ、或は花勝（ツクリバナ）を用ひたり、云々、花鬘結ひは同心結也」とあり、飾具の花鬘になぞらへたる結び方をいふなるべし。

兩端と中央に一本づゝばかりあり。西の方、東の方は、內陣は一間づゝの間にて、北の端と外陣の堺の柱の外に、間柱二本なり。外陣は一間半と半間との二間にて、南の端の柱より、半間北に一本あり。夫より內陣の堺の柱まで一間半なり。此外、東西の張出しのとまりに一本づゝ、惣て內外陣の柱數十六本なり。而して四方に竹えんあり。南のえんは幅一間、殘り三方は幅半間づゝなり。南のえんの西の端より半間去りて、幅一間半の階を付くる。其作り樣、皮付の松の木を二つ割にして、皮めの方を外へなしてあて、其上に平なる板を、打付け打付けして三段なり。又、西のえんの南の端より一間半去りて、幅一間半の階を付くる。作り樣は南の階に同じ。而して四方壁なし。皆、近江表をあて、皮付の松の木にて、ぬきを五本づゝ入る。但し、南面は幅三間の內、中央の柱より、西の方一間半を入口とす。開戶あり。近江表に皮付の松の木にて、四方の緣とぬきを三つとあつる。如ㇾ此き物、一間半が間に四枚あり。但し、二枚づゝ蝶つがひにて繫ぎ、兩開きにす。くわんぬきは、是も、松の皮付藤にてからくる外しめなり。此の開戶の內には、葭の簾あり。緣は白紙にて付くる。簾の內の方に白き麻の總二條下り、滅金の鉤あり。簾は內の方へ卷き上て、鉤に懸くる。簾の內には、白き布の幌を垂るる。幌の上に白き布の總二條垂るゝ。花鬘結八段あり。又、中央の柱より東一間半は、四方の如くに近江表あてたる上に、只、葭の簾を垂れ置く。又、西面は是も階の付きたる一間半が間を入口とす。開戶は、是も近江表にて、松の木をあつる事など、惣て南面の開戶に同じ。但し、此開戶は一間半が間に二枚にて、兩開なり。蝶つがひなし。其內に、葭簾卷上げ、布幌總など、南面に異なる事なし。入口より外、內陣・外陣、合せて三間半が間、並に北面の分は、近江表と、ぬきとばかりにて、簾をも

かけず。又、東面は内陣が間三間、並に南の端半間が間は北面に同じく、近江表と、ぬきとばかりなり。殘りの一間半が間は、其上に霞の簾を垂れ置く。南面の東の間に同じ。而して南面のかもゐより上、棟の下までは、三間共に、近江表にぬきをあてたるばかりなり。北面も是に同じ。但し、北は下まで此通にて、一つゞきなり。（延喜式には、東南西の三面皆簾をかけ、但、西面二間は簾を卷くと見えたり、今と同じからず）御殿の内天井は、皆、近江表なり。而して屋根の長さ、南北七間、但し、南の端はえんの端と等しく、北の端はえんより半間長し。南北共に柴垣より屋根の端までの間、一間半づゝあり。東西はこうばいに下りて、簷口とえんの端と等し。屋根は惣て萱葺、棟は皮付の松の木にて、南北の端に片そぎあり、外の方をそぐ。棟に堅魚木を渡す事三所、南北のけらばの下に搏風あり。ちぎとて、木の頭を出す事、棟より西に四つ、東に四つ。又、萱葺の下に、南北へ渡せる木あり。棟より西に八つ、東に八つ、各其八つの内、最上にあるは白木、其次は皮付、是より白木と皮付とを互に置きて、第八本の皮付の木は、かもゐの巡に當る。東西合せて十六本、共に其端、南北へ餘り出る。其木一本づゝに、皆、下に薄き小さき板ありて、之に載す。此十六本の木、並に載する板等、搏風よりは一間ばかり奥の方、屋根裏に見ゆるなり。而して又、柴垣の西の鳥居の内に一間退けて、主基の御殿を立て、此内にて地祇を祭りたまふ。立て樣、大きさ、入口の付樣まで、悠紀の御殿に少しも異なる事なし。只、片そぎのそぎ樣、外の方をそがずして、下の方をそぐ。是より外には替りたる所なし。今度營作せらるゝ所右の如し。宮殿を祭るとは、悠紀・主基兩殿を祭るなり。是は大殿祭とて、其殿に災なき爲に屋船久々遲命・屋船豐宇氣姬命に、大宮賣神を取副へて、之を祭る。門を祭るとは、鳥居を祭るなり。是は御門祭とて、荒ぶる物の入來ら

〔延喜式には云々〕同大嘗祭式に、其堂東南西三面並表葦簾、裏席障子、但西面二間卷レ簾見レ障とあり。

〔大殿祭〕大嘗祭の時の外、神今食、新嘗祭の前後又は皇居の遷移、齋宮齋院卜定の後等に行ふ。

〔屋船久々遲命〕諾册二尊の生み給へる木神也、屋船は家屋の神として祭るにつきて冠す。

〔屋船豐宇氣姬命〕穀神也、葺草、壁草繩など何れも家屋の料たるより家屋の神として祭るなり。

〔大宮賣〕宮殿の守護神也。

んを防ぎたまはん爲に、櫛磐牖命・豐磐牖命を祭る儀なり。中古までは、毎年六月・十二月に大殿・御門祭あり。今世は絶えたるやらん、常にはきかず。又、此祭、昔は大嘗の當日には非ずして、寅日以前に行はるゝ事と見えたり。

兵庫寮立神楯戟於大嘗宮南門東西。各一枚一竿

兵庫寮は、武器を掌る官なるが故に、楯戟を立つ。今度は頭賢兼川越之を勤む。昔は石上・榎井・兩氏の人の内、物部を率ゐて之を立て、兵庫寮は關からず。後世は、兩氏の人絶えたるが故に、兵庫寮、之を立つる歟。神楯は長さ三尺ばかり、廣さ一尺二寸ばかり、頭は欠けたるが如くにて、尖りたる所三つばかり出る。裏の方に執手あり。表裏共に黒漆なり。昔の楯は、たけも長く、幅も廣く、數も南北門にて四枚あり。後世は略せられて、南門にばかり二枚おく。神鉾は、柄の太さ七寸まわり、黒漆、鐔には金箔を貼け、及には銀箔を貼る。鐔の下に大和錦の幟あり。幟の末三つに割けて、三つながら共端尖る。此鉾は、大嘗宮の南門の外の東西に、一竿づゝ地に突立つる。昔は是も八竿なり。今は略せられて二竿なり。楯は、鉾の外の方に一枚づゝ、裏を外へなして、柴垣にたてかけ置くなり。

次伴・佐伯。各一人。分着南門左右外腋胡床。

伴・佐伯は氏の名、昔より如此の大儀には、伴氏と佐伯氏と、大門を開閉する事なり。中古までは、兩氏の人多かり。今は兩氏共に纔に殘りたる故に、代として他氏の人を用ゐらる。今度伴氏代には、右衞門大志和氣萓正神原、佐伯氏代には、右官掌紀氏信岩崎之を勤む。胡床はアグラと訓ず。腰を踞る物なり。其伴氏の胡床は、南門の外の左の方に在りて西面、佐伯氏の胡床は、右の方に在りて東面なり。

(櫛磐牖命云々)古語拾遺天石窟の條に、令三豐磐間戸命櫛磐間戸命二神、守二衞殿門一、(是並太玉命之子也)とあり、御門祭に此二神を祭るはこの故事による。

(兵庫寮)兵部省の被官にして、兵庫の儀仗及び兵器の出納を掌る。

(昔の楯は云々)大嘗祭式に、凡大嘗宮南北所レ建神楯四枚(各長一丈二尺、上廣三尺九寸、中廣四尺七寸、下廣四尺四寸五分、厚二寸)とあり。

(昔は是も八竿)大嘗祭式に、戟八竿(各長一丈八尺)とあり。

〔兼潔卿〕冬凞の子醍醐氏第三代也。

〔秀定卿〕治房の子清閑寺氏第十二代なり。

〔昔は方七寸云々〕儀制令に、凡版位皇太子以下各方七寸、厚五寸、題云其品位、並漆字とあり。

但し、兩人共に少し南へひつみて向ふ。正しく東西には向はず。是れ大門開閉の爲に、あらかじめ胡床に着くなり。

次式部設大忌版位於南門外庭。

式部は禮儀を掌る官なるが故に、其位を設くる事を職とす。今度は少丞重宗（門玄蕃大允）之を勤む。大忌とは、齋戒する諸司の中、際密に齋戒するを小齋と云ひ、詞を借りて小忌ともかく。大概に齋戒するを大齋と云ひ、訓を借りて大忌ともかく。然るを衣服の名と心得て、小忌と大忌とは、身幅を以て差別するなどと云へる説あるは誤なり。貞觀儀式・延喜式等を考へて、其誤を知るべし。昔、大嘗・新嘗等の時は、卜を以て小忌の人を定めらる。卜に合はざる人は皆大忌なり。今は小忌の人を卜せらるゝ事は聞えねど、猶ほ、小忌の人誰々と定めらる。其餘は皆大忌なり。今度の小忌公卿は下に見ゆ。其小忌ならぬ公卿は、皆、大忌公卿なれども、今日出仕せるは、醍醐大納言兼潔卿・清閑寺中納言秀定卿兩人なり。版位とは、版はふだなり。位は居る所なり。是は何にても、儀式行はるゝに付、出仕の人の中、庭上に居る儀ある時、其人の心に任せて居れば、其所宜しからざるが故に、其以前に、其の居るべき所のしるしにふだを置く、其ふだを版位とも云ひ、版とばかりも云ふ。但し、昔は卿之に同じからず。猶ほ、辰日の所に注す。又、版位の大きさも、昔は方七寸、厚さ五寸と儀制令に見えたれども、今は甚大なりとこそ見ゆれ。此に置くる版位は、下に見えたる大忌公卿の、初の座より進みて、拍手する所のしるしに、南の鳥居の外に置くなり。

大臣取打拂筥參上。

是より以下の六條は、並に大嘗宮内をしつらふ態なり。打拂筥とは打拂布とて、神座を拂ふ料の布を入れたる柳筥なり。其布の長さ、昔は一丈三尺と掃部寮式に見えたり。今の様は知らず。大臣は是を大嘗宮まで持參せらるゝばかりなり。是は最上の人の取ることゝ見えて、昔の儀には、或は親王之を取ると見えたり。今は凡そ朝廷の公事に、親王の出仕せらるゝを見ず。且つ親王は大臣の下に列つなれば今の世にては親王の取るべきに非ず。

次參議、辨、昇二坂枕一。

坂枕と云ふは、大嘗宮神座の八重疊の下にしく枕なり。其制、今の様は知らず。昔の様も、時世に依りて一様ならざる歟。貞觀儀式には、白羅草木鳥獸繡絲御坂枕とあり。按ずるに絲は綵の誤なるべし。又、御枕一枚料美濃絁一丈八尺とあるも、坂枕の事なり。又、延喜掃部寮式には、坂枕一枚、長二尺五寸、廣三尺、料編薦一枚、生絲一兩と見えたり。日本紀武烈紀、影媛が歌に、擧慕摩矩羅と詠めるを、私記に古以レ薦爲レ枕とあり。是を以て思ふに、薦を用うる者古風ならん歟。是亦、參議と辨とは、大嘗宮まで持參するばかりなり。

次侍従・内舎人・大舎人等、昇二神座・御座等一參入。

侍従は行忠朝臣 石井 内舎人は飛騨守則貞 西村左衛門大志 大舎人は少允高橋榮庸 荒木右兵衛少尉 之を勤む。但し、昔に大舎人と云ふは、大舎人の官人とは同じからず。少允などは、大舎人を檢校する官なり。今は大舎人の官人ばかりなる故、大舎人の勤むる事を、官人勤むるなり。神座は一丈二尺の疊、九尺の疊、六尺の疊、八重疊等なり。御座は天子の御座の短疊なり。是亦、並に大嘗宮まで持參するばかりなり。

〔柳筥〕柳の材を幅五分位に三角形に削り、簀子の如く編みて造れる筥也。材の數は吉事には奇數、凶事には偶數を用ふと云ふ。

〔八重疊〕兵範紀仁安三年大嘗祭の條に、八重疊一枚（長八尺、弘四尺、筵一枚、薦七枚、重差也、毎レ薦有レ端、七重筵、故稱二八重一也）とあり。

〔武烈紀云々〕同紀前紀に出づ、影媛は物部麁鹿火大連の女、歌は眞鳥大臣の子鮪の誅せられしを悲しみ詠みしもの也。

〔掃部〕宮內省被官の寮にして、薦席、牀簀、蒲蘭簀、簾苫の事を掌る、弘仁十一年大藏省の掃部司と、宮內省の內掃司とを合せしもの也。

〔縫殿〕中務省被官の寮にして、女王及び內外命婦、宮人の名帳考課並に裁縫の事を掌る。

次掃部入殿內供之。

掃部、當日出仕せるは、頭師守（押小路大外記）助藤原利音（清水）少允藤原俊方（平岡右兵衛少尉）三人なり。是は、上に見えたる大臣以下の持參せる物を裝束するなり。先づ神座は、內陣の中央に一丈二尺の疊を敷き、其上に六尺の疊を、竪に二疊づゝ二重重ねて四疊敷く。此四疊の內、南の方の二疊には白布の裏あり。其上に九尺の疊を敷く。此疊は是より下の疊と、南の端をそろへて敷く故、北の方は三尺あくなり。其あきたる所、六尺の疊の上に、錦の御沓一双を北向に置く。此九尺の疊、昔は七疊重ね敷き、其內一疊を、少し東の方に引出して、其引出したる所に打拂筥を置くとあり。貞享には、只四疊重ね、其內上の二疊に白裏を付け、下の二疊を少し東へ引出して、其引出したる所の南の端より、聊北なる所に打拂の布を置かれ、筥は其東に疊を離れて置かる。今度も貞享の如くなるや、此堺は知らず。此九尺の疊の上、南の端に坂枕を敷き、其上に九尺の八重疊を敷きて、是を神座とす。惣じ疊は白緣なり。又、御座は神座の東、八重疊の中央の巡より北の方に寄せて、巽向に短疊を敷くなり。神座・御座の設け樣、悠紀御殿に一通り如此く、又、主基御殿にも一通り如此くにて、少しも替らず、二通り設くるなり。刻限は、中古以來酉刻なり。故に貞享の次第には、首に酉刻の二字を加ふ。

次中臣・忌部各一人、率縫殿・大藏等官人、奉置衾單於悠紀殿。主基（同之）率內藏官人。

奉置御服二襲絹御幞頭於廻立殿。

中臣、當日出仕せるは、神祇大副と、神祇少副長矩（伊勢大宮司）兩人なり。忌部は中臣と同じく、神祇官の伴部にて、幣帛を班ち、其外の神事にも關かり勤むる者なり。必齋部氏なるが故に、中古に至りては

〔年預〕其年の內預りて事務を執り行ふ者を云ふ、大藏省、內藏寮、大膳職、院司、公卿の政所公文所及び諸寺、莊園等にこれを置きたり。

〔生の御祭服〕生は生絹即ち未だ練らざる絹糸にて織れるを云ふ。

〔三河國の神服〕儀式に、九月上旬、神祇官差₂神服社神主一人₁、爲₂神服使₁云々、遣₂參河國₁、喚₂集神戶₁、卜₂定織₂神服₁長二人、織女六人、工手二人₁とあり。

は其職の沙汰に及ばず。只、齋部氏の人なれば、忌部の役に充用ゆ。今の世は用ゆべき齋部氏なきが故に、他氏の人を以て代とす。當日、忌部代として出仕せるは、宣條伏原右兵衞權佐 神祇大祐紀春淸行事官和泉守兩人なり。縫殿は衣服を掌る官なる故に、衾單の事に關かる。大允橘春術深非之を勤む。大藏は諸國の調を掌る官なる故に、絹布の事に關かる。少丞藤原利方淸之を勤む。御衾・御單は並に生なり、御衾は八重疊の上にのべ敷き、御單は御衾の上、南の端の所に帖みて置くなり。內藏官人は、年預職甫出納右近將監之を勤む。御服は白き生の御祭服と、白御下襲とを一襲として、悠紀御殿へ御せらるゝ時の料一襲、主基御殿へ御せらるゝ時の料一襲、合せて二襲なり。絹御幞頭とは、幞頭はカムリなり。常の御冠は羅にて包み、菱形を織付けて、有文の分なり。絹御幞頭は絹にて包み、菱形の織付なし。神事なるが故に、無文を用ゐたまふなり。此御服は、廻立殿內、西間の南邊に、東西の中央に當りて、一襲つゝ雙べ置き、御冠は柳筥に居て、御服の西に雙べ置くなり。

次神祇官一人、率₂神服宿禰₁入、奠₂繒服案於悠紀殿神座上₁主基同之。忌部二人入、奠₂麁服案於同座上₁主基同之。

繒服・麁服、共に此所は神服なるが故に、神祇官忌部、之に關かる。神服宿禰は姓氏の名、古來神服を織ることを業とせる家なり。今は此姓の人なきが故に、他氏の人を以し代とす。今度の神服宿禰代は左官掌紀氏業大允小野主計之を勤む。繒服はニキタへと訓ず。ニギは和なる義、タへは絹布の惣名、にぎたへは則ち絹の古名なり。麁服はアラタへと訓ず。アラは地合の密ならざる義、あらたへは則ち布の古名なり。但し、昔の大嘗供神のにぎたへは、三河國の神服の織りたるを用ゐ、あらたへは、必ず阿

（高橋氏）孝元天皇の裔六雁命景行天皇の時、膳臣の姓を賜はり、天武天皇十二年に至り、膳臣を改めて高橋朝臣となす、安曇氏は其族也。

（安曇氏絶え）延暦十年新嘗の際、安曇繼成敕に背きて翌年佐渡に配流、これより安曇氏斷絶す。

（月華門）紫宸殿の前庭西方に在りて東方日華門と相對す、一に右近衞陣と云ふ。

波國の忌部の織たるを用ゆ。此の繒服・麁服、各竹のかたま「俗にいふこげこう」に入れ、四角に龍眼木の葉を刺して、八脚の案に載す。是を繒服案・麁服案と云ふ。神座上には神座のほとりなり。うへには非ず。此二つの案は、神座の北邊左右に置く、繒服案は西にあり。麁服案は東にあり。此所の儀、貞享には、卜部と神服宿禰、繒服案を置き、忌部と卜部、麁服案を置けり。但し、是れ卜部の爲べき態に非ず。今度は議ありて改められたるにや。

次神祇官率內膳々部於悠紀膳屋料理神饌

內膳は、御膳を掌る官なる故に、神饌をも料理す。昔は內膳の官に、高橋氏と安曇氏と兩氏より之に任ず。其後、安曇氏絶え、高橋氏ばかり存して、兩氏具せざるが故に、高橋氏・伴氏の內の人を以て、安曇氏代とす。今度高橋氏內膳は、春膳等清濱島之を勤む。安曇氏內膳代は、左生火官人伴嘉亨石塚左近之を勤む。膳部は、內膳司の伴部にて、今俗にいふ料理人なり。悠紀膳屋とは、膳屋は膳を調修する所なり。古、供膳をば必ず槲葉に盛る。故に膳屋を、かしはやと云ひ、又は、かしはどのと云ひ、膳夫を、かしはでと云ふ。其膳屋、昔は悠紀・主基、共に柴垣の內にあり。今は月華門の南の廊を近江表にて圍廻らして悠紀膳屋とす。其內の東南の角に、長さ南北二間、東西一尺五寸の棚を作る。此棚、昔は椿にて作る。今は割竹を釘にて打付くる。棚の高さ、地上より一尺餘、其棚のある邊には、外の方筵圍の上に椎の葉をあて、割竹にて押縁を二通りあつる。又、西南の角に、西の方より入るべき開戸あり。竹の折戸の兩面より、近江表をあてたるを、繩にて結び付けおくなり。神饌は神膳と云ふに同じく、供神の物なり。御飯、米御粥、粟御粥、和布羹、鮑羹、鮮物四種、干物四種あり。是を膳屋にて料理して、右に

云へる竹棚の上に盛立ておくなり。

主殿寮。以忌火設燈燎於兩院。各二燈二燎。

主殿寮は、燈燭を掌る官なるが故に、燈燎を設く。今度出仕せるは、權助重威小野常陸介。少允職秀小野民部少丞。兩人なり。忌火は齋火にて、新に火を鑽りて、大嘗宮にともすが故に、忌火といふ。別段の火あるには非ず。燈燎とは、燈はともしび、燎はたきびなれども、此所にては、黑木の燈樓を指して燈と云ひ、白木の燈臺を指して燎と云ふ、と見えたり。兩院は、悠紀殿と主基殿なり。兩院各其東北の角と、西北の角とに、黑木の燈樓を置き、又、內陣の西邊・釆女代の座の北と、外陣の東邊、宮主代の座の北とに、白木の燈臺を置く。一院に二燈二燎つゝ、兩院にて四燈四燎、合せてともしびの數八つなり。昔の燈は、布を以て燈炷とす。今は然らざる歟。

伴・佐伯率門部。設庭燎於南門外。

伴・佐伯は、上に見えたる胡床に着きたる兩人なり。門部は、衞門府の下に屬して、御門を守る者なり。此庭火は、大嘗宮の南鳥居の外正面に、一所之を設く。伴と佐伯と、各設くるには非ず。又、昔は門部八人にて此火をたく。今は二人にてたくなり。

主殿寮。供大忌御湯。

湯沐の事も、亦、主殿寮の掌る所なり。大忌御湯とは、大忌の義は、上に注すが如し。御齋戒重きが故に、御湯を度々めさる。其の先づ、一度めさるゝ湯を、大忌御湯と名づけ、後に兩度めさるゝを、小忌御湯と名づくるのみ。

〔燈臺〕三七四頁菊燈臺の條を參照すべし。

〔昔の燈は云々〕大嘗祭式に燈心布八尺（夜別二尺）とあるこれ也。

〔衞門府〕宮城の外門を守り、時を以て所部を巡檢して不法の徒を戒め、並に隼人、門籍、門榜のことを掌る役所にして、左右あり。

〔昔は門部八人〕大嘗祭式に、主殿寮以忌火設燈燎於悠紀主基二院、院別二燈二燎、伴宿禰一人、佐伯宿禰一人、各率門部八人（着青摺衫）於南門外通夜設庭燎、とあり

〔大嘗宮の北云々〕大嘗祭式には、凡大嘗院以北造二廻立宮正殿一宇一（長四丈、廣一丈六尺、）棟當二東西一、其西三間、以レ席部レ之、東南開レ戸）、構以二黑木一、以レ苫葺レ之、席爲二承塵一とあり。

戌刻。御二廻立殿一。帛御衣。不レ聲レ蹕。入御之後。殊禁二高聲一。

御するとは、渡御せらるゝなり。廻立殿は、大嘗宮に渡御あらんとて、先づ此所に渡御して御湯をめされ、御裝束を改めさせたまふ所なり。此殿の建ち所、昔の内裏は、今と同じく論ずべきに非ざれば之を略す。三條東事抄には、大嘗宮の北、三許丈を去つて、之を建つるとあり。貞享、並に今度等は、紫宸殿の東庭、内侍所の西の方、南北へ寄りて之を建つ。其建て樣、南北三間、東西五間（昔は長さ四丈、廣さ一丈六尺。）但し、西の方三間を一間とし、是には、其中二間四方に疊を敷き、東の方二間を一間とし、是は竹簀子なり。其二間の堺、南北三間の内、中の一間は開戸二枚にて、南と北との一間つゝの張出しは、近江表にぬきを入るゝ事、大嘗宮の如し。柱の立て樣は、皆一間つゝの間にて、四面合せて十六本、二間の堺に二本、惣て柱數十八本なり。四方にえんなし。南面、西より第四の柱と第五の柱との間一間に、箱段を付けて、渡御の時、おりさせたまふ道とす。北面、西より第二の柱と、第三の柱との間一間は、御茶湯所との堺となる。同じく第三の柱と、第四の柱との間一間に、箱段を付けて、御茶湯所へ下る道とす。西面、南第二の柱の南より、第三の柱の南北まで一丈が間に、紫宸殿よりの橋廊下を取付くる。而して西方壁なし。近江表をあて、皮付の松の木にぬきを入るゝ。但し、南面、西より第二の柱と、第三の柱との間一間は、二枚の開戸なり。又、第四の柱と、第五の柱との間一間も、二枚の開戸にて、くわんぬきは内じめなり。又東面はたゞ三間の内中の一間が開と、北面、西より第三の柱と、第四の柱との間一間と、西面、三間の内、中の一間が開と、三所共に二枚の開戸にて、くわんぬきは外じめなり。殿内天井は、皆近江表なり。屋根は、苫ふき、桁行、東西五間、梁行南北三間なり。而し

〔昭訓門〕八省院東面の外門にして、含章、承光二堂の東方に在り。

〔宣政門〕八省院東面の外門にして、大極殿の東方に在り、一に東廊門と云ふ。

〔東樓〕八省院の外廊（大極殿の東南）に在る蒼龍樓の別稱也、西方白虎樓（西樓）と相對す。

〔龍尾道〕大極殿の南十七丈の所な東西に横亘せる廊也

〔含章承光〕八省院十三堂の中東方に相連れる二堂也。

〔盛仲〕廣仲の子也

〔冬輔〕康行の子也

〔高倉永房卿〕永福の子也。

〔坊城俊將卿〕俊清の子也。

て其渡御せらるゝに、昔は本殿より鸞輿に御し、建禮門より出でゝ、昭訓門、又は宣政門より入りたまふ。東樓の壇上、又は東樓の小門の前庭、又は龍尾道の東階の上、又は含章・承光兩堂の間等にて、腰輿に改め駕したまひ、廻立殿の北、並に西の幔外を經て、西方、又は南門より入らせたまひて、御せらるゝ由見えたり。今は本殿より廻立殿までの間纔にして、且、地上もなければ、行幸の儀に及ばず、御歩せらる。あらかじめ紫宸殿の東のゐんの東南の角の聊北より、廻立殿の西面、中央より聊南へ寄りたる所までに、すぢかひに、橋廊下をかくる。長さ七間半、はゞ一丈あり。南北兩方、近江表にて圍ひ、竹と杉の皮付にて、細縁を打ち、屋根は苫葺、たるきこまひは、皆竹なり。紫宸殿より、此廊下を經て渡御あり。夜中なる故に、脂燭の殿上人あり。今夜は、盛仲朝臣（五辻右衛門佐）冬輔朝臣（堀川中務權大輔）親賢（船橋右兵衛佐）總直（富小路右京大夫）師言（山科內藏頭）光香（北小路左兵衛權佐）卜部兼矩（藤井新藏人）之を勤む。並に燭を執りて前行す。又、內侍兩人、劍璽を持ちて從ひ奉る。扶持將とて、かいぞへに、近衛の次將一人づゝ、內侍に付く。今度は通積朝臣（東久世右中將）寶劍を扶持し、賞雅朝臣（植松右中將）神璽を扶持す。帛御衣は、白練の御袍にて、天子御神事に着御の御衣なり。渡御已前、本殿にて着御あり。御衣紋には、前藤中納言（高倉永房卿）御前衣紋には、新大納言（坊城俊將卿）參仕す。警蹕の事は、忌火御飯の所に注せるが如し。入御とは、此にては、廻立殿へ入らせたまふを云ふ。入御以前よりして、高聲高音は禁ずれども、入御已後は、殊に戒むるなり。其此夜警蹕せず、入御の後、殊に高聲を禁ずる事、並に寬平の式より見えたり。

關白候ス便所ニ。

當時の關白は、一條殿（兼香公）此の間、關白の坐、定式なし。何くにても、便なる所に候せらる。

小忌公卿、着巽角庭上座。西面北上。

小忌公卿の義は、上の大忌版位の所に注す。今度の小忌公卿は、權大納言大炊御門經秀卿・東園中納言基植卿・宗長朝臣松木左宰相中將三人なり。庭上は廻立殿の庭上なり。廻立殿の東の方の板圍の內、殿より西にあたりて板圍の下に、初より葉薦を敷き、其上に疊を敷きて、三人の座を設け置き、而して三人、北の方を上座として西面に着座す。昔は小忌の親王・納言・參議、各一人、廻立殿への行幸に供奉して、卽ち、此座に着く。今は廊のみを渡御ある故、供奉せずして、別に庭上に出來りて、此座に着く。

大臣一人、着小忌就坤角座。東面。

此大臣、すなはち左に見えたる大嘗宮へ渡御の前行を勤めらる。是を前行の大臣といふ。今度は右大臣一條道香卿之を勤めらる。着小忌とは、青摺を着るなり。其青摺の事は、詳に附錄に注すが故に、此に略す。此大臣の座は、廻立殿の西南、紫宸殿の東階の南に當りて、小忌公卿と遙に隔てゝ對座に、葉薦の上に、疊を敷置き、右大臣、是に東面に着座せらる。

大忌公卿着座。南鳥居外北面東上。

大忌公卿の事は、上の大忌版位の所に注す。昔は大忌幄とて、門の外に幄を立て、大忌の人は、其幄中の座に着きしを、貞享、並に今度などは、幄をば略せられて、只、葉薦の上に疊を敷かる。但し貞享には、南の鳥居の外の聊東に、兩人南北對座す。今度は、鳥居の外の正中の巡に當りて、兩人共に北面にて、醍醐大納言は東、清閑寺中納言は西の方に着く。

次主殿寮、供小忌御湯。

〔大炊御門經秀卿〕經音の子、大炊御門氏第廿一代也、寛延二年內大臣となり、寶曆二年薨す。

〔基植卿〕基雅の子東園氏第五代也。

〔一條道香卿〕兼香の子也、元文三年內大臣、右大臣歷任、延享二年左大臣、同三年關白となり、明和六年薨す。

〔主殿寮〕宮內省の被官にして、殿庭の酒掃、御湯沐、供御の御輿、輦、帷、帳及び燈燭、松柴、炭燎等の事を掌る。

〔天羽衣〕天皇神事の時着し給ふ湯帷子也、江次第に、主上着₂天羽衣₁（御湯帷也、縫殿寮所ㇾ獻）下₂御槽₁、云々、即脱₂羽衣₁於₂槽中₁、更着₂內藏寮ㇾ獻之御湯帷₁、とあり。

〔山蔭中納言〕中宮亮高房の子、仁和四年薨す、蓬萊抄に、於₂中院₁奉₂仕御湯殿₁、是山蔭、西宮、勸修寺之種族所₂勤仕₁也とあり、江次第に、或抄曰、供₂奉浴₁之藏人、用₂山蔭中納言子孫₁、若無₂其人₁、則外戚之人得ㇾ之、頭並五位藏人、皆用₂彼中納言苗裔₁、云々とあり。

〔纐纈緣〕白地に色糸にて花類を織り付けたる疊の緣也

小忌御湯の義は、上の大忌御湯の所に注す。あらかじめ主殿の官人、日華門の廊の內に御湯を涌かす釜を置く。其釜の座は、三尺ばかり、四方の廊の柱に、近江表をあてゝ、圍廻らし、三尺づゝの腰板をあて、此所にて御湯を涌かし、廻立殿の東の戶より、之を供す。

有₂御湯殿事₁。

先づ廻立殿內の、東の間の小床の上にて、天羽衣を着御せられて、御湯を供す。藏人頭一人、五位藏人一人、六位藏人一人、之に奉仕す。並に山蔭中納言の子孫あれば、之を用ゆと云へり。今世は、山蔭卿の苗裔なし。

次著₂御祭服₁。

祭服は、すなはち上に見えたる白生の御祭服にて、中臣・忌部の內藏官人を率ゐて、廻立殿に置きたる二襲の御服の內なり。御湯供し畢りて、西間の中央の纐纈緣の厚帖の上にて、着御あり。是まで着御せられし、常の御冠・帛御衣・御下襲をば着したまはずして、御祭服一襲と、絹御幞頭を着御し、御幘を御巾子に廻さしめたまふ。但し、御表袴以下は、中古已來改めたまはず。御湯已前のを、元の如く用ゐたまふ。御衣紋には 前藤中納言（高倉永房卿） 御前衣紋には、葉室前大納言（賴胤卿） 參仕す。

次供₂御手水₁。

主水司之を供す。御手水の跡にて、御粥を供す。定まれる式なり。其陪膳は、藏人頭一人、今度は、重熈朝臣（庭田頭中將） 役送は、五位藏人二人、今度は顯道（勸修寺右中辨） 賴要（葉室權中辨） 之を勤む。此御手水を供する事、昔は、大嘗會には、神殿へ渡御の後、內陣へ入らせたまふ前にあり。每年の新嘗會には此儀なし。

（亥一刻に云々）大嘗祭式に、訖薦悠紀御膳（亥一尅進、四尅退）と見えたり。

（采女司）宮内省の被官にして、采女を檢校する役所也大同三年縫殿寮に併せしが、弘仁三年また舊に復す。

采女申時。

采女は正宗直高橋之を勤む。申時とは、其詞、亥一つと申す。例木を執りて、廻立殿の南の戸の邊に就きて之を申す。是も亦、昔は大嘗會には、神殿へ渡御の後、御手水を供する前にあり。每年の新嘗會には渡御以前にありといへども、御手水より前にあり。案ずるに、大嘗には、時を申せるに依りて、內陣へ入らせたまはんとて、先づ、御手水を御し、新嘗には、時を申せるに依りて、渡御あらんとて、先づ、御手水を御する事、其義通ず。貞享・幷に今度は、御手水の儀、時を申すより前にある事、いまだ、其義を知らず。又、大嘗の神膳は、亥一刻に供し、新嘗の渡御は、亥の一刻に催す。故に亥の時の至れるを申す事、其義通ず。貞享、幷に今度の儀の如きは、今此所にて亥一つと申すといへども、是より神殿へ渡御せられ、小忌の人着座し、伴・佐伯開門し、大忌の人拍手し畢りて後に神膳を供す。然るを、猶次第には、亥一刻供御膳と定む。何ぞ矛盾せるや。又、昔の書に、采女と云へるは、皆、官女の采女なり。男官の采女司を、采女とのみ記す事は、いかにも紛れざる所ならでは、司の字を略する事なし。大嘗・新嘗に、時を申す采女も、采女とばかりあれば、采女司には非ず。すなはち、神膳に奉仕する官女の采女の中と見えたり。其官女なるが故に、新嘗には、內侍に付いて、時を申す事見えたり。然るに、貞享幷に今度、男官の采女司、時を申す事、いまだ甘心せず。

出御其道。大藏省鋪二幅布單。宮內輔以葉薦隨御步敷布單上。掃部寮隨御後卷之。

其道とは廻立殿より大嘗宮まで、渡御の道なり。布單は、單の布なり。先だちて、大藏官人、之を敷

（治孝朝臣）永盛の子、生島氏（平姓）第二十代也。

（昔は宮内輔云々）大嘗祭式に、其道者大藏省預鋪二二幅布單一、掃部寮敷二葉薦一、且隨二御步一敷二布單上一、前敷後卷（宮内輔以上二人敷レ之、掃部允以上二人卷レ之）、人不二敢蹈一、還亦如レ之とあり、膝行は膝頭もて步するにて貴人の前に進む時の禮法也。

く。其敷き樣、廻立殿の東の間の、南の方へ下る踏段の下より南へ敷き、板圍の北八尺ばかりの所より、西の方へ折れて敷き、大嘗宮の北の鳥居の前より南へ折れて敷き、鳥居をくゞり、行當りの袖垣と、鳥居との中央より、西へ折れて敷き、袖垣の西の端と、主基殿のゐんの端との中央より、南へ折れて敷き、正中の鳥居の前より、東へ折れて敷き、鳥居と、悠紀殿の西のゐんの端との中央より、南へ折れて敷き、南の柴垣と悠紀殿の西のゐんの端との中央より、東へ折れて敷き、南階の中央に當りて、北へ折れて階下まで敷くなり。昔は柴垣の内の地面には、八幅の布單、八條を敷くとあり。今は然らず。宮内は掃部の管領の官なる故に、葉薦を敷く。今度は宮内大輔治孝朝臣生島之を勤む。是は大藏の敷き置ける布單の上に、又、葉薦を敷きて、其上を渡御なし奉るなり。但し、出御に先だちて敷くに非ずして、御步次第に、御前へ先ぐりに膝行して敷き行くなり。昔は宮内輔兩人左右に膝行して、萱の薦を敷くとあり。今は然らず。掃部の官人は御跡に隨ひ、之を卷く。但し、一度に卷かずして、御步次第に、御跡より先ぐりに卷き行くなり。天子より外の人は、此薦を踏まず。但し、闈司は御裾に候せらるゝ故、聊は之を踏まる。

先大臣率二中臣・忌部一前行。大臣在二中央一。中臣在レ左。忌部在レ右。

是より闈門まで、渡御の行列の躰なり。此大臣は、すなはち廻立殿の坤の角の座に在し右大臣なり。中臣は神祇大副、忌部代は宣條なり。右大臣脱劍把笏にて、前行せらる。在二中央一とはあれども、葉薦を踏まさらんが爲に、正中を避け、聊傍へ寄つて前行せらる。是中古以來の例なり。

次御巫猿女。

御巫の事は御禊の所に注す。今夜は讃岐守利盛朝臣（齋藤）の女、之を勤む。猿女は氏の名、昔天照太神、天石窟に籠りたまひし時、猿女君の遠祖天鈿女命、石窟の前にて俳優し、神かゝりして、天照太神を出し奉り、又、天孫天降りたまひし時、先だちせし功に依りて、神事の前行などには、猿女を用ゆるなり。中古以來、絶たるが故に、今度は右大史盛行（山口中務少丞）の女を猿女に定む。此御巫猿女も、大臣に率ゐられて、前行するなり。

次ニ主殿官人二人。執ル燭ヲ。

是も上に云へる主殿寮の兩人なり。重威は左に立ち、燭を左の方へなして持ち、職秀は右に立ち、燭を右の方へなして持つなり。

次ニ近衞ノ將。取リ劍璽ヲ候ス左右ニ。

近衞は御側を警固する官、劍璽は寶劍神璽にて、必ず天子の御身に隨へて、離したまはず。故に、近衞次將、之を取りて、御左右に候す。今夜は實文朝臣（橋本左中將）劍筥を取りて、御左にあり。宣季朝臣（小倉右中將）璽筥を取りて、御右にあり。但し、昔は此時も、多くは内侍劍璽を取り、次將は、間〻之を取れり。又、寬平式には、劍璽を取るに非ずして、左右小忌次將各一人、前行すると見えたり。但し、中古以來此事なし。

御步。

治孝朝臣の敷きゆく葉薦の上を步行したまふ。故に御徒跣にて御履なし。供奉の人も、布單の上をゆく故、皆徒跣なり。

〔天鈿女命云々〕日本紀神代卷に、又猿女君遠祖天鈿女命則手持茅纏之矟、立於天石窟戸之前、巧作俳優とあり、又た五部神の一として天孫降臨に配侍せること同卷一書に見ゆ。

〔實文朝臣〕實松の子、橋本氏第十二代也、子孫相つぎ明治に至り伯爵を授けらる。

〔宣孝朝臣〕季永の子、小倉氏第十六代也、明治に至り子爵を授けらる。

〔次將〕近衞の中少將を云ふ。

車持朝臣。取菅蓋。奉差覆。子部宿禰。笠取直。各一人。取蓋綱。

車持朝臣・子部宿禰・笠取直は、皆姓氏の名、上世此等の諸氏の人ありし時に、此役に充たるを古例として、今は其姓の人なき故に、他氏の人を代として勤めしむ。其中にも、近例必ず六位藏人を以て代とす。是は至りて、親近の勤なるが故に藏人を用ゐ、手に業あるが故に、高位を用ゐずして、六位を用ゆると見えたり。今度も車持朝臣代は、大江俊包（北小路極﨟）子部宿禰代は源澄仲（慈光寺差次藏人）笠取直代は、丹波頼亮（小森丹藏人）之を勤む。菅蓋は、菅にて作れるさしかけ笠なり。別に、長き柄あり。柄の末、曲りて、聊か下る。其曲りたる所に、鳳凰の如くに尾の長からぬ鳥を作り居ゑ、其鳥の啄を貫きて、紐を下げ、其紐の末を、蓋の頂にある環に通したる物にて、其柄を持ちて、蓋を天子の御上にさし覆ひ奉るなり。仍て、車持朝臣は、天子の御後にあり。之を執蓋の役といふ。又、蓋の綱は、蓋の裏の正中に、圓に、小さく出たる所ありて、是を綱にて貫き、其綱の端を左右へ分て、是を執る。是は御蓋を、必ず御頭上の巡に置かんが爲なり。仍て、子部宿禰は、御左にあり。笠取直は御右にあり。之を執綱の役といふ。抑ゝ御蓋に菅を用ゆるは、古き事なり。萬葉集にも、王之御笠爾縫有在間菅と云ふ歌見えたり。

次關白。

御裾に候せらる。是まで渡御の行列なり。

近衛將。捧劍璽。候。嘗殿西面簀子。中臣・忌部・御巫・猿女等。跪。鳥居内。主殿。執燭。候階下。

〔車持朝臣〕豊城入彦命の後也。

〔子部宿禰〕火明命五世の孫建刀米命の後也。

〔大江俊包〕俊眞の子、北小路氏第三代也、明治に至り子爵を授けらる。

〔萬葉集にも云々〕同巻第十一に出づ在間菅は攝津有馬の菅也。

（貞享の時）第百十三代東山天皇御宇の年號也、大嘗會は後世兵亂相續ぎ、朝廷の典禮大に衰ふるに及びて、此大典も亦舊制の如く行はれず、後土御門天皇の文正以後は永く中絶せしが、東山天皇の貞享四年に至りて再興せられし也。

是は、天子大嘗宮に到りたまひたる時の事なり。故に、貞享の次第には、首に到ニ大嘗宮一の四字あり。嘗殿西面簀子は、西の方のえんなり。近衛將は、悠紀殿の時も、主基殿の時も、各其西の方の入口の、左右のえんの上に候す。其寶劍を捧げたる實文朝臣は北の方、神璽を捧げたる宣季朝臣は南の方にあり。是は天子宮内に御せらるゝ時、之に候す。神祇大副と宣條と、利盛朝臣の女と、盛行の女とは、南の鳥居の内に跪き、重威と職秀とは、南階の下に燭を執て候す。是は並に、天子嘗殿の南庭に到りたまひし時、各如レ此くす。

御ニ悠紀嘗殿一。

外陣の乾の角に、御屛風を開ひて、先つ、其中に御せらる。

經ニ大嘗宮北門一、併悠紀殿西一、入レ自ニ南面戸一御。大藏・宮内・掃部・車持・子部・笠取等。出ニ鳥居外一。關白候ニ便所一。

此道はすなはち、布單の上なれば、上の布單を敷く所に注せるが如し。南面戸とは、南向の入口、關白候ニ便所一とは、定まりたる座の式なきが故にかくはいへど、貞享の時の攝政も、今度の關白も、大嘗宮の外陣の西壁の下に、疊一帖を敷きて、是に東面して着座せらる。其大藏以下の鳥居の外に出づるは、天子宮内に御せられたる後の事にて、中臣以下の跪き、主殿の候するよりは聊後るゝ故に、次第にも如此く書き分かてり。但し、近衛將の簀子に候すると、關白の便所に候するとは、並に天子の入たまふに引續きての事なれば、此二事は、南門の戸より入らしめたまふと云ふ次に、大藏以下の鳥居の外に出づと云ふ上に書き列ぬべき事か。

〔會昌門〕大内裡八省院二十五門の一にして、南内門ともいふ、延喜式に、大門、西宮記に南門に作る、南面の門にて應天門と相對す、左右に興禮、章德の二門あり。

〔異位重行〕四六一頁を見るべし。

小忌群臣各着座。大臣南鳥居内東邊西面。納言以下同鳥居外西面北上。

此座ども、昔は皆幄中にあり、今は幄をば略せらる。あらかじめ葉薦の上に疊を敷きて、各の座を設け置く。大臣は、すなはち前行せられし右大臣にて、南の鳥居の内の東邊、渡御の道の布單より、聊南に西面して着座せらる。納言以下は、すなはち、今度の小忌公卿三人にて、權大納言は南の鳥居の外の東邊に、西面して着座し、其南に東園中納言、其南に宗長朝臣並び坐す。但し、此三人の座は、右大臣の座の巡よりは、やゝ東にあたる。此に群官と云へるは、唯此四人のみなり。猶左に云ふが如し。

近代。辨・少納言・外記・史等。不レ着レ之。

昔小忌の幄の座に着くは、公卿に限らず、辨・少納言以下侍從等、皆同幄に候す。故に小忌群官着座と記す。然れども、近代小忌公卿ばかり着座して、辨・少納言以下は着かず。

次開門。

伴・佐伯。開二大嘗宮南門一。

上に見えたる、胡床に居る伴・佐伯の兩人、大嘗宮の南の鳥居を開くなり。昔は此時、衛門府會昌門を開く、今は其門なし。

次大忌公卿。就二庭中版位一。南鳥居外異位重行。拍手訖復レ座。

大忌公卿は上に出たる兩人なり。庭中とあれども、南の鳥居の外なれば、大嘗宮の庭中には非ず。上に云へる如く、昔は大忌公卿幄中の座にありて、夫より幄外に進み出て、版位に着く。故に幄中に對

して、庭中と云へり。今は幄なければ、初より紫宸殿の庭中にあり、更に庭中版位と云ふべからず。に古き次第引かれて、庭中の二字を省かざるのみ。版位は、上に見えたる式部の設けたる版位なり。大忌公卿、初め着座せし所より、聊北に進みて、版位の下に着くなり。異位重行は列立の躰の名、其躰、貞觀儀式・西宮記以下に見えて、大概定式あれども、儀式に依りて、其行はるゝ所異なるが故に、聊づゝの違あり。近代據り用ゐらるゝは、皆、後成恩寺關白の注されし如く、大臣の後に大納言、其後に三位の中納言、其後に四位の參議列す。其二位の中納言は、大納言の末に聊退きて列し、三位の參議は、中納言の末に聊退きて列す。但し、是は稠人列立する時の事なり。此所の大忌公卿は、唯兩人なれば、清閑寺中納言二位の中納言なる故に、醍醐大納言の西の方に、聊退きて着くばかりなり。拍子は字の如く、手をうつにて、是れ拜なり。然るを、今世、卜家に、拍子を誤まりて、柏手に作り、隨ふて、カシハデと訓ずるは、大なる誤なり。皇華にて拍手を拜に用ゆるは、雄略天皇の御宇に、葛木一言主神の手を打ちたまふより見えたり。又、周禮の九拜の中にも、振動とて、兩手を擊ちて拜するあり。而して、常に神祇を拜するに用ゆる拍子は、二づつ之をうつ。此所にての拍手は、四づつ八遍、合せて一人の拍手の數三十二なり。是れ神語に所謂る、八開手にして、此時此數に拍子する事、貞觀儀式より見えて、今も猶ほ然り。兩人版位の下に就きて、跪いて笏を挿み畢りて、小拜して本の座に復る。抑此間の次第、古今大に同じからず。貞觀の儀の如きは、小忌群官着座の時、大忌の人も共に來れり。但し、大忌は門外に留まる。又、江次第に見えたるは、小忌着座の次に開門し、次に大忌の人幄に就き、其跡にて、吉野國栖古風を奏し、悠紀國の歌人國風を奏し、主基早歌を奏し、隼人歌舞す

〔西宮記〕禁中の恒例臨時作法等を記せる書、西宮左大臣源高明の撰也。

〔雄略天皇云々〕古事記同天皇の段に天皇於レ是惶畏而白云々、大御刀及弓矢始而、脱ニ百官人等所レ服之衣服一、以拜獻、爾其一言主大神手打受ニ其捧物一とあり。

〔周禮云々〕同春官篇に出づ、九拜は稽首、頓首、空首、振動、吉拜、凶拜、奇拜、褒拜、肅拜なり。

〔吉野國栖〕四八五頁本文を參照すべし。

〔國風〕其國の風俗歌也。

〔早歌〕神樂歌の一種、雜歌に屬す。

〔隼人〕上代大隅薩摩地方に蕃殖せる部族也、始源につ

き定說なし、日本紀に火闌降命の裔とせるは一の傳說に過ぎず、早くより其一部は王化に服し、宮闕の護衛、歌舞の演奏等に奉仕す。

〔本柏〕冬の落葉すべきが、春までも枯葉にて殘れる柏葉を云ふ由、古今抄に見えたり。

る等の數事ありて後に、大忌の五位以上拍手し、次に六位以下拍手す。今は開門の次に、直に大忌の拍手ありて、其間の數事は一向なし。

亥一刻。供御膳。

先づ天子、內陣に入御、御座に着きたまふ。其御座は神座の東邊、神座の中央より北に當りて、巽向に半帖を敷きて、之に御膳は、すなはち上に見えたる、神祇官の悠紀膳屋にて料理せる神饌なり。是より前、東の鳥居の內、柴垣の下に、神饌物、及び供物の雜物を運び並べ置く。其外柴垣の內の東南の角に、八脚案一脚を南北の行に立て、其案の上最南に、海老鰭槽とて、御手水の器を置く。本地なる物なり。其次に小さき黑葛筥を置き、其中に鐵の御楊枝と、藁穗の御楊枝とを入る。其次に亦、黑葛筥を置き、其中に御手巾を入る、六尺の布を用ゆ。其次に、多志良加とて、置水を入るゝ瓶あり。又、案の北に、同じく八脚の案一脚を立て、其案の上最南に、神食薦とて、荒薦を置く。此薦は卷きて所々に紙しでを付く。是は宮內にて、神饌を供する所にしく薦なり。其次に、御食薦を置く。此薦も同じく卷く。但し、紙のしでは付けず。其次に小さき黑葛筥を置き、其中に竹の御箸を入る。是より御菓子まで、八の葛筥には、皆其廻に紙しでを付くる。其次に、亦、黑葛筥を置き、其中に平手と本柏を入る。平手は柏葉を竹の針にて、常の盃の形に、圓く平く作りたる物なり。本柏も亦、柏の葉なり。是は宮主期に臨みて、稻穗を以て、此柏葉をしたゝむる樣あり。又、其案の北に、同じく八脚の案を立て、其案の上最南に黑葛筥を置き、其中にくぼてに盛りたる御飯、二坏を入る。くぼてとは柏葉を竹の針にて、破子の形の如くに作りたる物なり。其次に亦、小さき黑葛筥を置き、其中にくぼ

（貞觀儀式）淸和天皇御宇に撰せられる朝廷年中の儀式等を記せる書にて、舊題單に「儀式」とあつて、三儀式中（弘仁、貞觀、延喜）其何れの世の儀式なるか審かならざりしが、荷田在滿、其貞觀儀式なるを比較考證して「貞觀」の二字を標題に加へたり

てに盛りたる鮮物四種、各一坏を入る。其次に亦、小さき黑葛筥を置き、其中にくぼてに盛たる干物四種、各一坏を入る。又、其案の北に、同じく八脚の案を立て、此案の北の端は、則ち東鳥居の南傍なり。其案の上、南の方に、小さき黑葛筥を置き、其中にくぼてに盛りたる御果子四種、各一坏を入る。果子とは字の如くくだ物なり、今俗にいふ果子には非ず。北の方に、高坏に盛れる米御粥・粟御粥各二盃を、東西の行に並べ置く。其粟御粥二坏は、各米御粥の北にあり。又、其案の前西に、四脚の小案を立て、其案の上南の方に高坏に盛りたる和布羹一坏を置き、北の方に高坏に盛りたる、鮑羹一坏を置く。又、東鳥居より北に、同じく八脚の案一脚を立て、其案の上南の方に、土瓶子に入れたる白御酒・黑御酒各二瓶を、東西の行に並べ置く。其黑御酒二瓶は、各白御酒の北にあり。中央に高坏に載せたる、御盃二基を、東西の行に並べ置く。北の方に、又、土瓶子に入れたる、白御酒・黑御酒各四瓶を、東西の行に並べ置く。其黑御酒四瓶は、各白御酒の北にあり。其御膳具の韓櫃二口は、東鳥居の外、鳥居より北の柴垣の下に置く。其韓櫃の廻には、しめを引くこと例の如し。如此く並べ置きたる案上の物を、一々悠紀の殿内へ供し、宮内に於て、天子自ら御供進の儀あり。如此き事をば、近世いつとなく秘する事の樣に成來りて、語る人なければ、今の世の供進の樣は知らず。抑、貞觀儀式に見えたる次第の如きは、大嘗會に付きて、國郡を卜せらるゝより、卯日、神膳を殿内に供するまで、其儀式最廣大にして、且つ造作の殿舍、奉仕の百官等の多々なる事、今世と同日の談に非ざれば、其事跡の不同、枚擧すべからず。江次第に見えたる次第は、惣て今と大に同じくして、小しき異なり。されば、此供進の事も、江次第の次第を見て、今世を略知すべし。其次第は、先づ伴造一人、火炬と

〔水取連〕饒速日命六世の孫伊香我色乎命の裔也。

〔縫殿大屬〕縫殿寮にて、允に次ぐ職員、定員一人、相當從八位下也。

〔典水〕後宮水司の次官也。

〔酒部〕造酒司の伴部にして、令制の定員六十八人也。

〔造酒司〕宮内省の被官にして、酒、醴、酢等の釀造を掌る。

炬撲盆とを執りて前行し、（今度作造は、主殿權助重威之を勤む。）采女・朝臣二人、左右に相分れ、（今は采女朝臣見えず。）宮主卜部一人、木綿鬘を着け、竹杖を取りて中央に立ち、（今度宮日の宮主は、代として、神祇權大副之を勤む。）水取連一人、海老鰭槽を執りて、之に次ぐ。（今は水取連見えず。）水部一人、多之良加を取りて之に次ぐ。（今度水部代は、縫殿大屬藤原良豐之を勤む。）典水一人、巾の筥を執り、（今は典水みえず。）一人刀子の筥を執りて之に次ぎ、（今は刀子の筥も見えず。若くは、右に見えたる、鐵にて作れる楊枝の筥なとる歟。）采女八人、供神、幷に供御の雜物を執りて之に次ぎ、（今は役送の采女六人出仕す。）内膳司高橋朝臣一人、蚫の汁漬を執りて之に次ぎ、（今度高橋氏内膳は、奉膳等淸之を勤む。汁漬とは蚫の羹なり。）安曇宿禰一人、海藻の汁漬を執りて之に次ぎ、（今度、安曇氏内膳代は、左生火官人伴嘉亨之を勤む。海藻の汁漬とは、和布の羹なり。）膳部六人、供神幷に供御の雜物を執りて、之に次ぎ、（今は膳部二人出仕す。）酒部四人、黑白の酒の案を舁きて之に次ぐ、（今は酒部見えず。造酒司は佑大江盛林出仕す。）次に十姫十男、次第を以て參入し、中戸の南に列居す。（今は采女六人、采女代内侍一人、合せて七人の外は見えず。其十男も見えず。中戸とは、内陣と外陣の境を云ふなり。）次に八姫の中二人相分れて、共に海老鰭槽を舁きて、御前の短帖に置き、一姫留り候し、一姫歸りて楊枝の筥を取りて留姫に授く。姫、之を取りて槽の南邊に置く。次に巾の筥を取りて之を授くる事、先の如し。其蓋を開いて置き、次に水部が持てる所の多之良加を取り、姫に授け、退いて戸外に候す。御手水し了る。三沃を限りと爲す。戸外に候する姫、御盥ひ畢りたまふを伺ひて參入し、多之良加を取り、退いて水部に返授く。留姫、巾を取りて天子に獻り、天子御手を拭ひたまひ畢る。姫又、參りて、次第に巾等の筥を取劘ふて退出。又進みて、留姫と共に、槽を舁きて退出、水取連に返授け、先に捧ぐる所の匣等を取りて、戸外に迫りて候す。水取連・水部等退下。八姫、幷に高橋氏等、神の食薦を捧げて、更に北に行き、南に向ひて列なり候す。猶、戸外に候す。最姫、神の食薦を、短帖の右の上に捧ぐ。（今神の食薦を置ところは、神座の東邊、神座の中央より南にあたり）

て、巽向に裏付の白緣の短帖を敷きたる上に置く。次姬、御食薦を最姬に傳ふ。最姬、取りて同じ疊の上に敷く。姬等御食を以て、手づから御食薦の上に傳置く。先つ八葉手を御食薦の上の外の方に置く。次に御飯、御前に遁りて、之を供す。次に鮮物干物合せて八種の御肴を、御飯の左に置く。次に果子を御肴の右に置く。御飯已下は、幷に葉椀に盛りて、小高坏に置く。又、御羹等を高坏に居ゑて、同じ薦の上に立つ。薦足らざれば、短帖の上に立て、果子の東邊に置く。高橋氏等列座、十姬、手に受けて、之を傳供す。又、御羹二種、後取南の戸に列し、傳取りて最姬に授く。最姬並に羹坏の上に置く。姬等更に北向に列なり候し、最姬獨り御前に留まる。最姬先つ葉椀の蓋を開いて、御食薦の左右に置く。其開ける蓋は、羹の坏の北に置く。又羹の坏の蓋を開いて、同じく之を重ぬ。次に御箸を以て、御飯、並に御肴果子等の上に置く。姬先つ葉手を取りて、天子に奉る。天子、御箸を取りて、葉椀にある御飯を、葉手に盛りたまひて、姬に給ふ。其箸を加へて盛りたまふ所、惣て十度。他の物も之に同じ。姬、之を給はりて、御食薦の上に置く。姬、又葉手を以て、天子に奉る。天子、其葉椀にある八種の肴を、葉手一枚に合盛りたまひて、姬に授け給ふ。汁物を加盛りて之を供す。次に果子、惣て十二の葉手列ね置くこと如レ此し。膳を置く躰五出の如し。東より起る。最姬後取の釆女に目して、淸酒を供せしむ。次姬、南の戸より瓶子を傳へ來りて候す。最姬本柏を取り、酒を盛りて、天子に奉る。天子之を受けて、神食の上に注ぎたまひ、すなはち其柏を神食の上に置きたまふ。如レ此したまふこと四度、建ごとに瓶を易へて之を供す。此間、釆女祝して曰く、先挾み給ふべきの物を後に挾み給ひ、及び諸の咎ありとも、神直日・大直日に受けたまへ。今も同じかるべし。

〔瓶子〕酒を盛る細長き瓶也、今日の德利に類す。

〔神直日、大直日〕伊弉諾尊禊祓の御時生れ給へる神にて凡ての禍事を直し給ふ神靈ありと申す、されど爰は直に是等の神名を申すには非ず、御門祭祝詞に、告過在乎波、神直備大直備爾見直聞直坐云々、又た遷却祟神祝詞に、神直日大直日爾直志給比氏云々とあるが如く、上文の諸の告にかけて、諸の咎ありとも、見直し聞直し給ひて、受け給へとの意にて云へる也。

〔宮主〕神祇官の神事を掌る職員にて卜部の内より撰補す、天皇の御卜を奉仕するを大宮主又は内宮主と稱す其外中宮、東宮にも同じく宮主あり

〔宜陽殿〕累代の御物を納むる殿にして、もと紫宸殿の東、綾綺殿の南に在りしが、當時は紫宸殿の西南、清涼殿の南に遷れり

四刻撤レ之。

宮主・釆女等從二其儀一。

今の宮主は、神祇權少副兼成吉田淡路守なれども、當日は卜家上首の人を以て、宮主代とする事、近世の例なり。今度、宮主代は、神祇權大副吉田三位兼雄卿之を勤む。釆女は右に云へるが如し。其供する時、撤する時、共に宮主・釆女等、其儀に從ふなり。江次第等に見えたるが如きは、薦享の事畢りて、すなはち天子にも、御飯・御酒を供する儀あり。今は然らざるか詳ならず。供御了りて、姫等取傳へて、最後の供物より始めて御膳を撤する事、初供する時の儀の如く、訖りて、最姫すなはち、神の食薦を卷裹みて退き、次に二姫參入して、御手水を供する事、初の儀の如く、天子洗ひ了りたまひて、十男十姫、相引きて退出すと見えたり。今も同じく、釆女等傳へて御膳を撤し、釆女代の內侍、神の食薦を卷き、初の儀の如く、內侍と釆女二人にて、御手水の具を供し、內侍御手水を供するなるべし。但し、十男見えず、十姫足らざる事、右に云へるが如し。又亥四刻に撤すると云ふ事は、貞觀儀式などには見えたり。江次第の如きは、薦享了りて、すなはち撤す。其撤する、刻限なし。今の刻限、却りて舊式と同じ。

次還二御廻立殿一。其儀如レ初。

御道、初の道を用ゐたまふ。御路次の間、宮內掃部の葉薦を敷卷く事、幷に前行の大臣より、御後の關白まで、惣て出御の時に同じ。今度は此還御九ツ時半に過ぐ。

子一刻。神祇官率二內膳・膳部等一遷二主基膳屋一料二理神饌一。

悠紀の所に注すが如し。其主基殿屋は、月華門と、今の宜陽殿との間の廊を、近江表にて圍廻して膳

〔今一襲ある云々〕四一四頁に、「奉置御服二襲、絹御幞頭於廻立殿」とあるを參照すべし。

〔小忌御湯〕四一七頁に出づ。尚ほ大嘗祭式に、「主殿寮供奉御湯三度〔一度大嘗湯於嘗宮供之、二度小齋湯並於廻立殿供之〕」と見えたり。

屋とす。其開戸の跡、并に付き所、悠紀膳屋に同じ。只此膳屋には竹棚なし。

次主殿寮供御湯。

是も亦、小忌御湯と云ふ。其供する事は、悠紀の所に注すが如し。

御湯殿以下、一如悠紀儀。

御湯殿の儀、祭服をめしたまふ事、惣て悠紀の所に注すが如し。但し、其祭服は、廻立殿に今一襲あるを改めめしたまひ、御幞頭は、悠紀の時のを用ゐたまふ。次に御手水を供す。悠紀の時の如し。御粥の陪膳は、悠紀の時に同じ。役送は、顯遠と清胤（烏丸左少辨）之を勤む。次に釆女時を申す事、悠紀の時の如し。是も亦、女の釆女を用ゐずして、且つ御手水より後に時を申す儀、いまだ甘心せざる事、悠紀の所に注すが如し。

遷御主基營殿。

此御道も亦、大藏の官人、二幅の布單を敷く。但し、廻立殿より、大嘗宮の北の鳥居の内までは、悠紀の時の道に同じ。北の鳥居を入りて、行當りの神垣と鳥居との中央より、東へ折りて敷き、神垣の東の端と、悠紀殿のえんの端との中央より、南へ折りて敷き、正中の鳥居の前より、西へ折りて敷き、鳥居と主基の東のえんの端との中央より、南へ折りて敷き、南の柴垣と、主基殿の南のえんの端との中央より、西へ折りて敷き、南階の中央に當りて、北へ折りて、階下まで敷きて、北上を渡御あり。宮内・掃部の葉薦を敷卷くこと、並に、前行の大臣より、御後の關白までの行列、及び大藏・宮内以下、鳥居の外に出で、關白外陣の西壁の下に着座せらるゝまで、惣て悠紀の時に同じ。此遷御、江次第に

〔醍醐大納言〕醍醐氏は五攝家一條家の分家にして、藤原昭良の二子冬基を祖とし、清華に列す、愛は冬基の孫、冬熙の子なる兼潔也。

〔清閑寺中納言〕清閑寺氏は甘露寺氏より分れ、參議資房を祖とし、名家に列す、愛は資房第十一代の孫にて治房の子なる秀定なり。

も、丑刻とあり、今も丑の正刻なり。

小忌群官各着座。（大臣。南鳥居内西邊東面。納言已下、同鳥居外東面北上。）

悠紀の所に注すが如し。唯悠紀の時は、東邊に西面せしを、此にては、西邊に東面するのみ。すなはち、其納言已下三人の座は、右大臣の座の巡よりは、やゝ西に當る。

大忌公卿無移着之儀。

是は小忌の人に對して云ふなり。昔は此間、小忌の人、悠紀の幄の座を起ちて、主基の幄の座に移着く。今は幄なけれども、小忌の公卿は、主基の座に改着く。但し、大忌の公卿は座を改着くの儀なし。昔も大忌の座は悠紀・主基別なき故に、移着の儀なければなり。

次大忌公卿就庭中版位拍手。

悠紀の所に注すが如し。但し、此にては醍醐大納言、西の方にあり。清閑寺中納言、其東に聊退きて着く。昔は此後にて、悠紀の時の如く、國栖以下の奏あり。今は其儀なし。悠紀の時に同じ。

寅一刻供御膳四刻撤之。

並に悠紀の所に注すが如し。但し、神饌物及び供御の雜物を運び並べ置くところ、悠紀の時は、東に置きしを、此にては、皆西に置く。仍て柴垣の内の西南の角の案に、海老鰭槽等ありて、其北の案に、神の食薦等、其北の案に、御飯の筥等、其北の案に、御果子の筥等あり。其御果子の筥のある案の前東に羹の小案あり。西鳥居より、北の案に、白黒の御酒等あり。其御膳具の韓櫃は、西鳥居の外鳥居より、北の柴垣の下にあり。自餘は悠紀の時に少しも異なる事なし。

〔あさめ云々〕この詞江家次第にも見ゆ、「あさめもとり」は同書に阿佐米主水とあり、阿佐米は朝女の義なるべしと倭訓栞增補語林に見えたり

還御廻立殿。

御道、幷に路次の間の儀、遷御の時に同じ。此還御七ツ時半。

次采女。進南戶。行還申事。

此采女も、時を申す采女に同じ。還申の詞は、あさめもとりよひあかつきのみけ、たひらかにつかんまつりと申すなり。廻立殿の南の戶の下に進みて、之を申す。

勅曰云々。

云々は、シカ〴〵と訓す。如此と云ふ心にて、事を略せる語なり。今此所の勅は、よしと宣ふ御一言なり。然るを次第に云々の字を用ゆるは、事々しきに似たり。貞享の次第に、勅答好と記すもの可なり。

采女稱唯退出。

稱唯の事は、國郡卜定の所に注す。

次着御帛御衣。還御本殿。伴・佐伯。開南門。

廻立殿にて、御祭服・御下襲、及び絹御襆頭を撤し、帛御衣常の御冠に復したまひて、紫宸殿を指して還御せらる。其儀、前の戌刻の渡御の時に同じ。此還御、江次第に卯刻とあり。今も卯の正刻なり。

大嘗會儀式具釋 卷第六 終

大嘗會儀式具釋 卷第七

辰日悠紀節會次第

悠紀の義は、國郡卜定の所に注す。節會とは、節は節日、會は會集、假令元日、正月七日、同十六日以下、其當る日を以て、群臣朝廷に會集するを節會と云ふ。すなはち衣服令に節日と云へるに同じ。其會集等の日は、群臣に饌を賜ふ儀あり。之に依りて、中古以來は、群臣に饌を賜ふ事を節會と云ふ事に成來りて、任大臣節會など云ふ名目出來れるは、字義に違へり。今、此悠紀主基等の節會は、其辰日巳日と云ふを以て、會集する故に、之を節會と稱するも、亦、字義に違はず。然れども、其義に據りて、節會と名づけたるには非ずして、大嘗の薦享、昨日畢りたれば、今明兩日皇帝、新穀を聞し召し、群臣にも、新穀を以て、饌を賜ふが故に、節會とは名づけたると見えたり。昔の書には、唯、辰日悠紀儀・主基儀、巳日悠紀儀・主基儀とのみ云へり。其悠紀儀には、悠紀國の貢する物を以て行はる。今も其分なり。今度十一月廿日戊辰、天晴る。

主水司供解齋御手水・御粥。

主水司は、水を掌り、饘粥を掌る官なるが故に、之を供す。今度は、佑原井友益橘本之を供す。解齋とは、神事の御齋戒を解きたまふなり。辰日以下も、散齋の中なれども、致齋は卯日までなれば、今朝

〔正月七日〕白馬節會也。

〔同十六日〕踏歌節會也。

〔饘粥〕和名鈔に、饘、和名加太賀由、厚粥也、云々、粥、和名之留加由、薄糜也とあり、今云ふ飯と粥也。

解齋を供す。但し、貞觀の儀の如きは、午日に至りて、解齋の式あり。中古以後と同じからず。又、江次第に見えたるは、今朝、先づ淸暑堂に御せられ、小忌の王卿供奉し、少納言・左右の將監、大刀・契鈴等を進つりて、次に、御手水・御粥を供す。今は、今朝淸暑堂代に御せらるゝ儀なし。御手水・御粥を伺方にて供するや、知らず。其御粥は、堅粥・和布羹を副供す。陪膳は藏人頭、今度は重煕朝臣（庭田頭中將）之を勤む。手長は五位藏人、今度は、顯道（勸修寺右中辨）之を勤む。役送は六位藏人、今度は大江俊包（北小路極﨟）之を勤む。其外出納職甫（出納右近將監）小舍人紀正至（山科式部大丞）其事に奉仕す。

中臣鎭祭壞二大嘗宮一。

中臣は、神祇大副（藤波三位和忠卿）之を勤む。卯日に同じ。其時刻は貞觀儀式に、卯二刻とあり。今度辰の正刻なり。鎭祭畢りて、修理職の役人、大嘗宮を壞つ。昔は悠紀・主基兩國の人夫、之を壞つ。

兩國司裝束宴會儀。

兩國司とは、悠紀・主基の國司なり。今度、悠紀、近江の國司は、權守宰相中將（六條有起卿）介榮房（池尻右衞門權佐）權大掾右官掌紀氏信（岩崎）三人、主基、丹波の國司は、權守兼胤朝臣（廣橋左大辨宰相）介實連朝臣（正親町右中將）權掾右官掌紀氏房（座田右衞門大尉）三人なり。宴會とは、今日より群臣に饌をたまふが故に、宴會と云ふ。但し正しく宴會と云ふべきは、午日にして、辰巳兩日は、猶は、大嘗の儀なれば、古くは、之を宴會といはず。裝束は裝飾と云ふに同じく、よそほひかざるを云ふ。左の文、すなはち、其裝束の樣なり。但し、今明日の儀、昔は豐樂院にて行はる。是、天皇宴會の所なればなり。今は豐樂院なきに依りて、紫宸殿にて行はるゝ故、殿内殿庭の裝束以下、君臣の座、共に、大に昔と同じからず。

〔淸暑堂〕大内裡豐樂院九堂の一、豐樂殿の北、不老門の南に在り、豐樂殿後房とも、不老門内南堂とも云ふ、南北二間、東西九間、南面中央を以て豐樂殿と相通ず、毎年此所にて神樂の儀あり、又た大嘗會、五節等を行ひしことあり。

〔重煕朝臣〕重孝の子、庭田氏第十八代也、

〔出納〕藏人所の小吏也

〔實連朝臣〕公通の子、正親町氏第十五代也、

〔豐樂院〕節會、賜宴、饗宴、禮射等を行ふ所にして八省院の西に在り、南北百三十六丈餘東西五十六丈、其の

正殿を豐樂殿と稱し、其外構內に九堂、二樓、十七門あり。

〔押小路實岑卿〕公音の子、押小路氏第二代也。

〔植房卿〕尙房の子萬里小路氏第十八代也。

〔雅香卿〕雅豐の子飛鳥井氏第廿代也

〔六條有起卿〕有藤の子、六條氏第十七代也。

〔定俊朝臣〕定基の子、野宮氏第五代なり。

〔式部省〕朝廷の禮儀、內外文官の考課、選叙、賜祿の校定、學政の總覽、貢人の策試、文官の判補を掌る役所なり。

其儀當リ御帳ノ坤ニ設ケ群卿ノ座ヲ立ツ臺盤ヲ。小忌ノ座在リ其上頭ニ

帳とは、とばりと訓ず。帳を以て、園ひて其中に御座を供す。其帳、昔は、悠紀帳・主基帳とて、帳を二つ設け、今明日共に、先つ悠紀帳に御し、後に主基帳に御せらる。今は、帳は一つにして、其廻りに悠紀の御屏風を立廻らせば、悠紀帳とよび、主基の御屏風を立廻らせば、主基帳とよぶのみ。其悠紀・主基の御屏風の事は、詳に附錄に注す。群卿は、諸卿と云ふに同じ。今日の悠紀節會に出仕せるは、關白（一條兼香公）・權大納言（大炊御門經秀卿）・三條大納言（利季卿）・右大將（九條植基卿）・權中納言（押小路實岑卿）・右衛門督（中山中納言榮親卿）・萬里小路中納言（植房卿）・東園中納言（基植卿）・左衛門督（飛鳥井宰相雅香卿）・宰相中將（六條有起卿）・定俊朝臣（野宮左宰相中將）・宗長朝臣木（左宰相中將）等なり。其座は、殿內にて膳に着く座なり。故に、臺盤を立つ。臺盤の事は、忌火御飯の所に注す。小忌座在其上頭とは、群卿の中にて、小忌公卿は、下臈にても、其座を上座に設くる例なり。今度は、權大納言・東園中納言・宗長朝臣、此三人、小忌たるに依りて、先つ、上頭に、此三人の席を設け、其次に、自餘の公卿の座を設くるなり。

中務省右使ノ南一許丈ニ置ク尋常版ヲ。

中務省、當日出仕せるは、少輔時芳朝臣（高津越後守）なり。右使の事は、詳に圖帶卜定使座の所に注す。版の事は、卯日の條に注す。尋常とは、常に之を撤せざる故に、尋常版と云ふよし、江次第元日宴會の條に見えたれども、即ち江次第にも、尋常版を置くと云へる文。所々にあり。然れば、常に撤せざると云ふには非ずして、此版の外、當日ばかりに置く版ある故、夫に對して、尋常版と云ふか。今日の如きも、外に壽詞版などある故に、版とばかり云ひては、それに紛れん事を恐れて、尋常版と云ふと

見えたり。

式部省、尋常版南去一許丈置壽詞版其西立標小忌在前

式部省、當日出仕せるは、少丞經重宗岡玄蕃大允なり。壽詞はヨゴトと訓ず。神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞。義解に謂ふ、以神代之古事爲萬壽之寶詞也とある是にて、神呂伎・神呂美の詔命を以て、此豐葦原瑞穗國を、天孫火瓊々杵尊に任したまひ、天降したまひし事等、神代の古事を述べて、皇統の無窮・寶算の長久等を祝せる詞なり。其中臣壽詞の文、傳はれる者少なし。唯、台記別記卷第一に、康治元年の壽詞あり。見つべし。壽詞版は下に見えたる中臣の、跪いて、壽詞を奏する所の版なり。標は杭なり。是は、朝廷にして、何にても、儀式行はれ、群臣、庭上に列立する時、廣濶なる所なれば、其人々の心に任せて、列立すれば、其所、其次第等、宜しからざるが故に、其以前に、此に某官の立つべき所、此に某位の立つべき所と云ふしるしに、杭を立つる事にて、意は大抵、版と同じ。但し、令には、版位ありて、標見えず。儀制令の文を案ずるに、其比は、一兩人ばかり坐する所のしるしにも、群臣の列立するしるしにも、共に版位を置きたるか。貞觀儀式以下に、見ゆる如きは、座すべき所のしるしには、版を置き、立つべき所のしるしには、標を立つると見え、今も亦、然り。但し、概しては云ふ可からず。此に云へる標は、すなはち、下に見えたる群卿着標下、群卿參列する等の時のために立つる標なり。小忌在前とは、上に云へる殿上の座次と同じく、參列の時も小忌公卿は上にあり。仍て、異位重行の標なれば、小忌の標は、一行に、前に立つるなり。

群卿着仗座。

〔神祇令に云々〕如斯壽詞の奏はともに踐祚の時の儀なりしが、後ち大嘗の際奏するに至れるも、大嘗祭式に、辰日云々、立定神祇官中臣堅賢木副笏入自南門就版位跪奏天神之壽詞とあり。

〔神呂伎神呂美〕皇祖神を申す。

〔台記別記〕康治元年より久壽二年に至る藤原頼長の日錄台記の別記として儀式に關することを記錄せる書、八卷也。

〔康治元年の壽詞〕同年十一月近衞天皇大嘗祭の時の壽詞也、尙ほ當時の悠紀は近江主基は丹波、壽詞は神祇大副中臣淸親奏す

〔江次第抄〕大江匡房の江家次第を抄録せる書、六卷也。

〔承明門〕内裡内郭南面の正門にして外郭建禮門と相對し、相去ること十丈也、又た閤門と稱し、拾芥抄には謂二之南面内門一、とあり。

群卿、此時着したるは、關白・三條大納言・右大將・權中納言・右衛門督・萬里小路中納言・左衛門督・定俊朝臣八人なり。仗座は國郡卜定の所に注す。群卿の中關白は端座に着せらる、端座の事も、國郡卜定の所に注す。凡の節會に、大方は其始まる前に、群卿仗座に着くの儀あれども、昔の大嘗の辰巳午日には、仗座の儀なし。是れ、紫宸殿にて行はるゝに非ざればなり。今は、三ヶ日共に、紫宸殿にて行はるれば、仗座の儀ある事宜なり。

内辨令二官人敷一レ膝突。召二外記一問二諸司具否一。

内辨は、節會の日の役の名、後成恩寺關白江次第抄に、第一大臣於二承明門内一辨二備諸事一。故曰二内辨一とあり、但し、昔、紫宸殿に非ずして行はるゝ節會にも、皆、内辨と云ふなれば、必ずしも、承明門と限る可からず。唯門内と見るべし。今度今日の悠紀節會の内辨は、關白勤めらる。官人は、陣官人なり。今度出仕せるは、左近將監源元陳島富・右近將曹紀長昌鈴木伊賀守兩人なり。但し、長昌は代として出仕す。外記、今日出仕せるは、大外記師守押小路・權少外記中原千俊山口内藏助兩人なり。此時、内辨の召に依りて、膝突に着きしは師守なり。問二諸司具否一は、今夜の儀に奉仕する諸司、悉く具はれるや否やを問はるゝなり。此時、外記候ふ由を答へ申す。次第に書かざるは、文の略なり。又、江次第の内辨細記の中に、大嘗會の内辨、攝政大臣奉仕せらるゝ時は、宿所に於て、之を問はるゝ事の由見えたり。今夜、陣座にて問はるゝは、一條家の一流か。

次群卿起レ座。

内辨以下、皆、陣の座を起つ。陣の座の儀、訖る。

〔闕腋〕襖即ち兩方の腋を縫ひ連れず後の身を長く仕立てたる袍を云ふ、衞府の官人儀仗の時の料也。

〔黃櫨染御袍〕天皇儀式の時着御の御袍にて櫨と蘇芳にて染め、紋は桐、竹、鳳凰、麒麟、夏は生にて裏なく冬は練、裏は平絹、色は表に同じ、もと天皇は帛の御袍なりしが、弘仁十一年詔して、朔日受朝賀日聽政及び蕃國使表を受くる時、奉幣大小諸會に黃櫨染を用ひ給ふに至れり。

〔御挿鞋〕淺沓の裏を纈繝にて貼れるもの、天皇の御料にして臣下はこれを用ひず。

近衞陣階下。

近衞府は御在所に近き所を警固する官故に、弓箭を帶して階下に陣す。左近は左に列し、右近は右に列す。昔は尋常とても、階下に陣列して、警固に備へ、何にても、儀式行はるゝ時は、大將・中將・少將・將監・將曹・府生・番長・近衞まで、皆、陣列す。其陣列の體、裝束の定等、詳に貞觀儀式・延喜式等に見えたり。中古以後は、尋常には陣なし。儀式ある時も、御卽位の外は、次將ばかり陣す。今日、左次將は、家胤朝臣（持明院中將）・通枝朝臣（中院中將）・榮敦朝臣（大原中將）・右次將は公文朝臣（勸小路中將）・房季朝臣（園池中將）・實視朝臣（山本中將）出仕す。六人、皆、闕腋に靴を著け、各木にて作れる矛を持ち、進み來る。左將の矛には、赤地錦の幟、右將の矛には、靑地錦の幟あり。各、其幟に金にて三巴の紋あり。幟の末は、皆、四つに割りたり。次將等、此矛の末を右に、本を左にして持ち來り、進みて胡床に着く。胡床は、あらかじめ、左陣に三つ、右陣に三つ設け置きたり。陣に至りて、各、矛を、其人の右の方に立て置く。

出御悠紀帳。

悠紀帳の事は、上の御帳の所に注す。出御して帳中の御座に着きたまふなり。今日の御裝束は、黃櫨染御袍、小葵御下襲、纈繝緣にて包みたる御挿鞋を着御、御衣紋には、山科前中納言、（堯言卿）御前衣紋には、按察使（綾小路前中納言俊宗卿）參仕す。淸涼殿を經て、紫宸殿の乾の戸より入らしめたまふ。其樣、常の節會の時の如し。其道に、先づ筵を敷き、其上に織物の筵道を敷く。赤地に黃なる花菱の文あり。先づ内侍一人、寶劍を捧げて、筵道の上を行く。是を劍内侍と云ふ。次將一人、筵道の左に在りて之を扶持す。次に、脂燭殿上人、通積朝臣（東久世右中將）・惟重朝臣（竹内彈正大弼）・俊幸朝臣（堤侍從）・基名（石山左少將）・宗城（難波侍從）・

宣條(伏原右兵衛權佐)・大江俊包(北小路極﨟)等、筵道の左右に相分れ、中央の方に向ひて相對し、各、燭を秉りて、横に歩む。次に、天皇、筵道の上を御歩、關白、御後に御裾を持ちて、同じく筵道の上を歩まる。次に、藏人頭重凞朝臣(庭田頭中將)・規長朝臣(甘露寺頭辨)・五位藏人顯道(勸修寺右中辨)・賴胤(葉室權右中辨)・清胤(烏丸右少辨)等、五人、筵道の左に在りて從ひ奉る。其中に、顯道は、御笏を筥の蓋に載せて從ひ奉る。此筥は、黑漆に描金梨地、緣に沃懸あり。次に、内侍一人、神璽を捧げて、莚道の上を行く。是を璽内侍と云ふ。次將一人、莚道の左に在りて、之を扶持す、次に、命婦二人、筵道の上を行く。各六位藏人一人つゝ、筵道の左に在りて、之を扶持す。御座に御せられて、内侍、劍璽を東の机に置くなり。

近仗稱警。

近仗は、近衛の陣なり。警は、警蹕に同じ。但し、西土にて、出警入蹕と云ふは、警と蹕と、聊か差ありとも云ひ、又は、出入警蹕と云ふべきを、文を互にせる物にして、警蹕二字にて、一事なりとも云ふ。此兩説の可否は、いまだ知らざれども、皇華にては、警と蹕とを差なく、ヲヽとよばはる事と見えたり。然れども、差ありと云ふ説を執する人は、出御の時のをば警、入御の時のをば蹕と云ひ分ちて、既に、此所の次第の如く、出御に警、入御に蹕と書き分てるはあれども、其よばはる所に於ては、差なければ、警とばかり云へるも、蹕とばかり云へるも、警蹕と云ふに同じ。猶、警蹕の樣、國郡卜定の稱唯の所に注す。今、出御せらるゝに依つて、階下の近衛の陣にある次將、人々愼しめよとの戒に、警を稱するなり。昨日は、致齋たるに依つて、警を稱せず。今日よりは、節會たるに依りて常の節會に同じく、警を稱す。其警を稱する時は、起ち、稱し畢れば、胡床に居る。定まれる儀なり。

〔藏人頭〕藏人所にて別當に次ぐ職員也、殿上大小の公事を奉行す、定員二人、一人は辨、一人は近衛より補任する例にて多くは中辨、中將を兼ぬ、頭辨、頭中將と云ふはこれ也。

〔沃懸〕器物を金泥にて裝飾したるを云ふ。

〔六位藏人〕藏人所にて五位藏人に次ぐ職員、六位なれども殿上人にて、宮中些細の公事を勤め、朝夕の御膳を給仕す、定員四人也。

〔長樂門〕八省院南面の正門應天門の東に在る腋門にして朝集堂の南に當れり。

〔淺履〕桐の木を彫りて漆を塗れる沓、執柄大臣大將より公卿以下平常の料也

〔靴〕革にて作れる沓にて、上に薔薇錦の筒あり、その下方に革緒を廻らして足に締付く、朝廷儀式の時の料なり。

群卿着二外辨一、以二小忌一爲レ先。

外辨の字義は、其本は、內辨に反對せる名にて、後成恩寺關白江次第抄に、第二大臣於二門外一辨二備諸事一、故曰二外辨一とある是なり。但し、是は下に見えたる外辨上卿と云ふをば、如レ此く見るべし。外辨上卿といはずして、着外辨などと云へるは、其上卿の諸事を辨備すべき所に着くを云ふなり。公事根源に、諸卿、外辨に着く、長樂門の東の脇なり。是は大內にての事なり。今の世には、便宜の所に、幄の屋を構へて着くなりと見えたり。但し、節會に因りて、行はるゝ殿、同じからざれば、大內にても、所を定めて云ふべからず。門外便宜の所に着くと云ふこと、然るべし。今も、便宜の所に幄柱を立て、斑幔を三方に立廻らして、幄の屋とし、其中に、一行に、公卿の兀子・床子を立て、中納言以上は兀子、宰相は床子なり。此時、外辨に着かれしは、權大納言（大炊御門經秀卿）・東園中納言（基楨卿）・宗長朝臣（松木左宰相中將）此三人は、小忌なるに因りて、上に着く。其下に、內大臣（花山院常雅公）・三條大納言（利季卿）・右大將（九條植基卿）・權中納言（押小路實岑卿）・右衞門督（中山中納言榮親卿）・萬里小路中納言（植房卿）・左衞門督（飛鳥井宰相雅香卿）・宰相中將（六條有起卿）・定俊朝臣（野宮左宰相中將）等、九人着かる。其小忌公卿は、外辨に著かんとて、先づ淺履を脫ぎて、靴を着く。大忌公卿は、猶、淺履故の如し。是、今日は、壽詞奏の時、大忌公卿庭上に列する儀あるが故に、猶いまだ靴を着けざるなり。今日より外は、壽詞奏なきが故に、外辨に着く時、諸卿、皆、靴を着けて之に着く。

政官同着二床子一。

政官とは、太政官と云ふ儀なり。然れば、大臣以下を、惣て云ふべき如くなれども、公卿をば除いて、或は辨・少納言以下を稱し、或は外記・史以下を稱す。凡そ廣く亘れる名目を以て、其多き中の最末の

者の目とする事、名目の通例なり。たとへば、叙爵とは、大臣に任ずるをも、三位に叙するをも、五位に叙するをも云ふべき義なるに、從五位下に叙する而已を叙爵と稱し、又、命婦とは、女の五位以上なれば、中﨟女房以上をば、惣ていふ事なるを、中世以後中﨟のみを、命婦と稱する類、枚擧す可からず。仍りて、政官と云ふも、中古に見えたるは、大方、外記・史以下を稱し、間には、辨・少納言までを、兼て云へるもあり。今も、政官と云ふは、外記・史以下なれども、此時、床子に着くは、辨・少納言以下なり。其床子は、上に見えたる群卿の兀子、床子の横手に、三行に立つ。最前にあるは、辨・少納言の床子なり。今日は、範昌朝臣（長谷少納言）・頼要（葉室權右中辨）之に着く。其後にあるは、外記・史の床子なり。今日は、權少外記中原于俊（山口内藏助）・左少史亮親（山名主計頭）之に着く。其後にあるは、史生次下の床子なり。今日は、右史生紀春清（行事官和泉守）・史生宗岡重行（青木右衛門大尉）・史生宗岡經直（宗岡右兵衛大忠）・左官掌紀氏兼（小野左衛門少尉）・左官掌代右官掌紀氏信（岩崎近江權大掾）・右官掌紀氏房（庭田右衛門大尉）・右官掌紀親緣（峯内匠大允）・召使宗岡行亨（青木玄蕃少允）・召使宗岡行周（三宅中務大丞）之に着く。

外辨上卿令召使下式筥。

外辨上卿とは、外辨公卿第一の人を云ふ。今日は、すなはち内大臣なり。召使は、外辨の床子に着きたる召使なり。但し、兩人の中、いづれ、召に應じて、進みたるや、知らず。式筥とは、節會の式を納れたる筥なり。若し、式の次第を忘れたる時見んが爲に、昔は、式を筥に入れ、案に載せて、外辨の公卿第一の人の兀子の上頭に置けり。今も、其所に簀薦を敷きて、丈高き四脚の案を立て、其上に筥を置く。其形、升の如くにして、底平ならず。蓋なし。中に式を納れたりとは見えず。下すとは、上

〔命婦とは云々〕職員令義解に、婦人帶五位以上曰内命婦也、五位以上妻曰外命婦也とあり。

〔中﨟女房〕上﨟、小上﨟に次ぐ女房の格也、掌侍（内侍）、四位五位殿上人の女、諸大夫良家の女、醫陰道の女はこの格にて奉仕す。

〔官掌〕太政官辨官の下に在りて、訴人の通傳、使部の檢校、廳事に禁中の舖設を掌る職員也、左右各二人あり、後世は世襲の職となり、左は小野、岩崎兩氏、右は庭田、峰氏をこれに任ず、江戸時代には左は家領三石、右は家領二石を授けられたり。

「床子」机の如き腰掛也、倚子との差は、倚子は後並に左右に勾欄あれども床子にはなし。

座の側にあるを、聊か下座の側に引下すをいふ。案より下すには非ず、此儀は、其日の外辨上卿、左大臣なれば、第一の兀子に着く故、式筥至つて近くにあり、仍て下す儀なし。右大臣なれば、第一の兀子をあけて、第二の兀子に著くゆゑ、是も式筥近くにあり。仍りて下すに及ばず。内大臣なれば、第一第二の兀子をあけて、第三の兀子に著くゆゑ、式筥近きにも非ず。又、遠きにも非ず。仍りて、下す說と下さざる說と兩說あり。大納言なれば、必ず下す例なり。今日の外辨の上卿は内大臣なり。然れども、今の左大臣は、關白を帶せられたれば、右大臣一條道香公一上たり。然れば、今の内大臣は、第二の兀子に着くべき人なれば、下すに及ぶ可からざるか。且、今日の外辨の樣、最上の兀子は、權大納言、其次の兀子は、東園中納言、其次は、床子にて宗長朝臣、其次の兀子は、右大臣の料にて、空兀子なるべけれど、今は空兀子は設けざると見えて、宗長朝臣の次に、内大臣着かる。而して、式筥の案は、宗長朝臣と、内大臣との間にあり。然れば、彌下すに及ぶ可からねど、今日も猶、下さしめらる。是、内大臣なれば、下すといふ說を執せらるゝにや。召使、卽ち式筥を、案ともに引下して、内大臣の兀子に近くす。

召外記問諸司具否。

外辨上卿、召使を以て、外記を召して、之を問ふ。上に見えたる、内辨の問はるゝに同じ。大外記師守（押小路掃部頭）召に應じて出來り、跪いて、候ふ由を申す。上卿、若し、大納言以下なれば、立ちながら磬折して、答へ申す例なり。

內辨於軒廊邊行事。

〔笏紙〕公事の時その儀式次第等を忘れざらむ爲め、紙に書きて笏の裏に帖れるを云ふ。

〔儀鸞〕大内裡豐樂院十七門の一、院南面の内門にして豐樂門と相對す、正中五間、戸三間、東西の廊各二丈、東廊六間に高陽門、西廊に嘉樂門あり、楹間東西二丈、南北一丈五尺、楹外壇端に至る六尺五寸也。

軒廊は、國郡卜定の所に注す。昔より、此間の事を行事、又は、徘徊行事など丶記せども、此間に、させる内辨の所作見えず。只、陣座の後にて、外記を召して、笏紙を押さしめ、又、同所にて、淺履を脫ぎて、靴を着くるのみ。但し、一上の内辨なれば、笏紙は、里第にて押して參る。今朝、此時の内辨は、闕白なれば、勿論、里第にて押して參らるべし。然れば、靴を着くることばかりなり。

次開レ門。

昔は此時豐樂・儀鸞兩門を開く。今の儀は紫宸殿にて行はる丶故に、常の節會の如く承明門を開く。但し今は承明門なし。惣ての節會の時、南門を以て、承明門代とし、開門の時も南門を開くなり。

群卿着二標下一。異位重行小忌不レ列。諸仗立。

群卿の中、小忌の公卿三人を除いて、内大臣以下の九人出來りて、庭上の標の下に着く。異位重行は、卯日の所に注す。すなはち、内大臣前にあり、其後に、三條大納言・右大將兩人、其後に、右衛門督・萬里小路中納言兩人、其後に、定俊朝臣、其權中納言は右大將の次に少し退いて立ち、左衛門督・宰相中將兩人は、萬里小路中納言の次に、少し退いて立つ。諸仗立つとは、昔は、近衛・衛門・兵衛・内舍人等、各陣あり。故に、諸仗と云ふ。今は御退位の時より外は、近衛の陣ばかりなれども、猶、諸仗と稱す。其陣に着ける人、立つは嚴儀にして、居るは、穩便なり。故に、或は出御入御の間、或は群卿の庭上に進める間など、時々立ちて、其外の時は、胡床に居る。此所も、今、群卿標下に進み、此次に、壽詞奏などあるが故に、此間、暫く立つなり。自餘の起居する事、之に准じて知るべし。

次神祇官中臣捧二賢木一。就二版位一跪奏二壽詞一。群臣共跪奏訖。中臣退。

中臣は、神祇大副藤波三位和忠卿出仕す。賢木は、龍眼木なり。笏に副へて之を捧ぐ。版位は、上に見えたる壽詞版なり。壽詞の事は、上の壽詞版の所に注す。群臣は、すなはち、右の群卿なり。昔、庭上に參入するは、公卿ばかりには非ず。六位まで、皆、參入す。故に、群臣と云へり。近世は、此時に限らず。凡そ五位以上の代にも、六位以下までの代にも、群臣の代に、公卿ばかり出仕する事になれり。仍りて、群卿とも、群臣とも、稱するなり。其中臣の壽詞を奏する間は、群卿、皆跪く。壽詞奏し訖りて、中臣は直に退出す。又、昔は、中臣、壽詞を奏する時、忌部、神璽の鏡劍を奉る。而して、此兩事、共に、令に見えたるは、御即位の日なり。貞觀儀式よりして、大嘗の辰日にあり。其忌部の鏡劍を奉る事、長元の頃までは見えて、夫より以後は見えず、是、忌部の絕えたるのみならず、鏡劍を重んぜらるゝ事、漸くに盛なるが故に、壽詞奏のみあるなるべし。

次辨奏兩國所獻多米都物色目。今度無此儀。

多米都物とは、三ヶ重事抄に、兩國よりの獻物をば、ためつ物と名づくと云へり。但し、貞觀儀式に、此時奏する詞を擧げて云く、悠紀御供奉留某國官姓名等加進禮留雜物合若干荷。就中獻物。黑木御酒若干缶。白木御酒若干缶。鰒鰓若干口。倉代若干輿。缶物若干缶。多米都物雜菓子若干輿。飯若干櫃。酒若干缶。缶物若干缶。主基御供奉留某國官姓名加進禮留雜物合若干荷。就中獻物云云。多米都物云云。進禮留事乎申賜波久止奏須とあり。其詞の上に奏兩國所獻多米都物色目とはあれども、詞の中に獻物と、多米都物とを別けて、數ふるなれば、必ず獻物と云ふと全く同じきには非ず。案ずるに、黑酒・白酒は、獻物と云ふ中に入れ、酒は多米都物と云ふ中に入れ、又、獻物の中にも、多米都物の中にも、各、缶物あり。又、延喜大嘗式

〔龍眼木〕楊氏漢語抄に、龍眼木佐加岐とあり。

〔令に云々〕神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏天神之壽詞、忌部上神璽之鏡劍、とあり。

〔貞觀儀式〕第五十六代清和天皇の貞觀年中に撰せられたる、朝廷の儀式典禮を詳記したるもの也。

に、多明米三十斛、多明酒料とあるも、白酒・黒酒に分てる日と見えたり。是等を以て、思ふに、供神供御等の料として獻る物をば、獻物と云ひ、給賜の料として獻る物をば、多米都物と云ふか。多米と云ふも給ふ義なるべし。而して、此時、色目を奏するには、獻物・多米都物、共に奏す。辨、一人、版に就きて、跪いて之を奏す。但し、今は、之を奏する儀なし。其實なき事なれば、省かるゝなるべし。

群卿拍手訖退諸仗居。

此拍手も、亦、八開手なり。卯日の所に注すが如し。群卿拍手し訖り、居ながら一拜し、上﨟より、次第に起座退出し、淺沓を脱ぎて、靴を着け、外辨の座に復る。諸仗居は、諸仗立の所に注すが如し。

式部撤壽詞版。

壽詞の儀畢りたるが故に、經重進みて、其版を抱いて退出す。其尋常版は、猶、撤せず。

內辨着東廊代兀子。

是以下は、大方、常の節會の儀に同じ。東廊は、紫宸の東廊なり。中古までは、紫宸殿の東西に廊あり。今は西廊のみありて、東廊なし。此兀子、本儀、東廊に立つべきを、東廊なきが故に、西廊陣座より、南の廊の東邊、北より第二の柱の外に立つ。

內侍臨檻。

檻は、オバシマと訓ず。欄檻なり。臨は、目を下し見るを云ふ。是、召の由を內辨の人に傳ふるなり。內侍、表着・唐衣・五衣・張袴・裳を着け、袖扇を顏に當てゝ、殿の簀子の西南の隅、欄干の邊に出來り、暫く居りて退き入る。

〔表着〕女官の服にて、襲の上に着るものなればいふ。

〔唐衣〕女官の禮服の表衣、一に背子とも書す、唐の服製を模したる故に名づくといふ、表着の上に着す、錦綾にて作り、總體身たけと袖幅とは短く、身の前は少し長くて袖の丈と同じ、且つ身と袖とは縫ひふたげて連ね、背は袖丈よりも身の方短くす。

〔五衣〕重袿をいふ衣の五つ重ねたる如くに仕立たるもの也。

〔裳〕腰部より以下後の方のみに覆ひ着くる服をいふ、男女製を異にす。

次内辨。謝座昇殿着兀子。

謝座は、座に着くことを拜謝する儀なり。内辨、座を起ちて、微音に稱唯し、進みて陣頭に至りて、殿に向ふて謝座す。其謝座の樣、先づ一揖し、次に再拜し、又、一揖す。其前後の揖は、起居の節にして、再拜は、皇帝を拜する意なり。謝座の儀畢りて、又、進みて、正面の階より昇殿し、殿上の兀子に着く。

政官着砌下座。

砌下は、すなはち階下なり。政官、外辨の床子を起ち來りて、砌下の座に着く。但し、昔の次第には、大嘗の辰巳、其の外の諸節會にも、此儀見えず。

次宮内省率大膳職・造酒司。列多賀須岐・比良須岐物等於庭中。卽持去。今度無此儀。

大膳職・造酒司は、並に、宮内省の被官なり。故に、省、之を率ゆ。多賀須岐は、すなはち、葉椀、比良須岐は、すなはち、葉手なり。供神の調度に唱へ替ふるのみ。其列ねたるは、只、供するを見す儀のみ。故に、直に卽ち持去る。但し、貞享今度等、此儀なし。省略せらるゝなり。物とは其に入れたる物にて、すなはち、飮食なり。故に、大膳・造酒、之を庭上に列ぬ。

次内辨召舍人。大舍人稱唯。

舍人は、分番して警衞する者にして、又、雜使を勤む。故に、少納言を召さしめんがために、舍人を召す。凡そ舍人に、内舍人・大舍人・中宮春宮舍人・近衞舍人などとてあり。惣て、舍人と云ふ。今此に内辨の召さるゝは、大舍人なり、故に、大舍人稱唯す。其召さるゝは、内辨の人、笏を近くあてゝ、

〔葉椀〕上古の祭器の名にて「くぼて」と讀む、柏の葉を十枚合はせて、竹の針を以て刺し綴ぢて、窪く皿の如く作れるもの、又、平たく作れるものを葉手（ひらで）といふ、是等に準へて作られたる器なるべし。

〔舍人〕王朝時代、天皇また皇子等に近侍して雜役を勤仕するものをいふ、殿侍りの義なりとも、又は殿寢入の義也ともいへり、人臣にも賜ふこともあり。

〔雁行〕はすかひに並び行くをいふ。

〔刀禰〕殿寢の義にて呢近の義なるべしといふ、西宮抄裏書に「大節には大夫を刀禰と稱し小節には侍從と稱す」など見えたり、此の稱、後には貴賤共に公に仕ふる者の總稱となり、里長、坊令等をも刀禰と稱したり、また別に刀禰職として職名にも用ひられたり。

息を散さずして、とねりとねりと、二聲召さる。諸節會の通例なり。大舍人、今日出仕せるは、大允藤井賴中桂なり。今は、大舍人の官人ばかりありて、大舍人なき故、官人の中にて、大舍人の役を勤む。卯日の所に注すが如し。巳日午日の大舍人も、之に同じ。稱唯の事は、國郡卜定の所に注す。

次ニ少納言就レ版。

範昌朝臣、外辨より參入して、尋常の版に着く。其內辨の大舍人を召すは、少納言を召さしめんが爲めなる事勿論なる故、大舍人は、稱唯するばかりにして、殿下に參らず、直に少納言に告示し、少納言參入するなり。故に、古き次第には、多くは少納言替ニ着レ版と記し、又は代ニ着レ版と記す。是、大舍人を召されしに、少納言、大舍人に代りて、參る義なり。此着版の間、群卿、先づ、外辨の座を起ちて雁行す。是亦、尋いで群卿の召さるゝを知ればなり。

內辨。宣レ召ニ刀禰一。少納言稱唯出召レ之。

宣は勅語を宣るなり。此所も、刀禰召せとの勅を、內辨、奉りて、刀禰召せと唱ふ故に、宣といふ。是より下に、內辨宣とある者、皆、是に准じて知るべし。刀禰とは、諸の長上の官を云ふ。百官主典以上は、皆、長上の官なり。故に、李部王記には、百官主典以上稱ニ刀禰一也と注す。又、令の文ならば、長上官と書すべき所を、義解に、多くは、主典以上と記す。然れども、主典以上と云ひては、聊か漏るゝ者あり。諸の長上の官と云ふには如かず。少納言は、小事の勅を、宣傳する事を掌る故に、內辨、之を召して、之を宣ふ。而して、少納言、內外に出て、群卿を喚ぶ。上に云へる如く、近世は、公卿ばかり出仕すれども、昔は、群臣出仕するが故に、之を召すを刀禰を召すとはいふ。又、公事根源に、

「小節には、まちきんたちめせと仰す。大節には、刀禰めせと、內辨の仰するかはりめ有り。其故は、まちきんたちとは、大夫達とかけり。五位の者を申す也。五位以上の者をめせと仰する心なり。大節に、刀禰とは、六位をいふ。六位の輩までをめせといふ心也。」とあれども、刀禰とは、六位を云ふといへるは誤なり。六位以下といはゞ、聊か近かるべけれど、古に刀禰と云へるは、五位以上にも亘れる名目なる事、古書を考ふる時は明なり。又、其召す詞の義も、公事根源の如きは、中古以後のみを見て云へる說なり。昔は、元日・踏歌等の小節には、侍從めせと云ひ、白馬・大嘗・新嘗等の大節には、大夫等めせと云ふ。此詞は、皆、勅のまゝなり。勅は、六位以下に及ぼす事なし。古今の通規なり。故に、大節にても、敕して召すところは、五位以上のみなれば、昔は大夫等めせと云ひ、又、其後に至りては、刀禰召せと云ふ。其刀禰の名目は、六位以下に亘れども、敕して召すところは、五位以上の刀禰なり。其五位以上を召すゆゑに、六位以下も、准じて參入するのみ。其小節には、六位以下は、宴に預からざる故に、五位以上を召す時、准じて入るべき輩なきのみ。召さるゝと召されざるとの差別には非ず。

群卿參列異位重行以諸仗立。（小忌爲先。）

外辨の公卿、內大臣以下、小忌も大忌も、皆、承明門代より參入して、標下に列入す。小忌の人、三人は一行に前にあり。自餘の九人は、其後に異位重行する事、立てたる標の如し。其門を入る比ほひに、近衞の陣、胡床を起つ。上にある諸仗立つに同じ。

內辨宣敷尹。

〔踏歌〕古へ正月禁中の公事也、十五日に男踏歌あり（中古より絕ゆ）、十六日に女踏歌あり、少年童女年始の祝言（イハヒゴト）を歌ひて舞ふ、其の曲の終りに必ず重れて、萬年阿良禮（有られよの意）と唱ふ、故に「あらればしり」ともいひ、後に萬歲樂ともいへり。

〔白馬〕「あをうま」と訓む、古へ正月七日、左右の馬寮より廿一匹の白馬を紫宸殿の南庭に引き出し、天皇の御覽に供せし儀式也。

〔後成恩寺關白〕一條兼良をいふ、桃華老人、桃華野人また三關老人ともいふ、法名覺惠、世に一條禪閤と號す、應永廿八年七月內大臣となり三十一年右大臣、永享元年左大臣となり、四年八月攝政、文安三年正月太政大臣、四年六月關白氏長者となる。著書頗る多し。

是亦、內辨、勅を奉じて、之を宣ふ。敷尹とは、後成恩寺關白の公事根源に、「しきゐんは敷居なり。堂上に敷きたる坐にゐよと云ふ心なるべし。」又、同人の江次第抄に、「諸可レ昇二著堂上一所敷座也。引レ聲召レ之時。曰二敷尹一」と見えたり。此說、大かたに可にして、いまだ盡さゞる所あり。敷尹は、シキヰニなり。貞觀儀式などには、必ず侍座と記す。江次第には、侍座とも、之支井爾とも、敷居ニとも、敷尹とも記す。敷居とばかり記す事なし。案ずるに、座の一字を訓じて、シキヰと爲すべし。敷居ゐ物なればなり。侍座の二字は、シキヰに侍れと訓ずべし。節會の日、蕃客に侍座を勅したまふ時、座爾侍止宣ふ事、儀式に見えたり。然れば、侍座の二字にても、同訓なるべし。昔の內辨の宣へるには、しきゐに侍れと宣ひしを、中古以後、畧して、しきゐにとばかり云ふと見えたり。然らば、江次第などには、侍の字を除きて記すべき事なれども、古き式に、侍座の字あるに從ひて改めざるか、又は、侍座の二字にて、しきゐにと訓ずると心得たるかなるべし。其しきゐにと云ふを、しきゐんと唱ふるは、惣て、下に付きたるイキシチニヒミヰリイの言は、音便にてはぬる例なり。假令へば、往しを、インジと云ひ、槐をエンズと云ふ類、もとより枚擧すべからず。後成恩寺の敷尹のヰを居よとの心、ゐんとは、聲を引く時いふと云はれしは、並に誤なり。此宣は、群卿殿上の座に着けよとの義にて、座をしきゐと云ふなれば、しきゐに侍れと宣ひたるを、略して、しきゐにと云ひ、夫を又、音便にて、しきゐんと唱ふると見えたり。

群卿謝座・謝酒訖。昇レ殿着レ座。諸仗居。

謝座は、上に見えたる內辨の謝座に同じ。謝酒は、飲酒を拜謝する儀なり。內辨、敷居爾を仰するを

〔空盞〕「コウサン」と訓むよし、名目抄に見えたり。

〔草墪〕「サウトン」と訓むべし、名目抄に、陪膳采女座とありて、錦にて作るものなり、延喜掃部式に「草墪一枚(高一尺三寸、徑一尺六寸)、料、蔣二圍、苧八兩、大」とあり、今田舍にある菱わらもて、しめ太鼓の如くしたる腰掛樣のものゝ由、江次第聞書に見えたり。

聞きて、群卿、先づ謝座の拜をなし畢る時、造酒正、趨來り、空盞を盤に載せたるを、小忌第一の人に授く。今度も、造酒正師守、押小路大外記權大納言に授く。第一の人、笏を右の方に置きて、左右の手にて、盞を取り、盤をば取らず。造酒正、盤を取りて退く。第一の人、跪きながら、小拜し、起ちて再拜す。時に、第二以下の群卿、同じく再拜す。畢りて、第一の人、更に一人跪く。造酒正、又來りて跪く。第一の人、盞を返す。造酒正、之を取りて退く。第一の人、笏を把りて跪きながら、又小拜し、更に、再拜して立つ。是を謝酒と云ふ。其間、第二の人以下は、たゞ立ちてあるなり。常の節會の時も、群卿昇殿せんとする時は、必ず此儀ありて、其樣も、古今同じ。其謝座謝酒訖りて、第一の人より、次第に昇殿す。皆、西廊より上る。惣て、西廊より上るは、西廊の南、第一の柱より南、陣座の前の所より、廊へ入りて上るなり。下る時も、之に准ず。群卿昇殿して、御帳の坤の座に着く。其昇殿の儀畢れば、近衞の陣、又、胡床に居る事、上に云へるが如し。

次撤二御臺盤帊一。

陪膳采女、御膳を供せんが爲に、御臺盤に懸けある帊を撤し去つて、草墪に着く。昔は酒部も撤するか。

内膳供二御膳一。

内膳は、奉膳等清濱島私小忌を着て、之を勤む。盤を捧げて、正面の階を、一階上りて止まる。采女、傳へ取りて、之を供す。御膳は、常の節會の如く、酢・鹽・酒・醤・餛飩・素餅・餲餬・桂心、各、一盤つゝ合せて、八盤なり。皆、蓋擎子あり。其供する間は、群臣諸仗、皆、起つ。昔は、此御膳、巳刻に供す。

次供殘御膳。

殘の御膳も、常の節會の如く、餲子・黏臍・饆饠・團喜なり。先つ、右に出たる八盤を供す。是を晴御膳と云ふ。次に、此四種を供す。是を殘御膳と云ふ。晴御膳供し畢れば、群臣諸仗、皆、居る。此殘御膳を供する時は起たず。

次賜臣下粉熟。以小忌爲先。以下倣之。居訖。內辨候天氣。

粉熟は、和名抄に、「粉粥。以米爲之。今案粉粥卽粉熟也。」とあり。但し、今用ゆるは知らず。臣下の膳は、大膳職供す。今度の大膳職は、伊豆守小野久定德岡出仕す。群卿の中、先つ、小忌の人よりして、之を居う。又、座次の如し。候天氣とは、龍顏を見奉るなり。臣下の膳、居ゑ畢りたるが故に、御箸を鳴したまはん事を、內辨、氣色を以て示し奉るなり。抑、貞觀儀式などには、御膳給膳の色目を載せず。江次第に見えたるが如きは、常の節會にも、大嘗の辰巳午の日、新嘗の豐明にも、此所にて、臣下に賜ふは、皆、餛飩にして、粉熟に非ず。いつより、如此くなるや、知らず。

御箸鳴臣下應之。

御箸を鳴したまふ。是、食上らるゝ分なり。臣下、之に應じて、聊か箸を鳴らす。是亦、食する分なり。

次供鮑羹。

此時、索餠を撤す。

次供御飯。

〔黏臍〕油餠の名、黏なもてつくり、其樣まろく、下は平にして、中くぼなるよし也。

〔饆饠〕餠にて裹し表を燒焦したるもの、厨事類記、集古圖卷等に詳細に見えたり。

〔御箸鳴云々〕江次第に、次御箸下、鳴箸給と見え、抄に、近代以御扇打鳴馬頭盤御箸也、食御之由也、とあり。

〔臣下應之〕江次第に、臣下隨下箸、（可搢笏、近代倚臺盤）とあり。

〔餛飩〕和名抄に、餅剉肉麪裹煑レ之と見え、貞丈雜記に、餛飩、又温飩ともいふ、小麥の粉にて、團子の如く作るなり、中には、あんを入れて煮たるものなり、餛飩といふは、ぐる〳〵とめぐりて、何方にも端のなきことなといふ詞也、云々、くる〳〵として端なき故に名づくとあり。

此時、餛飩を撤す。

次供ニ進物所御菜ヲ。

進物所は所の名、昔、月華門の外の南腋にありて、所々より進獻の物を納め、公卿近衞次將を以て別當とし、內膳奉膳を以て、預と爲す。而して、御菜をば、此所と御厨子所とより供す。今は、其所なしと雖、進物所の御菜と稱して、之を供す。平盛・窪坏・汁物等なり。

次供ニ御厨子所御菜ヲ。

御厨子所も亦、所の名、昔は後凉殿の西庇にあり。卽ち俗に云ふ御臺所なり。別當預等あり。朝餉及朝夕の御膳の御菜、此所より供す。今は後凉殿なしと雖、御厨子所あり。常には淸所と稱す。預一人小預一人あり。今度は預宗直高橋采女正私小忌にて之を勤む。御菜は高盛、燒物、汁物等なり。

次賜ニ臣下飯汁ヲ。

飯は、大炊寮給す。但し、今の樣は知らず。汁は大膳職給す。昔は、小忌の人の饌は、國司より給し、大忌の人の饌ばかりを、所司より給す。飯汁とのみあれども、菜も亦賜ふ。其飯・菜・汁等を賜ふ事、或は進物所の御菜を供したる次と、御厨子所の御菜を供したる次とに賜ふ式もあり。又、飯は御飯を供したる次に賜ふ式も有りて、次第一樣ならず。貞享、并に、今度は、此次第の如し。其居うるには、先づ小忌の人よりして、之を居うる事、粉熟に同じ。

居訖リ。內辨候フ天氣ヲ。

御箸鳴リ。臣下應ズ之ニ。

並に、上の粉熟の所に注すに同じ。

次ニ供ス二白黑御酒一ヲ。各四杯。

今の白酒は、常の清める酒なり。黑酒は、酒熟して、後に、常山の灰を入れたる酒なり。其供するには、先づ白酒四杯を四度に供し、次に黑酒四杯を四度に供す。合せて八度なり。抑、大嘗・新嘗等に、白酒・黑酒を用ゆる事は、至りて古き例なるべし。萬葉集天平勝寶四年の新嘗の歌に出づ。其以前、いつの比より用ゐたるか、知るべからず。而して、其黑酒に、常山の灰を入るゝ事も、古き事と見えて、貞觀儀式にも、大嘗の前に、燒灰とて、山に入りて、灰を燒く者あり。延喜式には、明に久佐木灰三斛を入るゝと云ふ文あり。其常山を用ゆるは、蓋し西土の鬱鬯の例にて、其香氣を以て、神靈に通せしめんとの義なるべし。其故にや、卯日には、神食の上に注ぎたまふ。是亦、鬱鬯に類す。但し、永享二年十一月の康富記に、醴齊也。白者自ラ其色也。黑者上ニ聊カ振ル二烏麻粉一ヲと見えたり。其白酒は、木より醴酒を用ゆべき事なり。永享の次の大嘗は、貞享よりして、常の清める酒を用ゐらるゝ事、いまだ甘心せず。又、黑酒に烏麻粉を振るは、右に云へるが如く、上世の例には非ざれども、蓋し常山の味、苦寒にして毒あり。且つ、其氣惡むべければ、酒に入れて供する事、然るべきに非ず。故に、中世、烏麻に替へたるにや、さもあるべき事なり。貞享よりして、又、上世の如く、常山を用ゐらる。其時に議ありしや、知らず。

賜フ二臣下一ニ。

白酒・黑酒、各一杯づゝ、是も亦、小忌の人よりして賜ふ。

〔萬葉集云々〕萬葉集第十九卷、二十五日新嘗會肆宴應レ詔歌六首の內、從三位文屋智奴麻呂眞人の歌に「天地と、久しきまでに、萬代に、つかへまつらむ、黑酒白酒を」とあり。

〔常山〕和漢三才圖會に「常山、くさぎ、恒山、鷄屎草、互草、鴨屎草、根名二常山一、葉名二蜀漆一、和名久佐木、一云、山宇豆木、本綱、常山生二山谷間一、莖圓有レ節、高者不レ過二三四尺一、葉似レ茗(茶)而狹長、兩々相當、二月生二白花青蕚一、五月結レ實、青圓二子爲レ房、其草蓁燥色青白堪レ用、云々、」とあり。

〔烏麻〕黑ごま也。

〔奏風俗〕風俗歌は雅樂に用ふる歌曲の一種にて、古代諸國に行はれたる歌謠、卽ち國風歌の意也、略して風俗といふ、物語類には「フゾク」と記せり、もと民の口ずさみにせし歌曲などを採擇して、大歌所よりすゝめて公事に用ひられしと云ふ、而して風俗舞は、諸國の風俗を樂につくりたるものにして風俗歌に和して之を舞ふ、貞觀元年大嘗會を行はれし時、悠紀主基兩國が風俗の舞を奏せしより、爾來大嘗會の際風俗歌と共に此舞を奏するに至れりといふ。

次一獻。

悠紀獻鮮味。

今日は、悠紀節會の當日なれば、悠紀方より之を獻る。其鮮味は、雉を梅枝に附けたると、蜜柑と搗栗とを、髭籠に入れて、松枝に附けたるとなり。其獻つる樣は、左の文に見えたり。又、貞觀儀式には、此鮮味を獻つる儀の前に、辨官、兩國の多米都物を、諸司に班ち賜ふ儀あり。中古以後は、其儀見えず。

行事辨率國司幷膳部執之立庭中。

行事辨は、悠紀の行事辨、今度は賴要（葉室權右中辨）なり。國司も亦、悠紀の國司、此時、庭中に立ちたる國司は、介榮房朝臣（池尻右衛門權佐）權大掾紀氏信（岩崎右官掌）兩人なり。賴要、私小忌を着て、前行す。次に、榮房朝臣、私小忌を着け、帶劍して、梅の枝に、雉一双を附けたるを、末を左に、本を右にして、持ちて進む。次に、氏信、如形小忌を著て、松の枝に髭籠を附けたるを、是も末を左に、本を右にして、持ちて進む。跡に、膳部二人相從ふ。昔は、庭中に立ちたる時、內辨、何物ぞと問ひ、立てる人、各稱唯して、悠紀の進つる所の御贄と對へて、各物の名を稱す。內辨膳部に給へと宣れば、又、稱唯して出て、內膳に授く。內膳、あらかじめ、門外に候して、之を受く。今は、只、庭中に立つのみなるか。

次二獻。

奏風俗。

此儀、昔と今とは、大に同じからず。貞觀儀式に見えたるが如きは、先つ、鉦人、鉦を擊つ等の儀あ

〔御酒勅使〕江次第抄に、御酒勅使者、給ニ酒於侍從幄一之勅也、勅使非レ謂ニ參議一、參議奉レ勅而撰ニ侍從四人一、爲ニ勅使一也、外記進ニ交名一也とあり。元日節會にも此儀あり。

りて、彌異なれば、之を略す。江次第に見えたるが如きは、音聲人・歌人・歌女等、此所にては、悠紀の國司に率ゐられて、悠紀の國の風俗の歌を歌ひながら、參入し、八人にて風俗の歌舞を奏して退出す。今も風俗の歌とて、あらかじめ作らる。其中に、悠紀・主基、各辰巳兩日の參入退出の音聲、樂の破急等の歌あり。然れども、是只、先例に從ひて作らるゝのみにして、節會の日、之を歌ふ事を聞かず。此奏ニ風俗一と云ふ所にて、八佾人、櫻樹の東邊に跪いて、北面して笛を奏す。今明兩日にて、四度、皆、同じく音取なり。唯、度ごとに、調子を替へて奏するのみ。今日は、左兵衛大尉昌春宿禰岡伊豆守之を奏す。又、昔は風俗を奏せる次に、雅樂寮も亦、樂を奏す。中古以來は、其儀見えず。若くは、此佾人の笛を奏するは、悠紀・主基の風俗を奏するには非ずして、風俗の後に奏する雅樂寮の樂の遺俗にや。

次ニ三献。

仰ニ御酒勅使一。

是は、諸大夫の幄に、御酒を給はらんとの勅使を仰するなり。中古以後は、幄に候する人なしと雖、猶古風を存して、之を仰す。其儀、先づ、内辨座を起ちて、磬折して申して云はく、大夫達爾御酒給倍牟。御揖許畢りて座に復り、座にある參議の内、一人を召ぶ。其官名、訓にて唱へて、之を召ぶ。召さるゝ人、起ちて稱唯し、進みて、内辨の後に立つ。内辨仰せて云く、大夫達爾御酒給倍。參議稱唯し、揖して、正面の階より下り、階下に至り、外記を召して、勅使に充つべき名を問ふ。外記、之を書きて進らす。參議、受けて懷中に納め還り、昇りて其人の名を召ぶ。但し、其人の參進するを待たずして、微音に、大夫達爾御酒給倍と仰せ畢りて、復座するのみ。實に、勅使の立つには非ず。此參議は

〔剪綵花〕造花をいふ。

〔帊〕覆也。

〔花足机〕机の足を花形に彫りたるをいふ。

〔和琴〕やまとごと神樂及び雅樂に用ふるもの。「あづまごと」ともいふ。吾國固有の琴にして六絃也。

〔撿校〕三六二頁を見るべし。

左衛門督勤む。

獻ニ御挿頭ヲ一（今度無シ和琴臺一）

挿頭は、上世よりの風俗にて、風流の爲に、時の草木の花を、冠に挿む態なり。仍りて、直に其華を挿頭と云ふ。後には、剪綵花をも用ゐる。故に、其時ならぬ花をも挿むなり。此所の挿頭なども、作花にして、眞の花に非ず。獻つるは、臺に載せて之を獻つる、貞觀の頃は、花足机に盛り、高机に居ゑて、紗を以て、帊とするよし見えたり。江次第に見えたるは、案に載す。今は、島臺の如くなる臺に載せ、紅の四菱の綾の帊あり。其獻つる樣は、すなはち、左の文にあり。和琴は、是も貞觀儀式に見えたるは、長さ六尺の和琴二面、各袋に納れ、花足机に盛り、高机に居ゑて、紗を以て覆ふとあり。江次第に見えたるは、案に載す。今も、和琴は、二面獻つれども、別に其臺なし。又、貞觀の比は、此時、挿頭・和琴の外に、衾襖子等をも獻つる。中古以後は、其儀見えず。

撿校國司等下殿、昇レ之昇レ階ヲ立ニ南榮一。

今度の撿校は、國郡卜定の所に注せるが如く、三條大納言・萬里小路中納言・左衛門督三人なり。並に、今日の群卿の中にあり。國司は、悠紀國司にて、上に注すが如し。但し、此に下殿すと云へる國司は、宰相中將なり。亦、群卿の中にあり。南榮は、南ののきと訓ず。南廂なり。下殿して、正面の階下にて帊を撤し、之を昇きて昇り、南廂に立つる。

次内辨起レ座ヲ奉ル之ヲ。

内辨、座を起ち、臺に就きて、御挿頭を擎げ、靴を脱ぎて、進みて、御帳の下に候す。天皇召し給ふ。

内辨、即ち御挿頭を、御冠の左の方に挿み奉りて復座す。其御挿頭は、銀にて作れる櫻花なり。

次群卿下殿。拜舞訖復座。

拜舞は、再拜舞踏するなり。再拜は、本より拜謝の義、舞踏は欣躍の義にて、手の舞ひ、足の踏むを知らざる意なり。其儀、先づ立て、笏に兩の手を掛けて再拜し、次いで、居りて再拜し、次に、笏を右の傍に置きて、立ちて、左右左に舞ひ、次に、居りて左右左に舞ひ、次に、笏を把り、立ちて初の如く再拜す。いつとても、拜舞の儀は如此。群卿小忌を先として、西廊より下殿し、前の如く、標下に、異位重行に列して拜舞し、訖りて、又、西廊より昇り、殿上の座に復り着くなり。貞觀の比の、今日の悠紀節の儀は、挿頭・和琴等を獻つるにて畢る。此舞踏の儀など見えず。

次賜臣下挿頭。

悠紀行事の辨、之を賜ふ。今度は、すなはち、頼要、之を勤む。但し、昔は大臣の挿頭は、大辨之を進らす。若し大辨在らざれば、検校の參議、之を進らすとあり。今度も、關白の挿頭は、左衞門督進らせたるなるべし。いまだ詳ならず、其挿頭の定、昔と今と聊か同じからず。昔は、親王は紅梅、大臣は藤、納言は櫻、參議は山吹なり、今は、大臣は藤、納言は山吹、參議は梅、並に、眞鍮にて作り、滅金を懸く、而して、關白以下、其挿頭を取りて、各、冠の右の方に挿む。

此間。検校行酒。辨執瓶子。

行酒は、酒をひくなり。検校の公卿、自餘の公卿に酒を勸む。辨、瓶子を執りて之を盛る。此儀、貞觀には見えずといへども、江次第に、近代此事なしとあれば、中古以前の儀なると見えたり。

〔拜舞〕「ハイム」と訓む。

〔異位重行〕公事ある日、王臣の朝廷に列立する位地の名にして皆位の次第によりて重行す、卽ち貴きを前にし、卑しき者次第に其後に重なり立つ、卽ち二位一列、三位一列、四位一列など之を異位と云ひ、二位等の重なり立つを重行といふ也、四二八頁の本文參照すべし。

〔近仗〕近衞の陣をいふ。

〔啓陣〕左右六衞府の人に、陣を啓て參るべき由を仰するをいふ。

入御。

其儀、出御の所を見て知るべし。

近仗稱蹕。

上の稱警の所に注すが如し。

次群卿退下。

退下して外辨にあり、退出して家に歸るには非ず。

同日主基節會次第。

主基の儀は、國郡卜定の所に注す。自餘は、悠紀節會の所に注すが如し。昔、主基の儀には、主基の國の貢する物を以て行はる。今も其分なり。但し、主基儀の當日は、明日なり。今日も、先つ行はるといへども、其儀小しきなり。古今、共に然り。

近衞陣階下。

悠紀の所に注すが如し。凡そ主基の儀は、悠紀の儀に尋いで行はるゝに依りて、諸事改め催すに及ばず。故に、此儀より初まる。但し、昔は、諸仗も悠紀のまゝにて啓陣せず。故に、改めて陣するの文なし。今は、一度啓陣して、改めて陣に着く。故に、此文あり。但し、其陣する人は、悠紀の時に同じ。

出御主基帳。

主基帳の事は、悠紀の時の御帳の所に注す。出御の様、悠紀の時に同じ。天皇、悠紀の時の御插頭を、

撤したまはずして、御せらる。脂燭の殿上人には、通積朝臣（東久世右中將）・惟重朝臣（竹内彈正大弼）・俊幸朝臣（堤侍從）・基名（石山左少將）・宗城（難波侍從）・宣條（伏原右兵衛權佐）・大江俊包（北小路極﨟）出仕す。

近仗稱警。

悠紀の所に注す。

內辨着西廊代兀子。

今夜、主基の內辨は、內大臣（花山院常雅公）勤めらる。但し、悠紀の時と、同人たるべきを、交代して、助くる分なり。是を繼內辨と云ふ。常の節會にもある事なり。西廊は、紫宸の西廊なり。今世、東廊はなしといへども、西廊はあり。然れども、古の西廊の如くならざれば、猶代と稱するにや。內辨の兀子は、西廊の南邊、東より第二の柱の外にあり。兀子に着くの儀は、悠紀の所に注すが如し。其群卿政官は、本より外辨にあり。諸司は、悠紀の時のまゝなり。承明門は、悠紀の時に開きてあり。壽詞奏はなし。故に、出御の次に、直に此儀あり。

內侍臨檻。

次內辨謝座昇殿着兀子。

政官着砌下座。

並に、悠紀の所に注するが如し。政官出仕の人も、悠紀の時のまゝなり。

群卿參列以小忌爲先。已下倣之。諸仗立。

悠紀の所に注すが如し。群卿の中、內大臣は、內辨なるが故に、此列に入らず。其外は、悠紀の時の

〔脂燭〕松の「ヒデ」にて作れる燭をいふ、又松明とも書き、「シヤウメ」ともいふ、松の「ヒデ」は脂ありて、火よくともる、故に脂燭と名づけ、また、松明の本を紙にて卷きたる故に、紙燭ともいふ。

〔極﨟〕六位藏人の第一席次にあるをいふ、席次は老少によらず、就職の順序による。

〔兀子〕伊勢貞丈の說に、四脚にて四角なる腰掛をいふといへり。

〔砌〕軒の下、又は階の下などの甃（イシダタミ）の處をいふ。

〔諸仗〕四四三頁本文を見るべし。

〔伶人〕雅樂をなす人をいふ、只に地下の召人のみならず、公卿の所作人をも又爾かいふ、體源抄に伶人地下の伶人と分別せり上の伶人は卽ち公卿なり、支那黃帝の時、伶人に命じ音樂を作らしめたるより、伶人伶官など稱するに至れりといふ。

〔歷名〕三八九頁本文を見るべし。

まゝなり。下、皆、同じ。並に、挿頭をも撤せず、其内辨の舍人を召すより、少納言の出でて、刀禰を召すまでの儀、主基の時はなし。

群卿謝座謝酒訖リ昇殿着座シテ諸仗居ル。

悠紀の所に注すが如し。内辨、敷尹を仰する儀なし。

次ニ供ス御膳ヲ。

其儀。一ニ如シ前ノ。不レ供セ白黒ノ御酒ヲ。

御膳を供する儀、幷に、臣下に賜ふ儀、及び、出仕の人、其饌の色目等、皆、悠紀の時に同じ。唯、白黒の御酒を供せざるのみ。

次ニ一獻。

主基の鮮味は、明日獻つる故に、此時獻つる儀なし。

次ニ二獻。

奏ス風俗ヲ。

古今の儀、悠紀の所に注すが如し。其伶人も、悠紀の時に同じ。

次ニ三獻。

御酒勅使を仰する儀なし。其挿頭を獻つる事も、貞觀の比は、辰巳兩日、各、兩度ながら獻つると見えたれども、江次第以下は、辰日は悠紀の時、巳日は主基の時ばかりに獻つりて、今も、之に同じ。

次ニ内辨奏シ見參ヲ訖リテ賜フ少納言ニ。

〔六條有起〕六條氏は久我通光の五男通有の男有房、始めて六條を稱す、其第六條に在るを以てなり、子孫世々相つぎ、大納言を極官とす、有起は有房より十三代に當る、明治に至り子爵を授けらる

見參とは、見に參仕せる人を云ふ。奏するとは、其見參の歴名を奏するなり。中古以前は、外記式部に仰せて、五位以上の見參の歴名を進らしむ。近世は、外記、直に見參の公卿の歴名を注して、之を進つる。今日は、權少外記中原千俊（山口內藏助）之を進つる。是、其人々に祿を賜はらんとての儀なり。此少納言も、前に同じく、範昌朝臣なり。先つ、內辨下殿して、西廊代の兀子に着きて、見參を見畢りて、昇殿して之を奏覽し、下殿して少納言に授く。昔は少納言其歴名を持ちて、庭中に進みて、祿を賜ふ人々の名を唱ふる儀あり。是亦、少納言は、小事の勅を宣る職なる故に、如此し。今は、名を唱ふる儀は見えざれども、舊例に從ひて、少納言に授くるなり。

次參議向祿所。

此參議は、宰相中將（六條有起卿）勤む。祿は賜物なり。昔は、大かたの儀の畢に、見參の人に祿を賜ふ。其祿、前庭に積む。其積める所に向ふを向祿所と云ふ。是より前、內辨、見參を奏せる跡にて、參議の內、一人に、祿所に向ふべき由を示す。其參議、下殿して、之に向ふ。但し、今は、祿物なければ、勿論、積む所もなし。あらかじめ、宣仁門の南邊に、床子を立て、參議の、西廊より下殿して、此床子に着き、群卿退出して、此門を經る時、祿を受くるまねす。仍りて、其所に向ふを、向祿所と云ふのみ。

次群卿下殿賜祿退出。

悠紀の祿と稱す。悠紀の國より獻れる所にして、卽ち上に見えたる插頭・和琴と、同時に獻れる衾襖子の、韓櫃に納めたるを、殿前に列ねて、而して、之を賜ふ。但し、中古以後は、衾襖子を献つる儀なく、且今は、惣て、諸の節會以下に、賜祿の名のみ有りて、實の祿なし。白紙を以て祿の代とし、其

〔笏〕もと君前に在りて事を行ふに、忽忘を恐れて是に事を記せる具、令制によれば、天皇以下諸臣五位以上は牙笏、六位以下初位以上は木笏也、笏は音「コツ」なるが、骨と音通ずるを忌みて「シヤク」と云ふ由にて、又一說に柞(サ)の木にて作る故なりと云ひ、或は尺の義なりともいふ

白紙をも、實に賜はるにはあらず。上に見えたる宣仁門の參議の床子の北邊に、六位一人、白紙を持つて座す。其前に、簀薦一枚を敷き、群卿退出せんとて、其前に至る時、一人つゝ簀薦の上に上り立ちて磬折し、笏の末を以て、苟且に、六位の持たる白紙に觸れて一拜す。或は白紙を苟且に受取りて一拜し、畢りて、更に返し授くる人もあり。其祿所の參議も、我巡に當りたる時、簀薦の上に出て、笏を觸れ拜する事、餘の群卿と同じ。如此くにて賜ひたる由なり。故に、只一片の白紙を以て、數輩の賜祿の儀、形の如く畢る。昔は、此祿、酉刻に賜ふ。

入御。

近仗稱蹕ス

並に、出御の所を見て知るべし。此入御、必ずしも群卿の下殿し畢るを待たず、詳に、豐明の所に注す。

大嘗會儀式具釋 卷第七 終

大嘗會儀式具釋　卷第八

〔中務省〕至尊に侍して其儀禮を相け諫議を上り、詔勅文案を審署し、事を受けて覆奏し、宣旨、勞問、上表を受納し、國史の編修を監し、女王内外命婦宮人等の名帳を掌り、勤務を考へて位に叙し、並に五位以上の位記、諸國の戸籍租調帳、僧尼の名籍等を掌る、其屬司に中宮職、左右大舍人、圖書、内藏、縫殿、陰陽等の寮、畫工、内藥、内記等の司あり。

巳日悠紀節會次第

辰日の所に注すが如し。但し、悠紀の儀の當日は、昨日なり、今日も亦、行はるといへども、其儀小しきなり。古今、共に然り。今度十一月二十一日己巳、天晴る。

御裝束一如昨。不置壽詞版。

殿上の群卿の座、及び臺盤•尋常版•群卿列立の標等を儲け立つる事、昨日の如し。但し、今日の中務省は、少丞盛行（山口右大史）出仕す。其壽詞の奏は、昨日ばかりにして、今日はなし。仍りて、壽詞版をば置かず。

群卿著仗座。

辰日の所に注すが如し。今日出仕せる群卿は、右大臣（一條忠香公）•權大納言（大炊御門經秀卿）•三條大納言（利季卿）•德大寺大納言（實憲卿）•新大納言（坊城俊將卿）•今出川中納言（誠季卿）•萬里小路中納言（植房卿）•東園中納言（基貞卿）•新中納言（柳原光綱卿）•左衛門督（飛鳥井宰相雅春卿）•大學頭（東坊城宰相長誠卿）•兼胤朝臣（廣橋左大辨宰相）•實長朝臣（松木左宰相中將）等なり。群卿の中、右大臣は端座に着せらる。

内辨令官人敷膝突。召外記問諸司具否。

〔通積朝臣〕東久世氏は、久我大納言晴通の曾孫通廉始めて氏を稱す、明治に至り伯爵を授けらる、通積朝臣は四代に當る。

〔日野前大納言〕姓は藤原氏、右大臣內麿の長子眞夏より出づ、五世の孫資業、山城國日野法界寺藥師堂を建立す、是れより日野氏と稱す、資時は輝光の子にて、第三十四代也、維新後伯爵を授けらる。

辰日の所に注すが如し。今日の內辨は右大臣勤めらる。陣官人は昨日に同じ。外記、今日出仕せるは、大外記師守（押小路掃部頭）・權少外記中原秀昌（山口）兩人なり。

次群卿起ㇾ座。

辰日の所に注すが如し。

近衞陣二階下一。

辰日の所に注すが如し。今日、左次將は、英季朝臣（大宮中將）・家季朝臣（清水谷中將）・信全朝臣（七條中將）右次將は、通積朝臣（東久世中將）・公文朝臣（姉小路中將）・定之朝臣（野宮少將）出仕す。

出二御悠紀帳一。

近仗稱ㇾ警。

並に、辰日の所に注すが如し。今日の御衣紋には、前藤中納言（高倉永房卿）御前衣紋には、日野前大納言（資時卿）參仕す。昔は、此出御辰刻、今度は午の五刻ばかり。

群卿着二外辨一。（以二小忌一爲ㇾ先。已下倣ㇾ之。）

辰日の所に注すが如し。此群卿は。內辨の外、權大納言以下なり。其小忌の公卿は、卯辰巳午の四日共に、必ず參仕すれば、今日も亦、昨日と同じき三人なり。

政官同着二床子一。

辰日の所に注すが如し。今日床子に着けるは、少納言在秀朝臣（唐橋）・大外記師守・權少外記中原秀昌・史生宗岡重行（青木右衛門大尉）・史生宗岡經直（宗岡右兵衛大志）・召使宗岡行考（青木左兵衛少尉）・辨賴要（葉室權右中辨）。清胤（烏丸左少辨）・左大史

盈春宿禰（壬生主殿頭）・右少史小槻方教（安田民部少丞）・右史生紀春清（行事官和泉守）・右官掌紀氏兼（小野左衛門少尉）・左官掌代右官掌紀氏信（岩崎近江權大掾）・右官掌紀氏房（座田左衛門大尉）・右官掌紀親緣（峯内匠大允）・召使宗岡秋行（青木左衛門少尉）等なり。

外辨上卿令、召使下式筥。召外記問諸司具否。

辰日の所に注すが如し。上卿は三條大納言なり。

內辨着東廊代兀子。

辰日の所に注すが如し。又、江次第に見えたるは、巳日の內辨、廊の兀子に着くは、群卿外辨に着くと同時なり。

內侍臨檻。

次內辨着座昇殿着兀子。

政官着砌下座。

並に、辰日の所に注すが如し。

次開門。

貞觀式儀に見えたるは、今日も昨日に異なる事なし。江次第に見えたるは、今日は會昌・應天兩門を開く。今の儀は、紫宸殿にて行はるゝ故、承明門代として、南門を開く事、辰日の所に注すが如し。其開く儀、內辨の人、堂上の兀子に在りて、顧みて、開門仕奉禮と仰す。則ち、左右の近衞の官人、南門に向ひて之を開く。陣の官人、軒廊の階の邊にて、開門仕奉天候不と申す。是定まれる儀なり。昨日は壽詞奏あるが故に、開門する事早し。今日は壽詞奏なきが故に、開門する事、常の節會の如く、內

（會昌應天兩門）共に大內裡八省院二十五門の一にして、會昌門は南內門ともいふ、（四二七頁參照）、應天門は、南面の正門にして、會昌門と相去ること二十五丈七尺、門の兩廊に、栖鳳翔鸞の二樓連接す、其處を步廊ともいふ、大儀の時隼人等左右步廊の傍に楯槍座胡床等を並立つ、額は弘法大師の筆にて應天門の三字あり、一說に敏行中將の筆ともいへど誤なるへしといふ。

〔謝座謝酒〕朝廷に於て宴を群臣に賜ふ時、堂上着座を謝する爲めに群臣の行ふ拜を謝座といひ、また飲酒を謝する爲めに行ふ拜を謝酒といふ、延喜式に「凡公宴賜酒食、親王以下、皆列庭中、再拜、（謂之謝座）訖行酒人、把空盞授貫主人、跪受盞再拜（謂之謝酒）」と見えたり

辨昇殿の後にあり。

次內辨召舍人。大舍人稱唯。

辰日の所に注すが如し。大舍人、今日出仕せるは、少允高橋榮庸（荒木右兵衛少尉）なり。

次少納言就版。

辰日の所に注すが如し。今日の少納言は在秀朝臣なり。

內辨宣召刀禰。少納言稱唯出召之。

群卿參列。（異位重行）諸仗立。

內辨宣敷尹。

群卿謝座謝酒訖、昇殿着座。諸仗居。

並に、辰日の所に注すが如し。其謝酒の時、造酒正師守、空盞を、權大納言に授くる事、亦、昨日に同じ。

次撤御臺盤。

內膳供御膳。

並に、其儀及び內膳の官人、御膳の色、昨日に同じ。

次供殘御膳。

其儀及び御膳の色、昨日に同じ。

次賜臣下粉熟。（以小忌爲先。已下倣之。）居訖內辨候天氣。

〔和舞〕倭舞とも書す、雅樂の一種、倭歌に合はせて舞ふものにして、歌を主とす、大和國より出來たる舞なる故に名づく、樂器は笏拍子、龍笛、篳篥の三種を用ゐ、倭琴を用ゐず、天皇御卽位の大禮に行ふ、此の外毎年十二月皇居に於て行はせらるゝ鎭魂祭の式にも之を用ふ、貞觀元年十一月大嘗會の時に、内舍人此舞を奏せしこと三代實錄に見えたり、後ち大嘗會に行はる。

〔進物所〕安福殿の西にあり、天皇の御膳を調進する所にして、内膳司に屬す。

辰日の所に注すが如し。其大膳職小野久定（德岡伊豆守）出仕する事、昨日に同じ。

御箸鳴臣下應之。

次供鮑羹。

次供御飯。

並に、辰日の所に注すが如し。

次供進物所御菜。

次供御厨子所御菜。

並に、其儀、及び、供する色、昨日に同じ。御厨子所預宗直（高橋采女正）出仕する事、亦、昨日に同じ。

次賜臣下飯汁。居訖。内辨候天氣。

御箸鳴臣下應之。

並に、辰日の所に注すが如し。

次一獻。

奏和舞。（今度无此儀。）

和舞は、今世傳はらず。昔、之を奏する儀は、先づ、掃部寮の庭中に、南北の行に座を敷き、其南に床子を立て、而して、内舍人を以て舞人とし、舞人十人、青摺を着け、進みて二行の座に分れ着く、琴師二人床子に着く。笛工一人、歌人十人、琴師の前に在り、奏し訖りて退出す。江次第に見えたるは、一獻の次に、先つ、悠紀物を献る。但し、此儀は、江次第にも、近代なしと見えたり。其次に、

風俗を奏し、二獻の後に、和舞を奏す。但し、承保には、一獻、和舞、二獻、風俗の由見えたり。貞觀儀式の如きは、惣て、一獻二獻三獻の定なし。此所の和舞も、一兩巡後と記す。今、此次第は、江次第に見えたる承保の例に同じ。但し、和舞の様、傳はらざるが故に、之を奏せず。

次二獻。

奏風俗。

古今の儀、辰日の所に注すが如し。今日、音取を奏せる伶人は、内藏大允近葛上右近將監なり。

次三獻。

仰御酒勅使。

辰日の所に注すが如し。今日の御酒勅使は、大學頭之を仰す。此次に、挿頭を献つる儀なし。辰日の主基の三獻の所に注すが如し。

入御。

辰の日の所に注すが如し。今度、此入御、酉刻に過ぐ。脂燭の殿上人には、賞雅朝臣植松右中將・時行朝臣平松少納言・行忠朝臣石井侍從・敬季高丘侍從・範棠長谷侍從・基棟石野侍從・源澄仲慈光寺差次藏人出仕す。

近仗稱蹕。

辰日の所に注すが如し。

次群卿退下。

下殿して、外辨にある事、辰日の如し。

〔承保〕第七十二代白河天皇御宇の年號也。

〔音取〕樂を奏する初めに、先づ樂器を取りて、奏し試みて調子を合はすをいふ、歌儛品目に「すべて樂をなし始むるの時、各音聲を試むるが爲めに、なす所の者なり、また聲をとるとも見えたり」とありて小音取、面音取、御遊音取、饗音取等を載せたり。

〔賞雅朝臣〕植松氏の先は久我通光より出づ、十四代の孫權大納言千種有能の末子雅永始めて植松と稱す、賞

雅は雅永の孫に當れり、子孫相繼ぎ明治に至り子爵を授けらる。

〔時行朝臣〕平松氏は西洞院時慶の二男時庸始めて氏を稱す、時行は五代に當る、子孫相繼ぎ、明治に至り子爵を授けらる。

〔基棟〕石野氏は中御門家の分流、持明院基時の二男基顯より出づ、基棟は其の孫に當る、子孫相繼ぎ明治に至り子爵を授けらる。

同日主基節會ノ次第

辰日の所に注すが如し。今日は主基儀の當日なり。

近衛陣スニ階下一。

出ニ御主基帳一。近仗稱ス警。

並に、辰日の所に注すが如し。近仗の人、悠紀の時に同じ。脂燭の殿上人、悠紀の時の入御に同じ。昔は、此出御未刻、今度は戌刻に過ぐ。

内辨着クニ西廊代ノ兀子一。

辰日の所に注すが如し。内辨の人は悠紀の時に同じ。

内侍臨ムレ檻ニ。

次ニ内辨謝座昇殿シテ着クニ兀子一。

政官着クニ砌下ノ座一。

並に、辰日の所に注すが如し。政官出仕の人は、悠紀の時のまゝなり。

群卿參列シ。以テニ小忌一爲スレ先ト。以下倣フレ之ニ。諸仗立ツ。

辰日の所に注すが如し。群卿は悠紀の時のまゝなり。

群卿謝座謝酒訖リ。昇殿シテ着キレ座ニ。諸仗居ル。

次ニ供スニ御膳一ヲ。

辰日の所に注すが如し。

〔田舞〕雅樂の一種にして、歌を主として舞あり、舞狀は田植を象る故に名づくといふ、歌詞によりて考ふれば、豐稔を祝する意なり、樂器は、笏拍子、龍笛、篳篥を以てし、和琴を用ひず、舞人凡四人、冠青摺小忌衣絲鞋等を着く、歌人以下之に準ず、其起源は、天智天皇紀に、十年五月辛丑、天皇御二西小安殿一、皇太子群臣侍レ宴、於レ是再奏二田舞一、とあるを初見とす、後ち雅樂寮に田儛師を置きしこと見え、令集解古記に、田儛師四人と見えたり、寶龜八年五月渤海使節來りし時に田舞を行はしめ、貞觀元年十一月大嘗

其儀一如レ前。

御膳を供する儀、並に、臣下に賜ふ儀、及び、出仕の人、其饌の色目等、悠紀の儀に同じ。

次一献。

奏二田舞一。（今度無二此儀一。）

田舞も亦、今世傳はらず。昔、之を奏する儀は、多治比氏の内舍人等を舞人として、十人舞を奏す。但し、此所の次第、古今一様ならず。貞觀の比は、先づ、田舞を奏して、次に、御膳を供し、次に、雅樂寮、樂を奏す。江次第に見えたるは、御膳を供し、一献の後、主基、鮮味を献り、次に、風俗を奏し、二献の後、田舞を奏して、樂人、音樂を奏す。今、此次第は、辰日の悠紀儀の次第に同じ。但し、田舞の様、傳はらざるが故に、之を奏せず。

主基献二鮮味一。

今日は、主基節會の當日なれば、主基方より之を献つる。其鮮味は、鳧を楓の枝に附けたると、鶉を鹿鳴草の枝に附けたるとなり。其献つる様は、左の文に見えたり。

行事辨率二國司並膳部一。執レ之立二庭中一。

行事辨は、主基の行事辨、今度は清胤なり。國司も亦、主基の國司、但し、此時、庭中に立つ。國司は權掾紀氏房（座田右衞門大尉）一人なり。氏房、楓の枝を擔ひ、膳部、鹿鳴草の枝を擔ふ。清胤、兩人を率ゐて、前に立つ。昔は、此時、内辨、之を問ふ以下の儀あり。悠紀の鮮味の所に注すが如し。

次二献。

會の時、多治比田儛を奏したり、後ち大嘗會に行はれしが、戰國時代に至つて廢絶す、天明七年光格天皇勅して之を再興せしめ給ふ、安倍氏、津守國久記する所の古譜を得て、之を進獻す、是に於て田舞再び興る。

奏風俗。

古今の儀、辰日の悠紀の所に注すが如し。其伶人は、今日の悠紀の時に同じ。

次三獻、

献御挿頭。今度。無和琴臺。

檢校國司等下殿舁之昇階立南榮。

並に、辰日の所に注すが如し。其檢校二人は、今日も、並に、群卿の中にあり。國司は主基國司にて、辰日の兩國司の所に注すが如し。但し、此に下殿すと云へる國司は、權守兼胤朝臣（廣橋左大辨宰相）なり。亦、群卿の中にあり。

次内辨起座奉之。

其儀、及び、御挿頭の花、辰日に同じ。但し、昔は辰日の挿頭は、大臣、之を奉り、今日の挿頭は、親王、之を奉る。是、互にする儀なるべし。今世は、すべての儀に、親王の出仕する事なし。仍りて、兩日共に、内辨の大臣、之を奉る。

次群卿下殿拜舞訖復座。

辰日の所に注すが如し。

次賜臣下挿頭。

主基の行事辨之を給ふ。今度は、すなはち、淸胤之を勤む。但し、昔は大臣の挿頭は、大辨之を進らす。大辨在らざれば、檢校の參議之を進らすとあり。今度も、右大臣の挿頭は左衛門督か、兼胤朝臣

〔在秀朝臣〕唐橋氏は姓は菅原、贈太政大臣道眞の玄孫文章博士從四位上下總介孝標の男贈從一位彈正大弼大學頭定義の四男式部大輔在良より出づ、在良九世の孫在雅始めて唐橋と稱す、在秀は在雅より十六代に當る子孫相繼ぎ明治に至り子爵を授けらる。

か進らせたるなるべし。いまだ詳ならず。其挿頭の花は、辰日に同じ。右大臣以下、各、其冠の右の方に挿む。

此間。檢校行酒。辨執瓶子。

次内辨奏見參訖賜少納言。

並に、辰日の所に注すが如し。但し、少納言は在秀朝臣唐橋なり。

次參議向祿所。

次群卿下殿賜祿退出。

並に辰日の所に注すが如し。今日の祿をば、主基祿と稱す。昔は、此祿、主基國より献れる所の衾襖子なり。辰日に准じて知るべし。此祿も、昔は酉刻に賜ふ。

入御。

近仗稱蹕。

並に、悠紀の時に同じ。今度、此入御、子刻に過ぐ。此入御も、必しも、羣卿の下殿し畢るをまたず。詳に、豐明の所に注す。

次行事藏人裝束清暑堂代。今度無出御。

今度の行事の中藏人は、賴要・淸胤・卜部兼矩藤井新藏人なり。清暑堂は、昔、豐樂院にあり。則ち、辰巳兩日に御せらるゝ所にして、御神樂も、此所にてあり。今は、豐樂院なきが故に、兩日の節會は、紫宸殿にて行はれ、御神樂に至りては、內侍所の御廊下を、清暑堂代として行はる。故に、先、裝束す。裝

東は裝飾と云ふに同じく、よそほひかざるを云ふ。但し、此時の御神樂の儀、貞觀の比は見えず。江次第などには見えたり。其儀には、天皇出御ありて、御膳をも供す。今度は出御なし。

次二御神樂。（無二御遊儀一。）

昔、出御ありて、御神樂、並に、御遊ありし儀は、江次第などに見えたるが如し。今は出御もなく、御遊も無ければ、其儀比す可きに非ず。只、事に堪へたる公卿・侍臣、並に、伶人、神樂を奉仕するのみ。今度、堂上にては、本拍子に、按察使（綾小路前中納言俊宗卿）、末拍子に、隆熈朝臣（鷲尾左中將）、附歌に、持明院前中納言基雄卿・宮内卿（五辻三位廣仲卿）・重熈朝臣（庭田頭中將）、地下にては、本拍子に、讃岐守忠壽朝臣（多）、末拍子に、左近將監久長（多）、附歌に、和泉守忠宜（多左近將監）・右近將監忠豐（多）、和琴に、上野介忠敬朝臣（多）、篳篥に、縫殿頭季矩朝臣（東儀）・飛驒守季任（安部右近將監）、笛に、內匠權助景貫（山井左兵衛少尉）・左衛門少尉大神景細（山井）奉仕す。

〔神樂〕雅樂の一種にして、神祇を祭る歌舞を云ふ、我國上古の歌舞にして古來より最も尊重せらる、歌を以て主となし、笏拍子をなし、琴之に和し笛篳篥之に副うて其節文をなす而して神樂には本歌、末歌あり、本末の二歌を聯ねて一雙の典とす、而して神樂を奏するには、必ず夜を以て例とす、故に大抵點燈の時に始まり、鷄鳴の前後に終る、伶官は左右に本方末方の座を分ち、歌人、和琴、横笛、篳篥等の召人排列す、其中一人を人長とす。

大嘗會儀式具釋 卷第八 終

大嘗會儀式具釋　卷第九

豐明節會次第　無加叙儀

豐明とは、宴會を云ふ。古くは宴會・豐樂等の字を、直にトヨノアカリと訓ず。大嘗・新嘗の後に限らず、惣て、諸の宴會をば、皆、トヨノアカリと云ふ。假令へば、正月朔日の豐樂、正月七日の豐樂などの類なり。其臨時の宴會とても、トヨノアカリと云ふ。其大嘗・新嘗の後には、必ず宴會あり。仍りて大嘗の豐明、新嘗の豐明などとはいへど、節會の字を加へて、豐明節會とは云はざりしを、中古以後は、十一月の節會の名となりて、豐明節會と稱す。其大嘗の辰巳の日も、節會なれども、是は大嘗の儀の中なり。今日は、大嘗の儀畢れるに依りて、更に、宴會を行はるゝ心にて、此節會あり。大嘗の儀は、巳日までに亘る故に、午日に豐明あり。新嘗の儀は、卯日にて畢る故に、辰日に豐明あり。貞享再興の大嘗には、辰・巳兩日の節會を略せられし故、新嘗の時の如く、辰日に豐明あり。今度は舊式に復せられて、午日に行はる。其貞享の豐明は一日にて、辰・巳・午三日の代の儀なれば、昔の豐明の儀に異なる所多し。今度は、昔の如く三ケ日に行はれたれば、昔の儀に近し。但し、昔は今日の節會に、王卿以下に位階を加へ賜ふ。仍りて、節會の儀の中に、叙位の儀交はり行はる。今は、加叙の儀なし。仍りて、節會の次第、昔と一同なるには非ず。

（豐明節會）新嘗祭の翌日、卽ち辰の日に（大嘗會には午の日を用ふ）天皇其の年の新穀を聞食す儀式にして豐明は饗宴のことにして、豐は美稱明は赤らむ義、卽ち酒によりて顏の赤らむをいへる也、これが起源は高橋氏文に、六雁命が、新嘗會の御膳を勤仕せる事見えたれば、濫觴は古きを知るべし、尋で仁德天皇四十年、新嘗の月に、酒を內外命婦に賜ひしことあり、又履仲天皇大嘗會の時、豐明を爲し給へることあれども定りたる恒例の公事にあらざりしが聖武天皇以後の國史に、辰の日の節會の事多く見えた

れば、此の頃より恒例となりしものなるべし。

〔豐樂殿〕豐樂院の正殿にして其北方に在り、もと乾臨閣と稱す。南面にして廣さ九間四面中央に高御座の土壇を設く。後冷泉天皇康平六年三月炎上の後再造なくもと此殿にて行ひし儀式は爾來八省院又は紫宸殿にて行はるゝこととなれり。

〔瓔珞〕珠を連ね作りし飾也。

早旦裝束司奉仕上下裝束。

裝束司は、當日の役の名、辨官の中にて勤む。上下は殿上・殿下なり。裝束は裝飾にて、よそほひかざるなり。當日、早旦、裝束司、それ〴〵の役人を率ゐて、上下裝束せしむ。左の文、すなはち、其裝束の樣なり。但し、昔は豐樂殿にて行はれ。今は紫宸殿にて行はるゝ故、殿内殿庭の裝束以下、君臣の座、共に、大に昔と同じからざる事、辰日の所に注すが如し。

其儀撤御帳裝飾高御座。當母屋西第二間設群卿座。同間南庇設小忌座。各立臺盤。

是殿上の裝束なり。御帳は、昨日、悠紀・主基に御せられし御帳、之を撤し去る。高御座は、階ある高き御座なり。御座の廻には、檻欄あり。四方には、鏡・瓔珞などを掛け、前には錦帳をたれ、上には八角の屋根あり。其頂には、鳥形を居ゆ。藤原光忠卿の圖説に見えたる昔の高御座は、最も玲瓏たる物なり。今は、さほどにはあらねど、猶、金玉を以て飾り、丹青を以て綵り、其莊嚴觀つべし。其樣は筆し難し。大略、當時大社の神輿に似たり。今世、高御座は、行事官、之を掌る。今度も、行事官紀春清（行事官 和泉守）之を飾る。群卿、今夜出仕するは、内大臣（花山院 常雅公）・權大納言（大炊御門 經秀卿）・右大將（九條植 常卿）・新源大納言（廣幡長 忠卿）・醍醐大納言（兼潔 卿）・阿野中納言（實惟 卿）・今城中納言（定種 卿）・東園中納言（基楨 卿）・清閑寺中納言（秀定 卿）・式部權大輔（唐橋宰相 在廉卿）・冷泉宰相（宗家 卿）・定俊朝臣（野宮左宰 相中將）・宗長朝臣（松木左宰 相中將）等なり。但し、此中、右大將は期に臨みて不參せらる。其座は殿内にて、膳に着く座なり。故に、臺盤を立つ。臺盤の事は、忌火御飯の所に注す。小忌公卿は、辰巳の日の如く、三人、並に群卿の中にあり。其小忌の座、辰巳

〔新嘗の豐明〕新嘗祭の翌日即ち辰日に行はる、刻限天皇出御、内膳司御膳を進め、太子以下群臣に饗饌及び祿を賜ふ儀あり、其間國栖の奏、立歌、五節舞を行ふこと大嘗に同じ。

〔小節には云々〕江家次第に、凡節會有二大儀、中儀、小儀一、即位幷朝賀等謂二之大儀一、上下着二禮服一、白馬、端午、豐明、謂二之中儀一、刀禰以上預レ列焉、元日踏歌謂二之小儀一、大夫以上預レ之焉、其中儀、小儀、皆着二常袍一、とあり、爰に大節と云へるは大儀、小節と云へるは小儀也。

の日は、大忌の座の上頭に設く。今日は南庇に設く。昔も豐樂院にての新嘗の豐明に、小忌公卿の座を南庇に設くる事見えたり。

中務省置レ版。式部省立レ標。

中務省、今夜出仕せるは、權少輔時芳朝臣(高津越後守)なり。版の事は、卯日の所に注す。今日は宣命ある故に、宣命版をも置く。式部省は、少丞經重(宗岡玄蕃大允)出仕せるか、いまだ詳ならず。標の事は、辰日の所に注す。又、昔は、今日殿前に舞臺を構ふ。是、五節の舞あるが故なり。今は、其舞なければ、之を構へず。

羣卿着二仗座一。

辰日の所に注すが如し。羣卿の中、内大臣は、内辨爾候倍との仰を奉りて、端座に移り着かるゝ事、國郡卜定、由奉幣等の上卿の儀に同じ。又、昔の儀は、今日も辰・巳日と同じく、仗座の儀なし。是亦、紫宸殿にて行はるゝに非ざればなり。唯、左に見えたる外任奏の時、内辨の人着陣するのみ。

内辨令三官人敷二膝突一召二外記一問二諸司具否一。

辰日の所に注すが如し。今夜の内辨は内大臣勤めらる。陣官人は、辰・巳兩日に同じ。外記、今夜出仕せるは、大外記師守(押小路掃部頭)・權少外記中原于俊(山口内藏助)兩人なり。

次外記持二參外任奏一。

外任は外官と云ふに同じく、諸國の國司なり。選叙令に、凡在京諸司爲二京官一自餘皆爲二外官一とある是なり。外任奏とは、凡そ、昔の節會には、小節には五位以上、大節には六位以下までも、宴に預かる

〔上京改任云々〕今妙音院相國白馬節會次第所載の外任奏を擧ぐれば左の如し。

外任奏
其國守姓戸名
其國守姓戸名
右任符未給
其國守姓戸名
右雖給籤符未向任國
其國守姓戸名
其國守姓戸名
右爲濟權政入京
年　月　日

〔元日〕毎年元日朝賀（又は小朝拜）畢りし後、天皇紫宸殿に御して、宴を群臣百官に賜ふ節會也、賜宴の間國栖の奏、御酒の勅使、立樂のことあり。

事、辰日の召刀禰の所に注すが如し。是、皆、京官の五位以上、六位以下なり。外官は遠路なれば、又之に預からず。然れども、諸國の守・介など、上京改任して、いまだ、任符を給はらずして在京し、又は、任符を給はりても、いまだ、京を發せず。或は國政の事に依つて、入京して居る等の間、節會の行はるゝ時に當れば、則ち宴に預る。其宴に預かるべき人々の名を錄して奏するを、外任奏と云ふ。今世は、京官とても、公卿に非ざれば、宴に預からず、且つ、諸國の國司も、有名無實なれば、宴に預かるべき人はあらざれども、舊例に從ひて此奏あり。勿論、今日の節會に限りたる事には非ず。元日・白馬以下、皆然り。但し、大嘗の辰日・巳日には、昔より、此奏なし。是、尋いで午日あるが故なるべし。今、此外任奏は、外記陣座に持參して內辨に進つる。

次內辨以職事奏聞訖返賜。

內大臣職事を以て、外任奏を奏聞す。其奏、筥の蓋に入れたり。職事、先づ殿上に持參して、關白に內覽せしむる事、常の如し。訖りて內侍に附けて、之を奏聞す。列に候はしめよと仰せて、返し賜ふ。職事持來りて、內大臣に返進す。內大臣、之を結ぬ。職事、仰の詞を仰す。內大臣、職事に目す。職事退去す。

次內辨召外記給外任奏。

仰の詞を仰せて、之を返し給ふ。

次羣卿起座。

內大臣以下、皆、陣座を起つ。

（基名）利香の子、石山氏（藤原姓）第四代也。
（實視朝臣）公尹の子、山本氏（藤原姓）第四代也。
（堯言卿）持言の子山科氏第十九代也
（廣仲卿）仲賢の子五辻氏（源姓）第廿代也。
（房季朝臣）實守の子、園池氏第五代なり。
（泰孝朝臣）倉橋氏（安倍姓）第五代にて、泰章の子也。
（氏榮朝臣）山井氏第三代にて、兼前の子也。
（榮通）通晃の子、久世氏第七代也。
（家長）冬長の子也
（時行朝臣）時爲の子、平松氏（平姓）第五代也。

近衛陣二階下一。

辰日の所に注すが如し。今夜、左次將は公積朝臣（正親町三條中將）・雅重朝臣（飛鳥井中將）・基名（石山少將）右次將は、宣季朝臣（小倉中將）・實雅朝臣（植松中將）・實視朝臣（山本中將）出仕す。

皇上御二高御座一。

近仗稱警。

並に、辰日の所に注すが如し。今夜の御衣紋には、山科前中納言（堯言卿）御前衣紋には、宮内卿（五辻三位廣仲卿）參仕す。脂燭の殿上人には、房季朝臣（園池中將）・泰孝朝臣（倉橋中務少輔）・氏榮朝臣（山井彈正少弼）・公全（風早侍從）・榮通（久世侍從）・家長（高辻侍從）・丹波頼亮（小森丹藏人）出仕す。今度、此出御戌刻。

群卿着二外辨一。以二小忌一爲レ先。已下倣レ之。

辰日の所に注すが如し。此群卿は、内辨の外、權大納言以下なり。

政官同着二床子一。

辰日の所に注すが如し。今夜床子に着けるは、少納言時行朝臣（平松）・大外記師守・權少外記中原于俊・史生宗岡重行（青木右衛門大尉）・史生宗岡經直（宗岡右兵衛大志）・召使宗岡行亨（青木玄蕃少允）・辨豐尙（日野西右少辨）・左大史盈春宿禰（壬生主殿）頭・左少史高橋春明（村田宮内少丞）・右史生紀春清（行事官和泉守）・左官掌紀氏兼（小野左衛門少尉）・左官掌代右官掌紀氏信（岩崎近江權大）掾・右官掌紀氏房（座田右衛門大尉）・右官掌紀親緣（峯内匠大允）・召使宗岡秋行（青木左衛門少尉）。

外辨上卿令三召使下二式筥一召二外記一問二諸司具否一。

辰日の所に注すが如し。上卿は右大將なり。

内辨着₂兀子₁。

是廊代の兀子なり。事は辰日の所に注すが如し。

内侍臨ᴸ檻。

次内辨謝座昇殿着₂兀子₁。

政官着₂砌下座₁。

並に、辰日の所に注すが如し。

次開門。

昔は、豐樂・儀鸞兩門を開き、今は承明門代として、南門を開く。其儀は、巳日の所に注す。

闈司分居。

闈司は女司の名、長官を尙闈、次官を典闈と云ふ。昔は、諸門の管鑰を預り、之を出納することを掌る。故に、開門せる時、其門の左右に分れ居る。今は尙闈・典闈の差別も聞えず。且つ、常に禁中に奉仕する女司の中には非ずして、一人は大聖寺宮の抱、一人は甘露寺家の抱の者なれば、本より管鑰を預からず。唯、遺風を存して、節會の夜開門せる時、門の左右に分れ居るのみ。其儀、開門せる由を、陣の官人の申したる次に、内辨、兀子に在りて、又、闈司座仁罷利寄禮と仰す。但し、今世は闈司着座と呼ばるゝ如く覺えたり。陣の官人、又、之を傳へて、闈司を門下に進めしめ、軒廊の階の邊に歸り來りて、闈司、座に着きたる由を申す。凡そ、元日・白馬・踏歌・大嘗・新嘗の豐明等に開門せる時、皆、闈司分居の儀あり。唯、大嘗の辰・巳の日の開門には、古今、共に、闈司分居の儀見えず。

〔豐樂〕豐樂院南面の正門にして、內儀鸞門と相對す。

〔闈司は云々〕後宮職員令に、闈司、尙闈一人、掌₂宮閤管鑰及出納之事₁、典闈四人、掌同₂尙闈₁云々とあり。

〔闈司分居の儀〕江家次第に、闈司分居（二人出ᴸ自₂射場₁、斜行到₂承明門左右腋₁、著₂草墪₁）とあり、こは元旦節會の時也、又た三節會次第白馬節會の條に、次開門內辨顧₂座上₁、催ᴸ之。（同₂元日₁）次闈司二人分居、內辨顧₂座上₁、問ᴸ之（同₂元日₁）と見えたり。

〔大允〕大舍人寮にて、助に次ぐ職員、定員一人（もと左右二人）、相當正七位下也。

〔少納言〕太政官の職員にて、定員三人、相當從五位上也、もと詔勅の傳宣、鈴印傳符のことを總管し、甚だ重職なりしが、後ち詔勅傳宣のことは藏人に遷り、少納言はたゞ鈴印等のことを掌るのみとなれり。

次内辨召舍人。大舍人稱唯。

辰日の所に注すが如し。大舍人、今日出仕せるは、大允藤井頼中柱少允高橋榮庸（荒木右兵衛少尉）外に大舍人代として、召使宗岡行秀（青木左兵衛少尉）召使宗岡行福（青木右兵衛少尉）等なり。

次少納言就版。

辰日の所に注すが如し。今日の少納言は、時行朝臣なり。

内辨宣召刀禰。少納言稱唯出召之。

群卿參列、（異位重行）諸仗立。

内辨宣敷尹。

群卿謝座謝酒訖昇殿着座。諸仗居。

並に、辰日の所に注すが如し。其謝酒の時、造酒正師守、空盞を權大納言に授くる事、辰・巳の日に同じ。

次撤御臺盤。

内膳供御膳。

並に、其儀及び、内膳の官人、御膳の色、辰・巳の日に同じ。

次供殘御膳。

其儀、及び御膳の色、辰・巳の日に同じ。

次賜臣下粉熟。以小忌爲先。（以下倣之。）居訖。内辨候天氣。

御箸鳴臣下應之。

次供地羹。

次供御飯。

並に、辰日の所に注すが如し。

次供進物所御菜。

次供御厨子所御菜。

並に、其儀及び供する色、辰・巳の日に同じ。御厨子所預宗直高橋釆女正出仕する事、亦、辰・巳の日に同じ。

次賜臣下飯汁居訖。內辨候天氣。

御箸鳴臣下應之。

並に、辰巳の所に注すが如し。

次一獻。

國栖奏。

國栖は磐排別命の後なり。神武天皇、吉野に行幸したまひし時、詔して磐排別命の子に、國栖の名をたまふ。それより、世々和州の內、東南の方、山谷を隔てゝ、吉野河の上に住めり。其輩を國栖と云ふ。其土地、吉野に屬せるが故に、吉野の國栖とも稱す。應神天皇十九年十月、吉野宮に行幸したまひし時、國栖の人來朝し、大御酒を釀して、之を献る。其献る時、歌を歌ひ、歌ひ訖りて口を打ちて、仰いで、咲ふて、伎を爲せり。是を初として、時々來朝して、栗・菌・年魚等の物を献り、允恭天皇の御

（神武天皇云々）神武紀前紀（戊午年）に、是後天皇欲省吉野之地、云々、巡幸焉、云々、亦有尾而披磐石而出者、天皇問之曰、汝何人、對曰、臣是磐排別之子、此則吉野國樔部始祖也とあり、此時國栖の名を賜へる由は姓氏錄に見えたり。

（應神天皇云々）應神紀に、十九年冬十月戊戌朔、幸吉野宮、時國樔人來朝之、因以醴酒献于天皇而歌之曰、伽辭能輔珥、豫區周玖屢區利、豫區周珥、伽綿蘆淤朋瀰枳、宇摩羅珥、枳虛之茂知塢勢、摩呂俄智、歌之既訖、則打口以仰咲とあり。

字より、七節の御贄を献る。其献る時ごとに、歌ひ訖りて、卽ち口を打ちて、仰いで咲ふ例となれり、古事記・日本紀・姓氏錄等に見えたり。其歌も、古事記・日本紀、及び、政事要略等に見えたり。但し、其詞、三書、聊か不同あり。而して、中古以前、元日・踏歌・白馬以下、諸節會に、必ず國栖奏とて、儀鸞門の外にて、歌笛を奏して、御贄を献つる。延喜宮內省式には、國栖の歌曲、節ごとに十七人を定めとし、國栖十二人、笛工五人、但し、笛工二人は、山城國綴喜郡にあるよし見えたり。此比は、猶、雷に、國栖來朝せると見えたり。中古以後は、國栖に非ざる人、國栖の分にして、歌笛を奏す。紫宸殿にて行はるゝ節會には、承明門の外にて奏す。猶歌と笛となり。今世は、歌を奏する事なし。唯、伶人、形の如く一聲の笛を奏す。但し、南門の內にて奏す、外には非ず。今度は內匠權助景貫山井左兵衞少尉之を勤む。先づ內大臣下殿し、軒廊にて、之を催して奏せしむ。

次二獻。

奏久米舞今度無此儀

久米舞とは、久米は日本紀を考ふるに、昔、天孫降臨の時、大伴連遠祖天忍日命帥來目部遠祖天槵津大來目。背負天磐靫。臂著稜威高鞆。手捉天梔弓・天羽々矢。及副持八目鳴鏑。又。帶頭槌劍而立天孫之前とあり。又、神武天皇東征の時、大伴氏の遠祖日臣命帥大來目督將元戎蹈山啓行とあり。又、同帝、赤銅八十梟帥が餘黨を滅したまふ時、道臣命に、汝宜帥大來目部誘虜而取之と勅したまひ、道臣命選我猛卒與虜雜居とあり、而して、其時の道臣命の歌の詞に、瑞々シ、來目ノ子等ガ、頭槌、石槌持チ、擊チテシ止マムとあり。如此くなれば、來目部は、往古より、大伴氏の祖に屬する者にして、

（政事要略）年中行事並に民政、刑法、學校のことを述べし書、明法博士惟宗允亮の著也。

（天忍日命）高皇産靈尊五世の孫也。

（天羽々矢）羽々矢は古事記傳に、羽張矢にて、羽の廣く大なるを云なるべしとあり。

（日臣命）天忍日命第三世の孫也。

（赤銅八十梟帥）大和國高尾張邑の酋長也、戊午の年（卽位前三年）十月誅せらる。

（道臣命）日臣命也

〔兄猾〕大和國菟田縣の酋長也、戊午の年八月誅せらる

〔頭槌劍〕日本紀通證に、兼良曰、頭槌者劍首如槌也、今隼人所帶之劍有ニ此形一也、今按、云々、猶如ニ今陣刀一乎とあり、其他石劍となす說もありて詳かならず。

〔駿河舞〕駿河國の風俗歌に合せて舞ふ舞にして東遊の一種也、禮樂志に、傳言、宣化帝元年有ニ神降ニ於駿河宇士濱一、歌舞絕妙、國人道守氏摸ニ其舞曲一而傳、名曰ニ東遊一、とあり。

軍卒と見えたり。而して、猶、同紀を考ふるに、神武天皇の兄猾を滅したまへる時の、菟田ノ高木ニと云へる御歌を、來目歌と云つて、今、樂府奏ス此歌ヲとあり。又、右に云へる道臣命の歌を聞きて、士卒倶に、頭槌劍を拔きて、一時に虜を殺し、皇軍大に悅びて、天を仰いで咲へるを、今、來目部歌而後大哂、是其緣也とあり。然れば、昔、世々の豐樂に、來目部、來目歌を歌ひて、舞を奉仕し、歌ひ訖りて哂ふ。其舞を久米舞と云ふと見えたり。但し、貞觀の比は、既に來目部なきか。貞觀儀式・江次第等に見えたる久米舞は、伴氏と佐伯氏との五位以上の人、左右に分れ、伴は左、佐伯は右に在りて、舞人を率ゐて、南門より入り、舞臺の東より出て、中庭の床子に着き、舞人二十人、版位を夾みて、二列にして舞ふ、琴工六人如ン駿河舞ノとあり。伴は、卽ち、是大伴、佐伯は、大伴に伴なふ姓なれば、二氏、久米舞を率ゆると見えたり。又、江次第には、舞の終りに劍を拔く、歌なし。琴を以て節を爲すとあり。劍を拔くは、神武の古事に據るか。さなくとも、來目の舞なれば、劍を拔くべき事なり。唯、歌なしと云へるは、日本紀に合はず。中古、既に、其歌曲、傳はらざるなるべし。今世は、舞も亦傳はらず。仍りて、一向、此儀なし。

次ニ三獻。

仰ス御酒勅使ヲ。

辰日の所に注すが如し。今日の御酒勅使は、式部權大輔、之を仰す。

奏ス吉志舞ヲ。

吉志舞の義、いまだ考へず。之を奏する儀、貞觀儀式に見えたるは、安倍氏人五位以上、相分れて列

し、之を奏せしむ。人數行列等、久米舞に同じとあり。江次第に見えたるは、舞臺の西より出て、安倍氏五位以上床子に着く。高麗亂聲舞二十人、樂二十人とあり。今は、其舞の様、傳はらざる由にて、只、亂聲を奏して、伶人巡廻するのみ。今度、安部氏は、泰邦朝臣（上御門修理大夫）出仕す。伶人は、出雲守季行朝臣（東儀）・大隅守廣房宿禰（林）・丹波守兼伯宿禰（東儀）・内匠頭兼陳宿禰（東儀）・木工權頭近業宿禰（窪）・上野介忠敬朝臣（多）・縫殿頭季矩朝臣（東儀）・攝津守葛作朝臣（芝）・若狹守廣晉宿禰（薗）・左兵衛大尉昌春宿禰（岡伊豆守）・伊賀守倫秋朝臣（豐左近將監）・圖書權助高房（辻左近將監）・内藏大允近葛（上右近將監）・左近將監久長（多）・内匠權助景貫・左近將監好葛（奥右兵衛大尉）等出仕す。此舞を奏する事、貞觀儀式には、久米舞の次に奏す。其比は、惣て幾獻の後と云ふ定なし。江次第に載せたるは、今度の次第に同じ。但し、或は三獻前、久米舞後と記す。貞享には三獻の前にあり、今度は後にあり。必ずしも、一定ならず。又、昔は此跡にて、大歌・五節舞・和舞等あり。貞觀の頃は、其上に、悠紀・主基風俗の歌舞・所司の立歌等もあり。其儀、貞觀儀式・江次第等に見ゆ、事繁多なれば、之を畧す。

次内辨奏宣命・見參・祿法。

宣命の儀は由奉幣の所に注す。此宣命は、今日、豐明の日に依りて、酒食を賜ひ、物を賜ふとの宣命なり。昔は此日、宣命兩度あり。初の宣命は、悠紀・主基の國司、其の外の人々にも位を進めたまふ由の宣命にして、是は早く奏して、御膳以前に宣し畢り、此に至りて、又、酒食祿物を賜ふ由の宣命を奏す。今は加叙の儀なきが故に、初の宣命なし。後の宣命のみなり。亦、是、内記作進す。見參の儀は、辰日の所に注す。祿法は字の如し。祿の員數を記せる文なり。中古以前は見參をば、式部省より

〔東儀〕本姓秦氏、大阪四天王寺の樂人にして天王寺派に屬す、下記の林、薗、岡諸氏亦同じ。

〔窪〕下文の芝、辻、上、奥と共に何れも狛氏にして、南都派に屬す。

〔多〕神八井耳命の裔にして貞觀仁和の頃の人、多自然麿より代々樂を以て顯はる、山井、豐、安倍氏と共に京都派に屬す。

〔豐〕豐原氏也。

〔大歌〕五節の時舞姬殿上人などの奏する歌曲を云ふ。

〔立歌〕古代より傳

りたる我國特有の歌曲の一種、樂師等階下に立ちながら奏するより名づく、大嘗會及び元日白馬兩節會の時奏す、延喜前後に至り固有の立歌は廢せられて唐樂の立樂と變ぜしこと北山抄、江家次第等により知るべし

〔文杖〕宣命、見參等を挿む杖也、安齋隨筆に、又書杖ともかく、又文夾とも云ふ、木の枝の頭を鳥の觜の如くに作りて、其觜の所に文書をはさみて、差出すなりと見えたり。

進つり、其見參を外記に賜ひ、外記、更に計會して祿法を制す。近世は外記直に見參及び祿法を記す。是より前に、內大臣下殿して、軒廊の兀子に着く。外記、文どもを一つ文杖に挿みて進つる。內大臣文を取り、見畢りて、文杖を取りて昇殿し、御屛風の南の妻に就きて、內侍に附けて奏覽す。御覽畢りて返し給ふ。內大臣、又、下殿して、文杖を外記に返し、文を取りて、堂上の座に復る。

次内辨召參議一人賜宣命。又。一人賜見參・祿法。

宣命を賜へる參議は、卽ち、是、宣命使、今日は、定俊朝臣、之を勤む。宣命を受けて復座す。中古以前は、宣命に堪へたる參議以上の人、一人を定めて、其由を奏聞す。近世は、必ず參議を用ゆ。而して、奏聞する事見えず。見參・祿法を賜へる參議は、卽ち、是、祿所に向ふ。今度は、冷泉宰相、之を勤む。見參・祿法を受けて、直に祿所に向ふ。

參議向祿所。

辰日の所に注すが如し。

群卿下殿列立。

參列の時の如し。但し、此にては、內辨も同じく列立す。其宣命使と、祿所の參議とは、此列にあらず。又、此下殿の時より、近仗、床子を起つ。

次宣命使就版。

版は宣命版なり。群卿下殿して後、定俊朝臣、下殿して、進みて宣命版の南に就く。其進む間、曲る所にて揖す、是を曲折の揖と云ふ。

〔直相〕「ナホリアヒ」の約、齋を解きて平常に歸る義也、續紀天平神護元年十一月の詔に、大新嘗乃猶良比乃豐明云々とあるを初見とす。

〔赤丹乃穗〕酒を飲みて顏の赤くなる樣を云ふ、中臣壽詞に、悠紀主基乃黒木白木乃大御酒遠云々、赤丹乃穗仁所聞食豆云々と見えたり。

〔惠良岐〕古事記日本紀に歡喜の字を訓めるが如し。

宣制拜舞如常。

宣制とは、制もミコトノリと訓ず。詔命を宣讀む義なり。昔は、宣命と云ふも、宣讀む態を云ふ。中古以來は、其文を指して宣命と云ふが故に、讀む態を宣制と稱して之を分つ。而して、其之を讀むも、實に讀むには非ず。先づ宣命使版に就き、揖して笏を揺み、宣命を聊か開いて後、押し合せて、横に顧みるのみにして、讀める分なり。拜舞は群卿拜舞するなり。其樣は、辰日の所に注すが如し。但し、宣制は二段なる故に、羣卿も、初に先づ再拜し、後に又、拜舞す。是、宣制の時の拜舞の定まれる儀なり。故に、如常と云ふ。今度の宣命の文、左の如し。

天皇我詔旨良万宣布大命乎諸聞食度宣布今日波大嘗會乃直相乃豐樂畢者奈奴留日爾在利故是以氏黒幾白幾御酒赤丹乃穗爾食部惠良岐罷止爲天奈毛常毛給布酒幣乃御物賜者久止宣。

元文三年十一月二十二日

昔の儀を以ていはゞ、先諸衆聞食度宣不と云ふまでを一段として宣す。此時、群臣稱唯して再拜す。又、今日波と云ふ以下を、一段として宣し畢る。此時、群臣次第を以て稱唯して、倶に拜舞す。中古以後は、實に宣せず。右に云へるが如く、宣命使宣命を、聊か開きて、押合せて顧みる時、群卿再拜し、次に又、宣命使、初の如く押合せて顧みる時、群卿拜舞す。兩度共に、中古以來は稱唯せず。其群卿拜舞する間、宣命使、宣命を卷き、揖して、版を離れ退き、昇りて堂上の座に復る。其庭上にて、曲りて北へ折れんとする時、曲節の揖あり。進む時の儀の如し。抑、今日の宣命の詞は、古今共に、さして替る事なし。但し、今日波と云へる次の文、昔の大嘗會には、大嘗乃直相と記し、新嘗會には、

〔常毛賜御物〕豐明節會には常に例として賜ふ物の意也

〔酒幣〕酒宴の時に贈る物の意也。

〔式部輔云々〕式部省式大嘗會の條に卯日質明、掃部寮設二輔以下座於便處一、點二檢五位以上一云々、辰日點二檢五位以上一云々、巳午日同レ之、但午日亦引二叙人一、宴會訖輔執レ札互唱レ名と見えたり。

新嘗乃直相と記す。是大ムベ又は、新ナメと訓讀するに依りてなり。今度の宣命に、大嘗會と記す者は、音讀する意とみえたり。是由奉幣の宣命の所に注すが如し。妄に、字音を用ゆる者、古體に合はず。又、內裏式・貞觀儀式等に見えたる宣命には、畢りの詞常毛賜御物とあり。酒幣乃の詞なし。此外は、異なる所なし。

群卿復レ座。

宣命使復座の後、祿所の參議の外、內辨以下の群卿、堂上の座に復る。近仗、胡床に居る。

次群卿下殿。賜レ祿退出。

昔は群卿復座の後、式部輔、庭中の版に就きて、人々の名を唱へ、其唱へらるゝ人、一々、次第に下殿して、祿所に向ふ。故に、先づ一應復座の儀あり。近世は、召唱ふる儀なしといへども、舊例に從ふて、一應復座し、更に、下殿して祿所に向ふ。但し、左に注すが如くなれば、復座より下殿までの間に、入御の儀あるべし。然る時は、群卿暫く磬折し、入御畢りて下殿すべし、其賜祿の儀は、辰日の所に注すが如し。

入御。

近仗稱蹕。

並に、出御の所を見て知るべし。今度、此入御亥刻に過ぐ。抑、諸の節會賜祿の儀あれば、其次第、今度の次第の如く、入御は、群卿下殿賜祿の後に記す。唯、貞享の豐明の儀には、入御群臣磬折起二座前一。次近仗歸入。次群臣下殿、賜レ祿。一拜退出と記す。案ずるに、中古以前は、其次第に記すが如く、入御

〔磬折〕「ケイセキ」と訓む、立ち乍ら腰を前へ折り屈めて行ふ禮、「ケイセチ」ともいふ、磬屈といふも同じ、禮記に「立則磬折垂ㇾ佩」とありて其註に、「僂折如ㇾ磬之背」とあり。

は群臣下殿の後にあると見えたり。中古以來は、必ずしも、王卿の降入をまたずして入御せらる。仍て、警蹕ありと、江次第に見えたり、是、天皇徒に久しくまちたまふが故に、先づ入御せらるゝなるべし。されど、入御を以て、群臣下殿の前に改めて、次第せるには非ず。故に、次第を記すには、猶入御を以て後とす。今度の次第も、入御を後に記すべしといへども、亦、群卿の下殿し畢るをまちたまふ可からず。故に、蹕あり。若し群卿下殿し畢らば、蹕するに及ぶ可からず。然れば、貞享の次第と今度の次第と、記す所の先後、同じからずといへども、其實に至りては、異なるべからず。今度の儀、此先後、いまだ詳に聞かずといへども、蓋し、先づ入御せられ、其時、群卿磬折して、座の前に立ち、近仗蹕を稱し畢りて、近仗は退入し、王卿は下殿して、祿所に就けるなるべし。辰・巳兩日の主基の儀の畢も、此に同じ。

大嘗會儀式具釋卷第九終

歷朝神異例

歴朝神異例序

八十言の葉は盡すとも、一の驗をしめすにしかず。八十のこゝろはいざなふとも、一の眞を得るにしかず。まろうれたむ事ありて、稜威道別ちふ書はつくりたれど、久しく埋れ來し今にしては、人の信もとりがたげなり。さりとて、現しくそのしるしも見せがたきわざなれば、こたびおもひよりて、御代々々の書の中に、時として顯はれ給ひし神の靈異を、いさゝかかき出て示すにぞある。人のこゝろ岩木ならざれば、此いつくしき御驗を見奉りて、たれか信を起さざらん。もしみたりに一人も、猶此御驗をうたがはゞ、神代の古言とあはせてさとれ。もし神代の古言をうたがはゞ、其事蹟と合せてさとれ。いかに外國の書言に、眞情とられたらん輩も、大かた此三つをあはせもてゆかば、あまつ水影にうつして、月日の光りをてらし見むよりも、明らかにおもひなりなん。故いたづらに、八十言の葉を盡さんよりはとて、此眞を示すになん。

天保十四年七月　　橘守部

歴朝神異例巻之次第

巻一　天照大御神，靈異
巻二　内侍所，神鏡，靈異
巻三　熱田，大御神，靈異
　　　八坂瓊，曲玉，靈異
巻四　天皇皇祖神，靈異
　　　八幡，大神，靈異
巻五　罰夷賊神，靈異
巻六　修理國土神，靈異
　　　臨事護助神，靈異
　　　令知兵革凶災神，靈異（原本なきも内容により加之）
巻七　諸，神雜，靈異
　　　祟谷諸神，靈異
　　　忿罰諸神，靈異

一

しばらくかくは分ちたれど、時々に顯はれ給ふ靈異なりければ、本より何の靈くれの靈と、きはやかに分ち得べくにあらず。さりとて、ひとつらにかきならべむも、見む人のあきたかりなんとて、しひてわかちてこゝろみし也。故おなじ神の、御うへの、そこゝに出などして、きはやかならぬ事おほかるべし。その中に、神の御心と世の盛衰治亂と、おのづからにあひあへるが、あやしくたふとかるまゝに、ところ〴〵そを引あはせて、おのがいやしきかうがへをもくはへたる、いとおほけなくつゝましき事ども多かりなむ。つねによろづを愼しみ恐れみして、身のほどをわすれじとはこゝろすれど、ひたぶるに神をたふとみ、君をいたゞき、世をおもひ、昔をしのぶ心くせには、物にふれてくちをしくかなしく、涙さへこぼるゝばかりおもひしみては、そのうれたみにひかれて、はからず常のこゝろをわすれて、とり崩し出らるゝになん。見む人、わが眞心のそこひをよくのみ分けて、その罪を見ゆるしきゝゆるしてよかし。

歷朝神異例　卷一

天照大御神靈異

日本書紀、崇神天皇卷六年。先是天照大神。倭大國魂、二神並祭於天皇大殿之內。然畏其神勢、共住不安。故以天照大神託豐鍬入姬命。祭於倭笠縫邑。仍立磯堅城神籬。云云。然髮落體瘦而不能祭。

同垂仁天皇卷二十五年春二月。詔群臣曰。我先皇御間城入彥五十瓊殖天皇。惟叡云云。禮祭神祇。剋己勤躬。日愼一日。是以人民富足。天下太平也。今當朕世。祭祀神祇。豈得有怠乎。三月丁亥朔丙申。離天照大神於豐耜入姬命。託于倭姬命。爰倭姬命求鎭坐大神之處。而詣菟田筱幡。更還之。入近江國。東廻美濃。到伊勢國。時天照大神誨倭姬命曰。是神風伊勢國。則常世之浪重浪歸國也。傍國可怜國也。欲居是國。故隨大神敎。其祠立於伊勢國。因興齋宮于五十鈴川上。是謂磯宮。則天照大神始自天降之處也。

一云。天皇以倭姬命爲御杖。貢奉於天照大神。是以倭姬命以天照大神。鎭坐於磯城嚴橿之本。而祠之。然後隨神誨。以丁巳年秋九月甲子。遷于伊勢國渡遇宮。是時倭大神著穗積臣祖大水口宿禰。而誨之曰。太初之時期曰。天照大神悉治天原。皇御孫尊專治葦原中國之八十魂神。我

〔倭大國魂〕大己貴神の荒御魂也。
〔豐鍬入姬命〕崇神天皇第一皇女也。
〔倭笠縫邑〕日本紀通證に、今城上郡笠村云々、笠村有神祠、疑笠縫邑近之とあり、然れど定說なし。
〔倭姬命〕垂仁天皇第二皇女也。
〔菟田筱幡〕大和國風土記に、宇陀郡篠幡庄・云々、倭比賣命戴天照大神、爲御杖、至此地、云々とあり。
〔常世之浪云々〕常世は廣く海外の國を指す、遠き海外の方よりも重々に浪の寄する國と也
〔傍國〕堅（カタ）國の義なるべし。
〔大水口宿禰〕神饒速日命六世の孫にて欝色雄命の子也

親治大地官者言已訖焉。然先皇御間城天皇雖祭祀神祇、微細未探其源根、以粗留於枝葉。故其天皇短命也。今汝御孫尊悔先皇之不及而愼祭、則汝尊壽命延長、復天下太平矣。時天皇聞是言、則仰中臣連探湯主而卜之、誰人以令祭大倭大神。即渟名城稚姫命食卜焉。因以命渟名城稚姫命、定神地於穴磯邑、祠於大市長岡岬云云。

今按に、初の崇神の卷に、先是天照大神倭大國魂二神、並祭於天皇大殿之内。然畏其神勢、共住不安。とあるは、別に所以ある事にて、此御時俄に帝德の衰へさせ給ひて、然りしにはあらず。此二代の天皇は、大御威德殊に御盛にこそはおはしましたれ。是は次文に、始自天降之處也。と見えたるごとく、天照大御神は既に神代の昔、其荒御魂の伊勢に降り給ひつる故に、今此御魂代御鏡も、猶伊勢には遷らせ給ひしにぞありける。豐受宮儀式帳に、天照坐皇大神云云。誨覺賜。吾高天原坐弖。見志眞岐賜志虚爾志都眞利坐奴。と見え、又古語拾遺にも、始在天上、預結幽契、衢神先降。深有以矣。など云るも其事なり。又皇孫尊の天降坐る御時に、（天照大神の御魂代の御鏡も、御時倶に副ひて降坐けるに、）此伊勢國よりしも、猿田彦神の御迎に出給ひけるなども思ひ合すべし。かゝれば、神功卷に、天照大神誨之曰。我荒魂不可近皇居。と御親詔はせし御詞の如く、彼崇神垂仁の御時にも、さる御告のありける故に、他所にも離ち奉らむとし給ひけむ事しられたり。（上古の語傳への旨は、そのかみ誰も心得けん故に、其ゆゑよしをことわらぬ事常に多かる也。）即草薙神劔も、御心より熱田に離りて鎭り給ひけるに、異國賊僧道行が盗出せしに聞驚かして、宮中に留められたりけるに、同殿に坐が神慮に適はずとて祟り給ひけるまゝに、又熱田へ返し祭られき。此等何れも其神慮の一つ旨なるを、合せて幽き所由ありなむ事をおもふべし。

〔探湯主〕松尾社家系圖によれば、天見尾命九世の孫久志宇賀主命の子也

〔渟名城稚姫命〕崇神天皇第二皇女也

〔穴磯邑〕大和國城上郡（今磯城郡の内）の大名にて、大市はその小名也

〔豐受宮儀式帳〕豐受宮年中諸種の儀式次第を詳記せるもの、延喜廿三年三月同神宮神官等よりの具狀也。

〔猿田彦神云々〕神代卷に、衢神對曰、聞天照大神之子今當降行、故奉迎相待、吾名猿田彦大神、云々、吾則應到伊勢之狹長田五十鈴川上、云々、とあり。

〔道行云々〕天智紀七年に出づ、道行は新羅の僧也。

〔高市御子〕天武天皇第八皇子也。

〔和蹔〕美濃國不破郡の地と云ふ。

〔大神宮諸雜事記〕垂仁天皇廿五年より延久元年に至る伊勢大神宮に關する雜件を輯錄せる書、二卷也。

〔白鳳二年〕元年の誤也。

〔多基子内親王〕續日本紀文武紀二年の條に、遣當耆皇女侍于伊勢齋宮、とあり、第十二代の齋王也。

〔横川條〕天武紀に將及横河、有黑雲、廣十餘丈、經天、時天皇異之、則擧燭親秉式占曰、天下兩分之祥也、云々とあり、横河は伊賀の川名也。

先づ是を此卷の發端として、次々さまぐ\の靈異奇瑞どもを、輕きも重きもよりくるまゝにしるしつくるになん。

同天武天皇卷元年六月、天皇云云。到于伊勢。（此間に大神宮御祈念奉幣、志摩行幸等のことあまた脱したり）丙戌、旦於朝明郡迹太川邊望拜天照大神云云。皇子（高市御子）則還和蹔。於茲行宮興野上而居焉。此夜雷電雨甚。則天皇祈之曰。天神地祇扶朕者。雷雨息矣。言訖即雷雨止之。云云。

今按に、書紀の此御卷の初文は、いかなる事にか有けむ、いたく脱漏せり。故近來の學者、此時の伊勢の御參詣、又大御神の御奇瑞ありし事どもをよくも考へざりつれば、紀記萬葉集其他引べき釋どもにも引ず、凡て心ゆかぬ事の多かれば、爰にいさゝかことわりおくなり。故少し煩はしくうるさき事もまじりなん。

大神宮諸雜事記一云。白鳳二年。大政大臣大伴皇子企謀反。擬奉誤天皇。于時天皇之御内心仁。伊勢太神宮令祈申給。必合戰之間令勝御。以皇子（天）皇太神宮爲御杖代。可令齋進之由御祈禱。有感應。彼合戰之日。天皇勝御（世利）。仍御即位。二年（癸酉）九月十七日。天皇參詣於伊勢皇太神宮天。志令申御賽給（倍利）云云。白鳳四年秋九月十三日（仁）。多基子内親王參入太神宮給（倍利）云云。

今按に、有感應とは、萬葉二、高市皇子尊城上殯宮之時。柿本朝臣人麻呂歌曰。上略。去鳥乃。相競端爾。渡會乃。齋宮從。神風爾。伊吹惑之。天雲乎。日之目毛不令見。常闇爾。覆賜而。定之。水穗之國乎。云云。又伊勢古風土記殘缺一志郡下曰。淨見原宮御宇天皇云云。從大神宮方隨皇軍黑雲數十丈亘天襲敵陣。故號其雲興之地謂雲出云云。（書紀には、此黑雲の事、東國潜幸の初横川條に出せり。彼萬葉の歌に合せて、時日の紛ひたる事しられたり。）

と云るたぐひなり。此外鴨事代主の神、牟狹生雷神、村屋彌富都比賣神等の、此天皇を助け給ふ事、書紀元年七月條下に出たり。四卷皇祖部いづるを見るべし。かくて右の諸雜事記又雜例記等に、行幸の事を樋にも載ざりしをおもふに、天皇此ほどはいまだ出家の御形體にまし〳〵ければ、神宮へは近つき給はで、所々より遙拜みまし〻故にも有べし。伊勢記に、古記曰とて、天武天皇從ニ飯野遙拜一。有レ潛ニ幸于志摩國一。而數日祈ニ大神宮一云云。とある即是也。後の物ながら、愚管鈔慈鎭和尚三曰、文武は云々、これをきゝて、こはいかにわれは〳〵と、よしなく思ひて、出家になりて入籠りたるを、かく攻られんこそはとて、吉野山をいでゝ出家のかたちをなほして、伊勢大神宮を拜み給ひて、美濃尾張の軍勢を催したゝして、近江國に大友皇子の軍を設け給ひたりけるによせ給ひて、天武天皇の御方かちになりければ、云云、是偏に大神宮の御加護によりてなりけり、云々。

宇治拾遺物語宇治大納言源隆國卿撰古寫本六三曰、天武天皇云云、田原を出て志摩國ざまへ、山に傍て出たまひぬ。其所にて、水飲せよと仰られければ、大なるつるべに水を酌てまいらせたれば、汝が勢に此國の守とはなさんとて、美濃國へおはしぬ。此國の洲俣の渡りに、舟もなくて立たまひてけるに、女の大なる船に、布を入て洗ひけるに、此渡なにともして渡してんやとの給ひければ、女申けるは、一昨日大友大臣の御使と云もの來て、渡の船ども、皆取かくさせていにしかば、是をわたし奉りたりとも、先々多くの渡りは、得過させ給はじ。かく謀りぬる事なれば、今軍攻め來らんずらんに、いかにして遁れ給ふべきぞ。さらば、かくし奉らんといひて、湯舟をうつぶしになして、其下に伏せ奉りて、上に布をおほく置て、水くみかけて洗ひ居たり。しばしばかりありて、兵四五人來り、女に問ていはく、是より人や渡りつ

〔出家の御形體〕天智紀四年十月の條に、天皇勅ニ東宮一、受ニ鴻業一、乃辭讓之曰、臣之不幸、元有ニ多病一、何能保ニ社稷一、願陛下擧ニ天下一附ニ皇后一、仍立ニ大友皇子一宜爲ニ儲君一、臣今日出家爲ニ陛下一欲レ修ニ功德一、天皇聽之、即日出家、法服、云々、壬午、入ニ吉野宮一とあり。

〔宇治拾遺物語〕古今世間の雜事を書き集めし書にて十五卷あり。

〔源隆國卿〕俊賢の第二子也、治暦三年大納言となり、承保四年薨す。

〔洲俣〕美濃國安八郡に在りて長良川に沿ふ。

〔伊勢名所集〕伊勢志摩二國の名所百八十一箇所をいろは順に擧げし書也

〔速贄〕古事記上卷に、是以御世、島之速贄獻之時、給猨女君等也とあり、毎年初物として朝廷に獻上する魚類也。

〔萬葉纂繩〕萬葉集墨繩總論一卷也。

〔御齋會〕大極殿にて金光明最勝王經を講說して國家の安寧を祈禱せらるる佛事也、天武紀九年五月の條に、始說金光明經于宮中及諸寺、とあるを始めとす。

〔淸御原乃宮〕大和國高市郡上居村に在る天武天皇の皇居也。

るといへば、女云やう、やごとなき人、軍千人ばかり具しておはしつるが、渡り給へり。そは信濃の國境には入給ひつらん。此小勢にては、追つき給ひたりとも、皆ころされ給ひなん。是より返りて軍を多くとゝのへてこそ追給めれといひければ、眞と思ひて、大友皇子の兵は引返しけり。其後女に仰られけるは、此邊に軍催さんに、出來なんやと問給ひければ、女走りまどひて、其國の宗とある者どもを催しかたらふに、則二三千人兵出來たり。志摩國にて水召したる者は、高階氏の者なり。それが子孫、國の守にてあるなり。水めしたるつるべ、今に藥師寺にあり。洲俣の女は、不破明神の神主の妻にて、かねてより、伊勢大神宮、また明神の告もありける故に、待まうけてかくはからひ奉りしなん。其後をしらずなりぬ。（今本には、洲俣の女は不破明神にてましゝゝけりとなんとあり。誤りたるものなり。）

此志摩國の高階氏の事は、寛文年中にかきたる渡會神主龍貞玄が伊勢名所集にも出せり。かくて此天武天皇伊勢神宮を尊せ給ひ、志摩國を本郷の如におもほしめして、久しく絶たる速贄を起させ給ひ、朝夕の大御食も志摩よりめし、（萬葉に御食國志摩と多くよみたる此故也。）つひに大御魂も其國に鎭らせ給へる御諭しありき。故其皇后持統天皇、しばゝゝ志摩の御幸もありしなりけり。此等の事は、既に萬葉纂繩に出づ。彼二卷に、天皇崩之後二年（今本には八年とあるは誤也。）九月九日。奉爲御齋會之夜。夢裏唱賜御歌。明日香能。淸御原乃。宮爾。天下。所知食之。八隅知之。吾大王。高照。日之皇子。何方爾。所念食可。神風乃。伊勢能國者。奧津藻毛。靡之波爾。鹽氣能未。香乎禮流國爾。味凝。文爾乏寸。高照。日御子。とある、是其夜皇后の御夢に、天皇の御魂の、伊勢の海にましますを見給ひて、慕はせ給ふ意を、夢とも現ともなく唱へさせ給ひしまゝを記したる御歌なり。大かた何事にも、かく奇く貴き天皇に坐けるを、先帝天

智の奉レ弑むと思しなりけるは、心得がたき事なりかし。天智卷四年冬十月庚辰。天皇天智臥レ病。以痛之甚矣。於是遣ニ蘇賀臣安麻呂一召ニ東宮一。引ニ入大殿一。時安麻呂素東宮所好。密顧ニ東宮一曰。有意而言矣。東宮天武於茲疑レ有ニ隱謀一而愼之云々。とある、此時大友皇子と共に謀て、奉レ弑とし給ひしなり。抑天智天皇は、後世までも聖君と稱へ來つる程なるに、如何して如此姦悪隱謀は企給ひにけん。つら〳〵考るに、はやく孝德天皇の皇太子に立給ひし間より、何事をも縱にものして、天皇を蔑にし給し事多かり。ある時は、天皇御一柱を難波の宮に殘し奉り、皇后尊母宮女等に至るまで、悉く率て大和へ移り坐けるに、天皇御忿坐て、御位を棄むとさへおもほしなりけるほどなりしかば、本より善き御心には坐ざりし事しるし。然のみならず、御位に卽せ給ふまで、三四代の間、何事をも我が御好みの漢風に改めて、皇神祖の重みさせ給ひ來し吾が神習を失ひ、天神地祇に無禮事のあまたつもり來つれば、終に神の悪みぞうけましけん。同卷六年三月辛酉朔己卯。遷ニ都于近江一。是時天下百姓。不レ願レ遷レ都。諷諫者多。童謡亦衆。日々夜々失火處多云々と見えたる如く、御位の始より禍事のみさしつゞきて、御壽も短く、つひの終に國の亂をさへ起さしめ給ひぬ。又さばかりしひてものせさせ給ひし遷都も、僅に五年にして亡びたるなど、皆大御神の御量行と見えたり。萬葉一、高市連黒人歌に、樂浪乃。國都美神乃。浦佐備而。荒有京。見者悲毛。とよみたるをも思ひ合すべし。されば彼三四代皇極孝德齊明天智の間に、改め給ひし漢風は、後の代の甚しき害となり、今此天武天皇の舊きに復て、神世の舊辭を口勅せさせ給ひし古事記、書紀の神典は、萬代の國の御柱とぞなれる。其善悪邪正の反對天地を懸隔たるべし。さるに其譽がたき天皇をしも、聖君と稱へ、七廟の一とさへ崇めなせるも、又心得がたし。こは浮屠の徒

〔蘇賀臣安麻呂〕馬子の曾孫にて、連子の子也。

〔難波の宮〕攝津國西成郡本莊村に在る難波長柄豐碕宮也、孝德天皇白雉二年大郡より爰に遷り給ふ。

〔大和へ移り云々〕孝德紀白雉四年の條に、是歳、皇太子奏請曰、冀欲レ遷ニ于倭京一、天皇不レ許焉、皇太子、乃奉レ率ニ皇祖母尊、間人皇后一、幷率ニ皇弟等一、往居ニ于倭飛鳥河邊行宮一、于時公卿大夫百官人等皆隨而遷とあり。

〔七廟の一云々〕天智天皇、後世常に國忌の儀に預り給ふを、支那の七廟に擬して云へる也

が厩戸皇子を聖德とし稱へて、佛法の最初と崇めけると同くて、たゞ漢風を弘め給ひし始祖と仰んとて、時に惑へる文章生等の、申はやせし言の弘りけるにぞあらし。さて此段させる事もあらざるに、思はず長く言を費して罪をさへ得たる、いとほいなしや。見む人もうるさかりなんかし。

大神宮諸雜事記ニ。康平三年六月十二日巳己未時。大神宮乃御前松樹乃巽方差ル枝。從二本之土際一五尺許登天。俄折落タリ。仍宮司神主上奏。以二同廿三日一被レ卜二食之處一云云。又天下口舌鬪亂兵革可レ有歟。

同七月十四日旦。豐受太神宮。朝夕御饌。依レ例天御氣殿仁膳進上了。而二宮正躰乃御飯十六坏之内二坏。失給了。依レ任二宮司一神主注文上奏。爰被レ令二卜食一之處。勘申云。依二神事違例一祟給也。又公家重可レ令レ愼給一也。云云。

又同年十二月十三日。豐受大神宮乃御氣殿備進ルレ御饌乃御飯六坏已失給ヘリ。仍上奏云云。

又四年五月十二日。同御氣殿天ニシ如レ前御饌乃御飯廿四坏失給了。仍上奏。隨則又被レ令二卜食一之處。疾病兵革等也。云云。

古へかゝる事まで、一々に上奏せしめられたるは、常に天皇の御上へ、又朝廷に、何事かあらんとする時には、必ず伊勢神宮に恠異ありつるに就てなり。凡て世間の治亂盛衰興廢は、皆神の御所爲なる中にも、取わきて伊勢大御神の御心に隨はぬぞなかりける。故上代、此大御神の御心を殊によく伺ひ、よく愼てまつりごち給ひし間は、久しき御代々々凡自二神武天皇一至二三十餘代一之間世に露ばかりの亂れも無く、憂も坐さりき。其後とても背き給ふ御心はますべきならねど、佛を信じ儒を用ひ給ふ世となりて、おのづからに不敬

〔康平〕後冷泉天皇御宇の年號也。

〔卜食〕龜卜により龜甲の縱橫に裂けて吉凶を示すを云ふ。

〔豐受大神宮〕伊勢國度會郡沼木鄉山田原村に在りて大御神の御饌都神豐受大神を祀る、天孫降臨の時、天神の詔を以て此神の御靈を副降し、丹波國與謝の比沼眞名井に鎭座あり、後ち雄略天皇の朝に至り、皇大神の託宣により此地に奉遷す、天慶五年始めて外宮の稱起り內宮と併稱することゝなれり。

〔御氣殿〕御饌殿也二所大神宮に朝夕の御饌を供進する御殿也。

（大極殿燒亡）康平元年二月廿六日也

（一條院燒亡）京都一條南大宮東に在り、一條天皇の時始めて里大裏となる、後冷泉天皇亦愛を皇居とせられしが、康平二年正月六日燒亡、上東門院室町第へ遷幸せらる。

（天皇御惱）康平三年後冷泉天皇御惱あり、十月十九日天下に大赦す。

（陸奥賊徒）安倍貞任宗任の徒也。

（敦貞親王）小一條院の第一王子也、康平四年二月薨ず

（明雲）久我顯通の子也、仁安元年天台座主となる。

（法皇を云々）治承三年平重盛薨ずるや、後白河法皇關

ともなり、又神の御心に違ひゆく事も出來そめつれば、又其れにしたがひてよからぬ事の多くなりそめたるなりけり。其あらましは次々いさゝかながくも引合ゆく事どもと考へ合せてよ。先づ今此段の怪異を考るに、此年季の間、大極殿燒亡、又一條院燒亡、天皇御惱、陸奥賊徒蜂起、敦貞親王薨、源賴實叛などせしやうの事も有りつれど、其のみにはあらじ、御饌失て卜に兵革と出たるは、此間平清盛が如きもの生出て、終に天皇の御食國の滅じなんとする兆なりけんかし。是かの佛儒につきて、大御神の神勅に背來つればなり。

東鑑二。治承五年十月廿日癸亥。昨日大神宮權禰宜度會光倫。號相鹿二郎大夫。自本宮參着。是爲致御祈禱也。即日武衛對面給。光倫申云。去月十九日。依平家中行爲東國歸往祈請。任天慶之例。被奉金鐙於神宮。奉納以前祭主親隆嫡男神祇少副定隆。於伊勢國一志驛家頓滅。又作甲可被奉納事。同月十六日。於京都有御沙汰。當于其日本宮正殿棟木蜂作巢。雀小蛇生子。就是等之怪勘先蹤。輕朝憲危國之凶臣。當此時可敗北之條置而無疑者。仰曰。去永曆元年出京之時。有夢想告之後。當宮御事偈仰之思異于他。所願成辨者。必可奉寄進新御廚云云。

今按に、治承元年五月、清盛西光父子を殺し、康親、成經、俊寛等を遠流し、又延曆寺座主明雲等を流す。又同三年冬十一月、法皇を鳥羽殿に奉幽、又關白基房公、及太政大臣師長公等を流して、私に基通公を關白に進む。凡そ此ほど平清盛が僭上にして、如此擅に行ひけるを、天照大御神惱まし給ひて、既に永曆元年、賴朝朝臣へ汝討とれ、其討べき時を諭さんとの御告ありき。（其時は壽永三年なる事今下に合せてしるべし。）の人の心にては、若さばかり神の靈驗のいちじるしくは、彼崇德院、又其後後鳥羽院、順德院などを

白旗房（忠通二子）と謀りて其所領越前の庄園を沒收せらる、清盛大に怒り、基房を太宰帥に左遷、師長（頼長の子）を尾張に謫し、己が女婿たる基房の甥基道を内大臣關白となし次で法皇を山城國紀伊郡なる鳥羽殿に幽し奉る。

〔武衛〕頼朝を指す

〔御厨〕神に供する御贄を獻じて御厨の用に供する神領の一種也、賀茂社にもあれど、多くは伊勢神宮に屬す、古來天皇及び諸人大神宮を崇敬して土地を寄進するもの多く、神鳳鈔によれば鎌倉時代には御厨の數、數百箇所の多きに達す。

嶋へ遷さむとしける時ごろこそ、立所に罰給ふべきにといはむやうなれど、こはやく當時、しばしば大御神の御諭しありつれども、用ひさせ給はず。彼天皇の尊等御方にも、恐こかれどよく坐ぬ所ありて、大御神の大御心に協はせ給はざりけるから、さる御難もありし也。此事下に云を合せて知べし。今此治承五年は、高倉院の御時なるを、平氏の奉幣こそはさもあらめ、天皇の御祈禱をしも、猶大御神の受まさずして、恠異をなし給ひしも、御心得違ひのありし故なりけり。又平氏の逆臣等には、速かに御罸もあて給はずして、頼朝卿へ追討の御告ありけるも、まどろしきやうなれど、一度天皇の御寵重かりし人々の果の、皆然りしを見れば、且は天皇の重し賜ふ所ある故なるべし。さて又かの頼朝朝臣に、さる御告の有けるも、あながち天照大御神の御心よせありてにはあらじ。天朝は、ことに佛に惑ひて、めゝしく有り給ひたれば、しばし此人を助けて、只時のみだれをしづめさせ給ふのみと見えたり。されば此朝臣も、末はなかがらず、其子實朝のおこも殺され給ひて、ながくはたもたざりき。

同三。壽永三年五月三日庚寅。武衛被奉寄附兩村於二所大神宮。去永暦（二條院御時）元年二月。御出京之刻。感靈夢之後。當宮事御信仰異他社。然者平家黨類在伊勢國之由。依令風聞。遣軍士之時者。縱雖爲凶賊之在所。不相觸事之由於祠官。無左右不可亂入神明鎭坐砌之旨。度々所被仰含也。謂件兩所者。內宮御分武藏國飯倉御厨。被仰付當宮一禰宜荒木田成長神主。外宮御分安房國東條御厨。被仰付會賀次郎大夫生倫訖。爲一品安房奉行。遣兩通御寄進狀。彼東條御厨事。先日雖被付御寄進狀。去年十一月禰宜等捧請文云云。

寄二進伊勢皇大神宮御厨壹處一。在二武藏國飯倉一。四至如レ舊。

右志者。奉下爲二朝家安穩一爲レ成二就私願一。殊抽二忠丹一寄進狀如レ件。

壽永三年五月三日　　　正四位下前右兵衛佐源朝臣

寄二進伊勢大神宮御厨壹處一。在二安房國東條一。四至如レ舊。

右志者。奉下爲二朝家安穩一爲レ成二就私願一。殊抽二忠丹一寄進狀如レ件。

壽永三年五月三日　　　正四位下前右兵衛佐源朝臣

今按に、養和元年閏二月、平清盛薨つ。其疾甚奇恠にして、人皆奇異の思ひをなすと、物に見えたり。かくて壽永二年五月、源義仲等、平惟盛と戰て砥並山に敗る。同六月、義仲、平通盛と戰て篠原に敗る。同七月、義仲勢に乘て、平族を西海に追落す。同八月、義仲征夷將軍に任られけるに、是もやうやくに濫妨をなす。故頼朝卿へ追討の宣旨下る。凡此等の運び、彼一とせの伊勢大神の御告に的當せりとて、頼朝卿右の御厨の地を献て、賽しせられたるなり。大神も又其時節を廻らし給ひしなるべし。

玉海月輪攝政兼實公記元暦元年正月十四日下云。自二大神宮一恠異之由。註二進義仲之許一。其狀云。

一、正月朔日。雷電之間。自二辰巳一指二戌亥方一光物數千萬光渡了。

一、大神宮ヨリ北ニ向テ、箭四筋被レ放了事一定也。

一、二日雷電被レ寄二蛇眞蟲一、永松、栗眞庄、安乃々津、總テ津々浦々ニ、藻被レ纒天、或二三、或四五、毎レ浦寄テ皆生タリ。其後經二兩三日一天、終失了。凡昔モ今モ、眞蟲海ヨリ打上ラル、事ハ、伊勢國ニ曾テ不レ候、件蛇自二海東一寄來、將ニ一天下大事近ヅキ候ニタリ。尤御用意有テ、御初可レ候云云。是神

〔砥並山〕越中國礪波郡と加賀國河北郡との間に在り、同月十一日源平會戰あり、義仲火牛の計を用ひ山中倶利加羅谷に敵を掩殺せし事名高し。

〔平通盛〕敎盛の子なり。

〔篠原〕加賀國江沼郡に在り、橋立、潮付の東北に亘る砂丘地也、尙平家物語によれば篠原合戰は五月二十日及び廿一日也。

〔玉海〕長寛二年以後四十餘年間の記錄、六十八册也、舊名玉葉、關白二條良基新寫の際玉海と改むと云ふ。

〔兼實公〕關白藤原忠通の三子也、從一位關白太政大臣に至り、承元元年薨す。

宮注文ナリ。云云。

今按に、元暦元年正月四日、勅して源頼朝に、義仲並平家一族を討しめ賜ふ。頼朝卿自身は、鎌倉を護て、弟範頼義經を遣はして、先づ義仲と粟津にて戰ひしに、義仲たゞ一戰にして敗死せり。同二月、範頼、義經、平族を一谷に攻陷し、通盛、忠度を斬り、重衡を虜にす。彼伊勢の恠異と同日に、鹿島寶殿おびたゞしく震動して、黑雲西方に亘り、雞一羽雲中に映きて、是も西に渡りし事、又住吉社より鳴鏑西方に飛し事、同書に見えたる、其は第六卷に出しつ。是も其日に御力を致せて助け給ひしなり。又文治元年二月、源義經、平族を八島に破る事、同三月、義經、平族を壇浦に押潰す。此時一族畢く亡べり。四月、神璽神鏡皇宮に還らせ給へり。平宗盛重衡を誅し、時忠を能登に流す。其速なる事かくの如し。凡此等を以て、彼伊勢の奇瑞、鹿島住吉等の奇異に合せ、すべて、神の御所爲のあやしく貴くましますほどをおもふべし。

東鑑廿五。承久三年三月廿二日丁未。波多野次郎朝定爲二一品使一進二發伊勢大神宮一是今曉有二二品夢想一面二丈許之鏡。浮二由比浦浪一。其中有レ聲云。吾是大神宮也。天下於鑑留仁。世大濫天。兵於可レ徵。泰時吾於瑩者　太平於者。仍殊凝二信心一。朝定爲二祠官外孫一之間。故以應二使節一。四月十七日辛未。朝定自二大神宮一歸着。願書付二祭主神祇大副隆宗朝臣一。訖由申レ之。

今按に、此の文には疑はしき所あり。其は承久三年四月、後鳥羽院上皇兵を擧て、北條義時を伐んとせさせ給ひしは、御理りなりけるを、得克せ給はざりしは、伊勢大神の御心なりなんとも、義時が身として、三上皇を佐渡、隱岐、土佐の三島に遷奉り、皇太子を廢しまゐらせしなどは、神代より

(忠度)忠盛の第五子也。

(重衡)清盛の第五子也。

(鹿島)常陸國鹿島郡鹿島町に在り、武甕槌命を主神とし、經津主命、天兒屋命の二神を配祀す。

(住吉社)攝津國東成郡(今大阪市)に在り、表筒男命、中筒男命、底筒男命及び神功皇后を合祀す。

(時忠)贈左大臣平時信の子也、壽永二年大納言となる

(皇太子)懷成親王卽ち仲恭天皇也。

〔齋宮內親王〕天皇歷代ごとに伊勢大神宮に差遣して奉侍の任に當らしむる皇女又は女王を云ふ、先づ皇女の未だ嫁し給はざるを卜し、卜食せざるか、或は皇女無き時は世次により女王を簡び卜す

〔祈年祭〕每年二月四日風雨の災害なく年穀豐熟せむことを神祇に祈請する祭を云ふ。

〔太伯〕周太王の子文王の伯父也、弟季歷に國を讓らむとし荊蠻に奔りて其志を示す、後ち吳に封ぜらる、日本を以て其後とするは、晉書四夷列傳に、倭人在帶方東南大海中、云々、自謂太伯之後、とあるに出でし說也

例しもあらぬ逆罪也ければ、其罪を豫てより、天照大神の御夢想といひなさんとて、作りこしらへたる詐ごとゝこそ聞えたれ。（親王は御幼稚、朝定は神宮祠官外孫を己れ請取置けるなども疑はし。）吾是大神宮也云々、また泰時吾を云云、などいへるあたり、殊に神の御言とも聞えず。下に引ける頭相通が謁を明させ給ひし神勅に、皇大神、高天原與利天降御之後、人間仁未奇翔御須、と云詔だにも、別宮の荒御魂神より仰せしめ給ひて、人間の胤ならぬ、齋宮內親王にしも、直には告給はぬ程の例なるに、假令御夢想ならんとも、御親聲を發て、吾是大神宮也など宣ふべきにあらず。東鑑も、義時泰時出てよりは、漢意に擬て惡はつゝみ隱し、善はつくろひ飾りて、甚しき虛妄もまじれゝば、今此條も其だぐひなる事、右の文にて明らけし。猶おもふに、

同書四十。建長三年三月廿日。云云。去月四日。依爲大神宮祈年祭例日。相州被奉幣物。東條次郎大夫爲御使參宮之處。彼御裳濯河水色如紅。經一日一夜歸本流。凡今度公家御幣物等。任例爲忌却宮人奉行。奉裹之時。有鼠㤭異。及辨上卿等渡祭主之期。殊驚申。去承久三年有此奇特。云云。とある如く、彼承久三年正月、御裳濯河の水色變り、又其時の奉幣を大神の受まさざりしなどは、自然と三上皇の遷島の兆なりしよしなるを、今此夢想は、隱れたる方に事寄せつる泰時が謀計いちじるし。（故伊勢記錄にも載ざりしなり。）よしやさはれ、彼三上皇の御事に就ては、義時等立所に御罸を蒙るべきものなるに、其年より三年迄も存へつるは、既にも云ひし如く、彼上皇方にも、大御神の重き神勅を度々背きたまひつれば、御痛しくはあれど、せんすべなき方もありつらんかし。（然のみならず、皇統をわすれ給ひて、御親太

伯が斎と宜ひ出給へる如きの、いとも〳〵ゆゝしき御心得違ひも坐し、又以前より皇祖神の靈德をもわすれ給ひて、佛に耽り僧を召入、常に三衣を着て玉體をさへ穢し、伊勢の奉幣をも忘れ給ひて、天津神の大御心寄せに悖らせ給ひし類ひの、ひが事猶多かり。抑彼著明しき皇統を忘れ給ひて、然か皇祖に背け給ひしは、其源皆儒佛の罪ぞかし。これら恐しとていはずて得あらぬ丈夫の心、見ん人よく察せよ。なほ、この餘の事どもは、此卷の末にいふべし。

其を今ことわらんもあまり恐こかれど、世の人の疑ふことにもあれば、せめていさゝかながらも、はやくの人の物に擧たる上を引て、考へのかたはしにそなふとなり。

陽復記。外宮祠官正五位下出口氏撰云、天仁二年ニ内宮外宮共ニ、心御柱朽損シ顚倒シタマフニ依テ、明ル天永元年、二所大神宮殿御遷宮アリ。大治元年ニハ、内宮心御柱ヲ覆ヒ奉リシ御榊ヲ、鹿來テ喰損ジテ、顚倒坐々キ。是皆鳥羽崇德帝大神御告ヲ受給ハズ、度々神慮ニ違ヒタマフ故ニヤ。久安五年ニハ、内宮ノ正遷宮ノ心ノ御柱ヲ捲奉ル布破損ス。依レ之同六年ニ、改テ山口勤行シテ、心御柱ヲ採替奉ル。サレド頓テ保元ノ亂出來ヌ。安元三年ニハ、外宮ノ心御柱ヲ捲奉ル布ヲ、烏來テ穢奉ルニ、頓テ壽永ノ大亂發ル。文治六年四月十一日未剋ニ、内宮ノ心御柱朽損シ顚倒坐々ケルヲ奏聞セシカバ、同廿日ニ御占アリテ、其年九月十六日ハ廿年ニアタル年月ナレバ、御造替遷宮有ベケレドモ、捨置ガタキ大事ナレバ、先八月廿五日ニ假殿遷宮有テ、心御柱ヲ立替奉リキ。是モ後鳥羽院、度々神慮ニ違ハセ給故ニヤ。其後承久の大亂起レリ。元弘元年ニハ、内宮ノ心御柱ヲ纏奉ル布ヲ、鼠食損シケル故、假殿遷宮アリ。然レドモ無レ程元弘建武ノ大亂アリ。是にて後醍醐天皇も同じく神慮を背き給ひし事のありし程を知べし。應仁年中ニハ、内宮ノ心御柱在マサヾルノ間、禰宜

〔陽復記〕伊勢二宮の由來沿革を記し易理に基きて神道の本義を論ぜし書二卷也。

〔出口氏〕本姓度會名を延良と云ふ、神宮秘傳問答、神道辨疑集等本書の外數著あり。

〔正遷宮〕二十年毎に宮地二處を定め置き、正殿寶殿及び外幣殿皆新材を操て造替し更に遷し奉るを云ふ、陽復記に、正遷宮は天武天皇卽位十四年九月十日勅定にて二十年を式年と定め、九月を式月とし、十五日は外宮、十六日は内宮の式日に定まり、持統天皇四年に内宮正遷宮あり、六年に外宮正遷宮云々とあり。

〔天下大亂云々〕後花園天皇寛正三年より天正十三年まで百二十餘年は亂世の爲め假殿のみなりき。

〔慶安の頃の物〕慶安三年十一月の記同四年の刊行也。

〔承應〕後光明天皇御宇の年號也。

等連署之解狀ヲ以テ、廿餘度マデ注進ストイヘドモ、御驚モ無カリシニ、天下大亂出來テ、治ル期ナシ云云。是を以ても、此間はひたぶるに佛に媚して、神の崇敬はたゞ絕にたえてける事をおもひやるべきなり。

此書はわづかに慶安の頃の物なれど、原彼兩宮の御前の記錄に據てかけるなれば、いさゝか浮たる說にはあらず。彼宜長等のかける物に、心御柱の事なうたがひて、とかく云る事のあるは、其ゆゑよしを、よくもおもはぬひが心なり。他の社とはたがひて、伊勢には尊き神體を齋き祭れるなりければ、かならず重みすべき御柱の有べきものなり。又昔より其御柱に、神慮の顯はるゝ事の多かればこそ、其時々に上奏する例ともなりしなり。既に然か奏聞せりしうへは、私事にはあらず、みなおほやけことなりけるものなるを、後世のものなりなどいひて、侮るべからず。既に承應元年に、天覽に入けるに、忝も天皇の大命に、神慮な何ふ鏡なりとて、叡感の餘り、正五位にすゝめ給ひしより、自も記し、物にも見えたり。如此恐多き事を記せるに、聊も私ありなんには、いかでか天覽に入らるべき。

伊勢の書も、古き神書などは、却て中昔佛に惑はされし間の手入ありて、取がたきが多かりけれど、神宮御前の記錄におきては、いと〳〵正しきものにぞある。抑彼宮の日記ならで、誰かさるゆゝしき密か事を。顯露には記附おかん。殊に彼神宮の神慮を背かせ給ひしたぐひのひめ事は、他人の窺ひ知べきにあらざれば、公卿と申せども、其事に預り給はさる人に、容易く洩すべきにあらず。只たまたま纔にもれ聞たる人々の記錄などに、載られたるのみ。其れも大かたは、只何となく歎かれたるが多かるに、伊勢の宮記は、神宮に奉仕る人々の交る其日の事を筆記せるに、若いさゝかも詐りて神慮に違ふ事あれば、忽に罰を蒙れるから、此事下の文にても知つべし。其恐るゝ事甚し。然のみならず、聊の違例にても、其時々に有狀を、朝廷へ奏上せる例なりければ、各いたく愼て、重き公事とせりし故、是ぞ正しき限りなりける。されど往昔より其記錄は、他所へ出さゞりければ、窺ひ見ることいとかたし。

〔蒙古諸軍記辨疑〕蒙古軍に關する諸軍記の紕繆出入を考證論斷せる書、橘守部の著にて、天保十年の作、五卷也。

〔神鳳抄〕伊勢神宮の御料及び諸國の神戸、御厨、御園、神田、名田等のことを記せる書、一卷也。

〔國司北畠殿〕北畠氏は親房の第三子顯能伊勢國司となりしより、其子孫世々其職を襲ふ。

〔多藝〕伊勢國一志郡多氣村大字下多氣に其城址あり。

今わづかに引用る雜事記、又雜例など云も、唯たまく〳〵いつの頃よりか五七冊、世に漏出たるが傳はるのみ。其だにいと正しくて、其時々の公卿の記といさゝかたがはず、密事に就てはまさる事多かり。故今其等の記錄を照合せて、潜に世々の事を考るに、まことに陽復記に云る如く、天皇と申せども、伊勢神宮神慮を背かせ給ひては、必ず御壽も短く、御位も動かせ給へるが多く見ゆ。其はいまだ逆臣もなく、外國の禍津書等も入來ず、神の祭祀も衰へざりし古へだにも、彼仲哀天皇の神慮を背き給ひて、筑紫にて俄に崩りたまひし類ひに合せても、疑はとけぬべし。其本文は、四卷皇祖部、また韓國御征伐始等に出せれば、爰に省けり。其細書に、一云、天皇親伐熊襲、中賊矢而崩也。と見えたるぞや。彼三上皇の逆臣の爲に遷幸し給つるも、是にくらぶれば猶未だ輕かりき。是を以ても、たゞ〳〵神慮は嚴かに載きて、愼み恐れみ給ふべきわざなりかし。かくて右の元曆文治より後々の治亂をも、神慮と引合せて一つらに知らせつべきを、文永弘安の間の狀は、既に蒙古諸軍記辨疑に出、元弘建武より以後慶長元和までの事は、續編に書繼べく、下には少しはいひたれば、此に其餘りを一條引て、次は別の神異に轉すべし。

右同書曰、伊勢神領ハ、神鳳鈔ニ載タルガ如クナリシヲ、三百年來神地神郡モ、兵家ノ爲ニ押領セラレテ、僅ニ三分ガ一殘リシヲモ、國司北畠殿多藝ニ居城シテ、漸々ニ神地ヲ掠メテ領セレバ、又大ニ減ズ。其後信長公ノ時ヨリ又減ジ、秀吉公ノ時ニハ猶以減少ス。其上神郡ヲ不レ殘撿知シ、僅ニ度會ノ一郡ヲサヘ、小半ハ他ノ領知トシテ、神地トテハ宮川ヲ限テ二宮御敷地許ヲ殘シ侍リシニ、其レヲサヘ秀吉公既ニ撿地有ベシトテ、石田治部少輔三成、長束大藏大輔正家ニ命ジテ、伊勢ニ遣シ撿地セントセシニ、正家ハ路次ニテ腰不レ立シテ、水口ニ滯留ス。三成モ不快ナガラ一人押テ松坂驛ニ到ル。サレド神地ニ入事

〔例幣使〕神嘗祭の時新穀を以て作れる御酒神饌を神宮に奉獻する使也、諸王を以て充て中臣忌部これに從ふ發遣は元正天皇養老五年以來九月十一日を恒例とせり

〔北畠中納言〕顯能第六代の孫具教也父の封をつぎ伊勢國司たりしが、天正四年信長の爲めに攻められて死す

〔長束正家〕家系詳ならず、もと丹羽長秀の從者、後ち秀吉に仕へ貢賦輜重の事を掌りて屢殊功あり、江州水口に封ぜられて五萬石を食みしが、關原後西軍に屬し敗後水口に遁れ、次で子伊賀守と共に自殺す。

アタハズ。其日秀吉公ハ、供藏主ト云シ比丘尼ノ膝ヲ枕トシテ、晝寢シ玉ヒシガ、俄ニ物ニ襲ハレテ、汗ヲカキテ目覺テ、供藏主ニ語リ玉フヤウ、吾只今ノ夢ニ、伊勢ヨリノ神使トテ、明衣ヲ着タル老翁、劍ヲ扶持、吾胸ヲ刺ントストオボエテ、夢サメヌ。是ハ大神宮ノ地ヲ撿地セヨトテ、使ヲ遣ハシタル故ト覺ヱタリ。早ク其使ヲ歸セトテ止メラル云云。爾後ハ宮川ノ內ハ、守護不入ト免許アリキ。サレド二神大神宮ノ、朝暮ノ御饌料田モ落果テ、年ヲ經ル處ニ、東照宮ノ御時ヨリ、御供田トテ宮川ヨリ外、齋宮村、上野村、有爾村、竹川村ノ四箇村ニテ、三千五百石ノ地ヲ永代御寄附有ケルハ、彼秀吉公ノ政道トハ同日ニハ語ルベカラズ。又二見鄕千三百石ノ地モ、武家ノ押領タリシヲ、寛永年中ニ返シタマフ。其後二宮ノ間ニ、鼓ガ岳ト云名山アリ。是モ武家領分ヘ過半入交リシヲ返シタマヘリ。正保四年ニハ、嘉曆後醍醐天皇以來斷絕ノ公卿勅使ヲモ立ラレ、例幣使モ廢レリシヲ興シ給ヒテ、其勅使ノ下行皆自關東ノ御沙汰トナリ、其上今ハ神領トテ、四萬二千石ヲ御寄附アリ云云。下略。

今按に、右の中に神領を縮められたる人々は、皆命も長からず。其家もつゞかず、子孫もまだきに絕はてつ。又神領を增加へ給へるは、御壽も長く、其家も御長久に榮へ給ふ。奇と申すべし。其はその領地のみにはあらず、神の御物を側るほどの心ざしならんには、常の崇敬もなかるべければなり。猶いはゞ、北畠中納言、織田相國、又使に立し石田三成、長束正家等は、其家のみならず、皆擊れてうせられたり。豐臣太閤君は、さばかり滅じ給ひたれど、唯御一人横死もしたまはざりつるは、人こそしらね、御落胤の御身にして、日の御子の員に坐つればなるべし。此君の、刺るゝ夢を驚き給ひて、使を呼返し、大御神に過を奉ゝ謝て、大刀黃金等を幣して、守護不入の免狀を捧げられたる事は、大

〔武德編年集〕德川家康一代の事歴を詳敍せる書、木村高敦の著にて、九十三卷也。

〔家忠日記增補〕家忠日記即ち松平家忠の天正五年より文祿三年に至る見聞錄を其孫忠冬の增補せし書也。

〔小右記〕天元五年より長元五年に至る日錄也（此間記事連續せず）。

〔實資公〕參議藤原齊敏の子也、治安元年右大臣となり永承元年薨す。

〔頓宮〕齋内親王伊勢御發向の途次宿し給ふ假宮にて、近江國府、伊賀垂水、伊勢鈴鹿、壹志等に設く。

坂の書にも伊勢の書にも出たり。かくて東照宮のさばかり尊崇し給ひしは、大御神の御助けを蒙り給ひし御報賽なるべし。（天正十年午五月十五日、伊勢より白幣飛來て出し事、又慶長三年戊戌正月二日、八幡大神の靈夢の、御告を蒙り給ひし事など、武德編年集並家忠日記增補等に見えたり。此等の事は、續編に出すべければ、こゝには省きつ。さて彼天正十年の度は、織田信長弑逆せられ給ひ、慶長三年の度は、秀吉卿他界ありけるなど、神の御告の空しからざりし程をしるべし。）然のみならず、建武以來怠慢がちなりし大宮造も、古へに復して、必ず廿年ごとに作改めしめ給ひ、寛永正保とおひおひ補ひたまひ來りしも、神祖の御遺訓の重きに依てなるべし。宜こそ、御長久に榮えたまふもことわりなれや。歴代の將軍家に、れかばかり尊崇の廣く篤きためしぞなかりける。さて、上のをちくへ神の奇靈をしらぬ人は、あまり惟みたるやうにも思ふべければ、今神慮神勅など申す事の惟からざる例を諭しがてら、是より別事を擧。

小右記（右大臣實資公記。）卷十六。長元四年八月十九日甲午。右馬頭守隆密語云、又有伊勢託宣。風雨雷電如初度。（此文上にも、度々神託の事出づ。今上略して引く所也。）相通女並從類被追出。祭主輔親過託宣言之由、有勘當云云。諸卿定此事之夜、雷電大雨、皆所爲也。被仰。（是神言也。）世間事、依有忌諱、不具申之由云云。若如然之事歟。此間事恐懼最多。如覆薄氷云云。廿日、流人相通、罷近江國頓宮處。見逃隱氣色搦執之云云。相通妻子相通共。以十餘人令守護云云。抑亦重有託宣。從齋宮所注進。假名記相如相通者可流伊豆之由、御覽而不申其事。勘當尤重。早改佐渡可流伊豆者、爲之如何。余答云、配流事只依託宣可被行也、任神宣被改遣伊豆國云云。天平年中依宇佐宮御託宣有配流。云云。

此度の事、此小右記の前後の文にも、三四處も見え、又他の記錄にも、此彼載たれど、おなじ事をさのみ引べくもあらず。又寫誤脱字多して記すにもたへず。且つ此の間の事は、神宮の御前の日記ばかり

〔大中臣朝臣輔親〕常磐第十三世の孫にして能宣の子也

〔齋王〕第四十八代齋王嫥子女王（具平親王女王）也。

〔大祓〕每年六月及十二月贖物を出して禊を修め、諸罪及び觸穢を解除する儀を云ふ。

〔直會〕神祭の後に行ふ解齋の式也、直會は又た直禮に作り「ナホラヒ」と訓む、「ナホリアヒ」の約にて、直るとは齋をゆるべて平常に復る義也。

〔十六日云々〕伊勢太神宮式に、右月十六日祭度會宮、十七日祭太神宮、云々、十六日平旦齋內親王參入度會宮云々、十七日參太神宮、其儀同度會宮とあり

委しく、定かなるもいあらざれば、今は其日記を引て、他の記錄どもは皆除けり。さて伊勢といひ、宇佐といひ、神の直に刑罰し給へるいちじるしき靈驗ならずや。猶凡ても世間のことは、常に何の故とも、誰が所爲とも知がたき事の上も、威神の物裁にてはあれど、今此事などは殊に、祠官者等の再と僞はらぬやうにとて、とりわけ顯はに刑罰して禁しめたまふなるべし。

大神宮雜事記、今本ノ一。長元四年六月、祭主正四位下行神祇伯大中臣朝臣輔親、依例到來於離宮院了。齋王亦依例、被着於離宮天。十五日夜、大祓直會無退留、久勤仕畢。而明十六日朝與利。細雨蕭々。然而祭主宮司寮方、依例豐受大神宮御祭仁供奉次第神態直會之間無支了。十七日太神宮御祭也、仍齋內親王、依例參宮、着於齋王殿。又男女宮等同參詣。祭主宮司參宮了。而御玉串供奉以前仁、忽大雨降天、雷電穿雲光驚天、天地震動、仍參詣衆人迷心神成恐之間、齋王俄放聲叫呼給、祭主輔親朝臣裘召須、仍祭主禰宜等引率、齋王殿參而爰齋王御託宣云、我皇大神宮之第一、別宮荒祭宮也、而依大神宮勅天、此齋內親王仁所託宣也、故何者、寮頭相通並妻藤原、古木古曾及敷從者共仁。年來間狂言之詞巧天。我夫婦仁二所太神宮翔付御奈利。男女乃子共仁、荒祭高宮乃付通給也、女房共波仁今五所乃別宮乃付給也止號志巫覡之事裘護陳天。二宮化異之由乎稱須、此最奉爲神明毛仁奉爲帝王毛仁不忠之企也、皇太神宮高天原與利天降御之後、人間仁未寄翔御須而作、相通夫婦仁作、無實之詞稱出天、以狂言驚人間之耳目、甚無禮之企也。須一旦仁與神罰也。然而爲後代爲天下仁無止祭庭仁志天齋內親王仁令託宣也。云云。下略。

〔別宮〕荒祭宮、伊佐奈岐宮、月讀宮、瀧原宮、瀧原並宮、伊雜宮等也、伊勢太神宮式に、右諸別宮、新年月次神嘗等祭供之、就中瀧原並宮伊雜宮不預月次とあり。

〔荒祭宮〕伊勢神宮域内に在りて、太神の荒御魂を齋き祭る、本宮と同時に創立せられ、古來大神宮第一の別宮として最も崇敬せらる。

〔頭辨〕藏人頭にして、太政官の辨官を兼ねしを云ふ。

〔關白〕藤原賴通也

是より次の文に、右相通去歳並従類十餘人配流の神託あれど、其は上の小右記に粗出たれば、省きぬ。さて、今の世の人は、託宣御告などいへば、いと輕く浮たる事の如く思ひとるめれど、其は後世の微き巫覡輩が、活計のために、常に作り出て云妖言を聞なれ、思ひ馴たる心ぐせなり。（此神託にも、巫覡之事を護陳天とあれば、街衢の巫覡が詐りせしも久しき事なるべし。本は僧徒が方便な聞馴ていつとなく神なも恐れ奉らず、偽りそめしにぞ有ける、）抑今是等の書に、託宣と云る、いかでか其と同じからん。殊に此伊勢の神宮にしては、忝も齋内親王にかゝらせ給ひて、如此目前明らかに宣ひ聞せ給へれば、卽現しく在隨の神勅なるべし。又其御詞に、皇大神宮高天原（與利）天降之後、人間仁未寄顆御須とて、別宮荒祭宮をして告けしめたまへるなど、いとも〳〵尊き事にあらずや。猶其他も彼依宇佐宮御託宣有配流と申せる類ひ、全天皇の勅裁にかはる事なし。かゝれば、今此書の前後に引る書等の中に、託宣御告などある、皆其心してゆめ〳〵浮たる事とおもひ過しそ。

小右記十八。長元五年三月十四日乙酉。頭辨持來。召返配流者之官符（長擧忠義）。示可奉關白之由。其次令達關白之配流者等、依伊勢神宮託宣、所被今日非常赦。令被先申伊勢之後、可給召返流人等之官符歟。亦赦事出自神宣、早差使被申如何。實雖過慮不可不申云云。

こは、彼の去年八月依神託、伊豆國へ流されたる相通等十餘人の事也。僅に八ヶ月にして、今度又神託して召返し給へる、大御神の人草を憐み給ふ大御心の、深く坐すほどこそ貴く忝なけれ。今此御召歸の御託宣も、伊勢の書にも載たれど、右の文にてよく聞え、又次の文をも准ふべければ、例の簡古を旨として省きつ。さて次なるは、公裁の流人を、神の召還し給へるなり。其趣相通等を召還し給ひし旨にいとよく似たれば、互に相對へて心得べし。

〔大中臣〕津速魂命三世の孫天兒屋命より出で、もと中臣を氏とす、天兒屋命天孫降臨の際從ひて降り祭祀を掌る、子孫其職を世襲せり。

〔荒木田〕伊己呂比命の裔也、成務天皇の時其孫最上新に荒木田姓を賜はり、子孫世々大神宮の神主を勤む。

大神宮雜事記二、長曆三年六月廿七日、夜子時、內裏燒亡畢。同年七月十四日、勅使參宮、王、內膳長致通王、中臣祭主正五位下行神祇大副兼興等也。件內裏燒亡事、所令祈禱給也。同年七月十六日、齋宮內侍乃託宣偁、我是皇太神宮乃第一別宮荒祭宮也、而依皇太神宮勅宣、今更所託宣也、天下四方乃人民、皆皇大神宮乃御寶也。其中大中臣並荒木田氏皇太神宮天與利天降坐時與利繼氏繼門天、代々世々奉仕來輔佐乃神民也。因之自往代之時、公家毛未被處重科者也。而去年遷宮之時、件佐國大中臣祭主佐國朝臣也我身有怠、仍可處重科之由云云。怠天多、人民等乃爲可有其規模也。早遣案使可召還也云云。其注託宣之狀奏聞於公家了、隨則以同廿九日被下宣旨、召返流人佐國、毀位記已了。抑佐國被遠配所國之間、老病難堪、途中三重郡河後郡數日逗留之間、依件託宣、被召返也云云。八月十八日、差勅使、令祈申給宣命云、前祭主佐國罪名、令勘申天、雖令配流、依去七月十六日之託宣、即復本位、自路召還申了者、祭主兼興毛乎依託宣、停止其職、又尋舊例天、佗官遷任又了。掛畏支皇太神此狀乎平聞食、無咎祟護幸給止倍申。使王內膳長信清王、中臣少祐元範等也。

此時の御託宣の御詞に、天下四方の人民は、皆皇大神宮の御寶也と宣しける、喜しく忝く貴き事にはあらずや。吾皇國人の、萬國に優れて容貌うるはしく、心さとく、情ふかく、力量つよく、壽命ながく、自然に形體のけだかく、生繼來しも、此尊き大御神の御民なるが故ぞかし。されば官位ある人々は更にもいはず。下が下の賤き御民共等が軍に至るまでも、此御詞を頭に戴きて、假にも卑き心をもたず、拙き行ひもせず、我も天照大御神の御寶の一人ぞと思ひ勵みて、彼野劣く姧曲き他の國の詐僞

（五伴緒）神代卷天孫降臨の條に、以中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉とある五部神也。

（左經記）長和五年より長元九年に至る日錄にて、十五冊也。

（經頼卿）參議源扶義の子也、長曆元年參議となり、同三年薨す。

言に勿目まどひしそ。又天津宮與利天降坐時與利繼氏繼門天。代々世々奉仕來云云。皇國の人々は、高きも卑きも皆此のごとくなりと。宜へる、是皇朝の優れて貴き所にして、上に天皇五伴緒、物部の八十の氏々、中は地下の武官、諸國の司、社司、郷士、下はなべての公民庶民に至るまでも、繼氏累統て、神代より一度も異狄が胤を交へず、連綿と傳へ來つる、いづくにかは如此しも清く直く正しき國のある。他國をこれに比べば、氏もなく、素性もしられず、全禽獸に等しかるものなるぞや。

左經記、參議左大弁經頼卿記。卷十八。長元七年十一月十九日己巳云云。今曉寅剋、采女備後。稱伊勢御神託宣、有所申事之中。從今日三ヶ日之間。禁中可被愼之事云云。昨夜還御之後。采女等集內膳宿。及曉之間。備後忽脫膳宿。南遣戶被挾出臥地上。傍采女等驚見之。有旭氣。推懷上。又被挾出云云。其次推難言爲陳事。今明間宮中可有夫事云云。

今按に、是は采女備後と言が僞りて、伊勢神託と申なしけるを、大御神忽ち罰しさせ給ひし事を言るなり。上の相通等十餘人の者どもの、御からじと准ふべし。此程までは、宮中にはさすがにいたく懼恐れ給ひて、凡男子には、神のみうへに、虛妄するもの絕てあらざりけるを、遠國の今參りの女子なりけん故に、ふとさるそら事を申し出て、神罰を蒙りしにこそ。

二所大神宮祕書下曰。保元元年ヨリ、應安マデニ、神宮御事ニ僞シテ、立所ニ罰ヲ蒙タル者二十四人アリ。其内僧十六人、婦人五人、士人男三人ナリ。此士人ハ、本皆他國者也。此伊勢神郡ノ者ハ、社司ハ元ヨリ、神主禰宜等ニ使ハル丶者ニ至ルマデモ、常ニ靈驗ノ著明シク新貴ナルニ畏レテアレバ、謁スル者無シ。罕レニモ僞スメルハ、法師徒ト、他國ヨリ新參ノ者等ノミナリ云云。

又曰、實ノ神託靈異等ヲ疑テ、罰セラレタル者モ寡カラズ。京都ノ高貴ノ中ニモ、近年ハ時々アリケレド、恐レアレバ不ㇾ記。又供御ノドシ、鹿皮等ヲ疎略ニシテ、祟ヲ蒙レルモノ少カラズ。又不淨ナル物ヲ持來テ、祟ヲ蒙レル、近年ハ度々アリ。佛ヲ穢シタル物ト知ラズガ故也。云云。

今按に、中昔の末、何事にも疑ひ深く、物しらずなれる人情よりは、今にさるあやまちども多かりつらん、まことに恐るべく愼むべき事どもなり。和訓栞廿四云、越後國新潟のあたりに、一愚人ありて河邊に小便するに、大神宮の御祓流れ來るに、小便をしかけたり。伴ふ人是を制しけるに、流れ來るものなればと答へたるに、忽ち歩行する事あたはず。其友其父をつれ來て、家に歸らしむ。途中より臭氣不ㇾ可ㇾ堪して、一身くさり、家に不ㇾ入して死けるとぞと言り。谷川氏はいさゝか評す、詐せぬ人なりければ、疑ふにはあらざりしかど、文化の頃、越後の新潟の人參りけるに、ふと思ひ出て、此事聞ずやと問けるに、其人の言く、そは天明年中の事なりしかど、今に申つたへて名高き事なりといひき。此たぐひの事、猶こと物にもこれかれ見ゆめれど、もし僞りありてはとて載せず。

日本書紀、皇極天皇卷、四年春正月、或於二峯嶺一、或於二河邊一、或於二宮寺之間一、遙見ㇾ有ㇾ物。而聽二猨吟一。或一十許、或二十許、就而視ㇾ之。物便不ㇾ見。尚聞二鳴嘯之響一、不ㇾ能ㇾ獲ㇾ覩二其身一。時人曰、此是伊勢大神之使也。

今按に、もしは蘇我蝦夷入鹿等を誅し給ふ、かねての御使なりけんか、又彼小猿米燒の童謠と合すれば、廐戸皇子の御一門の亡ひたまふ前兆にもやありけん。猶さらでも此間の御代には、大御神の御心に協はせ給はぬ事多かるべくぞ見えたる。

三代實錄廿六。貞觀十六年八月丁巳朔、伊勢國上言。有二蝗虫一食ㇾ稼。其頭赤如ㇾ丹。背青黑。腹駮。大

〔和訓栞〕五十音順により和訓を網羅せる辭書にて、八十六卷也。

〔谷川氏〕伊勢洞津の人、名を昇、字を士清と云ひ、淡齋と號す、和學を以て知られ、著書數種あり、安永五年歿す。

〔小猿米燒の童謠〕皇極紀二年十月の條に、戊午蘇我臣入鹿、獨謀ㇾ將下廢二上宮王等一、而立二古人大兄一爲中天皇上。于ㇾ時有二童謠一曰、伊波能杯爾、古佐屢渠梅野俱、（コザルコメヤク）、渠梅多爾母、多礙底騰裒羅栖、歌麻之之能烏膩とあり。

〔三代實錄〕清和陽成光孝三代間の編年史にて、宇多醍醐二帝の勅撰也。

者一寸五分。小者一寸。種類繁聚。一日所食四五許町。其所一過無有遺穗。同十三日己巳。遣從五位下守左番頭弘道王於伊勢大神宮。奉幣祈禱。去災蝗。從此以後蝗虫或化蝶飛去。或爲小蜂所剌殺。一時消盡矣。

此たぐひの祈事に驗ある事、又信仰の人の願に應じ給ふ事などは、年々の如くにして、物にもあまた見えたれど、國史記錄の外はとてはぶきつ。

權記（權大納言行成卿記）卷十三。寬弘二年十二月十四日戊子巳剋。自壹志驛家出。經飯高郡多氣郡。未刻許於多氣河祓申。刻着離宮（度會郡）。比至飯高郡。忽有陰雲。雨脚忽降。心中祈申大神宮。廼延齋有神恩也。一奉王命任身於神明云云。況今度用信々。至感顯者也。此夕神宮方有光影異也。

今按に、こは寬弘二年十一月十五日の夜、温明殿より火出て、内侍所神鏡燒させたまひて、初て假つかせ給ひけるを、天皇いたく懼み畏みて、御親ら詔詞をかゝせ給ひて、（御宸筆の宣命此時より始る。）大神宮に請禱たまへる時の御使也。此時神鏡の靈異さまざまありし事は、二卷に詳く見ゆ。又伊勢大神の御怒りもありしなりければ、任身於神明など申て、君命の御祈事もあり。いろいろ奇異もありけれど、憚りて記されざるよしなり。

百錬鈔 四。延曆十年八月五日。大神宮炎上之時。神體飛出而懸御前木云云。

人車記（兵部卿信範卿記）卷十四。仁安三年十二月廿七日。云云。去廿二日夜。大神宮燒亡。御正體並左右相殿神體。倶錦御衾帷等。作被纒裹。自猛火中飛出。而坐黒山峯。今日上奏。云云。

大神宮雜事記 一上。寶龜十年八月五日夜丑時。大神宮正殿。東西寶殿。及外院殿舎等。皆悉燒

〔權記〕長德三年五月より同十二月に至る記錄二卷也。

〔行成卿〕藤原義孝の長子、祖父伊尹の養子也。萬壽四年薨ず。

〔温明殿〕大内裏綾綺殿の東、宣陽門内に在り、その南部は賢所にして神鏡を奉安せり。

〔神鏡燒させ云々〕日本紀略に、十一月十五日己未云々子時宮中火、殿上皆燒亡云々、神鏡同燒損云々とあり

〔人車記〕久安五年より嘉應元年に至る記錄、廿五卷也。

〔信範卿〕平知信の二子也。

亡畢。于時御正體、並左右相殿御體、併錦御衾中被纒裹御年、從猛火中飛出御天。御前松樹乃上懸御世利。仍宮司忽造假殿。奉安鎭御體。以同七日言上本宮。隨則上奏。因之以同月十日被差下勅使神祇大副右大史及官掌等。先御燒亡之由來。並所燒亡種々神寶殿數裝束等色目。一々勘記天上奏畢了。云云。

又曰。延暦十年八月五日夜子時。太神宮御正殿。東西寶殿。並重々御垣御門。及外院殿舍等。併燒地燒亡。爰御正體並左右相殿御體。同以從猛火之中飛出御天。御前乃黑山頂放光明懸御世利。云云。仍宮司且急造假殿。奉鎭御體。且注其由言上於神祇官。隨則上奏。仍以同月十三日被差下勅使神祇少副一人左少史等也。勘記燒亡根元并神寶物等色目上奏。

行囊鈔南遊伊勢神宮部曰、大神記云、寶龜十年八月五日丑刻、內宮回祿ノ時ト、延暦十年八月五日子刻、內宮炎上ノ時ト、御正體猛火ノ中ヨリ飛出テサセ玉ヒテ、御前ノ松樹ノ梢ニ懸リマシ、又同延暦十四年、內宮炎上ノ時ト、六條院仁安三年十二月廿二日、同炎上ノ時トハ、御正體黑山頂ニ座々キ。

今按に、扶桑略記に、彼仁安炎上を載て、自灰燼中出座云云といへるは、いみじきひが事なり、伊勢御神體の、灰燼に觸させ給ひし例ある事なし。近き天和以後の炎上にも、每度飛出させ給ひて、梢に懸り坐つれば、つひに御正體は、奉取出に不及と沙汰せられける程なるをや。彼扶桑略記の文を按に、其中間に內侍所神鏡の事の有けるが、漏脫して、伊勢御神體と混じたるものなり。若善本を得て見ば、先伊勢御神體の飛出給ふ事ありて、其次に內侍所の神鏡の自灰燼中出座ことのあるべきにぞ。

（神祇大副）神祇官にて伯に次く職員定員一人、相當從五位下也、大中臣齋部卜部三姓の人これに任ず。

（右大史）太政官の佐官にして、左大史と共に定員各二人、相當正六位上なり。

（官掌）太政官辨官の下に在る職員にして左右各二人也

（左右相殿）左方相殿に天兒屋根命、（御靈代弓）、右方相殿に天太玉命、（御靈代劔）を祭る

〔萬治〕後西院天皇御宇の年號也。

〔天和〕靈元天皇御宇の年號也。

〔回祿〕もと火神を云ひ、轉じて火災の意に用ひらる。

〔百錬鈔〕大治頃より正元元年ごろに至る雜事を記せる記錄にて十七卷也

〔長久〕後朱雀天皇御宇の年號也。

同書又曰、新院萬治元年十二月廿九日、内宮炎上ニ、御正體猛火ノ中ヨリ飛出テ玉ヒテ、御前ノ松樹ノ枝ニ懸ラセ、光明曜コト如ニ白晝一神變奇異アリ。直ニ假殿築キテ、遷宮末社不レ殘明年迁宮アリ。云云。

又云、天和元年十二月十三日、内宮寶殿ヨリ出火、天災神變如ニ常例一凡テ歷代回祿ノ時ハ、御正體飛出サセ玉フモ又例ナレバ、其大概ヲ記シテ今略レ之。

今按に、世に流布せる諸雜事記は、治曆以後は缺てなし。此行纂抄を書る頃ほひ迄は、代々の書繼悉く流布せしにや。又彼記者の諸國の事を記せる、皆其所々へ尋ね行て、暫くづゝ其地に在て書るよしなれば、右等の事も、伊勢神宮に参居て、宮司等の記錄に就て書るにもあるべし。さて人間の俗意を以ていはゞ、飛出給ふ靈威まさば、火をこそ禦ぎ給ふべきにとおもふらめど、多くは穢に觸れたるをりの神所爲なる事、次條に佛の近づく毎に燒させ給ひしに合せても知るべし。

大神宮雜事記上。靈龜三年八月十六日。大風洪水。仍豐受神宮之瑞垣。并御門一宇流散。但件水。御正殿之許一丈際。專不ニ流寄一。土下流入也。甚神妙也。

又云。貞觀十五年八月十三日。大風洪水間。豐受宮重々御垣流失。件水正殿之許一丈際。不ニ流寄一志天。如レ非志天地底流入。甚奇異也。件河東西人家牛馬多流失了。

百鍊鈔四。長久元年七月廿六日。大風。伊勢豐受大神宮正殿并東西寶殿。瑞垣悉以顛倒。云云。

（但州御體不ニ動傾一奉レ渡ニ膳殿一印本百錬抄此ノ如シ。以下ナシ）

但件水。正殿一丈許除而不ニ流寄一。穿レ地流入。仍御正體不動給。云云。

今按に、此洪水の、正殿一丈除て近よらず、さばかり押亘れりし水の、俄に穿レ地て地底に沈み入たる事、奇と申すべし。こは元より尊き限りの大宮にませば、さもこそ有べけれ。猶大かたの社も、凡

〔行囊抄〕飛驒の兵學者江間氏親の全國紀行記にて、西遊行囊抄等八部より成り、百十一冊あり、元祿元年の自序を載す。

〔內侍所〕賢所を申す、內侍司の女官此處に候し神鏡を守護し奉れるに因りて也、轉じて神鏡をも直ちに稱し來る。

て洪水は除る例なるにや。近き文化の十一年甲戌秋、東國の洪水に、利根川堤崩れて、田家多く流されつるに、神社は、一社も流れ給はず。たま〳〵、水脇になりて、流れ留れる民屋も、軒下まで水に沒りたるに、其に並びたる、同じ平地の神社の内には、水除て入ざるなども多かり。（希見き事なればまろなども舟にて見にまかりて目前）見き。さるを、其の奇特を見し人々、其の時には、いたくおどろきたれど、いつとなく忘れ過て、やう〳〵、神の靈德を思はずなりゆくめるは、鄙の末々迄も、漢意のおし移れる故なるべし。いづくの國にも、かゝる事有るべけれども、其も皆わすれ過ぎて、年月經ては、ありきとしも、思はずなるらんかし。

行囊抄外宮條曰、靈龜二年八月十六日、又貞觀十五年八月十三日、又長久元年七月廿六日、右三度外宮洪水ノ時三度ナガラ、正殿ノ邊リ水一丈迸テ、井ノ如ク穿入テ、正殿ニ水ツクコトナシ。此後々モ凡テ然アリシコト、舊記ニ分明ナレバ略之。

此に其後々もと言るは、既にいひし如く、神宮の御前の記に據て記せるなるべし。

かくて、此兩宮炎上洪水の事を、つら〳〵考るに、垂仁天皇廿六年、伊勢に遷座まし〳〵てより、凡八百年來の間、さる災は一度も無かりつるに、稱德天皇の天平神護二年に、神宮近く佛を入られけるに、其年より頻に此禍事起りて、數十度御正體を奉驚れることこそ畏こけれ。此災おのづから朝廷にもかゝれるにや。其間より宮中にも、禍事起そめて、つひに內侍所神鏡も燒させ給ひ、其に隨て帝位もおひ〳〵に衰へさせ給へる、いかゞは悲しからざらんや。佛の事は次にも七卷にも言べし。內侍所の御事は二卷に出。さて行囊抄の上文の次に、

云云、萬治元年冬十二月廿一日、內宮交替ノ時ノ神變ノコト、內宮ノ條下ニ合テ記レ之。如此ありて、內宮條に其事の見えざるは、書寫の手に脫せしなるべし。合テ記レ之と言るを見れば、兩宮共に神變奇瑞ありけんを、いとくちをし。諸雜事記も、雜例も、其間の卷々は、世に出ざれば見合すべき物もなし。

日本紀略四、天慶元年三月十二日未三點。苫田郡兵庫鳴動。其響如レ雷。遂レ之漸動。伊勢國言。今月十六日午時庚開西中城門自鳴三聲。

今按に、此間平將門僭上して、自平親王と稱し、相馬館を內裏と號せり。天慶二年、常陸介國香を殺し、常陸下總下野を陷て、東國を亂せり、此御怒りなるべし。下卷に引つる春日賀茂等の大神の、怒らせ給へると考へ合すべし。

異本日本紀略七。天德四年九月四日。震動。幸ニ八省院。奉ニ幣伊勢大神宮以下諸社合十六社ニ也。卽止。風雨雷鳴々動之時。其例不レ見。依ニ神祇伯大中臣安則朝臣之諫。被レ行レ之。然間天晴云云。

今按に、廿年九月四日より震動し、天の荒けるは、同月廿三日、內裏燒亡の前兆なりけらし。同書天德四年九月廿三日夜亥之剋。內裏燒亡云云とて、內侍所神鏡の燒給ふ事を載たり。二卷に引也。

續日本紀廿七。天平神護二年秋七月丙子。遣レ使造ニ丈六佛像於伊勢大神宮寺。

是その禍事を招けるはじめなり。此時忽に火出たる事、天皇の叡慮を憚りてにや、紀に載られず。されどつひには恐みて、佛を退けられたる事は、たれかれ見ゆ、下に引たり。

行嚢抄云、大神宮記曰、稱德天皇天平神護二年。授ニ丈六佛像於大神宮ニ。忽有ニ異變。數出火。初內

〔日本紀略〕神代より後一條天皇までの編年略史也、撰者詳かならず。

〔常陸介國香〕平高望の子也。

〔八省院〕天皇朝に臨み給ふ所にして卽位、諸司告朔の儀なども爰にて行はせらる、一に中台、朝堂院、大極殿院とも云ひ、其正殿を大極殿と稱す。

〔神祇伯〕神祇官の長官にして、相當從四位下也、後朱雀天皇寬德三年華山天皇の皇孫延信王を任ぜしより子孫相繼ぎて此職に任ず。

〔神宮寺〕神社に附屬せる寺院にて、又た神願寺、神護寺、神供寺などゝも云ふ、多くは神社の境內に建立せるも稀には遠隔の地に設置せるもありき、眞言天台兩宗の僧此寺に住して佛事を修し神に仕ふ、これを社僧と云へり、神宮寺は本地垂跡の說より出でしものにて後ちには諸國の名神大社等概ねこれを設けたり。

宮回祿。仍停止。

是は有りのまゝ記せる、神宮記錄に就て云るなり。

大神宮諸雜事記一。天平神護二年十二月十八日夜子時。神宮寺燒亡。宮司神舘五間萱葺二宇仁。火飛來。既以燒亡畢。件燒亡間。日本紀二部。神代本紀二卷。當年以往記文。及雜公文燒失畢。爰神宮印一面。其形不レ見ニ火所一。因レ之禰宜內人等愁歎。而三ヶ日之間且祈ニ申大神宮一。且觸ニ宮司一之程。禰宜夢中被レ仰云。件印地底二尺許入天在也。早可ニ搜覓一也。者禰宜夢覺之後。驚恐天文殿之下所ニ掘求一。以宛如ニ御示現一爾有。專無レ被ニ損也。具有ニ別記文一。

今按に、此時も神宮寺より火出て、其近ほとりの宮司等の家に移り、神庫も類燒せしなり。是皆佛の穢を嫌はせ給ふ故にぞある。されば其穢氣のかゝる邊り、每度火出て、神宮もをり〳〵燒つれば、すべなくて彼佛を他所へ移されしにぞ有ける。

續日本紀卅五。寶龜三年八月。徙ニ度會神宮寺於飯高郡度瀨山房一。

かゝること、此ころの諸山の僧等、御世々々の天皇の事とある時は、大御神の宮を尊み給へるを妬み思ひて、しひても度會の地を佛地になさばやとて、上下心を合せつれば、此時もいまだ淸くは佛を遠ざけざりしにこそ。

大神宮雜事記上。寶龜六年六月六日。云云。逢鹿瀨寺小法師三人云云。打ニ穢所一。取ニ御贄一。以ニ同七年二月三日一。訴ニ申於神祇官一。仍奏ニ聞於公家一。隨則左大臣宣。奉レ勅。永可レ停ニ止神宮寺一。飯高郡ニ可レ被レ越宣上已了。官使左史小野宿禰也。

〔本地垂跡〕我國の神祇は凡て本地即ち佛の權に現はれしものなりとする說にて、奈良朝の頃より行はれ、平安朝時代に入りて益盛となれり。

〔大神宮寺〕伊勢神宮の神宮寺を云ふ

〔類聚國史〕六國史即ち日本紀、續日本紀、日本後紀、續日本後紀、三代實錄、文德實錄等所載の記事を神祇帝王等の約十部に類聚せる書也、宇多天皇の勅により菅原道眞の撰せるものにして、寛平四年奏上す、全部二百卷、今六十一卷殘存す。

〔台記〕康治元年より久壽二年四月に至る日錄也。

今按に、御國の人の誠情の敎かるは、神御國のしるしなりけれど、又適は其厚きが害となりて、かゝるひが事を爲出るゝもあるなり。其は古へといへども、僧となる程の者は、神の尊くます事をしらぬ故也。然か物しらぬものゝ、始て彼方便說の寓言に惑ひ入れるから、ひたぶるに吾佛貴しとのみ思ひしみて、あるが中にも、此神宮より佛地になさばやなど、おのも〳〵物狂ほひて、遂に大なる害を貽し來しにぞある。彼本地垂跡などいひ出けるも、同じ人情ぞかし。又今此小法師等が、殊更に神の御贄を穢さんとせしも、儒生等が此尊き神國の神習をよくも思はずて、おのが卑き聖人の國になさばやと、醉しれて、おふけなく神典を詆れると同じさかしらなり。是其本は、皆一かたに思ひ染むる、御國の誠情の篤きが致す所なりけれど、其入立をあやまつ時は、かくの如し。今より後の人よくこれをおもへ。

續日本紀卅六。寶龜十一年二月丙申朔。神祇官言。伊勢大神宮寺。先爲有祟遷建他處。而今近神郡。其祟未止。除飯野郡之外。移造便地者。許之。

此時にはじめて遠ざけられたる也。抑寶龜二年よりして、度々の勅命を如此等閑來しは、政事を申せる人々も、俱に佛を信じて、僧徒に惑されてありし故なるぞかし。

類聚國史。弘仁七年六月丙辰。伊勢大神宮司從七位下大中臣朝臣淸持。有犯穢井行佛事。神祇官卜之。有祟。科大祓。解見任。

台記宇治關白賴長公記 天養二年三月七日。云云。左馬權頭顯定來云。左大將雅定伊勢勅使精進之間。雖近他所。衣裳雜具等猶在中院第。仍佛經等不置家中。而間中院寢殿有煙。件煙見隣里驚屋上存放火

〔上卿〕公事を奉行する人の上首を云ふ。

〔太閤〕關白を辭して後、其子關白となりし時の稱也。

〔大外記〕太政官の主典にて、定員二人、相當正七位上なり。

〔異苑〕神怪のこと三百八十條を記せる書、宋の劉敬叔の撰、十卷也。

〔毛詩〕詩經を云ふ。漢の毛萇その傳を作りしによる。

由。簾放天井見之、有繪像佛五躰。色旗等出作物於門外之後、煙散盡。凡天照大御神の、佛を嫌はせ給ふ事、上のをち〳〵引るが如く也。さるを、こゝに宮司といひ、伊勢物使と申し、最精進おごそかに愼むべき職にして、然か佛事を行へるばかり、おもひ惑へりし、此程の世のならはしこそすべなかりしか。故その禍のつひに朝廷に及びける事、二卷に合せ言が如く、悲しむべく歎くべき限りなりかし。

左經記十七、長元七年九月卅日丙辰。天晴云云。入夜頭弁參入。申云、祭主輔親朝臣參內。進申文云、閏八月廿一日。奉仰參宮、七ケ日御祈了。奉拜之間。當權宮司、前有照耀物。奇捨之、松實中在青玉。仍注在狀言上卿。隨守其玉者太閤被聞之云。此事如何。輔親可持參其玉乎。將作道神宮。先可申事由歟云云、來月五日。問定。可被左右之由。頭弁奉仰之輔親朝臣了。及亥刻人々被退出云云。

又云。同年十月四日云云。今朝大外記頼隆眞人來云夜依召參殿。被仰云、祭主輔親朝臣參伊勢宮之間。得青玉。令奏其由。若先例有如此之事乎。云令右大弁尋見國史等。可申云云。頼隆云。夜聞見之史不侍、但孝經援神契云、神靈滋液則出碧玉云々。異苑云。越崔門元馬汗畔。有祠河中有碧珠。不祭祀。取之示祥。祭得之吉也。毛詩云、生男以璋。廣志云。青玉出倭國。蔡崔云。寶玉不割不成青璋。璋者以玉所作。今案此文是吉相也。定知御神感應御祈請歟。以此由可申殿。

猶此文次、同月五日條に、いよ〳〵採て獻天皇、御卜ありて、諸卿僉議の上、つひに吉瑞と定られし事など見えたれど、あまり長文なりければ、除きつ。又同月十一日條に、更に御卜ありて、つひに其

〔祭主〕伊勢大神宮神官の長にして祭祀の事を總轄す、垂仁天皇卅六年中臣氏の祖大鹿島命を祭官とせしを初めとし、後ちこれを祭主と改む。

〔扶桑略記云々〕同書長元七年十月の條に、殊勅神寶奉ニ伊勢太神宮一、使祭主神祇伯大中臣輔親朝臣歸參、獻ニ碧珠一顆一、於ニ神宮一奉ニ仕御祈一之間、自然在ニ寶殿前木一、とあり。

〔長久三年云々〕百錬抄長久元年の條に、九月九日、皇居上東門院燒亡、云々、内侍所神鏡在ニ灰燼中一燒損とあり。

玉を内侍所に安置せらるゝよし見ゆ。又十一月五日に、輔親以下の人々に、叙位あり。此事次に引文に見えたれば、其にゆづりぬ。

異本日本紀畧十九。長元七年九月廿日丙辰、祭主大中臣輔親朝臣言上、去八月廿八日、蒙ニ勅命一參ニ着大神宮一祈禱之間、庭上松實中得ニ青玉一。仍進貢云云。（此中間皆同ニ上文一、仍省レ之。）十一月五日辛卯。伊勢大神宮發遣奉幣。天皇幸ニ八省院一。今日祭主輔親朝臣叙ニ從三位一。依ニ瑞玉一也。少宮司叙ニ從五位下一。

此事扶桑略記四卷にも出たれど、殊なる事もあらざれば引かず。

大神宮雜事記上。長元七年八月廿八日（奥利）初七日間、祭主正四位下行神祇伯大中臣朝臣輔親籠ニ候於大神宮一天、少宮司氏房共、公家御祈禱所レ被レ申也、是則依ニ宣旨一也、而間御前乃松樹志天。松子中仁有ニ以碧玉一丸一見付天。乍レ驚仁祭主仁奉レ授、于時祭主被レ命云。掛畏皇大神之廣前仁。日來祇天。公家乃御祈於仕間。此乃嘉瑞乃寶玉於得多利。此由尤可ニ上奏一也、者、注ニ其事由一。勅使祭主并神主等皆署。件玉ッ進レ宮了云云。

今按に、此玉何の奇瑞にか有けん。此間天皇御藥がちに御坐ましければ、御壽命長久の御祈と聞えたるに、其驗もなく、僅に中一年おきて、長元九年四月、まだいと御年若く二十九にて、崩坐り。かゝれば、彼青玉の松の實より出けるは、千年の御壽も長くは保ちかねて、御魂は此玉の如く、遠からず放れ坐ぞとの御諭なりけんにやと思はるゝ程なりき。若然か大神のうけさせ給はざりしは、此程あまり佛のために、大宮の中を穢し給ひし御祟なりけんにか。猶おもへば此年より程もなく、長久三年の御火災に、内侍所の神鏡の御正體始てちりぢりに燒碎けさせ給ひしなども、たゞ事にあらず。されば其ほど

〔續日本紀〕文武天皇元年より桓武天皇延曆十年に至る九十五年間の歷史にて四十卷也、菅野眞道等桓武天皇の勅を奉じて修するところにして、延曆十六年成る。

〔右大臣〕藤原田麻呂也。

〔緇素〕僧侶及び俗人を云ふ、緇は黑素は白也、西域の風、僧は黑衣、俗は白衣を着るによる

〔曾閔〕曾子及び閔子騫也。

より、殊に帝位の衰へ見えそめて、おひ〳〵によからぬ事も萌しそめ、又帝の御壽も、此前後皆短くおはしまして、五十と申はをさ〳〵見えず。そは圓融天皇は三十二、花山院は四十二（在位二年。）一條院は三十二、三條院は四十二、（在位五年。）後一條院は二十九、後朱雀院は三十七、後冷泉院は四十四、後三條院は三十六、（在位四年。）堀河院は二十九、鳥羽院は五十四、崇德院は四十六、近衛院は十七、二條院は二十三、六條院は十三、（在位三年。）高倉院は二十一、安德天皇は八歲にして崩坐けるが如く、此間の凡三十代許の中に、六十歲までおはしたるは、白河院と後白河法皇のみなりき。猶是より後々の天皇は、大方皆御短命に坐て、其僅なる御在位も、御心に任せ給はざるばかり、帝位の衰へさせ給ひしも、其本は皆彼佛の穢れによりて、皇祖神達の御守護に漏れ給へる故とぞおぼしき。

續日本紀（卅七。）延曆元年秋七月戊申。天皇移二御勅上宮一。庚戌右大臣已下參議已上共奏偁。頃者災異荐臻。妖徵並見。仍命二龜筮一占二求其由一。神祇官陰陽寮並言。雖二國家恒祀依レ例奠一レ幣。而天下緇素吉凶混雜。因レ茲伊勢大神及諸神社。悉皆爲レ祟。如不三除レ凶就二吉。恐致二聖體不豫一歟。而陛下因二心至情一。猶終二孝期一。今乃醫藥在レ御。延二引旬日一。神道難レ誣。抑有レ由焉。伏乞。忍二曾閔之小孝一。以二社稷一爲二重任一。仍除二凶服一。以充二神祇一。

此文に、雖二國家恒祀依レ例奠一レ幣云云と言る意を、今打まかせて申さば、古へより爲ならはしたる恒例に依て、奉幣は絶はてざれど、僧尼のわざの混雜して、眞情よりの崇敬にあらざれば、伊勢大神を始奉り、諸社の神等も皆忿り給ひて、災異荐りに至ると言ことを、漢意に諂ひて、書紛らはしたる也。次に、神道難レ誣などよそげに申なし、又忍二曾閔之小孝一云々などいへる、いみじき漢意にして、見る

〔大極後殿〕朝堂院の一殿小安殿也、大極殿の北に當り登廊を以て同殿に連る。

〔神代の時の神勅〕神代卷に、故天照大神云々、因勅ニ皇孫ニ曰、豐葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可レ王之地、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆、當下與ニ天壤一無上レ窮者矣とあり。

〔阿羅漢〕出家して其功を積み復學ぶべきものなきに至れるを云ふ、大智度論に、阿羅名レ賊漢名レ破、一切煩惱賊破、是名ニ阿羅漢一とあり。

にたへねど、心はくみて知るべし。又是より後にも、

日本紀畧八。天長元年夏四月己酉。御ニ大極後殿一。差レ使奉レ遣ニ御劔並幣帛於伊勢大神宮一。依ニ佛事一有レ祟故也。

此たぐひ、史にも記錄にも、神宮の書にも、多く見え、其以前にも、欽明、推古、聖武、稱德朝など凡て佛を信じ給ふ御代より、凶禍事の根ざしの起りつる事、下の卷にも引合て出せるが如し。これに就て、若世人の疑てありなんか、たとへば天照大神さばかり佛を忌嫌はせ給はゞ、頓に攘却給ふべきものなるに、千歳の後の今に至る迄、如此さかえ來けるは、いかにとおもふめる類ひなり。凡て人として、神の御心を知べきならねど、今假に、其疑ひを解なんに、かつ〴〵も四のわき有べし。其一は、佛は野き國の蠱物にて、罪穢いと深かりければ、我御玉籬の内に入る事と、天皇の大宮の内に入事とを、殊にいみじく嫌はせ給ふなるべし。是私に言所にあらず。前後にあまた引ごとく、神宮に佛を近づくる時は、忽ち火災起り、又朝廷に佛を入玉躰を穢奉るときは、さま〴〵の禍事萌して、つひに大御位の衰へとなり來し事跡に合せて悟るべし。其二は、千年といへば人の心にはいと〳〵久しくはおもへど、天地の無窮の限りなきにくらべては、飛鳥の日に遮る間ばかりなりければ、神の御心もそれにしたがひて、長くます故も有べく、又此現國は、神代の時の神勅に、天地日月と共に、皇御孫尊の所知看國也とありて、其所知行御代々の天皇の、纔て用ひさせたまへるわざなれば、我と御心つかせ給ふ迄はと、おもほすかたもありてなるべし。其三には、佛こそ然か罪穢き物なれ、御國にて用ひ來し方は、いつしかと變じて、彼の釋迦阿羅漢等が頭陀乞食の行ひとは、其趣意天地懸隔て、只

暇ある老婆婦女が、つれ〴〵に幸福を咒る弄遊にて、全中昔の天兒這子の如く、又ある時には、貴人達の死別の憂を、しばし慰め給ふ舞曲の如くなり來しは、皆神の心にて、然か追々に變じさせて、遂に亡し給ふなるべし。其門は、これもいはゆるはやり物なり。古へには蝦夷といふ物はやりて、越後國をしば〳〵亂しつるが、それも七八百年の間にして絕はてつ。又中古の程は、鬼といふ物はやりて、宮中にも出て、又こゝかしこにも出て、人を捕食などせしが、五六百年の間に絕はてつ。たゞ此佛法と言物と、疫癘豆瘡麻疹の類のみ、今に絕失ず。されどはやり物なりければ、又いつかは絕失む時のなかるべき。此佛法失せば、疫癘豆麻の類も失つべし。猶いはゞ今一二あるべけれど、そはもし事のついであらば、下卷にいひもせん。かくて此佛法の趣意の、いつしか變じ來し狀は、伊勢舊跡集此書漢意にてよくもあらねど、寫本にて世にまれならざれば、省き〳〵引くなり。下、云云、我朝に、佛の盛なる事は、佛法尊き故にはあらず。其大原至尊の迷ひたまふより起れり。後宇多帝は、兩宮に法樂舍を建て、大般若を誦せしめたまふ。又櫻町帝は、神道の衰へを、歎きましますの叡慮によりて、ひさしく絕たる公卿勅使、宇佐、香椎、或は廿二社の奉幣を興し給ふ。大嘗會には、前後數日の間、洛中の佛事晨鐘に至る迄、其音を禁ぜられ、築地に出入醫師は、假髮をせさせ、法名を呼ばしめず、忌詞を用ひられ、佛を避給ふこと、齋宮の古法に歸せり。前の勅使、筑紫の御通路も、皆然り。されば後宇多帝は、亂世の非禮、當今は治世の法則、おのづから著明し。然れば、綸言の一口にても止めは止むべきなれど、先帝の御過といひ、さすがに千歲の習俗となりて、俄にも止がたきなり。神の罰したまはぬも、これにて察すべし、云云。神前に大般若を誦するの類も、神慮の廣大なれば、其辨へなき愚俗を憎みたまふにもあらじ。たとへば

〔天兒〕祓の時諸凶事を負はす木偶人形を云ふ。

〔大般若〕大般若波羅蜜多經の略稱也四處十六會い說を載せし經典にして唐の玄弉譯、六百卷也。

〔香椎〕筑前國糟屋郡香椎村に在り、神功皇后を祭神とす、或は仲哀天皇、又は仲哀天皇、神功皇后二柱を祭ると云へり、神龜元年の創建と傳ふるも詳かならず。

〔大師〕大なる師範の義、高僧の勅諡號也、本文空海は延喜廿一年、最澄は貞觀八年贈らる

〔菩薩〕梵語菩提薩埵の略、佛の次に位する稱號也、我國にては興正菩薩、忍性菩薩、大悲菩薩等勅諡の例あり又た本文の行基は元亨釋書に、天平廿一年菩薩號を賜はれる由あれど、續日本紀には、時人號曰二行基菩薩一とあるに見れば勅賜の號にはあらざるが如し。

〔榮西〕俗姓賀陽氏備中の人也、仁安三年、文治三年の兩度入宋、歸朝後佛心宗を唱へ、報恩、聖福、健仁、壽福の諸寺を開く、建保三年寂す。

客の嫌へる物を、已れ不レ知て靈すといへども、却て其懇志を謝するが如し。神慮凡心と差へど、其理はたがはじ。天照大神の、佛を嫌ひ給ひながらも、世に流布するを、一旦に罸せんとは爲給はざれども、信ずるに隨て、帝位の衰へ來坐つるは、自然の道理、其子細いひがたし。しかしながら、掛まくも恐き聖不易の至尊、今日に存在ましますは、即皇孫の神體なり。後水尾帝の御製に、

ためしなや他の國にもわが國の神よりうけし天津日嗣は、云云。

我朝の佛家は、厩戸皇子の建立にして、聖武帝の再興なれば、源深して流れたえず。佛家常に云、佛法は王道也と。實に然り。空海最澄を大師、行基を菩薩となしたまふ云云。是等みな佛道は、王道をはなれて立がたき謂也。元より我朝、古今より流布せる佛法と云ものは、釋迦の佛法とは甚別種黑白のもの也。況や諸國の寺僧、常に格式の叙次をあらそひ、當寺は何の宮院ト、何の御廟所、寺領は幾許と誇り、公庭領主の標紋にいかめしく覆ひ隱せば、衆人も又古佛の眞僞はいはず、金色の莊嚴、施入料の壁書を見て、驚歎を事とす。身には錦繡をまとひ、酒肉に肥たり、美貌にして重々しきを高僧と仰げり。若釋迦羅漢等、世に在てこれを見ば、唾を吐き爪はじきして憎まんかし。されど、實の佛法を行はゞ、乞食非人の同種は出べからず。是を以て、天竺の野卑を知り、皇朝の尊重を貴むべし。彼野國にては、さる故ありて、一の教に作出たるものならめど、此國へうつしては、大上國の徳化に消れ、化して、何れともつかぬ物となりゆきて、只害のみ殘る事、儒も又准て知べし、云云。或曰、弘法傳教は、將來寂滅を事とせず、加持祈禱を要とし、頭陀乞食は、假にもいはず、兩部習合を立て、神佛を混じ、はじめより新製の佛法を發せり。其より四百年を經て、榮西渡宋して、禪宗を傳へ、こ

れを弘む。當時の人、是實の佛法也と歸依偈仰せしも、只欺かるのみ。然るに、源空其一變を工夫し、草の躰を作る。纔で弟子親鸞は其草を崩して、えもいはれぬ變化をなせり。爰に日蓮、彼と反して又變を興す。たとへば篆隷の後に、行草を進むるがごとし、其理如何となれば、世人皆西に向へば、又東を顧るものあるは常なれば、只人の心を取んとて作意し、又其背ける者を拾採んとて、網を張しのみこそあれ。實の佛法は一もあることなし、云云。其中に弘法傳教は、業の爲に外土へ渡るの勞あり。源空親鸞は、居ながら後世の人情を察し、これを沽る才狡と云べし。鳳潭が華嚴を興さんとせし才は、逞しけれども、時世の人情を察せざりしは、彼三價には及ばず云云。何れにも、古今本朝の佛法と云ものは、方便の上の僞作ものにて、唯君王死別の憂を慰めたまふ舞曲の類となりて、行はれ來つるなれば、貶斥するに足らず云云。

玉勝間三云。ある物に、寶永二年伊勢の大御神宮に、おかげ參りとて、國々の人ども、おびたゞしうまうづる事のありし。其人の數を、つぎ〳〵しるしたるやう、四月上旬より、京並五畿内人ぬけ參宮といふ事あり。閏四月上旬よりしるすところ、はじめは、一日に二千三千の間也。十三日より十六日迄は、十萬人にこえたり。十七日より漸々減じて、又廿四日廿五日は四萬人なり。それより大坂へうつり、廿六七日には五六萬人づゝ、廿八九日は十二三萬人づゝ、五月朔日より七八萬人づゝ、三日よりは又十二三萬人づゝ、八日ごろよりいよ〳〵熾也。十六日には、二十三萬人に及べり。これ前後の最上なり。そのゝち、漸々減じて、同月末には、一萬人ばかりなり。凡閏四月九日より、五月廿九日まで五十日の間、すべて三百六十二萬人也としるせり。

〔源空〕美作國人漆間時國の子也、もと天台を奉せしが晩年源信法師の往生要集を見て悟る處あり、遂に所習を棄て、專ら淨業を修す、これ淨土宗開創の初め也、建暦二年寂す。

〔鳳潭〕浪華の僧にして初め天台宗に屬し、後ち華嚴宗に入り、諸書を著して眞言、禪、淨土、日蓮の宗派を攻撃し、自から華嚴宗の再興を以て任じ、遂に寶永四年浪華に華嚴寺を創立し、幕府に請願して華嚴宗獨立の公許を得、元文四年寂す。

〔玉勝間〕本居宣長の隨筆、十五卷也。

〔后皇太子云々〕式には、三后皇太子若有レ應レ供者、臨時奏聞とあり。

〔山岡妙阿〕名は浚明、通稱左次右衛門、字は子亮、梅橋又は明阿彌陀佛と號す、漢學を林祭酒に、國學を賀茂眞淵に學び、博識を以て知られ、幕府に仕へて祿四百俵を受く、類聚名物考外數著あり安永九年歿す。

又云、享保三年春のころ、まうでし人の數をしるしたるやう、正月元日より四月十五日まで參宮の人、凡て四十二萬七千五百人としるせり。是は世のつねのとしなり。

同五云、大御神宮雜事記に、承平四年九月御祭云云。參宮人千萬。不レ論二貴賤一云云。とあるを見れば、そのころもかゝりしなり。そも〳〵大神宮には、私幣を奉ることは禁制なりしかども、詣る事はなべてくるしからざりしにや。

今按に、延喜式に、凡王臣以下。不レ得三輙供二大神宮幣帛一。后皇太子若有レ應レ供者奏聞。と見え、雜事記に載たる、冷泉院安和二年太政官符に、自レ非二公家御祈禱一之外。輙不レ可レ致二下之祈禱一。など見えたり。又物に、宮川内へ他國人の漫に入べからずと見えて、入し者の刑はれたる事を記せる見れば、古へはたゞ人の參詣は、皆遙拜なりけらし。彼承平祭の貴賤は、勅使宮司宮川内の神郡の民どもの集ひたるなるべし。

五十鈴宮詣記。明和二酉春。山岡妙阿著。三月一日、熱田宮宿にやどる。つとめて渡場に出たるに、伊勢參宮の犬二つ、首に錢などゆひつけたるが、船にのる。札を見れば、一つは陸奥仙臺の某氏の犬也。夢に三たびまで入ければ出し立つとあり。今一つは、越後の高田城内の犬なりとて、是は村次に人足一人つく。船場までおくりきて、送狀を首にゆひ付て返りつ。二ッともに小犬なれど、途中の犬どもの吠るに怯ず、乘あふ人々いたはりて、物與ふるに、漫りに喰はず。船中にて、二便を愼てせず。是をあやしとおもへば、のりあへる人々、はやくまうでし犬どももありしやう、又稀には馬牛などの、參詣せしことどもをかたりあへるをきくに、まことに伊勢大神の奇くたふとくまします事、此世の外なり云云。

〔おかけ參り〕一錢も無くして人の惠に依り參詣をなし得るより名づくと云ふ。

〔天之益人〕生民を云ふ、古事記に、伊邪那美命曰、愛我那勢命、爲ニ如レ此一者、汝國之人草一日絞ニ殺千頭一、爾伊邪那岐命詔、愛我那邇妹命、汝爲レ然者、吾一日立ニ千五百産屋一、是以一日必千人死、一日必千五百人生也とあり、人は死よりも生るゝが多き故に云ふ、大祓詞にも見えたり。

四日、洞津にさしかゝるに、人多くあつまれり。何事にかとて立より見れば、年七ツをかしらにて、六ツ五ツ四ツと男女の兒等が、五人手を引つれてぬけ參りせり。其國をきけば、伊豆の三島なりと云。いかにして思ひ立たるぞといふに、たゞ參りたくなりつといふ。一ツ所にもあらで、村里おの〳〵別なりといふを、同じ心にうちつれ來しこそあやしき事なれ。皆人々いとほしがりて、錢など得さす。いせの者は珍らしともせず、きのふも一つれ美濃よりまいりきぬなどいふ。ことしは御蔭といふにもあらざるよしなれど、いとにぎはしくて、參詣の人例年に倍せりといふ。さるからに、かゝるあやしき物もうでもあるにぞあらん云云。

八日、宇治の神主荒木田氏が家にやどる云云。九日、つとめて大神宮にまうづ云云。よるになりて、あるじの神主と物語らふついでに、おかげ參りといふわざは、いつばかりよりはじまるやととふに、神主いふ、いつはじまると云こと、傳記なければしられがたし。古へは庶人をみだりに近よせず、他國の參詣は、宮川內に渡し入ざりつれば、そのかみさるわざはあるまじかりしにやと思へど、神わざなれば、既に宮川の外迄も群參せし事ありけむか。これも慥にはしられず云云。その事記せるものはなきかと問ッに、一冊あれど、そはわづかに、後土御門院の明應年中よりこなたの度を記せしのみなり。其中に以前の例をも引たれば、それが始にもあらざりき云云。凡幾年月にある事にか、それも定りはなし。かの明應よりこなた、凡三百年の間に、八度あり云云。何のゆゑとは、昔の人も知べきならねど、其書にいはく、大神の御託宣御詞に、天下國民者。悉吾御寶也。と昔よりをり〳〵に宣はすれど、天之益人等が、うまはり生增來るを悅ばして、神の召せたまふ事なりと記せり。若さる事にやあらん。おのづからに人の

〔稜威道別〕橘守部の神代紀註釋書、五卷にて、天保十三年の自序あり。

〔將來其玉云々〕垂仁紀には、以白石授牛主、因以將來置于寢中、其神石化美麗童女、於是阿羅斯等大歡之欲合、然阿羅斯等去他處之間、童女忽失也、阿羅斯等大驚之、問己婦曰、童女何處去矣、對曰、向東方、則尋追求遂遠浮海以入我國、所求童女者、詣于難波爲比賣語曾社神、且至豐國前郡、後爲比賣語曾社神、並二處見祭焉とあり。

心のよりあつまる其時々に、あやしき事多かり云云。其人數はおひ〳〵に多くなれり。かの書に記せる初の程は、最上の眞さかり頃を、一日の人數凡二十萬人とありて、次々二萬三萬と多くなれり。近來となり來ては、三十萬四十萬にも及びし事也。日數は大抵六七十日の間にして、中廿日三十日のほど右の人數なり。其人數は、宮川の船にて計り知るところ也云云。

これらはあまり近き物なりけれど、共に學者のかけるものにもあり、又是も靈異の一ならんとて引つ。是より以下、事のついでに、日神の靈を一二あぐ。そも〳〵天照大御神と天津日とは、一ッにして差別ある事なれども、往古よりよくわいためたる說、絕て聞えず。是は神典中の最重き極みにして、必ず窺ひしらではかなはぬ事なり。されど此に輙くかきとるべくもあらねど、其は稜威道別に就て見べきなり。

古事記中。應神段曰。昔有新羅國主之子名謂天之日矛。是人參渡來也。所以參渡來者。新羅國有一沼。名謂阿具奴摩。此沼之邊一賤女晝寢。於是日耀如虹指其陰上。亦有一賤夫。思異其狀。恒伺其女人之行。故是女人。自其晝寢時妊身。生赤玉。爾其所伺賤夫。乞取其玉。恒裹著腰。此人營田於山谷之間。故耕人等之飲食負一牛而。入山谷之中。過逢其國主之子天之日矛。爾問其人曰。何汝飲食負牛入山谷。汝必殺食是牛。即捕其人將入獄囚。其人答曰。吾非殺牛。唯送田夫之食耳。然猶不赦。爾解其腰之玉。幣其國主之子。故赦其賤夫。將來其玉置於床邊。即化美麗孃子。仍婚爲嫡妻。爾其孃子。常設種々之珍味。恒食其夫。故其國主之子心奢詈妻。其女人言。凡吾者非應爲汝妻之女。將行吾祖之國。即竊乘小船逃遁渡來。留于難波。此者坐難波之比賣碁曾

（阿達羅王）新羅第八代の王也。
（磐余田）大和國十市郡の地也。
（二月條に云々）同條に、阿閉臣事代銜命、出使于任那、於是月神著人謂之曰、我祖高皇産靈尊、有預鎔造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻、我當福慶、事代由是還京具奏、奉以歌荒樔田、（歌荒樔田、在山背國葛野郡、）壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠と見えたり。

社。謂阿加流比賣神者也。

今按に、此故事、書紀には、垂仁天皇卷二年十月條に出たり。其名を意富加羅國王之子、名都怒我阿羅斯等と見えて異同あり。又彼國の東國通鑑にも出たり。其には、漢永壽三年。新羅阿達羅王四年、新羅道迎日縣初東海濱有人。夫曰迎烏、妻曰細烏。一日迎烏採藻海濱、忽漂至日本國小嶋為王。細烏尋其夫、又漂至其國。立爲妃。時以迎烏細烏爲日月之精、至是置縣焉。などあるも、右の故事を、後に誤り傳へて載たるなり。さて、其比賣碁曾社は、神名帳に、攝津國東生郡比賣許曾神社、名神大、月次相嘗、新嘗　又同國住吉郡赤留比賣命神社あり。是も同神歟。此外日神靈の懐胎に入給ふこれかれ見ゆ。下にも一二を引べし。

日本書紀、顯宗天皇卷。三年夏四月丙辰朔。庚申。日神著人。謂阿閉臣事代曰、以磐余田獻我祖高皇産靈。事代便奏。依神乞獻田十四町。對馬下縣直侍祠之。

今按に、此同年二月條に、月神の人に着給へる事も見ゆ。此等を以ても、神代の舊辭の正しき事を知るべきなり。又今此御告に、高皇産靈神を我祖と申給ふを、古典を解人よくおもへ。

歷朝神異例卷一終

歴朝神異例巻二

〔大内裏圖考證〕大内裏名所、洛中道路、親王公卿の邸宅等を圖示し、諸書を抄出して其位置構造沿革制規を錄せる書、裏松光世の撰、四十八卷なり。

〔後涼殿〕清涼殿の後殿にて母屋を納殿となし、西廂に御厨子所、南廂に御膳宿を設く。

〔常寧殿〕大内裡の北方、承香殿の北、貞觀殿の南に在る後宮にして、皇后中宮女御等の御居所也、后町とも稱せり。

〔綾綺殿〕仁壽殿の東、宜陽殿の北に在り、温明殿と庭を隔てゝ相接す、内宴妓女の舞等を行ふ所、又時々御在所たりし事あり

内侍所、神鏡、靈異

大内裏圖考證曰。天慶元年七月十三日、記曰、戌二尅。内侍所避温明殿。遷後涼殿。今年自春初妖言不絶。災異多端。就中四月十五日大地震動。損害無極。其後洪水泛溢。成害尤多。毎有卜筮奏。爲主上可愼給之旨。隨陰陽寮申。以來八月避常寧殿。可移御綾綺殿。爰件綾綺温明兩殿。可加修理。女官後造蓋爲之也。

今按に、聖武天皇の御時より引つゞきて、猶此間も、宮中上下の人々、佛のみ信じて、神を疎かになし給ふさまなりければ、然かも災害多端、損害無極など言るばかりの禍事さしつゞきつらん。殊に内侍所の神鏡は、次々に引て申す言の如く、玉體に着て齋きかしづき給ふ例なりけるを、佛に憚て、強て遠ざけんとせられける故の御怒とぞ見えたる。凡て世中の吉凶は、神の御所行なる中に、とりわき朝廷の御事は、三種神寶並此神鏡の御守護によれる事、一卷に一わたりわいためたるが如くなりければ、近くます此神鏡こそ、殊に内裏の御穢を厭はせ給ひけめ。されば右災害の外にも、同二年には奥羽の賊亂をなす。三年又洪水、四年天皇淸和崩ます、御壽僅に三十一。又三代實錄に、貞觀十七年正月廿八日夜。冷泉院火。延燒舍五十四宇。祕閣收藏圖籍文書爲灰燼。とある、此等も上古より例し

しなき禍事なり。かゝれど此程の人々は、誰も其を佛ゆゑの災害とは思ひつかざるから、ます〱佛を念じける故に、つひには、いとあな畏こ、天德寬弘の頃はひは、神鏡燒ておどろかしめ給へるに、猶おどろかざりければ、其後は燗碎けて諭し給ひしこそゆゝしけれ。

皇大神宮雜例六曰。或記曰。內侍所者神鏡也。與二主上一本御同殿。故院被レ仰云。帝王冠巾子左右有レ穴。是內侍所御同殿之時。主上夜不レ能レ放レ冠給。御眠之時。御冠屢落。仍以二挿頭花一自二巾子穴一通二御髮一也。

今按に、此は崇神紀に、天照大神云云、共住不レ安とて、放奉り給ふ時の事を申せるにはあらず。其れよりも內侍所の神鏡は、猶同殿に齋祭らして、云云 したまひし事下にも出づ。冠巾子など云る以ても、崇神朝より後なる事を知るべし。又同朝に鑄されたるを祭れるにもあらざる事は、次々に辨ふべし。

又曰。故院被レ仰云。內侍所所神鏡。昔時飛出欲レ上レ天。女官懸二唐衣一奉二引留一。是依二此緣一女官所二守護一也。

禁祕鈔 順德天皇御撰 曰。白河院御宇仰云。內侍所飛出欲レ上レ天。而女官懸二唐衣袖一奉二引留一。依二此因緣一女官奉二守護一。

今按に、世に是を奇談として、諾なはぬ學者の多かるは、彼崇神朝に鑄摸されたるを云とのみ心得たる故なるべし、下に引一代要記に、天德四年九月廿三日庚申夜。內裏燒亡。云云。內侍所飛二出溫明殿一。懸二御南殿櫻木一云云。とあるに合すれば、さる事あらじとも申がたし。さても燒亡の時などは、さる事もあるべし。たゞ何となく天に上らんとし、又は佛の穢に堪かね給ひてなるべし。そも〱白河院

〔或記曰云々〕江次第內侍所御神樂の條に見えたり。

〔巾子〕冠の御方上部に高く突出せる處を云ふ、髻を納るゝ爲め也。

〔挿頭花〕冠に挿す時の花木葉等也、後ち造花を用ひ、更に後世にては金屬を以てこれを製するに至れり。

〔唐衣〕又た背子に作る、錦にて作りたる女官禮服の表衣也、唐の服制を模したるより此名あり、和名抄に、背子、和名加良岐沼、形如二半臂一無二腰襴一、衣袷衣也と見えたり。

よりこなたの御代の有狀と、上もなき御身守護の然かおもほしなりけるとを合せて、よく考ふべきものぞ。

釋日本紀。卜部懐賢撰 引神代紀曰。天德御記云。四年九月廿四日。鑒求溫明殿所納之神靈鏡并大刀契等。申時。重光朝臣來申云。瓦上在鏡一面。其鏡徑八寸許。頭雖有小瑕。専無損。圓規并帶等甚分明。見之者無不驚感。廿五日。又求得燒損鏡一面。又曰。外記記云。威所三所。一所齋鏡。件御鏡雖有猛火上。而不偏損。一所鏡魚形 無破損。長六寸計。一所鏡 已涌流破損。紀伊國御神ト云云。先師申云。天德回祿之時。件神鏡 内侍所 即云伊勢御神。在灰燼之中不燒損。其徑八寸許。頭雖有小瑕。専無損之由。御記文炳焉。然則彼八咫鏡徑八寸歟。

今按に、こゝに如斯云るは、神鏡と相殿に祭られける、是ぞ崇神天皇朝に摸し造られたる鏡どもなりける。右三面の内、初の一面は伊勢、次の一面は日前、其の次の一面は國懸神のうつしなり。さて摸しとは申せども、其神の威德に隨て、おの〳〵其御靈の次〻に劣り給へるもあやし。かくて此時、相殿の三面の御上のみ申て、御正躰の神鏡のさたのなき事、後に思ひ合せし事あり。そは下に云べし。

日本紀略十二。天德四年九月廿三日庚申。今夜亥三剋。内裏燒亡。火出宣陽門内方北腋陣。不出中隔外。天皇先御中院。次御朝所。頃之御職曹司。定行之寮警固。累代珍寶多以燒失矣。廿四日辛酉。廢務三日。又昨夜鏡二。和名加之古止古呂并大刀契。不能取出。今日依勅令搜求餘燼之上。已得其實。但調度燒損。其眞猶存。形質不變。甚爲神異。即大藏省韓櫃令納之。十月三日。縫殿大允藤文紀參申。去月廿四日。依宣旨御坐内裏賢所三所。遷奉縫殿寮之間。内記奉納威所

〔卜部懐賢〕後嵯峨後深草両朝時代の人也

〔圓規〕鏡の柄に對して其本體なる圓き處を云ふ。

〔帶〕鏡の柄也。

〔宣陽門〕大内裡内部東面の正中門にして、外建春門と相對す。その内方北腋陣は左兵衛陣なり。

〔職曹司〕外記廳の北に在る大臣の宿所也、又た皇居火災の後皇居となり或は皇妃の御在所となりしことあり。

〔縫殿寮〕大内裡朔平門の北に在る中務省被官の役所にして、女王命婦官人の名帳考課及び裁縫の事を掌る。

〔源伊涉〕兼明親王の第一子也、貞元二年參議、永祚元年中納言となる。

〔藤原佐理〕敦敏の子、天元元年參議となり、長德四年薨す、能書を以て名あり。

〔源時中〕長德二年大納言に至り、同三年薨す。

〔藤原爲光〕師輔公第九子也、天延元年中納言、貞元二年大納言、寬和二年右大臣、正曆二年太政大臣となり同三年薨す。

〔皇圓〕比叡山功德院の住僧也。

〔兼家〕師輔公第三子也、天元元年右大臣、寬和二年攝政、永祚元年太政大臣、同二年關白となり同年薨す。

三所。一所鏡件鏡雖在猛火上不涌損。卽云。伊勢御神。二所眞形无破損。長六寸許。一所鏡已涌亂破損。紀伊國御神云云。今按。是日前國懸也。大刀四十八柄之中。四柄自清涼殿求出之。四十四柄自溫明殿求出之。其中有節刀。契七十四枚。皆魚形也。自背中別兩各有銘。併全不損。長各二寸餘許。八枚金。十四枚銀。五十枚銀塗物。又有金銀涌亂一斗餘許也。左近少將源伊涉。將監藤原佐理。右近少將藤原助信。將監源時中。藏人主殿助藤原爲光。出納雀部有方。女官等同以祗候云云。

異本日本紀略七。天德四年九月廿三日庚申。今夜亥三剋。內裏燒云云。此間如上文仍略之。參議重信朝臣仰焰之間。賢所光。其躰如龍燭。丑剋火止。廿日云云。今日依勅令搜求。餘燼之上放光明云云。

扶桑略紀 此叡阿闍梨皇圓撰 卷廿五。天德御記曰。四年九月廿三日。此夜寢殿後。聞侍臣等走叫之聲驚起問其由緒。少納言兼家奏云。火燒左兵衛門陣。非可消救。走出見之火焰已盛。着衣冠出南殿庭。左近中將重光朝臣持御劍璽筥相從。中略。火已着溫明殿不能出內侍所。火大起。自亥四點迄于丑四點宜陽殿累代寶物。溫明殿神靈鏡大刀節刀云云。此間又與上文同。仍以略之。廿四日云云。重光朝臣來奏云。依火氣頗消罷到溫明殿所求見。瓦上在鏡一面。徑八寸計云云。以神鏡等安置縫殿寮高殿云云。

今按に、右の日本紀略二本ともに、彼天德御記に據て、內侍所三所といへるは、皆彼の鑄摸したる三面の事也。其外彼御記に因てかける物は、大かた皆然かのみ心得たるに、今此扶桑略記に、瓦上在鏡一面。徑八寸計云云。以神鏡等安置縫殿寮高殿。とあるは、彼の相殿の三面をも、一所の神鏡と

合せて、一つに安置せられたるよしと聞ゆ。必ず然かあるべき事也。若彼撰されたる神靈鏡の三面のみならんには、此時一所の眞の神鏡は、失ましたるが如くなるに、次の寛弘より後々靈威最新たにして、今猶現に坐し坐を何とか申さん。そも〳〵内侍所神鏡と奉レ申は、其初八咫御鏡と同じく、神代より傳はれる中の御一躰におはせること、下に引神宮記錄、及寛弘御時の御傳記等に明らけし。其につきて、つら〳〵此間の記錄どもを合せ考るに、古來より天皇と申せども、其御筥を開て見給ふことなかりし狀なりければ、別殿に遠ざけ給ひて後は、いよ〳〵疎くなりて、誰見しれる人もなく、殊に此天德の頃は、其員數をだに知らずなりけるなるべし。故右三面の外に、神鏡の坐るをも知らで過けるに、間經て後、眞の御鏡は南殿の櫻樹の梢より還らせ給ひたるにぞ有りける。若彼天德の御記全くに傳はれらば、末のところに其事の必有べかりしを、たゞ釋紀などに、三靈鏡の寸法に用ありて、其處のみ、纔に引たるほかは、傳はらずなりしこそ。畢竟此ほど、佛にのみ惑溺れて、上代より御髪上に戴て、夜寢殿に入らせ賜ふべき程の神鏡を、如此して疎くさとはし給ふばかりなりける故に、かゝる凶災も興り來つるなりけり。

帝王編年記曰。神代以後。內裏燒亡三度。難波宮。（攝津國東生郡）藤原宮。（大和國高市郡）今平安宮也。遷都以後百七十餘年。自桓武遷都迄村上天德四年百七十九年也。始有此災云云。

今按に、難波宮とは、仁德天皇八十七年春二月、天皇崩ましてのち、仲皇子反て、皇太子（後稱履中）宮を焚し事あるを云ふ。此は太子宮にて、殊に纔の兵火なれば、其例ともいひがたし。藤原宮御時、いささか雜舍の燒たる事、物に見ゆ。されど大宮燒ざれば、是は其例ならず。又清和天皇貞觀十七年の火

〔夜寢殿〕淸涼殿母屋の北に在る天皇の御寢所也、御枕上に二階厨子を置き寶劔神璽を置き奉る。

〔帝王編年記〕神武天皇より後伏見天皇正安三年に至る編年史にて、僧永祐の撰、廿卷也。

〔難波宮〕攝津國東成郡大阪、安國寺坂の北に在り、仁德天皇元年より八十七年間の皇居也

〔藤原宮〕大和國高市郡鴨公村大字高殿に在り、持統天皇朱鳥八年こゝを皇居とせられ、文武天皇また此地に都し給へり。

〔仲皇子〕仁德第二皇子也。

災の事、物に見えて、下に引たれど、是も大宮に火着らざれば、今此天徳御時を内裏燒亡の最初とすべし。とりわけ三種鏡の燒させ給へる、是朝廷衰微の萌し、凶惡の起るべき兆なりけらし。

神皇正統記（北畠親房公撰）云、村上天皇天徳四年九月廿三日庚申夜、内裏燒亡云云、神鏡の南殿の櫻にかゝらせ給ひけるを、小野宮實頼大臣、袖にうけられたりと申事あれど、ひが事をなんいひ傳え侍るなり。

今按に、此北畠准后は、いさゝか物をおし曲ず、よろづの事につきて、をさ／＼誣事せぬ君なりけるに、此事のみは、いかに心得給ひたりけん、なか／＼のひが事也。もしは、小野宮の袖にうけてといふをうべなひ給はざるよし歟。そは實に、後の付そへごとゝ聞えたれど、其夜神鏡飛出給ひて、櫻木の梢にかゝらせ、ほど經てのち、内侍所に還らせ給ひけるよしは、次々辨ふるが如し。もし又、彼天徳御記に、其事の見えざるに就ての事歟。そは既に言つる如く、彼廿三日廿四日の間は、未だ櫻の梢に坐す事を、誰も知らで過つるほどの事也。さるを其事がらの附會めきても聞え、又彼御記に見えざるにつきて、後の學者も然かおもふ人多かるさまなりけれど、さては神代より齋き傳へます神鏡は、いかにといふに、心づかざるもあさ／＼しき心ならずや。

一代要記云。天徳四年九月廿三日庚申夜、内裏燒亡。遷都已後歷百七十七年。始有此災。内侍所飛出温明殿懸御南殿櫻木。小野宮移神。奉入太政官朝所。

皇太神宮雜例云。天徳四年内裏燒亡。内侍所神鏡飛出着南殿前櫻。小野宮左大臣驚テ請神鏡下入其袖。

帝王編年記云。天徳四年九月廿三日庚申。内裏燒亡云云。左兵衛陣門主上出御。火勢彌盛。仍

（南殿の櫻）南殿の南階の左に在り、右方橘と相對し左近櫻と稱す、もと梅樹なりしが、仁明天皇御宇櫻樹に改植せられし由也

（小野宮實頼大臣）關白藤原忠平の長子也、天慶七年右大臣、天暦元年左大臣、康保四年關白太政大臣、安和二年攝政となり、天祿元年薨ず、清愼公と謚す。

（左兵衛陣門）内裡外郭東面門建春門を云ふ、拾芥抄に建春門、號左衛門陣、一云外記門、とあり。

自陽明門到中院。御神嘉殿。將奉腰輿。東宮侍臣奉抱之來此處。主上并東宮御職曹司。宜陽殿累代寶物多以燒失矣。云云。或記曰。內侍所飛出テ著南殿櫻樹（又或記曰、內侍所飛出テ入小野宮袖給云云。）

今按に、此等は彼火事の靜まりて、其夜ありし事共のよく聞え分りて後、記せし正說どもなるぞかし。既に初に引し物どもに、此神鏡飛出座て、欲上天たまひし事も見え、又伊勢大御神の歷代御炎上の度每に、飛出て御前の松の梢に着せ給へる例も、一卷に引るが如くなるに、是のみ疑ふめるも、漢意におしうつり來し後の心ぐせなりかし。今さる人のために、此時の公卿の記錄を今少し補はゞやとおもへど、此年季の物いと乏し。あるやむごとなき御あたりへ、日次記を問合けるに、使に屬て賜べし、先その大旨、源平盛衰記に言るにたがはずとあり。されば其書を借得てのち、又も補ひ加へつべし、

盛衰記の趣は、

源平盛衰記曰、天德四年九月廿三日子刻ニ、內侍所御溫明殿モ程近カリケル上、如形夜半事ナレバ、內侍モ女官モ不參會、內侍所ヲモ不奉出、小野宮參給フ。見給ヘバ、溫明殿ハハヤ燒ケリ。內侍所モ燒サセ給ヌルヤ、世ハ角ニコソト思召、涙ヲ流シケル程ニ、灰燼ノ上ニシテ奉見出タリケルニ、木印一面アリ。其文ニ、天下太平ノ四字アリケリ。又神鏡ハ、南殿ノ櫻ノ梢ニ飛カヽラセ給ヒタリケルガ、光明赫奕トシテ、朝日ノ山端ヲ出タル如シ。世ハ猶不失ケリト、悅ノ涙セキ敢給ハズ。右ノ膝ヲ突、左ノ袖ヲ披テ、昔天照大神爲奉守百王移留給ヘル御鏡也。御誓未改給者、神鏡實賴ガ袖ニ宿入ラセ給ヘト被仰ケル御言ノマヽニ、終ニ高キ梢ヨリ飛下ラセ給テ、御袖ニ入セ給ヘリ。卽ツヽミ奉テ、御前ニ進テ、主上ノ御在所太政官ノ朝所ヘゾ被渡進ケル。猛火ノ中ニシテ無損失ケルコソ、靈驗揭焉ト覺エシ云云。

〔陽明門〕宮城東面門にして待賢門の北に在り。

〔中院〕大內裏八省院の北に在る社稷神奉齋の所にして又た中和院と云ふ

〔神嘉殿〕中和院の正殿にして院の東北に在り。

〔腰輿〕手にて腰の邊まで擡げ行く簡易なる輿也、內裡炎上等非常の際の御料也。

〔宜陽殿〕紫宸殿の東、綾綺殿の北に在り、殿中に納殿ありて累代の御物を納む。

〔朝所〕太政官廳の一舍にして、その東北に在り、參議以上の食事所也、「アイタンドコロ」と訓む。

〔一代要記〕天皇一代毎に、御在位中の大事件、皇后、後宮、皇子、皇女のことを記し、諸官の補任年月を記載せる書也、流布本は允恭天皇より花園天皇までを記す撰者詳ならず。

今上の一代要記以下の文どもを、一つに合せて按に、一所の神鏡は廿三日の夜、火中を飛出て、南殿の櫻の梢に懸らせ給ひけるに、その四五日の間は、誰しる人もなくて、たゞ彼三靈鏡の事のみあけつらひてありしなり。されども其三面は、伊勢、日前、國懸の三所の御模しにこそあれ。神代よりの一所の神鏡の在ずてはかなはぬ事、大かたの人ぞしらね、小野宮左大臣などは、聞傳へ給へる事ありて、潜にいぶかしみし給へど、若坐ぬ時はいかゞとて、たゞ他し事にことよせて、そこゝ灰燼など分させて、覓め給ひけるに、かの天下太平の木印などもいで、又その日櫻樹の梢に光りありけるが、ふと御目にとまりて、はじめて神鏡を見いでゝ取奉りて、先太政官の朝所へ遷し、奏聞の上かの三靈鏡のおはす高殿に安置し、内裏造營を待て、温明殿には齋はれたるなるべし。さてその見出し給ひしは、幾日比かと按に、

日本紀略曰。天德四年十月八日甲戌。外記史等見宮中灰燼之上有木印一面其文有天下太平四字。參議好古云。此蕃客來朝所用印也。云云。

是と合て考れば、其夜より十四日後に、神鏡も顯はれ給ひけんかし、然れば一代要記より次々の書も、違へるにはあらねど、たゞ事の粗きなり。又盛衰記はさはいへ、潤色附會もなき事あたはざるべくこそ。

上件天德四年炎

小右記。寛弘二年十一月十五日己未。人々云。火自温明殿出。神鏡所謂恐所大刀并契不能取出。云云。十六日庚申。依内裏燒亡。諸司廢務。左近少將重尹。奏宣旨。奉求賢所之間。灰中神鏡三面

〔左府〕藤原道長也

〔殿上〕清涼殿南廂に在る公卿殿上人祗候の間也。

〔大刀〕もと百濟より進貢して朝廷の御物となれる日月護身劍及び破敵將軍劍也、信經記に一腰破敵、一腰守護、云々、件破敵是遣大將軍之時所給節刀也、一腰是名守護候御所是也とあり。

〔契〕契符也、魚形にして背中より別ち各銘あり、長さ二寸餘、總數七十四枚なる由年中行事祕抄に見ゆ。

〔故殿〕小右記の著者實資公の祖父小野宮實賴公也。

奉求出之。十七日辛酉、定申神鏡燒損之事。其定趣者可改鑄歟、如何者。諸卿定申旨一同也。神鏡趣并相殿事等、先令勘諸道可被定歟。

先つ此文に、神鏡趣并相殿事等とあるを以て、尊所と奉稱は、一座の尊號、相殿と申せるは、彼伊勢紀伊國等の模しなる事を知べし。

若可改鑄者。以俗銅不可混神物。以所燒遺神物等可奉修歟。猶可被安置鏡體。新以銅奉鑄。相副奉安置如何。抑先令進道々勘文。又令祈申伊勢大神宮。兼依御占可被鑄造歟。昨夜識者卿相等、於左府宿盧可加鑄之議、余不甘心。今日未有事、定之前。於殿上談後、是今及定時。變昨議從愚案。如何定申詞左大辨書之。左府令奏聞。被仰可令諸道勘申之由。

また此文に、神物と云る以て、賢所の尊體は神代の遺鏡なる事を、かつ〴〵も知べきなり。但し伊勢の模しなりとも、後よりは神物と云まじきにあらねど、猶追々に慥なる事も出來れば、又其所々に辨ふべし。

神鏡大刀并契盡燒亡。鏡僅有帶。自餘燒損。無圓規失鏡形。村上御記云。（此御記文、上にも引たれば、いまは少し異なるところのみを採て出せり。）云云。重光朝臣申云。罷到溫明殿所求見。瓦上在鏡一面。中略。甚以分明露出。緣瓦上見之者、無不驚感。云云。（已上村上御記。）故殿日記云。恐所雖在灰燼之中。曾不燒損。云云。鏡三面中、伊勢大神、紀（伊國日前、國懸神云云。）如作說似別有三面。云云。

今以上の文を按に、はじめに奉求賢所之間。灰中神鏡三面。而奉求出之。とある中に、尊所は御坐しなり。次に神鏡大刀并契盡燒亡。鏡僅有帶。自餘燒損。とあるは、再び其燒損し給ひし形貌を云と聞

（月次）每年六月十二月十一日神祇官にて三百四座の神に奉幣して、國家の靜謐聖體の福運を祈る祭也。

（相嘗）每年十一月上卯日七十一座の神祇に新穀を供する祭也。

（東三條院）京都二條南町の西に在り藤原氏之を傳領す

（八座の神達）神祇官西院八神殿に祭れる神產日神、高御產日神、玉積產日神、生產日神、足產日神、大宮賣神、御食津神、事代主神也。

り。然れば三面ありしは、相殿に齋ひ置給ひし鏡どもなり。此又如作說似別有三面とあるは、此時三所の神鏡を失はれたるにや。いとたいだいしくゆゝしき事ならずや。伊勢は申すまでもあらず、日前と申は、神名帳に、紀伊國名草郡日前神社、名神大、月次、相嘗、新嘗、とある是也。國懸と申すは、同國同郡國懸神社、名神大、月次、相嘗、新嘗、とある是にて、共に此上もなき大御身御守護に坐り。此數を次に云べし。

十二月九日。左頭中將來云、今日酉刻、神鏡自太政官奉移東三條院、可供奉其事者云云。十日。頭中將示送云、神鏡昨日奉移。但開內御韓櫃、持奉納新辛櫃之間、忽然有如日光照耀。內侍女官等同見。神驗猶新。最是不堪恐驚者。同日遣參議左大辨行成卿於伊勢大神宮。被申鏡燒損事。有宸筆宣命云云。以上小右記。

皇太神宮雜例六、寬弘二年燒亡。內侍所神鏡始燒給。雖然圓規不闕。可改鑄乎否。諸道勘文。被立伊勢神宮公卿勅使。使行成卿。宸筆宣命始於此。

今按に、天德御時に、飛出させ給ひし神鏡の、今度かく燒損じさせ給ひたるは、たゞ事ならず。是神慮を以て驚しめ給ふ所ならん。既にもいひしやうに、年ごろあまり內裏を、佛像と僧尼等とに穢し賜ひにければ、彼天德の時、前代未聞の災もありつるなるに、猶心つかせ給はざりしかば、こたびは然か燒爛れて示し給ひ、又次の長久の度には、碎けて示し給へるなど、神の御心とこそしられたり。即此三度の運び、彼伊勢神宮にして、佛を近づけ奉る度每に、烈しく燒させ給へると同じ狀なりけり。猶此後とも、佛法の行はるゝに隨ひて、神代よりの傳來の御寶、皇祖の重寶、おひおひに燒失せ、遂に天皇の御壽の守護神にまします神祇官八座の神達御正體まで、悉く燒亡給ひて、やうやう世の禍事逆

〔薩戒記〕應永二十五年より嘉吉二年に至る日錄、その他叙位、宣下消息、部類私要抄等を集錄せし書、四十卷なり。

〔定親卿〕滿親の子、中山氏第九代也、嘉吉三年權大納言となり、文安三年正二位に叙す、長祿三年薨す。

事の起り來つる、皆佛の穢に因てなりけり。或書曰、佛法に深く溺れ給ひしは、聖武帝とは申せども、其間迄は、いまだ王臣の中に醒たる人も交りき。平安城となりては、君臣おしなべていよ〳〵甚し。其中にも村上、圓融、花山、一條帝の比ほひには、皇祖の恭禮も無く、天神地祇の祭祀も廢れて、たゞ〳〵君臣男女晝夜佛三昧のみなりければ、九重の內は恰も寺坊の如く、公卿の家々は末寺の如くなりき。就中大臣家は、各大刹伽藍を建競ひ、寺號を以て家名を稱し、天下の費五が一といひしにも超過しつれば、城外諸國に至るまでも、終に神跡變じて佛寺となり、神國改りて佛國とはなりにける。皇祖の御憤りなくばあるべからず。已上云々といへり。げにも神代より人皇六十一代迄の間、例し無かりし火災の、此ほどより頻りに引つゞきけるをおもふに、さる事なるべし。今其あらましをいはむに、私にものせんも恐こかれば、記錄を擧ぐ。

薩戒記。中山大納言定親卿記。曰、內裏炎上事。村上帝、天德四年九月、初度 圓融帝、貞元元年五月、二度 同天元三年十一月。三度 又五年十一月。四度 一條帝、長保元年六月、五度 同寬弘二年十一月、六度 又六年十月。七度

先つ是迄にして、僅に四十餘年の間なるを、七度火災つゞきて、さま〴〵の怪異もありければ、必ず佛の汚穢神の御忿と心づき給ふべきものなるに、上中下ひたぶるに、心奪はれたらん時代の人心こそ、すべなきものなれや。

三條帝、長和三年十二月、八度 後朱雀帝、長曆三年六月、九度 同長久元年九月、十度 同四年十二月、十一度 後冷泉帝、永承三年十一月、十二度 同天喜二年正月、十三度 又同年十二月。十四度 同康平二年正月。十五度 後三條帝、治曆四年十二月、十六度 白河帝、承曆四年二月。十七度 同永保二年七月、十八度 堀

〔道長公御記〕寛弘二年より長和二年に至る日錄にて十卷あり。

〔北陣〕内裡外郭北面の中央なる朔平門を云ふ。

〔女藏人〕下﨟女房なり。

〔飛香舍〕清凉殿の北、弘徽殿の西に在る後宮にして、内裏五舍の一也、歷代女御入内の儀を行はるゝにして又皇后の御在所となりしこと多し、庭中藤を植ゑたるより又た藤壺とも云ふ。

河帝嘉保元年十月、十九度鳥羽帝天永三年五月、二十度同永久三年八月。廿一度同四年八月、廿二度又崇德帝保延四年二月。廿三度又十一、廿四度月近衛帝久安四年六月、廿五度同仁平元年六月、廿六度又十月、廿七度六條帝治承元年三月、廿八度高倉帝安元三年四月。廿九度土御門帝承元二年十一月三十度後深草帝寶治三年二月。卅一度同正元元年五月、卅二度龜山帝文永七年八月、卅三度同十年十月。卅四度後宇多帝弘安元年閏十月、卅五度伏見帝永仁五年四月。卅六度後醍醐帝建武三年正月、卅七度後小松帝應永八年十二月卅八度

是までを拔たり。此後々は誠に多かれど、さまでもとて省きつ。そも〳〵神代の事はしらず、神武天皇より六十一代朱雀天皇迄、凡千六百年の間、一度もためし無かりし内裏火災の、右村上天皇より後小松天皇まで、僅か五百年の間に、三十八度さしつゞきたる、是佛の穢れ、神の御慣にあらずして、爭か然か一旦に事の變り來べき。又其五百年の際の、諸の凶惡事、世の逆罪事に引合て、天下の治亂盛衰、興廢禍福等の、咸く神慮にしたがふと云ことわりを考へ合すべし。

御堂關白道長公御記。古代卷軸 寛弘二年十一月十五日乙未。云云。末後一寢後人申云。西方有火。起見内裏。止見馳參。從東至北陣間御在所。會女藏人少輔縫殿寮門下。云御中院由。内從北陣參着。此間火南東燒。中宮同御。大臣以下參着。余前參人宰相中將左近中將賴親也。主上御飛香舍。與中宮御出給。此間人不候。云云。火定後。渡職曹司給。而件曹司破損盛也。仍太政官朝所御坐。中宮輦造曹所舍御坐。火出所未知。溫明殿與綾綺殿間出云々。左近少將重尹。右近少將濟政。未率一員尊所。仰可奉守由令參。明後求神鏡破損給。大口四柄有。銅魚形。金十枚。銀十五

〔實成〕藤原公季の長子也、寬弘五年參議、長和四年中納言となり、寬德元年薨す。

〔賴通〕道長の長子也、長和二年大納言、寬仁元年內大臣攝政、三年關白、治安元年左大臣、康平四年太政大臣となり、延久六年薨す。

〔藤原義子〕內大臣藤原公季の長女也、正二位に至り、天喜年間薨す。

〔賴定〕爲平親王の第二子にて源姓也、寬弘六年參議となり、寬仁元年薨す。

枚。銅卅枚許得。有神威驚感。即從長殿渡幸櫃奉入。松本職曹司奉置。近衛將監以下左右宿直候。十七日辛酉。參諸卿御所候西廂。定申神鏡事。令進諸道勘文後。知本緣定申云云。

是文に、一員尊所と云る以て、彼伊勢、紀伊國三神を模したる三面の御鏡と、內侍所の神鏡と奉申とは、別なる事を知るべし。又知本緣とは、次に引寬弘三年七月三日條に、紀傳とあると同じくて、此一員尊所の、神代より傳はり來し由緣を記せる紀傳書を指せるなり。畢竟はこたび燒損坐したるに就て、驚きてかゝる傳紀まで覓められたる故に、彼天德御時の人々のしらで過ける事を、却て此時の人は知れりしなり。是を以て佛三昧に妨げられて、神の崇敬の絕はてつるほどをおもふべし。

又可遷御所。東三條吉方也云。可有行幸日時。勘申依宮外記等此由。入夜奉神鏡裹。下綿次錦次絹。敷幸櫃絹。參白以女官小長谷等令奉。右中將實成。右近中將賴通擧燭。十二月九日。癸未。右府行諸社奉幣事。可奉置官司尊所由申。奉入新幸櫃開。奉置戶屋內。明光如耀鏡日景在塗籠內時。奉遷掌侍藤原義子開。左近中將賴定等見恠。如此瑞相未曾有。此度火災御躰不全而猶有如此。業人所感只有此。於東對奉遷。日者所候官吏。並近衛官人近衛女官等。賜祿物各有差。已上。御堂殿御記。

百練鈔曰。寬弘二年十一月十五日。內裏燒亡。云云。神鏡在灰燼中。同十七日。神鏡燒損事。令諸卿定申之。或記云。十二月九日。奉移神鏡於東三條。開舊韓櫃而奉納新韓櫃之間。忽然有日光照耀。內侍女官恐驚之。云云。

權記。寬弘二年以下缺十一月十五日　十二月小乙亥朔。云云。九日癸未云云。亦參左府中案內。內侍所神鏡。

日者御宮曹司今日奉移東對左頭中將供奉。以新幸櫃欲移入之間、有照耀云云、神威數驚感。此記情義、此條前後多く缺たれば引用せず。

先づ此等にて、あらましも其神威のほどを伺ひ知べし。此外、日本紀畧寛弘二年十一月十五日下、又同三年六月十三日下、異本日本紀畧同年七月三日下等にも、悉く出たれど、同じ事をさまで引べきならねば省きつ。さて、此にも論すべきことあれど、次條に合せて辨ふべし。

御堂殿御記曰。寛弘三年七月三日癸卯云云、今日午時參內、諸卿參會、申時藏人頭實成召諸卿。卿參上殿上、候御前座、其座如除目座、但無大臣圓座、當大盤置圓座一枚、是讀勘文也、被仰云、去年燒亡、次御內侍所御鏡損給、可改鑄哉、令申其由、可申者、召左大辨行成朝臣、令讀勘文。從御簾前着圓座、賜勘文、左大辨對御簾讀之、先紀傳、次明經、次明法、次陰陽道、讀畢書授余、着本座、余仰諸卿云、道々勘申如此、定申者、從下﨟一々定申。

今按に、是は去年十一月十七日に、既に諸道勘文を命ぜられてより、諸卿度々集會ありといへども、衆議區々にして、左右に一定せず。故今年の此月迄も、定らずして經にけるなり。かくてはとて、勅命によりて、今日諸卿參內せしめ、於殿上決議せらるゝなり。此時道長公は、左大臣におはしき。然るに無大臣圓座とある、重き事是にて見べし。實に前代未聞の衆議にぞありける。

右大臣。內大臣。右大將。幷中納言。權中納言。新中納言。勘解由長官。左大辨等。定申云。非可改鑄。雖不全本形神代物也。尊之可奉安置。又其有靈、於官司奉人辛櫃、放光耀給類。是其靈也申。余帥、左衛門督等申云。諸道勘文云。禱請神祇、龜占筮吉凶云云。雖申一定、如勘申禱請筮、依其告

〔圓座〕蒲の葉を以て丸く平く組み作れる敷物也、後世には綾綿等にて包み作る、除目の義に大臣圓座を設くるは、西宮記除目の條に、大臣依召着圓座、とあり、建武年中行事縣召除目の條に、圓座三枚を敷きて左右內大臣の座をまうくとあるにて知るべし。

〔右大臣〕藤原顯光なり。

〔內大臣〕藤原公季なり。

〔右大將〕大納言藤原實資也。

〔南殿〕大內裡の正殿紫宸殿の別稱也內裡の中央より少しく南に位し承明門內に在り、朝賀、御卽位、節會、朔旦以下の諸公事及び季御讀經、仁王會等の佛事を行はるゝ殿也。

〔紀傳云々〕紀傳は支那の歷史を修むる學科にして、明經は經書、明法は和漢の法律を究むる學科也、大學寮に文章博士（もと紀傳博士）二人を置きて紀傳道を講ぜしめ、大博士一人を置きて明經道を、明法博士二人を置きて明法道を講ぜしむ。

可被一定歟。

是文に、雖不全本形神代物也、とある、こは此時紀傳に糺し、明經明法の故實に就たる諸道勘文の定りたる上の衆議なれば、いさゝか浮たる言にあらず。猶次に其例徵を合て云べし。

仰曰。是勅請也。所申非一猶相定申。仍申非可鑄、又非可申云。師左衛門等。尙禱請後可一定申。余申件事雖恐、若可奉鑄以他金可奉鑄之、本金有其恐。又以他金奉鑄本金爲之如何哉。損像共奉全像二像御禁中如何。付尊名二像御事猶雖恐、本像加禱請可奉安置歟定間、從御殿上青蛇降在庭前。從南殿北階上行西方。是則內侍所方也。衆驚恐無極定畢一々立座候宿衞云云。以上御堂殿記。

百練鈔曰。寬弘三年七月三日。諸卿於御前定申諸道勘申。神鏡可鑄改哉否事定間。三尺餘蛇自御在所庇落庭中。而登自南殿北階。赴飛西不見。可謂神受兆云云。

此青蛇の事、既に引日本紀略に、天德四年燒亡の夜、重信朝臣仰焰之間、賢所光其躰如龍爛々と見え、又下に引春記等に、長久元年の炎上に、神鏡靈少蛇に化て、內侍所の女官に示し給へる事、又下に引小朝熊神鏡を、數多の小蛇の纏付て守護せし事などあるに合せておもふに、凡て鏡劔の靈は、蛇に顯はれ給ふ事の多きなるべし。さて今此衆議の云云定りかねたる、竟に左右大臣の言に、本像加禱請可奉安置歟と申せる言は、神鏡の靈に適ひて、此奇特を顯し給ひしなるべき、皆驚き恐めりしもうべなり。後の今に聞てもめざましくもおそろしきばかりの靈異ならずや。故此度の事は、そのかみ最名高かりけんいづれの記にも、多く出されたれど、皆同じ趣なりければ更にも引ざる也。斯て右の文

〔圓珠庵〕僧契冲也

〔縣居翁〕賀茂眞淵なり。

〔古事記傳〕宣長の古事記註釋書にて四十八卷あり、明和元年起稿、寬政十年成る。

〔玉祖命〕高皇產靈尊の御孫也。

〔遠岐斯の言云々〕古事記御孫命天降段に、於是副ニ賜其遠岐斯八尺勾璁鏡及草那藝劍、亦常世思金神、手力男神、天石門別神ニ、とあるを引ける也

〔三器集說〕古史記錄百十餘書より三神器に關する考證辨說を抄錄類輯せる書、水戶の人小川義倫の撰にて六卷也。

に損像共ニ全像ニ二像御ニ禁中ニ如何といひて、又付ニ尊名ニ一像ニ御事猶難レ思とあるなどにて、內侍所神鏡と奉レ稱は、かへすがへすも神代より齋き傳來し一員の尊所にて、二體おはさざる事を知べし。此事をも如此おちおちにことわりて、丁寧に論しおくよしは、昔より書紀、古事記、古語拾遺等のこゝらの注さくどもに、皆此尊所の神代の遺鏡にして、伊勢日前の御兄弟に坐々事をしらずして、彼御撰しとのみ申なし、又近世古學起てのちも、圓珠庵縣居翁共に、然か心得られたれば、又其後先代の釋を改め正していとも詳にものせりし本居氏の古事記傳にも、猶然か心得ひがめられたり。そは記傳卷十五自廿二葉至廿三葉云、八尺勾璁鏡に彼石屋戶段に、科ニ玉祖命ニ令レ作て、眞賢木の上枝に取著し玉と、科ニ伊斯許理度賣命ニ令レ作て、中枝に取繫し八咫鏡となり云云。さて鏡と劍との閒に、及と云るは、上の遠岐斯の言、璁鏡へのみ係りて、劍は異時の物なる故に、其を隔むためなり云云。さて此三種を連ね擧る次第は、鏡劍玉とか、鏡玉劍とか有べき理りなるに、此記にも書紀にも、玉を先にし、書紀には殊に玉及鏡と、鏡の上に及の字をさへ置れたるは、如何と云に、（此說もいみじきひが事也。こは必書紀の如く、玉及八咫鏡草薙劍となくては協はぬ事なるを、其然る所以を知ずして、いたく思ひ違へせり。此事難古事記傳に辨へたるを見べし。）水垣の朝御代に至りて、此御鏡劍をば、他處に齋祭り給てより、天皇の御許に坐は、神代の舊の物には坐ず、たゞ玉のみぞ、今大御神の授賜へるまゝの物にて坐故に云云。」とて、其舊物に坐ざる御鏡を、專內侍所の神鏡とのみ心得て云へり。されば次（二十五葉左右）の細書中にも、かの水垣朝よりして、玉を先とせらるゝ定めに拘はらず云云。後世に劍璽をいひて、鏡を云ぬは、鏡は內侍所に坐て動き給はぬが故也。」と言る類ひなり。又此外、殊更に內侍所の御事を申せる三種神器考、或は三器集說など云書等にも、然のみ心得て云りしより、今天下おしなべて、此本躰を取たがへける故に、

〔古語拾遺〕紀記等に漏れし古代の歴史を述べ、忌部氏代々の功績を顯はせる書、齋部廣成の著也。

〔磯城瑞垣朝〕崇神天皇の御宇を申す。天皇即位三年大和國磯城郡金屋村磯城瑞垣宮に皇居を定め給ひしによる。

〔陰陽寮〕中務省の被官にして、天文を觀、暦數を稽へ日月星辰の變、風雲氣色の祥を知る等のことを掌る、頭、助、暦博士、天文博士、陰陽師等の職員あり。

かくいくたびもことわるにぞありける。そもそも昔より是を取たがへ來つるは、古語拾遺に、至于磯城瑞垣朝漸畏神威同殿不安。故更令齋部氏率石凝姥神裔。天目一箇神裔二氏更鑄鏡造劍。とあるに據てなるべけれども、こは其時摸し作らしめられたる鏡劍の事にこそあれ、元より内侍所の神鏡のさたにはあらざるをや。猶いはゞ、

皇大神宮雜例六寛弘二年乙巳十一月十五日。内裏燒亡。而去天德四年以來度々内裏燒亡之間不被燒給留佐内侍所神鏡。今度燒亡爾被燒損給。

先此文にても思ふべし。彼摸造られたる三面の御鏡は、既に天德御記に見えたる如く、三面(爽カ)に燒損し給ひつるに、爰に天德四年以來度々の燒亡に、不被燒給と云る以ても、内侍所の神鏡と申すは、彼摸せる御鏡とは、別に坐事明かなり。

因茲作神鏡改而可被奉鑄替之由。且被行陣定且可被卜筮吉凶於神祇官陰陽寮之由。公卿僉議之間。各勘奏云。作神鏡者是非人間之所爲。

爰に公卿僉議之間、各勘奏とは、上記等に、紀傳本緣など云るにて、鏡の來歴なり。此時宸筆の宣命等に、此事の有けるを取て云る歟。又伊勢の記錄にこれかれ出たるを見れば、元より伊勢には、此來歴の傳はりたるにも有べし。先姑く此文を彼衆議の時、行成卿の御前にて讀上られたる神鏡の本緣ときくべし。

既天地開闢之初。當於高天原天。鏡作神乃遠祖天香古山命乃八百萬皇神達傳。以銅天鑄造之神鏡也。作神鏡元三面也。廣皆方尺。而一面坐伊勢國須。一面坐紀伊國須。一面坐内侍所。是

〔天香古山命〕神代卷に、使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡とあり、又た鏡作遠祖天拔戸兒、石凝戸邊所作八咫鏡と見ゆ、されば天糠戸命が又た其子石凝戸邊の亦名なるべし、平田翁は石凝姥命の亦名とせり。

〔醍醐地藏院〕山城國宇治郡下醍醐寺四十九院の一也。

件鏡也。以之謂之、件神鏡改而被奉鑄替之事。未分明也。縱件御鏡雖被燒損給、尤可被奉鎮安置於本所也者、仍元神鏡御坐也云云。

大神宮諸雜事記上。寛弘二年十一月十五日。內裏燒亡。卽內侍所神鏡燒損畢。因件神鏡可被鑄替由、且陣定行、且吉凶卜定、神祇官陰陽寮並諸道博士等、公卿僉議、未許。卽各奏申、件寶鏡者是非人間之所爲、天地開闢之時、於高天原天。鏡作遠祖天香古山命乃以銅天。八百萬神共仁鑄造神鏡也。或云、天香古山命共鑄作鏡也者。作鏡元者三面也。廣皆以方尺也。一面伊勢國坐須。一面紀伊國坐須。一面內侍所坐須。是件鏡也。子細具不記云云。

此二文と、上の左右の大臣記とよく合せ見ば、誰もおもひ明むべきものぞかし。但此文どもに神代の三面也とあるは、紀伊國の二所を一に合せて云るにて、悉くいはゞ、四面の內の一面は內侍所におはしますなる。

醍醐地藏院所傳古記裏書云。此は前に引たるを又引なりし內侍所神鏡ハ本一躰也。自神代所傳神鏡也。仍稱之尊所。天德燒亡記云。三面ハ並相殿所祭也。其徑八寸或六寸許ニテ、三所神御形ヲ鑄寫セシナリト云。鏡宮三神鏡ノ躰ニ似タリトゾ。崇神天皇御ニ寫傳ラレシ鏡ナレバ、天照大神ノ皇孫ヘ傳ヘ玉ヒシ御鏡モ斯コソ御スラメ。三所ハ一說ニ、伊勢、日前、國懸ノ御形代也ト云云。

是古き實說の適遺りたるなるべし。實にさる事にぞ聞えたる。今是に依に、神代より傳はりたるは四面なる事著明し。其中に內侍所神鏡の御形體は傳へなければ知がたし。方尺也とあるによれば、例より少し大きかるにや。神鏡開始に依に、日前は浪形御鏡、國懸は日矛御鏡なり。かゝるに、悲しみて

もたらはず、歎きても猶あまりある事は、彼天徳御時は、小野宮左大臣の見出て獻り給ふ迄は、天皇をはじめ奉り、諸卿おしなべて、さばかり貴き尊所の坐々事をしる人なく、又今此寛弘御時には傳紀に據て尊所の故よしはしれりしかど、其相殿に、三鏡の坐々事を知人なくして、つひに失ひ奉れりしはや。もしはかの道長公記に、云云。明後求神鏡燒損給云云。銀十五枚。銅卅枚許得。とある中に、彼三鏡爛流れ坐て混じ給ひけるにやありけん。そもそも天皇の近き御守護として、掛まくも畏き三種神寶の御形代を遺し給ひけるなるに、此寛弘の時、其御鏡ともに皆うせまし、御劍は壽永の亂に西海に沈失まして、遂に其形代の絶はてつる、朝廷の衰微おもひやり奉るべし。是其根源は、佛に溺れ給ふに起れり、其は既に云ふ、佛の穢を神の忌嫌はせ給ふのみならず、佛に溺るれば、おのづから上代の故實廢る。故實廢れば、祭祀を怠る。祭祀を怠れば神の御怒を招く。神の御怒招けば、神の御魂放りまして、かく凶禍事時を得て競起る也。此運びをよくよく考て、恐るべく愼むべき限りにこそ。

大神宮雜例 六。寛弘二年十二月十四日。公卿勅使參宮。參議左大弁從三位藤原朝臣行成。王中臣。忌部。卜部等也。是内裏燒亡之時。件神鏡被燒損給事所被謝申也。

是は上に云ひし、宸筆の宣命を奉られし時の御使なり。其子細次に合せて云べし。

大神宮雜事記 上。寛弘二年十二月。祭使祭主輔親朝臣也。而彼神鏡祭庭供奉了之後。廿一日歸京而同廿五日爲臨時奉幣使參下。以同廿八日參宮之後。不堪歸京天留天。祭主參向於大神宮天志。與大神宮司祐國朝臣共仁一殿天仁志越年。明正月一日。祭主宮司共仁元日神拜了被歸着云云。

〔藤原朝臣行成〕義孝の長子、祖父伊尹の養子也、長保三年參議、寛弘六年中納言、長和四年大納言となり、萬壽四年薨ず、行成性直諒にして才藝多く、世に源俊賢、藤原齊信、同公任と共に四納言と稱せらる、又た書道に達し、世尊寺流の祖也、

〔大神宮雜例〕伊勢神宮の神封、神田御領、神宮四至、心御柱、天平賀、政印、年中行事等のことを錄せる書なり。

今此二書を合せ考るに、此時はたゞ燒損じ給へるを謝し申されたるのみにはあるべからず。宸筆の宣命を奉りて、謝し申されし程なりければ、彼燒損じ給へる御鏡をも、大神宮御前へ奉率て、謝申されたるにぞあらん。さて其神鏡を祭庭に供奉せられたるは、奉慰とてなるべし。又祭主等事竟て、廿八日に歸らんとせられたるに、不堪歸京とて、越年せられけるも、神鏡の御心歟。翌年より內侍所の御神樂を始て奏して奉慰れけるに合せて思へば、御氣しきの善からぬ事などもありけんかし。是も靈異の一なりければかつ〴〵出しつ。

上件寛弘二年十一月災

春記。（前參議資房卿記）長久元年九月九日皇居上東門院燒亡云云。內侍所神鏡在灰燼中燒損、遺殘人頭左中將資房左近少將經季等令求之、僅奉准得御體（燒殘五六寸許）卽奉裹入折櫃、又得二切。二三寸許其體燒損不分明云云。次得二三寸許、各々段々也。又如金玉之物數粒得之。隨又奉加入彼櫃云云。

いともく〳〵ゆゝしくかしこしと申さんも、たゞ世の常なり。彼天德の度に飛出させ給ひ、寛弘の度は少し瑕つかせ給ひ、此長久の度には、つひに燒碎けさせ給へる。此運び又既に云し言どもに合せ考べし。さて此たびの火や、處も多きに、上東門院よりしも出たる、則佛界の中より此災起て、あなかしこ、神鏡御體をさばかりにも奉碎。いたむべし、悲むべし。猶此事百練抄に載たれど、大かた同じ旨なれば、こゝには省きつ。

十日。內侍所女官二人、夢想云。一人夢云。彼本所方、小蛇頗有惱氣云。一人夢云、彼本所有人云。

〔春記〕長暦二年より永承七年に至る日錄十册也。

〔資房卿〕大納言藤原資平の子也、長久三年參議となり天喜五年薨ず。

〔上東門院〕京都土御門の南、京極の西に在りし藤原道長の第にて、京極殿又は御門殿、京極殿、又は御堂殿とも云へり。

〔經季〕藤原氏也、延承三年參議、延久三年中納言に任ぜらる。

〔古事談〕王道、后宮、臣節以下諸部に分ち古來の傳說を記せる書、六卷なり。

〔里第〕上東門院也

〔經信〕源道方の第二子也、治曆三年參議、承保二年中納言、同三年大納言となり、承德元年薨ず。

〔一條院御時云々〕奈良朝以來禁中豐樂殿內の清暑堂にて臨時神宴の時御神樂ありしが、此時より內侍所の庭上にて隔年十二月に行ふ例となり、白河天皇承保中より每年の恒例となれり、內侍所御神樂これ也。

吾相離獨身。在此所云云。仍女官等向彼所奉求之處。如金玉之物求得二粒。即奉入畢。有靈驗。皆人可感歎。已上春記。

此靈異、上に引天德の度の龍、寛弘の度の青蛇の靈異と合すべし。

古事談 兼顯卿撰 曰、後朱雀院御即位、九月九日。內裏里第燒亡之時。賢所令燒失御。中略。內侍所女官二人。依有夢想事。於燒跡奉求出御體殘玉金之類。件所求出入新櫃安置神祇官云云。

此外にも、物にこれかれ出せれど、例の省けり。

大神宮雜例六。長久燒亡。件夜以少納言經信爲使奉出。女官誤先出太刀。次欲出神鏡之處。火已盛不可救。後朝灰有光。集之入唐櫃。自一條院御時。始十二月有御神樂。當代始被奉卌合御供。內藏每月一日被奉例御供廿合臺盤所二帖。內藏寮絹五疋。爲定幣料。串八筋。黑塗平文幣也。絹五疋。

神皇正統記曰、長久のころ、內裏に炎上ありて、神鏡やけたまふ。猶靈光を現したまひければ、其灰をあつめて安置せられき。

かゝれば、彼碎け給へる切々を集め、流金の露玉を拾て加へられたる後も、猶金銅とゝのはざりしなり。さて其後も、餘殘の細金灰燼に混れりけるが、靈光を放ち給ひし事ありけるまゝに、せんすべなく、灰ながら辛櫃に入て安置せられたるなるべし。爰に疑はしき事は、いつ迄もさてあるべきならぬを、つひにはいかゞなりけんか。

傳神錄卜部直方曰、有跋文。後朱雀院長久元年九月九日、神鏡損ジ給フ、其碎女官等ニ憑賜テ、一寸二寸ノ缺流

〔資房卿記〕春記也（前々頁參照）。

〔踐祚の時云々〕神祇令に、凡踐祚之日、中臣奏二天神之壽詞一、忌部上二神璽之鏡劒一とあり、後世には大嘗會の折この儀あり、儀式踐祚大嘗祭儀に忌部入奉二神璽之鏡劒一と見ゆ。

金ノ露圭ニ至ルマデ、無レ殘集リ給ヘリ。サレドモ先ツ其灰ナカラ神祇官ニ安置シテ、鑄改メ奉ルベキ沙汰アリケルニ、同三年又炎上、同四年又一條院ノ燒亡等ニテ後レケル間、神鏡自相合テ木ノ御躰トナリ給ヒヌト、關白藤原賴道公記、參議資房卿記等ニ詳カナリ。不可思ノ靈妙、驚感ニタヘズ云云。

此說あまりの奇異にて、眞實ともうけがひ難きほどにぞある。いよ〳〵賴道公、資房卿等の記にさる事出たるか、其もいまだ得たゞさず。爰にいぶかしまるゝは、此長久の時より後、鑄改められたる事ありなんとて、心の及ぶ限りたづね捜れども、その事絕て見えず。然るに次の堀川院の寬治八年の燒亡には、神鏡旣に全く御坐けるは、いかなる事にかあらん。但淺學のわづかに見るところなりければ、長久燒亡の後、いよ〳〵鑄改めたりや否の事は、博覽の人よくさだめてよ。故此事は姑くおきて、神鏡のつひに此時かくあさましく碎けさせ給ひしは、天津御位の衰へ給はん萠なるべく、又灰燼に混りて穢れさせ給ひしは、太政官の政道の亂れゆく不祥にもあらん。此間よりやう〳〵公卿にも、地下にも、善からぬ臣出そめて、淸盛が如き逆臣も、此時ころより生れたるべし。是實に朝廷のしばし衰へ給ふ前兆にして、其禍事起れりし根ざしは、皆悉く佛に因てなる事、上よりの運びを以て考へ知べし。實に禁中と五十鈴宮とに、殊に恐れ愼むべきは佛にぞありける。又爰に疑の霽ざる事あり。かの寬弘より、此長久以來に、伊勢紀伊國の御形代の事ども、絕て見えざるは、旣にも云如く、はやく寬弘の度に、燒失ひ給ひつるに決く見えたり。然れば此時より後、踐祚の時に奉れる御鏡は、別鏡なるべくや。禁中には古くゆゑよしある御鏡數百面あるよしなり。又同時の寶劒も、壽永まで事なく傳りけるに合すれば、猶さるやうありて傳はりたるかとも思へど、凡て保元平治の頃より以後に、內侍所と申

せるはたゞ一面の狀にして、三面四面ある由ならねば、つひには一員の尊所を、賤祚にも用ひられけるなるべし。さては三種神寶と趣意たがひて、いかゞなれど、おふけなければさまでも得論はず。

上作長久元年九月災

自是以下諸事一に混じて出す。

小右記〇〇〇年閏四月廿五日。云云。先日大外記文義朝臣云、內侍所神鏡鳴動。御占云、可愼火云云。

此時の事、たしかに知がたかれど、たゞ神鏡鳴動の例に、後ばせながら擧おくなり。

禁秘鈔云。白河院御日。云云。賢所習不押齋。又有瑞鳴動光。堀河院御時度々有此事。

今按に、不押齋とは、恐れ畏みての御事か。されど古へには、いたく背けたる御ことなり。順德天皇なども然かおぼしけん。故に帝位の動かせ給ふなるべし。又堀河院御時などは、度々鳴動もありつべき比ほひなりけれど、其ほどの人はかたつけ奉て、驚く心も無かりしにこそ。

中右記。中御門右大臣宗忠公記錄寬治八年十月廿四日亥刻。大風頻吹。中略。主人出直盧見之。西陣方小屋等燒亡。火炎高盛飛燼歸天。則入直盧着衣冠。走參御前。于時主上從中宮御方。急還本殿御云。早參中宮御方可寄御車。後頼向內侍所。早奉取出。自飛付給云。云云。廿六日。可被造內侍所御床事。又內侍所一定御所東中門南廊。已今日日次宜子剋可奉渡也。十一月廿三日。今夕內侍所遷御東中門廊西渡殿。

御靈威のますく盛なる事かくの如し。さて此時は日中なりければ、御正躰は何事も無かりけれど、

〔不押齋又〕又は文の誤にて、不押齋文也、齋文を押すとは齋愼中妄りに人の入來りて汚すを恐れ簾に札を付くる也、賢所に齋するは當然のことなれば別に札を付くることなしと也。

〔中右記〕寬治元年より保延元年までの記錄、七十二卷なり。

〔宗忠公〕權大納言宗俊の子也、天承元年內大臣、保延二年右大臣となり、永治元年薨ず。

其後祟り給ふよしにて、陽明門院崩給ひ、天皇も瘡を病せ給ひ、又つゞきて瘧を患させたまひ、其外さまざまの事ありしよしなり。

吉記。吉田大納言經房卿記 安元三年四月廿七日。云云。今夜子三點。内侍所神鏡鳴動。其音如雷。同廿八日又鳴動。其日從樋口富小路火出云云。風烈吹。燼不可防。内裏燒亡。雖奉出内侍所御正躰。自餘鏡大刀契等多燒之。云云。神祇官八神御正躰燒亡給。最可畏。不堪悲哀云云。

今按に、此内侍所の鳴動は、此時内裏燒亡。又神祇官八神の燒失給ふを知せ給ふにはあらで、御怒坐ス事ありてなるべし。其よしは、次の八神の事と併て下に云べし。さてこゝに、自餘の燒とあるを以ても、そのかみ攝して齋ひおかれし御鏡の、あまたありし事を思ふべし。

玉勝間 十一云。安元三年四月廿八日の火炎に、神祇官八神の御正躰燒亡のよし、其ころの記錄どもに見えたり。此火は、樋口富小路より出たるよしなり。さて神祇官は、大炊御門の南大宮の西にて、大炊御門は、今竹屋町といふすぢなれば、失火のところよりは、はるかにさかれゝば、御正躰はいかにもやすく取出奉るべきわざなるに、燒亡給ひぬるは、いかなる事にか、いともいともあさましくかしこし。されどかゝるまが事も、みな神の御心にてはあるなり。其ほどよりつぎつぎの世の有さまをもておもふに、天皇のやむ事なき御守神たちの御靈實の、かくなり給へるは、よしある事なりけむかし。已上

今按に、猶さりとも、皇祖神たちの、吾が天津神の御子尊の八十續を、たはやすく見すて給ふべきにあらず。こはあまりたびたびながら、今京こなたおひおひに、皇祖の靈を忘れ給ひて、たゞたゞ佛に

〔陽明門院〕三條天皇第三皇女禎子内親王也、治暦五年院號宣下、寛治八年薨ず。

〔吉記〕安元二年より文治元年に至る記錄、廿一册也。

〔經房卿〕右中辨藤原光房の子也、養和元年參議、元暦元年中納言、建久九年大納言となり正治二年薨す。

〔大炊御門〕宮城外廓東面の門にて待賢門の南に在り。

〔玉積産日神〕人の魂の浮き離るゝを鎭め給ふ神也。
〔生産日神〕足産日神と共に人の命を永く保たせ給ふ神なり。
〔大宮賣神〕太玉命の御子也、君臣の間を和げ叡慮を悦ばし奉る神德ある神とせらる。
〔御魂鎭祭〕天皇の御魂を鎭安し御世長久を祈り奉る祭也、十一月中寅日に行ふ。
〔平忠正〕淸盛の叔父也。
〔藤原信賴〕藤原道隆八世の孫にして忠隆の子也、保元三年參議を經て中納言に進む、大將たらむと欲し信西に阻まれて成らず憤餘義朝と結びて平治の亂をなせり

のみ耽り給ふ事のまさりくれば、すべなくて、此間しばし大御靈を放りて、時を待給ふならん。又御鏡の鳴動も、共に合せて同じ御怨りとこそおしはかられ。但此八神は、延喜式に、神祇官西院坐御巫祭神八座。神產日神。高御產日神。玉積產日神。生產日神。足產日神。大宮賣神。御食津神。事代主神。（竝大、月次、新嘗、中宮、東宮ノ御巫モ亦同。）とありて、御魂鎭祭のために、齋き置るゝなりければ、御位の御守護はかたへにて、專天皇の御壽の守護の神達なり。其心して考へ合すべし。今假に申さば、今年六條院天皇十三歲にて崩給ひ、又高倉院天皇も、此明年御心ならず御位をおりさせ給ひて、御年二十一にて崩ましつ。次の安德天皇以後も、凡て御壽の短く坐々ける事、既に一卷に引おきたるを見合すべく、又神鏡の鳴動も、此程の世のありさまに照合せて、御怨あるべきほどをおもひやるべし。

大神宮雜例六。永曆元年二月十一日。（奉謝大神宮）宣命云。猥以愚昧天忝傳神器多利。是競夕惕志如履薄氷志。爰去年十二月十日事。出不圖天兵革俄起之間。爲凶惡之輩雖被掠取內侍所毛。依宗廟之厚助天。奉納之櫃雖紛失毛。正躰自然出來給倍利。王法乃不盡志天。正躰乃不紛失給留佐事乎。深久欣悅比天。新櫃奉造天所欲奉納奈利止云云。使王、兼資王、中臣權少祐爲仲。忌部孝友等也。

神鏡の自然還らせ給ふ次第は、次に引べし。此間の亂を、いさゝか探ていはゞ、先保元元年七月、鳥羽法皇崩坐て後、崇德上皇軍を興し、源義朝をして平淸盛等を伐しめ給ふに、利あらずして上皇の軍敗績（伊勢大神の神慮を、度々背かせ給ふ故なる事、既に一卷に云がごとし。）藤原賴長中矢死、上皇知足院に潛幸たまふ。同十一月源爲義、平忠正、平家弘等伏誅。つひに上皇讃岐に遷され給ひ、爲朝も伊豆に放たる。同三年、後白河天皇おりゐさせ給ひ、二條院天皇卽位たまふ。同年十二月、藤原信賴、源義朝等、反て上皇を奉囚、信

〔長田忠致〕尾張國知多郡長田莊司平忠致也。

〔崇道天皇〕光仁天皇第二皇子早良親王也、桓武天皇天應元年皇太子に立たれしが、延暦四年藤原種繼射殺のことに坐し、太子を廢せられ、淡路配流の途次薨ず、延暦十九年崇道天皇と追尊す、爰は淡路廢帝卽ち淳仁天皇の御事を混ぜるが如し。

西を殺す。こゝに淸盛に物して、信賴を討しめて誅せしめ給ふ如きの事もあり。又永暦元年正月、前關白忠通公を取て流し、長田忠致、義朝を殺す。賴朝をも伊豆に流す類ひ猶多かり。凡かくの如く、神代より例しなかりし世の凶禍事の起來し其根ざしは、例の皆佛より興れり。はやく蘇我馬子が、崇峻天皇を奉レ弑しも、聖德太子の佛毒なり。又崇道天皇を淡路に奉レ廢しも、聖武天皇の佛毒なり。假令淸盛いかに無道ならんとも、淡路の廢帝の例なくば、崇德天皇を爭か讃岐に奉レ遷とまでは思立べき。かゝる惡例のみならず、其害毒溢れて、中ごろは火災と荒び、再びこうじれて世の亂れとなり、はてノ〵は天下の御食國を失はせ給ふに至る。悲しむべき限りならずや。

さて神鏡還幸の次第は、

東鑑。元暦二年三月廿四日丁未。於二長門國赤間關壇ノ浦海上一。源平相逢。各隔二三町一。云云。其後軍士亂二入御船一。或者欲レ奉レ開二賢所一。于時兩眼忽暗心惘然。平大納言時忠加二制止一之間。彼等退去訖。

源平盛衰記同條曰、判官伊勢三郎義盛ヲ以テ、海ニハ大事ノ人々入セ給タルヲ、取進ラセタラン者共、狼籍仕ルナト下知シケレバ、義盛小船ニ乘テ觸廻ル。此彼ヨリ女房達ヲバ、判官ノ船へ送リ渡奉ル。兵共先帝ノ御船へ亂入テ、大ナル唐櫃ノ鏁ネヂ破リ、中ナル箱ヲ取出シ、箱ノカラゲ緒切解テ、蓋ヲアケンノ〵トシケレバ、忽ニ目眩キ鼻血タル。平大納言時忠卿見給ヒテ、內侍所ノ御箱也、狼籍ナルゾト言ヘバ、判官是ヲ聞テ制止ヲ加フ。武士共御船ヲ罷出ヌ。卽大納言ニ申テ、如レ元御唐櫃ニ奉レ納。末代トイヘ共靈驗ノ御座コソ目出タケレ。

今按に、平家物語、其外此間の記錄等も、大かた此趣なりければ、こゝには皆省けり。

〔正平六年云々〕六年は七年の誤也、此年二月後村上天皇八幡に行幸あり同月官軍一時京を回復せしが、三月に入り賊徒勢を復して八幡を圍み遂に大和へ遷幸あり

〔長生〕名和長年の弟也。

〔賀名生〕大和國吉野郡に在り、正平三年以後皇居たりもと穴生と云ひしが、同七年賀名生と改む。

〔管見記〕元亨元年より延元元年までの左大臣藤原公衡の日錄、十六卷也。

〔泉涌寺〕京都下京區今熊野町に在る眞言宗の大本寺にて弘法大師の開山なり。

大神宮雜例六。內侍所神鏡云云。壽永二年七月。平家西國へ奉レ具。元曆二年三月。源家尋取歸レ京了。

かくて、內侍所歸京路次の次第、警固等の事は、三卷の神璽に合せて引たれば、其に讓りて、此に別に擧ざれば、彼條に附て見よかし。

太平記、後村上天皇 正平六年、南帝八幡御退失條曰、五月十一日ノ夜半ニ、主上ヲバ寮御馬ニ乘進セテ、前後ニ兵共打圍ミ、大和路へ向テ落サセ給ヘバ、數萬ノ敵前ヲ要リ跡ニ付テ、討留進ラセントス。依レ義輕レ命官軍共、返シ合セテハ防ギ、打破テハ落シ進ラスルニ、中略、主上ハ玉躰無レ恙シテ東條ヘ落サセ給ニケリ。內侍所ノ櫃ヲバ持タリケル人夫、田ノ中ニ捨タリケルヲ、伯耆太郎左衞門長生、著タル鎧ヲ脫捨テ、自荷擔シタリケル。跡ヨリ追敵共、蒔捨ル樣ニ射ケル矢ナレバ、御櫃ノ蓋ニ當ル音、板屋ヲ過ル村雨ノ如シ。サレ共身ニハ一筋モ不レ立リケレバ、長生兎角カヽグリ付テ、賀名生ノ御所ヘゾ參ケル。多クノ矢共、御櫃ニ當リツレバ、內侍所モ矢立セ給ヒタルラント、淺猿シクテ御櫃ヲ見進セタレバ、矢跡ハ十三マデ有ケルガ、纔ニ薄キ檜木板ヲ射徹ス矢ノ一筋モ無カリケルコソ不思議ナレ。

此書は信にもならざりけれど、此時の靈威の事は、房玄日記、管見記等に出たれば引つ。

三器集說、水戸源義倫撰 正保遺事ニ曰、內侍所御辛櫃の內は、代々の帝も叡覽させ給はざる御事にぞ有ける。然はあれど、此帝後光明院御辛櫃を開かせ、つばらに叡覽ありしに、いつの頃何者かをさめけん、御櫃の內よりあやしの佛舍利ぞ出來にける。帝あないまはしとて、たゞちに庭上に抛捨させ給ひけるとなん。或云、其時の女房ひそかに沙汰して、非藏人赤塚何がしをもて、彼佛舍利をとりあけて、泉涌寺へ

〔正保遺事〕正保の帝後光明天皇第一代の聖德逸美を謹錄せる書、矢野玄道の著也。

〔禁秘鈔に云々〕同鈔に、自地以二神宮并内侍所方一不レ爲二御跡一、とあり、不レ爲二御跡一とは御寢の折も御足を向け給はざる由也。

〔三寶の奴と云々〕天平勝寶元年四月盧舍那佛前に白さしめ給へる宣命に三寶乃奴止仕奉流天皇羅我命云々とあり、三寶は佛法僧を云ふも、爰はたゞ佛の意也。

送り納められしとかや。」

以上正保遺事、義倫謹で按に、内侍所の神鏡は、三種神寶の中にも、神璽寶劍とは格別にいらせ給て、玉體にも近くつけそへ奉らせず、別殿にあふぎ奉て、禁秘鈔に順徳帝の擧給ひし如く、伊勢神宮并に内侍所の御方をば、代々帝かりそめにも御後になし給はず、日暮に崇め敬ひます叡慮も、たゆみ給はざるよしに侍りしを、何れの御世にいかなる人のしわざにて、かくあさましき物をいれおきけん。實に王位のおとろへ歎くべきの甚しきにあらずや。

今按に、此歎きまことにさる事なり。近世やうやう醒來し人の心には、穢らはしとも忌はしとも、いはん方なくあさましきしわざなりけれど、溺れ惑ひしそのかみの世には、却てよき御守を添へたるほどの心なりけらし。既に伊勢大御神のさばかり佛を嫌はせ給へるを、見すみす猶こりずまに寺を近づけ奉りけるも、同じほどのしわざなりけり。さるは、此間のよりよりの鳴動、しばしばの火災、つひに世の亂と成けるも、うべにさりける。猶いはゞ、かゝる惑ひも久しき事なり。彼聖武天皇は、御親天津神御子に坐々事を忘れ給ひて、三寶の奴と詔ひ、文徳天皇は、諸國の靈社へ佛經を讀誦せしめて供し給ひ、清和天皇は、朝政にかへ給ひても、佛の勤行は一朝も闕き給はざりしばかりなりき。故さばかりなりし世に、誑僧等時を得て、宮中にはびこり、己がまにまに本地垂跡とさへ言ことを作出て、世人を欺きければ、つひに其ほどの人は、神は佛の奴僕の如おもひとれるが多かり。彼道長公の記に、尊所と稱て恐こまれける内侍所神鏡をしも、寺僧に附て禱請させばやと言はれける事も見えたれば、そのかみ、僧に附られたる事ありしも知がたし。若さらば、さる時などや彼舍利は入おきけん。其を

又時の女房が、あかぬ事に思ひて非藏人に拾はしめけるなど、女は殊に惑ひやすく、そのかみの宮女等の心には、なか〳〵に神は靈威の坐を、つれなくおそろしきものとして、ひたぶるに佛に溺れけるが、いつとなく男にもうつりしさまに見ゆ。そは彼齋內親王御集に、西に向ひてよみ侍りける。

おもへどもいむとていはぬことなればそなたにむきてねをのみぞなく

かやうなる歌の多かるに合せても知べし。是は賀茂にての御歌なりけれど、大かたの內親王たちも、皆此御心なりき。かゝるみこころして、神につかへ給へる、何のいつきかしづくわざなるべき。終に內親王を附奉るわざの絕はてけるは、却て神の御心なりけん、されば其間より、殊に世中さま〴〵にかはり、逆事禍事おほくさしつぎ來し中に、只天津日嗣の高御座の動かせ給はざるのみこそ、天地日月と共に、無窮に授け給ひし神勅の重きに依てなりけれと、いと貴く、此神勅を上下重みして、朝廷を淸め、天下の外國事を掻掃却ば、又本の神國に立かへらざらめやは。

自是以下、鏡宮神鏡事併出。

小朝熊社神鏡沙汰文曰。言上事由。右小朝熊社御前鏡二面內一面。不御座之由。彼宮祝重里。今日巳時依令申候。卽禰宜等拜見之處。件事一定候。先爲申上子細、忠輔神主所令參上候也。誠恐謹言上。建久十年五月一日。內宮禰宜荒木田重章在判。進上祭主殿。政所。

今按に、此時は神鏡上洛しまして、京より歸り給へるよし、下の文に見ゆ。又正治元年五月廿二日にも、うせ給ひし事あり。猶かゝる事をり〳〵ありしさまなりけれど、今はわづかに、一二の書に載たるのみを引なり。

〔非藏人〕良家の子息六位の中より撰補して升殿を許し殿上駈使の役を勤めしむる者を云ふ又た江戸時代には諸社社司等藏人の袍を着して宮中に伺候し、古の女嬬代を勤むるをも云へり。

〔小朝熊社〕伊勢國度會郡宇治鄉朝熊村の北に在る內宮二十四攝社の第一也、神社覈錄に、三祭神兩說あり、若座櫻大刀自神、苔蟲神、朝熊水神(儀式帳)、六座櫛玉命、保於止志神、櫻大刀自神、苔蟲神、大山祇、朝熊水神(傳記)とあり。

同書又曰。長寬元年四月六日丙寅。內大臣着仗座。被行軒廊御卜。是伊勢大神宮司言上。別社小朝熊社。御體奉安置御樋代幷覆御被一條。奉懸御帳。御鏡二面。爲御饌調備組一枚。折敷十枚紛失。二月六日申時。見付之事也。官卜云。依供奉輩違例不信所致之上。所可有口舌驚恐歟。寮占云。依神事違例穢氣不淨所致之上。怪所可有病事之憂歟。

又曰。同五月六日丙申。內大臣着八省院。被立伊勢奉幣使。宣命云。小朝熊乃社波皇大神乃崇重乃社奈利。彼社乃祟代乃御鏡並神寳物等。去頃自然爾紛失之由乎。宮司等同以奏上世利。依何咎祟弖。如此等怪異波袁所致止曾仰祭弖令卜求之處爾。兵革疾疫可有支上爾。御藥乎可愼給支由乎勘申太利。云云。

今按に、此宣命に、小朝熊乃社波皇大神乃崇重乃社奈利云云とあるを見れば、此鏡の宮の神鏡も、神代より傳來とぞおぼしき。又此神鏡の時々失せ給ひて、又自然と還らせ給ふ事の度々ありけるを見れば、是も飛行の例とすべし。上に引內侍所の神鏡の御上のみをゆくりなく見て、輙く疑ひ奉ることなかれ。ある書に、延寶五年巳十月十五日、伊勢國伊良虞島の松梢に、大小鏡二面飛來て掛り給へり。其光耀あたりかゞやけり。浦人取奉らんとて登らんとせしに、忽ち西方指て又飛給へり。其道筋の土人は、只光り物飛べりとのみ思ひ過ぎき」と言る類も、もしさる神鏡の遊行しましたるにや。

又曰。小朝熊御鏡事云云。垂仁天皇廿五年二月丙申。天皇以倭姬命。爲御杖貢奉於天照大神。是以倭姬命。以天照大神鎭坐磯城嚴橿之本而祠之。然後隨神誨取丁巳年冬十月甲子遷于伊勢國度遇宮云云。就之案之。大神宮御度會之時。倭姬命同立朝熊神社歟。攝社彼時多。定祝

〔軒廊御卜〕軒廊は一に東廊とも云ひ紫宸殿南廂の東より宜陽殿に至る廊也、重大なる事變等の時こゝにて御卜あるを軒廊御卜と云ふ、其次第江家次第十八に詳也

〔御樋代〕伊勢太神の御神體を納め奉れる器也、純金にて楕圓なりと云ふ日代の義なるべしと倭訓栞に見ゆ。

〔爲御杖〕垂仁紀にも此倭姬命を爲御杖代とあり、皇大神の朝廷を離れ給ひ他國に行幸ましますに供奉せしめ給ふを、旅行の要具たる杖に擬へて申す也。

〔緣起〕朝熊山緣起一卷也、續群書類從に收む。

〔朝熊川〕五十鈴川の支流也。

〔朝熊嶽〕伊勢國度會郡朝熊村に在り伊勢志摩の州界をなし、宇治山田の東凡そ二里に當る

之山所見也。神殿崇山腰文籍。雖無所疑。御鏡坐巖首時代既不分明。然而神異殊勝世傳稱之。今忽紛失、最可驚恐。先行御卜、隨狀跡可被計行歟。且長寛例。立伊勢奉幣使可被謝申歟。彼度所奉懸御帳之御鏡二面。三月紛失。八月新調被奉獻。雖可准彼者爲神寶此者。稱御體輕重尤異也。准的兼又改造之儀。不可然。靈器或燒損或紛失、然而先規有議。皆不鑄治。如聞彼鏡二面之內。一面大。一面小云。既暗神代制。豈輕新造乎。唯專祈謝、令仰神感者。靈鏡早坐巖上聖化彌○

○海內者歟。

又曰。大神宮神主。誑進。云云。古彼神鏡二面。小朝熊神社岩上自往昔所令鎮坐給也。事之奇異會無比類歟。就中件岩者。江河邊町已偏每至潮水之去來莫不沈波浪之滿溢。然而其坐不動。其形儼然。

此事、緣起に、委く出たり。實に奇と申すべし。されど其緣起は、世の等並に人思はんとて省つ。爰に其地理を按ずるに、行囊抄云、小朝熊宮云云、或書曰、朝熊川を隔てゝ、書川の横根と云山あり。其山の西のはなに、鏡宮おはします、云云。朝熊川の流れ、御裳濯川へ落合所の、水際の蘆原の中に岩あり。其岩の上に、神鏡二面往古よりおはします。此神鏡たび〳〵うせ給へども、又歸坐ある事、古記に見えたり。云云。」とある是也。但鏡宮と稱する社二所あり。ふと思ひ混べければ、猶ことわるべし。先其一所は、

伊勢舊跡集下、朝熊嶽條曰、內宮より五十町、一宇田峠より廿町、云云、廿餘町下れば朝熊村あり。參詣記云、宮寺等を一見して、朝熊宮にまうでぬ。此所ははじめ倭姬皇女命おはし坐て、年月を送らせ給ひて、後神鏡を鑄させ齋ひ留て、

〔嘉陽門院〕後鳥羽天皇第二皇女禮子內親王也、建保二年院號宣下、文永十年薨す。

〔大宮司〕伊勢、熱田、宇佐、宗像、香椎、香取、鹿島、氣比、阿蘇等の諸社に置ける神官也伊勢にては祭主の次に位し、其他にありては長官也。

內宮へ移らせ給ひけるとかや。よりて鏡の宮と申すとなり。山中に寶殿を造られゝども、朝日さらに百鏡の影を隱さず、岸下怪石をしめて、夜月とこしなへに宮の光りをみがきなせり。凡此所を見るに、山くだりくだらざれども、樹木悉く底にあり。潮のぼりのぼらざれども、彼浪皆梢にかゝる心は明鏡の如し。云云。嘉陽門院遽前、「神さびてあはれいく世になりぬらん波になれたる朝熊の宮」とある、是は朝熊村と云に坐て、右の行囊抄にも別條に出せり。今一所は、

同書。鏡宮條曰、（朝熊より五町、鹿海村の內、書川村の尾崎にあり。）石上御前の社と云云。正治年中の解文に、岩上自二往昔一所下令二鎭坐一給上也云云。毎レ至二潮水之去來一、莫レ不レ沈二波浪之滿溢一、然而其坐不レ動其形儼然。と云る、今猶然り。されど亂世の時、社頭幷神鏡も、一跡なく廢亡せしを、寬文年中、大宮司精長社頭造立の時、土中より神寶の形なる物多く堀出せし內に、一の古鏡圓規損ぜざるを得たり。小蛇其廻に蟠伏して守護せり。依レ之神鏡なる事を知りて、更に新殿を造立し、御鏡を納んとするに、彼小蛇自新殿の內に蟠居す。人々恐驚して、神鏡と共に祭りけるが、今に其まゝあり。云云。隆辨歌に、「神代より光りをとめて朝熊や鏡の宮にすめる月かげ」とある、是小朝熊社なり。此神異、彼內侍所神鏡と合せて共に奉レ仰べし。

爰二面、內一面紛失之由。祝宇羽西重里。建久十年五月一日。告申之間。禰宜等參向拜見之處。已有二其實一。仍經二奏聞一。或被レ下二諸道一或被レ行二仗議一。旁經二御沙汰一之後。可レ待二歸坐一之由所レ被二仰下一也。任二其旨一禰宜等深致二祈請一。慶送二歲月一之處。作神鏡在所於京都。令二披露一之由。自二去比一所二風聞一也。頗雖レ似二浮說一又非レ無二其謂一。而于レ今未レ被二仰下一本宮之條。鬱陶惟多。且又祠官之輩。其號雖レ同二職掌一之人一

〔定高〕藤原氏也、建保六年參議、承久二年中納言、貞永元年正二位に叙任す。

〔天福〕四條天皇御字の年號也。

其氏各異、仍此神鏡事。祝部是爲其妓者也、然則早經次第上奏、且禰宜等聽集詞。相共祝部遂參洛。先奉拜見御形實否。且成勸請。令頂坐本所。爲致國家鎭護。注進如件。寛喜二年九月四日。

今按に、一本に此時の事を、或僧の神鏡を盜取て、東山の嶺に搆置けるよしに云るは、朝熊嶽の攝社の前に立たる鏡と混じたる謬說也。

小朝熊神鏡奉迎路次守護事。可差進之由、重時言上候也。可令披露給之狀如件。寛喜二年十二月廿四日權中納言定高頭亮殿。

山田記錄云、天福二年正月十日。小朝熊岩上御鏡二面、共不御座之由、祝重松今日酉剋令申之。依之禰宜成行神主常親卽拜見之處。事一定也、子細爲可申常親以神主所令言上也云云。此書狀荒木田成定祭主殿へ被遣之、同日聽宜ヲ鈴鹿關所へ被遣之云云。五月五日拜見之、自歸坐土人云。前夜飛行テシ歸給云云。

此外百錬鈔神寶逐宮符、司家日記等より、抜出おきたるもありつれど失ひたり。其は又見出たらむ時、くはへつべし。內侍所神鏡の事も、これかれあればなり。

歷朝神異例卷二終

歴朝神異例卷三

熱田大神靈異

日本書紀神代卷上。有大蛇頭尾各有八岐云云。素戔嗚尊。乃拔所帶十握劍寸斬其蛇。至尾劍刃缺。故割裂其尾視之。中有一劍。此所謂草薙劍也。一書曰。本名天叢雲劍。蓋大蛇所居之上常有雲氣。故以名歟。

こは、此神劍の本歴なれば、先擧るなり。いまだ靈威を申にはあらず。

同景行天皇卷。四十年夏六月。東夷多叛。邊境騷動。秋七月云云。於是日本武尊。乃受斧鉞。以再拜奏之曰云云。冬十月壬子朔癸丑。日本武尊發路之。戊午枉道拜伊勢神宮。仍辭于倭姫命曰。今被天皇之命。而東征將誅諸叛者。故辭之。於是倭姫命。取草薙劍授日本武尊曰。愼之莫怠也。是歲日本武尊。初至駿河。其處賊陽從之欺曰。是野也麋鹿甚多云云。臨而應狩。日本武尊信其言入野中而覓獸。賊有殺王之情。放火燒其野。知被欺。則以燧出火之。向燒而得免。王曰。殆被欺。則悉焚賊衆滅之。故號其處曰燒津。一云。王所佩劍叢雲。自抽之。薙攘王之傍草。因是得免。故號其劍曰草薙也。

今按に、此本文と一書とは、互に一つづゝ傳へ漏せしなり。其原は右二說を一つに合せて、先初め王

〔十握劍〕握は又た拳に作る、古事記傳に、拳は掬（ツカム）にて四指を並たる長を云、云々、上代に手して掬て幾掬と物の長を量れるなり、云々、さて十拳は劍身の長を云なりとあり。

〔受斧鉞〕史記に賜弓矢斧鉞、使得征伐とある如く、支那にて將帥の征途に上る際斧鉞を賜ふ例あるより其意を借りて云へる也、古事記には給比々羅木之八尋矛とあり。

〔至駿河〕古事記には到相武國とあり。

〔熱田寛平緣起〕熱田社の緣記を詳記せる書也、もと古記の文を本とし遺老の語によりて舊記を繕寫し、更に史家の手によりて精選せるものにて寛平二年の記と云ふ。

〔花鳥餘情〕一條兼良の源氏物語註釋書にて卅卷也。

〔開二所持嚢一云々〕古事記に解二開其姨倭比賣命之所ㇾ給嚢口一、而見者火打有二其裏一、於ㇾ是先以二其御刀一苅二撥草一、以二其火打一而打二出火一、著二向火一云々とあり、

の敗れ給ひし時、御劔おのづから抽て、火前の草を薙掃ひ、危難を救ひけるまゝに、勢を得給ひて、王も又賊等の向ひ來る我御後の方へ火をつけて、却て其賊等を滅し給ひしなり。是向火と云ことの本也。其由は次に云べし。爰に其本つ傳の狀は、

熱田寛平緣起曰。倭武尊忽被ㇾ詿誤。計略難ㇾ施。其所ㇾ帶神鏡。自然抽出薙二四面之草一。又開二所持嚢一。中有二火打一枚一。發二喜鼓一ㇾ火。向燒得ㇾ免。悉焚二滅其賊黨一無二噍類一。

此文にて古傳の意趣全く備れり。凡て言傳のまゝに記せし古書は、當昔誰も知たる古事なりしから、いと簡古に記して、後より見れば此に漏たるが彼に遺り、彼に欠たるが此に備りなどせる類常に多かれば、只此彼を對て考るにはしかじ。さて此向火と云こと、世々の人の心得ちがひ多かり。其は先つ源氏物語槇柱に、我も向火つくりてあるべきを云云、又竹川に、いとうしろめたき御心なりけりと向火つくれば、云云とある、花鳥餘情の註云、火の付たるに、此方より又火をつくれば、向の火はかならず消るをむかひ火つくると云。其如く人のはら立けるに、此方よりも腹をたちかくれば、人の腹は立やむものなり」とあり。今按に、此釋にゆだねて、世々の人の皆おもひ誤來しなるべし。よく思ふに、向ひより火を付けたるとき、こなたより又火をつけたらんとも、先の火の滅べきことわりなし。却て火に火をかさぬれば、其火二口になりて燃こそまさるべけれ、此ことわりは、ゐなかにて野火をつくるを見ても、とみにしられて、いといちゞるしき事なるを、いかにして悟る人の無かりけん。そのかみも軍士はよく心得たりと見えて、

楠家兵書云、草莽ノ中ニ埋伏スル時、敵若火ヲ放テ燒討ニセントセバ、燃來ル方ノ草ヲ苅掃ヒテ、其火

〔宮簀媛〕熱田大神縁起に、稲種公之妹とあり、稲種は舊事紀によれば饒速日命十一世の孫小止與命の子也。

〔自其國〕甲斐國より也。

〔科野之坂神〕美濃より信濃國へ越ゆる國境の坂道に住める邪神也。

〔能煩野〕伊勢國鈴鹿郡川崎村に在り今能褒野神社在りて日本武尊を祭る

先ヲ留メ、サテ我後ノ方ヘ火ヲ付ベシ。燃退クニ從ヒテ、一條ノ活路ヲ得ル而已ナラズ、後ヘ廻リ攻來敵兵等、此方ヨリ放タル火ニ追レテ、却テ燒崩サル丶、物ナルゾヤ。是草薙神劍ノ謚ニ因テ、日本武尊向火ヲ付テ、危難ノ中ヲ免レ出テ、却テ賊衆ヲ焚滅シ玉ヒシ神術也、云云。

是ぞまことに向火と云わざの本義なる。凡此説の如く、敵より風に隨て前の方に火を付るは、頓て後より攻廻りて、追討んとの心組なりければ、其時我が後の方に火を放て、彼後に廻來ん敵等に、其火を向はしむるを向火とぞいひしなり。是を以て當時日本武尊燒津野の御難の時、まづ其火先の草を薙拂て火を抑へ、さて我御後の草に火を付て、追廻來る賊黨を焚滅し給ひし形狀も、いとよく悟らる。かゝれば彼源氏物語などに云るも、其本義はよく心得たるらめど、たゞ詞に借て云のみなれば、其前後の差をことわるまでもあらず。はじめこなたを焚んとして付たる火の、又此方より付たるのちは、つひに其敵のうしろに成て、むなしくなりゆくを、人の腹立を今一方に譬へて然か言るなりければ、それには難もあらざるを、彼物語の後の釋どもの誤りなり。此は只事のついでにおどろかしおくのみ。

日本書紀景行天皇卷上文の續き云、日本武尊則從上總轉入陸奧國。云云。更還於尾張。即娶尾張氏之女宮簀媛、而淹留踰月、於是聞近江膽吹山有荒神。解劍置於宮簀媛家而徒行之云云。日本武尊、於是始有痛身、然稍起之還於尾張、爰不入宮簀媛之家、便移伊勢云云。

古事記中、倭建命云云。自其國越科野國。乃言向科野之坂神而還來尾張國。入坐先日所期美夜受比賣之許云云。以其御刀之草那藝劒置其美夜受比賣之許而。取伊服岐山之神幸行。云云。自其地幸到三重村之時。云云。到能煩野之時。云云。爾御歌曰。袁登賣能。登許能辨爾。和賀淤

〔書紀〕日本書紀の略、神代より持統天皇迄の編年史にて三十卷あり、養老四年元正天皇の勅を奉じ、舍人親王及び太安麻呂等撰す。

〔古事記〕神代より推古天皇までの歴史にて三卷也、天武天皇稗田阿禮に仰て撰び給へる舊事を誦み習はし給ひしを、天明天皇和銅四年安麻呂の筆記せるもの也

岐斯。都流岐能多知。曾能多知波夜。歌竟卽崩。

今按に、是も例の皇子の御事と、御劍の御事との二のうち一を漏せしなり。只如此のみにては、皇子の等閑にて、御劍を忘れて伊勢迄還らせ、今崩りまさんとして思出給ふやうに聞ゆれども、然にはあらず。御劍の御心として、留らせたまひたるなり。御歌に、其太刀はやと宣せしも、忘れ給へるを歎きましゝにはあらず、彼御太刀だに身にそひ給はゞ、こゝにて空しく命死やうの禍はあらじものを、あはれ其太刀はや、と今はの際の御歎なり。抑此御劍の、つひに熱田に鎭らすべき所由は、是も神代よりの御契なりけらし。既に伊勢神宮におはしける程より、此地に還りまさんの神慮坐つればこそ、皇子に從て東方には幸したれ。さもあらずては、三種の神寶の中の其一と坐て、天皇の最重き天津御璽なりけるに、倭姫命の御心一つ以て、いかでか皇子に授け給ふべき。其以前に皇子に屬て、東に下らんとの御諭ありけんを、其をことわらざるは、既云古傳記の常なり。此故に、書紀古事記はよむに安く、心得るはいとかたきにぞ有ける。さるを、世の大かたの人は、書といへば、漢籍などゝ等し並に思ひなしてよめば、心得らるゝものとして、たやすげにうちよみて、おのが卑き心にまかせて、いひ貶すめるこそおかしくもかたはらいたけれ。御國の古典は神ながらの御傳へ、他國の書籍等は、皆凡人の作りなせる物なるを、其差別などかなからん。似たる事もなきにはあらねど、其も似て別なるけぢめあり。たとへば人と偶人との如し。形似たりとて同じ物とせんや。其人の上以て猶いはゞ、御國の神典は、おのづから産れたるが如し。うち見は何の勞もなく、あさ〳〵しげなるさまにして、活て動く事無量なり。他國の書籍等は、工人の造れる繰りの偶人の如し。一わたりは、其巧みなるに目留りて、誰もめづらしみすれど、本より作りものなりければ、靈もなくたましひもなく、うごくにかぎりありて、はたらく事あたはず。此差をむかしよりよく思ふ人なくて、たゞ等閑にのみ見過すめるは、優れて貴さに及ばれがたきゆゑなるべし。いで彼の御劍の御心と、熱田に留らせ給ひつる事は、

尾張國風土記。愛智郡下曰。熱田社者、昔日本武尊。巡歷東國還時。娶尾張連遠祖宮酢媛命。宿於其家。夜頭向厠。以隨身劒掛於桑木。遺之入殿。乃驚更往取之。劒有光如神。不把得之。卽謂宮酢姫曰。此劒神氣。宜奉齋之爲吾形影。因以立社。由鄕爲名也。

熱田寛平緣起曰。日本武尊。還着於宮酢媛之宅云云。淹留之閒夜中入厠。厠邊有一桑樹。解所帶劒掛桑枝。出厠忘劒。還入寢殿。到曉驚寤。欲取掛桑之劒。滿樹照輝光彩射人。然不憚神光。取劒持歸。告媛以桑樹光之狀。答曰此樹舊無怪異。自知劒光。黙然寢息。其後。語宮酢媛曰。我神劒。光彩亘日。靈驗著聞。若有禱請之人。則感應同於影響。於是宮酢姫。會集親舊。相議曰。我身衰老。昏曉難期。事須未瞑之前。占社奉遷神劒。衆議感之。定其社之地。有楓樹一株。自然炎燒倒水田中。光焰不銷。水田尚熱。仍號熱田社。

神劒の御心として、此地に鎭らせ給ひし事の狀、先つあらまし右の二書にて考ふべし。但其文の中には、言加べきふしなきにもあらざれど、今は只其靈威を擧るのみにて、文義を釋するにあらざれば、容易からぬ事の上は、皆さしおきぬ。又一二卷に考へ合すべき事もあるべし。かくて彼三種天津御璽の一柱は、天皇の御許に留りまし、一柱は伊勢、一柱は尾張と、三所に別れて國家を護らせたまふ事、深しとも幽きゆゑよしあることとなるべし。

日本書紀天智天皇卷。七年。沙門道行盜草薙劒。逃向新羅。而中路風雨荒迷而歸。

今按に、此文あまり粗し。一本に荒迷而歸とある下に、細字にて被刑とあるを見れば、其間にも脫字

〔尾張國風土記〕風土記はもと和銅六年の詔により諸國の撰進せしものなるも、多く散佚し今傳はれるは常陸播磨、出雲、肥前、豐後の五風土記に過ぎず、尾張國風土記は後世の作也

〔沙門道行云々〕下に引用せる諸文の外、熱田社鎭坐記に、天命開天皇七年十一月、外賊逃宮地山、到筑紫、時大神靈驗賜國司女、於是奉遷大神、因都坐と見えたり。

あるべく、又沙門道行とては、此國の僧の如し。此文なども、七年何月何日、新羅沙門道行、盗草薙神劍、而逃向本鄕云云。などあるべきに、其文の几て麁きは、多く錯亂せしものなるべし。

古語拾遺曰。況復草薙神劍者。尤是天璽。自日本武尊愷旋之年。留在尾張國熱田社。外賊逃、偸不能出境。神物靈驗。以此可觀。

帝王編年集成云。天智天皇七年戊辰冬十一月。新羅王云云。又賜使者金東嚴等物云云。沙門道行入尾張熱田祠。盗草薙神劍。逃往新羅。中路悉風雨不能進。而歸復納劍於熱田。

熱田寬平緣起曰。天命開別天皇天智七年戊辰。新羅沙門道行。盗此神劍。將移本國。竊祈入神祠。取劍裹袈裟。逃去伊勢國。一宿之間。神劍自脫袈裟。還着本社。道行更還到。練禪禱請。又裹袈裟。逃到攝津國。自難波津解纜歸國。海中失度。更亦漂着難波津。于時吏民驚恠。東西認求。道行中心作念。若棄去此劍。則將免捉搦之責。乃拋棄神劍。不離身。道行術盡力窮。拜手自首。遂當斬刑。自爾以來。始置社寺七員。並免徭役。

此等相合て考ふべし。此外神皇正統記、元亨釋書等にも出たれど、古の傳への外ならねば省きつ。さて此賊僧道行は、漢國よりの間者なりけらし。此時唐高宗封禪寺等をして、高麗新羅を伐しめて、勢ひを奮ひし頃はひなりければ、御國をも覗はんの念ありけん。されど其雖く及びあへぬにうむじはてけるをりしも、熱田宮にあやしき神劍のおはすよしを遠く承り傳へて、彼僧に命じて盗ませにおはせしにぞありける。其は新羅國のはやくより吾御國に親しく、且は御國の古へ佛を信じて、よく僧を容るゝ事を聞知つるから、僧をしも使せしなりけり。則彼高宗の高麗を伐、新羅と和しける乾封二年は、

【愷旋】凱旋也。

【漂着難波津】此下、託宣曰、吾是熱田劍神也、然被欺妖僧、著新羅、初裹七條袈裟、脫出還社、後裹九條袈裟、其難解脫の文あり

【元亨釋書】推古天皇以來元亨年中に至る七百餘年間の我國佛敎略史にて僧侶の實傳、外敎渡來始末等を錄す僧師鍊の著にて三十卷あり。

【唐高宗】唐第三世の帝也。

天智天皇の六年に當れるを以ても知べきものなり。

日本書紀天武天皇卷。朱鳥元年六月己巳朔戊寅。卜天皇病祟草薙劍。卽日送置于尾張國熱田社。

熱田社記曰。天智天皇御代。國人捕捉賊僧道行。國司道連。奏納劍于帝宮。

扶桑略記曰。天武天皇朱鳥元年八月。以草薙劍送尾張國熱田神社。按自天智帝七年至朱鳥元年留皇居凡十五年。鎭坐記云。六月戊寅。卜帝御病。復爲祟神劍。故卽日勅而奉還熱田宮焉。此時更改經營大宮及別宮諸神社。十二月辛巳。奉遷新宮。以前下之宣旨。諸祭始勤行之。

今按に、當昔熱田社には、させる社官宮守等も無かりし故に、道行が事も有けるなり。かれ其時始て驚かせ給ひて、神劍を帝宮へ引とり給ひしは、より所なくての御わざと見ゆ。然るに天皇に祟り給ふばかりも、本つ熱田へ歸らまほしくおもほしめしゝ神慮は、はやくより彼地に鎭り給ふべき謂れのありし故なりかし。されば先帝天智の、僅に十年にして崩給ひしも其御祟なりけん。それが中にも、今此天武天皇は伊勢大神の殊なる御守護を蒙り給ひて、近江の亂を鎭めまし、大神の御教のまゝに御位に卽せ給ひ、御功績も多かりし帝に坐々けるに、然か神劍の祟り給ひて、間もなく崩給ひつるこそいぶかしきことなれ。世の凡人の心に、思ひがたくはかりがたきは、幽と顯との隔にぞありける。

異本日本記略八。康保三年三月廿一日丁亥。軒廊御卜。尾張國言上。正一位熱田大明神。自今月一日三ヶ日。幷十二日亥時。社中鳴如大鼓亂聲。同十五日夜。振鳴如大鈴。怪異也。

此事普通本にも出たれど、正しき方に就て引也。さて此年月、京都洪水の外にさせる變事も見えざれ

〔近江の亂〕壬申の亂也。

〔正一位〕熱田社は弘仁十三年從四位下、天長十年從三位、嘉祥三年正三位、貞觀元年從二位を經て正二位となり、後ち正一位に至る、正一位授任の年代詳かならず、尙ほ神に位階を授けしは續日本紀天平十八年の條に八幡神に三位を授けしことあるを初見とす。

ば、佛を近づけ給ひし御忿にもあるか。又次と合するに、異國の賊の、邊境に來りて覘ひけるを怒らせ給ひしにもあるべし。此頃異賊の來し事、一代要記の廿四度の中に見ゆ。

同書十寛仁三年己未七月十八日。尾張國言上。正一位熱田大明神。自今月十日至十二日。毎日震動其響甚高。仍以上奏。

今按に、今年今月此ころ、刀伊國賊等筑紫海濱まで襲來つる事、彼一代要記、帝王編年集成、皇代暦等に出たり。其文既に蒙古諸軍記辨疑に引つれば爰に省けり。又下の異賊條にも見合すべき事ありなん。

熱田社記曰。弘安二年己卯。自五月二日至四日。神殿鳴動如雷聲云云。同十年丁亥。自九月廿日朝至廿一日夜。宮殿震動。而白鳥飛出。其夜堂舍顚倒及五字。忽出火焚之。翌日上奏。

今按に、弘安二年五月、元使來、同六月、其使范文虎等を殺す。此時の御忿なるべし。又十年の度に堂舍顚倒とある、此堂舍は佛を置れたるが、此時顚倒して五字まで燒亡せしは、神の御心と見えたり。既に引し伊勢舊跡集にも、我朝に佛法の盛なる事は、佛の尊き故にはあらず。其大原至尊の迷ひ給ふより起れり、後宇多帝は兩宮に法樂舍を建て、大般若を誦せしめ給ふ云云といへる程なりければ、此御社地へも佛殿を建しめられたりけん。抑如此神の嫌はせ給ふ事を、御迷ひによりてしひて入させ給ひし故に、彼蒙賊が如き禍事も興り、又其を企ける北條逆臣等も、暫し神罰に免れつるなるべし。さて彼震動の日飛出ける白鳥は、もし日本武尊の御靈なりけんにや。何にも皆相合せて神威のたゞならぬ狀を考ふべし。猶此御代に、取はき佛に惑はせ給ひし事は諸書に出たり。下にも引べし。

〔刀伊國賊〕此年三月女眞の人五十餘艘に駕して對馬及壹岐を侵し、次で筑前肥前に迫りしも我軍よく防りて進む能はず、四月志を得ずして去る。當時何國の人たるを詳かにせず、稱して刀伊と爲す。

〔皇代暦〕神世十三代の事績の大體及び神武以降後土御門天皇文明九年に至る御歴代記を錄せる書、洞院公賢の撰、甘露寺親長の補にて六卷也。

〔范文虎〕もと宋の臣なりしが、元に歸降して中書左丞たり。

〔白鳥は云々〕景行紀に、時日本武尊化白鳥、從陵出之、云々とあり、是等の故事によれり

〔出口延佳〕伊勢の祠官にて講古と號す、正四位下信濃守也、神道に精しく著述頗る多し、元祿三年卒す。

〔應仁云々〕應仁元年より文明五年に至る前後十一年の細川山名兩氏の合戰也。

又曰、永德二年癸酉正月一日、神殿自ラ鳴動ス、寬正五年甲申十月七日、社中鳴如レ雷云云、應仁二年戊子四月、社地震動云云、文明九年丁酉三月、社殿鳴如レ鼓數聲云云。

今按に、此ほどの世の亂れには、此大神の怒らせ給ふ事さぞ多かりけん。或書云、むかし亂世の比、此熱田の神地へ猥りに佛寺を建そへけるに、神怒坐て堂塔おのづから倒れ、しば〳〵祟りたまふ事ありき。さりけれど、亂世の事なれば誰心つく人もなく、又心づけども取排ふ人なくてうち過にき。畢竟はさやうならん祟りより、世も亂れたるなりと、古老はいひあへり。さるは少し治りそめて、聞つたふる人々やう〳〵これを恐れかしこみて、佛寺堂塔を攘ひ退け、今の如くになりてより後世は、おしなべて太平となりにけり云云」と有り。これ彼後宇多天皇の、取わき深く惑はせ給ひしなごりとおもふも、いとあさましくかなし。

見聞雜錄出口延佳筆缺本一册云、頃日熱田社記ト云祠官ノ日記ヲ傳テ見ルニ、後宇多帝ノ建治年間ヨリ後々、神劍靈忿ラセ玉フ事多ク見ユ。元弘ノ亂モ全ク神ノ御忿ニシテ、吾皇大神宮ノ神異トカハル事ナシ。是皆至尊ノ佛ニ惑ハサレ玉ヒテ、追々ニ皇祖神ヘノ祭祀ヲ忘レサセ、益々靈社ヘ佛ヲ入レ、狂僧醉儒ノ濫レ次第ニ任セ玉ヒシ祟ニ依テナリ。凡彼御時ヨリ更ニ十五代ノ間、世亂テ國家一日モ安キ心ナシ。故茲ニ始テ御心付セ玉ヒテ、後土御門帝ノ末ヨリ神祇ヲ敬初玉ヒテ、後柏原帝諸社ヘ使ヲ立、禱請セサセ玉ヒシ事アリ。其ヨリ漸ク亂ヲ平グベキ武將出初テ、少ク泰平ニ可レ復萌兒エハジメタリ。是ヲ以テモ、世ノ治亂ハ偏ニ神慮ニ隨フコトヲ知ベシ。就レ中熱田ハ神寶御劍ニ坐々ケレバ、其靈威最嚴カナリ云云。

靈社巡拜記延寶七年記云、文正應仁の久しき大亂に、此御社熱田もいたく荒させ玉へり云云。其後御造營あり

〔加藤肥後守〕清正也、加藤氏は藤原忠家の二子正家より出で、もと美濃に住せしが、正家十世の孫清方に至り愛知郡中村に遷る、清正は清方の孫也。

〔八劔宮〕神宮攝社の第一にて式内に列す、東海道名所圖會に、八劔神社大宮の南、一町許西の方、南向に鎮坐、神十坐、云々神體神祕とあり、和銅元年の鎮座に係ると云ふ。

〔宮宿〕今の熱田也

て後、織田相國、豊太閤、加藤肥後守等、其外剛將英雄のあまた此神社の近邊より出られて、其亂を打治められたる、全く此神劍の御魂の變化なりと、いと貴くかたじけなし云云。

今按に、此頃にも稀には如此世の治亂盛衰の神慮より起る事を、察し知りし人も有つれども、世に弘らざりしこそくちをしかりしか。猶彼英雄の此神地よりあまた出られたる事は、

行嚢抄東遊、尾張國愛智郡八劍宮條ニ曰、八劍宮ハ路ヨリ左ノ田中ニアリ。自此邊左ノ方ニ、蜂須賀村前田村ナド云村アリ。何レモ名將ノ出タル所也。阿州加州ノ大守ノミナラズ、蜂須賀又十郎、稻田隼人、日比野六大夫、松原内匠等モ皆此八劍宮ノ邊ヨリ出シ人タチ也。

今宮宿の中ほどに八劍宮の坐るは、後に此地へ遷したるにやあらん。行嚢抄には、宮宿より西北の村の中に八劍宮新古二所あり。皆熱田の攝社なり。

熱田詣記正徳元年鍛冶某筆記云、吾黨の祖神なりとて月詣を思立ぬ云云、八月十七日、けふは先つ熱田神宮八劍宮に詣でゝ、昔今の事を尋ねありきし程に日くれぬ云云。十八日、宮宿のかたほとりに相知れる人ありて、尋ねとぶらふ云云。此邊より出し名將の跡を尋ぬるに、上中村、中々村、下中村、前田村、蜂須賀村、又西方北方に廻りけるに、凡て此愛智郡より、大亂の間に追々に出られし勇士、加藤福島の外に四十餘人に及べりときくもいぶかし。又是をおもへば、むかし平家の亂を治め給ひし頼朝卿兄弟三人も、此地より出たまひて、世亂れ初てより以來、天下一統し給ひし君、つゞいて四度まで出給へる事など思ひ合すれば、皆此神劍の靈德といよ／＼ます／＼感じたてまつる云云。別に委く記せれば爰に略す。

こゝに天下一統し給ふ君四度と言る心得がたし。但その故あるべし。次に言を考へ合せてよ。

〔總見院〕信長の諡號也。

〔豐國神〕慶長四年四月秀吉に豐國大明神の號を贈らる。

〔織田信秀〕敏定の子、信長の父也、天文十八年卒す。

〔正勝〕阿部正宣の子也、家康に侍して常に戰陣に從ひ屢勳功あり、天正十三年叙爵して伊豫守と稱し、十八年豆州方原の地五千石を賜はる、慶長五年卒す。

馭戎慨言 下之上 云。大かた天地わかれてよりこなた、此足利のよゝの大將軍の御政申給へりしほどばかり、何事もあさましかりし世はなかりけり云云。いともかしこく、皇朝のいよ／＼日々におとろへさせ給ひしまに／＼、天の下もこしかた行末たぐひなきまでみだれにみだれつゝ、朝廷のもろ／＼の禮典も、學問の道も、よろづの事もなべておとろへにおとろへて、世の中はたゞ野山の木草の霜にしぼみて、冬枯はてたる如くになん有ける。しかはあれども、これ禍津日神のあひたりしほどのしばしの厄ことにこそありけれ。さすがに天津日嗣の御位は、いさゝかもたじろき給ふ事なくて、神ながら傳はりましませば、又古への御榮えに立かへり給はでやむべきならねば、いくほどもなく、總見院の右大臣信長公豐國神公の追すがひて、同じ尾張國より出給ひて、皇朝を崇まへ尊み奉り給ひて、天下をはらひしづめ給へるにぞ、世の中は枯たりし木草の、春立かへるめぐみにあへるがことくなりける。かくて朝鮮の國をもことむけ給へる御いきほひに、萬の國々、かのもろこしの戎國迄、いよ／＼ます／＼震ひ怖たりしは、もはらかの尾張國に鎭座す熱田大神、草薙御劒の御いさをになん有けらし。

武德編年集成云、天文十六年丁未十二月、尾州ノ織田信秀頻ニ岡崎ヲ亡サンコトヲ謀ル云云。參州田原ノ戸田彈正憲光云云、家臣ノ戸田又右衛門ヲ尾州織田家ヘ遣シ、竹千代君ヲ途中ニテ奪取云々。尾州ヨリ林佐渡、岩室長門百騎許軍船二艘ニテ警衛シ、御舟遂ニ尾州熱田ニ着岸ス。時ニ林佐渡取計テ、岡崎ノコト織田家ト和融ニ因テ幼君ヲ質子トス。努々危ブムベカラズト云。乃大宮司ガ許ニ入奉ル云云。信秀怒テ神君屬從ノ士ヲ皆放逐シ、纔ニ侍女二人、阿部德千代 後伊豫守正勝此時六歲 天野三之助、其外小者一人許ヲ殘シ、熱田ノ祠官山口監物ガ近隣、加藤圖書順盛ト云地下人ノ宅ニ押籠奉ル。祠官守護シ監物ガ婦御衣

服ノコトヲ營ミ、高野藤藏ト云者藤藏が妻ハ祠官山口ガ姉ト姉妹也。小鳥等ヲ献ジテ慰メ奉ル云々。木村氏曰、此一擧ハ神君御一代ノ際御危難ノ開卷第一儀ナリ。然ルニ先敵地ニ入ラセ玉フ時熱田ニ着御アラセラレ、其大宮司祠官等ノ介抱ヲ受玉ヒ、遂ニ再ビ事故ナク參州ニ歸ラセ玉フ。是又自然熱田ノ神助ヲ得タマフモノ歟。始終神體草薙ノ靈德ヲ蒙ラセラレ、御成長ノ後御武威ノ揭シキコト寶劒ノ草ヲ薙ガ如ク天下ヲ平治シ玉フ、暗ニ其所由アル哉云云。

今按に、此熱田に坐しましける天文十六年御歳六歳より、同十八年十一月までにて三ケ年の間の事なりけれど、申さば大宮司は御助命の人のごとく、祠官山口氏一屬は全ら御介抱人々なり。さやうに彼宮の人々の心の寄ける、げに大神の御魂の憑係らせ給ひてなるべし。さて右等の書を合せて思ふに、彼の正德記に、天下一統したまひし君四度と云るは、賴朝公信長公秀吉公、此東照神君を加へ奉りてなるべし。此君は其地に生させたまふにはあらざれど、右の事どもを見れば、却て生させ玉ふよりも其所由厚し。又彼天下分目の關ヶ原の御陣に、彼神領より出たる福島正則主しも參て、あやしきばかり精戰して助たてまつり、御世治て後はかきけつやうにきへうせて、今はの時にいへることなどおもひあはすれば、たゞ事ならず。其言は伊呂布物がたりに委く出づ。此外おもひ合する事これかれあれど、畏こかればもらしつ。又信長公の寺といふ寺を焚滅し攻ちゞめて、驕りはびこりつる誑僧等をあまた燒き撃し給ひしなども、此大神の御忿の着り給ひてなりけん。若此公の然し給はずば、御世も治りがたかりけん。たとひ治りなんとも、天の下寺領にふたけて、佛の堂塔伽藍に所せきて、いかにもせんすべなきほどなりけらし。又秀吉公朝鮮の征伐をおもほし立せ、清正主殊なる雄をふるひたまひて、異國にまで神國の御

〔福島正則〕與左衛門某の子也、秀吉播磨の守護たりし時其近臣となり屢軍功あり、數度加增して文祿四年には二十萬石を食み從四位下侍從となり、關原役後安藝備後の二國四十九萬八千石を領し、元和三年參議從三位に進みしが、同五年罪を得て信濃に蟄居を命ぜられ寬永元年卒す。

〔信長公云々〕信長僧侶の武力を以て天下の事を左右するを憤り、元龜二年叡山を圍みて堂塔を燒燼し、元正四年大阪一向宗の徒を討ち、同九年高野山を攻め僧徒千三百餘人を殺戮せり。

〔明王の封云々〕應永八年足利義滿使を明に遣して通好を求めしむ、明年明使來朝國書を捧ず、その文中、奉天承運皇帝制曰、云々、咨爾日本國王源道義（義滿を云へり）云々とあり。

〔太閤君より云々〕文祿二年六月和議起りし時、增田長盛等四人に對し明使に告ぐべき條目を指示せし文也、此書漢文にかゝれしは明の使に見せてかの王にも聞かせんとなるべしと本居宣長は云へり

稜威をかゞやかしたまひしも、彼足利將軍の私に明王の封を請られたるなどを大神の御憤ましノ＼て、其御念の此二將に着り、彼の恥辱を雪がしめたまひしなるべし。こゝにまたあやしきは、彼御征伐の時、太閤君より明使に示し賜ひし御書に、

日本者神國也。神卽天皇、天皇卽神也。全無レ差。依レ之國俗風度崇二王法一、體レ天則レ地。有レ言有レ令。雖レ然風移俗易。輕二朝命一、英雄爭レ權。隣國分崩矣。予之慈母懷胎之初。夢日輪入二胎中一。覺後驚愕。而卽二相士一卜レ之曰。天無二二日一。德輝彌二四海一之嘉瑞也。故及二壯年一、夙夜憂レ世愁レ國。再會復二聖明於神代一、遺二威名於萬代一、思レ之不レ止。纔經二十有一年一、族二滅凶徒姦黨一、而攻レ城無レ不レ拔。敵陣無レ不レ破。有二乖心一者。自消滅矣。已而國富家娛。民得二其所一、而心之所レ念無レ不レ遂。非二予力一、天之所レ授也云云。予曾依レ有二日光照二臨天下一之先兆上、欲レ匡二正八極一云云。

此文中にも拙き字遣ひなきにはあらざれど、其は僧の筆なればすべもなし。太閤の仰の旨は皆雄々しき御眞情にぞある。其中に神卽天皇、天皇卽神也、全無レ差とのたまへる御言ぞ、わきて貴き神ならずして、此ころほひに誰か此實を知て云ん。又慈母懷胎之初、夢日輪入二胎中一云云とある、抑此御書は御自直に明使に示したまひて、はやく彼史に載たれば、後の作意の疑もなく、眞實に然りしなり。若は院の落胤といふことの、表に顯はしがたくて、姑く天皇を日輪に比したる慈母の准へ言かともおぼしきよしもあれど、其比民間にして日吉丸と云し御幼名も、たゞならねば、何れに取ても其一方は實なりし事灼し。また攻レ城無レ不レ拔、また有二乖心一者自消滅などある、何れも目前の御勇威にいさゝか違はざる御詞どもにして、一も凡人の及ばるゝ所ならんや。さてもかの後柏原天皇のいゝさか神祇

〔加賀阿波の大守〕前田及び蜂須賀氏也、前田氏は菅原氏より出で、道眞六世の孫知善の時より美作に住みしが、十一世の孫佐廣の時尾張に遷り海東郡に住す、蜂須賀氏は足利泰氏より出で、其裔正昭の時尾張國海東郡蜂須賀村の地を領す。

〔櫻町天皇云々〕同條、元文三年大嘗祭、同五年新嘗祭、寛保四年宇佐使を復興せらる。

をおこしそめ玉ひし比ほひよりしも、此神地よりかゝる名將君たちが續てあれ出まし、加賀阿波の大守は更にもいはず、四十餘人の勇士の追すがひて出られ、一たび大亂を靜め給ひしは、偏に此神劍の靈威なるぞかし。腰に劍を佩少も雄心あらん限りの士は、取わき此大神を仰ぎ貴ぶべし。又其頃しも、櫻町天皇のいよ〳〵神祇を尊みそめ給ひしより、始て泰平に治りて、今に二百餘年浪風もたゝぬばかりなりける。是を以ても世の中の治亂興廢は、全神の御心にます事いと著明しかるを、いまだ淸くさとる人すくなくて、又近來身安かればおのがじし太平の化に乘りあまへて、佛を弄び外國の書言を口すさび、かしこぶる人の多くなりけるは、やがて神慮に悖らんとするしわざなるぞや。恐こかれど、今此時、至尊の御上によく右の運びを悟らせまゐらせて、更に神祇を起し、外國事を掃清め給はゞ、あかぬふしの皆退除直らひて、本の神國に立復らましものをと、力なき身はたゞ朝夕祈るほかぞなき。

古語拾遺曰 此文既にも引たれど、其は御鏡に就き、こゝは御劍に就て又引く也。 至于磯城瑞垣朝。漸畏神威同殿不安。故更令齋部氏。率石凝姥神裔天目一箇神裔二氏。更鑄鏡造劍。以爲護身璽。是今踐祚之日所獻。神璽鏡劍也。

此鏡と劍と共に此時造り摸されて、鏡は內侍所一員神鏡と相殿に祠られける事、既に二卷に出。劍は所謂內裏寶劍の中の一柱にて、御璽劍是也。其は此神劍の摸しにはあれど、猶其だに其靈威のます事次々に引く書のごとくぞありける。

古事談曰、陽成院依邪氣不普通座之時、令脫劍給之時、夜御殿ノ傍塗籠中、ヒラ〳〵トヒラメキケレバ、恐御テハタト打弃御タリケレバ、ハタト鳴テ自サシタリケリ。其後不被脫也。

〔續古事談〕古事談に倣ひ古來傳說の雜筆を記したる書三卷也。

〔愚管抄〕神武天皇より順德天皇までの御治績を揭げ、併に山門の事、鎌倉の事、天下治亂の事等を記せる書七卷也、本文には慈鎭の撰とあれど古來異說ありて定まらず、黑川春村は慈鎭の撰にあらざるを力說せり。

是則熱田神劍の御稜威の餘りなり。さるを此寶劍のかばかりなる靈坐ながら、西海に沈て出給はずなりけるは、いかなる事ならん。神慮測りがたしといへど、二卷の神鏡の御嘆條に云つる事ども考へ合すべし。さて此陽成院御時の靈威の事、富家語にも載せ、其他の書どもにも出たれど、みな全く同じ事なれば更にも引ざるなり。其中に相似て異なる事あり。

續古事談曰、寶劍は御門の御まもりにて、更にぬく事なし。冷泉院うつし心出おはしければにや、寶劍をぬかんとしたまひければ、夜の御殿ひら〳〵とひかりければ、おぢてぬき給はざりけり。

平家物語御劍段曰、冷泉院狂病ニ被レ犯サセ玉テ、靈劍拔座シケルニ、夜ノ御殿ヒラメキ渡テ、電光ニ不レ異、懼怖ノ餘ニ投サセ給ヘバ、自ハタト鳴テ鞘ニ指リヌ。上古カクコソアリケメ云云。

今按に、此陽成院と冷泉院と何れか是ならん。專同しさまなれば、本一事の二つに成しならんとおぼゆるに、又二帝別條に出せる書もあるは、若似たる事の兩朝にありしにや。猶此事次の神璽の段と合せ考べし。

愚管抄曰、元曆二年三月廿四日、船イクサノ支度ニテ、イヨ〳〵カクト聞テ賴朝ガ武士等カサナリキタリテ、西國ニオモムキテ、長門ノ門司ノ關、ダンノ浦ト云所ニテ船イクサシテ、主上ヲバウバノ二位宗盛が母イダキ參ラセテ、神璽寶劍トリグシテ海ニ入ニケリ。ユヽシカリケル女房也。又曰、寶劍ノ沙汰ヤウ〳〵アリシカド、終ニ海人モエカツギ出シカネテ出コズ。其間ノ次第ハイカニトモカキツクスベキ事ナラズ。タヾオシハカリツベシ。大事ノフシ〳〵ナラヌコトハ、ソノ詮モナケレバ書オトス事ノミアリ。コノ主上ヲバ安德天皇トツケマウシタリ云云。

（慈鎭和尙）關白藤原忠通の子、法名慈圓、慈鎭はその勅謚也、建久三年以後天台座主となること四度、元久三年大僧正となり建保六年牛車宣旨を賜はる、嘉祿元年寂す、和歌に長じ、その集を拾玉集と云ふ。

（資明卿）權大納言日野俊光の子也、六波羅沒落の際北朝兩院を奉じて近江に奔り、次で前官權中納言に復し、尊氏西國より來襲の際駕に從ひて延暦寺に到りしが、其遁れて北朝に歸降し光明天皇に奉仕す、正平八年薨ず。

此書事はあらかれど、さすがに慈鎭和尙の筆記にして、世に詔らはぬかきざまなり。かゝる書にはおのづからいつはりもあらじとたのもしかるを、此間の事の殊に言すくなゝるぞくちをしき。

百練抄曰。文治三年七月廿日己未。奉幣七社。依寶劍御祈也。今日被遣勅使於長門國。且被祈謝。爲令捜求也。神祇大祐卜部兼衡。大藏少輔安倍泰成等爲使。前安藝守佐伯景弘。去比下向。景弘合戰之時在彼國。存知寶劍沈沒之所云云。

今按に、源平盛衰記に、法皇寶劍の失ぬる事を大に御歎ありて、賀茂大明神に七日御參籠有けるに、第七箇日に御夢想あり。寶劍の事、長門國壇浦の老松若松と云海人に仰せて、尋ね給ふべし云云とある條は、佛書の寓言に擬て作りそへたる妄語なり。猶其次々長々といへる一段見るにたえずて皆省きつ。かくて彼時沈て還らせ給はずなりぬる後にも、朝廷には猶寶劍まして、其にも同じく靈威の坐よし見えたり。其につきてある人の疑ひもあれど、よしやあだし劍ならんとも、天皇の御守となりつるうへは、熱田大神の御こゝろよせのかはるべからねば、御靈威も又おとりまさぬなるべし。彼西海に沈給ひしも猶うつしなりければ、させるたがひもあらぬことわり也。

玉勝間十三云、光明天皇の御世貞和四年に、元暦の頃壇浦に沈みし寶劍出來れりとて、いせの國より進奏せる事あり。これは彼國の圓成と云僧、大神宮へ千日參詣しけるが、千日に滿けるをりしも、海上にひかりものありて、圓成これを得て見るに、二尺五六寸の劍也。其時十一二三ばかりなる童に神託ありて、これ海底に沈みし三種の神寶の中の寶劍なりとありければ、祭主神人等、連署の起請をそへて、かの圓成これを持て上京し、日野前大納言資明卿につきてこれを奉る。さて資明卿、平野社の神主卜部宿禰兼

〔直義朝臣〕尊氏の弟也、延元三年征夷副將軍、興國六年從三位となり、正平七年薨す。

〔經顯卿〕藤原定資の子、勸修寺第四代也、後醍醐天皇の朝參議となり、次で光嚴以降北朝に歷仕し、應安三年內大臣となり、同六年薨す。

〔出口延經〕延佳の子、國學に通じ神事隨筆外數著あり正德四年卒す。

員を召て、三種神器の由來を委くたづね、なほも天下の人に信ぜさせんために、兼員をして三七日祈誓せしめ、此劍まことにかの寶劍なりと云ことを、然るべき人の夢に告給ひて、人の疑ひを去て奏聞せんとて祈請せしむ。其時左兵衞督直義朝臣の夢に奇瑞ありしによりて、寶劍にまぎれなしとて、此よしを仙洞へ奏聞して奉り給へり。然るに勸修寺大納言經顯卿これを聞て、寶劍執奏の事、すべて資明が阿黨のところより事おこりて候。百六十餘年の間、治世有德の御世にだにも出ざりし寶劍の、いまかかる亂世にありて出べき理なく候と、委く奏し申されければ、上皇げにもとやおぼしめされけん、かの劍をぞ平野社の神主兼員に預けられけるとぞ。此事太平記廿五の卷にくはしく記せり。まことに資明卿、直義、兼員、圓成等あひはかりて、かまへ出たるいつはり事とこそ聞ゆれ。

今按に、此事はやく出口延經の隨筆にも右文を引て、伊勢神主等の輙く連署すまじきよしを論ひ、ことに祭主はいと重き職なるを、然かうきたる私事に拘らんやはとて、太平記の記者の妄說とせり。其辨尤ことわりあり。

玉海、壽永三年（此年改元即元曆元年也）正月五日云云。一昨日三日有託宣事。其趣西海主再可歸都城。日本國神明併有加護神璽寶劍安穩可被奉相具也。而奉相從之中無可執重事之器。仍自有乖神慮之事歟。若不然者三神欲紛失可悲云云。

とありて、此後も神託の事これかれ見ゆ。然れば假令百餘年後の事ならんとも、さばかりの例を上皇聞知給はずて、妄に徵もなき作事を信じさせ給ふべきにあらず。又日野大納言君も、よく當時の神御告を聞傳へ給ふべき御身がらにして、さる拙きわざに組して天皇を欺き給ふべきにあらず。されば出口

氏の辨のごとく、彼は太平記の僞にして、本居氏の失言なる事明けし。

御倉板擧之神璽靈異（目次に、八坂瓊曲玉靈異とあり）

古事記上、於是洗左御目時、所成神、名天照大御神云云。此時伊邪那岐命、大歡喜詔、吾者生生子而於生終、得三貴子、即其御頸珠之玉緒母由良邇取由良迦志而、賜天照大御神而詔之、汝命者所知高天原矣、事依而賜也、故其御頸珠名謂御倉板擧之神。

今按に、此伊邪那岐命の御頸珠ぞ則八坂瓊五百箇曲玉にして、所謂三種神寶の中の神璽にはおはしましける。大御僊の御裝束に所嬰賜へる玉なる故に、御頸珠とは申せるなり。即書紀に、素戔嗚尊以其頸所嬰五百箇御統之瓊云云とあると同類の玉なり。其を此に御倉板擧之神としも申せるは、天照大御神の受坐て後、御祖大神の御賜物永御形見にて、重き御寶と賞貴みますあまりに、恒に御側に御床を立て、其棚の上に安置奉りて崇祭給ひし故に、神とは稱へさせ給ひしなり。さて然か尊重御寶なりけれど、皇御孫尊に授け賜ひし故は、葦原中國修理坐し、御祖大神の御靈代なるから、今又其中國所知吾皇御孫尊の、遠長き天津御璽とはなさしめ賜へるなりけり。然るに此ことわり得悟らぬ人多かり。

日本書紀神代御卷下。皇孫尊天降條下曰、天照大神。乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡、草薙劍。三種寶物云云。

とて、右の八坂瓊に鏡劍を副て賜ふ。是則後に云三種の神寶なり。さるを本居氏古事記傳十五云。八尺勾璁鏡は、彼石屋戸段に「科玉祖命令作て、眞賢木の上枝に取着し玉と、科伊斯許理度賣命

〔母由良〕玉と玉と相觸る丶音也。

〔五百箇御統之瓊〕釋日本紀に、問御統何物哉、答、是聯美玉而爲也、其玉穿穴綴集所成也、以之嬰繫其頸、以爲美飾、云々、統者總也、言以總聯綴五百箇之玉、以總繫其頸之義也、神代之風以玉爲身飾、とあり。

〔眞賢木〕眞は美稱にて榊也

〔御誓に云々〕神代卷に、於レ是素戔嗚尊誓之曰、吾若懷二不善一而復上來者、吾今嚙レ玉生兒、必當爲レ女矣、如此則可三以降二女於葦原中國一、如有二清心一者、必當生レ男矣、如此則可三以使二男御二天上一、且姉之所生亦同二此誓一、於レ是日神先嚙二十握劍一云々、素戔嗚尊乃轠二轤然解其左髻所纒五百箇御統之瓊綸一、而瓊響瑲瑲、濯二浮於天渟名井一、齧二其瓊端一、置二之左掌一、而生兒正哉吾勝々速日天忍穗根尊、云々と見えたり。

〔大殿祭云々〕同祝詞に、高天原爾神留生須、皇親神魯企神魯美之命以氐皇御孫之命乎、天津高御座爾坐氐、

令レ作て中枝に取繫し八咫鏡となり。當時是等物を用ひて大御神を招禱奉し故に、遠岐し璁鏡とは云り」と言るはいみじきひが事也。此等の事は既に雖古事記傳に詳に辨へたれど、此にもいさゝか云ずては事わきがたし。彼古事記に、遠岐斯八尺勾璁鏡とある遠岐斯は、璁を隔て鏡に係る詞也。さらば遠岐斯鏡璁とあるべきをと、いはんやうなれど、此八尺勾璁は、大御祖伊邪那岐命より天照大御神に授け給ひし重き神寶なりければ、我御魂代の御鏡より下には屬がたき運びなり。故最上に先置て、次の二種には及鏡劍とて、及字を加へて隔たるを思ふべし。若彼石屋戸時の物のみならんには、彼時に矛も劍も有りつれば三種ともに皆其時の具をこそ用ひ給ふべきものなるに、いと別時の草那藝御劍をしも加へ給ひたるを以ても、其第一は伊邪那岐皇祖の御魂實、第二は天照大神の吾御魂實、第三は御誓に生坐し忍穗耳尊の御片親と坐、須佐之男大神の御魂實として、天津御璽とはなし給へることそはありけれ。今世にても、其家の家祖其は殊に貴み、次には兩親品を重き形見とすめる心ばへ、おのづから相通ふが如く、此天璽も然か見ずしては其理り適ひがたきぞかし。若彼岩屋戸段の具とする時は、玉はたゞ賢木に繫しのみにして、大御神にさせる由縁もあらざるに、三種の中にても、玉をば取わき天津日嗣の御璽となし來賜へる其理り、いよ〳〵通りがたかりなん。されば彼垂仁天皇朝の御遷座の時も、此八坂瓊のみは他に離ち給はず、悠遠く久き今に至る迄も、猶天皇の大御體に副へさせ給ひて、束の間も御側をはなさせ給はざるもさるよしのあればなりけり。然るに神祇令に、凡踐祚日。中臣奏二天神之壽詞一。忌部上二神璽之鏡劍一。また式の大殿祭祀詞に、天津璽乃劍鏡乎捧持賜天など、凡て古き書等に只鏡劍のみを申て、玉の事を擧ざるをばゆくりなく打見て、近世の學者等は、玉をいたく輕しめ奉

天津璽乃鏡劔乎捧持賜天、言壽宣志久云々とあり、大殿祭（オホトノホガヒ）は神今食、新嘗祭、大嘗祭等の前後若くは皇居の遷移、齋宮、齋院卜定の後等に、屋船久久遲命、屋船豐宇氣姫命、及び大宮賣命を祭り、宮殿の災變なきを祈る祭也。

て、天津璽はたゞ鏡劍の二種のみなりとさへ言めり。本居氏も右等の書を證として玉を輕しめ私言をあまたそへたる、其罪輕かるべからず。今又是を辨へむに、崇神天皇朝より後は、鏡劍はたゞ御形代のみなりければ、臣の手に執しめて奉られけるが、やがて一の式となりけるから、式のさだめに令、儀式等に、其二品の式作法を錄しおけるにこそはあれ。忝も神璽眞玉は、神世ながらの神習のまゝに、前の天皇より讓られたまひし如くに、又後の天皇へ御手より御手に讓らせ給ふが、天津日嗣の重き法にして、臣の預るわざならざれば、輕々しく書などに記すべきにあらず。上代には三種ともに然りし故に、凡崇神朝より以前に此式の載たることの絕て見えざるにあらずや。後々天皇の踐祚の日、女官に持しめて高御座に上り給ふ事はあれど、そは既に讓受たまひてのうへ、便につきたる假そめ事にて、表は御親持せ給ふかたち也。かくて其三種の內、伊勢大神の尊く坐ことは申すもおろかなりけれど、猶其次第は伊邪那岐命（勾玉）天照大御神（御鏡）須佐之男命（神劔）とついで傳へて、勾玉は親しく、御鏡は貴く、御劍は武く坐て、其御德用も又おのづから其神達の大御魂に隨ひ給へるも、靈しく奇しく尊とからずや。誰も此德用の大御魂に隨ひ給へる理りをよく〳〵考へゆかば、右の惑ははるけぬべし。今其德用のあらましを申さんに、勾玉の靈德は皆裏に隱りて表に顯はれず、ひたすら穩かに新しく坐が神慮にして、いかなるをりも天皇の御許を離り坐ず。畢竟は神代より皇統の絕まさざるも、天津日嗣の動かせたまはざるも、いづれはあれど、此八坂瓊神璽の大御守護とすべく、又さばかりあまたゝびの炎上に、一たびも火に罹まさず、適玉體に着て西海に沈ませ給ひても、御親浮出て還せたまひ、又さま〴〵のことありし久き間に、一たびも祟り給ふやうの事も聞えざる、是則伊邪那岐命の元よりの大御心なるが

〔義解〕淳和天皇の勅を奉じ清原夏野等十二人の撰せる養老令の解釋書にて十巻也、天長十年成る。

〔集解〕令義解を始め古來令を註釋したる古記類を集めし書、卅巻也、明法博士惟宗直本の撰に係る。

〔増鏡〕後鳥羽天皇より後醍醐天皇に至るまでの歴史也撰者詳ならず、本文冬良公とあれど同公の生れし以前の奥書ある本あれば誤なるべし。

〔一條冬良公〕兼良の第二子也、文明十八年内大臣、長享二年關白、明應二年太政大臣となり永正十一年薨ず。

如し。鏡劔の御徳用も是に准へて知べし。此二は一巻より前段までの書どもにて、誰も察し知べきものなればはぶきつ。事のついでに幼くさとしおく事あり。近世文字に泥む輩は、璽の字は天子の御印なりければ、神璽と言も玉にはあらじ、御印ならんといひ、又儒者の徒は、封ニ倭王一の印ならなんど、謂ても漢土の奴とせまほしかるこそ物狂へる妖言なりけれ。御國にしては言を重みしてあながち字義のみには拘らず。大かたは言のまゝに、字は奴僕の如く用ひ來つれば、此璽の字もたゞ徴證と言に借用ひたるのみにこそはあれ。されば此璽と言に、記録などには驗とも證とも印とも書なして、鏡劔にも通はし用ひたるおや。さて既に引ク神祇令にも、神璽之鏡劔とありて、義解に謂璽信也、猶レ云ニ神明之徵信一此以ニ鏡劔一稱レ璽、又集解には、神璽大神之勅定、皇統授受之證也、ともある類ひをただに見しらぬ俗説なれば、取計るには足はざれども、初學のために、いさゝかおどろかしおくなり。

神皇正統記曰、神璽は八坂瓊の玉を申す。神代より今にかはらず、代々の御身をはなれぬ御まもりなれば、海中よりうかび出給へるもことわりなり。

増鏡一條冬良公撰正慶二年五月云云、後醍醐天皇、内裏へいらせたまふべき儀、重祚などにてあるべければ、璽の箱を御身にそへられたれば云云。

先これら以て、玉體をつかの間もはなち給はぬ、大御身親御守護といたゞき給ふ事をも知り、又つねのみあつかひの状は次々の書にあはせて知べし。

花園院御宸記。應長元年正月一日。關白申云、先日所ニ相率一神璽ノ裹物朽損之間、被ニ裹改一例事云云。二重裹レ之。平絹破損。筥形不レ隱作ニ筥打覆蓋四方几帳面蓋後方兩方有ニ一鎰一。筥有ニ一壺一。以レ鎰入レ壺。如ニ辛櫃一後前方有ニ三壺一。以ニ一緒一懸ニ三壺一結レ之云云。

猶此神璽筥の紐の事、平戸記仁治三年三月條下にいと詳かに記せれど、事長かれば得引ず。右にて先ツ一わたり事足べし。若シ平戸記を以て今少し補はゞ、以ニ青色絹一裹レ之、以ニ紫糸一結レ之、其絲如レ組綱イし

〔中務内侍日記〕弘安三年より正應五年に至る中務内侍の延中奉仕日記也

〔吉部秘訓〕吉記の中より有職故實に關する條を抄出し題目を附し年月に從ひて序列せる書五册也。

〔御枕二階〕御枕邊なる二階厨子也。

〔讓位時云々〕讓位の時典侍は先帝に侍し宮を出でゝ内侍一兩人殘り居るのみ、故に此時は直に取り奉る也。

〔橘成季朝臣〕後深草天皇の頃の人也傳詳かならず。

て、其上に網を懸置るゝよし也。其は若火急の事ある時などに、内侍に持しめ給へるに、取りはづさぬ用意と見えたり。

中務内侍日記云、殿下のおほせに、その御しるしの御はこのうへにかけたるあみを指にかけつれば、とりはづしてあやまちはせぬぞと仰せあるに云云。

吉部秘訓曰文治六年正月三日。主上御元服。申刻主上出御南殿。令候御裾云云。内侍劔璽候前後藏人頭左中將成經朝臣扶持御璽。右中將實明朝臣扶持御劍。神璽可爲前之由有院宣。仍以御璽爲先云云。

此等にても、常に玉體を離ち給はざる程はしらる。さて如此内侍が取傳るも、天皇の御手を扶くるにはあれど、それも中古後の事にて、古へは神璽を人にとり傳へさせ給ふやうのこと物に見えず。まして此文の旨は、亂世後のならはしと見えたり。

禁秘鈔曰、神璽自神代于今不替云云。夜御殿御帳中御枕二階上安置。覆赤色打物。自內藏寮進之。内侍雖持自不取。典侍取之傳。讓位時許直取也。此故僧女又上臈内侍外人。不入夜御殿。自地案朝餉之時。同不近候云云。自神代如此見我被尊崇。尤可敬事也。

是にて夜のおとゞの狀見つべし。但外人不入と云は、さる事なれども、僧女の穢しき者を近づけ奉られけるは、是も後世の至りなり。何事もかくなり來しゆゑに、このほどのことは聞に堪へず、見に苦しくてみすく引もらす事多かり。

古今著聞集橘成季朝臣輯曰、寬治八年十月廿四日亥時ばかり、内裏燒亡ありけり。中御門右府右中辨にて侍け

るが宿侍せられたり。いそぎ御前へ參りて、神璽御劍の御箱は持せさぶらふやらんとたづねまゐらせければ、みづから持たるぞと勅答あり云云。

此事中御門右大臣宗忠公の中右記、寛治八年十月廿四日條下にも委く記し給へり、見合すべし。いと事長く、且今本は寫誤脫字多きうへに、家藏の本其處蟲喰て讀にたへざれば得引ず。凡堀河院のころまでは、さやうの時も天皇御親佩せたまふ事と見えたり。

富家語大外記中原康富記曰。神璽者。是筥内納ニ印也。寶劍付ニ平緒ニ。其平緒中納ㇾ鎰。不ㇾ納ㇾ筥云云。件鎰開ニ璽筥ニ鎰歟。問有ニ開事ニ歟。仰云。一切不ㇾ開ㇾ之。陽成院令ㇾ開ニ璽筥ニ給。自ニ其中ニ白雲起時。天皇恐怖令ニ打弃ニ。召ニ木氏内侍ニカラゲサセラル。云云。其後不ㇾ開。云云。

古事談曰。陽成院、依ニ邪氣ニ不普通御座之時、令ㇾ開ニ璽筥ニ給タリケレバ、自ニ筥中ニ白雲ノ起ケレバ、天皇令ニ恐懼ニ給テ令ニ打弃ニ給テ、召ニ木氏内侍ニカラゲサセラレケリ。

江談抄云。冷泉天皇欲ㇾ解ニ開御璽結緒ニ給事。故小野宮右大臣語云。冷泉院御在位之時。大入道家兼忽有ニ參内之意ニ。仍俄單騎馳參。御在所於女房。女房御ニ夜御殿ニ。只今令ㇾ解ニ開御璽結緒ニ者。乍ㇾ驚排ㇾ闥參入。如ニ女房言ニ解ニ筥緒ニ給之間。因奪取如ㇾ本結云云。

續古事談にも此事を載、其他の記錄にも出たれど、おなし旨なれば例の省けり。さて既にも云如く其靈威と申すも、大抵此等のごとく凡ておだしくものやはらかにして、異なるふしも坐さるは、なかなか尊き所なるべし。かくて右の書どもに記せるおもむきを見るに、天皇と申せども、御代々の間神璽の御筥を開きたまふ事は無かりしなり。叉しひて開き見むとし給へば、かならず恠異あること右の

〔中原康富〕正五位中務權少輔に至り長祿元年卒す、當時の有職家にて數著あり。

〔江談抄〕公事、攝關事、佛神事、雜事、詩事等に分ち大江家の人々の談話を記せる書、大江匡房の撰にて五卷也。

〔兼家〕藤原師輔の三子也、天元元年右大臣、寛和二年攝政、永祚元年太政大臣、同二年關白となり、同年薨す。

〔贋物を造り云々〕延元元年後醍醐天皇叡山より京都還幸の後尊氏に迫られ十一月二日三種神器を光明天皇に傳へらる、其器の眞僞明ならざるも園太暦には、件三物於二正物一者南方御所御帶也、京都御座虛器之條勿論也、然而先皇擬二神器一被二渡獻一之上一兩代爲レ寶被レ用了とあり。

〔大納言佐局〕平重衡の北方也。

ごとくなりしなり。又たま〴〵開かせ給ひける天皇も、猶其御形體まで見とめたまふことあたはざりしは、是も一の御靈威なりかし。かゝりし故に、後醍醐天皇の御時、密かに贋物を造りおかして暫し北帝へわたし給ひしことありけるに、北朝に似せ物ともしらでおはしゝにこそ。かくては授禪の御時眞僞おぼつかなきが如くなるを、神璽の御靈つひに僞ることあたはざるよし、三種神器傳、三種五重口傳等に詳に云るが如し。又皇統ならぬ人にはつかせ給はずと云事もこれかれ云り。若かの道鏡の時、ほと〴〵危ふかりけるに、左右の大臣達さしもおどろきたまはざりしは、等閑のごとくなれど、神璽の靈驗を俟て事を計はん心なりけんかなどとも云り。

源平盛衰記參考云、九郎判官、伊勢三郎義盛ヲ以テ、海ニハ大事ノ人々入セ給ヒタルヲ、取進セタラン者共狼藉仕ルナト下知シケレバ、義盛小船ニ乘テ馳廻ル。此彼ヨリ女房達ヲバ判官ノ船へ送リ渡奉ル。兵共先帝ノ御船へ亂入テ、大ナル唐櫃ノ鏁ネジ破リ、中ナル箱ヲ取出シ、箱ノカラゲ緒切解テ、神璽ノ蓋ヲアケントシケレバ、忽ニ目眩鼻血タル。平大納言時忠卿見給ヒテ、神璽寶劍ノ御箱也。狼藉ナリト宣ヘバ、判官是ヲ聞テ制止ヲ加フ。武士共御船ヲ罷出ヌ。即平大納言ニ申テ如レ元御唐櫃ニ奉レ納入レ。末代トイヘドモ靈驗ノ御座コソ目出タケレ。

平家物語參考云、大納言佐局ハ、神璽寶劍ノ御唐櫃ヲ取テ海ニ入ラントシ給ヒケルガ、袴ノ裾ヲ船ニ被レ射着ニテ、蹴纏ヒ倒レ給ケルヲ、武士共取留奉ル。其後御唐櫃ノ鏁ヲ捻截テ、御蓋ヲ既ニ開ンズ忽ニ目クレ衂タル。平大納言時忠卿ハ生捕ニセラレテ御座ケルガ、アレハ如何ニ、神璽寶劍ニテ渡セ給フゾ。凡夫ハ見奉ラヌ事ゾト宣ヘバ、兵共舌ヲ振テ恐怖ス。其後判官時忠卿ニ申シ合テ、元ノ如ク緘納奉ラル。

〔東鑑〕治承四年より文永三年七月に至る凡そ八十七年間の鎌倉幕府の日錄也、撰者傳はらず、林道春の東鑑考に、東鑑未レ詳ニ誰撰一、蓋北條家之左右執ニ文事一者記レ之歟とあり。

源平盛衰記曰、元暦ノ亂ニ、神璽ハ自ラ海上ニ浮上セケルヲ、常陸國住人片岡太郎經春ガ奉ニ取上一トゾ聞エシ。神璽ヲバ注シルシノ御箱ト奉レ申ト云。

玉海云、文治元年夏四月廿五日云云、此日神鏡神璽御入洛云云。

平家物語云、文治元年四月廿五日、内侍所神璽ノ御筥、鳥羽ニ着セ給フト聞エシカバ、内裏ヨリ御迎ニ參ラセ給フ人々ハ云云。其夜子剋ニ、内侍所シルシノ御筥太政官廳ニ入セ御坐ス。寶劍ハ失セケリ。神璽ハ海上ニ浮ビ玉ヒタルヲ、片岡太郎經春ガ取上奉リタリ。

東鑑云、文治元年四月廿四日、賢所神璽令レ着ニ今津邊一候、廿五日、今日賢所神璽御入洛云云。

此御入洛の行裝の事、玉海に最委く出たれど、事長かれば得しるさず。さて世にいはゆる三種ノ神の御事を、此程の詞に專ラ神璽、寶劍、内侍所と申しならはしたるも、自然と神代卷に八坂瓊ノ曲玉、及鏡、劍とあるいきほひに歸したるなるべし。

歴朝神異例卷三終

歴朝神異例巻四

天皇皇祖神靈異

日本書紀神武天皇卷曰、時神吐毒氣、人物咸瘁、由是皇軍不能復振。時彼處有人。號曰熊野高倉下。忽夜夢、天照大神謂武甕雷神曰。夫葦原中國猶聞喧擾之響焉。宜汝更往而征之。武甕雷神對曰。雖予不行、而下予平國之劒、則國將自平矣云云。今當置汝庫裏。宜取而獻之天孫。高倉下曰唯々、而寤之。明旦依夢中教、開庫視之、果有落劒倒立於庫底板。即取以進之。于時天皇適寐。忽然而寤之曰。予何長眠若此乎。尋而中毒。士卒悉復醒云云。

又曰。云云、天皇惡之。是夜自祈而寢。夢有天神訓之曰。宜取天香山社中土、以造天平瓮八十枚、幷造嚴瓮、而敬祭天神地祇。云云。則虜自平伏云云。

今按に、かゝる古傳說を伺ふには、何くれと習ひある事なれども、其習ひをしらずなりぬる後世の人の心にては、まこと天神の御子にまさば、如此勞き給はずとも、おのづからに平服奉るべきものなるをと、打つけに誰も〳〵思ふめれど、其は古傳の習ひはいふも更也、わづかに幽冥と顯明との分ちをだにしらぬ心ぐせなるぞかし。今此書はたゞ神の靈威をあげて、さるすぢまでは得ことわらざりければ、そも〳〵天皇の天神の御子にまします事は、瓊々杵尊より皇統の連綿と續き給ひて、天津璽

〔熊野高倉下〕天孫本紀に、饒速日命の子宇麻志摩治命の兄とし、天香語山命天降名手栗彦命、亦名高倉下命云々、自天降坐於紀伊國熊野邑、とあり。

〔天香山社〕神名帳に、大和國十市郡天香山坐、櫛眞智命神社とある是れなり。

〔嚴瓮〕嚴(ツイ)は齋ひ清むる意也。

〔空蟬師云々〕萬葉集卷二、天皇〔天智〕崩時婦人作歌と題する歌也。

〔虛蟬乃代人云々〕次の長歌と共に萬葉集卷九に出づ。

〔箱崎大神〕筑前國糟屋郡箱崎に在る八幡神の別宮也、延長元年八幡の若宮神の神託によりて創建す。

〔天壓神〕神武紀に兄磯城忿之曰、聞天壓神至、而吾爲慨憤一時、奈何烏鳥若此惡鳴耶とあり、古事記傳に、其ころ倭國人どもの申せる稱なるべし、云々、其御軍の向處はいかなる敵も忽に敗らるゝこと物を壓ひしぐが如なる御勢なりし故なるべしと見えたり。

の三種神寶も、上の卷々の如く、顯然く靈威の坐々以ても、いと／＼明かにして、いさゝか疑ひ奉べき處あらんや。然れども幽と顯との隔ありて、此顯露の世に生坐て後は、唯顯事のみ領知まして、神の隱坐幽冥の界の事はいさゝか關りしらざりければ、現世のならひの隨に、御心にも御威にもまかせ給はぬ事も、をり／＼はましゝなり。萬葉集の歌に、空蟬師神爾不勝者。（現身し幽に不堪者に離居而。て字は皆借て書る也）朝嘆君。云云。また、虛蟬乃。代人有者。大王之。御命恐美。天離。夷治爾登。云云。また、虛蟬乃。世人有者。中略。石上。振里爾。紐不解。云云。また、宇都世美能。代人奈禮婆。宇知奈妣吉。等許爾許伊布之。云云。など多くよみたる、是即世中の事は神の幽冥より保ち坐れば、此現き身にも心にも力にも任せ得ぬよし也。されども天津神の御子の御徵には、又世の凡人とは、際ことにして、次々記す所の如く、あやしく貴くおはすふし／＼も多かるなり。まして幽冥に入坐てのうへは、箱崎大神神功皇后、八幡大神應神天皇などの如く、全天津神達にかはらせ給はざるも、あまたまし／＼ぬ。こは古への天皇のみにはあらず。中古後世の亂に値せ給て不幸に坐し、崇德天皇は崩坐て後平族を亡し給ひ、其靈驗の炳しく坐事、今世にも世俗の金毘羅大權現とて尊みあへるが如く、又安德天皇は水天宮と世舉て異國人まで祈りさわぐが如くにましませり。世々の將軍の始祖を神と祠れるもあまたあれど、させる靈驗もきこえざれば、なべての人のながむほどにはたらず。況んや世の凡俗にいたりてをや。此界をも思ふべし。又書の上にもならひあり。此神武天皇の東征も、まことは天壓神と稱へけるごと、皆畏み尊みて一壓に奉服たるなれど、其をたゞ人に示すとて大かたの凡人、世界の有さまにうつして語り傳へ來にたるものなれば、今世にして其習ひなくよむらん人には、さる疑ひも有べきなり。これらのすぢは、稜威道別につきておもひはるけてよかし。

同崇神天皇巻、十年秋九月、以大彦命遣北陸。云云。大彦命到於和珥坂上時、有少女歌之曰、瀰磨紀異利寐胡播椰、飫廼餓烏塢、志齊務苔、農殊末句志羅珥、比賣那素寐殊望。一云、於朋耆妬庸利、于介伽卑氐、許呂佐務苔、須羅句塢志羅珥、比賣那素寐須望。於是大彦命異之、問童女曰、汝言何辭。對曰、勿言也、唯歌耳。乃重詠先歌、忽不見矣。大彦命乃還而具以狀奏。於是天皇姑。云云。乃知其歌怪言于天皇、是武埴安彦將謀反之表者也。云云。

今按に、是天神、童女に着て其危急を告しらせ給へるなり。故天皇軍を起して、其時覗ひし武埴安彦を伐しめ給へり。其事書紀の其條下に見ゆ。

同景行天皇巻、十八年夏四月云云。自海路泊於葦北小嶋而進食、時召山部阿弭古之祖小左、令進冷水。適是時島中無水、不知所爲。則仰之祈于天神地祇。忽寒泉從崖傍涌出。乃酌以獻焉。故號其島曰水島也。其泉猶今在水島崖也。

今按に、萬葉三に、きゝしごとまこと貴くくすしくも神さびをるかこれの水島。和名抄に葦北は肥後國の郡名、水島は菊地郡の郷名に載たり。此水後々もいと名高くして、中古迄も汲せられたる事見ゆ。今島人はけこ水と云よし、景行天皇の水と云ことなるべし。

又同十八年五月。從葦北發船到火國。於是日沒也、夜冥不知著岸。遙視火光、天皇詔挾杪者曰、直指火處。因指火往之。即得著岸。天皇問其火光處曰、何謂邑。國人對曰、是八代縣豐村。亦尋其火、是誰人之火也、然不得主。茲知非人火。故名其國曰火國。

これも天皇の闇きに迷ひ給ふにつきて、神の灯して導きたまひしなるべし。此時の火、不知火の筑紫

〔大彦命〕孝元天皇第一皇子也。

〔和珥坂〕大和國添上郡和珥村の地なるべし。

〔瀰磨紀異利寐胡〕御間城入彦也、崇神天皇を申す。

〔飫廼餓烏〕己が夫也、下に比賣と云ふより天皇を喩へてよせる也。

〔志齊務苔云々〕殺(セシ)むと窃まく知らに也、弑逆の陰謀を知らずして也

〔比賣那素寐須望〕媛の遊びすも也、天皇の御危難も知らず將軍の京を離るゝを諷せる也。

〔武埴安彦〕孝元天皇第三皇子也。

と云に因ありげなることゝおもひわたりしに、肥後國の寺澤某と云が持る風土記殘缺には、此行幸を七月晦日と記して、此時より年々不變出るを不知火と云とあり、といひおくれり。書紀の日時は、信にならぬ事多かれば、さる事なるべきか。但一たびも逢はぬ人なりければ慥かなる事はしらず。

又同十八年六月辛酉朔。丙子。到阿蘇國也。其國郊原曠遠不見人居。天皇曰。是國有人乎。時有二神。曰阿蘇都彥阿蘇都媛。忽化人以遊詣之曰。吾二人在。何無人耶。故號其國曰阿蘇。云云。

今按に、是後世までいとも名高き阿蘇宮大神なり。神名帳に、肥後國阿蘇郡健磐龍命神社、名神大 阿蘇比咩神社、名神大 とありて、其靈威のいちはやく坐事、五卷より次々にいく所にも出すが如し。されば位階も高くませり。文德實錄三十四葉に、此社へ從二位を授けられたる事見ゆ。さばかり貴き神にませども、天皇には出で奉仕り。

行麓抄西遊阿蘇神社下云、天正ノ頃、島津義久肥後國ヲ討從ヘテ、阿蘇ノ神主而已不從ヲ憤リ、軍勢ヲ催促シテ、令攻ラレケル時ニ、忽チ山上ヨリ黑煙覆ヒカヽリ、硫黃ノ烟ヲ吹カケ、島津ノ軍兵時ノ間ニ五百餘人咽煙ニ死ス。退テ又攻ラレタルニ、今度ハ火ヲ數多散シカケテ、其勢ヒ殊ニ烈シカリケレバ、懼テ兵ヲ歸シケリ云云。とあるこれらをもおもひ合すべし。

同仲哀天皇卷。二年六月辛巳朔。庚寅。天皇泊于豐浦津。且皇后從角鹿發而行之到淳田門。食於船上。時海鯽魚多聚船傍。皇后以酒灑海鯽魚。海鯽魚卽醉而浮之。時海人多得其魚而歡曰。聖王所賞之魚焉。故其處之魚至于六月常傾浮如醉。其是之緣也。

今按に、御食すをりしも、御船傍へ然かあまた鯽魚の聚りけるは、海神より獻れりしなるべし。さて

〔健磐龍命神社〕肥後國阿蘇郡宮地村に在り、祭神健磐龍命は神八井耳命の御子也。

〔阿蘇比咩神社〕健磐龍命神社の左に在り、祭神は健磐龍命の御妻也、以上二社及び命の御子速甁玉命を祭れる國造神社を阿蘇三社と云ふ。

〔文德實錄三云々〕文德天皇仁壽元年也、後ち清和天皇貞觀元年に至り正二位を授く。

〔豐浦津〕長門國に在り。

〔淳田門〕若狹國三方郡に在る海峽也若狹國志に、常神村與、犬引崎、相距海口七里云々とあるは此處也。

〔玉島里小河〕古事記に、其河名謂勝門比賣、とあり、小河、亦其儀名謂
貝原好古の記に、松浦郡濱崎の驛より南方半里許にあり、此川二派に流れ、玉島の下にて落合、其流の川な今も小川と云ふとぞとあり。

〔細鱗魚〕鮎也

〔曰希見物也〕此下、故時人號其處曰梅豆羅國、今謂松浦訛也とあり。

〔儺河〕筑前國那珂郡儺縣の川也

〔迹驚岡〕筑前國那珂郡安德村に在り

〔裂田溝〕日本紀通證に、在迹驚岡東岸下とあり。

筑紫人の歌又紀行等を見るに、此鮎魚今も六月の其日には、おびたゞしく浮び出けるが、寔に醉るが如しといへり。神の一たびなし給ふわざは、千とせの後まで變らざるものと見えたり。

同神功皇后卷。元年四月甲辰到火前國松浦縣而進食於玉島里小河之側。（松浦郡濱崎驛南）於是皇后勾針爲鉤。取飯粒爲餌。抽取裳糸爲緡登河中石上（今猶玉島川岸有大石。方七尺許。土俗名柴石相傳。神功皇后垂鉤之處。世人登此石者必謂有祟矣）而投鉤祈之曰。朕西方欲求財國。若有成事者河魚飲鉤。因以擧竿乃獲細鱗魚。時皇后曰希見物也云云。是以其國女人毎當四月上旬。以鉤投河中捕年魚。於今不絶。唯男夫雖釣不能獲魚。（今亦云然）

此件今に皆然りといへる中にも、年々四月上旬に此わざあるに、男つれば一つもかゝらぬ鮎の、女つれば餌なくともかゝるときくぞあやしく、貴きわざなる。さて右の分注は、はやくある儒者のものにひきおけるなりけれど、この釋を助くればそのまゝひきつ。

又曰。既而皇后識神教有驗。更祭祀神祇躬欲西征。爰定神田而佃之時引儺河水欲潤神田而掘溝及于迹驚岡大磐塞之不得穿溝。皇后召武内宿禰捧劒鏡令禱祈神祇而求通溝。則當時雷電霹靂蹴裂其磐令通水。故時人號其溝曰裂田溝也。

かゝる事にも、神を崇り給ふ眞心にましませば、神も亦その心よせの厚き也。こはもし、今世の人の心に古への天皇は然かましけむとも、今の天皇はいかゞあらんといふ疑ひもありなんとてことわるなり。今とても、佛の妨けを退けて、もとつ眞情にかへさせ給はゞ、何の古へにかはる事あらん。

〔宇瀰〕筑前國糟屋郡に在り。

〔遠逮國中〕古事記に、爾順風大起、御船從浪、故其御船波瀾、押騰新羅之國、既到半國、とあり。

〔角鹿笥飯大神〕越前國敦賀氣比神宮に祭れる伊奢沙別命也、後世日本武尊、帶中津彥命、息長帶姬命、譽田別命、豐玉姬命、武內宿禰を合祀し七座とせり。

又曰。于時也適當皇后之開胎。皇后則取石挿腰而祈之曰、事竟還日、產於玆土。云云、皇后從新羅還之。十二月戊戌朔辛亥。生譽田天皇於筑紫。故時人號其產處曰宇瀰也、

此一段は、開胎月にあたりて、異國へ御出陣せさせ給ふ御勇威も世にたぐひなく、又祈りましゝまにまに、十三月迄月延て、御凱陣の後願ひ坐し地に着まして、御子產せ給へるが、兩ながら凡ならざるにつきて引つるなり。

又冬十月己亥朔辛丑。從和珥津發之時。飛廉起風陽侯擧浪。海中大魚悉浮挾船。則大風順吹帆舶隨波不勞艣揖便到新羅時隨船潮浪遠逮國中。卽知天神地祇悉助歟。新羅王於是戰々栗々厝身無所。則集諸人曰。新羅之建國以來。未嘗聞海水凌國。若天運盡國爲海乎。云云。

此文の末は、下の罰夷賊諸神靈異條に收めたれば、此には其文を多く省きたるなり。今も如此懇切に神祇を祭祀て、軍を出さば、漢土三韓も猶此御時の如くに勞らずして安く伐取つべきものを、後世の武人は慭に漢意に溺れて、おのが纔かなる武力をのみ恃むめる故に、卑き西洋の海賊が炮火をだに、たやすくは防ぎあへず、たゞ異國といへば懼怖るゝ心ぐせありて、今かく天皇の御食國を狹め奉るばかり武家滿て、いたづらに國郡を欲していとまある時だに、古への外蕃を取返す事をしも得思ひ計らざるぞ、うたゝくちをしき。

又曰。十三年春二月丁巳朔甲子。命武內宿禰。從太子令拜角鹿笥飯大神。癸酉。太子至自角鹿。是日皇太后宴太子於大殿。皇太后擧觴以壽于太子。因以歌曰。云云。

古事記曰。建內宿禰命率其太子爲將禊。而經歷淡海及若狹之時。於高志前之角鹿造假

〔續日本後紀〕天長十年より嘉祥三年に至る仁明天皇御一代の實錄にて廿巻あり、藤原良房春澄善繩等勅を奉じて撰せるところにして貞觀十一年成る。

〔正躬王〕葛野親王第七王子也、承和七年參議となる。

〔山科柏原兩山陵〕山城國宇治郡山科村に在る天智天皇の御陵山科陵及び山城國紀伊郡堀內村に在る桓武天皇の御陵柏原陵也。

宮而坐。爾坐其地伊奢沙和氣大神之命見於夜夢云、以吾名欲易御子之御名爾言禱白之恐隨命易奉。亦其神詔明日之旦應幸於濱獻易名之幣。故其旦幸行濱之時。毀鼻入鹿魚既依一浦。於是御子令白于神云。於我給御食之魚。故亦稱其御名號御食津大神。故於今謂氣比大神也。亦其入鹿魚之鼻血臰。故號其浦謂血浦。今謂都奴賀也云云。

今按に、此段書紀一書には、初爲太子行于越國拜祭角鹿笥飯大神時。大神與太子名相易。故號大神曰去來紗別神。太子名譽田別尊。然則可謂大神本名譽田別神。太子元名去來紗別尊。然無所見未詳とあり。是は唯御名の上を云るのみにして、却て非なり。これを思へば、書紀の方は古事記に傳へたる旨をば後に漏せしにこそ。

偖此皇太后は、開化天皇の曾孫に坐て、まことに神とも神とおはしける故に、八幡大神のごとくいつくしき靈神を産せ給ひて、猶崩坐て後の靈威も、八幡大神に劣らせ給はざるなん、相並べて仰べく尊むべき姫大神にはおはしましける。

續日本後紀十。承和八年五月。壬申。頃者在肥後國阿蘇郡神靈池無故涸減卌丈。又伊豆國爾有地震之變。乍驚問求禮波旱疫之災及兵事可有止申。自此之外爾毛物恠亦多。依此左右爾念行爾掛畏支神功皇后乃護賜比助賜布爾依天。無事久可有止思食天參議大和守從四位下正躬王差使氐奉出狀乎聞食天。天皇朝廷乎無動久大坐米。國家乎平久護賜比助賜倍止恐々毛申賜久止申須。是日遣宣命使於山科柏原兩山陵。賽祟焉。大和國正六位上縵連道繼授外從五位下以輸私稻四萬束助國用也、重奉神功皇后御陵宣命曰。天皇我詔旨止。掛畏支山陵爾申賜

〔和氣朝臣眞綱〕清麻呂の第五子也、承和七年參議となり、同十三年薨ず。

〔明宮〕大和國高市郡白橿原に在りし應神天皇の皇居輕島豐明宮也。

〔宇羅宜〕心消（ウラゲ）の義、酒に醉ふ也。

〔大坂〕大和より河内に越ゆる坂也。

〔菟道宮〕菟道離宮記略に、山城國久世郡宇治鄕字山田に鎭座せる上下離宮社はその宮址なりと云へり。

倍止申久。頃者渉旬天不雨佐流如有祟止天河卜求禮波、山陵爾奉遣流太例貢之物闕怠禮流祟見由。香椎廟毛同爲祟賜倍理登申理。驚而尋撿爾、所司申久、自去年以往兩年、聞荷前乃輙久陵戸人爾付天奉遣天理。不必供致毛在介无可止疑布止申。今恐畏天、將來波不令然之天、貞令進致武。香椎廟毛爾當遣專使謝申止武。差參議從四位上和氣朝臣眞綱天謝申祈申。然久聞食天時毛換須左甘雨令零賜倍止。恐美恐美毛申賜倍止申。

かゝる事の上にも、此皇后を請祈賜へる、偏に靈驗のいちじるしく坐が故なり。大かた御代々々何事にも如此有りければ、皇后ながらも、朝廷の二なき御守護神として、宣統一代に立ていつき齋み來ましゝにぞありける。さて右の恠異の內、阿蘇神の靈地の事は、下卷に委く出。伊豆國地震とあるは、神たちの其島を作出給ふ響きなりき。其事も下に出。

古事記中。明宮段曰。於是天皇宇羅宜是所獻之大御酒。而御歌曰。云云。如此之歌幸行時。以御杖打大坂道中之大石者。其石走避。故諺曰堅石避醉人也。

今按に、此天皇は、何事の上にもかくざまなる神威坐けんを、記紀の文には多く語り漏せしなるべし。

日本書紀仁德天皇卷曰。太子。云云。旣而興宮室於菟道而居之。猶由讓位於大鷦鷯尊。以久不卽皇位。爰皇位空之旣經三載。云云。太子曰。我知不可奪兄王之志。豈久生之煩天下乎。乃自死焉。時大鷦鷯尊聞太子薨以驚之。從難波馳之到菟道宮。爰太子薨之經三日。時大鷦鷯尊標擗叫哭不知所如。乃解髮跨屍以三呼曰我弟皇子。乃應時而活自起以居。爰大鷦鷯尊語太子曰。悲兮惜哉。何所以自逝之。若死者有知先帝何謂我乎。乃太子啓兄王曰。天命也。誰能留焉。若有向

天皇之御所。具奏見王聖之且有讓矣云云。乃且伏棺而薨云云。

愚管鈔三曰、互に位につかんといふ爭ひとぞある事を、これは、我はつかじ〳〵といふあらそひにて、かくまで論じて、國王おはしまさで年ふること、民のためもなげきけり。我みづからしなんとの給ひてうせ給ひにけり。これを仁徳きこしめして、さわぎまどひて、わたらせ給ひければ、三日になりにけるが、たちまちに活かへりて、御ものがたりありて、なほつひにうせ給ひにけり。其後仁徳は位に即て、八十七年までおはしましけり。

今按に、既經三日後に御魂反し給ひしも、天神の御子の威德歟。又御髮を解て跨り給ふとあるを見れば、當時さる鎭魂の術ありしにや。いづれにも尊き御わざとぞきこえたる。

日本書紀雄略天皇卷。四年春二月。天皇射獵於葛城山。忽見長人來望丹谷。面貌容儀相似天皇。天皇知是神。猶故問曰何處公也。長人對曰。現人之神。先稱王諱。然後應噵。天皇答曰。朕是幼武尊也。長人次稱曰。僕是一事主神也。遂與盤于遊田。駈逐一鹿。相辭發箭。並轡馳騁。言詞恭恪。有若逢仙。於是日晚田罷。神侍送天皇至來目水。是時百姓咸言。有德天皇也。

今按に、此天皇は古事記に阿具良韋能加微能美弖毛知比久許登尒と御親神と詔て、實に神に坐ける故にかゝる事も有しなり。然るに、古へいかなるをこ人ありて、書紀の此御卷の本文に、あらぬさかしらは加へけむ。是に二つの疑ひあり。其一つは、彼孝德、齊明、天智の間、何事をも漢國に擬はんとせられつれば、其ほどの史等が、漢籍風に飜譯ける頃ほひ、吾神隨の如くおしなべてよろしき天皇のみにては、漢めかずとて、此天皇の卷と武烈天皇の卷とを、わざと彼土の惡王等が所爲に模しけるが

〔一事主神〕神名帳に、大和國葛上郡葛木坐一言主神社（名神大相嘗祈嘗）とある社の祭神也

〔來目水〕大和志に高市郡檜前川、云云、經三瀬至久米、曰久米川、とあり。

〔阿具良韋能云々〕古事記雄略天皇段に、天皇幸行吉野宮之時、吉野川之濱有童女、其形姿美麗、云々、後更亦幸行吉野之時、留其童女之所遇、於其處立大御呉床而、坐其御呉床、彈御琴、令爲儛其孃子、爾因其孃子之好儛、作御歌曰、云々とある御歌也加微能美弖毛知は天皇御手づからの意也。

紛て、今本の本文とはなりたるか。彼漢國の惡王らが所爲すら、彼土の或注に人たるものゝ情にあらず、可レ憎とて作意を加へたる文なりと云り。況や天神の御子の御上なるをや。今一は壺井義知また顯要鈔等に疑ひたる、惡僧等が所行ならんか。其は舍人親王の書紀に添たまひし系圖に、一々本地佛を書入て、しばし朝廷をも欺きたてまつりし事あり。元慶已後、書紀を講ぜし博士達、是を議して用られずなりしかど、猶本文にはいかなる書入あらんも知べからずといへる類ひなり。大かた僧徒の謀計は人を罪深き物に云ひなして、高貴至尊の御上をもあしざまに申しなすを方便とせり。譬へば、安嘉門院の御車牛の死けるをあはれみて、其額の皮を華鬘に作らせて、嵯峨の清涼寺の釋迦堂にかけさせられたるを、彼等の縁起には、安嘉門院罪業ふかくおはしまして、牛に生れたまひし故、其罪をほろぼさんが爲、その牛の皮を華鬘に造りて納められたると記せるたぐひなり。これに准へて、當昔もさるあらぬかき入しつるもはかりがたしとはうたがふなり。なほこれらのことは、稜威道別總論、またその卷の條々にも委しく論らひおけるを見て考ふべし。

さて此一言主神御事、舊事紀に、素戔嗚尊兒と記せしは、古き傳へありしにや。物に引ける、土佐國風土記曰、土佐郡郡家西去四里有二土佐高賀茂大社一。其神名爲二一言主尊一。其祖未レ詳。一說曰。大穴六道尊子味耜高彥根尊御弟也云云。或說云、時神與二天皇一相競有二不遜之言一。天皇大嗔奉レ移二土佐一。神隨而降。神身已隱。以レ祝代レ之。初至二賀茂之地一後遷二此社一而高野天皇寶字八年。從五位上高賀茂朝臣田守等奏而奉レ迎二鎭於葛城山東下高宮岡上一。其和魂者猶留二彼國一于レ今祭禮。云云。かゝれば、舊事紀に兒とあるは、御子孫の謂なり。又天皇に不遜の事ありけるは、四年の御獵よりは

〔壺井義知〕河內の人にて安左衞門と稱し、鶴翁又は溫故軒と號す、有職典故に精しく著書多し、享保二十年卒す。

〔安嘉門院〕後高倉院の第二皇女、後堀河天皇の准母也、貞應三年院號宣下、弘安六年薨了。

〔清涼寺〕山城國葛野郡嵯峨村に在る淨土宗の寺也、もと棲霞寺內の釋迦堂なりしが、僧盛算これを一寺となし清涼寺と號す、其後棲霞寺は漸次衰頹し清涼寺のみ興隆して遂に棲霞寺の舊跡を占むるに至れり。

〔風土記云々〕古事記傳に、そも〳〵此風土記の說は、高賀茂神と一言主

神とを一に混へたる物にして非なりかの土左國に遷されし坐しは高賀茂神にこそあれ、一言主神には非ず、此天皇の此山に御獵の時に、現坐りし事の狀のよく似たるに依て混ひつるなり、されど一言主神の御事は、紀記に見えたる如くなれば、放逐られ玉ふべき由なければ、かの高賀茂神の事とは別事なりとあり。

〔釋日本紀〕卜部懷賢の日本書紀註釋書、廿八卷也。

〔大泊瀨天皇〕雄略天皇也。

後にありし事なるを、其時の狀は傳へ漏せしにこそ。

釋日本紀曰。多氏古記云。天皇一時獵葛城山向堆之上。有如天皇儀者。彼此同容。天皇大異遣使問曰。大倭之國。豈有如朕之人。倘是誰。何與朕同儀耶。大神所答之與天皇同。天皇懷嗔更問然則稱名。大神答云。先問吾者汝也。汝宜先稱之。天皇勅答。朕是大倭根子稚武天皇也。大神答曰。吾是吉事一言凶事一言。言放之葛木一言主神也。天皇驚下馬而拜。百官羅拜。大神答拜。又如天皇。而射狩山獸。言語相通者蓋疑此時有不恭之言乎。論者曰。夫神祇者陰陽不測。與寂寥虛無利用。出入民咸用之者也。雖懷自然之聰明蘊自然之猛烈。而不得勝天皇之威。而懸心質幽冥之境。降魂邊鄙之邦。是所謂剛而柔。弱以蒙養正妙萬物而爲言。不可以形語者也云云。今正月十五日。立例百姓相聚行射禮於社下。五月下旬。申南畝功竟之事。月上旬貢封戶調物。國司必向自古成蹤。

今按に、此云へる趣にては、土佐へ遷し給ひしも、猶彼四年春の事と聞ゆれども、續紀に毎與天皇相逐爭獲とあれば、いく度も競獵し給ひし事明らけし。皆互に一つゝを漏して、前後の事どもの混じたるにこそ。

續日本紀廿五。天平寶字八年十一月庚子。復祠高鴨神於大和國葛上郡。高鴨神者法臣圓興。其弟中衛將監從五位下賀茂朝臣田守等言。昔大泊瀨天皇獵于葛城山。時有老夫。每與天皇相逐爭獲。天皇怒之流其人於土佐國。先祖所主之神化成老夫。爰被放逐。於是天皇乃遣田守迎之令祠本處。

〔日本靈異記〕雄略天皇より光仁天皇に至るまでの因果應報に關する事實を記せる書、僧景戒の著にて三卷也

〔金綱井〕詳かならず、日本紀集解に蓋高市郡地名と見えたり。

〔高市社〕日本紀通釋に、神名帳に、高市郡飛鳥坐神社四坐(並名神大月次相嘗新嘗)とある社にて、高市御縣坐鴨事代主神社には非ずとせり。

此傳へにては、每數々して、果に被放逐給ひしよしなり。何れにしても、此天皇の殊なる御威德を仰ぐべし。神名帳に大和國葛上郡高鴨阿治須岐託彥根神社四坐並名神大月次相嘗新嘗とある此四坐の内の一坐に、一言主命坐べし。かゝれば彼風土記に、味耜高彥根神弟神とある、さる事なるべし。かく月次、相嘗に預り給へる大社神に坐すものを、はやく日本靈異記の閒より、役小角が事に附會して、いみじき妖言を傳へたることこそ忌はしけれ。たゞ惡むべきは浮屠師等の妄言なりけり。

日本書紀、天武天皇卷、元年七月、云云、先是軍金綱井之時、高市郡大領高市縣主許梅儵忽口閉而不能言也、三日之後方著神以言、吾者高市社所居名事代主神。(神名帳曰。高市御縣坐鴨事代主神社。名神大月次新嘗。)又牟狹社所居名生雷神者也。(同書曰。高市郡牟佐坐神社。名神大月次新嘗。)乃顯之曰。於神日本磐余彥天皇之陵奉馬及種々兵器。便亦言、吾者立皇御孫命之前後以送奉于不破而還焉、今且立官軍中守護之。且言。自西道軍衆將至之。宜愼也。言訖則醒矣、故是以便遣許梅而祭拜御陵。因以奉馬及兵器。又捧幣而禮祭高市身狹二社之神。然後壹岐史韓國自大坂來。故時人曰、二社神所教之辭適是也、又村屋神、(神名帳曰、城下郡村屋坐彌冨都比賣神社。名神大。月次。相嘗。新嘗。)著祝曰。今自吾社中道軍衆將至。故宜塞社中道。故未經幾日。廬井造鯨軍自中道至。時人曰。卽神所教之辭是也。軍政既訖將軍等擧是三神教言而奏之。卽勅登進三神之品以祠焉。

此は神武天皇御陵へ奉物べき事を、事代主神の顯言して、悉に告給ふ靈と威とをしらせ、又天武天皇に、神の御心よせのあまたありし事を知らせむために引たる也。一卷なる伊勢大神の守り助け坐し

條と照し合すべし。

同皇極天皇卷、元年六月乙酉朔、庚子。微雨。是月大旱。秋七月甲寅朔。壬戌、客星入月。云云。蘇我大臣於寺々轉讀大乘經典。云云。庚辰。於大寺南庭嚴佛菩薩像與四天王像、屈請衆僧讀大乘經等。于時蘇我大臣手執香鑪燒香發願。辛巳微雨。壬午不能祈雨。故停讀經。祈佛無驗故也。八月甲申朔。天皇幸南淵河上。高市郡今有男淵女淵。跪拜四方。自此處非四方神。南在吉野水分神社。北在三輪大物主神社。東在天香山神社。西在葛城水分神社等。仰天而祈。即雷大雨雨五日溥潤天下。或本云。五日連雨九穀登熟。於是天下百姓俱稱萬歲曰至德天皇。

續日本紀卅九。延曆七年夏四月癸巳。自去冬不雨。既經五箇月。灌溉已竭。公私望斷。是月早朝天皇沐浴出庭親祈焉。有頃天闇雲合雨降滂沱。群臣莫不舞蹈稱萬歲。因賜五位以上御衾及衣。咸以爲聖德至誠祈請所感焉。

異本日本紀略六。天曆三年七月七日戊申。神泉苑勅使少納言奏三ケ日池水出下之由。年後雲層蒸雨脚下。謂其形勢宛如懸河道路湛溢往還不通。一天下人莫不感賀。古人有言。故作池水之時必有得雨也驗。云云。

今按に、古への天皇の民のために、如此御親雨を祈せ給ふ事多かりしに、必ず降ずといふ事無りき。千萬人の祈といへども、天皇御一柱の御願にしかざるほど見えて、尊くおほえければ、一二を引てしらせつ。

吉野拾遺物語一曰、先帝後醍醐天皇の御時、五月雨のいと久しくふりつゞき侍りける頃、上達部あまた御前

〔客星〕凶星にて五種ありと云ふ。
〔蘇我大臣〕蝦夷也
〔大寺〕大和國高市郡百濟大寺也。
〔吉野水分神社〕吉野山に在る子守神社也。
〔三輪大物主神社〕大和國磯城郡大神神社也。
〔葛城水分神社〕今南葛城郡吐田鄕村に在り、天水分神、國水分神を祭る。
〔神泉苑〕京都上京區門前前に在る御苑也、天長中空海こゝに雨を祈りて驗あり、爾來祈雨の大法を修せらるること多し。
〔吉野拾遺物語〕延元元年より正平十三年までの間吉野の假宮に奉仕せる間の回想記也、著者詳かならず。

にさぶらひ給ひて、御あそびおはしましけるに、實世卿の河音たかき五月雨に岩もと見せぬ瀧のけしきこそ、こよなうと、けいせさせければ、さもこそあらめ、空さへはれなばとのたまはせて、その明の日、とりあへず行幸ありけるに、觀音堂のほとりまでわたらせ給ひけるに、空のけしきいとおどろ〳〵しくなりて、又かきくもりて、しのをつくが如くふり出ければ、御堂にしばらく立やすらはせたまひて、

こゝもなほ丹生のやしろにほどちかしいのらばはれよさみだれの空

と詠じさせ給ひければ、時にとりてはれけるのみかは、日影うらゝかになりてよりふらざりけり。

これは雨乞にはあらで、長雨を晴し給へるなり。後世はかやうの事さへいと稀なりき。丹生社は、神名帳に、大和國宇智郡丹生川神社、同吉野郡丹生川上神社、名神大、月次、新嘗。又宇陀郡丹生神社、鍬靫と見えて、毎年旱潤を祈らるゝ事、國史に多く見えたれば、かくは願ひたまひしなり。

神皇正統記曰、宇多天皇そのかみ、つねに鷹狩を好ませ給ひけるに、あるとき賀茂大神顯はれて、皇位に卽せたまふべきよしをしめし申されけり。踐祚の後、かの社の臨時の祭をはじめられしは、大神の申させ給ひけるゆゑとぞ。

今按に、此事扶桑略記にも出せり。それは公事根源の趣に同じければ省きつ。

公事根源曰、宇多帝いまだ王侍從と申奉りし時、狩し給ひけるに、賀茂大明神現じて、臨時祭を賜ふべきよし申されけるに、我はさやうの事しり侍らず、帝へ申させ給へと申させ給ひければ、やうありて申すなりとて、上らせ給ひけるが、いくほどもなくして、思召もよらず、位に卽せたまひければ、此年月臨時祭を奉らせ給ふ。その時の使は本院大臣時平公、いまだ右中將にてつとめける時となん。

〔實世卿〕洞院實賢の子也、恒良親王を奉じて越前に在りしが後ち吉野に遷りて權大納言となり、後村上天皇の朝從一位左大臣に進む、天平十三年薨ず。

〔丹生社〕大和國吉野郡南芳野村丹生に在り、水神罔象女神を祭る、天武天皇白鳳四年の創建と傳ふ。

〔踐祚の後云々〕寛平元年十一月己酉始めて臨時祭の儀あり、後ち每年十一月下酉日の恒例となる。

今按に、大鏡に、寛平元年十一月廿一日己酉、今日初て賀茂臨時祭行る。云云、使右近衛中將時平、云々。と見ゆ。扶桑略記に寛平九年とある九字は元の誤なるべし。そもく神は、如此恒例の祭祀の外にも、殊ににぎはしきを好ませ給へるに、やうやう崇敬を忘れ來て、今はわづかに一年に一度の祭禮をだに、きびしく制止せられて、神主氏子の者の心にまかせずなり來しは、神のために不敬なるのみならず、歴朝の例に背けて、政事の要を失へるなり。此事七卷の末に云ことどもに合せ考へてよ。

是より山陵の御祟を三四いふなり。

代匠記一曰、此天皇雄略天皇は、云云、かくて天下をしろしめして廿三年に崩じたまふ。御やまひすみやかなるとき、公卿をめして遺詔まめやかにおほせおかる。星川皇子の、清寧天皇にうやくしからで、みかどかたぶけむとはかり給ふべき御下心あるべきよしまで、宣ひおかる。はたして、遺詔のごとく生れさせ給ふとき、神光みあらかをかゞやかし、葛木の神と共に獵せさせ給ひて、云云、崩じ給へるに臨みて、天下を安からしめんとおもほしめしけるよしなど、くはしく遺詔ありて、清寧天皇の御かたちよくましませば、よくくつかへ奉るべき事などまで、宣ひおかせ賜ふ。いはゆる始ありて、終をよくし給ふなり。御在位のほど心得がたき事も見えけれど、凡慮の及ぶ所にあらず。崩じ賜ひてあくる年に至りて、河内國丹比高鷲陵にをさめ奉る。今多治比村の西黑山村の東にあたりて陵あり、是なるべし。五十餘年のさきにや、小澤氏の何がし、彼陵をあばきて、大きなる巖のかまへてありけるをば、坂東の故郷の庭にするおけるが、ほどなく何のゆへもなくて、自殺しけるとぞ、かのあたりの土民かたりし。

今按に、此小澤氏の所爲や、いとあるまじく畏きしわざなり。まことは、其國司城主などは、己が采

〔大鏡〕文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年までの歴史也、撰者詳かならず。

〔代匠記〕萬葉代匠記の略、僧契沖の萬葉集註釋書にて廿一卷也。

〔星川皇子〕雄略天皇第三皇子也、天皇崩御の後、生母稚媛、皇子をして帝位に即かしめむとし不軌を勸めむ、大藏官を占領せしむ、大伴室屋等これを平ぐ。

〔丹比高鷲陵〕今河內國南河內郡高鷲村に在り。

地にある山陵をば、よく洒掃して守り奉仕こそはすべきわざなるに、却て其兆域を壞ち狹むるが多かるなん、不忠とも不敬とも、いはんかたなく、國賊の所爲なりける。近來も山陵の巖備を盜み取て、其をうくる者あり〳〵と云り。これらは、公よりきびしく制禁せられて、兆域をむかしに復さしめ、祭禮を厚く營せて、陵守をもすゑ、常夜燈などをも奉りて、おごそかに崇敬せしむるやうにせまほしきわざにぞある。軍學家書云、戰場に向ふに、第一は神社に非禮なく、第二は山陵に近よるべからず。無禮すべからず。假令其日の軍には幸に勝利を得事ありとも、極めて罰を蒙り、武運つくるにいたる。云云。永祿元龜の頃よりの大名に、思ひの外俄腰折して、間もなく斷絕せしが多かる。後に思ひあはすれば、皆右二の罰によりてなり。云云。

續日本後紀十三。承和十年四月己卯、使參議從四位上藤原朝臣助、掃部頭從五位下坂上大宿禰正野等、奉謝楯列北南二山陵。依去三月十八日有奇異、捜撿圖錄、有二楯列山陵。北則神功皇后之陵、（倭名大足姫命皇后）南則成務天皇之陵。（倭名稚足彥天皇）世人相傳、只南陵爲神功皇后之陵、偏依是口傳、每有神功皇后之祟、空謝成務天皇陵。先年緣神功皇后之祟所作弓劍之類、誤進於成務天皇陵。依有恠異、今日改奉神功皇后陵。

其御陵にいたるまで、如此靈の坐ければ、又御祟もあるべきなり。その中に、これらは事をたがへ誤ちけるにつきて、恠異ありしなり。

日本後紀一。延曆十一年六月甲申朔癸巳、皇太子久病、卜之、崇道天皇爲祟。遣諸陵頭諸使主等於淡路國、奉謝其靈。

〔藤原朝臣助〕内麻呂の子也、天長八年藏人頭、承和十年參議となる。

〔坂上大宿禰正野〕苅田麿の子也。

〔成務天皇陵〕大和國生駒郡平城村狹城盾列池後陵也。

〔日本後記〕續日本紀に續き、桓武天皇延曆十年より淳和天皇天長十年二月までの史實を記せる書、四十卷也、藤原冬嗣等勅を奉じて撰す。

〔皇太子〕桓武天皇第一皇子安殿（平城天皇）也。

玉海壽永二年閏十月朔、下云、光雅卿仰云、天下亂逆連々無了時、是偏爲崇德院怨靈之由、世可謳寄也、仍可建神祠於成勝寺中之由、叡慮一決、仰被寺行事辨光長有其沙汰之處、猶有御恐、惟去比被訪古者處、古趣太不快云云、仍重被占可有改葬哉否之由、申官吉之由、仍就其趣云云、

東鑑五。文治元年九月四日甲申、依去七月大地震事、且被行御祈、且可被普遍德政於天下事、並崇德院御靈殊可被奉崇之由事被申京都、是可奉添朝家寶祚之旨、二品御存念甚深之故也。云云。

此等は、御怨の山陵に遣れるなり。但し玉海に、天下亂逆連々無了時、是偏爲崇德院怨靈と云るは、伊勢、石清水、其外皇祖神の御祟を不知僻說なり。此事次に之を合せ考へてよ。

愚管抄四云、崇德院位につきておはしましけり。四宮左宮みな待賢門院の御腹也。さて白川院の御時、御熊野詣といふ事はじまりて、度々まゐらせおはしけるに、何れの度にか、信を出して寶前におはしましけるに、宮殿の御簾の下より、めでたき手をさし出して、二三度ばかり打返し〳〵して引入にけり。夢などにこそか〻る事はあれ、あざやかに現にか〻る事を御覽じたりけるを、あやしみおぼしめして、御巫どもおほかりけるに、何となく物をとはれければ、さらに〳〵けに〳〵しき事なし。それによかりいたとて、熊野の巫の中にきこえたる者ありけり。美作國の者とぞ申ける。それが子歟、七歳にてさぶらひけるに、はたと御神つかせ玉ひたりけるに、世の末は手のうらを返すやうにあらんずる事を、見せまゐらせつるぞかしと、申したりけるが、か〻るふしぎをも御覽と御覽じたりける君なりけり。云云。

〔成勝寺〕京都三條の北、白川橋の東に在る六勝寺の一也、崇德天皇の御願によりて創建、保延五年落成供養す。

〔七月大地震〕一代要記文治元年の條に、七月九日未刻大地震、超過前々、洛中城外、堂塔舍屋、悉以顛倒、處々築垣等、一木不殘、其後猶連連不止、及四十餘日、とあり。

〔待賢門院〕大納言藤原公實の女璋子也、延久六年鳥羽天皇の中宮に立たれ、天治元年院號宣下、久安元年崩す。

今按に、此天皇の不幸にわたらせ給ひし故よしは、一卷に引が如くなりければ、爰に云る熊野大神の御しらせなども、み心せずなり給ひしなるべし。されど平族等のありのことく速に滅びけるなどは、又此天皇の御罰も、かつはそひたるべし。さて信にもなるべからねど。

東鑑廿五。承久三年閏十月十日庚寅。土御門院遷幸土佐國云云。天照大神者豐秋津洲本主。皇帝祖宗也。而至于八十五代之今、何故百皇鎭護之誓。三帝兩親王含懷配流之恥辱御哉。尤可怖之。凡去二月以來。皇帝並攝政以下多天下可改之趣夢想告御。新院御夢。或夜有船中御遊之處。覆其船或夜又老翁一人參上一院叡慮者一六由告申。又七十三日可定天下事者。又吉水僧正坊右愚管抄記者夢年來熏修壇上有馬。件馬俄以奔走出者。依之僧正於向後不可奉仕仙洞御祈請之旨。潜挿意端云云。是等化非宗廟社稷之所示哉。然而君臣共不驚之御、好長酣不醉之間恐怖云云。といへる、己が私は云もさらなれど、伊勢大神の御告の事を粗云るは傳へ聞し事ありしならん。又君臣共に醉て睡のさめ給はざりし事も、違ふべからざりしよしは、一卷と合せてよく考へつべし。

佐渡風土記上曰。承久三年辛午五月廿五日、後鳥羽院をば隱岐國、順德院をば佐渡へ流しまゐらせける。此時順德院御年二十五。中略。新院順德院當國へ遷されさせたまふ折しも、武家より免じまゐらせねば、供奉の雲客も稀なりけり。されども忍びて、供奉ありつるは、冷泉中將爲家卿、花山少將能氏朝臣、甲斐右兵衞佐範經、北面には、藤左衞門大夫康光、女房には、右衞門佐局以下參り給ふと聞えしかども、爲家卿はひとまの御送りもなく都に當りたまふ。花山少將も勞る事ありとて、路より歸られければ、御心ほそく思召れけるぞ。行々越後國寺泊に着せ給ふ。こゝより佐渡へわたり給ふ所なりければ、艤して海

（兩親王）後鳥羽天皇第三皇子雅成親王及び第四皇子頼仁親王也、雅成親王は但馬、頼仁親王は備前兒島に遷され給へり。

（爲家卿）藤原定家の子也、嘉禎二年中納言、仁治二年大納言となり、建治元年薨ず、父に次ぎ和歌を能くし、續後撰集、續古今集の撰者たり。

（北面）院中警衞の武士也、四位五位を上北面、六位を下北面と云ふ、白河院の時始めて置けり。

（さすか）中古は腰刀を云へり、爲家抄に、さすがは腰刀也、燧を附とあり、近世は懷劍にすべきものに限りて云ふ。

（俳諧躰）諧謔の意を含みたる歌體を云ふ。

路に趣かせたまふ。此をりしも、右兵衛佐範經も、病におかされ惱みけるが、終にかしこにて失にけり。新院はたつきなき御心にて、佐渡へわたり給ひ、眞野の浦に御船はてぬ。此所は三里餘の入海にて、すべて漁人の栖のみなりければ、打つけに玉體をよせらるべき家もなし。云云。都より供奉の駕輿丁までに、御なごりをしませ給ひて、けふばかりあすばかりと留させたまふ。云云。皇居を八幡へ遷したまふ。云云。都より附奉り參りたる者も歸りなんとしければ、やう〳〵宮仕する者もなかりければ、後には此國の下﨟どもを其數に加へられける。云云。

先つこれにて、供奉の公卿たちの不忠なるさまをしり、又そのほどの世のありさまをおもひやるべし。

又云、新院此國へ御遷幸のをりしも、御船より上り給ふとて、御さすかを海へおとしたまひて、

　　つかの間も身をはなさじと契りしに水の底にもさやおもふらん。云云。

又あるひ、まづしき賤が家に立よらせ給ひ、玉腰をおかせ給ふをりから、あるじの姥、竈の火をたき、なにとはしらず、あつもの煮けるを見そなはして、それは何ぞと問はせたまふ。姥稗のかゆと申て、いやしきものゝ食ふ物に侍ると申けるに、さあらばまゐらせよと仰せければ、奉りたりけるに、

　　これほどに身のあたゝまる草の實をひえのかゆとはいかゞいふらん。

と、俳諧躰をよませ給ひにける。云云。和泉より四里東の方に梅津といふ村あり。此所に苺梅といふあり。春ごとに、花のさかりには御覽じけるに、一とせ御身つねならで、ちりて後に訪せ給ひにけり。來ん春の御たのみもなきに、此花のさかりにあはざりし事を、をしみ歎かせ給ひけるに、ちりたる梅苔の上にして、更に蕾をふくみて、又にほはしく花咲にけり。其梅今眞言宗にて眞法院といふ古寺の庭にあり。

〔眞野山に云々〕眞野山は同島雜太郡に在り、後ち寛元元年に至り山城國愛宕郡大原村に御骨を奉遷す。

〔平戸記〕延應二年正月、二月、四月仁治元年十二月、同三年春の目錄、五卷也。

〔阿波院宮〕土御門院也。

〔定通公〕久我通親の子也、延保六年大納言、嘉禎三年内大臣となり。寶治元年薨ず。

〔重時〕義時の第三子、極樂寺氏の祖なり。

木たち四丈あまりの高さに、枝は傘を開きたるが如し。石垣より苔むして、すべてみ木見えず、花は白きに薄紅をまじへて、今もうつろひかたになれば、もとへ歸りて、苔の上に落て、ふたゝび花の咲事、そのかみにかはることなし。云云。仁治三年壬寅九月十二日に、御壽四十六にて崩御ならせ給ひにける。云云。皇居は跡ばかりのこりて、しるしの松あり。云云。御休所とて芝山あり。一間餘に二間ばかりのうるはしき石あり。此邊を穢す者はかならず祟りありとなうく　云云。御遺物によりて、御尊骸を眞野山に納め、御廟を南に向奉りしは、都こひしと宣ひしによりてなり。後の世のしるしにとて、松を植たるに、其枝四方へ垂て土につく。とりわけ南へさす枝いと長く弘ごり、木も又とし毎に南へ傾けり。なき世の後まで、都の方をしたはせ給ふ御心あらはれて、あはれに見奉る。云云。

今按に、逆臣のために、かゝる遠島に遷され給ひしは、佛の穢れ神の御咎によりてなる事、上のをちをちに合せて知べし。（されば此島にうつらせ給ひても、只佛のわざのみ行はせ給ひて、佛にのみ事へて、又石等の跡多く遺りたれど、神をわざ神を祭り給ひし事は、一つもおはさざりき。）如く奇特のあまたありつるは、天津神の御子にましますしるしにぞ有ける。かくて此眞野山御陵は延寶年中當國を開き給ふはじめ、先づ此山陵を御代々の天皇並に齋奉れとて、奉行曾根左郎兵衞といふをして、兆域五十間四方に石垣を廻らしめ、いとおごそかに祭られたるこそ、いそしくもたふとけれ。

平戸記。平經高卿記　仁治三年正月十六日云云。凡空位及數日、偏是關東所爲也。十七日云云。阿波院宮、依武士緣一定御出立之由、世以風聞。所緣者前内府定通公妻、泰時重時等姉妹也。如此之間私差遣使者於關東、有慇懃之旨云。十九日云云。巷説云。關東飛脚此中尅許着武家云。以此由且申一條殿云。依是京中物忩云。抑此蔓關東計申之條、雖知末世之至極、可悲十善帝位之

〔十善帝位〕十善とは貪慾、瞋恚、邪見、殺生、偸盗、邪婬、妄語、綺語、悪口、兩舌の十悪を犯さゞるを云ひこれに上中下の三品あり、中品の十善により人間界の大國の王となるてふ佛説により、十善帝位と云へり。

〔名物考〕類聚名物考の略也、和漢の事物を三十五部門に分類し考説せる書、三百四十二卷なり。

運。更非凡夫愚賤之所思。而依令順時儀給歟。一旦雖被仰合、然以凡卑之下愚計立帝位之條。未曾有事也。我朝者神國也。不似異域之風。自茲天地開闢之後。國常立尊以降。皆先主令計立給。至不慮之事者非此限。至光仁光孝二代、群臣議定歟。然而其趣偏爲安天下也。今非群議以異域蠻類之例計申此事之條。宗廟冥慮如何。尤可恐可恐云云。所神罰不可遠。怪異殊多。云云。

今按に、此云る旨をちく毎に理りありて、涙もこぼるゝばかりなり。されど世の中の然かなり來し本源は、既にたびく云ばかり、佛に溺れて皇祖神の御守護に遠ざかり給へる故にぞありける。さるを如此云る經高卿はじめ、時の公卿一同に惑ひ給へれば、それと心づけるぞなかりける。さるからに、此ほど彼神の御諭をしばく背き給へるを、諫め奉る人も無りしなり。かゝれば逆臣等への神罰も、終にありはありつれども、速かならざりしは、その故なるぞかし。所詮佛を掃ひ儒を退けて、天下をはきよめぬ限りは、神ながらの天津位を、古へに復し奉らん事は、かたかりなんかし。

名物考、山岡妙阿輯神祇部云、玉櫛笥卷五曰、隱岐國千波里郡美田庄燒火明神は、人皇六十代一條院朝に海より始て出現し給ふ神也。即大山權現と祠ひ奉る。されば古今にわたりて、異國本朝何れの國にてもあれ、海上風波の難を救ひ給ふ事、その靈驗いとしちじるし。昔承久年中、後鳥羽院此國に遷され給ふ時、海上俄に波高く風荒く、帝の御座船すでに危かりしに、此權現に御祈有て、

われこそはにひ島守よおきの海のあらき浪風心してふけ

とよませ給ひければ、忽ち火顯れて浪風しづまり御船つゝがなく三保浦につきにけり。帝叡感ありて其山を燒火山と改めさせ給ひにけりと有。猶此神の事下にも出せれど、こゝは天皇の御祈に就て、先引るなり。

吉野拾遺物語一曰、後醍醐天皇、花山院をひそかに出御ならせ給ひて、大和の方へおもむかせ給ひけるに、いとくらき夜なりければ、御供にさぶらひける人々も、いかにせんとわびあへるをきかせ給ひて、こゝはいづくの程ぞと尋ねさせ給ひければ、忠房の侍從、稻荷御社のまへにこそと奏し給へば、御製、

　ぬば玉のくらきやみ路にまよふなりわれにかさなん三のともし火

と、ふしをがませ給ひければ、御社の上よりいとあかき光り一むらたち出來て、臨幸の道を照らしおくりて、大和のうち山といふに入らせ給へば、その光りは、金の御嶽の上にて消うせにけり。まさしく御供にさぶらひて見しことにこそ。

　此二條も、上の順德天皇の件になずらへて心得べきなるべし。

見聞雜錄云、佛法行ハレテ帝位衰ヘサセ玉ヘル中ニモ、神佛ヲ混ジ玉ハザリシホドハ、左マデノ事モ聞エザリシヲ、白河、堀河、鳥羽帝ノ比ヨリシテ、靈社ニ法樂舍ヲ建テ、僧ヲ專ラ置玉フ如キ事始メ玉ヒシヨリ、終ニ元弘、建武ノ大亂起レリ。凡此間十代許、ヒタブルニ神ヲステ、佛ニ泥醉シ玉ヒシ故ニ、只淺間布コトノミ多ク、殊更應仁、文明ノ如キ國中ノ亂モ興リキ。然ルニ後柏原帝、初テ醒サセ玉ヒテ、諸社ニ祈謝シ玉ヒショリ、名將、英雄士追々出テ、其亂ヲ討靜メ、ツヾイテ正親町帝取ワキ神祇ヲ尊崇シ玉ヒテ、始テ太平ヲ開カセ玉ヘリ。

　天ツ神國ツ神ヲバイツキテゾ吾日本ノ國ハサカユル

甚貴シ、云云。

伊勢舊跡集云、宇多帝は、兩宮に法樂舍を建て、大般若を誦せしめ給ふ。又櫻町帝は、神道の衰へを歎きましますの叡慮によりて、淹しく絕たる公卿勅使、宇佐、香椎或は廿二社の奉幣を興し給ふ。大嘗會に

〔花山院〕京都近衞の西、東洞院の東に在る御殿也、延元元年十月後醍醐天皇叡山より遷幸此院に入り給ひ、同十二月廿一日神器を奉じて吉野へ潛幸せらる。

〔忠房〕千種忠顯の子也。

〔三のともし火〕稻荷は猿田彥命、倉稻魂神、大宮女命の三座を祭り、三つの燈明を供ふるより斯く宣へる也

〔うち山〕大和國山邊郡朝和村柚內の地也。

〔金の御嶽〕金峰山なり。

〔廿二社〕伊勢、石淸水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、日吉

梅宮、吉田、廣田祇園、北野、丹生貴布禰等也、日本紀略醍醐天皇昌泰元年七月三日の條に、奉幣廿二社」とあるを初見とするも其社名詳かならず、其後奉幣の時に臨みて加除あり、定數なかりしが、白河天皇永保元年に至り廿二社の制を定め、奉幣の順序も亦右記の如き次第によれり

は、前後數日の間、洛中の佛事晨鐘に至まで、其音を禁ぜられ、築地に出入醫師には、假髮をせさせて、法名を呼ばしめず。云云。後宇多帝は、亂世の非禮、當今は治世の法則、おのづから著明し、云云。かゝれば後柏原天皇、正親町天皇ぞ、先今此太平の御代は開かせたるなりける。然るに後世の世俗、漢心の士などは、天皇の御事を露ばかりも思はずして、たゞ武將の功とのみいひおもひをるこそ、かたはらいたけれ。是のみならず、國恩と稱し御代の恩と申して、何を拜むかと見れば、僅に二百餘年の武將を拜す。さやうならん人は、海山ともたとへあらぬ皇神の恩賴は、更にも申さず。神武天皇よりも、凡三千年の國恩をもしらざるなり。たとひ二百年來、俄に木の股より生れたらんとも、猶草も木も皆大君の國ならずや。かくて右等の書に、正親町とも櫻町ともあるにつけて、その事蹟を考へ合するに、正親町天皇も神を崇敬せさせ給ひ、又櫻町天皇も右の書に云るが如くなりき。其中に見聞雜錄は、正親町を指奉り、舊跡集は櫻町をさし奉りたりと見ゆ。上卷に引たるもその心して見べきなり。

八幡大神靈異（原本なきも目次の次第により加レ之。）

さて此卷の始より記す皇祖天皇の御中にも、殊に八幡大神の靈威は、物に多く載たれば、其分たるかぎりをわかちて此にしるす。

續日本紀三十。神護景雲三年九月己丑詔云云。初太宰主神習宜阿曾麻呂希レ旨方媚二事道鏡一。因矯二八幡神教一言。令二道鏡即一皇位天下太平。道鏡聞レ之。深喜自負。天皇召二清麻呂於床下一勅曰。昨夜夢。八幡神使來云。大神爲レ令レ奏レ事。請二尼法均一。宜下汝清麻呂相代而往聽中彼神命上。臨レ發道鏡語二清

〔高野天皇〕孝謙天皇を申す、大和國添下郡佐貴鄉（今生駒郡平城村）高野陵に葬り奉れる故也。

〔笄年〕笄を挿す年の義、女子二十歲なるを云ふ。

〔位祿〕官人五位以上に賜ふ祿を云ふ

〔位田〕品階及び位階五位以上を有する者に賜ふ田地をいふ、大寶令の制によれば一品及び正一位は八十町、以下順に遞じ、四品は四十町、從五位は八町也。

〔大保〕天平寶字二年定めし官名にて元の右大臣に當る

〔惠美忍勝〕藤原仲麻呂也。

麻呂曰。大神所以請使者。蓋爲告我即位之事。因重募以官爵。清麻呂行詣神宮。大神託宣曰。我國家開闢以來。君臣定矣。以臣爲君。未之有也。天之日嗣必立皇緒。無道之人宜早掃除。清麻呂來歸。奏如神教。於是道鏡大怒。解清麻呂本官。出爲因幡員外介。未之任所。尋有詔。除名配所大隅。其姉法均還俗配備後。

此續紀には其當代の事なる故に、憚て多く省けりしなり。そは道鏡が如き大逆罪の惡人をしも、一たび天皇の御心よせありつれば、其刑もいたく輕められたると同例にして、後より見れば、あまりゆるきが如くなれど、さすがに此間迄は、よくもあしくも、天皇の大御心のまゝに奉仕來し神習の、少しは遺りけるにぞありける。

日本後紀一。延曆十八年二月乙亥朔乙未。贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨。本姓磐梨別公。右京人也。後改姓藤野和氣眞人。清麻呂爲人高直。匪躬之節。與姉廣虫共事高野天皇。並蒙愛信。任右兵衛少尉。神護初授從五位下。遷近衛將監。特賜封五十戸。姉廣虫及笄年許嫁從五位下葛木宿禰戸主。既而天皇落飾。隨出家爲御弟子。法名法均。授進守大夫尼位。委以腹心。賜四位封幷位祿位田。寶字八年。大保惠美忍勝叛逆伏誅。連及當斬者七百七十五人。法均切諫。天皇納之。減死刑以處流徒。亂止之後。民苦饑疫。弃子草間。遣人收養。得八十三兒。同名養子。賜葛木首。此時僧道鏡得幸於天皇。出入警蹕。一擬乘輿。号曰法王。太宰主神習宜阿蘇麻呂媚事道鏡。矯八幡神教言。令道鏡即帝位。天下太平。道鏡聞之。情喜自負。天皇召清麻呂於牀下曰。夢有人來稱八幡神使云。爲奏事請尼法均。朕答曰法均軟弱難堪。

〔路眞人豐永〕敏達天皇第七皇子難波王の裔也。

〔藤原朝臣百川〕宇合の第四子也、寶龜二年參議なり、次で式部卿兼中衞大將に進み内外の機務を典掌す、寶龜十三年薨す。

〔璽帝〕光仁天皇を申す。

〔典藏〕後宮藏司にて尙藏に次ぐ官也

〔鐸石別命〕垂仁天皇第五皇子也。

遠路。其代遣清麻呂。汝宜早參聽神之敎。道鏡復喚清麻呂。募以大臣之位。先是路眞人豐永。爲道鏡之師。語清麻呂云。道鏡若登天位。吾以何面目可爲其臣。吾與二三子共爲今日之伯夷耳。清麻呂深然其言。常懷致命之志。往詣神宮。神託宣云云。清麻呂祈曰。今大神所敎是國家之大事也。託宣難信。願示神異。神即忽然現形。其長三丈許。色如滿月。清麻呂消魂失度。不能仰見。於是神宣。我國家君臣分定。而道鏡悖逆無道輙望神器。是以神靈震怒不聽其祈。汝歸如吾言奏之。天之日嗣必續皇緒。汝勿懼道鏡之怒。吾必相濟。清麻呂歸來奏如神敎。天皇不忍誅。爲因幡員外介。尋改姓名爲別部穢麻呂。流于大隅國。尼法均還俗爲別部狹虫。流于備後國。道鏡又追將殺清麻呂。雷雨晦暝。未即行。俄而勅使來僅得免。于時參議右大辨藤原朝臣百川。愍其忠。便割備後國封郷卅戸。送充於配處。寶龜元年。璽帝踐祚。有勅入京。賜姓和氣朝臣。復本位。名姉廣虫。又掌吐納。敘從四位下。任典藏。累至正四位下。帝從容勅曰。諸侍從臣毀譽紛紜。未嘗聞法均語他過。友于天至。姉弟同財。孔懷之義見稱當時。延曆十七年正月十九日薨。與弟卿約期云。諸七及服闋之日。勿勞追福。唯與二三行者坐靜室。事禮懺耳。後世子孫仰吾二人。以爲法則。天長二年。天皇追思舊績。贈正三位之告身。弟清麻呂脚痿不能起立。爲拜八幡神。輿病即路。及至豐前國宇佐郡楉田村。有野猪三百許而列。徐歩前駈十許里。走入山中。見人共異之。拜社之日。始得起歩。神託宣。賜神封綿八萬餘屯。即頒給宮司以下國中百姓。始駕輿而往。後馳馬而還。累路見人莫不歎異。清麻呂之先出自垂仁天皇皇子鐸石別命云云。高祖父佐波良。曾祖父波伎豆。祖宿奈。父乎麻呂。（家系譜又清麻呂傳乎字作平）墳墓在本郷。拱樹成林。清麻呂投寶之日。爲人所伐除。歸來上

疏陳狀。詔以佐波良等四人幷清麻呂爲美作備前兩國國造。天應元年。授從四位下。拜民部大輔。爲攝津大夫。果遷中宮大夫民部卿。授從三位。延暦十七年。上表請骸骨。優詔不許。仍賜功田廿町。以傳子孫。清麻呂練於庶務。尤明古事。撰民部省例廿卷。于今傳焉。奉中宮敎。撰和氣氏譜奏之。帝甚善之。長岡新都。經十載未成功。費不可勝計。清麻呂潜奏。令上託遊獵。相葛野地。更遷上都。清麻呂爲攝津大夫。鑿河内川。直通西海。擬除水害。所費巨多功遂不成。私墾田一百町。在備前國。永爲振給田。鄕民惠之。薨時贈正三位。年六十七。有六男三女。長子廣世。云云。

水鏡（内大臣忠親公撰）曰、やはたの宮、みかどの御夢に見え給ひて、わが國はむかしより、凡人を君とする事は、いまだなき事なり。かくよこざまなる心あらん人をば、すみやかにはらひのくべしとのたまはせしを、道鏡おほきにいかりをなして、帝をすゝめ奉りて、清麻呂を御使として、宇佐宮へたてまつりて、此事を申こはしめ奉りしに、託宣したまひし事は、みかどの御夢にいさゝかもたがはざりしかば、清麻呂、此事きはまりなき大事なり。託宣ばかりは信じがたかるべし。猶そのしるしをあらはしたまへと祈り申しかば、すなはちかたちをあらはし給ひき。御たけ三丈ばかりにて、もち月の如くにて、ひかりかゞやき給へり。云云。清麻呂かへりまゐりて、此よしを申しかば、道鏡おほきにいかりて、清麿がつかさをとり、大隅國へながしつかはしてよぼろのすぢをたちてき。（足の膕の筋なり）云云。

神皇正統記曰、そも〳〵此道鏡は、法王の位をさづけられたりしに、猶あかずして、皇位に卽んといふ心ざしありけり。女帝さすがにおもひ煩らひたまひけるにや、和氣清麻呂と云人を勅使にさして、宇佐八幡宮に申されける。大菩薩さま〴〵託宣ありて、更にゆるされず。清麻呂は歸參して、ありのまゝに奏

〔長岡新都〕山城國乙訓郡長岡村に在り、桓武天皇延暦三年十一月より同十三年までの皇都也、山城名勝志に古老傳云、長岡宮城跡、在上羽村良、今御所屋敷云所、云々とあり。

〔廣世〕和氣氏系圖に、弘仁嵯峨承和仁明二代宇佐使、式部少、正五下、左中辨とあり、醫術に達し、後世藥官和氣氏の祖たり。

〔水鏡〕神武天皇より仁明天皇までの歷史、三卷也。

〔忠親公〕藤原忠宗の第二子、中山氏の祖也、元暦元年大納言、建久二年内大臣となり、同六年薨ず。

〔子孫の人を云ふ〕和氣氏五位の人を充つ、宇佐和氣使と云ふは是れ也。

〔太宰主神〕太宰府の管内即ち西海道諸社の祭祀を掌る職員にて相當正七位下也。

〔阿蘇麻呂〕後ち道鏡左遷せらるゝに及び、多褹島守に轉じ、更に大隅守となる。

〔員外介〕員外國司は凡て正國司以外に置ける者にして公廨の配分を得るも職務に預るを得ず、員外介の見えしは、天平寶字三年上總員外介田中多太麻呂を初めとす。

聞す。道鏡いかりをなして、清麻呂がよぼろすぢをたちて、土佐國に流しつかはす。清麻呂うれへかなしみて、大菩薩にうらみ申ければ、小蛇いできて其きずをいやしけり。云云。

かくて是時より、御代々々御即位の始の宇佐御使には、必此清麻呂臣の子孫の人を遣はさるゝ例とさへ成つる。偏に神の靈驗のいちじるしく、且は誠忠のあさからざりし譽れと申すべし。又其姉法均尼も、同じく優れて、清麻呂朝臣にもをさ〳〵劣らぬ人と見えたり。寶龜元年勅に、諸侍從臣毀譽紛紜、未嘗聞三法均語二他過一友二于天一至。姉弟同レ財。孔懷之義見レ稱二當時一とて、三位まで叙られたるを以てしるし。されど此等の事は、世に普く云傳へて、誰しらぬ人もあらざれば、今更ことわるべくもあらず。此時の八幡大神の靈驗こそは、肝心を飛ばすばかりの事どもなるを、却て申傳ふる人の罕なるは、世に漢意の人の多かる故なるべし。そも〳〵はじめ、道鏡が太宰主神阿蘇麻呂に誂へける矯を、大神はやく悟して、天皇の御夢に入ましけるより、次々清麻呂朝臣に託し給へる御問答へなど、恰も現にいますが如し。その中にも御長三丈許の御形を現じて、まのあたり神勅せさせ給ひし詔言は、萬代の國の御柱と奉レ仰べきものぞ。又其後清麻呂朝臣因幡員外介となりけるに、道鏡が私の恨を以て、膕筋を斷裁り、足痿となして、更に備後に流し、途中にて殺さんとしけるに、雷雨晦暝して、追討事あたはず。をりしも來り合て妨けたる勅使も、神の御助とぞ見えたる。又其後清麻呂朝臣、配所より八幡宮に詣でゝ、先に汝が身は我助んと宣ひしに、膕筋を斷れて足痿となりける恨を聞え上けるに、其足忽癒て、ゆくさには輿に助けられけるを、反さには馬を馳て飛還るばかりになりにけり。又其詣んとて出たちしをりも、其道筋へ猪三百許を出して、警固せさせ給ふなど、あやしともくすしと

〔飛鳥戸郡〕後世の安宿郡にて、今南河內郡に屬す。

〔蠖略〕文選甘泉賦に作り、注に蠖略は龍行貌とあり、以下殊相逸發までは文選赭白馬賦の文によれる也。

〔欻聳擢云々〕欻は文選注に、忽也とあり。

〔蓬生〕文選、峯生に作り、注に峯生言多ニ異體一與ニ他馬一不レ同也とあり、集解及び竟宴和歌集に引けるにも峯生とあり、蓬は誤なるべし。

〔驄馬〕說文に驄青白雜毛馬也とあり

〔惠我藻伏山陵〕今河內國南河內郡古市村に在り。

も申さん詞ぞなき。此籍を出し給ひしをおもへば、猶其時も道鏡揩に人を出しおきて、殺さんと巧みしにぞありけらし。又殊更に神託して、神封綿八萬餘屯を賜しなども、めづらしき事にあらずや。さて又此時の現の神勅に、我國家開闢以來。君臣定矣。以レ臣爲レ君未ニ之有一也。天之日嗣必立ニ皇緒一と詔ひ、又伊勢神宮にして齋內親王への託宣御詞にも、皇御孫尊天津御位者、云云と、詔ひし條などに合せて、古事記書紀の古辭の正しきを知べく、又吾が天皇御位は彼外國にして、配レ天など云る潤色とは、いと〳〵別にして、眞實に天上より續來り給へる高御座なる事を思ひ明むべし。然るにはやく當昔道鏡が心に、卑夫も位に卽ば卽るゝ物とおもひつるは、おのれ浮屠にて、古傳の旨を窺ひしらぬ心ならひなりけり。又是に准るに、彼義時、泰時等が、卑き身のほどを思はで、おふけなく帝位を議せしなども、異國の卑き王等とひとしなみに思なし奉りし誤りなり。漢籍をよまん輩、よく此差をおもへ。

日本書紀雄略天皇卷。九年秋七月壬辰朔、河內國言飛鳥戸郡人田邊史伯孫女者、古市郡人書首加龍之妻也。伯孫聞女產兒、往賀聟家而月夜還。於蓬蔂丘譽田陵下逢騎赤駿者。其馬時濩略而龍翥。欻聳擢而鴻驚。異體蓬生。殊相逸發。伯孫就視而心欲之。乃鞭所乘驄馬、齊頭並轡。爾乃赤駿超攄絕於埃塵。驅騖迅於滅沒。於是驄馬後而怠足、不可復追。其乘駿者知伯孫所欲。仍停換馬相辭取別。伯孫得駿甚歡。驟而入廐。解鞍秣馬眠之。其明旦赤駿變爲土馬。伯孫心異之還覓譽田陵。乃見驄馬在於土馬之間。取而代置所換土馬。

今按に、蓬蔂丘譽田陵は、應神天皇御陵也。諸陵式に、河內國惠我藻伏山陵、兆域東五町南北五町と

〔譽田八幡山〕河内國南河内郡古市村大字譽田に在り、社は欽明天皇御宇の創建と傳ふ。

〔石川朝臣年足〕左大辨石足の長子也、天平廿年參議、天平寶字二年大納言、同四年御史大夫となり、六年薨ず。

〔藤原朝臣魚名〕房前の第五子也、神護景雲二年參議、寶龜二年大納言、同九年內大臣、天應元年左大臣となり、延曆二年薨ず。

〔六衛府〕左右兵衛、左右衛士、衛門及び中衛を云ふ。

ありて、蓬蔂は即蓬伏の古名也。彼國古市北に當りて、今譽田八幡山と稱は、御名と神號とを併せたる也。さて土馬は、垂仁紀に、所謂土輪之類也。延曆大神宮儀式帳、神財有青毛土馬一匹。また天武紀に、奉馬於陵廟と見ゆ。今も古墓より土馬を掘出る事常多かり。思ふに神に奉る繪を、何のかたかけるをもおしなべて、繪馬と云ならはしたるも、古くは馬を多く奉りける故なるべし。又然か馬を奉りしは、神の乘て幸す事のをり〳〵ありし故なるべし。さてそのかみ、河内に置れたる史等は、王仁吉師の裔にて、多くは異國の人なりしかど、猶かゝる神異を疑はずして言上せり。今の史生等もこれをおもへ。

續日本紀十七。天平勝寶元年十一月己酉。八幡大神託宣向京。甲寅。遣參議從四位上石川朝臣年足、侍從從五位下藤原朝臣魚名等、以爲迎神使。路次諸國差發兵士一百人以上、前後驅除。又所歷之國禁斷殺生。其從人供給不用酒宍、道路清掃不令汚穢。十二月戊寅遣五位十人、散位二十人、六衛府舍人各二十人。迎八幡神於平群郡。是日入京。卽於宮南梨原宮今南都有梨原町。造新殿以爲神宮。

神名帳に、此社を漏せしは、後に石淸水宮の事となれる故にやあらん。石淸水御遷坐の事は、三代實錄に出せり。

同十九。天平勝寶七年三月丁亥。八幡大神託宣曰。神吾不願矯託神命。請取封一千四百戸。田一百三十町。徒無所用。如捨山野。宜奉返朝廷。唯留常神田耳。依神宣行之。

今按に、こはいとめづらしくかたじけなき神の御心なり。又此御心に對て、神の位田を乞給ふ事のあ

〔石清水菩薩宮〕山城國綴喜郡男山鳩嶺に在り、八幡大神、大帶姫命、比咩大神を祭る、清和天皇貞觀元年大安寺の僧行教の奏請により神殿を造り、明年御體を奉遷す。

〔小野好古〕葛絃の子也、此時純友の徒を筑前博多に滅し功によりて從四位下に叙せられ、天曆元年參議、應和二年從三位となり、安和元年薨す。

ろも、さるやうある事をおもふべし。世に神の物乞給ふ事あるを見て、賤き人慾とひとし並に思ひとれるなどは、神慮の奇しく測知がたきほどを思はぬ心ぐせなり。

三代實錄四十九。仁和二年五月己卯朔、廿六日甲辰。降雨。天東南有聲如雷。是日山城國石清水八幡大菩薩宮自鳴、如擊鼓聲。南樓鳴、如風波相激成聲。經數尅而不停。神祇官卜云、大菩薩心有所願。陰陽寮占云。可警兵事。同六月己酉朔。七日乙卯。下知陸奥出羽兩國太宰府令愼警。因緣石清水菩薩宮樓鳴之恠也。

今按に、此時石清水の鳴動に依て、はし／＼の防所を警固せしめられたるは、其より以前にも、異國賊の寇なひし時、さる恠異のありけむ故なりし也。大かた此類は、下に罰異賊神靈異と擧たる中に出せれど、本文に其とことわらざるを分て、姑く此についでつ。彼條と互に合せてよく考へてよ。猶此時の事、扶桑略記廿二ノ十葉左にも載たれど、大かた同じ趣なれば、更にも引ざるなり。

かくて此間より、此大神の尊稱を、大菩薩としも申出そめたるは、本僧の矯りより出たる事なるを、其頃君臣上下おしなべて、佛に溺れたる代なりければ、その詐りをさながら信て、あな畏こ、さる穢き名をおふせそめたるなりけり。さるは彼神前にして、佛經をよむたぐひにて、其愚かなるかたに罪をゆるして、一旦にも咎させ給はざるにこそ。

異本日本紀略五。天慶五年四月廿七日庚辰。奉幣宇佐八幡宮。香椎廟。石清水宮。依賽東西賊徒討平之由也。

今按に、天慶三年春二月。平貞盛。藤原秀郷等誅將門。同夏四月。遣小野好古討純友。とある、其

〔九暦〕天曆元年以後の記錄也。

〔九條師輔公〕藤原忠平の第三子也、天慶五年大納言、天曆元年右大臣となり、天德四年薨す。

〔放生會〕每年八月十五日石淸水八幡宮にて行ふ法會也。養老年中八幡神の託宣により宇佐宮にて行ひしを初めとし、後ち石淸水に傳はる。

〔中納言朝經〕藤原氏也、長和元年參議、治安三年中納言となり、長元二年薨す。

〔西戎云々〕與百要略に、長保元年八月、勅太宰府討南蠻賊、云々とある是れ也。

時所申されたるかへり申しなり。

九暦。九條師輔公記 天曆二年九月廿日條云。依昨日仰、召神祇陰陽等官人令占。雨脚頻降、祟由申曰。八幡宮依放生會事不行、有此祟。

異本日本紀略十八。萬壽三年五月九日。云云。太宰府言。宇佐宮西門南外幣殿梓木俄枯、更盛事也。

小右記十。萬壽四年秋七月十一日下云。昨日中納言朝經奉行。宇佐宮可有御祈。而神祇官不參。(間)例外記業任申云。長保元年十二月七日有宇佐宮幷石淸水恠云云。陰陽寮占文云。艮坤方(〇)奏兵革事國家可愼給。

右の恠異どもを合せて考るに、此年西戎の邊土に寇せし事あり。又三年には、内裏燒亡の災などもありき。其他も准ふべし。

小右記十二。長元元年九月十七日戊申。法橋元命來云。石淸水宮御殿新欲修造於宿院。古攝寺新造例。應和四年九月初取損色。經七ケ日間。内裏燒亡。康保三年造了。同四年主上崩給。甚以不快云云。

今按に、此年此の事は、天皇大宮も、神宮も、佛の穢に觸て厄み給ひし事、内侍所神鏡の御難以ても知べきなり。此石淸水宮なども、社僧等の佛を近づけ奉るを忌ての御祟なるを、此ほどの人は、其とも心づかずて、かゝるうたがひはあるなり。

左經記四十、長元四年八月四日、云云。次侍從中納言移南座、召史仰、去宇佐宮恠異可有軒廊御卜也。云云。自去五月二日至晦、比宇佐神殿上雀群集。或作御柄。仍有此御卜。卜而官申云。本所火事疾疫云云、寮申云、天下疾病若御藥云云、下略。

異本日本紀略十九、長元八年十一月十一日辛巳、有軒廊御卜、宇佐宮物恠事云云。

今按に、此時より後も、しば／＼恠異ありて、九年四月、天皇崩（壽廿五）給ひ、又間もなく皇居の悉く燒亡て、はやく無かりし禍事の起りそめしも、既に二卷に云しが如く、皆佛故の祟りなる事、これ彼を合せてさとるべし。

一代要記四、後冷泉天皇治曆二年丙午三月廿八日戊剋、河內國譽田天皇山陵（既出）上震動放光。

山陵の震動する事、崇德天皇の松山御陵、後醍醐天皇の吉野御陵、其外例多かれど、此に得引ず。

百練鈔、保延六年正月廿三日。石淸水八幡宮寶殿、并廻廊、寶藏、若宮、悉以燒亡、中略。二月廿一日。諸卿定申諸道勘申八幡宮火災間事、并式部卿敦實親王奉造立御體可被改造否事、云云。三月十三日。自朝及夕太陽不現、非雲非霧。四方似烟有如雨下者、其形似露、又如胡麻云云。

今按に、如此しも引つゞきて、度々燒させ給ひ、終に此ほどは、宇佐も石淸水も御正體さへ燒失給ひにけり。是を彼內侍所の神鏡の火災に合せ考れば、今此大神も、佛の穢に堪かねさせ給ひて、姑く御魂を遠離らせ給ふ御知せとこそは見えたれ。さればにや、此頃より此大神の御魂は、やう／＼武家に御心よせ多くなりにける。故武門の輩、遂に弓箭の守神とは申出めり。そも／＼朝廷をこそ護らせ給

〔御藥〕御不例也。

〔松山御陵〕讃岐國綾歌郡松山村白峰陵也。

〔吉野御陵〕大和國吉野郡吉野村塔尾陵也。

〔若宮〕山城名勝志に、在本殿艮隅、諸神記云、仁德天皇とあり。

〔敦實親王〕宇多天皇の第九皇子也、天曆四年御出家、覺眞と申す、康保三年薨す。

〔鶴岳宮〕鎌倉鶴岡に在り、上宮は應神、神功、左比咩大神、下宮は仁德、久禮、宇禮、若殿を祭る、康平六年源頼義男山八幡を由比濱に勸請せしに起り、治承四年今の下宮の地に遷し、建久二年の炎上後、後方山上の遷し、再に舊地に若宮を再造す、これより上下二宮となる。

〔源行家〕爲義の第十子也、頼朝と隙あり、初義仲に據り、義經失意の後これと結びしが文治五年擒へられ斬らる。

〔有綱〕仲綱の子、義經の女婿也、義經に從ひ西海に奔り次で大和にて自殺す。

ふべき大神の、此ほどより武家に御心よせ給ひ來しは、此ほど迄には、武家はいまだ佛に惑はされざりしゆゑなるぞかし。

東鑑四、元曆二年八月廿七日丁丑、午剋、鶴岳宮鳴動頗如地震。此事先々爲怪之由、景能驚申之。仍二品參給之處。寶殿左右扉破訖。爲解謝之被奉納御願書一通之上。巫女等面々有賜物。各藍摺二段被行御神樂之後還御。

同云。文治二年五月一日。云云。自去比黃蝶飛行。殊遍滿鶴岳宮。是恠異也。仍今日以奉御供之次。爲邦通奉行有臨時神樂。此間大菩薩託巫女給曰。有叛逆者自西廻南。自南又歸西。自西猶至南。自南。又欲到東。日々夜々奉窺二品之運。能崇神與君申行善政者。兩三年中彼輩如水沫可消滅。云云。依之被奉進神馬重有解謝。云云。

今按に、此神託は、文治元年源義經鎌倉に背きて、後二品殿を然か窺し事のありて歟。又京を落て、同二年三年の間、西海よりこゝかしこを廻りて、北より東に走り、五年四月陸奧にして亡ぶ迄の間の樣を、告給ふにも有べし。是を思へば、梶原が讒言のみならず、義經も實に叛たる處ありけんかし。頼朝卿もとより愚將にあらざれば、故なき讒言を輙く信みて、功ある弟を廢給ふべくも有べからず。又源行家有綱等の亂もあり、其他さまぐの人の隱謀ありし時なれば、思ひ合する事ありて、解謝は申されしにこそ。

同八。文治四年十月一日。云云。鶴岳宮馬場木無風而顚倒。景能申子細。仍二品御參。有御覽。仍奉神馬幣物。解謝給。云云。

同十二。建久三年五月一日。鶴岳宮備供祭。巫女職掌等群參。而紀藤大夫俄以狂亂。吐詞云。見小壺楠前在町末逢女日來通艶言之處。奉鑄神鏡安家中。近日欲持參于鶴岳宮之由稱之。不許容之間。去廿九日夜。雖欲令燒彼家依指合默止畢。去夜取松明出行時。思彼女宅之由燒自宅云云。同月十二日。幕下令奉神馬二匹於鶴岳上下宮給。是紀藤太夫所爲聞食及。聞。神威嚴重。今更依有御崇重如此。云云。

同十三。建久四年十一月四日。鶴岳八幡宮神事也。將軍家御參。先被行問答講。次及深更行御神樂。多好節唱宮人曲。于時陰雲俄横而雨灑瑞籬。寒天雖暗兮星現寶殿。神威揭焉。凡耳難覃云云。

同十七。建仁三年正月二日。將軍若君一幡君御奉幣鶴岳宮。被奉神馬二匹。被行御神樂之處。大菩薩託巫女給曰。今年關東可有事。若宮不可繼家督。岸上樹其根已枯。人不知之。而如持梢綠。云云。

今按に、今年三月、北條時政殺比企能員、又幽賴家于伊豆國、又今年秋潛弑賴家卿などよりして、實に關東の危ふかりし年なりき。

同廿一。建曆三年五月三日。廣元爲御願書執筆。其奥以御自筆被加二首歌。卽以公氏彼御願書被奉於鶴岳。當斯時大學助義淸自甘繩入龜谷。經窟堂前路欲參旅御所之處。於若宮赤橋之砌流矢之所犯。義淸亡命。件箭自北方飛來。是神鏑之由謳歌。云云。

同同年八月廿二日。天晴。未尅。鶴岳上宮寶殿黃蝶大小群集。人奇之。今日大友左衛門尉能直爲

〔一幡宮〕賴家の子母は能員の女若狹局也。

〔比企能員〕家系詳かならず、賴朝擧兵の際より其麾下に從ひ屢戰功あり建仁中賴家病篤きに及び、政子關西の地頭職を分ちて實朝に授く、能員憤懣北條氏討伐の志あり、偶謀洩れ時政に殺さる。

〔廣元〕大江惟光の子也、早くより賴朝に從ひ、建久元年政所別當となる後ち正四位下陸奥守に至り、嘉祿元年卒す。

〔和田義盛〕三浦義宗の子、頼朝の宿將也．北條氏と隙あり、遂に兵を擧げて幕府を圍み互に勝敗ありしが偶輕卒の爲めに殺されて、軍遂に潰えて一族戰死す、建保元年五月四日也。〔頼茂〕源頼政の孫頼兼の子也．大内守護たりしが、實朝遭難の後將軍を覬望し潛に兵を擧げむとす、事覺はるゝや仁壽殿に入り火を放ちて自殺す。

使節一上洛。依二山門騷動事一也。同月廿八日。云云。去廿二日。鶴岳奇異事爲二兵革兆一之由。依レ有二申入一之輩一被レ行二御占一之處。可レ有二御愼一之旨勘申之間。於二八幡宮一被レ行二百怪祭一奉行遠江守親廣。

今按に、今年改元ありて、建保元年也。今年先ヅ和田義盛反す。又頼茂亂を作す。公曉、實朝公を弑す。其より承久の亂發りて、義時、泰時が心まゝに世はなりにけり。猶此次々にも、靈異多く見えたれど、鎌倉などの事は、とにもかくにもありなんとてはぶきつ。

歷朝神異例卷四

歷朝神異例卷五

罰夷賊諸神靈異

日本書紀。仲哀天皇卷。八年秋九月乙亥朔。己卯。詔群臣以議討熊襲。時有神託皇后而誨曰。天皇何憂熊襲之不服。是膂之空國也。豈足擧兵伐乎。愈茲國而有寶國。譬如美女之睩。有向津國。眼炎之金銀彩色。多在其國。是謂栲衾新羅國焉。若能祭吾者。則曾不血刃。其國必自服矣。復熊襲爲服云云。天皇聞神言有疑之情。便登高岳遙望之。大海曠遠而不見國。於是對神曰。朕周望之。有海無國。豈於大虛有國乎。誰神徒誘朕。復我皇祖諸天皇等盡祭神祇。豈有遺神耶。時神亦託皇后曰。如天津水影押伏而我所見國。何謂無國。以誹謗我言。其汝王之如此言而遂不信者。汝不得其國。唯今皇后始之有胎。其子有獲焉。然天皇猶不信。以强擊熊襲。不得勝而還之。九年春二月癸卯朔。丁未。天皇忽有痛身而明日崩。時年五十二。卽知不用神言而早崩。（一云天皇親伐熊襲。中賊矢而崩也。）

一云。足仲彦天皇居筑紫橿日宮。是有神託云云。以誨天皇曰。云云。時天皇對神曰。其雖神何謾語耶。何處將有國。且朕所乘船既奉於神。朕乘曷船。然未知誰神。願欲知其名。時稱其名曰。表筒

〔膂之空國〕神代紀膂宍空國に依る、日本紀纂疏に、膂脊也、脊上無レ肉、故稱ニ空國一、曰膂肉一也、空國則不毛之地也とあり。

〔栲衾〕釋日本紀私記に、師說白衾也、栲木色白、故喩而言レ之、但稱ニ栲衾一者、欲レ導ニ新羅一之發語也と見えたり。

〔橿日宮〕筑前國糟屋郡香椎村大字香椎に在り、又た香椎宮に作る、仲哀天皇八年正月こゝを行宮とせらる。

〔表筒雄云々〕神代卷伊弉諾尊祓除の條に、又沈ニ濯於海底一、因以生神號曰ニ底津少童命一、次底筒男命、又潛ニ濯於潮中一、因以生神號

日ニ中津少童命、次中筒男命、又浮濯於潮上、因以生神號曰表津少童命、次表筒男命、云々、其底筒男命中筒男命表筒男命是即住吉大神矣とあり。

〔大物主神御自稱〕釋日本紀も此說也然れど皇太神の荒御魂の御名とせる說正しからむ。

〔阿蘇婆勢〕遊ばせ也、彈き給へと也。

〔小田田邑〕筑前國糟屋郡山田村の地ならむと云ふ。

〔烏賊津使主〕日本紀伊賀都臣、姓氏錄に大臣に作る中臣連祖天兒屋根命十一世の孫にて意美佐夜麻の子也

雄。中筒雄、底筒雄。如是稱三神名。且重曰、吾名向匱男聞襲大歷五御魂速狹騰尊也。三輪大物主神御自稱也。時天皇謂皇后曰、聞惡事之言坐婦人乎。何言速狹騰也。於是神謂天皇曰。汝王如是不信必不得其國。唯今皇后懷姙之子蓋有獲歟。是夜天皇忽病發以崩之。

古事記曰、天皇云云。調爲請神而。押退御琴不控。默坐。爾其神大怒詔、凡茲天下者汝非應知國。汝者向一道。於是建內宿禰大臣白、恐、我天皇猶阿蘇婆勢其大御琴。爾稍取依其御琴而。那麻那麻邇控坐。故未幾久而不聞御琴之音。即擧火見者既崩訖。

舊事紀曰、上略。武內大臣懇進天皇祇令彈琴所請神名。于時日暮將燈。琴音絕聲。乃擧火見之天皇忽有痛身而明日崩。

此件はいまだ夷賊を罰し給ふにもあらざれど、その事の發端なりければ、擧るなり。先此等を合せて、神の大命のおごそかなる事をもしり、且つは天皇と申せども、神勅を背き給ふときは、つひに御位に坐す事あたはざるべきためしを見べし。此後の御代々々にあらはに其としられざりつる中にも、物に合せてよく見、よく考へもてゆけば、猶皆神の御心なる事しらるれど、恐こかれば、得あげつらはず。只ひたぶるに尊み畏み給ふべきは、皇神の大みことにぞ有ける。

日本書紀、神功皇后卷、九年春二月、足仲彥天皇崩於筑紫橿日宮。時皇后傷天皇不從神教而早崩、以爲知所祟之神、欲求財寶國。是以命群臣及百寮、以解罪改過、更造齋宮於小山田邑。三月壬申朔、皇后選吉日入齋宮。親爲神主。則命武內宿禰令撫琴。喚中臣烏賊津使主爲審神者、

因以千繒高繒置琴頭尾而請曰。先日教天皇者誰神也。願欲知其名。逮于七日七夜乃答曰。神風伊勢國之百傳度逢縣之拆鈴五十鈴宮所居神、名撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命焉、亦問之、除是神有神乎。答曰。幡荻穗出吾也於尾田吾田節之淡郡所居神之有也。

今按に、節當作部、攝津國八部也。其他の神戸はやく廢て、今村名に存り。姓氏錄に攝津國神別矢田部造伊香我色雄命之後也と見ゆ。次文に同國の長田又生田祠る事あるを對へてしるし。

問亦有耶。答曰。於天事代。於虛事代、玉籤入彥嚴之事代主神有之也。問亦有耶。答曰有無之不知焉。於是審神者曰。今不答而更後有言乎。則對曰。於日向國橘小門之水底所居而水葉稚久出居神、名表筒男。中筒男。底筒男神有之也。問亦有耶。答曰有無之不知焉。遂不言且有神矣。時得神語隨教而祭。然後遣吉備臣祖鴨別令擊熊襲國。未經浹辰而自服焉。云云。

今按に、恐こかれど、天皇は神の御告を信させ給はざりし故に、皇軍を率て得勝せ玉はざりつるのみならず、御壽をさへに失はせたまひき。皇后は神の御教のまゝに物せさせ給ひつれば、纔に吉備臣が一手にして、自服ひき。是を以ても、神勅に背と隨ふとの、大きなる隔を見べし。

皇后則識神教有驗、更祭祀神祇躬欲西征。云云。皇后還詣橿日浦。解髮臨海曰。吾被神祇之教、頼皇祖靈。浮涉滄海躬欲西征。是以令頭滌海水。若有驗者髮自分爲兩。卽入海洗之自分也。皇后便結分髮而爲髻。云云。吾婦女之加以不肖。然暫假男貌強起雄略。云云。既而神有誨曰。和魂服玉身而守壽命。荒魂爲先鋒而導師船。卽得神教而拜禮之。因以依網吾彥男垂見爲祭神主。于時也適當皇后之開胎。皇后則取石插腰而祈之曰。事竟還日產於茲土。其石今在于

（千繒高繒）繒（絹布の類）の數多く積めるを云ふ、古事記傳は千繒は縮繒の義とせり。

（百傳）多くの處を傳ひ渡り行くの意にて度逢縣に掛けし枕詞也。

（拆鈴）五十鈴の枕詞也。

（撞賢木嚴之御魂天疎向津媛命）天照大神の荒御魂神なり。

（橘小門）伊弉諾尊の禊祓して住吉神を生み給へる地也日向國宮崎郡檍村かと云ふ。

（鴨別）吉備武彥命の第三子也。

〔和珥津〕對島島上縣郡に在り、伊都縣より遇鹿、鞆浦、壹岐を經て爰に渡り給へる也。

〔飛廉云々〕文選注に、飛廉風師也、陽侯波神也とあり。

〔新羅王〕新羅第十世奈解王也、書紀に波沙寐錦とあれど（次頁參照）、これは五世王婆娑王のことにて、我景行天皇の頃なれば年代合はず。

伊都縣道邊。

今按に、此時皇后をりしも開胎に當らせ給へるに、かゝる大事を思行立せ給へる、偏に神の御告に隨はせ給へるなり。かくてこそ神の御慮を、大御心とせさせ給へる上代の神習には有けれ。猶此等の事は下に云べし。さて此石は萬葉五に、筑前國怡土郡深江村子負原臨海丘上有二石。大者長一尺二寸六分。圍一尺八寸。重十八斤五兩。小者長一尺一寸。圍一尺八寸。重十六斤十兩。並皆楕圓狀如雞子。其美好者不可勝論。所謂徑尺璧是也。去深江驛家二十許里。近在路頭。公私往來。莫不下馬跪拜。古老相傳曰、往昔息長足日女命征討新羅之時。用茲兩石挿著御袖之中以爲鎭懷。實是御裳中矣所以行人敬拜此石。乃作歌曰云云。また所引釋紀筑前風土記曰。逸都縣子饗原有石。兩顆。一者片長一尺二寸周一尺八寸。一者長一尺一寸。周一尺八寸。色白便圓如磨成。俗傳云。息長足比賣尊欲伐新羅國。閱軍之際懷娠漸動時取兩石挿著裙腰。と見ゆ。世に流布風土記には、一尺二寸方、重四十一斤、一尺一寸方、重四十九斤と有。凡ても異て別本也。此分量の萬葉と異なるは、大量小量の差なり。令曰、權衡二十四銖爲兩。三兩爲大兩。十六兩爲斤。義解曰。以秬黍中者百黍重爲銖。二十四銖爲兩と見えたり。此外古今和漢の差あり。

旣而則擒荒魂爲軍先鋒。請和魂爲王船鎭。冬十月己亥朔。辛丑。從和珥津發之時。飛廉起風陽侯擧浪。海中大魚悉浮挾船。則大風順吹帆船隨波不勞擄檝便到新羅。時隨船潮浪遠逮國中。卽知天神地祇悉助歟。新羅王於是戰戰栗栗厝身無所。則集諸人曰。新羅之建國以來未嘗聞海水淩國。若天運盡國爲海乎云云。吾聞東有神國謂日本。亦有聖王謂天皇。必其國

〔松下氏〕名は慶攝、字は諸生、見林と號す、京都の儒醫にして和漢の學に通じ數著あり、元祿十六年卒す。

〔素勿王之子〕素勿王は新羅十七世の王にて我仁德天皇の朝也、時代合はざれば別人ならむ

〔波珍干〕東國通鑑に、新羅設官有十七等、一曰伊伐飡、二曰伊尺飡、三曰匝飡、四曰波珍飡、五曰大阿飡、皆授眞骨、眞骨王族也とあり、卽ち新羅第四等の位也

〔高麗百濟二國王〕高麗は山上王、百濟は肖古王也、尚ほ古事記には此時新羅百濟の服せし事を記す、然れども高麗百濟の服屬せしは更に後の事也

之神兵也。豈可擧兵以距乎。素旆而自服。素組以面縛。封圖籍降於王船之前。因以叩頭之曰。從今以後長與乾坤伏爲飼部。其不乾船柁而春秋獻馬梳及馬鞭。

今按に、釋紀曰、兼方案梳鞭請獻此兩種、皆唯新羅王表爲飼部之儀也。貢調者在此他と云る其意也。さて爲飼部とは、ひたすらに降伏たる詞なり。

復不煩海遠以每年貢男女之調。則重誓之曰。非東日更出西且除阿利那禮河水返以之逆流及河石昇爲星辰而殊闕春秋之朝怠廢梳鞭之貢天神地祇共討焉云云。

今按に、松下氏云、阿利那禮者鴨綠江也。在三韓阿者鴨也。利者綠也。那禮者三韓河之俗語而卽流也と云り。さる事なるべし。さて此誓言に、石と星を對へて云る、星者中天之石といひ、又墮星爲石と云るなどに、由緣ある詞也。在天謂星。在地謂石。と云ることもしひがたし。言に保之伊之といひ、字音に勢伊勢伎と云、之勢通音なるも又因あり。

乃解其縛爲飼部。遂入其國中封重寶府庫收圖籍文書。卽以皇后所杖矛樹於新羅王門爲後葉之印。故其矛今猶樹于新羅王之門也。爰新羅王波沙寐錦卽以微叱己知波珍干岐爲質。

今按に、微叱己知は、奈勿王之子、見東國通鑑、また波珍干伎は、釋紀に、師說當此國正三位と云り。弘仁私記に、冠名を幷て出せるも然なり。

仍齎金銀彩色及綾羅縑絹載于八十艘船令從官軍。是以新羅王常以八十船之調貢于日本國其是之緣也。於是高麗百濟二國王聞新羅收圖籍降於日本國密令伺其軍勢。則知不可勝自來營外叩頭而歎曰。從今以後永稱西蕃不絕朝貢。故因以定內官家。是所謂之三韓也。

〔魏志〕晉の相陳壽の撰也。

〔海神社〕式に志加海神社とあり、糟屋郡志賀村志賀島に在りて、底筒男、中筒男、表筒男の三神を祭る。

〔津守連〕火明命の後也。

〔田裳見宿禰〕住吉神代記に、津守連祖折羽足尼子手搓見足尼命とあり、但し折羽足尼の父祖詳かならず。

今按に、此時三韓は、未文無かりしにや。又己國の恥とて記さゞりしか。東國通鑑を見るに、此御巻五年二月條の事を、允恭天皇七年の年の如くに記し、又微叱許知と未斯欣とを混じて、凡て二百餘年時代を誤りたるなどを思へば、此御時は只ひたぶるに戰栗きて、何事も得申さゞりしを、彼通鑑は、遙か後に遠く聞傳へたるかたはしを記したる故に、己が國の時代をだにわきまへず成しにこそ。

魏志十。東夷傳倭人其國本亦以男子爲王。住七八十年。倭國亂相攻伐。歷年乃共立一女子爲王。名曰卑彌呼。事鬼道能惑衆。年已長大。無夫婿。有男弟佐治國。自爲王以來。少有見者。以婢千人自侍。唯有男子一人給飲食。傳辭出入居處。宮室樓觀城柵嚴設。常有人持兵守衛。女王國東渡海千餘里復有國皆倭種。などある、是も此御征伐を遠く聞ひがめて云るなり。其中に、事鬼道能惑衆など云る、彼住江三柱大神の荒魂爲先鋒、和魂爲王身鎭、天神地祇守仕へて御船に隨ふ、高潮ながら王門に着給ふ如きの神威を聞あやしみて、己が國には無事故に、卑き理をつけて書る文也。凡て漢國の書に、吾皇朝の事を云る皆此たぐひの妖言のみにして、取計るにたらず。

皇后從新羅還之。十二月戊戌朔。辛亥。生譽田天皇於筑紫。故時人號其產處曰宇瀰也。

今按に、筑前國糟屋郡宇瀰村產宮是なり。神名帳に、同國同郡海神社三座並名神大と見えたる是なり。

於是從軍神。表筒男。中筒男。底筒男三神誨皇后曰。我荒魂令祭於穴門山田邑也。時穴門直之祖踐立。津守連之祖田裳見宿禰啓于皇后曰。神欲居之地。必宜奉定。則以踐立爲祭荒魂之神主。仍祠立於穴門山田邑。

〔住吉坐荒御魂神社〕豐浦郡一宮村に在り、住吉三神を祭る、當國の一宮也。

〔御心廣田國〕御心は廣と云はむ序也次の御心長田國とあるも同じ。

〔山背根子〕天御影命十一世孫にて、山代直の祖也。

〔廣田神社〕武庫郡廣田村に在り、天照大神の荒御魂を祭り、後に八幡、住吉、南宮、八祖の四神を合祀す。

〔生田神社〕今神戸市に在り。

〔長田神社〕攝津國武庫郡林田村大字長田に在り。

〔便因看往來船〕天下の海上を來通ふ船を悉く護らむと宣へるにて、異賊の船どもの來る

編年集成曰、長門國豐浦住吉是也。穴門は、長門の古名なりき。神名帳に、同國同郡住吉坐荒御魂神社三座並名神大と見えたり。靈驗の新に坐こと、彼弘安四年蒙古賊が襲ひし時、此浦にしも漂ひ着て、有の儘殺されつるも、此荒魂の御怒なるが如し。凡ても是に准ふべし。

爰伐新羅之明年春二月。皇后領群卿及百寮移于穴門豐浦宮云云。於是天照大神誨之曰。我荒魂不可近皇后。當居御心廣田國。卽以山背根子之女葉山媛令祭。

神名帳云、攝津國武庫郡廣田神社。名神大月次相嘗新嘗とある是なり。

亦稚日女尊誨之曰。吾欲居活田長峽國。因以海上五十狹茅令祭。

神名帳云、攝津國八部郡生田神社。名神大月次相嘗新嘗。とある是なり。

亦事代主尊誨之曰。祠吾于御心長田國。則以葉山媛之弟長媛令祭。

神名帳云、攝津國八部郡長田神社。名神大月次相嘗新嘗。とある是なり。

亦表筒男。中筒男。底筒男三神誨之曰。吾和魂宜居大津渟中倉長峽。便因看往來船。於是隨神敎以鎭坐焉。

渟中倉は、住江の舊名なり。攝津國風土記引釋紀曰。昔息長足比賣天皇世。住吉大神現出而巡行天下覓可住國。時到於沼名椋長岡之前。乃謂斯實可住之國。遂讃稱之云眞住吉國。乃是定神社。今俗略之直稱須美乃叡。とあるが如し。神名帳云、攝津國住吉郡住吉坐神社四座。並名神大月次相嘗新嘗とある四座は、上の三柱神に神功皇后を加へて所祠也と云り。

抑御凱陣の後、右六柱神等を何れも如此重く貴く祭給へる以ても、靈威の炳しかりつる程を思ひ明む

ことあらば斥候て待拒むと云ふ意を裏に含みたる御語と聞えたりと矢野玄道は云へり。

〔磐余稚櫻朝〕神功皇后攝政の朝を申す、攝政三年大和國十市郡池田村磐余若櫻宮に皇居を定められしに因る

〔萬葉六に云々〕同卷石上乙麿卿配土佐國之時歌に繫卷裳、湯湯石恐石、住吉乃、荒人神、船舳再、牛吐賜、付賜將、依賜將、島之埼前、云々とあり。

べし。此住江大神を現人神と申す事は、彼風土記に云る如く、現に人の形と顯はれ出て、韓國に伴はしつるより申しそめたる也。古語拾遺云、至於磐余稚櫻朝住吉大神顯矣。征伏新羅三韓始朝。とよみたる是也。かゝれば寶國とて、彼國が此御國に優りて寶なるよしにはあらず。末つひには萬國共に、吾御國の西蕃となりゆくことわりを、神は豫て所知看ける故に、かくは詔へるにて、即公民を美多加良と訓と同例なるなり。其中にも、三韓は殊に卑き貧國なりけれど、諸西蕃の道口なる故に、先づ此御時に其國を討取事を教へさせ給ひしなりけり。即彼高麗、百濟を内宮家と稱へさせ給ひし以ても、其地より西に外蕃のあるに對給へる御詞なる事を悟るべし。然るに佛書に溺れ漢籍に醉しれて、其外蕃をしも、御國より貴き國の如と思ひ來めりしは、久しき程に、此大神等の御心を繼人もなく、殊に頼朝卿の政事を申されし程よりは、彼三韓の調貢も絶はてゝ、皇后の大御功も失はれつるをさへに、誰恐しとも遺憾しとも思へる人のあらざりけるは、あまりいふがひなき事にあらずや。適豐太閤、此役を思し起し給へども、事竟ざる間に、薨給ひて、させる驗もあらずなりけるこそあたらしけれ。所詮彼を討取ざる限りは、漢籍に惑ふ人の絶まじければ、先三韓を伐取て、内宮家となし、其地より手くばりして、支那外蕃を悉く伐從へてしがな。既に皇祖の始め賜ひし矩もあり、又皇神たちの助けもありければ、今も當昔の矩に擬ひて征伐せば、いと安く討取なん。そのかみとても、皇神の御助けを頼み賜はずては、いかでか女王の御身として開胎にあたりて、さる御大事を所思行起し賜ふべき。世に此著明き神の靈威を信ぜず成てより、大御魂も人間に遠放りまし、幸も守護もうすろぎしなり。彼豐太閤の征伐の功なかりけるも、唯武威をのみ恃み給ひて、神の御助

を請給はざる故にぞありける。むかしは、わづかに遣唐使を出さるゝにも、專大神の御守護を禱給へれば、神も又助け給へる事多かりき。祝詞式に、遣唐使時奉幣祝詞に、皇御孫尊乃御命以氏住吉爾稱辭竟奉留皇神等乃前爾申賜久、大唐爾使遣左牟爾依氏船居無爾氏播磨國與利船乘爲氏使者遣止所念行間爾、皇神命以氏船居波吾作牟止（豐）教悟給比支。教悟給比那我良船居作給部禮（波）悅己（備）喜志禮代乃幣帛乎（美）官位姓名爾令捧賷氏進奉止久申。とあり。祝詞考釋曰。此船發せん比、難波の湊塞れる事有て、播磨國の津より、發せんと議り給はす間に、（鹿兒の湊か）此皇神（住吉大神）の御さとしありて、忽船津開けし時の事と見えたり。凡、湊の塞る事諸國にも多し。三代實錄に、遠江國敷智郡濱名の湊の塞毎に、其地の角避比古神開給ふ故に、神位を授られし事も有。と云り。況や征伐せんには、いづれの神か、願に應じ給はざらん。次に異賊の事を引中にも、あまたの神たちの、禱ふまに〳〵助け給ひし事の多かるを見合すべし。

日本書紀欽明天皇卷五年十二月、越國言於佐渡島北御名部之碕岸有肅愼人乘一船舶而淹留。春夏捕魚充食。彼島之人言非人也、亦言鬼魅不敢近之。

今按に、御名部は、和名鈔に、佐渡國羽茂郡、水湊美奈邊とある是也。肅愼は、後漢書に、挹婁古肅愼之國也。在夫餘東北千餘里。史記注曰。靺鞨古肅愼也とあれば靺鞨也。

島東禹武邑採拾推子爲欲熟喫、著灰裏炮。其皮甲化成二人飛騰火上一（丈イ）尺餘許。經時相鬪。邑人深以爲異取置於庭亦如前飛相鬪不已。有人占云。是邑人必爲魅鬼所迷惑不久如言被

〔遣唐使〕佛教傳授其他制度文物の輸入の爲め唐へ派遣する使也、孝德天皇白雉四年派遣せしを初めとし、仁明天皇承和元年遣はせしが最終とす

〔播磨國與利〕同國揖保郡室津よりならむと云ふ。

〔肅愼〕今の松花江烏蘇里江、黑龍江流域にありし通古斯民族也。

〔後漢書〕後漢の歷史にて宋（南北朝）の范曄の撰、百二十卷也。

〔靺鞨〕南北朝時代に至り肅愼と稱す故に欽明の御宇に在りては既に肅愼の稱滅び靺鞨と呼びし也。

〔瀬河浦〕榎野由之の地名考に、今羽茂郡に背合（セナカフ）村あり、云々、是なるべし云々、此地に蝦夷塚といふあり、今訛りてえん塚といふ云々、これ所謂肅愼隈にやあらんと見えたり。

〔度津神社〕西岡村に在り。

〔五十猛命〕素盞嗚尊の御子也。

〔武智麻呂〕藤原不比等の長子、南家の祖也、天平六年右大臣となり、同九年左大臣となり、同年薨す、寶字四年太政大臣を贈る。

〔貞觀十年〕十一年の誤也。

其抄掠。於是肅愼人移就瀬河浦。浦神嚴忌。人不敢近。渇飲其水。死者且半。骨積於巖岬。俗呼肅愼隈。

今按に、禹武邑は、釋記に、佐渡國羽茂郡也と云り。浦神は、同書に、羽茂郡瀬川度津神社とありて、神名帳にも同く出。又一宮記に、佐渡國一宮に出して、度津神社は、五十猛命也と云り。さて其地の水を飲しめて殺し給ひしも、神の御所爲なりけり。神御國のしるし、先これにて見べし。

續日本紀十八に、天平勝寶二年冬十月丙辰朔。詔授正五位上藤原朝臣乙麻呂從三位任太宰帥。是以八幡大神教也。

今按に、八幡大神の勅に依て、此乙麻呂を俄に昇進させて、太宰帥になし給へるは、伊勢大神の流人を救し給ひしたぐひにて、日前現にいますがごとき御所爲なり。抑如此神の教て擧用ひ給ひし事思ひ合する事あり。今年春よりして、唐祿山が反て、吾皇朝をも攻んし、兵を駈集めける事聞え來て、太宰府をきびしく防かしめられし事見ゆれば、大神豫て見晴して、此任ありしにこそ。藤原乙麻呂卿は、公卿補任に、武智麻呂三男也とあり。此人極めて勇士なりけん。さて此備をきゝ懼て、異賊は得來ずなりけんか、又大神の教へ給ひし程なりければ、實は襲ひ來つれども、神に罰せられて、逃かへりしにも有べし。

三代實錄十六。貞觀十年十二月甲申朔。十四日丁酉。遣使者於伊勢大神宮。奉幣告文曰。天皇我詔旨掛畏岐伊勢乃度會宇治乃五十鈴乃河上乃下都磐根爾大宮柱廣敷立。高天乃原爾千木高知天彌定竟奉留天照坐皇大神乃廣前爾恐美恐美毛申賜止倍申久。去六月以來太宰府

〔新羅賊船云々〕新羅は韓土統一の後も屢調物を貢ぜしが、仁明天皇承和年中に至りて全く入貢を斷ち却て我が邊境を侵すに至れり、此時の入寇は貞觀十一年五月なり。

〔弱肩〕弱は下文の太に對へたる稱と云ひ、或は謙稱とも云へり。

度々言上須良久新羅賊船二艘筑前國那珂郡乃荒津爾到來天豐前國乃調貢船乃絹綿乎掠奪天逃退多利。又聽樓兵庫等上爾依有大鳥之怪天卜求爾。隣國乃兵革之事可在止卜申利。又肥後國爾地震風水乃灾有天舍宅悉仆顚利人民多流亡多利。如此之灾比古來未聞止故老毛申止言上多利。然間爾陸奥國又異常奈留地震之灾言上多利。自餘國々毛又頗有件灾止言上多利。傳聞後新羅人波我日本國止久岐世時與利相敵美來多利。而今入來境內天奪取調物利天無懼沮之氣量其意況爾兵寇之萌自此而生加。我朝久无軍旅久專忘警備多利。兵亂之事尤可愼恐。然我日本朝波所謂神明之國奈利。神明之助護利賜波何乃兵寇加可近來岐。況掛毛畏岐皇大神波我朝乃太祖止御座天食國乃天下乎照賜比護賜利。然則他國異類乃加侮致亂倍岐事乎何曾聞食天警賜比拒却介賜波須在牟。故是以以從五位下弘道王、中臣雅樂少允從六位上大中臣朝臣冬名等乎差使天禮代乃大幣帛遠忌部神祇少祐從六位下齋部宿禰伯江加弱肩爾太繦取懸天持齊令捧持天奉出給布。此狀乎平介久聞食天假令時世乃禍亂止之天上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛掛毛畏岐皇大神國內乃諸神達乎毛唱道岐賜比天未發向之前爾沮拒排却賜倍。若賊謀已熟天兵船必來倍久在波境內爾入賜須之天逐還漂沒女賜比天我朝乃神國止畏憚禮留故實乎澆之多失比賜布奈。自此之外爾假令止之天夷俘乃逆謀叛亂之事中國乃兵賊難之事又水旱風雨之事疾癘飢饉之事爾至万天爾國家乃大禍百姓乃深憂止毛可在良牟乎波皆悉未然之外爾拂却鎖滅之賜天天下无躁驚天國內平安爾鎭護利救助賜比皇御孫命乃御體乎常磐堅磐與天地日月共爾夜護晝護爾護幸倍矜奉給倍止恐美恐美毛申賜久止申。

今按に、凡此御世に如此禍事の競來つるは、佛にのみ媚ひ給ひし故なる事、既に一二卷にも引ていひ、又下卷どもにも辨へたれば、相合せて考ふべし。さるを今世の諺に、かなしき時の神だのみと云めるやうに、同書同月廿九日右次三十葉下條に、石淸水奉幣告文にも、同歎き見えたり。其文右と大概同かれば、其も省きつ。さりけれど、大神は猶捨させ給はずて、此時も新羅船、共まゝ見えずなり、後の寇もなく、天下何事も無かりつるは、廣く厚き神の惠ぞかし。

同三十四 元慶二年十二月壬戌朔。十一日壬申。太宰少貳從五位下島田朝臣忠臣等奏言、櫃日宮有託宣云。新羅房船欲向我國。宜爲之備。因茲遣從五位上守刑部大輔弘道王向伊勢大神宮祈請冥助。

同廿日辛巳。以從五位上守民部大輔藤原朝臣房雄爲太宰權少貳兼左近衛權少將從趣太宰府警戒戎事。同廿四日乙酉。遣兵部少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長向太宰府奉幣櫃日。八幡。及姫神。住吉。宗形等大神。其櫃日八幡姫神別奉綾羅御衣各一襲金銀裝寶劍各一。以彼府奏有託宣云。新羅凶賊欲窺我隙。肥後國有大鳥集河水變赤等之怪也。

此時も、大洋に見えたる賊船散失て、つひに向はずなりにしは、右の大神達の吹掃退給ひしこと、次に合せて知べし。

朽木本日本紀略二。延喜元年七月十三日甲子。隱岐國言。從坤方猛風高吹。天健金草命託宣。新羅賊船數艘浮居北海。我爲追沒。令吹大風者。其翌日件帆柱板棹等流着海岸。蓋是賊賊船破損殘木也。神明所告共徵如此。

（太宰少貳）太宰府にて權帥（又は大貳）に次ぐ職員也、定員二人、相當從五位下也。

（太宰府）西海道を總管し兼ねて外寇を防ぎ外交の事を掌る官にして、筑前國御笠郡太宰府村に置く、宣化天皇元年官家を那津に置き九國を總攝し兼ねて三韓に備へしめしを濫觴とし、太宰の名は推古紀十七年の條に始めて見えたり。

（平朝臣季長）寛平八年藏人頭となり翌年卒す。

今按に、神名帳に、隱岐國穩地郡天健金草神社と見えたる是神也。此時は、正しく追沒給ふ事を神も告給ひ、又其船の碎けたるを、翌日岸に打よせたる、いといちじるかり。

扶桑略記廿四。延喜十八年裏書曰。十月十五日。太宰府解。壹岐島言上怪異等解文云。西南方彗星二三夜見。又長比賣明神、住吉明神、社如大鼓鳴動。御體美石出寶殿在地上。高御祖名神社内亂聲。炎光照耀。指東飛去。下部等申云。彼島内狹兵革。古老云。寛平六年二月。彗星見。四月新羅賊來損人物擾吏民云云。神破賊船。

今按に、此神は神名帳に、壹岐國壹岐郡十二座内住吉神社名神大手長比賣神社と見えたる是也。

朽木本日本紀略十七。寛仁三年四月十七日甲辰。公卿參入。被行小除目之間。太宰府飛驛使乘馬馳入左衛門陣。是刀伊國賊徒五十餘艘起來。虜壹岐島。殺害守藤原理忠。並虜掠人民。來筑前國怡土郡者。十八日乙未攝政以下定申飛驛事。仍賜太宰府勅符。並令五箇條警固要害防禦凶賊。祈禱諸神可守當境之由也。廿一日戊申。奉幣伊勢大神宮以下十社。依刀伊國賊徒事也。廿二日俄吹起神風賊船漂倒。

今按に、神風の、賊船を吹潰せし事、後世の俗は、蒙古賊が時の事とのみ聞傳へためれど、如此數多たびありし事は、次にも出すが如し。又かく古へよりあまた度の神風の例に就て思ふに、そのはじめは、伊勢國風土記倭姫命世記等に出たるも、其一なるべし。然る時は、神武天皇巻なるも、さるよしこそありつらめ。彼大御歌の釋に、神武御時は、天照大神はいまだ伊勢には遷らせ給はずなど云て、別様に說なしけるは、なか〳〵に僻事なること、はやく蘆荻抄に辨へたるが如し。猶これかれを相合

〔天健金草神社〕穩地郡五箇村大字久見に在り。

〔小除目〕臨時の除目を云ふ。

〔倭姫命〕第二代の齋王倭姫の第一代記也。

〔大御歌〕神武紀前紀に冬十月癸巳朔天皇嘗其嚴瓮之粮、勒兵而出、先擊八十梟帥於國見丘、破斬之、是役也天皇志存必克、乃爲御謠之曰、伽牟伽筮能、伊齊能于瀰能、於費異之珥夜、異波比茂等倍廼、之多儾瀰能、之多儾瀰能、阿誤豫阿誤豫、之多太瀰能、異波比茂等倍離、于智豆之夜莽務、于智豆之夜莽務、謠意以大石喩其國見丘也とあり。

せて、神の御所爲の奇く貴く、測知がたきほどをおもふべし。

小右記十、萬壽四年秋七月十一日云云。昨日中納言朝經奉行宇佐宮可有御祈。而神祇官不參○問○例外記業任申云。長保五年十二月七日。有宇佐宮并石淸水怪云云。陰陽寮占文曰。艮坤方○奏兵革事國家可愼給云云。果來異賊。

明月記廿一。天福五年五月十二日云云。卜恠異事。石淸水八幡宮所司等言上。去十二日。經文𥡴。去七日巳時。高良社御正體鏡鳴動。今日卯時。同社御正體二面重鳴動光耀事者。依何咎所致哉云云。或云。此兩社鳴動。依例可有異賊伺邊土。近年旣及數度。

今此等を合せて按に、夷賊の吾御國を窺んとして、海近く寄來る事あれば、忽神慍らせ給ひて罰し給へるに、其邊土の人も見しらずなり、況や京までは聞えず成つるが、昔より多かりつらんと見えたり。上に引し貞觀十年の宣命に、掛毛畏岐皇大神國內乃諸神達乎毛唱比道岐賜比未發向之前爾沮拒排却賜倍。若賊謀已熟天兵船必來倍久在波境內爾入賜天逐還漂沒女賜比云云。とあるなどを合せて知べし。故なべての世の人々も、其神恩をしらずうち過て、祭祀をだに疎かになし來めることそ、恐くかたじけなけれ。取わき、異賊の寇に就ては、香椎、八幡、住吉、高良等の大神の御禦ぎ多かれば、國政を執らん人は更にもいはず、天下の百姓おしなべて尊むべきものなるぞかし。

一代要記九。龜山天皇弘長三年八月十四日未刻。大風。八幡宮高良宮震動。八幡宮社頭大木顚倒。打殺人二人。一人宮籠。一人參詣者。是依來異賊云云。依之十五日放生會延引。

今按に、蒙古が使は、書のうへには、今年より六年後文永五年二月に、始て來りつるよしに記したれ

〔明月記〕建久三年三月以下の藤原定家の日錄、六十一冊也。

〔高良社〕岩淸水八幡本社の下に在り、師時記に、江師云、高良大明神者武內大臣也云々、高良者藤大臣連保之御事也、神號曰高良玉垂命、以干滿二珠令奉行之故、奉號玉垂、と見えたり。

〔文永五年云々〕此年（蒙古世祖至元五年）正月高麗王蒙古に迫られて其臣起居舍人潘阜等を遣はし、太宰府に至りて圖書方物並に蒙古の書を獻る、朝廷反譏せざることに決し、幕府西海沿岸の警備を嚴にせしむ。

〔八幡愚童訓〕八幡宮の垂跡御事、名號御事、遷座御事、御事東地御事、其他佛說と史實を交へて說明せる書、僧公允の著也

〔日蓮註畫讚〕日蓮一生の事歷を三十二項に分ち假名書にせる書、僧日澄の著也

〔文永十一年云々〕文永五年以後蒙古の使を御くる數回なりしが、此時遂に忽郭劑、洪茶丘を將とし、船艦九百餘艘、漢軍二萬五千、高麗兵八千を以て對馬に入寇す、守護代右馬允宗助國以下悉く戰死、賊轉じて壹岐を侵し守護代平景隆力戰して死す、賊依て二島に據り掠奪を縱にせり。

ど、既に此時來て、みそかに樣子を窺ひけん。故に此御怒りはありしにこそ。（此間に、使者度々來りける事は此に省けり、）

八幡宮蒙古記上卷俗に、（八幡愚童訓と云る書の草本なり。）文永十一年十月五日卯時に、對馬國府八幡宮假殿の內より火焰おびたゞしくもえいづ。國府在家の人々燒亡出來しよと見るに、もゆべき物もなきをと怪しみけるほどに、同日申時に、對馬の西おもて佐須浦に、異國船見ゆ。其數四五百艘に、凡三四萬人もやあらんと見るばかりよせ來ける云云。

日蓮註畫讚曰。文永十一年十月五日卯刻。自對馬國府八幡宮假殿中大火焰出。同日申刻。對馬西佐須浦。異國兵船四百五十艘。三萬餘人寄來云云。

今按に、此火焰は、八幡大神の御怒にして、里人にもしらせがてら飛出させ給ひしなるべし。此賊どもの亡びける廿日の夜の、海上の火焰の奇しかりし事など思ひ合すべし。

八幡宮蒙古記上、文永十一年五月廿日條曰、こゝに山田が若者五六人、蒙古におひたてられ、赤坂をくだりて、のけ兜になりて逃る所に、蒙古三人もみにもんでおひかけたる。されどもとくにげ延し事、一町あまりなりしかば、蒙古ちからなくせめての事にや、尻をかきあけて、此方へむかひてぞをどりける。此時山田の逃武者ども、口をしき事かな、奴原にかく追立らるゝ事よと、精兵をえらびて、射あつべきにはあらずとも、遠矢射て見む、南無八幡大菩薩、此矢敵にあてさせ給へとて、何にあてんともなくはなちけるに、あやまたずかの二人ともにいこみしつ。此時日本人は一度にどつとわらへども、蒙古は音もせず、手負を搔具してにげさりつ。大菩薩の御罰にあらざるほか、如何してかの矢のあたるべきいはれあらんと、貴ばざる人なく、うれしさはかりなかりけり云云。

〔勝に乘じ云々〕蒙古軍は對馬壹岐より肥前松浦を侵し十九日太宰府に迫り筥崎村を燒き今津佐原を劫掠す。

〔武房〕菊池氏第十代にて隆泰の子也菊池傳記に、隆泰が三男次郎武房後に肥後守と號す、文永十一年蒙古國より日本を襲し時九州の諸將各發向し是を防ぐ、武房其一人なり、相從ふ者共には舍弟赤星三郎有隆、同菊池八郎康成云々以下八百餘騎、對馬に赴き武房有隆康成等勇を奮て大に蒙古の軍を破り首を獲ること五百餘に及べりとあり。

今按に、これを八幡大神の二たびの御助けと仰べし。但し是ばかりの事はあまた所に出たれど、此には多くもらしつ。

亦曰、上の續きなり されども蒙古しだいにつよく、勝に乘じて攻來。今津佐京百道赤坂まで亂入して、松原の中に陣を取てぞゐたりける。此松原まで神慮のなびきよせ玉ひし事、下にて念合すべし。かほどの事あるべしとは、かねてはおもはざりければ、妻子眷屬をかくしもおかずして、數千人ぞ捕はれにたる。はじめ軍立思ひしにたがひて、今はおもてを向べきやうもなく、御方おひ〳〵に引退て、一人もかゝる者こそなくなりにけれ。こゝに菊池次郎おもひ切て、百騎ばかりを二手に分ち、おしよせて、さん〴〵にかけちらし、上になり下になり勝負を決し、家の子郎黨等おほくうたれにけり。いかゞしたりけむ、菊池ばかりはうちもらされて、死人の中よりかけいで、頸どもあまた取つけて、御方の陣に入しこそいさましかりしか。是偏に大菩薩を深く信じて、もし感賞あるならば、賜ひたらん一ばんの物を手向たてまつらんとの立願なりし故なりとぞ。後に太宰府より注進して、京都より賜はりし甲冑を、當社へぞ納めける。

今按に、菊池家譜曰。赤星三郎有隆。文永十一年十月廿日。於二筑前所々一有二軍功一。討二捕蒙古大將一云云。有隆赤星掃部助武貫祖父也。亦曰。有隆兒武房。文永弘安蒙古合戰高名無レ隱云云。從二京都一賜二恩賞一と有り。これ八幡大神の三たびの御助けと見べし。箱崎宮は、神名帳云。筑前國那珂郡八幡大菩薩筥崎宮。名神大。と見えたる是也。筑前久留女林田九八郎、寔正語云、筥崎八幡宮は、御社正北面にして、唐土の北京の城門に直向ひ給へり。元より異賊を禦んの御告もありける故に、自然と彼城門の然かむかひしならん。さらば此大神の御稜威に押へ伏せられて、彼王等も、終に手向ひ來る事あた

〔少貳景資〕少貳氏は藤原秀鄕の玄孫修行より出で、修行の孫資賴以後太宰少貳を世襲せしより少貳を以て氏とす、景資は資賴の孫、資能の子にて文永弘安の役には父資能、兄經資と共に鎮西の軍を督して防戰せり、これより少貳氏九州に威を振ふ。

〔あし毛〕青白毛に黑き差毛ある馬の毛色也。

〔水木城〕筑前國筑紫郡水城村に在り天智紀三年の條に是歳於筑紫築大堤貯水曰水城」とあるこれにして當時は既に廢城となれるを修せ

はず、行末は頭を垂て服ひ來べきものぞと見ゆ。

又曰、（是も上よりの續きなり）今は一人も戰はんと思ふ者ぞ絶にける。こゝに大將少貳景資、蒙古の大將とおほしくて、長七尺ばかりの大男、鬚は臍邊までおひさがりたるが、赤鎧にあし毛なる馬にのり、十四五騎うちつれて、徒人七八十人あひ具して追かくる。其時景資が旗のせみ口を、鳩かけりしかば、八幡大菩薩の御影向とたのもしく思ひ、究竟の馬廻に弓の上手がありしかば、それに下知して、逸物の上馬にのせ、一鞭打てはせ出させたり。かの奴原を見かへりて、よつ引はなつ。矢一ばんにかけたる大男の眞中を射つらぬき、逆にこそおちたりけれ。つきそひたる郎黨ども、是におどろき抱へ入ける紛れにぞ、景資水木城の方へ引かへす。其時同じあし毛馬に、金作の鞦おきて、馳出たる異敵を、おひ廻し捕へたり。此者に、かの大男の事を尋ぬれば、蒙古一方の大將流將公と云ものなりとぞ。又其者申けるは、出たつよりあやしく鳩かけりて、既に吾が大將軍をうちてけりと云けるにぞ、八幡宮の降伏めでたくたふとき事を知て、皆人かんじをがみける。

これにて八幡大神の四たびの御助けなり。

同廿一日條云、さるほどに、夜も明ぬれば、廿一日なり。あしたに松原を見れば、さばかり屯せし敵もをらず、海のおもてを見わたすに、きのふの夕べまで所せきし賊船一艘もなし。こはいかにいづくへはかくれたる。ようべまでいねもやられず、かくては九國にみちたる人だねはつきはてなんと、よもすがらなげきあかしつるに、何とてかくはかきけちてうせにけんと、たゞ夢かとばかりたどらるゝありさまなり。此ありさまを見る人々、今朝まで泣まどひけるも、やう〳〵人こゝちつきそめて、とばかり出たち、よく

ろ也、八幡愚童訓に、水木城と申は前は深田にて路一つあり、後は野原廣く續て水木多く豐なり、云々、昔神功皇后土與國大人を禦給ふとて一夜の中にこしらへ給ふ城なれば云々とあり。

〔白裝束〕白張裝束也、白き布の狩衣を着たるを云ふ。

〔筥崎宮〕筑前國糟屋郡筥崎に在る八幡神の別宮にして應神天皇、神功皇后、仲哀天皇を合祀す、延長元年八幡若宮神の神託に因りて創建せり。

よく見れば、異賊が兵船たゞ一艘志賀島にかゝりて、逃のこれるをぞ見出たりける。さりけれどあまりにおぢ怖れて、さうなくむかふ者もあらず。かの陣どりし跡所の、いとあやしく荒けるを見つゝゆくに、こは只事ならじとおもへど、猶さてもおぢをのゝきたる心ぐせのはなれねば、蒙古が方より手をあはせてをがみけれど、我ゆかんといふ人なく、ためらひてあるに、賊どもも助け舟もよせこざるは、降るをさへもゆるさゞるにこそとおもひ切て、それが中の大將、海に入てぞうせにける。殘る敵ども御方の地にはひわたりきて、弓箭をすて、兜を脫ぐ。其時はじめてわれも〳〵とおしよせて、高名がほに生捕にける。猶殘る賊どもを水木岸に引並べて、二百廿人（印本百廿人、一本百六十人）斬てけり。やう〳〵是を見聞て、蒙古退散しにけりと、こゝかしこよりつどひあつまる人々、親は子を尋ね、夫は婦をまどはし、宿所は燒うせ、貨財は盜みとられ、身をよすべき所もなしと、なげきは猶もやまざりけり。をりしもすごう見わたさるるは、燒亡の灰、浦風に吹上られて、天にふたがり、國にみち、目もあてられぬありさまなり。只ぼうぜんとしておもふにも、落にしはきのふぞかし。一夜のほどに、かくもかはりはてぬるものかなと、打うめかるゝほどに、博多に迷ひしおちうどども、一夜過てかへり來しに、是もすまひし家々あとかたもなく、あさましと同じおもひになげく中に、語りあへるは、こたびすでに武力つきはてゝ、かゝる大勢敗北してにげうせにしは、國の危き限りなりき。今はかくと見えし夕過るころ、（印本には夜半と有）白裝束の人三十人ばかり、筥崎宮より出で、矢さきをそろへて射ると見えしは、神の降伏し給ひしなり。此降伏にへきえきして、松原の陣をにげ、海に出けるに、あやしき火もえめぐり、船二艘あらはれて、皆うたれ、たま〳〵沖に逃のびたるは、大風に吹沈められにけり。此事さきに生捕れたる日本人の、其夜歸り來て

かたると、今朝生捕たる蒙古が言と、同じ事なりければ、更にあやまり有べからず。もし此時日本の軍兵、一騎たりともひかへたりせば、大菩薩の御戰といはれずして、我高名にておひ返せりとも申なさましを、一人もなく落隱れて後、夜になりて、さばかりなる南賊どもの恐れて、あるひは沈み或は逃かへりしは、偏に神軍の威徳嚴重にして、不思議いよ〳〵顯然とあらはれたまひにけりと、をがまぬ人こそなかりけれ。

これにて其御助け五たびなる中にも、こはいともいとも大きなる御助けにて、更にきゝおどろかるゝ程なるを、かゝる靈威の世にしる人なくなりぬるこそ、かしこきわざなれ、但此時は、八幡大神のみにはまさず、香椎、住吉、高良大神達を始め、其地の神たちも一同に顯れて、罸し給ひしなるべし。思ふに上に引し、筥崎八幡宮愽の古類書云、住吉三神外、神功皇后、高良明神ノ二座坐也。天武天皇ニ年二月八日、神託シテ曰、我高良大明神也。末世ニ異賊襲フコトアラン。我荒魂ヲ筥崎松原ニ祠フベシ。永ク異賊ヲ降伏セン云云。」とあるに合せて知べし。かゝれば後の武將たち、此社をこそ今少し貴く崇め奉らるべきものなるぞかし。又上の本文どもの例證は、

一代要記九。後宇多天皇文永十一年甲戌十月五日云云。中略。同廿日始テ合戰。宰府軍兵皆敗北了。爰同日亥刻許。兵船一（二イ）艘出來暗天合戰。非ニ凡慮之所ニ及。則是神明之化儀也。卽異國軍兵破テ退散ス。彼兵船一艘留之所乘之人數百六十人許云云。

歷代皇紀云。文永十一年十月。異賊云云。中略。廿日云云。同日太宰府以ニ三百餘艘兵船ニ發向。賊船二百餘艘漂倒云云。

〔大菩薩〕菩薩は梵語菩提薩埵の略、大心衆生、開士、大士、高士などゝ譯す、佛教にて佛の次に位する稱號なるが、本地垂跡の説により神に此號を附するに至れるにて、爰は八幡神を云へり。

〔八幡大神〕欽明天皇の御宇豐前國宇佐郡廐峯菱形池に神靈顯はれ、我は譽田天皇廣幡八幡麻呂なりと託宣せらる、世に八幡神を以て應神天皇となすは是れによるも、これ當時の社家大神比義の假託の言に出でしにて今日にては八幡神は應神天皇に非ずとなす者多し

〔弘安四年云々〕文永入寇の後元使の來朝すること建治元年、弘安二年の二回也、幕府これを誅戮し益西海の防備を固くす、元主世祖同使の處刑を聞き大に怒り、此年范文虎、忻都、洪茶丘を將とし兵凡そ十萬、高麗の將金方慶等兵二萬五千を以てこれに合し、艨艟數千艘を以て入寇、先づ壹岐對馬を侵し、六月五日龍山及び能古、志賀二島に據て平戸に迫る。

皇年代畧記曰。文永十一年十月廿日。太宰府上言。賊船百（二イ）餘艘漂倒云云。

帝王編年紀云。文永十一年十月云云。中略。十一月六日。飛脚到來。是去月廿日蒙古與二武士一合戰。武士悉敗北。其夜漂倒船一艘取二留之一則於二鹿島一留二抑之一云云。とあるを合せて、上の八幡宮蒙古記の實説なる事を思ひ明むべし。右の外、其夜の神風等の事は、蒙古軍記弁疑卷二に詳くことわりつれば、此には省きつ。これにて神の御助け六たびなり。

八幡宮蒙古記下。弘安四年五月廿一日、蒙古の賊船おそひ來る云云。中略。文永の合戰にあらかじめ手なみは見つ。誰が心にもかなふまじとおもふこゝろあり。されども、さき〴〵の神の御扶けをちからとして、ぬけ〳〵志賀島にこそうつろひにけれ云云。其後用心して船をくさり合せ、押廻らして守護し、もしよする者あれば、大船より石弓をくだしけるに、日本の小船たもちがたく、是がために、たび〳〵うたれにければ、此事今は詮なし。夜打を止て、かせんすべしとぞ備られける、されども、猶止ず。伊豫國住人河野六郎通有、異賊退治のため本國を立し時、十年のうち蒙古よせ來らずば、異國へわたりて合戰すべきと、起請文をかきて、氏神三島社に誓ひ、それを燒て灰を飲て、此八ヶ年まで待ちて、（文永十一年より、弘安四年まで八ヶ年なり。）今その時を得たりといさみたちて、兵船二艘を以て、異賊が中へおしよす、蒙古も待ちうけて、射合せけるに、蒙古がはなつ矢に、究竟の郎黨四五人射ふせられ、たのむ所の伯父さへ手負、わが身も石弓に肩をつよくうたれ、弓引べきにも力及はねば、片手に太刀をひつさげ、帆柱を切て船にわたしかけ、乗うつりて、さん〴〵に切めぐり、多くの敵の頭をきりとり、又其中に大將とおぼしくて、王冠きたる大男を生捕て、前にしあつけてぞ歸りける。

〔上野介通繼〕河野氏は神饒速日命の後越智氏より出で文武天皇の御宇越智玉澄伊豫河野に居せしより其子孫河野を以て氏となす、通繼は玉澄二十四代の孫にて、通久の子也。

〔國史實錄〕神武天皇五十四年より後陽成天皇慶長十六年までの歷史にて林恕の撰、七十卷なり。

今按に、河野家譜曰、對馬守通有ハ上野介通繼ガ子也。弘安四年蒙古襲來。大軍充ニ滿志賀鷹島能古等之海岸ニ矣。夷賊退治之事爲タルニ先例ニ故蒙ニ勅令ヲ爲ニ大將軍ト馳ニ向於筑前國ニ。伯父伯耆守通時與ト通有ニ。二艘之中。虜ニ大將一人ヲ。放ニ火於敵船ニ云云。爲ニ此時之忠ニ恩ニ賜肥前神崎庄內小崎鄕ノ。同加納下東鄕ヲ。云云。

國史實錄後編廿三曰。弘安四年辛巳五月。河野通有云云。各祈ニ諸神ヲ時有ニ一白鷺ニ飛ニ入河野通有之營ニ云云。艤ニ軍船ニ二艘ヲ入ニ敵艦之中ニ云云。通有以ニ大刀ヲ多殺之。而虜ニ敵將ヲ縛ニ之于我船中ニ放ニ火敵艦ヲ燒レ之云云。と有ル、これらを合するに、神の護リ扶け玉ふ事八度也。

同閏七月朔日條云、此後夜討せし者どもは、皆おほくうたれつ。されども蒙古このたびは、はなはだにおしづまりて、軍をいそがず、何事をはかるとにかあらん。兵船どもは、はるか沖の方なる鷹島へこそはこぎよせにけれ。此時大軍を以ておしよせばとおもへども、皆三十五十の寄集りにて、これぞといふ大將もなく、たが指揮すといふ人もあらざりければ、強きやうにて、おの〳〵文永の手ごりに懼たれば、いきほひうすし。かゝるをりから、さらぬだに人口さま〴〵なるに、九國既にうち落され、長門におしよせ、只今攻のぼりなんなどいひしらひ、又東國の海よりもおしよすなどひしめきあへり。是をきく者ども、又心おぢせられて、一先いづ方へか逃延べきやと、みゝさゝやきして、さりともといふ者もやう〳〵なくなりぬ。さるまゝに、米穀の類、西國へはつみいらず云云。軍兵等も武力よりは、兵粮につきはてゝ、いかにともせむすべなし。去る文永にも、御方既に落はてゝ、萬死一生に攻なされたりしに、宇佐筥崎こゝかしこの神がみの軍を率ひ給ひて、降伏すみやかなりきと、たゞ當社八幡に、御祈禱あ

〔志賀島〕筑前國筑紫郡博多灣の北方に在る出島也。

〔風宮〕伊勢國度會郡に在りて風神級津彦神、級津姫命を祭る、二社あり一は大神宮別宮七處の一、一は豐受宮別宮四處の一也

〔志賀大神〕志賀島に鎭座せる住吉大神三座也。

るのみのたのみなりけり。さるほどに、志賀島より早馬來りて申す。七月晦日夜半より、乾風おびたゞしく吹いでゝ、閏七月朔日、賊船こと〴〵く漂蕩して、海に沈みぬ。大將軍の船は、風の以前に、奇しき龍かみに追れて逃たれど、猶其ふねも碎けて、長門の浦に吹つけられたりと聞ゆ。殘る所の船どもは、皆吹破られて磯に上られ、沖にたゞよひ、海のおもては算をちらせしに異ならず。死人は岸に積かさねたるが如し。鷹島にうち上られたる異賊數千人、船なくて疲れ居たりしが、破船どもを取つくろひて、蒙古高麗七八艘にうちのりて逃んとするを、鎭西の軍兵ども、少貳三郎左衛門景資を大將軍として、數百艘おしよせたりしかば、異國人ども、船あらばこそにげもせめ、今はかうとて命を惜まず、さん〴〵に戰ひつ。そのさまくみては海にいれ、引出しては殺し、皆落かさなりて首をとり、射ふせ切ふせいとまなし。はじめには、梟にもかけしかど、後には打つみおきて、魚の爲となしてけり。さて是は、そのかせんに出たりし者の注進をそのまゝに記す。かの長門の浦に吹入られたる大將のふねどもは、閏七月五日、云云の兵等あつまりて皆うちとる。但ことごとく殺しはてゝは、かくともしらではてつべし。神國の神の威德を、彼が國へもしらせよとて只三人をたすけて、小舟にのせておひかへす。かくて此數日の大風の事を、後にきゝあつむるに、香椎、宇佐、當社の震動と、伊勢の風宮の震動と、津國住吉社の震動といづれも皆同時なりきと、そのよしおの〳〵告參らせたれば、京都をはじめ、九國の人民一同に、神の威靈のたふときを仰がぬ者こそなかりけれ。

此兩日の神の靈威を按に、はじめ先蒙古賊船、志賀島によせけるに、其所に得あらずして、鷹島に（此島後に玄海灘と云て、能古島沖に、遙にはなれてあり。）こぞりけるは、志賀大神の御稜威に堪かねたるなるべし。次に其島にして亡

〔筥崎の松原〕所謂千代の松原也。

〔伊勢勅使〕同記に同（七月）二日勅使立、中御門大納言經任扈從殿上人とあり。

〔御二參籠八幡宮一〕同記に、八月十一日、新院大宮院新陽明院、御二參籠八幡宮一、七箇日とあり。

〔元史〕元代十三朝の實錄にて、明の宋濂等詔を奉じて撰す、二百十卷也。

びけるも、神と神との御議なる事、彼文永の時、筥崎の松原にて亡びけると合せて知べし。然れば龍神風神の亡し玉ふ迄も、香椎、八幡、住吉、高良等の大神の御稜威にて、此兩日はいく度の御助けともはかりがたけれど、姑く是日にて十度の御助けと見べし。その中にも、伊勢大神の御稜威殊にいちじろく聞えたり。

一代要記九。弘安四年辛巳六月一日申剋。異國兵船來。（此間猶定御祈請の事多く省きつ、既に蒙古軍記辨疑に出たればなり）云云。閏七月一日。云云。同九日。宰府飛脚到來言上。去朔日大風頻吹。而異國兵船悉以漂沒了。是併神明之靈威非二人力之所一レ及云云。（此下伊勢勅使御二參籠八幡宮一等の事今省きつ。）

內宮注進狀云。弘安四年七月廿九日云云。上奏。二宮末社風社寶殿鳴動。自二廿七日一及二三箇日一今廿九日。曉天云云。忽起二大風一而倒二喬木一矣。並亡二九州異狄今刪之圖一歟。仍以言上如件。

筥宮社記曰。風宮。正應六年三月廿日宮符改レ社奉レ授二宮號一預二官幣一二宮同前也。異賊降伏御祈禱之時。依レ有二靈威一也。など見ゆ。此外元史東國通鑑何くれの書どもを引合せて、既に彼軍記辨に出せり。

蒙古襲來繪詞三曰、關東へまゐりし時、御むさうの告によて、（以下惜哉、蟲喰て讀にたへず、故わづかに採つて一二を引也。）〇〇〇年五月廿三日、宇佐大明神にはじめて云云まひる。云云をとび出し給ひて、東のさくらの枝に御居ありて、をがまれさせ給ひし御事云云、後日におもひあはするに、仍て云云、神のめでたき御事を申さんために、これをしるしまゐらす。

今按に、これは肥後國守護人竹崎五郎兵衞尉季長と云し雄士の、自云る詞を、同國天草城主大矢野種保と云人の筆記せしなり。右條に、神の御事多く見えたれど、皆散うせて、たま／＼に殘れるも虫喰

てよみがたし。只是のみにても實に其時の筆のまゝなる物なれば引つ。

吉續記。吉田大納言經長卿記 正安三年十二月條ニ云、異國賊襲來薩摩國子（コ）敷（シキ）嶋。兵船艘海上ニ二三（百イ）千艘許見ユ。自鎭西飛脚下ニ向關東ニ云云。兵船追々轉着岸之時。忽發ニ大風ヲ破ニ賊船而漂沒了。時人皆稱ニ神風ト云云。

史徵引ニ北條日記ニ曰。正安三年冬十二月。異國ノ兵船若干（ソコバク）著ニ薩摩國甑島。俄大風吹賊船逐電。

今、元史東國通鑑等を檢るに、彼文永十一年より此正安三年迄の間に、蒙古賊の寇なひし事、既に六七度に及びけるを、（此事蒙古諸軍記類にくはしく證せり）其度毎に大風を起して、或は罰し或は逐却し給ひつる皇神達の御助けは、誰身にもかゝりて、尊としとも忝なしともいはゞおろかに成ぬべし。さるを此國人は、大かた聞しらず。たまたま如此驛使を走せて注進せしだに、猶世に隱れ來て、宮人の外は知人なくなりにたり。故世人つひに身にあまる神の惠を忘はてゝ、由なき佛よ聖人よとのみ、いひはやしをるこそなげかはしく、且はかしこしともかしこけれ。せめてかゝる正しきためしを見てだに、心をひるがへせかし。

南朝紀傳ニ、應永廿六年八月、異國の凶徒、對馬國の浦に襲來る。兵船五百餘艘、風波のために一時に漂沒す。同古寫本云、異國賊船五百餘艘、對馬浦に襲來ると告申す。京都にても驚かせ給ひて、伊勢に奉幣使を立られけるに、間もなく大風吹起て、賊船一時に漂倒ス云云。行護抄、南遊、攝津ノ住吉神社條ニ曰、舊記曰云云、神功皇后ノ三韓御征伐ノ時ノミナラズ、其後十一年ニモ顯ハレ給ヘリ。又天慶三年十一月純友ガ逆（ソム）キケルトキモ神託アリ。又後花園院享德二年八月二日、神馬死ス。伊勢石清水ノ神馬モ、同時

〔經長卿〕建治三年參議、弘安八年中納言、乾元元年大納言となり、嘉元元年出家す。

〔史徵〕神武天皇元年より後奈良天皇天文十一年に至る歷史、松崎祐之の撰にて十六卷也。

〔南朝紀傳〕後醍醐天皇元弘元年より稱光天皇應永十二年に至る歷史、五卷也。

〔應永廿六年云々〕皇代略記に、應永廿六六廿、蒙古軍船一千三百餘艘、對馬國着來、同廿六日、九國軍兵合戰、蒙古打負、神軍有ニ奇瑞一、同七月二日蒙古悉退散とあり、其他後崇光院御記、日蓮注畫贊等六月のことゝせり。

〔大永二年〕後柏原天皇御宇也。

〔中島廣足〕肥後熊本の藩士にして名を春臣、通稱を太郎と云ひ、橿園、黄口、蛙麿等の號あり、本居大平の門に學び和學を究め著書頗る多し、文久四年卒す。

〔樺島〕肥前國西彼杵郡野母崎の南方に在り。

〔對馬國府〕下縣郡嚴原町也。

ニ死キト云リ。異國賊來リシ故也ト。又大永二年五月十七日、神殿鳴動、此時モ異國賊船自亡ビ失キ。

今按に、これらも大かたの人の聞しらずなりにし事どもなり。猶此たぐひいく度も有けるを、彼蒙古が時の如くに、適定かに語り傳へたるをも、むかしがたりと成來ては、やう〳〵耳うとくなりもてゆきて、今世の人いとたやすくおもひ過し、聞過し來つらめど、猶行末にも、異賊の襲ひ來なんには、忽ち神の御魂起りたちて、罰し給はん事、何かは昔に異ならん。近き文政年間にも、長崎津に參來る阿蘭陀船に、志比夫流登と云し凶賊ありき。其凶賊は北狄が間者にして、おふけなき心を抱きて、彼津の愚人を欺きて、公の制禁の兵器をかすめ去んとしけるに、俄に神風吹いでゝ、其船を引かへし給ひし事ありき。其は今辨ん迄もあらず、刊行の書あり。煩はしかれど、いさゝか摘とりて證すべし。

樺島浪風記（これは我友、中島廣足と云者、彼の時の暴風に吹流されて、樺島といふに漂着せし紀行なり。そを其門人天保四年春刊行して世に弘めたる一冊也。）曰、九日（文政十一年八月九日也）云云、此船より三町ばかり上つ方に、つなぎたる大船のあなたより、火もえ出ぬと見へて、風につれて飛來るほのほ、空にみちて、わが船にもほと〳〵おちかゝりぬべし。人々さわぎたちて、よく見れば、もゆる火にはあらで、なぎさのかたより飛くる光り物なりけり。かなまりの大きなるもありて、空高くきらめきあがるさまおそろしといはんもよのつねなり云云。

今按に、既に引つる八幡宮蒙古記に、文永十一年十月五日卯時に、對馬國府八幡宮假殿の内より火焔おびたゞしくもえいづ云云。又同月廿日夜條曰、松原の陣をにげ、海に出けるに、あやしき火もえめぐり、船二艘あらはれて皆うたれ、たま〳〵沖に逃のびたるは、大風にふき沈められにけり云云。

愚童訓（刊本）曰、博多ノ浦ノ石築地ニテ、武士等數多火ヲタク。彼時ヨリ以來、異國兵船寄ル毎ニ、火ヲ

〔稻佐の濱〕肥前國西彼杵郡に在りて長崎の對岸稻佐嶽の麓也。

〔ひぢ〕泥也。

タクコトヽゾ成ニケル云云。といへるを合すれば、昔も今も同じ事にて、此時の光物も神たちの風を起して異賊の船を吹かへし、導き玉ひし事いちじるし。

十一日夕つかた、長崎にかへりつく。云云。おらんだの船の、さばかり大きなるも碇綱たえて、稻佐の濱なる志賀某が家の門の前の渚にぞ吹あけたる。そもそも阿蘭陀船は、なみ風はげしければ、いかりづなをいと長くのばして、浪をよくることをやはらかにして、かつて綱をたつ事なし。かれこたびもしかしつれど、沖にかゝりし唐船二ツながれかゝりしかば、三の船のおもさには得たへで、つなたえぬなり。から船はすべて三つつなぎゐたりしが、二つは此阿蘭陀船より西なる入江にふきいれて、一つはいはほにてふなはらをつらぬき、一つは深江の浦のおくつかたなる正徳寺といへるてらの山べに吹つけたり。から舟どもは、とかく事はかりて、程もなく引出しうかべぬれど、おらんだ船は、深くひぢの中にすはりてゆるがねば、さまざまにしつれど、出すべきよしなし云云。

こたびの大風は、まさしく神風なりと世にいひながせるはさる事ありけり。かの阿蘭陀船は、こたびかへるべき時にて、其船の中に、わが國の地圖をはじめて、外國にわたす事をいみじくいましめ給ふ物どもを、たれか取傳へたりけん、くさぐさのつみ入物しゐたるを、此大風にあひて、船を吹あげられしかば、やがてこなたの司人たちゆき撿て、つみ入たる物ども取おろし、とかくせらるゝついでに、さるものども皆あらはれ出て、ことごとにおほやけにめしあげ取をさめられぬ。さて其事ものせし紅毛人は、いみじき御かうじにて、ふたゝび此國に來る事を止め給ひ、こなたのはたそれにかゝれるは、ほどほどにつみなひ玉ひぬと後にきゝつるはまことにか。こをおもへば、こなたの人々の死けるかず、吾が輩のうき

め見しは、いふべきことにもあらず。かの蒙古が船を吹やぶりしむかしの神風も、其あたりには近きわたりの國々浦々なるこなたの人ども、船ども、そこなひつらめど、大きなるところより見る時は、そはものゝかずならぬ事になむありける。天保四年正月十五日、橿園（カシゾノ）のあるじ、長崎のたびやどりにて、ふたたび此よしをしるしぬ。

（橿園のあるじ）中島廣足也。

今按に、これは上木せるにつきて、公に憚るべき事はこと〴〵く省けりし也。猶かの國人の委しく物せしもあれど、今もはゞかりて、得ひかず。たゞ其書と合せ考るに、此時の阿蘭陀の船は、既に漕出たるが、大洋より更に吹もどされたるにぞある。又外國にわたす事をいましめ給ふものとは、刀劍のたぐひなり。（槍長刀を加へて、七柄ありきと也。）又神風といひながせるとは、さるみそか言を聞て、後にいひ出せしつけぞへごとにはあらず。其風の吹そめし夕さりつかたより、浦々津々にて、心あるも心なきもおしなべて、神風といひながせしなり。かれおほやけの司人たちもあやしみて、その船を改め見しに、右の制禁の品々のあまた顯はれ出たるにぞありける。さても神の御國のあやしきかな、たふときかな、たのもしきかな。これをおもへば、異國の賊を防ぎ遮らんには、何わざを設けなんよりも、先皇神たちをあつく、おもく、いかしく、齋祭るにしくわざこそはなかるらめ。猶引まほしく、いはまほしき事も多かれど、此すぢの事は、彼蒙古諸軍記辨に出したればもらしつ。

歷朝神異例卷五終

歷朝神異例卷六

修理國土神靈異

續日本紀廿六。天平寶字八年十二月庚寅。云云。是月西方有聲似雷。時當大隅薩摩兩國之堺。烟雲晦冥。奔電去來。七日之後。乃天晴。於鹿兒島信爾村之海。沙石自聚化成三島。炎氣露見有如冶鑄之爲形勢。相連望似四阿之屋。爲嶋被埋者民家六十二區。口八十餘人。是年兵旱仍米石千錢。

同卅五。寶龜九年午二月甲。申去神護中大隅國海中有神造島。其名曰大穴持神至是爲官社。

今按に、此續紀文は、一島を二たび云るにはあらず、各別なり。異本日本紀畧四に、天平寶字八年十月。薩摩國鹿兒島海邊。自成三島。云云。又天平神護二年。大隅國海中有神造島。其名曰大穴持島。於是爲官社と二つに舉たり。此等を以ても、彼大穴持、少名彥神の國を修理給ふと云舊事も、神代ばかりの事にはあらず。此時しもかゝりければ、猶此後とも造りそへ給ふ事推てしるし。今もはしく〳〵の海川のあせゆきて、陸とも里とも追々になりためる、即皆神達の然か造りなし給へるなり。此外何事の上も、神代の古傳は皆此ごとく實正事にして、一つもうきたる言にあらず。さるを彼神代卷などは、數萬歲の間の事を言すくなに語り傳へたれば、紙一枚の間にも、幾千年經たりとも知べからねば、

〔大穴持云々〕神代卷に、夫大己貴命、與少彥名命、戮力一心、經營天下、復爲顯見蒼生及畜產、則定其療病之方、又爲攘鳥獸昆蟲之災異、則定其禁厭之法、是以百姓至今咸蒙恩頼、とあり、又た大三輪神鎭座記に、大己貴命與少彥名命戮力一心、經營蒼生、造國、故號曰國造大己貴命、と見えたり。

〔西遊記〕橘春暉の著、五卷也。

〔楡山神社〕今縣社にて、大里郡藤澤村原郷に在り、熊野神社を祭る。

〔奈良神社〕大里郡奈良村中奈良に在り、奈良別命を祭神とす。

〔濫觴〕孔子家語の語に因り、水源を云へり。

その心には奇異のみ多きが如くなり。猶今の世とても百年千年の間に、たま〳〵顯はるゝ奇異どものみをかきしるさば、やゝ神代に似たらん事も多かるべきものぞ。それが中にも、此日向あたりは、殊にさるやうこそありけめ。近き寛政年間にも、一夜の間に海中へ島五つうかび出たる、それを薩摩の出來島といふよし、西遊記其他の書どもにも出たり。

文德實錄一。武藏國奏請、和銅四年云云。神社之中奈良神云云、忽有湧泉、自然奔出、漑田六百餘町、民有疫癘、禱而癒、人命所繫不可不崇。

異本日本紀略五。武藏國播羅郡楡山神社、奈良神社、年々開山墾田云云。

今按に、神名帳に、武藏國播羅郡四座、小並 白髮神社、田中神社、楡山神社、奈良神社と見えて、和銅四年に顯はれ給ふとあるも、此神たちなり。

釋日本紀曰肥後國風土記曰閼宗縣、縣坤二十餘里有一禿山、曰閼宗岳、頂有靈沼、石壁爲垣、計可縱五十丈、橫百丈、深或二十丈、或十五丈。淸潭百尋、鋪白緣而爲質、彩浪五色、絙黃金以分間、是所神造而天下靈奇。出茲華矣。時々水滿、從南溢流、入于白川、衆魚醉死、土人號曰苦水。其岳之爲勢也、中天而傑峙。包四縣而開基、觸石興雲、爲五岳之最首、濫觴分水、寔群川之巨源、大德巍々、諒人間之有一、奇形杳々、伊天下之無双、居在地心、故曰中岳、所謂閼宗神宮是也。

かゝれば此靈沼、本より神の造給ふ所にして、昔より時々造改給ふ事、前後に引し書どもにもこれかれ見えたり。あやしくも奇しとも、言絕たる靈沼なりや。

三代實錄九。貞觀六年十二月廿六日、太宰府言。肥後國阿蘇郡、正二位勳五等健磐龍命神靈

［?坂寺］大和國高市郡高取町大字坪阪村の南方壺阪山に在り、正しくは南法華寺と號し、千手觀音を本尊とす、大寶三年の建立なりと傳ふ。

［數千の人物］壺坂寺の奧院五百羅漢石を云へるならむ

［出流の觀音］下野國下都賀郡寺尾村大字出流に在る坂東靈場第十七番の札所滿願寺也、其山腹に大日窟、大師窟等の岩窟あり

［新沼］沼、原本沼に作る、他本により改む。

潮、去十月三日夜、有聲震動、池水沸騰空中、東西洒落、其落東方者、如布延纏、廣十許町、水色如藥、黏着草木、莖經旬日不消解云云、

これ其造改め給ふ一つ也。猶此たぐひ多く出たる、見合せて知べし。又靈異などに准へて思へば、諸國の中にも此類ひあるべし。たとへば富士、淺間、霧島山、立山、白山、金花山等のたぐひなり。わが友武藏國國府開村、山田清重がいはく、已はやく陸奧の松島にしる人ありて、彼地にゆきて、一とせあまり住き。其氣しきのあかず、めづらしきあまりに、をり〳〵島々へ遊びに出て、潮干の時などには、其巖のたゝずまひを、おりたちはひ傳ひて、見めぐりけるに、大かた島根の岩どもに切くせ有て、本は造りたるものと見えたり。されど千島と名におへるこゝらの島〻を、人の手して及ぶべきにあらず。神代のむかし、神の造り給へるにもやあらん。其中にもあやしきは、籬島雄島などには、巖の中に穿ちたる穴ありて、其穴へ藤葛を貫て結まとへたる跡あり。いつの世にか、其葛も共に石と化して、組渠へるなど、神造の徵と云べしとぞかたりける。さる事にやあらん。世にいはゆる石見國洞穴、大和壺坂寺の谷間の數千の人物、東國にては秩父の卅一番より卅四番までの觀音の奇觀、出流の觀音の岩窟等に就ても思ひ合する事あり。猶諸國の中には此たぐひも多かるべし。

續日本後紀六、承和四年四月戊申、陸奧國言、玉造塞溫泉石神、雷響振動、晝夜不止、溫泉流河、其色如漿、加以山燒谷塞、石崩折木、更作新沼、沸聲如雷、如此奇恠、不可勝計、仍仰國司、鎭謝災異、教誘夷狄、

今按に、神名帳に、陸奧國玉造郡溫泉石神社、頭書、大穴持少彦名神とある是也。此外溫泉には神跡

多かりけり。今ことごとくに得しるさず。

東鑑廿六、建保四年正月十五日己巳。相摸國江島明神有託宣。大海忽變道路云云。仍參詣の人、船行の煩ならんかとて、鎌倉中の緇素群をなす。誠以末代希有の神變なり。三浦左衛門尉義村、御使として彼靈地に參と云へり。此時より如今は成しなり。めづらしき事也。此事次に合せて云べし。

同抄云。神社考曰。竹生島者。在江州湖中。其巖石多水精寶珠。本朝五奇異之其一也。景行天皇十年。湖中竹生島初涌出云云。委見都良香記。或書曰。景行天皇十年。始生近江淺井郡湖中。所祭神號竹生大明神。聖武天皇天平三年現云云。後醍醐天皇正中元年十一月廿一日、大地震。山崩半入湖。更顯大明神云云。

今按に、神名帳に、近江國淺井郡都久夫須麻神社とある是也。多水精寶珠云云と見えたる、上條の阿蘇靈地文に、清潭百尋舖白綠而爲質。彩浪五色。組黃金以分間。是所神造而天下靈奇出茲華矣。とあるに準て、是も神作なる事を知べし。さて前の江島明神は、いかなる事にか帳には漏たれど、其靈異は右に見えたるが如し。鎌倉書に、彼建保の託宣を市杵島姫命御告也と記せり。安藝嚴島も、市杵島姫の御名を訛れるなるに合すればさも有べし。今此二つに合せて築生島神も、同神なるをしるべし。俗に此胸形三柱大神を、辨才天と唱ふめるは、姫神に坐すを以て附會せし也。我が淺草地の鏡祠御社に坐も、市杵島姫命にましましけるを、いつの頃よりか、辨才天と稱めるが如し。凡て水邊に齋

〔義村〕義澄の子也父に從ひて屢戰功あり、和田義盛の變及び承久亂に力戰す、後ち評定衆に至り、延應元年卒す。

〔神社考〕本朝神社考の略、林道春の著にて六卷也。

〔都久夫須麻神社〕倉稻魂神を祭る、その緣起につき諸說多し。

〔市杵島姫〕神代卷に、天照大神則以八坂瓊之曲玉、浮寄於天眞名井、嚙斷瓊端、而吹出氣噴之中化生神、號市杵島姫命、是居于遠瀛（オキツ）者也。又嚙斷瓊中、而吹出氣噴之中化生神、號田心姫命、是居中瀛者也。又嚙斷瓊尾、而吹

祠るに、所謂天部なるはなし。皆奥津宮邊津宮の由縁にして、胸形大神におはせる也。此外中古後に観音と稱めるは、天照大神別社、藥師と稱すめるは、大穴持少彥名神に坐ける類ひ多かり。こはもと浮屠氏輩、其蠱惑の著明きを羨て、己が佛の方へ引つけて愚かなる者を欺んためのしひ言なりかし。

三代實錄八。貞觀六年五月丙戌朔、庚戌、駿河國言、富士郡正三位淺間大神大山火。其勢甚熾。燒山方一二許里。光炎高二十許丈、有雷。地震三度、歷十余日。火猶不滅、焦巖崩嶺、沙石如雨。煙雲鬱蒸。人不得近。大山西北。有本栖水海。所燒巖石。流埋海中。遠三十許里。廣三四許里、高二三許丈。火焰遂屬甲斐國堺。

同九。同年七月乙酉朔、辛丑。甲斐國言。駿河國富士大山忽有暴火、燒碎崗巒、草木焦熱。土鑠石流。埋八代郡本栖並剗兩水海。水熱如湯、魚鼈皆死。百姓居宅。與海共埋。或有宅無人、其數難記。兩海以東、亦有水海。名曰河口海。火焰赴向河口海。本栖剗等海。未燒埋之前、地大震動、雷電暴雨。雲霧晦冥。山野難辨。然後有此災異焉。

同十一。貞觀七年十二月戊申朔、丙辰。勅、甲斐國八代郡立淺間神祠、列於官社。即置祝禰宜。隨時致祭。先是彼國司言、往年八代郡暴風。大雨。雷電。地震。雲霧杳冥。難辨山野。駿河國富士大山西峯、忽有熾火。燒碎巖谷。今年八代郡云云。雖然異火之變、于今未止。遣使者撿察。埋剗海千許町。仰而見之。正中最頂。飾造社宮。垣有四隅。以丹青石立。其四面。石高一丈八尺許。廣三尺、厚一尺餘。立石之門。相去一尺。中有一重高閣。以石構營。彩色美麗不可勝言。望請齋祭。兼預官社。從之。同丁卯。令甲斐國於山梨郡致祭淺間明神。一同八代郡。

出氣噴之中化生神號湍津姫命是居于海濱（ヘツミヤ）者也、凡三女神とあり。

〔奥津宮邊津宮〕宗像神社は前記三女神を祀れる社にして三社あり、奥津宮は筑前國宗像郡瀛島に、中津宮は同郡大島にあり、邊津宮はもと同郡神湊の東海濱に在りしが、後ち田島村に移す。

〔本栖〕原本木栖に作る、諸本により改む。

〔淺間神祠〕今南都留郡河口村に在り貞觀七年の創建にして木花開耶姫を祭る。

〔本朝文粹〕古來諸家の漢文漢詩を編せる書、藤原明衡の撰にて十四卷也富士山記は同書卷十一に出づ。

〔都良香〕貞繼の子也、弘仁中都宿禰を賜はる、文章博士兼越前權介となり元慶三年卒す。

〔延暦二十一年〕此上、山東腳下有小山、土俗謂之新山、本平地也の文あり。

〔寛永年中〕同四年十一月也。

〔上津島〕今神津島に作る、大島の西南約十里に在り、周廻凡そ五里也。

今按に、其神變奇異は、更にも申さず。此事も實は、神の國を造そへ給ふ也、さる故に、其焼る度毎に、南の湖も埋り、山も出來、河も變りて、駿河甲斐の二國はつぎ／＼廣くなりけり。此後も、

本朝文粹。都良香富士山記曰。此山高極雲表。不知幾千丈。云云。延暦二十一年三月雲霧晦冥。十日而後成山。蓋神造也。

行囊抄曰。延暦廿一年云云。神造愛鷹山。此山裾を引て富士の傍にあり。是を新山と云。

近來寶永年中にも山焼て後、一か山成。俗に寶永山と云是なり。

日本書紀。天武天皇卷十三年十月己卯朔壬辰。逮于人定。大地震云云。是夕有鳴聲如鼓。聞于東方。有人曰。伊豆島西北二面。自然增益三百餘丈。更爲一島。則如鼓音。神造是島響也。

此時に造給ひしは、今の大島ならんと云り。是より後は、此大島に火の見ゆるたびに、一づゝの島なれるよし也。其ことを考ふべし。

續日本後紀。九。承和七年九月乙未。伊豆國言。賀茂郡有造作島。本名上津島。此島坐阿波神。是三島大社本后也。又坐物忌奈命。即前社御子神也。新作神院。有石室二間。屋二間。闇室十三基。上津島本體草木繁茂。東南北方。巖峻崎嶇。人船不到。纔西面有泊宿之濱。今成燒崩。與海共成陸地并沙濱二千許町。東島東北角。有新造神院。其中有壟。高五百許丈。其周八百許丈。其形如伏鉢。東方片岸。有階四重。青黄赤白色沙。次第敷之。其上有一閣室。高四許丈。次南海邊有二石室。各長十許丈。廣四許丈。高三許丈。其裏五色稜石。屏風立之。巖石伐波。山川飛雲。其形微妙難名。其前懸夾纈軟障。即有美麗濱。以五色沙成修。次傍有一磯。如屏風。其色三分之二。悉金色矣。

眩曜之狀。不可敢記。亦東南角有新造院。周垣二重。以壁築固。各高二許丈。廣一許丈。南面有二門。其中央有一龕。周六百許丈。高五百許丈。其南片岸有十二閤室八臺。南面四基。西面四基。周各廿許丈。高十二許丈。其上階東有屋一基。瑩玉瓦形。以葺造之。長十許丈。廣四許丈。高六許丈。其壁以白石立。周則南面有一戸。其西方有一屋。以黑瓦葺作之。其壁塗赤土。東面有一戸。院裏碟砂皆悉金色。又西北角有新作院。周垣未究作。其中有二龕基。周各八百許丈。高六百許丈。其體如瓮伏。南片岸有階二重。以白沙敷之。其頂平廡也。從北角至于未申角。長十二許里。廣五許里。皆悉廣海濱。從戌亥角至于丑寅角。長八許里。廣五許里。同成沙濱。此二院元是大海。又山岑有一院一門。其頂有如人坐形石。高十許丈。右手把劍。左手持桙物。其後有侍者。跪瞻貴主。其邊嶢峩不可通達。自餘雜物。燎讌未止。不能具注。

今按に、上件神造の宮殿樓閣、奇きともあやしきとも見ばよのつねなり。誰か是を見て、神の靈妙に驚かざるべき。假令七八日が間にかきけち給へりとも、海上かけて凡四十里にも及ぶ際の百千の樓觀を、然か巨細に檢察せんには、其院々門々に入たゝざれば、見極る事あたはざるべきに、其人々の海に墮入ざりしも、又あやし。そもそも此時神たちの、かゝる神變を顯はし給ひしゆゑよしは、次に考へて合せ云べし。

〔三島大社〕伊豆國田方郡（もと賀茂郡）三島町に在り當國の一宮也、古史傳によれば、祭神は事代主神にして攝津國三島鴨神社を勸請せるもの也、奉遷の年代詳かならざるも、仁徳天皇の御宇ならむと云ふ、尚ほ祭神を大山祇神となす說少からず、古史傳は、二十二社本緣に、葛木乃賀茂波鴨登書里、都波八重事代主乃神登云、伊豆國賀郡仁坐寸、三島乃神同體仁天坐登云利とあるを引き、事代主神を正說とせり。

去承和五年七月五日夜出火。上津島左右海中。燒炎如野火。十二童子相接取炬。下海附火。諸童子履潮如地。入地如水。震上大石。以火燒摧。炎煬達天。其狀朦朧。所々燒飛。其間經旬。雨灰滿部。仍召集諸祝刀禰等。卜求其祟。云。阿波神者。三島大社本后。五子相生。而後后授賜冠位。我本

〔類聚三代格〕三代格を神社、佛事以下數十項に類聚せる書也、三十卷なりしも、今十卷を存するのみ、三代格とは弘仁十一年藤原冬嗣等の撰弘仁格、貞觀十一年藤原氏宗等の撰貞觀格、延喜元年藤原時平等の撰延喜格の三者を云ふ。

〔藤原朝臣園人〕楓麿の長子也、大同四年中納言、弘仁元年大納言、同三年右大臣となり、同九年薨す。

后未預其色。因茲我殊示怪異。將預冠位。若禰宜祝等不申此祟者。出亂火將亡禰宜等。國郡司不勞者。將亡國郡司。若成我所欲者。天下國郡平安。令産業豐登。今年七月十二日。眇望彼雲島。烟覆四面。都不見状。漸比戻近雲霧霽朗。神作院岳等之類。露見其貌。斯乃神明之所感也。

今按に、上のをち〱は、只怪異のみを示し給ひしにはあらず。祝刀禰等が言は奇怪にして、且僞也。上に引三代實錄に、淺間大明神の事を記せる中にも、是に似たる事あれど、其も怪異にして、信がたかれば、省きて引つるも、此故なり。はやく此ほど活計の祝刀禰等い、妖言をいひふらして、人を惑はしたる事既に一卷に引る天照大神の御告言の中にも出つ。又其妖言に神主禰宜等も相混り、國司郡司等も惑はされし事も多く見えたり。故其を警められたる事もこれかれ見ゆ。類聚三代格。弘仁三年九月。大政官符云應檢察神託宣事。右被大納言正三位藤原朝臣園人宣偁。妖言罪法制非輕。而諸國信民狂言申上寔繁。或言及國家。或妄陳禍福。敗法亂紀。莫甚於斯。宜仰諸國令加檢察。自今以後。若有百姓輙稱託宣者。不論男女。隨事科決。但有神宣灼然其驗尤著者。國司檢察定實言上。とあるたぐひなり。かゝれば此時も國司郡司等よく神慮を伺ひ糺して、言上すべきわざなるを、祝刀禰が言のまゝに奏せしはなほざり也。剩へ本后五子相生而云云など申なして、其祟とさへいへる、いみじき妖言也。とは是より以前彼國津神達、伊豆の神なる島こどもをあまた造らせ給ひたるに、其禮代も不奉、位階のさたもなかりけるまゝに、猶造らば如此も造るべきものをとて、此大造を兩度まで見せ給ひしなり。是を彼阿蘇靈池と合せ考るに、若此時是を怪異となさずして、尊み禱給はゞ、かの宮殿樓閣そのまゝに留り給はんもしるべからず。經旬雨灰滿部とあれば、その造

〔阿波神社〕臨時祭式阿波咩命神社に作る、神津島永續山に在りて、阿波咩神を祭る、今府社也。

〔式社〕延喜式神名帳に記されたる大小社を云ふ、同帳によれば總數三千百三十二座、內大四百九十二座、小二千六百四十座也

〔九十二社〕この內賀茂郡四十六座（大四、小四十二）、田方郡廿四座（大一、小廿三）、那賀郡廿二座（小）也。

り給ふ處は、實正の事也。さるを祟とさへ申なしける故に、神も怒て取崩したまひしにこそ。さて彼神の御事は、三島神に合せて次に云べし。

日本紀略十。承和七年九月乙未。伊豆國言。加茂郡有造作島。本名上津島。此島坐阿波神。是三島大社本后也。又坐物忌奈命。卽前社御子神也。新造島亦作神宮云云。

同十月丙辰。奉授無位阿波神。物忌奈乃命並從五位下。以伊豆國造島々靈驗也。

是も上の度の事なるを、禰宜祝等が言を省けるは、妖言なるを以てなり。此文に以伊豆國造島々靈驗也とあるを合せて、はじめ島々を作り給ひし時の神代のおくれ來つるを、このたびの神變に驚きて、奉られたる事を知べし。此神達は神名帳に、伊豆國賀茂郡三島神社、名神大月次新嘗　同阿波神社、名神大　物忌奈命神社名神大と見えたり。そもそも此國は、僅に三郡の小國なるに、式社ばかりも九十二社座て、しかも神御名を不失して、悉くに載られたるぞいと貴き。又式外社も八九十社もありて、凡ては二百社も座けるを、其も多くは御名を傳て、其命御社と稱せりとぞ。大方他國社は、某社とのみ記して、神御名の傳はりたるはいとくまれなるに、此伊豆國に限りてかくありけるは、はやくの時より追々に顯はれて、國を造そへ給ひし故なるべし。是亦貴くめづらしき事なるぞかし。

扶桑略記廿三。仁和三年十一月二日。伊豆國獻新生島々圖一張。見其畫中。神明放火。以潮所燒則刑銀岳。其頂有綠雲之氣。細事在圖中。不更記之。

異本日本紀略二にも、此圖を奉りける事を載たれど、もはら同じ趣なりければ省けり。

百練抄日。貞治元年春正月伊豆國長十二町。弘八町。島十餘町行去。其跡如湖水。

南朝紀傳に、應永廿三年八月二日、伊豆の大島燒ぬ。其音雷の如し。一本曰四五日經て一の島出來つと云。頼印記曰、後小松院應永廿八年四月四日、伊豆大島白燒、其響如雷、海水如湯、鱗多死、其後遠涌出一兩小島。

など見ゆ。此條のみも、島の成出る事三度なり。

行覺抄云。伊豆國大島ニ大山アリ、婆娑羅嶽ト云。山上ニ社アリ、大島大權現トモ或ハ婆娑羅大明神トモ申。此山ノ高キコト富士山ニヒトシ。燃ルコトモ富士山ノ如シ。非凡境。

伊豆記云。天和ノ末ヨリ貞享元年マデ二三年ノ間、大島山數ク燃テ、時々如雷響アリ。其後海中ニ一新島涌出ス。又寶永元年二月中旬ヨリ、大島大ニ燒、逾月不止。鳴動如雷。夜中火氣見近國。傍生三一小島。是皆神所造也。傳云。此伊豆島々は、自往古如此。漸々神造之。粗國史舊記ニモ見ユ。古老モ云傳ルガ如ク、今ハ伊豆百島ト云許リニナレリ。其始ハ何時ノ頃ヨリ出來始ケン。伊豆名義ハ涌出ノ上略ニテ、海底ヨリ浮出タルヲ以テ名クトイヘリ云云。

これらを見れば、いと上代より近き頃まで、追々に造給ひて、終に伊豆百島といふばかりには成來しなり。此外享保年中公より聞んとせさせ給ひし時の巨細書、又仙臺の林氏の伊豆百島圖說等いと委かれど、其は憚ること多く、且は事長くして引にたへざれば、漏しつ。

文德實錄ニ、嘉祥三年八月戊申。詔以遠江國角避比古神列官社。先是彼國奏言。此神叢社瞰大湖。湖水所漲。擧土賴利。湖有一口。開塞無常。湖口塞則民被水害。湖口開則民致豐穰。或開或塞。神實爲之。請加崇典。爲民祈利。從之云云。

〔應永廿三年云々〕本朝通鑑同年十二月の條に、自四月至是、伊豆大島燃而不熄、其聲如鼓とあり。

〔伊豆名義〕伊豆國風土記逸文に、伊豆東相模西駿河、出其中間之國、故伊豆則出之義也とあり、日本釋名、類聚名物考も此說に同じ、又た諸國名義考は、出湯の約りにてはあらざるかと云へり。

今按に、是上に引住吉大神の湊を開て、遣唐使を助給ひしたぐひ也。殊に此神の如此して民を助け給ひし事は、いと久しき間の事と見ゆ。されば此ほどより後は、年々に其湖を縮て岸を開き、郷村を造り給ひつれば、東海道の驛路にも橋を渡すばかりにはなりき。猶さても水害多くして、民の愁へ止ざりければ、終に其湖水を崩潰して、國を廣げ給へりなど、いとも〳〵かたじけなく貴き大神にぞましましける。されば神名帳に、遠江國濱名郡角避比古神社名神大とありて、從二位下を授けられたる事、續後記に見ゆ。

朽木本日本紀略四。遠江國濱名郡角避比古神。湖水所レ漲。揚地作レ陸。令レ決二入江一。仍貞觀四年。既亘レ橋令レ通二行人一。元慶年中約レ橋五丈。

三代實錄。元慶八年九月朔。遠江國濱名橋。長五十六丈。廣一丈三尺。高一丈六尺。貞觀四年修造。歷二十餘年。既以破壞。勅給二彼國正稅稻。一萬二千六百三十束一。改作焉。

今此等を合て考ふるに、其橋も懸かふる度毎に短く約りしなり。かくて此橋、中古もたび〳〵絶たる事ありけん。

更科日記云、濱名の橋くだりし時は、黑木をわたしたりし。此度はあとだに見えねば、舟にてわたる。入江にわたせし橋なり。外の海はいといみじく浪高くて、入江のかたつらなる洲どもに、いと物もなし、松原のしげれる中より浪のよせかへるも、いろ〳〵の玉のやうに見え、まことに松の末より浪はこゆるやうに見えて、いみじくおもしろし。それよりかみはゐのはなといふ坂の、えもいはれぬわびしきをのぼりぬれば、三河國の高師の濱といふ。云云。

〔角避比古神社〕所在詳かならず、或は新井驛なりと云ふ、祭神角避比古神也、

〔更科日記〕治安元年右中辨孝標（道眞六世孫）の女上總より京へ上れる時の日記也。

〔くだりし時〕父孝標上總守となりて任國へ赴くに、從ひて共に下りし時なり。

〔黑木〕切り取りたるまゝにて表皮を剝がぬ木を云ふ

〔高師の濱〕三河と遠江との境なる高師山の邊の海濱也

これ見れば此時も一たび絕しなり。さて黑木をわたしたりとては、既に其間はいとかりそめの橋となりけらし。彼貞觀の時は六十一丈、元慶の度は五十六丈、昌泰の懸替には四十八丈（此事物に見ゆ）と纔か十五六年廿年の間に、然か約り來しを見れば、彼日記の頃は、わづかに丸木を渡して、三四十丈ばかりの小橋となりけんかし。又入江のいたづらなる洲どもにと云るも、皆神の湖水を挾め給ひて、然か洲とはなし給へるなり。是やがて此橋の絕んとする萠しなりしなり。

行嚢抄東遊云、濱名橋、云云、昔は此邊大湖ニテ、北ノ方引佐細江ニツヾク。其餘水ノ流ル丶入江漸々ニ凋ケルニ依テ、橋ヲ亘ス。其ヲ濱名橋ト號セシ也。自レ是北ノ山際ニ濱名鄕ト云、今モ在リ。サテ此處ノ湖水、明應八年六月十日ノ大地震ニ北ノ山崩落テ湖海一ツニ成レリ。其時橋モ流テ其跡ヲ今切ノ渡ト云。今按に、此湖水の亡びたるを、世人はたゞ地震によりてとのみ心得たれど、其も皆神の御所爲なりし事、上よりの運びを以て知べし。其は彼所に大湖ありては、民の患ひ絕ざりける故に、つひに彼角避彥神の潰し給ひて、民をやすめ、鄕村を多く造り給ひしにぞありける。猶此神の御事をきくに、此後も度々民を救ひ給ひて、常に靈驗のいちゞるしくおはす事、目前にいますが如くなりと云。此近き天保の五年ばかりにも、橋本の方に屬たる海村の民、貧きに堪かねけるを愍び給ひて、一夜の間に、其一村渡場の東の便りよき地に轉し給ひし事ありきと、吾友巴洲隣春（淺草花川戸）が東海道紀行に聞糺して委く記し來つれど、人の普く見しらぬ書なりければ漏しつ。

臨レ事護助神靈異

〔明應八年云々〕類聚名物考には、永正七年八月廿日地震にて、その濱より松原をもゆり崩しぬ、夫より南海北湖の隔うせて一つに成て昔の跡もなし、それよりして此所を今切の渡しと云ふよし聞及びぬとあり。

〔橋〕、遠江國濱名郡新井關の正西、濱名湖と遠州灘との間なる洲崎に在り、古への黑木橋の畔なるより此名出づ。

日本書紀。崇神天皇卷。七年春二月云云。是時神明憑倭迹々日百襲姫命曰。天皇何憂國之不治也。若能敬祭我者。必當自平矣。天皇問曰。教如此者誰神也。答曰我是倭國域内所居神。名爲大物主神。時得神語。隨教祭祀。云云、於是國内漸謐。五穀既成。百姓饒之。

神代卷下。云云。大巳貴問曰云云。汝是吾之幸魂奇魂。今欲何處住耶。對曰吾欲住於日本之三輪山。故即營宮彼處。便就而居。此大三輪之神也。と見えて、神名帳に、大和國城上郡大神大物主神社。名神大。月次相嘗新嘗。とある此神也。

同雄略天皇卷。九年春二月甲子朔。遣凡河内直香賜與采女。祠胸方神。云云、三月天皇欲親伐新羅。時神戒天皇曰無往也。天皇由是不果行云云。

今按に、此胸方神は、神名帳に、大和國城上郡宗像神社三座。並名神大。月次新嘗とある是也。三代實録にも、宗像神坐城上郡登美山。今在外山村。稱春日。と見えたり。さて此時天皇よく神教を容れて適さゝりしにこそ。若背てしひて征伐まさば、必ずよからざる事ぞありけらし。

小右記。寛仁元年十一月廿五日云云。賀茂行幸時宣命曰。天皇我詔旨止掛畏岐賀茂皇大神乃廣前爾恐見恐見毛申賜止倍申久。年來乃間念祈願給倍留事在利。然毛驗久其助相通其驗昭然奈利。恐由手賽給世之報止奉所念行天奈云云。并種々神寶音樂走馬東遊等乎相並而唱進利天。行幸給布云云。殊別天申賜止波久申久。皇太后毛同久共爾參給利。冥助不空須感應暗至天皆闇之月長明仁母儀之風彌芳之萬歲千秋仁夜守日守爾護幸倍奉給止聞恐見恐毛見申賜止波久申。寛仁元年十一月。

〔倭迹々日百襲姫命〕孝靈天皇第三皇女也。

〔幸魂奇魂〕幸魂とは人の生命を護り其の身に幸を與ふる魂を云ひ、奇魂とは奇き德を以て萬事を知り辨へ種々の事業を成さしむる魂を云ふ。

〔宗像神社〕今磯城郡城島村に在り。

〔東遊〕東國の風俗歌に合せて舞ふ舞曲、もと東國の歌舞、中にも駿河風賞美せられしより駿河舞を東遊と云ふに至れり、三代實錄貞觀三年三月の條に東舞とあるを初見とす。

今按に、後一條天皇の御位の初の年なりければ、御卽位の御願ひにてもやありけん。御尊母も倶に願ひ給ひしさま、又此時の御歌等にて然かおぼし。（其御歌は心の種に引つ）何れにも靈驗いちじるしかりしさまに見ゆ。

續日本紀廿四。天平寶字七年秋八月壬午。初遣高麗國船名曰能登。歸朝之日。風波暴急。漂蕩海中。祈曰。幸賴船靈。平安到國。必請朝廷。酬以錦冠。至是緣於宿禱。授從五位下。其冠製。錦表絁裏。以紫組爲纓。

日本後紀四。延暦十八年五月丙辰。前遣渤海國使外從五位下内藏宿禰賀茂麻呂等言。歸鄕之日。海中夜暗。東西掣曳。不識所著。于時遠有火光。尋逐其光。忽到嶋濱。訪之是隱岐國智夫郡。其處無有人居。或云。比奈麻治比賣神常有靈驗。商賈之輩。漂宿海中。必揚火光。賴之得全者。不可勝數。神之祐助。良可嘉報。伏望奉預幣例。許之。

今按に、類聚國史また日本紀略卷五に載られたるも、全同じ趣なり。此神の事、既に上卷にも出せる如く、其靈驗のあらたにます、今も全かはらずと云り。神名帳に、隱岐國知夫郡比奈麻治比賣命神社とのみ載たるは、名神大を脫せし也。三代實錄、貞觀十三年閏八月廿八日條曰。授隱岐國從五位上比奈麻治比賣神正五位下。正六位上蕤若酢神從五位下とある、此一等輕き蕤若酢命神社に名神大とあるに合せて知べき也。かやうの誤、式に多かり。よく改め正すべきものぞ。

日本後紀十三。延暦廿四年十二月乙卯。廿日甲斐國巨麻郡弓削神社預官社。以有靈驗也。

たゞ靈驗とのみあるも、さき〴〵より助け給ふ事の有し故に、國司より其よしを奏せしなり。神名帳

〔高麗國〕渤海國也

〔渤海國〕今の滿洲及東蒙古に在りし國也、高麗の滅後その國人北に遷りしが、文武天皇の頃大祚榮と云ふもの諸部を併呑し、遂に唐王に封ぜられて渤海郡王となる、神龜四年我國に來朝せるを初めとし、延喜八年に至るまで時々入貢せり。

〔蕤若酢命神社〕水若酢神社なり、穩地郡五箇村字郡に在り、水若酢命を祭る、今國幣中社なり。

（筑波山神社）諸册二尊を祭る、今縣社也。

（名神）鎮座の年代古く神統正しき神社に附せる社格にして、延喜式によれば三百九座ありこの列にあるは悉く大社也。

（大小）神社の社格也、もと社格に天社國社の別あり、其後大中小社の別律にも見え世に行はれしが、延喜式に至り中社を除く

（伊夜比古神社）西蒲原郡彌彦に在り當國の一宮にして天香久山命を祭る崇神天皇御宇の草創と傳へらる。

に、甲斐郡八代郡弓削神社と見ゆ。

同十五。弘仁十四年春正月丁巳朔。丁丑。常陸國從五位下。筑波神社爲官社。以靈驗頻著也。

神名帳に、常陸國筑波郡筑波山神社二座、一ッ名神大、一ッ小、と見ゆ。世に如此皇祖神に臣位階を授けらるゝ事を心得かねて左右ためる、凡て皆當らずひがごとなり。今其事を此神の位階と又大小の差あるに就てかりにいはゞ、凡て神に位階を奉る事は、位田を授るためにもあらず、又其社の高下に拘るにも非ず、たゞ其神達の靈驗の輕重多少を分つ官符なり。されば尊重の神にも位階なきあり、小社神にも位階あるあり。皇祖の神に下位に坐あり、自餘神に高位なるあるなど、皆此故なり。今此伊弉諾伊弉冉二柱並坐中に、一柱は名神大に坐て、一柱は小社に坐も、女神の方にはさせる靈驗の顯はれ坐ざりし故也。大かた此心もて次々の位階のさまを見合ゆかば、多く言を費すまでもあらず。此一册にてもさとりなんものぞ。

同十六。同年冬十月甲申朔。壬寅。坐肥後國阿蘇郡從四位下勲五等建磐龍神。特令充當郡封二千戸。此神。久旱之時祈即降雨。護國救民。靡不賴之。

日本紀略も全同じ。神名帳に、肥後國阿蘇郡建磐龍命神社。名神大。とありて。阿蘇山三社の中の一座なり。此大神の事上卷どもに度々出たれば、今は省きつ。

續日本後記二。天長十年七月戊子。越後國蒲原郡伊夜比古神。預之名神。以彼神每有旱疫致雨救病也。

神名帳に、越後國蒲原郡伊夜比古神社名神大。

〔辛國息長大目命神社〕神名帳、息長の下大姫の二字あり、辛國息長大姫大目命を祭る、田川郡香春村香春に在りて、今下記の二社と合併し縣社に列す。

〔苅田嶺神社〕今磐城國刈田郡宮村に在り、日本武尊を祭る。

同六、承和四年正月辛卯。在石見國五个郡中神社十五社。始預官社。以能應吏民之禱。久救旱疫々災也。

神名帳に、石見國五郡卅四社中の十五社也。悉く擧るに遑らず。

同六卷十七承和四年十二月庚子。太宰府言。管豐前國田河郡。香春岑神。辛國息長大姫大目命。忍骨命。豐比咩命。摠是三社。元來是石山而土木惣無。至延暦年中。遣唐請益僧最澄躬到此山祈云。願緣神力平得渡海。即於山下為神造寺祈禱。云云。神驗如在。毎有水旱疾疫之災。郡司百姓就之祈禱。必蒙感應。年登人壽異於他郡。望預官社。以表崇祠。許之。

今按に、神名帳に、豐前國田川郡三座小。辛國息長大姫大目命神社。忍骨命神社。豐比咩神社と見ゆ。豐前風土記曰。田川郡鹿春郷辛國社者。昔者新羅神自渡到來住此川原。郡名鹿春神也など見えたり。猶三代實錄貞觀七年二月條下と見合すべし。

同七。承和五年二月庚戌。武藏國都筑郡杉山神社預之官幣。以有靈驗也。

今按に、神名帳に武藏國都筑郡一座小杉山神社とある是なるべし。杉と杉と何れか是ならん。

同十四。承和十一年丁酉。奉授陸奥國无位勳九等苅田領神。无位鼻節神並從五位下。緣有靈驗也。

今按に、神名帳に、陸奥國苅田嶺神社。名神大。とある、此神なるべし。領は嶺を誤れる也。又和名抄に那田とあるも苅田を誤りたるなり。

同十八。嘉祥元年十一月壬申。隱岐國伊勢命神。預明神例。緣屢有靈驗也。

〔伊勢命神社〕穩地郡五箇村字久見に在り、伊勢命を祭る、今鄉社也。

〔大酒神社〕葛野郡太秦村桂宮院內に在り、祭神は安閑皇子豐彥王かと云ふ、廣隆寺緣起には、大酒明神者秦始皇之祖神也、仲哀天皇御宇、功滿王來朝而奉渡之、依神驗無双、後冷泉院治曆四年四月廿五日被授正一位、と見えたり。

今按に、神名帳に、隱岐國穩地郡伊勢命神社名神大とあれば、重き神社也。此社をしも預明神例とあるは、明神はいと重き稱なりし也。今世に神と申せばなべて某明神とのみ稱へけるは、私事ながら、本は尊稱なるに就て稱へそめし也。はやく此間より如此見へたるを見れば、土佐日記に、住吉明神と云るは、即灼き靈驗を稱へたる詞にて、僻事にはあらざる也。如此しも稱へそめたるは、神は幽冥におはして、常には人の目に見え給はざれども、其靈驗のいちじろき時は、現しき世に明に在が如しと云意に取て申しそめたるなり。即現にいます天皇を明神と申すと終には同意におつめり。

同十九。嘉祥二年四月庚寅。常陸國久慈郡稻村神預官社。縁水旱之時祈必致感。

神名帳に、常陸國久慈郡稻村神社とある是也。此神の靈驗のそもいちじろく坐す事、其國の人に聞けり。こゝにしるさず。

同十九廿三葉左 嘉祥二年九月丙寅。奉授山城國葛野郡大辟神從五位下。縁屢有靈驗所祈必應也。

神名帳に、山城國葛野郡大酒神社元名は大辟神とある是社なり。

三代實錄三。貞觀元年冬十月癸未朔。七日己丙。畿內畿外諸國遣使、班幣於天神地祇。去九月。祈無風雨之灾。誠有感激。歲以有年。仍賽之。

同七。貞觀五年三月癸亥朔。丙寅。勅班幣七道諸國名神。今春咳嗽流行。人多疫死。仍禱名社神明。有感。因以賽之。

左經記一。寬仁元年八月七日壬申未剋。被立卅一社奉幣使云云。爲攘虫也。右大將被奉行之人々語。數千鳥近日相集田畝。喰失蝗虫云云。

〔鹿島宮〕常陸國鹿島郡鹿島町に在り武甕槌命に、經津主命、天兒屋命を配祀す。

〔香取宮〕下總國香取郡香取町に在り經津主神に、姬大神、武甕槌命、天兒屋命を配祀す。

〔園神社韓神社〕共に京都大炊の北、壬生の東に在りしが、今は廢絕す、園神社は大物主命韓神社は韓神及び少彦名命を祭る。

〔氷川神社〕武藏國北足立郡大宮町に在り、大己貴命、素戔嗚尊、稻田姬命を祭る。

如此諸社に奉幣せられて、神の感應ありし例はいと多く、史毎に年々の如くなりければ、只一二を擧て他は省けり。

小右記四。治安三年九月六日云、戌剋許、鹿嶋使經孝進鹿嶋宮香取宮司等、神寶、御幣、封、并表衣、笏、請文。鹿島、神寶、御幣、表衣、笏、常陸封十戶、香取、神寶、御幣、下給封五戶。經孝申云、路間無風雨之妨、勘日七月十七日參著鹿嶋宮、奉御幣等、翌日渡海參香取宮、同以奉御幣等、宮司等申云、御幣神寶太嚴重、不似他所、又香取宮明日渡海、就中風波不靜難渡歟、然而愁以乘船參入、入海面祈神忽平、似有神感、神人申所亦如此。

江家次第頭書云、園韓神口傳云、件神延曆以前坐此、遷都之時、造宮使欲奉遷他所、神託宣曰、猶座此處奉護帝王、仍鎭座宮內省云云、

今按に、此事古事談にも出たり。三代實錄四貞觀元年正月廿七日甲申。授宮內省從三位園神韓神並正三位云云。神名帳云。宮內省坐神三座並名神大、月次、新嘗。園神社韓神社二座。

東鑑四十一。建長三年四月、若宮別當法印、自此武藏國鷲宮歸參、御祈願成就、奇瑞不一、去十九日於社頭御神樂之砌、一之見事託宣尤嚴重、殊有其奇特之由云云、

今按に、武藏國埼玉郡鷲宮村鎭座。社領四百三十石は鎌倉よりの寄附也。其より以前も大社なりけむ事は、氷川神社の末社なるを以てしらる。然るに神名帳に、氷川神社を載て、此本社を漏せしは、中臣家の私事也。

續日本紀一。大寶二年七月癸酉、在山背國乙訓郡火雷神、每旱祈雨、頻有徵驗、宜入大幣及月

次幣例。

今按に、神名帳に、山城國乙訓郡坐大雷神社名神大。月次。新嘗。とある。大字は火を誤れる也。古本頭書に火雷命賀茂建角身命也と記せり。

續日本後記十一。承和九年二月丁巳。遣使奉幣松尾、鴨御祖、鴨別雷命、乙訓等名神、祈雨也。是日雨降。通宵不綴。

神名帳云。山城國葛野郡松尾神社二座。並名神大。月次相嘗。新嘗。愛宕郡別雷神社。名神大。月次。相嘗。新嘗。賀茂御祖神社二座。並名神大。月次。相嘗。新嘗。

同十二。承和九年七月戊戌。勅奉幣於貴布禰、乙訓、丹生。川上雨師神社。令祈雨也。是夕雨降。

神名帳に、愛宕郡貴布禰神社。名神大。月次。新嘗。乙訓は上に出たる火雷神社也。丹生川上は、大和國吉野郡雨師神社名神大。月次。新嘗。とある是也。帳今本に、丹生川上神社とのみあるは、雨師の二字を脫せしなり。文德實錄、三代實錄、類聚三代格等に據て右二字を記せり。

同十三。弘仁九年冬十月乙卯朔。己未。賽山城國愛宕郡貴布禰神以祈雨有驗也。

貴布禰神社既出上。

文德實錄四。仁壽二年七月乙亥。遣使者向賀茂、松尾、稻荷、貴布禰等名神奉幣。祈雨即日得甘澍云云。

神名帳に、山城國紀伊郡八座。稻荷神社三座。並名神大。月次。新嘗。其他神社は皆出上。

異本日本紀略七。天德三年七月五日戊申。祈雨丹貴二社。未剋雷雨神感也。

〔松尾神社〕葛野郡松尾村字上山田に在り、大山咋神、市杵島姫神を祭る大寶元年の創建也

〔別雷神社〕愛宕郡上賀茂村に在り、賀茂別雷神を祭る

〔御祖神社〕愛宕郡下賀茂村に在り、別雷神の御母玉依媛及び外祖父賀茂建角見命を祭る。

〔貴布禰神社〕愛宕郡鞍馬村に在り、伊弉諾尊子神を祭る。

〔乙訓は云々〕大和國宇智郡火雷神社と別たむ爲め也。

〔丹生木上神社〕吉野郡南芳野村丹生に在り、高龗神、闇龗神を祭る。

左經記七。萬壽二年七月九日己丑、今日依レ祈レ雨、被レ立ニ丹生貴布禰使一。使藏人名被レ奉ニ幣帛幷黑毛馬一云云。及ニ申剋一。北西、雨方陰雲忽起、雷雨鳴降、不レ幾晴、可ニ頗有ニ御祈願驗一歟。

右等の外祈レ雨驗は、世々の間殊に多く見えたれど。田里には今もありて、誰も知れる事なれば省けり。たゞ古へは、専公のわざにて、其祈ざまの違へれば、又感應も殊なりし旨をしらせんとて、少く出せしなり。

續日本紀三。慶雲三年秋七月乙丑、丹波。但馬二國山火。遣レ使奉ニ幣帛于神祇一。卽雷聲忽應。不レ撲自滅。

今按に、此事日本紀略卷一にも載せられたり。

續日本後紀十八。嘉祥元年甲申、因幡國法美郡無位宇倍神。奉レ授ニ從五位下一。卽預ニ官社一。以ニ國府有ニ失火一、隨レ風飛ニ至府倉一將レ燔。國司祈請、登時風輟火滅。靈驗明白也

神名帳に、因幡國法美郡宇倍神社名神大と見ゆ、今世の國司等も、かゝる時神を祈るやうの心ならましかば、神も又守幸はへ給はましを、只漢にのみ染み、ともすれば人の和にしかずなど矜るめるこそさかしらなれ。猶さても悲しき時の神頼みとかいはんやうに、今にも、亂世に臨み、又或は、異國の賊に襲はれなんには、神より外に信むものはあらじをや。

續日本紀二。大寶二年十月丁酉、先レ是征ニ薩摩隼人一時、禱ニ祈大宰所部神九處一。實賴ニ神威一遂平ニ荒賊一。爰奉ニ幣帛一以賽ニ其禱一焉。

日本紀略に載るも同じ。今年又鎭ニ祭諸神一、爲レ將レ幸ニ參河國一也と云ことも見ゆ。大宰所部神は、志賀宮

〔宇倍神社〕武內宿禰を祭る。

〔薩摩隼人云々〕隼人は上代大隅薩摩地方を本據とせる種族にて、其性敏捷勇猛屢皇朝に叛せしも、其一部は早くより歸順し、近畿に移住して朝廷に奉仕せり、此年八月多禰の隼人叛せしも幾もなくして鎭定す。

〔仲麻呂〕藤原武智麿の二子也、孝謙天皇の寵衰ふるに及び、天平寶字八年不軌を圖り、次で九月十一日己が本領近江に奔りしが、數日にて誅せらる。
〔橘朝臣奈良麻呂〕諸兄の子也、仲麻呂の專權を惡み廢太子道祖王等と事を謀りしが、計洩れて刑せらる。
〔大伴宿禰古麻呂〕大伴旅人の甥也。
〔百濟王俊哲〕百濟義慈王の子善光の後也、從四位下鎭守府將軍に至り、延暦十四年卒す。
〔紀廣純〕宇美の子也、此年陸奥上治郡大領伊治呰麻呂俘囚を煽動してこれを殺す。
〔紀古佐美〕宿禰麻呂の子也。

崎宗像等の神達を云なり。

日本紀略 十三 天平寶字元年十一月癸丑。遣使奉幣於近江國名神社。差是仲麻呂等之走據近江也。朝廷遙望禱請國神而莫出境内。即伏其誅。所賽禱也。

今按に、續紀に、元年秋七月庚戌。橘朝臣奈良麻呂。大伴宿禰古麻呂等私謀廢立。事覺伏罪。とある、此時祈られたる賽しなり。

續日本紀 三十六 寶龜十一年十二月丁巳。陸奥鎭守副將軍從五位上百濟王俊哲等言。己等爲賊被圍。兵疲矢盡。而祈桃生白河等神一十一社。乃得潰圍。自非神力。何存軍士。請預幣社。許之。

今按に、寶龜五年の頃より蝦夷たび／＼反て、此十一年には、大に起て紀廣純を殺しつる事あり。其時の事也。十一社は、白河郡に七社坐ば、其邊神を外に四社加へて祈られたる也。續後紀 五ノ三 葉右 云、奉充陸奥國白河郡。從五位下勳十等。八溝嶺神封戸烟。以應國司之禱とあれば、靈驗ある神たちと見えたり。

同卅七。延暦元年五月壬寅。陸奥國言。祈禱鹿島神。討撥凶賊。神驗非虚。望賽位封。勅奉授勳五等封二戸。

かの寶龜十一年の殘賊等を、延暦元年の前年に悉く討平げし事見ゆ。其時祈られたるかへりまをしなり。

日本後紀 五。延暦廿一年正月戊午朔。甲子。陸奥國三神加階。緣征夷將軍奏靈驗也。

今按に、七年冬十二月以參議紀古佐美拜征東將軍云云。八年夏四月古佐美率兵伐奥賊。また十年

秋七月云云。坂上田村麻呂等征蝦夷などある、其等の間祈て助を蒙れりしない。

文德實錄一。嘉祥三年五月丙申。從五位下藤原朝臣當雄爲民部少輔。詔。以武藏國奈良神列爲官社。先是彼國奏請。檢古記。慶雲二年此神放火。如火熾。然其後陸奧夷虜反亂。國發控絃赴救陸奧軍士載此神靈奉以擊之。所向無前。老弱在行。免於死傷。

神名帳に、武藏國播羅郡四座中に、奈良神社見ゆ。今上中下三村奈良村ありて、榮え廣ごり來しも、此神の守護に依て也。此社は、中奈良村に坐せり。今も御朱印二十石附られて、熊野大權現と稱す。熊谷宿の北二里許なり。此神の事上にも出。かゝる靈社をしも、式に小社の列に並奉れる、是も中臣家の私なり。

三代實錄三十四 元慶二年八月甲子朔。四日丁卯。出羽國飛驛奏言。史闕 勅符曰云云。是日彼國正三位勳五等大物忌神進勳二等。正三位勳六等月山神四等。從五位下勳九等小物忌神七等。先是右中辨兼權守藤原朝臣保則奏言。此三神自上古時。方有征戰。標奇驗。去五月賊徒襲來。誂戰。官軍當此之時。雲霧晦合。對坐不相見。營中擾亂。官軍敗績。求之蓍龜。神氣歸賊。我祈無感。增其爵級。必有靈應。國宰齋戒。祈請懇款。望請。加進位階。將答神望。仍增此等級。

神名帳に、出羽國飽海（アクミ）郡大物忌神社。名神大 小物忌神社、月山（ツキヤマノ）神社。名神大 と見ゆ。此地酒田へ五六里にして、吹浦とて二百戶餘の湊也。今梢尾大明神と申て、三千石の除地ありと云り。さてこゝに神氣歸賊とは其時は國司等は、疎に思ひなして、奉幣も奉らざりしに、賊は却て厚く祈りける故なりけん。是を以て神は理りには拘はり給はず。祈らずては守り給はざるものなる事を知べき也。

〔御朱印〕朱印地卽ち將軍の朱印狀によりて所有を認められし寺社領也。

〔大物忌神社〕羽前國飽海郡吹浦村に在り、倉稻魂命を祭る、當國の一宮なり。

〔小物忌神社〕山楯村に在り、祭神詳かならず。

〔月山神社〕平向村月山の頂上に在り月夜見命を祭る、推古天皇頃の創建ならむと云ふ。

〔浮囚〕江次第抄に俘囚本是王民、而爲夷所略、遂成賤隷、故云浮囚、或云夷俘、其屬在陸奥出羽、後分居諸國、とあり、但し夷俘はもと蝦夷にて皇化に歸し內地に住する者なれば、浮囚とは同じからず。

〔興世王〕武藏權守にて將門に叛を勸めし者也。

同四十八。仁和元年十一月辛巳朔辛丑。去六月廿一日。出羽國秋田城中。及飽海郡神宮寺西濱雨石鏃。陰陽寮言。當有凶狄陰謀兵亂之事。神祇官言。彼國飽海郡大物忌神。月山神。田川郡由豆佐乃賣神倶成此怪。祟在不敬。勅令國宰恭祀諸神兼愼警固。

今按に、此時異賊其邊の境を伺ひけん。故に神達箭を射て追返し給ひしなるべし。猶此神の事、同書十九左八葉にも出たる見合すべし。神名帳に、出羽國田川郡由豆佐乃賣神社も見ゆ。

異本日本紀畧五。天慶二年正月二日甲辰。春日社鳴如撃大鼓。其後有鳴鏑聲。又鳴動。逐月及數度云云。四月十七日戊子。出羽國馳驛言。俘囚反亂之狀云云。七月十五日甲寅。同國重言上。俘囚又反亂云云。十二月常陸國言上。平將門與興世王等損害宮。私雜物云云。同十九日乙卯。諸卿於陣頭定申。藤原純友亂惡事云云。同三年三月五日辛未。藤原秀郷飛驛言上。殺害平將門云云。同四年七月乙丑。傳賊徒藤原純友。並重太等九頭。或云。高階遠保誅純友云云。

春日神の御事は、更に帳などを引べくもあらず。さて右等の時々に鳴動し給ひしやいなやは、慥かならねど、其後鳴動逐月及數度とて、書續けたれば、其事とある時々に怒らせ給ひし事しられたり。

同五。天慶五年四月廿七日庚辰。奉幣宇佐八幡宮。香椎廟。石清水宮。依賽東西賊徒討平之由也。同廿九日壬午。天皇幸加茂社。奉神寶幣帛走馬。禰宜等加給爵位。依兵亂平和之賽也。

是に宇佐、香椎、石清水等への賽の奉幣、又賀茂社の行幸ありしは、彼時此大神達の奇瑞もありしにこそ。されば今此條に合せて前條の鳴動等の奇瑞をも思ひ合すべし。今世の人の心には、昔のみさる事ありて、近き世にさせる驗もあらざるはと疑ふ心ありなんか、是に二つの故あるべし。一つには、

〔社僧〕神宮寺に在りて佛事を修する僧侶也、別當、撿挍、勾當、專當、御殿司、入寺、執行、學頭、執當等の種類あり、聖武天皇神龜二年宇佐八幡に彌勒寺を作り、法蓮和尚を別當とせしを初めとなす。

〔粟津にて云々〕平家物語には、頃は正月二十一日、入相ばかりの事なるに云々とあり。

〔八島に云々〕義經は二月十七日大風を凌ぎて阿波に到着、十八日合戰あり、十九日朝平軍志度浦に退く。

世人漢意にそみて、神をあるものともおもはずなれる故也。上に引し、三代實錄に祟在不敬勅令國幣恭祀諸神云云。とある、詔詞をむかへても知べし。二つには、世に久しく何事もあらぬゆへなり。如此何事もなく治り來しも、偏に神の御心なりければ、いよ／＼ます／＼、神の恩頼を思ひ奉るべきものなるを、畢竟近世の人の、かしこげに外國ごとのみにさへづるめるは、たゞ泰平の代にあまえ來し心すさびのみにして、又事とある時に向ひなば、神の助けを蒙るより外あらざれば、常のごとくさは何の用にかたゝん。凡て漢さへづりは、飽までくらひ、あたゝかに着、物思ひなき世の妖言のみにて、害はます／＼多ければ、あまり耽りて又亂を起しなんものぞかし。

東鑑三。壽永三年正月廿三日癸丑。常陸國鹿島社禰宜等進使者於鎌倉中曰。去十九日社僧夢想曰。當所神爲追罰義仲並平家。赴京都御云云。而同廿日戌剋。黑雲覆寶殿西方悉如向暗。御殿大震動。鹿雞等多以群集。須臾而彼黑雲亘西方。雞一羽在其雲中。見人驚目。是希代未聞奇瑞也。者武衞令聞之給。則御湯殿下庭上。遙拜彼社方給。彌催御欽仰之誠云云。件時剋京鎌倉。共以雷鳴地震云云。

今按に、壽永三年は改元ありて、即元曆元年なり。今年正月四日、鎌倉に勅して、義仲並平族を伐しめ給ふ。賴朝卿謹で弟範賴義經を遣はして、先義仲を討。義仲粟津にて敗死せしは、即彼黑雲の覆ひたる廿日なりけるも奇しき事ならずや。其より平族を攻はじめたるは二月にて、八島に追落したるは、文治元年二月より三月に及べり。然れば壽永三年正月廿三日には、彼廿日廿一日の勝敗の事は、未鎌倉へは聞えず。まして常陸鹿島より此事を告來しは、彼廿日戌剋の黑雲震動等の奇瑞うち見て後、馳

〔神領〕神社の所領を云ふ、中古は神戸、御厨、御園、神田、神奴等の制存せしが、後世には其制亂れ、稀には神田の名存せるも、多くは神領、社領等の名を用ふ。

〔津守長盛〕津守氏は田裳見宿禰の裔にて住吉神主七家の一也。

〔二月十六日云々〕玉海、平家物語、源平盛衰記によれば十六日は義經八島を攻めむとて攝津を發せし日也。

出ける注進なり、其色を見て告たらんと云疑ひもあらじ。是等もて神の靈威の微妙なる狀、又世の治亂は皆神の量り給ふ故よしをも、かつぐ〳〵思ひ明らむべきなり。

同（三、上卷廿三葉）元暦元年三月廿五日云云。一諸社事、我朝者神國也、往古神領無相違。其外今度始又各被新加歟。就中去比、鹿島大明神御上洛之由、風聞出來之後、賊徒追討、神戮不空者歟。兼又若有諸社破壞顚倒事者。隨功程可被召付處、功作之後、可被御裁許候。恒例神事、守式日無懈怠可令勤行由、殊可有尋御沙汰候。

今按に、此日比は、義仲が敗死、平族の滅亡等の事、咸く鎌倉へ聞えければ、神恩に感佩して如此諸社の事を定めいへる也。づらく〳〵昔今を見わたすに、凡て亂世を經られたる武將は、何れも皆神の御助を目前に見聞て、天下の治亂興廢は、全神裁にある事を自然と知れりし故に、其崇敬も重みせられけるに、二三代も世治りて靜かなる時に生れ出たる人は、やがて儒者などにそゝのかされて、政事よ經濟よなど漢國ぶりのさかしらに移り、廣き天下を人の識量を以て、治めらるゝ物のやうに思ひとめるまゝに、いつとなく天神地祇の恩頼を忘れて、神祇を滅し祭禮をさへに停止し、人理に泥りて、くりかへしいはるゝなり。やがて又亂世を引起すめるぞあぢきなきわざなる。あまりたびく〳〵ながら歎かはしきにたへずて、く

同四。元暦二年二月廿一日。住吉津守長盛參洛。經奏聞。去十六日。當社行恒例御神樂之間。及子剋。鳴鏑出自第三神殿。指西方行云云。此間奉仕追討御祈。靈驗掲焉（イチジルシキ）者歟云云。

今按に、此年改元ありて、元暦二年は文治元年也。二月十六日は、平家一族八島を破られたる日にこそ

〔宇津宮〕下野國宇都宮市に在り、今二荒山神社と云ひ縣社也、豐城入彦命を祭る、和漢三才圖會に柿本人麿とせるは誤ならむ

〔泰衡〕鎮守將軍藤原秀衡の子也、文治三年秀衡の卒後これに繼ぎて奥羽兩國を管領す、初め義經陸奥に奔りて秀衡に據る、泰衡亦父の遺志をつぎ是れを輔けしも文治五年幕府に迫られ遂にこれを殺す、賴朝夙に奥州併呑の志あり、義經を誅する晩きを名とし、同年七月自からこれを征す

〔後白河法皇崩〕建久三年三月十三日なり。

ある。此靈驗や、彼鹿島大神の、義仲を罸し給ひし元暦元年正月廿日の奇瑞と相合せて、其炳しきほどを知べし。此住吉大神の御事は、既に上卷に出たれど、其は異賊の御防、こゝは此國の逆臣を罸し給ふなれば別に擧るなり。

同九。文治五年七月廿五日。二品著御于下野國古多橋驛。先御奉幣宇津宮。有御立願。今度無爲令征伐者。生虜一人可奉于神職云云。則令奉御上箭給。其後入御々宿云云。十月十九日二品於上野國。令奉幣于宇都宮社壇給。蓋是非逆道御參詣。偏爲御報賽也。則奉寄一庄園。剩以樋爪太郎俊衡法師之一族。爲當社職掌云云。

是も上の、文治元年以來の追討の御守護ありけるを、此度賽せられたる也。猶今年四月義經陸奥に落チ又泰衡も服はざりければ、九月兵を向へて軍事隙なき頃ほひなれば、神の崇敬も如此篤かりしなり。

同十一。建久二年十二月廿六日云云。去廿二日子剋。常陸國鹿島社鳴動。如大地震。聞者驚耳。是爲兵革並大葬兆之由。禰宜中臣廣親所註申也。幕下有御謹愼。則以鹿島六郞被奉神馬云云。

今按に、後白河法皇崩。又奥人大河兼任亂を作す。此外にも人しれぬ事の上に、さるべき故よしぞ有つらん。かくて此後元弘の頃ほひより應仁の比までは、諸神の御忿怒甚多く、又明應文龜の間よりやうやう助け給ふ神坐て、永祿天正の頃となりては、專ラ救ひ助けます御靈の起立ける故よし、四卷天皇部にいへる事どもとあはせ考ふべし。

令知兵革凶災神靈異

〔膝突〕薄縁、薦、布等にて作れる大さ半疊許の敷物也

〔左衛門陣〕建春門を云ふ。

〔平忠常〕忠頼の子武藏押領使也、世世東國に居り族衆盛なるを以て專權を極めしが、長元元年兵を擧げて上總國府を陷れ次で安房を侵す、同四年頼信の軍陣に降り、上京の途次美濃に病死す。

〔源頼信〕滿仲の第三子也、驍勇を以て兄頼光と併び稱せらる、從五位美濃守に至り、永承三年卒す。

左經記十五。長元四年十月十七日辛卯、天晴云云。今朝頭辨於殿上被示云云。出雲國杵築社、無風顚倒之由、奉國解等俊孝朝臣語云。兼雨三度有光、次震動顚々倒。材木一向自中倒臥、唯乾角柱一本不倒。此社中。以七寶作寶殿、置七寶筥於寶殿中、是稱御正體云。而其筥露居顚倒材木上。仍禰宜等爲奉移假奉禮件筥等拜不及、仍搆路立擬奉取、常五寸拜不及、仍禰宜等度々忽沐浴潔齋。深致愼、奉取。奉移假殿了云云、仰云、前年顚倒云云。可令問被例者云云。

先これにて出雲大神の奇く貴く坐さまをかつ〳〵も伺ふべき也。兵革等の事は次に相合てもいふべし。

又云。同年閏十月三日丁未。天晴。風聞、中宮權大夫、於左仗座召神祇陰陽等、於軒廊被令卜筮出雲國杵築社顚倒之由。神祇官申云、惟所非奏兵革、有疾疫事歟、陰陽寮申云、自艮巽方非發兵革事。天下爲疾疫事歟云云。仰云、出雲並艮巽方國々、可愼疫疾兵革事之由。可賜官符云云。

又云。同月十五日已未。天晴、依出雲杵築社顚倒、於陣被定御祈使。中宮權大夫被奉行云云。先是仰神祇官。令注申可任使一人、卜部一人爲使云云。勅限召使、於膝突給宣命、使於左衛門陣外請御幣等進發云々。件御幣先例不見。仍仰神祇官。令勘社數並幣物色目等、任勘申、於侍從所被裹備云云、杵築社並其社十八社幣也云云。

今按に、此ほど平忠常反て、安房守惟忠を殺す。仍て平直方を討手として遣はされたれども得克ず。今年の冬に至て、源頼信を大將として、忠常を討て、其亂を鎭む。されども卜食に出たる兵革はされには有べからず。寛仁三年に刀伊國の賊襲來る。又同四年に南蠻の賊寇して、此頃ほひも覗ひつれば、東狄の賊船境に近くかゝり居しなるべし。

東鑑十三、建久四年十一月十八日、武藏國飛脚參申云、昨夕、當國太田庄鷲宮、御寶前血流、爲凶恠之由云云、卜筮之處、兵革兆云云。

今按に、今年八月、頼朝卿弟範頼を殺して、同胞の方人既に絶たり。さて其虚を伺ひて、北條時政隱謀を企たる事をしらせ玉ひし恠なるべし。

同十九、承元三年二月十日、武藏國太田庄鷲宮寶殿鳴動之由、馳申之。

又同廿四葉、承元四年十一月廿四日、駿河國建福寺鎭守、馬鳴大明神、去廿一日卯剋、託少兒、酉歳可合戰之由云云。別當神主等注進之、今日到來、相州披露之、仍可有御占歟之由、廣元朝臣雖申行之、將軍家、彼廿一日曉、夢合戰事、得其告、非靈夢歟、此上不可及占云云、被進御劍於彼社云云。

今按に、承元三年にはさせる事も見えざりつれど、此間の世には佞臣等あまたありければ、神の怒らせ給ふ事ありけん。又酉年は建保元年なるを、此年和田義盛反て軍を起せれど、是も程なく討れつ。

文德實錄七、齊衡二年二月癸亥、備中國言、吉備津彦神庫内鈴鏡、一夜三鳴。

此時陸奧賊大に起れり。それらの御しらせにもありしか。神名帳に、備中國賀夜郡吉備津彦命神社。名神大とありて、世に吉備津宮と申せる是也。

文德實錄十、天安二年六月壬辰、雷雨、此夜左近衞大宅年麻呂、於北野見之、當稻荷神社、空中有兩雞相鬪、其色似赤、相鬪之間、毛羽散落地、雖相隔見似眼前、良久而止、此語類妖妄而記恠也。

〔飛脚〕急使を云ふ江戸時代の飛脚とは異れり。

〔鷲宮〕武藏國南埼玉郡鷲宮村大字鷲宮に在り、天穗日命、天夷鳥命、大背飯熊大人を祭る（六七四頁參照）。

〔吉備津彦命神社〕備中國賀陽郡眞金村に在り、吉備の一宮にして、孝靈天皇皇子吉備津彦命を祭る。

〔稻荷神社〕山城國紀伊郡深草村に在り、猿田彦命、倉稻魂神、大宮女命を祭る、和銅四年秦公伊侶具の創建なり。

〔二皇子云々〕文德天皇、第一皇子惟喬親王を太子に立てむとの御志ありしも藤原氏を憚りて果さず、嘉祥三年第四皇子にて藤原良房女明子の生み奉れる惟仁親王(當歲)を太子に立て給ふ、二皇子の御間に御位爭ありしには非ず。

〔出石大社〕但馬國出石郡神美村宮内に在り、當國の一宮にして、新羅王子天日矛を祭る。

〔内裏燒亡〕貞元元年五月十一日也。

今按に、二皇子の御位爭ひの兆に似たり。かくて此時文德天皇は新成殿にして崩。御壽卅二それに就ても怪しき事ありき。考へ合すべし。神名帳に、山城國紀伊郡稻荷神社三座。並。名神大。月次。新嘗。三代實錄卅四。元慶二年九月癸巳朔。己亥。有大鳥集肥後國八代郡倉上。又宇土郡正六位上蒲智比咩神社前河水。變赤如血。緣邊山野草木凋枯。宛如嚴冬。神祇官陰陽寮卜筮云。彼國風水火疾疫可成災。故神明示恠。

今按に、實に此時彼國風水疫、人多く死す。又今年秋より、陸奧出羽賊大に亂を作す。さて續紀天平三年六月、紀伊國阿氐郡海水變じて如血なり。又三代實錄。貞觀十七年六月朔。相模國大住郡の河水變じたる事あり。同じたぐひの兆なりけん。今此神考ふべし。肥後八代郡も宇土郡もなし。日本紀畧八。天長二年夏四月云云。太宰府言上。在肥後國阿蘇郡神靈池。遭旱澇不增減而故涸渴二十餘丈云云。又十。承和七年九月癸巳。太宰府言。在肥後國阿蘇郡。健磐龍命神靈池。洪水大旱未嘗增減。而涸渴四十丈。

今按に、右兩度とも彼國雨ふらず、大旱に及びつれば、其靈池の水を民の水田に賜ひて、潤さしめ玉ひしなり。後にもさる事多かりけるを合せてしるべし。さて此神靈池の事上卷どもに出。異本日本紀略十。貞元元年二月廿五日云云。但馬國言上。出石大社内鳥鵲集會。古老云。國内第一靈社也。鳥雀蚊虻不入云。仍有占卜云云。

今按に、此日時にあたりて、内裏燒亡し給へり。又彼國浦々に海賊横行して、民の資財を多く奪はれ

〔多武峯を燒〕多武峯は大和國磯城郡に在り、其峰上なる妙樂寺の衆徒屢興福寺と爭ひ、兵火に罹れること數度に及ぶ、此年の燒亡は扶桑略記に三月五日壬辰、興福寺大衆數千人、引率兵軍、行向多武峯、燒亡山脚人屋三百余家已了とあり。

〔延曆寺僧等云々〕此年四月十五日園城寺の僧徒日吉祭を押留めしことより爭起り、同廿八日山僧園城寺を襲ひしも成らず、五月九日大擧來襲、寺塔僧房等を悉く燒亡す。

〔中宮賢子〕藤原師實の女也。

〔勸學院〕京都三條の北、壬生の西に

たる事あり。其等の兆なりけん。神名帳に、但馬國出石郡伊豆志坐神社。名神大。と見えたり。

小右記十八。長元五年正月十一日甲申。昨日。主頭資高密々有仰事。是出雲託宣事云云。又云、同月廿三日乙未。出雲杵築宮神託宣中。有改元之事云云。同廿六日丁卯。來月十一日。主上御愼可重之由。有出雲杵築宮託宣云云。而專云國家大事。彼日有不避寶位可驚歟。能可愼給之由。宣彼託宣云云。

今按に、此同年同時に、宇佐宮も顚倒し給ひつれば、さるやうこそはありつらめ。又明る六年の春、禁闕へ盜賊の忍び入たる事あり。此時に危ふかりし事のありつるよし物に見ゆ。さて其より、天皇御惱ありて、同九年四月御壽二十九にて崩坐き。猶此御代のほどの事、上卷どもの所々に云る考へ合すべし。

異本日本紀畧十二。永保元年六月十九日戊辰。亥剋。鴨御社中御内殿前。大樹顚倒。數星自樹中出。南遠飛。

同八月十七日乙丑。於八省院奉遣伊勢以下諸社幣帛使宣命。去六月十九日夜。賀茂玉垣中。數星散去。去月中旬彗星見云云。

今按に、是は何の兆にかありけん。此ほど興福寺僧徒多武峯を燒、又延曆寺僧等園城寺を焚たぐひの騷ぎ多かり。又中宮賢子も程なく薨給ひ、皇太弟實仁親王も引つゞきて薨給へり。此外人しれぬ禍事も吉事もありけんかし。

百錬抄五。寬治七年八月廿六日。興福寺大衆率春日神民。集會勸學院。捧降神木。隨身餞鎭神

在りし藤原氏子弟の學校也。

（出羽賊云々）此年平師妙師季等出羽に横行して國守信明の館を焼き財物を掠む、陸奥守源義綱勅を奉じてこれを討つ、義綱は源頼義の子、長承三年卒す。

（陽明門院）三條天皇第四皇女、後朱雀天皇の皇后也、治暦五年院號宣下嘉保元年崩す。

人所持之鏡、於案上放光耀自然鳴動、本宮御笠山。同時有光耀云云。

又同十月廿八日。御笠山上有光耀。放其光五ヶ度云云。

今按に、此年興福寺大衆叡山衆徒と闘事あり。又出羽賊大に反て亂を作す。源義綱からうじて討をさむ。又陽明門院此間より御藥にて、翌年春崩給へり。

東鑑四十一。建長三年三月十四日。去頃信濃國諏訪社頭湖。大島並唐船等出現。片時之間如消而失云云。此事無先規之由。社家驚申云云。

今按に、蒙古の使を奉りけるは、此方の書には、文永三年をはじめとも、五年を始とも記したれど、元史にては、はやく其以前に三四度使を出せし事見えたれば、此年などが其伺ひそめし初めなりけん故、此恠をなして驚かし給ひしなるべし。彼賊船の襲ひし時も、此湖より青龍西に飛で、其船を追玉ひし事あり。蒙古軍紀辨と考へ合すべし。

歴朝神異例巻六終

歴朝神異例卷七

諸神雜靈異

日本書紀。崇神天皇卷。十年九月云云。是後倭迹々日百襲姫命爲大物主神之妻。然其神常晝不見。而夜來矣。倭迹々日姫命語夫曰。君常晝不見者。分明不得視其尊顏。願暫留之。明日仰欲觀美麗之威儀。大神對曰。言理灼然。吾明旦入汝櫛笥而居。願無驚吾形。爰倭迹々日姫命。心裏密異之。待明以見櫛笥。遂有美麗小蛇。其長大如衣紐。則驚之叫啼。時大神有恥。忽化人形。謂其妻曰。汝不忍令羞吾。吾還令羞汝。仍踐大虛登于御諸山云云。

今按に、此事古事記には、活玉依毘賣云云。有麗美壯夫。不知其姓名。毎夕到來。供住之間。自然懷姙。是以其父母欲知其人。誨其女曰。以赤土散床前。以閇蘇紡麻貫針。刺其衣襴。故如教而。旦時見者。所着針麻者。自戸之鈎穴控通而出。唯遺麻者三勾耳。爾卽知自鈎穴出之狀。而從糸尋行者。至美和山而留神社。云云。とありて其傳へざま別也。然れども此等の異同は論ふ迄もあらず。其は此舊事は、たゞ三輪大神のある處女に通ひ往坐て、御子を生給へり。其御子は意富多々泥古と云人也と申すが旨なるを、語辭してかくいろ〳〵に語りなし來し物なり。其語辭は、實事の方に用なく、亦妨げもあらねば也。此等の事は別に神典の釋に委くせれば、此には省きつ。其姫の名も百襲と、活玉依毘賣とは別なるが如くなれど、百襲

〔御諸山〕大和國磯城郡三輪山也。

〔活玉依毘賣〕陶都耳命の女也。

〔閇蘇紡麻〕績みて球の如く絡ひつけし麻也。

〔意富多々泥古〕古事記に、僕者大物主大神、娶陶津耳命之女、活玉依毘賣、生子、名櫛御方命之子、飯肩巢見命之子、建甕槌命之子、僕意富多々泥古とあり、卽ち大物主命四世の孫なり。

とは彼小蛇に驚き壓れたる意もて、物壓姫と呼けるを、又其姫に彼神の憑給ふ意もて、生魂憑姫とも稱へて傳へたる物なり。そはとまれ此に擧る處は、幽冥神の御魂の顯はれて、現人體に婚給ひ、御子をさへ產しめ給ひしは、寔に其靈魂のうつゝに在が如くなるを以てなり。

釋日本紀曰。山城國風土記曰。賀茂建角身命。娶丹波國神野神。伊可古夜日女生子。名玉依日子。次曰玉依日賣。玉依日賣於石川瀨見小川遊時。爲丹塗矢自川上流下。乃取挿置床邊。遂孕生男子。至成人時。外祖父建角身命。造八尋屋。竪八戸扉。釀八腹酒。而神集集而七日七夜樂遊。然與子語言。汝將思父人令飲此酒。卽與酒杯。向天爲祭。分穿屋甍而升於天。乃因取祖父之名。號可茂雷命。所謂丹塗矢者。乙訓郡社坐火雷命。在可茂建角身也。丹波神伊可古夜日賣也。玉依日賣也。三柱神者。蓼倉里三井社坐。蓼倉里三身社。稱三身者。賀茂建角身命也。丹波伊可古夜日女也。玉依日女也。三柱神身坐故號三身社。今濔云三井社。

此舊事も其神の御子と申すが、古傳の旨にて、其の杰よしはおほくは談辭なり。其外幽と現との婁のさまも、前條にいとよく似たれば、凡ても准へて心得べし。神名帳云、山城國愛宕郡賀茂別雷神社。亦若雷。名神大。月次。相嘗。新嘗。賀茂御祖神社二座。並名神大。月次。相嘗。新嘗。鴨川合坐小社宅神社。名神大。月次。相嘗。新嘗。

日本書紀。崇神天皇卷。六十年秋七月云云。則遣吉備津彥與武渟河別。以誅出雲振根。故出雲臣等。畏是事。不祭大神。而有間時。丹波氷上人。名氷香戸邊。啓于皇太子活目尊曰。己子有小兒。而自然言之。玉萎鎭石。出雲人祭。眞種之甘美鏡。押羽振。甘美御神底寶御寶主。山河之水泳御

〔石川瀨見小川〕賀茂川の紀森を流るる邊を云ふ。

〔八腹酒〕八甕酒也

〔三井社〕後世河合社の南に遷す。

〔小社宅神社〕賀茂御祖神社の攝社にて其南に在り。

〔武渟河別〕大彥命の御子也。

〔出雲振根〕天穗日命十二世の孫也、此年七月使を遣はして振根の管せる杵築社の神寶を獻ぜしむ、振根居らず、弟飯入根代てこれを獻ず、振根大に弟を責め遂にこれを殺せしより誅せられし也。

〔玉萎鎭石〕出雲と云はむ序也。

〔眞種之甘之〕鏡をほめし詞也、種は鏡の誤にて、眞澄鏡の意かと云ふ。

魂靜掛。甘美御神底寶。御寶主也。是非似小兒之言。若有託言乎。於是皇太子奏于天皇。天皇則勅之使祭。

今按に、此條の意を近く探て申さば、出雲大神、小兒に著給ひて、臣等が忘れる神鏡をよく祭れと、朝廷に聞えあげ玉ひし也。託語の釋は稜威道別に出。さて書紀の卷々なる童謠も則神の云しめ給へるにて、同じ事なりけれど、其は蘆荻抄に出たれば合せて見べし。

同允恭天皇卷。十四年秋九月癸丑朔甲子。天皇獵于淡路島。時麋鹿猿猪莫々紛々。盈山谷焱起蠅散。然終日以不獲一獸。於是獵止以更卜矣。島神祟之曰。不得獸者。是我之心也。赤石海底有眞珠。其珠祠於我。則悉當得獸。爰更集處々之白水郎。以令探赤石海底。海深不能至底。唯有一海人。曰男狹磯。是阿波國長邑之海人也。勝於諸海人。是腰繫繩入海底。差頃之出曰。於海底有大蝮。其處光也。諸人皆曰。島神所請之珠。殆有是蝮腹乎。亦入探之。爰男狹磯抱大蝮而泛出之。乃息絶以死浪上。既而下繩測海底六十尋。則割蝮。實眞珠有腹中。其大如桃子。乃祠島神而獵之。多獲獸也。唯悲男狹磯入海死之。則作墓厚葬。其墓猶今存之。

今按に、此條のもとつ旨は、此時天皇淡路島に行幸て御獵せさせ給へるに、島神の告に、彼所の海底に大蝮あり。其眞珠を得させ給へと乞給へるに、云云して捕て奉りき。其御獵に獲物いと多かりけりといふ意なるを、彼終日以不獲一獸云云とやうに、世の凡慮に移していひ傳へたるが、例の語辭にはある也。上の大物主神段に、疾疫にて人のあまた死けるを、神の心と申なせるも、此定なり。凡て此類ひの語辭をあしくきゝなして、神慮に疑ひをおほせ奉る事勿れ。是神秘口傳の一なるぞかし。

〔靜掛〕鎭掛けて祭れと也。

〔甘美御神底寶御寶主〕鏡をほめし辭也、底寶は寶の至極なる意、御寶主は寶の意也。

〔赤石〕明石也。

〔白水郎〕海人也、日本紀通證に、白水郎猶云漁郎、白水本地名、云々とあり。

〔長邑〕阿波國那須郡の地也。

〔作墓云々〕日本紀通釋に、阿波國人宮崎五十羽云、同國板野郡里浦村鰯山麓に古墳あり里人尼塚と云り、是海人男狹磯の墓也と、土人云傳へたりとぞと云りとあり。

（伊佐奈伎神社）淡路多賀村に在り、當國の一宮にして伊弉諾尊を祭る、神代卷に、伊弉諾尊神功既畢、靈運當遷、是以構幽宮於淡路之洲、寂然長隱者矣とあり、依て後に社を造りて其神靈を奉齋せるなり。

（曾槃）薩摩の醫官にして、昌啓又は士考と云ふ、博物書數著あり。

（伏犧）支那太古燧人に次で帝たりし人にして、神農と共に三皇に列す。

島神は、神名帳に、淡路國津名郡伊佐奈伎神社。名神大。三原郡大和大國魂神社。名神大。此外にも十一社おはせり。

日本後紀十九。天長六年三月庚辰、地大震。已上。大和國高市郡賀美鄕甫備山飛鳥社遷同郡同鄕鳥形山。依神託宣也。

此たぐひの事はいと多く見えて、めづらしくもあらぬ事なれど、只一つを出して、他は皆省きつ。

文德實錄八。齊衡三年十二月戊戌、常陸國言上、鹿島郡大洗磯前有神新降。初郡民有煮海爲鹽者、夜半望海、光耀屬天。明日有兩怪石見在水次。高各尺許。體於神造、非人間石。鹽翁私異之去。後一日亦有廿餘小石在向石左右。似若侍坐。彩色非常、或體聖賢、或形沙門、唯無耳目。時神憑人云、我是大奈母知少比古奈神也。昔造此國訖、去往西海。今爲濟民更亦來歸。

今按に、日本紀略二十。にも此事出たるに、今本は右本文の如く見え、異本古寫本には、去往西海とあるを見れば、西國々漢土天竺などを、皆此二神の行幸て修理給ひしなり。又廿餘小石は、彼國々修理し給ひし間に生坐つる御子たちなるべし。薩摩曾槃の藏し古寫本には、或體聖賢、或形沙門とあるといへり。其に據れば漢土にて伏犧神農など稱へ、天竺にて釋迦羅漢など申せし人たちも、其始は此二神の御子の內なりけんにや。今此齊衡三年は、漢土の大中九年なりけるを、其頃ほひより漢土は聖人の學校たえ、天竺は佛法廢れはてたるなども、此時本國へ御歸朝ありし故なるにや。これらは事を好で謹るにはあらず。彼土の書にも神農東海人也、故都魯國などある類ひを廣く合考るに、然おほしき事多かれば、試にいひおくなり。かくて此神の事、同書天安元年八月七日辛朔。辛未。在常陸

〔大洗磯前藥師菩薩神社〕今東茨城郡磯濱町の鷗沼に在り、大己貴命、少彦名命を合祀す

〔酒列磯前藥師菩薩神社〕那賀郡平磯町字磯前に在り祭神大洗磯前神社に同じ。

〔菊多郡〕以下亘理郡まで今磐城に屬し、磐城郡は石城郡に、標葉郡は雙葉郡に、行方宇多二郡は相馬郡の内に入れり。

〔宮城郡〕以下の諸郡今陸前に屬し、色麻郡は加美郡の内に編入せらる。

國ノ大洗磯前酒列磯前神等預ニ官社一とて、追々に加階も見えき。神名帳に、同國鹿島郡大洗磯前藥師菩薩神社。名神大。那賀郡酒列磯前藥師菩薩神社。名神大。とあり。藥師とは奇靈と云ことの假字歟。奇御魂の由もあれば也。又或は此二神、藥の方を始め玉ひし祖神にましましける故に申せるか。其時は正字なれば、くすりしとよむべき也。菩薩としも申せるは、彼形沙門とあるを以てのことか。又佛を貴ぶ世なりしかば、彼三代實錄に八幡大神をさへ菩薩と稱へそめたるたぐひか。何れかまれ、神はさぞ忌はしく穢くぞおぼしめすらんかし。

三代實錄十二、貞觀八年正月戊寅朔丁酉、先是常陸國鹿島神宮司言、大神之苗裔神三十八社在陸奥國、菊多郡一、磐城郡十一、標葉郡二、行方郡一、宇多郡七、伊具郡一、亘理郡一、宮城郡三、黑河郡一、色麻郡三、志太郡一、小田郡四、牡鹿郡一、聞之古老云、延暦以往、割大神封物奉幣彼諸神社、弘仁而還絶而不在、由是諸神爲祟、物怪寔繁、嘉祥元年請當國移牒奉幣向彼、而陸奥國稱無舊例不聽入關、宮司等於關外河邊、棄幣物而歸、自後神祟不止、境内旱疫、望請下知彼國聽出入關、奉幣諸社以解神怒、其幣斷用大神封物。

これらはさせる事にもあらざれど、見かけしまゝ記す。爰に苗裔神といへるは、若武甕槌命の御從の神達を云にや。

本朝文粹三、都良香富士山記曰、富士山者云云。蓋神仙之所遊萃也、承和年中從山峰落下珠玉、玉有小孔、蓋是仙簾之貫珠也云云。貞觀十七年十一月五日、吏民仍舊致祭、日加午天甚美晴、仰觀山峯、有白衣美女二人、双舞山嶺上、去嶺一尺餘、土人共見。

〔宇土濱〕諸書多く有度濱に作る、三保、久能、大谷諸村濱邊の總稱也。

〔紀貫之集〕紀貫之の詠歌數百首を收めし集、十卷也。

〔袋草紙〕和歌會の作法、諸式の故實歌詞の難解等を說注せる書、四卷也。

〔清輔朝臣〕藤原顯輔の子也、鳥羽天皇に仕へて正四位皇太后宮大進に至り治承元年卒す。和歌を能くし、奥儀抄等名高き著書多し。

〔蟻通明神〕和泉國泉南郡長瀧村に在り、祭神、創建年月詳かならず。

是を思へば、彼宇土濱に神女の舞けるといふ古談も、あながちにいひけちがたし。猶此外神の遊幸し給ふ境國々に多かり。其大抵は吉野、葛城、比良、御嶽、田子浦、三保、答志、伊良虞、與謝浦、天橋立、玉津島、和歌浦、須磨、明石、淡路島、住江、陸奥の鹽竈、松島、金花山、伊豆小島、江島、越國にては立山、白山、筑紫にては阿蘇山、霧島山などのたぐひなり。此等古風土記に云る說等を見合せて知べし。爰に云る白衣美女も、世にいはゆる天人にはあらず、神等の幸坐て遊び賜へるが、適に人の目に觸たるなり。其を此文に神仙と云るは、たゞ漢文の熟字のみにて、彼國に仙人と云る物にもあらざるごとし。

紀貫之集九。紀伊國にくだりてかへりのぼり來る道にて、にはかに馬のしぬべくわづらふところにて、道行人々立とゞまりていふ。これはこゝにいますがる神のし給ふならん。年ごろ社もなくしるしも見えねど、うたてある神なり。さき〴〵もかゝる事にはいのりをなんまうすといふに、みてぐらもなければ何わざもせで、手あらひて神おはしげもなしや、そも〳〵なにの神とかきこえんと問へば、ありとほしの神といふをきゝてよみて奉りければ、馬のこゝちやみにけり。

かきくもりあやめもわかぬ大ぞらにありとほしをばおもふべしやは

袋草紙清輔朝臣撰云、貫之自紀伊國上洛之路、所乘馬卧躃不行、道傍人曰、此則坐此地神之所爲也、社廟久廢無人知之、然其神德自高、時々或顯奇、貫之素不齎幣、洗手跪坐問其神號、則曰蟻通明神。於是貫之作蟻通神德之歌謹請之畢、乃乘馬而行、其步如前。

今按に、こは貫之の禮なくして乘越たるを咎め給ひての事かと思へど、此袋草紙に馬卧躃とあるを見

〔雜和集〕蟻通明神の事、うさかの森の事など八十餘項の雜事を錄せる隨筆也。

〔細井知愼〕嵯峨の人、慶澤と號す、儒を坂井漸軒、書を北島雪山に學び共に一世に長ず、享保廿年歿す。

〔行成朝臣〕藤原義孝の子、正二位大納言に至り、萬壽四年薨ず。

〔伊房〕承曆四年權中納言となり、寬治二年太宰權帥を兼ぬ。

〔佐理卿〕藤原敦敏の子也、正曆三年太宰大貳となりしが數年にして宇佐の神人と爭ひ、任を罷めて京に歸る、爰に引けるは其歸路のこと也、長德四年薨ず。

れば、貫之に歌をよませたくおほして、神の留め給ひたるなるべし。此事枕册子雜和集等にも出て、いとも名高かりし事なり。又此類ひの神異、むかしの人々の集にこれかれ出たれど、其は續編にかきつくべし。

觀鵞百譚。細井知愼撰 第七十八段曰、行成朝臣の眞蹟の正しき物ありて、影書して藏む。今こゝにそれを臨書して載レ此。まことにかたばかりの事也。眞跡は妙絶なるもの也。其文に云く、此臨書草行にて、又見事なりけれど、書體までは得寫し擧す。額本少々所レ候也。早隨レ召可二進覽一也。佐理筆。不可說候者歟。其勢偏如二大師御手跡一及二神感一之人也。都督任終上洛之時。忽逐風出來著二伊豫國某一。國在廳等兼儲二饗膳於彼濱一。都督問二子細一。在廳答曰。一宮有二託宣一。都督可レ被レ着二此所一。爲レ令レ書レ額也者。仍沐浴潔齋書レ之。所謂大山積是也。件本所レ候也。先可レ經二御覽一歟。如何。可レ隨レ仰歟。如レ件。

此事世にいひ傳ふる所にして、行成朝臣の眞跡を見る人すくなし。又此額の摸本世にあれども、皆數百轉の寫にして、あやまりおほし。伊豆の三島の額などといひ傳ふるにいたる。此三島は伊豫の一宮なり。御社は、今松平隱岐守の領地なり、親しき緣を求て其額に就て影寫して藏む。

行成卿の孫に帥の中納言伊房行經の子とておはしけるは、いみじき手かきなりけり。春日明神の示現によりて云云。昔佐理卿大貳任はてゝ上られける道にて、伊豫國三島明神の託宣にて、彼社の額をかゝれたりけるも、めでたかりけり。已上百譚

今按に、佐理卿の額字の事は、今昔物語、古今著聞集等にも出たるうへに、爰に行成卿の眞跡文を寫出て證せられたる、いと慥かなる事ども也。伊房卿の春日額のさたはいかゞあらん。殊に佛の經を神

〔飼部之黥〕飼部は上古より一種の賤民と定めし故、良民との區別のため黥せしものと見ゆ

〔劔刀〕太子王に掛けし祝詞也、一説に刀の身は鞘に隔てゝ體に著く故、隔着（二）くと云ひて日嗣にかけしなりと云へり。

〔鳥往來〕羽田と云はむ序也。

〔羽田之汝妹〕葉田宿禰の女黒媛也。

〔狹名來田云々〕詳かならず、道讃に、蔣津之命蓋黒媛之別號とあり。

〔皇妃〕黒媛也。

の愛給ふことわりなし。こは彼卿の額字に就て、僧徒が例の方便に作り出したる謬りと聞えたれば省きつ。さて彼佐理卿は、時代の人も字を手かきのまさすけと呼はやし、又彼卿の乞はし給ふなどを見れば、世に三跡と並べて稱ける、道風、行成卿などよりは後れ給ひしなるべし。今見る所も然かおほし。守部も書を好むくせありて、常に物學びの妨けともなり、又御國の神民と生て、他國のえびすらが跡につくもあらぬ事と、いたく歎きつゝあれど、かやうに神の愛玉ひしを思へば、手をかくわざはたま〳〵彼土の名物にて、大かたの神もにくませ玉はざるにぞあらし。凡て世に名産名物といふものは、國の尊卑、人の正邪にも拘はらず、蝦夷の如き賤き國よりも、よき名物を出せるもて知るべし。御國の學びする輩よく此差をおもへ。

祟咎天神地祇霊異

日本書紀履中天皇卷五年秋九月乙酉朔壬寅、天皇狩于淡路島。是日河内飼部等從駕執轡。先是飼部之黥皆未差。時居島伊弉諾神託祝曰、不堪血臭矣。因以卜之。兆云、悪飼部等黥之氣。故自是後頓絶以不黥飼部而止之云云。また、癸卯、有如風之聲、呼於大虚曰、劔刀太子王也。亦呼之曰、鳥往來羽田之汝妹者、羽狹丹葬立往。亦曰、狹名來田蔣津之命、羽狹丹葬立往也。俄而使者忽來曰、皇妃薨。天皇大驚之、便命駕而歸焉。丙午、自淡路至。冬十月甲寅朔甲子、葬皇妃。既而天皇悔之不治神祟而亡皇妃、更求其咎。或者曰、車持君行於筑紫、而悉校車持部、兼取充神者。必是罪矣。天皇則喚車持君以推問之。

（長渚崎）攝津志に河邊郡長洲濱長洲村、或曰、履中紀出於長渚崎令祓禊、卽此とあり。

（延暦廿五年云々）同年三月十七日桓武天皇崩ず、卽ち葛野郡宇太野を以て陵地と定めしに是等の變起れる也宇太野の地明かならず、或は紫野の北かとも云ふ。

（靜火神社）三田村に在り、火結神を祭る。

事既實焉、因以數之曰、爾雖車持君縱檢校天子之百姓罪一也、既分寄于神祇車持部兼奪取之罪二也、則負惡解除善解除而出於長渚崎令祓禊、既而詔之曰、自今以後不得掌筑紫之車持部、乃悉收以更分之奉於三神。

神の不淨を嫌はせ給ふ事かくの如し、大かた神の祟は穢より起れば、こゝに先汚穢の祟より擧そめたる也。淡路伊弉諾神既に出。筑紫三神は神名帳に、筑前國宗像郡宗像神社三座。並名神大とある神たち也。

日本後紀七、延暦廿五年三月丁亥、埼本云、大同元年三月丙戌云々、下同之日赤無光、大井、比叡、小野、栗栖野等山共燒、烟灰四滿、京中晝昏。上以爲、所定山陵地近賀茂神、疑是神靈致災火乎、卽決卜筮、果有其祟。上曰、初卜山陵、筮從龜不從也、今災異頻來、可不愼歟。卽自禱祈、火災立所滅。

今按に、天皇の山陵だに神社に近づくる時はかくの如し。況や臣庶の墓におきてをや。今世の人は神の祟敬うすかれば、田里などには殊に此過多かりなん。心すべき事なるぞかし。賀茂神の事既に出。

續日本後紀十四、承和十一年十一月己酉朔、辛亥、奉授紀伊國從五位下志摩神伊達神、靜火神並正五位下。賀茂縣主廣友等疑曰、所謂鴨川、從二神社指南流出、而王臣家及百姓等、取斃於北山、便洗水上、其末流來觸神社、因茲汚穢之祟、屢出御卜、雖加禁制、不曾順愼、冀自當國迄于河原、嚴加禁斷、若違犯者、禁其身申送國郡司幷禰宜祝等、許容之者必處科。

是又今世にては、殊に心づかずして奉穢ことありなん。可愼事ぞ。神名帳に、紀伊國名草郡伊達神社。名神大。志磨神社。同。靜火神社。同。と見えて、三代實錄二十七に、紀伊國正四位上伊達神。志摩神。靜火神並授從三位と見えたり。

三代實錄六。貞觀四年十一月乙丑朔，甲申。先是少主鈴從八位美和眞人清江言，鼠齧內印盤褥。至是神祇官卜云。觸穢之人供神事。仍成祟。由是大祓於建禮門前。

いさゝかの穢も、古へはかくの如くなりき。今世の人、又よくおもへ。大三輪神社の事既に出。

同廿四，元慶二年二月，越前國言，氣比大神宮祝部申曰。神宮忽見火災。驚走入宮。實無失火。陰陽寮占曰。爲穢神社因現祟恠。彼國須愼疫癘風水之灾。是日下知國宰。洒掃神宮。

神名帳に、越前國敦賀郡氣比神社七座。並名神大。

東鑑廿八。寬喜三年辛卯十一月廿四日辰剋，鶴岳內三島神社壇鳴動，仍有御占。依神事穢氣不淨也，可被愼御病事之由。占申之云云。廿五日。去日來，天變云三島社鳴動，有驚御沙汰御祈等始行之。

鶴岳三島社、もとは神名帳に、伊豆國賀茂郡伊豆三島神社。名神大。月次新嘗。とある、此大神をいたく尊敬せらるゝあまりに、鶴岳にも遷し祠られたるなるべし。かくて上件、さる汚穢に依て殃災の國に及ぶ事の委き故よしは、既にもかつぐいひつれど、猶稜威道別に就てよく心得べし。

三代實錄十九。貞觀十三年五月丙午朔。辛酉，先是出羽國司言，從三位勳五等大物忌神社在飽海郡山上，巖石壁立，人跡稀到。夏冬戴雪，禿無草木。去四月八日。山上有火。燒土石。又有聲如雷。自山所出之河，泥水泛溢。其色靑黑。臭氣充滿，人不堪聞。死魚多浮，擁塞不流。有兩大蛇。長十許丈。相流出入於海口。小蛇隨者不知其數。緣河苗稼流損者多。或染濁水臭氣。朽不生。聞于古老。未嘗有如此之異。但弘仁年中見火。其後不幾。有事兵仗。決之蓍龜，並云。彼國名神，因所禱未

〔內印〕天皇の御印にて、天皇御璽と刻す、公式令に、內印方三寸，五位以上位紀及下諸國公文則印と見えたり。

〔建禮門〕內裡外郭の南正面の門にて內廓承明門と對す

〔三島神社〕和漢三才圖會に、四社（三島、熱田、三輪、住吉）在高良之東、とあり、高良は若宮の東なる玉垂明神也。

〔枚聞神社〕今揖宿郡頴娃村に在りて國幣小社也、枚聞神を祭る。

〔祭事記〕本邦の神社祭事に關する詳記八十二卷にして鴨祐之の著也。

〔熊野坐神社〕紀伊國東牟婁郡本宮村に在り、世に熊野本宮と稱し、熊野早玉神社（新宮）、那智神社と併せて熊野三山と稱す、崇神天皇十六年の創建也。

賽。又家墓骸骨。汚其山水田。是發レ怒燒レ山。致此災異。若不鎭謝。可レ有兵役。是日下知國宰。賽宿禱。去舊穢汚焉。

今按に、まだきに穢賽せられたる故にや、此時はさせる災もなかりき。さて此弘仁年中の家墓の汚穢は、其時に近づけたるにはあらねど、水田に流れよりたるだに、猶かくの如し。是らを以て、其水源をも穢すまじき事どもなり。

同廿六。貞觀十六年秋七月丁亥朔。戊子。地震。太宰府言。薩摩國從四位上開聞神山頂有火自燒。煙薫滿天。灰沙如雨。震動之聲聞百餘里。近社百姓震恐失精。求之蓍龜。神願封戶。及汚穢神社。仍成此祟。勅奉封二千戶。

今按に、神名帳に、薩摩國頴娃郡枚聞神社とある此社也。さて此神の佛を嫌て、山を燒き堂社を覆し給ひし事、祭事記等に載たるを見れば、此汚穢も佛なるべし。

東鑑四十一。建長三年三月七日云云。去月十四日。熊野山神倉燒亡。此事僉日。相州在御夢想之間。殊驚畏賜。造營等事。有御助成之由云云。

今按に、神名帳に、紀伊國牟婁郡熊野坐神社。名神大。とある是なり。忌レ佛て其御祭を告給ひし事、北條家記にも見ゆ。又神名帳頭書卷首云、都都名神頻火災。是蓋依奉レ近佛寺。或觸喪葬汚穢也。或記曰。置神社於別當寺。不祥莫於茲甚。神殿觸穢氣而燒亡。近年頻多。又天下之亂逆。世之凶災起レ爲レ之。就先蹤而可レ見矣。然世人普信レ佛。故其不祥起レ於レ佛不レ悟耳云云。とある實にさる事とぞ見えたる。

此事既に一卷より其事跡に就て、處々にことわりつれど、爰に又引漏せるをいさゝか擧べし。先其よ

り来れりし始なり

日本書紀欽明天皇巻。十三年冬十月。百濟聖明王遣西部姫氏達率怒唎斯致契等。獻釋迦佛金銅像一軀。幡蓋若干。經論若干卷。別表讃流通禮拜功德云。是法於諸法中最爲殊勝。難解難入。周公孔子尚不能知。此法能生無量無邊福德果報。乃至成辨無上菩提。譬如人懷隨意寶。逐所須用盡依情。此妙法寶亦復然。祈願依情無所乏。

今按に、先此功德をいへる詞どもは、百濟此時既に内心に欺く情のありければ、皇朝を奉欺とてのたくみなりしか、又已も信じけるあまりに、如此奏して獻けるか、さだかならざれど、斯ては専後世に所謂切支丹とかいふものと同て、邪法といふべきものなるぞや。さて此には未神異の事は見えざれど、其は次に引けて心得べし。

且夫遠自天竺爰泊三韓。依教奉持無不尊敬。由是百濟王臣明。謹遣陪臣怒唎斯致契。奉傳帝國。流通畿内。果佛所記我法東流。是日天皇聞已。歡喜踊躍云云。然朕不自決。乃歴問群臣曰。西蕃獻佛相貌端嚴。全未曾看。可禮以不。蘇我大臣稻目宿禰奏曰。西蕃諸國一皆禮之。豐秋日本豈獨背也。物部大連尾輿。中臣鎌子同奏曰。我國家之王天下者。恒以天地社稷百八十神。春夏秋冬祭拜爲事。方今改拜蕃神。恐致國神之怒。天皇曰。宜付情願人稻目宿禰。試令禮拜。大臣跪受而欣悦。安置小墾田家。修出世業爲因。淨捨向原家爲寺。

今按に、此時物部尾輿、中臣鎌子の奏せる旨ぞ、いとことわりなる。然るに蘇我稻目がしひて禮りけるは、やがて己が逆心を顯はせるものなり。向原寺は、建興寺と稱せり。是佛法の最初なり。三代實

〔聖明王〕武寧王の子、百濟第廿五世の王也。

〔是法云々〕以下四十二字は金光明最勝王經如來壽量品の語を取捨せる也依て後人の追作ならむと云ふ。

〔譬如云々〕楞嚴經に、譬如有人、於自衣中繫如意珠、所願從心、致大饒富とあり。

〔稻目宿禰〕武内宿禰五世の孫にて、高麗の子也。

〔物部大連尾輿〕荒山の子也。

〔中臣鎌子〕眞人の子也。

〔小墾田〕大和國高市郡に在り。

〔建興寺〕高市郡豐浦村に在り。

錄曰、高市郡建興寺是宗我稻目宿禰之所レ建也。と見えたるが如し。
於後國行二疫氣一民致二天殘一久而愈多。不レ能二治療一物部大連尾輿中臣鎌子同奏曰、昔日不レ須二臣計一致二斯病死一今不レ遠而復必當レ有レ慶。宜二早投弃一懃求二後福一天皇曰、依レ奏。有司乃以二佛像一流二弃難波堀江一。後縱二火於伽藍一燒燼更無レ餘。於レ是天無二風雲一忽炎二大殿一。

今按に、此時疫病行はれて、人多く死たるは、尾輿鎌子の奏せりし如く、佛の穢によりて也。又此時風もなきに、其火の大殿につきて燒けるも、その穢を神の嫌ひ玉ひしなり。かくて此物部大連を、後世守屋大連と心得誤りて、寺官の事、守屋を佛敵と申なし、難波堀江を、津國の難波江とおもひたがへて、さま〴〵の附會せることぞ、笑ふに堪かたけれ。此尾輿大連は、守屋連の父なる事、舊事紀に世代を出せるが如し。又鎌子は鎌大夫とも申して、鎌足公の祖父ぞかし。若彼尾輿連が佛敵ならば、鎌子君も共に佛敵なるべきに、鎌子の事を得惡ざるに、藤原氏に恐れたるにこそ。難波堀江は、法隆寺古記に、此云二難波堀江一者、以二高麗浦一東俄乃川西入江、謂二云云一とあるが如し。棄るも燒も即日の事なりしを、丈六の重き佛體を、遠く津國まで持運ぶべきにあらず。又近世の儒者等が、已れ佛を姤む心ぐせより、彼尾輿連の兩度の奏聞の理りのまゝなるを賞はやして、守屋をひたぶるに忠信としたるも、尾輿と守屋とを取たがへたるのみならず、守屋は本より叛逆人にて、即類聚國史に、逆臣部に加へ給へる趣意をもしらぬひが事なり。

同敏達天皇卷。十三年秋九月、從二百濟一來鹿深臣有二彌勒石像一軀一、佐伯連有二佛像一軀一。是歲蘇我馬子宿禰、請二其佛像二軀一、乃遣二鞍部村主司馬達等、池邊直氷田一、使三於四方訪二覓修行者一云云。

〔津國の難波江〕仁德紀十一年の條に、冬十月、掘二宮北之郊原一、引二南水一以入二西海一、因以號二其水一曰二堀江一、とあるこれ也。

〔舊事紀〕開闢より推古天皇までの歷史十卷也、聖德太子の御撰と傳ふるも、近世にては後人の僞作となす說多し。

〔彌勒石像〕平氏太子傳曆に、彌勒石像、今在二右京之元興寺東金堂一、とあり。

〔石川〕大和國高市郡に在り。

〔四天王寺〕大阪天王寺區に在る天台宗（もと八宗兼學）の寺也、用明天皇二年聖德太子の創建にて、もと玉造に在りしが、推古天皇元年今の地に遷す。

〔中臣勝海大夫〕日本紀集解に、蓋鎌子之子とあれど詳かならず。

〔善光寺の佛云々〕神皇正統記に、むかし佛在世に天竺の月蓋長者鑄奉りし彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江におくこれなりしを、善光と云者とり奉りて信濃國に安置しける、今の善光寺是なりとあるを照合すべし。

由是馬子宿禰。池邊氷田。司馬達等。保信佛法。修行不懈。馬子宿禰。亦於石川宅。脩治佛殿。佛法之初自茲而作。

今按に、爰に如此あるからは、佛法は蘇我稻目馬子より初りつる事明かにて、四天王寺は、此時より遙に後の事也。然るに世に聖德太子を以て、佛法最初とすめるも又ひが事なり。おもふに稻目馬子が如き大逆人を祖としては、佛法の弘るまじきを思て、史典に背き、世人を欺き、強て廐戶皇子を祖とせるの詐りなり。さても彼の大惡無道の、しひて弘めたる佛法の、後の今に至るまで朝廷の害となりぬるは、いかなる禍津日か混りけん。

同十四年春二月戊子朔。壬寅。蘇我大臣馬子宿禰。起塔於大野丘北云云。今の元興寺是也。舊地は高市郡和田村なりき。行囊抄通證等に、今も和田村に舊の礎の存りと云り。

是時國行疫疾。民死者衆。三月丁巳朔。物部弓削守屋大連。與中臣勝海大夫奏曰。何故不肯用臣言。自考天皇及於陛下。疫疾流行。國民可絕。豈非專由蘇我臣之興行佛法歟。詔曰灼然。宜斷佛法。丙戌。物部弓削守屋大連。自詣於寺。踞坐胡床。斫倒其塔。縱火燔之。并燒佛像與佛殿。既而取所燒餘佛像。令棄難波堀江。

此時の佛像は、彼十三年九月、鹿深臣と佐伯連とが百濟より有來たるにて、一軀ともに石像なり。此ほど世にいはゆる善光寺の佛に協へるものなし。世人欺かるゝ事勿れ。

是日無雲風雨。大連被雨衣。訶責馬子宿禰與從行法侶。令生毀辱之心。乃遣佐伯造御室。喚馬子宿禰所供善信等尼。於是馬子宿禰不敢違命。惻愴啼泣。喚出尼等。付於御室。有司便奪尼等

三衣禁錮楚撻海石榴市亭。

今按に、此時の疫疾も何も皆佛の穢によりて、神の祟り玉ふ罰也。或說に、此時佛法は、一たび擴ひ淸めたるを、紀の次文に、屬此時天皇與大連卒患於疫。故不果遺とある。此惑ひに依て滯れる内に、二たび上宮太子深く尊信して、終に神國のいみじき穢をなせり。彼時患給ひし瘡は、是疱瘡始也。疫疾も疱瘡も、皆續後紀にいはゆる異土の毒氣且は神の咎玉ふ所也といへり。又通證に、松岡氏曰。此應疱瘡流行。此時世人未知疱瘡之名。故驚以爲異也。今按に、此本書癆寺紀說載在舊事大成經云々といへる、此大成經は、僞書なれど、此時の人多く死たるは、此說の如く始ての疱瘡にて、いまだ醫する術を知ざりし故也。然るに此死に驚かせ給ひて、若佛を燒棄て祟にもあるかと、大御心のよわりましたるぞ、太子馬子が時を得て、佛毒を貼ひ積となりしなり。猶さても、此ほど其を神の御告と心づく人のなかりしこそ無念なれ。

同皇極天皇卷二年冬十月丁未朔戊午、蘇我臣入鹿獨謀將廢上宮王等而立古人大兄（舒明皇子母蘇我大臣之女。故欲立之者也。）爲天皇。于時有童謠曰、伊波能杯儞古佐屢渠梅野俱渠梅多儞母多礙底騰裒囉栖歌麻之之能烏賦云云。十一月丙子朔。蘇我臣入鹿遣小德巨勢德太臣、大仁土師娑婆連。掩山背大兄王等於斑鳩云云。巨勢德太臣等燒斑鳩宮。由是山背大兄王等四五日間淹留於山。不得喫飲云云。終與子弟妃妾一時自經俱死也云云。時人說前謠之應曰、以伊渡能杯儞而喩上宮。以古佐屢小猿而喩林臣。（林臣入鹿也。其容貌似猿歟。）蓋以渠梅野俱也。米燒而喩燒上宮。以渠梅拕儞母陀凝底騰裒羅栖柯麻之之能鳴賦。米谷春而行去山、羊之老翁也。而喩山背王之頭髮。班雜毛似山羊。又曰、棄捨其

〔海石榴市〕大和志に、城上郡海柘榴市金屋村地名尚存とあり。

〔上宮太子〕聖德太子也。

〔通證〕日本書紀通證の略、谷川士淸の書紀通釋書、三十五卷也。

〔巨勢德太臣〕武內宿禰の子巨勢雄柄宿禰七世の孫也、大化五年左大臣となり、齊明天皇四年薨ず。

〔山背大兄王〕上宮太子の第一王子也

〔斑鳩〕大和國生駒郡に在り、推古天皇九年聖德太子始めて爰に宮を造りて住み給ふ、今法隆寺東院夢殿はその宮址なりと云ふ

〔歌曰〕此歌數解あり、守部の說に、向峰の伊駒山に隱る山背大兄王等こそ、吾三輪君をかたらひて入鹿をば討め、しかるに入鹿に巨勢臣等かたらはれて、王等おめ〳〵亡び玉ふは何事ぞやと云ふ程の喩し云々と云へり。

〔武可都烏爾云々〕何つ峰に立てる夫等也、橘守部は、伊駒山に隱れ給ふ山背大兄王を指て云ふなるべし、奈良山の向ひにあたれりと云へり。

〔儞古禰〕柔手也。

〔倭我底云々〕我手を捉らめ也、守部は此句は大兄王等こそ神の御守を蒙て入鹿を戮給はめとの喩へなるべしと云へり。

宮。隱深山相也。

今按に、太子傳一說曰、癸卯年十一月十一日丙戌亥時。蘇我大臣兒。林臣入鹿。致奴王子兒。名輕王。巨勢德太古臣。大伴馬甘連。中臣鹽屋連枚夫等六人。發惡逆計太子子孫男女二十三人王無レ罪被レ害。山背大兄王。殖栗王。茨田王。乎末呂王。菅手女王。舂米女王。近代王。桑田女王。磯部女王。三枝王。三枝末呂古王。馬屋女王。財王。日置王。片岡女王。白髮部王。手島女王。孫難波王。末呂女王。弓削王。女王。甲可王。尾張王云云 とあるは、其御子孫の君のみ也。或說曰、此時上宮太子御子孫主從二百四十人、入鹿の爲に一時に亡て、其子孫一人も殘らずなりつ。又此役に依て入鹿父子も悉く亡て、馬子が子孫も斷つるはたゞ事にあらず。竊に按に、上宮太子、時の攝政とまして、神隨の政事に背き、神の嫌はせ給ふ佛法にのみ耽り、又神代より例しもなき馬子が大惡逆の罪をも咎めず、却て方人とさへ賴み諂ひて過玉へれば、崇峻天皇の御憤怒、且は天神地祇の赦し給はざる處、茲にして顯はれたり。されば此時の童謠は、神の其變を王等に告げ給ふにはあらず。然か成ゆくべき理りを、世人に示し給ひしにぞありける。歌の意きゝわけん人、よくこれを思へといへり。猶此末にも猿の謠を載たり。其をも思ふべし。

夏三月癸卯朔。乙巳。志紀上郡言。有レ人於三輪山見猿晝睡。竊執其臂。不レ害其身。猿猶合眼歌曰。武可都烏爾陀底屢制羅我。儞古禰擧曾。倭我底鳴騰羅每。拖我佐基泥。佐基泥曾母野。倭我底騰羅須謀野。其人驚怪猿歌。放捨而去。此是經歷數年。上宮王等。爲蘇我鞍作。圍於膽駒山之兆也。

是を上卷に引し、伊勢御使猿恠と合せて、神の罰し給ひし故を知べし。然るに迷ふときは、邪陷を失

〔楯縫出雲二郡〕今簸川郡の内也。

〔宮城〕甲賀宮也。

〔甲賀宮〕近江國甲賀郡雲井村黃瀨の邊に在りし信樂宮也、天平十四年造營を始め、爾來難波京、恭仁京と共に三都鼎立し、屢行幸ありしが、十七年五月平城の舊都を復するに及び荒廢せり。

ふと云るやうに、其ほど是を淸く悟る人あらざりつれば、舒明・皇極の御代より後も、半疑半信に、佛わざい絶はてざりしぞ、つひに餘毒の害とは成にたるなりける。其中にも或書に、佛寺は廐戸皇子の再建にして、聖武天皇の中興也と嘆きしやうに、奈良朝になりて三たび大に興りて、世の禍事も又更にあまた萠そめたりけり。その事を一二いはゞ、

續日本紀十五。天平十五年五月辛丑、自三月至今日不雨、奉幣帛于畿内諸神社祈雨云云。丙寅、備前國言、邑久郡新羅邑久浦、漂著大魚五十二隻、長二丈三尺已下、一丈二尺已上。皮薄如紙。眼似米。汶聲如鹿鳴。故老皆云未嘗聞也。不詳云云。六月癸巳、山背國言、今月廿四日自酉至戌、宇治川水涸竭。行人掲渉。不詳云云。秋七月壬寅、出雲國司言、楯縫出雲二郡雷雨異常、山岳頹崩、壞廬舍埋田畝云云。庚寅、地震云云。八月乙亥。上總國言、去七月、大風雨數ヶ日。田畠咸失。雜木長三四丈已下。二三丈以上。一萬五千許株、漂著郡内海濱也云云。十六年五月庚戌、肥後國雷雨地震、八代、天草、葦北三郡、官舍幷田二百九十餘町、民家四百七十餘區、人千五百二十餘口。被水漂沒。山崩二百八十餘所。壓死人四十餘人。並加賑恤云云。十七年四月戊子朔。市西山火云云。庚寅。寺東山火、乙未。伊勢國眞木山火。三四日不滅、戊戌、宮城東山火、連日不滅云云。五月戊午朔、地震、己未、地震、庚申、地震、辛酉。地震、壬戌、地震。日夜不止、癸亥、地震、甲子、地震、乙丑、地震云云。自四月不雨、不得種藝、因以奉幣諸國神社祈雨焉云、丙寅、地震、發近江國民一千人、令滅甲賀宮邊山火云云。丁卯。地震。癸酉。地震。乙亥。地震云云。是日地震異常。往々折裂、水泉涌出云云。六月庚寅、遣左衛士督從四位下佐伯宿禰淨麻呂。奉幣帛于伊勢大神宮云云。七月壬申。地震。

〔同十九年云々〕左右京今年の田租を免ずるの詔也。

〔天平寶字云々〕淳仁天皇國郡司を教誡せらるゝの詔也

〔大和〕大和國山邊郡朝和村大字新泉に在り、垂仁天皇二十五年の創建にして、倭大國魂神、八千戈神及び御年神を祭る、神名帳に大和坐大國魂神社三座(並名神大、月次相甞新甞)とあるは是れにして今官幣大社也。

癸酉。地震。八月己酉。地震。甲寅。地震。九月丙辰。地震。云云。十八年正月丙寅。地震。辛巳。地震。夜亦地震。壬午。地震。云云。六月丙戌。地震。云云。九月壬戌。地震。辛卯。地震。

是纔の月日に其禍事の襲來りし事、凡かくの如し。神の御咎めならずして、いかでかかばかりさしつゞかん。同十九年秋七月。詔曰。自ニ去六月ニ京師亢旱。由レ是奉ニ幣帛名山ニ。祈ニ雨諸社ニ。至誠無レ驗。苗稼憔凋。此蓋朕之政教。不レ德ニ於民ニ乎。とさへ愁へ給へり。今おもふに、天神御子として、何の御德坐ざる事あらん。唯佛のみを尊信し給ひて、神の崇敬の疎かなりし故なるをや。上かゝれば下も自然と神の祭祀疎になりゆきけん。天平寶字七年九月庚子朔。勅曰。疫死數多。水旱不レ時。神火屢至。徒損ニ官物ニ。此者國郡司等。不レ恭ニ於國神ニ咎也。なども見えたり。此後淸和天皇御時も佛を信じ給ひて、似たる事もありしかど、彼一年の炎上災害の御過より、神の加護は猶賴ませ給へり。

貞觀十年格曰。弘仁十二年春正月。辛丑。下ニ大和國ニ符偁。彼國解偁。部内名神其社有レ數。或爲レ農禱レ歲。或爲レ旱祈レ雨。至レ排ニ災害ニ。存ニ有徵應ニ。假令大和。大神。廣瀨。龍田。賀茂。穴師等大神是也。頃年之間。事乖ニ潔齋ニ不祥之徵。間々不レ息。本尋ニ所由ニ。驗ニ依ニ神主ニ。太政官延曆十七年正月廿四日。下ニ五畿內諸國ニ符偁。奉レ勅。擇レ社。敬レ神。銷レ禍。致レ福。今神主等一任之後。侮驕不レ敬。祟咎屢臻。自レ今以後。簡ニ擇彼氏之中。潔淸廉貞。堪ニ神主ニ者補任。限以ニ六年ニ相替。秩滿之代。點定言上。者國符旨選點言上。而或點上之外。被レ任ニ他人ニ。愚吏商量。背ニ符旨ニ望請。點上之人一切任用。以尋ニ治酌之信ニ。且待ニ神聽之聲ニ者。右大臣宣。奉レ勅。依レ請。

三代實錄九。貞觀六年秋七月乙酉朔。辛亥。勅曰。去年七月廿五日。頒ニ下五畿幷伊賀。伊勢。志摩。

〔應天門〕大內裏八省院南面の正門也此時の燒亡は一代要記に、八月大納言伴善男燒之事發覺、大宅鷹取所告言也、善男配流伊豆國。連坐者多とあり。

〔詔曰云々〕平田翁も、此詔は實に天皇の大御心より出たる事にて、此は太子と馬子と、餘りに佛を尊み、神を蔑如する事を御歎き坐して詔ひたる御言にて有けむと云へり。

〔余昌〕百濟二十六代の威德王也。

〔惠〕昌の弟にて、百濟二十七代惠王季明也。

遠江。相模。上總等國云。鎮護國家。消伏災害。尤是敬神祇。欽祭禮之所致也。是以格制頻下。警告慇懃。今諸國牧宰不愼制旨。專任神主。禰宜。祝等。令神社破損。祭禮疎慢。神明由是發祟。國家以此招災。今欲令諸社一時新加葺餝。而經月踰年。未有修造。宜早加修餝。勿致重崇。

同十二。貞觀八年夏四月乙亥朔。戊子。勅。去閏三月十日夜。應天門及東西樓觀。忽有火災。皆悉灰燼。求之蓍龜。猶見火氣。自非神助。災何消伏。宜令五畿七道奉幣境內諸神。仍須長官潔齋。躬向社頭。敬以奉進。必致如在。

今按に、此たぐひは、皆せんかつきたるをりの願事とぞ見えたる。さりけれど、猶此ほども、そを佛ゆゑと心づく人のあらざりければ、少しも事なきをりは、上下おしなべて、只佛のみを深く信じけるまゝに、既に一二卷にいひしばかりの禍事は、引起せるにぞ有ける。そははやく、

日本書紀。推古天皇卷。十五年春二月庚辰朔。戊子。詔曰。朕聞之。曩者我皇祖天皇等。宰世也。跼天蹐地。敦禮神祇。周祠山川。幽通乾坤。是以陰陽開和。造化共調。今當朕世。祭祀神祇。豈有怠乎。故群臣爲竭心。宜拜神祇。甲午。皇太子及大臣。率百寮。以祭拜神祇云云。是年大豐饒也。

此ほども、天皇の御心おきては、かゝりけれど、攝政とます厩戸皇子、大臣とある蘇我馬子等が惑ひに因て、天皇の大御心の立ずなりけるこそ、かへすがへすも口をしけれ。猶そのはじめとても、天皇の惑はせ給ひたるにはあらず。朕不自決と宣せ給ひて、遂に神祇に恐れ給ひし事、上文に見えたるが如し。其明かなる事は、

同欽明天皇卷。十六年春二月。百濟王子餘昌。遣王子惠。奏曰。聖明王爲賊見殺。十五年爲新羅所殺。故今奏之。

〔在廳官人〕中古諸國の廳に在りて國司の命を奉じ事務を行ふ下司を云ふ、多くは其職を世襲せり。

〔台記〕康治元年正月より久壽二年四月に至る約十四年間の日錄、十四冊なり。

〔頼長公〕藤原忠實の第二子也、長承三年大納言、保延一年內大臣、久安五年左大臣となり保元の亂に敗死す

天皇聞而傷恨云云。於是天皇命神祇伯。敬受棄於神祇祝者廼託神語報曰。應請建邦之神。往救將亡之主。必當國家謐靖。人物又安。由是請神往救。所以社稷安寧。原夫建邦神者。天地剖判之代。草木言語之時。自天降來。造立國家之神也。此事指素戔嗚尊也。

異國王等にまで、如此諭し遣はし給へる程なるを以て、天皇の大御心の神隨にましゝ事を見べし。中古となりて後も、

朝野群載曰。初任國司廳宣。新司宣加賀國在廳官人雜任等。仰下三箇條事。一可早進上神寶勘文事。右件神寶。或於京儲之。或於國調之者。且進上勘文。且可致其勤。又恒例神事。慥守式日。殊可勤行矣。一云云。一云云。延喜十年月日。

同廳宣。但馬國在廳官人等。仰下雜事。一可勤仕恒例神事。右國中之政。神事爲先。專致如在之嚴奠。須期部內之豐穩云云。年月日。

台記 宇治關白頼長公記 久安四年九月十七日云云。詔余曰。鳥羽法皇不如禮佛之勤。至敬神之忠矣。余頼長公從詔旨。

怒罰諸神靈異

をり／＼如此さまなる事の見えけるは、其時々いちじろき神の靈驗に驚き給ひてなりけり。然れども打まかせては、神靈は幽冥に隱れませば、疎きが如く、佛書の方便、僧徒が誣りは、慾情に親しきがごとくなりければ、いよ／＼惑ふ人の多かりしなり。故上件少しの事にも、神祟のつよかりしにこそ。

日本書紀履中天皇卷。五年春三月戊午朔。於筑紫所居三神。見于宮中言。何奪我民。吾今慚汝。於是禱而令祠。

今按に、神代御卷曰、田心姫命。湍津姫命。市杵嶋姫命云云。此三女神悉是爾兒。便授之素戔嗚尊。此則筑紫胸肩君等所祭神是也と見えたる御神なり。此神の事、上にたび／＼出たれど、其始を引ざりつれば、此にことわるなり。

續日本紀卅二。寶龜四年九月壬辰。丹波國天田郡奄我社有盜。喫供祭物。棄社中。去十許丈更立社焉。

今按に、神名帳に、丹波國天田郡奄我神社見え、和名抄に奄我鄕見ゆ。

日本後紀十二。延暦廿四年二月庚戌。遣石上神宮使。正五位下石川朝臣吉備人等。支度功程申上。單功一十五萬七千餘人。太政官奏之。勅曰。此神宮所以異於他社者何。或臣奏云。多收兵仗故也。勅。有何因緣所收之兵器。奏答云。昔來天皇御其神宮。便所宿收也。去都差遠可愼非常。伏請卜食而運遷神寶。是時文章生。從八位上布留宿禰高庭。卽脩解申官云。得神戶百姓等款偁。此來大神頻放鳴鏑。村邑咸恠。不知何祥者。未經幾時。運遷神寶。望請奏聞此狀。蒙從停止。官卽執奏。被報宣偁。卜筮吉合不可妨言。所司咸來監運神寶。收山城國葛野郡訖。無故倉仆。更收兵庫。既而聖體不豫。典闈建部千繼被充春日祭使。聞平城松井坊。有新神託女巫。便過請問。女巫云。今所問不是凡人之事。宜聞其主。不然者不告所問。仍述聖體不豫之狀。卽託語云。歷代御宇天皇。以慇懃之志所送納之神寶也。今踐穢吾庭。運收不當。所以唱天下諸神。勸請贈天帝耳。

〔履中天皇卷云々〕同年十月紀に、悔之不治神祟而亡皇妃云々、奉於三神、とあるに照し考ふべし（六九五頁參照）。

〔石上神宮〕大和國山邊郡丹波市町布留に在り、崇神天皇の御宇石上邑に神宮を建て伊香色雄命に勅して布都御魂の御劍を奉祀せしを初めとす。

〔昔來天皇云々〕古事記傳に、昔來の來字は在の誤かとあり。

〔典闈〕後宮闈司の次官也。

〔永久寺〕石上神宮の附近に在り、内山金剛乘院と號し眞言宗に屬す、鳥羽天皇永久年中の建立にして、亮恵法師の開基也。

〔桃尾山〕石上の東一里に在り、寺名を龍福寺と云ふ、義淵僧正又は行基菩薩の開山と傳ふ。

〔笈三脚ヲ云々〕これを笈渡と云ふ。

登時入レ京密奏。卽詔二神祇官幷所司等一、立二一幄於神宮一、御飯盛二銀笥一、副二御衣一襲一、並納二御櫃一、差二典聞千織一充レ使。召二彼女巫一、令レ鎭二御魂一。女巫通宵忩怒。託語如レ前。遲明乃和解。有レ勅云云。遣二典藥頭從五位上中臣朝臣道成等一、返二納石上ノ神社兵仗一。

日本紀略五。延暦廿四年二月云云。詔曰。上略石上大神乃宮爾收有志器仗乎。京都遠久成奴流依弖。近處爾令レ治止年爲母。弖奈去年此爾運收有流然爾比來之間御體如レ常ノ不レ御サ爾大御夢爾覺サト志坐ッ爾依弖大神乃願座任爾本ッ社爾返收置畢。遣二典藥頭中臣道成等一、納二石上ノ社兵仗一。

あやしきかも、奇しきかも、神社は常はたゞ神さびて、何の氣もなきさまながら、怒り坐ては凡てかくの如くぞある。神名帳に、大和國山邊郡石上ノ坐ス布留御魂神社。名神大。月次。相嘗。新嘗。と見えて、古へはいとも〳〵尊き神社なりけるを、中古後やう〳〵に衰へ來まして、其おもかげもあらず成ましけるは、いかなる事なりけん。年ごろ其疑ひはれず。先ツ其おとろへさせ給へるさまは、

行嚢抄南遊一之下曰、布留神社僅ニ拜殿樓門アリ、今社ハ中興白川法皇ノ御建立ト云傳フ。社領モ無ク、神主モ無ケレバ、荒ハテタリ。山中五町許御差除ニテ、御倉一宇アリ。云云。祭禮ハ四月ト十一月ノ卯日也。六月晦日ニ十握ノ御劍トテ、錦袋シテ華表ノ外マデ出シ奉ル。是卽御神體也。又毎秋七月七日、内山ノ永久寺ノ僧、又桃尾山ノ僧、各年ニ修メ二護摩ヲ於神前ニ一、有二修法一。其日近隣五十餘郷ノ氏子群集シ、御倉ヨリ笈三脚ヲ出シ、僧侶負レ之、於二拜殿一牛王躍ト云コトアリ。九月十五日ニモ、五十餘郷ノ氏子集テ、供二神膳一テ躍遊ブコトアリ。昔ハ大社ニテ有シガ、漸々ニ衰獘シ、寶物散々ニ成リ。神主モ無キ故ニ、五十餘郷ノ氏子ノ内ヨリ年預シテ、朝清メヲモスル也。云云。

〔山城葛野へ云々〕日本紀略延暦二十三年の條に、二月丙午朔庚戌、運-收大和國石上社器仗於山城國葛野-、とあり、尚ほ前々頁本文を參照すべし

〔美和神社〕三輪村に在り、大已貴命を祭る。

是は寛永年間に詣て、其ある形を記せる所なり。今は又いかさまに荒來にけん。さても古へ御世々々毎に、納め賜ひしあまたの兵器神寶は、いづ方に散うせけん。彼延暦の御時に、京遠くなりけるをあかずおもほして、山城葛野へ運し給ひしをだに、いたく怒せ給ふ程なれば、もし亂世の比ほひ武士等が猥に盜取たらんには、立所に御罰を蒙るべきものなるに、さる事も聞えず、又故なくちり失て祟りもなく、其行方だにしられずなり玉ふ神の御心こそ、測がたくあやしきものなれ。今此行嚢抄に、十握の劍とてと云るを見れば、御神體と申すも、今はたゞ名のみとぞ聞えたる。あまりの事に一日の御託宣に驚かし給ひしやうに、若は天上へ歸上り給ひにけん。又不淨の僧徒が近づき奉る代となりて、其穢に堪りかねて、御蹔避り給ひし故に、多くの神寶もちり〳〵にうせゆきけるにもやありけん。よしやさはれ、如此貴き御社を僧等にのみ任せ置給はんは、いとも〳〵畏くかたじけなし。速かに神主を立、布留地殘らず返し奉りて、あつく尊み給ふべきものぞかし。

續日本後紀十二。承和九年七月癸巳朔、乙未、遣-使於筑前國宗像神、竈門神、肥後國健磐龍神等諸社-奉レ幣。緣レ有レ恠也。

宗像神阿蘇神、上にたび〳〵出。竈門神は神名帳に、同國御笠郡竈門神社名神大と見えたる是也。

三代實錄十二。貞觀八年二月丁未朔、癸丑、神祇官奏言、信濃國水内郡三和神部兩神、有-恠怒之心-。可レ致-兵疫之災-。已來神祇官奏言、大和國三歲神。舊無-神主-。而新置レ之。致-祟咎-。實由レ此。仍更停焉。庚申。神祇官奏言、肥後國阿蘇大神懷-藏怒氣-。由是可レ發-疫癘-、擾-隣境兵-。

今按に、是皆中宮に佛を信じ給ふ御怒なり。上件と合せ考ふべし。神名帳に、信濃國水内郡美和神社。

〔伊豆毛〕神代神社村に在り、出雲建子命を祭る。

〔御歳神社〕五穀の神御歳神を祭る。

〔後二條殿〕關白藤原師實の長子師通也、永保三年內大臣、寬治八年關白となり、康和元年薨ず。

〔仁源〕二中歷座主歷に、仁源、一乘房、理智房、僧正、師實公息とあり。

伊豆毛神社あり。三歳神は、大和國高市郡御歳神社鍬靫とある是也。

同四十八。仁和元年十月壬子朔。庚申。先是太宰府言上。管肥前國自六月霖雨不降。七月十一日。國司奉幣諸神。延傳轉經。十三日夜陰雲晦合。聞如雨聲。遲明見雨粉上屑砂。交下境內。水陸田苗稼。艸木枝葉皆悉焦枯。俄然降雨。洗去塵砂。枯苗更生。薩摩國言。同月十二日夜。晦冥衆星不見。砂石如雨。撿之。故實。頴娃郡正四位下開聞神。發怒之時。有如此事。國宰潔齋奉幣。雨砂乃止。八月十一日震聲如雷。燒炎甚熾。雨砂滿地。晝而猶夜。十二日自辰至子。雷電砂降未止。砂石積地。或處一尺已下。或處五六寸已上。田野埋瘞。人民騷動。至是神祇官卜云。粉土之恠。明春彼國當有災疫。陰陽寮占云。府邊東南之神。當遷去於隣國。由是豐廩穀稼有致損耗。是以下知府司。令彼兩國。奉幣部內衆神。以祈冥助焉。

此事、扶桑略記廿二八葉にも載られたれど、是より竜かれば省きつ。頴娃郡枚聞神社、上にも出たり。

和名抄にも、此のごとく開聞と作り。

愚管抄四、堀河院の御時、山の大衆訟へして、日吉の御輿をふりだしける。かへすがへす奇怪なりとて、後二條殿沙汰して射ちらして、神輿に矢たちなどしてありけり。友實といふ禰宜瘡をかうぶりなどしたりければ、その祟にて、後二條殿はとくうせられにけり。仁源理智房の座主といふは、兄弟なり。大峯など通りて世に驗ある者なれば、いのられけるに、いでいでやめ見せんとて、よりましが懐よりくろ血をふたふたととり出したりければ、あらたなることにておそれをなして、後は理智房の座主も祈られずなりて、遂にうせ給ひにけり云云。

愚記　文明十二年二月六日條下云、傳聞、豐後國ニ萬壽寺ト云寺アリ。東福寺末寺ニテ禪宗也。住僧百餘人ノ在所ニテ、諸堂周備富貴寺也。然ニ去年十一月十八日、俄ニ地ノ底ヘ悉皆沈入テ、其跡池ト成ケリ。其内沙彌一人喝食一人厠ニ在テ遁レケリ。此兩人ハ可助故有シニヤ、厠バカリ殘ケリトナン。此寺衆僧、其地ノ神社ニ亂行セシ罰ナリト云云。希代不思議ノ事也。慥カナル說トテ語ル人數多アリ。

天明の頃、上總國にもさるべき禪院の、地底に故なく沈みし事を記したる物あれど、慥に聞糺さざれば載ず。

行嚢抄西遊鏡社下曰、筑前風土記云。昔者氣長足姫尊。在松浦山、遂覽國形、而勅祈曰。天神地祇爲我助。福乃用御鏡安置此所、其鏡化爲石。而在山。故名曰鏡石云云。里人云、寺澤志摩守唐津城主タリシトキ、鏡宮跡形ナク荒ハテケルヲ爲再興トテ、求社地ケルニ、昔ノ所ヲ平均ケルニ、石ノ櫃アリ。蓋ヲ開テ見シニ、底ニ鏡ト淨水アリ。然ルニ蓋ヲ開キタル者二三人、忽ニ倒テ吐血テ死ニケリ。仍石櫃ノ蓋ヲ元ノ如クシテ、謝シテアタリヲ清メテ社ヲ立ト云。下畧。

今按に、右文の次に、藤原廣嗣が事を云るは、後に寫しひがめて混じたるさまなれば省きつ。

日本書紀。齊明天皇卷。七年五月乙未朔。癸卯。天皇遷居于朝倉橘廣庭宮。是時斮除朝倉社木。而作此宮之。故神忿壞殿。亦見宮中鬼火。由是大舍人及諸近侍病死者衆。云云。六月伊勢王薨。秋七月甲午朔。丁巳。天皇崩于朝倉宮。

今按に、神の御忿によりて、天皇御子等だにかくの如し。是を以ても、神木は恐れ愼むべきわざなれば、次々にも其例を並べ出すなり。

〔東福寺〕京都下京區本町に在る臨濟宗東福寺派の本山にて、五山の一、嘉禎二年の創立也。

〔喝食〕禪宗にて衆僧齋粥の時に、湯香飯等の名を唱喝する者を云ひ、年の老少によらざりしが、後には禪院有髮の侍童を云ふ

〔寺澤志摩守〕名は廣高、廣正の子也秀吉に仕へ唐津城に居し邑八萬石を領し、後ち四萬石を加增せらる、寛永十年卒す。

〔藤原廣嗣〕宇合の長子也、天平中太宰少貳たりしが、僧玄昉、吉備眞備と合はず、天平十二年遂に兵を擧げしが勝たず、十一月誅せらる。

〔朝倉橘廣庭宮〕筑前國朝倉郡須川村

大字宮野村に舊址あり、朝倉社は神名帳に、筑前國上座郡麻氐良布神社とあるこれなるべし一説に朝倉宮の舊址を土佐國土佐郡朝倉の地なりとし朝倉社は神名帳同郡に朝倉神社とある是れなりとなすも非也。

類聚國史。天長四年正月、詔曰。天皇詔旨止。稲荷神社爾申給止申久、頃間御體不愈大坐須爾依占求留爾。稲荷神社乃樹伐留罪祟爾出止申須云云。實爾神乃御心志坐波云云。

今按に、日本紀略八曰。天長四年正月戊寅從去十二月晦日聖體不豫云云とありて。以下全く同じ。

續日本後紀十七。承和十四年六月甲寅。霖雨止息。先是左相撲司。代葛野郡郡家前槻樹。作大鼓有祟。由是奉幣及鼓於松尾大神。以祈謝。用鼓牛皮十二張二面六張。

神名帳に、山城國葛野郡松尾神社二座。並名神大。月次。相嘗。新嘗。とある是也。

三代實錄五。貞觀三年二月己巳朔。癸酉。參議從四位上行太宰大貳淸原眞人岑成卒。已下岑成傳也。岑成立性淸直。不拘小節。初爲大和守。盛改造官舍有能名。至于爲大貳。西府倉屋破壞特甚。有意脩造。不遑寧居。伐神社之木充結構之用。或人諫云。此神見稱有靈。祟咎所致不利於人。岑成拒而不背。强令伐取。因此受病不幾而卒。時年六十三。

今按に、此岑成さばかりよき人にして拒みけるは、偏に公の御爲にして、私にあらずと云心なりつらめども、精忠も事にこそよれ、彼天皇達だに忽に不豫となりませる程の例なるに、神を恐れざりしは却て不忠なり。其祟の公にも及ぶ事を知ざる也。時めく人の臣等には、此心得違ひ常に多かり。よく思ふべきことぞ。

百錬抄五。寬治七年五月八日。諸卿定申尾張國大上社之內。臥木起立事云云。

今按に、臥れたる木の自起立ばかり、神は木を惜み給ふものなり。凡て神の大御靈は、生木の茂みに留らせたまふ故なるべし。さて本文の大字は、火を寫し誤りたる歟。同國愛智郡に、火上姉子神社見

ゆ。此外神木の祟は、昔も今もいと多かれど、たゞ心得のみにはかくて事足なんとて、他は皆漏しつ。

歴朝神異例卷七終

螢蠅抄

春秋のうつりかはるにつけて、空のけしきもあらたまりつゝ、雨となり風となり、雲となり、霧となる。世の有さまも又かくのごとし。我國の萬にすぐれたるはいふもさらなれど、しらぎのふね渚にたゞよひ、むくりのいくさ、ほとりをうかゞひしためしなきにしもあらず。ふみやの頭たひら、常にこれをうれへ、保己一撿挍をして、ひろくもろ／＼のふみをかうがへしめ、しらぬ國よりあだせしたぐひ、ことさらにえりいでゝ、たてまつりしかば、やがておほやけのふどのにおさめ、しろかねなどたびて、其いさをしをほめさせ給ひき。今やよつの海しづかにして、やしまの浪立さはぐことなしといへども、のどけき花のあしたに、雨風をおそれ、さやけき月の夕に、くも霧をいとはざる事なし。これこのふみをつくるゆへむにして、弓を袋にし、つるぎをはこにせし御代にも、ものゝふのやまとだましゐを、うしなはざらむことをおもふになむありける。文化やつのとし、靜寛堂のあるじこれをしるす。

わがおほやまとの國は、細戈の千たる國にて、人の心いさをしく、たけきみちなむこと國にはまさりたりける。さればよろづのくによりきて犯さむことかなひがたきわざなめり。しかはあれど、くれ竹のよをふるほどに、かた糸のより〳〵、さることなきにしもあらざりしかど、やがてうちとりせめほろぼされて、いきてかへる人なむまれなりし。こと國にはほとりのえみし、うちつ國をうかゞひて、終にきみとなり、世をしるたぐひもなくやはあらぬ。かゝればこそ、すぐれたりとはいふなりけれ。このごろおほやけのおほせごとにて、代々のふることかきあつむるまゝに、己づからひろくふみ見る中より、このすぢによりたることゞもをぬきいでゝ、いつまきとなしつ、なづけて螢蠅抄といふ。こは螢火のかゞやく神、五月蠅なすあしき神のあらびにて、えみしらの此國にあだすることありとも、やがて神風に吹やぶられて、遂にうれひなからむ理りを、世人にしらせむとてなむ。

文化八年二月五日　　撿挍保己一

螢蠅抄引用書目

舊事紀　日本後紀　續日本後紀　三代實錄
日本紀略　扶桑略記　百練抄　一代要記
帝王編年記　歷代皇紀　神皇正統錄　神皇正統記
神明鏡　皇代略記　皇年代記　皇年代略記
大日本傳皇代記　天地根元歷代圖　和漢合符　和漢合運
日本運上錄　天正中年代記　興福寺年代記　如是院年代記
大鏡　大鏡裏書　增鏡　五代帝王物語
伏見院御記　後崇光院御記　小右記　竹林院左府記
園太曆　左經記　吉續記　仁部記
勘仲記　太田康有記　臥雲日件錄　類聚三代格
西宮記　北山抄　朝野群載　本朝文粹
善隣國寶記　類聚神祇本源　太神宮例文　伊勢公卿勅使雜例
公卿勅使參宮次第　度會元長神祇百首　八幡愚童記　八幡愚童訓
神功皇后繪詞　由良八幡緣起　大安寺八幡緣起　諏訪大明神繪詞
藤森緣起　伊豫國三島社緣起　宇津宮大明神奇瑞記
春日社三十講最初御願文　類聚大補任　仁和寺御傳

天台座主記
興正菩薩傳
日蓮註畫讃
日蓮親書旋漫荼羅記
孔雀經御修法記
關東評定傳
保暦間記
龍造寺記
日下部氏系圖
吉見系圖
武藤少貳家譜
田尻家譜
東寺文書
島津文書
菊池武朝申狀
國牛十圖
東鏡末記

東寺長者補任
忍性菩薩行狀略頌
蓮公略傳
門葉記
五壇法記
北條九代記
太平記
尊卑分脈
北條系圖
菊池系圖
河野家譜
常陸國吉田社文書
東寺引付
志賀文書
室親善申狀
壒嚢抄
弘安記

元亨釋書
眞源大照禪師行狀
蓮公年譜
東寶記
伽藍開基記
新式目
竹崎五郎繪詞
大中臣氏系圖
大友家譜
菊池家譜
稻葉家譜
西大寺文書
高野山文書
野上文書
春乃深山路
海人藻芥
異稱日本傳

密嚴上人行狀記
妙慈弘濟大師行記
日蓮化導記
醍醐枝葉抄
將軍執權次第
成氏朝臣年中行事
豫章記
大藏氏系圖
宇都宮系圖
武藤少貳系圖
宗家譜
興福寺唐院文書
尾張國性海寺文書
田尻文書
大槐秘抄
鎭西要略
異國襲來祈禱注錄

〔神明鏡〕神武天皇より後花園天皇永享六年までの略史二卷也。

〔豐浦島云々〕仲哀紀六年の條に、秋七月辛亥朔乙卯、皇后泊二豐浦津一、是日皇后得二如意珠於海中一とあり。

〔八幡愚童記〕八幡宮の垂跡、名號、遷座、御體、本地其他につき佛說と史實とを交へて說述せる書、僧快元の著にて二卷也。

螢蠅抄第一

神明鏡云、蒙古我朝ヘ寄ル事開化ヨリ始ル。仲哀ニハ新羅、高麗、百濟也。仍神功皇后御對治。其後欽明、敏達、推古、天智、宇多、一條御宇也。毎度以二神力一對治。中ニモ文永幷弘安ニハ、當以奇特神變共也。按。一條當レ作二後一條一。一代要記。類聚大補任、亦爲二一條一非。

類聚大補任云。新羅國。百濟國。刀伊國。一名蒙古國。一名、、國。軍渡時代。第九代開化天皇十九年新羅國合戰十萬八千人渡。四十八年合戰二十萬三千人渡。第十四代仲哀天皇。々々崩御之後。皇后於二豐浦島一得二如意珠一到二高麗百濟新羅國一降伏。第十五代神功皇后新羅合戰五度。內廿年新羅軍三萬八千人。廿五年五萬三千人。卅七年四萬三千人。四十四年十萬人。五十一年十萬人。第十六代應神天皇廿三年新羅軍來。第卅代欽明天皇五年新羅軍來。第卅一代敏達天皇四年辛巳。新羅軍起從二大宰府一迄二明石浦一皆燒失。第卅四代推古天皇八年庚申新羅合戰。第卅九代天智天皇元年百濟國軍船七十艘。二年同國王卒。四年新羅軍兵二萬七千人。第六十六代一條院刀伊國異賊渡レ軍。自二開化天皇御宇一至二于一條院御時一十代間。異國賊來事以上十六箇度云々。

八幡愚童記云。倩算二異敵之襲來一人皇九代開化天皇四十八年。廿二萬三千人。仲哀天皇御宇廿萬三千人。神功皇后御代卅萬八千五百人。應神天皇御時廿五萬人。欽明天皇御宇卅萬四百餘人。敏達天皇御代

ニハ播磨國明石浦迄着ケリ。推古天皇八年四十三萬人。天智天皇元年一萬三千人。桓武天皇六年四十萬人。文永弘安御宇ニ至マデ以上十一ヶ度雖二襲來一皆追歸サレ多滅亡セリ。

伊豫國三島社緣起云、人皇九代開化天皇位四十八年從二異國一我朝ニ渡ル、十四代仲哀天皇位。此御宇異國塵輪ト云物長門國豐浦郡ニ渡。十五代神功皇后位。從二異國一朝敵渡。十六代應神天皇位。異國敵日本ニ渡。三十代欽明天皇位。此代異國渡。三十一代敏達天皇位。從二異國一播磨國明石浦ニ攻寄。舍光三曆壬辰扶桑州蝦蟠州流泉州高麗國軍渡。卅四代推古天皇位、願轉元年辛丑從二異國一渡。卅九代天智天皇位。白鳳元年辛酉異國渡。一代要記云。欽明天皇五年新羅軍來。推古天皇八年庚申。或記云。新羅合戰。又云。此御時異國軍從二太宰府一至二播磨國一燒二明石浦一云々。天智天皇元年壬戌。或記云。今年百濟國軍船七十艘來。二年癸亥百濟滅。或記云。百濟王卒。四年乙丑。或記云。三月新羅軍兵二萬七千人伐レ之。一條院此御代刀夷國凶賊渡。自二開化天皇御宇一至二當代一異國賊卒來十六度。

神功皇后綸詞云、仲哀天皇御宇二年癸酉歲にあたりて、新羅國より數萬の軍兵攻きたり、日本を討捕らむとす。然間天皇みづから五萬餘人の官軍を前後に相從へて、長門國豐浦宮にして異國の凶賊を拒がしめ給ふ。此時異國より塵輪と云不思議の者、色は赤く頭は八にして、形鬼神のごとくなるが、黒雲に乘て日本に着、人民をとりころすこと數をしらず。天皇安倍高丸介丸に仰て惣門をかためさせ、塵輪きたらばいそぎ奏し申べし、人臣の力にてたやすく討事あるべからず。我十善の力を以て、かの者を降伏せしめんと仰せふくめらる。即彼二人弓箭を帶して門の兩方を守護するに、第六日にあたりて塵輪黒雲に乘じて出來る。高丸武内の大臣を以て此由を奏するに、御門御弓をとり矢をはげて射させ給へば、塵

〔伊豫國三島社〕同國越智郡宮浦村字神山に在り、大山祇神を祭る、伊豫風土記によれば、仁德天皇の御宇攝津國より奉遷せるものにして、神名帳に、大山積神社（名神大）と見ゆるはこれ也。

〔一代要記〕花園天皇に至る略史也、流布本反正天皇までの卷首を闕く。

〔豐浦宮〕長門國豐浦郡豐浦（今下關）に在り、仲哀天皇二年九月この地に都し、爾來七年間の皇居たり。

〔櫃日の宮〕筑前國糟屋郡香椎村大字香椎に在り、仲哀天皇八年こゝを行在所とせらる。

〔舊事紀〕神代より推古天皇までの歴史、十一編也、其序に、聖徳太子の御撰とあるも後人の偽作なること既に本居氏等の説けるが如し。

〔僧聽〕下の和景纜と共に異年號とて私に建てし年號也孝靈天皇の列滴以下この例多し、但し如是院年代記等諸書、宣化天皇御宇の年號とす。

〔和景纜〕如是院年代記、推古天皇御宇の年號とせり。

輪が頸忽に射きられて、頸と身と二になりて落にけり。かゝる所に何とかしたりけむ、流矢まいりて玉躰につゝかあり。同九年二月六日御年五十二にして、筑紫の櫃日の宮に於て終に崩御畢。又見。八幡愚童記。由良八幡大安寺八幡等緣起。

舊事紀。仲哀天皇紀云。八年春正月。天皇幸ニ筑紫一討ニ熊襲一之議矣。時有レ神託ニ皇后一誨曰。云々。天皇不レ信ニ神教誨一。猶親撃ニ熊襲一中ニ賊矢一也。九年春二月癸卯朔丁未。天皇忽有ニ痛身一而明日崩。于レ時年五十二。即知不レ信ニ神教一而中ニ賊矢一早崩之矣。按。日本紀一說亦爲下天皇中ニ賊矢一崩上。然今不レ論レ之。以レ有レ所レ憚也。

天正中年代記云。欽明天皇僧聽元庚午自ニ新羅百濟一兵船六萬艘責來。按。庚午即位十三年也。舒明天皇和景纜二乙未。自ニ異國一兵船二萬艘對馬迄責來。按。乙未即位八年也。

和漢合符云。推古天皇廿七丁丑新羅兵襲來。

豫章記云。益躬府中樹下ニ御館有、仍樹下押領使ト號。東禪寺ニ館有。號ニ鴨部大神一。當國國司ニ被レ任。推古天皇御宇ニ韓襲來ル。或人八千人、鐵人爲ニ大將一來。然者伐射不レ叶、以レ人爲ニ粮食一、筑紫九ヶ國者集ニ手ナミ、向者大半被ニ打殺一、或山林ニ逃隱、摠向者無レ之。西國マデ打上ル。爰益躬夷敵退治事家先例トテ勅ヲ承リ、九州ニ發向シ、見給フニ、味方一人モナシ。計方盡テ俄ニ知謀ヲ設、先降ヲ乞テ申樣、我生ナガラニシテ得ニ武藝一ト云ヘ共、日本武將劣識不レ知レ之。去レバ日本ノ住居モ慚有、願ハ御手ノ奴ト作、忠ヲ致、恩顧ナ蒙リ度也。殊日本山嶮、水深、無案内ノ人輒可レ透地ニ非ズ。我案内致ニ存知一也。先引可レ申トト云ケレバ、ゲニモ相好伶利諸藝可レ將器量也トテ、即降ヲ赦。被鉄人馬ヲ先立テ打上ル程、益躬如何近付寄テ何ヒ見ニ、鉄身ト云ヘ共肉身ノ處可レ有思ヒ、窺見行程ニ、播磨國明石浦ニ著、此處ヨリ陸地ニテ風景面白處ナリト云ケレバ、

舟ヲバ室津高砂ニ止、馬共追下打乘鹽坂ヲ越、彼坂上レバ下ル坂ナレバ須磨ヤ明石ノ浦傳景モ勝處ナレバ、鉄人モ乘レ輿足ヲ擧、馬ノ上ヨリ遠見シテ、彼是問ケルヲ、笞體ニテ見レバ、足ノ裏ニ眼有、誠神明御示現ヨト喜デ、袖下ニ隱持タル矢ノ鏃ハ綿繰也、名ニ揚鬼一以今度亦擧處ヲ拋矢、被レ投ケレバ、趺ヨリ頭迄徹ケルホドニ、馬ノ上ヨリ眞倒落。此時迄出江橋立ト云、益躬ノ被官ノ有ケルニ、課頭ヲ打セラル、鉄人ナレドモ氣盡ヌレバ安々ト首劍。是ヲ指上レバ夷國ノ習、大將死スレバ士卒皆自殺也。或人八千人自害スルマヽ、殘黨共ハ忙然迯方モ不レ知迷ヒケルヲ、日本者共須磨垂水ノアタリ迄、逃延タル夷賊悉切捨ラル。餘多切程打物皆ホトヲリ返サレバ、少々ハ降ヲ赦シヨワロ筋ヲ斷テ海邊ニ被レ放。其子孫海士宿海ト成テ、漁捕命ヲ續ケル故ニ、西國ノ海人河野下人タルベシト被レ定。其間ニ殘徒四國ノ地ニ渡テ濫妨シケルヲ、(益躬下向有、被ニ追伐一其被ニ切捨一タル處ヲ鬼谷ト云。和介郡三津北ニ有。又播州大藏谷ノ西ニ、三島大明神御坐ス。益躬比時御勸請申ス。其矢今ニ在レ之。伊豫國ニテハ鴨部大神ト號ス。又見ニ河野稻葉等家譜一)日下部氏系圖云、表米養父郡大領天智天皇御宇異賊襲來時。爲ニ防戰大將一賜ニ日下部姓一於ニ戰場一忽被レ退ニ異賊一。

神皇正統錄云、桓武天皇延曆六年丁卯歲、夷國兵此國ヘ襲來ル。

和漢合運云、延曆六丁卯夷國襲來。

按。開化至ニ桓武一異賊事。正史所レ不レ載也。然諸書所レ記大同小異。又似レ有レ據。仍集爲ニ一卷一以備ニ後考一。

螢蠅抄第一　終

〔綿繰〕又た鵰繰に作る、太くして稍丸みを帶びし鏃の一種也。

〔大藏谷〕今明石市の内也。

〔神皇正統錄〕神代より後鳥羽天皇建久九年までの略史三卷也。

〔和漢合運〕大日本帝王年代記を補へる和漢對照の年表也、僧圓智の撰にて三卷あり。

螢蠅抄第二

日本後紀云。弘仁三年正月甲子（五日）。太宰府去十二月廿八日奏云。對馬島言。今月六日。新羅船三艘浮於西海。俄而一艘之船著於下縣郡佐須浦。船中有十人。言語不通。消息難知。其二艘者闇夜流去。未知所到。七日船廿餘艘在島西。海中燭火相連。於是遂知賊船。仍殺先著者五人。五人逃走。後日捕獲四人。即衞兵庫。且發軍士。又遙望新羅。每夜有火光數處。由玆疑懼不止。仍申送者爲問其事。差新羅譯語并軍毅等發遣已訖。且准舊例。應護要害之狀。告管內并長門石見出雲等國訖。者所奏消息既是大事。虛實之狀續須言上。而久移年月。遂無所申。又要害之國必發人兵。應疲警備。解却之事。期於何日。宜言其由不得更怠。又量事勢不足爲虞。宜令停止出雲石見長門等國護要害事。

日本紀略云。弘仁四年三月辛未（十八）。太宰府言。肥前國司今月四日解偁。基肄團校尉貞弓等。去二月廿九日解偁。新羅一百十人駕五艘船。著小近島（省イ）。與土民相戰。即打殺九人。捕獲一百一人者。又同月七日解偁。新羅人一清等申云。同國人淸漢巴等自聖朝歸來云々。宜明問定若願還者隨願放還。遂是化來者依例進止。

續日本後紀云。承和九年八月丙子（十五）。太宰大貳從四位上藤原朝臣衞上奏四條起請。一曰。新羅朝貢其來尙

〔日本後紀〕桓武天皇延暦十年より淳和天皇天長十年に至る歴史、四十卷也、藤原冬嗣勅を奉じて撰す。

〔佐須浦〕對馬上島の西岸に在り。

〔新羅譯語〕太宰府の職員也、弘仁四年九月新羅人對馬に來りしも言語通ぜざりしより、史生一人を省き始めて此職を置く。

〔日本紀略〕神代より後一條天皇までの編年略史也。

〔續日本後紀〕天長十年より嘉祥三年に至る歴史也、藤原良房、春澄善繩等勅を奉じて撰し淸和天皇貞觀十一年成る。

〔防人〕王朝時代諸國軍團より徵發して邊要を守らしめし兵士を云ふ、孝德紀大化二年の條に出でしを初見とし大寶元年の制によれば全國より召集せしめしも、天平二年に至り、東國のみより徵發することに改む、其後屢變改あり。

〔而並停廢也云々〕大同元年東俘六百四十人を太宰府に遷して防人となし舊防人を停めしが是等の東俘は尫弱なりしより、天長三年選士を以て戍らしめ、承和二年には備人を以て防人とし新羅の入寇に備へしが、此時の奏請により築紫防人を復す。

〔健兒〕諸國の兵庫

矣。而起レ自ニ聖武皇帝之代一、迄ニ于聖朝（仁明）一、不レ用ニ舊例一、常懷ニ姧心一。苞苴不レ貢。寄ニ事商賈一、窺ニ國消息一。方今民窮食乏。若有ニ不虞一、何用防レ之。望請新羅國人一切禁斷不レ入ニ境内一。報曰。德澤泊（洎カ）レ遠。外蕃歸レ化。專禁ニ入境一、事似ニ不仁一。宜比ニ于流來一、充レ粮放還上。商賈之輩飛レ帆來着、所レ齎之物任聽ニ民間一、令レ得ニ廻易一了速放却。四日。邊要之地爲レ有ニ警虞一、延曆年中特立ニ制文一、不レ許ニ開租一。而比年頗有ニ聚聞之事一。望請依ニ延曆二年四月廿六日符一、一從ニ停止一。許レ之。

十年八月戊寅（二十二）。太宰府言。對馬島上縣郡竹敷埼防人等申云。從ニ去正月中旬一迄ニ于今月六日一、當ニ新羅國一遙有ニ鼓聲一。傾レ耳聽レ之。毎日三響。常候ニ三時一、其聲發動。但以至ニ于黃昏一、火更見矣。勅曰。夫安不レ忘レ亂。古人明戒。將驕卒惰。兵機所レ忌。綏寧之化、事故不レ可レ不レ愼。太宰府言。對馬島司言。去延曆年中以ニ東國人一配ニ防人一。後以ニ筑紫人一配ニ防人一、而並停廢也云々。去弘仁年中疫癘多死。急有ニ寇賊一、何堪ニ防禦一。望請准ニ舊例一以ニ筑紫人一爲ニ防人一者。聽レ之。

三代實錄云。貞觀八年四月十七日辛卯。下ニ知太宰府一云。迺者京師頻見ニ怪異一。陰陽寮言。隣國兵可レ有ニ來窺一。安不レ忘レ危。宜レ勤ニ警固一。七月十五日丁巳。太宰府馳驛奏言。肥前國基肄郡人川邊豐稻告。同郡擬大領山春永語ニ豐稻一云。與ニ新羅人珍賓長一共渡ニ入新羅國一、教ニ造兵弩器械之術一、還來將レ擊ニ取對馬島一。藤津郡、領葛津貞津高來郡擬大領大刀主彼杵郡人永岡藤津等是同謀者也。仍副ニ射手卅（廿イ）五人名簿一進レ之。十一月十七日戊午。勅曰。迺者怪異頻見求ニ之蓍龜一、新羅賊兵常窺ニ間隙一、災變之發唯縁ニ斯事一。夫攘ニ災未兆一、遏ニ賊將來一、唯是神明之冥助。豈云ニ人力之所一レ爲。宜レ令ニ能登因幡伯耆出雲石見隱岐長門太宰等國府班ニ幣於邑境諸神一以祈ニ鎭護之殊効一。又如レ聞。所レ差健兒統領選士等、苟預ニ人流一、曾無ニ才器一。

鈴藏及び國府等を守衞する兵士也、其定員兵部式に見えたり。

〔國分寺〕聖武天皇十三年三月の詔に基き、朝廷より諸國に分置せし寺を云ふ。

〔最勝王經〕唐の義淨の譯せる金光明最勝王經卅一品也護國三部經の一に列す。

〔四天王護國品〕同經第六品也、四天王が國家を鎭護する誓を說く。

〔鴻臚館〕筑前國博多官內の地に置きし外蕃接待の官舍にて古くは筑紫館と云ひ、持統紀二年の條に其名始めて出づ。

徒稱爪牙之備、不異蟷螂之衞、況復不教之民、何禦非常之敵、亦夫十步之中必有芳草、百城之內寧乏之精兵。宜令同國府等勤加試練必得其人。

九年五月廿六日甲子。造八幅四天王像五鋪、各一鋪下伯耆出雲石見隱岐長門等國、下知國司曰。彼國地在西極。堺近新羅、警備之謀當異他國、宜敬命尊像、勤誠修法。調伏賊心、消却災變、乃須點擇地勢高敞瞰賊境之道場、若素无道場、新擇善地建立仁祠、安置尊像、請國分寺及部內練行精進僧四口、各當像前、依最勝王經四天王護國品、晝轉讀經卷、夜誦神咒、春秋二時別一七日清淨堅固依法薰修。

十一年六月十五日辛丑。太宰府言。去月廿二日夜。新羅海賊乘艦二艘來博多津、掠奪豐前國年貢絹綿、卽時逃竄。發兵追逐不獲賊。七月二日戊午、是日勅譴責太宰府司曰。諸國貢調使須領將一時共發、不可先後零疊、雖其群類、而令豐前一國獨先進發、亦弱姧人乘錯虎口、遂使新羅寇盜乘隙致侵掠。非唯亡失官物、兼亦損辱國威、求之往古未有前聞、貽於後來當無面目。雖云使人之可責。抑亦府官之有怠。又或人言。盜賊逃去之日。海邊百姓五六人。冒死追戰。射傷二人、事若有實寧非忠敬。而府司不申。何近掩善。又所禁之人雖有嫌疑、緣是異邦最思仁恕。宜停務法深加廉問早從放却。十二月四日丁亥。先是太宰府言。上往者新羅海賊侵掠之日。差遣統領選士等、擬令追討、人皆懦弱憚不肯行。於是調發俘囚、御以膽略、特張意氣、一以當千。今大鳥示其怪異、龜筮告以兵寇、鴻臚館非津厨等雖居別處、先備禦侮。若有非常難以應猝、俘分居諸國、常事遊蕩、徒費官粮、請配遣處々、以備不虞、分爲二番、別當百人、每月相

〔千木高知〕社殿を高く營む意也。

〔新羅賊舟云々〕新羅は朝鮮統一の後に時々來貢せしが仁明天皇承和十年太宰府の奏により新羅人の日本國境に入るを禁ぜしより入貢全く絕え、却て我が邊海を侵すに至れる也。

替交相駈役。其粮料者諸國所擧。停新利稍之內。毎國令運輸以給其用至是勅曰。俘夷之性本異乎民。制御之方何用恒。若忽離舊居新移他土。衣食尤續心事反常。則野心易驚。遂致猜變。宜簡監典有謀略者令其勾當幷統領選士幹事者以爲其長勉加綏誘能練武術。設有諸國粮運闕如即須府司廻撥支濟。又以百人爲一番。居業難給。轉餉多煩。宜五十人爲一番。十四日丁酉遣使者於伊勢太神宮奉幣告文曰。天皇我詔旨。掛畏伎伊勢乃度會宇治乃五十鈴乃河上乃下都磐根爾大宮柱廣敷立。高天乃原爾千木高知天。稱定竟奉留天照坐皇太神乃廣前爾。恐美恐美毛申賜倍止申久。去六月以來。太宰府度々言上須良久。新羅賊舟二艘筑前國那珂郡乃荒津爾到來天。豐前國乃貢調船乃絹綿乎掠奪天逃退多利。又廳樓兵庫等上爾。依有大鳥之恠天卜求爾。隣國乃兵革之事可在止卜申利。又肥後國爾地震風水乃災有天。舍宅悉仆顚利人民多流亡多利。如此之災。古來未聞止故老等毛申止言上多利。然間爾。陸奧國又異常奈留地震之災言上多利。自餘國々毛又頗有件災止言上多利。傳聞彼新羅人波我日本國止久岐世時與利相敵美來多利而。今入來境內天奪取調物利天無懼沮之氣。量其意況爾。兵寇之萠自此而生加。我朝久无軍旅久專忘警備多利。兵亂之事尤可愼恐。然我日本朝波所謂神明之國奈利。神明之助護利賜波何乃兵寇加可近來岐。況掛毛畏岐皇太神波我朝乃大祖止御座天。食國乃天下乎照賜比護賜利。然則他國異類乃加侮致亂倍岐事乎何曾聞食天。驚賜比拒却介賜波須在牟。故是以王從五位下弘道王。中臣雅樂少允從六位上大中臣朝臣冬名等乎差使天。禮代乃大幣帛遣。忌部神祇少祐從六位下齋部宿禰日江加弱肩爾太繦取懸天。持齋令捧持天奉出給布。此狀乎平介久聞食天。假令時世乃禍亂止之天。上件寇賊之事在倍岐物奈利止毛。掛毛畏支皇太神國內乃諸神達乎毛唱導岐賜比天。未發向之前爾沮拒排却賜

〔太宰府廳〕筑前國筑紫郡太宰府村に在り。

〔轉讀〕經文の初中數行を讀み、經卷を轉翻するを云ふ

〔金剛般若經〕金剛般若波羅蜜經の略名也、また單に金剛經とも云ふ。

〔石淸水神社〕山城國綴喜郡男山鳩嶺に在り、八幡大神、大帶姫命、比咩大神を祭る。貞觀元年大安寺僧行敎の奏請により宇佐宮に准じて六宇の神殿を造り、翌年御體を奉遷す。

倍。若賊謀已熟天兵船必來倍久在波。境内爾入賜須之天逐遣漂沒女賜比天。我朝乃神國止畏憚來禮留故實乎、澆乡之失比賜布奈。自レ此之外爾假令止之天。夷俘乃逆謀叛亂之事。中國乃刀兵賊難之事。又水旱風雨之事。疫癘飢饉之事爾至萬天爾。國家乃大禍百姓乃深憂止毛可レ在良牟乎波皆悉未然之外爾拂却銷滅之賜天。天下无二躁驚一久。國内平安爾鎭護利救助賜比。皇御孫命乃御體乎。常磐堅磐爾與二天地日月一共爾。夜護晝護爾護幸倍。矜奉給倍止恐美恐美毛申賜久止申。十七日庚子。去夏新羅海賊掠二奪貢綿一。又有二大鳥一集二太宰府廳幷門樓兵庫上一事。神祇官陰陽寮言。當レ有二隣境兵寇一。肥後國風水陸奥國地震損二傷廨舍一、、二沒黎元一。是日勅令下五畿七道諸國班二幣境内諸神一、豫防中後害上。廿五日戊申。勅令下五畿七道諸國限以二三日一、轉二讀金剛般若經一、謝二地震風水之灾一、厭中隣兵覘レ隙之寇上焉。廿八日辛亥。遣二從五位上守右近衞少將兼行太宰權少貳坂上大宿禰瀧守於太宰府一、鎭二護警固一。勅曰。鎭西者是朕之外朝也。千里分レ符、一方寄重。況復隣國接レ壤。非常叵レ期。今聞大鳥示レ怪。龜筮告レ寇。機急之備。豈合二暫緩一哉。宜レ令三瀧守勾二當緣二警固一之事上。是日瀧守奏言。所下以置二選士一設中甲冑上者。本爲レ備二警急一護中不虞上也。謹検博多是隣國輻湊之津。警固武衞之要。而壕與二鴻臚一相去二驛。若兵出二不意一、倉卒難レ備。請移二置統領一人一、士卅人甲冑卅具於鴻臚一。又謹検二承前一、選士百人毎レ月番上。今以二尋常之員一備二不意之衆一。恐機急之時難二支濟一。請例番之外更加二他番統領二人選士百人一、詔並從レ之。廿九日壬子遣二使者於石淸水神社一奉幣。告文准二伊勢一仍令レ略レ之

十二年正月十三日丙子。勅充二壹岐島甲冑幷手纏各一百具一。彼島元有レ甲無レ冑。太宰府依二島解一請レ充。從レ之。十五日戊辰。勅下二太宰府一遷中置甲冑百十具於鴻臚一。二月十一日甲午。先レ是太宰府言。對馬島下縣郡人卜部乙屎麻呂爲レ捕二鸕鷀鳥一向二新羅境一。乙屎麻呂爲二新羅國一所二執縛一。因禁二于獄一。乙屎麻呂見二彼國挽

運村木一構二作大船一擊レ鼓吹レ角簡レ士習レ兵。乙屎麻呂窺二問防援人一答曰。爲レ伐二取對馬島一也。乙屎麻呂脫レ禁出レ獄。纔得二逃歸一。是日勅。彼府去年言。大鳥集二于兵庫樓上一。決二之卜筮一。當レ憂二隣兵一。因レ茲。頒レ幣轉レ經。豫攘二灾眚一。如レ聞新羅商船時々到レ彼。假託二事貿販一來爲二侵暴一。若無二具備一恐同レ慢レ藏。況新羅凶賊心懷二覬覦一。不レ收二蠆尾一將レ行二毒螫一。須レ令三緣海諸郡特愼二警固一。又下二知因幡伯耆出雲石見隱岐等國一修二守禦之具一焉。十五日丁酉勅遣二從五位下行主殿權助大中臣朝臣國雄一奉二幣八幡大菩薩宮及香椎廟宗像大神甘南備神一。八幡等告文亦准二伊勢一。又遣二使於諸山陵一。告下可レ禦二新羅寇賊一之狀上。廿日壬寅勅二太宰府一令下新羅人潤淸宣堅等卅人及元來居二止管內一之輩。水陸兩道給二食馬一入京上。先レ是彼府言。新羅凶賊掠二奪貢綿一。以二潤淸等一處二之嫌疑一。禁二其身一奏レ之。太政官處分殊加二仁恩一。給レ粮放還。潤淸等不レ得二順風一无レ由二皈發一。其間對馬島司進二新羅消息日記并彼國流來七人一。府須二依レ例給レ粮放却一。但叢爾新羅凶毒狼戾。亦遁者對馬島人卜部乙屎麻呂被レ禁二彼國一。脫レ獄逃皈。說二彼練二習兵士一之狀上。若彼疑レ洩レ語。爲レ伺二氣色一。差二遣七人一詐稱二流來一歟。凡垂レ仁放還尋常之事。狡狹往來當レ加二誅僇一。加之潤淸等久事二交關一僑二寄此地一。能候二物色一。知二我无一レ備。令レ放二皈於彼一。示二弱於敵一。旣乖二安不レ忘レ危之意一。又從來居二住管內一者。亦復有レ數。此輩皆外似二皈化一。內懷二逆謀一。若有二來侵一。必爲二內應一。請准二天長元年八月廿日格旨一。不レ論二新舊一。併遷二陸奧之空地一。絕二其覬覦之奸心一。從レ之。廿三日乙巳。參議從四位上行太宰大貳藤原朝臣冬緖進二起請四事一。其一曰。軍旅之儲。烽燧是切。而數十年來國无二機警一。雖レ有二其備一未レ知二調用一。若有二非常一何以通知。今須下下二知管內國島一試以擧レ燧奏レ燧。彼此相通以備中不虞上。若不レ言二其由一恐驚二動物意一。望請下二知事旨一。依レ件調練。詔從レ之。三月十六日戊辰。從五位下行對馬島守小野朝臣春

〔蠆尾〕蠆は蠍の一種也、毒威あるを云ふ。

〔香椎廟〕次々頁橿日宮に同じ。

〔宗像大神〕筑前國宗像郡田島村に在り、市杵島姬命、多岐里姬命、多岐都姬命を祭る。

〔藤原朝臣冬緖〕豐仲の子也、貞觀十一年參議、元慶元年中納言、同六年大納言となり、寬平二年薨す。

〔起請〕事を後起して主上に奏請する表文を云ふ、後世の起請文とは其意同じからず。

（口分田）王朝時代國民一般に分與せる田地を云ふ、大寶令の時始めてその制あり、六歳に至れば男二段、女には其三分二を給せしが、貞觀十五年以後は課丁と不課丁との間に差を設くるに至れり。

（吉田社）今水戸市吉田森に在り、日本武尊を祭る、神名帳に、常陸國那賀郡、吉田神社、（名神大）とあるはこれ也。

風進ニ起請二一事一。其一曰。軍旅之備。曾在二介冑一。介冑雖レ薄助以二保侶一。望請縫二造調布保侶衣千領一以備二不虞一。其二曰。軍興二不虞一。倍レ日兼行轉餉易レ絕。輜重難レ給。望請以二調布一縫二造納レ糒帶袋千枚一可下帶二士卒腰底一以支中急速之備上。詔從レ之。以二太宰府庫布一造二充之一。六月七日戊子。勅二太宰府一。置二對馬島選士五十人一。十二日甲午。先レ是太宰府言。肥前國杵島郡兵庫震動鼓鳴二一聲。決二之著龜一。可レ警二隣兵一。是日勅。令下筑前肥前壹岐對馬等國島戍二警不虞一。又言所レ禁新羅人潤清等卅人。其中七人逃竄。八月廿八日戊申。先レ是對馬島言。境近二新羅一動恐二侵掠一。既無二其師一。弩機何用。絕域孤島誰救二警急一。適者有レ聞。彼國寇賊擧レ鐵習レ戰。若不二豫備一。恐難レ應レ卒。望請選二弩師一一員。勅二太宰府一簡二擇其人一補任言上云爲二恒例一。九月十五日甲子。遷二新羅人廿人一配二置諸國一。潤清倍嶋呂南卷安長全連五人於二武藏國一。僧嵩沙彌傳僧關解元昌卷才五人於二上總國一。潤清長焉才長眞年長清大存倍陳連哀十人於二陸奥國一。勅。潤清等處二於彼國人掠二取貢綿一之嫌疑一。須下加二重譴一以肅中後來上。然肆レ眚宥レ過。先王之義典。宜下特加二優恤一安中置彼國沃壤之地上。令レ得二穩便一。給二口分田營種料一。并須其等事一依二先例一。至二于種蒔秋獲一。並給二公糧一。僧沙彌等安二置有供定額寺一。令レ充二其供給一。路次諸國並給二食馬一。隨身雜物充二人夫一。運送務存二仁恩一。莫レ致二窘苦一。十一月十三日辛酉。筑後權史生正七位上佐伯宿禰眞繼上。進二新羅國牒一。即告二太宰少貳從五位下藤原朝臣元利萬侶與二新羅國王一通レ謀。欲レ害二國家一。禁二眞繼身一。付二檢非違使一。十七日乙丑。太宰府進二禁少貳藤原朝臣元利萬侶前主工上家人浪人清原宗繼中臣年麿興世有年等五人一。以二從五位下行大內記安倍朝臣興行一爲二推問密告使一。判官一人主典一人。

常陸國吉田社文書

、大明神依レ例奉、貞觀、新羅國海賊、、時被レ寄二貢奉一數度祭會幷諸雜舍修理料神、合租穀捌百參拾束

正月一日御祭料參斛　歲御祭料貳斛

二月御祭料參斛

修理料

御殿料拾斛

可レ奉下二諸祭并租穀

右件神祭袋貞觀十四年新羅國海賊時所、、、也。仍任二先例一、、、奉レ下之狀如レ件

寬治四年、、　　大祝大舍人、、

宮司正六位上吉美候、、、此文殘闕不レ可レ讀。今姑存二其要一。

三代實錄云、元慶二年六月廿三日丁亥。勅令下因幡伯耆出雲隱岐長門等國。調二習人兵一、修二繕器械一、戒二愼斥候一、固中護要害上。又消異代理歸二依佛神一、亦須下境內群神班レ幣於二四天王像前一、修二調伏法上、以二著龜告レ可レ有二邊警一也。七月十三日丙午。詔令下太宰權少貳從五位下藤原朝臣仲直攝二行警固事一。去貞觀十一年左近衞權少將兼權少貳坂上大宿禰瀧守行二此事一、而秩罷入京警戒停廢。今卜筮有レ告。隣敵窺レ隙。故亦爲レ之。是日加二主鈴直丁一人一。十二月十一日壬申。太宰少貳從五位下島田朝臣忠臣奏言。橿日宮有二詫宣一云。新羅虜船欲レ向二我國一。宜レ爲二之備一。因レ茲遣二從五位上守刑部大輔弘道王一、向二伊勢太神宮一、祈二請冥助一。廿日辛巳。以二從五位上守民部大輔藤原朝臣房雄一、爲二太宰權少貳兼左近衞權少將一、從赴二太宰府一、警二戒戎事一。廿四日乙酉。遣二兵部少輔從五位下兼行伊勢權介平朝臣季長一向二太宰府一、奉二幣橿日八幡及姫神

〔三代實錄〕清和陽成光孝三代三十年間の實錄、五十卷也、宇多天皇の勅を奉じて源能有、藤原時平、菅原道眞、大藏善行、三統理平等撰し、醍醐天皇の御宇に至りて成る。

〔橿日宮〕筑前國糟屋郡香椎村に在り神功皇后を祀る、或は仲哀天皇、神功皇后二座とも云へり、神龜元年の創建と傳ふるも明かならず。

〔小右記〕天元五年より長元五年に至る小野宮右大臣藤原實資の日錄、二十冊也。

〔扶桑略記〕神武天皇より堀河天皇までの編年史、僧皇圓の撰、二十卷也。

〔押領使〕兵士を統率して部内の非違を檢察し、奸盜を逮捕し、狼藉の徒を鎭定する令外官也、國司、郡司中才智武藝精幹の者を撰任す。

住吉宗形等大神一、其模日八幡姫神別奉ニ綾羅御衣各一襲金銀裝寶劍各一一、以下彼府奏有ニ寵賞一云。新羅凶賊欲レ窺ニ我隙一、肥後國有ニ大鳥一、集河水變レ赤等之怪上也。

日本運上錄云。寛平四壬子四月。新羅凶賊襲來。

小右記寛仁三年四月記云。寛平五年閏五月三日物符云。追ニ討新羅海賊一事。當今務在レ農。要勿レ令レ失レ時。且征且田良將之術。勅到奉行。

扶桑略記延喜十八年十月十五日下云。故老云。寛平六年二月彗星見。四月新羅賊來。損ニ人物一擾ニ吏民一。

和漢合符云。寛平六甲寅四月。賊船七萬三千艘來。又見ニ日本運上錄及和漢合運一。

一代要記云。寛平六年四月。新羅賊船來。九月討ニ新羅賊一。

扶桑略記云。寛平六年九月五日。對馬島司告ニ新羅賊徒船四十五艘到着之由太宰府一。同九日進ニ上飛驛使一。同十七日記曰。同日卯時。守文室善友召ニ集郡司士卒等一仰云。汝等若箭立レ背者。以ニ軍法一將レ科レ罪。立レ額者可レ被レ賞之由言上。者仰訖即率ニ列郡司士卒一、以ニ前守田村高良一令ニ反閇一。即島分寺上座僧面均上縣郡副大領下今主等爲ニ押領使一。百人軍各結ニ廿番一。遣レ絶下賊移ニ要害道上。豐圓春竹率ニ弱軍四十人一、度賊前一。凶賊見レ之各銳レ兵而來向。守善友前立レ楯令レ調レ弩。亦令ニ亂聲一、時凶賊隨亦亂聲、即射戰其箭如レ雨。見ニ賊等被レ射。並逃歸。將軍追射賊人迷惑。或入ニ海中一、或登ニ山上一、合計射ニ殺三百二人一。就レ中大將軍三人。副將軍十一人。所レ取雜物。大將軍縫物甲冑貫革袴銀作太刀纏弓革胡簶充夾保呂各一具。已上附ニ脚力多米常繼一進上。又奪ニ取船十一艘太刀五十柄桙千基弓百十張胡簶百十房楯三百十二枚一。僅生獲賊一人一。其名賢春。即申云。彼國年穀不レ登。人民飢苦。倉庫悉空。王城不ニ安然一。王仰爲レ取ニ穀絹一、飛レ帆

參來。但所レ在大小船百艘。乘人二千五百人。被二射殺一賊其數甚多。但遺賊中有二最敏將軍三人一。就レ中有二大唐一人一。

類聚三代格

太政官符

應下停二史生一員一加中置弩師上事

右得二太宰府解一偁。謹檢二案内一格條云。去弘仁五年五月廿一日。除二史生一人一置二弩師一人一。若有二病故一誰補二其闕一。望請重減二史生一加二置弩師一。謹請二官裁一者。大納言正三位兼行左近衛大將皇太子傅陸奥出羽按察使源朝臣能有宣奉勅依レ請。

寛平六年九月十三日

北山抄云。寛平六年九月十八日子一剋。太宰飛驛使來。十九日戌一剋飛驛使來。言下上打二殺新羅賊類二百餘人一之由上云々。寅四剋召二先後飛驛使於陣頭一給二白衾各一條一。緣二其早來一也。一人給二勅符一。一人給二位記等一。還二遣之一云々。

扶桑略記云。十九日官符云。應下出雲隱岐等國依レ舊置中烽燧上事。右得二彼國解一偁。檢二令條一諸國置二烽燧一。若有二急速一則達二京師一。遠近相應。愼備二警固一。至二于延暦年中一。内外乖レ事。永從二停發一。而今寇賊數來侵二掠邊垂一。加之此國遙離二陸地一。孤居二海中一。風波危嶮。往還不レ通。縱有二非常一何得二通告一。望請官裁。雖レ不レ通二京都一。而件兩國境。依レ舊置二烽燧一者。右大臣(良世)宣奉勅依レ請。

西宮記云。寛平六年九月廿三日。奉二山陵臨時幣一。停二尋常政一。依二新羅凶賊來侵一也。

〔類聚三代格〕弘仁貞觀、延喜の三格を類聚せる書、三十卷也。

〔源朝臣能有〕文德天皇第六皇子也、仁壽三年源姓を賜はり、元慶六年中納言、寛平三年大納言、同八年右大臣となり、同九年薨ず。

〔北山抄〕一條天皇以後の儀式を記せる書、大納言藤原公任の撰、七卷也。

〔良世〕藤原冬嗣の第八子也、元慶六年大納言、寛平二年右大臣、同八年左大臣となり、昌泰三年薨ず。

〔西宮記〕禁中年中の恒例、臨時の作法等を記せる書、源高明の撰、二十冊也。

小右記。寛仁三年四月記云。寛平六年新羅凶賊時宣命。野美材自筆草慮外尋得。

又云。引ニ見寛平外記日記一云。有レ警ニ固北陸山陰山陽南海等道要害一。

又六月記云。寛平六年新羅凶賊到ニ對馬島一。々司善友打返。即給レ賞。

本朝文粹善相公意見十二箇條

請レ停下以ニ贖勞人一補中任諸國撿非違使及弩師上事 第十條

緣邊諸國各置ニ弩師一者爲レ防ニ寇賊之來犯一也。臣伏見本朝戎器強弩爲レ神。其爲レ用也。短ニ於逐撃一長ニ於守禦一。古語相傳。此器神功皇后奇巧妙思。別所ニ製作一也。故大唐雖レ有ニ弩名一。曾不レ如ニ此器之勁利一也。臣伏見陸奧出羽兩國動有ニ蝦夷之亂一。太宰管内九國常有ニ新羅之警一。自餘北陸山陰南海三道濱海之國亦皆可レ備ニ隣寇一者也。而今作弩師皆充ニ年給一許ニ令斥賣一。唯論ニ價直之高下一。不レ問ニ才伎之長短一。故所ニ充任一者未レ知ニ軍器之有一レ弩。况曉ニ機弦之所一レ用乎。假令天下太平四方無レ虞。猶宜ニ安不レ忘レ危。日愼ニ一日一。况萬分之一。若有下鄰寇挑レ死者上。空懷ニ此器一。孰人施用乎。伏望令ニ六衞府宿衞等練ニ習弩射之術一。試ニ其才伎一。隨ニ其功勞一充ニ任件國弩師一。然則人才適レ名。城戍易レ守。

延喜十四年四月廿八日

新羅賊勅符　　前中書王

安不レ忘レ危。况虎視方久。治不レ忘レ亂。况風聞已成者。昔李將軍之守レ邊。胡人不ニ敢南下一。楊大尉之在レ官。敵國亦以子來。且警ニ兵機一。且勤ニ耕織一。令ニ生民樂レ業死生駐一レ戰。

年月日 又見ニ朝野群載一

〔本朝文粹〕古來諸家の漢詩文を編輯せる書、藤原明衡の撰にて十四卷也

〔善相公〕三善氏吉の子淸行也、昌泰三年文章博士、延喜十七年參議となり、翌年薨す。

〔意見十二箇條〕醍醐天皇勅して直言を求め給へるに對し、昌泰三年十月奏上せる意見封事なり。

〔前中書王〕醍醐天皇の第十四皇子中務卿兼明親王を申す、中書は中務の唐名にて、村上天皇皇子中務卿具平親王を後中書王と云ふに對す。

（百練抄）大治頃より正元元年頃に至る雜記錄也。

（貴駕島）鬼界島に同じ、薩摩の南方にある諸島の總稱なり。

（刀伊賊）女眞の入寇也、刀伊は韓語にて、夷狄の總稱也、入寇の當時何國の人なるかを詳にせず、韓人のかく呼べるを聞きてこれに從ひしものなるべし。

案。承平五年新羅爲百濟所并。然猶以異賊稱新羅者多矣。

百練抄云。長德三年六月十三日。諸卿定申高麗國牒狀事。僉議不可遣返牒。可警固要害。又牒狀。不似高麗國牒。是大宋國之謀略歟。十月一日旬出御南殿之間。太宰府飛驛到來。申南蠻國人虜掠鎭西之由。仍止音樂延立奏事了。令諸卿定申之一條。按。日本紀略以鎭西要略爲高麗賊來。未知孰是。

日本紀略云。長德三年十月一日壬辰旬。天皇御南殿。于時延立奏之間。太宰府飛驛使參入云。南蠻亂入管內諸國。奪取人物。奏樂之後。諸卿定申件事。十三日甲辰。奉幣帛使於諸社。依筑紫之騷動也。

十一月二日癸亥。太宰府飛驛使來。申伐獲南蠻卅餘人之由。

百練抄云。長德四年二月太宰府追伐高麗國人。

日本紀略云。長德四年九月十四日庚午。太宰府言上下知貴駕島追捕南蠻由。

長保元年八月十九日己巳。太宰府言上追討南蠻賊由。

鎭西要略云。長保元年八月。勅太宰府。討南蠻海賊。府將軍大藏春實擊得賊船。賞封對馬邦及筑前岩門縣。以相城於岩門。

和漢合運云。長和三甲寅三十二。與新羅戰。

鎭西要略云。長和三年三月。新羅賊來。西府官兵相擊。破賊兵咸亡。

天正中年代記云。寬仁三己未。新羅軍兵對馬マデ來。賊船四十八艘。按。和漢合符同合運。寬弘三年下有賊船到壹岐對馬之文。蓋寬仁之訛也。

伊豫國三島社緣起云。六十八代後一條院寬仁三年己未二月廿七日。新羅軍對馬來。按。二月宜作三月。

皇年代記云。寬仁三年四月八日。太宰府言上刀伊賊來使之由。

〔小除目〕臨時除目を云ふ。

〔資平〕藤原實資の子也、長元三年中納言、康平四年大納言となり、治暦三年薨ず。

〔頼通〕藤原道長の長子也、寛仁元年攝政、三年關白、康平四年太政大臣となり、延久六年薨ず。

〔公季〕藤原師輔の第十子也、寛仁元年右大臣、治安元年太政大臣となり長元二年薨ず。

〔頼宗〕道長の第二子也、永承二年内大臣、康平三年右大臣となり、同二年薨ず。

〔實成〕藤原公季の子也、長和四年中納言となり、寛徳元年薨ず。

日本紀略云。寛仁三年四月十七日甲辰。公卿參入被レ行二小除目一之間。太宰府飛驛使乘レ馬馳二入左衛門陣一。是刀伊國賊徒五十餘艘起來。虜二壹岐島一殺二害守藤原理忠一。并虜二掠人民一來二筑前國怡土郡一者。大鏡裏書同之。

小右記云。寛仁三年四月十七日戊剋許。惟圓師持二來帥(隆家)中納言書一。今月七日書云。刀伊國者五十餘艘來二着對馬島一。殺レ人放レ火。警二固要害一。差二遣兵船一。府飛驛言上者。惟圓歸去。不レ幾重來云。八日達二内房一帥書同飛驛持來云。件異國船來二着乃古島一。去二太宰府警固一咫尺云々者。

又十八日下云。去夜飛驛解文事。侍從中納言行成卿行レ之云々。宰相(資平)問二遣太宰府解文案内一。行成卿返報書云。府解文云。刀伊國撃二對馬壹岐等島一。(對馬守遠晴參府申二事由一。壹岐守理忠被二殺害一。又筑前國乃古島(警固近々所云々)等。彼賊多來不レ可二敵對一。其迅如レ隼云々。)率レ師早到。警固可二合戰一云々。

百練抄云。寛仁三年四月十八日諸卿定下申太宰府言上新羅賊侵二邊境一之狀上。

日本紀略云。十八日乙巳。攝政(頼通)以下定二申飛驛事一。仍賜二太宰府勅符一。并左右條。警二固要害一。防二禦凶賊一。祈二禱佛神一。可レ守二當境一之由也。

小右記云。十八日參内。右大臣(公季)。大納言齊信。公任。中納言行成。頼宗。實成。參議道方。公信。通任等先參入。刀伊國事於二壁後一聞二行成卿一(實資)。(對馬守遠晴申狀。壹岐守理忠被レ殺事。彼島講師常覺馳來。以二理忠一等申旨一所レ申也。刀伊國船五十餘艘。其迅如レ隼云々。從二海陸一合襲責一者。飛驛云。二人被二射殺一者。)刀伊國者事定已了。者余着二陣座一。大臣給二府解二枚一。(今月七日八日解文等。)云。可レ被レ行事可レ定申一。又云。件符解注二官裁一。可レ作二奏狀一也。非二飛驛申狀一如何。余答云。諸卿僉議如何。大臣云。警二固要害一可レ加二追討一。有レ勤之者可レ加レ賞事。府解注二官裁一。須レ給二官符一。然而非二勅符一遲到歟。而上注二飛驛一。猶可レ給二勅符一。但官符文可レ注二違例由一。又可レ賞事。尋二前例一。不レ載二勅符一。仍可レ載二官符一。可レ被レ行二種々内外御禱一山

〔ム人〕ムは某也。

〔府解〕太宰府より奉る解也、解とは八省以下内外諸司より、太政官又は所管に上る場合に用ふる公文を云ふ。

〔能古島〕福岡灣の西北に在り、又た殘島に作る。

〔筥前宮〕筑前國糟屋郡筥崎に在る八幡神の別宮にして、應神天皇を主神とし、相殿に仲哀天皇、神功皇后を合祀す、延長元年八幡若宮神の神託により創建せるところにして、延喜の制、名神大社に列す、今官幣中社也。

陰山陽南海道等可㆑警㆓固要害㆒事等定申了。余云。此外又不㆑可㆑申。但可㆓警固㆒事。同可㆑給㆓北陸道㆒歟。大臣諸仰㆓左大辨道方㆒。大臣引㆓見寛平外記日記㆒云。有㆑警㆓固北陸山陰山陽南海道要害㆒。叶㆓余定申㆒者。又云。飛驛若可㆑給㆓贅馬㆒乎。答㆓不㆑覺由㆒。被㆑問㆓外記㆒。無㆓所見㆒者。諸卿云。雖㆔慥無㆓所覺㆒可㆑給歟。推而所㆑量也者。未㆑被㆑行㆓勅符事㆒之前。稱㆓所勞㆒退出。後聞可㆑加㆑賞事非㆓奏狀事㆒。猶被㆑載㆓勅符㆒者。少納言信通所㆑談。或云。賞事不㆑可㆑被㆑募云々。飛驛一人給㆓贅馬㆒云々。

日本紀略云。廿一日戊申。奉㆓幣伊勢大神宮以下十社㆒。依㆓刀伊國賊徒事㆒也。

小右記云。廿一日依㆘異國凶賊着㆓鎭西㆒之事㆖。被㆑立㆓諸社御使㆒。（大納言公任卿行㆑之。）

日本紀略云。廿五日壬子。從㆓太宰府㆒令㆑獻㆓府解㆒。

小右記云。廿五日早旦。惟圖來云。鎭西事已無㆑音。者卽歸去後。不㆑幾來云。從㆓備中㆒參上者申云。異國者ム人。於㆓壹岐島㆒打㆓得其一人㆒。付㆓兵士㆒令㆓參上㆒者。先經㆓言上㆒可㆓左右㆒歟。直令㆓參上㆒如何。留㆓山崎㆒可㆑進㆓府解㆒之由指旨了。（後聞此事太虛言。更無㆘令㆓參上㆒之者㆖云々。近代只以㆑虛爲㆑宗。）酉時許惟圖持㆓師書㆒來。（去十六日書。）示㆓異國人九日來着合戰等㆒子細在㆓府解㆒。又示㆘可㆓辭退㆒哉否事㆖。惟圖云。使者乘㆓隼船㆒參上。但異國八日俄來㆓着能古島㆒。同九日亂㆓登博多津㆒。府兵忽然不㆑能㆓徵發㆒。先平爲忠同爲方等爲㆓師首㆒馳向合戰。異國軍多被㆓射殺㆒不㆑留㆓戰場㆒。將㆓入船中㆒。又有㆓弃置者㆒。又有㆓生虜者等㆒。又奪㆓取兵具甲冑㆒者。一船中有㆓五六人㆒。合戰場每㆑人持㆑楯。前陣者持㆑鉾。次陣持㆓大刀㆒。次陣持㆓弓箭㆒者。箭長一尺餘許。射力太猛。穿㆑楯中㆑人。府軍被㆓射殺㆒者只下人也。爲㆓將軍㆒者不㆑被㆑射。乘㆑馬馳向射取。只忌㆓加不良聲㆒引退。（刀伊國人之中有㆓新羅國人等㆒云々。）乘㆑船遁去。傍㆑岸棹㆑船。庫軍等依㆑無㆓兵船㆒。不㆑能㆓追擊㆒。從㆓陸路㆒馳行。刀伊人更下㆑船欲㆑燒㆓筥前宮㆒。

〔朝野群載〕文筆、朝儀、佛事、諸國雜事、諸國公文等に關する宣旨記錄等を拾輯せる書、三十卷也、算博士三善爲康の撰にて永久四年の著者の端書あり。

〔講師〕諸國に在りて僧尼を司り、佛教講說を掌る僧職也、もと國師と云ひ、大寶二年に始まる、寶龜以來その人員增加し或は三人四人に及びしが、延曆二年大上國には大國師一人、小國師一人、中下國には國師一人と定め、更に同十四年講師と改稱し、定員一人とせり。

府兵射二殺前行兵一人一。驚乘レ船逃遁。十日十一日北風猛烈。不レ得二還渡一、逗二留海中一。神明所爲歟。兩日間府令レ營二造兵船卅八艘一。令二追襲一。賊徒遁去。指二本州一漕去。府兵船又令二廿餘艘乘レ勝逐一レ之。又致行朝臣調二十餘艘一相逐。但先可レ到二壹岐對馬等島一。限二日本境一可二襲擊一、不レ可レ入二新羅境一之由。都督所二誡仰一也。者使者又云。如二只今一似レ被二討平一也。賊徒甲冑兵具等。少々被二奪取一。又云。從二陸路一令レ捕二進刀伊國者一之由。十六日以前所レ不レ承也。者縱橫說難二信受一而已。後聞二師使說一、壹岐對馬島人等悉取二載船一合戰之間。島人等叫云。馬を馳かけ天射よ。おく病ににたり。仍官軍等馳進。射二刀人一遁走歸二乘舟一。此間被二取載一之二島者。多下レ從レ船。遁二來博多津一云。件刀人爲レ體多食。又多飲レ水。馳レ馬以二加不良一射留仁。有二恐怖氣一。者又云。以レ兒爲二荒卷一、落二置博多津一。云々。食レ人云々。

朝野群載擊二取刀伊國賊徒一狀

太宰府解　申二請官裁一事

　言上刀伊國賊徒或擊取或逃却狀

右件賊船五十餘艘來二着對馬島一刧略之由。彼島去月廿八日解狀。今月七日到來。卽載二在狀一言上先了。且整二舟船一、且興二軍兵一、警二固要害所々一。然間壹岐島講師常覺。同七日申時參來申云。合戰之間島司及島內人民皆被二殺略一。常覺獨逃脫。者同日襲二來筑前國怡土郡一。經二志摩早良等郡一、奪二人物一燒二民宅一。其賊徒之船。或長十二箇尋。或八九尋。一船之檝三四十許。所レ乘五六十人。二三十人耀レ刃奔騰。次帶二弓矢一負レ楯者七八十人許相從。如レ此一二十隊。登レ山絕レ野。斬二食馬牛一、又屠二犬肉一。叟嫗兒童皆悉斬殺。男女怯者追取載レ船四五百人。又所々運二取穀米之類一不レ知二其數一云々。事出二慮外一要害地廣。雖レ召二人兵一

〔三品帥親王〕冷泉天皇第三皇子敦道親王也、寛弘四年薨す。

〔藤原朝臣隆家〕關白藤原道隆の子也長德元年中納言、長和中正二位太宰權帥となり、在府中刀伊及び純友の亂を平げて功あり寛德元年薨す。

來未レ多。雖レ整ニ舟船一、勢未、雖レ然與下所ニ差遣一兵士并彼郡住人文室忠光等上合戰之場。賊徒中レ矢者數十人。或扶以載レ船。其中追所レ斬レ首數輩。兵士等中レ矢十餘人。同八日移ニ來同國那珂郡能古島一、重錄ニ在狀一言上又了。但彼郡人民或迷ニ鬪戰一、或爲レ賊虜。飛驛言上之前不レ申ニ子細一也。以ニ前少監大藏朝臣種材藤原朝臣明範散位平朝臣爲賢平朝臣爲忠前監藤原助高傔仗大藏光弘藤原友近等一、遣ニ警固所一令ニ相禦一、同九日朝賊船襲來。欲レ燒ニ警固所一、距却之間。奮呼合戰。其間中レ矢者十餘人。賊徒遂不レ能ニ前戰一。還ニ着能古島一。其後二箇日。風猛波高不レ能ニ相攻一。十一日未明。同國早良郡至ニ志摩郡船越津一。先レ是分ニ遣精兵一、豫令ニ相待一、同十二日酉時上レ陸。與ニ太神宮權擬非違使財弘延等一合戰。中レ矢之賊徒卅餘人。生得二人。其中一人被レ疵。一人女。少貳平朝臣致行前監種材大監藤原朝臣致孝散位爲賢同爲忠等差ニ加兵士一。以ニ船卅餘艘一令ニ攻追一、同十三日賊徒至ニ肥前國松浦郡一攻ニ劫村閭一、爰彼國前介源知。率ニ郡內兵士一合戰。中レ矢者數十人。生得者一人。賊船不レ能ニ進攻一、遂以歸却。、、兵船等攻戰云々。又差ニ遣救兵四十餘艘一了。但生虜者等皆高麗人。者以ニ通事一令ニ尋問一之處。申云、高麗國爲レ禦ニ刀伊賊一遣ニ彼邊州一、而還爲ニ刀伊一被レ獲也。者其疑難レ決。追レ賊之船還之後。搜ニ實誠一追可ニ言上一之所ニ擊獲一首虜并戎具等。追將ニ進上一、且錄ニ在狀一謹解。

寛仁三年四月十六日

三　品　帥　親　王在京
正二位行中納言兼權帥藤原朝臣隆家
正五位下行少貳兼筑前守源朝臣道濟
正六位上行大典上毛野朝臣師善
從五位下行少貳藤原朝臣盛規
從五位下行大監菅原朝臣雅隆
大監正六位上大藏朝臣光順

〔經通〕藤原懷平の長子也、寛仁三年參議、長元二年中納言となり、永承六年薨す。

〔宰相〕大臣の唐名なれども、古來參議の異稱として用ひらる。

〔上達部〕公卿に同じ、名目抄註に、關白以下三位以上云二公卿一、又云二上達部一、叙二從三位一所曰二上階一、仍謂二上階達部一事歟と見えたり。

日本紀略云。廿七日甲寅。大納言實資卿以下定二申太宰府言上雜事等一。給二官符於太宰府一。防二禦刀伊賊一。

小右記云。廿七日頭辨經通含二攝政命一來曰。太宰府解文事。（飛驛解文刀伊國凶賊追却事等。）今日可二定申一。者申下可二參入一由上。未剋許參入。（宰相乘車後。）髮之左大辨道方參入。召二外記順孝一問二上達部參不一。申云。大納言公任右衛門督實成雖レ有二所勞一相扶宜者可二參入一也。自餘故障者頭辨經通下二給太宰解文一云。可二定申一者令レ申云。見參上達部數少隨レ仰可二定申一被レ命云。重召二遣大納言一可二定申一。者召遣之間。大納言右衛門督等參入。先レ是經通下二給太宰解文一云。可二定申一者定申云。府解文云申。刀伊國人内獲得者三人推訊之處申云。高麗國爲レ禦二刀伊賊一遣二彼邊州一。而還爲二刀伊一被レ獲也。云々。數千人刀伊賊外高麗人何必被レ捕乎。僞稱二刀伊人一歟。決斷府可二言上一歟。兵具首虜不レ可レ令レ進。又四王寺御修法殊可レ被レ行。對馬島司遠晴早可レ遣本島一。但差下副堪レ事者上令レ勤二防護一。仰二國々一令レ運二兵粮一。催二遣防人一。又壹岐守理忠被二致害一事。此度解文慥尋問可二言上一也。而無二其事一。可レ仰二其由一歟。事若有レ實暫遣二、、使一可レ令二警固一歟。定申趣以二經通一令レ申二攝政一。命云。任二上達部定申一可レ給二報符一。者但兵粮糒可レ注二進之由一。可レ加二載報符一。者即作事等仰二經通一。五月三日太宰報符草今朝見レ之。有二改直事等一可レ覽二攝政一之由相二示左中辨一了。左中辨示送云。給二太宰一之官符令レ覽二攝政殿一了。命云大吉。但可レ入下農業不レ可二懈怠一之由上。者依レ無二仰事一所レ不レ令レ作。件事要領事也。四日太宰府報符從二左中辨許一見レ送レ之。止二姧猾襲來文一可レ改二姧猾來侵一之由示遣了。件官符今日請印云云。廿四日帥納言消息書（今月十日書。）今日到來。云追二打刀伊賊一之兵船未二歸來一。仍重不二言上一。歸來之後可レ上二府解一。兵船等自二壹岐一向二對馬一了。者其後不レ聞二案内一。疫癘方發無二爲術一。但止二萬事一令

レ造二兵船戎具等一。令レ勤二行要害警固事一。追二打刀伊一之官軍等。皆府無レ止武者等向予レ今不二歸來一。太以爵歎者。

日本紀略云。五月廿六日祈二刀伊國事一。

小右記云。六月廿一日。今日師書付二脚力一遂レ之。高麗人未斤達五月廿九日到二着筑前國志摩郡一申云。去年三月十六日從二彼國康州一隨二身米千石一參二着京都一。六月十五日罷歸之間。被レ放二逆風一去月八日到二大宋國明州一。今年五月廿四日罷二歸本國一之間。遭二逆風一來者。依レ有二大疑一禁固令二訊問一者。廿九日參內。秉燭後左中辨經通下下給太宰府言上筑前國壹岐對馬等島人牛馬爲二刀伊人一被二致害一幷被二追取一解。又勳功者注申事。又處々合戰狀勘二間（問カ）刀伊人及此度流來未斤達等一文上。傳仰云。太宰言上解文中注進勳功者可レ賞哉否。又流來者幷初刀伊人等勘問等事可二定申一。抑勳功賞有無如何。大納言公任中納言行成申二不レ可レ行之由一。其故者有レ勤之者。可二賞進一由。雖レ載二勅符一。勅符未レ到之前事也。余云。不レ可レ謂二勅符到不一。假令雖レ不レ募二賞事一。至レ有二勳功一者。賜レ賞有二何事一。寛平六年新羅凶賊到二對馬島一。島司善友打返。卽給レ賞。雖レ無二彼募一前跡如レ此。他事相同。就レ中刀伊人近來警固所又追二取國島人民千餘人一。幷殺二害數百人牛馬等一。亦殺二壹岐守理忠一。而太宰府發二兵士一忽然追返幷射二取刀人一。猶可レ有レ賞。若無二賞進一向後事可レ無二進士一歟。大納言齊信同二余定一。其後大納言公任中納言行成及已次皆同件等定文注二太宰府言上賊徒合戰之間雜事一。

一府所二注進一勳功者事

右大將藤原朝臣（實資）中宮大夫藤原朝臣（齊信）權大納言藤原朝臣（公任）權中納言藤原朝臣（行成）皇太后宮權大夫源朝臣（經房）左大辨源

〔志摩郡〕今糸島郡に屬す。

〔行成〕藤原義孝の長子、祖父伊尹の養子也、長保三年參議、寛弘六年中納言、寛仁四年大納言となり、萬壽四年薨す、書を能くし、三蹟の一に數へらる。

〔經房〕源高明の子也、寛弘二年參議長和四年中納言となる。

（道方）朝臣右大辨藤原朝臣（朝經）貢平朝臣等定申云。先日賜二勅符一之日。被レ募二功伐一之間。有二功績一輩隨二其狀一可レ加二抽賞一之由。而所二注申一者在下勅符未二到着一以前上。不レ可二理必被一行二其賞一歟。但散去餘衆。非レ無二向後之畏一。爲レ勵二後輩一聊可二賞進一歟。

一生虜者勘問事

同前諸卿等定申云。所二注申一之人合戰間。雖レ多二中レ矢者一捕二得賊徒一唯三人也。而勘問之塲其陳下申高麗國人之爲二刀伊賊徒等一被レ虜之由上。縱雖レ非二刀伊國之人一同船送二數日一之間。盍レ見二其案內一而不レ窺二問其趣一雖レ散二欝結一又拷訊之者不二承伏一時。度々可二究拷一也。加之不レ注二杖數一頗以不レ穩。重以窮問可レ言二上其旨一歟。

又言上流來高麗國人事

同前諸卿定申云。先日賊徒之中多有二高麗國人一者此間流來輩非レ無二事疑一安二置別所一重令二尋問一可レ經二言上一之由可レ被二下知一歟。抑異國賊徒來候之恐不レ可レ不レ愼。先後來觸。何不二惴畏一方々可レ被二祈禱一歟。

太宰注進成二勳功一者

散位平朝臣爲賢

前大監藤原助高

傔仗大藏光弘

藤原友近

〔道方〕長和元年參議、寛仁四年中納言となる。

〔朝經〕長和四年參議、治安三年中納言となり、長元二年薨ず。

〔散位〕位ありて職掌なきを云ふ。

〔傔仗〕邊境の官人に給せる護衛兵也延喜式によれば、太宰帥十人、大貳六人、監以下三人、史生一人、鎭守府は將軍二人、軍監軍曹一人也。

〔怡土郡〕今糸島郡の內也。

〔少監〕太宰府にて大監に次ぐ職員、定員二人、相當從六位上、大監と同じく府內を糺判し、文案を審署し、稽失を勾へ、非違を察することを掌る。太宰府に緣故ある六位侍を以て任ずるを例とす。

〔少貳〕大貳と共に帥を輔けて府務を掌り、帥・大貳遙任の時は府務一切を總理す、定員二人、相當從五位下、貞觀四年以後權官を置く、又た中世筑前、對馬の守を兼ぬる例あり。

友近隨兵紀重方

以上五人警固所合戰之場。相戰者雖二數多一。賊徒正中二件爲賢等矢一、但重方不レ載二先日府解一事、探二子細一。依不二注申一也。令レ尋二實誠一、追所二言上一也。

筑前國志摩郡住人文室忠光

賊徒初來二志摩郡一之日。與下所二差遣一兵士上合戰之間。中二忠光矢一者多。又斬二賊徒之首一進上。幷進二彼戎具等一。

同國怡土郡住人多治久明

賊徒到來之間。於二當郡青木村南山邊一相戰。賊徒合戰射二取賊一人一。斬二其首一進レ府。先日解文難レ注二子細一。仍件久明自漏矣。

大神守宮擬撿非違使財部弘延

賊徒擊却之間。計二要害所々一、件守宮等。差二加兵士一豫所レ遣也。而於二筑前國志摩郡船越津邊一合戰之間。中二件守宮等之矢一者多。就レ中生捕者二人。但一人被レ疵死了。

前肥前介源知

賊徒還却之間。於二肥前國松浦郡一合戰之間。多射二賊徒一。又生捕進二一人一。

前少監大藏朝臣種材

賊徒逃却之日。依レ有二兵船遲出之告一。以二少貳兼筑前守源朝臣道濟一遣二博多津一。且令レ解レ纜。且問二遣其案內一之處。奉レ使者等各申云。賊船數多猶造二兵船一。一度可二罷向一者。其中種材獨申云。種材齡過二七

旬ニ身爲ニ功臣（春實）之後一。待レ造ニ了兵船一之間。恐賊徒早逃。弃レ命忘レ身。一人先欲ニ進向一者。道濟以ニ種材所一言而爲レ善。整ニ出衆軍一了者依ニ賊船之早去一。誠雖レ無レ遂レ戰。種材之所レ言忠節不レ淺。

壹岐講師常覺

賊徒三襲。每度撃返後。不レ堪ニ數百之衆一。一身逃脫。身雖レ非ニ在俗一。其忠不レ可レ隱。

右去四月十八日給ニ當府一勅符云。箇裏若有ニ攻戰忘レ身勳功超レ輩者一。隨ニ其狀跡一加以ニ褒賞一者言上如レ件。事定了子四剋退出。作定文尗ニ淸書一。仍書具可レ奉由仰ニ左大辨一了。

筑前

志摩郡人五百四十七人

被ニ殺害一者百十二人。被ニ追取一者四百三十五人。牛馬七十四疋頭。

早良郡人六十四人

男廿四人。女四十人。牛十頭。馬九疋。被ニ殺害一者十九人。被ニ追取一者四十四人。被ニ切食一牛馬六疋。

怡土郡人二百六十五人

被ニ殺害一者四十九人。（男童幷四十三人。女六人。）被ニ追取一者二百十六人（男卅八人。女童幷百七十八人。）牛馬卅三疋頭。（牛十六頭。馬十八疋。）

能古島人九人

女六人。童三人。駄四十四疋。牛廿四頭。

壹岐島

〔春實〕藩別、都賀四世の孫東人の後にて右衞門志也、天慶三年藤原純友四國より九州に遁れ太宰府によるや海上よりこれを攻めて大功あり、扶桑略記に、慶幸春實等、鼓レ棹自ニ海上一赴、向ニ筑前國博多津一、賊卽待戰云々、春實戰酣、裸袒亂髮、取ニ短兵一振呼入ニ賊中一、恒利遠方等亦相隨遂入、殺ニ得數多賊一、云々、凶黨遂破、悉就ニ擒殺一、とあり、種材は春實の孫也。

守藤原理忠被二殺害一。

被二殺害一島内人民百四十八人。

法師十六人。童廿九人。女五十九人。被二追取一女等二百卅九人。

遺留人民卅五人。（諸司九人郡司七人百姓十九人。）

對馬島

銀穴燒損了云々。

被二殺害一人十八人。被二追取一人百十六人。（男三十三人。童女合八十三人。童廿八人女五十六人。）

上縣郡百四十一人

被二殺害一人九人。被二追取一男女童幷百卅二人。（男三十九人。女童九十三人。）

下縣郡男女幷百七人

被二殺害一男女幷百七人。被二追取一男女童九十八人。（男三十人。女童幷六十八人。）

幷三百八十二人。（男百二人。女童二百八十人。）

被二燒亡一人々住宅四十五宇。

爲二賊徒一被二切喰一牛馬百九十九疋頭。（馬八十二疋。牛百十七頭。）

七月十三日直物次有二叙位除書等一。敦頼惟通（四品）俊遠成順（加階）種材任二壹岐守一。若所望歟。鎭西武者非二忽無一所望一者歟。仍被レ任歟。八月三日都督書云。云々。副二府解幷内藏石女申文一。

太宰府解申二請官裁一事

〔直物〕除目の後、執筆申行ひて任官するを云ふ、除目の誤を直す義なるべし、「ナホシモノ」と訓む。除目の後兩三月を經て行ふ事あり、或は翌年に行ふ事もあり

〔鎭西〕天平十五年始めて鎭西府を置き、元の太宰府の事を行はしむ、同十七年これを廢し太宰府を復せしが其後も太宰府を一に鎭西府と呼び、更に其所管たる九州の別稱となるに至れり。

〔都督〕太宰帥の唐名也。

〔判官代〕在職官人の一種にして國司の留守職なるも、職掌地位等詳かならず、古書に惣判官代、大判官代等の稱見えたり。

〔管內諸國〕太宰府の管內なる西海道九州二島也。

〔通事〕通譯官也。

言上對馬島判官代長岑諸近越ニ渡高麗國一隨下身爲ニ刀伊賊徒一被レ虜女拾人上歸參狀

二人筑前國志摩郡安樂寺領板持庄人即進レ府

一人病ニ船中一不レ參レ府

八人對馬島人

二人到來之間病惱死去

五人又病惱留ニ本島一

一人進レ府

副進賊虜女內藏石女等申文

右得ニ對馬島去六月十七日解狀一、同廿一日到來偁。得ニ管上縣郡伊奈院司同十六日解狀一偁。刀伊賊徒到來之間。判官代諸近幷其母妻子等。被レ虜而賊船還。寄ニ當島一之日。諸近獨身逃脫罷ニ還本宅一。然間以ニ昨日夜一盜ニ取小船一逃亡。已了定知爲レ恐ニ當島之厄一罷ニ渡陸地一歟。早被レ言ニ上大府一、將レ被ニ召返一。者島內人民爲レ賊被レ虜。僅所レ遺民又渡ニ他處一、若無下被ニ召返一之定上、憖遺民不レ可レ留レ跡。望請府裁被レ仰ニ下管內諸國一尋ニ在所一將レ被ニ糺返一者。而又得ニ同島今月九日解狀一、同十二日到來偁。件諸近以ニ去六月十五日一晦レ跡逃亡。仍其由言上。先了而以ニ今月七日一諸近到來申云。刀伊賊到來之日。諸近母伯母妹妻子從者等幷十餘人被レ取ニ乘賊船一、慮外往ニ反筑前肥前等國一、但賊徒還向之次。寄ニ對馬島一、爰諸近獨身逃脫、罷ニ留本島一、而竊惟雖ニ老母妻子一獨雖ニ存命一、已有ニ何益一、不レ如相ニ尋老母一委ニ命於刀伊之地一、欲レ申ニ事由於島司一、渡海制重。仍竊取ニ小船一、罷ニ向高麗國一、將レ近ニ刀伊境一欲レ問ニ老母存亡一。爰被ニ國通事仁禮罷會申云。刀伊賊徒先

〔檢案內〕案の內を檢査する義、裕に多く見ゆる語也案とは公文の控書を云ふ。

〔高麗〕新羅の末に於り弓裔は泰封を稱し、甄萱は後百濟を稱し各自立せしが、王建と云ふ者起り新羅景明王二年（我延喜十八年）高麗國を建て、次で我承平五年新羅を滅し、翌年後百濟を併せて朝鮮全土を統一す。刀伊亂の起りし寬仁三年は第八代の王顯宗十年に當る。

口到來當國。殺人掠物。欲相戰之間。逐電赴日本國。仍艤舟儲兵相待間。無幾還向。重殘滅海邊。仍豫於五箇所儲舟千餘艘。所々襲擊。悉以擊殺了。其中多有日本國之虜者。彼五个所之內。且三箇所所進三百餘人也。待集遺二箇所之人。乘船可被進日本國之由。已有公定。早還對馬島可申此由者。妾罷會彼賊虜中本朝人等。問老母存亡。即申云。賊徒等到着高麗地之間。取載強壯高麗人。以病羸尪弱者。皆入海了。汝母幷妻妹等皆以死了。者只會伯母一人。欲罷還本土之處。本朝同、國之制已重。無故罷還者。定可當公譴。縱雖得書牒。無、證更不可被信用。因之受乞日本人爲證件人。欲罷還之處。高麗國且以賊虜十人充給。抑諸近依思老母。已忍罪過。知母死亡。至于今者進身於公廳。左右可隨裁定者。投若異國。朝制已重。何況近日其制彌重。仍召諸近身。相副件女三人。差島使前掾御室爲親進上如件。者謹檢案內。異國賊徒刀伊高麗其疑未決。今以刀伊之被擊。知不高麗之所爲。但新羅者元敵國也。雖有國號之改。猶嫌野心之殘。縱送虜民、爲悅若誇勝戰之勢。僞通成好之便。抑諸近所爲先後、也。越渡異域禁制素重。況乎賊徒來使之後。誠云以先行者。爲興異國者。而始破制法而渡海。無書牒而還。以將來虜者。優而無坐其罪。恐向後愚民。偏思法緩、輒、渡海。爲懲傍輩禁候其身。須待高麗國使申上其案內。然而來不難知。旬日欲移。下民之言誠雖難信。境外之爲非可默爾。仍注在狀言上如件謹解。

寬仁三年七月十三日

內藏石女等解申進申文事

注申被追取刀伊賊徒罷向高麗國海路雜事。幷歸參本國案內等狀

〔安樂寺〕筑前筑紫郡太宰府村に在る太宰府神社の神宮寺也、道眞太宰府に薨ずるや柩車此地に到って動かず、依て爰を廟所となし、延喜五年神社造營、同十九年時平の弟仲平安樂寺を建立して太宰府神社に附す。

右石女安樂寺所領筑前國志摩郡板持庄之住人阿古見對馬島住人也。而並被レ追二乘賊船一日來之間。見二其案內一所々合戰之日。石女等罷乘兩船之內。中レ矢賊徒五人也。而着二對馬之岸一之間。皆以死了。此外傍類船被レ疵死亡者追レ日不レ斷。爰罷二着高麗國岸一之後。賊徒等每日未明之間。上二陸地一滅二海邊別島等之人宅一。運レ物取レ人也。晝則隱二島々一撰二取强壯之者一。打二殺老衰之者一。又日本虜者之中。病羸者皆以入レ海了。夜則各々漕忩去也。如レ此迯二卅餘箇日一之程。五月中旬之比。高麗國兵船數百艘襲來擊レ賊。爰賊人等勵レ力雖二合戰一。依二高麗之勢猛一。無二敢相敵之者一。則其高麗國船之體高大。兵仗多儲。覆レ船殺レ人。賊徒不レ堪二彼猛一。船中殺二害所レ虜之人等一。或又入レ海。石女等同又被レ入レ海。浮レ浪仍合戰。案內不レ能二見給一。無レ幾有二高麗船一扶了。卽、勞所レ令二蘇生一也。但見二被レ救乘一船之內。廣大不レ似レ例。、、造二二重一上立レ櫓。左右各四枚。別所レ漕之水手五六人。所レ、之士二十餘人許。下懸レ械又一方七八枚也。船面以レ鐵造レ角。令レ衝二破賊船一之料也。舟中儲雜具鐵甲冑大小鉾熊手等也。兵士面々各々執二持之一。又入二大石一打二破賊船一。又他船長大已以同前。合戰事畢之後。石女等一類卅餘人。各給二驛馬一。近二金海府一之途中十五箇日。每レ驛以二銀器一供給。其勞尤豐。官使仰云。偏非レ勞二汝等一。只奉レ尊二重日本一也。者着二金海府一之後。先以二白布一各充二衣裳一。兼以二美食一給二石女等一。六月卅个日之間。令レ安二置彼府一。爰對馬判官代長岑諸近。爲レ尋二訪被レ追二取賊徒一之母妻子等一到二來高麗國一。聞二母子之死亡一欲レ歸二本朝一。仍爲二證據一申二請虜女十人一。離岸之日彼朝公家充二給歸粮新人別白米參斗干魚卅隻一。兼給二酒食一。但金海府前召集之日本人幷三百餘人。是三个所軍船所レ進也。殘二个所人等來集之後。差レ使可二返進一之由。且言二上公家一者。往反案內言上如レ件。

〔攝錄〕攝政を云ふ。錄はすぶる意也、爰は藤原賴通を指せり。

〔左經記〕長和五年より長元九年に至る源經賴の日記、十五册也。

〔齊信〕太政大臣藤原爲光の第三子也。長德二年參議、長保三年中納言、寬弘六年大納言となり、長元八年薨す。

〔公任〕藤原雄也、正曆三年參議、長保三年中納言、寬弘六年大納言となり、長久二年薨す。

多治比阿古見

内藏石女

寬仁三年七月十三日

廿一日藏人右少辨資業含ニ攝錄命ニ云。太宰府言上解文等（定申先度解文。今被獻解文等。）事。又々可レ警ニ固要害ニ事。祈禱事等如ニ先日ニ報符可ニ勤行ニ事。新羅人能可ニ守護ニ事。兵粮精米追可ニ催給ニ事。可レ給ニ官符ニ者卽仰下了。府解等上達部定文同下給也。廿二日右少辨資業持ニ來給ニ大宰ニ之報符上仰ニ可レ令ニ捺印ニ之由上。九月十九日。入レ夜惟圓師持ニ來帥納言（隆家）書ニ。其狀云。從ニ高麗國ニ虜人送使（鄭子良）來ニ對馬ニ之由申ニ彼島解文ニ。仍言ニ上其由ニ具案内注ニ府解等ニ。明日臨時祭始一府大事也。忩々間具事等不レ令ニ申付ニ。九月四日書。

日本紀略云。九月廿二日乙亥。右大臣（公季）以下定ニ申太宰府言上刀伊賊事ニ。

左經記云。寬仁三年九月廿二日參内。右大臣中宮大夫（齊信）權大納言（公任）左大將（教通）右衛門督（實成）右大辨（朝經）侍從宰相（資平）等於ニ左仗ニ被レ定ニ申太宰解文ニ（新羅國所ニ言ニ刀伊國ニ被レ取壹岐對馬等人民二百餘人副ニ新羅牒幷對馬解文等ニ云々。）其申云。先召ニ太宰府ニ樋問定。依レ實可レ被レ行ニ左右ニ歟。云々。

小右記云。廿二日召使云。今日右府有下可レ被ニ定申ニ事上可ニ參入ニ者。答下依ニ犬死穢ニ不レ可レ參由上了。若太宰府言上。高麗國事歟。件事昨日入道殿（道長）有ニ被レ示事ニ。其處者爲ニ刀伊國賊ニ被レ虜者二百七十人許云々。（男六十人女二百餘人。）相送者二百餘人云々。只牒ニ對馬ニ命云。給ニ絹米等ニ可ニ歸途ニ也。先尋ニ新羅國貢調時給物例ニ可レ被レ行歟。者太宰解文幷高麗牒等尋取後日可レ見レ之。廿三日宰相（資平）云。昨日右大臣按察大納言齊信權大納言公任左大將教通右衛門督實成右兵衛督公信右大辨朝經參入。頭辨經通下ニ給太宰府解文高麗國牒等ニ諸卿定申云。高麗國使召ニ上太宰府ニ、暫安ニ置便處ニ厚賜ニ資粮ニ可レ被レ問ニ此間持疑事等ニ、又先日太宰解文注ニ刀伊

〔女眞國〕今の露領沿海州の地を占め、もと黑水靺鞨と云ひ、渤海に屬せしが、後ち契丹の附屬となりて女眞と稱す、後ち我鳥羽天皇の頃酋長阿骨打始めて帝と稱し金國を建つ。

〔俊賢〕長德元年參議、寬弘元年中納言、寬仁元年大納言となる。

〔實資〕關白藤原實賴の孫、齊敏の第三子也、長德元年中納言、長保三年大納言、安元元年右大臣、長曆元年從一位となり、永承元年薨す。

國。高麗國牒注女眞國。此事可被問太宰府。又馳驛可申而以脚力言上。旬日多廻同可被問也。給報符。又隨申上。其度可被定下歟。者中略今朝源大納言（俊賢）示送云。高麗使事。其定如何。數多者着小島。送旬月者可量國强弱。可知衣食乏。以早返爲先。見牒案內。始自文書手跡無所耻。不論才之淺深可作返牒。歸祿等程如何內々可給位階由。云々。牒已不送日本。何授位階。又知本位進一階所作也。牒文無本位。此間憤申侍於一朝中事者雖無是非。誰人謂其旨酌。異國事先々所不緩怠也。只可歸送先日捕得者流來者等也。二百餘人男女何阿容異朝謀詐乎。追々被尋問自可知實不。使久住事未得意侍。依彼朝謀略之旨我朝可被推行之有樣。未思得侍者報依觸穢不預僉議由。但昨定旨以宰相談說告大納言（今案。不可被强尋問歟。只以差使送虜者。可爲其志給物被早返遣上計歟。）大納言重示送狀云。定旨大略承侍。不馳驛由大府失也。不高麗失。依後々重言上可被定下事如何。雖有彼朝詐可被行旨如何。只如不知。早被廻却使上計也。彼國牒中女眞。時々注貢獻由。是可所攝尤可責不順旨也。擊得異國凶賊以虜氏送當朝尤大事也。宋朝可牒我朝而別府安東護府牒送對馬島此旨頗可顯返牒許也。者余（實資）又報事旨了。廿四日今朝源納言（俊賢）示送云。世間所憑思者兩納言（實資公任）也。此度事內々承寄侍。被聞四條大納言（公任）若案內被申歟。者高麗使經歷二島（壹岐對馬）參太宰府如何。入秋之後風波不靜歟。廻却之期已及嚴冬。彼國牒對馬使者指其處更召上太宰往還之間。若有漂沒極可不便歟。又於太宰被問何事乎。經兩島之程計之見衰弱由歟。賜返牒幷物從對馬返遣宜歟。以此由示達四條大納言報云。定日申往反之間。若經其日無便廻却。彼見云猶問可然事。可遣者仍不强申。可有議事也。但衰亡事見聞歟。者十二月卅日戊刻許。冒雨前大納言俊

賢卿送二書狀一云。只今自二太宰府一言上問高麗使日記。自二對馬島一着二筑前國一。彼國人卅人乘レ船已漂沒。二艘僅到着也。先日案、、令出二見流來虜人等一。使申件者高麗人而不レ知二其來由一者此尤可レ疑。問安東護號一申云。件府彼朝鎭二東海一府也。他府皆改二其號一爲レ州也。彼府獨爲二鎭撫府一仍所レ送二虜人一也。者端書云。自二對馬一不レ被レ歸。被レ迎レ府事極奇異也。如レ案漂沒可レ哀。者件事所レ示尤理也。[illegible]レ賢卿相所レ定也。彼日余不二預參一後聞二此定一、前大納言聞二此定一、誇難可レ然。四條大納言預二彼議一[illegible]所レ答有二諸氣一。初陳二海道難由一。傍卿云。猶可レ召二上府一者不レ能二强執一所レ同也。者今般定頗不レ宜。前大納言彼定時。似レ嘲二僉議人等一。緣二彼時案相當一、臨レ夜冐レ雨所二見示一歟。

日本紀略云。寬仁四年二月十六日戊戌。右大臣以下參入。被レ定下高麗返牒事令二太宰府牒一高麗國上、令レ發二歸鄕子良等及生虜流來一事上。四月十一日壬辰。請下印太宰府遣二高麗國一返牒官符上。

左經記云。寬仁四年四月十一日。有レ召參二右府一、下下給太宰府言上高麗人鄭子良欲レ歸去一府解上。仰云。前日定下下子良等祿法幷遣二高麗一返牒等上了。彼到着之日。憖給二祿物幷返牒等一可二返遣一之由可レ給二官符一。郎下二大夫史奉親一令レ作二官符一。依二火急事一自二殿上方一召二上官符一。忽於二結政所一請印。入レ夜退出。八月廿五日高麗國使鄭子良給レ祿之由府解幷子良祿物等右府被レ奏。而今日依二固事一不レ申。不レ能二奏達一之。

大鏡云、帥殿（伊周）の御一腹の十六にて、中納言になりなどして、よの中のはかなきものといはれ給ひし殿（隆家）の、御童名は阿古君ぞかし。中略。御めのそこなはれ給ひしにこそ、いと〳〵あたらしかりしか。よろづにつくろはせ給しかども、やませ給ひて、御まじらひ絶給へるころ、大貳の闕いできて、人々のぞみのゝしりしに、唐人の目つくろふがあなるに、見せむとおぼして、こゝろみにならばやと申給ひければ、三

〔結政所〕大内裡外記廳の南に在り、外記政始の儀を行ふ所にして、又た爰にて請印を行ふ。これを結政所請印と云ふ。

〔大鏡〕文德天皇嘉祥三年より後一條天皇萬壽三年までの歷史、八卷也、著者詳かならず。

〔伊周〕藤原道隆の第二子也、正曆二年中納言、三年大納言、五年内大臣となりしが、道長に忌まれて長德二年太宰權帥に左遷、後ち歸京し、寬弘五年大臣に准ぜられ、同七年薨ず。

〔御めの云々〕隆家道長の專橫を慨し平居樂まず夙に外に出づる志あり、偶眼疾を得西國に下れる也。

〔種材がぞう〕ぞうは「ぞく」に同じ、四等官の判官にて多く太宰府の監を指す。

〔純友〕藤原良範の子也、伊豫掾たりし時、平將門の叛に應じて伊豫讃岐を略せしが、小野好古源經基の爲めに破られて西國に逃れ博多に據りしが、小野好古、藤原慶幸、大藏春實等に破られ、伊豫に逃れ、次で天慶四年七月誅に服す（七四三頁春實を參照すべし）。

條院の御時にて、またいとをしくもやおぼしめしけん、ふたことゝなくならせ給ひてしぞかし。政よくし給ふとて、筑紫人さながら隨ひ申たりけり。例の大貳十年がほどにてのぼり給へりとこそ申しか。彼國におはしましゝ程、刀夷國のもの、俄にこの國をうちとらんとや思ひけん、こえきたりけるに、筑紫にはかねて用意もなくて、大貳殿弓矢の本すゑをもしり給はぬは、いかゞとおぼしけれど、やまとこゝろかしこくおはする人にて、筑後肥前肥後九國の人をおこさせ給ふをばさるものにて、府の内につかうまつる人をさへをしとりて、たゝかはしめ給ひければ、かやつが方のものどもいとおほくしにけるに、さはいへど家たかくおはしますけに、いみじかりし事たいらけ給へりし殿ぞかし。おほやけ、大臣大納言にもなさせ給へかりしかど、御まじらひたえにたれば、たゞにはおはするにこそあめれ。此中に宗と射かへしたるものどもしるして、公家に奏せられたりしかば、皆賞させ給ひき。種材は壹岐守になされ、其子（光弘）は太宰監にこそはなさせ給へりしか。此種材がぞうは純友うちたりしもの（春實）ゝすゑなり。さて壹岐對馬の人をいとおほく刀夷國にとりもていきたりければ、新羅のみかどいくさをおこし給ひて、みなうちかへし給ひてけり。さて使付て、たしかに此島に送給へりければ、彼國の使には、大貳金三百兩とらせてかへさせ給ひける。

大藏氏系圖云。種材（太宰大監從五位下壹岐守號二三谷門將軍一。）天下無雙弓馬達者。後一條院御宇寬仁三年。異戎襲來。可二九州國人一之由有二其告一。其時大藏種材蒙二院宣一而馳向。令レ退二治西戎一。蒙二征西將軍宣一。管二領九州一。依二祖父（春實）例一。賜二錦御旗一。

菊地家譜云。政則對馬守、後一條院御宇寬仁三年四月、視父隆家卿時、異賊襲來時、政則若年ニシテ着紫色

鐫竹傍一乗二白葦毛駒一、打二出博多一、著二箇崎原一防戰、異賊大將討二取之一畢。依二忠功一可レ爲二九州之兵頭一之由被レ下二宣旨一、賜二御旗一賜二御歌一。ツクシナル矢峰ノ梢ノフモトニハ、タケキチノコノ住トコソキケ。按、太宰府所レ注勤功者交名中無二政則一、且有造弐朝申状多擧二先賢功名一。而不レ擧二政則防戰事一可レ疑。

大槐祕抄云、師大貳に武勇の人なりぬれば、かならず異國おこると申候けり。小野好古が大貳の時、隆家が師の時、とり分刀異國のおこりて候なり。

八幡愚童訓云、寛仁ノ比、東夷ノ國賊日本國ヘ襲來ノ時、壹岐島ノ常行法師ト云者ノ母トラレテ行ヌ。我子ニ今一度アヒミセ給ヘト、大菩薩ニ遙ニ祈念シ奉レドモ、海隔テ境遙クシテ歸ル事更ニ有ベカラズ。歎ノ餘リ身ヲ投ントテ、海ノ邊ニ望所ニ、海アサカリケル程ニ、渡リユケバ、片時ニムカヒノ地ニ付ヌ。是高麗國ナリ。件ノ海ハ深キコト底モナク、廣キコトホトリモナシ。風波荒クシテ舟船ナホ容易クカヨハザル道也。是併大菩薩ノ御助也ト驚テ、高麗ノ王宮食ヲ與テ日本ニオクラルヽ。天喜年中ニ三十餘歳ヲヘテ、本國ニイタリ愛子ヲ見ル事不思議也。偏神恩ナラデハイカデカミル事ハ有ベキト、悅事無レ限リキ。

左經記云。寛仁四年十二月廿九日。大夫史奉親朝臣持二來太宰府解一云。左右大辨（道方朝經）具有二所勞一不レ被レ仕。仍令レ申二事由於左府（顯光）一之處。被レ仰云。令二汝申一者仍所二持來一也。者南蠻賊徒到二來薩摩國一虜二掠人民等一之由也。即參二左府一申二事由一。次參二關白殿（賴通）一令レ覽二府解一。次爲二御使一參二御寺（道長）一申二此由一。仰云。改年之後楯可二追討一之由。可レ賜二官符於太宰府一。

螢蠅抄第二終

〔菊池武朝申状〕菊池武朝が菊池家累代の家業功勞を陳述して將軍へ言上せる文也、武朝は政則第十七世の孫にて、武政の子也、文中三年父につぎて肥後守となり、懷良親王を奉じて屢戰功を顯る、應永十四年卒す。

〔大槐祕抄〕年中行事臨時儀式の時帝王の御留意せらるべき事項を記せる書、九條伊通撰す

〔小野好古〕葛絃の子、篁の孫也、純友征討の功により從四位に敍せられ、應和二年從三位に至り、安和元年薨す。

〔顯光〕藤原伊尹の長子也、長德二年右大臣、寛仁元年左大臣となり、治安元年薨す、

螢蝿抄第三

〔幡阜〕北條九代記等、潘阜に作る、高麗の起居舍人也

〔歷代皇紀〕一に皇代曆とも云ふ、神武天皇より後土御門天皇文明九年に至る御歷代記也、洞院公賢の撰にて六卷あり。

〔日蓮註畫讚〕日蓮一生の事歷を三十二項に分ちて假名書せる書、僧日澄の著也。

關東評定傳云。文永五年正月。蒙古高麗牒狀到來。高麗牒使幡阜貢二來之一日本可レ伏二從蒙古一之由載レ之。又見二北條九代記一。

一代要記云。文永五年後正月五日。從二太宰府一蒙古國幷高麗牒狀到二來關東一。進二彼牒使於仙洞一後嵯峨。其後被レ止二御賀沙汰一。

歷代皇紀云。文永五年二月。蒙古國牒狀初到。按。本書四年下同有二此文一。皇代略記亦爲二四年一。共誤。

八幡愚童記云、文永五年二月一日公家ニ奏ス蒙古牒狀アリ。其狀云。上天眷命大蒙古國皇帝奉二書日本國王一。朕惟自レ古小國之君。境土相接。尙務講レ信修レ睦。況我祖宗受二天明命一。奄有二區夏一。遐方異域畏レ威懷レ德者不レ可二悉數一。朕卽位之初。以二高麗無辜之民久瘁二鋒鏑一。卽令レ罷レ兵。還二其疆域一。反二其旄倪一。高麗君臣感戴來朝。義雖二君臣一而歡若二父子一。計王之君臣亦已知レ之。高麗朕之東藩也。日本密二邇高麗一。開國以來亦時通二中國一。至二於朕躬一而無二一乘之使以通二和好一。尙恐王國知レ之未レ審。故特遣レ使持レ書布二告朕志一。冀自今以往通レ問結レ好。以相親睦。且聖人以二四海一爲レ家。不レ相二通好一。豈一家之理哉。以至レ用レ兵。夫孰所レ好。王其圖レ之不宣。至元三年八月日ト書タリ。是ヲ見テ公家武家大ニ驚、可レ有二返牒一哉否。牒使可レ被レ首否。諸道勘文諸卿僉議樣々ナリ。按。二月一日。洞院公賢傳爲二正月一。日蓮註畫讚爲二閏正月十八日一。

〔伎樂〕又た吳樂に作る、吳國より傳はりし音樂にて、推古天皇二十年百濟人味摩之これを我國に弘む。

〔富小路殿〕京都二條の南、富小路の西に在る二條富小路殿也、冷泉の南に當るより一に冷泉富小路殿とも云ふ、西園寺氏の私第にて、後嵯峨院始めて愛を仙洞とせらる、其後里内裏とせられしことあり。

〔大宮院〕西園寺氏實氏の女姞子也、仁治三年後嵯峨天皇の中宮に立たれ、寶治二年院號を賜はる、正應五年崩す。

五代帝王物語云。一院（後嵯峨）はことし（文永五年）四十九にならせおはします。五十の御賀ひきあげて今年あるべしとて、去年より内裏にて樂所始ありて、連日に伎樂あり。五年正月廿四日うるはしく院の舞御覽の儀あり。新院（後深草）の御所（富小路殿）にても、閏正月十五日又舞御覽あり。一院御幸なる。麗しき御賀の儀、いかばかりの事にてかあらんずらむとおぼえしに、蒙古國とかやより牒狀を奉る、高麗の牒を相副たり。宰府よりまづ關東へつげて、關東より二月六日牒狀をまいらせたり。これによりて御賀止めらる。公私本意なき御事なり。蒙古國もとは契丹の所屬韃靼國也。年北契丹國以下の近邊の諸國を打とる。大宋國も三百餘州のうち、大略皆うちとられて、わづかに六十餘州殘れり。高麗も同せめ落されて、臣として蒙古の朝につかふるよし、牒狀にも載たり。牒使には趙良弼と云者わたれり、高麗の使を副たり。牒狀二通あり、一通は高麗の牒也。蒙古狀は文永三年丙寅九月の狀なり、至元三年と載たり。高麗國同彼年號をうけて至元となせり。去年八月の牒なり。數多の方物を相副て、正月一日太宰府に着たり。是によりて、官外記以下の勘文をめされて、仗議を行はる。又仙洞の評定あり。

增鏡云、文永も五年になりぬ。正月に閏あり、後の廿日あまりのほどに、れんぜい院にて舞御覽有。あけんとし一院いそぢにみたせ給ひければ、御賀あるべしとて、いまより世のいそぎにきこゆ。がくしよはじめのぎしきはだいりにてぞありける。おなじ二月十七日に、またしん院、とみのこうぢ殿にてまひ御覽、其あした大宮院まづしのびてわたらせ給。かやうにきこゆるほどに、むくりのいくさといふことおこりて、御賀とゞまりぬ。人々口惜くほいなしとおぼす事かぎりなし。何事もうちさましたるやうにて、御しゆ法なにくれと、公家武家たゞこの騒ぎなり。されどもほどなくしづまりて、いとめでたし。

〔實氏〕西園寺第五代にて、公經の子也、土御門以降六朝に歴仕し、寛喜三年内大臣、嘉禎元年右大臣、寛元四年太政大臣となる、文永六年薨す。

〔基忠〕鷹司兼平の子也、文永二年右大臣、同五年關白左大臣、同十五年太政大臣となり、正和二年薨す。

〔政村〕北條義時の第四子也、文永元年北條氏七代の執權となり、同五年時宗執權たるに及び連署を勤む、同十年卒す。

帝王編年記云。文永五年二月七日。高麗牒狀常盤井入道大相國〔實氏〕以二右兵衛督爲敎卿一進二入仙洞一云々。十四日。武家使者二人參院。十五日異國事於二仙洞一評定。是日自二關東一被レ進二神馬幷御劍於賀茂社一。廿五日。依二蒙古事一被レ立二臨時二十二社奉幣使一。三月廿七日。諸道勘二申異國事一有二仗議一。右大臣〔基忠〕已下參入。

新式目

蒙古人挿二凶心一可レ伺二本朝一之由。近日所レ進二牒使一也。早可レ令二用心一之旨。可レ被レ相二觸讃岐國御家人等一狀。依レ御執達如レ件。

文永五年二月廿七日　相模守〔時宗〕
　　　　　　　　　　左京權太夫〔政村〕

駿河守殿

八幡愚童記云。後嵯峨法皇御賀行ハルベシトテ、天下ノ營ミ、他事ヲ閣レシモ止ラレ、異國降伏ノ御祈禱諸寺諸社ニ始ラル。當宮ニハ三月五日ヨリ、淨行社僧四十五人ヲ以テ、毎日仁王講ヲ行ハル。同十三日十四日ニハ、善法寺寶相房、法園寺中道房ヲ先トシテ、持戒ノ淨侶三十人、大般若ヲ轉經セラル。結願ニ當テ、金泥ノ大般若供養アリ。導師ハ寶相上人、請僧二十口ハ皆社僧也。

東寺長者補任云。文永五年三月廿三日。爲二異國御祈一道勝於二東寺講堂一修二仁王經法一七箇日。伴僧廿口。

東寶記云。仁王經法。文永五年三月廿三日。前大僧正道勝。〔于レ時當寺務也、寺務道勝之御也。〕當爲二異國調伏一修レ之。同卅日結願。其賞遂可レ申二請一云々。

伊勢公卿勅使雜例云。文永五年四月十三日。勅使正二位行權大納言右近衞大將藤原通雅。亦見二太神宮例文一。

五代帝王物語云、四月十三日、太神宮へ公卿勅使を發遣せらる。右大將通雅卿勅使をつとむ。宣命は（龜山）主上御手づから草をせさせおはします。清書にもやがて宸筆也。此外諸寺諸社の御祈、大法秘法數を盡せり。返牒あるべきかと沙汰有て、菅宰相長成卿草して、經朝卿清書して關東へつかはされたりしかども、武家子細を申て遣はさず、所詮牒状の躰無禮なるによりて、返牒に及ばぬよし、牒使に仰含て返却せらる。文永元年六月より、彗星出で、後ざまには光芒半天に及で目を驚かす。消沒しては現ず、九月十九日まではたえず出現す。此變つねにいづれども（後嵯峨）寛元三年三月に出現の後、久出ざるに、今度は先例に超過のうへ、二年十二月十日より、又出現して三年正月まで消ず。いかなる事の有べきやらんと覺しかども、指事なしとて、有しほどにかゝる事出來、大器は遲くなるいはれなればにや、其しるし終にむなしからず、六年六月にも、太微宮右執法の星を、木火二星相侵。此事我朝にはいまだ無二勘得一、異朝には黃（魏）初六年出現、同七年（文帝）帝崩。このほかは勘得ぬよし、司天の輩申あへり。異國事其後打續き絕ず。

日蓮註畫讃云。文永五年閏正月十八日。西戎大蒙古國可レ襲二日本國一之由牒状來。按二牒状文同二愚章記一、仍今畧レ之。此牒状就二來朝一、返牒有無。牒使誅否。召二諸道勘文一、遂二公卿僉議一、終無二返牒一、被レ放二牒使一、開二羅網一放二鯨鯢一者乎。牒使每夜見二廻築紫地一、船津軍場委圖レ之。相二人之氣色一、見二是之案内一歟。

吉續記云。文永五年六月廿二日。依二異國事一被レ發二遣山陵使一、頭中將（具房）奉行也。上卿内府（家經）被二參陣一。御陵七箇所告文右少辨經業草。使皆參候之後。内府着二杖座一、頭中將參二進軾一、可レ定二申日時幷使事一之由仰レ之。次召レ辨（賴親）被レ仰二日時事一、主上内々有レ出二御中門一被二御覽一、殿下頭辨（經長）予等祗候。告文草入レ筥藏

〔藤原通雅〕花山院定雅の子也、元康二年大納言、文永四年内大臣、五年右大臣、六年左大臣、建治元年太政大臣となり、同二年薨ず。

〔菅宰相長成卿〕菅原爲長の子也。

〔具房〕源姓也、文永五年參議、建治元年中納言、弘安九年大納言となる

〔家經〕一條實經の子也、文永四年内大臣、五年右大臣、六年左大臣、十一年攝政となり、永仁元年薨ず。

人判官親読欲レ令ニ内覽一。祗ニ候御前一之時。職事可ニ持來一歟之由被レ仰間。頭中將持參内覽祗候返給。頭中將退入。次上卿參ニ進弓場一被レ奏ニ告文草一。頭中將奏レ之。清書奏聞如レ常。使着ニ杖座一。給ニ告文一。次第起座。使定文左大辨宰相書レ之。雅言 山陵使次第。

神功　楯列池上　權中納言源朝臣通顯　皇后宮少進橘長宣
天智　山　階　權中納言藤原朝臣長雅　前能登守高階朝臣泰遠
宇多　大　内　山　參議藤原朝臣高定　紀伊守橘朝臣兼朝
後三條　圓宗寺　參議源朝臣雅言　散位源朝臣雅範
後白河　法住寺　參議源朝臣具氏　散位源朝臣則有
後鳥羽　大　原　參議藤原朝臣公孝　左近將監源朝臣賴基
土御門　金　原　宮内卿藤原朝臣重氏　散位源朝臣則雅

大内山陵所不ニ分明一。兼日委可レ承ニ其所一之由。雖レ相ニ觸奉行職事一。于レ今不ニ分明一。及ニ發遣刻限一。雖レ令ニ高定 問答一。猶不ニ分明一。及ニ遲々一之間。使等發遣。奉行職事兼尤可ニ沙汰一歟。越度之至也。入レ夜堀川宰相皈參内。依レ無ニ陵所一。於ニ仁和寺中一雖ニ相尋一。更無ニ其處一。參ニ御室一尋申之處。遺詔不レ置レ陵。云々。其上無ニ才覺一之由被レ仰之間。空皈參。告文草ニ佛國也。異國也。奇怪殊甚ト書レ之。倭國朝臣申云。佛國不レ可レ然。奇怪之至。太儒弱不可說文章也。難中之人々難レ之。尤可レ有ニ沙汰一事也。

天台座主記云。無品尊助親王青蓮院文永五年七月十七日。爲ニ異國降伏御祈一。七箇日於ニ根本中堂一修ニ七佛藥師法一。助修廿人 同廿四日結願。勅使藏人中宮權大進經長登山勸賞追可レ被ニ申請一云々。

〔楯列池上〕大和生駒郡平城村に在り
〔源朝臣通顯〕通成の子、中院第三代也、正元二年參議、弘長元年中納言、文永六年大納言となる。
〔山階〕山城國宇治郡山科村に在り。
〔大内山〕山城國葛野郡花園村に在り
〔圓宗寺〕同郡同村に在り。
〔法住寺〕京都卅三間堂廻面興德院裏に在り。
〔大原〕山城國愛宕郡大原村に在り。
〔金原〕山城國乙訓郡海印寺村に在り
〔根本中堂〕延暦寺の本堂にて、東塔に在り、當山草創最初の建立にして延暦七年造營、十三年供養す。

〔尊助〕土御門天皇第八皇子也、天台座主に任ぜらるゝこと三度、正應三年薨ず。

〔安國論〕立正安國論の略、日蓮が佛教諸宗ことに念佛の法門を痛罵し、治世安國の道は、法華の妙法を弘むるの他あるなきを論ぜし文、文應元年九月の作也。

〔宿屋左衛門入道〕鎌倉幕府の奉行也

門葉記。七佛藥師法條云。文永五年八月十七日。於二中堂一爲二異國降伏一被レ修レ之。阿闍梨座主尊助行事僧法眼泰慶按。八月當レ作二七月一。

吉續記云。文永五年七月八日。參二座主宮一。自二來十七日一於二延曆寺中堂一。可レ被レ行二七佛藥師法一。可レ申二沙汰之由被二仰下一之間。此間事委爲二尋申一令レ參。十六日參二座主宮一。明日七佛藥師法間事。結願日予登山間事内々申入。

日蓮化導記云。或記云。文永五戊辰後正月。自二蒙古國一可レ襲二日本一之由牒狀渡レ之。就二此牒狀一。安國論符合之旨。以二書狀一諫主ヘリ。其御札云。其後書絶不レ申。不審無レ極。抑去正嘉元年丁巳八月廿三日戌亥尅大地震。即引二諸經一勘レ之。念佛宗禪宗等有二御皈依一之故。日本國守護諸天善神作二嗔恚一所レ起レ災也。若無二此對治一者。爲二他國一可レ被レ破二此國一之由。勘文一通撰レ之。正元二年庚申七月十六日。奉レ付二御達一。故最明寺入道殿時頼進二覽之一。其後經二九箇年一今年大蒙古國牒狀有レ之由。風聞等云々。如二經文一自二彼國一責二此國一事必定也。而日本國中日蓮一人。當可レ爲下調二伏彼西戎一之人上兼知レ之。將亦勘レ之。爲レ君爲レ國爲レ佛爲レ神爲二一切衆生一。可レ被レ經二內奏一歟。委細旨者遂二見參一可レ申候。恐惶謹言。

八月廿一日　　　　　日蓮在判

宿屋左衛門入道殿西信　按。蓮公畧傳。文永八年九月文。大概與二此文一相合。雖二年月不一レ同。恐是一事歟。

帝王編年記云。文永六年三月七日。蒙古國使八人。高麗使四人。從類七十餘人。著二對馬島一之由。午時自二九國一申二六波羅一云々。

五代帝王物語云、文永六年、蒙古の使高麗の船にのりて、また對馬國につく。去年の返牒なきによりて、

〔實兼〕公相の長子西園寺第七代也、文永八年大納言、正應二年內大臣、四年太政大臣となり、元亨二年薨す。

〔實基〕公經の子、德大寺第五代也、寬元四年內大臣、建長五年太政大臣となる。

〔實雄〕西園寺公經の子、洞院家の祖也、正嘉元年內大臣同二年右大臣、弘長三年左大臣となり、文永十八年薨す。

〔師繼〕花山院忠經の子也、文永八年內大臣となり、弘安四年薨す。

〔基具〕源具實の子也、建長三年中納言、弘長元年大納言、弘安七年准大臣、正應二年太政大臣となり、永仁五年薨す。

左右きかむため也。不慮の喧嘩いできて、歸國の間、對馬の二人とられて高麗へ渡る。高麗より蒙古へ遣はしたれば、王宮へ召入て、見て種々の祿をとらせ、本朝へ返送。是に付て又牒狀有。

關東評定傳云。文永六年九月。蒙古高麗重牒狀到來。牒使金有成高柔二人也。還ニ對馬島人答二郎彌二郎ニ高柔依ニ靈夢ニ獻ニ所レ持毛冠於安樂寺ニ即敍ニ其由ニ呈レ詩。按。北條九代記亦載ニ此事ニ。和漢合符係ニ十二月ニ者非也。

吉續記云。文永八年九月二日。關東使隨ニ身高麗牒狀ニ向ニ西園寺大納言(實兼)許ニ。亞相參レ院(後嵯峨)中入云々。三日高麗牒狀事於ニ仙洞ニ有ニ評定ニ。帥卿(經任)奉行。關白殿(基忠)德大寺入道相國(實基)前左府(實雄)內府(師繼)堀河大納言(基具)藤中納言(資平)帥(經任)菅宰相(長成)左大辨宰相(實宣)等也。左大辨讀ニ申牒狀ニ一通。菅宰相依ニ作ニ牒狀ニ趣蒙古兵可レ來ニ責日本ニ歟。又糴ニ此外ニ歟。救兵歟。兢レ狀了見區分。五日參內。藤翰林祗候被レ召ニ御前ニ被レ讀ニ牒狀一通ニ。無ニ停滯ニ讀ニ申之ニ。牒狀之旨趣明日於ニ仙洞ニ可レ有ニ評定ニ云々。帥卿奉行也。面々被レ書ニ賦牒狀ニ云々。六日藤翰林入來。牒狀間事有ニ相談ニ事ニ貼字事此字釋以レ物爲レ質。然者其儀不レ叶ニ道理ニ。若書寫之誤歟。貼字歟。然者可レ叶ニ道理ニ歟。此字釋寬視也。如ニ唐韻所見ニ者貼字釋典也。字釋區分如ニ唐韻ニ者不レ叶ニ其儀ニ歟。互此字釋本ハシメト可レ讀之由申レ之。或タカヒ此說協レ理云々。此等條々可ニ和議ニ之由申レ之。司天維弘入來。夜前熒惑犯ニ天江星ニ重變也。元慶以來廿餘箇度先例被レ行ニ御祈ニ。安元被レ發ニ遣公卿勅使ニ。此趣內々可ニ披露ニ之由示レ之。七日今日高麗牒狀事有ニ評議ニ。參仕人々關白前左府堀河大納言民部卿(經光)源中納言帥菅宰相左大辨云々。菅八座讀ニ申牒狀ニ。廿一日今日依ニ仁王會闕請定ニ。午刻參陣。檢校上卿(公孝)春宮權大夫。奉行職事等未レ參。此間暫候ニ御前ニ。近日變異連々相示。今日又犯ニ天江星ニ之由。司天維弘付レ予。內々令レ奏。此趣尤奏之。殊被ニ驚聞食ニ之由有レ仰。如ニ御祈事ニ一向無ニ沙汰ニ。可レ歎可レ歎。中納言上卿被レ參。今日咒願作者菅文章博士(在公)依ニ故

陣ニ不レ可ニ參陣一。於ニ咒願文一者內々可ニ有沙汰一云々。奉行職事重相尋之處。雖レ申ニ不參之由一早可ニ參陣一。仍被レ待ニ彼參一。及ニ夜陰一。在公朝臣參仕之後。藏人左衛門權佐棟望出レ陣。下ニ口宣一。上卿被レ給レ之。次上卿召ニ文章博士在公朝臣一。被レ下ニ口宣一。翰林給レ之退入。於ニ直部邊一披ニ見之一。翰林學士得ニ此所一。加ニ口宣一者。有ニ西蕃使介一。告ニ北狄陰謀一之由載レ之。所レ載ニ咒願一者。高麗有レ北。蒙古在レ西。云々。口宣趣與ニ咒願一西北之儀相違。可レ爲ニ何樣一哉。於ニ旨趣一者雖レ無ニ相違一。西北之義違ニ口宣一之由。與ニ奉行職事一問答。然而不レ及ニ書改一持ニ參咒願文一。上卿披見諸ニ座前一氣色之後。翰林退入。次付ニ外記筥一入ニ咒願文一。

文永八年九月廿一日　宣旨

近日上天示レ變。沖襟無聊。加之有ニ西蕃之使介一告ニ北狄之陰謀一。雖之希異怖畏一。是案永卻ニ災難一宜レ致ニ泰平一之由。可レ令レ作ニ載仁王會咒願文一。　藏人左衛門權佐平棟望奉

於ニ蒙古國一者不レ見ニ經史一。今北狄令レ書之條。太以不審。唯人諷諫哉。云々。兼文宿禰參內。於ニ弓場一藏人左佐。異國御祈事。於ニ本宮一可ニ祈請一之由仰レ之。廿二日參內。候ニ御前一仁王會咒願文事有ニ被ニ仰出一事等一。蒙古爲ニ北狄一事。不審之由申ニ出之一。如ニ作者所存一者。高麗書ニ蒙古ヲ北朝ト書レ之。仍載レ之。云々。自ニ高麗一雖レ當レ北。自ニ日本一不レ當レ北。者可レ背ニ道理一歟。經史不レ詳之上難レ決者也。咒願文等見之處如ニ口宣一改直畢。廿三日咒願文草合之旬。可ニ改直一之由被ニ仰下一云々。北狄事先年高麗狀ニ。蒙古ヲ北朝皇帝ト書之由。奉行職事陳謝云々。猶不レ可レ然事也。

島津文書

蒙古人可ニ襲來一之由。有ニ其聞一之間。所レ下ニ遣御家人等於鎭西一也。早速差ニ下器用代官於薩摩國阿多北

〔陣〕朝廷にて公事を行ふ座を云ふ。

〔上卿〕公事奉行の上首を云ふ。

〔翰林〕文章博士の唐名也。

〔仁王會〕仁王護國般若經を講ずる法會也、此經に佛、諸王に對し國土安穩の爲め般若波羅密多の法を說きしものにて、國家安鎭の德大なりと云ふ。

〔阿多〕今、日置郡の內也。

方一。相二伴守護人一。且令レ致二異國之防禦一。且可レ鎭二領內之惡黨一者依レ仰執達如レ件。

文永八年九月十三日

相　模　守〔時宗〕在判

右京權大夫〔政村〕在判

阿多北方地頭殿

五代帝王物語云、文永八年九月十九日、筑前國今津に、異國人趙良弼を始として、百餘人來朝の間、軍船と心得て宰相騷ぎけれ共、其儀はなくて是も牒狀なり。但宰櫃に納て、金鑰を指て、王宮へ持參して帝王へ獻れ、それ叶はずば時の將軍に傳へて參らすべし。其儀もなくは持て歸べき由、王物を求たれば、手をはなつべからずとて、案を書て出したり。是も返牒に及ず。此國後は大元國と號す、威德のまさるに從て、名を改とかや。されば始終いかなるべきにかと恐しく覺侍。

帝王編年記云。文永八年十月廿三日。於二一院一蒙古牒狀事有二評定一。可レ有二返牒一之由議定訖。

吉續記云。十月廿三日。蒙古船著二岸今津邵一〔件津自二太宰府一相二隔一二里一云々〕。相二挾牒狀一云々。依二此事一東使入洛。向二西園寺大納言亭一。亞相參二仙洞一執奏。仍於今日可レ有二評定一之由。帥中納言奉行云々。〔都督依二異賊事一未レ出仕一。門來日御二幸八幡一之間被レ憚二日數一未レ參。仙洞被レ尋二宮寺一之處。服之七箇日已後無レ憚之由申レ之。仍〕廿四日異國事。夜評議。關依レ召參レ院。評定事〔奉行執權仁吉田中納言從事二祗候一。不二申沙汰一。非レ無二面目一歟。〕

自殿花山院前右府〔通雅〕內府〔長雅〕權大納言吉田中納言帥中納言等參仕云々。今度牒狀朝使直可レ持二參帝都一。不レ然者不レ可レ放レ手之由申レ之。鐵度者參二帝闕一事無二先例一。牒狀之趣可レ承之由。少卿〔資能〕問答就レ之。彼朝使書二寫牒狀一與二少卿一。彼狀自二關東一進レ之。其趣度々雖レ有二牒狀一無二返牒一。此上以二來十一月一可レ待レ期。猶二無二音一者可レ構二兵船一。云々。可レ有二返牒一。云々。先度長成卿草少々引直可レ遣。云々。今日花山院前右府

〔五代帝王物語〕後堀河天皇より龜山天皇に至る御事蹟を記せる書也。

〔趙長弼〕元の祕書監也。

〔亞相〕大納言の唐名也。

〔通雅〕定雅の子、花山院第七代也、康元二年大納言、文永五年內大臣、同六年右大臣、建治元年太政大臣となり、同二年薨ず。

〔長雅〕藤原雄也、建長六年參議、正元元年中納言、文永五年大納言となり、弘安十年薨ず。

内府前源中納言（有資）吉田中納言等參仕。云々。事之次第已以大忩及二獲麟一歟。可レ歎可レ歎。廿五日今日御二幸八幡一。經賴奉行。（異國事爲二御祈一歟。）

善隣國寶記云。文永八年日本遣レ使。如レ元報聘。

東鏡末記云、文永八年六月、大元の曹介升と云者申けるは、此頃高麗人わざと道里遠く廻りて、大元の使者を道引、月日を重ねて逗留す、宜き事にあらず。船にのりて、數多の軍兵を將行ば、案内をいたさんと云、大元の王是を許容す。九月高麗の王是を聞て、急て通事を添て大元の勅使趙良弼を道引、日本へ渡しければ、日本よりも其返報に、彌四郞といふ者を大元の國へ遣す。大元の王悅で彌四郞をもてなし、日本へかへす。

天台座主記云。前大僧正澄覺（圓融房）文永八年十一月廿二日。於二惣持院眞言堂一爲二異國降伏御祈一被レ修二熾盛光法一（勤修二十日）。同廿八日結願。勅使藏人左衛門權佐平棟望登山仰二勸賞一。追可レ被二申請一。

吉續記云、十一月廿二日參レ院。異國事有二評定一。仍不レ能レ參レ事。次參内。熾盛光法爲二異國御祈一。座主僧正（澄覺）於二惣持院一自二今日一可レ被二始行一云々。廿九日熾盛光法結願也。藏人左佐棟望登山仰二勸賞事一云々。

十二月十一日公卿勅使發遣。（依二異國事一）

五代帝王物語云、さて院は文永八年八夏、第四度の御如法經行はせ給て、所々の御奉納のうち二部は殘されて、天王寺へ御幸ありて、まづ七日御懺法御逆修ありて、御奉納、頓て太子の御廟へ御幸あり。さて天王寺の金堂を移されて、龜山殿の中に多寶院をたてられて、救世觀音太子の御影などを安置せらる。十一月六日御供養の日、舞樂あるべかりしを、異國又競といふ事聞えしかば、俄に略せられ、異國降伏

〔有資〕健長元年參議、文永五年中納言となる。

〔善隣國寶記〕文正の頃に至るまでの支那朝鮮との關係往來等を記せる書僧周鳳の撰、三卷なり。

〔澄覺〕後鳥羽天皇皇子雅成親王の御子也正應二年薨す

〔惣持院〕延暦寺九院の一也。

〔御如法經云々〕如法經とは法の如く經を書寫する義なるも、後らには專ら法華經を書寫するを云へり、此經を書寫する後十種供養を行ふを如法經供養と云ふ、下文に御供養とあるは是れ也。

〔龜山殿〕山城國葛野郡、今の天龍寺の地内に在りし仙

〔注〕洞にて、又た嵯峨殿とも云ふ、建長中後嵯峨上皇檀林寺の舊趾に離宮を御造營、七年移徙の儀あり、龜山上皇亦これを承けて仙洞とせらる。

〔公守卿〕洞院實雄の子也、文永七年中納言、弘安六年大納言、正應二年内大臣、嘉元二年太政大臣となり、同四年薨ず。

〔伊勢公卿勅使雜例〕伊勢神宮勅使の年代氏名及び積物在廳諸參宮有事例等數十の目を記せる書也。

の御祈に、公卿の勅使發遣せらる。洞院中納言公守卿勅使を勤らる。

伊勢公卿勅使雜例云。文永八年十二月十六日。勅使正二位權中納言兼皇太后宮權大夫藤原公守。

關東評定傳云。文永八年十月。蒙古牒狀重到來。使趙良弼前々依レ無ニ返牒一今度牒狀者良弼稱ニ直可レ傳ニ大將軍一出ニ案文一不レ獻ニ正文一。十二月良弼渡ニ使者張鐸於本國一。翌年五月張鐸歸來。高麗牒狀又持來。

北條九代記同レ之

東鏡末記云、文永九年二月、大元の人々奏聞しけるは、さきに日本へ遣はさるゝ勅使申けるは、去年九月、日本の彌四郎と同く、筑前の宰府へ赴く。其守護所の詞に、高麗より日本へ申來趣は、大元より日本を攻討んとす。今能きけば、大元の王は慈悲の心にて、人をあはれみ、勅使を渡し、書簡を給りて念比也。高麗人の申せしみな僞り也、今よく知り侍る。然れども大元の都、程遠ければ、先人を遣し御返事を申さんと云。是によりて勅使趙良弼は、筑前の宰府に逗留して、張鐸といふ者に日本人廿六人を相添、大元國に指越し、皇帝にまみえしめんといふ。大元の王聞給て、是誠かとせん議あり。各是は大元の威勢を恐れて、其人を至らしめて、大元の強か弱かと伺ふ謀成べし。たゞ慈悲を以てよく接撈し、參内せしむべからずと奏聞するに依て、大元の王にまみゆる事あたはず。又此時高麗王より、日本へ書簡兩度來りて、大元へよしみを通ぜよとすゝむ、日本より返事なし。

野上文書

肥前筑前兩國要害警固事。幷豐後國中惡黨沙汰事。今年二月廿五日守護所御書下。如レ此子細被レ載レ狀候。早且守レ狀且無ニ左右一不レ可レ弃ニ件要害役所一給レ候。仍爲ニ其沙汰一景泰令ニ下向一候也。恐々謹言。

文永九年卯月廿三日　　　　藤原景泰　花押

野上太郎殿（資直）

皇代略記云。文永十一十。五。蒙古賊船着岸二萬艘。（表，皇年代略記。保曆間記。日本運上錄。東寺長者補任等亦載レ之。而不レ記二船數一。）

歴代皇紀云。文永十一年十月。異賊亂二入壹岐對馬一。五日亡二對馬一。五日亡二壹岐一。云々。

興福寺年代記云。文永十一年十月六日。蒙古國軍兵亂二入壹岐對馬兩國一合戰。被レ燒死者不レ知二其數一。

關東評定傳云。文永十一年十月五日。蒙古異賊寄來。著二對馬島一。討二少貳入道覺惠代官藤馬允一。同廿四日寄二來太宰府一。與二官軍一合戰。異賊敗北。（又見二北條九代記一。）

日蓮註畫讃云。文永十一年十月五日卯尅。自二對馬國府八幡宮假殿中一大火燄出。國府在家人等見二燒亡一。幻是何事ト誌處。同日申尅。對馬西佐寸浦異國兵船四百五十艘三萬餘人乘寄來。六日辰尅合戰。守護代資國等雖レ討二取蒙古一。資國子息等悉討死。同十四日壹岐島押寄。守護代平內左衛門景隆等。搆二城郭一雖レ防戰一、蒙古亂入間。景隆自殺。二島百姓等男或殺或擒。女集二一所一徹レ手結二付船一。虜者無二一人不一レ害。肥前國松浦黨數百人伐虜。此國百姓男女等如二壹岐對馬一。

八幡愚童記云、文永十一年十月五日卯時ニ、對馬國府八幡宮ノ假殿ノ內ヨリ、火焰オビタヾシク燃出。國府ノ在家人等、燒亡出來カト見ル程ニ幻ナリ。コハ如何ト云程コソ有ケレ、同日申時ニ對馬ノ西面佐須浦ニ、異國ノ船四百五十艘ニ三萬人計乘テ寄來。同日酉時、國府地頭所ニ告。卽地頭宗馬允助國八十餘騎ニテ、同丑時彼浦に行著。翌日卯時、通人眞繼男ヲ使者トシテ、蒙古人ニ事ノ仔細ヲ相尋ル所ニ、散々ニ船ヨリ射ル上、船七八艘ヨリ下リ立勢一千人許ナリ。其時、宗馬允陣ヲトキテ戰フ、其矢ニ異國

〔文永十一年云々〕此時、元師忽敦、副元帥洪茶丘等、船艦九百餘艘、蒙漢軍二萬五千、高麗兵八千を帥ゐて來寇す。

〔少貳入道覺惠〕少貳氏は藤原秀鄕の玄孫修行より出で大友氏と同祖也、修行の末孫賴平よりは以後代々太宰少貳を世襲せしより少貳を以て氏とす覺惠は賴平の孫資能也。

〔宗馬允助國〕宗氏は平知盛の遺腹重衡に出で、寬元四年重尙對馬國に渡り島守阿比留氏を討ちてこれを領す助國は重尙の子、卽ち宗氏第二代也

〔守護代〕守護に代りて任地に臨み庶務を攝行する職也守護の、私に設けしものなるも、これを補するには幕府に上申して後に命ずる例也、吾妻鏡正嘉元年十月廿四日の條に、參河國守護葦九郎盛長の代官善耀と見えしを初めとす。

〔如是院年代記〕神武天皇より正親町天皇元龜元年に至る年代記也。

人數ヲシラズ射ラル。此中ニ大將軍トオボシキ者四人アリケル中ニ、葦毛ナル馬ニ乘テ、一番ニカケ向フ者、宗馬彌次郎ニ右ノ乳ノ上ヲ射ラレテ、馬ヨリ落。コレヲ始トシテ、馬允ニ射倒サル、者四人、宗馬允戰トイヘドモ展総ニ打レヌ。同子息宗馬次郎養子彌次郎同八郎親類刑部丞、郎等ニ三郎庄太郎入道源八在廳左近馬允流人肥後國御家人江井藤三源三郎已上十二人、同時ニ打死ス。蒙古佐須浦ニ火ヲ附テ燒拂フ由、宗馬允ガ郎等小太郎兵衞次郎博多ニ渡テ注進ス。同十四日申時ニ、壹岐島ノ西面ニ、蒙古人ノ船着。其中ニ二艘ヨリ四百人許下リテ、赤旗ヲサシテ、東ニ三度敵ヲ三度拜ス。其時守護代平内左衞門尉經高并御家人百餘騎、庄三郎ガ城ノ前ニテ矢合ス。蒙古人ガ矢ハ二町許射ル間、守護代ノ方ニ二人(數十イ)手負ヌ。異敵ハ大勢ナリ叶フベクモナカリケレバ、城ノ内へ引退テ合戰スレドモ、同十五日ニ總ニ攻落サレテ、城ノ内ニテ自害シヌ。同十八日、平内左衞門ガ下人宗三郎、博多へ渡テ此由ヲ告ル程ニ、蒙古ノ船ドモ押連テ、筑前國今津ニゾ著ケル。此由京都へ聞エシカバ、御祈禱ドモ始ラル。

宗家譜云。右馬七郎助國。弘安元年戊寅十月。蒙古來寇。到㆓對州佐須浦之濱㆒助國防戰討死。國民建㆓社於濱邊㆒崇㆓助國之靈㆒號㆓師大明神㆒其宮至㆑今猶存。按。本書所記。即文永十一年之事也。而爲㆓弘安元年㆒者誤矣。

帝王編年記云。文永十一年十月十七日。自㆓九國㆒早馬到㆓來于六波羅㆒是去三日蒙古賊人於㆓對馬島㆒合戰。云々。十八日依㆓蒙古事㆒於㆑院有㆓議定㆒。又見㆓善隣國寶記㆒。

如是院年代記云。文永十一甲戌十月十九日。蒙古來代。二十日參㆓著西博多㆒大合戰。

一代要記云。文永十一年十月十三日。異國軍兵亂㆓入壹岐島㆒同十四日彼島守護代庄官以下悉被㆓打取㆒云々。對馬以同前。同十九日亥剋。攻㆓來筑前國早良郡㆒同二十日。行㆓合戰㆒宰府軍兵皆北畢。爰同日

〔菊地次郎康成〕菊地系圖に、菊地八郎康成とあり、次郎は誤なるべし、菊地次郎武房の弟也（七六八頁參照）

〔兒玉黨〕武藏七黨の一、藤原伊周の子伊行武藏國兒玉郡に居し兒玉を氏とし、其子孫蕃延して有道、淺羽、四方、田庄、櫻井、本庄、倉賀野等の諸氏に分れ、兒玉黨を成す。

亥刻許、兵船二艘出來。晴天合戰。非二凡慮之所一レ及。測知是神明之化儀也。卽異國軍兵退散。彼兵船一艘留レ之。所レ乘之人數六十許。云々。

日蓮註畫讃云。同十九日辰剋。筑前博多箱崎今津佐原寄來。同廿九日辰剋。東鄕入道覺惠子息三郎左衛門景資大友出羽守直泰大友次郎左衛門重秀□波二郎在助菊地次郎康成。惣九國兵集戰。故死者相枕。

東寺長者補任云。文永十一年十月五日。蒙古國軍兵使二對馬國一。廿日於二鎭西一合戰。本朝軍士敗北。卽夜來賊又退去。神之冥助也。

鎭西要略云、十月廿日合戰。於二筑前赤坂一防戰數回云々。少貳經資證文見之。

歷代皇紀云。廿日筥崎社燒亡。同日太宰府以二三百餘艘兵船一發二向賊船一。二百餘艘漂倒。神威力云々。又見二皇代略記、皇年代略記一。商二百餘艘作二百餘艘一。

八幡愚童記云、九國ニ馳參軍兵ハ誰々ゾ、少貳、大友、紀伊一類、臼杵、戸次、松浦黨、菊地、原田、兒玉黨以下、神社佛寺ノ司マデ、我モ我モト打立タリ。大將計十萬二千餘騎、都合何千萬騎ト云數ヲ知ズ。馬氣天ニアガリテ風ヲナシ、蹄足地ヲ響カシテ雷ヲナス。日本ノ兵共ハ高麗唐人ニアナヅリ、習タル樣ニ面々分捕セントスルニ、御方勢ハ多ク、敵兵ハ少シ、如何シテ一人ニ取當ベキ、異國人十人ニ味方ノ兵ハ一人コソ向フベキ者ナルニ、御方勢ハ多ク、敵兵一人宛ダニ當ヌ事ヲコソ歎ケレ。味方落ケルトハ曾テ思ハズ、勇ハカリテ我先トゾ懸出ル。カク待懸ル處ニ、十一月廿日、蒙古、船ヨリ下リ、馬ニ乘、旗ヲ擧、責カヽル。日本ノ大將ニハ少貳入道覺惠ガ孫（資時）纔ニ十二三ナル者、箭合ノ爲トテ小鏑ヲ射出タリシニ、蒙古一度ニドツト咲、大鼓ヲタヽキ、ドラヲ打テ鬨ヲ作ルオビタヾシサニ、日本ノ馬共驚キ躍ハネ狂フ程ニ、

〔松浦黨〕肥前なる松浦氏の一族にて鎭西九黨の一也。松浦氏は嵯峨源氏にて、嵯峨天皇の皇子源融より出で融五代の孫網、松浦に住し、子孫これに因り松浦氏と稱す。

〔原田〕大藏春實の後也。春實純友征討の功により筑前國を賜はり、御笠郡原田に住せしより、子孫これを氏とす。(七四三頁春實參照。)

〔赤坂〕博多の南方約一里、警固の西方に當る。

馬ヲコソ剛シカ向ント云事ヲ忘。蒙古矢短ト云トモ矢根ニ毒ヲ塗タレバ、チトモ當ル所毒氣ニマク。數萬人矢サキヲ調テ、雨ノ降如ク射ケルニ、上鋒長柄物具アキ間ヲ指テ、ハヅサズ一面ニ立並テ、寄者アレバ中ニシテ引退、兩方端ヲマハシ合テ取籠テ、皆殺シケル。能振舞死スルヲバ腹ヲアケ肝ヲ取、是ヲ飲。元ヨリ牛馬ヲ美物トスルナレバ、射殺サルル馬ヲ以テ食トセリ。鎧輕ク馬ニ能乘、力強ク命惜マズ、強盛勇猛、自在无窮ニ馳引ヲ、大將軍高キ所ニ上リ居、可レ引所ヲバ逃鼓ヲウチ、可レ懸所ヲバ攻鼓ヲタタキ、ソレニ隨テ寄引、逃ル時鐵炮ヲ飛シ暗クナシ、鳴高ケレバ心ヲ迷シ膽ヲ失ヒ、目クレ耳塞リテ、惘然トシテ東西ヲ知ズ。日本ノ軍ノ如ク、相互ニ名乘合、高名不覺ハ一人ヅヽノ勝負ト思フ處ニ、此合戰ハ大勢一度ニ寄合テ、足手動ク處、我モ我モト取附押殺シ生捕ケリ。是故ニ、懸入程日本人一人トシテ漏ル者コソナカリケレ。其中松浦黨多打レヌ。原田一類深田ニ追入ラレテ失ニケリ。日田青屋(粟イ)二三百騎許ニテ引ヘタリ。青屋ガ乘タル馬口強クシテ、自然ニ敵陣ニゾ引レタル。主人入シカバ彼手ニ隨フ者共、續テ懸タリケリ。ヒシヒシト卷籠レテ、殘少ク打死ス。主ノ乘馬御方ノ陣ヘ歸シニコソ、青屋ウタレタリトハ知レケレ。山田ガ若者九人、蒙古ニ追立ラレ、赤坂ヲ下リニノケ兜ニ成テ逃ル處ニ、蒙古三人揉ニ揉テゾ追懸タル。サレドモ疾逃延ルコト一町餘ナリシカバ、蒙古力ナク、セメテノ事ニヤ、尻ヲカキ上テ此方ヘ向テゾナドリケル。其時山田逃武者共口惜キ事カナ、アノ奴原ニカク追ラルヽコト、其中ニ精兵有ケルヲ撰ビ、力ヲ盡シ相當ベキニハアラネドモ、遠矢ニ射テ、ナラバ射テ見ントテ、南無八幡大菩薩、願クハ此箭虜ニ當テセ給ヘトテ、何ニ當トモナククリ遣アル程ニ、アヤマタズ射當シテ、日本人ハ一度ニドツト笑ヘドモ、蒙古音セズ、手負搔具シテ逃去。大菩薩ノ御罰ニアラザル外、如何シテ

〔菊地次郎〕菊地氏第十代にて、隆泰の第三子、名を武房と云ふ。

〔景資〕少貳資能の第二子也。

〔大名〕もと名田を多く領せる者を云ひしが、鎌倉時代以後は必ずしも名田に限らず、土地を領有し、家子郎等を養ひたる武門の領袖を指して云ふに至れり。

〔葦毛〕青白色に黑き差毛ある馬の毛色を云ふ。

〔蟬口〕旗竿の上方を云ふ。

此矢ヲバ當ベキ事有ント、貴サト云、嬉シサト云計無リケリ。蒙古次第ニツヨク、勝ニ乘攻來、赤坂ノ松原ノ中ニ陣ヲ取テゾ居タリケル。軍立思ニ違ツテ面ヲ向ベキ樣モナシ。御方引退テ懸合者モ無リケリ。（山田太郎重秀其勢百三十騎能登別當太郎賴秀百騎都合二百三十騎ニテイ）爰ニ菊地次郎思切テ百騎計ヲ二手ニ分、押合テ散々ニ懸散シ、上ニナリ下ニナリ、勝負ヲ取、（射イ）家子郎等多ク打レ、イカヾシタリケン菊地計打漏サレ、（重基賴秀イ）死人ノ中ヨリ懸出、頸ドモ數多取、城内ヘ入シコソ、名ヲ後代ニ揚シ。是偏ニ大菩薩ノ祈念深カリシ故ナリ。若勸賞有ナラバ一番ニ賜タラン物ヲバ八幡ニ手向奉ラント ノ立願故、關東ニ參テ給ヘリシ甲冑ヲ、面目ノ餘ニ、子孫共ニ神恩ノ報謝ヲ思フベシトテ、當社ニ持參シタリキ。少貳入道ガ子息三郎左衞門尉景資、井平四郎入道、手光太郎左衞門等ヲ始トシテ、寄合散々ニ戰フ。此外大名高家我モ我モト攻シカドモ、物ノ數トモセズ、蒙古ヒタ破ニ攻入テ、今津佐原百道原赤坂迄コソ亂入タリケレ。異國ノ合戰何事アランゾト、安平ニ思ヒ、妻子眷屬隱サズ置クヨトテ、家々ニ打入テ數萬人ノ妻子共ヲゾ奪取ケル。分取センズルニ、御方多クシテ、一人ダニ當ツカテ有ベキト、勇計イミジゲニ進シニ、只一旦ノ戰ニアキレ騷テ、云甲斐ナク、軍巳刻ヨリ始リシガ、日モ暮方ニ成シカバ、アナタ此方ニサヽヤキ事コソ始リシヲ、何事カアラント怪ミシニ、武力及ガタケレバ、水木城ニ引籠リ、支テ見ント逃支度ヲコソ構ケレ。是ヲ聞コソ遲ケレ、我先ニト落シカバ、一人モ戰フ者ナシ。少貳三郎左衞門尉景資ヲ、蒙古大將軍ト思ハシキ者、長七尺許ノ大男、鬚ハ臍邊マデ生下リ、青（赤イ）鎧ニ葦毛ナル馬ニ乘、十四五騎打連カケ走、七八十人ガ程相具シ、オメイテ走ラカス。其時景資ガ旗、蟬口ニ鳩カケリ舞シカバ、八幡大菩薩ノ御影向ト憑モシク思ヒ奉リケリ。究竟ノ馬乘弓ノ上手ナリシカバ、逸物ノ上馬ニ乘タリ。一鞭打テ馳、見返リテ能引放ス、矢一番ニ懸タル大男、眞中射ラレテ馬ヨリ下ヘ

〔三所御體〕應神天皇、仲哀天皇、神功皇后三柱の御靈代也。

〔宇美宮〕貝原氏の記に、宇瀰社在ニ糟屋郡宇瀰村ニ、所祭之神一座、八幡大神、相殿四座、乃大神之產土也とあり。

逆ニコソ落ニケレ。郎等共是ヲ抱ヒシメキタル紛ニゾ、景資御方ニ引返ス。葦毛ノ馬ニ金作ノ鞍置馳廻リシヲ、捕ヘテ後尋ヌレバ、蒙古一方ノ大將流將公ガ馬ナリト、蒙古ノ生虜申ケルハ、鳩翔テ大將軍ヲバ打テケリ、八幡降伏目出タク貴キ事ナリ。水木城ト申ハ前ハ深田ニテ、路一ツアリ、後ハ野原廣ク續テ、水木多ク豐ナリ、馬蹄飼場ヨリ、兵粮潤屋アリ、左右山間三十餘町ヲ透シテ高クキビシク築タリ、城戸口ニハ盤石門ヲ立タリ、今礎石計ニ成ニケリ、南山近クテアヒ深川流レタリ、右ノ山腰ヲバ深ク廣ク堀ナホリ、二三里廻レリ。昔神功皇后土與國大人ヲ築給ソトテ、一夜ノ中ニコシラヘ給フ城ナレバ、神力ノ致ス處凡夫ノワザトハ見エザリケリ。縱穆天子騂騮騄駬ガ蹄モ、曾テ是ヲ越ガタシ。縱勝軍王ガ名將勇士ノ猛モ、爭カ是ヲ破ルベキ。誠ニユユシキ城ナレドモ、博多筥崎打捨テ、多クノ大勢一日ノ軍ニ裝束テ落ル事奈何セン、何事ヲ成ベキゾヤト、アヤシノ民ニ至マデ、泣歎カヌハナカリケリ。ツカノ間モ惜キ命トテ、妻子ヲ引具シ老幼ヲ扶ケ、何地共ナク落行シハ、中有ノ旅ニ迷ツモ角ヤト悲シビケル。筥崎宮留主ヲ始トシテ、僧俗社官悶タリシカドモ、憑所ノ軍兵落ヌル上ハ、角テモイカヾ有べキ、縱身ヲ遁ルト云トモ、神體ヲ捨奉リ、怨敵ニケガサセン事コソ悲シケレ。命アル限、何クヘモカヽゲ仰奉レトテ、朱漆ノ唐櫃ニ、三所御體ヲ移シ奉リ、ナクナク宮ヲ出ル間、餘リ火急ノ事ナレバ、神輿ニダニモ乘奉ラザリシコソ、日モ心モ及バレネ。御供ノ留主左衞門尉定重、平左衞門尉景親、同景康、圖書允定秀以下ノ社官共、少々參テハリ。宇美宮ト急グ處ニ、彼ハヤ一人モナク先ヨリ落テ、扉ヲ開、立入べキ樣モナシ。上山極樂寺ニゾ入奉ル。折節雨降涙添テ、衣手ヌレヌ處ゾナカリケル。逃ツル跡ヲ顧レバ、在々所所猛火オビタヾシク燃上リシカバ、是偏ニ敵ノワザト恐レ思ハレテ、云計ナシ。此ノ嶺彼ノ谷ニ隱タ

〔大友賴泰〕大友氏は藤原文行の子修行より出で、修行五世の孫能直始めて大友氏を稱す、子孫世々西國に居し、鎭西奉行を世襲す。

〔直垂〕もと貴人の夜の具の稱なりしが、後ち公武諸人の常服となる、武人の鎧の下に着るものを鎧直垂と云ひ、これに對し常の直垂を出仕直垂とも云ふ。

〔志賀島〕能古島の北、玄海島の東に在り。

ル落人共、夜晝押寄捜サレ、何方ヘカ今一マト逃ベキト悲シミケル。カヽル最中ナレドモ、如何ナル者カハシタリケン、三首ノ歌ヲ詠ジテタツ。少貳入道覺惠事ヲ

　藏精ハイカドハ少貳入道ガ耻ナカクエノ名ニ落ニケリ

大友賴泰ヲ

　大友ハ子共ウチツレ落行テ方々ニコソヨリヤスミケレ

筥崎留主ノ子息、紅葉ヲ綴タル直垂ヲ著テ落ケルヲ

　直垂ニ縫紅葉ハモ落ニケリハゲシキアダヤ木枯ノ風

サル程ニ夜モ明レバ、二十一日朝海面ヲ見ヤルニ、蒙古船一艘モナク、皆々馳歸ケリ。是ヲ見テ、コハ何事ゾ、今日九國ニ充滿タル人種ナク、皆亡シナントコソ、終夜歎明シツルニ、何トテ角ハ歸ラン、只コトヽモ覺ヘアリ樣カナトテ、泣笑フ色出、人心コソ附ニケレ。異賊兵船一艘、志賀島ニ懸テ迯ヤラデ有シニモ、餘リ恐テ、左右ナク向フ者コソ無リケレ。蒙古ガ方ヨリ手ヲ合テ云ケレドモ、我行ントモ云ザリケリ。助船ヲ寄ヌハ降ヲ免サヌニコソト、思切テ其中ノ大將、海ニ入失ニケル。歩兵共ハ御方ノ地ニ渡リ著、弓箭ヲ失、兜ヲ脫、其時我モ我モト押寄テ、高名ニシテ生捕ケル。水木岸前ニ引並ベテ、百二十人斬レケル。蒙古退散シヌト云シカバ、此彼ヨリツドヒ集ルトイヘドモ、親ハ子ヲ尋、夫ハ婦ヲ失ヒ泣歎ク、宿所ハ燒ヌ、資財ハナシ、何クニ立寄テ身ヲ隱スベキ方モ覺ズ、燒亡ノ灰浦風ニ吹上ラレ、天ニ塞リ目モアケラレズ迷ケル。落ニシ事ハ昨日ゾカシ、夜ノ間ニモ角替ハテヌル栖哉、仙家ニ入シ山人ハ、半日過テ出シニ、舊里ハスタレテ改ル。博多ニ迷フ落人ハ、一夜過テ歸シニ、本宅跡ナク、淺マシ

〔白張裝束〕白き布の狩衣を着たる裝を云ふ。

〔大菩薩〕菩薩は梵語菩提薩埵の略、佛敎にて佛の次に位するものゝ稱なるが、本地垂跡の說により神にも此號を奉ることゝなれる也。八幡神に菩薩號を奉るは天應元年に起る。

〔すみよし〕筑前國筑紫郡住吉村（博多の南方六町許）に在り、底筒男、中筒男、表筒男三神を祭る。

カリシ事ドモナリ。サレバ今度既武力盡ハテヽ、若干ノ大勢逃失ヌ。今ハカウト見エシ時、夜半ニ白張裝束ノ人三十人許、筥崎宮ヨリ出テ箭サキヲ調射ケルガ、其コトガラオビタヾシ。身毛竪テ怖シク、家々燃ス焰、海面ニ移レルヲ、波ノ中ヨリ猛火燃出ルト見ナシテ、蒙古膽心モ迷ハテ、我先ニト逃レバ、生捕レタル日本人ノカヘレルト、蒙古ノ生捕レタルト、一同ニ申セバ、更ニ誤アルベカラズ。是ヨリコソ蒙古寄ル時、海バタニ火ヲ燒コト出キニケル。日本ノ軍兵一騎ナリトモヒカヘタリセバ、大菩薩御戰トハ云レズシテ、我高名ニテ追返シタリトモ申ナマシ。一人モナク落失テ後、多クノ異賊オヂ恐テ逃シカバ、神軍ノ威勢嚴重ニシテ、不思議彌顯レ給ヒケリ。（按。異賊退散十月廿日也。本書爲二十一月一者可レ疑。）

竹崎五郎（季長）繪詞云、おきのはまにて（十月二十日）ぐんひやうそのかずをしらずうちたつ。するながゞ一もんの人々、あまたあるなかに、ゑたの又太郎ひで家、ことに申うけ給はるによりて、かぶとをきかへて、これをしるしにて、あひたがひにみつくべきよしを申すところに、いぞくあかさかにぢんをとるにつきて、一もんの人々あひむかふに、たいしやうぐん、だざいのせうに三郎さへもんかけすけ、のだの三郎二郎すけしげをもて、ゑたの又太郎ひでいゑのもとにけんざんにいり候し時、一しよにてかせん候べきよし申候き。あかさかは馬のあしたちわろく候、これにひかへ候はゞ、さだめてよせきたり候はんずらん。一とうにかけてをものいにいるべきよし申さるゝにつきて、けんしちのやくそくをたがへじとて、をの〳〵ひかへしあひだ、たいしやうをあいまたばいくさをそかるべきほどに、一もんのなかにてするながひごのくにのさきをかけ候はんと申てうちいず。繪 はかたのぢんをうちいで、ひごのくにしゝゑ、、一ばんとぞんじ、すみよしのとりゐのまゑをすぎ、こまつばらをうちとをりて、あかさかにはせむかふところに、あしげ

なるむまに、むらさきさかおもたかのよろひに、くれなひのほろかけたるむしや、そのせい百よきばかりとみえて、けうとのぢんをかけやぶり、ぞくとをひおとして、くび二、たちとなぎなたのさきにつらぬきて、さうにもたせて、まことゆゝしくみえしに、たれにてわたらせ給候ぞ、すゝしくこそ見え候へと申に、ひごのくにきくちの二郎たけふさと申すものに候。かくおほせられ候はたれぞととふ。をなじきうちたけざきの五郎ひやうゑすゑながかけ候、御らん候へと申てはせむかふ。繪 たけふさに、けうとあかさかのぢんをかけおとされて、ふたてになりておほぜいは、すそはらにむきてひく。こぜいはへふのつかはらへひく。つかはらよりとりかひのしほひがたを、おほぜいになりあはむとひくををかくるに、むまひがたにはせたはしてそのかたきをのはす。けうとはすそはらにぢんをとりて、いろ／＼のはたをたてならべて、らんじやうひまなくして、ひしめきあふ。すゑながはせむかふを、とうけんたすけみつ申す、御かたはつゞき候らん、御まち候て、せう人をたてゝ御かせん候へと申を、きうせんのみちさきをもてしやうとす、たゞかけよとて、をめいてかく。けうとすそはらより、とりかいがたのしほやのまつのもとにむけあはせてかせんす。一ばんにはたさしむまをいられて、はねをとさる。すゑながいけ三きいたてをひ、むまいられてはねしところに、ひぜんの國の御け人、しろいしの六郎みちやす、ごぢんより大ぜいにてかけしに、もうこのいくさひきしりぞきて、すそはらにあがる。むまもいられずして、ゐてきのなかにかけいり、みちやすつゞかざりせばしぬべかりしみなり。おもひのほかにぞんめいして、たがひにせう人にたつ。ちくごのくにの御けにん、みつともの又二郎、くびのほねをゐとをさる、おなじくせう人にたつ。

〔さかおもたか〕逆澤瀉威の異也、愚案隨筆に、逆澤瀉は澤瀉をさかしまに威せるなりとあり、澤瀉は同書に愚案、古畫に鷹の羽のおもたか切生の様に胴袖威せる見えたり、此類なるべしと見ゆ、又た槃類名物考には澤瀉は慈姑の葉に似たる模樣の威毛にて、逆澤瀉は是れを逆にせる樣の威様なりと云へり

〔とりかひ〕博多の西方に在り。

〔はたさし〕武家にて旌旗を持ち、これを奉行する者にて、後世の旗持とを兼ねし旗奉行と所職也、進退に賢きを要する故、多く老功の士を是れに補す。

〔守護〕土地人民を守護し奸盜を防ぐ爲め諸國に置きし武家の職名也、治承の頃より起り、文治元年十一月に至り全國一般にこれを置く。

〔大友兵庫頭賴泰〕能直の孫、親秀の子也。（七七〇頁參照）

〔百道原〕鳥飼の西方に在り。

〔大番役〕諸國の武士交番上京して禁闕を衞護し洛中を巡警するを云ふ、古への衞士の遺風にして、中右記天元五年の條に大番侍者とあるを初見とす、年限は初め三年なりしが、源賴朝改めて三ヶ月とせり。

いよのかはのゝ六郎道有（生年三十二已下繪傍在。）○

みちありのちやくしかはのゝ八郎（通忠）

豐後國守護大友兵庫頭賴泰之手軍兵。

肥後國竹崎五郎兵衞尉季長。（生年二十九。）

三井三郎資長。（季長姉聟。）

三郎次郎資安。

白石六郎通泰、其勢百餘騎後陣よりかく。

菊地武朝申狀云。文永弘安兩度。蒙古襲來之時者。高祖武房勵勇敢於戰場。施佳名於異朝。既抽日本之爲日本之大功之由。顯天下之歌詠畢。

菊地家譜云。次郎武房。異賊襲來之時有功。弟赤星三郎有隆。文永十一年十月二十日於壹岐對馬筑前所々有軍功。蒙古大將討取。

武藤小貳系圖云。景資豐前守弘安蒙古出來時。蒙古大將於百道原射留ラル。（按。弘安當作文永。家譜亦倣之。）

同家譜云。資時（資惠孫經資男）弘安四年與蒙古戰。於壹岐島前討死。

寶左近將監親善申狀云。後鳥羽院御宇承久合戰之時。先祖善賢爲大番役。菊地能隆兩人隨院宣進戰畢。文永弘安之比。兩度蒙古襲來之時者。高義武房勵勇敢於戰場。傳名異朝。既無其隱者。

帝王編年記云。十月廿八日。筑紫飛脚到來。壹岐島被打取云々。

善隣國寶記云。十月廿八日。筑紫飛脚來云。壹岐國爲蒙古人所奪取。云々。

東寺文書

蒙古人襲來。對馬壹岐既致二合戰一之由。覺惠所二注申一也。早來廿日以前。下二向安藝一。彼凶徒寄來者。相二催國中地頭御家人幷本所領家一圓地之住人等一。可レ令二禦戰一。更不レ可レ有二緩怠一之狀。仍レ仰執達如レ件。

文永十一年十一月一日　武藏守義政在判

相模守時宗同

武田五郎次郎信時殿

八幡愚童記云、十月二十九日、於二寶前一御殿司入寺兩座ヲ以、最勝王經轉讀セラル。十一月二日ヨリ山上ノ諸座勤二祈禱一。同八日御幸御祈アリ。兩總官勸賞ヲ被レ行、其上社務宮淸ヲ馬場殿ニ召テ、銀劍砂金ヲ賜リケリ。是異國降伏ノ御祈ノ爲ナリ。

門葉記五檀法條云。文永十一年十一月二日異國御祈。

五檀法記云。文永十一年甲戌十一月二日。爲二蒙古調伏一於二各ニ本房一被レ始二修之一。

不動聖護院宮　降三世仙朝僧正　軍荼利齊助僧正　大威德盛尊法印　金剛夜叉了遍法印

五日。爲二金輪法御加持一令レ參之間。御加持聽聞畢。先軍荼利。次不動。次降三世。次金剛夜叉。次金輪法大威德。御加持有无不レ知レ之。九日日中結願。（文永十二年正月十八日。僧事權大僧都道源覺恕法親王五檀法中檀賞讓、）

天台座主記云。前大僧正慈禪。（金剛壽院號ニ淨土寺一。）文永十一年十一月二日。爲二異國御祈一於二本房一修二金輪法一。（又見二門葉記一。按慈禪于レ時前座主也。）

東寶記云。文永十一年十一月二日。長者道融大僧正。爲二異國降伏一於二西院一修二佛眼法一。（又見二東寺長者補任一。）

〔義政〕北條重時の第三子、初名時量。文永十年連署となり、弘安四年卒す。

〔五檀法記〕正治二年より文永十二年に至る五檀の修法を記せる書也。

〔聖護院宮〕後嵯峨天皇第十皇子覺助法親王也。

〔金輪法〕一字金輪法の略、世間惡毒及び諸鬼神の害を除くに修する祕法なり。

〔東寶記〕東寺の緣起、法會、制度、補任等の記錄を類聚せる書、僧杲寶の撰にて八卷也。

〔佛眼法〕大日如來の化身佛眼尊を本尊となし、息災の爲め修する密教の修法也。

〔尊勝法〕佛頂尊を本尊として修する増益法也、天台眞言ともに此法あり

〔四天王法〕四天王合行法とも云ふ、多聞、持國、増長、廣目の四天王を本尊とし攘災招福の爲め修する法也。

〔くはいりう殿〕廻立殿也、大嘗祭の時臨時に建つる殿舍にて、悠紀の神事終りし後、此殿に行幸、御行水あり、裝束を改め給ふ。

〔せいしよだう〕豐樂院九堂の一淸暑堂也、大嘗祭の時十一月巳日こゝにて御神樂あり。

門葉記云。准三宮法務前大僧正(道玄)文永十一年十一月三日。爲二異國降伏御祈一始二修尊勝法一。同月十八日。爲二同御祈一始修二四天王法一。按。(時法性寺座主也。)

五檀法記云。六日申尅。自二鎭西一飛脚上洛。去月十九日廿日兩日合戰。廿日蒙古軍兵船退散畢。

帝王編年記云。十一月三日。於二院御所一陰陽頭在淸朝臣已下。蒙古間事有二御占一。六日飛脚到來。是去月廿日蒙古與二武士一合戰。賊船一艘取二留之一。於二鹿島一留二押之一。其外皆以追返。云々。七日依二蒙古事一被レ立二十六社奉幣一。十三日被レ立二三社奉幣一。十四日依二筥崎宮燒亡事一有二陣定一。(又見二善隣國寶記一。)

一代要記云。十一月十七日己丑。雖レ可レ行二五節一。依二異國軍兵來朝一。被レ止レ之。

増鏡云、十一月廿日より、五せちはじまるべくきこえしを、むくりをこるとてとまりぬ。廿一日大じやうゑ、くはいりう殿の行幸、せちゑばかりおこなはれて、せいしよだうのみかぐらもなし。

天台座主記云。前大僧正澄覺圓融房。文永十一年十二月七日。爲二異國降伏一於二中堂一修二七佛藥師法一。助修二十人。

螢蠅抄第三終

螢蠅抄第四

神皇正統記云、後宇多院、諱は世仁、甲戌の年（文永十一）卽位、乙亥に改元（建治）、丙子のとし、もろこしの宋の幼帝德祐二年にあたる。今年北狄の種蒙古おこりて、大元國といひしが、宋の國を滅す。（金國おこりにしより、宋は東西の杭州に移りて、百五十年になれり。蒙古起りて先金國を攻、其國を并せて後に江を渡りて宋を攻しが、今年遂にほろぼさる。）

帝王編年記云。建治元年正月十八日。蒙古人二人。高麗人一人。明州人一人。已上四人。自㆓鎭西㆒遣㆓關東㆒。不㆑入㆓洛中㆒。自㆓山崎東地㆒通㆓閑屋醍醐地㆒。云々。（善隣國寶記同㆑之）

仁部記云。建治元年二月十七日。左少辨（雅憲）來云。明後日爲㆓異國御祈㆒可㆑有㆓十六社奉幣使㆒事奉行之處。此事又闕如之由被㆑仰㆓下㆒之間。恐雖㆓參入㆒如何樣可㆑候哉。但未㆑始㆓神事㆒。罷歸可㆑始也。云々。予（資宣）答云。未㆑始㆓神事㆒者更不㆑可㆑及㆓沙汰㆒歟。宮内卿（賴視）在㆑傍。尤可㆑然之由示㆑之。左司郎承伏。

關東評定傳云。建治元年四月十五日。蒙古（改㆓大元㆒）使杜世忠。副使何文著都魯丁等著㆓長門國室津㆒。（又見㆓北條九代記。保曆間記㆒。）

東寺文書

長門國警固事。御家人不足之由。信乃判官入道行一令㆓言上㆒之間。所㆑被㆑寄㆓周防安藝㆒也。異賊襲來時者。早三ケ國相共可㆑令㆓禦戰㆒之狀。依㆑仰執達如㆑件。

（宋の國を滅す）我が弘安二年也。

（杭州に云々）高宗建炎三年（大治四年）浙江省杭州府臨安に遷る、これより南宋と云ふ。

（金國を攻云々）我が文曆の年也。

（仁部記）建長八年より弘安二年に至る（連續せず）藤原資宣の日錄也。

（資宣）藤原資實の孫也、文永八年參議、同十一年中納言となる。

（關東評定傳）嘉祿元年より弘安七年に至る關東執權、評定衆、引付衆等の略傳也。

〔長門國警固〕此年始めて長門警固番を置き、長門探題に屬せしむ、元弘の頃まで其職存せしが如し。

〔地頭〕各地の莊園を管掌し、租稅課役を徴發し、定例の租額を本家領家に納め、併せて部内の奸盜を追捕することを掌る、其初め詳ならず、文治元年に至り全國にこれを置く。

建治元年五月十二日　　武藏守義政在判
相模守時宗在判

武田五郎次郎信時殿

志賀文書

大友殿御下知案

蒙古人用心番就㆓惣名㆒。志賀太郎可㆑被㆓勤仕㆒由事可㆑存㆓其旨㆒候。仍執達如㆑件。

建治元年
五月十二日　　前出羽守

東寺文書

長門國警固事。無勢之由被㆑聞㆓食之㆒間。所㆑被㆑寄㆓周防安藝備後㆒也。且四箇國結番警㆓固要害之地㆒。且異賊襲來者。相共可㆑令㆓防戰㆒之狀。依㆑仰執達如㆑件。

建治元年五月廿日　　武藏守在判
相模守在判

武田五郎二郎殿

蒙古牒使來㆓着長門國㆒之時。地頭御家人守護催㆓促所々㆒事。甚無㆓其謂㆒。可㆑辨㆓申所存㆒之由。可㆑令㆓相觸㆒之狀。依㆑仰執達如㆑件。

建治元年六月十八日　　武藏守在判
相模守在判

武田五郎二郎殿御方

〔保曆間記〕後白河天皇保元元年より光明天皇曆應元年に至る歷史也。

〔帝王編年記〕神武天皇より後伏見天皇正安三年に至る編年史、僧永祐の撰にて、廿卷也。

〔北條九代記〕北條氏九代の事蹟を記せる書、淺井了意の著、十二卷也。

〔名利〕利字、異本剎に作る。

保曆間記云、建治元年四月十五日、大元使長門國室津ノ浦ニ付ク。八月件ノ親使五人、關東ヘ召下サレ、九月七日龍ロニシテ首チハネラル。

帝王編年記云。建治元年七月廿一日。自二鎭西一蒙古人渡二關東一。路次如二先度一。九月六日於二關東一蒙古國使等九人切レ頭。云々。按。九人當レ作二五人一。

北條九代記云。建治元年四月十五日。大元使着二長門國室津浦一。八月件牒使五人被レ召二下關東一九月七日於二龍口一刎レ首。

一　中須大夫禮部侍郎杜世忠年卅四大元人

作レ詩云

出レ門妻子贈二寒衣一。問レ我西行幾日歸。來時儻佩二黃金印一。莫レ見蘇秦不レ下レ機。

二　奉訓大夫兵部中何文著年卅八唐人

作レ頌云

四大元無レ主。五蘊悉皆空。兩國生靈苦。今日斬二秋風一。

三　承仕郎回々都魯丁年三十二回々國人

四　書狀官薫畏國人果年三十二

五　高麗譯語郎將徐贊年三十二

作レ詩云

朝廷宰相五更寒。寒甲將軍夜過レ關。十六高僧由來起。算來名利不レ如レ閑。

〔平賴胤〕平良文十二世の孫にて、時胤の子也。

〔九州探題〕九國二國の職務を執り、訴訟裁判土貢以下の雜事を沙汰し、兼ねて外國牒使の應接を掌る鎌倉幕府の職名にて、此年實政の就任に始源せるも其稱起れるは更に後ち也、なほ八一〇頁を參照すべし。

〔實時〕北條義時の孫、實泰の子也、家を金澤と稱す。

〔押小路烏丸仙洞〕京都押小路の南、烏丸の東に在りし龜山上皇の御所也

〔熾盛光法〕熾盛威德光明佛を本尊として息災除難を祈る法也、鎭護國家の大法として、天台宗にて修す。

今度剏レ首事。永絕二窺覦一不レ可レ攻之策也。其後警固事有二沙汰一。鎭西撰二補守護人器用一。發二遣海邊國々一。止二京都大番役一被レ差二置在京人一。公家武家減二省公事一行二儉約一休二民庶一。皆是爲二軍旅用意一也。又見二關東評定傳一。

鎭西要略云。建治元年八月十三日。千葉介平賴胤卒二於肥前小城一。日來爲二蒙古武備一在國。去年合戰之間被レ疵畢。

帝王編年記云。九州探題前上總介實政。越後守實時三男。建治元年十一月爲二異賊征伐一下二向鎭西一。十七歲 弘安六年九月八日任二上總介一。

東寺文書

明年三月比可レ被レ征二伐異國一也。梶取水手等鎭西若令二不足一者。可レ省二宛山陰山陽南海道一之由。被レ仰二太宰少貳經資一了。仰二安藝國海邊知行之地頭御家人本所一圓地等一兼日催二儲梶取水手等一經資令二相觸一者守二彼配分之員數一早速可レ令レ送二遣博多一也。者依レ仰執達如レ件。

建治元年十二月八日

武藏守 在判

相模守 在判

武田五郎次郎殿

門葉記云。建治二年丙子正月十六日。爲二蒙古國御祈一。於二押小路烏丸仙洞一被レ行二熾盛光法一。爲二異國降伏一也。大阿闍梨法性寺座主前僧正道玄。十樂院准后。

野上文書

異國發向用意條々

一所領分限領内大小船呂數幷水手梶取交名年齡可レ致二注申一兼又以二來月中旬一送二付博多津一之樣可二相構一事。

一渡二異國一之時。可二相具一上下人數年齡兵具。同可レ被二注申一事。

以前條々。且致二其用意一且今月廿日以前可下令二注申一給上。若及二遁避一者可レ被レ行二重科一之由。其沙汰候也。仍執達如レ件。

建治二年三月五日　前出羽守 花押

野上太郎殿

東寺長者補任云。建治二年閏三月五日。御室性助於二大聖院一爲二蒙古御祈一令レ修二孔雀經法一給。伴僧一長者僧正道融幷僧正奝助三長者勤レ之。十二日結願勸賞。法印守助被レ補二法務一。又見二仁和寺御傳一

孔雀經御修法記云。爲二異國御祈一七箇日之間於二大聖院一被レ始二行之一。開白建治二年後三月五日。大阿闍梨二品親王性助。

從二來五日一於二大聖院御所一可レ被レ始二行孔雀經法一。可下令レ參二伴僧一給上之由。依二御室御消息一上啓如レ件。

後三月一日　法眼行任 奉

謹々上左大臣法印御房

御請文云

自二來五日一於二大聖院御所一可レ被レ始二行孔雀經法一可レ令レ參二伴僧一之由謹承候。早可レ存二其旨一之由。可下令二披露一給上。恐々謹言。

後三月二日　法印定勝

〔性助〕後嵯峨天皇第九皇子也、建長三年親王宣下、同年仁和寺御入室、文永十一年二品に敍せらる。

〔仁和寺御傳〕仁和寺草創以來寛永十一年に至る同寺の傳、僧尊海の撰也。

〔開白〕法事の初めを云ふ。

〔孔雀經法〕孔雀經の所說に從ひ、孔雀明王の法を修するを云ふ、孔雀經は佛母大孔雀明王經の略、諸譯あるも不空の譯流通す

島津文書

爲二高麗征伐一被レ遣二武士一候。同可レ罷二渡一之由。被二仰下一候也。恐々謹言。

建治二年後三月五日　久時在判

吉富次郎殿

志賀文書

大野庄志賀半村南方内近地名地頭僧禪季言上

欲下早停二止志賀太郎泰朝半村惣領催促一預二惣領守護所御催一。令上レ勤二仕異國用心已下所役一子細事。

副進

一通　守護所御下知狀案

件名地頭職者。爲二風早禪尼御計一。割二分彼半村内一。禪季所二相傳一也。爰於二大番以下田率所課一者。守二泰朝支配一令二勤仕一事不レ及二子細一。至二于異國防禦重事一者。直宛二禪季之身一。預二惣領守護所御催一欲レ令二勤仕一。其故者。忠失之次第雖レ難二存知一。若致二分限大功一之時者。且預二關東御注進一。且爲レ顯二其名於御引付一也。禪季在京之跡。尪弱之代官屬二泰朝一。可レ被レ止二惣領守護所各別御催一之由出二乞察狀一歟。此丶禪季一切不二存知一也。至二于異國用心事一。預二惣領守護所御催一。爲レ抽二忠功一。仍粗言上如レ件。

建治二年閏三月十五日　僧禪季在判

東寺文書

異國用心事。以二山陽南海道勢一可レ被レ警二固長門國一也。於二地頭補任之地一者。來十月中可レ差二遣子息一之

〔惣領〕數名の地頭を統領支配する者を云ふ、總地頭又は總領地頭とも云へり、養和元年に始まる。

〔引付〕凡て後證となすべき事を記錄せしものを云ふ、鎌倉時代の用語也

〔代官〕鎌倉時代及び室町時代の中葉までは、凡て主君に代りて其事を勤むる人の稱にて、守護代、地頭代の外、本家、領家の代官あり、又た執權、管領等をも代官と云へることあり、室町時代の中葉以後は專ら守護代、地頭代のみの稱に用ひ、更に後には地頭代のみに專用す、爰は地頭代也。

由被ニ仰下ー畢。早催ニ具安藝國地頭御家人幷本所一圓主地住人等ー可レ令レ警ニ固長門國ー之狀。依レ仰執達如レ件。

建治二年八月廿四日　武藏守　在判

相模守　在判

武田五郎次郎殿

安藝國井原村事地頭高藤二入道。號ニ神官ー不レ勤ニ警固役ー云々。甚無ニ其謂ー早可レ令ニ催促ー且相ニ尋當村知行之由緒ー。可レ令ニ注申ー之狀。依レ仰執達如レ件。

建治二年八月廿四日　武藏守　在判

相模守　在判

武田五郎次郎殿

東寺長者補任云。僧正道寶。建治三年正月十二日。爲ニ異國降伏御祈ー參ニ籠太神宮ー三十ヶ日。云々。

興福寺年代記云。建治三年自ニ正月ー依ニ異國事ー被レ修ニ御祈於十二社ー。當社分宗懷法印承レ之。云々。

六月也。

島津文書

筥崎役所築地事。滿家院內比志島西俣河田前田以上四ヶ名分。伍丈壹尺肆寸被ニ勤仕ー了。仍レ之狀如レ件。

建治三年正月廿七日　久時　在判

比志島太郎殿

（東寺長者補任）弘仁十四年より貞治六年（空海より定慧に至る）までの眞言宗長者の補任次第也。

（興福寺年代記）興福寺創立より天正四年に至る年記也。

〔范文虎〕呂文德の婿、宋の臣なりしが、後ち元に歸降して中書左丞に進む、弘安の際辛うじて生還、後ち乃顏の叛を平げて功ありき。

〔勘仲記〕後宇多天皇建治元年より伏見天皇永仁二年に至る中納言藤原兼仲の日錄、十冊也。

〔兼平〕藤原家實の第三子にて鷹司の祖也、建長四年攝政太政大臣、同六年關白となり、建治元年攝政再任、弘安元年關白再任永仁二年薨ず。

太田美作守康有記云。建治三年六月八日。宰府脚力參着。宋朝滅亡蒙古統領之間。今春渡宋之商船等。不レ及二交易一走還。云々。

門葉記云。座主准三宮法務前大僧正道玄。建治三年十月。異國降伏十二社御祈内日吉社分被レ勤二仕之一。

東寺長者補任云。僧正齋助法務。弘安二年正月日爲二異國降伏御祈一進二發太神宮一。

關東評定傳云。弘安二年六月廿五日。大元將軍是貴范文虎使周福欒忠。相二具渡宋僧本曉房靈果通事陳光等一着岸。牒狀之旨等如二前々一。於二博多一斬レ首。又見二北條九代記保曆間記一。

勘仲記云。弘安二年七月廿五日。宋朝牒狀自二關東一去夕到來。今日於二仙洞一有二評定一。殿下（兼平）已下皆參。左大納言（實長）宰相（東帶）讀二申牒狀一云々。如二傳聞一者。宋朝爲二蒙古一已被二打取一。日本是危。自二宋朝一被二告知一之趣歟。今日人々議不二一揆一云々。廿九日。今日異國牒狀内々有二御評定一。書狀體違二先例一無禮也。亡宋舊臣直奏二日本帝王一之條。誠過分歟。但落居分關東定計申歟。

帝王編年記云。弘安二年十月廿四日。自二關東一武士入洛。依二蒙古事一可レ下二向鎭西一。云々。

尾張國中島郡性海寺文書

異賊降伏御祈禱尾張國性海寺

奉レ供一七ヶ日護摩供所

愛染王護摩廿一ヶ度　不動明王護摩廿一ヶ度　降三世明王護摩廿一ヶ度

軍荼利明王護摩廿一ヶ度　大威德明王護摩廿一ヶ度　金剛夜叉明王護摩廿一ヶ度

諸神供十五ヶ度

〔不動明王〕大日如來の變化身にて一切の惡魔を調伏すと云ふ、以下諸王と共に五大尊明王に列す。

〔降三世明王〕四面八臂の忿怒王也、過現未三世の貪瞋痴を降伏せしむるより名づくと云ふ

〔軍荼利明王〕虛空藏菩薩の化身、八臂の忿怒神にして一切阿修羅諸惡鬼を摧伏すと云ふ。

〔大威德明王〕阿彌陀如來の化身、三面八臂の忿怒神にして、一切の惡毒龍を摧伏すと云ふ

〔金剛夜叉明王〕釋迦如來の化身、三面六臂の忿怒神にして、一切の可畏夜叉を摧伏す。

〔小貳經資〕資能の長子也。

奉㆓勤行㆒一七ヶ日花水供所

不動明王供一百五度　降三世明王供一百五度　軍荼利明王供一百五度

大威德明王供一百五度　金剛夜叉明王供一百五度

奉㆓轉讀㆒一七ヶ日仁王講所

五百部座

右任㆓被㆑仰下㆒之旨㆒、爲㆓異賊降伏天下安穩㆒、以㆓門徒僧侶五十三口㆒、始㆑從㆓今月廿一日㆒迄㆓于今日㆒一七箇日、夜開殊致㆓精誠㆒、所㆑奉㆓勤修㆒如㆑件。

弘安三年二月廿八日　　傳燈大法師淨胤敬白

春の深山路、弘安三年十一月十八日下云、あつたの宮は、昔日本武尊東を平け給ひし時、夷野に火をかけて、尊を燒殺さんとしける時、大きなるかつらの木燒て倒れたりけるに、田中の水熱くなりたりしより、あつたと云なり。其時天のはや切の劍にて、草をなぎてのがれ給ひしかば、其劍を草なぎのつるぎと申き。そのつるぎを此御社にいはひて侍れば、いちはやき神にておはしますなり。この夏のころ、宮の内おどろ〳〵しくなりひゞきつゝ、ついまつの火おほく四五千ばかりにて、むかへのいかこがさきまでつゞけり。いにし文永のはじめつかたも、かくありけるとかや、もうこ國のゆゑとぞ後にはおもひあはせけるとかや。

鎭西要略云。弘安三年九月十二日。小貳經資在判牒曰。異國警固石築地袖濱内貳丈五尺被㆓築終㆒之條承畢、又曰、異國警固博多番役事。自㆓八月廿七日㆒至㆓九月十一日㆒被㆓勤仕㆒畢。

〔元亨釋書〕推古天皇より元亨年中に至る佛教の略史、高僧の實錄を錄せる書、僧師錬の撰にて三十卷也。
〔祖元〕南宋の僧也弘安二年我國に渡來、圓覺寺を建立す、弘安九年寂す
〔石山寺〕近江國滋賀郡石山村に在る眞言宗の寺也、聖武天皇御宇建立す
〔五檀法〕五大尊明王の檀を列ね、阿闍梨五人をして修せしむる法也、天慶三年二月法性寺にて行ひしを初めとし、兵亂鎭定のため多く行はる。
〔兼忠〕鷹司兼平の子也、正應二年右大臣、四年左大臣、永仁四年關白、六年攝政となり、正安三年薨す。

元亨釋書祖元傳云。弘安四年春正月。平帥(時宗)來謁。元染レ筆書呈レ帥曰。莫煩惱。帥曰。莫煩惱何事。元曰。春夏之間。博多擾騷而一風纔起。萬艦掃蕩。願公不レ爲レ慮也。果海虜百萬。寇二鎭西一。風浪俄來。一時破沒。

東寺長者補任云。僧正定濟(法務)弘安四年正月十九日。爲二異國降伏御祈一參二向太神宮一。僧正勝信。二月爲二異國降伏御祈一參二籠石山寺一。

仁和寺御傳云。後中御室(性助)弘安四年二月廿八日。爲二異國御祈一於二大聖院一仁王經法被レ行レ之。

門葉記五壇法條云。弘安四年三月廿五日。異國降伏御祈。

又七佛藥師法條云。弘安四年四月八日。於二根本中堂一。爲二異國降伏一被レ修二七佛藥師法一。大阿闍梨前座主(尊助)勅使藏人兵部大輔仲兼。抑今度之大法者。此三四月比。異國之賊徒可レ競二來之由。就レ有二風聞一。仰二三宗之門徳一被レ修二三箇大法一之內。山門之分也。所レ謂東寺(仁王經仁和寺宮二月二十八日於二本坊一修レ之)三井(尊星王聖護院宮)。此外於二仙洞一被レ行二五壇法等一了。

勘仲記云、弘安四年五月八日。爲二異國御祈一被レ發二遣廿二社奉幣一。仲兼奉行。依二使無一レ人度々延引畢。而今日被レ行。上卿左大將殿(兼忠)俄御奉行。

蓮公年譜云。弘安四五二十一。蒙古襲來。賊船數千艘至二對馬一。

皇代略記云。弘安四年五廿一。蒙古賊船數千艘着岸。(十萬七千八百四艘云々○又見二皇年代略記日本運上錄一但不レ記二船數一。)

和漢合運云。弘安四五廿一。蒙古來船四千艘廿四萬人。(又見二和漢合符如是院年代記一。但不レ書二月日一。)

日蓮註畫讚云。弘安三年庚辰。蒙古襲來。於二筑前州志賀島一合戰。大元國兵三百七十萬騎。大船七萬餘

〔同四年辛巳〕云々。此時范文虎、忻都、洪茶丘兵凡そ十餘萬を率ひ、高麗の將金方慶兵二萬五千を以てこれに從ひ、船艦數千艘、糧十萬石を載せて入寇す。
〔長者〕東寺の上首にて四人あり、一長者は寺務法務を兼ぬ、これを正法務とし、二長者以下を權法務となす。
〔定濟〕內大臣源定通の子也、幼にして憲深僧正に依り剃髮して業を受く、弘長二年東寺長者、文永十年大僧正となり、弘安五年入滅す。
〔西院〕東寺の一院大師堂也、空海像及び護法神像を安置す。
〔不動法〕不動明王を本尊として修す

艘込乘貢來。九州人民悉逃失、〔按是年貢來。諸書无所見。恐本書誤。〕同四年辛巳五月。又蒙古高麗已下國々軍兵、驅具。七萬餘艘又責乘貢來。爲隱居住、持世路具、爲耕作時鋤鍬積、高麗船五百艘自壹岐對馬下。見合者打殺。人民不堪悲。將妻子遁隱深山、聞赤子泣聲押寄打殺。父母惜我命刺殺赤子隱居。然間蒙古寄壹岐島、告來博多、既欲責來中國、依之九國既被落、早著長門國、只今都責上。又自東海北海寄來。街談衢語歟。萬人一同暫時可遁、遁何處、私話合云々。

一代要記云。弘安四年六月一日申刻。異國兵船五百艘寄。襲來對馬之澳之由。自宰府飛脚到來。

東寶記云。弘安四年六月二日。爲異國調伏、長者定濟大僧正、於西院修不動法、

東寺長者補任云。僧正定濟。六月二日爲異國降伏御祈、於當寺西院修不動法。十八日結願。

歷代皇紀云、弘安四年五月二十一日。蒙古國賊以數千艘船來壹岐對馬兩國、六月五日於鹿島合戰。

八幡愚童記云、弘安四年ノ比、蒙古ハ大唐高麗已下ノ國々ノ兵共ヲ駈具シテ、〔十萬七千八百餘艘イ〕三千餘艘ノ大船ニ、數千萬人乘列テコソ來ケレ。其中ニ高麗ノ兵船五百艘、壹岐對馬ニ上テ見合者ヲバ打殺ス。人民堪兼テ妻子ヲ引具、深山ニ逃籠ル處ニ、赤子ノ鳴聲ニ聞付テ、押寄殺ケル程ニ、片時ノ命惜ケレバ、サシモ愛スル嬰兒ヲ我ト泣々差殺シテゾ隱レケル。失子親計イツ迄アラン命ゾト、身ナガラウタテシク泣歎心中ヲイカニセン。世中ニ糸惜キ物ハ子成ケリ、其ニマサルハ我身ナリケリ、ト讀置シ人ノスサミヲ今ゾシル。高麗ノ船ハ宗像ノ澳ニヨル、蒙古大唐ノ船共ハ對馬ニハヨラズ壹岐島ニツキ、其ヨリ筥崎ノ前ナル能古志賀ノ二島ニゾ着ケル。是ヲ見テ高麗船ハ宗像ヨリ押出、蒙古ノ船ト一所ニヨル。今度ハ一定可勝トテ、可居住世路具足、耕作ノ爲トテ鋤鍬マデ持タリケル。蒙古寄タリト島ヨリ博多ヘ告タレバ、夜中

ろ法也、息災增益等にこれを行ふ、延喜七年春疫癘流行せしを以て三月三日より豐樂院にてこれを修せしめしを初めとす。

〔石築地〕此時少貳資賴兵を督して壘を海岸に築き、延袤數百町、高さ丈餘に至る。

〔貞親〕親時の子也

ノ事ニハアリ、周章騷動呼東西南北馳集兵オビタダシ。元ヨリ海端ニ數百町石築地ヲ、面キウニ一丈（三イ）ヨ
リ高、此方ハノベニシテ、馬ニ乘ナガラ馳上リ、賊船ヲ見下テサゲ箭ニ射ル樣ニゾ誘タル。其上ニ火ヲ
燒、城口キビシク構タリ。關東ヨリモ秋田城次郎（義宗）以下大勢下リツドヒ、九國二島ノ兵共、神社佛寺ノ誰
迄、我モ我モト馳來箭サキヲ調相待トイヘドモ、兵粮米乏テ力盡、鎧重ク魂モ身ニソハヌ心地シテ、弓
ヲ引ベキ樣モナシ。文永ノ合戰ニ、手程ハミツ叶マジクゾ思ハレケル。サレドモ神明ノ御扶ニテ勝事ア
ラバ、勸賞蒙ント思フ心ヲ先トシテ、拔々ニコソ志賀島ニ浮ビケル。先一番ニ草野次郎二艘ニテ夜打ニ
寄テ、異賊船一艘ニ乘移廿一人ガ首ヲ取、船ニ火ヲ懸テコソ歸ケレ。其後用心シテ船ヲ鏁合押マハシテ
守護シ、寄者アレバ大船ヨリ石弓ヲクダスニ、日本船少クシテ打破ラレズト云コトナシ。死スル者十ガ
八九、生ル者ハ稀ナリ。前後蠻ヲ征スル者、千萬人行テ獨歸ル事ナク見エシカバ、此事詮ナシ、人種ア
ルベカラズ、心々ニ寄ベカラズ、夜討ヲ止、合戰ノ次第評定アルベシトゾ觸ラレケル。サレドモ猶止ズ、
伊豫國住人河野六郎通宗、異賊警固ノ爲本國ヲ立シ時、十年中蒙古寄來ラズバ、異國ヘ渡テ合戰スベシ
ト、起請文十枚マデ書、氏神三島社ニシテ灰ニ燒テ、自飲ナドシテ、此八ケ年マデ相待處、其時ヲ得、
是身ノ幸ニ非ヤト、勇テ兵船二艘ヲ以テ押寄タリシ程ニ、蒙古放ツ矢ニ究竟ノ郎等四五人射臥ラレ、憑
所ノ伯叔（通時）サヘ手負臥テ、我身モ石弓ニ左ノ肩ヲツヨク打レ、弓ヲ引ベキニ及ネバ、片手ニ太刀ヲ拔モテ
帆柱折テ蒙古ノ船ニ指カケ、思切テ乘移リ、散々ニ切廻、多クノ敵ノ首共トリ、其中大將軍ト覺テ、玉
冠キタリケル者ヲ生捕テ、ツヽノ前ニシメツケテ歸ケル。大友嫡子藏人（貞親）ハ三十騎計ニテ、洲崎ヲ傳テ責
寄戰、頸一取歸ケル。カクシテ後、九國ノ兵已ニ度々合戰ニ及ヌ。關東ノ武士達手ナミノ程ヲ見給ヘト

勤ラレ、城次郎ガ手者、新左近十郎今井彥次郎財部九郎伯父甥押寄、散々ニ戰、命ヲ限ニ振舞、打死シテ失ニケリ。其後蒙古逃ノ澳鷹島ヘコソ漕寄ケレ。按ッ此合戰自二六月一至二十三日一八箇日間也。

竹崎五郎（季長）繪詞云。闕首人々多しといへども、きくちの次郎たけふさ、文永の合戰に名を揚しをもて、たけふさのかためし役所の石ついぢのまへに打むかて（季長）、將軍の兵船は、ほばしらを白くきにぬりて、しるく候とうけ給候、をしむかてひとやい候て、君のけさむにまかり入候はむために、あいむかひ候。御存命候はゞ御披露候へといひて、うちとをる。給同五日關東の御使かうたの五郎とをとし、あむどうの左衛門二郎しげつな、拂曉にはせきたりしに、季長ゆきむかて海上をへだて候間、ふね候はで御大事にもれ候ぬと覺え候と申に、かうたの五郎、兵船候はではちからなき御事にこそ候へと申ところに、肥前國の御家人其名わするたかしま（鷹島）のにしの浦より、われ（破）のこり候ふねに、賊徒あまたこみのり候をはらひのけて、しかるべき物どもとおぼえ候のせて、はやにげかへり候と申に。季長おほせのごとくはらひのけ候は、歩兵とおぼえ候。船にのせ候は、よきものにてぞ候覽。これを一人もうちとゞめたくこそ候へと申に、かうたの五郎、異賊はやにげかへり候と申候。せいをさしむけたく候と、少貳殿へ申べしとて、使者をつかはすに、肥後國たくまの別當次郎時ひで、大野小次郎くにたか、そのほか兵船まはしたりし人々おひかゝるといへども、季長が兵船いまだまはらざりしほどに、せんはうをうしなひしところに、連錢の旗たてたる大船おしきたりしを、かうたの五郎城次郎（盛宗）殿の旗とおぼゆる、ゆきむかてみよとて、使者をつかはす。このふねにのりて、おきのふねにのらむと、まへをたてつかひの船にのらむとせしに、のせざりしをもて、守護（盛宗）の御ての物に候御兵船まはり候はゞ、のりて合戰すべしとおほせをかふりて候と申に、

〔其後蒙古云々〕當時我將士の力戰により死する者少からず、招討使忽都哈思等戰死す、又た軍中大に疫し、死者數千人あり、戰志漸く衰へ鷹島に退く。

〔御家人〕もと一族の人を家人（イヘノヒト）と云ひしが、後ちには一般に武家の臣下を御家人家人又は家子と云ふに至れり、平安朝の頃諸國の豪族が多くの子弟を撫養せしより起りしなるべし、太平記に諸國の御家人の稱號は賴朝卿の時より有て云々とあるは誤也、但し書に出でしは吾妻鏡治承四年の條にあるを初めとす。

〔連錢〕無文錢を三枚又は四枚宛二行

に配列したる形の紋所也。

(けさん)見參也。

(弓箭のみち)なほ武道と云はむが如し、弓箭は武士の宗とすべき武藝なるによる、武家、將軍を弓箭の家、弓箭長者と云ふもこれに同じ。

(手の物)部下也。

のせられておきのふねにのりうつるに、こたへの兵部房めしの御ふねに候、御ての人よりほかはのすまじく候、おろしまいらせよと申て、しもべをもてせきおろさんとするを、君の御大事にたち候はむために、まかりのり候を、むなしくうみにせきいれられ候はん事、そのせんなく候。はし船を給候ており候はんと申に、おるべきよしおほせらるうへは、狼藉なせそと申に、物どものきしひまに、かのふねにのる。（綸）明る六日拂曉に、かうたの五郎のかりやかたにゆきむかて、合戰の事條々申に、おほせ（仰）いぜんにうけ給て候、せむせむの御合戰も相違候はじとおほえ候。自船候はで、一度ならずかり事のみおほせ候て、ふね／＼にめされ候て、御大事にあはせ給候御事は、大まうあくの人に候と、闕上のけさんに入まいらせ候べく候。式部房證人の事はうけ給候ぬ。御尋候はゞ申べく候とありしによて、かさねてせふ人にこれをたつ。〔闕〕して一所に合戰候べしとおほせに候。御ふねをよせられ候へと申に、たかまさかぶと（兜）をぬぎかしこまておしよすといへども、のるべきやうなかりしをもて、甚深（季長）におほせつけらるべき事の候。ちかくふねをそへられ候へと申に、たかまさちかくおしよせて見て、守護はめされけにも候はず、ふねをのけよと申に、ちからなくて、おほせのごとく守護はめされ候はず、ての船おそく候によて、申うけてのり候はんために申て候と申に、つもり殿同船し候て、ところなく候とて、いよ／＼のけしあひだ、せんかたなくて手をすりて、しかるべく候はゞ、一身ばかりのせられ候へと申に、戰場のみちならでは、何事にかたかまさにあひてこんばう（懇望）候べき、めされ候へとて、ふねおしよせしに、のりうつるを、わかたうこれをみて、すてられしとなげきあへりといへども、季長こんばうしてのるうへは、わかたうをのするにおよばず。弓箭のみちすゝむをもてしやうとす。よて手の物一人もあひぐせず、たゞ一人ば

〔すれあて〕鐵及び革にて作り脛を包む鎧の具也、大立擧脛當（全部鐵にて膝の骨肉に合せて作れる物）、篠脛當（細き鐵を重ねて作れる物）、銀磨付脛當（銀飾あるもの）、毘沙門脛當（立擧の處を十王頭にせる物）等あり。

〔くさずり〕鎧の下に分れ垂れたる裾也、前左後の三は鎧の胴に、右手の草摺は脇立に着く各一の板、二の板、三の板、四の板、菱縫板の五札より成る。

かりあひむかふ。かぶとはわかたうにしられしがために、もろさねにもたせて、ほんふねにおきしほどに、すねあてをはづしてむすびあはせて、かぶとにせしとき、たかまさにいのちおしみ候て、しかとおほしめさるまじく候。敵船にのりうつり候までと存候てし候。ふねちかづき候へば、くまでをかけていけどりにし候とうけ給候。いけどられ候て、異國へわたり候はん事、しにて候はんにはおとるべく候。くまでにかけられ候はゞ、くさずりのはづれをきりて給候へと申に、たかまさふかくつかまつりて候。野中殿ばかりはのせたてまつるべく候つる物をと申て、身ちかくありしわかとうのきたりしこざくらをきにかへしたるかぶとをぬがせて、めされ候へとて、あたへしを給候御事、よろこび候へども、かぶとをきられ候はでうたれ給候なば、季長ゆへに候と、妻子のなげかれ候はん事、身のいたみに候。給まじく候と申を、かさねてめされ候へとありしに、ちかことをたてゝ申時、御せいしやうのうへは、ぬしにきよとてとらす。いますこしも身をかるくして、賊船にのりうつらんために、おびたりしそやをときすてゝ、ひたへ□陣におしよて合戰をいたし、きずをかぶりし事、ひさながのての物、信濃國御家人ありさかのいや次郎よしなが、ひさながのおい、しきぶの三郎のての物、いはや四郎ひさちか、はたけやまのかくあみたふ、ほんたの四郎左衛門かねふさ、これをせう人にたつ。頼承ておひて（手負）のち、ゆみをすて、なぎなたをとりて、おしよせよ、のりうつらんとはやりしかども、これも水手ろをすてをさゝりしほどに、ちからなくのりうつらざりし物なり。同日うまの時、季長ならびに、ての物きずかぶるものども、いきのまつばらにて、守護のけざんにいりて、當國一番にひきつけにつく。鹿島にさしつかはすての物、同日巳刻に合戰をいたし、親類野中太郎なかすゑ、郎從藤源太すけみつ、いたでをかぶり、のり

むま二疋いころされし證人に、豐後國御家人はしつめの兵衞次郎をたつ。土佐坊道戒うち死の證人には、
盛宗の御手の人、たまむらの三郎盛清をたて、けざむに入て、同御ひきつけにつく闕。
肥後國時の守護人城次郎盛宗。以下繪傍注。
大矢野兄弟三人。種保。
季長が兵船、いきの松原より乘ける人々、すたの次郎ひでたゞ、をのゝ大ゑんらい（頼承）せうやいこめの五郎、
みやはら三郎。
太宰少貳經資手の者兵船。
くさのゝ次郎つねながのひやうせん。
あまくさの大矢野の十郎種保。同三郎たねむら兵船。
筑前國御家人あきつきの九郎たねむねの兵船。
關東御使かうたの五郎とをとしの物。
豫章記云、通有河野六郎任ニ對馬守ニ 弘安四年蒙古襲來ス。大軍志賀熊古等島々海上ニ充滿セリ。夷國退治之事ハ、家ノ先例ナル間、大將トシテ筑前ニ進發ス。日本ノ諸勢、博多筥崎上下三十里ノ海涯ニ築地ヲ高ク築キ、此方面々ハ馬ニテ馳上ル樣ニ土ヲ築キ上テ、面ニ亂杭逆茂木ヲ付タリ。海上ヨリ見バ、危峰ノ江ニ臨ムガ如シ。然レ共、河野ノ陣ニハ、海ノ面幕一重ニテ、後ニ築地ヲツカセタリ。是敵ナ輙ク引入、一戰ノ勝負ヲ可レ決ト也。背ニ逃道アラバ、味方ャ逃ト、カクシテ一人モ引セジト也。從レ是河野ノ後築地ト云付タリ。夷賊十萬八千艘ノ船々ヲ見渡セバ、吳山蜀嶺ニ向フガ如シ、通有如何ニモシノ先懸セバヤト

〔いきの松原〕筑前早良郡の海岸に在る名所也。

〔通有〕氏は河野、神饒速日命の後越智氏の裔也、文武天皇の朝越智玉興伊豫大領となり、弟玉澄河野に居す依て玉澄の子孫河野を氏とす、通有は玉澄第二十五代の後にて、上野介通繼の子也。

〔亂杭〕敵を障るため杭を不規則に地に打連ねたるを云ふ。

〔逆茂木〕又た鹿角木に作る、鹿の角の如き荆棘の枝を逆に連ね垣を結びて敵を障るもの也

〔征矢〕軍陣に用ふる矢にて、羽は眞鳥の羽を本とし、鏃は鋭尻、柳葉、鳥舌等を用ふ、名義は敵を征する矢なる故名づくとなし、或は背矢、直矢、素矢の義とも云へり。

〔大太刀〕背に負ひて戰陣に携ふる太刀にて、佩太刀に比し寸長きより名づく、其長さ時代により同じからず源平盛衰記には、平四寸長三尺九寸なるを大太刀と云へり、それより次第に寸延び、元弘建武の頃には五尺六尺に及ぶも多く見えたり。

思ヘ共、恒沙ノ如クナル舟ノ中ニ入テハ、下レ可レ得レ利、此方ヘ渡スベン共不レ見。無二詮方一心中ニ日本國大小ノ神祇、別シテハ三島八幡祈念申、瞻ヲ碎キ給フ處ニ、沖ノ方ヨリ白鷺一ツ飛來ル。櫓ノ上ニ被レ遣、百矢ノ中、鳥羽ニテ作タル征矢一ツクハヘテ上リケルガ、夷賊ノ船ノ上ニ翔リ行ク。兩陣ヨリ見送リケルニ、夷國ノ大將ト覺シキ大山ノ如クナル大船樓閣、重々金銀ヲ磨キタルニ、旗旌片々トシテ風ニ飜リタル舟ノ上ニ落タリ。蒙古ハ是天ノ與フル所ナリトテ悅ビアヘリ。日本ノ陣見レ之、堅唾ヲ呑テ居タリ。通有ハ是則明神ノ敵ノ大將ノ船ヲ敎ヘ玉フ者也。少モ不レ可二遲々一トテ、伯父伯耆守通時ト二艘ニテ漕出デ、敵ノ船ノ中ヘ分入ケル。味方ノ軍兵見レ之大ニ驚キ恠ミ、モシ河野ニハ物ガ付タルカト云ケレ共、耳ニモ不二聞入一、差ニサシテ漕行ケル。蒙古見レ之、雜兵ナドハ咲ヒケル。心アル者ハアレテ見ヨ、日本ノ武士程不敵ナルハナシ、此數萬艘ノ中ニ、只二艘ニテハ何事ヲ仕出スベキゾ。夜ノ忍ワザ共思ハレズ、若降參ニテヤアル、矢ナ射ソ、不レ知體ニテ見ヨト云ケル處ニ、多クノ舟ヲ押分ヲ、大將ノ舟ヘ漕寄タリ。何事ゾト問ケレ共、日本人ハ聞不レ知、亦日本人ノ言ヲバ蒙古不レ知。恠ミケル處ニ押寄、大將ノ船ニ鑰ヲ掛ケ、卽乘移リ切テ廻リケレバ、俄ニ驚テ先乘セヨ、責面ヲカケヨ、責皷ヲウテト云間ニ乘入テ、伯耆守長刀通有ハ、大太刀百人ニ及ブ者共、此ヲ專度ト切テマハル。遠キ船ハ是ヲ不レ知、近キ船ハ我船搆ヘシテ犇キケルニ、通有伯父甥大力大剛ノ人ナレバ、身命ヲ捨テ戰フ程ニ、大將ト思シキ玉冠ヲ着タルヲ虜ニシテ、我船ニ乘セ、敵船ニ火ヲ懸テアレ共、夷敵ハ大船ナレバ難二合期一日ハ暮ヌ。日本ノ船共漕出ケレバ、相共ニ押歸レ共、追懸ル船モナク、我陣ヘゾ入タリケル。二三人虜タルヲ問ケレバ、三人ノ大將ノ一人也トゾ申ケル。夜明ナバ可レ懸ト支度シタリシニ、夜半程ニ、折節大風吹テ、三韓ノ船共悉ク

〔雍州〕山城を云ふ支那雍州に長安あるに因む。

〔壽命〕國行也。

〔慈實〕藤原道家の子、慈源僧正の弟子、一身阿闍梨也、弘安十一年天台座主に進み、正安二年寂す。

〔大聖院〕山城國葛野郡仁和寺御室の御房也。

〔新院〕當時後深草上皇本院として座すより新院と申せる也。

〔殿下〕關白攝政の尊稱也。

吹被レ歸、大半破損シ浪ニ漂フモアリ、島陸ヘ吹寄スル船ニ、生殘リタル者ハ降ヲ乞ドモ不レ赦、皆被レ殺ケリ。悉ク愚童訓ニ見タリ。伯耆守ハ大事ノ手ヲ負ヒ、船中ニテ死ケリ、通有ハ處々蒙レ疵、伊豫國ヘゾ歸リケル也。蒙古ノ頸ヲバ久萬彌太郎成俊是ヲ持セテ京都ヘ上ケル。折節君ハ雍州男山八幡宮ニ御參籠有テ、九州ノ實否注進ヲ御待有ケル所ニ、持參申ケレバ、白砂迄召寄セ、懇ニ御尋有テ、御感賞ヲ被レ成事難レ有次第也。其頸ヲ取ケル刀ハ、久万此家ニアリ、大和國壽命ガ作也。通有此時恩賞ニ肥前肥後所々ヲ賜フ。肥前國神崎庄ノ内、小崎鄉同加納下東鄉後日拜領ス。同庄餘殘田荒野肥後國下冬村以上三百町賜レ之。同當國山崎庄拜二領之一。此時海上陸地七十餘度ノ合戰ニ、每度切勝夷賊ヲ退治シ、抽二軍忠一之由、感賞ノ宣旨ヲ蒙ル者也。嫡子通忠八郎ト云十四歲時、父ト同ク蒙古ノ戰ニ每度究二高名一之上被レ疵、彌進出テ射二答矢一云々。又見二河野稻葉等家譜一。

門葉記云。後妙香院僧正。慈實弘安四年六月八日。於二大成就院一。爲二異國降伏一。修二如法金輪法一。

東寺長者補任云。六月十三日。爲二異國御祈一。御室性助於二大聖院一令レ修二孔雀經法一。伴僧廿口廿日結願。

勘仲記袖書云。於二新院龜山幷殿下兼平一異國蒙古賊舟爲二退散一御祈事。自二六月十八日一被レ始二行之一。

八幡愚童記云、サラヌダニ人口樣々ナレバ、九國既ニ打落サレ、長門ニ著、只今攻上リナントモ申、東海北海ヨリモ寄來ナントモヒシメキケリ。一マトモ何方ヘカ逃ベキト、耳サヽヤキテ、去共ト云者ハナシ。サルマヽニハ米穀類西國ヨリハ上ラズ、京都ノ商人ハ賣買輙カラズ、コハ如何ニ蒙古亂入セズトテモ、此飢渴ニハ死スベシ。神明佛陀ノ御助ニ非ンヨリ外ハ、人力武術ハ盡ハテヌ、爲方ナシトゾ歎ケル。去文永ニモ、味方既落ハテ、萬死一生ニ責ナサレタリシニ、大菩薩神軍ヲ率給テ、降伏速也キトテ、只

〔實淸卿〕もと左中將、建長二年侍從となり、正嘉二年從二位に叙せられ後ち正二位に昇叙正應五年薨す。

〔大炊御門大納言〕大炊御門第七代にて冬忠の子なる信嗣を云ふ、文永七年大納言となる。

〔法華經〕妙法蓮華經の略、二十八品八卷也。

〔七社〕大宮、二宮、聖眞子、八王子、客人、十禪寺、三宮等の日吉諸社也これを中下の七社に對し上七社と稱す。

〔懺法〕法華經を讀誦して罪障を懺悔する修法也、天長六年慈覺大師の修せる以來天台宗に限りて行ふ。

當社ニテ御祈請アリ。六月四日、一山ノ所司不斷最勝王經大般若仁王講尊勝陀羅尼等勤行アリ。十八日一口ノ内、五十人ニテ最勝王經百部轉讀アリ。廿日御幸アリ、御一宿、月卿雲客ヲ以テ御神樂ヲ行ハル。拍子八條侍從二位實淸卿實行朝臣、笛宗冬朝臣、和琴大炊御門大納言、篳篥兼行朝臣、人長秦弘方也。實行朝臣別勅ヲ奉テ、宮人祕曲ヲウタハル。神樂ノ終ニ當テ、鎭西ノ早馬到來。春宮大夫實兼卿狀ヲ以テ奏聞。去六日ヨリ十三日ニ至テ、晝夜之間合戰シ、蒙古千餘人ヲ打殺ス。殘所ノ船共、引退ノ由申ケリ。神明揭焉アル瑞相也。蒙古猶襲來アルベシト御祈禱ハ憚ラズ。廿三日ヨリ山上所司モテ、一千部法華經ヲ轉讀シ、百口ノ僧ニテ十ケ日間也。

東寶記云　仁王經法。弘安四年六月廿二日。長者法務僧正定濟爲二異國降伏一行レ之。同年十二月十一日。以二件賞一權少僧都通海申二叙法印一了。

八幡愚童記云、七月一日三十人社僧ヲ以テ大般若轉讀、又七社ニテ色々御祈ヲ始ラル。同四日、壇御子風流シテ渡リ、女御子ヲ男ニナシ、甲冑ヲキセ、兵杖ヲ持セ、異國合戰ニ打勝タル祝言ノ儀式也。同夜ヨリ有官無官、每夜尊勝陀羅尼ヲ行道シテコソ滿タリケレ。一山ノ山臥、七社ノ勤行懺法種々御祈禱隙ナシ。

鎭西要略云。弘安四年七月十三日。大宰都督司馬少卿兼豐前守從五位藤原朝臣資能入道覺惠卒。蒙古合戰之間被レ疵。享年五十四。嫡子經資以受レ襲。爲二都督司馬一。

歷代皇紀云。七月二十六日。於二石淸水寶前一尊勝陀羅尼一切經大般若百部仁王經等轉讀。西大寺思圓上人已下律僧五百餘人被レ請。

一代要記云。自二七月二十六日一思緣上人以二僧六百人一誦二七日不斷尊勝陀羅尼一結願閏七月三日。導師同上

人也。自閏七月四日以同僧六百人三箇日一切經轉讀。新院御沙汰也。是偏異國降伏爲也云々。

八幡愚童記云、七月廿六日初夜時ヨリ、南都北京持戒僧七百餘人、當社寶前ニテ尊勝陀羅尼アリ。其聲天ニ響キ、山彦ニ答テオビタヾシ。七日七夜懈ラズ一向一心誦セラル、見聞人身毛竪テゾ覺ケル。每日西時ニハ皆參也。南都西大寺思圓上人舞殿ニシテ尊勝法ヲ修シ玉フ、閏七月一日、高座ニ登リ啓白ヲ致ス、人ニ物ヲ云ヤウニクドキ申サレシハ、異國襲來、貴賤上下、道俗男女、一味同心ノ歎、七道諸國ノ煩也。悲哉二千餘座、權者實社神國ヲ亡シ、十二部經大乘小乘法門ヲ失ヒ、縱皇運末ニナリ、政道誠ナク、神祇非禮ヲトガメ、佛天虛妄ナ惡玉フトモ、他國ヨリハ我國、他人ヨリハ吾人、爭デカ捨サセ玉フベキ。公家勢衰テ、人民力無ラン時ト誓玉ヒシハ、今此時ニ當レリ。早威嚴ヲ施シ、怨敵ヲ郤ケ御座ベシ。抑又異國此土ニ比スレバ、蒙古ハ是犬ノ子孫、日本ハ則神ノ末葉也。貴賤相別、天地懸隔也。神ト犬ト何ゾ對揚ニ及ン。昔仰ケ三韓ノ道行、三歸五戒ノ威力ニ過ズ。今悪ム我朝ノ諸德、二百五十ノ具足戒ヲ全ク受、尊卑遙ニ別レ、智行淺深アリ。彼一人、此數輩、他國ノ財寶ヲ奪ヒ、人民ノ壽命ヲ亡シ、仁義ニ背キ、殺盜非道ヲ兼ヌ。吾朝佛法ヲ守リ、社稷神祇ヲ敬ヒ、五常ニ隨ヒ、十善正理ヲ好ム。三寶知見シ、吾神照覽シ玉フラント、二時計骨髓ニ徹シ、心肝ヲ摧キ、揉ニ揉デゾ祈ラレケル。懸河弁說ウキアガリ、心池法水盡上ル。大慈大悲泪落シマヽニ、香衣香袈裟シボル程ニゾ成玉フ。滿座首ヲウナ垂テ、隨喜ノ心アマリ、廟神モ定テ此理趣ヲ聞召シ捨給ハジト覺シニ、殿中ハツタト一聲鳴タリ。サレバコソ大菩薩御納受有ニコソト彌信仰深カリキ。同四日、舞樂モテ大法會ヲ行ハル。導師思圓上人、呪願本淨上人、七百餘人伴僧皆行列ニタチ、大般若一部、最勝王經百部轉讀シ、仁王講百座行ハル。樂人舞人モ異國亂人

〔西大寺〕大和國生駒郡伏見村に在る眞言律宗の本山にて七大寺の一也、稱德天皇天平神護元年の建立に係る。

〔思圓〕法名叡尊、大和の人也、建保五年出家、嘉禎元年西大寺に從り、盛に戒法を弘め、律宗中興の祖とせらる、正應三年寂し、正安二年興正菩薩の號を贈らる。

〔三歸〕三寶に歸する義、戒の一種也、翻邪三歸、受持三歸の二あり。

〔五戒〕不殺、不盜、不邪婬、不妄語、不飲酒等の在家の戒をいふ。

〔具足戒〕比丘比丘尼の守るべき戒にして、比丘には二百五十戒、比丘尼には五百戒あり。

〔栂尾社〕山城國葛野郡栂尾にある高山寺也。

〔理趣經〕大樂金剛不空眞實三摩耶經の略、又た般若理趣經とも云ふ、大般若經第十會般若理趣分の密部にして、金剛薩埵所證の三摩地の法門を說く、不空の譯也。

〔壒囊抄〕和漢の故事、文字の起源義理等を解說せる書僧行譽の著也。

〔觀勝寺〕山城國愛宕郡東岩倉に在り行基菩薩の草創と傳へらる。

〔大圓上人〕丹波の人、名は良胤、源賴政の裔と傳ふ、文永九年觀勝寺の住持となる。

スルナラバ皆可レ死者ナレバ、是ヲ最後ノ思出、來世引接ノ爲ニモト、秘曲ヲ盡シ藝能ヲ施ス、哀ナリシ事共也。五日ヨリ七日ニ至マデ、一切經轉讀アリ。是別ノ勅願タリ。僧食料五千疋、院廳ヨリ沙汰也。カクノ如ク一人ヨリ萬民ニ至ルマデ、道俗男女一筋ニ神ノ扶ナラデハ、日本安全アルベカラズト、栂尾大明神ニ祈請ス。御子ニ託宣シ玉フ事ハ、思圓上人法味ニ依テ、神明威光ヲ增、大風ヲ吹シメテ異賊ヲ滅亡スベシトアリシ程ニ、靈託報謝セン爲、七日門徒引具シ、栂尾社ニ參詣シ、理趣經轉讀セラレケリ。去程ニ十日餘リノ比、西國ノ早馬著テ申ケルハ、去七月晦日夜半ヨリ、乾風オビタヾシク吹テ、閏七月一日賊船悉漂蕩シテ海ニ沈ス、云々。是八幡宮ハツタト鳴タリシ時、大風吹シ時同時ナリシカバ、栂尾御託宣ニ、風ヲフカセテ滅亡スルトゾ西國ノ早馬ヨリ先ニ告給ヒシカバ、如何ナル不信ノ輩モ、大菩薩吹セ給ヒタル風ナリト、仰悅バヌハナカリケリ。

興正菩薩（思圓）傳云。弘安第四後七月日。異國億兆襲二來于九州一之時。同法八百群二集八幡一之剋。軍衆數萬指二西方一發向。神火且千至二子時一飛去。山上社司稱二不思議一境内神官嘆二未曾有一即於二其夜一速破二彼船一。

壒囊抄云、有智高行ノ名德ヲ撰テ、諸社ニ於テ御祈禱アリ。當寺（北山觀勝寺）ノ大圓上人モ蒙二勅定一男山八幡宮ニ參籠シテ、秘法ヲ行ヒ給ケリ。其効驗ヲ御感有テ、且ハ未來異賊ノ祈禱ノ爲トテ、五大尊ノ像ヲ可二造立一由、重テ勅命アリシカバ、手自ラ刻彫シテ今ニ御座ス物也。思圓上人御導師トシテ、以二七百餘僧一大般若經ヲ令二讀誦一給フ。其外ノ御祈不レ可二勝計一眞ニ佛力神力ノ所レ致ニヤ、七月一日惡風、賊船悉漂蕩シテ、凶徒皆海ニ沈ム、云々。（按。本書大概同二太平記神明鏡一。今只抄二其異一已。）

臥雲日件錄云。昔蒙古伐二吾國一朝廷命二南都高行律師一（偶忘二其名一）就二男山八幡宮一祈二國家安一一夕鳴鏑聲自二

廟中一出。而向レ西去。是夕蒙古軍潰矣。及レ賞二律師功勞一將レ如レ所レ欲。律師曰吾本無レ望。唯止二天下酒一三日可也。便命二酒家一擊二破酒甕一。酒淋漓滿レ地。雞犬皆醉。願三日無レ訟。三日止レ酒。雖レ非二久長之利一。而猶爲二今日美談一。

西大寺文書。嘉元元年十一月二日太政官牒云。得二彼寺所司等去月十三日奏狀一偁。當寺者孝謙皇帝勅願之仁祠也。草創年舊。興正菩薩練行之戒場也。木叉日新。蓋法水東漸之初。惠燈已挑レ之。昔本願聖主手自鑄二彰金銅七尺四天之靈像一。擬二異賊之防禦一。而被レ造二立藍舍三百餘宇之紺殿一。祈二本朝之安泰一。顯密之碩德繼レ踵。大小之鑽仰差レ肩。八宗興二于世一。以二戒定惠一爲二其樞鍵一。三學崇二于國一。以二毗尼藏一爲二其寶鑰一。戒香薰レ世。佛法方住佛法二寶。並依二僧寶一。僧寶之源。非レ戒不レ立。爰先師興正菩薩。嘉禎二年秋專設二自誓受具之正軌一。再繼二淨戒律儀之紀綱一。以降佛法紹隆者依二王法外護之力一。王法繼嗣者在二正法中興之化一。爲レ弘二佛法一。偏禱二王法一。是以金光明經者殊仰二護國品之眞說一。奉レ資二最勝講之勅願一。如意輪妙行者潜摸二後七日之加持一。普祝二大八州之豐饒一。大仁王會者永拂二異國覬覦之難一。爲レ除二本朝腹心之疾一。儼二百佛百僧之莊嚴一。勵二一年三度之講讀一。然間神明者垂二水月之應一。佛陀者施二風雲之感一。則文永曆大神宮擎二法樂一。新示二靈託一。弘安歲八幡宮備二法味一。忽現二奇瑞一。神兵振レ威賊徒伏レ誅。剩陪二五代之朝廷一。奉レ授二大乘之、戒一。殊爲二四輩之棟梁一。忝預二菩薩之物號一。云々。

海人藻芥云。中比八幡ノ祠官善法寺兩三代令二相續一童殿上人ニ令レ參。終ニ升殿面目之至。無二比類一者歟。頗可レ謂二傍若無人一。凡文永弘安兩度御祈禱ノ賞ニ。被レ准二四位殿上人一之間。當社々務以下祠官一向成ニ殿上人之思一。雖レ然五位職事等遣二御教書一。時不レ書二上所一。云々。

〔昔本願聖主云々〕元亨釋書に、西大寺者、天平神護元年稱德帝建、鑄ニ四天王銅像一、長七尺、三像已成、只增長天王像不レ成云々、帝親幸ニ治處一、誓言云々、便以ニ玉手一攪ニ洋銅一、御手無レ傷、像便成とあり。

〔後七日之加持〕毎年正月八日より七日間朝廷にて金光明最勝王經を講說して國家の安寧を祈禱せらるゝ儀也是を御齋會と云ふ

〔大仁王會〕天皇御一代に一度、大内裏三十一堂及全國にて行ふ仁王會也

〔海人藻芥〕僧都法門中の典度禮格、官職い故實を主として記せる書、惠命院宣守の著也。

〔神皇正統記〕神代より後村上天皇叢祚に至るまでの略記を掲げ皇統の由て來る處を論じたる書也、延元四年秋北畠親房戰陣の間にて記せるものにて、六卷あり。

〔鷹島〕肥前國北松浦郡に在り、又た竹島に作る。

〔將軍范文虎云々〕此時張禧と共に平戶より遁る。

天地根元歴代圖云。弘安三年五月。異國ヨリ凶賊襲來。七月晦日大風雨。賊船一千七百餘艘悉漂沒。蒙古トモ多被レ虜。按、三年當レ作二四年一

保曆間記云、弘安四年閏七月一日、蒙古數千艘ノ船ニ乘テ寄來ル。大風吹テ舟悉ク破損ス。本朝ノ諸神顯テ御合戰有ケルトカヤ。日出カリシ事也。又見二神皇正統記皇代略記皇年代略記日本運上録和漢合運等一

關東評定傳云。弘安四年七月。大元賊徒自二宋朝高麗一數千艘船寄來。數日漂二海上一。而後群二集肥前國鷹島之邊一。同卅日夜。翌日閏七月一日大風。賊船悉漂倒。破二壞海陸之間一。

北條九代記云。弘安四年七月。大元賊徒自二宋朝高麗一數千艘船寄來。同卅日夜閏七月一日大風。賊船悉漂倒。死者不レ知二幾千萬一。但將軍范文虎歸レ國。云々。大元船二千五百餘艘。兵士十五萬人餘。水手等高麗舟千艘。云々。

八幡愚童記云、十日餘リノ比、南國ノ早馬着テ申ケルハ、去七月晦日夜半ヨリ乾風オビタヾシク吹テ、閏七月一日賊船悉ク漂蕩シテ海ニ沈ミ、亦大將軍ノ船ハ風ヨリ已前、青龍海ヨリ頭ヲ指出シ、硫黃ノ香虚空ニ滿々テ、異類異形ノ者共眼ニ遮シニ恐テ逃共ス、殘ル所ノ船共ハ皆破テ磯ニ打上ラレ、オキニ漂テ算ヲ散スニ異ナラズ、死人多ク重テ島ヲ築ニ相似タリ、鷹島ニ打上ラレタル異賊數千人、船無シテ被レ居タリシガ、破船共ヲツクロヒテ、七八艘ニ蒙古高麗人ハ大略乘テ逃モドルヲ見テ、鎭西ノ軍兵共、小貳三郎左衞門尉景資大將軍トシテ、數百艘押寄タリシカバ、異國人共船ガアラハ逃モセメ、今ヲ角トテ命ヲタハヽス、散々ニ戰ヒツヽ、組テ海ニ入テ、指違テ死ヌルモアリ、落重テ首ヲトリ、射フセ切伏、打フセテモ勝負ヲナス。敵モ味方モ不レ知レ數被レ討ケル。敵千餘人殘シガ、平ニ降ヲ乞ケルガ、サノミイケテモ

無益ナリトテ、中河ノ端ニテ首ヲキル。始ハカウニ懸リシガ、後ニハ打積テ置、唐人共ノ中ニハ、少々生取ノアル由ヲ披露セシ時ニコソ、京都關東モ靜テ、上下ノ人々色直ケレ。

大友家譜云。貞親太郎新藏人左近將監出羽守鎭西奉行弘安四辛巳年。蒙古人襲來時。司二軍令一、且抽二戰功一。

田尻家譜云。種重三郎弘安四年蒙古合戰之時戰死。弟種光次郎與レ兄同時戰死。

龍造寺記云。弘安年中ニ、蒙古襲來ス。龍造寺季時、壹岐島瀨戸瀨ニ於テ合戰有レ功。家益季友相共ニ勤二博多警固番一。按。家益季友共季時弟也。

菊地系圖云。武房二郎文永弘安蒙古合戰高名無レ隱者也。從二天下一蒙二之御敎被一レ下也。

河野家譜云。通高七郎別府弘安比。蒙古合戰賜二筑前長淵庄一。按。稻葉家譜爲二通高男通秀一。

一代要記云。閏七月一日行二幸于官廳一。依二日蝕夜陰之儀一也。自二官廳一行二幸于神祇官一。此儀希代之例也。

甚雨大風。自二上古一第三度云々。爲二伊勢勅使發遣一也。同二日勅使立。中御門大納言經任。上卿在殿上人。

又見二帝王編年記一。

勘仲記云。閏七月二日。闕失。

左經氏朝臣。藏人頭宗實朝臣。伊定朝臣。隆氏朝臣。資行朝臣。雅持朝臣。業顯。

右兼經朝臣。顯資朝臣。宗雅朝臣。季顯朝臣。長相朝臣。俊通朝臣。實時朝臣。冬季朝臣。家親朝臣。

關白兼平殿下令レ步二御後一給。前駈御隨身候レ傍。職事俊定仲兼雅藤等供奉。神祇官儀可レ尋記。無レ程事了還御。殿下御退出。予又退出。未斜。勅使渡二路次一。精進屋中御門西洞院宿所自二日來一所レ令二出立一也。予於二中御門高倉邊一見物。

〔鎭西奉行〕九州の政務を掌る鎌倉幕府の職也、文治年中に起り、もと鎭西九州奉行人と稱せしが、建久二年鎭西奉行と改稱、貞應二年より小貳大友兩氏併びて此職を世襲することとなりしが、永仁の頃より其職九州探題に移り、又た奉行を置かず。

〔龍造寺季時〕龍造寺氏は藤原秀鄕より出で、その八代の孫季家平家追討に功あり、文治中肥前佐賀郡龍造寺の地頭職となりしより、これを氏とす、季時は季家の孫也。

〔官廳〕太政官の廳舍也。

先前駈笠持二人　次家前駈二人布衣半靴　次殿上人爲レ先ニ下﨟一

頭中將經氏朝臣束帯　內藏頭宗親朝臣衣冠　治部卿清家朝臣衣冠

中將兼行朝臣同　權右中辨經賴朝臣布衣香鞋　少將實躬朝臣束帯

少將冬季朝臣束帯　藏人右衞門佐俊定束帯　左衞門權佐定光束帯

藏人勘解由次官雅藤束帯　兵部大輔經有布衣　勘解由次官爲俊布衣紅引倍木

左衞門佐顯家束帯　和泉守經守布衣紅引倍木　兵部權少輔通俊束帯

備前守俊朝布衣紅引倍木　散位定房副童二人。雜色二人、各如木侍二人相小年仁也。左大辨宰相經長卿息。

次物使

權大納言藤原經任卿大笠召ニ具居飼御厩舍人、上皇御車前御隨身二人爲レ請自ニ大炊御門朱雀一至ニ二條京極邊一取レ之。

後騎

右少辨爲方布衣平禮

次撿非違使中原信季　次侍九人交名可ニ尋記。此內院北面雜四人被ニ遣催一。　次乘替二匹

次衣櫃一雙在ニ冠櫃一　次下家司左衞門府生爲重二藍狩襖上下。郎等童等淸々馬召具之

去夜終夜風雨太。今日天氣快晴。神鑒炳焉之至。勅願成就之基也。自ニ今夕一至ニ參宮日一毎夜可レ有ニ御拜一。是先例也。官方奉行左少辨信輔朝臣云々。十一日公卿勅使昨夕歸洛。今日參內。

增鏡云、弘安も四年になりぬ。夏のころ、蒙古おこるとかやいひて、世中騷きたちぬ。色々さまざまにおそろしう聞ゆれば、本いん後深草しん院龜山はあづまへ御下あるべし。うち後宇多とう宮伏見は、京にわたらせ給て、あづま

〔束帯〕天皇以下百官、朝廷公事の時着する正裝也、冠、袍、半臂、下襲、單、衵、表袴、赤大口、石帶、魚袋、襪、履、笏、檜扇等を具備す。

〔衣冠〕常の袍に指貫を着せる裝を云ふ、束帯より略式なり。

〔引倍木〕衵（正裝の時下襲と單との間に着する衣）の裏を取り放ちたるものにて夏の料也

〔御隨身〕上皇御幸の時前後を警衞し院中を守護する者也、近衞府官人をて以てこれに充て定員は近衞將曹二人、府生二人、番長二人、近衞八人〔後世六人〕以上十四人也。

〔つねたう〕經任也、文永七年中納言、建治三年大納言となり永仁五年薨す。

〔しんどく〕眞讀也、轉讀に對し經文全部を通じ讀誦するを云ふ。

〔しがく〕儀式の當日行ふべき樂を、豫め主上の御前にて試むるを云ふ。

〔爲氏〕藤原姓也、正嘉二年中納言、文永四年大納言となり、弘安九年薨す。

のぶしども、のぼりてさぶらふべしなどさたあり。山々寺々御いのりかずしらず。伊勢のちよくしに、つねたうの大納言参る。しん院はやはたへ御幸なりて、さい大じの長老をめされて、しんどくの大はんにやくやうせらる。大神宮へ御願に、わが御代にしもかゝるみだれいできて、まことに此日本のそこなはるべくば、御いのちをめすべきよし御てづからかゝせ給へるを、大宮院（姞子）いと有まじき御ことなりと、いさめきこえさせ給ふぞことはりとあはれなる。あづまにもいひしらぬいのりども、こちたくのゝしる。故院（後嵯峨）の御代にも、御賀のしがくのころ、かゝることありしかど、ほどなくしづまりにしを、此たびはいとにが／＼しう、てう狀とかやもちて参る人などありて、わづらはしうきこゆれば、上下おもひまどふ事かぎりなし。されども七月一日、おびたゞしき大風ふきて、いこくの船六萬そうに、つはものゝりてつくしへよりたる、みなふきやぶられぬれば、あるは水にしづみぬ。をのづからのこれるも、なく／＼ほんごくへかへりにけり。いはし水のやしろにて、大はんにやくやうせつほういみじかりけるこくげんに、はれたるそらに、くろ雲一むらにはかに見えてたなびける。かの雲の中より、しろきはにてはぎたる、かぶらやのおほきなるが、西をさしてとびいで、なる音おびたゞしかりければ、かしこにて大風のふきくると、つはものゝ耳に聞えて、なみあらく立海のうへ、あさましくなりて、みなしづみにけるとぞ。猶我國に神のおはします事、あらたに侍けるにこそ。さて爲氏の大納言、い勢のちよくしにてのぼる道より申送りける。

　ちよくをしていのるしるしの神風によせくる波はかつくだけつゝ

かくてしづまりぬれば、京にもあづまにも、御こゝろどもおちゐて、めでたさかぎりなし。かのいこく

のみかど心うしとおほして、御水をもめさず、我いかにもして、このたび日本のていわうに生れて、かの國をほろほす身とならむとちかひて、死絶けると聞侍し。まことにやありけむ。按。七月上疑脱二閏字一。

度會元長神祇百首自注云、人皇九十代後宇多御時、弘安四年之夏、蒙古亡宋ノ船、浦海ニ滿旌旗日ヲ耀中ス。仍爲二降伏一大神宮へ勅使ヲ被レ遣。其上啓白之處ニ、飛廉風發テ海上鳴動シ、神威ヲ顯シ、形ヲ現シ、光ヲ放シ、陽侯波ヲ上シカバ、異賊忽ニ退散ス。是則別宮風宮ノ神、科長津彥命行向ヒ玉テニヤ。云々。

大中臣氏系圖。神祇權大副清繼裏書云。弘安四年閏七月。公卿勅使時副使勤仕。

園太曆。神祇太副兼豐請文云。弘安覆二蒙古之賊船一事。是又同前候。但依二件御祈一被レ發二遣伊勢公卿勅使一候。公卿使中御門大納言卿經遠神祇副使祖父兼益宿禰參向。其後彼神彰二靈威一、因賊忽退散之間。副使兼益宿禰。依二此賞一令レ直二任神祇權大副一。元者大炊助。候云々。

大神宮例文云。弘安四年閏七月。二宮正權禰宜等叙二一階一、被レ載二宣命御祈賞一。

勘仲記云。閏七月七日參二殿下一。爲二異國御祈禱一於二御持佛堂一轉二讀心經百卷一。唱二金輪并不動眞言各千返一。卅日參二殿下一。異國御祈今日被二結願一。轉二讀心經一、唱二眞言等一。

歷代皇紀云。後七月一日。大風俄吹。賊船一時破滅。云々。十四日。鎭西飛脚到來。申二右子細一。按。一代要記并愚童記異本以二飛脚到一爲二九日一非也。

勘仲記云。閏七月十四日。自二宰府一飛脚到來。去朔日大風動レ波。賊船多漂沒。云々。誅戮并生虜數千人。壹岐對馬雖二一艘一無レ之。所二下居一異賊。多以損レ命。或又被二生虜一。今度事神鑒炳焉之至也。天下大慶

〔飛廉〕風師也。

〔陽侯〕波神也。

〔風宮〕伊勢國度會郡に在る神宮の別宮にして二座あり、一は大神宮別宮七處の一、大神宮の坤五十鈴河の南に在り、一は豐受宮別宮四處の一、多賀山の麓に在り、共に風神級津彥神級津姫命を祭る。

〔園太曆〕延慶四年康和三四年、貞和二年乃至六年、觀應二年乃至五年、延文二年乃至五年の記錄、中園公賢の記也。

〔心經〕摩訶般若波羅密多心經の略稱也。

〔祈年穀奉幣〕每年二月七月の吉日伊勢以下廿二社に幣使を立て、旱水風損の憂なく五穀の不熟なからむことを祈る祭也。

〔家基〕基平の長子近衞氏第六代也、建治元年內大臣、正應元年右大臣となり、同二年及び永仁元年關白に補せらる、永仁四年薨す。

〔五位職事〕五位藏人也。

〔三槐九棘〕三公九卿に同じく公卿を漢意にて云へる也

〔北流日〕神樂歌書日也　雜歌に屬す。

何事可レ過レ之乎。非ニ直也事ニ也、嗟ニ末代ニ猶無ニ止事ニ也。彌可レ尊ニ崇神明佛陀ニ者歟。十七日。今日祈年穀奉幣也。俊定奉行。上卿內大臣殿（家基）。當日定官方忠世朝臣奉行八幡ニ一條中納言加茂已下可レ尋ニ記宣命ニ。辭別。俊定同覽。

弘安四年閏七月十七日　宣旨

去夏以降。蒙古襲來着、壹岐對馬雖レ驚ニ九州官軍ニ今月朔日。暴風上レ波。是則神鑒之應護也。賊船定漂沒歟。然間彌施ニ粟陸之德化ニ、猶仰ニ靈祇之冥助ニ、加之斯茲三合。初秋餘潤其愼不レ輕。其兆甚重。宜下却ニ寇攀於未萌ニ、増ニ福祚於無疆ニ之由令上レ載ニ祈年穀奉幣宣命辭別ニ。

藏人右衞門佐藤原俊定奉

大中臣氏系圖。神祇權大副清蔭裏書云。弘安四年閏七月。異國賊船漂沒御帝祈年穀幣使勤仕。

勘仲記云。廿一日。今日被レ行ニ臨時內侍所御神樂ニ。（家平）是異國御祈也。爲ニ所役ニ入レ夜參內。頭中將經氏朝臣所ニ申沙汰ニ也。（家平）事具了。有ニ出御ニ。關白殿令レ候給。次行ニ幸內侍所ニ、御路莚已掌燈行レ例。殿下令レ候ニ御裾ニ給。予取ニ脂燭ニ前行。五位職事等依ニ位次ニ所ニ步例ニ也。頭中將候ニ御劍ニ、殿上人資邦朝臣已下濟々焉取ニ脂燭ニ前行。入御之間。殿上人降ニ庭上ニ、本末座如レ例。不レ居レ饗。不レ給ニ祿ニ、五位職事經任有ニ沙汰ニ、[illegible]不レ及ニ沙汰ニ、仍被ニ從行ニ者也。今夕所作人。笛兵部卿良教卿。和琴大炊御門三位中將良宗。篳篥中將兼行朝臣。末拍子公從朝臣。本宗冬朝臣。無能人資行朝臣。近衞召人等祗候。人長弘方。漏更事了。還ニ御本殿ニ、小時歸了。今夜聽聞人。三槐九棘已下濟々焉。予不レ分ニ清濁ニ、頗爲レ耳、歌ニ北流日ニ云々。

宇都宮系圖云。貞綱下野守三河守備前權守宇都宮撿校引付衆　弘安四年五月。蒙古以ニ十萬兵ニ爲レ攻ニ日本ニ、兵船六萬艘、着ニ肥

〔宇都宮下野守貞綱〕宇都宮氏は藤原道兼の裔也、家傳によれば道兼三代の孫宗圓、前九年役の時下野國宇都宮に下りて祈禱し功を以て下野國守護となり、宇都宮座主と稱す、これ宇都宮氏の祖也貞綱は宗圓七代の孫にて景綱の子也

〔忍性菩薩〕大和の人、叡覺の弟子也、弘長元年東國に下り、光泉寺を建立し、文永四年極樂寺の開山となる、嘉元元年寂す。

州平戸島一。于レ時自二六波羅一。爲二大將一。引二率中國之勢一。赴二筑紫一。蒙古既雖レ聞二敗亡一。猶到二九州一。異賊襲來。爲二防戰之備一。而歸洛。按。東鏡末記亦載レ之。而有下到二備後一聞二異賊退散一之文上。未レ知二其據一。

覽西要略云。弘安四年。京兆六波羅武者所宇都宮下野守貞綱。帶二大將軍印一。率二六萬軍兵一。下二向筑前國一時也。蒙古沒落之後也。然而在二筑前一。爲二異賊襲來之武備一。於レ是筑前海濱。自二志摩郡一至二宗像濱一。行程百廿餘里。六町一里築二石垣一。高廣共一丈有餘也。最大儀計略也。九國侯伯順レ分而經二營之一。是蒙古防折之要壁也。

野上文書

條々

一賊船事。雖レ令二退散一。任二自由一不レ可レ有二上洛遂行一。若有二殊急用一者。申二子細一可レ被レ隨二左右一矣。

一異國降人等事。各令二預置一。給分沙汰未斷之間。津泊往來船。不レ謂二晝夜一。不レ論二大小一。毎度加二檢見一。如レ然之輩。輙浮二海上一。不レ可レ出レ國。云二海人漁船一。云二陸地分內一。可レ有二其用意一矣。

一從二他國一始來人異國人等事。可レ加二制止一矣。

一要害修固幷番役事。如二日來一無二懈怠一可レ被二勤仕一矣。

條々及二緩怠之儀一者。定後悔候歟。仍執達如レ件

弘安四年九月十六日　　左近將監花押

野上太郎殿

忍性菩薩行狀略頌云。良觀上人。諱忍性。父伴貞行。母榎氏。中略。六十二歲。弘安元。椎尾山頂建二寶塔一。

〔伽藍開基記〕本邦著名寺院の緣起創立事歷を記せる書僧道温の著也。

〔極樂寺〕鎌倉字極樂寺に在る眞言律宗西大寺の末寺也正嘉の頃の草創なるが、正元の初め北條重時忍性を請して今の地に遷し次で長時及び其弟業時力を協せて諸院を造營す。

〔長時〕義時の孫、重時の子也、康元の年時賴に次ぎて第六代の執權となり、文永元年卒す。

〔宇都宮大明神〕宇都宮市に在る二荒山神社也、豐城入彥命を祭る、奇瑞記は將門、貞任の亂、源平合戰、元寇等の際の奇瑞を記せる書也。

掘出礎石數十六。六十五ヶ同四年御敎書下。異國斬七夜。不斷四王咒稻村百座仁王講。三千餘艘悉退散。

伽藍開基記云。鎌倉極樂寺開基忍性菩薩。字良觀。弘長元年抵二相陽一。文永二年行二具支灌頂一。又武州刺史長時平公。請二開山極樂律寺一。弘安四年蒙古兵欲レ侵二上邦一。後宇多帝勅レ性。修二護國法一。性乃開二仁王會一。皇帝大喜。擧二極樂一爲二官寺一。

宇都宮大明神奇瑞記云。龜山院御宇。文永年中。幷大覺寺殿(後宇多)御宇弘安年中。兩度異賊蜂起之時。爲二降伏一被レ下二勅命一之間。社僧等於二當社一勵二御祈禱之忠節一之所。奇瑞甚嚴重也。七箇日調伏。結願日御殿三箇度振動。鏑矢出レ自二御殿一。向レ西鳴渡。不レ幾異賊漂沒之由。自二關東一飛脚到來。云々。

國牛十圖云、筑紫牛、壹岐の島の牛をもていへり。上古より上牛駿牛こゝに多かりけるに、ひとゝせ異賊此島に襲ひきたりて、數を盡していけにへにもちひけるによりて、なかごろまれになりたりしが、今はもとの如く、いできにたるとかや。

諏訪大明神繪詞云、後宇多院弘安貳年己卯季夏の天、當社神事の時、日中に變異あり。大龍雲に乘じて西に向、參詣の諸人眼精の及所、そこはかとなく、雲間每にひはとの色ひく〳〵と見ゆ。一龍か數龍か、首尾は見えず。何樣にも明神大身を現して、本朝鎭護の力を入れましまず勢なり。何事の先表なるらむと、おぼつかなし。同御代の始め、文永十一年十月、蒙古襲來のとき、尊神御發向の故に、賊船漂倒する事ありしかども、是程の事はなかりき。此たびはいかなる事のあるべきやらむと、疑をなす所に、大元の將軍夏貴范文虎使等襲來、六百萬艘の舟を和漢中間の大洋に連續して、其上に大板を敷つけて、人馬往復二道の浮橋をなさんと算數して、先陣かつ〳〵數萬艘來朝して、後陣のつゞくをまつと聞ゆ。し

〔諏訪大明神〕上下二座あり、上社は信濃國諏訪郡中洲村に在りて建御名方富命を祭り、下社は同郡下諏訪村に在りて上社祭神の妃八坂刀賣命を祭る。

〔太平記云々〕同書卷三十九に出づ。

〔乾闥婆城〕蜃氣の吐ける城也、大智度論に、日初出時見ニ城門樓櫓宮殿行人出入一、日輪高轉滅ニ此城一、但可ニ眼見一而無レ有レ實、是名ニ犍闥婆城一、とあり。

かるに同六月廿五日、惡風俄に吹來て、彼兵船或は反覆し、或は破裂して、軍兵皆沈沒す。適船具粉板ちるに取付て、浮び出る者は釘かすがひにつらぬかれて、白刄赤肉を切にことならず、流血海の浪をそめ、死體海上に充滿す。陸軍兵卒の浪にうかぶ事、秋のこの葉の水上におつるがごとし。希有にして助かる蒙古等、悉生捕になりて、關東に下されて、遂に誅伐せられ畢ぬ。さて彼尊神化現の御躰は本社より[illegible]給ひし時の比、雷雨のすさまじく、同時に見えずならせ給ひたりければ、[illegible]等の異常等もありあひけりと、後にこそ聞えたりけれ。又大洋にても[illegible]見し、其情偶仰しけるが、適のがれて歸鄕の士卒、事のよしを言傳たりけるとて、元朝常州の[illegible]といふ處に、日本諏訪大明神を勸請して、今に至るまで嚴重の祭禮を致すなり。〔按、弘安[illegible]年六月廿五日、[illegible]〕

太平記云、熟〻異國ノ我朝ヲ攻シ事ハ、開闢已來已ニ七箇度ニ及ベリ。殊更文永弘安ノ戰ハ、大元國ノ老皇帝支那四百州ヲ討取テ、勢天地ヲ凌グ時ナリシカバ、小國ノ力ニテ對治シ難カリシカドモ、猶々大元ノ兵ヲ亡シテ、吾朝無爲ナリシ事ハ、只是尊神靈神ノ冥助ニ依シ者ナリ。其征伐ノ法ヲ聞ハ、先大元ノ大將萬戶將軍、日本王畿五箇國ヲ四方三千七百里ニ考テ、其地ニ兵ヲ透間ナク立並テ、是ヲ責ルニ三百七十萬騎ニ當レリ。此勢ヲ大船七萬餘艘ニ載テ、津々浦々ヨリ押出ス。此企兼テヨリ吾朝ニ聞エシカバ、其用意ヲ致セトテ、四國九州ノ兵ハ筑紫博多ニ馳集リ、山陽山陰ノ勢ハ帝都ニ馳參ル。東山道北陸道ノ兵ハ、越前敦賀ノ津ヲゾ堅メケル。去程ニ文永二年八月十三日〔按、[illegible]弘安四年六月十三日〕大元七萬餘艘ノ兵船、同時ニ博多ノ津ニ押寄タリ。大舶舳艫ヲ雙ベ舫ヲ入テ、歩ノ板ヲ渡シテ、陣々ニ油幕ヲ引、干戈ヲ立並タレバ、五島ヨリ東博多ノ浦ニ至ルマデ、海上ノ四囲三

〔大法〕眞言院御修法、大元帥法、七佛藥師法、熾盛光法、普賢延命法、安鎭法等の修法を云ふ。

〔祕法〕一字金輪法、佛眼法、愛染王法、八字文殊法、尊勝法、六字烏瑟沙摩法、冥道供、水歡喜天、雙身法等の修法を云ふ。

〔二十一社〕日吉上七社（七九四頁參照）中七社、下七社を云ふ。

百餘里、俄ニ陸地ニ成テ、蜃氣樓ニ乾闥婆城ヲ吐出セルカト恠シマル。日本ノ陣ノ構ハ、博多ノ濱端十三里ニ、石ノ堤ヲ高ク築テ、前ハ敵ノ當ニ切立タルガ如ク、後ハ御方ノタメニ平々トシテ懸引自在ナリ。其陰ニ塀ヲ塗、陣屋ヲ作テ、數萬ノ兵並居タレバ、敵ニ勢ノ多少ヲバ見透サレジト思フ處ニ、敵ノ船ノ舳前ニ、桔槹ノ如クナル柱ヲ、數十丈高ク立テ、橫ナル木ノ端ニ座ヲ構テ、人ヲ登セタレバ、日本ノ陣内目ノ下ニ見下サレテ、秋毫ノ末ヲモ數ツベシ。又面四五丈ニ、廣キ板ヲ後ノ如クニ帶鐶テ、水上ニ敷雙メレバ、波ノ上ニ平ナル路數多作出サレテ、恰三條ノ廣路、十二ノ街衢ノ如クナリ。此路ヨリ敵軍數萬ノ兵馬ヲ懸出シ、死ヲモ顧ズ戰フニ、御方ノ軍勢ノ鋒タユミテ、多クハ退屈シテゾ覺ケル。鼓ヲ打テ兵刄既ニ交ル時、鐵炮トテ鞠ノ勢ナル鐵丸ノ迸ルコト、坂ヲ下ル車輪ノ如ク、霹靂タルコト閃々タル電光ノ如クナルヲ、一度ニ二三千抛出シタルニ、日本ノ兵多ク燒殺サレ、城戶櫓ニ火燃附テ、打消べキ隙モナカリケリ。上松浦下松浦ノ者ドモ、此軍ヲ見テ、尋常ノ如クニシテハ叶ハジ、思ヒケレバ、外ノ浦ヨリ廻リテ、僅千餘人ノ勢ニテ夜討ニゾシタリケル。志ノ程ハ猛ケレドモ、九牛ガ一毛、大倉ノ一粒ニモ當ラヌ程ノ小勢ニテ寄タレバ、敵ヲ討事ハ二三萬人ナリシカドモ、終ニハ皆生虜レ、身ヲ縲紲ノ下ニ苦シメテ、掌ヲ連索ノ舷ニ貫レタリ。懸リシ後ハ、重テ戰フべキ樣モナカリシカバ、筑紫九國ノ者ドモ、一人モ殘ラズ四國中國ヘゾ落タリケル。日本一州ノ貴賤上下、如何セント周章憒ク事斜ナラズ。諸社ノ行幸御幸、諸寺ノ大法秘法、宸襟ヲ傾ケテ肝膽ヲ碎カル。都テ六十餘州大小ノ神祇、靈驗ノ佛閣ニ、勅使ヲ下サレ、奉幣ヲ捧ラレズト云所ナシ。如レ此御祈禱已ニ七日ニ滿シケル日、諏訪ノ湖ノ上ヨリ、五色ノ雲西ニ聳エ、大蛇ノ形ニ見エタリ。八幡ノ御寶殿ノ扉啓ケテ、馬ノ馳散音、轡ノ鳴音虛空ニ充滿タリ。

〔小守勝手〕ともに大和國吉野山に在りて、吉野八大神に列す、小守社は住吉神を祭り、勝手社は愛鬘命を祭る。
〔三千七百五十餘〕神名帳には、三千一百三十二神と見えたり。
〔櫟社〕大なる神木の下に、假初の祠を設け、或は鳥居のみ立ちたるほどを云ふ。
〔荒木田尙良〕氏俊の子也。
〔度會貞尙〕貞朝の子也。
〔呂洞賓〕支那の神仙也、列仙全傳に呂巖字洞賓、唐蒲州永樂縣人、云々貞元十四年四月十四日巳時生、云々、後遊二廬山一、遇二火龍眞人一、傳二天遁劍法一、云々、隱顯

日吉社二十一社ノ錦帳ノ鏡動キ、神寶及トカレテ、御脊皆西ニ向ヘリ。住吉四所ノ神馬、鞍下ニ汗流レ、小守勝手ノ鐵ノ楯、己ト立テ、敵ノ方ニツキ並タリ。凡上中下二十二社ノ震動奇瑞ハ申ニ及バズ、神名帳ニ載ル所ノ三千七百五十餘社、乃至山家村里ノ小社櫟社道祖ノ小神マデモ、御戸ノ開ヌハナカリケリ。此外春日野ノ神鹿、吉野山ノ靈烏、氣比宮ノ白鷺、稻荷山ノ名婦、比叡山ノ猿、社々ノ仕者、悉虛空ヲ西へ飛去ト人ゴトノ夢ニ見エタリケレバ、サリトモ此神々ノ助ニテ、異賊ヲ退ケ給ハヌ事ハアラジト思フ計ヲ憑ニテ、幣帛ヲ捧ヌ人モナシ。懸ル處ニ、弘安四年七月七日、皇大神宮禰宜荒木田尙良、豐受大神宮禰宜度會貞尙等十二人、起請ノ連署ヲ捧テ上奏シケルハ、二宮ノ末社風社ノ寶殿ノ鳴動スル事良久シ、六日ノ曉天ニ及テ、神殿ヨリ赤雲一群立出テ、天地ヲ耀シ、山川ヲ照ス。其光ノ中ヨリ、夜叉羅刹ノ如ナル靑色ノ鬼神顯レ出テ、土嚢ノ結目ヲトク。大風其口ヨリ出テ、沙漠ヲ揚ゲ大木ヲ吹拔ク。測知ヌ九州ノ異敵等、此日卽可レ滅ト云事ヲ、事若誠有テ奇瑞變ニ應セバ、年來申請ル處ノ宮號、以二叡感儀一可レ被二宣下一トゾ奏シ申ケル。去程ニ大元ノ萬將軍、七萬餘艘ノ舫ナトキ、八月十七日辰刻ニ門司赤間ガ關ヲ經テ、長門周防へ押渡ル。兵船已ニ渡中ヲ指シ時、サシモ風止雲閑ナリツル天氣、俄ニ替テ、黑雲一群艮ノ方ヨリ立覆フトゾ見エシ。風烈ク吹テ逆浪天ニ漲リ、雷鳴運テ電光地ニ激烈ス。大山モ忽ニ崩レ、高天モ地ニ落ルカトオビタヾシ。異賊七萬餘艘ノ兵船ドモ、或ハ荒磯ノ岩ニ當テ微塵ニ打碎カレ、或ハ逆卷浪ニ打返サレテ一人モ不レ殘失ニケリ。斯リケレドモ萬將軍一人ハ、大風ニモ放タレズ、浪ニモ不レ沈、窈冥タル空中ニ飛揚リテゾ立タリケル。爰ニ呂洞賓ト云仙人、西天ノ方ヨリ飛來テ、萬將軍ニ示シケルハ、日本一州ノ天神地祇三千七百餘社來テ此惡風ヲ起シ、逆浪ヲ漲シム。人力ノ可レ及處ニ非ズ。

變化四百餘年、常遊二湘潭岳鄂及兩浙汴梁間一、人莫二之識一、自稱二回道人一、云々とあり。

汝早ク一箇ノ破船ニ乘テ、本國ヘ可レ歸トゾ申ケル。萬將軍此言ヲ信ジテ、一箇ノ破船有ケルニ乘テ、只一人大洋萬里ノ波ヲ凌ギ、無レ恙明州ノ津ニゾ着ニケル。中略 抑大元三百萬騎、蒙古共一時ニ亡シ事、全ク吾國ノ武勇ニ非ズ、只三千七百五十餘社ノ大小神祇宗廟ノ冥助ニ依ルニ非ズヤ。神明鏡 同レ之。

螢蠅抄第四終

螢蠅抄第五

鎭西要略云。弘安五年。北條遠江守爲時（又曰ニ時定ニ）爲ニ異賊之武備ニ下向。處ニ筑姪濱ニ（或曰ニ博多ニ。）遂押稱ニ奉行所ニ。（爲時豫ニ向後證ニ〇按。時定爲時者時氏男、其任ニ遠江守ニ。據ニ尊卑分脈ニ下ニ向鎭西ニ者時定也。官ノ後ニ一考ニ）

吉見系圖云、賴行三河守式部門郎ト云。異賊襲來時、中國爲ニ大將ニ發ニ向石州ニ、弘安五年十月下旬、能登國ヨリ至ニ石州吉賀郡ニ下著、此時供スル侍ハ、羽隅長領波多野落合水津。

門葉記云。准三宮法務前大僧正玄道弘安五年七月。異國御祈修ニ八社本地供ニ（按。此時道玄前座主也。）同六年七月爲ニ異國御祈ニ修ニ八社本地供ニ

北條九代記云。兼時亮（修理）弘安六年五月三日。爲ニ異賊警固ニ下ニ向播州ニ。同七年十二月二日入洛。爲ニ六波羅守護ニ。

鎭西要略云。弘安六年五月十一日。肥前國住人岸川次郞兵衞平野左近入道定樂三郞左衞門入道多久彌太郞島田三郞笠寺三郞入道等。依レ有ニ肥前執行於保四郞種宗之下知ニ不レ相ニ勤博多警固石垣築地以下之役ニ。今日於ニ奉行所ニ遂ニ列糺ニ明之ニ、及ニ嚴重沙汰ニ云々。

竹林院左府記。（公衡）弘安六年七月一日下云。昨日東使御問答次第。關東令レ申之趣可レ注ニ付曆記ニ之由。自ニ家君ニ被ニ仰。（實兼）仍續レ左使者申詞。前座主最源治山之間。山門衆徒等奉レ振ニ上神輿於中堂ニ、及ニ大訴ニ候之處。

〔時氏〕北條泰時の子也。

〔尊卑分脈〕洞院公定の撰せる帝王及び諸氏の系圖也。

〔公衡〕實兼の子、西園寺第八代也、永仁六年内大臣、正安元年右大臣、延慶二年左大臣となり、正和四年薨す。

〔竹林院左府記〕德治三年より永享五年に至る日錄也、正和以後は後人の追記なるべし。

〔篝屋守護之武士〕京中四十八箇所の篝屋に詰めて京都を警固し惡徒の横行を防ぐ鎌倉時代の職にて、篝屋守護人又は篝屋武士と云ふ、京畿の武士各篝屋一所を預り、その門族御家人を率ひて非違を戒む、篝屋は卽ち篝屋守護人の宿衞所にして、終夜篝を燃し夜を警むるより此名あり、曆仁元年に始まり、寛元四年一度これを停止せしが再びこれを復す。

此最中悪僻二退山務一之條。自由之至。大狼藉候歟。罪科難レ遁候乎。神輿入洛之時。不レ及二防禦之沙汰一。剩及二狼藉一候之條。併武家緩怠之故候歟。京都之守護似レ無二其詮一候。然者云二六波羅一云二門々并篝屋守護之武士一。不レ可レ遁二其科一候。但異國事近日其聞候。今年秋可二襲來一之由令レ申レ之。就レ中文永牒狀。以二至元廿一年一發二大軍一可二襲來一之由載レ之候歟。明年當二其年限一候歟。防禦之外不レ可レ有二他事一候。如レ此之時。勇士一人モ大切候歟。然者彼等罪科事可レ被レ宥候哉。

帝王編年記云。九州探題前上總介實政。建治元年十一月爲二異賊征伐一下二向鎭西一弘安六年九月八日。任二上總介一。同十月遷二長門國警固一。二十五。

東寺文書

異賊降伏御祈事。於二武藏伊豆駿河若狹攝津播磨美作備中國等寺社一可レ致二懇懃祈請一之由。普可下令二下知一給上之旨被二仰下一候也。仍執達如レ件。

弘安六年十二月廿八日　　駿河守〔業時〕在判

謹上　相模守〔時宗〕殿

異賊降伏御祈事。御教書案文如レ此。於二當國中寺社一付二頭實一可レ被レ祈請一之由。可レ被レ相二觸別當神主等一。且御祈之次第可レ被レ進二注文一歟。仍執達如レ件。

弘安七年正月四日

加賀權守在判

沙彌在判

右衛門尉在判

若狹國守護御代官殿

醍醐枝葉抄

太政官符山城國司

應下且限二未來際一停二廢宇治河網代一且令丙沙門叡尊修乙造同河橋甲事

右得二叡尊今月廿四日奏狀一偁。謹檢二內外典籍一。釋尊之出レ世。以レ利二樂有情一爲レ心。聖人之治レ邦。以二勝レ殘去一レ殺爲レ德。天上天下之寶。有レ直二于身命一。五流五刑之罪。無レ過二于奪一レ命。我自惜レ命。彼亦如レ是。與レ我何異。是以轉輪王之十善。不殺爲二其首一。孔宣父之五常。以レ仁爲二其先一。仁與二不殺一。名異義同。於レ是長揚羽獵之蹤。嚴陵渭陽之釣。畋遊有レ時。擒殺非レ多。於二宇治河網代一者不レ論二晝夜一不レ分二時節一。構レ之者念々蓄二不善之業一。守レ之者步々增二造惡之思一。網代數箇所。漁客數百人。造次所二殺獲一不レ知二幾千萬一。罪業之甚。以レ何加レ旃。于レ時平等院供僧等來告曰。去久安三年七月。始降二綸綍於寺院一。雖レ停二漁獵於山河一。驪翰惟移。鳳詔如レ忘。早任二先符之旨一。宜レ立二後代之制一。抑河上有二一橋一。自二大化元年一至二建保末年一。造營及二六箇度一。凉燠餘二六百廻一。頃年以來頽破已甚。往還不レ輙。最初元興寺道登道昭建二立之一。其後東大寺觀理道慶修二造之一。皆南都之合力。知二前事之不一レ忘。若有二允容一。令レ致二修造一。言二上子細於長者一。可レ禁二魚簗於萬代一。問答往復。固辭再三。所以者何久厭二俗寰之緣務一偏憶二佛法之紹隆一。於二其餘一者捨而不レ顧。何況至二于鳩杖九旬之暮齡一。雖レ終二雁齒一通之大功一然猶每レ思二大士之悲願一。難レ抛二濟生之懇念一。代二萬事於群類一。啓二一諾於聖宰一。縡達二叡聞一。恭蒙二勅許一。倩就二久安之故事一。重廻二慈愍之新情一。雖レ禁二人用網代於河上一。猶恨殘二神社供祭於橋北一。黍稷非レ馨者聖人之格言。芼菜可レ羞者鬼

〔內外典籍〕佛典及び漢籍也。

〔轉輪王〕輪寶を天より感得し是れを轉じて四方を征服すと傳へらるゝ王なり。

〔有二一橋一〕卽ち宇治橋也。

〔大化元年〕帝王編年孝德天皇大化二年の條に、元興寺道登道昭奉レ勅、始造二宇治川橋一、とあり、其他諸書大化二年の創造とす。

〔元興寺〕大和國高市郡飛鳥村に在り推古天皇四年成る

〔道昭〕俗姓船氏、河內の人也、白雉四年入唐、玄弉三藏に師事す、在唐七年、歸朝後元興寺に住し、文武天皇二年大僧都となり、同四年寂す。

〔阿僧祇〕無數と譯す、菩薩地持經に、一者、日月晝夜歲數無量名二阿僧祇一、二者、大劫無量名二阿僧祇一とあり。

〔養老四年云々〕此年九月大隅日向に叛亂あり、幾なく平定す。

〔古典云云々〕詩經大雅蕩篇に出づ。

〔龍華三會〕彌勒菩薩が五十六億七千萬年の後兜率天より降りて此世界に出世し、龍華樹下に三會の說法をなし一切衆生を濟度するを云ふ。

〔藤原朝臣經良〕文永六年參議、建治三年中納言となり正應二年出家す。

神之聖道也。空奪二生命一。豈弃二神道一乎。村民漁子。弃レ本逐レ末。不レ務二農桑一。只事二漁釣一。造二殺業一兮。養二其身一不レ顧二阿僧祇長夜之苦報一。稱二供祭一兮。假二厥名一無レ儆二庖人尸祝俎豆之禮容一。民庶之愚誠。可二悲傷一。元正天皇養老四年。神軍征伐。逆賊滅亡。宇佐八幡大菩薩託宣云。合戰之間。多致二殺生一。宜レ修二放生一者。諸國之放生始二于此時一。倩思二神託之趣一。彌協二佛勅之旨一。近年遠戎襲來。亡卒惟多。大菩薩幷諸社神兵所レ加歟。怨靈罪障遍滿二諸國一。今度雖レ無二靈託一。任二彼養老冥慮一。宜レ施二放生德化一。因レ玆慕二皇澤之廣被一。欲二仁政之普覃一。遂答二至誠一。忽垂二聖恩一。封二羽州之民烟一。寄二鴨社之神領一。施二至治之馨香一。替二魚肉之祭祀一。正月廿一日。永可レ停二止網代一之由。被レ下二院宣一訖。我願既滿。皇化所レ及也。千介萬鱗同浴二恩波一。四海八埏定扇二德風一。於戲殷湯之施二德於禽獸一也。獲レ國四十箇國。周文之垂二慈於昆蟲一也。延レ年九十七年。古猶如レ此。今亦宜レ然。豈非二異域歸服之策。本朝泰平之基一乎。古典云。靡レ不レ有レ始。鮮二克有一レ終。儻雖レ享二當時之禁遏一。猶恐レ有二將來之違犯一。爰叡尊匪三啻思二利益於一生之間一。永欲レ立二制法於千載之後一。劫石雖レ磷。聖運不レ傾。芥城縱盡。我願無レ極。望請。洪慈重被レ下二官符一。平等院緣邊宇治橋南北。限二未來際一。停二廢網代一。永禁二漁獵一。忽改二煙波濁惡之流一。將レ湛二法水弘通之源一。若猶忘二明時之制符一。於下不レ顧二向後縱肅一者上。不レ可レ憚二神社之號一。不レ可レ恐二權門之威一。南都幷平等院。及近邊諸寺衆徒。同心與力不レ廻二時日一。可二破却一。知而不レ行者。還可レ招二罪過一之由。同欲レ被二仰下一。若然者長虹全二應星之勢一。遙傳二締構於龜曆一。萬年之春。遊魚感二生天之福一。遂期二解脫於龍華三會之曉一。者正二位行權中納言藤原朝臣經良宣奉レ勅。依レ請者國宜二承知依レ宣行一レ之。符到奉行。

修理右宮城使正四位下左中辨平朝臣　　修理東大寺大佛長官正五位上左大史兼備前介小槻宿禰

弘安七年二月廿七日

島津文書

豐前國上毛郡勤原村地頭職事御寄進狀遣レ之可レ送ニ進正八幡宮一也。御願成就異國降伏之由可レ啓ニ御寶前一之旨。可レ令レ相ニ觸當宮惣官一之狀。依レ仰執達如レ件。

弘安七年二月廿八日　　駿河守在判

相模守在判

大宰少貳殿

奉ニ寄進一

正八幡宮御寶前

豐前國上毛郡勤原村地頭職事

右爲ニ聖朝安穩異國降伏一殊有ニ御祈願一所レ被ニ寄進一也。者依ニ鎌倉殿仰一奉書如レ件。

弘安七年二月廿八日　　正五位下行駿河守平朝臣業時在判

正五位下行相模守平朝臣時宗在判

鎭西要略云。弘安七年。蒙古船師來ニ於筑前海一。亂ニ入湊一而燒ニ博多民家一。警衛武士擊而走レ之。

野上文書

帆足余一三郎通俊中。蒙古合戰由事爲レ相ニ尋子細一。來月拾日以前。可レ被レ參ニ向博多一。仍執達如レ件。

弘安八年三月廿七日　　沙彌花押

〔御寶前〕神前と云ふに同じ。

〔平朝臣業時〕北條重時の第四子也、正元元年叙爵、弘安六年連署となり同十年卒す、平は北條氏の本姓也。

〔平朝臣時宗〕時賴の子也、文永元年連署、同五年北條第八代の執權となり、弘安七年卒す。

野上太郎殿

島津文書

筥崎警固番役事。自二今年正月一日一至二四月晦日一以二代官一被二勤仕一候畢。仍執達如レ件。

弘安八年五月一日　　忠宗在判

滿家院比志島入道殿

鎭西要略云。弘安八年十月十七日。將軍家之書曰。鎭西御家人等雖レ有二所用一。而不レ可レ參二向於鎌倉一。是爲レ令レ勤二蒙古武備石垣築地以下課役一也。以二遠江守爲時一奉二行之一。

同九年。蒙古人舟師自二志賀沖一襲來。而燒二筥崎之人家一。其舟大將名阿答海賊兵數百人所レ殺引二退海上一。

筑後國二池田兒島、郎種長。爲二蒙古合戰之賞一。加二封於薩州鹿兒島十分一一。

島津文書

異賊防禦事。鎭西地頭御家人。并本所一同地頭。從二守護之催一且令レ加二警固用意一且可レ抽二防戰忠功一之由。先度被二仰下一畢。而被レ定二鎭西奉行人等一之間。若不レ從二守護命一之族出來歟。如レ然之輩。縱雖レ致二合戰一不レ可レ有二其賞一可レ被レ處二不忠一也。早存二此旨一可レ令レ相二觸薩摩國中一之狀。依レ仰執達如レ件。

弘安九年十二月卅日　　相模守在判

陸奥守在判

田尻文書

可レ令二早田尻三郎種重子息領知一。

〔忠宗〕島津氏第四代にて、久經の子也、島津系圖に、四代忠宗下野守上總介任す、忠宗も父久經同前筥崎之役所を致二警固一、久經病死之後茂相勤候、云々とあり、尚ほ島津氏は日向守惟宗基言の子廣言に出で、其子忠久島津莊の地頭たりしより、島津を氏とす。

〔陸奥守〕北條業時也、（前頁參照）、弘安七年駿河守より陸奥守に遷る。

薩摩國鹿兒島郡職內拾分壹事

右依二蒙古合戰之忠一、所レ被二宛行一也。者早守二先例一、可レ令二領掌一之狀。依レ仰下知如レ件。

弘安九年閏十二月廿二日

相模守平朝臣　判

陸奧守平朝臣　判

勘仲記云。弘安十年二月廿日。今日祈年穀奉幣。予(兼仲)分配也。當日定上卿一條大納言家(實)參陣。上卿進二弓場一、奏二宣命草一、入レ宮。予出逢內覽奏聞之由有レ仰。於二臺盤所一內二覽之一、殿(兼平)下令二奏聞一給。小時被二返下一、於二射場一取二直宮一、獻二上卿一、仰云。令二清書一。次上卿被レ歸二著陣一、次被レ奏二宣命清書一。下略。

弘安十年二月廿日　宣旨

上陽之天。下旬之候。依二風力之災異一、有二月讀之顚倒一。占卜之趣。官寮不レ輕。加之勘二其曆運一、亦當二御愼一。術家所レ告。畏途多端。叡襟之底。恐懼無聊之由。別令レ載二大神宮宣命辭別一。抑蒙古異賊。近來襲來。動有二覬覦之疑一、蓋垂二擁護之誓一、永攘二災孽於萬里一、可レ底二靜謐於四海一之由。同令レ載二宣命辭別一。

藏人治部少輔藤原兼仲奉

春日社三十講最初御願文

南瞻部洲大日本國太上天皇(後深草)久仁敬白。夫春日大明神者內證最高。本是安惠難陀之化身也。外用叵レ測。今只和光利物之垂跡也。天照皇太神之護二百王一焉。安二萬乘之社稷一。天兒屋根命之列二五臣一矣。並二四所之祠壇一、然間神武馭俗以降九十代。通三之化風。尙仁明嘉祥之後四百廻。得一之禮日新。是以翠華南幸。

(實家)一條の祖實經の子也、建治元年大納言、嘉元三年內大臣、德治元年太政大臣となり正和三年薨ず。

(臺盤所)清涼殿西廂に在る一室也。

(月讀)伊勢國度會郡に在る內宮の別宮也、月夜見命及び荒魂命を祭る。

(南瞻部州)又た閻浮提洲と云ふ、佛說に我等の住む世界にして、須彌山南方の鹹海中に在りと云ふ。

(五臣)天兒屋命、太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉屋命等瓊々杵尊の降臨に陪從せる五部神を云ふ。

(四所)春日社に祭れる武甕槌命、經津主命、天兒屋命國比賣神等四柱の靈神也。

〔春禴秋嘗之奠〕二月の祈年祭及び十一月の新嘗祭を云ふ、禴は祭也。

〔唯識論〕成唯識論の略也。

〔玄弉三藏〕唐の高僧也、貞觀三年西遊、唯識を戒賢論師に受け、同十九年歸洛、經論凡そ七十五部を譯す、麟德元年寂す。

千乘萬騎之駕綿聯。蒼松陰森。春禴秋嘗之奠鼎盛。朝廷所ニ崇敬一異レ他者歟。伏惟弟子闢ニ朝日夕月之聖運一。謝ニ出震向離之尊位一。大隗大明之風底。羨ニ七聖之遇ニ軒遊一。汾山汾水之雲外。慣ニ四子之隨ニ堯心一。今上（後宇多）陛下之爲ニ嫡嗣一。儼ニ宸儀一兮握ニ乾符一。一日萬機之致ニ諮詢一。課ニ庸瓚一兮懸ニ地慮一。兢惕之深。寤寐無レ聊。然而匪レ不レ憶ニ海內之肅清一。匪レ不レ慕ニ天下之泰平一。只反ニ世於淳朴之昔一。將レ比ニ國於重華之時一。若非ニ神明之加被一者。何得ニ聖代之安全一乎。抑膺籙之始。任ニ奕世嘉謨一。以促ニ玉輅一。脫屣之今。依ニ多年之宸衷一。以拜ニ瑞籬一。憶通ニ一生涯之素願一。彌仰ニ大明神之玄鑑一。方今花夏理世之明時。李舜司節之初月。詣ニ三笠山之叢祠一。跂ニ七箇日之松宿一。厥間先就ニ寶築院之蓮宮一。專讃ニ法相宗之花文一。續ニ卒六十口於社壇一。令レ展ニ三十講之梵筵一。每日之儀。希代叡念也。便是始レ從ニ今茲之良曜一。宜レ爲ニ每歲之恒規一。啓白之趣。心丹不レ疎。奉レ圖ニ繪釋迦如來像一鋪一。斯像者殊依レ有ニ本尊之志一。忽所レ致ニ開眼之儀一也。奉レ書ニ寫紺紙金字唯識論一部十卷一。斯論者玄弉三藏之翻譯。金剛一乘之眞偈也。尊神者依ニ唯識之功能一。以添ニ威力一。唯識者依ニ尊神之威力一。以增ニ功能一。因レ茲課ニ宸筆一兮。楊邁耀輝。振ニ短毫一兮。芝筋究妙。染ニ紺瑠璃之牋一。則疑ニ春天之映ニ箱中一。瑩ニ紫磨金之點一。亦似ニ夜星之照ニ掌上一。雖レ謝ニ墨池之藝一。盍レ垂ニ鏡谷之感一。且是建治年中。於ニ斯社頭一。雖レ遂ニ供養之儀一。今當ニ臨幸之時一。早任ニ叡願之旨一。重抽ニ讃嘆之誠一。冥慮之甚。隨喜銘レ肝。仍屈ニ興福寺別當法務前大僧正一。爲ニ唱導師一。鄰松衞柏之促ニ周列一。肩隨ニ于枌楡之陰一。維月伐冰之臨ニ齋會一、拜ニ于雲雨之臺一。于時萬歲藤之添ニ佳景一。慶賀門之春色未レ改。長生之樹伴ニ仙方一。感應山之明德。是新猗矣。天時自然得レ境。昔梁室武皇帝之講ニ般若經一。金泥呈レ偈。今皇朝微眇身之寫ニ唯識論一。金字點レ文。彼者大通第五年之天春二月。詣ニ仁祠一兮闡ニ揚之一。此者弘安十一歲之曆夏四月。幸ニ靈字一兮講ニ讃之一。今所

レ跂兵猶璅焉。先祭ニ小善根之上分ニ奉レ資ニ大明神之本誓ニ必灑ニ甘露微妙之淨滴ニ宜レ垂ニ遐年増長之冥助ニ。然則窈洞無何有之鄕。星霜之影猶久。大椿萬八千之舘。春秋之色彌昌。遐邇悉歸ニ太上之德ニ神仙偏考ニ象外之榮ニ殊以ニ白業ニ奉レ賜ニ紫闈ニ天緒運遙。猶崇ニ天皇地皇之千祀ニ風化恩給。克調ニ風善由善之四時ニ大宮禪庭之爲ニ慈堂ニ鎭保ニ西母之上壽ニ矣。東二條院之作ニ幸路ニ宜レ丶ニ陰后之坤德ニ焉。兼復一品大王萬寓振レ威。雁隴之風惟新。柳陰斂レ塵。鶴洲之水屡清。松子献レ算。重請縱雖レ有ニ異賊之挿ニ獸心ニ讓ニ神誅於木兆ニ速被レ引ニ至德之復ニ鴻業ニ濕ニ帝德於無爲ニ君臣成ニ風雲之感ニ朝野蒙ニ雨露之澤ニ是可レ爲ニ神恩ニ是可レ爲ニ佛力ニ凡厥功德有レ隣。饒益不レ限。稽首和南。

弘安十一年四月廿一日　　　　　太上天皇久仁敬白

志賀文書

弘安四年蒙古合戰勳功賞筑前國ニ奈木庄地頭預所兩職配分事

一人豐後國志賀太郞泰朝法師

田地五町

下庄木部鄕二國九里

屋敷二箇所

六郎丸名内

畠地壹町

成吉名内

〔大椿〕莊子逍遙篇に出でし長壽の大木也。

〔西母〕支那の仙女西王母也。

〔東二條院〕西園寺實氏の二女公子也正嘉元年後深草天皇の中宮に立たれ正元元年院號宣下嘉元二年崩ず。

〔久仁〕後深草天皇の御諱也。

〔預所〕庄園の役所寺社及び領家より補する職にて、其の土地を預り、年貢物成等の事を管す、地頭にてこれを兼ぬることあり

右就ニ孔子一配分如レ此有レ限佛神事守ニ先例一不レ可レ有ニ懈怠一之狀如レ件

正應元年十月三日　　沙　彌　花押

　　　　　　　　　沙　彌　花押

島津文書

弘安四年蒙古合戰勳功賞筑前國早良郡七隈鄕地頭職配分事

一人薩摩國武光三郎師兼

田地參町

當鄕内

屋敷二箇所

北倅鄕上乙王丸名内

三奈木庄井上名内

畠地六段

七隈鄕内

長淵庄内

右就ニ孔子一配分如レ此有レ限佛神事本所年貢守ニ先例一不レ可レ有ニ懈怠一之狀如レ件

正應元年十月三日　　沙　彌　在判

　　　　　　　　　沙　彌　在判

〔本所〕領家又は本家を云ふ、領家とは莊園の所有者を云ひ、本家とは領家が自己の所領を安全ならしめむ爲め、特に土地より出る所當の一部を寄進して、名義上の支配者となしたる者を稱す、寬元元年八月三日の關東御敎書に、諸國御家人跡、爲ニ領家進止一之所々、云々、雖レ爲ニ本所進退一云々とあるは領家を本家と云へる例、正應三年十月十六日の御敎書に、本所亦國司領家所當年貢事とあるは本家を本所と云へる例也。

〔安嘉門院〕後高倉天皇の第二皇女、承久三年後堀河天皇即位せらるゝに當り、准母の儀に因り皇后となり、貞應三年院號を賜はる、弘安六年薨す。

〔孔子〕鬮（ク）に同じ、また櫛とも書く、當字也。

弘安四年蒙古合戰勳功賞筑前國早良郡比伊郷地頭職配分事

一人大隅國禰寢彌次郎清親

田地五町

上乙王丸名內

屋敷三箇所

東吉光名內

長淵庄內

畠地一町

下乙王丸名內

長淵庄內

右就二孔子一配分如レ此有レ限佛神事本所年貢守二先例一不レ可レ有二懈怠一之狀如レ件

正應元年十月三日　　沙彌在判

　　　　　　　　　　沙彌在判

東寺文書

先日參上之處。御出仕之間。空罷歸了。抑梅小路烏丸地事次第證文案被二進上一。子細見二其狀一候。凡安嘉門院御領所成二此御所御領一候之樣。自レ廳被レ押之間。即參日之時被二聞食一了。吉田宰相（辨于レ時）奉行也。可レ付申一儀之由蒙レ仰候間。即持二向此文書等一被レ申候樣申二入事由一之後可二返答一候。云々。其後又尋申

候時。付二本人一可レ致二其沙汰一之由被二仰下一候了。其後被レ止二廳官妨一了。彼所迄無二相違一候。畏入候義。去九月又自レ廳押レ之候。其時例爲二異國防禦御祈一參二住吉社頭一。仍、不二敢申入一候。去二日及二深更一歸洛之間。爲レ申二子細一參上之處。御出仕之間罷出了。如二先日仰一任二文書道理一可レ領二知之由。被二仰下一候樣申御沙汰候。者可レ爲二御善政一候歟。恐々謹言。

正應元十月六日　　法　印　花押

進上中御門殿

門葉記云。正應二年六月十八日爲二異國降伏御祈一。於二本房一被レ始二行七佛藥師法一。

異國降伏御祈事。可下令レ抽二懇丹一給上之由。御氣色所レ候也。以二此旨一可下令レ申二十樂院僧正御房一給上候。仍執達如レ件。

正應二年六月廿五日　　權中納言忠世

三位法師御房

逐申

如二浮說一者。今年可二襲來一歟之由其聞候。御進退末寺等。同可レ有二御下知一候。致二沙汰一分且委可レ令二注進一給上之由被二仰下一候。以二此趣一可下令二申沙汰一給上。

又云。異國降伏御祈事。按。正應三年也。

蒙古之凶賊。今年有二覬覦之疑一云々。御祈事兼日可レ有二其沙汰一。限二三七箇日一。抽二無貳之懇丹一可レ被二祈請申一之由。院宣所レ候也。仍言上如レ件。俊定恐惶謹言。

〔住吉社〕大阪住吉區に在り、神功皇后征韓の時、海神底筒男命、表筒男命、中筒男命を祈りて驗ありしを以て始めて社を造りて鎭め奉る、後神功皇后を加へて四座とす。

〔七佛藥師法〕善名稱吉祥如來、寶月智嚴光音自在如來、金色寶光妙行成就如來、无憂最勝吉祥如來、法海雷音如來、法海勝慧遊戲神通如來、藥師瑠璃光如來の七佛を本尊として、息災安産等を祈る法也、多くは天台宗にて修す。

〔權中納言忠世〕平姓也、弘安八年參議、正應元年中納言となる。

〔參議俊定〕藤原姓也、正應元年參議、三年中納言となる

〔十樂院僧正〕龜山天皇の十六皇子二品慈道法親王也、正和三年天台座主となり、曆應四年薨す。

〔顯密〕顯教と密宗即ち天台と眞言也

四月廿五日　　參議俊定奉

進上　十樂院僧正御房政所

追言上

御門徒幷御管領末寺等。同可レ有二御下知一候。於二御祈一者顯密之間。殊可レ有二効驗一事可レ有二御計一候。

各可レ被レ召二進卷數一。可レ被レ奉二納諸社一之由。其沙汰候也。重謹言。

同御祈幷天下靜謐御祈事

異國御祈事。先日申入候畢。此次天下靜謐之由。同殊可レ被二祈請一之由被二仰下一候也。以二此旨一可下令レ申二入十樂院前大僧正御房一給上。仍執達如レ件。

四月廿七日　　參議俊定

三位法印御房

逐申

御祈事忩可レ有二其沙汰一候也。

同御祈可レ參二籠八幡一由事

一日之評定候之處。如レ此被レ申候之條。殊以公平候。然者早可レ有レ御二參籠八幡一候。云二異國之降伏一。云二我朝之靜謐一能々可レ有二御祈請一候。被二悉思食一之由被二仰下一候也。以二此旨一内々可下令二申入一給上候。恐々謹言。

正應三年五月一日　　俊定

三位法印御房

南都唐院文書

蒙古之凶賊。今年有二覬覦之疑一云々。御祈事兼日可レ有二其沙汰一。於二春日社并興福寺一限二三七箇日一各抽二無貳之懇丹一可レ祈申一之由可レ被二仰遣一之旨。院宣所レ候也。以二此旨一可下令二申沙汰一給上。仍執達如レ件。

五月十四日　　　　中宮大進光、

謹上　左中辨殿

北條九代記云。正應五年七月。附二商舶歸朝一。大元燕公南獻二牒狀一。十月高麗使金有成等到着。翌年被レ召二下關東一訖。

東寺文書

御教書

異國降伏御祈事。先々被レ仰畢。武藏上野伊豆駿河若狹美作肥後國一宮國分寺宗寺社殊可レ令レ致二精勤一之由。相二觸之一。可レ執二達卷數一之旨可下令二下知一給上之由。被二仰下一候也。仍執達如レ件。

正應五年十月五日　　　　陸奥守宣時在判

相模守貞時殿

公文所執行

異國降伏御祈事御教書如レ此。任下被二仰下一之旨上。可レ致二精勤一之由。相二觸若狹國中一。可下令レ執二達卷數一給上之旨候也。仍執達如レ件。

正應五年十月十三日　　　　右衞門尉在判

沙彌在判

〔金有成云々〕東國通鑑高麗紀忠烈王十八年の條に、九月元遣下二洪君祥一、來命レ我護二送日本人一、遣中其國上、又令レ招二諭日本一云々、仍以二監察御史金有成一陞二大僕尹一、爲二宣諭使一、直文翰署郭麟陞二供驛署令一、爲二書狀官一、護二送之一、云々、遂行、日本帶憾二東征一、皆拘留不レ還、二人存歿世不レ得レ聞と見えたり。

〔一宮〕其の國に於ける第一の神社をいふ。或は光孝天皇の仁和年間諸國に一宮を置くといひ、又天社を一宮國社を二の宮といふなど諸說あり。

〔關東公方御教書〕關東御教書に同じ公方はもと朝廷を申す詞なるが、轉じて將軍を云ひ、更に北條氏の尊稱となれり、御教書とは三位以上の公卿并に武家の棟梁の家司が上意を奉承して出す文書を云ふ、關東御教書とは執權及び連署の加判ある御教書をいふ。

〔公文所〕元暦元年鎌倉幕府に設けし役所にして、もと別當以下の職員を置き政務を總掌せしが、建久二年これを改めて政所となし、從前の公文所をこれに屬せしめ、專ら文書に關することを沙汰せしむるに至れり。

左衛門尉　在判

工藤右衛門入道殿

異國降伏御祈事。關東公方御教書。并公文所御執行如レ此候。仍案文早任下被二仰下一之旨上。令レ致二御祈誠精勤一爲レ達二上關東一可レ送二給卷數一之旨。御領内宗寺社禰宜別當可レ有二御下知一候歟。恐々謹言。

十一月十二日　沙彌西念　在判

遠敷郡地頭御家人預所殿御中

來十二月一日二日之比。可レ達二關東一以二御卷數一于二今月中一可二送給一候歟。

島津文書

異國降伏御祈事。去十月廿七日關東御教書。今月廿日到來。案文如レ此如レ状。者薩摩國一宮國分寺宗寺社。殊可レ致二精勤一之由相二觸之一可レ令レ執二達卷數一者。者任下被二仰下一之旨上可レ被レ致二御祈禱忠一候。仍執達如レ件。

正應五年十二月廿一日　左衛門尉　在判

冠嶽別當住僧御中

追仰

蒙古國御祈。此間始二行何事一哉。同可レ被二注申一也。又御使經廻間。朝夕祈事宜レ致二沙汰一。不レ可レ存二過分一由。仍状レ之。　在判

門葉記云。阿闍梨大僧正源恵。正應六年（改二永仁元一）二月廿二日。爲二異國降伏一於二禁中一被レ修二七佛藥師法一。

〔宣時〕北條時政の曾孫にて、朝直の子也、弘安十年連署、正應二年陸奥守となり、元亨三年卒す。

〔貞時〕時宗の子也弘安七年北條第九代の執權となる、應長元年卒す。

〔類聚神祇本源〕伊勢の神道說を述べし書、度會家行の著にて十五卷也。

〔伊雜宮〕志摩國に在る天照大神の遙宮御形鏡にて、後世玉柱屋姬命を合祀す。イサハノミヤと訓む。

高野山文書

異國降伏御祈事。參ニ籠丹生社一。可レ令レ致ニ丹誠一之狀。依レ仰執達如レ件。

正應六年二月廿二日　陸奥守宣時 判

相模守貞時 判

中納言法印能海御房

類聚神祇本源伊雜宮下云。正應六年三月廿日宮符。改ニ社號一奉レ授ニ宮號一。預ニ官幣一二宮同前也。依ニ異國降伏之御祈請一也。內宮別宮篇。

又風宮下云。社記曰。正應六年三月廿日官符。改ニ社號一奉レ授ニ宮號一。預ニ官幣一依ニ異國降伏之御祈一也。外宮別宮篇。

門葉記云。正應六年三月廿二日。於ニ二條富小路內裏一。爲ニ異國降伏御祈一被レ始ニ修大熾盛光法一。大阿闍梨前座主慈助親王。奉行藏人左衞門權佐定資。

二月十六日御請書到來。

被ニ綸旨一偁。爲ニ異國降伏御祈一。自ニ來月五日一。可レ被レ始ニ行大熾盛光法一。率ニ廿口伴僧一。可レ令ニ勤修一之由。宜ニ遣仰一者綸旨如レ此。以ニ此旨一可下令レ申ニ入青蓮院宮一給上。仍執達如レ件。

二月十六日　左衞門權佐定資

謹上兵衞督法印御房

御請書御請文事

（慈助）後嵯峨天皇の第十三皇子也、正曆三年天台座主となり、永仁三年寂す。

（高檀紙）檀紙の面に細き皺文あるを云ふ、其寸法により、大中小の三種に分つ。

（熈仁）伏見天皇の御諱也。

跪請
　綸旨一紙
右從ニ來月五日一於ニ禁裡一率ニ廿口伴侶一勤ニ修大熾盛光法一可レ祈ニ請異國降伏一之由。者跪所レ請如レ件。
　二月十六日　　　慈　助　請　文
追申
　支度獻之
御祭文高檀紙三枚ナ重ナ書レ之。
維正應六季、歲次癸巳。三月丁巳朔。廿二日戊寅。吉日良辰。南瞻部州大日本國國主皇帝熈仁。沐浴潔齋。歸命稽首敬白。摩訶毘盧遮那如來三世一切諸佛。殊本尊界會。熾盛光佛頂大曼荼羅中。八大菩薩。四大明王。七十天等。總地前地上諸大薩埵。三部五部諸尊聖衆。聲聞緣覺。諸賢聖衆。北辰北斗。二十八宿。七曜九執。內外宮一切星宿。焰魔法王。泰山府君。司命司祿。五通大神。本朝三千餘座大小天神地祇言。朕曾纘以降。垂拱爰レ化。民草未レ靡。空謝ニ君子之德風一。聖華猶疎。雖レ呈ニ武丁之祥雉一。雖レ愼ニ一日一有レ餘ニ于恐一。漸及ニ七年一不レ知レ所レ栽。就レ中頃者異國將レ寇。率土不レ穩。剩遣ニ使介一。齎ニ無禮之書一。徑乞ニ和親一。忘ニ不義之誡一。蓋遵ニ三王遺制一。固禁ニ四夷之所雜一。夫熾盛光法者。答ニ明王之叡願一以必令ニ護持一。却ニ異賊之侵亂一。以立令ニ降伏一。轉レ禍爲レ福之勝利矣在ニ祈興一不祈。息災延命之巨益焉依ニ敬興一不敬。是以始レ自ニ今朝一限ニ七箇日一。使ニ無品法親王率ニ廿口伴僧一。致ニ廿一時供養一。仰願熾盛光佛頂大曼陀羅。各任ニ本誓一。宜レ納ニ單誠一。內則照ニ佛日之淨光一矣。緬尋ニ法流於唐朝之濫觴一。外亦振ニ神風之赫威一

〔如法尊勝法〕尊勝法（七七五頁參照）は祕法なれども、大法に准じて行ふより如法と云へる也。

〔北條越後守兼時〕時頼の孫、宗頼の子也、正應元年越後守、永仁三年評定衆となり、同年卒す。

〔尾張守公時〕北條義時第三世の孫、名越氏第三代にて時章の子也。

〔將軍執權次第〕治承四年より建武元年に至る將軍及び執權の次第書也。

焉。再拂二氛霧於晋羊之凶器一、我國爲二神國一有レ照。此界與二佛界一有レ緣。遇合二神力佛力一、宜レ治二海内海外一。況乎安二丘尺梵字一兮。設二四増護摩一者。其例雖レ仍レ舊。於二中禁震居一兮。修二大熾盛光一者。斯度始爲レ初。綷巳㢘重。稲葉拾諸。然則瑤圖不レ搖時。萬之皇祚洋々。銀牓是富明。兩之神聰巍々。射山禪洞之中。献二南壽山之嘉祝一。仙院慈堂下。斈二本命院之餘薫一、繼嗣繁昌。中闈啓レ慶。庶績咸熙。上宰輔レ政。普天有レ瑞。東藩遂保二長久之運一、諸度無レ塵。西鎭皆誇二靜謐之娯一、乃至法界平等。利益謹度云至。早垂二感應一。敬白。

又云。准三宮法務前大僧正。道玄 正應六年三月十四日。爲二異國御祈一。於二鴨社一始修二四天王法一。同六月十八日。爲二異國御祈一、始修二如法尊勝法一。按。此時道玄前座主也。

鎭西要略云。永仁元年奉行所從五位下北條遠江守爲時卒。鎭西之職十二年也。北條越後守兼時任二鎭西探題一、下二筑前箥姪濱一。或曰。博多又鳥飼。是探題之始也。以令レ監二九國二島一。按。爲時宜レ作二時定一。説在レ上。

太平記云、永仁元年ヨリ鎭西ニ一人ノ探題ヲ下シ、九州ノ成敗ヲ司シメ、異賊襲來ノ守ヲ堅フス。

帝王編年記云。九州探題越後守兼時。永仁元年三月七日下向。兵庫頭時家尾張守公時男 永仁元年七月廿四日下向。

北條九代記云。兼時修理亮 弘安七年十二月二日入洛。爲二六波羅守護一。正應元年二月十一日。任二越後守一。永仁元年正月十八日下向。同三月七日。爲二異賊警固一下二向鎭西一。又見二尊卑分脉將軍執權次第等一。

島津文書

爲二異賊警固一。所レ下二遣兼時時家於鎭西一也。防戰事加二評定一、一味同心。可レ運二籌策一、且合戰之進退。宜

〔高野山文書〕高野山の古文書にして四百卷あり、今同山に藏す。

〔丹生社〕高野山檀場に在る丹生都姫明神也、高野御子明神と相併ぶ、共に高野の鎭守社也この二社を總じて丹生明神とも云ふ

〔四所明神〕前二社の外、高野山に在る氣比明神、丹生明神の子神の四神を總稱す。

〔天野大明神〕丹生社の祭神也。

レ隨二兼時之計一。次地頭御家人幷寺社領本所一圓地輩事。背二守護人之催促一不二一揆一者可二注申一。殊可レ有二其沙汰一之由。可レ相二觸薩摩國中一之狀。依レ仰執達如レ件。

永仁元
正應六年三月廿一日　　陸奥守在判
　　　　　　　　　　　相模守在判

島津下野三郎左衛門尉殿

高野山文書

太政官牒二金剛峰寺一

應下任二去年綸旨院宣國司廳宣等一。爲二高野山丹生社領一。停二止勅事院事伊勢太神宮工役夫造內裏已下大小國役一。令丙庄號致乙聖朝安穩異國降伏精勤甲。和泉國近木鄉壹所事

右得二彼寺衆徒等。去月日奏狀一偁。謹考二按內一。當社者尋二本地一。中臺八葉之心王。爲二三世常住之法帝一。思二垂跡一。者乾道七世之胤子。爲二八荒鎭將之武神一。是以地神第二代天津彥尊。始拓二天野廟祠一。号稱二常世宮一。人王十六代應神天皇。殊崇二靈威一分。定二山地境一。社者豐受大神開闢之瑞籬也。豈非二日本最初之草創一。神者亦八幡宗廟歸敬之靈驗也。旁播二異國降伏之冥感一。爰去文永年中以降。蒙古荐窺二本朝一。緯之怖畏超二于先規一。國之杳冥（安否イ）在二于斯時一。而弘安四季四月九日同十二日。當社四所明神之中。三大神號二蟻通神一。託宣曰。日本國神々發二向蒙古一。任二先例一。天野大明神可下令レ向二一陳一給上之由。議定既畢。吾爲二彼楯築一。可レ懸二初箭一也。而摠無二武具一。鏑矢一手弓弦一筋。來廿一日巳前可レ令レ得レ之。明神進發者來廿八日丑刻也。其時定可レ有二瑞相一。以二不動火界呪一。可レ增二神威光一。來六七月中。本朝可レ成二安全一。云

（廣田社）攝津國武庫郡廣田村に在り神功皇后新羅より御凱旋の折、天照太神の神託により此地に太神荒御魂を祭り給へるに始まり、後ち八幡、住吉、南宮、八祖の四神を合祀し、廣田五社と稱す。

（匪石）詩經の邶風柏舟篇に、我心匪レ石、不レ可レ轉とあり、堅く動かすべからざるを云ふ。

云。取要。其後異國賊船。不レ知二幾千萬一。充二滿海上一之由。鎭西早馬。關東到來之間。萬人變レ色貴賤失レ度之處。彼託宣文披露之刻。人皆含二隨喜一。知二神威不一レ墜。仍自二關東一任二彼託宣一。被レ送二獻弓箭御劍幣帛等一。然間合戰之後。如二鎭西所レ進戎虜日狀一者。去四月四日蒙古賊船解レ纜之由載レ之。明神託宣相二當彼翌日一。自餘諸社各雖レ有二靈異之聞一。皆是凶賊猖狂襲來之後也。兼謀二未然之前一。遙鑒二絕域之外一。示二兩度之靈託一。告二四海之安危一。當社効驗殊以嚴重也。四月廿一日。社頭數千之群烏。只殘二一雙一兮悉去。是則三大神前進兆也。同廿八日夜。神殿鳴動。宛如二地震一。奇光赫奕。殆疑二天變一。明神出御瑞相也。七月廿九日。暴風俄起。異國賊船。一時滅亡。海內靜謐兮都鄙開レ眉。兼日之靈託。指レ掌兮符合。關東獻二弓箭一之處。鎭西有二流矢之瑞一。又合戰之間。舟船之外紅火交レ煙兮飛二波頭一。彩龍興レ風兮現二海面一。云云。特誦二火界一之託宣。其證可レ謂二于在一レ眼。加之閏七月晦日夜。攝州廣田社巫女。詣二當社一而託宣曰。於二今度一者。住吉毛八幡毛屬二我力一致二征罸一。若託二吾覡一示二此事一。者世以可レ成レ疑。故以レ汝令二告示一。云々。又自レ非二眞言敎力一難レ施二降伏靈驗一之由。蒙二八幡之御告一。於二當山一有二一萬座不動供勸進之侶一。以レ之思レ之。丹生明神之神變。勝二于諸神一。非三唯寄二一社巫女之口一。金剛乘敎之敎力。超二于餘敎一。誰敢疑二八幡正直之告一。國之爲レ國者神明之擁護也。神之爲レ神者法味之威力也。冥助既揭焉也。報賽豈可レ疎哉。因レ茲專抽二關東匪石之懇棘一。被レ避二進泉州近木之地頭職一畢。弘安七年十二月十一日。件寄進狀偁。爲二聖朝安穩異國降伏一。殊有二御祈願一。所レ被二避進一也。者依二鎌倉殿仰一。奉レ寄如レ件。云々。就レ之關東既奉二爲聖朝安穩一。避二進彼地頭職一。公家亦爲二異國降伏一。可レ避二賜同國方一之旨。代二神慮一達二天聽一之日。去正應三年三月廿七日院宣偁。高野山丹生社申。和泉國近木鄉間事被レ尋二下國司一之處。請文如レ此。此

上者遂可レ被二寄附一。且可レ存二其旨一。云々。而同國卷尾寺住僧等。或號二俊綱寄進狀一。或稱二國司廳宣一。始構二出正治建仁之謀書一雖二掠申一。正應聖代之明時。於二仁和寺宮一被レ糺二明兩方一之處。卷尾之所レ申謀書顯然之間。去年八月被レ下二當社一院宣偁。高野山丹生社申。和泉國近木鄕事。卷尾寺僧稱レ有二俊綱寄進狀一。就レ申二子細一。無二左右一被レ付二彼寺一歟。而如二金剛峯寺幷國衙訴申一者。俊綱狀等先々全不二備進一。非レ無二不審一之上。地頭職事武家既寄進。然者停二止卷尾寺知行一。任二以前勅約一。永所レ被レ寄二附丹生社一也。異國降伏者依二神慮之令一然。天下泰平者在二祈禱之異一レ他。叡實之餘。所レ被レ寄二彼鄕一也。衆徒等彌凝二懇誠一。宜レ致二祈禱一云々。同月日綸旨偁。和泉國近木鄕所レ被レ寄二附高野山丹生社一也。殊令レ抽二無貳之懇篤一。可レ奉レ祈二萬壽之寶祚一。云々。同七月國司廳宣偁。卷尾寺住侶等稱レ有二俊綱寄進狀一。雖二掠賜一。彼狀先々全不二備進一。旁依レ有二訛謬一。其趣已被二奏聞一畢。然則停二止卷尾寺知行一。依二異國降伏之賞一所レ被レ寄二附高野山丹生社一也。者永爲二當社領一。殊可レ抽二聖朝安穩異國降伏御祈禱一。云々。然則既依二公家關東一揆之敬神一。可レ爲二國衙地頭一圓之社領一之由。早被レ下二綸旨院宣國司廳宣等一畢。此上者任二件等狀一。永爲二當社領一。不レ可レ有二牢籠一之由。爲レ被レ成二下官符同牒一。所レ令レ言二上子細一也。望請天恩任二綸旨院宣國司廳宣等一。爲二當社一圓之神領一。早令三莊號停二止敕事院事伊勢役夫工造内裏已下大小國役一。可レ致二聖朝安穩異國降伏祈勤一之由。且被レ下二官符於社家一。且被レ牒二送子細於社家一。者殊偏二異賊征罰專一之懇一。奉レ祈二天長地久萬代之鳳曆一。者正二位行權中納言藤原朝臣冬季宣奉勅。依レ請者同下二知彼國一既畢。寺宜二承知一牒到。准レ狀故牒。

正應六年三月廿八日　修理東大寺大佛長官正五位上行左大史兼能登介小槻宿禰判牒

〔卷尾寺〕和泉國泉北郡槇尾寺村に在る施福寺也、行滿上人の開山と傳ふるも年代詳ならず

〔金剛峯寺〕紀伊國伊都郡高野山に在る眞言宗古義派の總本山也、弘仁七年僧空海の草創にして、十年金堂成り、二代眞然諸堂宇を大成す。

〔藤原朝臣冬季〕正應二年參議、五年中納言、永仁六年正二位となり、正安四年薨す。

〔伏見院御記〕弘安十年十月以下、正應元年正月、十一月、同三年正月二月、同六年七月乃至九月、延慶二年十月等の伏見天皇御日記也。

〔良宗卿〕藤原姓也弘安九年中納言、正應三年大納言となり、德治二年薨す。

〔朝餉〕朝餉間也、清涼殿西廂に在り「アサガレヒノマ」と訓む、天皇の供御を備ふる所をいふ。

〔頼藤朝臣〕藤原姓にて當時藏人頭也永仁二年參議、同七年中納言となる

右少辨正五位下兼行春宮大進平朝臣

伏見院御記云。正應六年七月三日晚頭。權大納言良宗卿。、、公卿勅使日時勘文覽畢。返給。頃之勅使權中納言藤原朝臣兼季候殿上。以雅俊仰可勤仕伊勢勅使之由。四日。十六社奉幣依異國事也。此次勅使度々延引事所謝申神宮也。七日晚陰、關白(家基)參召在兼朝臣。、宸筆宣命同事。今夜洗髮。明日爲宣命淸書可潔齋也。召俊光朝臣。神寶等夜中可渡之由仰之。八日辰一點沐浴。即著直衣。(引倍木張袴。)於朝餉淸書宣命。此間殿上五位六位藏人等。運置神寶於御殿。淸書了覽之。歸入之後撤了。即垂御簾。覽神馬毛付。(次將親平朝臣)關白候簾中。此間內記道名遲參。俊光朝臣頻催促。及數刻。內記參。上卿權大納言良宗卿。以俊光奏宣命草。件草昨日內々見之處。文章等不思樣之間。條々可直之由仰了。少々雖改之。猶不甘心。然可遲々間。只一句可改之由仰畢。頃之奏淸書。已終刻頼藤朝臣召勅使。勅使參進。給宣命了。勅使退出。出弓場、、上卿以下即參神祇官。頃之御幣等發遣之由。俊光申之。

公卿勅使參宮次第云。正應六年七月十三日。公卿勅使御參宮勅使從一位行權中納言藤原朝臣爲兼。王從五位上行正親正兼重。王中臣從四位下行神祇權少副大中臣朝臣師世。忌部正五位下行神祇權少副尙孝。卜部大司長藤。少司國世。

天皇我詔旨度。掛畏伎伊勢乃度會乃。五十鈴河上乃下都石根爾。大宮柱廣敷立氐。高天原爾千木高知氐。稱辭定奉留。天照坐須皇大神乃廣前爾。恐美恐美毛申賜者久止申久。朕奈毛苗胤乎稟氐。謬氐神器乎守留。爰去年乃冬比異利。異國忽爾牒書乎送氐。强和好乎求牟。若逆命倍者可用兵之由乎告久。綷旣爾文永與

（藤原朝臣爲兼）爲敎の子也、正應二年參議、同四年中納言、延慶三年大納言となり、元弘二年薨ず、歌道に達し、玉葉集の撰者たり。

（荒祭宮）伊勢國度會郡宇治鄕五十鈴河上、大神宮の北に在る神宮別宮の第一にして、皇大神の荒御魂（靈代鏡）を祭る。

利起天。今爾及倍里云止毛、我朝末レ容二其言一須。誠爾安危乃間多難レ決久。理亂乃本毛叵レ辨志。邊將毛堅久防禦乎儲氐。鎭爾衛乎致勢波。邦家能煩比無爾非須。勞太柴庶之患倍有利。加之須。頃者天變屢呈禮。地妖頻示須。又炎旱渉レ旬豆。稼穡不レ稔阿須。與六レ彼云レ是比。一歎一愼牟。是則朕加薄德乃令レ然留上爾。日本久其柄乎失氐。國家朝典毛衰微志。州縣郷邑毛凋弊志豆。賢人聖人毛不レ佐須。宗廟社稷毛不レ與留故奈利。然而毛自今以後爾。廢乎興志絶乎毛繼豆。風乎移志俗乎易豆。祖宗乃道乎道止志。帝王乃德乎德止志豆。政令乎守。可レ行義心乎誓比。叡念乎凝志豆祈申者。皇大神定豆靈睠乎垂禮。立止古呂爾冥助乎施給布倍志止。祈念行牟天奈、故是以吉日良辰乎擇定豆。從一位行權中納言藤原朝臣爲兼。王從五位上行正親正兼重王中臣從四位下行神祇權少副大中臣朝臣師世乎差レ使豆。忌部正五位下行神祇權少副齋部宿禰尙季加弱肩仁。太繦取懸豆。內外乃宮仁。禮代乃大御幣爾。金銀乃御幣乎相副豆。持齋利。令二捧持一豆奉レ出給布中爾。內宮爾者御弓・御箭・御鋒劍・御桙・御錦蓋・御鏡・御裝束・御玉佩・御麻桶・御線柱・唐錦一段・唐綾一段・火取珠一顆・作花三技・金鳳一羽・雕馬一疋爾。左右乃御馬各一疋乎牽副豆進給布。外宮仁者。御弓・御箭・御鋒劍・御桙・御錦蓋・御鏡・御玉佩・御麻桶・御線柱・唐錦一段・唐綾一段・火取珠一顆・作花三枝・銀鳳一羽・雕馬一疋爾。右乃御馬一疋乎牽副豆進給布。又荒祭宮爾。金銀獅子形各一頭進給布。此外加內外乃宮仁。銀劍各一柄乎副豆進給布。掛畏岐皇大神。此狀乎平久安久聞食豆。形兆未レ見爾災孽乎攘比。兵戈未レ起爾逆亂乎撥免給比豆。天皇朝廷乎寶位無レ動久。常磐堅磐仁夜守日守仁護幸倍奉給豆。天下淳樸仁。海內淸平爾。護恤給倍止。恐美恐毛豆申賜者久止申。辭別豆申賜者久。殊爾思食事在豆。內外二宮乃正權禰宜以下爾。各賜二一階一布。此旨乎令二照察一給豆。所

レ祈乃勅願者。幽谷乃如レ應レ響久。明鏡乃如レ寫レ像止。仁志寶祚久長爾。玉躰安穩仁。護恤給倍止。恐美恐美毛申賜レ者久申。止

正應六年七月八日

鎭西要略云。永仁二年。探題兼時令二九州諸士代番勉一博多警衞一。蓋是異賊鎭仝二武備一故也。

帝王編年記云。九州探題越後守兼時。永仁三年四月。參二關東一。兵庫頭時家。永仁三年四月參二關東一。

北條九代記云。兼時越後守 永仁三年四月廿三日參二向關東一。同五月十一日爲二評定衆一。同九月十九日卒。

尊卑分脉云。兼時越後守從五下 正應六三七下二向鎭西一。永仁三三二下二關東一。同年九八卒。卅二歲。宗定修理亮從五下 永仁三八十九於二鎭西一卒。

鎭西要略云。永仁三年五月。探題兼時病辭歸。北條修理亮定宗爲時子代下向。八月十九日卒。九月北條上總介實政補二探題一下焉。

帝王編年記云。九州探題前上總介實政。永仁四年亦遷二鎭西一。四十八 御家人等沙汰。止二注進一可二成敗一之由被レ仰畢。

鎭西要略云。正安元年七月。將軍家書令曰。探題上總介實政。勉二異賊防禁事一。幷可レ沙二汰西國堺論等之事一。云々。

北條九代記云。正安元年十月八日。宋朝僧正子曇一寧參二着鎌倉一。一寧持二大元國書一。

妙慈弘濟大師行記云。師諱一寧。號二一山一。大宋國台州臨海縣胡氏子也。逮二大元革下命。閑二法昌國之祖印寺一。至元甲申仲夏中八也。一住十載。遷二補陀之地一。太德二年夏。我商舶薄二明州一。大元國主初有下狙二

〔評定衆〕執權と共に政所に列し政事を參議し吏務を執行する幕府の職名也、嘉祿元年始めてこれを置き、爾來北條氏の族又は大江、淸原、中原、三善等文筆に堪へたる諸士を以て任す、建長中引付衆を置きし後ちは、先づ引付衆となり次で此職に轉ずるを例とせり。

〔一寧〕もと天台の僧なりしが、後ち禪に歸す、文保元年寂す、其他の傳本文に詳か也。

〔至元甲申〕至元二十一年（弘安七年）なり。

〔太德〕元第二世成宗の年號にて、其二年は我永仁六年に當る。

寬我ニ之心上。故辛巳戰艦數盈ニ十萬一。然風濤一夕破蕩狼狽。是以恐ニ我國之神靈一。願志未レ歇。屢畫ニ奇籌一。爲ニ此方傾ニ嚮佛乘一。欲下聘ニ有道衲子一勸誘以爲中附庸上。愚溪既當ニ其任一。然老病未レ遑レ發。偶聞ニ商舡至一。欲レ成ニ先策一。遂ニ選俊髦一。臺評湊レ師。即敕ニ宣慰使阿答刺相公一。遣ニ一省郎及慶元府判官僧錄司知書昌國州知州僧正司知書等五十餘人入レ寺。出ニ宣慰使手書。及僧錄司官書一曰。皇帝聖旨下ニ省府一。賜ニ師金襴衣及妙慈弘濟大師號一。泛ニ溟波一到ニ日本一。通ニ二國之好一。乃以ニ衣帖一付レ師。軟語慰勞。師思レ不レ可レ違。受レ之。明日一行官將師到レ府。府官僧官皆在焉。細説ニ通レ好之事一。而付ニ元朝信書一通一。又差ニ官吏五人一。侍衛蓋備ニ師之逃匿一也。尋燕參政公來。持ニ國主詔旨及省部文書一。宣讀了。急請レ登レ舟歸ニ寶陀一。宿一日行。官吏差ニ三舡一。劇遂附ニ日本船一。於レ是乎風浪鼓蕩。檣折柁摧。修補僅成。進馳三四日。到ニ高麗絕徼一。又速奔一日。出ニ沒濤山浪嶽間一。飄簸而著ニ于博多一。本朝正安元也。舶主以レ書白ニ元帥府一。府議曰。敵國命使不レ活矣、或曰使命不レ活然奈ニ僧儀一何。先編ニ置豆州修禪寺一。或曰宋僧之入ニ我土一。多挾ニ道術一也。傳聞。寧公元國望士。其受ニ重寄一。又可レ知矣。而又出ニ于抑逼一也。且夫沙門者福田也。有道之士無レ心ニ於萬物一也。在ニ元國一元之福也。在ニ我邦一我之福也。豈必區々慕ニ子卿之節一哉。若長朽ニ于窮竇一。非下吾土鄉ニ比丘ニ之素上也。因レ茲追赴ニ相陽一。十二月七日主ニ福山大道場一。（又見ニ元亨釋書一。）元亨釋書云。釋子曇宋之台州人。徧游ニ叢社一。普參ニ名宿一。適於ニ石帆衍公處一止ニ奔馳一。文永之間。觀ニ光上邦一。慧峰之爾福山之隆。關ニ敞軒一以待レ之。經ニ數祀一而歸。正安元年。與ニ寧一山一同レ舟重來。平副帥貞時。待以ニ師禮一。迎居ニ圓覺大伽藍一。

新式目

〔大師號〕大師はもと佛菩薩の尊稱なりしが、後ち高僧の尊號となり、我國にては高僧の勅諡號として用ひらる、その始原は支那にては唐太宗の時に起り、我朝にては貞觀八年最澄に傳教大師、圓仁に慈覺大師を贈れるを初めとす。

〔圓覺〕鎌倉山内に在る臨濟宗の寺、鎌倉五山の第二也弘安五年の草創に係る。

〔新式目〕弘安七年五月二十日公布せる三十八條の制令なり。

〔公孝〕實基の子、德大寺第六代也、弘安六年大納言、正應四年內大臣、正安元年右大臣乾元元年太政大臣となり、嘉元三年薨す。

〔兼基〕師忠の子、二條氏第三代也、正應四年右大臣、永仁四年左大臣、同六年攝政、正安元年太政大臣關白となり、建武元年薨す。

〔定實〕顯定の子、土御門（村上源氏）第三代也、正應五年准大臣、永仁四年內大臣、正安三年太政大臣となり嘉元四年薨す。

任ニ先例ニ可レ令ニ斟酌一。幷異賊防禁條々。以ニ大藏五郎入道惠廣依田五郎左衞門尉行盛ニ行ニ仰遣一也。者依レ仰執達如レ作。

正安二年七月十日　　陸奥守判

相模守判

上總前司（實政）殿

帝王編年記云。九州探題前上總介實政。正安三年九月日出家。乾元元年十二月七日卒。（五十四）上總介政顯男（實政）、正安三年十一月二日鎭西奉行。（三十三。）

北條九代記云。正安三年十一月廿一日。異國舟若干。著ニ薩摩國甑島一。大風吹賊船遂退訖。

吉續記云。正安三年十二月十日戌刻。入道相國（實兼）狀到來。武家使者申詞相ニ副之一異國襲ニ來薩摩國子敷島一兵船一艘著之。海上二百艘許見。自ニ鎭西一飛脚下ニ向關東一。中略。參ニ御所一。右府（公孝）祇候。入道相國狀等奏レ之。驚聞食。明日評定之次可レ有ニ其沙汰一。可ニ早參一之由有ニ勅定一。國家重事。何事如レ之乎、十一日評定。（兼基）關白（定實）相國堀川大納言予師（經長）（雅憲）坊城前中納言等也。異國事。內治レ德。外祈レ神之外不レ可レ有レ他之趣。人々定申。我朝神國也。一代一度。大神寶中絕神慮叵レ測。可レ被ニ發遣一之由。予定申。

志賀文書

讓與

相傳所領豐後國大野庄志賀村南方在家田畠等幷勳功賞事

一所泉名內大窪屋敷（在田畠等）

一所羽月屋敷 在田畠等
一所朝倉名内㖨迫屋敷 在田畠等
一所津留屋敷 在田畠等
一所定蓮房居屋敷 付大竹屋敷 田畠
一所安岐郷内菊善屋敷 在田畠等
一所筑前國三奈木庄内勳功地半分 彌五郎兵衛入道給分

右件所領等者。所レ讓二與末子袈裟鶴丸一也。於二次第證文等一者。依レ爲二類燒一。所レ副二渡嫡子貞朝一也。公家關東御公事番役以下合戰事。可レ付二總領之手一。不レ可レ有二別儀一。蒙二勳功一之時。當配分可レ令二知行一。不レ可レ背二嫡子之命一。縱雖レ有下可二沙汰一事上。無二左右一不レ可レ及二上訴一。何度も可二懇望一也。於レ不レ背二此儀一者。觸レ事又總領不レ可レ致二違亂一。雖レ載二如レ此子細一。嫡子又於レ不二叙用一者。可レ及二上訴一者也。然者相共仁深相忍。向後無二相違一可レ令二進退領掌一。仍讓狀如レ件。

正安參年十二月廿日　大友豐前八郎太郎
沙彌阿法　在判

島津文書

奉二寄進一
正八幡宮
日向國臼杵郡田貫田尾藤左衛門尉時綱領

右爲二聖朝安穩異國降伏一。所レ奉二寄進一也。雖レ爲二向後一。就二社務一令二管領一。可レ被二御祈禱一。者依二鎌倉殿仰一。

〔正八幡宮〕たゞ八幡宮と云ふに同じ。二十二社注式に大隅國正八幡あるを初見とす、安齋隨筆に、八幡の本地は阿彌陀なりとて八幡大菩薩を號するに依りて、神と佛と交りて紛らはしき故に、本地を取りて、正眞の正八幡大神宮と云へる意なるべしと見えたり。

〔平朝臣師時〕時賴の孫、宗政の子也正應六年評定衆、正安三年北條第十代の執權となり、應長元年卒す。

〔平朝臣時村〕政村の長子也、建治三年六波羅北方探題正安三年連署となり、嘉元三年卒す。

〔壽福寺〕鎌倉扇谷に在る臨濟宗の寺鎌倉五山の第三也もと源義朝の邸址なりしが、治承四年岡崎義實報恩の爲め、此地を賜りて當寺を草創す。

〔眞源大照禪師〕德見歸朝の後、朝廷より賜はれる號也

奉レ寄如レ件。

正安三年十二月廿四日　正五位下行相模守平朝臣師時 在判

從四位下行武藏守平朝臣時村 在判

鎭西要略云。乾元元年五月十八日。探題前上總介實政辭レ職。北條遠江守隨時補二代之一。隨時者爲時孫。上總左近將監政顯實政之子。相並爲二奉行職一。按。政時爲二奉行一在二去年十一月一。

尊卑分脈云。實政 上總介從五下鎭西 正安四乾元元五十八卒。五十四歲。北條系圖同レ之。

異稱日本傳云。乾元二年閏四月十七日。令三鎭西人築二博多前濱石垣一。及置二兵船于瀨海要害之畔一。以備二異賊一。

鎭西要略云。嘉元元年。探題遠江守隨時。糺二異賊防禁之神祇一。以有二奉幣之勅使一。

眞源大照禪師行狀云。師諱德見。本名利見。總州香取人也。十二歲父母舍送二鎌倉壽福寺一。拜二寂菴昭禪師一爲レ師。正安二年龍集庚子。時師十七歲。受其服二事寂菴之左右一。晨昏定省。無二少怠色一。三年如二一日一也。時一山寧國師。自二南朝一來。覲二光本國一。正二席圓覺一。爐鞴甚熱。師往參レ之。中略。有二南遊之志一。皈白二寂菴一。嘉元三時師方二十二歲。遂去附二商舶一。抵二四明一。時高麗江南大理等。諸國皆爲二蒙古一所二一統一。獨吾日本不レ服。故將レ不レ許二容交關一。爲レ翔二其抽分之直一。不三惟禁二止商客上岸一。乃至二雲游衲子亦不レ得レ入二城門一。或有レ犯者。例以二細作人一坐レ罪。師誓曰。古人爲レ法亡レ軀。今正是時。乃敢於二夜半一登二雉堞一。投二身城中一。偶墜二豪富家庭之中一。守衞者捕而縛レ之待レ旦。家主召問レ師。因レ何至レ此。師求二紙筆一書曰。我在二日本一。遠聞二天童和尙道風一。故來求二出生死道一也。家主夫婦。皆素欽二佛法一。拜二東岩和尙一得レ授二衣盂一。

〔洛陽白馬寺云々〕寺は洛陽の西雍門外に在り、東漢明帝永平十年これを建立し、月支國の二比丘攝摩騰法蘭を延請す、これ支那最初の寺院也、德見は後ち正平四年に至り歸朝、南禪天龍二刹を董し、同十三年寂す。

〔隨時〕北條時賴の曾孫、定宗の子也

〔英時〕時政七代の孫にして、越後守久時の子也。

時岩主ニ天童ー。以爲吾師道德遠被ニ外國ー。甚喜乃白レ官。以ニ自首ー免レ罪。携至ニ大白ー。具陳ニ前事ー。東岩亦喜ニ其志ニ於道ー。而收ニ錄之ー。改ニ上字ー爲レ德。令レ飯レ堂。大德十一年（德治二）。慶元路官與ニ倭商ー。有レ鬨。一城盡災。由レ是巡ニ檢於諸寺ー。捕ニ倭僧ー。天童尤遭ニ重責ー。既得ニ十數人ー。載ニ站船ー送ニ之大都ー。師亦預ニ其數ー。安ニ置於洛陽白馬寺ー。

歷代皇紀云。延慶二年三月一日。鎭西飛脚到來。異國襲來ヽヽ人止レ之。

志賀文書

ゆづりわたす

せんくま丸かところ

ふんこのくになはかりかうのうちにうたはんふむ大くまのむら（付くほたのむら）事やうしとしてゆづりあたふるところ也關東御くうし（公事）いけいこくけいこの事嫡家大友まこ太郎さたむねかめいにしたかひてきんしすへきしやう如レ件。

延慶三年六月五日　　貞　親　花押

北條九代記云。正和三年五月之頃。神々對ニ異賊ー有ニ合戰ー之由。自ニ鎭西ー注ニ進之ー。

尊卑分脉云。隨時（遠江守　從五下）元亨元六廿三於ニ鎭西ー卒。英時（修理亮　從五下）元亨元下ニ向鎭西ー。

北條系圖云。種時（左近將監）九州下向。元弘三年亡。

鎭西要略云。元亨元年六月。探題前遠江守隨時卒。在レ職二十年。與ニ上總政顯ー交替。勤ニ此職ー。云々。

北條武藏修理亮英時。爲ニ探題ー。上總左近將監種時（政顯之子）爲ニ奉行ー。弟掃部助高政爲ニ職事ー。共相ニ居筑紫ー。

〔正慶二年〕正慶は光嚴天皇の年號にて、元弘三年に當る、此年五月新田義貞鎌倉を陥れ、北條氏亡ぶ。

〔探題英時云々〕此の年五月、小貳貞經英時を襲ひ、これを滅す。

〔應永廿六年云々〕此時朝鮮の領議政柳廷顯等兵艦五百餘艘、兵一萬餘人を率ひて對馬を侵せしが、九州探題澁川義俊、太宰少貳滿貞等赴き援ひ廷顯等大敗して逃れ還る。

東寺文書

最勝光院所司等謹言上

欲下早被レ經二御奏聞一被レ成二下綸旨於武家一。中二成六波羅御施行於鎭西一。嚴密被レ經二御沙汰一。當寺領肥前國松浦庄地頭等。正中元年以來。抑二留本家寺用米一。其咎不レ輕事

右當庄者。爲二往古寺領一。寺用百貳拾石致二其沙汰一之地也。而爲二異國要害一。地頭等一圓管領云々。雖レ然於二本家役寺用米一者。更無二解怠一之處。近來恣雖レ令レ對二捍寺用一。寺務遷替之間。依レ不レ及二嚴密之沙汰一。彌關怠其咎難レ遁者也。爰正中元年。以二最勝光院一被レ附二于東寺一。被レ始二行六箇鄕重之御願一。被レ成二進官符於關東一。殊可レ奉レ祈二公家武家之安全一之由有二其沙汰一。關東御施行之上者。早被レ下二綸旨於武家一。云二年々懈怠分一。云二向後寺用一。被レ經二嚴密之御沙汰一。急速爲レ預二裁斷一。粗言上如レ件。

元德三年四月　日

按。正慶二年。北條家滅亡。探題英時亦自殺。於レ是異賊警衞終寢。

天地根元歷代圖云。應永廿六年。自二異國一蒙古攻來。太宰少貳退二治之一。又見二和漢合運一。

大日本傳皇代記云。應永廿六年六月。高麗兵到二對馬一合戰。

日本運上錄云。應永廿六己亥六廿。蒙古來。三千七百餘艘打二執之一。沈レ海者若干。

日蓮註畫贊云。百四代稱光院 諱實仁 應永二十六年己亥六月廿日。蒙古國高麗一同軍船一千三百餘艘浮二海上一。其内五百餘艘對馬島押寄。打二取彼島一。云云。

皇代略記云。應永廿六六廿。蒙古軍船一千三百餘艘。對馬國寄來。同廿六日。九國軍兵合戰。蒙古打負。

〔九州探題云々〕九州探題は室町時代に至り斯波氏、今川氏これに任ぜしが、應永二年足利氏の族澁川滿賴これに代り、爾來子孫此職を世襲す。
〔荒夷宮〕攝津國西宮市に在る廣田社の攝社也。
〔資忠〕花山天皇第十四代の裔にて、顯邦の子也。
〔伯〕神祇官の長也
〔若宮〕石淸水八幡本殿の艮隅に在り仁德天皇を祭る。
〔義持〕義滿の長子也、應永元年足利第四代の將軍となり、正長元年薨ず
〔和漢合運云々〕この事南方紀傳にも見ゆ、大明天子とあるは明第三世、世宗皇帝也。

神軍有二奇瑞一。同七月二日蒙古悉退散。
神明鏡云。應永廿六年七月十五日。九州探題澁河左京大夫滿範注進狀云。蒙古高麗引合兵船五百餘艘。對馬國ニ押寄。彼島ヲ打取之處。探題幷少貳以下兵共押寄。及二散々合戰一之刻。天地震動。大風吹。雷鳴神變種々。中ニ女人御方ノ船ヨリ出。多ノ敵船ヲ覆ス。剩蒙古大將ノ弟ヲ虜ルト。小貳注進ス。不思議ノ神變云々。
後崇光院御記云。應永廿六年六月廿五日。抑大唐蜂起事有二沙汰一。云々。出雲大社震動。流レ血。云々。又西宮荒夷宮震動。又軍兵數十騎廣田社ヨリ出テ東方へ行。其中ニ女騎之武者一人如二大將一。云々。神人奉レ見レ之。其後爲二狂氣一。云々。自二社家一令二注進一。伯（資忠）二位馳下。尋二實否一。云々。異國襲來ノ瑞想勿論歟。又廿四日夜。八幡鳥居風不レ吹ニ顚倒了。若宮御前鳥居也。さゝやきの橋打碎。云々。室町殿（義持）御參籠時分也。殊有二御驚一。云々。諸門跡諸寺御祈禱事被レ仰。云々。廿九日。聞北野御靈西方ヲ指テ飛。云々。御殿御戶開。云々。諸社恠異驚入者也。唐人襲來。先陣舟一兩艘。已有二合戰一。云々。大內若黨南人爲二大將一。海上行向二退治。其以前神軍有二奇瑞一之由注進。云々。七月廿日。抑聞唐人襲來。既付二薩摩之地一。國人合戰。唐人若干被レ討。國人も被レ伐。云々。唐人中ニ有下如二鬼形一者上。以二人力一難レ責。云々。浮二海上一異賊八萬艘之由。大內方へ、注進到來。自二探題一注進者未レ到。云々。又兵庫へ唐船一艘着岸。是ハ爲二使節一非二軍船一。云々。按。和漢合運云。應永廿六己亥七十三、呂淵持二大明天子書一來。廿四日。聞兵庫ニ來唐人不レ可レ被レ入二帝都一。云々。牒狀之外。四字ノ札獻レ之。其文字云。梵沐桐重。此字無二讀人一。云々。僧俗幸人不二讀解一。難二心得一。云々。薩摩ニ付異賊蒙古云々。八月十一日。抑唐人襲來。去六月廿六日。於二對馬一小貳大友菊地以下合戰。

〔室町殿〕足利將軍を云ふ、もと殿名、京都北小路の北、室町の東に在り、崇光院の御所なりしが、永和三年炎上の後、足利義滿申請して第宅となし、幕府を造營し、永和四年移徙す、依て足利氏を室町殿と云ひ、幕府を室町幕府と云へり

〔執柄〕攝政關白を云ふ。

異賊打負。若干被レ討。大將軍二生捕。云々。大風吹。唐船數多破損。入レ海了。凡唐船二萬五千艘。云々。生捕大將兵庫ニ來。去六日注進到來。云々。天下大慶。室町殿御悅喜。公武人々參賀皷操。仙洞へも同賀申。云々。昨日門跡執柄大臣以下大略參賀。云々。雖ニ末代一神慮之至不思議也。十三日。抑異國襲來事。去六日探題注狀不慮披見記レ之。

畏言上

抑六月廿日、蒙古高麗一同に引合て、軍勢五百餘艘對馬島に押寄、彼島を打取之間、我等太宰少貳が勢許にて、時日をうつさず、浦々泊々の舟着にて、日夜の間合戰を致之間、敵御方死する物其數をしらず。既難儀之間、九ヶ國の軍勢を相催、同廿六日各手をくだき、安否の合戰を致之間、異國の軍兵三千七百餘人打取、斬弃その外は數をしらず。惣じて敵の舟海上に浮物一千三百餘艘也。海賊に仰付て、夜晝を限らず所々の合戰、或は舟に乘損じて海上に沈物甚多し。さる間、合戰最中、奇特神變不思議の事一篇ならず。敵の舟において雨風震動す、雷とゞろき、霰降、大寒、手こゞえて打物の束もにぎられず、氷死するもの其限を不レ知。就レ中に奇瑞には、合戰難儀の時節いづくよりとはしらず、大船四艘、錦の旗三流差たるが、大將とおぼしきは女人なり。其力量べからず、蒙古が舟に乘移て、軍兵三百餘人手取にして、海中に投入に、大將蒙古が弟其外以下峇の物廿八人、少々は卽時ニ斬弃、相殘七人は上意によてのぼすべし。廿七日半夜過程に、異國の殘の兵ども、皆々引退、蒙古打死と風聞す、其說未定也。その外、敵の舟ども七月二日悉退散仕ぬ。如レ此急速に落居、併神明の威力に仍也。上樣の御運も、殊目出畏入候。委細猶略して注進如レ件。

〔貞茂〕賴茂の子、宗氏第七代也、應永九年封を襲ぎ、又た武藤直資の命により、筑前守護代となり、同十五年對馬に歸還す、後ち嘉吉三年に至り始めて朝鮮と交易を相約せしことあり。

〔東寺〕京都九條に在る眞言宗の總本寺也、延曆十五年の建立に係る。

七月十五日

雖二末代一神明威力吾國擁護顯然也。此注進狀正說也。

宗家譜云。貞茂讃岐守。應永六年六月廿日巳午未刻。蒙古兵船到二對州與良鄕阿佐尾浦一。其兵一萬餘人。栖二籠仁位鄕糠嶽一。貞茂合戰數日。討二捕蒙古兵一甚多。僅免レ死者乘レ船歸去。同廿六年己亥。蒙古兵船再到二仁位鄕浦一。貞茂防戰破レ之。蒙古失レ利逃去。死者甚多。按、本書以二廿六年寇賊一分爲二兩度一事誤。

東寺引付

應永廿六年己亥

七月廿五日

一異國調伏御祈事

一捧物事

九月二日

一異國調伏御調御祈禱事

同十二日

一御祈禱料足事

一同佛事

東寺文書

異國調伏御祈事。滿寺殊致二精誠一可レ被レ計二沙汰一之由。廣橋爲二奉行一申候。可レ被二存知一之旨。被二仰述一

〔成氏〕足利持氏の第四子、古河公方の初代也。

〔公方樣〕關東管領を云ふ。

〔力者〕剃髮して力業を勤むる者也、院御所、門跡、諸公卿及び武家等に置く。

候也。恐々謹言。

十一月廿五日　　公長

年預法印御房　按、十一宜レ作レ七。蓋傳寫之誤也。

成氏年中行事云三月三日、公方樣由井ノ濱ヘ御出　御馬幷召替御馬被レ牽。御調度ハ依ニ御矢取一御覺悟持、御單物御紋櫻、依レ爲ニ御馬一。役人被レ帶ニ御劍一、御沓役モ弓蟇目ヲバ力者ニモタセベシ。役人ハ鞢靫ヲモ靡者に持セベシ。其外ノ供奉ハ、蟇目一弓ニ取添一ヲバ腰ニサシ、一ヲバ力者ニ持スベシ。其外蟇目廿ニテモ、又イクツモ爲ニ用意ハ、若黨ニヒツシキナドモタセテ、御犬之不レ始間ハ、磯ニ可レ置。隨滿時分マデ、御酒數獻、大草調進上、其後御犬被レ遊。及ニ數十走一間、還御ハ每度夕大ニ及ナリ。濱ノ御犬ハ、毛胡進治ノ御祈禱タル間、每度御出尤也。按、此事雖レ不レ關ニ應永已前一、以爲ニ足利家儀式一附ニ于此一。

螢蠅抄第五終

螢蠅抄附錄

藤森緣起云。光仁天皇第二皇子早良親王。年來御崇敬異二于他一也。爰天應元年四月一日。超二御兄山部親王一立二太子一。今年異國蒙古黃來之由有二風聞一。以二立太子一爲二大將軍一。可レ有二退治一之由。有二宣旨一依レ之立太子大軍勝利事被レ祈二申當社一。同年五月五日御出陣之處。大風吹而大海飜二波浪一。件蒙古不レ及二一戰一。悉以令二滅却一畢。以二此因緣一每年五月五日。祭禮神幸之時。在地之神人等。鎧二甲冑一帶二弓箭一。列二騎馬一事。第一異國降伏之表示。第二天下泰平之瑞相。第三疫病消除之祈禱也。自レ爾以降。洛中洛外至二邊土遠國一。小男童兒帶二作太刀々等一。以二菖蒲一餝レ之。稱二菖蒲刀一。

按。本書所レ言蓋非二實事一。姑載二于此一。以資二博覽一。

鎭西要略云。寬治元年異賊船來亂レ我勑二肥後守經隆一追二討賊徒一

密嚴上人行狀記云、大傳法院本願上人ノ世系ヲ考タルニ、父ハ肥前國府知津ノ莊ノ摠追捕使、伊佐ノ平次兼元、母ハ橘氏、同キ國豪家有德ノ娘ナリ。然ルニ兼元ハ累代武略ノ勇士ニシテ、其名遐邇ニ隱ナク、鄕梓ノ長幼常ニ畏敬ヲナシ、路頭ニテハ腰ヲ折、面前ニテハ膝ヲ屈ス。同腹ニ四タリノ男子ヲ誕生セリ。中ニモ三男彌千歲丸（密嚴）ハ、堀河院ノ御宇嘉保二年乙亥ニ誕生シ給ヘリ。中略。其比異國ノ凶賊、本朝ヲ襲ハントシテ、兵船數十餘艘ニ取乘、肥前ノ國松浦ノ澳ニ懸テ、枝船ヲ下シ、人馬共ニ込乘、渚ニ下テ中

〔藤森〕山城國紀伊郡深草村に在り、舍人親王、早良親王及び伊豫親王を祭る。

〔早良親王〕天應元年皇太子に立ち給ひしが、延曆四年藤原種繼射殺のことに坐し淡路に配流、その途中にて薨ず、延曆十九年崇道天皇の追尊を贈る。

〔山部親王〕桓武天皇也。

〔大伴〕大友也。

〔手垂〕手足（テダリ）の當、字手練ある者を云ふ。

〔太宰府〕西海道を總管し、兼ねて外寇を防ぎ外交の事を掌る官也、宣化天皇元年官家を那津に置き九國を總攬し兼ねて外國の事を掌らしめしを濫觴とし、推古天皇十七年に至り、始めて太宰の名見ゆ。

〔徽宗皇帝〕神宗の子、宋第八代の皇帝也。

國ニ攻入ントス。鎭西ノ武士、此由ヲ聞テ、各自ニ蟻集ス。中ニモ菊池大伴宍戸松浦黨命ヲ賤シテ懸合ケルニ、異賊剛强ニシテヒルム色ナシ。宍戸ノ一黨、慮ヲ盡シ力ヲ究メテ禦戰ヘリ。朱旗天ニ飄テハ、秋林ニ紅葉ヲ瀑カト恠シミ、白刃地ニ閃テハ、冬郊ニ霜雪ヲ凝カト訝カル。飛箭空ニ亂レテ、雨脚ヨリモ夥シテ、烽火野ニ遍フシテ、星熒ヨリモ燗ナリ。平次兼元ハ元來精兵ノ强弓、矢次早クシテ手垂ナレバ、陣面ニカケ出テ、術ヲ盡シテ射ケル程ニ、凶賊等射痓ラレ、此勢ニ辟易シテ、軍破レ備亂レテ敗北ス。或ハ船ヲ乘傾ケテ覆シ、或ハ浪ニ卷レテ溺死ス。手負ヲモ助ケズ、討ルヽヲモ圍ズ、殘少ニ成テ本國ニ漕還ス。宍戸ノ一黨、討取トコロノ首級ヲ注進シテ、太宰府ニ遣ス、卽帝都ニ送リ上セ、軍ノ樣ヲ奏達ス。主上叡感淺カラズ、宍戸ノ一黨、勳ニ應ジテ恩賞アリ。中ニモ伊佐ノ平次ハ拔群ノ働ナレバ、各別ニ褒賞有べシトテ、太宰ノ小貳ニ補セラレ、莊田四箇所ヲ賜テケリ。（又見ニ鎭西要略一）

按。寬治嘉保寇賊古書所レ不レ載也。可レ疑。

弘安記

唐より和朝へ攻來て合戰有し事は、開闢以來數度におよぶ。近くは後一條院の御時にあたり、寬仁三年卯月、唐の刀伊國より數萬艘の兵船せめきて、九州に於て度々の合戰に及ぶ。その時、太宰少監大藏植材・藤原明範・平爲賢・同爲忠・藤原助高・大藏光弘・藤原友近・太宰少貳平致行・大監藤原致孝等承りて、同年卯月十二日發向して防戰ふ。異國の兵船を追はらひ、殘り少に討留しかば、其後は異國よりも本朝の武勇におそれ、久しく此國を犯す事なかりしに、年歷二百四十餘年ありて、文永弘安に異賊攻來りし其由來を尋ぬるに、宋朝の徽宗皇帝の時にあたり、金國の勢大に成り、威勢を振ひしかば、宋朝

〔關東の將軍〕實朝の卒後、藤原賴經を迎へて將軍となし、同賴嗣、宗尊親王、惟康親王、久明親王、守邦親王相繼ぐ、されど賴經以下は北條氏の立つるところにして實權なし。

〔惟康親王〕宗尊親王の王子也、文安三年第七代の將軍となり、同七年源姓を賜はる、弘安十年再び二品親王となり、正應二年歸洛、嘉曆元年薨ず。

國王叶はず、東南の杭州といふ國へ移り玉ひける。其後に、金國の王熙宗の時、又蒙古國叛ひて合戰に及ぶ。これ又金國を背、みづから大蒙古國と號し、金國へ攻來、又西域を不レ殘うちしたがへ、高麗を攻取、次第に勢大に成しかば、金國王も大祖より一百八十年にあたり、末帝と申せし時、蒙古國にほろぼされ、悉く絕にしかば、蒙古王彌逆威を振ひて、日本をもしたがへんと、蒙古の年號至元三年、世宗皇帝の勅使兩人日本へ來朝す。龜山院御時、文永三年正月下旬九州に着岸す。其比關東の將軍は、二品惟康親王、執權は相模守時宗也。則異國牒使より件の狀を捧二禁庭一、其狀云。

上天眷命。大蒙古國皇帝奉二書日本國王一。朕惟自レ古小國之君。境土相接。尙務講レ信修レ睦。況我祖宗受二天明命一。奄有二區夏一。遐方異域。畏レ威懷レ德者。不レ可二悉數一。朕卽位之初。以二高麗無辜之民久瘁二鋒鏑一。卽令レ罷レ兵。還二其疆域一。反二其旄倪一。高麗君臣感戴來朝。義雖二君臣一而歡若二父子一。計王之君臣亦知レ之。高麗朕之東藩也。日本密二邇高麗一。開國以來。亦時通二和中國一。至二朕躬一而無二一乘之使以通二和好一。尙恐。王國知レ之未レ審。故特遣レ使持レ書。布二告朕志一。冀自今以往。通レ問結レ好。以相睦以相親。且聖人以二四海一爲レ家。不二相通好一。豈一家理乎。以至レ用レ兵夫孰所レ好。王其圖レ之。

至元三年八月三日

此使は、日本の國のありさま、戰場に可レ成所をみむために、遣しけるとぞ聞えし。爰に日本に不思議一つ出來ける。文永五年戊辰五月八日に、東西に二ツの日輪出來、草木を照からす。同三年三月に、亦兩日輪出現す。同八年霜月、又兩日輪出現す。これは唯事ならず、如何樣天下の大事あるべきと、陰陽頭龜を燒て占文を奉る。同年の暮より國々に火災おこり、神社佛閣炎上す。又如何樣天地を動す程の事出

來らんずらんと、諸人あやぶみ思ふところに、文永九年壬申、京都の六波羅に居られし式部大夫時輔と申は最明寺の一男なり。別腹なれば家嫡に立事を不レ得、舍弟時宗幼少より惣領に立、執權の職に居りければ、速々口惜き事に思ひて、內々謀反をおもひ立ぬ。關東にも同意するともがら數多あり。しかればひそかに內通して、まづ關東の宿老なれば、名越尾張守入道見西を討取、其後時宗を亡さんと內談して、同年正月廿七日、尾張守時章入道・舍弟遠江守教時、其外佃波七郎盛直を謀反人と號して、夜討にしける。然といへども、この事忽にあらはれて、尾張守を討し輩、大藏次郎左衛門賴季・澁谷新左衛門・四方田瀧口左衛門時綱・石川神次郎・薩摩左衛門三郎等を鎌倉にて誅伐せらる。又本人なれば時輔をも可レ誅のよし、京都へ早馬馳のぼりしかば、時輔は同月の十五日、六波羅を落、多々良三郎左衛門政相はかり相伴ひ、吉野山へ遁籠しが終にかなはず自害して死にけり。中御門中將實隆卿も、彼惡逆に內意の由にて、召籠られ給ひけり。是こそ天下の周章とおどろきければ、蒙古國大王世宗皇帝、國を大元國と改め、威勢をふるひ日本をしたがへんと、新都會洪茶なんどいふ大將に、二萬五千餘人の兵を相添、大船九百艘にて攻來る。文永十一年甲戌十月五日、對馬國の國府八幡宮の假殿の中より、神火もえ出、炎天上に上りけり。在家神人これをみて、大に驚き、これはよのつねの燒亡かとさはぎけるに、尋常の火にあらず、神火にて、家は其まゝありけり。異賊の來朝する儀を、神明示し給ひし不思議是なり。同日の申の刻、對馬國西佐寸浦へ敵船著岸す。彼國の守護人、宗右馬助馳出合戰し、蒙古のさきかけの大將一人討取けれども、終に大勢に小勢かなはず、彼島の人々不レ殘討死す。同十四日、蒙古壹岐島に押寄攻しかば、守護人景高、一戰に討負、父子不レ叶自害す。蒙古打勝て、男をばみな指ころし、女子を多く生捕て船に

〔時輔〕相摸次郎と稱す、文永元年六波羅南方に居し、同二年叙爵、式部丞となる。

〔尾張守時章入道〕義時の孫、朝時の子にて、名越氏第二代也、時輔の與黨退討の時、軍卒の爲めに誤りて殺さる、下文鎌倉にて誅伐せられし五人は時章を誤殺せし軍士にて、時章の與黨には非ず。

とりのせけり。同月十九日辰の刻、筑前國博多箱崎今津佐原へ押寄、百姓を追捕し、こと〴〵く生害す。同廿九日、九州住人小貳覺惠子息太宰少貳經資以下五千餘騎を引率して馳向ひ、散々に合戰して、蒙古を二千餘人討取しかば、不レ叶とや思ひけむ、賊船はのこらず引退く。かくて中一年ありて、本朝の年號建治三丁丑年卯月十五日、大元より勅使五人、長門國室津に著岸す。猶以て日本より大元へ官物送らざるに於ては、かさねて大軍を以て本朝を攻むべきよしを申。是を奏聞し、鎌倉へ伴ひければ、瀧口に於て五人ながら首を刎て捨られけり。其比までは、宋朝の衞王、杭州に都を建れらて殘り玉ひけるを、大元の年號至元十六年、大元より押寄て、終にのこらず亡しけり。大元の世宗皇帝、支那四百餘州を不レ殘一統して、いよ〳〵龍虎の勢天地を凌ぎ、此上は日本をうち取べき事、案の內とおもひ、日本の年號弘安三庚辰年にあたつて、杜世忠といふ者を勅使として、猶日本を催足しける。此使をも鎌倉の瀧口に於て被レ誅けり。大元王是を怒り、日本國五畿內五ヶ國四方三百七十萬餘人と計て、其勢を以て日本をせめんとす。其爲に大船を造りける。されば大唐四百餘州にあらゆる名木古木をいはず、こと〴〵くこれを切て舟を造り、渡海の用意專なり。詩人胡尊生が因官伐レ松といふ題にて、大夫去作二棟梁材一無二復清陰獲ニ緣苔一只恐江頭明月夜、誤他千里鶴歸來、と作りけるとかや。此事日本にも聞えければ、其用意の爲に、四國九國の兵は筑紫の博多に馳集り、山陽道山陰道の勢は王城に集り守護し奉る。東山道北陸道の兵ども、越前國敦賀の津をかためける。去程に、日本の年號弘安四年巳年閏七月朔日、大元兵船七萬餘艘、同時に九州博多の津志賀島鷹島能古島に押寄る。大船艫をならべ、もやひを入、步板を渡し、陣々に油幕を引、干戈を立双、五島より東博多津まで、海上路數百里、忽に陸地に成る。日本の勢も博多濱十里計

〔衞王〕度宗の第三子。南宋第九代帝昺也。

〔世宗皇帝〕世祖皇帝也。

〔四百餘州〕判度通に、中國の州郡を舉げて四百餘州と云ふ事、人口言爲すこと也、然れども中國の書には多く見えず、說郛の內に、呂東萊の紫微詩話に、李方州贈二汝州太子一詩云安得吾皇四百州、皆如二此邦二千石一と、纔に此詩にあらはる、宋の州四百迄は無し、大略に舉げて云ふなるべしと見えたり。

に石垣をたかくついて、前は敵のために切立、後は爲ニ御方ニ掛引自由にかまへ、其陰に高く屏を塗、陣屋を造り、數萬の軍兵まちかけたり。かゝりける所に、敵の舟の舳先に、桔槹のごとくなる柱を數十丈高くたて、横なる木の端に高坐をかまへ、人を上せて見せければ、日本の陣内はたゞ一目に見わたす。又四五丈斗廣き板を、筏の如くに鐵鎖て、水上にしきならべしかば、波上に平なる道を幾つも作り、其路より軍兵馬を懸出して、戰を決せんとす。日本の先陣は、少貳筑前守入道妙恵・子息太宰少貳・同次郎盛貫・太宰大貳景頼・大友出羽守貞親・天草大夫尉種増・菊池二郎武房・松浦太郎兄弟・河野六郎通有同伯耆守・阿蘇大宮司宅靡。別當太郎を始として、二十萬騎とぞ聞えし。其程に、敵の方より太鼓を打、鐘を鳴し、凱の聲を發しければ、其聲天地にひゞきおびたゞし。日本の方よりも、同凱を合せかけ出、太宰少貳手よりも、九州無双の勢兵をすぐり出て、敵の物見にかまへし樓上の兵を、あまた射落しければ、敵方より歩の板を走渡り、數百人一度に馳出。鐵炮といふ長四五尺の鐵の棒に、手鞠程の鐵丸を打出す事數十間、其ひゞき雷のごとし。其先にあたる兵燒ころされずといふ事なし。味方これを防かねて、こと〳〵く引退ば、敵は勝にのり、兵馬一度にさつと懸出〳〵、やりと號して、長二三間斗の大鉾をそろへ突出る。其脇に半弓をそろへ射出しければ、日本勢もこと〳〵くうち負て、すゝみかねてぞ見えにける。伊豫國住人河野が一族を初として、三千餘人荒手を入かへ切てかゝり、敵の大將を一人討取ける。河野一族伯耆守通時こゝにて討死す。一日戰暮し夜に入ければ、松浦黨他の勢を不レ交、千餘人よの浦をまはり、敵大將の陣へ夜打によせけり。志の程は猛かりければ、敵を打事二三萬人なりしかども、大勢の中へ取籠られて、みな生捕にせられ、千尋の底にしづみけり。日本勢防兼て、四國中國へ引返す。敵

（阿蘇大宮司）阿蘇社は肥後國阿蘇郡宮地村に在りて神八井耳命の御子健磐龍命、同妃阿蘇津媛命、御子速瓶玉命を祭る、阿蘇氏（神八井耳命の裔）世々此の社に奉仕せしが、延喜中友成大宮司となりしより、子孫此職を世襲す。

（鐵炮）これ此名の我國人に知られし初めにて、太平記にも見ゆるも其制詳かならず、元史に回回砲とあるはこれなるべし。異稱日本傳に、「今按、回回砲列傳第九十云亦思馬因回々氏、西域旭烈人也、善造レ砲、太平記曰、元犯レ我、其攻具有ニ鐵炮一、即是」とあり。

〔修理亮時光〕時政の曾孫、時盛の子也、北條九代記弘安七年の條に、八月比修理權亮時光(越後守時盛息)陰謀事露顯之間經二種々拷訊一之後、配二流佐渡國一、滿實法師同意云々とあり、爰に弘安四年のことゝせるは誤なり。

人勝にのりて、日本の地へ上り、山林にかくれ居たる百姓人民を打殺す。もしや助るかと、深山に逃かくれけるを、赤子などの泣聲を聞て、これを尋來て殺しければ、皆赤子どもをすてゝ、山深くかくれけり。日本國中貴賤上下、これは如何にと周章さはぐ。天子みづから神祇官に行幸なり、肝膽を碎て御祈誓あり。靈神靈佛に勅使をたてられ、御祈禱七日に滿する日、信濃國諏訪の湖より、五色の雲たち西にたなびき、八幡の内陣震動し、賀茂日吉の錦帳の神鏡動けるよし奏聞す。又同七月六日の曉、伊勢大神宮の風宮の神殿より、赤光耀出、其光天地を照し、大風を吹せ、沙漠を揚、大木をふき倒すよし、神祇等連判の起請文を以て奏聞す。此神々の神力にて、敵を退治せんことうたがひなしと、賴母しくおもひ、幣帛をさゝげぬ人もなかりける。同年八月十八日辰の刻に、大元の兵船門司赤間か關を經て、長門周防へおしわたる。兵船既に渡中をさしゝ時、晴天俄に替り、神風烈しく吹落し、逆浪天にみなぎり、雷鳴はためき、電光地に激烈す。大山もたちまちにくづれ海に入る、敵軍の船共、あらいその巖にあたり、微塵にうちくだけて、さかまく浪に打返され、潮水にしづみ、ことごとく滅亡し、たまたまいそへ漂泊する舟を、日本人これを討取しかば、數萬の蒙古人のこらずみなほろびにけり。其中に仙術をまなびけむ大將壹人步兵二三人、一ケの破船にのり、大風にもはなたれず、水にもしづまず、空中を飛がごとくに、萬里の浪をしのぎ、明州の津へ歸にける。今度は神明威をあらはし、形を現しふせぎ玉ひしゆへに、敵軍皆漂倒し亡し事、末代なりといへども、日本の神明威德不可思議也。仰も猶おろかなり。此亂逆のまぎれに、鎌倉の一族修理亮時光謀反のきこえありしが、忽にあらはれめしとり、同八月佐渡國へ流されける。

按。本書記文永弘安事甚詳。然後人所ニ爲作一謬誤不レ少。仍不レ收ニ正篇一下倣レ之。

日蓮親書旗漫荼羅記

弘安四年辛巳五月二十一日。從ニ大元國一蒙古賊船四千餘艘。人數二十四萬餘責來。七月於ニ九州一防戰。其時遣八大龍王之御旗圓中。日蓮聖人爲ニ祈禱一之大漫荼羅令レ書。此御旗先立。親王向ニ九州一給時。某爲ニ武大將一至ニ九州一則日本之靈神擁護。有ニ神風一吹ニ彼賊船一其人數等不レ殘破。異國追拂給。日出度旗成故。我家預給畢。

十二月二十一日　　宇都宮貞綱花押

遣兩面之大旗者。惟康親王所持之御旗也。弘安四年五月二十一日。從ニ大元國一蒙古來船四千艘。人數二十四萬人也。時親王此旗四方八大龍神四角四天王中之圓相內十界大漫荼羅日蓮聖人仰而令レ書也。是爲レ持九州向。攘ニ蒙古災一給御旗是也。

正應元年十月十三日　　池上右衞門大夫宗仲花押

異國襲來祈禱注錄

文永元年七月八日。爲レ防ニ異賊之難一。大將軍中務卿宗尊親王。二十四歲而立ニ華洛一發ニ向壹岐對馬一。其軍勢十萬騎也。同八月四日。壹岐對馬ニ下着也。云々。同八月五日。爲ニ異賊降伏祈禱一。南都西大寺ニ勅使有ニ下向一之。其宣旨備。天王寺教興寺之兩寺者。同時建立之大伽藍。爲ニ吾朝佛法最初之寺院一。仍代々帝本朝異朝雖レ異。爲ニ朝敵降伏之靈地一。昔孝謙天皇以來異國襲來之時者。必兩寺ニ有ニ行幸一。被レ行ニ仁王大會一。則異賊退散。云々。今任ニ舊例一。四天王寺教興寺ニ行幸在レ之。龜山院云々。八月六日於ニ天王寺金堂一而被レ

〔八大龍王〕難陀龍王、跋難陀龍王、和修吉龍王、五德叉迦龍王、阿那婆達多龍王、摩那斯龍王、優鉢羅龍王を云ふ。

〔宗尊親王〕後嵯峨天皇第二皇子也、建長四年鎌倉第六代の將軍となり、文永二年一品に敍し、三年歸洛、十一年薨ず。

〔四天王寺〕大阪天王寺區に在る天台宗（もと八宗兼學）の寺也。用明天皇二年聖德太子の建立にて、もと玉造の岸上に在りしが推古天皇元年今の地に遷す。

〔教興寺〕河内國中河内郡南高安村大字教興寺に在り、もと高安寺と稱す

〔此經文陀羅尼〕即ち千手千眼觀世音菩薩廣大圓滿無礙大悲心陀羅尼也、呪語八十二句あり千手眞言とも云ふ

〔愛染明王〕愛欲を司る明王にて三眼威怒の形を顯す

修ニ仁王大會ニ導師者西大寺思圓上人。供奉僧百餘人也。同七日ニ教興寺ニ有ニ行幸ー。次八日於ニ講堂千手寶前之壽路地ー被レ行ニ仁王大會ー。此夜亥刻。大風百餘艘賊徒損之由。自ニ壹岐對馬ー注進在レ之。（文永元年八月廿八日注進之）（狀常稱ニ上者。宗尊御注ニ云々。）仍天下安全御祈請成就之上者。兩寺本尊之威光異レ他。西大寺上人面目。一天四海隨喜仰。如ニ生身佛ー。云々。

一弘安四年閏七月廿日。異賊調伏祈請之事。（從ニ文永元（後宇多）年ー至ニ弘安（龜山）四年ー十八年異見悉御宇也。）勅使光泰卿南都西大寺ニ下向再ニ也。宣旨狀被レ納ニ西大寺ー畢。同七月廿七日。異賊之船寄ニ九州太宰府博多金津ニ入之由注進在レ之。同廿八日西大寺思圓上人。依レ勅教興寺下向。次廿九日於ニ講堂千手寶前ニ被レ行ニ百座大仁王會ー。卽座千手眼經陀羅尼被レ講之時。此經文陀羅尼妙章句外國怨敵卽自降伏各還政治國土云々。此文句三遍誦被レ講之。四天王動搖。千手面目放ニ光半時許也。講經畢。本尊光止給。其時貴賤萬民致ニ渇仰ー歎ニ未曾有ニ云々。

一同廿日。山城國男山八幡宮寺ニ於思圓上人之供奉僧八百餘人。同自ニ閏七月一日ー至ニ七日ー毎日二時八百座仁王ニ被レ行レ之。夜分愛染王供被レ勤ニ修之。其御修法次第。

愛染明王供養法　思圓上人
愛染明王大呪一萬遍　伴僧一萬　長禪房
尊勝陀羅尼一千遍　隨覺房等　總合百人
不動明王法　本照房
同三種呪各一千遍　伴僧智仲房　等七十人
軍荼利明王法　慈道房

〔太元明王法〕大元帥法とも云ふ、大元帥明王を本尊として行ふ修法也、專ら眞言宗にて修す。

〔西大寺愛染明王〕西大寺愛染堂の本尊也。

〔唯識三十頌〕成唯識論中の頌文、今普通唯識論と稱するはこれ也。

同大咒三千遍　伴僧圓智房等七十人
降三世明王法　眞道房
同大咒三千遍　伴僧淨願房等七十人
大威德明王法　鎭圓房
同大咒三千遍　伴僧律道房等七十人
金剛夜叉明王法　觀心房
同大咒三千遍　伴僧尊律房等七十人
太元明王法　日淨房
同大咒三千遍　伴僧觀玄房等七十人

伴僧之外三百餘人僧侶。仁王經大陀羅尼七晝夜間。不レ限二通數一誦レ之。道俗共大咒同音誦之間。由上山下誦音天響。云々。七箇日滿夜戌刻大菩薩寶殿大振動。開二御殿之御戶一自レ内出二微妙御音一召二吉田一ト侯答。大菩薩重仰曰。思圓房與二數百人僧侶一。共致二異賊調伏之祈禱一。今夜既滿足。爲二異賊降伏一可レ放二鏑矢一云々。則御前庭弓弦音大響。鏑自出レ光如二雷電一指レ西飛行也。件鏑矢者。思圓上人年來持奉之愛染明王御持之鏑矢也。故于レ今西大寺愛染明王備矢一持給云々。次自二社壇中一白色曄光幡三流。飛出而向レ西去如レ鷹。三流之幡。皆有二文字一。第一流幡者唯識三十頌。第二流者妙法蓮華經。第三流者大般涅槃經。此一々文字放二金色光一。又御山振動更不レ止。神火數千。萬天曜レ地。照二山上山下一。社司神人。貴賤萬民。其時之僧徒。無レ不二皆有一稱二不思議一。其座之公家武家。言語道斷也恭レ言。其外人民道俗等。律僧至二沙彌等一見聞輩。併生身

〔交名〕數多の人名を連ね書きしものを云ふ。「ケウミヤウ」と訓む。

菩薩一於二叡尊上人御事一者。時之人唱二思圓佛一云々。

一宇佐宮八幡御託宣。爲レ降二伏異賊一南京西大寺思圓上人引二率八百餘人之僧徒一參二籠於男山一。七日七夜。大經大法等種々修法行法有レ之。仍春日日吉故號我身摠者日本國中之大小神祇。只今太宰府博多金津向畢。異賊破滅時刻今夜之夜半也。有二御託宣一。其後神者上給注進在レ之。

一注進狀云。神託畢。亥半俄自二東方一雷電起。大風吹。大雨降如二車軸一。波浪如レ山。立上廿餘丈。數萬船中振動漂溺。其數萬船破損摧失。成二寸尺一處々散在。異賊滅亡者子刻。船之破損者丑時也。弘安四年閏七月九日注進云々。

其後時之僧衆交名一卷。幷修法錄已上三卷。男山八幡宮寶殿被二奉納一畢。執筆僧性瑜本照房。云々。

右於二西大寺叡尊上人一者。願二後代嘲哢一思食之間。於二此等事一皆無二御記錄一。云々。誠末世之奇特。何事如レ之乎。仍爲レ備二證驗一粗記二大概一而已。

弘安四年九月廿二日。於二河州教興寺一阿一記レ之。

螢蠅抄附錄終

渡邊亨校

昭和三年十二月十日印刷
昭和三年十二月十五日發行

（新註皇學叢書　第七卷）

不許複製

（全十二册非賣品）

著作者　物集高見

發行者　川俣馨一
東京市小石川區竹早町三十二番地

印刷者　松浦政吉
東京市小石川區[illegible]訪町五十六番地

發行所　廣文庫刊行會
東京市小石川區竹早町三十二番地
内外書籍株式會社内
[illegible]

常磐印刷所印刷

EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 02976 4347